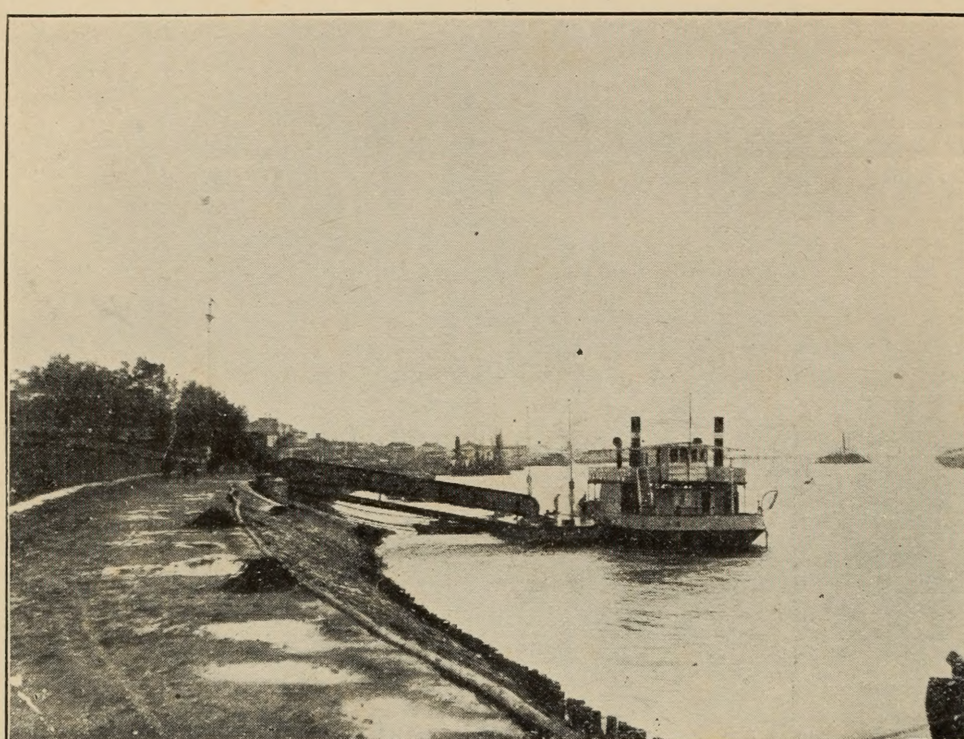
満蒙通覧

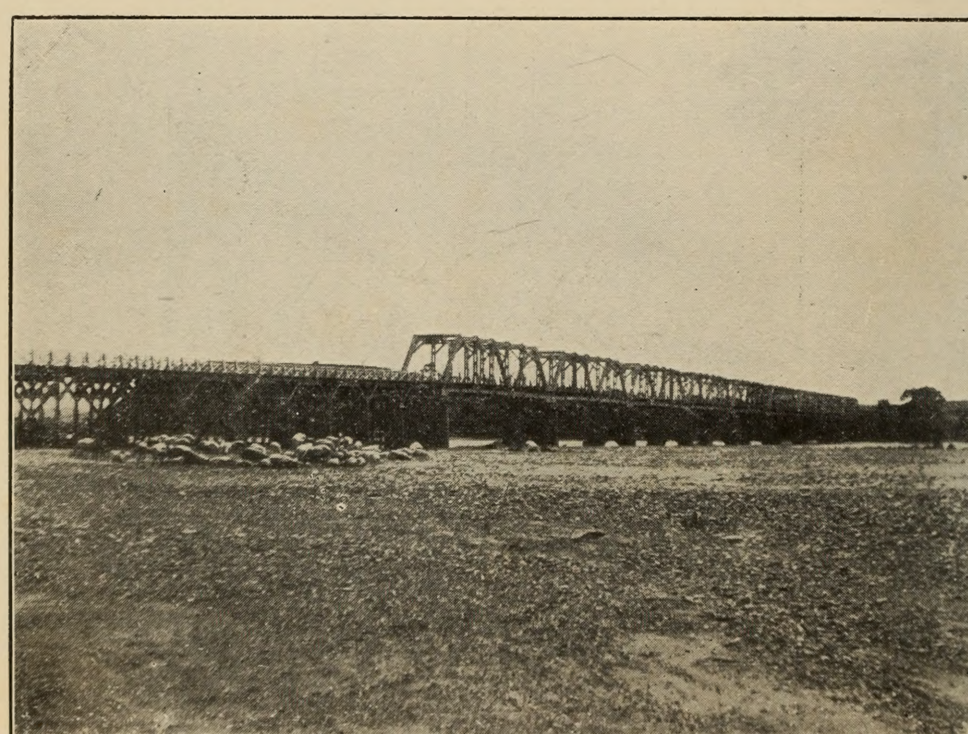
中編

滿蒙通覽

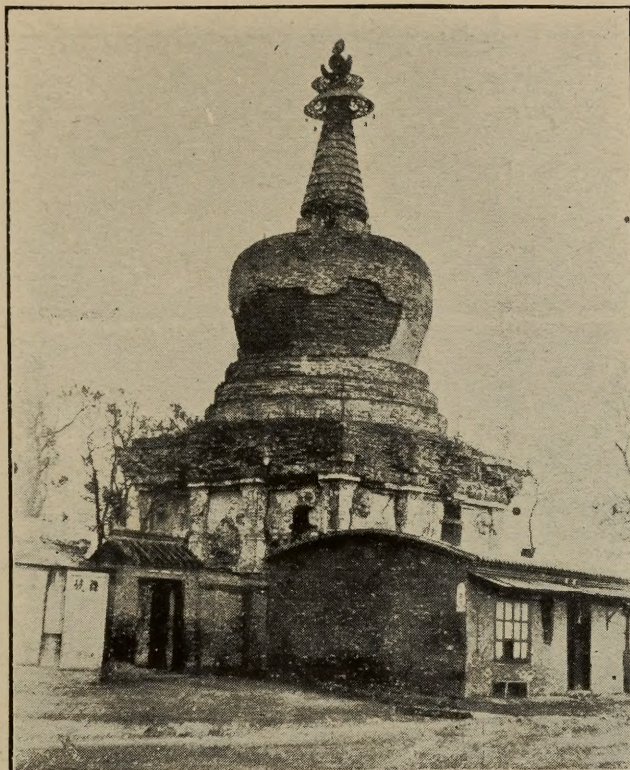
中編



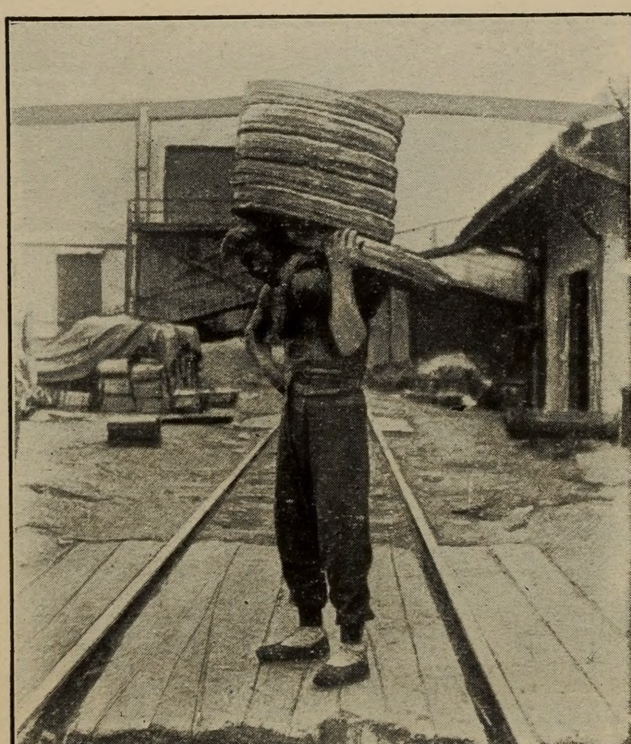
營口の遼河河口



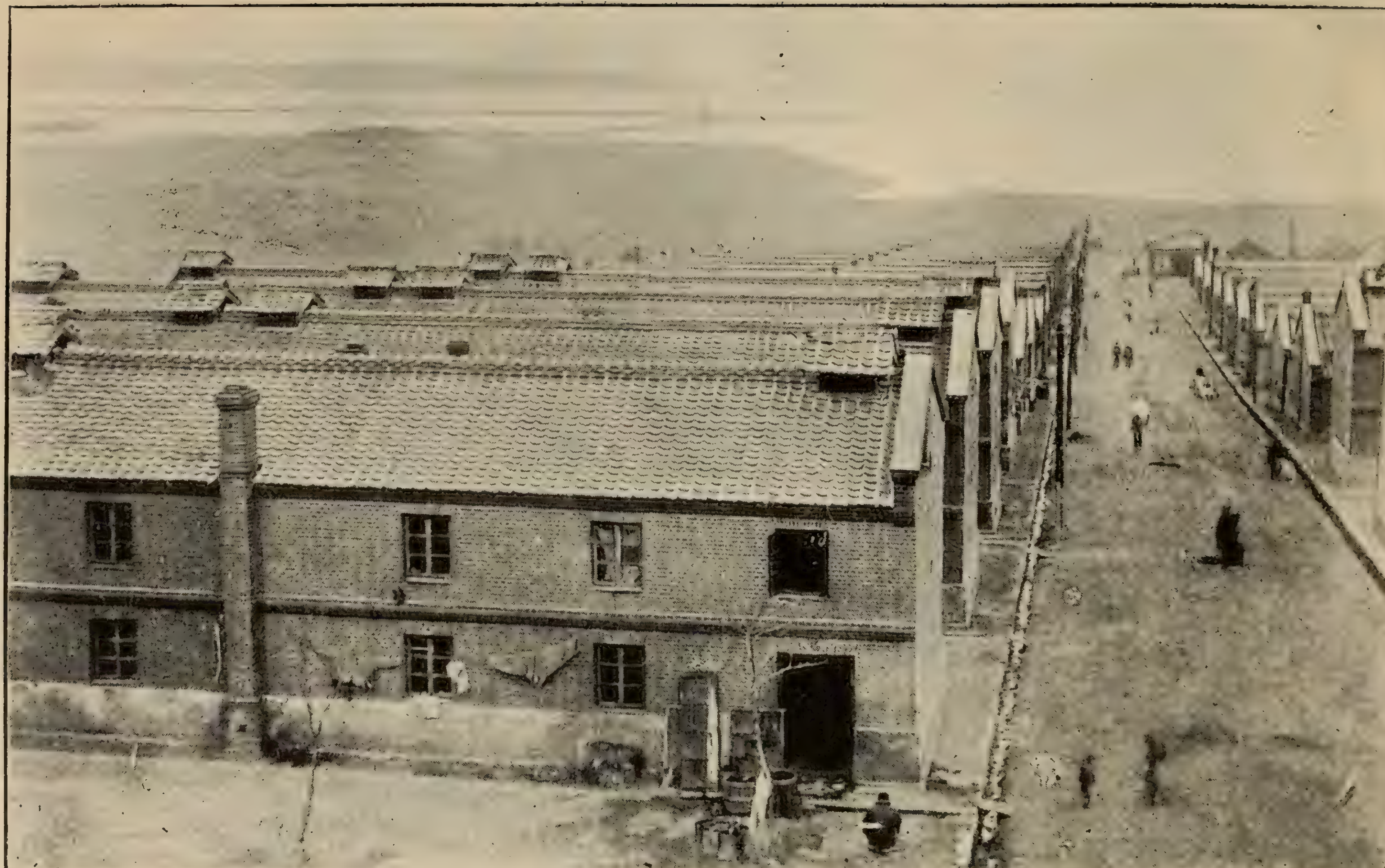
撫順の渾河に架せる兩國橋



奉天の西塔街なる喇嘛塔



支那苦力の豆粕運搬



大連福昌公司經營の寺兒溝なる第一苦力收容所



奉天の北陵



支那人の豚料理(一)



支那人の豚料理(二)

滿蒙通覽目次

—中編—

第三章　滿洲に於ける金融……三六三

第六章　軍備と警察

第三章　滿蒙の園藝……九三二

第四章　滿洲の蠶業及び養蜂

滿蒙通覽中編目次終

滿蒙通覽

福昌公司調査部編纂

—中編—

第三卷　滿洲の現狀

第一章　郵便及び電信電話

支那に於ける郵便は民局と驛站及び文報局とありて之れを掌りしが、光緒二年に至り、總務司ロバートハートが官立郵便局設置の建議をなせしより、光緒四年には北京、天津、芝罘、上海、牛莊の五個所に謂ゆる西洋式の郵便局設置され、尋いで九江、鎭江の兩開港場にも亦郵便局設置さる。其の後、光緒十六年に至り海關郵政部を各開港場に設け、同二十二年勅許を得て郵政局を創設し、之れと同時に驛站を廢し、民局を減ずるの手段を執り、各開港場の郵便物は之れを郵政局の獨占とし、其の他、

內地關係の郵便物は海關に登記せる民局をして代理せしむることゝせり、其の郵政局は總理衙門に於て之れを管理せしが、次いで稅務處の管理に移り、光緒三十二年には郵傳部管理に屬することゝなりしも期日指定されず、宣統二年五月一日に郵傳部の直轄となれり、是れ民國に至るまでの沿革大要とす。

一、滿蒙に於ける民國以前の施設

(1) **民局**　民局は一に信局とも稱し、(南方にては批館と呼ぶ)二種あり、一を內地專行信局と云ひ、一を輪船信局といふ。內地專行局は主として飛脚又は民船によりて內地間の信書又は物品を送達するものにして、輪船信局とは汽船を利用して瀕江沿海の各港間に於ける信書又は物品を送達するものなり、此等の信局は何れも數人の共同事業にして、信書又は物品の送達をなすの外、新聞取次業、銀行業、運搬業をなす、殊に滿洲に於ては鏢局と稱し、馬賊保險業をかぬる運送業あり、又、商業其の他雜業をなすものあり。

(2) **驛站**　驛站(イーチャン)卽ち郵驛は驛、站、塘、臺、所、舖、(イー、チャン、タン、タイ、ソ、プー)各其の土地の衝𨻶を量りて之れを置き

たるものにして、專ら官文書の遞送、官物の運輸及び公差官役の往來を護送することを掌るものにして兵部の所管たり、此等の郵驛には二種あり、一を舖遞と稱し、專ら步役によりて官文書の遞送を掌り、一を驛遞と稱し、其の官文書の遞送を掌ることは舖遞と同じきも、其の遞送には馬匹によりたり、且つ官物の運輸並びに公差官役の往來を護送することを掌るは舖遞と異なる所以なり、左れど滿蒙には兵部より一括して驛遞に附せしを以つて舖遞を設置せず、今其の郵驛に就て滿蒙に於ける配置の定額を擧ぐれば左の如し。

奉天省	驛 二九所	吉林省	站 三八所
黑龍江省	站 三六	蒙古各部	站 一七三

(3) 文報局　各省大都及び開港場等官局の事務繁多なる地方に設けられ、地方官廳の公文を遞送せしむるものにして、郵政局の設立以後は信局と共に郵政局に登錄せるもの多く、往々私信を取扱ふことを兼ねしものあり、文報局は又、郵便線路の開通せる地方に於て驛站を廢止するに代へ臨時に設置せられし例少なからず、卽ち東三省も亦文報を改設し郵局に交して轉遞すと云へるは是れなり。

(4) **大清郵政局** 大清郵政局初期の施設として光緒二十二年郵政總局二十四、分局十一を置きたるが、當時東三省には牛莊に郵政總局を置きたるのみ、光緒三十一年末に至りては其情形大に發達し、東三省は牛莊を總局として分局十六個所、代辦所二十個所ありたり、光緒三十三年には從來東三省を包括せる牛莊郵界が改められて、滿洲郵界東三省郵界)となり、奉天以下、牛莊、哈爾賓、寛城子、安東、吉林、錦州等の七局を設け、宣統二年には東三省は奉天總局及び之れに副屬する吉林、哈爾賓、寛城子、安東、錦州、牛莊の六副總局を以て管轄すべく、蒙古は庫倫副總局を以つて管轄すべく改革案の發表あり、宣統三年に至り庫倫局未だ設置せられざれど、東三省に於ける總局、副總局及び其の管下の支局代辦局の數左の如くなれり。

總局副總局	所管地方省名	支局數	代辦局數
奉天	盛京	二九	五九
牛莊	同	一一	九
安東	同	六	一五
錦州	同及直隷省	九	一九

吉林　吉林　四　二五

寛子城　同及び盛京省　一四　三三

哈爾賓　同及び黒龍江省　一八　三二

(5) **郵便通路**　先づ鐵道による郵便通路より記さんに、東三省に於ける光緒三十一年末より宣統三年までに至る鐵道は大略左の如し。

東清鐵道　一、〇八〇英里　南満鐵道　七〇〇英里

北京、牛荘間　四七〇　溝帮子新民屯間　七〇

(以上、光緒三十一年末現在)

奉天新民府間　二五英里

西比利亞鐵道(北支より南満を經て歐洲に至る外國郵便通路)

(以上、光緒三十三年現在)

齊々哈爾、昂々溪間　一七英里

(以上、宣統元年現在)

吉長鐵道一部　三〇英里

（以上、宣統二年現在）

安奉線全部改築　　吉長鐵道一部（馬鞍山まで）

（以上、宣統三年現在）

以上の鐵道は全部郵便通路に使用されたるにはあらざれど、郵政局に於て出來得る限り之れを利用したるなり。

次に汽船による郵便通路を記さんに便宜、汽機通運局を記し其の所屬を附記することと左の如し。

（甲）盛京省（三十九局）

奉天

昌圖　鎭安　蓋平　開原　遼陽　本溪　新民府　孫家臺　鐵嶺　橋頭　巨

流河　厲家窩堡　白旗堡　打虎山

（以上、十五局、奉天郵界）

牛莊

海城　大石橋　田莊臺　熊岳　双臺子　瓦房店

(以上、七局、牛莊副郵界)

公主嶺　四平街

(以上、二局、寬城子副郵界)

安東

鳳凰城　大東溝

(以上、三局、安東副郵界)

錦州

高橋　溝帮子　連山　寧遠　綏中縣　中前所　沙後所　石山站　大凌河

天橋廠　前衛

(以上、十二局、錦州副郵界)

(乙)　吉林省(十三局)

哈爾賓

阿什河　雙城　海林　橫道河子　一面坡　穆稜站　綏芬河

(以上、八局、哈爾賓副郵界)

寛城子

石頭城子　二道溝　陶賴昭

(以上、四局、寛城子副郵界)

張家灣

(以上、一局、吉林副郵界)

(丙)　黑龍江省(八局)

昂々溪　海拉爾　滿洲里　齊々哈爾　安達站　札蘭屯　博克圖　對靑山

(以上、八局、哈爾賓副郵界)

次に郵差及び民船による郵路を記さんに、滿洲の交通は日露戰後大に發達し、光緒卅四年には奉天と通州、窩古塔と琿春、雙城堡と伯都納、吉林と雙城堡、四平街と遼源州、開原と海龍、安東と通化、吉林と寛城子の諸線に於ける郵便通路を開始したり、就中、吉林と寛城子間は二四〇里なるが、每日馬差を發し十六時間にして達せり。宣統元年には新民府と法庫門との直通郵路を開き、琿春と齊々哈爾間の新線を計畫す、宣統二年に至りては新線四十の郵路を開始し、宣統三年には孫家臺と朝陽鎭

線は馬差を用ふるに至りたるを以つて、路程二日四分の一にて達せらるゝことゝなれり。

二、滿蒙の民國郵便制度

民國元年には宣統三年の新區劃を踏襲し、民國二年に至り東三省に於ては吉林郵界を長春に、錦州郵界を奉天に歸併し、民國三年には省本位制を採り一省を一郵界となし、省城に郵便管理局を置きて界内の郵政を總攬せしめ、全國二十二行省のうち東三省を一郵界となし、別に上海に一郵界を設け都合二十一郵界とせり。

(1) 郵便通路　其の主要なる郵便通路を擧ぐれば左の如し。

(イ) 安東縣、綏芬河及び滿洲里を起點とし北京に達する線にして、東清鐵道、南滿鐵道安奉線、長春奉天線、京奉鐵道によるものなり。

(ロ) 北京を起點とし哈克圖に達する線にして、京張鐵道、張家口、庫倫、哈克圖郵差線是れなり。

(ハ) 齊々哈爾よりの大黑河線

（ニ）哈爾賓よりの海倫線
（ホ）哈爾賓よりの三姓線
（ヘ）吉林よりの琿春線
（ト）四平街よりの洮南線
（チ）孫家臺よりの朝陽鎭線
（リ）奉天よりの通化線
（ヌ）新民府よりの法庫門線
（ル）溝幇子よりの營口線
（オ）奉天營口間及び奉天大連間
（ワ）北京より東部内蒙古各地に通ずる線にして、北京熱河郵差路、熱河朝陽郵差路及び張家口、多倫諾爾、林西、赤峯郵差路なり。

(2) **驛站の廢止**　民國に至りて郵傳部は驛站廢止を決すると同時に、官文書の取扱に關する規則を制定し、後、民國三年六月二十五日に至り、郵局寄遞軍隊及び衙署公件公電章程を公布し、軍隊及び衙門の公文、物件及び公電にして、郵便線路の範

圍以内の各地を往來するものは、郵政局に於て之れを取扱ふことゝせり。

(3) 蒙古の驛站

國務統計局編、行政統計蒙藏類に、蒙古驛站の現狀を記して曰く、査するに蒙邊は地方廣漠にして、聯絡交通殊に隔閡を形はす。前淸の初葉に各盟旗の程途の遠近を分別し、張家口、獨石口、喜峯口、古北口、殺虎口の五口を朝貢の道となし、嗣後、勢に因りて利導し、即ち五路の貢道を按照して臺站を建設し、文報の往來は、均しく臺站に於て、驛馬驛丁を養募して傳遞に資し、蒙古王公等の請覲又は年班に因りて來京する者及び内地官吏の差を奉じて赴蒙するものは、均しく臺站を賴みて棲息に便し、蒙犯を内徙するにも臺站より押解護送し、地方靖からざれば、臺站より視察報告せり、此種の機關を稱して驛站と曰ふ、其の軍事の作用ありて郵遞の性質を兼ねたるものを兵站卽ち軍臺と曰ふ、驛站には旅舍行營の便あり、精神の及ぶところは蒙漢を聯絡するうちに邊疆を控制するの意を寓有するに在り、政簡にして費輕く關するところ甚大なるを以つて民國肇造の後も仍ほ此制を沿襲し、未だ改革を議するに便ならず云々とありて、內外蒙古にある驛站は民國に至りても其の儘に存置せり、今其等の通路を擧ぐれば左の如し。

（イ）喜峯口道　は札賚特に達するものにして、里程凡そ三百里、驛站十八個所あり、就中、蒙口に屬するもの十六、內地に屬するもの二あり。

（ロ）古北口道　は烏珠穆沁に至るものにして、里程約二百五十里、驛站十五個所あり、就中、蒙古に屬するもの十、內地に屬するもの五あり。

（ハ）獨石口道　は浩濟特に達するものにして、里程百十六里、驛站の數七あり、就中、內地に屬するもの一あり。

（ニ）張家口道　は四子部落に達するものにして其の數五あり。

（ホ）殺虎口道　は烏喇忒に至るものにして驛站の數九、又、歸化城より分れて鄂爾多斯に至るもの八站あり。

（ヘ）阿爾泰軍臺路　は清の康熙帝の準噶爾親征の時に始まり主として軍用のために設けられたる驛路にして、外蒙古の科布多、烏里雅蘇臺等より北京へ達する官道なり、烏里雅蘇臺より發し內蒙古に入り毛明安の南部に至り、陰山々脈を越えて直隷所屬の游牧地に入り、歸化城に達し、殺虎口に入り、山西省朔平、大同を經て張家口宣化を過ぎ北京に達す。此官道は北京を發して張家口に

出で察哈爾内蒙古を經て戈壁に入り、賽爾烏蘇に達するまで三十二驛站あり、賽爾烏蘇にて二路に分かれ、一は北行して庫倫より恰克圖に達し、一は西北行して烏里雅蘇臺に通ず。賽爾烏蘇と庫倫間とには十四站あり、庫倫と恰克圖間とには六站あり、賽爾烏蘇と烏里雅蘇臺間とには三十二站あり。

(十)**信局の前途** 宣統三年七月郵傳部が曾て信局に與へたる特典即ち半税代遞を改めて全國を徵收することとするや、之れに反對するものあり、民國に至り信業聯合會は政府に對し代遞料金に關する從前の特典を復舊すること、信局と郵便局とは互に幫助協力すべきこと、其の他に就て要求する所ありしが、信業聯合會の運動は何等效果を奏することなく、以つて今日に至れり、信局因襲的勢力を有すること勿論なれども、信局は之れを郵政局に比すれば、其の機能到底企及すべくもあらざれば、結局、信局の前途は知るべきのみ。

(一)**郵便規則** 民國六年四月一日修正したる支那の現行郵便規則によれば、郵政總局及び管理局には各局に郵務長を置き、各郵務區内に郵務管理局一處、及び各等郵局、郵寄代辦所を置き、又、繁華なる地方には該地郵務支局、信櫃、信箱、信筒を設け村

落には鄉間信櫃を設けしむ▼郵票の種類▼郵局に於て發賣する郵票即ち郵便切手及び明信片即ち郵便葉書は左の如し。

郵票

半分、一分、二分、三分、四分、五分、六分、七分、八分、一角、一角五分、一角六分、二角、三角、五角、一元、二元、五元、十元、

國內明信片

單(片葉書)　一分

雙(往復葉書)　二分

國外明信片

單　四分

雙　七分

但し新疆省內に於て發賣する各種の郵票には限新省貼用の五字、明信片には限新省寄發の五字を加印して其の使用範圍を制限せり、▼印花稅票　各郵局及び郵寄代辦所に於ては各種の印花稅票即ち收入印紙を發賣するが其の種類は一分、二分、

一角、五角、一元とす▼禁寄物　郵件即ち書信、又は包裹即ち小包中に於て禁寄物即ち郵便禁制品は左の如し。

（イ）性質上郵件を濆汚又は損壞し易きもの及び郵政人員を傷害する恐れあるもの。

（ロ）爆發引火其の他危險物及び生客蜂に生死を分かたず、一切の動物昆蟲。

（ハ）稅關禁制品及び其の使用に要する器具並に食鹽、銅貨及び一切の軍需品等。

（ニ）政府が認めて悖逆の性質を帶ぶるものとせる出版物。

（ホ）淫邪の印刷品、圖冊、書籍等の類及び内容若しくは封面に記せる言詞繪畫の汚穢に涉れるもの。

（ヘ）保險信卽ち價格表記郵便は取扱ふも銀行鈔票、通用錢幣、金銹條塊等の類の國內各處に寄遞するもの、但し外國に發送する信函には銀行鈔票を封入し、同上包裹には金銀條塊を封入するを得るも、價格表記となすにあらざれば價格表記を取扱ふ國に寄遞するを得ず。

▼信函類　信函卽ち封書の重さは五キロを逾ゆるを得ず、寸方は又、郵袋卽ち郵便

行嚢に裝し得るを限度とす、掛號郵件卽ち書留郵便は郵費以外に重量寸方の如何に拘らず毎件左記の掛號費卽ち書留料を要す。

(イ)　蒙古新疆に往來するを除く國內郵件　五　分

(ロ)　蒙古新疆に往來するもの　一　角

(ハ)　日本に寄往するを除く國外郵件　一　角

(ニ)　日本に寄信する郵件　七　分

尙ほ掛號郵件にして收件人卽ち受信人又は投遞局卽ち配遠局の回執(受領證)を得んとするもの(雙掛號)は日本に寄信する郵件に限り回執費として掛號の料金以外に三分を要すと規定さる▼明信片類　明信片を國內、國外の二種に分かち又之れを單及び雙に分かつ▼新聞紙類　販賣の目的を以つて刊行する新聞紙及び按期出版物にして毎回の間隔一箇月以下なる者は、支那文たると外國文たるとに論なく其の發行地の郵務管理局に掛號卽ち登錄して新聞紙類として郵寄するを得▼印刷物類　梱束して寄送する印刷物は毎包の重量二キロ、長、幅、厚、各三十五サンチを超ゆるを得ず、捲立てたるものは徑十サンチ長七十五サンチを超ゆるを得ず▼

貿易契類　貿易契とは商業書類にして謂ゆる業務用書類と稱すべきもの、其の長、幅等總て印刷物と同じ▼各種傳單　傳單卽ち廣告郵便の本地遞送卽ち郵便區內配達郵費は百枚又は其の端數毎に一回一角とす、傳票を差出局より他局に遞送するときは其の間の料金として刷印物の規定を適用して徴收さる。貨色價目冊卽ち商品價格目錄にして、其の重量三十グラム以下のものは傳單として之れを取扱ふ▼貨樣類　貨樣卽ち商品見本及び雛形は其の重量毎件三百五十グラム、長三十サンチ、幅二十サンチ、厚さ十サンチを超ゆるを得ず▼掛號郵件　合式の信函、明信片、印刷物、貨樣、貿易契等は總て掛號卽ち書留とすることを得、掛號は單掛號及び雙掛號の二種あり、單掛號は局員より差出人に受領證を交付し、雙掛號は差出人が寄託の際局員の受領證の外、受信人より配達證明を得んとするときに用ひらる、▼保險信函　保險信函卽ち價格表記郵便は其の保險費一元又は其の端數毎に一分を增し最低料金を一角とす、同執卽ち配達證明を要するものは郵稅及び掛號費の外に五分を徴せらる、保險價格は銀元を單位とし千元を限度とす▼包裹類　國內の包裹卽ち小包郵便は支那郵務局所の何れに於ても之れを取扱ふ、差出人にして受

信人又は到著局の回執を要するときは、國內は五分國外は一角なるが新疆及び日本は三分とす▼**包裹保險**　國內包裹にして價格三十元以上の物品を封入せるものは必らず保險卽ち價格表記とすべし、但し一件の保險價格は二百元を超ゆるを得ず、保險包裹にして各國宛に貨幣、金銀器、時計、珠寶等を封入せるものも亦同じ、保險價格は一件五百元とす、國內包裹の保險費は內容と遠近とを問はず保險金額の百分の一を徵し、最低料金を一角とす、▼**代貨主收價**　代貨主收價卽ち代金引換小包の價格は一件二百元を超ゆるを得ず、封入物品にして保險を要し又は其の價格三十元以上なるときは必ず保險卽ち價格表記とすべし、代貨主收價の料金は百分の二とし、之れを前納せしむ、包裹を交付する能はざるときは料金の半額を返還す、郵局が領包招帖卽ち到著通知書を發したる後、三十日を超ゆるも受信人が引取らざる時は不能配達包裹とす▼**匯票**　各郵務管理局、一等郵局及び多數の二等局は匯兌卽ち爲替を取扱ふ、其の匯兌局を左の如く分かつ。

甲種匯兌局

大抵汽船汽車の通ずる地方に在り、其の相互間に受拂する匯票卽ち爲替證書は

一枚百元を超ゆるを得ず此匯票の振出は一人一日三枚即ち計三百元を限りとす。但し甲種局と乙種局との間の匯票は一枚五十元を限りとす。

乙種匯兌局　大抵汽車汽船の通せざる地方に在り匯票一枚の金額は乙局相互間又は甲乙兩局間に論なく五十元を限りとす、此匯票の振出は一人一日二枚即ち計百元を限りとす。

匯款人即ち振出人が發銀回帖即ち拂渡證明を要するときは匯票一枚に付五分を徵收さる▼快遞郵件　保險信函、包裹及び民局包封即ち民局より包封して郵政局に託送したるものは快遞郵件即ち速達郵便として取扱はず、快遞郵件は普通郵税の外、快遞資費として一角を徵收さる、國外は其の料金一角二分とす▼投遞郵件存局候領即ち留置郵便は國外の來信は二個月、國內は一箇月を限りとす▼存局候領　受信人が郵局の設置なき地方に住居する時は該郵件を民局に託して轉送す▼缺資郵件　謂ゆる料金の未納又は不足郵便にして此等の郵便は配達の際受信人より未納又は不足分の倍額を徵收す。以上は郵便規則の大要とす。今、各種郵

便の郵税表を擧ぐれば左の如し。

類別	量目	支那境内 第一區 各局直轄郵便區内	支那境内 第二區 各局相互間内	外國 第三區 萬國郵便聯合各國間内	外國 第四區 日本朝鮮關東州租借地間内	外國 第五區 香港、澳門、青島、劉公島(威海衞)間内
通常郵便 信函	重量二十瓦迄毎に	一分	三分	一分より起算し六分宛を加算す		青島 四分
(封書)	重量十五瓦迄毎に				三分	香港、澳門、劉公島(威海衞) 四分
明信片 通常		一分	一分	四分	一分半	一分
(葉書) 往復	即ち返信葉書を附するもの	二分	二分	八分	三分	二分
新報類・(新聞紙)	毎束一枚或は數枚重量は二千瓦を限度とす	重量一百瓦迄毎に半分	重量五十瓦迄毎に半分	重量五十瓦迄毎に二分	重量七十五瓦迄毎に半分 重量千百二十瓦を限度とす	重量五十瓦迄毎に二分
貿易契・(業務用書類)・刷印物	重量一百瓦迄	半分	一分	重量五十瓦迄毎に二分 業務用書類は一件毎に一瓦より二百五十瓦迄の郵税を一角とし以上五十瓦を増す毎に二分を加算す	重量百二十瓦迄毎に二分 重量一千二百十瓦を限度とす	重量五十瓦迄毎に二分 業務用書類は一件毎に一瓦より二百五十瓦迄の郵税を一角とし以上五十瓦を増す毎に二分を加算す
	一百瓦以上二百五十瓦に至る迄	一分	二分半			
	二百五十瓦以上五百瓦に至る迄	二分	五分			
	五百瓦以上一千瓦に至る迄	四分	七分半			
	一千瓦以上二千瓦に至る迄	七分半	一角五分			
	重量二千瓦を限度とす					

便物						
傳單（廣告郵便）	百枚毎に、或は百枚以內	一角	一角 第二區に照して郵税を納むる外印刷物の送費を加算す			
貨樣類（商品見本）	重量一百瓦迄	一分	二分	重量五十瓦迄毎に二分 一件毎に一瓦より一百瓦迄の郵税を四分とし以上五十瓦を増す毎に二分を加算す	重量百十二瓦迄毎に二分 重量三百七十五瓦を限度とす	重量五十瓦迄毎に二分 一件毎に一瓦より一百瓦迄の郵税を四分とし以上五十瓦を増す毎に二分を加算す
	一百瓦以上二百五十瓦に至る迄	二分	五分			
	二百五十瓦以上三百五十瓦に至る迄	四分	一角			
	重量三百五十瓦を限度とす					
掛號郵件（書留郵便） 各種の書留通常郵便物とは通常郵便物に書留料金を加へ納付したる物にして但し書留料金の外は郵税を別に納付すべきを要す（各種の書留通常郵便物とは但し書留通常郵便物との郵税の外書留料金を納付せざる可からず）	單 郵便局が書留交付領收證を書留交付する者	單 五分	同 五分	同 一角	同 七分	同 一角
	雙 書留領收證の外配達證明書を要するもの	雙 一角	同 一角	同 二角	同 一角	同 二角
快遞郵件（速達郵便）	一件毎に通常郵税の外別に加算す	一角	一角	一角二分	一角二分	
保險信函（價格表記郵便）	重量に照して書狀類の郵税及書留料金を納付し五分の配達證明書料は更に配達證明を要する者に納付すべし郵税の外下記の料金を納付すべし 保險價格一元毎に或は一元以內	一分 一元より十元に至る迄の料金を一角とし其れ以上一元を増す毎に一分を加算す	一分 一元より十元に至る迄の料金を一角とし其れ以上一元を増す毎に一分を加算す			

匯兌（爲替）　一元毎に、或は一元以內　二分

（重量五千瓦迄毎に　一角
（五千瓦以上一萬瓦迄　二角

重量一千瓦迄毎に　單純費毎に二角を起算とし一角宛を加算す

外に補水費（銀の差額）二分を加ふ

各省所定の郵稅を納むる外下記說明の內外郵稅を記載各國項目に納む可し

外國爲替は取扱をなさず

小包類

支那境內相互各局間の小包は路途分別に應じて一二三倍の單純費を夫々徵收す

左記備考の路途分別の第二區の一、二、三倍の單純費を納むる外別に第四區の郵稅を追徵す

- 重量七百五十瓦迄　三角
- 七百五十瓦以上一千五百瓦迄　三角五分
- 一千五百瓦以上二千二百五十瓦迄　四角
- 二千五百瓦以上三千三百七十五瓦迄　五角
- 三千三百七十五瓦以上四千五百瓦迄　六角
- 四千五百瓦以上五千六百二十五瓦迄　七角
- 重量五千六百二十五瓦を限度とす

支那境內第二區の郵稅を納むるの外

- 重量四千九百五十瓦迄
- 重量は四千九百五十瓦を限度とす

支那境內第二區の郵稅を納むるの外

- 重量一千三百五十瓦迄
- 一千三百五十瓦以上三千百五十瓦迄
- 三千百五十瓦以上四千九百五十瓦迄
- 重量四千九百五十瓦を限度とす

香港　劉公島　一件毎に一角　（威海衛）　青島

三角

五角八分　澳門

八角五分

備考

支那國境內發著の小包は左記の路途分別に照して一單純費、兩單純費或は三單純費を徵收す

(甲) 小包の發著が甘肅、陝西、四川、雲南及び貴州省內の各郵便局を除きたる各局に係る場合は左記の例に依りて徵收す

(一) 凡そ小包の發著が鐵道又は汽船の通ずる各地方並に鐵道又は汽船にて運送し能ふ處に屬する場合は一單純費を附す

(二) 凡そ小包が同一省內に發著或は地續きの隣省へ發送の場合鐵道又は汽船に依るものも亦一單純費を附す

(三) 小包配達の省が發送の本省と地續きの地に非ざる場合、其全く人力に依ると或は一部分人力に依るとを論ぜず兩單純費を附す

(乙) 小包の發著が甘肅、陝西、四川、雲南(佛國の屬國安南を經由する者を含まず)及び貴州省內各郵便局內に係はる場合は左の例により徵收す

(一) 凡そ小包を四省の鐵道又は汽船の通ずる地方へ配達する場合、鐵道又は汽船の通ずる何處より發送するも全路總て鐵道又は汽船の運送に依るものは兩單純費を附す

(二) 凡そ小包を四川省の鐵道又は汽船の通ずる地方より其他の鐵道又は汽船の通ずる地方に發送する場合全路總て鐵道又は汽船の運送に依るものは一單純費を附す

(三) 凡そ小包が四川、甘肅、陝西、雲南及び貴州省內の發著に係はり其配達區域が同一省外に出でざる場合には一單純費を附す

(四) 凡そ小包が四川省內の鐵道又は汽船の通ぜざる各所より或は甘肅、陝西、雲南(佛國の屬國安南を含まず)貴州省內總ての各所より發達本省と地續きの隣省各省へ發著する場合は兩單純費を附す

(五) 凡そ小包が四川省內の鐵道又は汽船の通ぜざる各所より或は甘肅、陝西、雲南(佛國の屬國

き外國各地より支那國內鐵道汽船の通ぜざる處へ發送する場合は一件毎に受信人より郵税二分を徵收す其の香港及日本よりの發送に係はるものは第二區の例に據りて受信人より郵税を追徵す

ニ、郵税不足の郵便物　外國差出の郵便物にして其の郵税不足のものは配達取扱を爲すと雖も第三區の例に照して受信人より不足額の倍額を追徵す規則違反の郵便物は分別に應じて一件毎に郵税二分或は第二區の郵税を加納すべし支那郵便局は郵税不足票を封面に貼附し不足料金を明記し追徵の便に供す若し受信人不足料金の納付を肯ぜざる時は是を以て該郵便物の受領を欲せざるの證據となす

ホ、外國各地宛の速達郵便　此種の郵便物は限定の各國に向て發送することを得、總て各當該國の名稱一覽表は國內速達郵便事務取扱各局に備付けあるに付閲覽せらるべし此種の郵便物は必ず書留たるを要し郵便局は領收證を交付す

ヘ、外國發著小包　左の區分に依る

(一)外國各地宛の小包　外國宛小包にして聯合條約小包交換局(卽郵政章程後附通郵處所編內記載の庚字の各局)より發送するものは國外小包料金章程に應じて郵税を納む可し

(二)外國宛小包にして若し庚字に屬せざる各局より發送する場合は章程に應じて郵税を納付するは勿論發送地に應じて一、二、三單純費に別ち國內郵税を徵收す

(三)外國差出の小包にして庚字に屬せざる各局宛のものは其國內郵税を受信人より徵收す

(四)外國小包は配達證明を要することを得べし配達證明料金は日本、朝鮮及關東州日本租借地內に宛つるものは三分なれども其他は總て一角なりとす但小包を英國宛に發送する場合或は倫敦より轉送する場合には保險小包に非ざれば配達證明を附するを得ず

(6)滿蒙の郵政機關　滿蒙に於ける郵政機關たる郵務管理局、一、二等郵局、郵寄

代辦所等を擧ぐれば左の如し。

郵務管理局

奉天省　奉天

一等郵局

奉天省　安東　營口

吉林省　長春　哈爾賓

二等郵局

奉天省

復州　蓋平　大石橋　田莊臺　盤山　牛莊　海城　溝幇子　北鎮　遼陽

沙嶺　遼中　黑山　新民　鐵嶺　孫家臺　開原・梨樹　四平街　郭家店

懷德　洮南　西安　東豐　海龍　朝陽鎭　輝南　西豐　北山城子　撫順

興京　通化　臨江　本溪湖　鳳凰城　大東溝　大孤山　岫巖　莊河　長

白　寧遠　連山　義

吉林省

農安　新城　石頭城子　依蘭　賓州　阿什河　雙城　五常　楡樹　張家

灣　吉林　額穆　穆稜店　伊通　磐石　琿春　延吉　寧安

黑龍江省

呼蘭　綏化　齊々哈爾　昂々溪　海倫

三等郵局

奉天省

石山站　彰武　千金寨　桓仁　太平哨　寛甸　輯安　敦化

黑龍江省

蘭西　巴彥州

郵寄代辦所

奉天省

娘々宮　瓦房店　熊岳城　湯池　簿洛舖　栎木城　虎莊臺　沙河　大安

平　劉二堡　騰鰲堡　富家莊　沙嶺　高平　右屯衛　石山站車站　閭陽

積戸營子　中安鎭　打虎山　姜家屯　厲家窩堡　牛拉門　芳山鎭　八角

臺　新開河　西佛牛彔　滿都戸　陸都牛彔　小北河　茨楡屯　大紙房
老陸房身　繞陽河　煙臺　七間堡　大玉井子　十二井子　青崗　恒外堡
三道溝　拜泉訥河　札蘭屯　博克圖

次に蒙古に於けるものは左の如し。

古北口　承德　灤平　宣化　張家口　赤峯　喀喇沁王府　和林格爾　薩
拉齊　包頭　歸化城　托克托城　昌圖　公主嶺　法庫門　奉化　八面城
朝陽　建昌　長春　鄭家屯　喜峯口　平泉

二、滿蒙の民國電信

支那に於ける電報は電報局に於て發行發賣しつゝある電報新編により一字毎に數字の符號を以て上より下に記載するなり、即ち北京郵傳部云々と打電せんと欲せば北京の二字を通常文字にて記載するの外、其の他の文字は總て數字の符號にて記載するなり例へば仁の字は〇〇八とし義の字は五〇三〇とするが如し、次に電報中に句點を用ひんとするときは其の句點は〇〇二七を以つて記し、此符號

は亦一字として計算さるゝなり、宣統元年一月一日より實施されたる東三省の電報料金は特種のものにして左の如かりしなり。

滿洲各電信局より各省に發する一語の料金

一盛京省、吉林及黑龍江省へ	一角
一直隷省(北京を含む)へ	二角
一山東省、山西省及河南省へ	二角四分
一陝西省、湖北省、江蘇省へ	三角
一安徽省、浙江省、湖南省、甘肅省、江西省及四川省へ	三角四分
一福建省、廣東省、新疆省、貴洲省及雲南省へ	四角
一蒙古へ	三角

備考　一、右料金は符徵語、數字及歐文に對するものとす

一、符徵語に非らざる普通支那語の料金は半額とす

一、至急電信料は普通料金の三倍とす

然るに民國元年六月一日より電報畫一收費價目の實施を見るに至り、支那全省左

の如き料金を徴收するに至りたり。

一、凡そ本省往來の華文の電報每字收費(料金洋錢六分とす。

二、凡そ各省往來の華文の電報は遠近を論ぜず每字の收費洋錢一角二分とす。

三、華文、密碼(密碼とは暗號數字及び洋文電報は半を加へて即ち六分に三分を加へて九分とす)收費す。

四、政府の官報は明密(暗號たると否と)を論ぜず、半を減じて(即ち三分を減じて三分とす)收費す。

五、新聞電報は本省と隔省とを論ぜず華文は每字の收費洋錢三分にして洋文(ローマ字十五字以內一語)每字收費を六分とす。

六、滬、福、廈、香、の四埠往來電報は大東北公司に於て價を齊うして收費す。

次に滿蒙に於ける電信局及び電信線を擧ぐれば左の如し。

(甲) 東三省の部

設局所	里數	線數	設局所	里數	線數
山海關——錦	三二九支里	二線	錦——營口	二三〇支里	二線

錦——義	九六	二線
義——劉龍臺	六〇	單絲
錦——新民	一	同
營口——海城	八一	二線
海城——大孤山	二八三	同
大孤山——大東溝	一一七	同
大東溝——安東縣	九〇	單線
安東縣——鳳凰城	九〇	同
奉天——鐵嶺	一四〇	同
鐵嶺——開原	八四	同
開原——昌圖	五七	同
昌圖——通江口	六三	二線
通江口——法庫門	五六	同
昌圖——公主嶺	一九八	同
公主嶺——長春	一一三	單線
長春——伊通	一五〇	二線
伊通——吉林	一三〇	同
吉林——額木索	三〇〇	同

額木索——寧古塔	三八〇	二線
寧古塔——琿春	四五一	同
琿春——延吉	一八〇	單線
琿春——露國境界	二七	同
吉林——樺樹	二七二	同
樺樹——陶賴昭	一九四	同
陶賴昭——伯都訥	二三〇	同
樺樹——雙城	二二五	二線
雙城——阿什河	一〇六	單線
阿什河——哈爾賓	八二	同
哈爾賓——新甸	二三五	二線
新甸——德墨里	二一六	同
德墨里——三姓	一七四	同
三姓——格站	一五五	同
萬里河洞—富古錦	二〇〇	同
富古錦——拉哈蘇々	一六四	同
拉哈蘇々—陽旦古	七〇	同
哈爾賓——呼蘭	三五	同

呼蘭――綏化　一五八　單線
綏化――海倫　一九〇　同
海倫――齊々哈爾　四六七　同

墨爾根――瑷琿　三五　單線
瑷琿――海蘭泡　六五　同

（乙）蒙古の部

（一）北京――張家口――庫倫――恰克圖線　張家口、滂江、烏得、叨林、庫倫、壹里城、恰克圖
（二）北京――熱河――新民屯線　通州、古北口、灤平、熱河、平泉、建昌、朝陽、劉龍塞、義、阜新、小庫倫、開魯、新民屯、
（三）熱河――赤峯線　熱河、圍場、赤峰、烏丹城、林西、經棚、
（四）新民――洮南――齊々哈爾線　新民屯、法庫門、鄭家屯、洮南、遼通、齊々哈爾
（五）長春――農安線　長春、農安、

四、滿蒙各地に於ける通信網

滿蒙各地に於ける通信網を表圖すれば左の如し。


內蒙古
日本海
朝鮮海
渤海
黃海

五、滿蒙に於ける我が郵便施設

關東都督府郵便電信局官制は明治三十九年七月公布され九月實施されたるが、當時は郵便電信局及び其の支局を以つて通信官署を組織せしを、明治四十一年十月三十日勅令第二七五號を以つて關東都督府通信官署官制を發布して其の組織を變更せり。該官制は其の後、明治四十三年勅令第一〇六號、明治四十四年勅令第五五號、明治四十五年勅令第九二號、大正二年勅令第二六九號を改正されたるもの謂ゆる現行官制なり、今其の大要を記さんに左の如し。

一、關東都督府通信官署は通信管理局、郵便局、電信局、郵便所とす。

二、通信管理局は郵便、郵便爲替、郵便貯金及び電信電話の事務を管理し、並びに電信、電話の建築及び私設電信電話の監督事務を掌る。

三、郵便局及び郵便所は郵便、郵便爲替、郵便貯金事務の外、電信電話事務を兼掌することを得、但し特に指定したる郵便所に於ては郵便爲替及び郵便貯金の事務を掌らざることを得、又、電信局は電信事務の外電話事務を兼掌すること

を得るものとす。

四、關東都督府通信管署には左の職員を置く。

通信管理局長			奏任
通信事務官	專任	四人	奏任
通信事務官補	專任	六人	奏任
通信技師	專任	二人	
郵便局長			
電信局長			
通信書記 / 通信技手 / 通信書記補	專任	三百五十二人	判任
郵便所長			判任

(1) **郵便切手の種類** 政府發行の郵便切手、郵便切手帖、郵便葉書、郵便繪葉書、郵便封皮、郵便封緘紙、郵便切手貯金臺帳、萬國郵便條約に依る國際返信切手券等を稱

して郵便切手と稱する旨、明治四十三年四月一日の府令第六號を以つて發表されたり。其等の郵便切手(國際返信切手券を除く)及び收入印紙は郵便局、電信局、出張所、取扱所、郵便所に於て之れを賣捌くことゝなれるが、無線電信局及び官廳用又は私設電信、電話による公衆通信取扱所に於ては此限りにあらずとせられ、郵便所及び賣捌所に於て賣渡す郵便切手類及び收入印紙は定價に對し左の割引をなす。

一、有集配郵便所

郵便切手類は千分の五十

收入印紙は千分の四十

二、無集配郵便所及び賣捌所

郵便切手類は千分の三十五

收入印紙は千分の三十

(2)國際返信切手券　國際返信切手券の賣捌又は引換をなす郵便局は左の如し。

一、賣渡をなす郵便局所

大連郵便局
旅順郵便局
旅順郵便局新旅順出張所
遼陽郵便局
奉天郵便局
奉天郵便局大西關出張所
鐵嶺郵便局
長春郵便局
安東郵便局

二、引換をなす郵便局所
各郵便局
各郵便局出張所
各郵便所

(3)滿蒙內郵便規則　明治四十三年四月一日府令第五號を以つて滿州內郵便

規則發表され、明治四十三年府令第四四號、明治四十四年府令第二五號、大正元年府令第一號、大正五年府令第四號を以つて改正されたるが、今其の內容を記さんに左の如し。

（イ）關東都督府管內相互間に發著する郵便物は本規則に別段の規定ある場合を除くの外、明治三十九年九月遞信省令第四十二號郵便規則其他遞信省に於て定めたる內國郵便に關する規則を準用す。

（ロ）關稅其の他に關する法令に依り輸出入を禁ずる物品は之れを郵便禁制品とし、支那に於て輸出入を許さゞる物品は之れを租借地內より租借地外へ又は租借地外より租借地內へ宛、差出すことを得ず、若し郵便物にして關稅を課せらるべきものは、小包郵便物に依るに非ざれば之れを差出すことを得ざるなり。

（ハ）租借地外相互間に發著する通常郵便局の料金は左に掲ぐるものを除くの外、內國郵便に關する規定に依る。

第三種郵便物　十三匁又ハ其ノ端數每ニ　金五厘

第四種郵便物中 商品見本及び雜形 二十六匁迄 金二錢　六十六匁迄 金五錢　百匁迄 金十錢

(三)小包郵便物は價格表記の取扱を爲すものゝ外、書留小包郵便として之れを取扱ふ、其の小包郵便物の料金は左の如し。

(一)租借地內と租借地外間及び租借地內相互間

二百匁迄	四百匁迄	六百匁迄	八百匁迄	一貫匁迄
十二錢	十八錢	二十四錢	三十錢	三十六錢
一貫二百匁迄	一貫四百匁迄	一貫六百匁迄		
四十二錢	四十八錢	五十四錢		

(二)租借地外相互間

二百六十六匁迄	五百三十三匁迄	八百匁迄
二十錢	三十錢	四十錢
一貫六十六匁迄	一貫三百三十三匁迄	一貫六百匁迄
五十錢	六十錢	七十錢

(三)租借地內の同一郵便官署區內

八　錢

(四)　租借地外の同一郵便官署區内

一貫三十三匁迄　一貫六百匁迄

十　錢　二　十　錢

(ホ)　小包郵便物の價格表記料は左の如し。

通　貨　表記金額十圓迄每に　金十錢

其の他の物品　表記金額十圓迄每に　金五錢

(4) 内容證明と私書函　明治四十三年十一月十四日告示第一五九號を以つて發表され、大正二年告示第一〇八號を以つて改正されたる内容證明郵便物の引受を取扱はざる郵便局所名は左の如し。

大東溝郵便局、安東縣郵便局舊市街出張所、昌圖郵便局昌圖城出張所、開原郵便局開原城出張所、遼陽郵便局遼陽城出張所

次に郵便私書函使用料は明治四十三年十月八日府令第三二號を以つて發表せられたるが、其の使用料は左の如し。

大　連　　大形　金五圓　　小形　金三圓　　其の他　金三圓

(5)日支郵便規則　明治四十三年三月遞信省令第十一號を以つて日支郵便規則を公布し次いで四十三年省令第七四、一一一號、四十四年二三、三四、四一號、四十五年二八、四〇號、大正二年九一、一〇五號、大正三年四六號、大正四年三一號、五八號、大正五年二二號を以つて改正されたるが、其の内容は左の如し。

(イ)　日支郵便物禁制品は内國郵便禁制品關稅其の他に關する法令に依り輸出入を禁ずる物品にして、支那に於て輸出入を許さゞる物品は輸出入のため郵便物として之れを差出すことを得ず。郵便物にして關稅又は内國稅を課すべきものは、小包郵便に依るに非れば之れを差出すことを得ざるなり。

(ロ)　在支那帝國郵便官署區内及び關東租借地を除ける關東都督府管内間發著、在支那帝國郵便官署區内相互間發著、在支那帝國郵便官署區内發者の通常郵便物の料金は左に掲ぐるものを除くの外、内國郵便の規定に依るものとせり。

第三種郵便物　十三匁又ハ其ノ端數毎ニ　金五厘

第四種郵便物中商品見本及雛形　二十六匁迄　金二錢
六十六匁迄　金五錢
百匁迄　金十錢

大郵便葉書は在支那帝國郵便宮署區內又は關東州租借地を除く關東都督府管內に於て差出す場合に限り、郵便規則に定むる條件を具備せざるも、帝國郵便條例に定むる條件を具備するときは之れを第三種郵便物として取扱ふ。

（ハ）小包郵便物は價格表記の取扱をなすものゝ外、書留郵便物として之れを取扱ふ。小包郵便物の料金は左の如し。

（一）帝國及在支那帝國郵便官署區內又ハ關東都督府管內間

二百匁迄	四百匁迄	六百匁迄	八百匁迄	一貫匁迄
三十錢	四十錢	四十五錢	五十錢	五十五錢
一貫二百匁迄	一貫四百匁迄	一貫六百匁迄		
六十錢	六十五錢	七十錢		

（二）在支那帝國郵便官署區內及關東州租借地間

二百匁迄	四百匁迄	六百匁迄	八百匁迄	一貫匁迄
十二錢	十八錢	二十四錢	三十錢	三十六錢
一貫二百匁迄	一貫四百匁迄	一貫六百匁迄		

四十二錢　四十八錢　五十四錢

（三）在支那帝國郵便官署區內及關東都督府管內（關東州租借地ヲ除ク）間並在支那帝國郵便官署區內相互間

百二十匁迄　二百四十匁迄　四百八十匁迄

十五錢　二十錢　三十錢

七百二十匁迄　一貫三百二十匁迄　一貫六百匁迄

四十錢　五十錢　八十錢

（四）在支那帝國郵便官署區內

四百八十匁迄　一貫三百匁迄　一貫六百匁迄

十錢　二十錢　三十錢

但し在支那帝國郵便官署區內と雖當該官署所在地と之れに隣接せざる地との間に發著する小包郵便物に就ては前項第三號の料金を徵收さるゝなり。

（二）小包郵便物の差出人は金四錢を納付して該郵便物の輸入に關し關稅及び內國稅の通知を請求することを得るも、關東州租借地宛小包郵便物の輸入に

付ては此限りにあらず。税金通知小包郵便に關しては、有税のものに在りては、其の税金額を、又無税のものに在りては、其の旨を郵便官署より差出人に通知す。税金に異動を生じたる場合も亦同じ。

(ホ) 在支那帝國郵便官署區内にして郵便官署所在地に隣接せざる地、又は關東都督府管内に宛てたる郵便物は別配達となすことを得ず。別配達小包郵便物にして關税又は内國税を課したるものに付ては、其の到着通知書の別配達をなす。

(ヘ) 小包郵便物の價格表記料左の如し。

通貨	表記金額十圓まで每に金十錢
其の他の物品	表記金額十圓まで每に金五錢

(ト) 關税又は内國税を課したる代金引換小包郵便物の留置期間は關税又は内國税の納付期間に依るものとす。

(チ) 郵便物の取戻若しくは名宛變更代金引換の取消若しくは金額變更、又は集金郵便の取消の電信に依る請求に關する料金は左の如し。

郵便物ノ發著區間	郵便物ノ取戻又ハ代金引換若シクハ集金郵便ノ取消	郵便物ノ名宛變更又ハ代金引換ノ金額變更	備考
帝國(朝鮮ヲ除ク)關東都督府管内又ハ芝罘、牛莊、天津及ビ北京ノ各郵便局(ソノ出張所ヲ含ム)區内トノ間	五十錢	八十錢	牛莊ト天津及ビ北京ノ各郵便局(ソノ出張所ヲ含ム)區内トノ間ハ郵便ニヨリ接續ス
朝鮮ト關東都督府管内トノ間、朝鮮又ハ關東都督府管内ト芝罘、牛莊、天津、北京ノ各郵便局區内トノ間並ビニ芝罘、牛莊ノ各郵便局區内相互間	四十錢	七十錢	牛莊ト天津及ビ北京ノ各郵便局區内トノ間ハ郵便ニヨリ接續ス
帝國又ハ關東都督管内ト在支那帝國郵便官署(芝罘及ビ牛莊ノ各郵便局ヲ除ク)區内トノ間及ビ在支那帝國郵便官署區内相互間(芝罘、牛莊ノ各郵便局區内ヲ除ク)	郵便物ノ名宛地宛歐文私報ニ要スル料金實費額	郵便物ノ名宛地宛歐文私報ニ要スル料金實費額	

(リ)　在支那帝國郵便官署區内又は關東都督府管内發帝國宛の小包郵便物にして、内國税を課したるものは、之れを郵便官署に留置き、到著通知書を受取人に交付す、受取人は通知書の日附より二十日内に郵便官署に税金を納付して、其の郵便物を受取ることを得、但し居宅代金引換小包郵便物の受取人は居宅に於て税金と引換に之れを受取ることを妨げず。

(ヌ)　帝國發、在支那帝國郵便官署區内又は關東州租借地を除く關東都督府管内宛の小包郵便物にして、支那税關に於て關税を課したるものに關しては(リ)の場合と同じ。

(ル) 關稅を納付して在支那帝國郵便官署區內又は關東州租借地を除く關東都督府管內に輸入したる小包郵便物を一般の貨物に關し、日支間の條約に定むる期間內に郵便により差出地に宛て再輸出する場合に於て、既納稅金の拂戾を受けんとする者は、其の事由を記載したる請求書を郵便官署に差出すべし。

(オ) 關稅を納付して在支那帝國郵便官署區內又は關東都督府管內より輸出したる小包郵便物を郵便に依り差出地に再輸出する場合に於て、既納稅金の拂戾を受けんとする者は、其の事由を記載したる請求書を郵便官署に差出すべし。

六、滿洲に於ける我が電信電話

(1) 日支電報規則　明治四十四年十一月二日遞信省令第一〇一號を以つて日支電報規則發布され、大正二年第一〇五號、大正四年第二九號、大正五年第二七號を以つて改正されたるが、其の內容を擧ぐれば左の如し。

(イ) 日支電報とは帝國電信系により(一)本邦內地、臺灣又は樺太と滿洲又は支那

芝罘との間(二)朝鮮、滿洲及び支那芝罘相互間に發著するものをいふ。

(ロ)　日支電報に關しては特に規定ある場合を除くの外、内國電報に關する規定を準用す。

(ハ)　通常電報料は左の如し。

(一)　本邦内地、臺灣又は樺太と滿洲又は支那芝罘との間に發著する電報

	官報	私報	新聞電報
和文十五字以内	二十錢	三十錢	五十字以内毎ニ　三十錢
以上五字以内ヲ增ス毎ニ	五　錢	五　錢	
歐文五語以内	二十五錢	四十錢	
以上一語ヲ增ス毎ニ	五　錢	五　錢	

(二)　朝鮮、滿洲及び支那芝罘相互間に發著する電報

	官報	私報	新聞電報
和文十五字以内	二十錢	二十錢	五十字以内毎ニ　二十錢
以上五字以内ヲ增ス毎ニ	五　錢	五　錢	
歐文五語以内	二十五錢		

以上一語ヲ増ス毎ニ　五　錢

（三）豫約新聞電報料は左の如し。

豫約字數	年額
五百字以内	金七百二十圓
一千字以内	金千二百六十圓
一千五百字以内	金千八百圓

但し豫約新聞電報は本邦内地及び滿洲間に發著する新聞電報に限るものなれど新聞電報料五十字以内毎に金二十錢とあるを除く外、明治三十九年十二月遞信省令第六十一號新聞電報規則を準用さるるものとす。

(2) 電報料後納　大正四年八月三十日府令第二五號を以つて電報料後納規則を改正せり、大要左の如し。

（イ）官廳にして電報料金後納の取扱を受けんとするものは、其の旨を記載したる書面を作成し、其の所在地の通信官署に差出すべし。

（ロ）官廳以外のものにして電報料金後納の取扱を受けんとするときは、申請書に

(一)後納を要する理由(二)一箇月の發信電報見込通數(三)指定發信局所を書し、其の所在地通信官署を經て關東都督府通信管理局長の認可を受くべし、其の認可を受けたるものは、後納電報料金の擔保として、通信管理局長の指定する所により保證金を納付すべし、但し管理局長に於て其の必要なしと認めたる場合は此の限りにあらず、其の届出をなしたる者、及び保證金を納付したる者には、電報料金後納帳を交付す。

(ハ)料金後納の電報を差出さんとするときは其の都度電報料金後納帳を差出し相當事項の記入を受くべく、料金後納の電報は後納取扱料として電報一通毎に金三錢を徵さる、後納電報料金は當月分を翌月二十日までに通貨を以つてこれを納付すべし。

(3) **電報局**　電報取扱種別、電報を配達せざる局所、託送電報取扱局、電報配達事務を取扱はざる局所、揭示電報の揭示を開始せる停車場を擧ぐれば左の如し。

(イ)**電報取扱種別**

名稱	取扱種別
大連郵便局	内國及日支和歐文電報 外國電報
大連西廣場郵便所	同
同 兒玉町郵便所	同
同 吾妻橋郵便所	同
同 埠頭郵便所	同
同 信濃町郵便所	同
同 浪速町郵便所	同
同 若狹町郵便所	同
小崗子郵便所	同
沙河口郵便所	同
旅順郵便局	同
同 新旅順出張所	同
都督府構内 電信取扱所	同
旅順鮫島町郵便所	同
柳樹屯郵便局	同

名稱	取扱種別
金州郵便局	内國及日支和歐文電報 外國電報
普蘭店郵便局	同
貔子窩郵便局	同
瓦房店郵便局	同
熊岳城郵便局	同
蓋平郵便局	同
大石橋郵便局	同
營口電信局	同
營口舊市街 日本電信取扱所	内國及日支和歐文電報
海城郵便局	内國及日支和歐文電報 外國電報
遼陽郵便局	同
遼陽城 日本電信取扱所	内國及日支和歐文電報
煙臺郵便局	内國及日支和歐文電報 外國電報

蘇家屯郵便局	內國及日支和歐文電報 外國電報
撫順郵便局	同
奉天郵便局	同
奉天郵便局十間房出張所	同
奉天城日本電信取扱所	內國及日支和歐文電報
鐵嶺郵便局	內國及日支和歐文電報 外國電報
鐵嶺城日本電信取扱所	內國及日支和歐文電報
開原郵便局	內國及日支和歐文電報 外國電報
昌圖郵便局	同
四平街郵便局	同
公主嶺郵便局	同
長春郵便局	同
同　長春東出張所	同
長春城日本電信取扱所	內國及日支和歐文電報
本溪湖郵便局	內國及日支和歐文電報 外國電報
橋頭郵便局	同
連山關郵便局	同
鳳凰城郵便局	同
鷄冠山郵便局	同
安東縣郵便局	同
安東縣舊市街日本電信取扱所	內國及日支和歐文電報
大連灣無線電信局	內國及日支和歐文電報 外國電報ノ受付
神戸丸無線電信局	無線電報
榊丸無線電信局	同
滿鐵本社構內電信取扱所	內國及日支和歐文電報
大連電信取扱所	同
旅順電信取扱所	內國及日支和文電報
瓦房店電信取扱所	內國及日支和歐文電報
大石橋電信取扱所	同

湯崗子電信取扱所　內國及日支和文電報
遼陽電信取扱所　內國及日支和歐文電報
奉天電信取扱所　內國及日支和歐文電報　外國電報
鐵嶺電信取扱所　內國及日支和歐文電報
昌圖電信取扱所　內國及日支和文電報
公主嶺電信取扱所　內國及日支和歐文電報
長春電信取扱所　內國及日支和歐文電報　外國電報
沙河鎭電信取扱所　內國及日支和文電報
雙廟子電信取扱所　同
郭家店電信取扱所　同
范家屯電信取扱所　同
石橋子電信取扱所　同
草河口電信取扱所　同
臭水子電信取扱所　同
萬家嶺電信取扱所　同
新臺子電信取扱所　同

撫順電信取扱所　內國及日支和歐文電報
福金電信取扱所　內國及日支和文電報
下馬塘電信取扱所　同
連山關電信取扱所　同
秋木莊電信取扱所　同
鷄冠山電信取扱所　同
鳳凰城電信取扱所　同
五龍背電信取扱所　同
開原電信取扱所　同
金州電信取扱所　同
得利寺電信取扱所　同
鞍山站電信取扱所　同
虎石臺電信取扱所　同
四平街電信取扱所　同
安東電信取扱所　內國及日支和歐文電報　外國電報
營口電信取扱所　內國及日支和歐文電報
橋頭電信取扱所　內國及日支和文電報

局所名	告示番號
南坟電信取扱所	内國及日支和文電報
通遠堡電信取扱所	同
三十里堡電信取扱所	同
撫安電信取扱所	同
劉家河電信取扱所	同
南關嶺電信取扱所	同
松樹電信取扱所	同
太平山電信取扱所	同
張臺子電信取扱所	同
劉房子電信取扱所	同
大屯電信取扱所	同

(ロ)電報配達せざる局所

局所名	告示番號
滿鐵本社構内電信取扱所	明治四十二年七月第六四號
大連電信取扱所	同
旅順電信取扱所	同

局所名	告示番號
陳相屯電信取扱所	同
高麗門電信取扱所	同
湯山城電信取扱所	同
新城子電信取扱所	同
沙河電信取扱所	同
蘇家屯電信取扱所	同
亂石山電信取扱所	同
孟家屯電信取扱所	同
祁家堡電信取扱所	同
分水電信取扱所	同

局所名	告示番號
瓦房店電信取扱所	明治四十二年七月第六四號
大石橋電信取扱所	同
遼陽電信取扱所	同
奉天電信取扱所	同
鐵嶺電信取扱所	同

昌圖電信取扱所	同	
公主嶺電信取扱所	同	
長春電信取扱所	同	
沙河鎮電信取扱所	同	
大連兒玉町郵便所	明治四十三年四月	第九三號
大連信濃町郵便所	同	
長春郵便局長春東出張所	明治四十三年八月	第一二〇號
撫順電信取扱所	明治四十三年十月	第一四八號
奉天郵便局十間房出張所	明治四十四年六月	第四一號
大連浪速町郵便所	明治四十四年十月	第五二號
大連吾妻橋郵便所	明治四十四年十月	第五二號
四平街電信取扱所	明治四十四年八月	第六五號
安東電信取扱所	同	
大連灣無線電信局	明治四十四年十一月	第九五號
開原電信取扱所	明治四十五年一月	第一號
都督府構內電信取扱所	大正元年九月	第二七號
營口電信取扱所	大正元年十二月	第六七號
橋頭電信取扱所	同	
大連西廣場郵便所	大正二年三月	第四三號
鷄冠山電信取扱所	大正二年六月	第九五號

(六)託送電報取扱局

局名	開始年月日	關係告示
大連郵便局	明治卅九年十二月廿一日	明治卅九年四十五號
安東縣郵便局	同	同
旅順郵便局	同 四十一年二月一日	同四十一年十二號
遼陽郵便局	明治四十一年二月一日	明治四十一年十二號
奉天郵便局	同	同
鐵嶺郵便局	同	同
營口郵便局	同 七月二十六日	同 七十一號

撫順郵便局	明治四十一年九月一日	明治四十一年八十二號
長春郵便局	同　九月十一日	同　八十八號
公主嶺郵便局	同　十月廿一日	同　九十五號
大石橋郵便局	同　十二月二十一日	同　百十六號
開原郵便局	同四十四年十一月一日	同四十四年八十三號
四平街郵便局	大正元年十二月一日	大正元年四十九號
本溪湖郵便局	大正三年七月一日	大正三年六十九號
瓦房店郵便局	同四年八月一日	同四年七十二號
大連灣無線電信局	同　十一月一日	同　百七號
神戸丸無線電信局	同	同
榊丸無線電信局	大正四年十一月一日	大正四年百七號

(三)電報揭示の停車場

名稱	名稱
大連鐵道停車場	臭水子鐵道停車場
奉天鐵道停車場	鐵嶺鐵道停車場
旅順鐵道停車場	大石橋鐵道停車場
公主嶺鐵道停車場	長春鐵道停車場
營口鐵道停車場	遼陽鐵道停車場
安東鐵道停車場	撫順鐵道停車場

(4) 日支無線電報規則　明治四十三年十一月一日遞信省令第一〇二號を以つて日支無線電報規則發布され、明治四十四年遞信省令第四四號、大正二年第一〇五號を以つて改正されたるが、內容左の如し。

(イ)日支無線電信と稱するは關東都督府無線電信局を除きたる帝國無線電信局及び關東都督府無線電信局の雙方若しくは一方の媒介に依り帝國船舶局(關

東都督府船舶局を除く)と滿洲若しくは支那芝罘との間、又は關東都督府船舶局と帝國若しくは、支那芝罘との間に發著するもの、帝國無線電信局及び場合に依り關東都督府無線電信局の媒介に依り、關東都督府船舶局相互間又は關東都督府船舶局と滿洲との間に發著するもの、關東都督府無線電信局及び場合により帝國無線電信局の媒介に依り帝國船舶相互間又は帝國船舶局と帝國との間に發著するもの、帝國無線電信局及び關東都督府無線電信局の雙方若しくは一方の媒介に依り又は其の媒介なく帝國船舶局と關東都督府船舶局との間に發著するものなり。但し線上傳送に付ては帝國電信系によるものに限る。

(ロ)日支無線電報は特に規定する場合を除くの外、內國無線電報及び日支電報に關する規定を準用す。

(ハ)關東都督府海務局の媒介に依り滿洲に發著する日支無線電報の普通電報料は左の如し。

(A)官私報

和文　十五字以内　二十錢
以上五字ヲ増ス毎ニ　五錢
歐文　五語以内　二十五錢
以上一語ヲ増ス毎ニ　五錢
B)新聞電報
五十字以内毎ニ　二十錢

次に無線電信局の局名符號を擧ぐれば左の如し。

局名	局名符號	關係訓令
神戸丸無線電信局	J. k. b.	明治四十四年第九十號 大正元年第十八號
大連灣無線電信局	J. d. a.	同　第九十三號
榊丸無線電信局	J. h. i.	大正二年第四十二號

(5) 電話規則　大正二年三月三十一日府令第八號を以つて電話規則を發布され、大正五年府令第一二號を以つて改正されたるが、該規則によれば電話使用料及び附加使用料は年額を四分し、左の區別により毎期分を其の期の初月一日より十

日までに納むることとせり。

第一期　四月一日より六月三十日まで

第二期　七月一日より九月三十日まで

第三期　十月一日より十二月三十一日まで

第四期　一月一日より三月三十一日まで

次に電話に關する料金は左の如し。

（イ）加入登記料、電話使用料、名義書換料其の他

		甲地	乙地	丙地	丁地
加入登記料	單獨加入	金二十圓	金十五圓	金十圓	金十圓
	連接加入	金七圓	金五圓	金三圓	金三圓
電話使用年額料	單獨加入	金八十四圓	金七十二圓	金六十圓	金四十八圓
	連接加入	金四十二圓	金四十二圓	金三十六圓	金三十六圓
名義書換料		金五圓	金三圓	金二圓	金二圓
電話番號簿掲載料年額	重複掲載一箇所毎に	金二圓	金一圓五十錢	金一圓	金一圓
	他人名義掲載一加入毎に	金十二圓	金八圓	金五圓	金五圓

（ロ）附加使用料

特別加入年額
- 單獨加入　普通加入區域外線路丁程一町迄每ニ　｝金二圓五十錢
- 連接加入　本加入ヲ距ル線路丁程一町迄每ニ　｝

長距離裝置　年額一箇每ニ　金六圓

卓上電話機　年額
- 甲號　金十二圓
- 乙號　金十六圓

增設機械

普通電話機　年額一箇每ニ　金十二圓

卓上電話機　年額一箇每ニ
- 甲號　金二十四圓
- 乙號　金十八圓

受話器　年額一箇每ニ
- 筒形又は時計形　金三圓
- 藏頭形　金八圓

電鈴　年額一箇每ニ　金三圓

官廳用及私設電話機接續年額一箇每ニ　金七圓

（ハ）電話料、電話呼出料及通知料

同一加入區域內及同一呼出區域內

一通話時ノ電話料　金五錢

一回ノ電話呼出料　金五錢

通知料　金五錢

（ニ）特別加設料

單獨加入／連接加入　普通加入區域外線路丁程一町迄每ニ／本加入ヲ距ル線路丁程一町迄每ニ	金十二圓

（ホ）機械移轉料

同一邸宅若ハ構內ノ移轉	金三圓
增設電話機ノ移轉	金三圓
增設電鈴ノ移轉	金一圓五十錢
附屬物品ノミノ移轉	金一圓五十錢
他ノ邸宅若ハ構內ヘノ移轉	金十五圓

電話機及附屬物品を一時撤去する場合は同一邸宅若は構內の移轉と看做す增設機械を他の邸宅若は構內へ移轉する場合亦同じ。

（ヘ）電話架設料

前項第一號の土地の區別第三號の區域以外の電話料及電話呼出料竝第六號の料金納付を要する土地及其の金額は別に之を告示す、通信管理局長は特に

必要ありと認むるときは同一加入區域內に於て三十箇以上の電話加入を有する者に對し電話使用料を低減することあるべし。

以上列記せる(イ)の電話料金に關する土地の區別は大正二年六月第九一號、大正三年六月第七〇號、大正四年七月第七三號の告示により、左の如く定められたり。

甲地　大連　奉天

乙地　旅順　遼陽　鐵嶺　長春　安東縣

丙地　撫順　開原　四平街　公主嶺　本溪湖

丁地　柳樹屯　金州　大石橋　新民屯　瓦房店

次に(ヘ)の電話架設料に關する土地及び金額に就ては、大正五年三月三十日告示第四十號電話架設料の納付を要する土地及び金額により左の如く定めらる。

第一種地	第二種地
大連	開原、四平街、本溪湖、瓦房店
單獨加入　金五十圓	金三十圓

(6) 自働電話　自働電話區域竝に通話料は左の如し。

位置	設置年月日	通話區域	一通話時ノ通話料	關係告示
夏家河子	明治四十二年以降夏期海水浴場開設期間	大連間 旅順間	金十錢 金十錢	明治四十二年第五十九號
五龍背温泉場	同四十二年八月一日	安東縣間	金十五錢	同第六十六號
沙河口内 西黒石礁	明治四十三年八月十一日	大連間 旅順間 柳樹屯間 金州間	金五錢 金二十五錢 金二十錢 金二十錢	明治四十三年第百十七號
老虎灘	同四十三年九月十八日	大連間 旅順間 柳樹屯間 金州間	金五錢 金二十五錢 金二十錢 金二十錢	同第百三十一號

(7) 電話加入區域　明治四十年一月告示第二號を以つて發表され、同四十一年告示第六十三號、第七十二號、第八十九號、明治四十三年告示第百三十號、同四十四年告示第二〇號、第八十五號、大正元年告示第五十一號、大正二年告示第四十八號、大正三年告示第七十一號、大正四年告示第七十四號、大正六年告示第二十八號を以つて改正されたる電話加入區域左の如し。

局名	普通加入區域	特別加入區域
大連郵便局	大連市 老虎灘會ノ内 小崗子　北崗子 譚家屯　黃家屯 商家屯	老虎灘會ノ内 大嶺前字 西王家屯 老虎灘 沙河口會ノ内 三春柳 西黑石礁 劉家屯 王家屯 下旬子 劉家屯 北沙河口 馬家溝 李家屯 鄭家屯 西沙河口 臭水屯會ノ内 北泡子崖
旅順郵便局	旅順舊市街、新市街、方家屯會ノ内 楊樹溝	
柳樹屯郵便局	柳樹屯	
安東縣郵便局	安東、六道溝	沙河鎮ノ内 小沙河子、七道溝
金州郵便局	金州	
遼陽郵便局	遼陽	
奉天郵便局	奉天	
鐵嶺郵便局	鐵嶺	
公主嶺郵便局	公主嶺	
新民府郵便局	新民府	

大石橋郵便局	大　石　橋
撫順郵便局	千　金　寨　古城子
開原郵便局	開原鐵道附屬地内
四平街郵便局	四平街鐵道附屬地
本溪湖郵便局	本溪湖鐵道附屬地
瓦房店郵便局	瓦房店鐵道附屬地

(8) **警備電鈴**　大正二年七月五日府令第十八號を以つて發布されたる警備電鈴規則によれば、警備電鈴と稱するは警備の信號をなすため關東都督府に於て施設する電鈴にして其の種別左の如し。

第一種　官公署若しくは私設警備團體と使用者間に信號するもの。

第二種　使用者相互間に信號するもの。

電鈴の料金は左の如し。

機械設備料　第一種　一回線毎ニ　五十圓
　　　　　　第二種　一回線一箇所毎ニ　四十二圓

創設料
- 線路架設料
  - 第一種　一町迄每ニ　十三圓
  - 第二種　一町迄每ニ　十五圓
- 增設電鈴
  - 同一邸宅內　一箇每ニ　八圓
  - 構內　一箇每ニ　十八圓

移轉料
- 第一種及第二種　一回線一箇所每ニ　七圓
- 線路ノ新設ヲ要スルトキハ第一種、第二種ノ區別ニ從ヒ丁程ニ應シ線路架設料ヲ加算徵收ス
- 增設電鈴
  - 同一邸宅內　一箇每ニ　三圓
  - 構內　一箇每ニ　五圓

使用料年額
- 第一種　一回線每ニ
  - 機械　十五圓
  - 線路一町迄每ニ　二圓五十錢
- 第二種　一回線每ニ
  - 機械一箇所每ニ　十圓
  - 線路一町迄每ニ　二圓五十錢
- 增設電鈴　一箇每ニ　二圓

但シ地下線敷設ヲ請求スル者ハ其ノ實費ヲ納付スヘシ

次に使用料は年額を二分し、左に掲ぐる二期の別に從ひ、毎一期分を其の期の初月一日より十日までに納付すべし。

第一期　四月一日より九月三十日まで

第二期　十月一日より三月三十一日まで

七、滿洲に於ける我通信局所表

滿洲に於ける我が通信局所名稱、位置及び取扱事務等を表示すれば左の如し。

名稱	位置	取扱事務	事務開始年月日	關係告示
大連郵便局	關東州大連監部通	郵便、爲替、貯金、電信電話通話、電話交換	明治三十九年十二月十一日	明治三十九年三十九號、五十四號、同四十年七十四號、七十九號
大連西廣場郵便所	同大連伊勢町	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話	明治四十三年五月一日	明治四十三年九十三號、大正二年四十三號、四十四號
同兒玉町郵便所	同大連兒玉町	郵便、爲替、貯金、電信	同	明治四十年九十三號
同吾妻橋郵便所	同大連寺內通	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話	同	明治四十三年九十三號、同四十四年五十二號
同埠頭郵便所	同大連埠頭	同	同	同

大連信濃町郵便所	關東州大連信濃町	郵便、爲替、貯金、電信電話通話	同	明治四十三年九十三號、同四十四年五十二號、
同浪速町郵便所	同大連浪速町	同	同	同
同若狹町郵便所	同大連若狹町	同	同	明治四十三年九十三號、大正二年四十三號、四十四號
小崗子郵便所	同小崗子西崗橫街	同	同	明治四十三年九十三號
沙河口郵便所	關東州沙河口會北沙河口	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話	明治四十三年十一月一日	明治四十三年百五十二號
旅順郵便局	同旅順舊市街	郵便、爲替、貯金、電信電話通話、電話交換	明治三十九年九月一日	明治三十九年三號、同四十年十七號、七十九號
同新旅順出張所	同旅順新市街	郵便、爲替、貯金、電信電話通話	同	明治三十九年三號、同四十年七十九號、同四十一年三號
都督府構內電信取扱所	關東都督府民政部構內	電信	大正元年十月一日	大正元年二十七號
旅順鮫島町郵便所	關東州旅順舊市街	郵便、爲替、貯金、電信電話通話	明治四十三年五月一日	明治四十三年九十三號
柳樹屯郵便局	同柳樹屯	郵便、爲替、貯金、電信電話通話、電話交換	明治三十九年九月一日	明治三十九年三號、同四十年十七號、七十九號
金州郵便局	同金州城內	同	同	明治三十九年三號、同四十年七十九號、九十號、四十一年百六號
普蘭店郵便局	同普蘭店	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話	同	明治三十九年三號、同四十年七十九號、同四十三年百三十七號
貔子窩郵便局	同貔子窩	同	同	明治三十九年三號、同四十年七十九號、同四十三年八十二號

瓦房店郵便局	滿洲瓦房店東大街	同	同	明治三十九年三月、同四十年七十九號、同四十一年四十九號
熊岳城郵便局	同熊岳城	同	同	明治三十九年三號、同四十年七十九號、同四十四年四十六號
蓋平郵便局	同蓋平海山寨	同	同	明治三十九年三號、同四十年七十九號、同四十二年百十五號
大石橋郵便局	同大石橋石橋大街	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話、電話交換	同	明治三十九年三號、同四十年七十九號、八十三號、同四十一年百十六號
營口電信局	同營口新市街	電信、電話通話	同	明治三十九年三號、同四十年七十九號、八十三號、同四十一年七十一號、同四十二年十九號
營口舊市街日本電信取扱所	同營口舊市街	電信	明治四十二年三月二日	明治四十二年十八號
海城郵便局	同海城臨江街	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話	明治三十九年九月一日	明治三十九年三號、同四十年七十九號、同四十二年百十五號
遼陽郵便局	同遼陽驛附近	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話、電話交換	同	明治三十九年三號、同四十年七十九號、九十號、同四十一年十二號
遼陽郵便局遼陽城出張所	同遼陽城內	郵便、爲替、貯金、電話通話	明治四十年三月十六日	明治四十年十五號、七十九號、九十號
遼陽日本電信取扱所	同同	電信	明治四十二年三月十六日	明治四十年十六號
煙臺郵便局	同煙臺	郵便、爲替、貯金、電信	明治三十九年九月一日	明治三十九年三號、同四十年九十九號
同煙臺炭坑出張所	同煙臺炭坑	郵便、爲替、貯金	明治四十五年四月一日	明治四十五年二十九號
蘇家屯郵便局	同蘇家屯本町	郵便、爲替、貯金、電信	明治三十九年九月一日	明治三十九年三號、同四十年七十九號

撫順郵便局	滿洲千金寨	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話、電話交換	明治三十九年九月一日	明治三十九年三號、同四十年七十九號、九十號、同四十一年八十二號、八十九號、百二十號
奉天郵便局	同奉天西塔大街	同	同	明治三十九年三號、同四十年七十九號、九十號、同四十一年十二號
奉天郵便局大北門出張所	滿洲奉天大北門裡	郵便、爲替、貯金、電話通話	明治三十九年九月一日	明治三十九年三號、同四十年七十九號、八十六號、九十號
同大西關出張所	同奉天大西關	同	明治四十一年八月一日	明治四十一年七十三號
同奉天驛出張所	同奉天新市街	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話	明治四十四年六月十一日	明治四十四年四十一號
奉天城日本電信取扱所	同奉天南大門裡	電信	明治四十二年三月十六日	明治四十二年十六號、十七號
鐵嶺郵便局	同鐵嶺中央街	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話、電話交換	明治三十九年九月一日	明治三十九年三號、同四十年十七號、七十九號、九十號、同四十一年十二號
同西門出張所	同鐵嶺西門外	郵便、爲替、貯金、電話通話	同	明治三十九年三號、同四十三號、四十七號、同四十年七十九號、九十號、九十七號
鐵嶺城日本電信取扱所	同鐵嶺城內南門裡	電信	明治四十二年三月十六日	明治四十二年十六號
開原郵便局	同開原孫家大街	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話、電話交換	明治三十九年九月一日	明治三十九年三號、同四十年七十九號、同四十二年六號、同四十四年八十三號
同開原城出張所	同開原城裡	郵便、爲替、貯金	同	明治三十九年三號、同四十三號、四十七號、同四十年七十九號
昌圖郵便局	同昌圖	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話	同	明治三十九年三號、同四十年七十九號、同四十三年百六十一號
同昌圖城出張所	同昌圖城內北大街	郵便、爲替、貯金	同	明治三十九年三號、同四十三號、四十七號、同四十年七十九號

四平街郵便局	同　四平街	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話、電話交換	同	明治三十九年三號、同四十年七十九號、同四十四年十號、大正元年四十九號
公主嶺郵便局	同　公主嶺菊地町	同	同	明治三十九年三號、同四十年十七號、七十九號、同四十二年六號
長春郵便局	同　長春新市街	同	同	明治三十九年三號、二十五號、同四十年七十號、七十九號、同四十一年八十八號、百十三號、同四十二年六號
同　長春城出張所	同　長春城北門裡	郵便、爲替、貯金、電話通話	明治四十年一月一日	明治三十九年四十九號、同四十年七十九號
同　長春東出張所	同　長春新市街	郵便、爲替、貯金、電信電話通話	明治四十三年九月一日	明治四十三年百二十號
長春城日本電信取扱所	同　長春城内	電信	明治四十二年三月三十日	明治四十二年二十六號
長春郵便局吉林出張所	滿洲吉林省吉林新開門外	郵便、爲替、貯金	明治四十年四月二十三日	告示セス
同　哈爾賓出張所	同　哈爾賓	同	明治四十二年一月一日	告示セス
同　齊々哈爾城出張所	同　黑龍江省齊々哈爾	同	大正三年三月二十五日	告示セス
新民府郵便局	滿洲　新民府紅樓閣	郵便、爲替、貯金、電話、通話、電話交換	明治三十九年九月一日	明治三十九年三號、同四十年二十五號、七十九號、九十號
本溪湖郵便局	同　本溪湖河東街	郵便、爲替、貯金、電話通話、電話交換	同	明治三十九年三號、同四十年四十號、七十九號、同四十四年四十六號、大正三年六十九號
橋頭郵便局	同　橋頭	郵便、爲替、貯金、電信	明治四十二年十二月二十一日	明治四十二年百五號、同四十四年百二號
連山關郵便局	同　連山關	郵便、爲替、貯金、電信	大正三年七月十六日	大正三年七十七號

鳳凰城郵便局	滿洲鳳凰城魏家衙衕	郵便、爲替、貯金、電信	明治三十九年九月一日	明治三十九年三號、同四十年七十九號
鷄冠山郵便局	滿洲鷄冠山新驛	同	明治四十三年十二月二十一日	明治四十二年百五號、同四十四年百二號
安東縣郵便局	同安東六番通	郵便、爲替、貯金、電信電話通話、電話交換	明治三十九年九月一日	明治三十九年三號、五十四號、同四十年七號、七十九號
同舊市街出張所	同安東舊市街	郵便、爲替、貯金、電話通話	明治四十年二月二十五日	明治四十年十三號、七十九號
安東縣舊市街日本電信取扱所	同同	電信	明治四十二年三月三十一日	明治四十二年二十八號
大東溝郵便局	同大東溝中重興街	郵便、爲替、貯金	明治三十九年九月一日	明治三十九年三號、四十七號、同四十年七十九號
大連灣無線電信局	關東州大孤山會沙砣子	無線電信	明治四十四年十一月十九日	明治四十四年九十五號
神戶丸無線電信局	神戶丸	同	明治四十四年十一月十五日	明治四十四年九十一號
榊丸無線電信局	榊丸	同	大正二年八月十四日	大正二年百三號
滿鐵本社構內電信取扱所	關東州大連滿鐵本社內	電信	明治四十二年八月一日	明治四十二年六十四號
大連電信取扱所	關東州大連驛	同	同	同
旅順電信取扱所	同旅順驛	同	同	同
瓦房店電信取扱所	滿洲瓦房店驛	同	同	同

大石橋電信取扱所	同大石橋驛	同	同	同
湯崗子電信取扱所	同湯崗子驛	同	同	同
遼陽電信取扱所	同遼陽驛	同	同	同
奉天電信取扱所	同奉天驛	同	同	同
鐵嶺電信取扱所	同鐵嶺驛	同	同	同
昌圖電信取扱所	同昌圖驛	同	同	同
公主嶺電信取扱所	同公主嶺驛	同	同	同
長春電信取扱所	同長春驛	同	同	同
沙河鎭電信取扱所	同沙河鎭驛	同	同	同
雙廟子電信取扱所	同雙廟子驛	同	明治四十二年十二月一日	明治四十二年九十九號
郭家店電信取扱所	同郭家店驛	同	同	同
范家屯電信取扱所	同范家屯驛	電信	明治四十二年十二月一日	明治四十二年九十九號
石橋子電信取扱所	同石橋子驛	同	明治四十二年十二月十五日	明治四十二年百十二號

草河口電信取扱所	滿洲草河口驛	電信	明治四十三年四月十一日	明治四十三年八十五號
臭水子電信取扱所	關東州臭水子驛	同	明治四十三年十月二十一日	明治四十三年百四十八號
萬家嶺電信取扱所	滿洲萬家嶺驛	同	同	同
新臺子電信取扱所	同新臺子驛	同	同	同
撫順電信取扱所	同撫順驛	同	同	明治四十三年百四十八號、大正二年百五號
福金電信取扱所	同福金驛	同	同	明治四十三年百四十八號、同四十四年六十六號
下馬塘電信取扱所	同下馬塘驛	同	同	明治四十三年百四十八號
連山關電信取扱所	同連山關驛	同	同	明治四十三年百四十八號、大正三年七十八號
秋木莊電信取扱所	同秋木莊驛	同	同	同
鷄冠山電信取扱所	同鷄冠山驛	同	明治四十五年一月二十一日	明治四十五年一號
鳳凰城電信取扱所	同鳳凰城驛	同	同	同
五龍背電信取扱所	同五龍背驛	同	同	同
開原電信取扱所	同開原驛	同	同	同

金州電信取扱所	關東州金州驛	同	明治四十四年九月一日	明治四十四年六十五號
得利寺電信取扱所	滿洲得利寺驛	同	同	同
鞍山站電信取扱所	同鞍山站驛	同	同	同
虎石臺電信取扱所	同虎石臺驛	同	同	同
四平街電信取扱所	同四平街驛	同	同	同
安東電信取扱所	同安東驛	同	同	同
營口電信取扱所	同營口驛	同	大正二年一月十一日	大正元年六十七號
橋頭電信取扱所	同橋頭驛	同	同	同
南坎電信取扱所	同南坎驛	同	同	同
通遠堡電信取扱所	滿洲通遠堡驛	電信	大正二年一月十一日	大正元年六十七號
三十里堡電信取扱所	關東州三十里堡驛	同	大正三年四月十一日	大正三年二十一號
撫安電信取扱所	滿洲撫安驛	同	同	同
劉家河電信取扱所	同劉家河驛	同	同	同

老虎灘電話取扱所	關東州老虎灘會	電話通話	明治四十五年四月二十一日	明治四十五年四十三號
熊岳城温泉場電話取扱所	滿洲熊岳城驛附近	同	大正元年九月一日	大正元年十五號
湯崗子温泉場電話取扱所	同湯崗子驛附近	同	同	同
郭家店電話取扱所	同郭家店驛附近	同	大正三年二月二十一日	大正三年七號
南關嶺電信取扱所	關東州南關嶺驛	電信	大正四年三月一日	大正四年九號
松樹電信取扱所	滿洲松樹驛	同	同	同
太平山電信取扱所	同太平山驛	同	同	同
張臺子電信取扱所	同張臺子驛	同	同	同
劉房子電信取扱所	同劉房子驛	同	同	同
大屯電信取扱所	同大屯驛	同	同	同
陳相屯電信取扱所	同陳相屯驛	同	同	同
高麗門電信取扱所	同高麗門驛	同	同	同
湯山城電信取扱所	同湯山城驛	同	同	同

新城子電信取扱所	同新城子驛	同	同十二月二十六日	同百三十五號
沙河電信取扱所	同沙河驛	同	大正五年八月二十五日	大正五年百四十號
蘇家屯電信取扱所	同蘇家屯驛	同	同	同
亂石山電信取扱所	同亂石山驛	同	同	同
孟家屯電信取扱所	同孟家屯驛	同	同	同
祁家堡電信取扱所	同祁家堡驛	同	同	同
分水電信取扱所	同分水驛	同	大正五年十一月二十一日	大正五年第百八十一號
范家屯電信取扱所	同范家屯驛	電話通話	大正四年三月一日	大正四年第十三號
新臺子電話取扱所	同新臺子驛	同	大正五年十一月一日	大正五年第百六十八號
雙廟子電話取扱所	同雙廟子驛	同	同	同

第二章　鐵道及び水運

一、滿蒙に於ける日本の鐵道利權

露國が東清鐵道の敷設權を獲得するに當り、ウイッテ伯をして鐵道なくんば同盟なし、吾人の結論は此二字に在りと絶叫せしめたることの、如何に吾人をして甚深の趣味あるかを思はしむ。固より露國の極東政策は其の出發點を侵略主義に置きたるを以つて、吾人と其の目的を異にするは勿論なれども、苟も極東の平和を確保し、滿蒙に於ける經濟的の發展を揮擢せんとする我が日本國の使命よりすれば、滿蒙に於ける鐵道敷設權を獲得せざるべからざるなり。支那は支那自身に於て支那本部の統一を期し得べきか否かの問題は暫らく之れを措き、滿蒙に於ける禍亂を未然に防遏し、極東の平和を維持し得ざるは勿論、滿蒙の經濟的發展を期し得られざるは明かなるに、彼等多くの有識者亦能く之れを知り、其の援助救護をなすの友邦唯我が日本國のみと認識せるに、謂ゆる支那式の體面に囚はれて、我が日本の行動を、他の侵略主義の目的を有する國家の行動と同一樣に取扱ひ、動もすれば我が日本の要求を峻拒せんとす。是れ則ち滿蒙に於ける我が鐵道利權の獲得に困難なりし所以にして、滿蒙の經濟的發展の遲々たるも亦其の一原因となすべし。今我國の滿蒙に於ける鐵道利權を記せば左の如し。

鐵道	南満	新奉	吉長	吉會	開海	吉會	四洮	長洮	洮熱	満蒙一般
哩數	六九四	三二	七九	二八〇	一二〇	二一〇	二三〇	一八〇	四七〇	未定
地方	吉林省奉天省	奉天省	吉林省	同上	奉天	吉林省奉天省	奉天省蒙古	吉林省蒙古	蒙古直隷省	南満及ビ東蒙古内
利權區別	承辦權	借款權	借款權	借款優先權	同上	同上	同上	同上	同上	同上
資本又ハ借款額	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇圓	三二〇,〇〇〇	二,一五〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
獲得セル年月	一九〇五年十二月 一九一五年五月二十五日承辦期限九十九箇年トナル	一九〇九年九月	同上	同上	一九一三年十月	同上	同上	同上	同上	一九一五年五月
債權者		債權者南満鐵道社	同上	—	日本政府豫約	同上	同上	同上	同上	同上

何上列記せる中の吉長線は一九一七年に於て南満鐵道が代辦權を有することとなれり

右の外に鐵鑛運搬にして一般營業をなさざる本溪湖煤鐵公司經營の廟兒溝輕鐵及び満鐵煤鐵公司合辦輕便鐵道たる溪域鐵道あり。

二、滿蒙に於ける既設鐵道

滿洲に於ける既設鐵道は南満鐵道、東清鐵道、吉長鐵道、京奉鐵道、四鄭鐵道、齊昂鐵道溪域鐵道、廟兒溝鐵道にして、未成鐵道は我邦に於て借款權及び借款優先權を得

たるもの、或は露國に於て權利を得たりと傳へらるる濱黑線の如き、或は支那に於て自ら計畫する錦洮線の如き大小幾多の豫定線あり、今其の既成鐵道に就て、鐵道名、區間、哩數等を表示すれば左の如し。

鐵道名		區間	哩數	備考
南滿洲鐵道（日本、標準廣軌）	幹線	大連—長春	四三八	大連蘇家屯間（二三八哩）複線
	支線	臭水子—旅順	二九	
		大房身—柳樹屯	四	運轉休止中
		大石橋—營口	一四	
		蘇家屯—撫順	三五	營業哩數三一哩
		煙臺—煙臺炭坑	一〇	炭坑用ニシテ一般營業ヲナサズ
	安奉線	奉天—安東	一七一	
東清鐵道（露國、廣軌五呎）	幹線	滿洲里—綏芬河	九一五	
	支線	哈爾賓—寬城子	一五二	
		札蘭諾爾—炭礦	七	
	幹線	北京—奉天	五二三	

京奉線（支那、標準廣軌）支線	溝帮子——營口	五七	
	連山——葫蘆島	七	未開
	湯河——秦王島	六	
	北京——通州	一六	
四鄭鐵道（同上）	四平街——鄭家屯	五三	
吉長鐵道（日本代辦、標準廣軌）	長春——吉林	七九	
齊昂鐵道（支那官辦、輕便鐵道）	齊々哈爾——昂々溪	一八	
溪城鐵道（滿鐵、煤鐵公司合辦、輕鐵）	本溪湖——城廠	四五	內、本溪湖、牛心臺間一五哩既成
廟兒溝輕鐵（本溪湖煤鑛公司經營）	南坟——廟兒溝	五	鐵鑛運搬ニシテ一般營業ヲナサズ

三、南滿洲鐵道株式會社

南滿洲鐵道株式會社は明治四十年四月の創立に係り資本は金二億圓にして之れを株式一百萬株(一株二百圓)に分ち其の內の一億圓は政府の出資に係り滿洲に於ける既成の鐵道及び之れに附屬せる一切の財產並びに撫順及び煙臺の炭坑を

以つてこれに充て殘額一億圓は之れを日淸兩國人より募集したるものなり。

分掌規程　大正七年一月十五日改正されたる滿鐵の分掌規程は左の如し。

分掌規程

第一條　本社ニ理事長室及左ノ四部ヲ置ク

總務部

計理部

鑛業部

地方部

第二條　理事長室ニ人事課及監査課ヲ置ク

人事課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、社員ノ進退賞罰給與共濟訓練及社內ノ紀律ニ關スル事項

監査課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、業務ヲ監察檢査ニ關スル事項

第三條　總務部ニ文書課調査課交通課及工務局ヲ置ク

文書課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、機密ニ關スル事項

二、社印及重役ノ印章保管ニ關スル事項

三、登記訴訟及諸般ノ廣告ニ關スル事項

四、株式及株主總會ニ關スル事項

五、契約ニ關スル事項

六、文書ノ審査往復整理及保管ニ關スル事項

七、社報ノ發行ニ關スル事項

八、事務所ノ取締ニ關スル事項

九、對外交渉ニ關スル事項

十、他課ノ主管ニ屬セサル事項

調査課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、諸般ノ調査及統計ニ關スル事項

二、營業報告及年報ノ編纂ニ關スル事項

交通課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、運輸機關ノ一般施設及計畫ニ關スル事項

二、國際聯絡運輸協約ニ關スル事項

工務局ニ設計課土木課及建築課ヲ置ク

設計課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、鐵道ノ設計及技術ニ關スル事項

土木課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、土木ニ關スル事項

建築課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、家屋ノ建築及修理ニ關スル事項

第四條　計理部ニ會計課及用度課ヲ置ク

會計課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、豫算及決算ニ關スル事項

二、計算及記帳ニ關スル事項

三、金錢及有價證劵ノ出納及保管ニ關スル事項
四、財產ノ管理ニ關スル事項
用度課ハ左ノ事務ヲ掌理ス
一、物件ノ購買保管配給及處分ニ關スル事項
第五條 鑛業部ニ販賣課及地質課ヲ置ク
販賣課ハ左ノ事務ヲ掌理ス
一、石炭其ノ他生產物ノ販賣ニ關スル事項
二、諸生產物ノ保管受渡及處分ニ關スル事項
地質課ハ左ノ事務ヲ掌理ス
一、地質ノ調査及研究ニ關スル事項
第六條 地方部ニ地方課及衞生課ヲ置ク
地方課ハ左ノ事務ヲ掌理ス
一、附屬地ノ支配及取締ニ關スル事項
二、土地及建物ノ貸付ニ關スル事項

三、普通教育ニ關スル事項
四、勸業ニ關スル事項
五、地區計畫ニ關スル事項
六、社宅ニ關スル事項
七、消防ニ關スル事項
衛生課ハ左ノ事務ヲ掌理ス
一、衛生ニ關スル事項
二、醫院ニ關スル事項

第七條　東亞經濟調査局ハ理事長室ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス
一、東亞ノ經濟ニ關スル材料ノ蒐集及調査ニ關スル事項
二、同上事項ニ對スル諸般ノ報告及應答ニ關スル事項

第八條　沙河口工場ハ總務部ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス
一、車輛及機械ノ設計竝其ノ材料檢査ニ關スル事項
二、車輛機械及器具ノ製作及修理ニ關スル事項

第九條　埠頭事務所ハ總務部ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス

一、埠頭及棧橋ノ管理竝船舶ノ出入ニ關スル事項

二、埠頭ニ於ケル荷物ノ積卸及保管ニ關スル事項

三、船舶ノ營業及管理ニ關スル事項

第十條　築港事務所ハ總務部ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス

一、港灣埠頭棧橋及船渠ノ保存及改良ニ關スル事項

第十一條　必要ノ地方公所ヲ置ク

公所ハ總務部ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス但シ其ノ取扱事項ニ關シテハ當該部局長ノ指揮ヲ受クルモノトス

一、交渉ニ關スル事項

二、特ニ命セラレタル事項

第十二條　電氣作業所ハ計理部ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス

一、電力及電燈ニ關スル事項

二、電氣鐵道ニ關スル事項

三、電氣技術ニ關スル事項

第十三條　瓦斯作業所ハ計理部ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス

一、瓦斯ノ製造及供給ニ關スル事項

第十四條　撫順炭礦ハ鑛務部ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス

一、炭礦ノ經理ニ關スル事項

二、工業ニ關スル事項

第十五條　中央試驗所ハ地方部ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス

一、工業及衞生上ノ試驗及研究ニ關スル事項

第十六條　農事試驗場ハ地方部ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス

一、農產畜產及林產ノ改良ニ必要ナル試驗及講習等ニ關スル事項

二、種苗及畜產等ノ育成及分配ニ關スル事項

第十七條　南滿醫學堂ハ地方部ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス

一、醫事敎育ニ關スル事項

第十八條　南滿洲工業學校ハ地方部ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス

一、工業教育ニ關スル事項

第十九條 圖書館ハ地方部ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス

一、圖書新聞雜誌ノ購入及保管ニ關スル事項

二、圖書館及巡回文庫ニ關スル事項

大正七年度豫算

滿鐵會社の大正七年度豫算は三月三十日附にて政府の認可ありたるが其の大要及び大正六年度との比較を示せば左の如し。

七年度事業費豫算(△は減少)

費目	金額	六年度比較增加
鐵道 本線	七、七二五、五〇〇	三、〇四三、二一一
安奉線	一、七九四、三三一	一、三五五、三一一
港灣費	二、一一八、六七一	五三四、六〇五
鑛山費	六、一八七、八四〇	三、三四七、八一七
工業費	二、八八六、二五四	八〇五、一九二
電氣費	一、三七七、五三五	一、二四六、二〇六

瓦斯費	五二二、九六六	三七九、三六三
旅館費	四八、六八六	三四、九七六
地方營造物及土地費	一、四〇二、四三一	三三、一八四
諸建築費	一、四四七、一三七	三四一、五五八
鞍山工場費	八、三七八、三六〇	二五、一四六
計	三三、八九〇、三五二	一一、二五一、一三六
外ニ豫備費	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
總計	三四、三九〇、三一二	一一、二五一、一三六

大正七年度營業收支豫算

費目	收入	支出
鐵道本線	二八、四四一、七四一	九、七五五、六一九
	四、七四七、一四三)	(一、九三七、九二三)
鐵道安奉線	三、一一八、五九七	二、一一三、七一二
	六〇八、九六五)	(六六二、二八四)

船舶	二、〇八四、七五〇 △(五二五、二九三)	一、八〇六、四二七 △(八八〇、四一一)
港灣	三、〇二八、六三五 (六一四、五七九)	二、九八六、〇二一 (八〇五、四〇七)
鑛業	三一、一五二、一九三 (一三、一七五、一二八)	二二、七七〇、六九四 (七、九五七、六八二)
工業	五、二二七、五九八 (三、一四六、二二六)	四、〇四二、三一八 (三、七一〇、九三〇)
電氣	一、五五七、六〇六 (三二、四四一)	九四六、八六五 (三〇七、二七五)
瓦斯	三四七、四二〇 (五二、一八九)	二〇〇、〇九七 (二三、五五八)
旅館	三七六、四九八 (八七、七一七)	四二七、一六六 (八四、九五七)

地方	二、二七三、三七八 (六九八、三〇二)	四、三二五、七一四 (一、一一二、七五五)
雜損益	五〇、〇〇〇 (——)	七七〇、〇〇〇 (四七〇、〇〇〇)
利息	八七六、八六四 (三九一、八六四)	六、五三六、〇八二 (六六六、一八二)
總體費	—— ——	四、〇二七、九八九 (九五五、一四四)
社債差額塡補金	—— (——)	六八〇、〇九四 (——)
計	七八、五三五、二八〇 (二三、二五〇、四七五)	六一、三八八、七九八 (二六、六七三、四六六)
外ニ豫備金	—— (——)	一、〇〇〇、〇〇〇 (五〇〇、〇〇〇)

差引益金	――	一六、一四六、四八五
	(――)	(六、〇七七、〇〇五)
總計	七八、五三五、二八〇	七八、五三五、一八〇
	(二三、二五〇、四七一)	(二三、二五〇、四七一)

注意　括弧中は六年度比較增減を示す

尚右事業費內容に就て大要を擧れば、▼鐵道に就ては本線軌條の取換、立山、鞍山兩驛構內軌條布設各地側線、橋梁及び建物等增改築、安奉線に在りては陳相屯、蘇家屯間線路變更に伴ふ軌道、橋梁、建物の新改設並に機關車、數輛客車、手荷物車、貨車、車掌車約五百數十輛の新造及び沙河口工場一般作業の進捗を圖る爲各種施設に屬する經費▼港灣に在ては大連港海面埋築、港內浚渫及び第三埠頭の築造の繼續工事及び第二埠頭の岸壁起重機其他の新改設擴張工事▼鑛山撫順炭坑填砂法採炭に要する採砂場、線路及び注砂鐵管延長等の外諸機械其他の施設▼工業瓦斯發電所等に在ては昨年度より續行の諸機關の擴張の外新に發電機を增設し又骸炭工場に於る各種施設▼電氣各地需要激增に伴ふ大連、奉天、長春、安東等發

電所擴張內外線條の延長電車若干、車體組立等▼瓦斯之又累年需要增加に伴ふ製造所の擴張▼旅順 大連、奉天、長春の自動車購入、大連附屬洗濯部移轉等▼地方營造物及土地、附屬地經營に在ては道路、溝渠、給水其他の施設、醫院建增諸機器補足並に學校教室新築、圖書館に在ては大連圖書閱覽室の新築の外中央試驗所及び農事試驗所の建築工事等▼諸建物 大連埠頭事務所の新築完成、本社事務室の增築並に用度課倉庫の移轉新改築社宅並に昨年燒失の奉天貸店新築等▼鞍山工場、本年度中一部の業務開始の豫定にて大正六年度より繼續工事進捗等なり。

地方施設 大正七年度に於て滿鐵が附屬地の施設經營に要する地方經費、興業費及び公費の總額は五百九十五萬七千百六十圓四十五錢なり、其公費即ち附屬地住民の負擔と諸收入及び滿鐵補給金を以つて支辨せらるる半公共團體の事業は歲入出豫算百八萬五千七百七十六圓四十五錢にして其の歲入の內譯を記さんに公費徵收によるもの二十萬四千九百七圓、滿鐵補給金七十八萬一千八百五十一圓四十九錢、其の他收入金九萬九千十七圓七十三錢なり、故に補給金は總收入の七割二分强に當れり、次に歲出に於て主なるものを擧ぐれば教育費三十五萬五千四

百四十二圓餘、土木費二十九萬三千七百六十六圓餘、衛生費十三萬百三十八圓餘、警備費九萬六千三十圓餘、公園費九萬七千二百九十六圓餘なり、故に教育費は總歲出の三割二分、土木費は二割七分、衛生費は一割二分餘なり、今其の歲出入を種目別すれば左の如し。

歲入

手數料	八三、八三一、七三〇
公園收入	七、六三〇、〇〇〇
雜收入	五、八七三、〇〇〇
補給金	七八一、八五一、四九〇
寄附金	一、六八〇、〇〇〇
公費	二〇四、九〇七、二三〇
計	一、〇八五、七七六、四五〇

歲出(經常、臨時合計)

事務費	二一、一七一、〇〇〇

長春	五九、三六九	九七、三七八	一四、一四四
撫順	二三、二五一	四八、六〇八	一一、七〇五
安東	三、七七八	四六、五三一	三、六三七
本溪湖	一九、九五六	三三、六四八	二、九七六

公費は地方施設をなすための支出なれども其の量に於ては滿鐵が之れに投じつつある總經費に對して僅五分一強にすぎざるなり、加之公費の七割餘は又滿鐵の補給金なり、卽ち公費以外に地方經營のため使用さるゝ七年度經費には地方經費の費目にて全部滿鐵本社負擔のもの三百五十二萬圓あり、此中より公費補給金を支出さるゝを以つて之れを控除し少くも二百五六十萬圓は敎育、產業、衞生其他附屬地の發展、住民の幸福のために支出さるゝ譯なり、又、此等經常費以外に大正七年度に於て臨時部支出に興業費あり、其の總額は百三十五萬一千三百一圓にして之れを營造物土地諸建物等に區分して列記すれば左の如し。

營造物

學校　一一八、四二六

浴場	二五、八〇〇
衛生費	六七〇
計	一四四、八九六
土地	
市街地	四四六、三四九
主なるもの道路	七三、〇八四
水道	二〇二、四八三
用地買收	六八、八五九
耕地	
苗圃費其他	一四、九三六
計	四六一、二八五
諸建物	
社宅	五七八、四六七
貸付家屋	一五九、六五四

計　七三八、一二一

總計　一、三四四、三〇二

興業費中其の主要なるものを擧れば學校に於ては遼陽、四平街、安東、各小學校及び南滿中學堂校舍の增築其他にして、又水道は長春、安東、奉天、本溪湖、開原の各附屬地に於ける人口の增加に伴ふ擴張及び修繕費、用地買收費は奉天、本溪湖、湯崗子各附屬地の擴張費なり、次に建物費中、貸付家屋の十五萬九千六百五十四圓は主として奉天貸事務所の建築なり、又、社宅建築の主なるものは千山の二十三萬圓、安東の六萬圓、遼陽、長春、四平街の各五萬圓及び增築修繕等のため支出さるるなり。

鐵道施設　滿鐵は七年度鐵道事業として本線七百七十二萬五千五百圓、安奉線百七十九萬四千九百三十一圓を計上し、昨年度に比し本線は三百四萬三千二百十一圓、安奉線に於て百三十五萬五千三百十一圓の激增を爲し居れるも、右施設の內容は本線に在ては輸送力增加の目的を以て大石橋以南の從來の第二種軌條を第三種に敷替之に伴ひ、牽引力增加と共に枕木の增設を爲すの外、大連驛構內線路の模樣替並に立山驛及鞍山驛の新設備、四平街驛本家の新築工事等にて安奉線に

於ては阿相屯、蘇家屯間の線路變更並に之れに伴ふ電話線其の他の施設及び橋頭機關庫の新設工事等主要なるものにして、更に車輛の新造に就ては一般輸送貨物の增加に鑑み、特に貨車建造に重きを置き、從來の方針を改め鐵材としての輸入を廢し機關車も貨車も既成品として輸入する事に決し、工場に於ては組立を爲すに止め貨車は木造部の建造を爲すのみとせるが、本年度車輛建造豫定のものは機關車數輛客車及び手荷物約十輛貨車五百數十輛、車掌車三十輛等にして、以上は七年度鐵道施設の主要なるものなり。

社債と事業費　滿鐵は七年度事業費として、九百八十萬圓の社債を東京興業銀行の手により、年利六分(每年三月一日、九月一日拂)發行額格九十六圓、五箇年間据置十箇年間隨意償還の條件にて、發行する事に決したるは既報の如くなるが、興業銀行は內百八十萬圓手持ち八百萬圓を一般に公募する事とし、目下夫々準備中にて、正式主務省の許可あり次第、一兩日中賣出を開始する筈なるが、滿鐵は最初七年事業費としては、先づ六月一日拂込あるべき千二百萬圓の株金及び前年度繰越事業費にて支辨し、社債發行は下半期に讓るべき豫定なりしが、下半期は政府公債

其他幾多の債券發行あるべく、從て下半期の發行は不利なるに至るべきを以て、當面の必要以外經濟界の狀況に鑑み、取り急ぎ社債の發行を爲したる次第なるが、株金拂込及び社債にて二千百八十萬圓を得べく、割引手數料を差引くも、約二千百萬圓を手取りし得べき筈にして、之に前年度事業費繰越金を加へ三千四百萬圓の事業費は圓滿に進捗すべし。

旅客運輸十年計畫　滿鐵事業十年後の施設計畫に關しては目下各課所每に其分擔業務に就て計畫材料の調査に從事しつゝあるが、旅客運輸に屬する諸般の設備は從來統計に示す處と將來滿蒙の開發に伴ひ豫想する旅客增加數を基礎とし割出され、大正十六年度に於て準備すべき客車數を現在の約二倍卽ち約七百輛と案出し、滿洲線旅客列車運轉回數は大連長春間幹線に於て一日四箇列車、之に一週三回の急行列車を配し、奉天以北に於て尙ほ之れを增加し、各支線共各現在の約二倍に相當する列車を運轉せしむべしとの最後案を決定し、次ぎに之れに到著すべく年次の客車準備數其の他從事員の增員等を立案しつゝあり。

貨車發送貨物　大正六年中に於ける滿鐵貨車發送、貨物調査の每月對照表

左の如し。

	公衆品	社用品	合計
一月	二四、五六九	五、一四九	二九、七一八
二月	二三、五五一	五、五五二	二九、一〇四
三月	二四、一八二	七、〇九七	三一、二七九
四月	一九、一〇四	六、八五八	二五、九六二
五月	二一、二八二	一〇、三〇六	三一、五八八
六月	二三、四五四	一二、二三一	三五、六八五
七月	二〇、六〇八	一三、一四〇	三三、七四八
八月	一七、四四〇	七、五六八	二五、〇〇八
九月	二一、〇四四	一三、一九九	三四、二四三
十月	三一、〇三三	一九、六四九	五〇、六八二
十一月	二八、五〇六	一四、一九九	四二、七〇五
十二月	三三、七八四	八、九六二	四二、七四六
合計	二八八、五五七	一二三、九一一	四一二、四六八

滿鐵會社ノ施設概要

滿鐵會社の施設概要につき記せば

(一)工場　明治四十一年ヨリ四十三年ニ亙リ莫大ノ資ヲ投シテ市外沙河口ニ建設シタルモノニシテ總建坪一萬六千餘坪、發電機四基(計一、三六七馬力)電動機三百三十六基(計三、二〇四馬力)蒸汽機關八基計一、二三一馬力)旋盤百二基、起重機類七十二基其外幾多斬新ナル機械設備ヲ有シ機關車二十七輛客車三十六輛貨車百三十輛ヲ同時ニ收容シ且ツ諸機械器具ノ製作及修理ヲナシ得ル設備ニシテ採光換氣暖房裝置及自働消火器アリテ工場及附屬市街ニ對スル獨立ノ給水設備ヲ有ス、使役職工ハ日支人合計二千數百名ニシテ一箇年ノ製修作業高二百萬圓乃至三百萬圓ナリ製修品ノ重ナルモノハ各種車輛ニシテ殊ニ近年其製造ニ力ヲ注キ當社所有ノモノハ勿論朝鮮鐵道其他ノ社外註文ニ應シ居レリ。(二)中央試驗所　滿洲ニ於ケル殖産工業竝ニ衞生上ノ改良發達ニ資スヘキ諸般ノ調査及研究ヲナシ併セテ一般ノ依賴ニ應シ理化學上ノ分析試驗及鑑定ヲナス所

ニシテ市内伏見臺ニアリ所務ヲ分チテ分析科、應用化學科、製絲染織科、窯業科、釀造科、衛生科及電氣化學科ノ七科トナシ此外市外寺兒溝ニ豆油製造場アリタルモ試驗的施設略完了ト共ニ大正四年十月之ヲ私人ノ經營ニ移シタリ本試驗所ハ明治四十一年ノ創立ニシテ爾來各科共年々改善擴張セラレ目下殆ト整備ノ緒ニ就キタルカ如シ尤モ電氣化學科ノ一科ハ極メテ最近ノ增設ナリ

各科事業ノ主要項目左ノ如シ

分析科(鑛石、石炭「セメント」合金其ノ他工業原料及製品ノ分析試驗及鑑定)

應用化學科(イ)石炭ノ乾餾及其ノ副產物ノ研究(ロ)瀝青頁岩ノ試驗(ハ)油類及大豆粕ノ研究ニ鹽類工業ノ研究(ホ)其ノ他一般化學上ノ調査及試驗

製絲染織科(イ)柞蠶繭製絲ニ關スル試驗(ロ)柞蠶染色及製織ニ關スル試驗ハ其ノ他纖維工業ニ關スル試驗

窯業科(イ)耐火煉瓦及「ダイナス」煉瓦ノ製造試驗(ロ)磁器及硬質陶器ノ製造試驗(ハ)硝子業ニ關スル調査(ニ)其ノ他窯業原料ニ關スル調査及試驗

釀造科(イ)高梁酒釀造ニ關スル試驗(ロ)紹興酒及黃酒釀造ニ關スル研究(ハ)醬油

食酢等ノ釀造法ノ研究
衞生科(イ)上水及下水ノ水質檢査竝ニ其ノ試驗法ノ研究(ロ)藥品ノ檢査竝ニ製藥化學ノ研究(ハ)飮食物ノ衞生的檢査
電氣化學科(電氣化學工業ニ關スル調査及研究)

(三)地質研究所　滿洲ニ於ケル地質及鑛脈ノ調査研究ヲナスヲ目的トシ初メ鑛業部ノ一課ナリシモ明治四十三年獨立ノ研究所トナリ爾來各所ニ專門家ヲ派遣シテ隨時必要ナル調査ヲナサシメ關東州內ノ踏査ハ既ニ大正四年中完了シ近ク其ノ發表ヲ見タリ。(四)電氣作業所　電氣業ハ露治時代ノ發電所ヲ修理繼承シ明治四十年電燈及動力ノ供給ヲ開始尋テ四十二年電鐵ヲ開業シ四十四年ニ至リ新ニ一千「キロワット」三臺一千五百「キロワット」一臺(合計四臺四千五百「キロワット」)發電機竝ニ八臺ノ水管式汽罐ヲ設置シ同時ニ電氣工場ヲ設ケ社用品ノ製修ハ勿論金屬鍍金電氣用品ノ製修等一般社外ノ註文ニ應シ居レリ作業事務所ハ附屬工場ト共ニ市內吾妻廣場ニアリ發電所ハ別ニ濱町ニアリテ其ノ大煙突ハ東洋一ノ稱アリ電燈需要數ハ十六燭光換算無慮七萬燈ニシテ需要戶數

凡ソ八千戸ナリ動力ハ使用機數百五十、一日ノ供給量三千馬力乃至一萬二千馬力ニシテ最近一箇年ニ於ケル平均一日ノ供給量約七千馬力(五、二五〇「キロワット」)ナリ電氣鐵道ハ延長二十五哩餘ニシテ「ボギー」車三〇臺普通車二〇臺外ニ貨車一〇臺アリ電燈料ハ約束一箇月十六燭光一圓二十錢百燭光三圓ニシテ「メートル」計算ハ一「キロワット」時金二十錢ナリ動力料ハ約束全馬力一箇月二〇〇時間迄ハ「キロワット」時金五錢ニシテ二〇〇時間以上ハ金三錢ナリ電氣鐵道ニ就テハ第八章交通ノ題下ニ記述シタリ尙本社ハ奉天長春安東及撫順ニ於テ電氣業ヲ經營セリ。(五)瓦斯作業所　明治四十二年ノ開業ニシテ一日ノ瓦斯製造能力五〇〇、〇〇〇立方尺、瓦斯管ノ延長約五〇哩ニ達ス營業所ハ北大山通ニアリテ別ニ西濱町ニ製造所及瓦斯「タンク」(蓄溜量五〇〇、〇〇〇立方尺)ヲ有ス需要量ハ一日約三〇〇、〇〇〇立方尺ニシテ使用戸數凡ソ七千戸ナリ瓦斯料ハ用途ニ依リ差異アレトモ普通家事用一〇〇立方尺二十錢ニシテ別ニ器具使用料及最低料金ノ規定アリ此ノ外撫順ニ於テハ「モンド」式瓦斯事業ヲ營ミ一面低廉ナル電氣動力ヲ得テ工業界ニ多大ノ貢獻ヲナシツツアリ。(十六)ヤマトホテル　當地

建築界ノ白眉ニシテ工費百餘萬圓ヲ要シタル五層樓ノ歐米式旅館ニシテ客室百有餘食堂、應接室、讀書室、娯樂室等ノ諸設備ハ勿論昇降機、電氣時計、自働寫字器、自働消火器、郵便集配器等「ホテル」トシテノ設備殆ト整ハサルナク尙ホ附帶事業トシテ洗濯部及車馬部アリ食料室料等ハ前章旅館ノ項ヲ參照スヘシ「ヤマトホテル」ハ此ノ外市外星ケ浦、旅順、奉天、及長春ノ四箇所ニアリ。(七)醫院及學校　醫院及學校ニ就テハ前章既ニ一言シタリ尙ホ本社ハ醫院及學校共沿線各地ニ設置シ居レリ。(八)築港事務所　大連港ニ於ケル埠頭防波堤ノ築造港內ノ浚渫埋立等所謂港灣ノ建設及改良工事ヲ擔當シ明治四十年四月工事著手以來大正四年度末迄ニ支出セシ工費總額無慮一千數百萬圓ヲ算シ尙ホ大正八年度迄ノ繼續工事費三百數十萬圓ヲ要スル見込ナリ當港ニ於ケル埠頭繋船岸壁ハ卷頭平面圖ニ示セルカ如ク東西千二百餘尺及九百尺ヲ隔テテ北微東ニ向テ併行ニ展開セル第一第二及第三ノ三埠頭並ニ之ヲ連結セル甲乙ノ二埠頭ヨリ成リ其ノ全長一萬三千三百五十四尺ニシテ水深干潮面下二十三尺乃至三十五尺ナリ、尤モ第三埠頭四千四百尺(水深三十尺乃至三十五尺)ハ目下築造工事中ニシテ大正

八年度中ニ完成ノ豫定ナリ尚ホ將來出入船舶ノ増加ニ伴ヒ第三埠頭ノ西方ニ於テ更ニ之ト略同長同幅ノ第四埠頭ヲ築造スル計畫ナリ防波堤ハ埠頭ノ沖合水面約百萬坪ヲ包圍シ東西及北ニ三箇ノ出入口ヲ有シ全長約一萬三千尺ナリ。

數字上より見たる滿鐵

(イ) 電氣鐵道ノ一 (線路) (大正五年度末日現在)

線別	軌道延長					
	單線	複線	側線	車庫線	貨物線	計
	哩 鎖	哩 鎖	哩 鎖	哩 鎖	哩 鎖	哩 鎖
市内線	二・三九	二・七四	〇・一〇	〇・六九	一・二九	一六・六一
市外線	八・〇七	—	〇・三七	—	〇・二一	八・六五
總計	一〇・四六	二・七四	〇・四七	〇・六九	一・五〇	二五・四六
大正四年度	一〇・四六	二・七四	〇・四七	〇・六九	一・三九	二四・七五
同三年度	一〇・五二	二・四八	〇・五四	〇・七九	一・〇一	二四・七五
同二年度	一〇・五二	二・四八	〇・五四	〇・七九	一・〇一	二四・七五

大連	同　元年度	一〇・五二	一・四八	〇・五四	〇・七九	一・〇三	二四・七六
	明治四十四年度	一〇・五一	一・四八	〇・五四	〇・七九	一・〇三	二四・七四
	同　四十三年度	七・四二	一・四八	〇・四九	〇・七九	〇・一一	二〇・六九
	同　四十二年度	三・五四	九・二四	〇・三〇	〇・六八	—	一四・一六
撫順	大正五年度	七・〇〇	三・〇〇	二七・〇七	一・二八	一四・六八	五三・二四
	同　四年度	五・七四	三・〇一	二一・二一	一・〇九	一〇・四三	四一・五八
	同　三年度	五・二三	一・四〇	九・五三	一・三九	一・〇九	一八・七三

一　本表ハ南滿洲鐵道株式會社ノ經營セル大連及撫順ノ電氣鐵道ニ關スル事實ナリ但シ大連ハ四十二年九月、撫順ハ大正三年十月二十六日ノ開業ニシテ同日以後ノ事實ヲ揭ク以下三表亦同シ

二　表中哩數ハ鎖以下四捨五入ノ爲メ計ニ符合セサルモノアリ

（ロ）電氣鐵道ノ二（車輛）（大正五年度末日現在）

三

車種	製造地	車輛數	一車ノ重量
	英國		一四・五英噸

客車（特等並等合造ボギー車）	名古屋	八	一四・五
	（大連	二〇	七・五
貨車	英國	一〇	一〇・〇
撒水車	米國	一	五・〇
總計	……	六一	……

大連

大正四年度	……	六一	……
同三年度	……	六一	……
同二年度	……	六一	……
同元年度	……	五八	……
明治四十四年度	……	五一	……
同四十三年度	……	四一	……
同四十二年度	……	三七	……
客車（特等並等合造ボギー車）	大連	二	三五・〇
	（米國	三	四〇・〇

撫順	電氣機關車	獨國	三	五〇・〇
		獨國	五	二五・〇
	貨車 搬砂用	大連	一五〇	一二・〇
	貨車 土運用	大連	三五	二二・〇
	總計		一九八	……
	大正四年度	……	三	……
	同三年度	……	二	……

（八）電氣鐵道ノ三（乘客及賃金）（大正五年度）

月次	平均營業哩	客車走行哩	乘車人員	乘車賃
四月	一七・七哩	一四〇、八八五哩	四三八、〇四七人	一八、〇八五・一七圓
五月	一七・八	一四六、四〇七	五二四、五九九	二一、三七九・八一
六月	一六・七	一四〇、七一七	五一三、九四〇	二〇、四八九・〇一
七月	一六・七	一四六、八四三	五八四、五八七	二三、四一五・八一
八月	一六・七	一四六、三一六	五三七、八八二	二二、七六八・四四

大連

九月	一六・七	一四一、三五八	四八二、六四一	一九、七六四・二一
十月	一七・八	一四五、五六四	五五四、二七三	二三、九〇三・五四
十一月	一七・八	一三〇、四二七	五三六、八二五	二一、九三五・七五
十二月	一七・八	一三三、三九一	五五七、七二八	二三、二五〇・五四
一月	一七・八	一三三、〇五一	五三九、一三〇	二三、一一四・三〇
二月	一七・八	一一九、六八五	四七〇、四三〇	一九、〇一三・三九
三月	一七・八	一三一、七〇八	五四九、七五九	二三、一一七・五二
總計	一七・四	一、六五六、三九二	六、二八九、八四一	二五七、二三六・四九
大正四年度	一七・三	一、六五九、九二一	五、一〇〇、二六八	二一一、五三〇・二六
同三年度	一六・八	一、六五三、四七七	五、一八一、〇四四	二二三、四三一・二七
同二年度	一六・八	一、五一五、九五三	六、一八五、二九一	二二四、〇八八・二一
同元年度	一六・七	一、三八八、六〇六	四、九七三、八三五	二〇八、〇一五・九六
明治四十四年度	一四・九	一、三一三、一五〇	四、八二六、八六一	二〇〇、四五二・二六
同四十三年度	九・三	一、一三〇、八五八	三、〇五五、八九九	一三七、一九一・三三

同 四十二年度 六・七 三三、六七六 九三九、六九五 四三、九六二・五二

一本表ノ外撫順ニ電氣鐵道アルモ炭坑ノ運炭機關トシテ經營セルモノニツキ掲上セス

(二) 鐵道線路 (大正五年度末日現在)

線	驛名	驛間哩	延長哩	線	驛名	驛間哩	延長哩
本線	起點(埠頭)	—	0・0	本線	普蘭店	六・九	四九・七
	大連	一・八	一・八		田家	一〇・六	六〇・三
	臭水子	五・五	七・三		瓦房店	六・七	六七・〇
	南關嶺	四・一	一一・四		王家	四・八	七一・八
	大房身	七・六	一九・〇		得利寺	七・一	七八・九
	金州	二・九	二一・九		松樹	四・一	八三・〇
	二十里臺	八・六	三〇・五		萬家嶺	九・七	九二・七
	三十里堡	六・〇	三六・五		許家屯	八・八	一〇一・五
	石河	六・三	四二・八		九寨	四・七	一〇六・二

本線

熊岳城	六・三	一一二・五
蘆家屯	六・二	一一八・七
沙崗	六・七	一二五・四
蓋平	六・六	一三二・〇
太平山	一一・七	一四三・七
大石橋	六・九	一五〇・六
分水	四・七	一五五・三
他山	五・〇	一六〇・二
海城	一〇・二	一七〇・五
南臺	五・七	一七六・二
湯崗子	七・五	一八三・七
鞍山站	五・八	一八九・五
立山	六・五	一九六・〇
馬伊屯	五・七	二〇一・七

本線

遼陽	六・五	二〇八・二
張臺子	八・一	二一六・三
煙臺	五・八	二二二・一
沙河	一〇・六	二三二・七
蘇家屯	五・八	二三八・五
渾河	四・三	二四二・八
奉天	五・四	二四八・二
文官屯	八・一	二五六・三
虎石臺	四・七	二六一・〇
新城子	七・五	二六八・五
新臺子	七・五	二七六・〇
亂石山	四・七	二八〇・七
得勝臺	六・〇	二八六・七
鐵嶺	五・九	二九二・六

本線	平頂堡	六•七	二九九•三
	中固	六•六	三〇五•九
	開原	七•五	三一三•四
	金溝子	六•七	三二〇•一
	馬仲河	六•三	三二六•四
	昌圖	六•三	三三二•七
	滿井	四•六	三三七•三
	泉頭	四•四	三四一•七
	雙廟子	六•六	三四八•三
	楦勾子	五•六	三五三•九
	虻牛哨	四•〇	三五七•九
	四平街	七•九	三六五•八
	十家堡	九•七	三七五•五
	郭家店	六•七	三八二•二
本線	蔡家	六•七	三八八•九
	大楡樹	五•三	三九四•二
	公主嶺	四•九	三九九•一
	劉房子	六•七	四〇五•八
	陶家屯	六•六	四一二•四
	范家屯	六•四	四一八•八
	大屯	六•五	四二五•三
	孟家屯	六•九	四三二•二
	長春	五•四	四三七•六
	寬城子	〇•九	四三八•五
旅順線	夏家河子	四•九	四•九
	營城子	六•五	一一•四
	龍頭	一〇•四	二一•八
	旅順	七•一	二八•九

線名	驛名		
營口線	大石橋	—	〇・〇
	營口	一三・九	一三・九
煙臺線	煙臺	—	〇・〇
	煙臺炭坑	九・七	九・七
撫順線	蘇家屯	—	〇・〇
	撫安	五・八	五・八
	孤家子	三・六	九・四
	深井子	九・二	一八・六
	李石寨	四・五	二三・一
	撫順	七・八	三〇・九
安奉線	起點	—	〇・〇
	安東	〇・六	〇・六
	沙河鎮	二・〇	二・六
	蛤蟆塘	三・九	六・五
	五龍背	九・一	一五・六
	湯山城	五・七	二一・三
	高麗門	七・四	二八・七
	鳳凰城	九・一	三七・八
	四臺子	五・八	四三・六
	鷄冠山	六・八	五〇・四
	秋木莊	八・八	五九・二
	劉家河	四・〇	六三・二
	通遠堡	九・八	七三・〇
	草河口	七・五	八〇・五
	祁家堡	六・七	八七・二
	連山關	五・七	九二・五
	下馬塘	五・四	九八・三
	南坟	六・四	一〇四・七

橋頭	九・三	一二四・〇	(奉天	五四	一七〇・八
福金	六・四	一三〇・四			
本溪湖	三・三	一三三・七	總計	……	六八七・三
火連寨	三・六	一三七・三	大正四年度	……	六八七・二
石橋子	八・三	一三五・六	同三年度	……	六八七・六
姚千戸屯	八・二	一四三・八	同二年度	……	六九三・二
陳相屯	七・五	一五一・三	同元年度	……	六九三・八
撫安	一一・三	一六二・六	明治四十四年度	……	六九三・八
渾河	二・八	一六五・四	同四十三年度	……	七〇七・二

一本表以下鐵道ニ關スル諸表ハ南滿洲鐵道株式會社ニ屬スル事實ナリ
一表中旅順支線ハ本線起點ヨリ起ル
一總計哩程ハ本線、安奉線ノ計ヨリ重複ニ渉レル奉天渾河間五哩四分ヲ減シタルモノナリ
一本表ニハ未開業線ヲ含マス

（ホ）鐵道乘客貨物及運賃

線名	驛名	乘客 乘車人員	乘客 降車人員	貨物 發送	貨物 到著	手小荷物發送	收入
本線	大連	二七五、八四五	二三六、八四七	二八三、九九三噸	二、六一七、八四二噸	六、三六〇、七五七斤	三、〇〇三、一五五円
	臭水子	四二、三〇七	四一、六六二	一五一、四九七	四七、五五七	三、七六三	一二一、〇六九
	南關嶺	一〇、三七〇	一一、一九九	一三七	四六六	一、七四二	二、四六七
	大房身	九、一〇九	九、六八九	二四九	二、五〇七	一一、九五一	五、五七六
	金州	五〇、九九六	五二、六七一	四、〇二八	一〇、三九二	一三〇、七八八	三一、四七二
	二十里臺	七、二九一	六、六七八	一、九一一	二、三二五	一、五二一	六、〇三六
	三十里堡	一五、三九四	一四、五九〇	八、五六五	三、四五一	一三、四四六	一九、三三六
	石河	八、三〇一	七、七三八	一、八二五	二、六〇二	八五九	三、八六九
	普蘭店	四二、五二四	四五、七二三	三一、五一三	一六、九〇九	七九、四八〇	八三、五二八
	田家	一六、六四〇	一五、九二五	一九、七二四	七三三	一、五三六	一二四、三二二
	瓦房店	六二、二三八	六二、一七二	二三、八三四	四七、六五五	五五、三〇六	一四三、〇四二

本線						
王家	六、四五五	七、三二一	一〇〇	三六一	三三五	一、七九四
得利寺	一〇、八二九	一〇、六四五	八八二	一、一九六	一、〇四三	五、九七八
松樹	一九、八一三	一八、九七四	六、四八六	三、四七三	三、九七九	三二、四五九
萬家嶺	一一、四二七	一一、六二〇	一〇、〇二四	二、〇九九	一、八〇〇	一九、七五六
許家屯	七、九五二	七、八二六	二、一二九	九三	八九〇	八、一二〇
九寨	一〇、三九四	一〇、〇七九	七七八	一、七〇三	一、六二八	八、四八九
熊岳城	四八、四一八	四七、〇一一	四、四九七	九、七八二	四〇九、六六五	五三、九六七
蘆家屯	一九、七四五	二〇、〇〇一	一、〇三八	二、三六一	一二、三七八	一三、八〇九
沙崗	一一、四一七	一一、〇六六	一、〇七七	二、八三九	六、三六五	八、〇二六
蓋平	七四、〇二〇	七四、九五五	二六、九九六	二〇、八六二	二八五、〇四七	二八三、五三七
太平山	一七、九九五	一七、三七九	一〇、九二四	六、八四六	一、五六三	八一、二九六
大石橋	八四、八三八	八五、七五四	六六、五三七	五六、二九一	三一、九六二	一〇一、一三三
分水	二〇、八六九	二〇、七六九	一四、二二二	四、九二五	七、三九八	一六、五〇〇
他山	一一、四八三	一一、三二八	一、〇四九	三、八六五	一、三二六	七、二一四

本線

海城	九三、三一〇	九二、三九二	二〇、六〇九	四五、四九一	九八、二二七	一四七、二〇一
南臺	一五、二二四	一六、九二一	七、一七五	三、八五九	一、五一九	一八、四七八
湯崗子	二五、二一七	二五、三八三	二〇、四一〇	四、一五二	六、〇七七	三四、九一六
鞍山站	二七、九二一	二八、二七九	一八、九九三	一一、三九八	七、四九一	八一、一八〇
立山	三七、二九五	三七、一四一	一一、〇一三	一〇、二六八	六、二七七	五四、〇六五
馬伊屯	二三、〇〇九	二〇、〇一四	五、九〇八	一、六〇〇	三三三	二四、九五〇
遼陽	一七四、六〇三	一七八、一七八	七六、七四七	一〇四、〇一九	一九二、四九〇	四一〇、二三四
張臺子	二三、〇六五	二三、〇五八	三、四七三	六、八七二	二、二二一	一五、九六九
煙臺	四七、五六九	四六、七六九	一三三、六四六	一四、五六三	五、二三〇	一九三、二一八
沙河	二五、三三四	二四、四五四	七、九七六	七、六〇五	一、八一三	三八、九四五
蘇家屯	三八、三九四	三四、四六四	二四、三〇一	八、二八二	六、五〇三	九七、八五二
渾河	一三、二八〇	一三、一一一	七二一	九、八一七	一、〇八七	二、六五
奉天	五二九、六四三	五六四、五四七	一一六、九五三	三二九、〇九〇	三、六五五、〇一六	一、七〇三、[illegible]〇八
文官屯	一四、二六六	一三、九一九	三〇、〇三九	一、九二二	九四八	二二、二七二

本線

虎石臺	一六、一九二	一三、四八五	二、九五〇	三、〇九五	六〇六	一六、九〇四
新城子	二八、四六二	二七、三五四	三、〇五二	五、一九一	一、八八五	五九、四七四
新臺子	三一、六八七	三〇、八〇五	二四、五〇二	六、八四二	五、一一九	一二、八九〇
亂石山	一三、八八五	一三、九七四	三、八七七	一、〇三三	五二七	一七、二四四
得勝臺	二〇、八〇四	二〇、二五六	五、六七八	二、二〇六	四〇五	一五、九六〇
鐵嶺	一六五、九九一	一五九、一八九	一二三、二二五	一三二、六九三	二八、九三七	六二二、八四七
平頂堡	一〇、〇〇〇	八、九八四	七、〇一八	二、八五八	五九〇	五、八六〇
中固	一五、二〇三	一五、三八〇	一、七〇四	一、八七五	五〇九	八、七〇一
開原	一九一、七一六	一八一、八八六	三三一、七八九	八二、九八七	二五九、一九一	二、一五二、四七〇
金溝子	一一、二三三	一〇一、七五一	一、九四七	二、一六三	一、一二八	一六、五八一
馬仲河	一四、三四四	二、二四七	二、七七九	一、一八三	四、四七七	二五、四三四
昌圖	二九、五六二	三一、一五八	四〇、二六〇	一一、九一四	三〇、八五八	一一八、五五八
滿井	四、八四〇	四、七七三	六六九	一、四六六	七六	七、〇六五
泉頭	六、八六九	六、五〇三	一、一五二	四七三	九三九	一〇、五〇一

本線

雙廟子	二六、二六三	二四、六七七	二四、一七六	九、一六〇	九、二三四	一六〇、七三八
桓勾子	五、七三一	五、五五七	七五六	九一〇	七三九	六、六〇六
虻牛哨	八、二三四	八、八五七	一〇、一六四	七〇四	五二〇	一六、〇〇一
四平街	九四、五一〇	九四、六二〇	一〇一、七七七	七三、四七八	一二三、五六二	七一〇、三七〇
十家堡	九、四九一	九、七八二	四、六〇五	三、七〇九	八三九	三一、〇四一
郭家店	四三、八二三	四一、〇四七	三八、七六四	一三、九〇五	一一、六三七	三〇一、三六五
蔡家	九、四七四	八、七七六	三、二九六	四、四六〇	三〇九	二二、四二六
大楡樹	四、八九七	五、四一七	二、六九六	二、六〇〇	四三六	二三、二六九
公主嶺	一〇九、一八九	一〇七、四九六	一三〇、四〇八	八八、五五一	三二、三八四	一、〇〇二、一〇三
劉房子	三三、八〇三	三三、四二〇	一一、九六六	八、六二九	一、四一六	七六、〇四五
陶家屯	二、五六〇	二、五九五	—	一三〇	三四	五六八
范家屯	五一、六九九	四九、六〇八	八一、〇二九	一七、二三九	三六、〇〇五	六四八、〇二三
大屯	一三、九〇三	一三、三四八	四三、五五九	七〇二	四六八	六〇、四九〇
孟家屯	九、〇二三	九、九五四	三、五四八	一、一八九	一三六	三一、〇一四

本線

長春	三五四、三六一	四三五、四七七	六六三、三九八	六一〇、九一九	一、六三四、三五六	六、一九四、五二一
夏家河子	六、六四四	六、七四八	三、五九〇	一、五七一	一六二、三八二	三、三四六
營城子	二、四八八	二、九六六	四、一三四	二、六三八	四三六、八三五	九、七一六
龍頭	九、三二八	九、七三五	二三〇	一、六七二	二五、二八八	五、六三〇
旅順	六五、二七六	六四、二五六	七、〇八七	一四五、二〇四	二、一五三、〇九〇	一〇一、八七三
營口	二〇三、四五〇	一八三、八八六	一六三、八八九	三六三、八八一	一、二八五、五七六	一、五五一、一六九
撫安	五、九五七	六、五八五	二七	一、七七二	三六六	二二〇七
孤家子	二三、五七〇	二九、〇一八	一、二四二	四、一七六	一六二、二九七	九、五三〇
深井子	一五、二五九	一〇、七四一	二、三五〇	一、六六四	二二三	一三、二二三
李石寨	一六、一九〇	一三、九二五	四、一八六	四、五八〇	六六二	二一、〇八四
撫順	二一〇、四六五	一〇三、九九五	二、二二八、四五六	二〇九、三三九	八三、〇四四	三、八三五、七七八
計	三、七七五、九六六	三、七九〇、八五四	五、一八六、九一〇	五、二五六、五四三	一八、〇三〇、八六三	二四、九八五、〇五〇
大正四年度	三、一六六、六四九	三、一七六、五二四	四、九四八、六七六	五、一七五、二一七	一三、六三七、七三三	二一、二六五、二六九
同三年度	三、〇五九、六九五	三、〇六六、五五七	四、九四一、五二三	五、〇七八、六五九	一三、一九一、二三三	二一、一〇九、〇七七

同 二年度	三、五五二、一九一	三、五六一、七九八	五、一〇三、五三一	五、二三七、〇六九	一四、八四九、五七二	二〇、一九〇、八三三
同 元年度	三、三五〇、一九四	三、三六九、〇六三	四、一七一、一七八	四、二六三、八二三	一三、八七二、四九三	一八、四一〇、八九四
明治四十四年度	二、六七五、七〇三	二、六八〇、六八二	四、〇五六、五四八	四、一一六、三〇八	一三、一一六、三五三	一一、三三九、七四一
同 四十三年度	一、九四九、四三七	一、九五〇、七一七	三、三七六、三四三	三、三六四、〇八〇	九、二八五、二一四	一四、七一八、八三一
同 四十二年度	一、九八八、二三四	一、九八六、八二九	三、三一九、五〇四	三、三〇八、九一六	八、八〇九、四六五	一四、四六五、五四三
安東	九九、一九四	八五、七八八	四二〇、二〇三	五八九、〇四八	六四一、六七六	一、〇九二、〇二八
沙河鎮	六二、三五二	六〇、四二四	一六、五四五	五四、五一四	三七三、九八三	一六一、六一八
蛤蟆塘	三、一九三	三、八四〇	二五五	四二五	五四八	一、六五五
五龍背	一七、五一六	一七、九九五	一、五一三	一、七四一	一、二〇七	八、五七八
湯山城	一五、五〇九	一五、五一六	六、六四八	一、七九〇	一、三八三	一九、三九七
高麗門	二三、〇五六	二一、八八三	二、七二五	一、七四三	一、六三一	一八、七八四
鳳凰城	五二、二九七	五三、六八七	一八、七二七	八、九六八	四三、四六六	七七、三五一
四臺子	四、四二五	四、七一三	一、四三八	五四二	八六二	四、二八三
鷄冠山	一九、四七一	一九、二四〇	一四、三七四	一一、四二三	七、五三八	三七、六一五

安奉線

秋木莊	五、五八四	五、五二〇	三、九〇六	四四六	七一九	一一、〇三八
劉家河	一〇、八〇三	一〇、六三七	九、二〇七	一、三四五	一、七五〇	二六、五六四
通遠堡	一七、一六五	一六、三七〇	一五、九六三	二、三二〇	五、〇四五	五三、七〇一
草河口	一八、二七四	一八、八四七	二一、三五三	三、六三七	七、四五七	六七、七七二
祁家堡	六、六七五	六、八八八	一〇、一一九	七五五	一、〇〇八	二三、一二九
連山關	二三、一四一	二一、二六三	一一、四八五	四、三八二	一〇、二二六	三〇、六八九
下馬塘	一三、一一五	一三、二〇七	一〇、七六〇	一、一九八	一、九八二	二六、〇四一
南坟	二〇、五一四	二〇、七六九	六七、八二六	五、七七四	四、〇三一	四三、二六八
橋頭	二八、一〇七	二七、五七九	九、九九五	一四、六二三	一三、八一一	四三、三三二
福金	四、四二〇	四、九七四	二六七	三四二	四五一	二、二五五
本溪湖	七一、三八三	六九、七九七	三四九、三〇一	一四一、九五九	八七、二七四	八二六、五一五
火連寨	六、二七二	六、六八一	五、六七六	五八八	一、〇七七	九、三九三
石橋子	一四、五七二	一四、五五一	一六、三六九	二、九三五	五、〇五三	三五、〇九五
姚千戶屯	一四、二六五	一三、七二八	三、六九〇	五、六二〇	六七六	一九、五八三

陳相屯	一六、〇九〇	一五、五七三	一、八九五	三、八六九	七一六	一四、二五二
撫安	一〇、四一一	一〇、二四六	六六	二、二〇四	二六六	三、四三五
渾河	七〇六	七七七	三	二、八六九	七四七	四七五
奉天	五七、四二〇	五九、四六九	二一、五二八	一〇八、一六五	三三、九九二	一七三、四五二
計	六三四、八五〇	六一九、九六二	一、〇四二、八四七	九七三、二一四	七、三二三、五六五	二、八三〇、二九九
大正四年度	五四一、五一六	五三四、〇六九	九一二、〇四〇	七八五、四九九	三、四八四、二六六	二、二六九、九四九
同 三年度	五五七、八五二	五五〇、九九〇	七六四、四二五	六二七、二八九	二、一七五、八三二	二、一〇七、六四四
同 二年度	五九二、四九六	五八一、八八九	六七八、六三〇	五五五、〇九二	一、九四八、四一四	二、〇八四、三一一
同 元年度	五四六、六二八	三三六、七五九	五一〇、五二〇	四一七、八七五	一、一九〇、一九二	一、四九六、五六〇
明治四十四年度	四八二、五六七	四七七、五八八	六四九、一四二	五八九、三八二	一、五六七、五五三	一、一八六、五四三
同 四十三年度	三九九、六五一	三九八、三七一	五四五、八二一	五五八、〇八四	一、四四八、六五〇	九五二、七七〇
同 四十二年度	一九〇、八二八	一九二、二三三	二四九、〇二三	二五九、六一一	四三八、七八四	五五〇、六五〇
計	四、四一〇、八一六	四、四一〇、八一六	六、二三九、七五七	六、二三九、七五七	二五、三五四、四二八	二七、八一五、三四九

總大正四年度	三、七〇八、一六五	三、七〇八、一六五	五、八六〇、七一六	五、八六〇、七一六	一七、一三二、九八八	二三、五三二、一一八

同　三年度	三、六一七、五四七	三、六一七、五四七	五、七〇五、九四八	五、七〇五、九四八	一五、三六七、〇六五	二三、二一六、七二三
同　二年度	四、一四三、六八七	四、一四三、六八七	五、七八二、一六一	五、七八二、一六一	一六、七九八、九八六	二三、二七五、一三一
同　元年度	三、九〇五、八二三	三、九〇五、八二三	四、六八一、六九八	四、六八一、六九八	一四、九七二、六八五	一九、九〇七、四五四
明治四十四年度	三、一五八、二七〇	三、一五八、二七〇	四、七〇五、六九〇	四、七〇三、六九〇	九四、六八三、九〇五	一七、五二六、二八四
同　四十三年度	二、三四九、〇八八	二、三四九、〇八八	三、九二三、一六四	三、九二三、一六四	一〇、七三三、八六四	一五、六七一、六〇二
同　四十二年度	二、一七六、〇六二	二、一七九、〇六二	三、五六八、五二七	三、五六八、五二七	九、二四八、二四九	一五、〇一六、一九三

一本表運賃欄其他ノ項ニハ發著手數料及其他ノ雜收入ヲ包含ス又各線各驛運賃ノ計ハ四捨五入ノ結果各符合セス

(ヘ)鐵道貨物種類別(本線)

大正五年度

品目		品目	
		小麦	四〇、五四一
大豆	一、〇二八、九八六噸	麦	五、〇七九
豆粕	・三二一、〇六一	小豆	三三、九二六
高粱	二四〇、二〇三	粟	一七、八五四
米	一五、一八四	玉蜀黍	二七、四一〇

雑穀及種子	五五,四三三
麥粉	七〇,三一八
鹽	一六,三三三
砂糖	二三,二五四
味噌醤油	三,一四三
野菜果物	四二,三三一
鮮魚介蟲	八,〇〇九
鹽干魚	七,八四一
乾物	一,三九九
罐詰	一,〇〇七
海草	二,五五一
豆油	一四,二六九
茶	三,六一七
日本酒	二,〇九七
麥酒	一,五三三
支那酒	七,七六四
葉煙草	二,五一〇
巻煙草	七,六〇五
落花生及瓜子	一八,九〇五
其他食料品	八,九三八
繭	四,一一三
生絲	九〇〇
絹及絹綿布	三五九
綿	六,一九四
綿絲	四,四一四
綿織物	三〇,三〇三
石炭コークス	一四,九五五
薪炭	二,〇一一

石油	三七、九七九	陶磁器	九、四八〇
燐寸	五、六三三	硝子及其製品	一、八七四
紙	一五、一〇九	アンペラ類	一〇、四二九
木材	五七、〇九七	皮革	六、〇四七
石材及砂利	四四、〇二〇	獸骨	五、〇三八
煉瓦	一〇、八四六	麻袋	三四、五二九
セメント石灰類	二五、九六六	雜品	一六三、三二八
金屬原料	一一、二六八	社用品扱 石炭コークス	三、二四八、七五六
金屬製品	一八、七〇四	社用品扱 木材	四一、八〇二
染料及塗料	六、三三九	社用品扱 石材	一九八、二八七
		社用品扱 其他	一九六、八三四
藥品類	六、三二九	總計	五、一六九、九七五

(ト)鐵道貨物種類別（安奉線）　大正五年

品目	噸	品目	噸
大豆	三三、一八三	豆粕	四五、九一四
高粱	一、四〇七		

米	二五、三四二	乾物	一一九
小麥	三	罐詰	九四
麥	二九〇	海草	七一
小豆	七、〇三三	豆油	七〇二
粟	二、六四四	茶	九九
玉蜀黍	二、二三六	日本酒	一、三三二
雜穀及種子	三〇八	麥酒	三三九
麥粉	四、一五一	支那酒	一、三五一
鹽	四、〇七六	葉煙草	三八〇
砂糖	一、五〇七	卷煙草	六九五
味噌醬油	六六二	落花生及瓜子	一八九
野菜果物	八、一六三	其他食料品	六五三
鮮魚介蟲	一、〇二二	繭	六三三
鹽干魚	一、九二二	生絲	四九五

絹及絹綿布	五三	金屬製品	一、五〇四
綿	八〇八	染料及塗料	一、九五一
綿絲	五、六六五	藥品類	九一〇
綿織物	一七、一四八	陶磁器	一、〇五三
石炭及コークス	一七八、六一八	硝子及其製品	一五四
薪炭	三三、七一九	アンペラ類	四八三
石油	九五七	皮革	一、三八二
燐寸	一八一	獸骨	一、〇三三
紙	一、六四八	麻袋	九二三
木材	七四、九〇八	雜品	一三、六四八
石材及砂利	一三、三一二	社用品扱 石炭コークス	二四、七九五
煉瓦	八、二九七	社用品扱 木材	一四、六六〇
セメント石灰類	九、〇九二	社用品扱 石材	九、一七一
金屬原料	五八、六四三	社用品扱 其他	九、六二一
		總計	一、〇三九、二〇八

滿鐵沿線重なる各驛

大連 大正七年一月禁輸問題に就きて彼の香港政廳が大連を日本の一港と見做すと宣言したり。是れ吾人の輕々に看過すべからざる問題なり。殊に之がため日本の一港として從來の自由貿易港たることを廢止するに至らんか、吾人に齎らし來るべき經濟上の利益其れ幾何ぞや、寧ろ圖り知るべからざるものあり。何れは大連の自由港撤廢は到來すべき運命にあらんも、吾人は一日も早く其等の實現を希望して已まざるなり。

(一)官公署其他　大連民政署、海務局、大連重要物產取引所、觀測所、通信管理局、大連郵便局、大連灣無線電信局、大連西廣場郵便所、大連兒玉町郵便所、大連埠頭郵便所、大連信濃町郵便所、大連若狹町郵便所、大連浪速町郵便所、大連吾妻橋郵便所、小崗子郵便所、沙河口郵便所、農事試驗場、水產試驗場、土木課出張所、大連苗圃事務所、陸軍運輸部大連支部、旅順關東倉庫大連支所、陸軍經理部大連出張所、旅順要塞司令部派出員事務所、旅順衛戍病院大連分院、關東憲兵隊大連分隊、大連市役所、英國領事館、米國領

事館（和蘭國の領事事務をも取扱ふ）露國領事館（丁抹領事事務をも取扱ふ）大連海關、大連高等小學校、第一尋常小學校、第二尋常小學校、第三尋常小學校、沙河口尋常小學校、大連高等女學校、大連商業學校、南滿洲工業學校、大連幼稚園、子供館、大連公學堂、大連神社、沙河口神社、西本願寺關東別院、東本願寺大連別院、曹洞宗常安寺、淨土宗明照寺、日蓮宗大連教會所、高野山大師教會大連支部、淨土宗老虎灘教會所、大連日本基教會、聖公會、救主軍大連小隊、福音教會其の他、金光、大社、御嶽、黑住、天理教、宮地嶽、稻荷教會所等あり。

（二）商工業團體　大連商業會議所、大連華商公議會、大連小崗子華商公議會、大連重要物產取引人組合、大連油房聯合會、大連藥業組合、大連味噌醬油釀造同業組合、大連質屋組合、大連信濃町市場組合、大連華商客棧組合、大連食料品雜貨商組合、大連印刷業組合、大連古物商同業組合、大連材木同業組合、大連客用艀營業組合、大連獸鳥肉商組合、食料品問屋組合、滿洲重要物產同業組合、滿洲水產株式會社仲買組合、滿洲土木建築業組合。

（三）商工業會社　南滿洲鐵道株式會社、株式會社正隆銀行、株式會社大連銀行、株式會社朝鮮銀行大連支店、株式會社橫濱正金銀行大連支店、滿洲貯金合資會社、滿洲水

產株式會社、滿洲殖產株式會社、大正海運株式會社、橋本汽船株式會社、關東汽船合資會社、遼東汽船株式會社、東和汽船株式會社、大洋汽船株式會社、大連汽船株式會社、松昌汽船合資會社、田中合資會社、合資會社八馬商會、合資會社岸本商會、河內合資會社合資會社辰馬商會、山口合名會社大連支店、株式會社滿洲日々新聞社、大連取引所信託株式會社、日清豆粕株式會社大連製造所、日支合辦株式會社三泰油房、ソーライト製造株式會社、大連土地家屋株式會社、大連建物株式會社、合資會社、富來洋行、合資會社臼井洋行、合資會社加藤洋行、合資會社進和商會、合名會社鈴木商店製油部、大連工場、株式會社三星洋行、合資會社鹽久呉服店、宅合名會社、大連牛乳共同販賣所、大阪商船株式會社大連支店、三井物產株式會社大連支店、株式會社三越呉服店大連出張所古河合名會社大連出張所、株式會社大倉組大連出張所、淺野セメント株式會社大連出張所、株式會社川崎造船所大連出張所、嘉納合名會社大連支店、合名會社大矢組大連支店、乾合名會社、株式會社角田市郎兵衛商店大連支店、東亞煙草株式會社大連販賣所、合資會社南昌洋行大連支店、日本賣藥株式會社大連支店、日本樂器製造株式會社大連支店、合資會社高田商會大連出張所、大日本鹽業株式會社大連出張所柴谷合

名會社出張所、乾卯大連出張所、合名會社鈴木商店大連出張所、宮下合名會社大連出張所、增田合名會社大連出張店、日本棉花株式會社大連出張所、美孚洋行(スタンダート、オイル、コンパニー)、太古洋行、俄亞銀行大連支店、株式會社ブランナーモンド商會大連支店、株式會社ヒーリング商會大連出張所、バクナルヱンドヒレス合名會社出張所、小野田セメント製造株式會社大連支店、滿蒙興業株式會社。

瓦房店

復州貔子窩街道の要路にして日支人の商舖多し、殊に邦人經營の電燈會社、支那人經營の油房業、其の他煉瓦、石灰、製鹽、製織等の諸工業あり、商工業比較的活潑にして通貨は日本貨幣、小洋錢受授され、又復州票の流通を見る、復州城は停車場の西方約六十支里に在り、何等見るべきものなく、知縣あるのみ、瓦房店に於ける官公署其の他は左の如し、

警務支署、郵便局、守備隊、尋常高等小學校、公學堂、滿鐵醫院、滿鐵地方事務所、保線係車輛係、巡警分局、稅捐分局、郵便局、鹽務局、華商公議會、瓦房店電燈株式會社

熊岳城

溫泉あるを以つて有名なり、其溫泉は驛を距ること東南二十餘町の地に在り、謂ゆる熊岳河の河床中より湧出するもの十數箇所に及ぶ、滿鐵會社は爲

めに此に浴場を建設す、又葡萄、梨子の産地を以つて有名にして、其等の果實は滿洲各地に輸出さる、殊に此地は東方一帶摩天嶺の支脈によりて遮斷され西方は廣袤たる平野を展開し數百町步の水田あり、又能く柞蠶業盛んなり、商工業團體其の他左の如し。

蓋平縣熊岳城商務會、溫泉ホテル

蓋平

蓋平河あり此地一帶肥沃にして大豆、包米、高粱等の產額多し、又柞蠶業、製鹽業、豆油、黃酒釀造、染業、製紙業等の工業あり、其の附屬地には我が郵便局、守備隊、公學堂、滿鐵地方事務所派出所あり、商工業團體としては支那人の蓋平縣商會及び日支合辦の蓋平縣運送業組合あり。

大石橋

規模小なれども燒鍋、醬油釀造、柞蠶製絲場あり、又石材、石灰等を產す、官公署其の他を記せば左の如し。

營口警務署、大石橋支署、守備隊、郵便局、憲兵隊、滿鐵地方事務所、保線係、車輛係、尋常高等小學校、滿鐵醫院、大石橋實業會、大石橋電燈株式會社、支那鹽務局出張所、郵政局。

海城　柞蠶絲市場として有名の地にして其の製品は大部分、上海方面に輸出され、工業として燒鍋、油房あり、附屬地内には我が砲兵聯隊、守備隊、憲兵隊、陸軍衞戍病院、郵便局、尋常高等小學校、滿鐵地方事務所出張所あり、城内には知縣公署、警察事務所、郵政局、電報局、税捐局、學校等あり、又商工業團體としては支那人の海城縣商會あり、日本人經營の會社としては海城屠畜株式會社あり。

鞍山站　鞍山河の右岸なる鞍山々麓に在り、東部一帶は有名なる鞍山站鐵山なり、近來滿鐵會社は巨資を投じて當地と立山との間に一大鐵工場を設けんとしつつあれば此地將來の發展想像に餘ありといふべし。

遼陽　明治三十九年七月軍政撤廢さるるや新に領事館の開設を見、同月二十九日副領事となりて速水一孔其の任に莅み、同九月一日城内の西街に奉天總領事館遼陽出張所を置く、四十年に至り今の地に移る、四十一年に至るや副領事鈴木要太郎赴任され、同年九月遼陽領事館となり鈴木要太郎領事となり、其の領事に變動あり以つて今日に及べり。　其の軍政の撤廢さるる以前、即ち明治三十八年九月二十一日當時の軍政官たりし小山憲兵大尉居留民を招集して公共團體の組織を慫

遡したるを以つて直ちに日本人會を組織し、專ら在留邦人の福利を圖り、且つ軍政署の指示により行政事務の一班を鞅掌したりしが、領事館の開設と共に之れを解散し、館令による居留民會を組織せり。後四十年二月に至り滿鐵會社創設されんとし、行政區域を鐵道附屬地と領事館管內とに區分するに至り、附屬地は附屬地居留民會を城內は領事館管內居留民會を組織せり、然るに同年四月より滿鐵會社は地方課出張所を附屬地に設け漸次、土木、教育、衛生の施設をなすに至りたるを以つて附屬地居留會は其の必要なく同年十月之れが解散を見るに至りたり。

(一)學校。　明治三十九年二月基督敎青年會の私立小學校を以つて濫觴とす其の後鐵道附屬地居留會の管理に移り、更らに滿鐵會社の經營となり、以つて今に及べり、又公學堂は四十二年小學校內に特別學級として支那人子弟を收容敎育せしもの後、校別に校舍を獨立せしめたるもの卽ち今の公學堂なり。

(二)實業會。　四十年八月設立されしも四十二年五月に至りて解散し、更らに同年十月に至り、實業協會を組織し、大正三年三月城內の商工業者により商議會を起せしが、大正四年二月五日合併して遼陽實業會と改めたり。

(三)電燈電話　明治四十四年十月十四日滿鐵會社と支那商務會との謂ゆる日支合併により資本金十二萬圓を以つて同年工を起し、四十五年三月十日送電するに至り、爾來營業成績順調にして、點燈數既に六千に達し、積立金二萬五千圓、大正六年に於て)配當年九分に當れり。次に電話は三十八年十二月支那官憲が邦商有馬組に請負はしめ、知縣衙門と巡警各局との通話を開始したるが、後之れを日本官憲の手に收め公衆電話としたり。

(四)遼陽神社　明治四十二年有志の主唱により遼陽神社を白塔公園に建立し、大正三年數千金を支出して拜殿を造營せり。

(五)忠魂碑　關東都督府にては遼陽及び遼陽附近に於て戰死せる將卒一萬三千餘名を合祀して師團司令部南方に忠魂碑を建て其の費二萬餘圓に及び四十年五月竣工せり。

(六)工業　燒鍋、油坊、釀造、製粉等の工業は豐富なる農產物に隨伴して盛んに陶磁業も亦見るべきものあり。

(七)太子河碼頭　は城東なる黃家嶺子に在り水量多き季節となれば小形ジャン

クは更らに十五支里を溯江して鴦房に到ることあるも之れより上流は其の運搬の甚だ微弱なり。

（八）官公署其他　支那の官公署は各縣の概況の章に記したる如くなれば之れを略し我が官公署及び商工業者等を擧ぐれば左の如し。

師團司令部及び兵營、憲兵隊、衞戍病院、工兵隊、遼陽警察署、郵便局、尋常高等小學校公學堂、滿鐵醫院、滿鐵地方事務所、車輛係、保線係、遼陽新聞、遼陽實業會、遼陽電燈公司、遼陽銀行城外支店、東亞煙草株式會社遼陽出張所。

奉天　遼河の支流たる渾河々畔に位し、天津、營口、撫順、法庫門等の各街道の要衝を占む。明治三十九年七月軍政署を閉鎖し同年六月一日總領事館を開き東三省に關する諸種の問題を折衝せり、四十年六月には滿鐵の奉天公所開設され、支那當局との交渉に當り以つて今日に及べり。

（一）警務署　四十年九月都督府官制實施さるるや、警務署を設けられ附屬地内の保護取締を行ふこととなれり。

（二）郵便局　四十年九月野戰郵便局を繼承して都督府郵便電信支局と稱したり

しも、翌年十一月に至り奉天郵便局と改稱せり。

(三)居留民會　三十九年七月居留民會を創立し、同年十月公立小學校及び公立病院を開設し四十二年九月に至り管內を三區に分かち各區に衞生組合を設けたり同年十月に至るや公立病院を赤十字病院に合併せり。

(四)滿鐵附屬地　總面積は百八十二萬二千三百三十六坪あり、其內にて鐵道用地民政部用地、陸軍用地を除き耕地貸付豫定地五十萬餘坪、市街宅地道路其の他を併せて九十三萬四千餘坪あり、其等の附屬地に於ける滿鐵會社の施設を見るに、敎育は四十一年四月尋常高等小學校を設け、同年十二月に至りては新校舍を建築し、實業補習學校及び實科女學校、幼兒運動場を併置せり。衞生は野戰鐵道提理部奉天醫務室を繼承して大連病院奉天出張所となし、四十二年八月に至り新築して奉天分院と改稱したり。道路は先づ瀋陽大街以北中央大街との中間を改修し、瀋陽大街以南を漸次に改修せり。水道は十萬瓩の水量を貯へ五萬の人口に給水し得る設計にて深さ三十尺直徑三十尺の鑿井をなせり。

(五)商工業　附近は地味肥沃にして大豆、高粱、粟、米、玉蜀黍等の農産物に富み、近時

邦人經營の水田等あるを以つて商業の殷賑を助成すること少なからず、殊に交通機關完備せるを以つて貿易中繼地として中々に繁榮を見る、各種工業は油房、燒鍋製糖、煙草、硝子、石鹼、蠟燭、膠、織布等あり。

(六)開埠地　謂ゆる開埠地とは支那政府が各國居留地として指定したる地區を稱するものにして、鐵道附屬地に連接せる十間房一帶並に大小西關一帶是れなり此等の開埠地には各國領事館、日本赤十字社病院、英米煙草トラスト會社等あり。

(七)官公署其他。　奉天督軍公署、奉天公署財政廳、外交部奉天交涉公署、東三省屯墾總局、高等審判廳、同檢察廳、東三省電政管理局、衞生醫院、造幣廠、電燈廠、奉天商務總會滿鐵奉天公所、日英米露獨佛各國領事館、居留民會、奉天外國語學校、公立尋常小學校英米煙草公司、奉天商業會議所、奉天警務署、郵便局、兵營、憲兵隊、衞戍病院、測候所、滿鐵地方事務所、滿鐵醫院、南滿醫學堂、尋常高等小學校、滿鐵保線係、車輛係、滿鐵電燈營業所、株式會社南滿銀行、株式會社東洋拓殖會社奉天支店、株式會社朝鮮銀行奉天支店株式會社橫濱正金銀行奉天支店、株式會社正隆銀行奉天支店、奉天倉庫株式會社、奉天信託株式會社、株式會社奉天鑄鐵公司、三井物產奉天出張所、日本棉花株式會社奉

天出張所、東亞煙草株式會社滿洲總販賣所、株式會社瀋陽信託公司、奉天共融組合、南滿製糖株式會社、共益社奉天分店、東亞公司滿蒙化學工業合資會社、奉天調辨株式會社、奉天市場株式會社、中日瀋陽馬車鐵道有限股份公司、中和興業株式會社、滿洲興業株式會社、滿洲皮革株式會社、南滿商船株式會社、滿洲製麻株式會社、大連取引所錢鈔信託株式會社、滿洲證劵信託株式會社。

鐵嶺　明治三十九年八月軍政署の撤廢と共に奉天總領事館鐵嶺出張所を設けられ、同年九月奉天總領事館分館となり、四十年九月分館を廢して新に領事館を置き四十四年二月滿鐵附屬地内に移轉し、大正元年二月鐵嶺俱樂部の一部に移轉せり大正四年十一月に至るや新築の廳舍に移轉せり。

(一)居留民會　三十九年八月領事館出張所の設置と共に鐵嶺居留民會組織され、四十年三月より領事館令なる民會規則によりて組織を變更せるが、民會公共の事業を處理し領事監督の下に努力しつつ以つて今日に及べり。

(二)小學校　明治四十年四月鐵嶺居留民會により小學校を設立せり、大正元年八月に至るや滿鐵會社は附屬地に小學校を建設せしを以つて居留民設立の小學校

は閉鎖せり。

(三)附屬地　明治四十年十月滿鐵會社出張所を置き、附屬地行政を取扱ふに至りしが、四十二年一月出張所を廢して經理係に併合す、四十四年十月水源を柴河畔の井水より引たる水道なる、大正元年八月には小學校を新築し、又、同年以來工を續けて公園なる、四十一年六月居留民會所管の公立病院を併合して滿鐵醫院鐵嶺分院と稱せしが大正元年八月には鐵嶺醫院となしたり、其の他道路の新設及び改修、大小溝渠の鑿成並びに道路並木の植栽等をなせり。

(四)商品陳列館　明治三十九年川崎軍政官計畫により四月三日商品陳列館設けらる、其の後移轉したるが狹隘なりしを以つて四十一年新築工を竣はり、續いて半官半民の資本金二十萬圓の株式組織を變更し、大正二年六月より新會社として營業を開始せり、又、同館は鄭家屯、洮南府に分館を設置し對蒙古貿易をなし、著々成功しつつあり。

(五)城內　明の洪武年間に築造し淸の康凞、乾隆、道光年間に於て數次重修せしものにして、城廓は周圍二十町餘、高さ二丈、四方に各一門を設く、近來西門及び北門附

近を取り毀ち其の磚瓦を以つて道路並びに排水溝の築造に充て漸次全部を取毀つべしと云ふ。

(六)蝎蜂溝　停車場の西方約一里にして遼河あり、其の彎流する所に蝎蜂溝あり營口までは水路八百六十支里にして增水期に際せば半日にして營口に下り約五六晝夜にして蝎蜂溝に溯るを得、左れど明治四十年以後は鐵道輸送に一變し、貨物集散の市場は開原市街に移動せり。

(七)官公署其の他　兵營、郵便局、滿鐵社宅、學校、醫院、商品陳列館、滿鐵日語學堂、日本領事館、滿鐵地方事務所、保線係、車輛係、滿洲製粉株式會社、鐵嶺商業組合、鐵嶺商務會鐵嶺藥業組合、居留地鐵嶺理髮業組合、附屬地鐵嶺理髮業組合、鐵嶺工業組合、合資會社貿隆銀行、株式會社鐵嶺實業銀行、合資會社鐵嶺銀行、株式會社鐵嶺電燈局、鐵嶺共成合資會社、三井物產鐵嶺出張所、日本棉花株式會社鐵嶺出張所、東亞煙草株式會社鐵嶺出張所、山口運輸公司鐵嶺出張所。

開原　鐵道開通してより海龍、山城子、大疱疽、掏鹿等の特產物は何れも開原に集注するに至り、商業年と共に盛なり、左れど工業は油房、燒鍋、煉瓦等にして甚だ振は

す。

(一)城內　停車場の東北十八里に在り淸河其の南を流れ、黃龍岡其の北を繞り山河襟帶の要害を占む、城壁の高さ三丈五尺、濠の深さ一丈幅四丈にして周圍十二支里二十步あり、四方に城門を設け吉林、長春、英額城の三方面に通ずる要路を扼す。

(二)官公署其の他　附屬地に在るものを警務支署、陸軍諸官衙、守備隊、郵便局、滿鐵地方事務所、滿鐵醫院、尋常高等小學校、公學堂とす、更らに其の他の商工業團體及び商工業の會社を擧ぐれば左の如し。

開原市民會、開原驛華商公議會、開原藥業組合、開原商業組合、開原取引所信託株式會社、朝鮮銀行開原出張所、奉天商業銀行開原派出所、開原中國銀行出張所、東三省官銀號開原出張所、交通銀行開原滙兌所、奉天興業銀行開原滙兌所、黑龍江官銀號開原分號。

昌圖　市街は停車場の西方二里餘に位し、其の間に手押式輕便鐵道敷設さる、此輕便鐵道は我が軍政時代に於て日支人の合辦により組織されしものにして今尙繼續せり、工業としては附屬地に味噌、醬油製造業あり、市街に油房等あるも甚だ振

はず、會社としては南滿融通貯蓄株式會社あるのみ。

雙廟子　逐年發展し來り現今に於ては特產物の集散市場たるに至れるが、工業としては未だ見るべきものなし、尙ほ商務會保證の下に帖子を發行しつつあり。商工業團體としては雙廟子民會、雙廟子商務會あるのみ。

四平街　附地一帶土地肥沃にして高粱、大豆、麻子、瓜子、蘇子、粟等の農產物に富む工業としては油房、燒鍋、煉瓦窰等あれども振はず、左れど四鄭鐵道の起點地なれば今後に於ける發展期して待つべきなり、官公署としては守備隊、郵便局、滿鐵地方事務所、四平街出張所、保線係、小學校、公學堂、公主嶺滿鐵醫院四平街分院等あり、商工業團體として四平街商務會あり。

郭家店　貨物の集散漸く多きを致し、工業として近來燒鍋、油房等開始するものあるに至る、商工業團體として郭家店商務會あり。

公主嶺　輸出入貨物の中繼地として市況稍〻盛況を見る殊に近年聯絡輸送の途開けてより日本內地より直輸入をなすもの漸く多く、取引關係の最も密なるを大阪地方とす。此地には產業試驗場ありて、滿蒙に於ける農業牧畜、林產の改良增

殖に關する各種の試驗並びに調査研究を行へり、其の用地は約十餘萬坪にして附屬地に在り。官公署其の他左の如し。

陸軍諸官衙兵營、郵便局、警務支署、滿鐵地方事務所、尋常高等小學校、公學堂、滿鐵醫院、車輛係、保線係、産業試驗場、稅捐分局、郵政分局、電報分局、公主嶺商務會、株式會社公主嶺銀行、公主嶺藥業組合、公主嶺料理店同業組合。

范家屯　最近の新開地なれど、物資の需給地として發展を期待さる、商工業團體としては范家屯商務會あり。

長春　明治三十九年十一月奉天總領事館長春分館を設置し公主嶺に分館出張所を置きたり、四十年十一月には分館を廢して長春領事館を設置し、四十一年五月に至り長春北門外に領事館警察官吏派出所を新設し、四十二年三月公主嶺出張所を廢止す。大正元年九月には新築廳舍に移轉したるもの、卽ち今の領事館なり。

(一)居留民會　四十年六月日本人會を組織したるが、四十一年六月領事館令による居留民會を組織し、四十三年六月、東三道街もとの日本領事館跡に移轉し、大正元年十月北門外に轉じ、三年五月今の赤十字社支部內に設けられたり。居留民會は

最初病院を附設して經營したりしも、四十二年滿鐵會社に讓渡せり。

(二)附屬地　明治四十年九月貸下を實行したるを以つて、鐵道線に沿うて家屋の建築開始さる、附屬地内には滿鐵會社の經營に係る尋常高等小學校及び實習補習學校あり、前者は四十一年五月に、後者は四十三年四月創設されたるものなり。

(三)商工業　當地は南滿鐵道の最北端なり、故に南滿洲北部に於ける貿易の中心點なり、殊に吉長鐵道の起點にして又能く北方、西方の大平野を控ふるを以つて特產物の大集散をなす、故に其の商品は大豆、高粱、小麥等の特產物にして、其の出廻り期たる九月より翌年四月に至る間は取引繁忙を極む。　輸入品は綿布、綿絲、砂糖、染料、食鹽、煙草、紙等にして總て增加しつつあり。　工業は近時大に進步し豆油、豆粕、燐寸製粉、煉瓦、電氣事業等なるが、就中燐寸製造、製粉の如きは最も盛況を呈せり。

(四)城内　東は吉林城に至り北は農安城を經て伯都納、大賚に通じ、西は懷德を經て洮南に達し、南は東北昌圖を經て奉天に至る。　故に急速なる發展を見るに至れり其の城内の市區は頭道街より四道街に至る四大區に分かれ、南門より北門に通ずる大街にして市區比較的整然たり。

(五)開埠地　北京條約により明治三十八年以來城內一般を開埠地としたるも、後に至り長春城北門より南滿鐵道附屬地に至る廣大なる土地及び滿鐵附屬地を圍繞する一定の地を劃して開埠地としたるなり、其の道路の完備せる發電所の設けある洋風貸家を新設せる支那稀れに見るの開埠地なり。

(六)官公署其の他　吉長道尹公署、長春縣知事公署、地方審判廳、吉林搉運總局、統稅局、電報局、郵政局、電燈廠、交通銀行、中國銀行、學堂、商務總會、日本領事館、郵便局、警務署、兵營、觀測所、滿鐵地方事務所、學校、滿鐵醫院、保線係、車輛係、電燈營業所、長春貿易協會、長春頭道溝商務會、長春綿絲布同業會、株式會社北滿銀行、吉林燐寸株式會社、長春貯金株式會社、長春取引所信託株式會社、日清豆粕製造株式會社長春支店、日清燐寸株式會社長春支店、三井物產長春出張所、長春共立株式會社、滿洲製粉長春出張所、正隆銀行長春支店、正金銀行長春出張所、滿洲製織株式會社。

營口　遼河の河口に在り大連の開港以前は滿洲に於ける唯一の呑吐港なりしが、鐵道開通せられ殊に南滿鐵道が海港特定運賃政策を執るに至りて俄然として衰頽を呈するに至りたり、現在の領事館は大正二年の新築に係かるものとす。

(一)居留民會　軍政當時組織されたる日本人會は明治三十九年十二月解散して新に牛莊居留會を組織さるゝ、四十年十一月居留民團體施行規則の發布さるゝや居留會を解散し、牛莊居留民團を組織せり。民團は警備、教育、衛生、交通の事務を管掌しつゝありしが、大正元年に至り土地家屋道路の修繕を司れる官有財產管理委員會解散されて其の事務をも併せて民團の掌理する所となれり。

(二)埠頭　營口は純然たる河口港にして、河水減退すれば水運も亦減退し、河水氾濫すれば兩岸決潰して河床變形す、水深三十呎內外を有すれども下流に淺瀨あるを以つて吃水十七呎內外の船舶は滿潮の際にあらざれば進航するを得ざるなり。

(三)舊市街　明治年間より漸次に發達したる市街にして最も殷賑なるは遼河々岸に沿へる綏定門通より老爺廟に至るの一路とす、商取引としては糧秣及び船問屋多く工業には油房、磨房等あり、冬季四箇月間は結氷して船運杜絕さる。

(四)新市街　明治三十八年中我が軍政官に依りて開設されたる日本市街にして舊市街の上流に隣接せり、漸く發展せんとしたりし處、其の繁榮を大連に奪はれたるため豫期の如く發展せずして已みぬ、新舊市街の中間なる綏定門附近には外國

人居留地あり、各國領事館及び海關等あり、新市街には居留民團あり。

(五)牛家屯と河北驛　新市街の彎曲せる處に牛家屯あり、露國が東淸鐵道經營の際停車場を置きし所なり、我が帝國は四箇年間之れを變更することなかりしが、明治四十二年十一月日本市街の中央に新停車場を設置せり、是れ今の營口驛なり。河北驛は京奉鐵道營口支線が溝帮子より分岐し、田庄臺を經て遼河の右岸なる營口の對岸に在り。

(六)官公署其の他　遼瀋道尹公署、營口知縣公署、營口商埠警務廳、營口交涉員公署營口地方審判及び檢察廳、海關(東西二箇所)、商務會、中國銀行、交通銀行、東三省官銀號支店、日本領事館、警務署、營口居留民團役所、郵便局、測候所、尋常高等小學校、實業學堂滿鐵醫院、英、米、佛、露、瑞、領事館、營口水道電氣株式會社、營口硝子製造株式會社、朝鮮銀行營口支店、正金銀行牛莊支店、正隆銀行營口支店、三井物產牛莊出張所、合資會社加藤洋行營口支店、日本棉花株式會社牛莊出張所。

撫順　南滿鐵道撫順支線の終點に在り、明治三十九年十二月奉天警務署出張所を設置し、四十年十一月支署を置きたり。四十年二月以來、獨立守備隊第三大隊

分遣隊一箇中隊を派遣され蘇家屯に一小隊を分派したるが、大正四年に至り蘇家屯の派遣隊を撤して老虎臺に分駐せしめたり。　次に郵便局は明治三十九年六月繼立所として野戰郵便を開始したるに基き、後二三野戰郵便局と改稱し、同年五月千金寨郵便局と改め、九月一日都督府官制實施に伴ひ千金寨支局と改稱せり。　四十年一月に至るや野戰時代城內に設置したる電信局を之れに合併し、四十一年十月には電話事務を開始し撫順郵便局と稱し以つて今に至れり。

(一)居留民會　明治三十九年二月軍政署の下に居留民會を組織し、三十九年五月民會は解散となり、更らに駐屯守備隊の命に依り十二月之れを再興したりしが、滿鐵會社の創立と共に事務を炭坑庶務課に引繼ぎて民會を解散せり、炭坑に於て引繼ぎたる後は撫順區として炭坑附屬地、舊市街、附屬地外をも之れを其の管轄とせり。

(二)市街　新舊二街は濠を隔てて相分かれ、舊市は其の東方に在り、固と是れ支那部落を擴張せしものなれば市街は不規則にして道路狹隘なれども日支商人雜居して商舖軒を並べ甚だ殷賑を極む、一新市街は滿鐵會社が四十一年炭坑用地を買

収するに當り、其の買收地三十六萬六千二百二十七坪中、約三十萬坪の地を選びしものにして、區劃を碁盤形とし、停車場の北方本町通りを中心として東西に通ずる街路七條を設け、之れを十字形に貫き南北に通ずる街路十五を設け、歩道及び車道に區別し、上下水道及び電氣瓦斯を設備し、停車場、小學校、醫院、圖會館、公會堂、宿舍等總て煉瓦造りとなし、公園の設備には本町公園と大和公園との二箇所あり、要するに規模宏大なる歐米風の一新市街といふべし。

(三)官公署其の他　撫順縣知事公署、郵政局、電報局、警務支署、郵便局、兵營、尋常高等小學校、公學堂、簡易圖書館、炭坑醫院、公會堂、撫順實業協會、奉天省撫順縣商務會、安東銀行撫順支店。

安東

明治三十九年五月始めて領事館を置き同年九月軍政官より事務の引繼をなす、其の軍政官時代に於て防水堤防の起工、同仁病院、電話交換所、安東小學校の建築、屠獸場の合併經營、市內豫定地內の整理、道路開鑿、溝渠掘開等の施設をなせり。此に於て領事館の所管となるや卅九年十月安東居留民行政委員會を組織せしめ、四十一年三月領事館令による安東居留民團を組織せしむ、依つて軍政官よ

り引繼ぎたる市街宅地、家屋、農工業地は領事之れが監督の下に居留民團の管理に歸せしむ。四十二年十月に至り官有財產管理委員會の置かるると共に家屋は全部民團に引渡され、土地は管理委員會の管理となる。四十三年三月には何れも安東官有財產管理會の管理に歸し、其の收入は居留民團に交代さるることとなりたり。

(一)舊市街　沙河の鴨綠江に注ぐ、交流點に在る沙河鎭卽ち是れ舊市街にして、光緒二年安東縣衙門を此地に置きしより以來漸次發展するに至り、爲めに大孤山、大東溝の繁榮を奪はるるに至りたりといふ。

(二)新市街　我が軍政時代卽ち明治三十八年九月約三百十九萬八千九百九十八坪の永代租借を締結し、二百十萬三百四十八坪七勺を鐵道用地に、九十二萬三千八百三十三坪二合三勺を農工業地に、十七萬一千六百八十四坪を市街宅地となしたり、其の市街地は謂ゆる新市街地をなしたるものにして、街衢縱橫整然として碁局の如く、其の周圍には溝渠を鑿ちて排水に備へ、堤塲を築きて洪水の氾濫を防げり又其の鐵道用地は現に滿鐵附屬地となり、停車場を中心とし、停車場前は大廣場、左は社宅街、右は江岸荷揚場にして線路以南は貯水地及び工業用地となれり。

安東縣は斯の如くにして完全なる市街となり商工業の發達を見るに至りたるも、日清戰役の頃は滿鮮貿易は義州の對岸なる九連城に於て行はれたるものにして日露戰後に及び始めて安東縣の價値を増進するに至り、東邊一帶に於て産出する大豆、高粱、柞蠶、包米及び鴨綠江材は此地を集散市場として輸出さるる狀況となりたるも、其の仕向地の多くは山東省各港にして今尚ほ支那商人の掌裏に納らるるものの如し、唯其れ東邊百萬餘の住民が需要する綿布、麥粉、燐寸、砂糖、綿絲、雜貨等の如き輸入品に至りては、外國品たると日本品たるとを問はず、殆んど日本人の獨占に歸せるは喜ぶべし。 其の他工業は三十八年九月大倉組の製材工場を起せるを始め窯業、鐵工、釀造、製絲、精米、製材、搾油、造船等の工場續出せり。

(三)官公署其他　東邊道尹公署、安東縣知事公署、木稅總局、海關鹽釐局、警察廳、郵政局、電氣局、日本領事館、警務署、守備隊兵營、郵便局、安東居留民團役所、小學校、滿鐵地方事務所、滿鐵醫院、滿鐵電氣營業所、車輛係、保線係、安東商業會議所、安東商務會、安東藥業組合、安東賴母子講聯合會、安東木材商組合、安東貿易商組合、安東米穀商組合、安東縣質屋營業組合、安東木業組合、安東染局、株式會社安東貯金銀行、安東信託株式會社

株式會社安東銀行、安東窯業株式會社、宮下合名會社出張所、滿鮮運送株式會社出張所、三井物產安東出張所、正金銀行安東出張所、東亞煙草安東出張所、合名會社鴨綠江製材無限公司、株式會社山下製材所、合資會社日興油房、合名會社藤平兄弟商會、合名會社石崎商店、合資會社西蟠洋行、合名會社北華通關所、大連汽船安東支店、朝鮮銀行安東縣支店、鴨綠江造船株式會社。

鷄冠山　主要の產物は柞蠶にして薪炭杭木亦之れに次ぐ、左れど日露戰役當時兵站線たりし往日の面影なし。

連山關　是れ亦日露戰役當時の面影なく、農產物、薪、炭等を搬出するを見るのみにして、杭木業を營む會社として支那人の三合公司あるのみ。

橋頭　楡木、柞木、柳皮を原料として線香を製造す以て著名なり、商工業團體としては本溪湖商務分會橋頭事務所あり。

本溪湖　日支合辦煤鐵公司の所在地として有名なり、又、水飪の名產地にして之が製造に從事する者多し、市街は火連寨河の太子河に注ぐ交流點より其の支流に沿うて龍洞に至るの谷地に在り、支流の左岸は商業區にして右岸は煤鐵公司の

外多く紅窰業者とす。太子河鐵橋は安奉線中第一の長橋にして全長千七百七十九呎餘あり、工費三十四萬五千圓と稱せらる、其の鐵橋の右岸に碼頭あり、上流葦子峪附近の森林より伐採せる良材は筏となりて此地に下る、又遼陽に搬送さる、唯其れ河水淺くして牛濟船を溯航するを得ざるも、刳舟は船筏子となし石炭、瓩、柴薪を積んで遼陽と城廠との間を往復せり。官公署及び商工業會社左の如し。

本溪縣知事公署、安奉鐵道巡警分局、兵營、日本守備隊、警務支署、郵便局、滿鐵地方事務所、小學校、日語學堂、醫院、保線係、本溪湖商務分會、本溪湖商業組合、本溪湖料理店同業組合、本溪湖理髮業組合、本溪湖煤鐵有限公司、溪城鐵路公司、安東銀行本溪湖支店。

四、東清鐵道

西紀一八九六年九月のカシニー條約及同年八月清國政府と露清銀行との間に締結せられたる東清鐵道設立に關する條約により西伯利鐵道の一端後貝加爾線を清國領土に入れ浦鹽斯德に至りて烏蘇里鐵道に連結すべき特權を獲得したる

露國は露清兩國卽ち東清鐵道會社(支那名大清東省稽査鐵路進款公司)を創立して事業に著手し超えて一八九八年三月更らにハバロフ條約に依り該鐵道の一端を遼東半島の南端まで延長するの權利を得たる露國は急速に工事を進め一九〇一年末には全線千六百哩の假營業を見るに至りしが後ち一九〇五年日露媾和の結果寬城子卽ち長春以南の線路を日本に讓渡したるなり。

會社の組織

東清鐵道會社につき圖表すれば左の如し

- 東清鐵道
  - 本社(在露都)—總裁(缺)—副總裁理事
    - 監査部
    - 商業部
    - 技術部
    - 經理部
    - 法律部
  - 總務部
    - 官房課
    - 經理課
      - 貯蓄事務所
      - 印刷所
    - 法律課
    - 商業課
    - 計算課

支社（在哈爾賓）―（長官ヲ置ク）

- 民政部
  - 行政課
  - 租借課
  - 淸國線路交渉課
  - 敎育課
  - 寺院課
  - 地方課
  - 醫事衞生課
  - 新聞課
- 技術部
  - 保線課
  - 哈爾賓市區課
  - 營業課
  - 電信課
  - 運轉課
  - 用度課
  - 鑛業課
  - 航路課
- 陸軍部

主要驛

主要驛及び各距離を擧ぐれば左の如し。

西部線（哈爾賓滿洲里間）八七〇露里（一露里は〇、六六三哩とす）

驛名	驛間距離	自滿洲里距離	驛名	驛間距離	自滿洲里距離	驛名	驛間距離	自滿洲里距離
滿洲里	○	○	興安	四〇	三五〇	安達	一三〇	七五〇
札蘭諾爾	二〇	二〇	札蘭屯	一三〇	四八〇	對青山	九〇	八四〇
海拉爾	一五〇	一七〇	富勒爾基	一三〇	六一〇	哈爾賓	三〇	八七〇
烏諾爾	一六〇	三一〇	齊々哈爾	一〇	六二〇			

東部線（哈爾賓、綏芬河（ポグラニーチナヤ）間）五一〇露里

驛名	驛間距離	自哈爾賓距離	驛名	驛間距離	自哈爾賓距離	驛名	驛間距離	自哈爾賓距離
哈爾賓	○	○	石頭河子	六〇	二一〇	穆稜	七〇	四〇〇
舊哈爾賓	一〇	一〇	横道河子	四〇	二五〇	大平嶺	五〇	四五〇
阿什河	三〇	四〇	海林	六〇	三一〇	ポグラニーチナヤ	六〇	五一〇
一面坡	一一〇	一五〇	牡丹江	二〇	三三〇			

南部線（哈爾賓寛城子間）二二三〇露里

驛名	驛間距離	自哈爾賓距離	驛名	驛間距離	自哈爾賓距離	驛名	驛間距離	自哈爾賓距離
哈爾賓	○	○	陶頼昭	四〇	一三〇	卜海	二〇	一七〇

雙城堡	五〇	五四	老焼鍋	二	一三一
寛城子	六〇	二三〇			
蔡家溝	三〇	八〇	窰門	一九	一五〇

東清鐵道各驛表

東清鐵道各驛表に付雜誌支那四月號に掲載せるものを紹介せんに左の如し。

驛名	等級	驛間ノ距離（露里）	線路ニ對スル驛ノ位置	給水塔	機關車ト工場	附屬地ノ面積（晌）	附屬地ノ人口	軍隊所在	備考
滿洲里	二	國境ヨリ一八	北	三	大機工場	六,〇〇〇	五,〇〇〇	鐵旅一箇中隊	發 石灰九五〇、脂肪類一一〇、革皮六〇、柔毛四〇〇、牛肉七五〇、豚脂二〇〇、牛四六〇、馬四五〇〇、羊毛二、二〇〇〇、鉛三一〇 著 日用品及諸製品食料品等
阿伯蓋圖	五	八	南	—	—	三五〇	—	—	小待避驛
葛西諾窩	五	九	—	—	—	三五〇	—	—	同上
札蘭諾爾	五	三	南	一	—	六,〇〇〇	一五〇	—	發 羊毛一、二〇〇、革皮五〇〇、馬一〇〇、石炭七、〇〇〇、〇〇〇、土名ノ炭礦所在スルチ以テ名アリスキデールスキーハ東清鐵道ヨリ租借シ經營ス 著 食料品日用品諸製品等

摩德納赤	五	—	—	—	—	五七一	—	—	小待避驛
阿爾公	五	—	—	—	—	八九〇	—	—	同上
札岡	五	一二	南	一	—	一,〇〇〇	一三〇	—	發 薪二、六〇〇、牧草六〇〇、羊頭六〇 著 前同斷
霍爾滿	五	一〇	—	—	—	三五〇	—	—	小待避驛
般司沃度納	五	八	—	—	—	三五〇	—	—	同上
赫勒洪德	五	一〇	南	二	車庫	六〇〇	一三〇	—	發 魚類五〇〇、牧草一、六〇〇、羊毛四〇〇、柔毛五〇、曹達六四〇 著 前同斷
卑期察納	五	一三	—	—	—	三〇〇	—	—	小待避驛
司推撥諸衣	五	九	—	—	—	三〇〇	—	—	同上
完工	四	一〇	南	一	—	六〇〇	一五〇	一鐵 小隊旅	發 魚類三〇〇、牧草五、二〇〇 著 前同著
拉佛尼納	五	一〇	—	—	—	三五〇	—	—	小待避驛
美爾盖耳	五	一二	—	—	—	三五〇	—	—	同上
吳古諾爾	五	九	北	一	—	六〇〇	一〇〇	一鐵 小隊旅	發 著シキモノナシ 著 前同斷
威索基	五	八	—	—	—	三〇〇	—	—	小待避驛
古拉名佛斯基	五	三	南	—	—	三〇〇	—	—	同上

海(ハイ)拉(ラー)爾(ル)	二	九	北	二	大機小工場	六,五〇〇	四,五〇〇	克東四聯隊鐵旅第一大隊	發 羊頭一〇、〇〇〇、牛八、五〇〇、馬二〇、〇〇〇、柔毛六五、〇〇〇、脂肪五、〇〇〇、生肉一〇〇〇、〇〇〇、豚脂五〇〇、魚類一、〇〇〇、野菜類三、二〇〇、革皮一六、〇〇〇鹽五、二〇〇 著 前同斷
雷(ルイ)育(ジヨ)佛(フ)斯(ス)基(キー)	五	一〇	—	—	—	三五〇	—	—	小待避驛
扎(サ)里(リ)佛(フ)諾(ノ)衣(イ)	五	九	—	—	—	三五〇	—	—	同上
哈(ハ)克(ケ)	四	七	北	一	—	一,七〇〇	一〇〇	—	發 木炭一、〇〇〇 著 前同斷
莫(モー)克(タ)賚(ルイ)	五	九	—	—	—	三五〇	—	—	小待避驛
博(ボー)徐(シ)各(コ)	五	九	—	—	—	三〇〇	—	—	同上
札(ジヤ)勒(ロ)木(ム)德(テ)	四	八	北	二	—	一,〇〇〇	一五〇	—	發 牧草五、〇〇〇 著 前同斷
卑(ペ)索(ソー)處(チ)納(スイ)	五	九	—	—	—	三〇〇	—	—	小待避驛
尼(ニ)齊(ジ)那(ナ)	五	九	—	—	—	三〇〇	—	—	同上
牙(ヤ)克(ケー)什(シ)	五	七	北	一	—	一,五〇〇	一五〇	—	發 木材五〇〇、木皮二、〇〇〇、牧草一五〇、羊一五〇、牛五〇、革皮一〇〇 著 前同斷
扎(ツシヤ)通(ツン)溝(ゴール)	五	一〇	—	—	—	三五〇	—	—	小待避驛
那(ナ)特(ド)里(レー)處(チヤ)納(スイ)	五	一〇	—	—	—	三五〇	—	—	同上

免渡河	四	一一	北	一小	機	六,〇〇〇	三五〇	―	發 薪三五、〇〇〇、木炭一五〇、樺脂一〇〇、革皮一五〇、柔毛一八〇、生肉七五〇、馬二〇 著 前同斷
克利伏衣	五	一〇	―	―	―	三五〇	―	―	小待避驛
賽爾勃斯基	五	九	―	―	―	三五〇	―	―	同上
烏諾爾	四	一〇	北	二	―	一,〇〇〇	一五〇	―	發 枕木一、五〇〇、薪一五、〇〇〇、牧草一、四〇〇 著 前同斷
郭爾各	五	一一	北	―	―	三五〇	―	―	（セウチエンコ木材公司ノ引込線アリ木材産出ヲ以テ名アリ
布慶納	五	九	―	―	―	三五〇	―	―	小待避驛
宜立克都	五	一四	北	一	―	六〇〇	一二〇	―	發 木材三、六〇〇、薪一四、〇〇〇、柔毛二五〇、生肉一五〇、牧草二〇〇、羊二〇〇 著 前同斷
興安	五	一三	北	―	―	六〇〇	一〇〇	―	發 薪三八〇、樺脂二〇〇、革皮一〇〇、柔毛二〇〇、生肉七〇、豚脂二五〇 著 前同斷東清西部線ニ於ケル分水嶺トス
被德力阿	五	八	北	―	―	五〇〇	―	―	小待避驛
薩爾塔諾爾	五	一〇	北	―	―	三五〇	―	―	同上

博克圖（ブヘト）	二	八	北	一	大機 小工場	六、〇〇〇	三五〇	步第一聯隊軍第一枝隊本部騎山砲	發 枕木七五〇、牧草一、五〇〇、脂肪四〇〇、革皮五二〇、柔毛三〇〇、木皮四五〇、生肉五〇〇、松實四五〇、羊一四〇〇、馬二〇　著 前同斷
瑪洛時（モロズ）	五	七	―	―	―	―	―	―	小待避驛
巴利古爾（ゲリゴール）	五	―	―	―	―	二、六〇〇	―	―	同上
待具特爾各爾（テペイテルゴール）	五	モローズヨリ一〇	―	―	―	―	―	―	同上
雅魯（ヤール）	五	一〇	南	一	―	一、〇〇〇	一〇〇	―	發 牧草一〇〇、松實二〇〇　著 前同斷
德略新那（ツリヤーシナ）	五	一〇	―	―	―	三五〇	―	―	小待避驛
喇嘛山（ラマシャン）	五	一〇	北	―	―	七〇〇	―	―	同上
巴林（バリーム）	五	一〇	南	一	―	八〇〇	一〇〇	―	發 薪三〇、〇〇〇、松實一、〇〇〇　著 前同斷
撥拉佛斯基（ブヨツスキー）	五	一〇	―	―	―	三五〇	―	―	小待避驛
防勃納爾（アブニュール）	五	九	北	―	―	八五〇	―	―	同上
哈拉蘇（ハラス）	五	―	北	一	―	一、二〇〇	一三〇	―	發 薪三、五〇〇、野菜類一、八〇〇、松實一〇〇　著 前同斷
阿迷河（アミヘ）	五	二	―	―	―	三五〇	―	―	小待避驛

西迷諾佛斯基	五	一〇	—	—	—	三五〇	—	—	小待避驛	
扎蘭屯	五	一〇	南	二	大機工場 小工場	六,〇〇〇	三五〇	步第二聯隊鐵第一旅分隊	發　松實八、一〇〇、革皮一〇〇、生肉二五〇、野菜類八五〇 著　前同斷	
薩拉	三	一〇	—	—	—	六〇〇	—	—	小待避驛	
古里經	五	一七	—	—	—	三五〇	—	—	同上	
陳基思漢	五	一〇	北	一	—	三,〇〇〇	一三〇	—	發　特別ノモノナシ 著　前同斷	
加里雷	五	一一	—	—	—	三五〇	—	—	小待避驛	
各新河	五	九	—	—	—	五〇〇	—	—	同上	
碾子山	五	九	北	一	—	三,〇〇〇	一五〇	鐵一旅一小隊	發　特別ノモノナシ 著　前同斷	
蘇霍衣	五	一〇	—	—	—	三五〇	—	—	小待避驛	
意瑪希諾	五	一〇	—	—	—	三五〇	—	—	同上	
都爾奇哈	五	九	北	一	—	三,〇〇〇	一〇〇	—	發　藥特別ノモノナシ 著　前同斷	
蓋爾索爾	五	九	—	—	—	四六一	—	—	小待避驛	
里地房子	五	一〇	北	—	—	四六一	—	—	同上	
庫々勒	五	一〇	北	一	—	一,五四五	一三〇	—	發　豚一五 著　前同斷	

富勒爾基	五	九	北	—	—	一,七四六	一五〇	克第五聯隊	發　牛一〇、馬一〇、豚三〇〇、革皮一、二〇〇、生肉六五〇、魚類一、〇〇〇、羊毛二、五〇〇・ 著　前同斷
齊々哈爾	三	一三	北	三	大機小工場	六,五〇〇	八五〇	鐵旅第二大隊	發　牛一八〇、馬四〇〇、豚二〇、革皮一、三〇〇、生肉一二、〇〇〇、野菜類一五、〇〇〇、燕麥一五〇〇、〇〇〇、粟一五、〇〇〇〇、大豆六五〇、高粱一二、〇〇〇、柔毛四五〇、鶏卵一〇二、〇〇〇 著　前同斷
沃諾奇	五	八	—	—	—	四六一	—	—	小待避驛
五家子	五	九	—	—	—	四六一	—	—	同上
煙工屯	四	一三	北	一	—	二,〇五七	一〇〇	—	發　特別ノモノナシ 著　前同樣
烏臺	五	八	—	—	—	四六一	—	—	小待避驛
賚希起克	五	八	—	—	—	四六一	—	—	同上
小蒿子	五	九	北	一	—	一,五四三	一〇〇	鐵旅一小隊	發　曹達五、〇〇〇、野菜三、一〇〇、羊毛一、〇〇〇 著　前同樣
翁起海	五	一〇	—	—	—	四六一	—	—	小待避驛
船治流特納	五	一〇	—	—	—	四六一	—	—	同上

喇嘛甸子	五	九	北	一	｜	一、五九四	一三〇	一鐵分隊旅	發 特別ノモノナシ 著 前同斷
索龍察奇	五	一〇	｜	｜	｜	四六一	｜	｜	小待避驛
沙爾圖	五	一〇	北	一	｜	一、五四四	一〇〇	｜	發 曹達二、三〇〇 著 前同斷
第五十三待避驛	五	一〇	｜	｜	｜	四六一	｜	｜	無名ノ小待避驛
第五十四待避驛	五	一	｜	｜	｜	四六一	｜	｜	同上
安達	三	九	北	二小	機	三、一〇〇	五〇〇	一鐵中隊旅	發 革皮二五〇、小麥六、五〇〇 著 前同樣
第五十五待避驛	五	一〇	｜	｜	｜	四六一	｜	｜	無名ノ小待避驛
第五十六待避驛	五	一〇	｜	｜	｜	四六一	｜	｜	同上
宋	五	一〇	北	一	｜	一、五三九	一〇〇	｜	發 特別ノモノナシ 著 前同斷
第五十七待避驛	五	一〇	｜	｜	｜	四六一	｜	｜	無名ノ小待避驛
第五十八待避驛	五	一〇	｜	｜	｜	七七一	｜	｜	同上
蒙古	五	一〇	北	一	｜	一、五四三	一〇〇	｜	發 小麥四、五〇〇、大麥五三、〇〇〇、蕎麥一一、〇〇〇、大豆二五〇、〇〇〇、黍類一七、〇〇〇、鷄卵四、二〇〇 著 前同樣
第五十九待避驛	五	一〇	｜	｜	｜	七七一	｜	｜	無名ノ小待避驛
第六十待避驛	五	一〇	｜	｜	｜	七七一	｜	｜	同上

對(ツイ)青(ツイン)山(シャン)	四	一〇	北	一	|	一八三	二〇〇	|	發 大豆二、八〇〇、〇〇〇、小麥四〇、〇〇〇、蕎麥二五、〇〇〇、大麥一五、〇〇〇、豌豆二五、〇〇〇、黍類一四、〇〇〇、植物油一八、五〇〇、麻油一二、二〇〇 著 前同樣
第六十一待避驛	五	一〇	|	|	|	七六九	|	|	無名ノ小待避驛
第六十二待避驛	五	一〇	|	|	|	七七一	|	|	同上
石(ザ)富(トン)	五	一〇	|	|	|	六、八〇〇	|	|	同上
哈(ハ)爾(ル)賓(ピン)	一	一七	北	二	大機大工場	一三、〇〇〇(デシャーチン)	四五、〇〇〇	軍第二團本部、本部第三、歩第四聯隊、第一聯隊、克第二第四、鐵旅聯隊、大隊	發 大豆六、五〇〇、〇〇〇大麥五、八〇、〇〇〇、燕麥二三〇、〇〇〇、高粱二四〇、〇〇〇、麥粉類三、〇〇〇、〇〇〇、小麥二五〇、〇〇〇、粟四〇、〇〇〇、豚二三、〇〇〇、馬四六〇、牛四、〇六〇、羊六七〇、脂肪二五、〇〇〇、革皮一〇、〇〇〇、獸骨三〇、〇〇〇、植物油一六、〇〇〇、麻油六、〇〇〇、石鹼一〇、〇〇〇、生肉二〇一、一〇〇、魚類三〇、〇〇〇、酒精六二、〇〇〇、蠟燭七、五〇〇石炭五、〇〇〇、〇〇〇 著 外ニ前同樣ノ貨物ニシテ茲ニ一旦輸入シテ更ニ他地方ニ輸出ス

シロウヤーヌイ	五	四	北	—	—	—	—	—	小待避驛
舊哈爾賓(スタールハルビン)	五	五	北	一	—	同上	三〇〇	—	發 大豆四、二〇〇、〇〇〇、麥粉四〇、〇〇〇〇、麻實四〇、〇〇〇、〇〇〇、高粱二五、〇〇〇〇、蕎麥四五、〇〇〇、生肉二七、〇〇〇、豚脂八〇〇、羊一二〇〇、豚四〇、植物油類七〇〇 著 前同樣
チエンガウズ	五	一〇	北	—	—	—	—	—	小待避驛
チエン	五	一〇	—	—	—	—	—	—	同上
阿什河(アシホー)	五	一〇	南	一	—	一、〇〇〇	一五〇	—	發 大豆一、二〇〇、〇〇〇、大麥三、二〇〇、〇〇〇、小麥二八〇、〇〇〇、粟四〇〇〇、〇〇〇、高粱五七、〇〇〇、麥粉五〇、〇〇〇〇、〇〇〇、豆粕二九〇〇、〇〇〇、麻實三三、〇〇〇、燕麥三、八〇〇、〇、油類二三、二四、〇〇〇、脂肪二三、〇〇〇〇、牛二二六〇、豚二五〇〇、革皮二〇〇、生肉二一、〇〇〇〇、鷄卵一、〇〇〇、砂糖五、二〇〇 著 前同樣
大窪溝(タイワーコー)	五	九	—	—	—	二〇〇	—	—	小待避驛
二層甸子(エルツエンシヤコツズイ)	五	一〇	南	一	—	八〇〇	一〇〇	—	發 石灰一八、〇〇〇、石材二一〇、〇〇〇、木材二、九〇〇 著 前同樣

石灰窰	五	六	—	—	—	四〇〇	—	—	小待避驛
小爺嶺	五	一〇	南	一	—	五〇〇	一〇〇	—	發 石灰一二〇、〇〇〇、石材三〇、〇〇〇 著 前同斷
二道河子	五	九	—	—	—	六〇〇	—	—	小待避驛
帽爾山	四	一二	南	一	—	一、二〇〇	一五〇	—	發 木材三、五〇〇、薪二三〇、〇〇〇、木皮類五〇〇、牧草五〇〇、大豆一五、〇〇〇 著 前同斷
紅胡子	五	一〇	北	—	—	四〇〇	—	—	小待避驛
新河	五	一二	南	—	—	四〇〇	—	—	發 木材一、六〇〇、薪二一〇、〇〇〇、木炭二五、〇〇〇 著 前同斷待避驛トス
烏吉密	四	八	北	一	—	一、一〇〇	三〇〇	—	發 木材二五〇、薪二一〇、〇〇〇、木炭五〇〇、大豆一、〇〇〇、〇〇〇、豆粕二、三〇〇、黍類一二、〇〇〇 著 前同樣
烏吉密河	五	一〇	南	一	—	六〇〇	—	—	發 薪三、一〇〇 著 前同樣待避驛トス
雅姑娘	五	九	—	—	—	八〇〇	—	—	小待避驛

一面坡	三	一〇	北	一	機	五,六〇〇	一,五〇〇	步第五聯隊鐵旅一小隊	發 大豆三二〇、〇〇〇、高梁一一五、〇〇〇、麥粉五、〇〇〇、〇〇〇、豆粕二五、〇〇〇、〇〇〇、木材一五〇〇〇、〇〇〇、薪三二〇、〇〇〇、牛九〇、馬二一〇、豚一、四〇〇、脂肪一七〇、革皮一五〇、油類二、六〇〇、野菜類二、五〇〇、ビール七〇、〇〇〇、豚脂三、三〇〇 著 前同樣
魯格學甫	五	九	—	—	—	二〇〇	—	—	小待避驛
沙漠哈瓦羅甫	五	九	北	—	—	二〇〇	—	—	同上
葦沙河	五	一〇	北	一	—	一,〇〇〇	三〇〇	一鐵旅小隊	發 木材三八〇、〇〇〇、枕木一八、〇〇〇 著 前同樣 スキデールスキ木材公司蒸汽製材所アリ
格雜綽甫	五	一〇	北	一	—	三〇〇	—	—	小待避驛
牙勃羅尼	五	九	南	一	—	二五〇	二〇〇	—	發 木材一〇〇、〇〇〇 著 前同樣 クイローフ木材公司蒸汽製作所アリ
石頭河子	四	一〇	南	一	—	一,五〇〇	五〇〇	—	發 木材一八〇、〇〇〇、枕木三〇〇、〇〇〇、薪一五〇、〇〇〇、木炭三、二〇〇 著 前同樣 フリド木材公司蒸汽製材所アリ

都道河子	五	四	—	—	—	一〇〇	—	—	小待避驛
裏道河子	五	七	南	—	—	一〇〇	—	—	小待避驛 ヌリユンキン木材公司アリ
西馬河子	五	六	—	—	—	一〇〇	—	—	小待避驛
高林子	五	六	北	一	—	三〇〇	—	—	發 木材一五、〇〇〇 著 前同斷 東清東部線ニ於ケル分水嶺トス
葦拉河子	五	五	—	—	—	二〇〇	—	—	小待避驛
沙拉河子	五	六	南	—	—	四〇〇	—	—	小待避驛ニシテベロツエーツキ木材公司アリ
梅德維葉	五	五	—	—	—	二〇〇	—	—	小待避驛
橫道河子	三	五	北	一	大機小工場	三、五〇〇	二、三〇〇	軍第三枝隊本部	發 木材一三〇、〇〇〇、薪一五、〇〇〇、革皮一、四〇〇、木皮類三、〇〇〇、木炭一、〇〇〇、松實一〇〇、樺脂六、四〇〇、枕木九、〇〇〇、馬二〇 著 前同斷 キリヤンスキ木材公司アリ
山道窪地	五	一〇	北	—	—	五〇〇	—	—	小待避驛 セウチエンコ木材公司アリ
麒麟子	五	二	—	—	—	四〇〇	—	—	同上

上石（シャンシー）	五	九	南	一	—	一,〇〇〇	二〇〇	—	發	木材一二、〇〇〇、牧草七〇〇
									著	前同斷
希罕（シーホ）	五	一〇	北	—	—	二〇〇	—		小待避驛	
阿多（アツト）	五	九	—	—	—	二〇〇	—		同上	
海林（ハイリン）	四	九	北	一	—	一,五〇〇	五〇〇	—	發	大豆三〇、〇〇〇、麥粉三二〇、〇〇〇、小麥六七、〇〇〇、燕麥二〇、〇〇〇、粟四五、〇〇〇、大麥二四、〇〇〇、油類三、〇〇〇、馬一〇〇、豚四〇〇、牛二、五〇〇、豚脂一四〇、革皮三七〇、野菜類二、三〇〇
									著	前同斷
抽球（ラチユー）	五	一〇	—	—	—	七五〇	—		小待避驛	
牡丹江（チダージヤン）	四	一〇	北	一	—	一,四〇〇	三五〇	一	發	木材三七、〇〇〇、薪一五、〇〇〇、野菜類一二、〇〇〇、油類一二、〇〇〇、大豆九〇、〇〇〇、豌豆六、〇〇〇、小麥二〇、〇〇〇、燕麥一二、〇〇〇、大麥一、〇〇〇、粟二〇、〇〇〇、豆粕八二、〇〇〇、高粱五〇、〇〇〇、蕎麥五、〇〇〇、四、七〇〇
									著	前同斷

七河（エホ）	五	六	南	—	—	五、五〇〇	三〇〇	軍克第六聯隊鐵旅第三大隊	發 木材一、五〇〇、牛一二〇、脂肪四五〇、魚類二五〇 著 前同斷
第百五十五待避驛	五	四	—	一	—	七〇〇	—	—	（小待避驛ニシテチャーレン木材公司アリ）
磨刀石	五	二	南	一機	—	六〇〇	一五〇	一	發 木材一七、〇〇〇、薪一四、〇〇〇、石灰九、三〇〇 著 前同斷 ニコラーエウ木材公司アリ
第百五十六待避驛	五	六	—	—	—	一〇〇	—	—	小待避驛
那各爾呢（ナゴルスイ）	五	五	北	—	—	一〇〇	—	—	同上
第百五十八待避驛	五	七	—	—	—	二〇〇	—	—	同上
擡馬溝（ダイマゴウ）	五	六	北	一	—	八〇〇	一五〇	一	發 木材一二、〇〇〇、薪三、七〇〇、枕木六、〇〇〇 著 前同斷
第百五十九待避驛	五	五	—	—	—	三〇〇	—	—	小待避驛
第百六十待避驛	五	七	北	—	—	二〇〇	—	—	同上
第百六十一待避驛	五	六	—	—	—	七〇〇	—	—	同上
穆稜（ムーリン）	五	七	北	一	—	三、五〇〇	三〇〇	歩第六聯隊騎山砲少シ	發 木材一〇、〇〇〇、薪三、六〇〇、枕木三、七五〇、牛四〇、馬一〇、革皮二四〇、野菜類三七、〇〇〇 著 前同斷

依爾因斯基	五	二	南	—	—	三〇〇	—	小待避驛
索慶子	五	一〇	—	—	—	—	—	同上
馬家河	五	九	北	—	小機	二〇〇	—	發 大豆一、〇〇〇、牧草七、五三〇 著 前同斷
第百六十四待避驛	五	五	—	—	—	九〇〇	—	小待避驛
磨麪河	五	七	北	—	—	二〇〇	—	同上
拉麪河	五	四	—	—	—	二〇〇	—	同上
大平嶺	四	六	北	一	—	七〇〇	一〇〇	發 木材一一、〇〇〇 著 前同斷
滴分巴赫	五	五	—	—	—	三五〇	—	小待避驛
利希呢	五	七	—	—	—	三〇〇	—	同上
細鱗河	五	三	北	—	小機	七〇〇	二〇〇	發 木材一、七〇、〇〇〇、薪七〇、〇〇〇 著 前同斷
第百六十九待避驛	五	一〇	—	—	—	二〇〇	—	一小待避驛
小綏芬	五	一〇	北	一	—	七五〇	二五〇	發 薪三七、〇〇〇、枕木一、〇〇〇、牧草五〇〇 著 前同斷 ポダリン木材公司アリ
白臘河子	五	一〇	—	—	—	二〇〇	—	小待避驛
第百七十一待避驛	五	六	—	—	—	五〇〇	—	同上

交界（ボクジニーデナヤ）	二	七	北	二	大機工	五、〇〇〇	三、五〇〇	一鐵旅小隊	發 大豆一、九〇〇・油類六、五〇〇 著 前同様
第百七十二對避驛	五	六	—	—	—	五〇〇	—	—	小待避驛
エゴーウイチ	五	一二（自哈爾賓）	東	—	—	三九、八〇〇・〇〇 デシ平方ツヤチ ザートンゼニカ	—	—	同上
二十二露里待避驛	—	一〇	—	—	—	五三、二〇一・三一	—	—	同上
五（ウー）家（ヂヤ）	五	九	西	一	—	六三、三〇三・九五	—	—	小待避驛 發 豆粕八〇〇 著 前同様
四十露里待避驛	—	九	—	—	—	五三、二〇〇・〇〇	—	—	小待避驛
雙（シヤン）城（チユン）堡（プ）	四	八	機	一	機	七二、一六〇〇・〇〇	三〇〇	一鐵旅中隊	發 大豆二、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇、小麥九〇、〇〇〇、〇〇〇、粟一五〇、〇〇〇、〇〇〇、高粱三〇、〇〇〇、〇〇〇、燕麥一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、大麥二二五、〇〇〇、黍類六〇、〇〇〇、麥粉二五〇、〇〇〇、豆粕一〇〇、〇〇〇、豚一七〇、〇馬三〇〇、革皮八〇〇、柔毛一八〇、麻油三、六〇〇、鷄卵一、〇〇〇 著 前同斷
五十八露里待避驛	—	一〇	—	—	—	四五、一三五四・九〇	—	—	小待避驛
六十八露里待避驛	—	一〇	—	—	—	五三、二〇〇・〇〇	—	—	同上
蔡（ツアイ）家（ヂヤ）溝（ゴー）（附ラークンヘ待避驛竝ニ迂廻線）	五	一一	西	一	—	五一八、二一五三・三六	二〇〇	—	發 大豆八〇〇、〇〇〇、小麥一、〇〇〇、鷄卵三〇〇 著 前同様

八十六露里待避驛	—	七	—	—	—	四二、七五三・一三	—	—		小待避驛
石（シー）頭（タウ）城（チエン）砂（ツー）	四	一〇	東	一	—	五八、一〇〇・〇〇	五〇〇	—	發 大豆五二〇、〇〇〇、豆粕六〇、〇〇〇、小麥四〇〇、〇〇〇、大麥二一、〇〇〇、粟一、七〇〇、高粱四、〇〇〇、豚一二、一〇〇、獸骨一七〇 著 前同樣	
百五露里待避驛	—	九	—	—	—	三九、八〇〇・〇〇	—	—		小待避驛
陶（タツ）賴（ライ）昭（チエン）	四	一〇	東	一	—	六一、三六三・〇〇	七五〇	鐵旅一分隊	發 大豆三〇〇、〇〇〇、小麥二五、〇〇〇、豆粕四、二〇〇、〇〇〇、木材一六〇、〇〇〇、薪九、七〇〇、牛二〇、馬二〇、鷄卵二五〇、革皮三五〇、獸骨三七〇 著 前同斷	
松（プラトフオルム）花江木材置場及第二	五	八	西	—	—	七六九、四五八・〇〇	—	—		小待避驛
老（ラオ）燒（シヨー）鍋（コ）	五	三	西	—	—	五三二、五〇〇・〇〇	三〇〇	步一中隊騎砲少シ	發 大豆二二、〇〇〇、豚二七〇、獸骨四五〇、革皮一五〇、馬二〇、牛一〇、鷄卵一五〇 著 前同斷	
百三十六露里待避驛	—	二	—	—	—	二九、三三四・〇〇	—	—		小待避驛
イオマンヘ	五	五	—	—	—	八六、一九〇・〇〇	—	—		同上

窰門(ヤラムイン)	四	一〇	東	一	—	六二五、九〇〇	五〇〇	鐵旅一分隊		發 大豆四五〇、〇〇〇、小麦二〇、〇〇〇、大麦二三、〇〇〇、羊六〇、牛八〇〇、豚一六、〇〇〇、脂肪一四〇、革皮一八〇、獸骨七七〇、鷄卵一九、五〇〇 著 前同斷
百六十二露里待避驛	—	一〇	—	—	—	五一、三一〇・〇〇	—	—	小待避驛	
ト海(ブハイ)	五	一七	西	—	—	五八、九二五・四〇	一五〇	—		發 大豆三一、〇〇〇、麻實一八八、〇〇〇、小麦一、〇〇〇 著 前同斷
百七十九露里待避驛	—	一一	—	—	—	五三、二〇〇・〇〇	—	—	小待避驛	
百八十七露里待避驛	—	八	—	—	—	五三、二〇〇・〇〇	—	—	同上	
木沙子(ムーシャーツズイ)	五	九	東	一	—	五七、三三八・〇〇	一〇〇	—		發 麻實六、五〇〇 著 前同斷
二百六露里待避驛	—	一〇	—	—	—	五三、二〇〇・〇〇	—	—	小待避驛	
二百十四露里待避驛	—	八	—	—	—	五三、二〇〇・〇〇	—	—	同上	
寛城子(クワンチエンツズイ)	四	八	東	一	機	五一六、二六〇・〇〇	七〇〇	克一中隊、騎砲一小隊、鐵旅一分隊		發 大豆一〇〇、〇〇〇、麻實五二、〇〇〇、豚脂八九、〇〇〇、羊二〇、牛六〇〇、馬五〇、豚三、〇〇〇、革皮六、五〇〇、野菜類一八、〇〇〇、鷄卵一三、六〇〇 著 前同樣

五、京奉鐵道

京奉鐵道は直隷總督李鴻章の發起に依り唐山炭礦より北塘河口に至るの間に敷設せられたるに始まり英人キンダーを技師として工事に著手し、一八八〇年に竣成し、其の翌一八八一年に開通式を擧たるが後、天津まで延長することとなり一八八八年竣工したり、次いで唐山、山海關の延長工事に著手し一八九三年竣工し同年錦州まで延長し一九〇四年錦州、新民屯間及び溝帮子、營口間を開通したるの時端なくも日露戰爭を見るに至れり、之れより先き、天津、北京間の延長あり、又一九〇一年には通州支線を開通したり、日露戰役中、日本軍は遼河以東線即ち新民屯と奉天間とに輕便鐵道を敷設せり、謂ゆる新奉線なり、該輕便鐵道は明治四十年六月、日本政府より清國政府に對し金百六十六萬圓を以つて引渡せり、清國は之れを受領するや直ちに廣軌に改築し、北京奉天間を全通して京奉鐵道(北清鐵道)と改稱したるものなり。

A. 驛名及旅客運賃

驛名	哩程(自前門)	三等運賃(同上)	驛名	哩程(自前門)	三等運賃(同上)	驛名	哩程(自前門)	三等運賃(同上)
北京正陽門(前門)	—	—	前衛	二八七	五・七五	溝帮子	四一六	八・三五
黃村	一三	・四五	荒地	二九五	五・九〇	青堆子	四二六	八・五五
楊村	六九	一・四〇	綏中縣	三〇三	六・〇五	高山子	四三六	八・七五
天津	八三	一・七五	東新莊	三〇九	六・二〇	大虎山	四四二	八・八五
塘沽	一一四	二・三〇	沙後所	三一九	六・四〇	勵家窩舖	四五六	九・一五
蘆臺	一四〇	二・八〇	寧遠州	三三二	六・六五	饒陽河	四六三	九・二五
唐山	一六八	三・三五	連山	三四五	六・九〇	白旗堡	四七二	九・四五
開平	一七四	三・五〇	高橋	三五七	七・一五	新民府	四八六	九・七五
灤州	二〇二	四・〇五	女兒河	三六八	七・三五	巨流河	四九三	九・八五
昌黎	二二四	四・五〇	錦州	三七六	七・五五	興隆店	五〇〇	一〇・〇〇
北戴河	二四一	四・八〇	雙羊店	三八四	七・七〇	馬三家	五一一	一〇・二五
湯河	二五一	五・〇〇	大陵河	三九一	七・八五	皇姑屯	五二〇	一〇・四〇
山海關	二六三	五・二五	石山站	四〇一	八・〇五	南滿驛	五二二	一〇・四五
前所	二七四	五・五〇	洋圈子	四〇七	八・一五	瀋陽城	五二三	一〇・四五

備考

一、山海關以上卽チ滿洲ニ屬セル地方ハ主要驛ノミヲ揭ク

二、二等賃銀ハ三等ノ約二倍、一等ハ三等ノ約三倍ナリ

營口枝線

驛名	哩數 自溝幫子	三等運賃	驛名	哩數 自溝幫子	三等運賃	驛名	哩數 自溝幫子	三等運賃
溝幫子	—		双臺子	二〇		田莊臺	四五	
胡家窩棚	二		大窪	三四		營口(河北)	五六	

通州枝線（省略）

B. 貨物運賃

イ、手荷物無賃制限

一等　百六十封度　二等　百二十封度　三等　八十封度

制限超過ハ一擔一哩ニ付半仙トス

ロ、普通貨物（一哩ニ對スル）

級別	小口扱(一擔ニ付)	一車扱(一噸ニ付)	主要品目
一級品	半仙	五仙	雜貨(左ニ記載セサルモノ)類、棉絲布、紙、砂糖、煙草、石油等
二級品	三分ノ一仙	三仙二分ノ一	籠、棒、野菜、果物、穀物、大豆(小口扱)、薪炭、木材、鹽、陶器、毛皮、竹、鍋、釘、銅、鐵等
三級品	四分ノ一仙	一仙四分ノ三	灰、砂利、骨屑、煉瓦、石材、「セメント」、石灰等

危險品 五	仙 七仙二分ノ一	火藥、爆發藥、綿火藥、「ダイナマイト」、花火、彈藥、「マッチ」等	

貨物運搬用ノ容器ヲ返送スル場合ハ凡テ三級品扱トス

ハ、輕量品

品目	一車扱	小口扱	備考
燈籠	二級品	二級品ノ二倍	
棉花	同	同	
亞麻	同	同	
牧草	一級品	一級品ノ三倍	
乾草	同	同	
大麻	二級品	二級品ノ二倍	
黃麻	同	同	
高粱稈	同	二級品ノ三倍	
麥稈	一級品	一級品ノ三倍	
阿片	―	一級品ノ二倍	
鷄、鵝、鴨、家禽類	二級品	二級品ノ三倍	
柳條材料ニテ編成セル筐、籃類	二級品	一級品	小口扱ニ比シ割安ナル場合ニ限リ一車扱運賃ヲ適用ス

ニ、穀類

品目	一車扱(噸哩)	小口扱
穀類(大麥、小麥、裸麥、燕麥、米、大豆、粟、包米、高粱、豌豆、麩)	三仙	二級品扱

ホ、牲畜

種類	每頭一哩ニ付	一哩一deckニ付	種類	每頭一哩ニ付	一哩一deckニ付
犢	三仙		豚	五厘	一「デック」ニ付卅三仙 二「デック」ニ付五十仙
牛	三仙		家禽	(ハ)表參照	
犢ヲ有スル牝牛	一仙		羊	五厘	一「デック」ニ付廿五仙 二「デック」ニ付五十仙
山羊	五厘	一「デック」ニ付廿五仙 二「デック」ニ付五十仙	駱駝	六仙	
馬、騾、驢、駒	三仙		野獸	隨時決定ス	

十噸車ハ一「デック」、二十噸車ハ二「デック」トシテ計算ス

ヘ、特定運賃表　(二十噸貨車一輛ニ付)

品目	等級	區間	運賃
大豆	(ニ)表參照	新民ヨリ營口迄	五十二弗
豆粕	二級品	巨流河ヨリ營口迄	五十五弗
豆油	一級品		
木炭	二級品	州ヨリ天津(居留地)天津(城內)及西站迄	四十三弗

品目	等級	區間	運賃
鹽	二級品	高橋ヨリ新民迄	六十八弗七十八仙
		石山站ヨリ新民迄	四十五弗八十五仙
		營口ヨリ新民迄	五十二弗
		田莊臺及大窪ヨリ新民迄	五十弗
		双臺子ヨリ新民迄	四十八弗
		興隆店ヨリ營口迄	五十七弗
		馬三家ヨリ營口迄	六十弗
		其他各驛間噸哩ニ付	二仙七厘五毛
材木 其他一、二、三級品ニ屬スル一般貨物	二級品	天津ヨリ豐臺及北京迄	四十五弗
		通州ヨリ北京迄	十二弗
		天津(居留地)天津(城内)西站間	四弗
		一級品ハ營口、新民ニ限リ	百弗

以上ノ外車類、柩棺、貨幣及地金銀ニ對シテモ特定運賃ノ設ケアルモ繁ヲ避ケテ之ヲ略ス

六、吉長鐵道

吉長鐵道は明治四十年四月十五日の日清協約に基く我借款鐵道の一にして其の全線の開通を見たるは大正元年十月なり、其の後大正七年に至り借款改訂の協議なり我が南滿鐵道の承辦となれり。

吉長鐵道は其の全長、頭道溝(滿鐵長春驛)より吉林驛に至る七十九哩一にして資本總額五百三十萬圓にして其の中、三百十五萬圓は支那政府之れを出資し、日貨二百十五萬圓は南滿鐵道會社よりの借款なり。

A.　哩數及旅客運賃

驛名	哩數 自頭道溝 哩	旅客運賃 三等 元	驛名	哩數 自頭道溝 哩	旅客運賃 三等 元	驛名	哩數 自頭道溝 哩	旅客運賃 三等 元
頭道溝	〇	〇	下九臺	三一・〇	・九五	樺皮廠	五七・六	一・九五
長春	二・八	・一〇	營城子	三六・六	一・〇〇	九站	七〇・八	二・一五
卡倫	一五・五	・三〇	馬鞍山	四〇・四	一・四〇	吉林	七九・一	二・四〇
飲馬河	二六・六	・八〇	土們嶺	四五・九	一・七五			

一、運賃ハ凡テ小洋錢勘定トス
一、一等ハ三等ノ約二十三割、二等ハ三等ノ約十七割ナリ
一、六歳以下ノ小兒ハ無賃、六歳以上十二歳未滿ハ半賃トス

B. 貨物運賃

イ、普通運賃

種別		運賃 小口扱（百斤一哩ニ付）	運賃 一車扱（一噸一哩ニ付）	備考
普通貨物	一級品	六四厘毛	仙	
	二級品	五二	六・五〇	
	三級品	四〇	五・〇〇	
	四級品	二八	三・五〇	
貴重品		百元又ハ未滿每ニ五十哩迄一角、五十哩以上一角五仙、五萬圓以上ノ額ハ半減、最低賃一元五角		
危險品		六四〇	—	燐寸ニ限リ一車扱ヲ爲ス 吉長間二十噸一車 九十六元、三十噸一車ハ五割增

一、運賃ハ凡テ小洋錢勘定トス　噸ハ英噸ナリ（以下同シ）

ロ、木材特別運賃（一車扱一噸ニ付）

區間＼等級	二級品	三級品	四級品
自吉林至頭道溝	四・五元	三・五元	二・五元

自九站至頭道溝　四・一　三・二　二・三

松花江岸ト吉林驛トノ間ニ於ケル運賃ハ等級ニ拘ラス三十噸貨車一車ニ付三元トス

ハ、積卸手數料

普通貨物	小口扱	一擔	三仙	一車扱	一噸	三角
危險貨物(「マッチ」ヲ含ム)	同	同	五仙	同	同	四角

箇數貨物

靈柩	一箇	五角
空棺	一箇	二角
人力車、手車、乳母車、自轉車	一輛	一角
馬車、大車、轎車	一輛	三角
自動車	同	五角
轎子	同	一角五仙

頭數貨物

駱駝、牛、馬、騾、驢	一頭	二角五仙
山羊、綿羊、狗、豚等（不論大小）	一頭	六仙

貴重貨物　千元又ハ千元未滿每ニ　五仙

積卸料ハ左ノ如クナルモ實際ハ大部分荷主自ヲ積荷ヲナシ此等ノ料金ヲ仕拂フコト稀ナリ

ニ、手荷物無賃制限

一等　百二十斤　　二等　九十斤　　三等　六十斤

半額ノ小兒ハ各右ノ二分ノ一トシ制限ヲ超ユルモノハ一級品ノ運賃ヲ徵收ス但最低額ハ五十斤十五哩分トス

ホ、主要貨物等級別

種別	品名	等級	一車扱積載重量
木材	黄楊、桑木、花梨木、楡木、柚木、毛柿、麻栗、烏木、紅木、各種高價木料	一	二十噸
	方木(角材)木板木條、道木、棺板、木柴枝、圓木(丸太)及火柴木(木口直徑八吋或ハ八吋以上ノモノ)	二	二十噸
	椿木(木口直徑八吋以下四吋以上ノモノ)樹秧、去皮、柳條	三	二十噸
	木桿(木口直徑四吋以下ノモノ)板皮、樹葉、樹皮、劈柴、竹板、鋸末、碎木、頭帶皮、柳條等	四	二十噸
穀類	大米、芝麻等	二	積載重量ニヨリ運賃ヲ計算ス
	小米、粟米、珍珠米、大麥、小麥、燕麥、裸麥、高粱、黍子、稻子、菜子、落花生等	三	同右 但落花生ハ十八噸

	黄豆、小豆、吉豆、豌豆、扁豆、蠶豆、豆餅	四　積載重量ニヨリ運賃ヲ計算ス
煙草類	各種紙煙	一
	中國各種煙絲	二
	煙葉	三十五噸
蘑茹	各種菌	三二十噸
藥材	外國製各種藥料	一
	中國各種藥材硝石防腐藥蜂蜜殺蟲粉防臭藥等	二
	靛、防火藥、防水藥等	二二十噸
	上等堿(曹達)	二三十噸
	礬、昌堿、土堿、面堿	三三十噸
麻	生蔴、蔴袋・蔴線、蔴繩	三十八噸

吉長鐵道沿線各驛

(一)九站　吉林の西北陸路(りくろ)約(やく)二十支里、吉林より松花江を下ること約四十支里にある小街なり、街路は松花江左岸に沿ひ九站停車場を距(さ)る約二丁、鐵道線路と併行し東西に延長す、戸(こ)數(すう)は約百三十戸、人口約八百人あり、陸(りく)路(ろ)は大車及び駄子を使用

し冬期は扒犁を併用す、水路は松花江上槽子及び掛爈の交通あり、輸入品は木材及び穀類を長春に發送し、輸入品としては日用品の供給を吉林に仰げり。

(二)樺皮廠　吉林縣に屬し吉林の西七十餘支里、樺皮廠驛の南五支里に在り、戶數約七百五十戶、人口約四千五百人なり、驛より街までは一定の通路なく、耕作地を通行人が踏み固め自然の通路をなすも冬季に至れば扒犁交通のため自ら大道路を生ず、交通機關は大車、扒犁、駄子にて冬期は扒犁の利用數も多し、商業は冬期穀類出廻時期に於て各地商人の入り込むもの多く、又附近各村落の農夫集合するを以つて商業活氣を呈す。

(三)下九臺　吉林、德惠兩縣の境界に位し線路を挾みて兩側に市街あり、鐵路の南方は吉林縣に屬し北方は德惠縣に屬す、戶數約六十戶、人口約二百五十人あり、商業は冬期穀類出廻期に於て活氣を呈す。

(四)卡倫　は一名東卡倫と稱す、驛附近には人家なく卡倫街は驛の北東約三支里にあり、長春縣に屬し長春城の東四十五支里に在り、當地及び附近は土地肥沃なるため穀類の收穫多し當地には糧棧なく雜貨舖にて穀類の輸送を取扱へり。

七、四鄭鐵道

四平街より鄭家屯に通ずる鐵道は我が借款鐵道なるが今同鐵道技師長藤根壽吉氏の談ずる所を記さんに、四鄭鐵道は世人の知悉する如く大連を距る三百六十六哩なる滿鐵沿線の四平街を起點とし、其れより以西五十五哩を隔る鄭家屯に至る標準軌幅の一鐵道にして大正五年七月初旬實測を開始して以來一年有半就中大正六年四月土工其他の工事準備等に掛りしより推算せば僅に八箇月にして全線路の敷設を了り十一月三十日を以て東蒙の關門たる鄭家屯に初汽笛の一聲を揚げ得たるは日支兩國の特殊的關係を有する本鐵道にして特に快感の情を禁じ得ざるものあり、工事に關する細密なる内容に關しては更に諸般設備完成の後に於て改めて發表するの時機もあるべければ、今は只だ線路の梗概のみを掻い摘んで述ぶることとせん。

軌道　本鐵道の軌間は四呎四吋半にして軌鐵は民國鐵道奏定軌制八十五磅なる漢陽製鐵所製の重軌條を用ひ、軌枕は長さ八呎六吋、幅最少九吋、厚六吋とし、主とし

砂利を用ひ軌條上面より二呎厚に塡充せり、次に轉轍器及び轍叉は主要なるものは八十磅にして北滿産紅松材を用ひ、長三十三呎軌條二十四挺宛とす、又『バラスト』は當分切込砂利を用ひ軌條上面より二呎厚に塡充せり、次に轉轍器及び轍叉は主要なるものは十二番其の他は八番を使用したり。

土工　軌條を敷設すべき道床の幅は十八呎とし盛土切土共に法勾配普通土砂の場合一割五分とせり。

橋工　全線徑間十二呎及び十五呎の木造假橋工とし、其の最も長きものは遼河の橋梁とす、全長二千百二十八呎に至れり、所要木材は、杭木は全部鴨綠江搬出の落葉松を用ひ、角材は吉林及び北滿産出の紅松を以てせり、四平街以西本線沿道には建築材料として用ゆべき木材は勿論一粒の砂礫だもなく、是等は悉く四平街方面より供給せざるべからず、故に永久構造は差置き橋工の如きも全部假木橋とし、先づ以つて全線の開通を速成し營業を開始したる後徐ろに必要を逐ふて漸次改築施工を爲す方針にて進工したり、物價及び勞銀の暴騰し施工困難の場合に於ける措置として最善の方法たるべしと思ふ。

停車場　全線を通じ四平街驛の外八面城、傅家屯、三江口及鄭家屯の四驛とし、其の

間隔も甚はだ長く、十七哩餘に及ぶものあり、他日必要に應じ更に中間驛の增置する筈なり、各驛待避側線最少有效長二十五鎖とし、滿鐵本線と其の規を一にせり、停車場の諸設備に就ては信號其の他保安に關する施設に重きを置き、驛舍及び之れに類する設備は努めて簡易を旨とし、若し些少の餘力にてもあらば寸尺と雖も線路の延長を期圖するの方策を採りたり、故に中間に當る傅家甸驛の如きは買收地域內の土民家屋を補修し、驛舍に宛て、堂々と驛名の揭札を爲せし程なり、信號機は臂形信號柱を場內兩端に建設し、主要轉轍器亦た標識を具へ、總じて滿鐵と同樣たらしめ、簡易聯動機、亙り線開閉機等皆な必要に應じそれ〴〵具備せしむ。

線路聯絡　滿鐵線路と聯絡方法に就ては滿鐵四平街驛用家屋の一部を借入れ、四鄭鐵路四平街驛を併置し聯絡乘降に便利を計ることとしたり、四鄭線ホームは滿鐵ホームに隣接して設置したれば乘客の乘換へには至極便利なり、貨物は主として滿鐵貨物取扱所內にて取扱ひ、彼我相扶けて連聯運輸の圓滑を期することとしたり。

機關車及車輛　機關車及び客貨車は悉く之れを滿鐵會社より借入れ、一定の賃率

を協定して使用料を支拂ふことゝしたり、爲に時局上車輛を新造するの困危を免れ得たるのみならず、資本の固定を防止し且つ必要に應じ隨時之を使用し得るの便あり、本鐵道の直接蒙るべき利益實に多大なるものあり、加之滿鐵との聯絡運輸上彼我の手數をも省き利便之れに過ぐるものなし。

營業開始　營業開始に就ては國際的關係上滿鐵との聯絡輸送其の他條文的に協定するの要あるを以て、尙ほ若干の時日を費さゞるを得ざるを以て、差當り建築列車の餘力を以て貨客の輸送を開始し一般の便益を圖ると同時に、出貨促進の方途を策し以て營業開始期に至るまでの過渡期の便法とせり、由來滿蒙の鐵道は現實の物資を唯一の目的と爲さず、是が敷設に因つて諸般の開發を促進し由て以て徐に鐵道の收利を期すべきものたること論を俟たず、然るに四鄭線は全通後日未だ淺く僅に二旬を經たるに止まる、而も建築列車に依る姑息的營業にして未だ一般要求の大部分を滿す能はざるにも拘らず、一日の收入一哩十五圓を下らず、恰も安奉線開通數年後の收入に等しく新線開始のスタートとして聊か將來の多望をトせざるを得ず、況んや西には東蒙未開の寶藏を控へ旁々拓殖開發の氣運將に旺盛

ならむとするものあるに於てをや、切に本鐵道の健全なる發達を所期して止む能はざる所以なり。

從事員　建設工事從事員としては日人の之に膺るもの少しとせざるも、是れ素より工事の堅實と速成を企圖するの暫行的時象にして、建設工事終了と共に漸次其の數を減じ他日純營業期にも至らば借款契約上の主能者を除き、僅に數名の日人を以て專ら指導的要職に缺らしめざるべからず、他は凡て華人にして事足るべき今や是等の準備として營業方面の要員たる支那人從事員の養成に急なるものあり。云々。

四鄭線の貨物連絡　滿鐵會社は其滿洲線と四鄭線との間に貨物列車便に據る貨物聯絡運輸と協定し四月十五日より實施せり、兩線との間には昨年九月十八日より四鄭線發一車扱ひ貨物に限り臨時聯絡を協定實施し滿鐵著驛も大連營口安東に限られたるが、四鄭線各驛の漸次營業開始と共に今回兩線間に完全なる聯絡協定を遂げたるなり、聯絡規則要項左の如し。

一、聯絡貨物取扱驛左の如し

滿洲線　各驛（現行貨物の取扱を爲さざる驛を除く）
四鄭線　各　驛

二、運賃及發著手數料徵收方法左の通とす
（滿洲線料金）發送の場合は現拂扱とす但鮮魚、鮮肉、野菜等腐敗し易きものの外貨主の希望に依り著拂扱とし四鄭線各驛に於て之が收入を爲すことを得
到著の場合は著拂扱とす但前項記載腐敗易きものは現拂扱とし其他の貨物は貨主の希望に依り現拂扱とし四鄭線各驛に於て之れが收入をなすことを得
（四鄭線料金）發送の場合は現拂到著の場合は著拂扱とす

三、聯絡貨物の接續驛は滿洲線四平街とす

四、聯絡貨物運送上の條件其他に就ては各驛施行の規程に依り運送中生じたる損害に付ては各線各別に其責に任ず

右の外兩驛貨物手續及聯絡引換證交付等の詳細は十四日附社報を以つて發表せり。

八、齊昂鐵道

齊昂鐵道は東淸鐵道齊々哈爾驛卽ち昂々溪と齊々哈爾城卽ち卜魁との間十八哩に敷設したる輕便鐵道にして支那官憲の官辦鐵道の一なり、天津なる獨逸商、泰來洋行が明治四十年に之れを請負ひ工事に取懸り、四十二年九月二十七日落成引渡し卽、日開通したり、中間停車場は烏虎瑪の一あるのみ、本鐵道の運賃を示せば左の如し。但し貨物運賃は支那馬車より高價にして且つ手續非常に面倒なるため依賴者絕無の姿なり、從つて鐵道は常に損失のみなりといふ。

區間	旅客運賃			貨物運賃				
	一等	二等	三等	一級品 百斤ニ付	二級品 同上	三級品 同上	五噸有蓋車	五噸無蓋車
齊々哈爾、烏虎瑪間	九角	六角	一角八分	二角四分	一角八分	一角二分	—	—
烏虎瑪、昂々溪間	六角	四角	一角八分	一角六分	一角二分	八分	—	—
全線	二元五角	一角	三角	—	—	—	十元	八元

九、溪城鐵道

滿鐵なる安奉線本溪湖驛の對岸より牛心臺を經て城廠に至る炭礦鐵道に溪城鐵道あり、舊安奉線の材料を利用したる輕便線なり、現在の資本額は金十七萬圓にして滿鐵七分、本溪湖煤鐵公司三分の合辦なるが、大正三年二月本溪湖、牛心臺間十五哩を竣功して營業を開始したるものなり。

十、謂ゆる滿蒙五鐵道

往年錦愛鐵道問題の物議を釀すや日本は南滿鐵道の一驛より錦愛線と聯絡すべき一線卽ち洮南線の敷設計畫を案出し、錦愛鐵道敷設を默過するの交換條件としたるなり後、偶第二革命亂起るに際し、支那より洮南鐵道敷設の議を提唱したるを以つて北京に於て彼此交涉數次に及びしも、議容易に纏らず一時殆ど絕望の情態となれり、然るに當時幸にも袁世凱は財政に窮乏して一意借款を熱望し、一方に於て民國の承認を得んがためには如何なる犧牲を供すも厭はざるの態度となれり、於是乎五國借款團は此形勢を看取し遂に經濟借款の除外を聲明して互に拔駈の功名を爭へり、卽ち獨佛は白耳義シンヂゲートの名を藉りて蘭州、海門間及び大

同、成都間の二線を、獨逸は濟南順德及び高蜜韓莊間の二線を、英國は廣東、重慶間の一線を獲得せり、依つて日本も亦大正二年十月五日正金銀行の名に於て滿蒙五鐵道に關する契約に調印したり。

(一)開　原、海　龍間　百二十哩

(二)海　龍、吉　林間　百十哩

(三)四平街、洮　南間　二百三十哩

(四)長　春、洮　南間　百八十哩

(五)洮　南、熱　河間　一千百哩

以上五線の內洮南、熱河間は將來支那に於て之れを敷設することもあらんか、其の際は先づ日本の資本家と協商すべしとの權利を極めて薄弱ならしむべき條件を存し他の四線は津浦鐵道借款條件に從ひ帝國は鐵道收入を擔保とし日本技師を選任するの權利のみを收めて敷設資金を支那に貸付し、支那政府自ら之れを敷設し之れを管理するものとせり、要するに謂ゆる滿蒙五鐵道の日本の權利は其の聲の大なる割合に實なきものといふべきなり。

十一、滿洲の水運

滿洲の水運は先づ以つて海運を有名とす、其の海港は大連、營口及び安東を以つて併せ稱して三港となし著聞する所なる今更ら言ふを俟たざるなり、旅順は歷史的には其の名古くより知らるると雖、海港としては餘り多くの價値なく、大連の補助港たるに止まるなり、大東溝も亦一年僅かに二萬餘噸の小形汽船と若干の戎克船との出入に止まり、其の他の港灣少なからざれど近海航行の戎克を入るる不開港にして重をなすに足らざるなり、支那政府は連山灣を築港し、大連を抵制せんとすること久しけれど容易に其の著手を見るべくもあらざるなり。

次に河流に於ける水運を見るに、南滿の河流は鐵道の敷設せられざる以前に於ては最も重要の地位を占たりしが、今や往年當時の面影を窶しつつあり、左れど北滿の河流に至りては今日尙ほ交通上に於て最も重要されつつあり、卽ち黑龍江、松花江の如きは流域一帶の開發に資する甚だ大なるものあり。

南滿各港の入港船舶

A. 汽　船

船籍	港名 年次	牛莊（營口） 一九一五年	牛莊（營口） 一九一六年	大連及旅順 一九一五年	大連及旅順 一九一六年	安東及大東溝 一九一五年	安東及大東溝 一九一六年	計 一九一五年	計 一九一六年
英吉利	隻數	一五六	二〇二	一五一	一八一	二四	六六	三三一	四五一
	噸數	二〇四、一〇五	二三八、六三三	二三七、六一五	二六五、四八三	二四、八〇九	八三、六三八	四六六、五二九	五七七、七五四
和蘭	隻數	—	四	四	一四	—	—	四	一八
	噸數	—	四、三三六	一三、〇一〇	四二、六一六	—	—	一三、〇一〇	四六、九五二
佛蘭西	隻數	二三	—	一	四	—	—	二四	四
	噸數	一五、八九三	—	六九一	一六、四二六	—	—	一六、五八四	一六、四二六
獨逸	隻數	—	—	—	—	—	—	—	—
	噸數	—	—	—	—	—	—	—	—
日本	隻數	二七三	三六五	一、四〇二	三、三五一	四五四	四九八	二、一二九	四、二一五
	噸數	三二〇、九三七	三四八、八七八	一、六三一、六〇八	三、〇九〇、一三五	一五四、〇六二	一七九、一三三	二、一〇六、六〇七	三、六一八、一三六
諾威	隻數	一〇	—	一六	三	—	—	二八	二
	噸數	八、七四〇	—	一六、五二三	四、六七三	—	—	二五、二六三	四、六七三
露西亞	隻數	九	八	八	二四	—	—	一七	三二
	噸數	九、七九五	一〇、四九八	一一、〇一七	二八、五四六	—	—	二〇、八二三	三九、〇四四

支那	隻數	一五八	三〇二	一五七	四〇七	一〇〇	一八六	四一五	八九五
	噸數	一二五、三九〇	一七一、八〇九	六二、八一八	一七八、五五二	五三、六〇八	一〇三、三一四	二三一、八一六	四五三、六七五
北米合衆國	隻數	—	—	三	—	—	—	三	—
	噸數	—	—	三、八〇六	—	—	—	三、八〇六	—
丁抹	隻數	—	—	二	三	—	—	二	三
	噸數	—	—	五、四五三	三八、二四〇	—	—	五、四五三	三八、二四〇
瑞典	隻數	—	—	四	一四	—	—	四	一四
	噸數	—	—	一〇、九五九	四二、七〇八	—	—	一〇、九五九	四二、七〇八
合計	隻數	六二九	八八一	一、七五〇	四、〇一〇	五七八	七五三	二、九五七	五、六四四
	噸數	六七四、八六〇	七六四、一五四	一、九九三、五〇〇	三、七〇七、三七九	二三二、四七九	三六六、〇七五	二、九〇〇、八三九	四、八三七、六〇八

備考

一、本表及次表は支那海關報告書に據る

一、噸數は登簿噸數なり

B.　帆　船

船籍	港名	牛莊(營口)		大連及旅順		安東及大東溝		合計	
	年次	一九一五年	一九一六年	一九一五年	一九一六年	一九一五年	一九一六年	一九一五年	一九一六年
日本	隻數	—	—	三八	二七一	一三三	五七〇	一九一	八四一
	噸數	—	—	一、一八八	七、四二七	四、九九九	一九、四四二	六、一八七	二六、八六九

支那	隻數	×三、六一五	×三、〇四六	×七、三一三	×九、三三二	三八	六八	×一〇、九二八 三八	×一三、三七八 六八
	噸數	×二、一四二、二七六	×一、八九八、一三九	×七三二、四二九	×七九一、八三九	七三〇	一、三〇六	×二、八七四、七〇五 七三〇	×二、六八九、九七八 一、三〇六

備考

一、×印ハ「ジャンク」ニシテ其噸數欄ハ積石數ナリ
一、安東及大東溝ノ入港「ジャンク」數ハ不明ナリ

北滿各港入港船舶

A. 汽船

船籍	港名	愛琿		三姓		哈爾賓		計	
	年次	一九二五年	一九二六年	一九二五年	一九二六年	一九二五年	一九二六年	一九二五年	一九二六年
露西亞	隻數	八六〇	一、一五八	八三四	一、三三四	五九五	九七四	二、二八九	三、四六六
	噸數	一九二、七五二	二七六、〇九二	二九七、三二五	四三〇、六七四	二四九、二八一	三四七、七〇九	七三九、三五八	一、〇五四、四七五
支那	隻數	—	—	一三四	三九〇	三四一	八五一	四七五	一、二四一
	噸數	—	—	一八、九四五	一一六、六七〇	四〇、八九三	一一六、六一七	五九、八三八	二三三、二八七
合計	隻數	八六〇	一、一五八	九六八	一、七二四	九三六	一、八四五	二、七六四	四、七二七
	噸數	一九二、七五二	二七六、〇九二	三一六、二七〇	五四七、三四四	二九〇、一七四	四六四、三二六	七九九、一九六	一、二八七、七六二

備考　南滿各港入港船舶ノモノニ同シ

B. 帆船

船籍	港名	愛琿		三姓		哈爾賓		計	
	年次	一九一五年	一九一六年	一九一五年	一九一六年	一九一五年	一九一六年	一九一五年	一九一六年
支那	隻數	二,四三〇	三,八八九	七六二	二,四四一	四,八〇一	一二,二六三	七,九九三	一八,五三三
	噸數	二四,一二七	五九,一二〇	一三,一四六	六七,五八二	九六,〇二〇	二四五,二八〇	一三三,二九三	三七二,〇〇二

備考　本表ノ帆船ハ主トシテ「ジャンク」ナリ

大連港

大連港は和尚島の南端なる東嘴子より黄白嘴の外端に至る一線以西を畫して港域となし、其の港内は大連區、柳樹屯區、放泊區の三區となせり、大連港の主要部分は大連區の一部延長約一萬三千尺の防波堤を以て抱擁せる約一百萬坪の海面より成り、現今使用しつつある繫船岸壁は延長八、九四五尺、外八寺兒溝石油棧橋及び濱町埠頭あり、其の水深は大干潮面下二十三尺乃至三十尺にして、數千噸乃至一萬噸級の船舶約二十隻を一時に繫留し得べく、尙ほ目下築造中の第三埠頭完成せば

更に四、四〇〇尺を增し合計一三、三五四尺の岸壁を有することとなり、其岸壁の一部は水深三五尺に達し、優に大型船舶三十隻を一時に繫留し得べきなり。又、埠頭岸壁上には上屋及び鐵道の設備行渡り居り、船車の聯絡自由にして貨客の便益多大なるものなり、更らに埠頭構內には約二十萬噸の貨物を收容し得べき倉庫ありて鐵道との聯絡間然する所なく、此外、防波堤外西方に戎克波止場あり、東方寺兒溝に石油棧橋及び危險物倉庫三棟あり、大連港の特長とする所は出入の船舶殆んど總て埠頭に橫付をなし得るが故に、繫船浮標を設備するの要なし、又、燈臺は灣口南三山島に光達二十三浬廻轉式のもの一基及び東防波堤の北端と北防波堤の東端とに各一基あり、其の前者は白色にして後者は紅色なるが何れも光達八浬なり、此外にも尙は寺兒溝石油棧橋上に光達五浬の綠燈ありとす。

船渠　大連港に一の乾船渠あり、川崎造船所の經營に係るものにして長さ四三〇尺、渠口底部の幅五二尺、滿潮時盤木上の水深二〇尺にして優に五千噸級の汽船を入渠せしめ得べし、此船渠たるや初め露國の設計に係り戰役後一時我が海軍防備隊並に滿鐵會社の所管に移りたりしが、明治四十一年より川崎造船所の手に

よりて經營する所となりたり其の初めは長さ三八一尺、幅四三尺にして三千噸級の船舶を入渠し得るにすぎざりしも、其後時勢の進運に伴ひ大正二年に及んで前記の大さに改築し同時に機械工場、鑄物工場其他の陸上設備を擴張し多數の職工を使役して船舶及び機器の製修に從事しつつあり。

海務局　關東州に於ける港務、海港檢疫、船舶の登錄、測度檢查其他海事に關する諸設の行政事務を掌る所にして從つて大連港に於ける船舶の出入、貨物の揚卸、船客船員の上陸乘船其他船舶に關する行政上及び警察上の事項は總て海務局に屆出で其の指令訓示を俟つべきこととなれり。

水先案內　明治四十三年十一月より大連港防波堤內の水城に對し關東都督府令を以て水先案內の制度を布き內港に於ける船舶の操縱をして最も安全且つ迅速ならしむる目的にて總噸數一千噸以上の船舶は總て水先人の水路嚮導を要し尚ほ海務局長に於て必要と認めたるときは一千噸未滿の船舶に對しても亦之れを强要することを得とせり、但し水先人の報酬は當分の間は滿鐵會社に於て之れを負擔することとし、一般船舶に對しては無料とせり。

海港檢疫所 海務局の所管なる海港檢疫所は大連埠頭を去る東方約十町なる寺兒溝海岸の丘上にあり、大正三年三月の竣工にして敷地三萬二千餘坪、建物十五棟、此建坪二千百餘坪なり。

船舶の夜間檢疫 船舶の檢疫は普通に於て晝間之れを行ふものなれど、定期郵便船又は特に緊急を要する入港船舶に關しては船主又は代理店より豫め之れを海務局に屆出で入港の際制規の檢疫信號の外、汽笛長三聲を發するときは海務局は特に旅客其他一般の便宜を圖り之れに對し夜間と雖檢疫を行ふことあるものとす。

ロイド鑑定人 大連市に英國ロイド組合の代理店あり、ロイド鑑定人として一般の要求に應じ船舶の檢査鑑定をなしつつあり。

大連港關係定期航路

大正五年末調

線名	航路	使用船數	航海度數	所有者
大阪大連線（往 復）	大阪、神戸、關門、大連（隔週一回宇品ニ寄港） 大連、關門、神戸、大阪	四	一週二回	大阪商船株式會社

長崎大連(對馬廻リ)線	往	長崎、伊萬里、鄉浦、嚴原、釜山、木浦、仁川、鎮南浦、大連	一	月二回	同	右
	復	大連、鎮南浦、仁川、木浦、釜山、嚴原、鄉浦、長崎				
長崎大連線	往	長崎、釜山、木浦、群山、仁川、鎮南浦、大連	一	月二回	同	右
	復	大連、仁川、群山、木浦、釜山、長崎				
打狗大連線	往	打狗、基隆、福州、上海、天津、大連	四	一週一回	同	右
	復	大連、上海、福州、基隆、打狗(一週一回青島寄港)				
横濱大連(朝鮮廻リ)線	往	横濱、名古屋、四日市、大阪、神戸、關門、仁川、鎮南浦、大連	二	準定期 一箇月一回	同	右
	復	大連、關門、神戸、四日市、名古屋、横濱				
横濱北清線	往	横濱、四日市、神戸、關門、仁川、大連、太沽、牛莊	三	二週一回		日本郵船株式會社
	復	牛莊、大連、關門、神戸、横濱				
大連上海線	往	大連、上海(一週一回青島ニ寄港)	二	一週二回		南滿洲鐵道株式會社
	復	上海、大連				
大連南支那線	往	大連、芝罘、香港、廣東	二	準定期 一箇月二回	同	右
	復	廣東、香港、大連				
仁川大連線	往	仁川、青島、大連	一	一箇月三回		朝鮮郵船株式會社
	復	大連、芝罘、仁川				

大連青島線	往 大連、芝罘、青島 復 青島、芝罘、大連	一 準定期・一週一回	阿波國共同汽船株式會社
大連安東天津線	往 安東、大連、天津(冬期ハ一隻ニテ大連 復 天津、大連、安東(秦皇島間月三回以上)	二 毎月四回以上	大連汽船株式會社
大連龍口線	往 大連、旅順、登州、龍口、石虎嘴 復 石虎嘴、龍口、登州、旅順、大連	一 自四月至十一月 月四回 自十二月至三月 月三回	同右
大連貔子窩線	甲線 大連、貔子窩、大連 乙線 大連、廣鹿島、小長山島、大長山島、貔子窩、大長山島、小長山島、廣鹿島、大連	一 毎月六回 毎月二回	同右
大連芝罘仁川線	大連、芝罘、仁川、芝罘、大連	一 毎月四回	阿波國共同汽船株式會社
大連安東芝罘龍口線	大連、安東、大連、龍口、芝罘、大連 (冬期ハ安東ヲ省キ月三回以上)	一 毎月四回	淺見亮

備考　以上ノ外政記公司、田中商會等ノ取扱ニ係ル大連芝罘線、大連安東天津線等アリ外國船ハ一昨年歐洲戰亂勃發前ハ Hamburg American Line. ノ上海北支那歐洲東洋線 Ocean Steamship Co. 及 Rickmers Line ノ歐洲東洋線等孰レモ定期船トシテ一週乃至一箇月一回位當港ニ寄港シタリシモ戰亂後ハ獨逸船ハ勿論其他ノ外國船モ總テ定期就航ヲ廢シ極メテ不定期ニ時々入港スルノミ

大連港ト各港トノ距離

港名	浬數	港名	浬數	港名	浬數
日本		支那			
		グアム	一、九七	ドーバー	一〇、八三〇

長崎	五八〇
三池	六三四
門司	六一四
神戸	八五二
大阪	八六九
四日市	九三九
横濱	一、一九四
函館	一、三二五
小樽	一、三〇〇
室蘭	一、二二五
天鹽	一、三九〇
基隆	八六〇
淡水	八六五
打狗	一、〇六九
澎湖島	一、〇二〇
釜山	五四〇
仁川	二八五
鎮南浦	一八五
元山	八五〇
安東	一七六
牛莊(營口)	一八六
山海關	一九六
旅順	三〇
秦王島	一四七
天津	二四九
太沽	二〇五
芝罘	八七
威海衞	九二
青島	二八五
上海	五五〇
福州	八六五
厦門	一、〇一〇
汕頭	一、一一〇
廣東	一、三五一
香港	一、二六七
南洋、濠洲	
新嘉坡	二、六一五
バタビヤ	二、九八三
イロイロ	一、七四九
マニラ	一、五六六
クインスタウン	一〇、六八五
ラングーン	三、七六五
印度、地中海	
ペナン	二、九九五
コロンボ	四、一八〇
マドラス	四、一九〇
カルカッタ	四、二八〇
ボンベイ	五、〇八〇
アデン	六、二八〇
ポートセッド	七、六八〇
歐洲	
マルセーユ	九、二〇〇
ジブラルタル	九、三九〇
アムステルダム	一一、〇〇五
ロッテルダム	一〇、九六五
アントワープ	一〇、九七〇
ダンキルク	一〇、八七〇
グラスゴー	一〇、九八五
ハーブ	一〇、七七五
ハル	一一、〇三〇
サンダーランド	一一、一〇五
サザンプトン	一〇、七四〇
リバーブル	一〇、八六五
マンチェスター	一〇、九〇五
プリマス	一〇、六二五
カーディフ	一〇、七四五
ハンブルヒ	一一、二三〇
北米	
ボストン	一三、五三五
ニューヨーク	一三、七三五
バルチモーア	一三、〇三五
フィラデルフィア	一三、八八五
桑港	五、四九四
ホノルル	四、五八一
浦鹽斯德	一、〇五〇

埠頭事務所　滿鐵會社經營に係る水運及び水陸聯絡に關する諸般の業務を管掌する所にして、埠頭の管理、船舶の出入取扱、社營海運業並に埠頭に於ける貨物の積卸、及び保管に關する諸般の事務に從事するものなり、大連港を經由する貨物は鐵道によると船舶によるとを問はず必らず當所の取扱に係かるものにして、船舶より陸揚し又は陸上より船積する貨物は船側に於て直に鐵道に接續せしむるなり又、大連上海間定期航路並に北支那、南支那の準定期航路の船舶營業も亦當所の取扱に係かるものとす。

埠頭貨物取扱規則

（明治四一、一〇社則第七號制定
大正四、一〇社則第十五號改定）

第一條　本會社ノ埠頭構內ニ在ル貨物ノ取扱ハ鐵道運送規程又ハ倉庫營業規程ニ別段ノ定アルモノノ外本規則及之ニ附隨スル諸規程ニ依ル

第二條　埠頭構內ニ於ケル貨物ニ對スル作業ハ總テ會社ニ於テ之ヲ取扱ヒ之ニ要スル人夫ハ會社ノ使用人又ハ特ニ會社ノ認許シタル者ニ限ル

第三條　埠頭ニ繫留セル船舶內ニ於ケル荷役人夫ハ會社ヨリ供給シタル者又

ハ特ニ會社ノ認許シタル者ニ限ル

第四條　會社ハ貨物ノ取扱ニ關シ相當ノ注意ヲ拂フヘシ
貨物取扱中ニ生シタル損害ハ會社ノ使用人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ルモノニ非サレハ會社ハ其ノ責ニ任セス
天災、事變、火災、風、雨、雪、露、霜、雨漏、波浪、浸水、濕氣、蟲害、鼠喰、貨物ノ性質、荷造又ハ記號ノ不完全、氣候ノ變化、防疫、官憲ノ處分、同盟罷業、强盜其ノ他ノ不可抗力ニ基因スル損害、無包裝又ハ防護不充分ナルカ爲ニ生シタル損害ニ付テハ會社ハ其ノ責ニ任セス

第五條　船舶內ニ於ケル作業ハ當該船舶指揮者ノ指揮監督ノ下ニ之ヲ行ヒ之ニ要スル荷役用具ハ當該船舶ノ負擔トス
前項作業中ニ生シタル損害ニ付テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第六條　夜間取扱ニ係ル貨物ノ損害ハ其ノ發生カ作業中ナルト否トヲ問ハス會社ノ使用人ノ故意ニ因ルモノニ非サレハ會社ハ其ノ責ニ任セス
船舶ヨリ夜間陸揚シタル貨物ノ船舶及會社間ノ授受ハ翌日晝間ニ於テ當該船

船ノ船長又ハ其ノ代理者立會ノ上之ヲ行フヘシ

第七條　船舶ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ當該船舶荷役終了ノ日ヨリ四日以內ニ引取ルヘシ

第八條　船舶ニ依ラスシテ埠頭構內ニ送致セラレタル貨物ハ其ノ荷卸ノ日ヨリ七日以內ニ引取ルヘシ

前項ノ貨物ニシテ船積セラレス又ハ鐵道ニテ發送セラレスシテ再ヒ構外ニ搬出セラルルモノニハ前項ノ假置猶豫期間ヲ與ヘス

第九條　前二條ノ期間內ニ引取ラレサル貨物ニ對シテハ其ノ期間滿了後假置料及殘荷取扱料ヲ申受ク

但シ第八條ノ貨物ニ對シテハ七日以上所定ノ船積區域內ニ在リタル場合ノ外殘荷取扱料ヲ申受ケス

第十條　第七條及第八條ノ期間滿了後十五日ヲ經過スルモ尙引取ラレサル貨物ハ會社自ラ貨主ニ代リ倉庫營業規程ニ依ル保管ニ預替ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ貨物カ倉庫營業規程第七條ニ依リ寄託ヲ受ケサルモノナル

トキハ第七條ノ貨物ニ付テハ當該船舶代理者、又第八條ノ貨物ニ付テハ貨主ニ對シ引取ノ催告ヲ爲スヘシ若シ遲滯ナク引取ラレサルトキハ之カ爲ニ生シタル損害ノ賠償ヲ申受クルハ勿論會社ハ適宜之ヲ處分スルコトアルヘシ

第十一條 貨物引取ノ手續ヲ終リタル後直ニ貨物ノ引取ヲ爲サヽル爲損害ヲ生スルコトアルモ會社ハ其ノ責ニ任セス

前項ノ場合ニ於テ會社ハ引取ヲ爲サヽル貨物ニ對シ假置料二倍ノ料金ヲ申受クルコトアルヘシ

第十二條 貨物取扱上又ハ保存上必要ト認メタル場合ニハ會社ハ貨主ノ承諾ヲ待タスシテ改裝、置換等ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

但其ノ費用ハ貨主ノ負擔トス

第十三條 會社ハ貨物ノ內容、狀態、重量、容積及價格ニ對シ其ノ責ニ任セス

第十四條 會社ハ貨主又ハ利害關係人ノ請求ニ依リ貨物ノ檢査ヲ爲シ又ハ證明書ヲ交付スルコトアルヘシ

第十五條 會社ハ同盟罷業又ハ荒天其ノ他ノ事由ニ因リ作業ニ對スル料金ノ割

増ヲ申受ケ又ハ作業ノ要求ヲ拒絶スルコトアルヘシ

第十六條　會社ハ貨主ノ委託ニ依リ貨物ノ運送取扱、立替金取立、通關手續、保險契約其ノ他ノ事務ヲ代辨スルコトアルヘシ

第十七條　倉庫營業規程第二十六條第二十七條及第百三條第二項第三項ノ規定ハ本規則ニ依リ取扱フ貨物ニ對シ之ヲ準用ス

第十八條　本規則ノ諸料金ハ埠頭料金表ニ依ル

第十九條　埠頭事務所ニ於ケル執務時間ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二十條　四方拜、紀元節、天長節祝日、大陰暦元旦及仲秋節ハ一切ノ事務及作業ヲ休止ス

祭日及日曜日ハ午後ニ限リ事務ヲ休止ス

附　則

第二十一條　本規則ハ大正四年十一月十日ヨリ之ヲ施行ス

埠頭料金表

（明治四一、一〇社則第七號制定
大正四、一一〇社則第一五號改定）

甲、料金計算規則

第一條　船舶又ハ貨主ノ請求ニ依リ時間外作業ヲ爲シタルトキハ其ノ料金ニ對シテ左ノ割增金ヲ申受ク

一　所定ノ終業時ヨリ午後十二時迄若ハ其以內　五割增

一　午前零時ヨリ所定就業時迄若ハ其以內　十割增

前項ノ場合ニ於テ船舶揚積作業ヲ爲シタルトキハ其ノ請求者ヨリ船內人夫賃及揚積賃ニ對シ前項ノ割增金ヲ申受ク

第二條　船舶ヨリ陸揚セラレタル貨物ニ對シテハ特ニ規定スルモノノ外ハ荷捌賃ヲ申受ク

第三條　船舶ヨリ陸揚セラレタル貨物カ全部一種類ニシテ仕分ケ又ハ荷揃ヘ等ノ手數ヲ輕減シ得ヘキモノナルトキハ荷捌賃ハ所定ノ半額ヲ申受ク

第四條　埠頭貨物取扱規則第八條第二項ノ貨物ニ對シテハ假置料計算日數カ十日ニ滿タサル場合ト雖モ十日分ノ料金ヲ申受ク

第五條　船積貨物ニシテ所定ノ區域外ニ在ルトキハ別ニ定ムル荷繰賃ヲ申受

ク

第六條　埠頭貨物取扱規則第八條ノ貨物ニシテ倉庫營業規程ニ依ル寄託ニ移サレタルトキハ埠頭構內ニ送致セラレタル日ヨリ受寄ノ前日迄ノ假置料ヲ申受ク

前項ノ貨物ニシテ送致ノ日ヨリ受寄ノ前日迄ニ七日ヲ經過シタルトキハ埠頭貨物取扱規則第九條ヲ準用シ殘荷取扱料ヲ申受ク

第七條　埠頭貨物取扱規則第七條及第八條ノ期間內ニ倉庫營業規程ニ依ル寄託ヲ爲シタルトキハ之ニ要シタル荷繰ニ對シテハ殘荷取扱料ノ半額ヲ申受ク

第八條　輸入貨物ニシテ船舶ヨリ埠頭陸揚後最近便ニテ船積輸出セラルル場合ニ於テ埠頭陸揚前仕向先、品名、數量其ノ他必要事項ノ申出アリタルトキハ接續貨物トシテ別ニ定ムル料金ヲ申受ク

第九條　船舶ニ依リ輸入セラレタル貨物ニシテ船舶ニ依リ再輸出セラルル場合ニハ埠頭陸揚終了後十四日間ノ假置料ヲ免除ス但一度埠頭構內ヨリ引取ラレタル場合又ハ倉庫營業規程ニ依ル寄託ニ移サレタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條　船舶荷役用具不足ノ場合ニハ會社ハ相當ノ使用料ヲ申受ケ之ヲ貸與スルコトアルヘシ但之ニ基因スル損害アルモ會社ハ其ノ責ニ任セス

第十一條　本表ニ於テ一噸ト稱スルハ四十才、四十立方呎、六石、千五百十二斤、二千封度又ハ九百七瓩トシ會社ノ選擇ニ依リ之ヲ定ム

第十二條　噸ノ端數ハ第一位ニ止メ以下之ヲ切上ケ錢ノ端數ハ之ヲ切上ク但船車聯絡貨物ニ付キ特別ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　容器ニ入レタル動物ノ才量ハ其ノ容器ノ儘計算ス

第十四條　料金ハ其ノ率ヲ異ニスル毎ニ各別ニ計算ス

第十五條　各種料金カ各金五錢ニ滿タサルトキハ各金五錢ヲ申受ク但シ所定ノ時間外ニ入港シタル船舶ノ時間外作業ニ對スル料金ハ金拾圓ニ滿タサル場合ト雖モ金拾圓ヲ申受ク

會社ニ於テ準備ヲ爲シタル後所定時間外作業取消ノ申込ヲ受ケタルトキハ金拾圓ヲ申受クルコトアルヘシ

第十六條　埠頭假置貨物證ノ再發行、名義書換又ハ分割ノ請求ニ對シテハ一通ニ

付金拾錢ヲ申受ク

第十七條　貨物ニ關スル證明書ノ請求ニ對シテハ一件ニ付金壹圓ヲ申受ク

第十八條　本表ニ揭ケサル貨物及作業ニ對シテハ別ニ定ムル料金ヲ申受ク

第十九條　荷物及貨物賃金表中ノ等級表ハ埠頭貨物取扱料金ノ計算ニ之ヲ準用ス但シ左記貨物ハ二級品トシテ之ヲ取扱フ

一、組立ラレタル人力車、乘用馬車、自動車及轎子

乙、料金率

第一　船內人夫賃

一、一般作業

(イ)　普通貨物　一噸　金拾五錢

一箇一噸ヲ超ユル貨物ハ別ニ定ムル所ニ依ル

(ロ)　特別貨物

品名	單位	賃率
駱駝、牛、馬、騾、驢(容器ニ入レサルモノ)	一頭	金貳拾錢
羊、山羊、豚(同)	同	金五錢
小船類	一隻	金四拾錢

死体　一箇　金五拾銭

危険品｛石油、燐寸　一噸　金拾五銭
　　　｛其ノ他　同　金貳拾銭

貴重品｛価格金壹千圓迄　金五銭
　　　｛価格金壹千圓以上金壹千圓若クハ其ノ未満ヲ増ス毎ニ　金壹銭

二、特別作業

其ノ都度協定スルモノトス

第二　陸揚賃、船積賃及荷捌賃

一、普通貨物（毎一噸ニ付）

等級	陸揚賃・船積賃 各	荷捌賃
一級品	金参拾銭	金拾銭
二級品	金貳拾八銭	同
三級品	金貳拾五銭	同
四級品	金貳拾参銭	同

一箇一噸ヲ超ユル貨物ハ別ニ定ムル所ニ依ル

帆船ノ場合ハ別ニ定ムル所ニ依ル

二、特種貨物

品名	單位	陸揚賃・船積賃 各	荷捌賃
駱駝、牛、馬、騾、驢(容器ニ入レサルモノ)	一頭	金壹圓	―
羊、山羊、豚(同)	同	金貳拾錢	―
小船類	一隻	金貳圓	―
死體	一箇	金壹圓	―
危險品 燐寸	一噸	金參拾錢	金拾錢
危險品 其ノ他	同	金六拾錢	金貳拾錢
貴重品 價格金壹千圓迄		金貳拾五錢	―
貴重品 (價格金壹千圓以上金壹千圓若クハ其ノ未滿毎ニ)		金四錢	―

三、特定船積賃（每一噸ニ付）

品名	賃金
豆類	金貳拾錢
豆粕	金貳拾壹錢
穀類及種子類	金貳拾壹錢
食鹽	金貳拾壹錢
柞蠶繭	金貳拾貳錢

第三、假置料

一、普通貨物（毎一日一噸ニ付）

等級	賃率
一級品	金四錢
二級品	金參錢五厘
三級品	金參錢
四級品	金貳錢五厘

二、特種貨物（毎一日ニ付）

品名	單位	賃率
小船類	一隻	金拾五錢
死體	一個	金拾錢
危險品	一噸	金拾錢
貴重品	價格金壹千圓若クハ其未滿毎ニ	金貳錢
四級品ニ屬スル木材類	一噸	金壹錢五厘

第四、殘荷取扱料

品名	單位	賃率
普通貨物	一噸	金拾錢
小船類	一隻	金拾五錢
死體	一個	金貳拾五錢

危險品	一噸	金拾錢	
貴重品	價格金壹千圓若クハ其未滿毎ニ	金五錢	

貨物等級表（準頭料金表附表）本社手荷物及貨物賃金表拔萃

等級適用規則

一、本表ニ記載ナキモノハ類似ノ品ニヨリ孰レニモ據リ難キモノハ第二級品トス

二、一梱包中二種以上ノモノヲ包括シタル時ハ全部ニ對シ混入品中ノ最高賃率ノ等級ヲ適用ス

三、一斤ノ價格金十五圓以上ノモノハ特ニ記載ナキモノト雖モ貴重品トス

四、組立サルモノニシテ特ニ記載ナキモノハ組立テタルモノノ等級ヲ適用ス

五、同一ノモノカ解釋上二種以上ノモノニ據ルコトヲ得ル場合等級ヲ異ニスルトキハ高率ノ等級ヲ適用ス但本表中◎印アルモノハ低率ノ等級ヲ適用ス

六、混作品ハ高率ナル材料ノ等級ヲ適用ス

七、一車扱ノ賃率ヲ適用スヘキ貨物ハ本表中積載最低重量ヲ記載シタルモノニ限

リ且ツ特ニ混載シ得ヘキ品名ヲ記載シアルモノノ外混載スルコトヲ得ス
二種以上ノ一車扱貨物ヲ混載シタル場合ニ於テ積載最低重量ヲ異ニスル時ハ其ノ大ナル方ヲ適用シ又等級ヲ異ニシ其ノ重量カ積載最低重量ニ達セサル時ハ其ノ差ニ對シ低率ノ等級ヲ適用ス

八、五十噸積貨車使用ノ場合ハ積載最低重量ハ各五割增(端數ハ噸ニ切リ上ク)トス

九、等級欄ニ「危」トアルハ危險品「箇」トアルハ箇數扱「貴」トアルハ貴重品(旅客列車便)「獸」トアルハ生獸類「火」トアルハ火藥類(火藥類運送規程ニ據ル)トス

索引凡例

「ヲ」「オ」ハ共ニ「ヲ」ノ部
「クワ」「クワウ」ハ共ニ「カ」ノ部
「ラウ」ハ「ロ」ノ部
「ヱ」ハ「エ」ノ部

イロハ順

品名	索引番號	等級	一車扱 積載最低重量	一車扱 混載シ得ヘキ品名	備考
イ					
絹、柞蠶類製	1	一			
麻絲、綿縫絲類 (他ニ記載シタ	2	二	二十噸	綿絲、綿布、棉花綿、麻製織物	綿絲ハ「メ」ノ

絲	ルモノヲ除ク	3	毛類製	二	
		4	絹屑絲	三	屑ハ屑物部參照
醫療機械及其用品	他ニ記載シタルモノヲ除ク	5	醫療機械及器具	一	
		6	消毒用噴霧器其他醫療用品各種	二	
		7	擔架、消毒車	三	
衣服類	他ニ記載シタルモノヲ除ク	8	絹、柞蠶、毛、毛皮類製	一	
		9	其他	二	
石灰類		10	生石灰、カーバイト	危	三十噸 セメント及火山灰
		11	其他	四	
石類（材料品）		12	水晶、瑪瑙類	一	
		13	蠟石、大理石、寒水石、盆栽石、岫巖石類	三	
		14	其他	四	三十噸 三、四級ノ石製品類
石類製品（半製品共）	他ニ記載シタルモノヲ除ク	15	水晶、瑪瑙類製	一	
		16	蠟石、大理石、寒水石、岫巖石類製品	二	
		17	石臼、粗製砥石	四	三十噸 四級ノ石類
		18	砥石、其他	三	
石綿及其製品	他ニ記載シタルモノヲ除ク	19	原料品	三	石綿瓦ハ瓦類參照
		20	製品及半製品	二	

飲料品（酒精ヲ含サル）	他ニ記載シタルモノヲ除ク	清涼飲料類各種	21	三
印刷器具及用品類		各種	22	二
印刷物	他ニ記載シタルモノヲ除ク	繪葉書、精巧ナル印刷繪畫	23	二
		廣告用掛繪其他	24	三
		書籍及地圖ハ書籍及地圖ノ部參照		
ロ 蠟及蠟燭類	蜜蠟、パラフイン、ステアリン蠟ヲ含ム	各種	25	三 二十五噸
ハ 灰	他ニ記載シタルモノヲ除ク	木灰、貝灰其他	26	四
爆竹	玩弄用花火類ヲ含ム	各種	27	危
箔類	貴金屬箔		28	貴
	其他		29	二
馬具類	鞭ヲ含ム	絹、毛、革類製	30	一
		綿、麻、籐類製	31	二
		木製、其他	32	三
ハ 刷毛類		齒磨用、頭髮用、化粧用刷毛	33	一
		其他	34	二
パテ			35	三

	履物類（鼻緒及表爪革ヲ含ム）	麻裏、雑木製下駄、藁、竹皮及ボロ製草履並ニ草鞋	36	三	靴ハ「ク」ノ部參照
		其他	37	二	
	及物類（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	西洋剃刀	38	一	
		鉈、斧、庖刀	39	三	
		鋏、剃刀、小刀、バルカン其他	40	二	
	礬類	各種	41	三	三十噸　曹達類
ニ	苦鹽		42	三	三十噸　鹽
	膠		43	二	
	肉類（獸鳥肉）	鮮、乾、燻、鹽、各種	44	二	
ホ	釦	貴金屬及寶玉石類製	45	貴	
		其他	46	二	
	箒棒摺雑巾塵拂	竹箒、粗製草箒	47	四	十五噸
		其他	48	三	
	帽子	經木製帽子、粗製麥稈帽子ノ類	49	二	
		其他	50	一	
ヘ	瓜絲		51	二	
ト	繍及蠅取紙	各種	52	三	
	度量衡器	各種	53	一	

品目	細目	番號	等級	貨車積載最低噸數
籐類及其製品（葡萄及アケビ等ノ蔓ヲ含ム他ニ記載シタルモノヲ除ク）	原料品	54	三	
	製品	55	二	
動物	生（容器ニ入レサルモノ）	56	獸	
	生（容器ニ入レ又ハ足枷シタルモノ）	57	一	
	死（魚及介蟲類ヲ除ク）	58	二	
土工用具	◎各種	59	四	
燈器類（芯類ヲ含ム他ニ記載シタルモノヲ除ク）	油引提燈	60	危	
	其他	61	二	
陶磁器	◎粗製品	62	三	二十噸 土器
	其他	63	二	二十噸 土器
時計類（寒暖計、晴雨計、磁石ヲ含ム）	貴金屬類製又ハ寶玉石ヲ鏤メタルモノ	64	貴	
	其他	65	一	
土砂類（割栗玉石ヲ含ム）	各種	66	四	三十噸
土器類	土管	67	四	二十噸 陶磁器
	其他	68	三	二十噸 陶磁器
チ				
血		69	三	
帳簿類	アルバム	70	二	
	其他	71	三	

生タル魚及介蟲類ハ水ニ容レサル場合ニ限リ鮮魚及鮮介蟲ニ据ル

			番號	等級		
茶		番茶、磚茶	72	三	二十噸	
		其他	73	二		
リ	獵具類	獵銃、網、其他	74	一		
ヌ	塗料類	漆、エナメル、ワニス、ラック、リサイド、鉛粉、亞鉛末、防火及防水及防水用塗料	75	二	二十五噸	染料
		ペンキ、ドライヤー、ソーライト、コールタール、タンタルス、ヂステンパー、澁、光明丹、松煙、煤、胡粉、紅殼、ピッチ、其他	76	三		
	布袋（麥粉用）		77	三	二十噸	麻袋
ヲ	折箱及曲物	辨當折、未製折箱及曲物	78	三		
		其他	79	二		
	織物及編物（護謨引、蠟引ヲ含ム他ニ記載シタルモノヲ除ク）	油布	80	危		
		絹、毛、柞蠶類製	81	一	二十噸	麻絲綿縫絲棉花綿絲綿布（綿布ハ「メ」ノ部參照）
		綿、麻類製、其他	82	二		
	扇及團扇	絹、羽類製	83	一		
		紙類製	84	二		
		其他	85	三		
ワ	綿（種綿ヲ含ム）	眞綿	86	二	十五噸	麻絲綿縫絲綿麻織物綿絲綿布
		棉花其他	87	三		

カ

貝殼及其製品	他ニ記載シタルモノヲ除ク	製品	88	二	
		原料品	89	三	
懷爐及懷爐灰		各種	90	二	
海草	他ニ記載シタルモノヲ除ク	食用海草及布海苔	91	三	二十五噸
		其他不食用海草	92	四	
海綿			93	二	
貨幣		金、銀貨、白銅貨、紙幣	91	貴	
		銅貨、青銅錢	95	一	
鞄及行李類	旅行用嚢ヲ含ム	柳行李、竹行李、葛籠	96	三	
		背嚢、其他	97	二	
皮及革		製毛皮	98	一	
		製皮及革、未製毛皮（毛皮トシテ使用スル目的ノモノ）	99	二	
		牛馬其他ノ未製皮	100	三	十五噸
皮及革製品	他ニ記載シタルモノヲ除ク	各種	101	二	
瓦類	屋根葺用品ヲ含ム、青銅及銅製ノモノヲ除ク	土製屋根瓦	02	四	二十五噸 煉瓦
		石綿瓦、便利瓦其他	103	三	
鏡及鏡臺類		各種	104	一	

硝子（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	硝子器類	105	二		屑ハ屑物參照
	ワイヤ入及琢板硝子、切子板硝子ノ類	106		三十噸	
	古鏝、板硝子、其他	107	三		
家具（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	椅子、卓子、箪笥、戸棚、屏風、衝立、寢臺、帽子掛、外套掛、火鉢等ノ室内器具各種	108	二		
樂器	各種	109	一		
火藥類（實砲彈、導火線、雷管、雷管附ケース、花火ヲ含ム）	各種	110	火		火藥類運送規定ニ依ル
傘及笠類（合羽ヲ含ム）	油紙、油布類製	111	危		
	絹、毛類製	112	一		
	綿、麻、紙類製	113	二		
	其他	114	三		
紙	油紙	115	危		
	炭酸紙（發火性ノモノヲ除ク）	116	二		
	反古紙、ボール紙、古新聞紙	117	四	十五噸	
	吸取紙、卷紙、其他	118	三		屑ハ屑物參照

紙製品（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	紙線香、封筒、紙袋類	119	三	
	紙製造花其他	120	二	
菓子類（煎豆、砂糖漬類、菓子種ヲ含ム）	各種	121	二	
果實類（生乾共）（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	杏仁、桃仁、胡桃仁	122	二	
	其他		三	十八噸　野菜
蒲ノ穂及パンヤ	パンヤ	123	二	
	蒲ノ穂	124	四	
粕類（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	高粱粕、包米粕、醬油粕	125	四	
	蘇子粕、麻實粕、菜種粕其他	126	三	三十噸　豆粕穀物及種子類（豆粕ハ「マ」ノ部酒粕ハ食料品参照）
看板類	各種	127	二	
罐詰及瓶詰類（食用）	各種	128	二	
玩具類（雛人形、五月幟ヲ含ム）	各種	129	一	
乾物類（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	乾野菜、乾麵類、寒天、氷豆腐、干瓢 氷蒟蒻、麩ノ類	130	三	
	乾茸其他	131	二	

132	タ體育具類	各種	二	
133	煙草	葉卷	一	
134		葉、莖、屑	三	十五噸（134・135）
135		其他	二	
136	疊及疊表類 床、緣布、縫絲ヲ含ム		三	
137	卵 卵漬ヲ含ム		二	
138	竹	割竹、箍竹其他工ヲ加ヘサルモノ	四	二十噸（138・139）　木材
139		磨竹、其他工ヲ加ヘタルモノ	三	
140	竹製品類 他ニ記載シタルモノヲ除ク	天秤棒（半製品共）、旗竿、箆、竹箸、荷造用籠類	三	
141		粗製竹櫛其他	二	
142	竹 枝、根、葉、皮 類		四	
143	建具類	各種	二	
144	足袋及靴下類 襪ヲ含ム	絹、毛類製	一	
145		其他	二	

	品目	細目	番號	等級	備考
レ	煉瓦	貼煉瓦	146	三	三十噸 四級ノ瓦
		其他	147	四	
ソ	曹達類	重炭酸曹達、苛性曹達	148	二	
		洗濯曹達、土城、面城、曹達灰、芒硝、(皮硝)	149	三	三十噸 礬類
		其他	150	一	
	測量機及其用具類	機械	151	一	
		◎其他	152	三	
	染料類	藍、其他各種	153	二	二十五噸 塗料
		藍ノ葉其他草木ノ枝、根、葉、實等ノ染料ニ使用スルモノ各種	154	三	十五噸 塗料
ツ	綱及縄	藁製	155	四	十五噸 四級ノ草藁製品
		其他	156	三	
	角及牙、蹄並其製品（薬品及薬材並ニ他ニ記載シタルモノヲ除ク）	牙及其ノ製品、角製品	157	一	
		蹄製品、角	158	二	
		細工用蹄	159	三	

			其他ノ蹄	160	四	
ナ	漬物（野菜及梅實）	他ニ記載シタルモノヲ除ク	各種	161	三	
	苗		各種	162	四	
ラ	羅宇		各種	163	三	
ム	麥粉			164	三	三十噸
ウ	魚及介蟲	他ニ記載シタルモノヲ除ク	燒、燻、蒸シタルモノ、鰹節、鯣、鹽辛類、乾貝柱、乾海參、乾鮑、魚鰭	165	二	二十噸
			鮮魚及介蟲	166	二	
			鹽、乾魚及介蟲	167	三	
	植木及切花類	花卉及其球根並盆栽ヲ含ム	生花用、神佛用、儀式用ノ切花、切枝其他各種	168	二	
ノ	農用機械及農具類		◎農用機械	169	二	
			◎農具	170	四	
ク	軍用品	荷送人又ハ荷受人カ軍衙又ハ軍隊ノ場合ニ限ル	◎被服、兵器、衛生材料、陣營具及用品	171	二	
			人力車、乘用馬車、自動車	172	箇	
			組立サル自動車	173	一	

其他ハ本表中相當品名ニヨル

組立タル自轉

品目		番號	等級	噸數	備考
車類	自轉車及自動自轉車（不組立共）	174	一		車及小兒車ハ旅客列車便ニテ運送スル場合ハ箇數扱ス
	機關車（自動ノ場合ヲ除ク）小兒車、其他組立サル車類	175	二		
	荷車、荷馬車（不組立及部分共）	176			
	ツロリー（不組立及部分共）	177	三	二十噸	軌條及附屬品
靴、靴墨類（支那沓共）	藁靴、ボロ製靴底	178	三		
	其他	179	二		
屑物類	絹絲屑、柞蠶絲屑、繭屑、羽屑	180	三	二十噸	
	襤褸、硝子屑、綿麻毛絲屑、毛屑其他	181	四		
草藁類（生乾共）藥材及染料ニ使用スルモノヲ除ク付芝ヲ含ム	木賊	182	三		
	其他	183	四	十五噸	穀物殼類
草藁製品類 他ニ記載シタルモノヲ除ク	蓆、蓏、蒲製袋、叺、俵、安平製袋	184	四	十五噸	安平藁繩及同綱
	其他	185	三		
ヤ 柳枝及萩		186	四	十五噸	
柳枝及萩製品類 他ニ記載シタルモノヲ除ク	各種	187	三		

薬品及薬材類 他ニ記載シタルモノヲ除ク	強酸類其他發火シ易キモノ	188	危		
	植物性薬材	189	二		
	降臭、防蟲用薬品、硝石、ワセリン	190			
	薬用人參、滋養強壯劑其他各種薬品及薬材類	191	一		
野菜類	各種	192	三	十八噸	果實
マ					
燐寸		193	危	十五噸	
繭	柞蠶繭	194	二		
	其他	195	一		
豆粕		196	三	三十噸	穀物及種子類三級ノ粕類
豆油		197	三	二十噸	
ケ					
毛皮製品類 他ニ記載シタルモノヲ除ク	各種	198	一		
毛及羽類 髮ヲ含ム	猪猿、羽	199	一		
	獸毛	200		二十噸	
	其他	201	二		

毛及羽製品類（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	フエルト等ノ粗製品	202	三
	其	203	一
フ			
舟及艇	小蒸汽、モーターボート、レイスボート	204	二
	其他	205	三
舟具類	帆	206	二
	其他	207	三
武器類（猟具及骨董品ヲ除ク）	各種	208	二
文房具及用品（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	各種	209	二
コ			
コルク及同製品（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	各種	210	二
護謨及同製品（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	各種	211	二
骨董品類	各種	212	一
粉類（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	パン粉、片栗粉、葛粉、晒餡、白玉粉、焼石膏	213	二
	磨粉、石粉、砥ノ粉	214	四（二十五噸）
	木ノ粉	215	四（十八噸）

（麥粉ハ「ム」ノ部參照）

品目	細目	番號		
娛樂具及其用品類	其他	216	三	
	各種	217	一	
香　類　香木ヲ含ム	線香、抹香類	218	二	十五噸
	其他	219	一	
礦石類　他ニ記載シタルモノヲ除ク	雲母、硫黄	220	三	
	鑛(アラガネ)、石膏石、滑石、其他	221	四	三十噸
糀　類　麯子ヲ含ム	各種	222	三	
黒鉛及其製品	各種	223	三	
穀物及種子類　他ニ記載シタルモノヲ除ク	大豆、其他ノ豆類、米、高粱、玉蜀黍、(包米)、小麥、裸麥、粟、黍、稗、薏米(仁米)、粢種ノ類)	224	三	三十噸
	胡麻(芝麻)、麻實、大麥、燕麥、玄粟(谷子)、蕎麥、籾ノ類	225		二十五噸
	荏(蘇子)、籾稗、蓖麻(大麻子)、瓜子	226		二十噸
	落花生	227		十五噸
	其他ノ種子類	228	三	
	瓜子仁	229	二	

豆

粕

穀物殼類	糠、麩、其他	230	四	十五噸	四級ノ草藁類
エ					
小間物及化粧品類 他ニ記載シタルモノヲ除ク	各種	231	一		
エナメル引鐵器類	各種	232	三		
繪具類	各種	233	二		
テ					
鐵及鋼製品類 他ニ記載シタルモノヲ除ク、亞鉛、ニッケル、錫引ヲ含ム	金庫、縫針	234	二		
	軌條及其附屬品、釘、管、線	235	四	三十噸	四級ノ金屬原料品ツロリー(不組立及部分共)
	其他	236	三		ツロリー(不組立及部分共)ハ軌條其附屬品ニ限リ混載スルコトヲ得
天幕及シート類 日覆ヲ含ム	油布類製	237	危		
	其他	238	二		
ア					
電氣用品類	◎被覆線、ケーブル線、スイッチ、押釦、電球其他	239	二		
	アーム、碍子、碍管ノ類	240	三		
アルコール		241	一		
油及脂 他ニ記載シタルモノヲ除ク	各種	242	三	三十噸	豆油ハ「マ」ノ部參照
麻類	各種	243	三		

麻袋類（縫絲共）		244	四	二十噸	麻袋
麻類製品 他ニ記載シタルモノヲ除ク	各種	245	二		
足巻紐（子縋）	絹、毛類製	246	一		
	其他	247	二		
アスファルト		248	三	二十五噸	
安平		249	四	十五噸	四級草藁製品
サ					
祭葬及禮拜用具類 他ニ記載シタルモノヲ除ク	棺槨	250	二		棺槨ハ旅客列車便ニテ運送スル場合ハ鰯數扱トス
	其他	251	一		
砂糖類 甘蔗ヲ含ム	各種	252	三	三十噸	
酒類	洋酒（麥酒及林檎酒ヲ除ク）	253	一		
	其他	254	二	二十五噸	
キ					
絹製品 他ニ記載シタルモノヲ除ク	名種	255	一		
機械類 他ニ記載シタルモノヲ除ク	電氣、裁縫、計算、タイプライター、蓄音機、理化學用、其他精巧ナルモノ	256	一		
	ウインチ、繩撚機、スチーム、ローラー	257	三		

番號	品目	細目	等級	
258	敎育用具類（機械類ヲ除ク）	其他	二	三十噸
259		模型、標本	一	
260		地球儀其他	二	
261	經木及其製品（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	各種	三	
262	轎子		箇	
263	漁具	◎各種	三	
264	喫煙具	貴金屬類製	貴	
265		其他	二	
266	木（枝葉根皮）類（藥材、染料等ニ使用スル物及他ニ記載シタル物ヲ除ク）	檳膚、棕梠皮及製品	三	
267		其他	四	
268	金屬原料品（塊板棒狀ノ）	貴金屬類	貴	
269		水銀	一	
270		銅		三十噸
271		黄銅、青銅、アルミニューム、アンチモニー、錫、ニッケル、ハンダ類	二	三十噸

272	金属製品（鐵鋼製品及他ニ記載シタルモノヲ除ク）	亜鉛引鐵板	三	三十噸	三、四級ノ鐵及鋼製品
273		鐵、鋼、亜鉛、鉛、ブリキ板、古鐵	四		
274		貴金属類製	貴		
275		亜鉛、鉛製	三		鐵及鋼製品ハ「テ」ノ部参照
276		其他	二		
277	眼鏡類	各種	一		
278	綿布		二	二十噸	綿絲綿縫絲綿花麻絲麻製織物
279	綿絲		二	二十噸	綿絲綿縫絲綿花麻絲麻製織物
280	綿製品（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	各種	二		
281	磨紙及磨布類（金剛砂、磨砂ヲ含ム）	磨砂	四		
282		其他	三		
283	味噌	鯛味噌、金山寺味噌ノ類	二		
284		其他	三	二十噸	醬油
285	水及氷		四	二十五噸	槽車ニテ運送スル場合ハ該車ノ積載重量

ヲ以テ積載最低重量トス

品名	細目	番號	等級	備考
見世物及芝居道具類	各種	286	一	
シ鹽		287	三	三十噸 苦鹽
食料品類 他ニ記載シタルモノヲ除ク	ソース、胡椒、芥子等ノ藥味類、蒲鉾、燕窩、腸詰、バタ、ヘツト、ラード、オリーブ油、乳、乾海苔其他	288	二	
	豆腐、豆腐漬、蒟蒻、豆乳、殘飯、澱粉、煎麥ノ類	289	三	
醬油(エッキス諸味共)		290	三	二十噸 味噌
職工具 他ニ記載シタルモノヲ除ク	◎各種	291	三	
書籍及地圖類 雜誌ヲ含ム	各種	292	三	
死體(遺骨共)	死體	293	箇	
	遺骨	294	一	
室內裝飾具類 骨董品ヲ除ク	線、麻製窓掛及卓子掛	295	二	
	額、花瓶、其他	296	一	
漆器類 他ニ記載シタルモノヲ除ク	各種	297	二	

品名	摘要	細目	番號	等級	備考
獸骨及其製品	藥品、藥材ニ使用スルモノ及他ニ記載シタルモノヲ除ク	細工品	298	二	
		細工用原料品	299	三	
		其他	300	四	二十噸
シャツ及ズボン下類		絹、毛類製	301	一	
		其他	302	二	
寫眞竝ニ寫眞機及其用品類		機械、印畫紙、乾板、寫眞	303	一	
		其他	304	二	
敷物類	他ニ記載シタルモノヲ除ク	絹、毛、革類製	305	一	
		棕梠、草根類製、蓙、花蓙、粗製支那毛氈	306	三	
		リノリウム其他	307	二	
刺繡物類		各種	308	一	
薪炭類	炭團ヲ含ム		309	四	二十噸
寢具類	他ニ記載シタルモノヲ除ク	羽子蒲團、絹、毛、毛皮類製	310	一	
		其他	311	二	

安平ハ「ア」ノ部蓆ハ草藁製品參照

ヒ				
肥料類（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	硫酸安母尼亞	312	三	三十噸
	其他	313	四	
引越荷物（一口三千斤以上ノモノニ限ル商品ヲ除ク）	各種	314	二	十五噸
美術品類	各種	315	一	
モ				
毛布及膝掛類	毛類製	316	一	
	線類製	317	二	
木材（角材 丸太 板割ノ類）	工ヲ加ヘタル（斷面ヲ平滑ニシ又ハ塗料ヲ施シタル）唐木等ノ高價木	318	二	
	工ヲ加ヘタルモノ（斷面ヲ平滑ニシ又ハ塗料ヲ施シタル）及唐木等ノ高價木其他車材（木取リタルママノモノヲ除ク）棺材（同上）等	319	三	二十噸
	桶木及箱用板其他工ヲ加ヘサルモノ各種、古木材、棺材、車材（斷面ヲ平滑ニシ又ハ塗料ヲ施シタルモノヲ除ク）棺材（同上）	320	四	竹
木製品（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	唐木等ノ高價木製品及細工品	321	一	
	細工品（唐木等ノ高價木製品及細工品ヲ除ク）	322	二	
	天秤棒（半製品共）其他	323	三	

三千斤以下ノ場合モ三千斤分ノ賃金ヲ支拂フトキハ第二級トス

品名	細目	番號	等級	積載最低重量	備考
セ					
セルロイド及其製品（他ニ記載シタルモノヲ除ク）	原料品	324	二		
	製品	325	一		
石鹸類	洗濯石鹸	326	三		
	其他	327	二		
石炭及コークス	石炭、煉炭	328	四	三十噸	
	コークス	329	四	十五噸	
石油及揮發油（久美油ヲ除ク）		330	危	三十噸	
セメント及火山灰	各種	331	四	三十噸	石灰槽車ニテ運送スル場合ハ該車ノ積載重量ヲ以テ積載最低重量トス
セメント製品	粗製品	332	四	三十噸	
	其他	333	三		
ス					
酢		334	三		
ストーブ及ペーチカ類（附屬品共）	各種	335	三		
筋及膀胱（腸ヲ含ム）	各種	336	三		
簾類	簾	337	二		

寶		338	三
ステッキ	各種	339	二
寸莎	各種	340	四

貨物火災保險規則（明治四四、八社則第八號制定 大正二、一一同第二號追加 同三、八同第四號追加）

第一條　會社ハ貨主ノ委任ヲ受ケス大連埠頭構内ニ保管スル貨物（石炭ヲ除ク）ヲ火災保險ニ附ス

但會社ハ倉庫營業規程ニ依リ取扱ハサル貨物ハ保險ニ附セサル事アルヘシ

引渡未了ノ船舶陸揚貨物ハ貨主ノ委任アルモノニ限リ火災保險ニ附ス

第二條　貨物ノ保險價格及保險金額ハ會社ノ定ムル所ニ依ル

第三條　火災保險料ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第四條　火災保險ニ關スル事項ハ總テ會社ト火災保險會社トノ間ノ契約ノ定ムル所ニ依ル

第五條　火災保險會社カ保險金額ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハサルコトアルモ會社

ハ補償ノ責ニ任セス

第六條　火災保險ニ附シタル貨物ノ一部ヲ引渡シタルトキハ其割合ニ應シテ保險金額ヲ減少ス

第七條　保險金額ハ如何ナル場合ニ於テモ會社ヲ經由シテ之ヲ受授ス

第八條　保險貨物中左ニ記載スル貨物ニ付テハ保險契約ヲ締結セス

石油、揮發油、樟腦油、樟腦、樟腦製品、セルロイド、護謨、硫黄、硝石、燐、燐寸、桐油製品、油紙、棉花、硫酸、硝酸、鹽酸、酒精、エーテル、生石灰、火藥類、雷汞、鹽酸加里、カルシユーム、ナトリユーム、火棉等ノ危險物其他大連港則ニ依ル爆發性物及容易ニ燃燒スヘキ貨物

第九條　本規則ニ依ル火災保險ニ付テハ保險證劵ヲ交付セス

附　則

第十條　會社ノ特約セル火災保險會社ハ左ノ十三會社トス

明治火災保險會社

東京火災海上運送保險株式會社

日本火災保險株式會社
横濱火災海上運送信用保險株式會社
共同火災海上運送保險株式會社
東京海上保險株式會社
千代田火災保險株式會社
神戸海上運送火災保險株式會社
コンマーシャル、ユニオン保險會社
ノルウキツチ、ユニオン保險會社
サン保險會社
ヨークシャー保險會社
ニユージーランド保險會社

第十一條　火災保險料ハ當分ノ内會社ニ於テ之ヲ負擔ス

手荷物取扱規定

一、大連埠頭船客手荷物取扱料金左ノ通トス

(イ)構内運搬料
　旅行用手荷物　毎一箇　五才若クハ五十斤未滿　金參錢
　　　　　　　　　　　　五才若クハ五十斤以上一才若クハ十斤及其未滿ヲ增ス每ニ　金五錢
　其他手荷物　毎一箇　金壹錢
　上記ノ區別ハ當所ノ認定ニ依ル
　貴重品　毎一箇　價格千圓未滿　金參拾錢
　　　　　　　　　千圓以上千圓若クハ其未滿ヲ增ス每ニ　金五錢

(ロ)市內配達料　毎一箇　五才若クハ五十斤未滿　金五錢
　　　　　　　　　　　　五才若クハ五十斤以上一才若クハ十斤及其未滿ヲ增ス每ニ　金壹錢

(ハ)停車場留置配達料　毎一箇　五才若クハ五十斤未滿　金拾錢
　　　　　　　　　　　　　　　五才若クハ五十斤以上一才若クハ十斤及其未滿ヲ增ス每ニ　金壹錢

但シ大連驛留置料一日分ヲ含ム

(ニ)保管料　毎一箇一日ニ付　金貳錢

二、手荷物ノ受渡ハ荷物合符ト引換ニ之ヲナス

三、貴重品ハ構內運搬ノ外取扱ハス

四、貴重品ト雖モ豫メ其種類價格等明瞭ニ申出ナキトキハ普通手荷物ト看做シ取扱フ

五、普通手荷物ニ對スル賠償限度ハ一箇金貳拾圓以內トス

六、不可抗力、荷物ノ性質、荷造又ハ荷印ノ不完全ヨリ生シタル損害ニ對シテハ其責ニ任セス

七、陸揚後若クハ指定保管期限後十五日ヲ經過スルモ引取ナキ手荷物ハ扱所内ニ揭示シ尙三箇月ヲ經過シタル時ハ會社ハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ換價シ保管料其他ノ費用ヲ控除シタル殘金ヲ保管スルコトヲ得

陸揚若クハ保管期日經過後一箇年ヲ經過スルモ尙引取ナキ手荷物又ハ其換價金ハ之ヲ會社ノ所得トス

大豆其他檢查規則（大正二、八、社則第三〇號制定 同三、六、同第二四號改定）

第一條 會社ハ埠頭事務所ニ檢查人ヲ置キ大豆、豆油、高粱、包米、小米又ハ豆粕檢查ノ請求ニ應スルコトアルヘシ

第二條 檢查人ハ標準見本ニ依リ檢查ヲ行ヒ之ト同格若ハ同格以上ノモノヲ以テ合格トス

前項ノ標準見本ハ當分ノ間普通品一種トシ之ヲ埠頭事務所ニ備置クモノトス

第三條　檢査ハ特別ノ請求アル場合ヲ除キ檢査ニ付スヘキ大豆、高粱、包米、小米袋數、豆油容器數又ハ豆粕枚數ノ一割ニ相當スル袋數、容器數又ハ枚數ノ內ヨリ摘出シタル見本ニ依リ之ヲ行フ但シ檢査人ニ於テ必要ト認メタルトキハ解袋、解裝、配替又ハ繰替ヲ爲サシムルコトヲ得

第四條　會社檢査人ハ其ノ爲シタル檢査又ハ決定ニ對シ責任ヲ負フコトナシ
檢査ノ爲若ハ其ノ結果ニ因リテ生シタル損害ニ付キ亦同シ

第五條　檢査料ハ檢査貨物全數量ニ對シ左ノ割合ヲ以テ檢査請求人ヨリ申受クルモノトス

一、見本摘出袋數、容器數又ハ枚數カ總袋數、總容器數又ハ總枚數ノ一割迄ノ場合

イ、大豆、高粱、包米及小米一口三十噸又ハ其未滿ニ付金一圓

ロ、其他(當分無料)

一、見本摘出袋數、容器數又ハ枚數カ總袋數、總容器數又ハ總枚數ノ一割以上五分以內ヲ增ス毎ニ

割増金　一噸ニ付　金壹錢

一、解袋荷造手數料　一袋ニ付　金四錢

一、解袋荷造、配替及繰替手數料（別ニ定ムル所ニ依ル）

豆油混合保管ノ條件（明治四五、三社告第一〇八號制定　同四五、一〇同第四〇號一部改正）

豆油ニ限リ左記條件ノ下ニ大連埠頭ニ於テ明治四十五年四月十日ヨリ當會社倉庫營業規程ノ混合保管ヲ取扱フ

一、品質ニ關スル鑑定ハ會社ノ認ムル所ニ據ル

二、品質相當ト認メサルモノハ保管ヲ謝絶ス

三、入出庫ノ數量ハ一回五噸ヲ下ルコトヲ得ス

四、期限更新ノ場合ニ限リ入出庫料ヲ申受ケス

五、會社カ責任ヲ有セサル損害ハ總混合保管貨物ノ寄託者、倉庫證券所持人又ハ倉荷證券所持人ニ於テ其持分ニ應シ按分シテ之ヲ負擔ス

六、發送預及到著預ヲ取扱ハス

豆粕混合保管ノ條件

（大正二、一一社告第三號制定
同　三、一同第五五號一部削除
同　　五同第一七五號同改正
同　　六同第二二三號同改正）

豆粕ニ限リ左記條件ノ下ニ大連埠頭ニ於テ大正二年十二月一日ヨリ當會社倉庫營業規定ノ混合保管ヲ取扱フ

第一　品質及重量ニ關スル檢査ニ付テハ本則ニ別段ノ定メアルモノノ外大正二年八月社告第三十號大豆其他檢査規則ニ據ル

第二　前項ノ檢査ニ合格シタルモノニ非レハ入庫ヲ謝絶ス

第三　入庫ノ際檢査ニ付スヘキ數量ハ寄託枚數ノ一割以內トス此場合ニ於テ積替其他特ニ手數ヲ要シタル時ハ其費用ヲ申受ク

第四　最初ノ檢査ニ合格セサリシモノハ其全數量ニ對シ總看貫ヲ爲シ合格不合格ヲ定ム

第五　會社ハ混合保管ニ對シテハ庫內保管ト同一ノ責ニ任シ庫內保管ノ料金ヲ申受ク

第六　會社カ責任ヲ有セサル損害ハ其ノ損害カ發見セラレタル當時ノ總混合

保管貨物ノ寄託者、倉庫證券所持人又ハ倉荷證券所持人ニ於テ其持分ニ按分シテ之ヲ負擔ス

三 前段ノ損害ヲ受ケタル貨物ハ會社ノ認ムル所ニ依リ寄託者又ハ證券所持人ニ割當ツルモノトス但現品ヲ以テ割當テ難キトキハ適宜之ヲ處分シ其ノ損害額ヲ割當ツルモノトス

四 損害ノ調査完了セサル間ニ貨物ノ出庫ヲ請求セラレタル場合ニ於テハ一應貨物ノ引渡ヲ爲スコトアルモ調査完了次第會社ノ指示スル所ニ依リ損害分擔額ヲ納入セシムヘシ此場合ニ於テハ相當ノ擔保ヲ提供セシムルコトアルヘシ

第七 第六項ニ依リ割當テラレタル被害貨物ハ其ノ出庫ヲ催告スヘシ但普通ノ保管ニ差支ナキ場合ニ於テハ請求ニ依リ新規ノ普通寄託トシテ取扱ヒ料金及費用ノ計算ハ期限更新ニ準ス

第八 總看貫料ハ左ノ割合ヲ以テ寄託申込者ヨリ申受ク

總看貫料一枚ニ付金參厘

附　則

第一　混合保管ノ檢査ニ不合格トナリタルモノハ不合格ノ符印ヲ附シ普通ノ庫內寄託トシテ取扱フ

但會社ノ都合ニ依リ野積寄託ト爲スコトアルヘシ

第二　不合格品ニ對シテハ特別扱料トシテ一枚ニ付金參厘ヲ申受ク

埠頭船舶取扱規則（明治四〇、九社則第八號制定　大正四、一〇社則第四號改定）

第一條　本規則ニ於テ船舶ト稱スルハ本會社ノ埠頭ニ繫留シ又ハ會社ニ對シ荷役曳船其ノ他ノ作業ヲ請求シ若ハ會社ニ於テ之ヲ承諾シタル各種ノ船舶ヲ謂ヒ埠頭ト稱スルハ船舶ノ繫留ニ供スヘキ會社ノ埠頭及棧橋ヲ謂ヒ船長トハ當該船舶ノ船長又ハ船長ニ代リ指揮ヲ掌ル責任者ヲ謂フ

第二條　船舶ノ取扱ハ本規則ニ依ルヘシ但本規則ニ規定セサル事項ニ關シテハ會社ノ埠頭事務所長ノ指揮ヲ受クヘシ

第三條　埠頭ニ於テ船舶ヲ繫留スヘキ地點ハ晝間ニ在リテハN旗、夜間ニ在リテ

ハ紅燈ヲ以テ之ヲ指示ス

第四條　船舶ノ繋留及解纜ノ順序ハ會社ノ指定スル所ニ依ル

第五條　埠頭ニ繋留セントスル船舶ノ繋留區名ハ數字信號ヲ以テ之ヲ指示ス

第六條　埠頭ニ繋留セントスル船舶ハ豫メ繋船申込書ヲ埠頭事務所ニ提出シ會社ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

繋船申込書ハ會社所定ノ樣式ニ依リ船名、揚、積貨物ノ種類及噸數其ノ他必要ナル事項ヲ相當欄ニ記入スルコトヲ要ス

第七條　會社ハ船舶ノ埠頭著離ニ對シ別表ノ料金ヲ申受ク

第八條　貨物ヲ陸揚セントスル船舶ハ豫メ左記各項ヲ記載シタル積荷目錄及艙内貨物積付略圖ヲ埠頭事務所ニ提出スヘシ

一　船積港名　　　　五　個數　　　　九　受荷主

二　船荷證劵ノ番號　六　包裝　　　　一〇　價格

三　品名　　　　　　七　重量及容積

四　荷印及番號　　　八　出荷主

但一箇ノ重量又ハ容積一噸以上ノ貨物ニ對シテハ各箇毎ニ其ノ重量及容積ヲ明記スヘシ

第九條　貨物ヲ積込マントスル船舶ハ豫メ左記各項ヲ記載シタル積荷明細書ヲ埠頭事務所ニ提出スヘシ

一　仕向地

二　前條第三號乃至第八號及第十號ニ掲ケタル事項

前條ノ但書ハ本條ノ場合ニ之ヲ適用ス

第十條　埠頭繫船申込者ハ繫船申込書ニ記載シタル事項ノ不正確又ハ不完全ナルカ爲ニ生スル一切ノ責任ヲ負擔スヘシ

前項ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條　出港セントスル船舶ハ豫メ出港ノ時日ヲ埠頭事務所ニ屆出テ其ノ準備整ヒタルトキハ晝間ニ在リテハ船名符字信號ヲ掲ケ夜間ニ在リテハ汽笛又ハ號角ヲ以テ長短二聲ヲ發シ合圖ヲ爲スヘシ

第十二條　船舶ノ繫留及解纜若ハ轉繫ニ對シテハ會社ハ要求ノ有無ニ拘ラス繫

船方、曳船(又ハ押船)、碎氷船、綱取船ヲ準備シ必要ノ援助ヲ爲スモノトス

前項ノ繋船方、曳船(又ハ押船)、碎氷船、綱取船ハ其ノ作業ヲ開始シ又ハ船側ニ近キタル時ヨリ當該船舶ノ指揮監督ニ屬シ其ノ從事員ハ當該船舶ノ使用人ト看做ス

本條ニ記載シタル作業中從事員ノ過失ニ因リ又ハ從業船舶、機器、汽罐ノ豫測スルコトヲ得サリシ瑕疵其ノ他不慮ノ障害ニ因リ損害ヲ生スルコトアルモ會社ハ其ノ責ニ任セス當該船舶ノ負擔トス

第一項ニ記載シタル曳船(又ハ押船)、碎氷船、綱取船ノ援助ヲ要セサルトキハ豫メ之ヲ埠頭事務所ニ通知スヘシ

第十三條 會社ヨリ船舶ニ供給シタル荷役人夫ハ其ノ乘船シタル時ヨリ退船スル時迄ハ當該船舶ノ指揮監督ニ屬シ其ノ荷役人夫ノ行爲ニ因リ生シタル損害ニ付テハ會社ハ其ノ荷役人夫ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル場合ニ非サレハ其ノ責ニ任セス

第十四條 會社ハ官憲ノ命令又ハ埠頭ノ利用上必要ト認メタルトキハ第六條ノ

繫船申込ヲ謝絕シ其ノ承諾ヲ取消シ繫船區ヲ變更シ又ハ旣ニ繫留シタル船舶ヲシテ埠頭ヲ離レシムルコトアルヘシ但之ニ因リ損害ヲ生スルコトアルモ會社ハ其ノ責ニ任セス

第十五條　荷役作業ヲ爲サヽル船舶ハ荷役ヲ爲スヘキ船舶ニ對シ其ノ位置ヲ讓リ轉繫又ハ沖合ノ錨地ニ就クヘキ義務アルモノトス

第十六條　船舶カ埠頭繫留中ニ於テ失火、浸水、天災其ノ他ノ事由ニ因リ自他ノ船舶、貨物、物件又ハ繫船區其ノ他會社ノ財產ニ危險又ハ障害ヲ及ホスヘキ虞アルトキハ會社ハ何時ニテモ其ノ位置變更ヲ强制スルコトヲ得但之ニ因リ損害ヲ生スルコトアルモ會社ハ其ノ責ニ任セス

第十七條　前三條ノ場合ニ於テ船舶カ位置變更ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ準備ヲ整ヘ埠頭事務所長ノ指圖ニ隨フヘシ

前條ノ場合ニ於テ船舶カ自ラ其ノ位置ヲ變更セサルカ又ハ旣ニ沈沒シ會社指定ノ期間內ニ之ヲ除去スルコト能ハサルトキハ會社ハ當該船舶所有者ノ危險及費用ヲ以テ之ヲ實行スヘシ

第十八條　船舶ハ埠頭事務所長ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ埠頭附近ニ於テ他船ノ運航、繫留又ハ荷役ノ妨害ト爲ルヘキ場所ニ投錨シ又ハ繫索ヲ繫クコトヲ得ス

第十九條　埠頭ニ著離セントシ又ハ繫留シタル船舶ノ運轉及保安ハ如何ナル場合ト雖當該船舶ノ船長ノ責任トス

第二十條　船舶ノ繫留不備又ハ會社ノ繫船柱、繫船環、防舷材、繫索若ハ繫船浮標ノ不慮ノ障碍又ハ豫測スルコトヲ得サリシ瑕疵ニ因リ損害ヲ生スルコトアルモ會社ハ其ノ責ニ任セス

第二十一條　埠頭ニ繫留セントスル船舶ハ豫メ防舷物ヲ準備シ操縱中他ノ船舶又ハ物件トノ接衝ニ因ル損害ヲ防止スヘシ

第二十二條　船舶ハ埠頭繫留中蒸汽、汚水又ハ汚物ヲ埠頭上ニ排出スルコトヲ得ス

前項ニ違反シタルカ爲生シタル損害ハ當該船舶ノ負擔トス

第二十三條　埠頭附近ニ在ル船舶ニシテ塵、灰其ノ他ノ物件ヲ排棄セントスルトキハF旗ヲ揭クヘシ會社ハ無料ニテ塵芥船ヲ提供スルコトアルヘシ若故意又

ハ過失ニ因リ投棄シタルトキハ會社ニ於テ之ヲ除去シ爲ニ要シタル費用ノ二倍ヲ當該船舶ヨリ申受クヘシ

第二十四條　特ニ指定シタル場所ノ外埠頭又ハ船內ニ於テ喫煙シ又ハ「ター」「ピッチ」「レシン」其ノ他燃燒シ易キ物件ニ加熱スルコトヲ得ス

船內火氣取締ハ船長ノ責任トス

第二十五條　船舶ハ埠頭繫留中完全ナル手摺ヲ備ヘタル步板又ハ舷梯ヲ以テ陸上トノ交通ヲ便ナラシメ夜間ハ其ノ兩端ニ白燈ヲ揭ケ交通ノ安全ヲ期スヘシ

會社ハ前項ノ步板ヲ無料ニテ貸與スルコトアルヘシ但シ其ノ裝置及監視ハ當該船舶ノ責任トス

第二十六條　船舶ハ緊急ヲ要スル場合ノ外埠頭又ハ繫船浮標繫留中埠頭事務所長ノ承諾ナクシテ猥ニ汽笛ヲ吹鳴シ又ハ推進器ヲ運轉スルコトヲ得ス

第二十七條　埠頭ニ繫留セントスル船舶ニシテ投錨ノ必要アルトキハ沈設物及他船ノ錨鎖ヲ避ケテ投錨スヘシ

船舶ハ埠頭事務所長ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ埠頭ヲ距ル六百尺以內ノ水面ニ

碇泊スルコトヲ得ス

第二十八條 船舶ハ天候不穩ノ兆候アルトキハ豫メ繫索ヲ增加調節シ且蒸汽ヲ發生セシメテ機關運轉ノ準備ヲ爲スヘシ

危險切迫シ自他ノ船舶又ハ會社ノ財產其ノ他ノ物件ヲ損傷スヘキ虞アル場合ニ於テ埠頭事務所長ノ承諾ヲ得ル遑ナキトキハ臨機ノ所置ヲ執リ安全ノ位置ニ就クヘシ

第二十九條 船舶ハ自船ノ保安及作業ニ必要ナル船員ヲ配置スヘシ船員ノ不在、不足又ハ不注意ノ爲ニ生シタル損害ハ凡テ當該船舶ノ負擔トス

第三十條 船長、船員、水先人又ハ其ノ使用人ノ行爲ニ因リ會社ノ防波堤、岸壁、建築物、船舶、防舷物、步板、荷役道具、沈設物、繫船機器、電線、浮標其ノ他ノ物件ヲ滅失又ハ毀損セシメタルトキハ當該船舶ニ於テ賠償ノ責ニ任スヘシ

第三十一條 會社ノ受ケタル損害ニ對スル賠償額ハ會社ノ定ムル所ニ依ル

第三十二條 會社ハ船舶ノ負擔スヘキ費用其ノ他ノ金額ノ支拂又ハ之ニ相當スル擔保ヲ受クル迄ハ當該船舶ノ出港ヲ拒絕スルコトヲ得

附　則

第三十三條　本規則ハ大正四年十一月十日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

第一、埠頭發著手數料

總噸數	發著手數料(一回發著ニ付)	總噸數	發著手數料(一回發著ニ付)
百噸未滿	金五拾錢	三千噸未滿	金四拾圓
二百噸未滿	金壹圓	五千噸未滿	金五拾五圓
五百噸未滿	金五圓	七千噸未滿	金六拾五圓
千噸未滿	金拾五圓	七千噸以上	金七拾五圓
千五百噸未滿	金貳拾五圓		

第二、埠頭轉繋手數料

總噸數	轉繋手數料(一回轉繋ニ付)	總噸數	轉繋手數料(一回轉繋ニ付)
二百噸未滿	無料	五百噸未滿	金叁圓

千噸未滿　金拾　圓　五千噸未滿　金四拾圓

千五百噸未滿　金拾五圓　七千噸未滿　金四拾五圓

三千噸未滿　金貳拾五圓　七千噸以上　金五拾圓

一、焚料炭又ハ淡水ノミ搭載ノ爲埠頭ニ發著若ハ轉繫スル場合ニハ當分ノ間料金ヲ申受ケス

二、夜間ニ發著スル場合ニハ規定料金ノ二割增ヲ申受ク

三、天候不良ノトキハ特別ノ割增料金ヲ申受クルコトアルヘシ

四、曳船ノミニ依ル轉繫ノ場合ニハ五割增ノ料金ヲ申受ク

五、會社カ轉繫ヲ必要ト認ムル場合ニハ料金ヲ申受ケス

六、修繕ノ爲濱町埠頭ニ發著スル船舶ニ對シテハ規定料金ノ半額ヲ申受ク

七、寺兒溝石油棧橋ニ繫留セル船舶ニシテ埠頭ニ轉繫スルトキハ埠頭發著手數料ヲ申受ク

第三、寺兒溝石油棧橋繫船料

一、一隻一回繫留三日以內ニ付金壹百圓

二、船舶ノ棧橋繫留期間三日以上ニ亙ルトキハ四日目ヨリ一日若ハ其ノ未滿每ニ金貳拾圓ヲ申受ク

三、棧橋繫留中ノ船舶ニシテ一時棧橋ヲ離レ沖合假泊ノ後再ヒ棧橋ニ繫留スル場合ニハ其ノ都度埠頭發著手數料ト同額ノ料金ヲ申受ク

四、棧橋繫留中ノ船舶ニシテ棧橋ニ於テ轉繫スル場合ニハ埠頭轉繫手數料ト同額ノ料金ヲ申受ク

（參照）

○繫船申込書樣式

繫船申込書

大正……年……月……日

南滿洲鐵道株式會社

埠頭事務所御中

船名…………　船長氏名…………

船主氏名住所…………　吃水　船首…………船尾…………

國籍…………　最後仕出港及出帆月日時…………

總噸數…………　入港豫定日時…………

登簿噸數…………　仕向港及豫定出帆月日時…………

長サ…………　主ナル陸揚貨物及數量…………

深サ…………幅…………　豫定積込貨物及數量…………

上記船舶埠頭ニ繋留ノ上荷役相成度此段申込候也

申込者…………

住　所…………

● 船舶信號

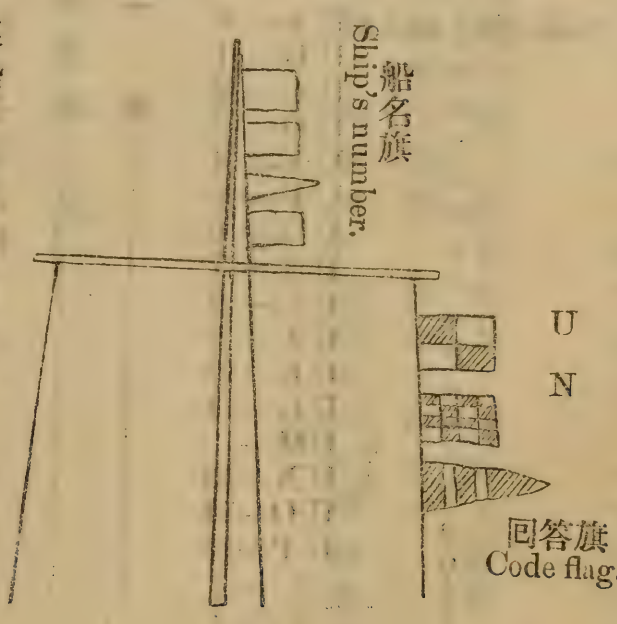
B	危險物ヲ搭載セリ．
F	塵灰船ヲ要ス
G	警察官ノ來船ヲ要ス
Q	檢疫官ノ來船ヲ要ス
T	水先人乘船セリ
W	淡水船ヲ要ス
Y	曳船又ハ小蒸汽船ヲ要ス

Code Flag under	U A— 0	…………—
”	U B— 1	…………—
”	U C— 2	…………—
”	U D— 3	…………—
”	U E— 4	…………—
”	U F— 5	…………—
”	U G— 6	…………—
”	U H— 7	…………—
”	U I— 8	…………—
”	U J— 9	…………—
”	U K—10	…………—
”	U L—11	…………—
”	U M—12	…………—
”	U N—13	…………—
”	U O—14	…………—
”	U P—15	…………—

●繫留信號

埠頭繫船ノ指示ハ萬國船舶信號ノ數字信號ニ依ル

○信號讀方ノ例



某船ハ直ニ埠頭第十三區ニ繫留スヘシ
Come to berth No. 13 at once.

大連埠頭船舶給水料

當埠頭ニ於ケル船舶給水料左ノ通リ定ム

一、埠頭ニ於テ給水スル場合　一立方「メートル」ニ付　金參拾五錢

一、埠頭ニ繋留セサル船舶ニ給水スル場合　同　金五拾錢

大連港水先料（明治四三、一一、一社則第一一號制定）（明治四三、一〇、府令第三三號大連港則及同月府令第三四號大連港水先規則參照）

明治四十三年十一月一日以降大連港水先區ノ水先料ハ當分當社ニ於テ之ヲ負擔ス

小蒸汽船賃貸規定（大正四、一〇、二三示達卯第一號制定）

一、當所都合ノ許ス場合ニハ請求ニ應シ小蒸汽船ヲ賃貸スルコトアルヘシ

二、小蒸汽船賃貸料ハ左ノ割合ニヨリ申受ク

イ、港內碇泊船舶ニ往來スル場合

一、總噸數百噸未滿ノ小蒸汽船一隻ニ付
- 一時間若ハ其未滿　金五圓
- 一時間以上ハ一時間若ハ其未滿每ニ　金參圓

一、總噸數百噸以上ノ小蒸汽船一隻ニ付
- 一時間若ハ其未滿　金拾圓
- 一時間以上ハ一時間若ハ其未滿每ニ　金六圓

ロ、其ノ他ノ場合
臨時ノ協定ニ依ル
三、日沒ヨリ午後十二時迄ハ五割增午後十二時以後日出迄ハ十割增ヲ申受ク
四、天候不良ノ時ハ特別ノ割增ヲ申受クルコトアルヘシ
五、賃貸中ニ生シタル自他ノ損害ハ當所ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル場合ノ外總テ賃借人ニ於テ負擔スヘキモノトス
六、本規定ハ賃貸シタル小蒸汽船ヲ曳船用ニ供スル場合ニハ適用セス

曳船規定（大正二、六、一五示達第一〇一號制定）

一、當所都合ノ許ス場合ニハ所屬小蒸汽船ノ曳船申込ニ應スルコトアルヘシ
二、大連灣內ニ於ケル曳船料ハ當分左ノ割合ニテ申受ク
イ、一回一隻ヲ曳キタル時一時間以內金拾五圓
ロ、同時ニ二隻以上ヲ曳キタル時一隻ヲ增ス每ニ金五圓ヲ增ス
ハ、一回一時間ヲ超ユル時ハ一時間又ハ一時間未滿每ニ金五圓ヲ增ス

ニ、當所所定ノ終業時間ヨリ午後十二時迄若ハ其ノ以内ハ五割增トシ午前零時ヨリ所定就業時間迄若ハ其ノ以内ハ十割增トス
ホ、天候不良ノ場合ニハ特別ノ割增ヲ申受クルコトアルヘシ
ヘ、本料金率ハ百噸未滿ノ艀戎克及來多船曳船ノ場合ニ適用スルモノトス
ト、前記各項以外ノ場合ハ其ノ都度協定スルモノトス
三、大連灣以外ニ於ケル曳船料ハ其ノ都度協定スルモノトス
四、曳船時間ハ曳船ヲ始メタル時ヨリ起算スルモノトス
五、曳船ト第一被曳船間ノ曳綱ハ當所之ヲ準備シ其ノ他ニ要スルモノハ被曳船ノ負擔トス
但曳綱切斷ニ基因スル損害ニ對シテハ當所ハ其ノ責ニ任セサルモノトス
六、曳船作業中ニ生シタル自他ノ損害ハ當所ノ故意又ハ重大ナル過失ニ基因セルコトノ證明セラレタル場合ノ外總テ曳船申込者ノ負擔スルモノトス

艀船賃貸規定

一、艀船ハ當所都合ノ許ス限リ賃貸スルコトアルヘシ

二、艀船賃貸料ハ左ノ割合ニ依リ申受ク

一、石炭類　一噸　金參拾錢

一、雜貨及普通木材類　同　金參拾五錢

一、艀船ノ最低賃貸料ハ其ノ艀船ノ積載定量ニ賃貸料金率ヲ乘シタルモノノ半額トス

一、長大重量ノ特種貨物ハ別ニ協定ス

三、艀船ノ滯泊料ハ艀船カ貨物ヲ陸揚スヘキ場所ニ著シタルトキヨリ左ノ計算ニヨリ申受ク

一、中　丸　七十二時間ヲ經過シタルトキハ二十四時間若クハ其ノ未滿每ニ　金貳拾圓

一、國　丸　四十八時間ヲ經過シタルトキハ二十四時間若クハ其ノ未滿每ニ　金拾貳圓

一、其ノ他ノ艀船　同　金五圓

四、滯泊料ハ如何ナル事由アルモ右ノ時間ニ依リ申受ク

五、艀船賃貸後借主ノ都合ニ依リ荷役ヲナサス空シク滯泊シタルトキハ相當ノ

滯泊料ヲ申受ク

六、陸揚場所カ艀船ノ繋留ニ適セサルトキハ場所換ヲ請求スルコトアルヘシ

七、艀船ノ曳船ハ操縱上當所ニ於テ必要ト認メタル場合ニ限リ無料トス

八、二千封度又ハ千五百十二斤、四十立方尺、六石ヲ以テ一噸トシ當所ノ選擇ニヨリ之ヲ定ム

但石炭ハ一噸二千二百四十封度又ハ千六百八十斤トス

瓦斯殺鼠船殺鼠規程(明治四四、五社則第一號制定)

第一條　船鼠ノ驅除ヲ要スル船舶ハ殺鼠申込書ヲ埠頭事務所ニ提出セラルヘシ

第二條　殺鼠手數料ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ納付セラルヘシ

登簿噸數五百噸未滿　金拾　圓

同五百噸以上千五百噸未滿　金拾　五　圓

同一千五百噸以上一千噸未滿ヲ增ス每ニ金參圓ヲ加フ

第三條　殺鼠ヲ完了シタル船舶ニハ關東都督府海務局ノ奧書アル證明書ヲ交付

ス

第四條　殺鼠施行中ノ船舶ハ埠頭事務所ヨリ交付スル注意書ニ基キ施設及取締ノ責ニ任セラルヘシ

▼瓦斯使用ニ對スル注意及施設ノ條項（第四條參照）

殺鼠ニ用フル瓦斯ハ其ノ成分酸化炭素及炭酸ナルヲ以テ人及動物ニ對スル毒力ハ頗ル猛烈ナリ而シテ臭氣ナク刺戟ナキヲ以テ動モスレハ過失ヲ招キ易シ故ニ之ヲ使用スルニ際シテハ船長又ハ代理者ハ自衞ノ責ヲ負ヒ船員及臨時船内ノ備役ニ從事スル者ハ勿論苟クモ船内ニ出入スル者ニハ此旨ヲ諭シ大ニ警戒センコトヲ望ム且ツ左記ノ施設及其ノ取締ハ嚴重ニ之ヲ實行スルコトヲ要ス

一、瓦斯ヲ送入スル局所ハ豫メ充分ニ調査ヲ遂ケ隣房ヘ漏洩スルコトナキ様施設ヲ加フルコト就中船底ニ於ケル淦水道及「シヤフト」隧道等ヨリ機關室等ヘ漏洩セサル樣特ニ注意スルコト

二、前項ノ設備ヲ爲シタル場合ト雖モ其ノ使用中隣房ニ於テ作業ヲ爲シ又ハ起臥スルコトヲ禁スルコト

三、瓦斯注入後ハ出張係員ノ許可スル迄何人ト雖モ其ノ局所ニ立入ルコトヲ禁スルコト

右ノ取締ヲ勵行スル爲メ特ニ船員中ニ其ノ擔務者ヲ設ケ除鼠監督係員ニ紹介スルコト

備考

總噸數三千噸ノ船舶ニシテ瓦斯送入箇所ヲ水火夫室、各船艙、倉料庫ニ限定シ其ノ總容積ヲ十三萬五千立方呎ト假定スルトキハ瓦斯送入ヲ五時間トシ其ノ瓦斯濃厚部分ノ排除ヲ三時間ニ止メ其ノ餘ノ換氣ハ約五時間トシ以テ安全ニ殺鼠ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘシ

○證明書雛形

證明書（裏面英譯文）

一、船籍

一、船種

一、船名

一、總噸數

一、登簿噸數
一、船主又ハ代理店
右船舶ハ大正何年何月何日大連港ニ於テ瓦斯殺鼠船ヲ使用シ殺鼠ノ施行ヲ完了セシコトヲ證明ス

年　月　日

南滿洲鐵道株式會社
埠頭事務所長　氏　名印

右相違ナキコトヲ證明ス

年　月　日

關東都督府
海務局長　氏　名印

CERTIFICATE. (Form)

1. Nationality of vessel.
1. Rig of vessel.
1. Name of vessel.
1. Gross tonnage.
1. Registered tonnage.
1. Owners or Agents.

We hereby certify that rats have been completely exterminated from the above mentioned vessel by the "Fumigation Boat" at Dairen on the day of..............................
.........................191.

Wharf Office,

(sd.).......................... South Manchuria Railway Company,

....

Manager.

Date...................................

I hereby certify that the above mentioned statement is correct.

Marine Bureau,

(sd.)........................ Kwantung Government-General,

....

Superintendent.

Date..

大連埠頭特定料金

一、貨物積卸賃

▼貨物陸揚賃　帆船ノ場合

品名	單位	賃金
大豆、雜穀、豆粕、雜品	一噸	金貳拾五錢

▼貨物船積賃　帆船ノ場合

品名	單位	賃金
大豆、雜穀、豆粕	一噸	金拾五錢
雜品	同	金貳拾五錢

汽船ノ場合（船內人夫賃ヲ除ク）

品名	單位	賃金
豆油流シ込ミ	一噸	金四拾貳錢

二、船內荷繰賃

作業種別	單位	賃金
同一艙內荷繰	一噸	金拾五錢

隣接セル船艙間荷繰	同	金貳拾錢
隣接セサル船艙間荷繰	同	金貳拾五錢

特量品ニ付テハ其都度協定ス

三、特種貨物船內人夫賃

種別	單位	容積ニ依ル賃金	重量ニ依ル賃金
豆油流シ込ミ	一噸	—	金貳拾貳錢五厘
重量 Rail	同	—	金參拾錢
一噸以上三噸未滿	同	金四拾錢	金五拾錢
三噸以上五噸未滿	同	金六拾錢	金七拾錢
五噸以上十噸未滿	同	金八拾錢	金壹圓貳拾錢
十噸以上十五噸未滿	同	金壹圓	金壹圓七拾五錢
十五噸以上二十噸未滿	同	金壹圓貳拾錢	金貳圓四拾錢
二十噸以上二十五噸未滿	同	金壹圓四拾錢	金參圓拾五錢

二十五噸以上三十噸未滿	一噸	金壹圓六拾錢	金四圓
三十噸以上	同	金貳圓	金六圓

但容積カ重量ノ二倍以上ナルトキハ容積ニ依リ計算ス

Fore Peek, After Peek, Bunker Space, Deep Tank 船內人夫賃ハ當所ニ於テ該作業カ一般作業ニ比シ困難ナリト認ムルトキハ特殊料金トシテ普通船內人夫賃ノ十割增ヲ申受ク

四、特種貨物陸揚及船積賃

種別	單位	容積ニ依ル賃金	重量ニ依ル賃金
重量 Rail	一噸	—	金六拾錢
一噸以上三噸未滿	同	金六拾錢	金七拾五錢
三噸以上五噸未滿	同	金七拾錢	金九拾錢
五噸以上十噸未滿	同	金八拾錢	金壹圓貳拾錢
十噸以上十五噸未滿	同	金壹圓	金壹圓七拾五錢

十五噸以上二十噸未滿	同	金壹圓貳拾錢	金貳圓四拾錢
二十噸以上二十五噸未滿	同	金壹圓參拾錢	金貳圓九拾錢
二十五噸以上三十噸未滿	同	金壹圓五拾錢	金參圓七拾五錢
三十噸以上	同	金貳圓	金六圓

但陸揚ノ際貨車ヘ直積シタルトキ又ハ船積ノ際貨車ヨリ直積シタルトキノ揚積賃ハ其半額トス容積カ重量ノ二倍以上ナルトキハ容積ニ依リ計算ス

五、沖合荷役賃

汽船ヨリ艀積又ハ其反對（船内人夫賃共）

一般貨物	一噸	金貳拾貳錢
危險貨物	同	金貳拾五錢
火藥類	同	金參拾錢
特量貨物	同	特種貨物船内人夫賃ノ十五割

六、艀船賃（并合、寺見溝石油棧橋同）

但會社之レヲ廻漕ス

一噸及ビ一噸未滿	金参圓
一噸以上一噸又ハ一噸未滿ヲ増ス毎ニ	金壹圓五拾錢
十噸以上一噸又ハ一噸未滿ヲ増ス毎ニ	金七拾錢

危險貨物

貨主ノ要求ニ依リ危險貨物搭載艀船ヲ滯泊セシメラレタル時ハ艀船荷役終了後艀船賃貨規定ニヨリ別ニ滯泊料ヲ申受ク

別段ノ定メナキ限リ艀船ノ取扱ハ艀船賃貨規定ニヨル

七、寺見溝石油棧橋(危險貨物用)積卸賃

危險貨物（艀船場ヨリ危險物倉庫マテ又ハ其反對）　一噸　金四拾五錢

艀船場ヨリ寺見溝火藥倉庫マテ又ハ其反對ノ場合ニハ前項積卸賃ノ外ニ所定ノ荷繰賃ヲ申受ク

八、接續貨物費用

一、普通貨物	一噸	金七拾錢
一、危險貨物	同	金壹圓四拾錢
一、特量貨物	陸揚賃船積賃ヲ併算シタルモノヲ申受ク	

接續貨物ニ對シテハ別ニ荷繰賃及假置料ヲ申受ケス

九、再輸出貨物費用

輸入貨物ニシテ船舶ニテ再輸出セラルル場合

一、陸揚賃、荷捌賃	規定ノ通リ
一、船積賃	一噸ニ付金五錢減額
一、船積ノ爲メニスル荷繰賃	一噸ニ付金五錢減額
一、假置料、磯荷取扱料	規定ノ通リ

但假置料免除期間內ト雖再輸出決定前既收シタル假置料ハ之ヲ返還セス

一〇、危險貨物貨車積卸賃（鐵道貨物賃金表ニ掲名セサル危險物）

▼危險貨物貨車積込賃

小口扱	百斤	金參錢五厘
一車扱	一噸	金參拾五錢

▼危險貨物貨車卸賃

小口扱	百斤	金貳錢五厘
一車扱	一噸	金貳拾五錢

一一、看貫賃

品名	單位	賃金
雜貨	一噸	金拾五錢
袋物	一車又ハ一件二十袋未滿	金貳拾錢
同	同 二十袋以上一袋ニ付	金六厘增

豆粕（大小共）	同　三十枚未滿	金貳拾錢
同	同　三十枚以上一枚ニ付	金參厘增
燒酎及油類（籠、箱及Drum入）	一箇（二十才未滿）	金五・錢
同	同（二十才以上）	金八錢
燒酎、油類ノ空籠及空箱	同	金壹錢
石油箱入豆油	一箱（二罐入）	金壹錢五厘
石油空箱	同（同）	金貳厘
牛骨	一袋	金壹錢

一二、改裝及荷造賃（繩、釘、ハンダ會社持）

品名	作業種別	單位	賃金
袋物（一八五斤未滿）	普通改裝	一袋	金貳錢七厘
同（大麻袋二〇〇斤未滿）	同	同	金參錢壹厘
同（大麻袋二〇〇斤以上二三〇斤未滿）	同	同	金四錢參厘

袋物（一八五斤未滿）	改裝看貫	一袋	金參錢七厘
同（大麻袋一八五斤以上二〇〇斤未滿）	改裝看貫	同	金四錢壹厘
同（大麻袋二〇〇斤以上二三〇斤未滿）	同	同	金五錢五厘
同（一八五斤未滿）	現麻袋入リノ儘別ノ袋ニ入レ口縫	同	金貳錢七厘
同（同）	二重麻袋改裝	同	金參錢七厘
同（同）	混合改裝	同	金貳錢七厘
同（同）	萬通シ改裝	同	金四錢
同（同）	唐箕改裝	同	金五錢
同（同）	同（唐箕機荷主持ノ場合）	同	金四錢五厘
同（同）	落花生二枚續キ麻袋普通改裝	同	金五錢四厘
同（同）	口縫直シ	同	金貳錢
同（大麻袋一八五斤以上二三〇斤未滿）	同	同	金參錢
同（一八五斤未滿）	口縫直シ、荷印刷込	同	金貳錢五厘
同（同）	荷印刷込	同	金壹錢

同（大麻袋一八五斤以上二三〇斤未滿）	同	同	金壹錢貳厘
油類	普通改裝（出來上リ）	一才	金壹錢
同	漉付改裝（同）	同	金貳錢五厘
同	鑵詰（看貫付）	一箱（二鑵入）	金五錢
同	鑵詰（豆油槽附屬荷造場）	同	金四錢
同	解凍（石油鑵入）	同	金壹錢五厘
同	同（籠入）	一箇	金拾錢
同	Drum 入鉛封料	同	金貳錢
石油箱入油類	荷印刷込	一箱（二鑵入）	金壹錢
同	荷印削	同	金壹錢四厘五毛
同	舊荷印削、新荷印刷込	同	金壹錢七厘
同	荷印刷込、帶鐵打付	同	金壹錢五厘五毛
同	荷印削、帶鐵打付	同	金貳錢
同	舊荷印削・新荷印刷込、帶鐵打付	同	金貳錢貳厘五毛

石油箱入油類	二罐箱詰荷印刷込	一箱（二罐入）	金壹錢參厘五毛
同	中味均一、箱詰（看貫付）	同	金五錢五厘
同	罐入中味均一箱詰（看貫付）	同	金五錢
樽入油類	量目刷込	一樽	金貳錢五厘
同	番號、荷印、量目兩面刷込	同	金參錢
同	量目、番號片面刷込	同	金貳錢
同	荷印片面刷込	同	金壹錢
牛骨	普通改裝	一袋	金四錢
同	袋繼合セ	同（十才以下）	金參錢五厘
雜貨	普通改裝叺又ハ麻袋詰（繩掛付）	一箇	金參錢五厘

改裝竝ニ口縫直シニ伴フ看貫賃ハ本欄ニ列記セル外袋物（大麻袋ヲ除ク）一袋ニツキ五厘增トス、袋物、石油箱入油類、牛骨竝ニ雜貨（叺又ハ麻袋入）ノ繩掛ケハ一箇ニツキ金貳錢トス

一三、荷繰賃

品名	單位	賃金
大豆、雜穀、種子類	一袋	金貳錢
同（二百斤以內）	同	金貳錢五厘
同（二百三十斤以內）	同	金參錢貳厘
豆粕（大）	一枚	金七厘
豆粕（小）	同	金五厘
燒酎及油類（罐、箱及Drum入）十才未滿	一箇	金拾五錢
同（同）二十才未滿	同	金貳拾錢
同（同）三十才未滿	同	金貳拾五錢
石油箱入豆油	一噸	金貳拾八錢
牛骨	同	金貳拾五錢
落花生（二枚續キ麻袋入）	同	金貳拾五錢
雜貨	同	金貳拾五錢
特量貨物（一噸以上三噸マテ）	同	金五拾錢

死體	一箇	金五拾錢
危險貨物（火薬倉庫ト鐵道線路間荷繰）	一噸	金參拾錢
小口扱發送荷繰（發送倉庫ニ荷繰サルル場合ニ限ル）	同	金拾五錢

輸入貨物ニシテ當所置場ノ關係上陸揚ト同時ニ荷繰ヲ要スルモノニ對シテハ凡テ一噸ニ付金拾錢ノ荷繰賃ヲ申受ク但此場合ニハ殘荷取扱料ハ之ヲ申受ケス

穀類及種子類、豆粕、油類、其他普通品ノ配替賃ハ荷繰賃ノ半額トス

一四、起重機、起重機船、潜水器船使用料

種別	一時間又ハ其未滿毎ニ	一時間以上一時間又ハ其未滿ヲ増ス毎ニ
三十噸起重機	金拾五圓	金七圓
五十噸起重機船	金貳拾五圓	金拾貳圓
二十噸同	金拾五圓	金七圓
五噸同	金八圓	金四圓
潜水器船	金六圓	金參圓

但時間ノ計算ハ其使用地點ニ到達シタル時ヨリ起算シ其作業ノ終了シタル時ヲ以テ終ル

一五、斤量證明料

品名	單位	賃金
袋物	一袋	金五厘
豆粕（大小共）	一枚	金貳厘
豆油（石油箱入）	一箇	金參厘
同（籠、Barrel及Drum入）總量風袋檢量	同	金壹錢
同 總量檢量	同	金六厘
同 風袋檢量	同	金六厘
雜貨	一噸	金拾錢
石油空罐	一箱（二罐入）	金壹厘五毛

一六、雇傭賃

種別	時間	賃金
日本人夫	半日	金八拾錢
同	一日	金壹圓六拾錢
苦力	一時間	金拾錢
同	半日	金貳拾錢
同	一日	金參拾五錢
Tally-man（支那人）	半日	金七拾五錢
同（同）	一日	金壹圓五拾錢
同（日本人）	半日	金貳圓
同	一日	金參圓

夜業ヲナシタル時ハ左ノ割增金ヲ申受ク

一、所定終業時ヨリ午後十二時迄若クハ其以內　五割增

一、午前零時ヨリ所定就業時マテ若クハ其以內　十割增

一七、代辨手數料

一、通關手續

一件ニ付　最低　金七拾錢

箇數三十箇未滿　一箇ニ付　金拾錢

但金壹圓八拾錢以上ハ金壹圓八拾錢トス

箇數三十箇以上一百箇未滿　一箇ニ付　金六錢

但參圓以上ハ金參圓トス

箇數一百箇以上　一箇ニ付　金參錢

麻袋、豆粕及大豆其他ノ穀物又ハ同一品質ニシテ荷造セサル貨物　一件ニ付　金七拾錢

但數量ニ拘ラス

貨物ノ性質上箇數ヲ以テ計算シ難キモノハ臨時ノ約束ニヨル

一、運送取扱

通關手續代辨手數料ト同一率トス

但通關手續ノ代辨ト同時ニ運送取扱ノ代辨ヲナシタル場合ニハ其一方ノミ

ヲ申受ク

三、倉庫寄託

通關手續代辨手數料ト同率トス

四、海上保險契約ノ締結　一件ニ付　金壹圓

五、代金ノ取立（但南滿鐵道運送規定及南滿東淸聯絡運送規定ニ依ル場合ヲ除ク）

取立金額　金壹千圓迄　金一百圓若クハ其未滿毎ニ　金五拾錢

同　金壹千圓ヲ超ユル時　同　金貳拾五錢

六、免重徵專照申請手續　一件ニ付　金壹圓

七、子口半稅單申請手續　同　金壹圓

八、陸揚證明申請手續　一件ニ付　金壹圓

但收入印紙代金ハ別ニ申受ク

九、貨物ニ關スル檢査　相當ノ料金ヲ申受ク

十、事故損害賠償金ノ取立　一件ニ付　金壹圓

代辦事務案內

當所ハ貨主ノ依賴ニヨリ當所構內ニアル貨物ニ對シ通關手續、運送取扱、倉庫寄託、海上保險契約ノ締結竝ニ代金取立其他ノ事務ノ代辨ヲナシ更ニ進ンテ貨主若クハ利害關係人ノ依賴ニ應シ貨物ニ關スル檢査竝ニ證明書ノ發行ヲナス事アルヘシ

當所ニ於ケル代辨事務ハ主トシテ遠隔ノ地ニ於ケル貨主ノ利便ヲ計ルヲ以テ目的トス而シテ是レニ關係セル事務ハ日ニ月ニ煩多ヲ加ヘ豫メ想像シ得サル新現象ニ逢著シ一括シテ總テノ事務ヲ遺漏ナク說明スル能ハサルヲ以テ單ニ此所ニハ現今取扱ヒツツアル事務ノ概要ヲ記スルニ止メタリ

代辨事務ヲ分類スル時ハ大約次ノ十二種トナス事ヲ得ヘシ

一、通關手續
二、運送取扱
三、倉庫寄託

四、海上保險契約ノ締結
五、代金ノ取立
六、免重徵專照申請手續
七、子口半稅單申請手續
八、通過貨物證明申請手續
九、陸揚證明申請手續
十、貨物ニ關スル檢査立會
十一、事故損害賠償金ノ取立
十二、事故證明書ノ發行
以下順次項目ヲ追ヒ說明スヘシ

第一章　通關手續

通關手續ノ代辨ハ輸出入共之レヲ取扱フ。通關手續ノ代辨ヲ依賴セントスルトキハ現物若クハ何等故障ナク直チニ貨物ト引換ヘ得ラルヘキ書、證劵ニ貨物ノ內容ヲ明示シタル書類ヲ添付シ書面ヲ以テ之レカ申込ヲナスヘシ

當所ノ通關手續終了シタルトキハ立替關稅、代辨手數料其他是レカ爲メニ特ニ要シタル費用ト引換ニ放行單ヲ依賴者ニ交付ス

故ニ通關手續代辨ノ依賴ニハ左ノ三要件ヲ必要トス

一、現物若クハ何等故障ナク直チニ貨物ト引換ヘ得ラルヘキ書、證券ヲ提供スル事

二、貨物ノ內容ヲ明示シタル書類ヲ提供スル事

三、書面ヲ以テ申込ヲナス事

(一)現物ヲ提供スル場合ニハ何等ノ問題ヲ生セス、何等故障ナク直チニ貨物ト引換ヘ得ラルヘキ書、證券トハ持參人式(Bearer)ノ船荷證券(Bill of Lading)又ハ貨物受取書(Parcel Receipt)當所ヲ荷受人トシタル鐵道貨物引換證、受荷主ノ裏書アル船荷證券、讓渡人ノ記名調印アル倉庫證券並ニ倉荷證券等ノ類ヲ指スモノトス故ニ例ヘハ指圖人式(Order)ノ船荷證券ニヨリ通關手續ノ代辨ヲ依賴セントスル場合ニハ豫メ船荷證券ニ出荷主ノ裏書ヲ必要トシ記名式ノ船荷證券ニアリテハ受荷主ノ裏書ヲ必要トシ、貨物預リ書ノ場合ニハ流通ヲ禁シアルニ付相當記入ヲ

ナシタル所定ノ貨物受領書ヲ添ヘ之レヲ申込ムヘシ又共同海損分擔ノ貨物ハ依頼者ニ於テ船荷證券ニ供託金支拂ノ證明ヲ受クルヲ要スルカ如シ但場合ニヨリテハ右ノ供託金ヲ立替支辨スル事アルヘシ

(二)貨物ノ内容ヲ明示シタル書類トハ送リ状(Invoice)又ハ仕切書ノ類ナリ本書ハ最モ精確詳細ニ記入シ中華民國海關税率ニ適合スル樣記載シアル事ヲ要ス然ラサレハ通關手續遲延シ關税金ヲ過徴セラレ時トシテハ虚僞ノ申告トシテ沒收處分ニ付セラレ又ハ高額ノ過料金ヲ徴セラルルノ虞レアリ今本書記入方ニ付心得トナルヘキモノヲ擧クレハ左ノ如シ

A. 貨物ノ入レアル函若クハ莚包ニハ必ス荷印番號ヲ入レ本書ニハ其番號毎ニ在中品ノ名稱、員數、價格ヲ詳記スヘシ

B. 藥品、陶磁器、小間物、荒物、雜貨ノ如キ種類多種ニ涉ルモノニテモ其數量單價ハ必ス詳記ヲ要ス

C.「ハンカチーフ」「タオル」及各種織物類ハ其種類、打數(又ハ反數)及ヒ幅、長サヲ明記シ尙粗布、金巾等ハ一疋ノ重量(封度)ヲ記入スヘシ

D.「メリヤス」類ハ「シャツ」「ズボン下」ト云フカ如ク品別トスルノミナラス尚綿製毛交リ、毛製ニ分チ且夏冬用ノ別ヲ明ラカニシ各打數及單價ヲ明記スル事

E. 酒、醤油(樽入)、洗濯石鹼、和蠟、干魚、鹽魚、乾物、穀物、綿、金屬板、鐵管、鐵器、金屬線、釘、鋲鐵軌、綿絲、ランプ芯、素麵、「パラフキン」洋蠟燭等ハ斤量及ヒ價格ヲ記入スル事但シ洋蠟燭ハ一袋六本入リノモノニアリテハ一本ノ「オンス」及一箱ノ袋數ヲモ記入スヘシ

F. 罐詰類ハ品名、價格、何封度入リノモノ何打若シクハ何箇ト明記スヘシ

G. 洋酒ハ樽入ノモノハ「ガロン」瓶入ノモノハ其容量及打數ヲ記入スヘシ

H. 洗面器ハ琺瑯引ト鉱力製トヲ區別シ琺瑯引ナルトキハ直徑ノ長サ及模樣ノ有無、數量等ヲ明記スルコト

I. 捲煙草ハ名稱、本數、價格ヲ記入スルコト

J.「カタン」絲ハ絲ノ長サ及打數ヲ記載スルコト

(三)依賴者ハ必ス通關手續一切ヲ當所ニ委任シタル旨ヲ記載シタル書面ヲ以テ申込ヲナス事ヲ要ス

料　金

一件ニ付　最　低　金七拾錢也

箇數三十箇未滿　一箇ニ付　金拾　錢也

但シ金壹圓八拾錢以上ハ金壹圓八拾錢トス

箇數三十箇以上一百箇未滿　一箇ニ付　金六　錢也

但シ金參圓以上ハ金參圓トス

箇數一百箇以上　一箇ニ付　金參　錢也

麻袋豆粕及大豆其他ノ穀物又ハ同一品質ニシテ荷造セサル貨物ハ數量ニ拘ラス　一件ニ付　金七拾錢也

石油空罐、空箱其他容器類ハ數量ニ拘ラス

貨物ノ性質上箇數ヲ以テ計算シ難キモノハ臨時ノ約束ニ依ル　一件ニ付　金壹　圓也

一件トハ船荷證券又ハ貨物引換證其他ノ書、證劵各一通ヲ謂ヒ當所ノ選擇ニ依リテ之ヲ定ム

第二章　運送取扱

運送ノ取扱ハ輸出入共之レヲナシ輸入ノ場合ニアリテハ社線各驛及會社ト貨物聯絡輸送ノ契約アル朝鮮鐵道、朝鮮鐵道經由鐵道院、東清鐵道各驛ニ至ル貨物及吉長鐵道吉林行代辨貨物ヲ取扱ヒ輸出ノ場合ニハ直接當港ヨリ航路ヲ有スル各港竝ニ當地ニ本店、支店、出張所若シクハ代理店ヲ有スル汽船會社ノ諸航路ニ當ル各港ニ至ル貨物ヲ取扱フ

運送取扱ノ代辨依頼ハ通關手續ノ代辨ト同時ニスルヲ以テ便利且ツ低廉ナリトス何トナレハ此場合ニ於テハ輸入ニアリテハ託送書ヲ提出シ貨物ノ檢斤ニ立會フヲ要セスシテ單簡ニ運送受託書若クハ貨物引換證ヲ受取ル事ヲ得又輸出ノ場合ニアリテハ何等手數ヲ要セスシテ船荷證券又ハ貨物受取書ヲ受領シ得レハナリ又此場合ノ料金ハ通關手數料ト同樣ナレトモ通關手續ト同時ニ運送取扱ノ代辨ヲ依頼スル場合ニハ其一方ノミヲ申受クルヲ以テ極メテ低廉ナリトス

運送取扱ヲ依頼セラレタル時ハ貨物ヲ受領シ得ヘキ書、證券ハ特別ノ申込ナキ限リ輸出ノ場合ニアリテハ當所立替金ト引換ニ依頼者(多クノ場合出荷主)ニ交付シ

輸入ノ場合ニハ受荷主ニ交付スルヲ以テ原則トス輸出ノ場合運賃其他ヲ著拂トシテ取扱方依賴アリタル場合ニハ汽船會社ニ於テ附帶費取立方ノ依賴ニ應シタル場合ニ限リ汽船會社ニ其取立方ヲ依賴シ汽船會社ニ於テ附帶費用取立方ノ依賴ニ應セサル場合ニハ受荷主ノ居住地カ萬國小包郵便物交換條約(明治四十年條約第九號)ニ加入セル諸國竝ニ本邦ト代金引換書留郵便物ヲ交換スル國(明治四十年九月遞信省告示第五七六號)ナル場合ニ限リ當所立替金ニ郵税ヲ加算シタルモノヲ引換代金トナシ代金引換小包郵便若シクハ書留郵便ノ方法ニヨリ書、證券ヲ荷受人ニ送致シ立替金ノ取立ヲナスコトアリ但前記條約竝ニ告示ニ依ル引換金額ノ制限ヲ超過セサル場合ニ限ル此制限額ハ國ニヨリテ異ナルヲ以テ此所ニハ之レヲ精說セス

輸入貨物ニシテ運賃其他ヲ現拂トシ貨物引換證ヲ遠隔ノ地ニアル荷受人ニ送致スヘキ場合ニ於テモ亦前記ノ方法ニヨルコトアルヘシ

輸出入禁制品(例令左記ノ如シ)ハ支那政府ノ定ムル規定ニヨリ輸出若クハ輸入サルルモノノ外運送取扱ヲナサス

満洲輸入禁制品

内外阿片、罌粟種、モルヒネ及コカイン皮下注射器、ノヴォカイン、ストヴァイン、ヘロイン、デバイン、ガンジヤ、ハシワシ、バング、カンナビス、インチカ(印度大麻)、阿片丁幾、ラウダナム及コデイン等、阿片ト同性質ヲ有スル薬品、印刷空白紙幣、贋造錢及紙幣、空白銅錢(未刻印銅錢)

治安ヲ妨害シ風俗ヲ壞亂スヘキ印刷物並繪畫

食鹽(外國人ニ供給スルヲ目的トスル壜詰外國食鹽ハ少量ヲ限リ輸入ヲ許可スルコトアルヘシ)

モルヒネ、コカイン(但シ公認資格ヲ有スル外國醫師又ハ外國藥劑師カ所轄領事ノ面前ニ於テ右藥品ヲ小量宛使用シ販賣スル事ヲ證明シ署名ヲナシタル書類ヲ海關ニ送致シタル時ノミ輸入ヲ許可セラルルコトアルヘシ)

満洲輸出禁制品

米、鹽、銅錢

奉天省防穀令ニヨル穀物(米ハ此内ニ含マス)

輸出入制限品(例令左記ノ如シ)ハ相當官憲ノ發行ニカカル官憑(Special Authority)ナキ限リ運送取扱ヲ謝絶ス

銃、砲、刀、槍、火藥、砲彈、ニトログリセリン及ダイナマイト其他ノ爆發物、藥筒、雷管、氣球、飛行機等各樣軍械及軍隊用品

汽罐用亞鉛板、亞鉛鑛、亞鉛、ピクリン酸、ニトロベンゾール、醋酸、石灰、硫黃(原鑛)硫黃、鹽酸加里、硝酸加里、硝石、智利硝石、燐、硝酸

(但シ藥用又ハ工業用ニ供スルモノハ一擔以內ノ少量ニ限リ北京政府ノ許可ナクシテ輸入スルコトヲ得)

左記ノ貨物ハ運賃著拂ノ取扱ヲ謝絕ス

一、生獸其他生動物

一、屍體

一、貨物ノ價格又ハ性質カ運賃諸料金ノ擔保タルニ不充分ナリト認メタルモノ

運送取扱方ノ代辨ヲ依賴セラレタル貨物カ遠隔ノ地ヨリ當所ニ到著シ其外裝破損シテ中味ヲ散亂損滅セシムル虞アル場合ニハ當所ハ貨主ノ利益ノ爲メニ貨主ノ費用ヲ以テ之レカ改裝修繕ヲナス事アルヘシ

料金ハ通關手續代辨手數料ト同率トス但通關手續ト同時ニ運送取扱ノ代辨ヲナ

ス場合ハ料金ハ其一方ノミヲ申受ク

第三章　倉庫寄託

倉庫寄託ノ代辦ヲ依賴セントスルトキハ直チニ貨物ト引換ヘ得ラルヘキ書、證券ヲ提供シ倉庫寄託ニ關スル書、證券ノ種類ヲ明示シテ其委任ヲナス事ヲ要ス預リ書、倉庫證券若シクハ倉荷證券ハ當所立替金ノ領收ト引換ニ依賴者ニ交付ス預リ書、倉庫證券若シクハ倉荷證券ヲ遠隔ノ地ニ送致シ當所立替金ト引換ニ之レヲ依賴者ニ交付スヘキ方法ハ代金引換小包郵便若クハ同書留郵便ニ依ルコトアリ

料金ハ通關手續代辦手數料ト同率トス

第四章　海上保險契約ノ締結

海上保險契約ノ締結代辦方ヲ當所ニ依賴セントスルモノハ左ノ要件ヲ當所ニ通知シ書面ヲ以テ申込ミヲナス事ヲ要ス

一、保險契約ヲ締結セントスル保險會社ノ名稱

二、保險ニ附ス可キ貨物ノ荷印、番號、品名、數量、價格

三、保險スヘキ航路
四、積替地
五、保險契約種類
六、艀舟保險ヲ望ム場所
七、保險金額
八、出荷主氏名又ハ商號
九、受荷主氏名又ハ商號

右ノ內保險契約ヲ締結セントスル保險會社ノ名稱ニ付何等ノ指定ナキ場合ニハ當所ハ大連ニ本店、支店、出張所若クハ代理店ヲ有スル保險會社ノ一ヲ適宜選定ス保險スヘキ航路ニ關シテ何等ノ明示ナキ時ハ大連ヨリ貨物ノ到達港迄トシ保險契約種類ニ關シ何等ノ明示ナキ時ハ當所ノ見込ニヨリ單獨海損不擔保(F. P. A.)、單獨海損擔保(W. A.)若クハ全損ノミ擔保(Total loss only)ノ孰レカヲ選ヒ保險金額ノ明示ナキ場合ニハ貨物ノ價格ヲ以テ保險金額トシ被保險者ノ明示ナキ場合ニハ受荷主ヲ被保險者トナシ損失金支拂ノ場所ニ關シ何等ノ明示ナキ。時ハ受荷主ノ居住

地ニ契約保險會社ノ本店、支店、出張所若クハ代理所アル場合ニハ受荷主ノ居住地トナシ若シ是レナキ時ハ受荷主カ損失金ヲ回收スルニ最モ便利ナリト思惟スル場所ヲ選定スルモノトス

保險ニ關スル代辨料金ハ一件金壹圓トス

第五章　代金ノ取立

運送取扱代辨ノ依頼者ハ當所ニ對シ其貨物ニ關スル代金、立替金等ノ取立ヲ依頼スル事ヲ得、但シ貨物ノ價格カ運賃、諸料金、立替金竝該代金合計ノ擔保タルニ不充分ナリト認メタル場合ハ此限リニアラス料金ハ左ノ如シ

取立金額金千圓迄　　金壹百圓若クハ其未滿毎ニ　　金五拾錢

同　　金千圓ヲ超ユル時　　同　　金貳拾五錢ヲ加フ

(但當社鐵道運輸規定竝ニ東淸南滿聯絡運送規定ニ依ル場合ヲ除ク)

第六章　免重徵專照申請手續

輸入通關手續ト同時ニ免重徵專照受領手續ノ代辨ヲ依頼セラレタル場合ハ當所ハ其需メニ應ス免重徵專照ハ左記十七箇所ノ開市場ニ於テ地方税免除ノ效力ヲ

有シ發行ノ日ヨリ四箇月以內ニ貨物到達地收稅局ニ於ケル貨物到著ノ證印ヲ受ケ當地稅關ニ返還スル事ヲ要スルモノニシテ此期ニ後ルル時ハ輸入稅半額ノ三倍ニ相當スル金額ヲ徵收セラルルモノトス故ニ本證書受領方ヲ依賴セントスル者ハ前記期間內ニ貨物到達地收稅局ノ證印ヲ受ケ必ス當所ニ返送ヲナスヘク若シ期ニ後レタル場合ニハ其責ニ任スヘキ旨ヲ認メタル保證狀ニ哈爾賓日滿商會或ハ當地ニ本店、支店、出張所若クハ代理店ヲ有スル銀行ノ裏書ヲ求メ之レヲ當所ニ提出スル事ヲ要ス

奉天	新民府	鐵嶺	通江口	法庫門
鳳凰城	遼陽	長春	吉林	哈爾賓
寧古塔	琿春	三姓	齊々哈爾	滿洲里
海拉爾	愛琿			

料金一件ニ付金壹圓トス

第七章　子口半稅單申請手續

輸入通關手續ト同時ニ子口半稅單受領方ノ代辨ヲ依賴セラレタル時ハ當所ハ其

需メニ應ス子口半稅單ハ免重徵專照ト等シク地方稅免除ノ效力ヲ有スル證書ナリト雖モ免重徵專照トハ左記ノ諸點ニ於テ相違セリ

(一)免重徵專照ハ支那國產及外國產貨物ノ何レニ對シテモ之レヲ受領シ得ルモノナルニ反シ子口半稅單ハ外國產貨物ニ對シテノミ受領シ得ルモノナリ

(二)免重徵專照ハ已定十七箇所ノ開市場(Open Market)ヲ到著地トスル貨物ニ對シテノミ之レヲ受領シ得ルモ子口半稅單ハ何レノ地方ヲ限ラス之レヲ受領シ得ルモノナリ

(三)免重徵專照ハ發行ノ日ヨリ四箇月以內ニ到達地收稅局ニ於ケル貨物到著ノ證印ヲ受ケ當地稅關ニ返還スヘキモノニシテ此期ニ後ルル時ハ輸入稅半額ノ三倍ニ相當スル金額ヲ罰金トシテ當地稅關ニ徵收セラレ從テ是レカ受領ノ際稅關ヨリ何等ノ負擔ヲ課セラルル事ナキモ子口半稅單ハ之ヲ受領スル際ニ輸入稅ノ半額ニ相當スル稅金ヲ納メサルヘカラス又子口半稅單ハ當地稅關ニ返還スルヲ要セス

料金一件ニ付金壹圓トス

第八章　通過貨物證明申請手續

東三省ヲ通過シ露領ニ入ル支那產以外ノ貨物(但支那產茶ヲ含ム)ニ對シテハ大連海關ニ於テ輸入ノ際普通輸入稅ヲ徵セラレ又ハ保證狀ヲ提出セシメラレ國境稅關ヨリ貨物通過ノ通知ヲ受ケタル後先キニ徵收シタル輸入稅若クハ保證狀ヲ返還セラル

此取扱ヲ受ケントスル貨主ハ通關手續以前ニ當所ニ對シ品名箇數記號番號ノ外國境通過地名、包裝ノ種類(箱、包、繩掛又ハ鐵輪掛等)容積(縱、橫、幅ノ長サ)及重量ト共ニ通過貨物證明申請ヲ依賴スル旨ヲ書面ヲ以テ申込ヲナスコトヲ要ス本證明書ハ當海關ヨリ直接國境通過地稅關ニ送付シ國境稅關ニ於テハ本證明書ト現品トヲ對照シ其ノ國境ヲ通過シタルコトヲ確認シタル上當海關ニ其旨通知シ來リ之ニ依リ當海關ニ於テ輸入稅ノ拂戾又ハ保證狀ノ返還ヲナスモノトス

料金ハ一件ニ付金壹圓トス

第九章　陸揚證明申請手續

日本內地ヨリ當港ニ輸入陸揚セラレタル酒類、味噌、醬油及同醪、砂糖、煙草類、織物類

食鹽、香水等ニ對スル消費税ノ戻税ヲ受クルニ必要ナル大連民政署輸入陸揚證明ノ受領方ヲ當所ニ依賴セラルルトキハ其需ニ應ス此場合依賴者ハ輸出港税關ニテ發行セル輸出免狀ヲ差出ス事ヲ要ス陸揚證明ハ依賴者ヨリ特別ノ申込ナキ限リ輸出免狀ノ裏面ニ記入サルルモノトス

料金ハ一件ニ付金壹圓ナリ但シ收入印紙代(金壹圓)ハ別ニ申受ク

第十章　貨物ニ關スル檢查立會

現今行ヒツツアル貨物ニ關スル檢查立會ノ代辨ハ輸入貨物ノ事故ニ對スルモノノミナリ右檢查立會ノ代辨依賴ハ豫メ書面ヲ以テ其申込ヲナス事ヲ要ス、當所ハ貨主ニ代リ船會社、保險會社若クハ其代理店員ト共ニ事故ノ立會檢查ヲ行ヒ船會社若クハ保險會社ニ於テ責任ヲ負フヘキ損害ニ對スル賠償金請求ノ方法ヲ講ス但シ輸入通關發送代辨方依賴ノ貨物ニ對シテハ特ニ此種ノ申込ナキ場合ト雖モ船荷證券面ニ損害賠償請求ノ期間(十日又ハ三十日等)ヲ限定シタルモノ又ハ保險證券添附ノ貨物ニシテ保險會社又ハ代理店ノ當地ニ存在スルコト明ラカナルモノニアリテハ貨主ノ利益ノ爲メニ船會社保險會社又ハ其代理店ト共ニ事故ノ立

會檢査ヲナシ其責ニ任スヘキ事故ニ對シテハ辨償金支拂方ヲ承諾セシムル事アルヘシ

檢査立會ニ關シテハ相當ノ料金ヲ申受クルモノトス、

第十一章　事故損害賠償金ノ取立

船會社、保險會社又ハ其代理店ニ於テ陸揚貨物ニ對スル事故ヲ認メ其賠償金辨償方ヲ承諾シタル場合ニアリテハ貨主ノ請求ニヨリ當所ハ損害賠償ノ請求書並ニ送リ狀ノ送付ヲ受ケ損害賠償金取立ノ依賴ニ應スル事アルヘシ

料金ハ一件金壹圓トス

第十二章　事故證明書ノ發行

第十章ノ場合ニ於テ船會社若シクハ其ノ代理店カ船貨證劵面ノ條項ニヨリ損害賠償金支拂ノ請求ニ應セサル事故ニ關シテハ貨主ノ依賴ニヨリ或ハ保險會社ニ對シ損失金回復上有效ナルヘキ事故證明書ノ發行ヲナス事アルヘシ

料金ハ檢査ニ要シタル實費以外一件ニ付金壹圓トス

大連灣形狀

大正五年末調

港灣名	港口ノ方位	港灣ノ廣袤 東西	港灣ノ廣袤 南北	埠頭繋船場ノ深サ 干潮	埠頭繋船場ノ深サ 滿潮	海底ノ土質	結氷期間	一年最多風雨期間 方位	一年最多風雨期間 期間
大連灣	南東	約四浬	約五浬	二四乃至三〇呎	三四乃至四四呎	概ネ黑灰色ノ泥土	概ネ六十日	北	自九月至四月

一大連灣ハ港則ニ據ル黃白嘴ノ外端ヨリ和尙島ノ東端東嘴子ニ至ル一線以西トス

一表中滿潮ハ年中ノ最高潮ヲ干潮ハ年中ノ最低潮ヲ示スモノトス

燈臺

大正五年末調

名稱	位置	燈色	燈質	燈臺形質	霧警號
老鐵山	老鐵山西角	白	連閃	鐵造圓筒形白塗	霧砲七分時ヲ隔テテ大砲ヲ一發ス
老虎尾	旅順港西側ノ險崖上	白紅	明暗	鐵造長方形白塗	
白玉山低燈	旅順港白玉山南麓	紅	不動	石造方錐形白塗	
白玉山高燈	旅順港白玉山南麓	紅	不動	石造方錐形白塗	

南三山島	大連灣口南三山島ノ南端	白	回轉	石造圓形白塗	霧砲三分時ヲ隔テテ大砲ヲ二發ス
大連東港口南燈臺	大連灣東防波堤北端	白	不動	石造圓形頂部白色	霧笛毎二十秒時ヲ隔テテ二秒半間吹鳴ス
大連東港口北燈臺	大連港北防波堤東端	紅	不動	石造圓形頂部紅色	
大連西港口南燈臺	大連港西防波堤南方	白	不動	コンクリート圓柱頂部白色	
大連西港口北燈臺	大連濤西防波堤南方	紅	不動	コンクリート圓柱頂部紅色	

大正五年末調

燈竿

名稱	位置	設立年月日	經緯度	構造	等級及燈質	光達距離
大連濱町波止場燈竿	濱町波止場東端			鐵造柱黑色ニシテ紅燈ニテ點火ス	不動紅色	
大連濱町棧橋燈竿	濱町棧橋北端			木造柱綠燈ニテ點火ス	不動綠色	
海洋島象登燊	象登燊ノ南岸	明治四十二年十月二十二日	北緯三九・〇四 東經一二三・〇九	白塗木造柱ニシテ上ニ燈器ヲ揭ク	不動白色	五浬
寺兒窩海岸燈竿	大連寺兒溝	明治四十三年四月三日	前燈{北緯三八・五六 東經一二一・四〇} 後燈{前燈ヨリ西南微南 1/2 南距離二四〇呎}	木造ニシテ頂上ニ燈器ヲ戴ケリ	不動紅色電燈三二燭光	四浬
寺兒溝石油棧橋燈竿	寺兒溝石油棧橋北端	大正三年六月	北緯三八・五五 東經一二一・四一	木造白塗頂上ニ燈器ヲ戴ク	不動綠色	五浬

一大連濱町波止場燈竿及大連濱町棧橋燈竿ハ露西亞時代ニ建設セシモノナルヲ以テ設立年月日等不詳

浮標

大正五年末調

名稱	位置	大低潮ノ水深
大連北防波堤西端	該浮標ヨリ發電所大煙突(高二一九呎)ハ南二七度三〇分西距離九1/2鏈	大低潮ノ水深 約四尋
大連西防波堤北端	該浮標ヨリ發電所大煙突(高二一九呎)ハ南二三度四五分西距離八2/鏈	約三尋四分ノ三
大連第三埠頭	該浮標ヨリ發電所大煙突(高二一九呎)ハ南八六度西距離六1/2鏈	二尋半
大連B浮標	該浮標ヨリ濱町波止場東端ノ紅燈竿ハ南一〇度西距離四鏈	約三尋二分ノ一
大連A浮標	該浮標ヨリ大連東港口北燈臺ハ北一九度西距離六鏈強	約四尋
紅娘子江石	大連灣和尙島ノ南西紅娘子江石ノ南側	約四尋四分ノ一
老虎灘	該假設浮標ヨリ干出十一呎岩頂ハ北一五度東距離1/2鏈	約二尋
大長山島南岸	該假設浮標ヨリ蚧蚆硊二〇一呎頂點ハ北八九度西距離五鏈弱	五尋二分ノ一

立標

大正五年末調

名稱	位置	經緯度	著色	構造及水面上ノ高
蟒牛礁石	大連最東埠頭東方	北緯 三八・五五 度分 東經 一二一・三九	赤黒横蟒	木造ニシテ紅塗球形ノ籠ヲ戴キ高サ十四尺
干出九尺岩	大連北大山通北方	北緯 三八・五六 東經 一二一・三七	赤黒横蟒	〃
西立標	大連最東埠頭堤上	北緯 三八・五六 東經 一二一・三九	白塗	木造ニシテ三角目標ヲ戴キ高サ十二尺
南立標	A浮標ヨリ南方ノ陸上	北緯 三八・五五 東經 一二一・四〇	白塗	〃
北立標	小崗子黒煙突ノ北方陸上	北緯 三八・五五 東經 一二一・三七	白塗	〃
南立標	小崗子黒煙突ノ北方陸上	北緯 三八・八五 東經 一二一・三六	白塗	〃
模珠岩	旅順港外模珠岩		紅塗	上部鐵柱ニ球形目標ヲ戴キ下部コンクリート造圓形高潮面上十七呎

置籍船舶

每年末日現在

年次	大連港 隻數 汽船	大連港 隻數 帆船	大連港 隻數 計	大連港 總噸數 汽船	大連港 總噸數 帆船	大連港 總噸數 計	旅順港 隻數 汽船	旅順港 隻數 帆船	旅順港 隻數 計	旅順港 總噸數 汽船	旅順港 總噸數 帆船	旅順港 總噸數 計
大正五年	九二	五	九七	二〇〇、三五八	一四五	二〇〇、五〇三	一	一	二	三一	五四	八五
同　四年	一〇四	六	一一〇	二四七、九五一	一七八	二四八、一二九	一	一	二	三九	五四	九三
同　三年	一〇三	一三	一一六	二六〇、〇七六	三四八	二六〇、四二四	一	一	二	四〇	五五	九五
同　二年	八〇	一二	九二	一九九、三四一	三二二	一九九、六六三	一	一	二	四〇	五五	九五
同　元年	三三	一二	四五	四二、六〇一	三一二	四二、九一三	一	｜	一	四〇	｜	四〇

一本表ニハ總噸數二十噸未滿又ハ積石數二百石未滿ノ船舶、端舟等船鑑札規則ニ依ルモノハ掲上セス

大連港出入船舶ノ一（船籍別）

大正五年

船籍	入港 隻數 汽船	入港 隻數 帆船	入港 總噸數 汽船	入港 總噸數 帆船	出港 隻數 汽船	出港 隻數 帆船	出港 總噸數 汽船	出港 總噸數 帆船
日本	一、七二〇	二四	二、五九三、八五〇	五、四五五	一、七一一	二〇七	二、五八一、八〇〇	五、三四六
英國	九二	｜	二一三、八一九	｜	九〇	｜	二〇九、八四二	｜

支那	二〇四	四、八六五	一四四、一〇三	五八、五五五	二〇五	四、八五六	一四四、六五二	五七、七九六
和蘭	七	—	三四、〇三一	—	七	—	三四、〇三一	—
瑞典	七	—	三四、四二三	—	七	—	三四、四二三	—
丁抹	六	—	三〇、二九七	—	六	—	三〇、二九九	—
露國	四	—	三三、〇四〇	—	四	—	三三、〇四〇	—
佛國	三	—	一九、〇〇三	—	三	—	一九、〇〇三	—
諾威	二	—	四、三八九	—	二	—	四、三八九	—
總計	二、〇五五	五、〇七九	三、一〇六、九五四	六四、〇一〇	二、〇四五	五、〇六三	三、〇九一、四七六	六三、一四二
大正四年	二、一七三	四、三二一	三、四三〇、七三三	五五、五八九	二、一八六	四、三二〇	三、四四二、七二七	五五、八五一
同三年	二、一一一	二、七四〇	三、七八〇、二四四	三七、一五〇	二、〇九七	二、七三二	三、七九三、六五六	三六、三七九
同二年	二、一八二	三、一七四	三、六〇五、四三二	四二、〇八二	二、一八一	三、二六四	三、五九七、五一六	四一、四八九
大正元年	一、八九五	二、五八〇	二、九三三、三九一	三四、三四五	一、八九三	二、五五九	二、九二六、一五三	三四、八五〇
明治四十四年	一、八一〇	二、六六八	二、七〇〇、三二三	三三、〇三六	一、八〇三	二、六八二	二、六九五、〇八四	三四、三四九
同四十三年	一、八〇八	二、四八三	二、五七三、九七三	四〇、二四〇	一、八〇七	二、一八七	二、五八二、七〇五	三七、七六九
同四十二年	一、五六九	二、八八〇	二、四〇一、八八三	三七、九二六	一、五五八	二、七八四	二、三九七、二七九	三六、五〇八
同四十一年	一、五二五	二、八五一	一、九三〇、九四九	三九、二七二	一、五二五	二、四六六	一、九五一、一四六	三四、五三一

一本表ハ他ノ港灣ト交通セル船舶ニシテ港內ヲ往來セルモノヲ含マス又帆船ハ石積以上ノモノノミトス

一表中帆船ノ噸數ハ十石ヲ以テ一噸トス

大連港出入船舶ノ二（月別）

大正五年

月別	入港 隻數	入港 總噸數	出港 隻數 汽船	出港 隻數 帆船	出港 隻數 計	出港 總噸數
一月	二四九	二七九、〇二四	一七三	九七	二七〇	二七〇、六六一
二月	一八六	二四五、七七二	一四八	三〇	一七八	二五一、七七八
三月	六〇八	三〇〇、〇五〇	一八五	三八七	五七二	三〇一、八三〇
四月	五四八	二七六、七二〇	一七五	三九五	五七〇	二八五、六〇七
五月	六九七	二四七、〇五六	一六九	五四五	七一四	二四三、九一一
六月	八四二	二八六、九〇四	一八六	六一〇	七九六	二七二、五五九
七月	七一三	二六六、一四二	一八二	五三八	七二〇	二七二、六五〇
八月	四七〇	二二四、八六四	一五六	三九四	五五〇	二三九、二一八
九月	四八四	二三三、五八八	一六二	二八九	四五一	二三三、八〇三
十月	八六三	二六一、三八〇	一七〇	五八七	七五七	二六〇、一八五
十一月	九九三	二八〇、六九五	一八三	七九三	九七六	二六八、九三五

十二月	四七二	二六八、七六九	一五六	三九八	五五四	二六四、四八一
總計	七、二三四	三、一七〇、九六四	二、〇四五	五、〇六三	六、一〇八	三、一五四、六一八

旅順港出入船舶ノ一（船籍別）

大正五年

船籍	入港 隻數	入港 總噸數	出港 隻數	出港 總噸數
日本	三〇〇	二二三、七五〇	二九二	二一一、三三九
支那	七六一	六、四八一	八三七	五、七四六
總計	一、〇八一	二一九、二三一	一、一二九	二一七、〇七五
大正四年	八八一	二六七、三四二	八七二	二六六、七三九
同三年	八一七	二六六、四二〇	八二〇	二六六、四九四
同二年	一、一九七	三四四、四四八	一、一八三	三四四、八九一
同元年	一、〇八六	二八一、〇一六	一、〇七四	二八〇、六二五
明治四十四年	七三六	二五一、〇四八	七一九	二一一、〇二一

旅順港出入船舶ノ二（月別）

大正五年

月別	入港 隻數 汽船	入港 隻數 帆船	入港 總噸數 汽船	入港 總噸數 帆船	出港 隻數 汽船	出港 隻數 帆船	出港 總噸數 汽船	出港 總噸數 帆船

各港出入船舶ノ一（港灣別） 大正五年

一月	三	九	八、一四五	六〇	一〇	九	七、八八三	五八
二月	一三	四	一三、三八二	六二	一二	四	一三、三五二	五二
三月	二〇	五二	一五、三五四	三八一	一八	五一	一五、三〇六	三五四
四月	二七	三一	二五、七六八	一八四	二五	二七	二三、七五八	二三〇
五月	二四	二八	一九、二〇二	三三九	二五	三三	二〇、二七三	三七六
六月	二五	四七	二一、四〇六	三七三	二五	四六	二一、四〇六	四一〇
七月	二四	六八	二六、六四九	五四三	三	六八	二三、五〇九	五五五
八月	一六	一三一	一三、二二七	一、一四五	一七	一八九	一六、二六五	一、一二七
九月	一二	一八八	二〇、三一二	一、五〇六	一二	一八〇	二〇、三一九	一、三七五
十月	一四	一五五	一一、〇五三	二、二〇八	一三	一六〇	一一、〇三四	一、五九九
十一月	二〇	一一七	一七、三九七	八八五	二〇	一一〇	一七、三九七	七八六
十二月	一七	二六	一九、三九七	二四三	一七	二八	一九、三九七	二五四
總計	二三三	八四八	二一一、三〇二	七、九二九	二三四	九〇五	二〇九、八九九	七、一七六

一本表ハ前出第二三五表ノ事實ヲ月別トシテ再揭セルモノナリ

港名		入港 隻數 汽船	入港 隻數 帆船	入港 總噸數 汽船	入港 總噸數 帆船	出港 隻數 汽船	出港 隻數 帆船	出港 總噸數 汽船	出港 總噸數 帆船
旅順	黄泥川	—	二五	—	一五七	—	二三	—	一四〇
	龍王塘	—	六三	—	五六六	—	四〇	—	三九六
	鹽廠	—	二八	—	二九〇	—	二七	—	二七三
	羊頭窪	—	一三六	—	九〇四	—	一三三	—	八二九
	雙島灣	九	五四	一五、八三三	四九一	九	六三	一五、八三三	五七二
	山頭村	—	九三	—	八六〇	—	一三	—	一、一五四
	三澗堡	—	二一	—	五〇	—	九	—	六六〇
	營城子	—	三三	—	二九八	—	二八	—	二五六
	牧城驛	—	二二	—	一三五	—	二一	—	一三六
大連	老虎灘	—	三	—	四三	—	三	—	四三
	小平島	—	六一	—	五六五	—	六九	—	五七二
	柳樹屯	一、〇九二	七一	四四、七一〇	一、四九七	一、〇九二	八三〇	四四、七一〇	一、四五六
	金州	—	三二	—	一、一二八	—	三七	—	一、〇九三
	紅崖子	—	七二	—	五三三	—	七一	—	五二一
	西馬橋子沿岸	—	一八	—	五五四	—	一三	—	四九七

金州 大狐山	—	二四五	—	一,五三四	—	二二八	—	一,二六八
黄咀子廟沿岸	—	三五	—	一八六	—	三五	—	一七二
七頂山沿岸	—	二六	—	二〇三	—	二三	—	一六〇
王家灘附近沿岸	—	三	—	二四	—	二	—	一五
大魏家屯沿岸	—	一五	—	九〇	—	八	—	三八
煤窩港	—	七四	—	四五七	—	七三	—	五〇〇
小鹽廠	—	七八	—	二〇四	—	八三	—	二四五
石槽港	—	一二〇	—	六七八	—	六九	—	四一五
金廠	—	一九八	—	一,二六八	—	一六三	—	一,一〇一
狻兒石	—	一六六	—	八三二	—	一二七	—	六五九
交流島	—	九三一	—	三,三三九	—	九八二	—	三,一五六
鳳鳴島	一	四三	一,三〇〇	一八一	一	六〇	一,三〇〇	三七二
西中島	—	三五	—	七四	—	三六	—	八〇
後三道灣	—	六一	—	六七〇	—	六三	—	六七六
後海港	—	九	—	三四	—	八	—	三三
長店堡沿岸	—	三五五	—	九七一	—	三五九	—	九五五
三官廟	—	九	—	五一	—	九	—	五一
貔子窩港	七一	一,六八七	一四,二〇〇	九,四一六	七一	一,五四一	一四,二〇〇	一〇,二五八

坎子下	—	一、七二一	—	五、二三一	—	七五二	—	三、一八〇
東老灘	—	七二五	—	二、九三七	—	六三四	—	二、五七三
碧流河	—	三三三	—	一、八一七	—	二一四	—	一、六六八
城子疃	—	一九九	—	二、〇〇四	—	一九六	—	一、九六一
清水河	—	七四	—	二七七	—	七一	—	二六九
大長山島	四一	五六一	二二、三三三	七、〇八三	四一	七二三	二二、三三三	七、八〇三
小長山島	一〇	一三八	二、〇〇〇	二、五三九	一〇	一五五	二、〇〇〇	三、四二七
廣鹿島	一〇	三〇〇	二、〇〇〇	二、七五〇	一〇	三五〇	二、〇〇〇	三、二八二
獐子島	—	三七〇	—	二、六七八	—	三三三	—	二、二三一
海洋島	三三	一〇七	一〇、九一四	九二三	三三	一一〇	一〇、九一四	一、〇一三
大坨子	—	六	—	八	—	六	—	八
總計	一、二六七	一〇、四二五	一二三、二七九	五六、五四六	一、二六七	九、三〇八	一二三、二七九	五六、一一五
同四年	一、〇五五	八、四〇五	七〇、五八八	六六、七九四	一、〇五五	八、四八八	七〇、五五八	六七、〇七一
同三年	一、〇〇五	一〇、〇六一	七〇、一八一	七〇、〇四四	一、〇〇五	一〇、一一七	七〇、一八一	七二、五八九
大正二年	九〇三	八、三五六	五五、二四〇	六一、六五四	七八一	七、五五五	五二、〇三三	五七、二八八

一 本表ニハ旅順、大連兩港ノ出入船舶ヲ包含セス

各港出入船舶ノ二（月別）

大正五年

月別	入港 隻數	入港 總噸數	出港 隻數	出港 總噸數
一月	九九	三、九八〇	九六	三、九六〇
二月	一四八	四、七五九	九四	四、〇〇二
三月	五三二	一〇、三七一	六二九	一三、五一九
四月	七五八	一八、六三七	七九二	二〇、九八八
五月	一、〇三三	一六、五七六	八五九	一六、二七六
六月	一、三六九	一九、二三三	一、〇四六	一七、六三八
七月	一、二七四	二〇、七八一	一、〇六五	二一、〇六〇
八月	一、八九八	二一、七〇六	一、四七九	二〇、七七九
九月	一、三八八	一八、四六七	一、三一二	一七、六六四
十月	一、八七四	二一、一六一	一、八四五	二一、〇八五
十一月	一、一六三	一〇、一一七	一、〇九一	九、三六二
十二月	二五六	三、九九三	二六七	四、一〇一
總計	一一、六九二	一六七、八二五	一〇、五七五	一六九、四三四

營口(牛莊)港

營口は遼河々口を溯ること約十四哩の地點に在りて其の汽船の碇泊する區域

は西、老爺閣より正北に遼河を橫斷したる線より東、靑堆子河口より正北に遼河を橫斷したる線に至るの間を範圍す其の延長一萬七千呎、河幅平均二千五百尺あれども海關の許可を得れば港外にも碇泊し貨物の積卸をなすことを得るものとす、其の海運民船は汽船碇泊區域の下流卽ち西稅關の河面に碇泊するを常とし碼頭に繫留するものは殆んど稀れなり▼結氷及び解氷　結氷は每年十一月下旬より翌年三月下旬までにして其れより解氷す▼水深潮流及び護岸　河床の傾斜頗る緩漫なるを以つて干滿の差は十六呎に及び速力一時間七哩上下を示せり港內は水深頗る深く河北驛附近は干潮時に於て平均四十呎なり其の最も深き所は七十五呎に達するを見る、上流なる三井洋行碼頭(新市街)附近は更らに五十呎乃至六十呎あり牛家屯驛附近にては三十呎乃至四十呎にして其の上流なる三家子に至りても尙ほ二十五呎乃至三十呎ありといふ▼河口及び門洲　遼河は河口に沙灘あるがため其の價値を減ずるなり門洲(バア)は第一浮標より第二浮標に至る四浬間にして干潮時に於いては十呎以上の汽船を通ずべからざるなり其の滿潮時に於ても十八呎以上の船舶を通ずるには頗る困難を覺ゆ且つ其の水路も幅百八十呎

内外にして加ふるに水路は水流と潮勢とに従ひ極めて變化し易し▼水先案内水先案内人の團體あり Newchwang Pilot Company と稱し代理店を I. Edgar とす此地の水先案内は强制々度にあらざるも門洲通過は頗る困難なるを以つて多くは之れを使用せり左れど本邦社外船の來港度數多きものは之れによらざるなり。

		汽船	帆船	曳船せる帆船(タウボート)
入港	外浮標の南方より	吃水一呎に付 四兩(牛莊兩)	五兩	三兩
	外浮標の內側より	同 三兩	四兩	二兩
出港	港內より外浮標の外まで	同 四兩	五兩	三兩

但し登簿噸數千五百噸以上の汽船は前記水先料の外、超過噸數に對し毎噸銀二分宛を徵收す

碼頭に繫留するもの
- 港內 一隻 十五兩(水先料以外なり以下同じ)
- 港外 一呎に付 一兩五錢

(港外とは亞細亞石油會社碼頭、京奉鐵道碼頭、滿鐵牛家屯碼頭を含む)

バルチック、ムアーリング(艫錨のなき碼頭付のとき)十五兩

轉錨の場合も亦右に準ず

収容力　碼頭繋船二千噸級汽船約十九隻
　　　　投錨沖泊四千噸級汽船約十五隻

繋船岸壁棧橋の數十四、延長約一哩繋船能力二千噸級汽船約十九隻

貿易用倉庫の棟數十七、收容力三萬七千噸

貨物船内船積卸賃
- 一噸に付　最高　金十八錢
- 同　最低　金十二錢
- 同　平均　金十五錢

貨物陸揚倉入賃
- 同　最高　金五十三錢
- 同　最低　金三十七錢
- 同　平均　金四十五錢

領事館の船舶入出港取扱手數料
- 二十噸又は二百石以上の船舶　金五十錢
- 百噸又は千石以上の船舶　金一圓
- 二百噸以上の船舶　金一圓五十錢

五百噸以上の船舶　金二圓五十錢
千噸以上の船舶　金四圓

棧橋繫船料　一回（牛莊兩）　二十五兩

倉庫料　著荷後十日間分一泊に付（同）　一分五厘

連山灣

錦州赤峰間の鐵道が將來敷設せられ又新邱炭鑛採掘問題が進捗して結著するの曉、之が運炭港を何處に求べきや、連山灣は其最も有望なる港灣の一たるべし、然らば連山灣の將來は渤海に於ける一大港として又大連の姉妹港として貿易上密接の關係を生ずるに至るべきは明かなり、今連山灣に關する諸般の事情を略述せんに、▲位置と地形　錦州の西南に灣入し北は西海口の突出部と南は胡蘆島の突出部にありて抱る一帶の海面は即ち錦州灣にして、錦州灣の南部胡蘆島の抱擁する海港は即ち連山灣なりとす、胡蘆島は京奉線連山驛を距こと東南三十支里にあり元來の島嶼にあらずして海中に突出せる小半島にてその頸部は僅かに三百

尺の幅を有する砂洲によりて連續せり此砂洲の北方に當り胡蘆島と段岡とによ
り錦州灣に向ひて開かれたる海面を北海其南方廣く遼東灣に展開せる海面を南
海と稱せり、此北海南海を總括せるもの卽ち連山灣にして北海は干潮時殆ど全部
露出する淺瀨なる故將來之を埋立てて市街地となすべきが如し南海の西北は斑
老山と西門山とによりて包まれ東に久老山屹立せり故によく北風を防ぐ事を得
るも西方の風濤を防がんとするには是非防波堤によるの外途なく然も其工事困
難なりといふ、▼水●深●く●結●氷●　南海灣は西門山附近に於て三十呎の水深あるも、東
部に向ふに從ひ漸次水深を減じ、久老山附近は僅か二十呎内外なるべし、而て海岸
は傾斜急にして崖狀を爲し、海岸を離るること遠からずして、水深を増すが如き故
防波堤にして完成せば干潮にても尙ほ三十呎を保ち得べく、之を世界の著名なる
各港に比するも遜色なからしむることを得べし、冬季南海にては十餘日結氷する
ことあるもその厚さは人の歩行に堪えざる程度なり、他の渤海諸港に比し、結氷狀
態が斯の如く良好なるは潮流强く水深大に干滿の差大なるの三原因によるべく
殆んど同緯度にある營口に比し溫度の高きことも、又連山灣の利する所なるべし、

潮流の速度は一哩半干滿の差普通八呎内外にて、錦州灣よりも少し、風位は春夏東南風多く、秋冬は西北風なり、殊に秋冬の西北風は、最も猛烈にて波浪十尺を超こと稀ならざるも、南海は半島によりて防がれ波浪は平時に於て二三尺位なりと云ふ。

▼築港計畫　支那政府は京奉線と連絡し、將來滿洲及東蒙古に對する經濟的軍事的の一大良港を得んと、踏査の末一九〇八年に至り東三省總督徐世昌氏の派遣せる調査員は、連山灣が最良の地點なる事發見し、次で秦皇島築港技師英人ヒユースを氏亦此處を視察して、同一意見を報告するに會し、遂に此に決してヒユースを技師長として、築港計畫を進むるに至れり、然るに世論の囂々と資金の調達の困難とは久しく實行を延期せしめしも、一九一〇年米國より借款成立し其中一千萬兩を割きて之に充ることとなり、時の總督錫良氏は今年十月を以て起工式を擧げ、基礎工事を終り、各港の建物を設け、京奉線連山驛より胡盧島埠頭まで鐵道を敷設するに至れり、然るに間もなく大革命亂勃發し、財政愈、窮乏を告げ已なく一九一一年以來工事を中止して今日に至れり、

▼計畫の要點　ヒユース氏の計畫によれば(一)京奉線連山驛より胡盧島まで鐵道を敷設す(二)この鐵道を埠頭突端まで延長し側線を

設け陸揚貨物運搬に便す(三)防波堤を築きて南風を防ぎ同時に船舶を之に横付けにして埠頭の用を爲さしむること(四)半島の南側「ワンハイツ」村と連山灣とを連絡する道路を築き、同時に之を連山驛方面との通路に充つること、其他なり而して港内面積は約五六十萬坪にして、規模小なるも、設備の如何により水面利用を増大することも不可能ならざるべし、▼工事の現況　既成工事の現況を述れば、燈臺は未だ著手せざるも、之に通ずる道路として、幅九尺のものを築成せり、防波堤は已に一部分竣成し、水上既成線四百呎捨取だけの未成部分二百呎あり、又埠頭連絡鐵道は連山驛より分岐して約七哩半胡蘆島まで鐵道工事完成せり、軌幅は京奉線と同線なり、水道は差し當り一時的設備として、連山驛及び附近の大河溝に沿ふ溪谷に石造ダムを設け濾床を附し、各方面給水することとなし、方百呎深二十呎のタンクを造れり、其他繫船岸壁船渠等何れも未成のまま中止となれり、建物にては「ホテル」事務所、倉庫、電報局等宏壯なるコンクリート造りの洋館建設せられ、其設備頗る完全なりと稱せられ、其他の住宅五棟、大店舖用五棟、勞働者收容所等建築竣功せるものあり、▼開港地としての缺點　を數ふれば先第一に市街地の狹隘なることにて北海全

部を埋立つるも三十萬坪に過ぎざるべし、附近一帶水量少く、且つ水質不良飲料に適せず、又遼山驛附近の大河溝より引用する時は、七哩の水道敷設を要すべく收支相償ふや否や疑問なり、加之ならず、水流速は一秒間三尺乃至四尺なれば、攝氏零下二十度に下るも、容易に氷結せざるものにて、南海の結氷せざるはこの爲なるべし、然るに防波堤の築造により、海水の動搖と速度減ずるに於ては、或は結氷するに至らざるか。

河流

遼河　遼河は冬期四五箇月氷結し且つ其の河道は多年自然のまゝに放任せるを以つて淺灘各所に生じ航行の不便漸く多し左れど今尙ほ輸送上に使用さるゝ價値少なからざるなり、今其の航行區域及び水路概況を擧ぐれば左の如し。

イ、航行區域及水路概況

一、鄭家屯、通江口間―四百七十支里

此航路は水深淺く通江口、三江口間二尺乃至四尺、三江口、鄭家屯間一尺五寸乃至

三尺、鄭家屯より營口へ下航十三日上航十七日間を要す

二、通江口、馬蜂溝間―百七十支里

此間水淺して四十石以上の舟を行る可らす、沿岸の碼頭としては英守屯開原の碼頭)を主なるものとす通江口營口間千三十八支里上航十二日、下航九日を要す

三、馬蜂溝、馬廠間―三百七十六支里

此間の重なる碼頭は巨流河城(右岸團山子(右岸)三面船(法庫門の碼頭にして右岸に在り)石佛寺左岸)柳柏松(右岸)馬蜂溝(鐵嶺の碼頭にして左岸に在り)にして馬蜂溝、營口間下り七日、上り十日を要す

四、馬廠、三叉河間―三百十九支里

此間は水深三尺乃至五尺にして減水の際は淺吃水の民船すら通行し難きことあり、双臺子河口の水間を開下せは低水にして少くとも三、四尺に上るへく五十石以上の民船を通することは困難に非らさるへし沿岸の碼頭には沙嶺(右岸)老達房(右岸)馬廠(右岸新民屯の碼頭)等あり、營口より馬廠まで上り七日、下り四日を要す

五、 三叉河營口間―百七十三支里

三叉河は遼河本流と渾河、太子河支流との接合點なるを以て此名稱あり。此間の水路は屈曲甚しきも河幅廣く水深は平時に於ても五尺乃至三十尺あり、大潮の際は三叉河上流十二浬の地まで影響するを以て民船の航行は常に自由にして小汽船をも通するを得べし、此間平均上り三日、下り二日を要す、其沿岸の碼頭としては田庄臺(右岸)三叉河を重なるものとす

六、 太子河支流、三叉河韓家店子間―四百〇五支里

重なる碼頭は小姐廟(牛莊城の碼頭にして左岸にあり)小河口(左岸)合角泡右岸)小北河(右岸)西干河子(左岸)韓家店子(遼陽を去る五支里鐵橋下に在り)にして營口三叉間下航三日、上航七日とす

七、 運河支流、三叉河、埃金堡間―六百六十支里

運河は水量少なく且つ淺洲多く近來漸次水路としての價値を減退しつつあり

ロ、 船舶の種類

遼河を航行する船舶に槽船及牛船の二種あり其概項左の如し

名稱	形體
槽船（一名槽子）	積石數五十石乃至百五十石（普通八九十石）〇大型船は長四十八尺、中幅十四尺〇吃水（空船）一尺五寸（滿載）四尺〇乘組員七人
牛船	積石數三十石乃至九十石（普通六七十石）〇大型船は長四十五尺中幅十尺〇吃水槽船に同し〇乘組員五人

遼河全體の船數は正確に分明せず

ハ、鐵嶺營口間大豆運賃汽車船舶比較　一車卽ち三百袋（百六十五石）に付小洋錢計算

汽車

運賃（金一四九.四〇円）（發著手數料共）　一四九元（金洋錢同價として）

諸掛
- 東門外より驛迄馬車賃（一袋に付〇、〇四五）　一三元五〇
- 麻袋損料（同　〇、〇五〇）　一五、〇〇
- 營口驛より荷主院子まで馬車賃（同　〇、〇二五）　七、五〇
- 麻袋詰賃（同　〇、〇二一）　六、三〇

（諸掛計）四二、三〇

目減り（一割として）相場七吊二百文内外として　一六、五〇

計　一石に付一元二六　二〇七、八〇

船舶

運賃（一石に付八吊文）　一八三、三三

諸掛
- 船店手數料（一石に付〇、〇七〇）　一一、五五
- 船員食費（槽船ならば高粱二斗／牛船ならば同一斗五升／一六五石を槽船二隻に積むとして）　四、〇〇
- 陸上後倉庫迄馬車代（一袋に付〇、〇一五）　四、五〇

（諸掛小計）二〇、〇五

計　二〇三、四八

一石に付一元二三三

松花江

松花江及び沿岸經濟狀態につき滿鐵に於て調査したるものを紹介すれば左の如し

松花江は本名松阿里烏拉（烏拉とは河の意）と曰ひ天河の意にして、金元及明の時代に宋瓦江と唱へ、明宣德の時より松花江の名を得、露人は之をスンガリと呼ぶ蓋し松花江の上流を松嘎里烏拉と稱するより來りたるものとす、源を長白山系に發し輝發河、穆稜河、伊通河、嫩江呼蘭河、瑪蜒河、牡丹江、容河、其他百十數の小河を合せ黑龍江に合す屈曲甚しく其總延長千七百餘露里汽船の通ずる處千八十九露里とす。

千八百九十五年露國の官船黑龍江より進んで吉林に達したるは、當江に於ける

汽船現出の始めにして、翌年東清鐵道會社組織せらるるや、同會社内に河川汽船部を設け、此水域の航通を始め千九百一年の頃には、江上を航行する船舶は實に四十隻に及びたり、目下當江上のみを航行する船舶は東清鐵道河川汽船部の汽船四隻と、乘客貨物船二艘、貨物船四艘、清國官有汽船六隻と乘客貨物船一艘、貨物船四艘、他私有小汽船六隻と、貨物船四艘並に邊防巡邏艦七隻と、六百數十の私有支那荷船あるのみとす。

一　松花江航路

松花江は其源流より溪浪河に至る五百十餘露里間は、河幅二百サーゼン乃至一露里を以て北流し、夫より西北に向ひ流るること二百六十露里にして、伯都訥に至る伯都訥より北流すること十八露里にして嫩江を合せ、夫より三百サーゼン乃至一露里の幅にて五百四十露里の間東流しバイヘ附近に至る夫より江幅稍々廣大となり東北流し三百七十露里にして黑龍江に合す、而して其船舶の通ずる區域は左の如し。

A.　大營溝吉林間

此間百二十露里山丘の間溪谷を傳ひ流るるを以て、河幅一樣ならず、水流急激にして平時に於ける水深二呎内外に過ぎず、故に度內外を積み得る獨木船と筏とを通じ得るに止まり、航路としては殆んど其價値を有せざるなり。

B. 吉林、達賴昭間

此間百八十七露里水深二呎乃至五呎幅二百サーゼン乃至一露里、何等の航路標識を有せざるも、四月中旬より十一月初めに亙り汽船及荷船の往復絕えず、地方發展に資する處多し、此間を航する汽船は、上航二日半、下航十二時間にして到達す、東清鐵道會社河川汽船部茲に一年七航江の定期船を有し、清國政府は不定期航江の汽船を有す。

吉林附近は江幅一露里以上に及び、兩岸に沿ふ山脈は稍接近し居るも、三露里餘にして相遠かり、江は漸次低地に流し十餘露里にして左岸に又山脈近づき來り、河底岩石となりて淺く、所謂航路難所の三箇所は此間に在り、各三百サーゼン內外の延長とす、之より尙數露里にして(吉林より十五露里)左岸の山脈愈近まり、茲に九站の一小村落に達す、此附近の航路難所は、本航路中最難のものにして、延長五百餘サ

ーゼンあり、急流岩石に激し、水深甚だ淺きのみならず、江の屈曲すること恰も幾回も圓を畫くが如し、之を九站航路難所と稱す、當所に於ける汽船の航狀は眞に汽車の山丘を登るに似、其困難名狀す可らず、遡航には一時間僅に一露里を進み得るに過ぎず、九站を過ぐれば兩岸叉開け河幅一露里內外水深五呎となり、百二十餘露里にして茲に又航路難所あり、二呎七の深さ、幅二サーゼンに過ぎざる狹所にして、其長さ三サーゼンあり、乾水に際しては時々二呎の深さに減じ、汽船の交通を絕つことあり、夫より小丘兩岸に近づき來り、前の如き河幅と深さとを以て達賴昭に達す。

C.　達賴昭伯都訥間

此間百五十二露里河幅四百サーゼン乃至一露里半にして、平時の水深二呎に足らざる處多く、而かも年々其淺瀨を變更するを以て、汽船の航行頗る困難なり、千九百六年ガラーニン氏は、其航路發見に從事したりしが、僅に一呎吃水の汽船の通ずるを認めたるのみにして、充分の目的を達せざりき、之に前後しヨシーフ技師は茲に一呎吃水の汽船航行を企てたりしも、資本缺乏の爲め之を果す能はず爾後今日に至り、荷船と哈爾賓伯都訥間に航し居る四十噸積みの小汽船が、一年一二回貨物

乘客の都合にて伯都訥より上り來るの外、他汽船の航行を見ず。

D. 伯都訥松花江口間

此間九百二十一露里、河幅三百サーゼン乃至二露里水深四呎五乃至八呎にして、汽船荷船の往復は、吉林達賴昭間に勝り、殊に哈爾賓より下流に至りては、最も頻繁を極め、遠く黑龍江に航路を延長し居れり、四月下旬の初航にして十一月初旬終航す逆流約八日半順航三日半にして一航をなす、東淸鐵道會社河川汽船部は伯都訥チヤムイスイの六百八十二露里間に一年五航の定期船を有し淸國政府は哈爾賓三姓間に不定期汽船を有し、數多の露國商人は黑龍江の直航する汽船十數隻を有す、伯都訥の下流七露里の處に淺瀨あり、三呎内外とす嫩江に合してより、水深く北滿の原野を横斷し一の難所なくして哈爾賓に達す、此二百五十四露里間には、江岸何等の航路標識なきも哈爾賓より江口に至るまでは江の左右に番號を附したる航路標識の高札と、旗標及水深指示標あり、淸國政府の監理に屬し、哈爾賓、三姓、喇哈蘇々の三箇所に標識監視員を置き、專用小蒸汽船に由り時々巡視せしめ、其標識をして安全の航路を示さしむ、高札は全數四百八十二本、旗標は航路難所の在る水中

に立て、其數十箇水深指示標は難所所在地と清國稅關所在地とに在り、清國政府は是等標識建設に要する費用に充てん爲め、此に航する各船舶より航江料として、三百留以上八百留を徵收す其額年々四萬八千留に上ると曰ふ、哈爾賓を去る百五十八露里ソルヂャンコゥズ附近に至れば、右岸に山脈迫まり來り、夫より百六十有餘露里三姓に至る迄は、或は遠く、或は近く、常に山岳を認め得れども、左岸は殆ど總て曠漠たる耕地又は原野なり。

三姓より下流約五十露里間は左岸の山脈は江岸に接し、右岸も亦稍江に近づき居るも、左岸の如く接近せず、夫より下流四十餘露里間は兩岸相開き山形遠かり、後又十數露里間右岸山に近より左岸相開く、夫より二百三十露里間は兩岸全く開きて殆ど山形を認めず、漸く江口に近づき、右岸に山岳を見るに至る、今此航路に於ける航路難所の重なるものを擧ぐれば左の如し。

一、伯都訥の下流七露里の箇所

一、哈爾賓の下流二百三露里ボズダン難所

一、ボズダン難所より三十一露里下流リズダン難所

一ゾズダン難所より五十一露里下流ダランロン難所
一、牡丹江合流點附近三姓難所
一、三姓難所より百六十二露里下流カハマ難所
一、カハマ難所より五十露里下流フグヂン難所
一、フグヂン難所より十五露里下流シャルバダイ難所

就中三姓難所は、其延長二十五露里に及び、河底岩石なるを以て、航行最も危險とし、之に次ぎフグヂン、カハマ、シャルバダイ等又頗る危險なる難所とす、但し晝間の航行は前述の如く、航路標識あるを以て安全なれども、夜間の航行は殆ど絶望なりとす。

E. 傅家甸、呼蘭間

此間僅に四十五露里、傅家甸より下流二十三露里間は松花江にして、玆に呼蘭河と合す、此より西北に向ひ呼蘭河を溯ること二十二露里にして、呼蘭府に達す、此航路は江域耕地内を經過して變化なく、從つて航路難の箇所少なし。

F. 哈爾賓と黑龍江岸に於ける市邑間

松花江口黑龍江との合流點に至る航路は前述の如し、黑龍江に入ては或は之を溯りてブラゴウエースチエンスクに至るあり、或は下流ハバロフスク、ニコラーエウスクに至るあり、共に松花江と相待ちて地方經濟上に大關係を有す。

G.　松花江と嫩江間

齊々哈爾より正北に向ひ嫩江を溯ること二百八十餘露里にして、甘河を併せ甘河を溯ること五十餘露里にして甘河炭坑に達す、甘河炭は其質佳良其量豐富なるを以て、之を運送する爲め、甘河に沿ひ輕便鐵道を布設し、夫より嫩江に由り齊々哈爾に船運し尙ほ進んで嫩江を下り、運炭を兼ねて江岸の發達を計らん爲め、松花江に至らんとするの計畫を以て淸國官憲は齊々哈爾附近嫩江に小汽船二隻を浮べたり、未だ松花江に連絡せざれども、將來幾分の望あるものならん、蓋し齊々哈爾より松花江に至る三百餘露里間の嫩江は水深くして、二呎以上の汽船交通に便なるのみならず江域廣漠たる原野にして、指定開墾地と遊牧の地たるとを以てなり。

二　松花江上の汽船

松花江上の汽船は前述の如く(一)東清鐵道會社河川汽船部汽船(二)淸國官有汽船

及(三)他私有船とす。

(一) 東清鐵道會社河川汽船部

東清鐵道會社河川汽船部が松花江上に有する總船舶數は、左表の如く汽船及貨物船を合せ五十隻に及ぶ、而して目下航江に從事し居る船舶は僅に十艘にして、殘餘の四十艘は哈爾賓の對岸サトンと曰ふ松花江の入江に停泊し、航行を休止し居るなり、蓋し該會社の船舶は當江及黑龍江に航する一般の露國船舶の營業保護上會社船旗の下に黑龍江に航し能はざるを以て、斯る多數の船舶を使用するの要なきに至れるものなり。

當汽船部は從來年々損失のみなりしが、千九百十年より幾分の純益を擧ぐるに至れり、卽ち千九百八年には八萬三千六百四十四留の缺損なりしも、千九百九年には、二萬六千〇三十四留に減じ、同年に至りては營業收入三十一萬四千二百四十一留三十六哥に上り、豫算を超過すること、十一萬九千四百一留三十六哥にして、純益正に三萬四千留なりき。

A 東清鐵道會社河川汽船部船舶

一、航行し得べき船舶

船種	艘數	インチカート馬力	長（單位呎）	幅（單位呎）	高（單位呎）	平時吃水（單位呎）	滿載吃水（單位呎）	一等客收容所	二等客收容所	三等客收容所	全般ノ積載數量（單位斤）
乘客用汽船	四	四〇〇	一五六	二六	六・五	二3/4	三2/4	三二	—	五〇	八〇、〇〇〇
曳船用汽船	九	四〇〇	一五六	二六	六・五	二・五	三3/4	—	—	—	一三〇、〇〇〇
同　上	二	一〇〇	—	—	—	二・〇	二・五	二〇	—	三〇	—
浚渫汽船	一	一五〇	一二六	三二	四・〇	—	—	—	—	—	—
乘客貨物用鋼鐵張船	四	—	一八〇	三五	七・〇	一・三	—	—	四〇	二八〇	三〇、〇〇〇
同上埠頭用木造船	二	—	二〇〇	三一五	七・〇	一・二	—	—	—	—	—
鋼鐵有蓋貨物船	六	—	一八〇	三五	五・三	一・〇	—	—	—	—	三五、二〇〇
鋼鐵無蓋貨物船	二〇	—	一八〇	三五	七・〇	〇・九	—	—	—	—	四〇、八〇〇
木造有蓋貨物船	二	—	二〇〇	三一五	七・〇	一・二	—	—	—	—	三二、〇〇〇

此外東淸鐵道會社の船舶にして河川汽船部に屬せざるもの左の如し。

イ　浦鹽斯德に於て商業部の配下に在るもの

鋼鐵無蓋船　四

同有蓋船　二

卽ち（すなは）エゲンセリド埠頭に於て三箇の浮埠頭を構成（こうせい）せるものとす。

ロ　保線課の配下に在るもの

木造有蓋船　一

木造屋根付船　一

ハ　ハバロフスクに於て鐵道用浮埠頭にして使用し居るもの

貨物乘客用木製戎克　二

貨物用戎克　一

ニ　國境守備後黑龍軍團の配下に警備艦たるもの

四百馬力の曳船汽船　二

百馬力の曳船用汽船　一

小蒸汽船　一

二　航行に堪えざる船舶

修繕に堪えず千九百八年六月二十三日より競賣船として後黑龍軍團に交付したり。

小蒸汽船　一

乘客貨物木造船　二

八　木造有蓋貨物船

即ち航行し得べき船舶は、河川汽船部の下に五十艘商業部保線課及ハバロフスク埠頭用に十一艘後黑龍軍團の下に四隻合計六十五隻航行に堪えざる船舶十一艘、總計七十六艘の船舶は共に東清鐵道會社所有のものとし、其中汽船は一艘八萬留、淡泄船は八十一萬留、乘客貨物用船及貨物船は三萬留、木造貨物船は一萬六千留の構造費を要したるが、目下木造貨物船は二千留、他は二萬千留乃至八萬留の價格を附し、場合によりては賣却せんとし、彼の航行に堪えざる船舶の如きは、競賣の公示をなせるも之に應ずるものなかりき又一航期間汽船は一隻に付一萬三千留乃至一萬五千留、若し無蓋貨物船一艘と共にならば、一萬七千留乃至一萬九千留又無蓋貨物船のみならば一艘に付千留内外を以て賃貸せんとす。

B　東清鐵道會社河川汽船部航路

航路名	延長（單位露里）	河底の質	平時に於ける水深（單位呎）	平時に於ける河幅	初航期	終航期	一箇年の航數	航行從事船舶數	千九百九年度乘客數	千九百九年度運搬貨物數（單位布度）
吉林 達賴昭間	一八七	砂礫の處最も多く岩石の處二箇所	二・七—五・〇	三百サーゼン—五百サーゼン	四月十四日	十一月十二日	七	汽船　一 乘客貨物船一	三、〇一五	二八、三三五

伯都訥 哈爾賓間	三六一	泥土の處多く砂礫之に亞ぐ	四・五—八・〇	三百サーゼン—七百五十サーゼン	四月廿四日—十一月三日	五	汽船 三 乘客貨物船 一	二、〇八七	五、〇〇四、八五〇
哈爾賓 チャムイスイ間	四三二	泥土の處多く岩石の處二箇所	同前	三百サーゼン—千サーゼン	同前	五	同前		

吉林達頼昭間の航路と鐵道との連絡は、東清鐵道南部線區に於ける達頼昭驛より東南松花江に沿ふ同名の埠頭(畢家店)に至る九露里間の枝線を設け船舶の發著に際し三等以下の車輛を運轉せしめ、乘客よりは二十五哥の賃銀を得貨物は規定の運賃により各地方に運送し居るなり、千九百九年迄は一年五回の航行なりしが翌年よりは之を七回とせり、而して千九百九年中に運送したる貨物の內一萬三千九百二十七布度は、極東露領各地方に往來したる直通貨物にして、殘餘の一萬四千四百八布度は、東清鐵道附屬地內に往來したるものとす、其貨物の重なるものは。

(單位布度)

貨物名	數量	貨物名	數量
セメント	二、二一八	綿	一〇
煙草	一、八八七	靴類	一、三四五

支那服類　一、八九三　食料品　一、〇五八
茶　一七三

此他百布度以下の諸雜品とす而して以上煙草、綿の吉林輸出を除く外他は悉く吉林輸入貨物とす尚千九百十年に於ける當航路の營業成績を示せば

乘客收入　一五、四〇一・五八哥
小荷物收入　二八三・六二
貨物收入　五、四一五・一五

合計二萬千百留三十五哥にして、乘客は九千〇二十四人小荷物千九百六十布度貨物四萬布度を輸送せり。

伯都訥チヤムイスイ間に於ける航路と鐵道との連絡は、哈爾賓に於て行はるるのみなり、從來伯都訥、三姓間の航路なりが、千九百十年よりチヤムイスイに至る百二露里を延長せり、而して千九百九年中哈爾賓より下流に向ひ輸送せし貨物は、六十九萬六千八百二十二布度下流より哈爾賓に輸送せしもの、四百三十萬八千〇二十八布度とす、其重なる貨物は左の如し。（單位布度）

貨物名	数量	貨物名	数量
鹽 下り	一五、〇〇九	鶏卵 下り	二〇、一六七
薪 上り	三三四、〇八七	家畜 下り	四七、七七〇
建築材料 上り	七五〇、四六五	小麥 上り	九〇七、五九七
大麥 上り	九四、五一七	麥粉 下り	一七一、九七六
大豆(輸出用) 上り	二、五六四、五八五	麩子 下り	五九、二五九
木材類 上り	九七、三七四	石材 上り	五五、五〇〇

此他千布度以下の諸雜品とす。

尙ほ此航路に於ける千九百十年度の營業成績を示せば

一、汽船及乘客貨物船に由るもの

乘客收入	二一、九二一・三五	小荷物收入	一二七・四九
貨物收入	一六、〇八二・五五	輸出用大豆運賃收入	三、九四六・二〇
地方運輸大豆運賃收入	一〇七・五〇	私有船曳料	一、四八七・七八
合計	四三、六七二・八七		

にして乘客一萬三千〇八十一人を收め荷船六百九十隻を曳き左の貨物を運べり。

穀類	一三六、九七六布度	麥粉	二、三三八布度
雜貨	一九〇、一一六	木材類	九、〇〇〇
石材類	五一、三〇七	牛馬	四二一頭
輸出用大豆	一三一、五〇一布度	地方運送大豆	四、七〇〇布度
合計	五二六、〇〇一布度四二一頭		

二、貨物船に由るもの

乘客收入	一、〇七一・〇〇哥	貨物收入	一〇四、二二四・九五哥
輸出用大豆運賃收入	七三、三八〇・六七	地方運送大豆運賃收入	二、四二四・五七
私有船曳料	四、九八九・七八	社用貨物	六、三三四・二〇
合計	一九二、四二五・一七		

にして貨物は左の數量布度を運輸せり。

穀類	二一五、六九〇	麥粉	二一四、〇〇〇
雜貨	四五三、二六四	木材類	六三四、一七五
石材類	八二七、六三〇	輸出用大豆	二、九〇三、五四七
地方運送大豆	九五、〇四八	社用貨物	三二二、六〇九
合計	五、六六五、九六三		

即ち本航路に於る同年度の運賃收入は二十三萬六千〇九十八留〇四哥にして之に對する乘客は一萬六千八十一名貨物は六百十九萬千九百六十四布度と牛馬四百二十二頭なり是等運賃の外船舶の賃貸料四萬四千五百四十留波止場を使用せしめたる料金一萬二千留雜收五百二留九十七哥ありて總收入三十一萬四千二百四十一留三十六哥に達せり。

C　東清鐵道會社河川汽船部運賃竝に埠頭積卸諸掛

松花江上の埠頭は哈爾賓に於て幾多の人工を施しある外皆天然の儘なる故に船著場は時により變更す尤も東清鐵道會社は吉林、哈爾賓、三姓の三埠頭には一萬五千噸餘を積載し得る荷船を河岸に著け事務所を此内に設け船員を宿泊せしめ乘客貨物の乘降に便ならしめ居れり運賃積卸諸掛等一定しあるも大貨物に至りては之に依らずして荷主の協定に依ること多し。

イ、吉林達賴昭間乘客運賃

距離（單位露里）					
自吉林	三四露里	八〇露里	一二二露里	一六二露里	一八七露里
各驛間	三四	四六	四二	四〇	二五

		烏拉街	溪浪河	臭水店子	五柯樹（勞魚溝）	達頼昭
吉林	一等	一・一〇哥	二・五五哥	三・九〇哥	五・二〇哥	六・〇〇哥
	二等	〇・七〇	一・六〇	二・四五	三・二五	四・〇〇
	三等	〇・三〇	〇・六五	一・〇〇	一・三〇	一・五〇
烏拉街			一・四五	二・八〇	四・一〇	四・九〇
			一・〇〇	一・七五	二・五五	三・〇五
			〇・三五	〇・七〇	一・〇〇	一・二五
溪浪河				一・三五	二・六五	三・四五
				〇・八五	一・六五	二・一五
				〇・三五	〇・六五	〇・八五
臭水店子					一・三〇	二・一〇
					〇・八〇	一・三〇
					〇・三〇	〇・五〇
五柯樹						〇・八〇
						〇・五〇
						〇・二〇
達頼昭						

一等座席は本汽船內に二名乃至六名入りの室あり每日一留二十五哥を投じ艙

員と共に食事を爲すことを得二等三等座席は本船の曳き居る乘客貨物船內に在り二等には四名乃至十名を收容する粗雜なる室あれども三等は殆ど一定の座席なし一四洋銀二十錢を投ずれば食事を求め得べし。

以上表に記載なき貨物は左表に依り徵收さる其一級品に屬するものは貴金屬製品、紙、絲、酒、酒精、鑛、水、蜜、衡器、家具、食料品、菓子、裝飾品、樽類、帆布、針類、玩具、寶石及石細工物、事務所用諸什器、糊、毛皮製品、骨細工物、ランプ類、亞麻、屑、バタ、諸機械(但農具を除く)寢臺用布團、金具類、石鹼、銅、壁紙、履物、鳥毛、竹製器具、鳥類、花卉類、ゴム類、魚類、鐵、鋼、鉛、錫、蠟燭、マッチ、硝子鏡、硝子器、煙草、綿、刷毛類、馬車及鷄卵、三級品は石炭、石材、槽類(豆粕を除く)とし二級品は是等一級又は三級に屬せざる貨物とす。(單位哥)

吉林	烏拉街	溪浪河	臭水店子	五柯樹	達頼昭
一級	一・八〇	四・二五	六・五〇	八・六〇	一〇・〇〇
二級	一・五〇	三・四〇	五・〇〇	七・〇〇	八・〇〇
三級	一・〇〇	二・五〇	四・〇〇	五・二〇	六・〇〇
		二・五〇	四・七五	六・七五	八・〇〇
烏拉街		二・〇〇	三・七五	五・四〇	六・五〇

一・五〇
深浪河

三・〇〇
二・二五
一・七五
一・四〇
臭水店子

四・〇〇
四・四〇
三・五〇
二・五〇
二・二〇
一・七五
一・二五
五柯樹

五・〇〇
五・七五
四・五〇
三・五〇
三・五〇
二・七五
二・〇〇
一・二五
一・〇〇
〇・八〇
達頼昭

備考

一　逆流運賃は此運賃に五十%を増す
二　會社は定期扱を爲さず
三　會社は此運賃の外埠頭費一布度に付一哥を徴收す
四　會社は積卸費として一布度に付〇・六哥を徴收す但し場合により地方運搬貨物に對しては其積込を拒絶することあるべし

而して達賴昭埠頭に至る鐵道運賃は規定に準すれども左の貨物に限り特別賃率に依る

清國書籍	一布度に付	五六・九三(哥)	(浦鹽斯德より)
海草類	同	二八・四七	(同前)
麥粉	同	五・〇〇	(哈爾賓埠頭より)
セメント	同	一・六三	(エウグーニエウカより)

黑龍江　黑龍江の本支流は十月中旬又は下旬より五月上旬まで結氷するを常とし航行期は僅かに五箇月にすぎざるなり航行季中にも時々減水のために航行を停止することあり今其の水程を記さんに左の如し。

<table>
<tr><th>地名</th><th>ストレテンスクより(露里)</th><th>各地間(露里)</th><th colspan="2">日数</th></tr>
<tr><td>ストレテンスク</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ボグロフスク</td><td>三七三・1/4</td><td>三七三・1/4</td><td>上航四日</td><td>下航二日</td></tr>
<tr><td>アルバーデン</td><td>五七八・3/4</td><td>二〇五・1/2</td><td rowspan="2">上航七日</td><td rowspan="2">下航四日</td></tr>
<tr><td>ブラゴヱシチエンスク</td><td>一、一九七・1/2</td><td>六一八・3/4</td></tr>
<tr><td>ハバロフカ</td><td>二、二二五・3/4</td><td>一、〇二八・1/4</td><td>上航六日</td><td>下航四日</td></tr>
</table>

ニコラエウスク	三、〇五五・½	八三九・¾	上航六日 下航三日
河口	三、一二〇・½	五五・〇	上航九時間 下航四時間

一浬は約一露里七三五とすべく全水程は約一千七百九十二浬強なり

露國汽船　露國汽船のみ黒龍江を航行しつつあるが其等の露國汽船中にて黒龍江汽船公司及び黒龍江商船公司のもの最も有名なるものにして、前者は六十餘隻を以つて一琿より下流の同江全流域に及び、更らに松花、烏蘇里兩江にも航行す、後者は亦七十餘隻あり、前者と略ぼ同一の航路によりて營業し居れり、其の他若干の個人經營あり、大正五年には運賃の競爭等を避けんがため、アムールスキーフロート會を組織し當業者にして之れに加入せざる汽船は一切黒龍江を航行せしめざることとし其等の加入汽船は一定の按分率によりて利益を分配すべきことを約定せり、其の加入汽船百二十餘隻ありといふ。

鴨綠江　鴨綠江は河口より輯安縣まで大型の民船を通じ得れども其れより帽兒山下には小船のみ航行す、渾江は增水時に於ては沙尖子まで大船を入るべく小船は桓仁縣に至る、汽船は安東に溯航し得るも升潮の際は吃水十呎を限度とす

左れど實際は八九呎のものを使用せり安東より河口までは約二十五浬なれど潮流、流氷、增水によりて本路の變遷すること多し一千噸以上の汽船は河口なる門白（朝鮮に屬す）多獅島（朝鮮に屬す）にて貨物を民船又は小蒸汽に移して以つて安東に移送するものとす。

圖們江　本流は殆んど山間を流れて舟楫の便少なく、降雨期に筏を下すことを得るのみなり、其の琿春河を合してより、下流は河幅廣くなれども水淺く河口の近くは水深五呎なるも淺瀨ありて航行するに難し、又、其の各支流も水急にして舟利なきなり此等の地方にある謂ゆる間島一帶の河流は十一月より四月まで結氷するを常とす。

第三章　滿洲に於ける金融

一、滿洲に於ける通貨

(1)支那幣制の沿革　史に稱す、伏羲氏の時已に貨幣ありて流通し、夏、殷の代に及びては有名なる貝貨と共に金銀銅三種の貨幣流通し、周の昭王の時代には金塊

を單位として之れを一斤と定め、外に銅錢あり、又彼の刀、布、錢の三種ありしも此時代なり。後秦の始皇帝の世に至るや、金貨と併び行はれし貝や寶石等の貨幣の流通を禁止し、金貨のみとし、二十兩を鎰といひ、十六兩を斤とせり、其の小取引使用のためには半兩と稱する量二分の一兩の圓形貨幣を以つてせり、漢代には金貨には大なる變更を加へず、唯、五分の一兩に當る量目の銅貨を鑄造せり、王莽帝位に卽くや、其の貨幣の種類二十八種の多きを鑄造し、從つて民間に於ける流通盛んとなりたるも亦幣制大に紊亂せり。唐に至るや其の幣制稍〻具備せるも、常に貨幣の不足を告げたるを以つて、商人をして貨幣を預託せしめ、之れに對し紙券の發行を許し流通せしめたり。謂ゆる兌換券なり。西紀一一三〇年の支那は南北に二分せられ、北半は金の領有にして南半は宋の領地たりしが、當時宋朝の發行せし手形に國境手形と稱するものあり、國境に駐屯せる兵士に支給せしものなり、然るに流通の効力少なかりしを以つて、更らに滙子と稱する手形を發行して强制的に之れを流通せしめたり、其の手形には一千文、五百文、三百文、二百文の四種ありたり、謂ゆる不換紙幣なり。全國も亦不換紙幣を發行して鈔と名づけ、一萬文、五千文、三千文及二

千文より七百、五百、三百、二百、一百文に分かたれたり。元に至りては中統三年寶鈔と稱する手形を發行し、之れを法貨とし、十文より二千文まで二十種あり、次で至元二十一年至元寶鈔を發行し、中統寶鈔五枚につき一枚の割合と定め、至大三年には至大寶鈔を發行せり。明朝に至りては紙幣と銀貨とを等しく法貨としたれども、其目的達せられず、紙幣は額面の五朱位にて通用せり、從つて銀貨の使用を禁止する告諭を發したることあるも、亦其の甲斐なかりき。清朝に及んでは順治帝の世に在りては每年紙幣を發行せしも後、歷代の帝王何れも之を發行せざりし。然るに咸豐年間に至り其の名は兌換にして、其の實不換の紙幣を發行せり、即ち咸豐六年頃に流通せし紙幣は銀一兩、三兩、五兩、十兩、五十兩及び五百文、百文、千五百文、二千文等ありたり、然るに未だ四年ならざるに其の價格暴落して僅かに額面の三朱位にて流通するに至りたるを以つて、遂に之れを兌換せずして廢止せり、尤も地方廳に於ては斷續的に手形を發行しつつありたるなり、又、一方に於ては硬貨は內外公私相混じ、或は銅を本位とし或は銀を本位とし、或は金を本位とし、更に地金あり鑄造貨あり、其の標準とする價格に至りては固より大小一ならざるなり、斯の如く紊

亂せる幣制は以つて民國に及び何等整理する所之れなきなり。

(2)**通貨の種類**　支那の貨幣制度は古來統一せざること前記の如く其の幣制錯雜にして通貨の種類甚だ多く然も滿洲に於ける通貨は之れを南支那に比すれば簡單なりと稱するも雜然として流通する寧ろ想像に餘りあり、殊に各地方により相場を異にするのみならず、各小市場限り通用の私造手形あり、更らに鐵道線路以外に踏み出さんか、高價の手數料を支拂ふにあらざれば一切爲替送金をなすを得ざるなり、且つや絶えず變動しつゝある金銀相場は、彼等支那人をして金儲けせしむる機會にして、慾の目を上吊りにしつゝあり、通貨の種類と交換相場等に關して、シテ遣られざるやう、滿洲に志す何れもがの、我が邦人たるもの知悉せずんばあるべからず、今、滿洲に流通する通貨を分類すれば左の如し。

支那通貨
- 硬貨――銀錠、過鑪銀、大洋錢、小洋錢、銅元、制錢
- 紙幣――洋錢票、官帖、帖子

外國通貨
- 硬貨――日本補助貨、日本圓銀、露國補助貨、香港銀、墨銀、正金銀行銀券、露國紙幣
- 紙貨……日本金券(日本銀行券)朝鮮銀行券

以上の通貨は相互間に於て制度上何等の連絡あるなく、其の幣制は謂ゆる平行本位に屬するものといふべく、依つて之れを平行本位に區別すれば左の如し。

(A)銅本位の通貨――制錢、銅元、官帖

(B)銀本位の通貨――小洋錢、大洋錢、銀錠、過爐銀、洋錢票、帖子、日本圓銀、正金銀行銀券

(C)金本位の通貨――日本金券、露國紙幣、日本補助貨、露國補助貨

右の金銀銅各本位に屬する通貨は、同本位の通貨間に在りても其の固有通貨の如きは比價の定まれるものなく、其の換算率は其の實質價格及び需要供給の關係に基き、月々變動して定まるなし、是れ平行本位に伴ふ當然の結果なり。

(一)銀錠　銀碇とは略ぼ一定の形態に鑄出したる一種の銀塊にして、其の形狀種種あり、就中馬蹄形をなすもの多きを以つて我が邦人間には馬蹄銀と通稱され、西洋人は其の形狀靴に似たりとてShoe Silberと名つけ又Shoeとも呼ぶも、支那人は元寶銀と稱す、元寶銀の外に小顆面飭銀、寶牌子、片銀等種々あれども、是れ皆流通上の便宜上、元寶銀を小形に鑄造したるもの、又は之れを小片に分斷したるものにすぎ

ざるなり、故に代表者たる元寶銀に就て記さんとす。元寶銀は官の鑄造したるものにあらずして、民間に於て任意に鑄造したるものなり、卽ち市中に在る銀爐又は銀房と稱するものが、他人よりの依賴に應じて鑄造するものなり。元寶銀は其の價格を表はすに特殊の稱呼なく、其の重量によりて之れが計算をなすなり、其の計算に用ふる量目の單位は之れを兩(Tale)と稱し、以下錢(Mace)分(Candareen)厘(Cask)に分かつ共に十進制とす、其等の銀を秤量する平の種類は甚だ多けれども之れを大別して四となすを得べし、曰く庫平、曰く關平、曰く曹平、曰く市平是なり。庫平は一般收稅に用ひ、關平は海關徵收に用ひ、曹平は人民相互秤量の標準に用ふるものにして中央政府の公定に係り、市平は民間に通用する秤の總稱にして其の數頗る多し、其の量目の名稱は十厘卽ち一分にして、十分卽ち一錢、十錢卽ち一兩なり。庫平の量目は隨時其の種類を異にするを以つて、固より量目の正確を期し難きも馬關條約によりて定められたる部庫平の一兩は五七五、八二一 Grains Troy 及び三七三、一二五六 Grammes なり。關平はロバートハート氏監督の下にある海關に用ひらるるものなれば何れの海關にても其の量目一定せり、卽ち海關平一兩は五八一、四七 Grams

Troy及び三七、六八Grammesなり。曹平の中にて上海曹平は印度造幣局の試驗によれば一兩を五六五、六三七五Grains Troy及び三六、六五二七Grammesとす、左れど一千八百九十五年清國稅關の調査によれば上海曹平一兩は五六五、六三七五Grains Troy及び三六、六五二七Grammesなり、又、我が大阪造幣局の試驗によれば上海曹平一兩は五六五、七三(Grain Troy)とす。今、上海曹平一兩を五六五、七グレイン(トグレインは我○、○一七三匁なり)として滿洲各地の兩を比較するときは其の差異の甚だしきこと左の如し。

平の種類		上海曹平に換算額	我が量目に換算額
奉天省	牛莊平一兩	一、〇一二六兩	九、九〇九匁
同	遼陽平一兩	九九五二	九、七三九
同	鳳凰城平一兩	九九八二	九、七六八
同	錦州平一兩	九九九〇	九、七七六
同	山海關平一兩	九八八二	九、六七一
吉林省	吉林平一兩	一、〇一八二	九、九六四

吉林省　寛城子平一兩　　　　一、〇一三八　　　九、九二一

從つて元寶銀一箇の重量は各地固より一樣ならざれども、滿洲各地に在りては其の地方平を以て計量したる五十三兩五錢を普通とす。支那人は銀色又は成色と稱し銀の品位は純銀を理想とするも、其の標準とする所は昔に於て使用されたりと稱する紋銀を基とするものの如し、卽ち紋銀の品位に比較し、五十兩に付三兩の申水(打歩)を付したるもの、卽ち六分の申水を付したるものを足一銀(純銀とし、五十兩に付二兩九錢の打歩を附したるものを二九寶とし、二兩八錢を附したるものを二八寶とす、以下之れに準じて稱呼す、斯の如く紋銀に比し五十兩に三兩の打歩を附したるものを純銀とすれば、紋銀百兩に含有する純分は九四三、四位ならざるべからざるに、實際上の分析と支那人の算法とは必らずしも同一ならず、左あれ今滿洲各地に於て行はるる元寶銀の公定品位を揭ぐれば左の如し。

吉林元寶銀	九七五位
長春元寶銀	九八〇位
鳳凰城元寶銀	九九二位

營口元寶銀　九九二位

元寶銀は一介の市民之を鑄造するを以つて、甚だ信用し難きも、彼等は自己の鑄造せし元寶銀に對して各箇每に其の名を刻し量目を記載し以つて其の品位に付絕對の責任を負ふの慣習なるが故に流通上些の故障なし、是れ南支那地方には公估局なるものあり、元寶銀の品位量目を鑑定するの機關あれども、滿州に此種の機關なき所以なり。

（附記）海關兩の說明　支那幣制の劃一ならざるため、等しく兩といふも各地皆同一價値を有するにあらず、是に於て乎、中央政府の收入たるべき稅金の如きは或る一定價値の標準に據らざるべからざるなり、從來支那政府官用の兩に庫平銀、海關銀等の名目ありて、庫平は稅關以外の諸官衙出納に使用する兩にして、輸出入稅等稅關にて使用する兩は海關兩と稱す。今其の上海に於ける割合を示せば左の如し。

上海幣兩一百九兩六匁を以つて庫平銀一百兩とす。

同　一百十一兩四匁を以つて海關銀一百兩とす。

其の庫平兩に於ける比較の割合は左の算式によるものとす。

庫平兩一千兩は曹平兩の千〇十八兩に當る

庫平 { 一、〇〇〇兩
　　　 一八兩

計　一、〇一八兩

上海の申水二兩七匁五分を以つて庫平兩の品位に相當するものとす、卽ち一箇五十兩の割合にて箇數二十箇と五十分の十八なれば此申水合計五十六兩なり }　申水五六兩

總計　一、〇七四兩

右を九八にて除すれば一千〇九十五兩九匁二分となる、卽ち上海銀兩一百〇九兩六匁を以つて庫平一百兩とする所以なり。

又、海關兩の比較割合は左の連鎖比例式に依り定めたるものなり、此算式はオー、ハント氏の立てし所なり。

X = 上海

兩 = 100 海關兩

98 = 100 廣東兩

100 = 100.5 上海兩

913 = 973 本位銀

X = 111.4 上海通用

即ち海關兩一百兩に對する通用割合左の如し。

上海銀……百十一兩四錢に當る又海關銀の百兩は

厦門	百一兩七錢五分	九江	百四兩三錢七分
芝罘	百六兩四錢	牛莊	百八兩五錢
鎭江	百四兩一錢六分	溫州	百三兩
福州	百十兩	寧波	百五兩八錢三分
漢口	百八兩七錢五分	北海	百十兩五錢七分
淮河	百十三兩七錢六分	汕頭	百十兩一錢五分
宜昌	百九兩六錢	天津	百五兩
蕪湖	百四兩一錢六分		

以上示すが如く各地の兩との差異あるが上、實際の通貨たる銀元と又時々、弗、兩等相場の變動絕えざる故、稅金支拂に際し、其の換算極て煩雜なり、又、銀相場の變動に伴れ、他外國即ち金貨本位制にある諸國貨幣との間に、常に換算率の變動あるは勿論のことなり、左れば稅關にては每月其の換算率を改め之を一般に發表せり。

今最近十四年間に於ける平均率を示し參考に資せんに左の如し。

（附記全部、支那税關と共通關手續より抄錄）

海關率一兩の換算率

	英貨	米貨	佛貨	獨貨	露貨	日本貨
一八九九年	三、〇八分ノ一（志片）	〇、七三（弗）	三、七九（法）	三、〇六（馬克）	二、二五（留）	一、四七（圓）
一九〇〇年	三、一四分ノ一	〇、七五	三、九〇	三、一六	二、三二	一、五二
一九〇一年	二、一一、一六分ノ九	〇、七二	三、七三	三、〇二	二、二二	一、四五
一九〇二年	二、七、五分ノ一	〇、六三	三、二八	二、六五	一、九五	一、二七
一九〇三年	二、七、三分ノ二	〇、六四	三、三四	二、六八	一、九七	一、二八
一九〇四年	二、一〇、五分ノ二	〇、六六	三、六〇	二、九二	二、一四	一、四〇
一九〇五年	三、〇、一〇分ノ一	〇、七三	三、七九	三、〇六	二、二五	一、四六
一九〇六年	三、三、二分ノ一	〇、八〇	四、一二	三、三六	二、四六	一、六〇
一九〇七年	三、三	〇、七九	四、〇九	三、三三	二、四二	一、五八
一九〇八年	二、八	〇、六五	三、三七	二、七四	二、〇二	一、三一

一九〇九年	二、七、一六分ノ三	〇、六三	三、二八	二、六六	二、九五	一、二七
一九一〇年	二、八、一六分ノ五	〇、六六	三、四〇	二、七六	二、〇一	一、三一
一九一一年	二、八、四分ノ一	〇、六五	三、四〇	二、七五	二、〇〇	一、三二
一九一二年	二、一一、	〇、七一	三、六八	二、九九	二、一七	一、四二

(二)過爐銀　過爐銀を以つて貨幣の種類の中に列記するは妥當ならざるに似たれど、其の沿革に因み、之れを掲げたる次第なるが、過爐銀とは銀爐又は碼子とも稱し、一種の信用を交換の媒介に供したるものにして、何等實質を具ふる貨幣を有するにあらず、唯、元寶銀に對する一種の定期債權をば即ち決算期に至りて銀爐より元寶銀を受取るべき行爲を稱するものとす、由來、元寶銀は民間に於て和鑄せしものにして一種の通貨には相違なけれど、一定の統制なきを以つて各地とも量目品位を缺くがために、甲地より流入したる元寶は乙地に於て、一種の地金と異ならず、故に乙地の標準とする品位量目のものに改鑄する必要あり、此改鑄をなすものは即ち銀爐にして、銀爐が時勢の必要に迫られて、元寶銀の改鑄のみならず、銀爐を信用して委託者が其の改鑄したる元寶銀を其のまま銀爐に寄託するの習慣を生じ、

銀爐は之れを無手數料にて保管し、請求を俟つて之れを引渡するに至り、銀爐は商業上の媒介者たる地位に立ち、預金制度の如き方法を採用するに至れり、然るに取引當事者は取引毎に現銀の受授をなすは手數と危險とあるを以つて、之れを避んがために取引の相手方が同一銀爐に元寶銀の保管を託する場合は銀爐をして帳簿上の振替をなさしめ、實際現銀の受授をなさずして債權債務を決濟するに至れり、今其の方法を詳記すれば、甲口座より乙口座への振替を口頭を以つて通告するに止まり、何等小切手類等の如きものを發行することなく、銀爐は單に其の申込により帳簿上の權利を移轉するものとす、於是乎、銀爐は債權債務の決濟機關となりたるなり。　此等決濟の方法は滿洲に在りて夙に行はれ、其の決濟に使用さるる預金勘定は奉天、長春等に於ては抹兌銀と稱し、營口に於ては過爐銀と稱するなり、過爐銀制度の債權債務の決濟は極めて簡單に行はれ、市場に於ける取引價格の標準として一般に採用さるるを以つて、恰も一種の通貨たるが如き觀あり、左れど過爐銀は元寶銀を代表せる一種の權利にして、何等形體を存せざるなり、且つ決算期に至らざれば、現銀の支拂を受くることを能はざるものにして、其の結果、市場に過爐銀

と現銀との間に價格の開きを生じたるは當然のことなりとす、此價格の開きを稱して加色といふ、若し夫れ決算期前に於て現銀を受取らんとするものは、卽ち加色を支拂はざるべからず、加色は決算期に至るまでの割引料に略ぼ該當するものなり、故に加色は決算期に近づくに從ひ其額減少し決算期には全滅すべきものなれど、加色は尙ほ當時に於ける現銀の需給關係等に於て、左右せらるること少なからざるを以つて、決算期に於ても尙ほ多少の加色あり、由是觀之、過爐銀は支拂期日を付したる無形の小切手の如きものなり。前淸時代卽ち我が明治四十一年には營口道臺によりて過爐銀決算期を每年三月一日、六月一日、九月一日、十二月一日と定め、十二月の決算期は其の月末まで猶豫を與ふる慣例とせり、支那人は此決算期を卯期と稱し十二月の決算期を臘卯期と稱せり、又、之れと同時に決算價を公定し每卯期に二元づつを昂めて結局小洋八十一元に至らしむるの計畫を立てたり、是れ爐銀一錠五十三兩五錢を小洋に改鑄すれば、八十一元に相當するといふ原則より割出されたるものなり、然るに其の後、革命動亂に逢ひ、一時中止せられたるが四五年前より銀爐公所を特設し、此等の施設を遂行するに援助せり。其の加色を支拂

ひ受授さるる現銀は品位九九二、量目營口平五十三兩五錢を有する營口元寶銀なるを原則とせり、左れば往時は實際に於て之れを以つて受授されたるも、元寶銀の實存數量は過爐銀の總額に比し非常に少額なるを以つて、多額の受授困難なるのみならず、幾度も戰爭に遭遇したるを以つて、元寶銀は殆んど市場より影を沒し、當時硬貨を市場に求めんと欲せば、小洋錢を措て他に之れなきがため、過爐銀の決濟に小洋錢を使用するの慣習を生じ、以つて今日に及べり、其の割合は元寶銀一錠に對し小洋錢は其の純分より算出するときは八十三元四角四分に相當するも、實際の比率は營口商務總會に於て過爐銀の信用、小洋錢の需要供給等の關係を參考して公定するものとす、加色も亦之れと同時に決定さるるものにして、大正四年十月一日に於ける大兩相場左の如し。

(A)過爐銀一錠に付小洋錢七九元八角

(B)元寶銀一錠に付加色一〇兩〇三

過爐銀は又、相場の關係により決算期前に於て轉賣、買戻をなすを有利とすることあり、故に現今多の場合に於ては決算期を俟たずして貸借關係を脫出する方法

を取るを見る、而して又、過爐銀の決濟若しくは賣買等に關して支拂ふ對價は元寶銀又は小洋錢に限らざるに至り、營口に於て流通する貨幣は何れも之れを使用し、過爐銀との比價を公定せる正金銀券、露國紙幣の如きは勿論其の他、我金券又は墨銀をも之れを使用しつつあるを見るなり。終りに臨み過爐銀制度の盛衰を記さんに、過爐銀制度は銀錠全盛時代には必然の要求として盛んに行はれたるも、他種の通貨大に流通したると銀行業者の發達とは、此等の制度の存在を否定したるものとす、殊に現在の銀爐は資力概ね薄弱なるを以つて過爐銀制度の信用を維持するは、困難なると共に、過爐銀の相場變動極まりなきを以つて、逐年不振の狀態となれり、曾て明治四十年頃には隔日の立會に平均三十萬兩の出合を見たりしもの、今は僅かに四五萬兩を出でず同地に於ける豆粕、豆油の取引に使用されつつあり。

(三)銀元。銀元は洋錢とも稱す、支那に外國貿易の行はれて以來、外國銀貨殊に墨銀の輸入さるるもの漸く多きを加へたり、此等の銀貨は其の樣式、量目、品位等一定せるを以つて取引上には極めて便利なりしかば、開港場は言ふを俟たず、其の他附近の商民に至るまで大に之れを便宜とし、其の流通勢力隆々たりしを以つて、支那

政府も亦之に倣うて銀貨幣を鑄造し外國貨幣の流通を抑制すべしとの議行はれたりしが、光緒十四年に至り兩廣總督張之洞は洋錢鑄造の議を上奏して其の裁可を得たるを以つて、十五年廣東に銀元局を設置して銀貨を鑄造せり、其の鑄造せし銀貨は一元以下五十仙、二十仙、十仙、五仙等の各種にして、何れも良好の成績を擧げたるがため、中央政府は大に洋錢鑄造の計畫を賛するに至り、光緒十六年七月上諭を發し、各省に銀元局を創立して洋錢の鑄造を許可せり、此上諭に基き銀元局を設立したるものは奉天、吉林、直隸、江蘇、安徽、江北、福建等にして、之れより洋錢の流通支那內地に普及するに至りたり。洋錢は元を以つて單位とし一元の十分の一を角又は毛、一角の十分の一を分といふ、洋錢には一元、五角、二角、一角、五分の五種あり、俗に一元を大洋錢と稱し、五角以下を小洋錢と稱す、今、馬關條約により定められたる五百七十五グレーン八二卽ち我九匁五分强を一兩としたる庫平により、前記上諭によりて定めたる各種洋錢の量目及び品位は左の如し。

種類	量目	品位
一元	庫平七錢二分	九〇〇

五角	庫平	三錢六分	八六〇
二角	同	一錢四分四厘	八二〇
一角	同	七分二厘	八二〇
五分	同	三分六厘	八二〇

右の如く洋錢には上諭に基く法定の量目品位あるも、實際に於ては各省隨意に該標準以下のものを濫造したるを以て、鑄造の省と年代との異なるに從ひ千差萬別なり、八百二十位の規定なる二角洋錢が吉林省に於て鑄造したるものは滿鐵中央試驗所の分析によれば七百九十位を有するにすぎざりしといふ、光緒十六年の上諭に基き設立したる在滿造幣廠の內、吉林は光緒三十四年に至りて之れを閉鎖し、其れより奉天に於て鑄造せしが、革命後に於ける奉天造幣廠の洋錢は其の品位の如き劣惡にして、盛んに七百位の小洋錢を發行したることあり、於是乎、外國領事の抗議交起りたるを以つて遂に之れを停止し、現今にては其の鑄造する二角洋錢は百分中銀八十を含むといふ、今、前記上諭の趣旨を推考するに、一元貨を以つて本位貨と定め五角以下を補助貨となし、相並んで市場に流通せしむる計畫なりしが

如かりし、然るに其の鑄造權を各省に分割したりしを以つて之れが取締行はれず、從つて各省は造幣差益を利得せんがため、多く補助貨の鑄造をなしたるなり、其の銀元局開設以來より民國二年十二月に至るまでの間に於ける各造幣廠の洋錢鑄造高を見るに、總額四億九千二百七十八萬元なり、其の內、本位貨の鑄造高は二億六百二萬元にして補助貨の鑄造高は二億八千六百七十六萬元とす、吉林、奉天、兩省に於ては洋錢總鑄造高六千四十三萬元にして其の內、補助貨の鑄造高は四千五百七十九萬元あり、總額の七割六分弱を占む。斯の如く補助貨の鑄造夥多なりしを以つて、勢ひ其の定位貨幣たる地位を保持し得ざるに至り、實質價格にあらざれば通用せざることとなりたり、從つて大洋錢と小洋錢とは各自獨立の貨幣たる地位を形作り、全く兩者各異なる貨幣制度に屬するものの如くなれり、其の結果、大洋錢と小洋錢との關係は本國貨幣と外國貨幣との關係の如くなり、主として貨幣其れ自身の實質によりて決定さる、今、其の關係を摘記すれば左の如し。

	價格の單位	單位の稱呼	比價
大洋錢	純銀庫平六錢四分八厘	元	一元九角一分五厘

但し其の比價の市場に於ける實際は右の外、兩者の需要供給により支配さるるものと知るべし。　現今滿洲に於ては大洋錢の流通甚だ少なく日常の取引に至り、之れを使用するものは殆ど之れを見ざる狀態なるに拘らず、獨り京奉鐵道は其の運賃を大洋錢建とし、之れを本位貨として受授しつつあり、小洋錢は其の量目品位亂雜にして且つ法定標準に比し、劣惡なりと雖、制錢に比し其の携帶に便なるを以つて著々として各地に普及し、奉天省内に於ける取引の如きは主として小洋錢を使用し、制錢其の他を以つて建値とする場合に於ても之れが決濟には小洋錢を用ふるを普通とせり、又、吉黑兩省の如きは官帖の濫發のため官帖の相場高低常なきを以つて比較的相場の安定せる小洋錢を使用するに至れり、吉林官帖は本來制錢を代表するものなれど、市場に制錢缺乏せるを以つて官帖の兌換をなす能はざるがため、時の相場によりて小洋錢と兌換するの外なし、次に黑龍官帖も亦吉林官帖と略ぼ事情を同うするを以つて今や小洋錢は東三省を通じて最も盛んに使用さるる貨幣となれり。

(四)銅元 銅元は又銅子兒と稱す、我が銅貨と相似たり、銅元は其の形式より見るときは、洋錢の補助貨たるが如きも兩者の間には制度上に於て、何等の連絡なく、銅元は却つて制錢と其の系統を同うす、今此銅元鑄造の基源を尋ぬるに、長髮賊の亂後三十餘年各地に於て制錢の缺乏を來すこと甚だしく、中央政府は貨幣を鑄造して其の供給を圖る必要に迫られたり、之れと同時に一方に於ては銅地金の價格騰貴して制錢の價値を高めたるを以つて、政府は新に量目少なき貨幣を鑄造して制錢の代用となすときは、其の造幣差益の大なることを認めたるを以つて、遂に銅元局と稱する造幣所を各省に設立せしめ、銅元を鑄造發行するに至りたり、時に光緒二十八年にして各省が鑄造したる銅元は一文、二文、五文、十文、二十文、五十文、百文の數種なり、左れど滿洲に在りては吉林に於て二文、十文、二十文の三種にして、奉天に於ては十文、二十文の二種にすぎず、現に滿洲の市場に顯はるるものは十文、二十文にして五文、二文の銅元は殆んど之れを見ざるなり、其の十文銅元は制錢十箇に相當するものにして、其の貨幣面に當制錢十箇又は當制錢十文なる文字を刻して其の意を明にせり、其の他二十文銅元皆此例により、法定的の品位は九百五十位なる

も、實際然らざるなり。光緒三十二年以降地方銅元局の閉鎖を命じたるもの、山東省以下七省に及べり、是れ其の始めに於て銅元の鑄造權を各省に與へたるを以て、各省何れも其の造幣差益を得んとするに汲々とし、其の濫造を敢てしたるを以つて、銅元の信用をして大に失墜せしめたり、於是乎、銅元の鑄造權を統一するの目的を以つて、地方銅元局の閉鎖を命じたる所以なり。銅元は元來制錢の代用貨なるを以つて、其の流通は汎く全國に亙り、滿洲の如きは亦之れが流通を見ざる所なし、殊に銅元は制錢に比すれば、其の造幣正確にして受授携帶に便なりしため、一時は其の流通多額に上りたるも、多額の取引には不便なるを以つて、地方經濟界の發達と共に、自ら其の流通額を減ずるに至り、現在に於ては一角又は一吊以下の端錢として使用するにすぎざるなり。次に黑龍江省官銀號は銅元に對する兌換券を發行し、名づけて銅元票と稱し、同省内に流通せしめつつあり、其の銅元票には銅元五枚、十枚、二十枚、三十枚、五十枚、百枚、二百枚、三百枚、九百枚の九種あり。

(五)制錢　制錢とは明朝以來の名稱にして、官の制定に係る錢なりとの意にして、圓形有孔の銅錢なり、制錢は一に東錢、葉錢、又は樣錢と稱す、樣錢とは北京地方の稱

呼なるが如し、制錢の實質は銅にして初めは官に於て鑄造し、一定の品位及び量目即ち一箇の重量約我一匁、品位銅六七割を具へたりしも、制度の不備と監督の不行屆とにより、其の鑄造したる貨幣は頗る區々にして、其の量目及び品位の統一を缺くこと甚だしく、或は銅鉛相半ばし或は鐵を加へ、或は砂を混ずるものあり、殊に其の私鑄に係かるものに至つては、品位最も劣惡にして其の量目我が一分を出でざるものあり、今現に滿洲に通用する制錢は清造各代の鑄造に係るものにして、其の年號に基く種類を擧ぐれば左の如し。

天命通寶、天總通寶、順治通寶、康熙通寶、乾隆通寶、雍正通寶、嘉慶通寶、道光通寶、咸豐通寶、光緒通寶

其の外に隋唐時代の制錢を見ることあれども、其の數稀なり。　由來制錢の鑄造及び發行權は政府の保留せし所にして、北京に在りては戸部の寶泉局、工部の寶源局に於て之れを作り、別に各省に鑄錢局を置き、之れが鑄造をなさしめたるものにして、各局鑄る所の制錢には其の背面孔の左右に、其の局名を刻し、以つて他局鑄造のものと區別し、局名を顯はすに滿洲文字及び漢字各一字を刻せしものは順治十

七年以後にして、滿洲文字二字を刻せしは雍正七年以來の制なり。制錢の計算は文、成、吊の呼稱を用ひ、十文を一成、百成卽ち一千文を一吊とす、元來は制錢一箇を一文とし千箇を一吊文となすも、滿洲に於ては特殊の計算法を用ひつゝあり、其の方法に二種あり、左の如し。

(A)制錢百六十箇を以つて一吊と計算するの方法にして、奉天省に行はるものとす。此計算法に從ふときは、制錢一箇は六文二五に相當するを以つて、或る呼價に對する制錢の箇數に端數を生ずるときは、其の端數は四捨五入によりて之れを處分するものとす、此計算法により制錢の呼價と箇數との關係を掲ぐれば左の如し

一〇文(一成)	二箇	二〇文(二成)	三箇
三〇文(三成)	五箇	四〇文(四成)	六箇
五〇文(五成)	八箇	六〇文(六成)	一〇箇
七〇文(七成)	一一箇	八〇文(八成)	一三箇
九〇文(九成)	一四箇	一〇〇文(一〇成)	一六箇
二〇〇文(二〇成)	三二箇	三〇〇文(三〇成)	四八箇

四〇〇文(四〇成)	六四箇	五〇〇文(五〇成)	八〇箇
六〇〇文(六〇成)	九六箇	七〇〇文(七〇成)	一一二箇
八〇〇文(八〇成)	一二八箇	九〇〇文(九〇成)	一四四箇
一吊文(一〇〇成)	一六〇箇		

又、奉天省内に在りては各地方により一吊文の箇數に前後三四箇の相違あり、現に奉天省城に在りては、百六十四箇を以て一吊文とす、斯の如き地方に於ては九百文以下毎百文に對する箇數は前掲と多數の相違あるを免れざるや固よりなり。

(B)制錢五百箇を以つて一吊文とするものにして、吉林省及び黑龍江省に於て行はるる方法なり、即ち制錢一箇を二文とするものにして、十文は五箇、二十文は十箇、三十文は十五箇に當り、十文毎に五箇を增加す、故に第一の方法の如く端數を生ぜざるを以つて、計算法は頗る簡單なり、最も場所により五百箇の内外に三四箇又は五六箇の多少ある場合あり、例へば長春にては五百箇の内より六箇を引き去りて、四百九十四個となし、之れを一吊文として受授するが如し。

制錢の流通區域は廣く支那全土に亙れども、滿洲に於ける通用は近年甚だしく

減少し、鐵道沿線の如きに至りては、殆んど其の流通を見ざるなり、左れど制錢通用の因襲は久しかりしを以つて、今尚ほ物價の建値には洋錢其の他よりも廣く行はるなり。卽ち吉林省の如きは、制錢の兌換券たる官帖を以つて公私の取引をなすが故に、同省の物價は殆んど皆制錢を以つて物價の建値とす、又、奉天省の如く小洋錢を以つて主要なる流通貨となすに拘らず。農產物相場並に貨幣相場を制錢建値とすること、少なからざるなり。

（六）洋錢票　洋錢票とは銀元とも稱し、銀元卽ち洋錢の兌換券なり、洋錢に大洋錢及び小洋錢ある如く、洋錢票にも亦大洋錢票と小洋錢票とあり、左れど大洋錢票は大洋錢と同じく滿洲市場にては多く流通せず、洋錢票といへば殆んど小洋錢票に限り之れを言ふものの如くなれり、支那政府は兌換券卽ち紙幣の統一を必要あるものと認識し、政府の設立に係かる中國銀行發行の、兌換券を以つて、全國紙幣の統一を計らんとするの意氣込となり、民國元年十二月各部及び各省に對し、大總統より中國銀行券の通用に關する命令を發したり、其の命令の要領に曰く。

中國銀行は全國の金融を操縱する所以にして、商業銀行と其の性質迥かに異な

れり、須らく各國中央銀行の例に照し寛かに準備金を籌り嚴かに一切の流幣を杜ぎ、首として人民の信用を起し、以つて全國の脈絡を通じ、市面の盈虚を劑すべし、目前主要なる紙幣未だ齊備せず、此種の兌換劵を以つて先づ將來の法定紙幣に代用することは金融を整理し統一を速謀するがためなり、有らゆる公私の出納は應に一律に通用することを許すべし。

左れど今に六年をすぐれど、何等の施設あるを見ず、故に之が實現を期せらるるの日は前途遼遠なるべし、從つて現在に於ては支那の各銀行皆紙幣の發行をなし、滿洲に在りては現に小洋錢票の發行をなすもの七箇あり、卽ち左の如し。

中國銀行	一圓、五圓、十圓(圓は元と同じ以下同斷)
交通銀行	五角、十角、五十角、百角
黑龍江省官銀號	一角、五角、十角
奉天商業銀行	五錢、一角、二角、五角
東三省官銀號	一角、十角、五十角、百角
奉天興業總銀行	五角、一圓、五圓、十圓

此等の洋錢票は小洋錢の兌換券なるを以つて、其兌換にして完全に行はれんか、其の信用は硬貨と同一にして、兩者とも其の實價を均しくすべきなれど、如何せん各行とも確實なる兌換準備を有せず、從つて數次取付に逢遇して内部の缺陷を暴露せしを以つて、其の信用遙かに硬貨に劣り、發行銀行の信用程度によりて、少なからざる等差を價格の上に認めらるに至る、就中、最も信用あるものは中國銀行券及び交通銀行券にして、比較的圓滑に流通せり。

(七)官帖　官帖は省の機關銀行より發行する兌換紙幣の一種にして、現在に於ては實際に於て銀を以つて兌換すれども、固と是れ制紙の單位たる吊を以つて其の額面となすものにて制錢の兌換券たるなり、東三省に於て現に官帖を發行せるは吉林省及び黑龍江省の二省なり、今左に之れを區別して說明せん。

(A)吉林省官帖　吉林官帖は吉林省立の官銀號なる永衡官帖局の發行するものなり、永衡官帖局は光緒二十四年銀三萬兩を出資して創立せられ、光緒三十年之れを官錢局と改め、光緒三十四年更に官銀錢號と改稱されたるものなり、今、吉林省

が官帖を發行するに至りたる沿革を記さんに、同治の末葉より吉林の商人間に憑帖即ち制錢手形を發行する風習行はれしが、當時市場に於ける制錢の缺乏甚だしかりしため憑帖は廣く市民に歡迎され圓滑に流通したり。然るに年を經るに從ひ漸く弊害を助長し、何等兌換の準備なきものが之れを發行するに至りたるを以つて、兌換に應ずるを得ざるものあり、爲めに經濟界に及ぼす影響甚大となりしを以つて光緒九年に至り、憑帖を整理する目的を以つて兌換請求者に對し、其の發行者をして少くとも十分の二の兌換に應せしむる方法を講じたり、然も幾何ならずして其の兌換行はれず再び經濟界に影響を及ぼすこと大なるに至りたり。於是乎、光緒二十四年、時の延將軍は憑帖の根本的整理を劃し、個人の憑帖を發行することを禁じ、一方には官帖局を創立し、確實なる兌換準備のために兌換券を發行したり、是れ即ち吉林官帖の濫觴にして、兌換請求者に對しては二割の現金を交付し、八割は小額面の官帖を交付するの制となしたり。然るに其の後、吉林省財政の比年窮乏せるにより、遂に官帖を利用して一時を糊塗するの策に出で無準備に官帖を濫發したるを以つて、現今に於ては殆んど不換紙幣と異ならざるに至れり。吉林官帖は

其の形、長方形にして、其の用紙の大小固より一定せざるも、印刷を施せる版面は縱我が曲尺六寸、横同三寸あり、表面には制錢の稱呼を以つて、額面を記し、裏面には左の如き告示文を記せり。

今般官帖局、開使官帖以輔銀元之不足、凡各官處有經徵錢款租稅捐釐等項、皆準以官帖交納、原爲疎通錢法通商便民之計、現因開使既多、流通益廣、間有不肖奸徒、造控假欺騙農商等、不堪痛恨、以本局不惜工本、不厭精洋、另換縮版用潔白細紙、各分帖式、背面另用花色、別之以杜假冒、而昭大信仰、爾遠近商民人等、知悉務須詳細看認、俾免以僞亂眞、切切。

吉林官帖の額面は一吊、二吊、三吊、五吊、十吊、五十吊、百吊、の七種あり、五十吊以上は之れを整帖と稱し、十吊以下は之れを小吊と稱す、吉林官帖の流通する區域は全省内にして、尚黑龍江省の一部に於ても之れが流通を見るも、奉天省に入りては其の流通力なし、是れ奉天省に於ては小洋錢の勢力偉大なるがためなり、小洋錢は實價を有するも、官帖は實價なく殊に不換紙幣の狀態にあるを以つてなり、吉林官帖の流通高は當局者之れを秘するを以つて、固より正確に知るを得ざるも、當業者の推

測によれば、大正五年十二月現在にて約一億二千萬吊なるべしといふ。

（B）黑龍江省官帖　黑龍江官帖の形式は吉林官帖と大差なく、其の額面も亦一吊、二吊、三吊、五吊、十吊、五十吊、百吊の七種にして、其の發行所は黑龍江廣信公司なり、同公司は光緒三十八年の設立にして資本金を五十萬兩となし、內二十萬兩は官より出資し、殘額三十萬兩は民間の出資に係かるものなり。本社を齊々哈爾に置き、支店を各地に設け。一般銀行業務の外に貨物の賣買、穀物の運搬を兼營せり、民國三年六月同地に中國銀行支店の設置せらるゝまでは、同省の金庫事務を取扱ひたり。

（八）帖子　帖子は元來其の地方の通貨缺乏を補ふ趣旨を以つて、錢莊、錢舖若しくは一般商賈の發行するものなり。故に他の通貨の普及せる地方に在りては、殆んど帖子の流通を見るなし、其の流通區域は固より發行者の信用如何により多少廣狹の差あれども、概して言へば發行地の商圈內に止まるものとす、帖子は小洋錢の兌換券にして、一角、二角又は五角等の小額面のものなり、之れが發行に關しては官憲若しくは商務會の監督を受くるを通例とするも、地方によりては全く自由に放任する所あり、一定の取締をなすべき法規なし。

(九)日本通貨

(A)日本銀行券　日本銀行は滿洲に於て其の銀行券を發行すること勿論之なきも(一)滿洲に於ける帝國金庫の支拂にして、其の主たる費目は陸海軍省、外務省、關東都督府等の所屬歲出なるべし、滿洲に於ける帝國金庫事務は橫濱正金銀行支店にて取扱はれたるが大正七年より朝鮮銀行大連支店の取扱となれり(二)內地よりの旅客の携帶による流入にして(三)支那の他地方卽ち芝罘其の他より流入するものもあり(四)朝鮮銀行及び正金銀行に於て其の發行の兌換券引替に用ふること等により、滿洲に於て相當に流通し居れり。

(B)正金銀行券(附、圓銀)　正金銀行券は橫濱正金銀行が關東州及び支那に於て發行する兌換券にして、金を本位とするものと銀を本位とするものとの二種あり、金を本位とするものは大連支店に於てのみ發行するも、銀を本位とするものは大連、牛莊の外に天津、上海等滿洲以外の支店に於ても發行す、支那人は其の金券を日本銀行券及び朝鮮銀行券と共に老頭兒票と稱し、銀券は之れを銀票又は鈔票と稱せり。橫濱正金銀行が海外に於て紙幣を發行するに至りたるは、明治三十四年九月

其の定款を改正し、海外に於て營業上必要又は便益と認むるときは、支店、出張所をして請求次第持參人に支拂ふべき手形を發行せしむることとなし、明治三十五年一月天津支店に於て始めて同手形を發行したるなり、次いで滿洲支店に於ては牛莊支店に於て之れを發行したるなり、其の後、日露戰爭に於て滿洲地內に發行したる軍用手票の整理に著手するに當り、同行は右の一覽拂手形を以つて此整理を引受け、次いで明治三十九年九月勅令第二四七號により關東州及び清國に於て銀行券を發行するの特權を賦與せられたり、正金銀行券は此特權に基きて發行され我が舊一圓銀貨と兌換さるべきものとせり、我が舊一圓銀貨は明治四年五月十日の發布に係かる新貨幣條例により鑄造されしものにして、明治三十年貨幣法の改正に至るまで我邦の本位貨幣たるもの、三十一年四月其の通用を禁止さるるまで我が市場に於て流通したるものなり、今其の造幣の量目品位を記せば左の如し。

徑　　曲尺一寸二分四厘

量目　七匁一分七厘六毛(四百十六グレイン)

品位　銀九銅一

正金銀行は鈔票を以つて圓銀兌換券となし、以つて滿洲の通貨を統一せんとの希望を有したりしも、邦人の經濟的發展と共に金の需要增加したるため、其等の大勢に抗し難く、遂に大正二年勅令第二五〇號の發布を見、之れによりて別に金貨又は日本銀行兌換券を以つて引換ふべき金券の發行を許され、同年十月始めて之れを發行したり。正金銀行券は其の金券と銀券とを問はず、發行高と同額の準備を有し、關東州及び清國に於て、公私一切の取引には何等の制限なく通用するの資格を有す、其の額面は銀券は一圓、五圓、十圓、百圓の四種にして、金券は一圓、五圓、十圓の三種なり、發行所は同行の總括店にして曩きには牛莊支店なりしも、今は大連支店之れに當れり、正貨との兌換は發行所の同行のみに限定さる。正金銀行の鈔票は發行以來、十餘年の經歷を有するを以つて支那人間に於ては一般の信用厚く、大小の取引何れも之れを使用せり、殊に大連取引所の創業以來、圓銀建を採用し居るを以つて、鈔票の流通大に盛んなりしも、近時日本人間の日常取引は銀を不便とするのみならず、同行の金券並に朝鮮銀行の金券普及するに及び、鈔票の流通するに至れり、又、正金銀行の金券發行は大正七年より其特權を取消され、朝鮮銀行之れに代り

たることを知らざるべからず。

(C)朝鮮銀行券　朝鮮銀行券は朝鮮銀行法によりて發行し、我が金貨又は日本銀行券を以つて引換へらるる兌換券にして一圓、五圓、十圓、百圓の四種あり、其の他、補助貨の不足を補ふがために發行する十錢、二十錢、五十錢の小兌換券あり、初め朝鮮各地及び安東縣地方より漸次滿洲內地に流入したるものなりしが、大正二年下半期に至りて、同行が支店を奉天、大連、長春等に設置し、次いで四平街及び開原に派出所を開き其の發行する銀行券を以つて盛んに金の貸出を營み、大正六年五月更らに前記の小兌換券を發行して以來同行券の滿洲に流通するもの頗に多きを加へたり。　殊に朝鮮銀行は大正七年より正金銀行に代りて金券の發行國庫事務の取扱、鐵嶺、旅順、遼陽三出張所の讓受、並に安東出張所の讓受をなすこととなり、大正七年以後の朝鮮銀行は單に店舖の數よりいふも滿洲に十五(哈爾賓を加へ間島を除く)の多數となるを以つて、其の業務の擴大さるるも亦論なきなり。

(D)軍用手票　日露戰役の際、我軍が滿洲に於て發行したる銀券に軍用手票あり、其の種類は十錢、二十錢、五十錢、一圓、五圓、十圓にして、大部分正金銀行券を以つて

引上げられ現に流通するものは多く五十錢以下の小額券とす。

(E)日本補助貨　日本補助貨の滿洲に流通せるものは銀貨、白銅貨、靑銅貨にして偶〻舊韓國政府發行の新補助貨の混入するものを見る、甚はだしきに至りては、其の舊白銅貨が之れと相混じて受授さるることありといふ、日本補助貨の滿洲に流通するは、主として在滿帝國金庫の支拂によると朝鮮銀行及び大正七年以前に於て正金銀行が金勘定の取引に基き撒布したるがためなり。

(十)露國紙幣及び補助貨　露亞銀行はもと露淸銀行と稱し、千九百十年北方銀行と合併して今の名に改めたるものなるが、露淸銀行は露國が支那に於て其の勢力を扶殖する目的のもとに生れたるものにして、滿洲各地に於て支店を設け露國貨幣の撒布及び流通に努めたりしが、日露戰後に於ては南滿洲の業務を縮少し、北方銀行と合併後も、大連、營口、長春等の我が勢力圈內に、支店を存置すれど、其の通貨の撒布上殆んど重きを置くの必要なきに至れり、況や革命後の露國の現狀に於てをや。露國紙幣は日本人間に於ては留紙幣と稱せられ、支那人間には羌帖と呼ばる、其の補助貨に至りては其の額多からず、本位硬貨に至りては殆ど其の影を見ざる

なり、羌帖は露西亞帝國銀行の發行せしものにして一留、三留、五留、十留、二十五留、五十留、百留、五百留の八種あり、羌帖は元來兌換券なりしも、歐洲戰亂の起るや、大正三年八月勅令を以つて、其の兌換を停止したるにより不換紙幣となれり、殊に帝國倒れて共和國となりたる露國の現狀に於て留紙幣の暴落は殆んど其の極に達せり。露國補助貨は銀貨及び銅貨にして、銀貨に一留、半留、二十五哥、二十哥、十五哥、十哥、五哥の七種あり、銅貨には五哥、三哥、二哥、一哥、半哥、四分の一哥の六種あり、露貨の流通は北滿を主たる區域としたるなり、尤も南滿各地殊に長春、奉天、營口の如き大市場に羌帖の存在するもの少なからざるも、是等は投機取引の目的に供せられたるものにして、通貨としての必要あるがためにあらざるなり、左れど露國通貨の滿洲に流入するや、其の沿革を有するのみならず、露國官民が其の通用を强ふる極めて峻烈なりしため北滿洲には中々に普及せり、從つて北滿洲に於ては取引上に於て留建の行はるる區域甚だ廣く、特產物取引の如きは、外國貿易商と支那問屋との間に在りて多く留建の取引を以つてせられ、北滿の奥地深く入り込む貿易商は、官帖や小洋錢を準備するの必要なく、總て露國通貨を以つて其の所用を辨ずることを得

るなり、但し農家と問屋との間に於ける、特産物取引は留建にて取引するものは稀れにして、今尚ほ吊文建を以つてし、主とし官帖其の他の地方通貨を使用するを見るなり。

(十一)墨銀及び香銀　墨銀及び香銀も滿洲に於て流通さるるも多からざるなり、殊に其の本質は我が圓銀及び支那の大洋錢と大差なきを以つて、是れが說明を略せり。

二、滿洲に於ける金融機關

滿洲に於ける金融機關は三種に區別せらる、卽ち在來の舊式機關と新に外國の制度に倣ひたる機關となり、其の在來の機關には票號若しくは票莊と稱するもの、錢號若しくは錢店錢舖と稱するもの、其の他、銀爐、金店、錢攤子等なり、以下少しく之れを說かん。

(一)票號(票莊)　山西票號の名によりて著はるる如く票號の資本家の多くは山西人にして支那各地間の爲替取扱を主業とし預金、貸付等をも兼業するものなり。

(二)錢舖(錢店、錢號)　錢舖は滿洲の各都市殆んど之れあらざるはなく、貨幣の兩替

を以つて主業とし傍ら爲替、預金、貸付等を營めり、其の資力は票莊の如く大ならず、少なきは四五千元より多きも數萬圓を出でざるなり。

(三)銀爐　既に說明したるを以つて之れを略す

(四)金店　金融機關とするは穩當ならざるやも知れず、地金銀の賣買を主としつつあり。

(五)錢攤子　一定の店舖を有せず路傍に於て小額の兩替をなすものなり。

(六)當舖　下層界の金融機關たる當舖即ち質屋は大に注目に値すべきものなり。

(七)錢行　錢行とは貨幣取引所にして金融機關としては看過すべからざるものに屬す。

(八)銀行　としては日本人經營のものあり支那人經營のものあり、日支合辦のものあり、又、外國人經營のものあり。

(九)質屋　日本人質屋とす。

(A)錢業者　舊式金融機關たる謂ゆる錢業者は支那農工商部の統計によれば概況左の如し。

（金額單位元）

地方	錢業戸數 官錢局	銀號	票號	金店	爐房	錢莊	計	資本總額	各戸預金總額	紙幣發行總額	積立金總額
奉天省 瀋陽縣	—	一四	—	—	一	—	一五	六六四、七二二	一五二、八五七	—	—
錦縣	—	三〇	—	—	—	—	三〇	二三六、五八二	三三九、〇〇〇	—	—
新民縣	—	二〇	—	—	—	—	二〇	七四五、一三九	—	四〇七、七一一	二〇九、九二六
海龍縣	—	三六	—	—	—	—	三六	二三四、五五一	三四、〇〇〇	一〇一、五〇〇	—
洮南縣	—	二	—	—	—	—	二	九五、〇〇〇	—	八一、五〇〇	—
營口縣	—	一七	—	—	—	—	一七	三四九、〇〇〇	五三、〇一四	—	二六〇、〇〇〇
鳳城縣	—	一	—	—	—	—	一	一〇〇、〇〇〇	四一、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六、五〇〇
義縣	—	三	—	—	—	—	三	三一八、六九七	二一八、一九二	一五〇、〇七一	二六、七三一
寧遠縣	—	二	—	—	—	—	二	一〇、〇〇〇	—	—	—
遼源縣	—	三七	—	—	—	—	三七	四二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	一八九、一〇〇	九、四〇〇
撫順縣	—	一	—	—	—	—	一	五、〇〇〇	—	—	一、五〇〇
海城縣	—	二	—	—	—	—	二	一三、〇〇〇	六、六〇〇	—	一七、〇〇〇
蓋平縣	—	二	—	—	—	—	二	三一、〇〇〇	—	—	—
廣寧縣	—	二	—	—	—	—	二	四〇六、一七六	—	七〇、〇〇〇	—
開通縣	—	一	—	—	—	—	一	四、二八六	二、三〇〇	一、一〇〇	一、三〇〇
計	—	一八八	—	—	一	—	一八九	三、六二三、一四三	七八九、九六三	一、〇六一、〇六三	五三二、三五七

吉林省	吉林縣	一	一	—	—	—	一七	一九	一四、八一四、二七〇	三六一、〇八五	一四二、六七七、七五	一、七三二、五四三
	長春縣	—	一	—	—	—	一五	一六	一四、九三五	四九、五二四	三四三、九八二	—
	依蘭縣	—	—	—	—	—	六	六	四二、五〇〇	—	一〇、〇〇〇	一七、三九五
	賓縣	一	—	—	—	—	—	一	一五三、八五〇	—	三八四、六一〇	一九、四〇〇
	五常縣	一	—	—	—	—	—	一	三四、〇〇〇	—	二三、四五五	一、二〇〇
	寧安縣	—	—	—	—	—	三	三	三九、三七五	—	—	六三五
	額穆縣	—	—	—	—	—	一	一	三〇、五〇〇	二〇、二〇〇	三、〇〇〇	—
	濱江縣	—	—	—	—	—	一〇	一〇	一八二、〇〇〇	一五六、七〇〇	—	一四五、四〇〇
	計	三	二	—	—	—	五二	五七	一五、三二一、四三〇	五八七、五〇九	一七、八五三、七一二	一、九〇六、五六三
黒龍江省	龍江縣	二	—	一	—	—	六	九	一、四七三、四三八	六、六八三、〇八二	四、五六七、二四九	五六五、〇〇八
	呼蘭縣	二	—	—	—	—	二	四	二、五〇〇	—	—	一、五〇〇
	綏化縣	二	—	—	—	—	二	四	三、五〇〇	—	—	一〇、〇〇〇
	海倫縣	二	—	—	—	—	一	三	二、三〇〇	—	—	四、〇〇〇
	璦琿縣	一	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—
	巴彥縣	二	—	—	—	—	五	七	六六、〇〇〇	—	—	三、三〇〇
	計	二	—	一	—	—	一六	二八	一、五四七、七三八	六、六八三、五八三	四、五六七、二四九	五八二、七〇八
合計		一四	一九〇	一	—	一	六八	二七四	二〇、四八二、三一一	八、〇[illegible]五五	二〇、四八一、一〇三	三、〇二三、六二八

B) 銀行業者　滿洲に於ける銀行業者の狀態左の如し。

(一) 支那人經營のもの

銀行名	店舗所在地		資本金	
	本店	支店、出張所又ハ分店	總額	拂込額
華富銀行	奉天			
農業銀行	鄭家屯			
慶畲銀行	鄭家屯			
洮南銀行	洮南			
協濟銀行	洮南			

(二) 外國人經營のもの

銀行名	店舗所在地		資本金	
	本店	支店、出張所又ハ分店	總額	拂込額
露亞銀行	露都	大連、營口	三五,000,000留	三五,000,000留
香上銀行	香港	(大連營口ノ英商ニ於テ事務ヲ代理シ特ニ店舗ヲ有セス)		

(三) 紙幣を發行する支那銀行

名稱	設立ノ沿革	性質	目的	本支店所在地	營業科目	机關	資本金
東	本銀行ハ初メ奉天官銀號ト稱シ光緒	官立ニシテ省ノ金	三省ノ金融機關ナ	(本店)奉天 (支店)大連、營口、	一、短期ノ手形割引 二、地金銀及各國貨幣ノ賣買並ニ爲替取扱	總辦一人 會辦一人	五十萬兩

三省官銀號

三十一年（明治三十八年）ノ設立ニ係リ宣統元年（明治四十二年）徐世昌ノ東三省總督タリシ時之ヲ現名ニ改メタリ

庫事務ヲ取扱フ特種銀行

活潑ナラシメテ金融市場ヲ整頓スルニアリ

遼陽、蓋平、安東、本溪湖、鐵嶺、開原、昌圖、四平街、長春、吉林、哈爾賓、錦州、庫倫、上海

三、貸付金
四、預金
五、本省鑄造ノ銀元銅元ノ發行
六、市場通用ノ銀錢票銀元票ノ發行
七、地銀ノ熔解及兩銀ノ代理鑄造

總持號總務商一人
同副商二人
總辦、會辦ハ奉天省長官選任
總商副商ハ總辦會辦ヨリ任用ヲ稟申ス

全額拂込濟

奉天興業總銀行

本行ハ民國二年（大正二年）資本金百萬圓ヲ以テ設立セラレタル株式會社ニシテ設立ト同時ニ農業銀行ト稱スル官設銀行ヲ併合シ其ノ資本金三十萬元ヲ合セタリ

官民合辦ノ株式會社ニシテ農工銀行ノ性質ヲ有スル特種銀行

實業ヲ振興スルヲ以テ目的トス

（本店）奉天
（支店）營口、海城、遼陽、鐵嶺、四平街、山海關、庫倫、天津、保定、芝罘、上海

一、農業上ノ預金及貸付金
土地建物及農産物ヲ擔保トスル長期、短期ノ貸付及團體農民ノ預金
二、工業上ノ預金及貸付金
工場及附屬物、工業品ヲ擔保トスル長期、短期ノ貸付及團體職工ノ預金
三、商業上ノ預金及貸出並ニ爲替定期及不定期ノ預金及貸金、內國及外國ノ爲替事務

總辦　一人　官選
副總辦　民間株主ヨリ選任
總經理
副經理 } 株主ノ同意シ得テ總、副辦之ヲ選任ス

百三十萬元
內　官株五十萬元
　　民株八十萬元

奉天商業銀行

本行ハ民國三年（大正三年）五月奉天商總務會ノ主唱ニ依リ設立セラレタルモノトス

株式會社ニシテ奉天商務總會ノ監督ヲ受ク

商業ノ發達ヲ補助スルヲ以テ目的トス

（本店）奉天

一、商業ノ保證貸出
二、信用アル商店ノ發行スル未滿期手形ノ割引
三、商品ヲ擔保トスル貸付
四、預金事務
五、地金銀ノ賣買
六、爲替
七、他銀行業務ノ代理

監理一人
副監理一人
株主ヨリ選任
檢査員八人
內四人株主會ヨリ
四人商務總會ヨリ
推擧
總理一人
株主ヨリ選擧
副理一人、帮副理一人
總理ヨリ監理、副監理ニ諸問ノ上任命ス

二百萬元
一説ニハ本行ノ資金ハ始メ百萬元ノ豫定ナリシヲ十分ノ一ニ縮少シ十萬元ヲ以テ成立セリト此處ニハ定款ニ依ル

中國銀行	交通銀行	殖
民國二年（大正二年）四月十六日公布ノ中國銀行則令ニ依リ設立セラレタルモノナリ蓋シ清朝時代ノ中央銀行タリシ大清銀行（始メ戸部銀行ト稱ス）ハ革命ノ變ニ際シ其營業ヲ中止シタルヲ以テ同行ハ之ニ代リ民國ノ中央銀行タル任務ニ當リタルモノナリ	前清三十二年ノ設立ニシテ郵傳部ノ直轄銀行ナリシカ民國三年四月交通銀行則令公布セラレテ官商合辦トナレリ	前清南京師團長ニシテ革命後南京衛戍總督タリシ徐紹
官民合辦ノ株式組織ニシテ國庫事務ヲ取扱フ中央銀行タリ	官民合辦ニ係ル株式組織ニシテ為替銀行タル性質ヲ有ス	有限責任株式組織ニシテ拓
國家ノ幣制ヲ統管シ金融ヲ整頓スルニアリ	交通ノ利便ヲ圖ル為メ水陸運輸及ヒ郵電ノ四政ヲ補助スルニアリ	政府ヲ補助シ邊疆
（本店）北京 （支店）代理店各省首府及稅關所在地等ニ置キ其數七十餘ニ及フ南滿洲ニ在リテハ 奉天、營口、 安東、大連、 錦州、鐵嶺、 吉林、長春、 齊々哈爾	（本店）北京 （支店又代理店）國內貿易上重要ノ地ニ置ク滿洲ニ於ケル所在地 奉天、營口、 長春、吉林、 鐵嶺、蓋平、 哈爾賓、遼陽、錦縣、新民府	（本店）北京 支店出張所
一、國庫證券確實ナル商業手形ノ賣買 二、為替事務及手形ノ發行 三、地金銀及各國貨幣ノ賣買 四、預金證券手形及其他物件ノ保管 五、各種手形ノ代金取立 六、金銀貨及地金銀ヲ以テ擔保トスル貸付 七、各種證券ヲ擔保トスル定期或ハ當座ノ貸付	一、內外為替及其為替ノ取組 二、各種預金及貯蓄預金 三、各種貸付 四、國庫證券及商業手形割引 五、外國貨幣ノ兌換及地金銀賣買 六、各種手形ノ取立及貴重品ノ保護預リ 七、其他為替銀行及實業銀行ニ普通ナル業業	一、動産不動産ヲ擔保トスル貸付
總裁一人（簡任） 副總裁一人 董事九人 監事五人 株主中ヨリ選任	總理一人 協理一人 交通部ノ命ヲ奉ス 總理一人 副總理一人 株主中ヨリ選任別ニ補助員トシテ鐵路管理員及ヒ交通部ヨリ專任ノ總稽査員一人ヲ置ク	總理一人 協理一人
六千萬元（六千萬株）實際ハ政府ヨリ交付セラレタル一千萬元ヲ以テ營業シ來レルカ民國四年財政部ハ之カ增資ノ計畫ヲナシ政府ヨリ更ニ一千萬元ヲ拂込民間ヨリ一千萬元ヲ募集スルコトニ大總統ノ允准ヲ得タリト謂フモ其後ノ消息不明ナリ	一千萬兩（十萬株）前ノ郵傳部附入ノ四萬株ヲ政府ノ持株トシテ六萬株ヲ民間ヨリ募集ス	二千萬元（二百萬株

邊銀行	楨、安徽派領袖王揖唐、北京商總會總理馮麟霈等ノ發起ニ係リ民國三年三月六日附ヲ以テ認可セラレ同年十月開業セリ	殖銀行ノ性質ヲ有スルモ各開港場ニ於テハ普通銀行貯蓄銀行ヲ兼營セリ	金融ノ調和並ニ邊疆ノ實業ニ放資スルニアリ	ノ滿洲ニアルモノ奉天、長春、哈爾賓	二、預金 三、地金銀ノ賣買 四、爲替 五、各種手形ノ取扱 六、他銀行業務ノ代理	董事 七人 監事 五人 株主中ヨリ選任ス	（一株十圓）內六十萬株ヲ無記名式トセルハ外資ヲ輸入スルノ目的ナルカ如シ
吉林永衡官銀號	光緒二十三年ノ創立ニシテ初ハ官帖局ト稱シタリシカ宣統元年八月現今ノ名ニ改メタリ	官立ニシテ省ノ金庫事務ヲ取扱フ特種銀行	省內ノ幣制ヲ整理スルヲ目的トスルモ實ハ官帖ノ發行ヲ主眼トシ却テ幣制ヲ亂ルノ虞アリ	（本店）吉林 （支店）長春、營口			
黑龍江省官銀號	本銀行ハ光緒三十四年（明治四十一年）八月設立セラレタル黑龍江省政府官營ノ金融機關ナルカ宣統元年（明治四十二年）以來本行ハ齊々哈爾及巴彥ノ二地ニ於テ質屋業ヲ經營ス	官立ニシテ省ノ金庫事務ヲ取扱フ特種銀行	省內ノ幣制ヲ統管シ併セテ省內金融ヲ整頓スルニアリ	（本店）齊々哈爾 （支店）營口、綏化、呼蘭、巴彥州、哈爾賓、寬城子、海倫、奉天、天津、上海	一、各種預金及貸出金 二、爲替事務	總辦 一人 都府、巡按使ヨリ任命 總商 一人 副商 一人 總辦ヨリ選任ス	三十萬兩 都督、巡按使ノ出資外ニ三十萬兩ノ準備金アリ

(四) 日本人經營のもの

國別	種別	組織	資本	本店所在地	支店所在地	出張所所在地
日本	横濱正金銀行	株式	—	—	大連、奉天、營口	旅順、遼陽、鐵嶺、長春、安東縣
	×正隆銀行	同	一,〇〇〇,〇〇〇	大連	旅順、開原、奉天、長春	—
	大連貯金銀行	同	一〇〇,〇〇〇	同	—	—
	×龍口銀行	同	—	—	大連	—
	朝鮮銀行	同	—	—	同	奉天、長春、四平街、安東縣
	遼陽銀行	同	五〇,〇〇〇	遼陽	遼陽	—
	南滿銀行	同	二〇〇,〇〇〇	奉天	本溪湖、撫順	—
	南滿融通貯金	同	三〇,〇〇〇	開原	—	—
	長春貯金	同	五〇,〇〇〇	長春	—	—
	公主嶺銀行	同	一五〇,〇〇〇	公主嶺	四平街	—
	鐵嶺實業銀行	同	五〇,〇〇〇	鐵嶺	—	—
	北滿銀行	同	一五〇,〇〇〇	長春	—	—
	安東銀行	同	一五〇,〇〇〇	安東	—	安東
	安東貯金銀行	同	一〇〇,〇〇〇	同	—	—
	鐵嶺銀行	合資	五〇,〇〇〇	鐵嶺	—	—

露國	露亞銀行	株式	―	―	大連、鐵嶺、營口、長春、吉林、哈爾賓、齊々哈爾	―
支那	中國銀行	同	―	―	大連、鐵嶺、奉天、安東、營口、長春	―
	大通銀行	同	―	―	開原	―
	東三省官銀號	同	―	奉天	鐵嶺、安東、遼陽、營口、長春、齊々哈爾	―
	交通銀行	同	―	―	鐵嶺、奉天、營口、哈爾賓、長春	―
	儲蓄銀行	同	―	―	奉天	―
	興業銀行	同	―	―	同	―
	第一及第二借款銀行	同	―	―	哈爾賓	―
	香上銀行	同	―	―	同	―
	黑龍江省官銀號	同	三〇,〇〇〇兩	齊々哈爾	長春	―
	永衡官吊銀行	同	1,000,000元	吉林		―
	廣信公司	同	五00,000兩	齊々哈爾		―
	洮南銀行	同	―			―
	協濟銀行	同	―			―

表中×印ハ日支合辦經營ノモノナリ

正金銀行特種貸附　明治四十三年五月大藏大臣は橫濱正金銀行に對し特

別機關の設置を命じたるにより同行は同年七月より特種貸附の業務を開始したり、此特種貸附に要する資金として政府は日本銀行をして金三百萬圓を正金銀行に融通せしめ大正二年七月に至り更らに二百萬圓を增額せり、今大正六年三月末の現在貸附高を示せば左の如し、但し大正六年十一月より其の特種貸附を東洋拓植會社に讓渡したるなり。

▲地方別貸附高　（大正六年三月末現在）

地方	貸出元高 口數	貸出元高 金額	現貸附高 口數	現貸附高 金額	地方	貸出元高 口數	貸出元高 金額	現貸附高 口數	現貸附高 金額
大連	三九七	二、三二六、三四七圓	一六三	六三〇、八八三圓	熊岳城	四	一四、五〇〇圓	四	一三、三〇〇圓
貔子窩	二	二、〇〇〇	—	—	安東	九	二三六、五五九	五	一〇三、六二三
營城子	二	三、五〇〇	二	三、五〇〇	遼陽	五	一三、〇〇〇	一	一、〇〇〇
皐水子	五	一三、〇〇〇	三	六五、〇〇〇	牛莊	二六	八三九、七五〇	一六	四九三、八六二
三十里堡	一	三、〇〇〇	一	一、五〇〇	奉天	三四	二八〇、〇八五	一六	九一、五〇三
普蘭店	二	四、二〇〇	二	一、九五九	海城	一	三、〇〇〇	—	—
旅順	三八	一〇四、五二〇	二四	四〇、〇〇八	鐵嶺	二四	四二六、五〇〇	一〇	二九三、四六三
瓦房店	七	一四、七〇〇	四	六、九二八	本溪湖	四	六〇、五〇〇	四	三六、四〇〇

大石橋	四	七,二〇〇	三	四,三〇〇	十金寨	六	一三,六五〇	三	五,九二三
開原	八	七〇,二〇〇	四	五六,六九三	吉林	三	一二三,〇〇〇	二	一九,五〇〇
長春	一六	二〇二,〇〇〇	七	二一八,一九〇	哈爾賓	七	三二四,二〇〇	四	一二七,九〇〇
公主嶺	六	一三,六〇〇	二	二,九〇〇					
四平街	一	一,五〇〇	—	—	計	六二	五,〇八八,三二一	二八〇	二,二一八,三二四

備考　利率ハ最高七步最低六步、期限ハ最長十箇年最短七箇月ナリ

▲職業別及擔保別貸附高

借受人職業別

種別	口數	現貸附金高（圓）
農業	一三	六七,六〇二
商業	一三〇	五二七,二九九
工業	六七	一,二〇三,〇五五
運送業	六	七,三七五
雜業	六四	三一三,〇〇三
計	二八〇	二,二一八,三二四

擔保別

種別	口數	現貸附金高（圓）
家屋及工場	二六六	一,七九六,三三〇
信用	一	二四,〇〇〇
保證	一二	二九六,三〇三
機械器具ノ見返品	一	一,六九二
計	二八〇	二,二一八,三二四

一般金融狀況　銀行爲替、預金、貸附及び貸附業者の貸附金、質屋、郵便貯金、其の他に於ける一般金融狀態を示せば左の如し」

銀行為替（大正五年）

取組先	受入	拂出	受入超過
日本	九九、八七五、五二六圓	七七、二六五、二九七圓	二二、六一〇、二二九圓
支那	二四三、五五八、八八二	二四〇、一五〇、七一四	三、四〇八、一六八
歐米各國	一二、六四九、五三〇	六、五二三、六九三	六、一二五、八三七
總計	三五六、〇八三、九三八	三二三、六三九、七〇四	三二、一四四、二三四
大正四年	二二九、八九一、五九六	二一九、九三二、六一二	九、九五八、九八四
同三年	二〇七、一六一、七二七	一九八、七八三、五〇四	八、三七八、二二三
同二年	一八九、二六一、八三九	一八九、二四五、六一二	一六、二二七
同元年	一六九、九四八、七九六	一六二、九七六、四二四	六、九七二、三七二
明治四十四年	一四五、二三〇、三八六	一五二、三一〇、〇五七	(一)七、〇七九、六七一

一本表ハ南滿洲ニ於ケル横濱正金銀行、正隆銀行及朝鮮銀行ノ本支店出張所ニ於テ取扱タルモノニシテ其他ノ銀行ニテ取扱タルモノハ調査ヲ缺ク以下銀行ニ關スル諸表皆同シ

一取組先支那ニハ關東州ヲ包含シ日本ニハ朝鮮ヲ包含ス又大正元年以前ニ在リテハ朝鮮ハ支那ノ中ニ合算セリ以下銀行ニ關スル諸表皆同シ

一表中受入超過欄(一)印ヲ附スルモノハ拂出超過ヲ示スモノトス以下銀行爲替ニ關スル諸表皆同シ

▼銀行爲替取組先別累年比較　（單位千圓）

年次	受入 對日本	受入 對支那	受入 對歐米各國	拂出 對日本	拂出 對支那	拂出 對歐米各國
大正五年	九九、八七五千圓	二四三、五五八千圓	三、六四九千圓	七七、二六五千圓	二四〇、一五〇千圓	六、五三三千圓
同四年	六一、七五四	一六七、一一三	一、〇二三	六一、一一三	一五三、七九七	四、九一三
同三年	三八、二三四	一六七、二八五	一、六四二	四一、三五三	一五二、六七二	四、七五七
同二年	三九、七二三	一四七、四六三	二、〇七五	四一、二二一	一四五、七四一	二、二八二
同元年	三八、〇五〇	一三〇、四一七	一、四八一	四四、二二七	一二六、四五六	二、二九二
明治四十四年	二一、五四四	一二二、七八四	九〇〇	四五、五四五	一〇三、一一七	三、六四六
同四十三年	一八、〇一九	九六、六七二	一、二八〇	三二、六二三	七九、六一六	四、四七〇

▼銀行預金

旅順、大連、營口、遼陽、奉天、撫順、鐵嶺、開原、長春、四平街、安東

年次		
大正五年	受入	六四四、四〇〇、二六四圓
	拂出	六一九、七五〇、一〇八
	現在	二四、六五〇、一五六
同四年	受入	三七〇、七七四、六〇二
	拂出	三五三、六三五、三四九
	現在	一七、一三九、二五三

同三年	受入	三〇六、二六二、五二〇
	拂出	二九三、〇五八、三一〇
	現在	一三、二〇三、四九五
同二年	受入	二四二、六九七、二四三
	拂出	二三二、八〇五、〇二四
	現在	九、八四八、四八六
同元年	受入	一九九、八八九、一八八
	拂出	一九一、八〇〇、九八七
	現在	八、〇八八、二〇一
明治四十四年	受入	一三〇、九九六、二三八
	拂出	一二五、七七八、六八一
	現在	五、二一七、五五七

▼銀行貸附金

年次		旅順、大連、營口、遼陽、奉天、撫順、鐵嶺、開原、長春、四平街、安東
大正五年	貸附	四〇三、二九一、四七一圓
	戻入	三六五、四三七、三六七
	現在	三七、八五四、一〇四

同　四　年	貸附	二三五、四三四、六一六
	戻入	二一六、七四二、二八〇
	現在	一八、六九二、三三六
同　三　年	貸附	二五八、八〇八、八四二
	戻入	二四二、八九六、八〇八
	現在	一五、九一二、九〇六
同　二　年	貸附	一九〇、一六八、二七一
	戻入	一七二、九三〇、六八〇
	現在	一七、二三九、三二三
同　元　年	貸附	一九九、九五六、〇二一
	戻入	一八二、一〇三、六九三
	現在	一七、八五二、三二八
明治四十四年	貸附	一二二、七六〇、一七六
	戻入	一一〇、七八六、一七〇
	現在	一一、九七四、〇〇六

▼貸金業者の貸附金

（大正五年末日現在）

地方	營業戶數	本年貸出 口數	本年貸出 金額	本年末現在 口數	本年末現在 金額

旅順	日本人	三	三〇	四,〇五〇圓	五	一,三四〇圓
	支那人	七	三一	一一,八四八	一三	七,九六〇
大連	日本人	一九二	二五四	四八四,一九一	四五五	二九八,七四二
	支那人	二	三	四一,三三〇	一九	七五,六二〇
貔子窩	日本人	一	五	三五〇	四	三二〇
遼陽	日本人	二	三〇六	一四,〇七八	四三七	二九,九三三
撫順	日本人	二	一,一八〇	一三七,八三八	六八〇	八二,一一〇
四平街	日本人	二	八五	一〇,七四〇	六〇	八,一九五
公主嶺	日本人	三	二四〇	四四,九五四	九三	二四,一六四
長春	日本人	九	二,四五八	七五四,〇六七	七五五	一六三,八八〇
	支那人	一	三一	一,三〇〇	一一	四二〇
總計	日本人	二三三	四,五五八	一,五七〇,二六八	二,四八九	七〇八,六八三
	支那人	一九	二七六	五四,四七四	一六二	八四,〇〇〇
大正四年	日本人	二三三	三,五〇〇	三,六八二,五九五	一,六六一	六五二,二八六
	支那人	一七	二四一	四八,四六四	九〇	一〇四,一四二
同三年	日本人	二四〇	六,一八三	三,九九一,六四一	二,四三八	一,〇五一,八七一
	支那人	一八	三一一	五二,六七四	四三	七五,五六九
同二年	日本人	二三一	三,三一七	二,一三〇,〇〇三	一,三七〇	七三一,〇八四

	支那人	一九	五一	四二、三六〇	三五	四五、四六五
同　元年	日本人	一六三	二、〇二八	七一九、〇三八	九八四	五三八、五三六
	支那人	九	五五	二一、七七五	二五	一七、八五五
明治四十四年	日本人	一五〇	二、三三〇	五六九、一九一	一、一五二	四〇七、二〇五
	支那人	八	二〇	一〇、五二〇	一三	九、〇〇〇

▼質屋ノ貸附金

（大正五年）

地方		營業戸數	本年貸出 口數	本年貸出 金額	本年末現在 口數	本年末現在 金額
旅順	日本人	三	六、六〇七	三四、八二九圓	一、五六八	八、二九七圓
	支那人	七	二五、一六一	二七、一四七	四、三〇九	三、七八五
大連	日本人	五八	六九、三六〇	二九九、〇六八	一九、九一一	九三、三五八
	支那人	六四	二六五、一八四	二三一、六一八	一二五、六九四	八二、六三七
州內 金州	支那人	三	一四、二八〇	一二、九六五	七、七六五	六、四〇六
州內 普蘭店	支那人	三	三、一七一	五、九一六	一、一九三	一、三一八
州內 貔子窩	支那人	三	一六、三五五	二五、〇一一	二、四三三	三、〇〇三
合計	日本人	七〇	七五、九六七	三三三、八九七	二一、四七九	一〇一、六五五
	支那人	八〇	三二四、一五一	三〇二、六五七	一四一、三八三	九七、二〇三
瓦房店	日本人	二	一〇九	六三三	九	二七

州外

	支那人	一〇	一九、七四八	二六、七八七	八、八九九	一一、六二六
大石橋	日本人	四	二、〇六五	六、二四一	四五四	三、二三〇
	支那人	三	一一、二一九	九、七七八	五、一六六	五、〇〇一
遼陽	日本人	七	一四、四五八	一八、六七七	七、一二六	五、九一九
奉天	日本人	一七	三九、五九六	八五、九六二	一五、四六八	二〇、五二七
本溪湖	日本人	一三	四六、二三〇	七一、二二八	一六、七九九	二二、六一一
撫順	日本人	一四	一五九、六六三	二二四、六五七	四〇、五六六	五八、一六〇
鐵嶺	日本人	六	七、二六六	九、四〇七	三、〇九一	四、二三四
開原	日本人	三一	一三八、二五六	二三五、九〇〇	三八、二二六	七九、八四五
長春	日本人	二五	一九、五四七	八四、五九二	四、一九四	一七、六一七
	支那人	三二	八七、四五四	二二四、五〇八	二四、三五八	五一、七六二
四平街	日本人	一七	二八、八八六	五九、〇一九	五、四三七	八、五六九
	支那人	一四	四五、四六五	九二、二〇六	一三、三九八	一四、八三五
公主嶺	日本人	六	二、四四三	七、五二三	一、〇三九	二、九〇一
	支那人	二六	一三九、二六七	二四一、四三三	五〇、八七八	一三三、六七〇
安東	日本人	二	三五六	五三一	二二	四二
	支那人	二	一、〇九六	一、二九〇	四三七	五一九
合計	日本人	一三五	四五八、八七五	八〇四、三五八	一三二、四三一	二三三、六八一

支那人	八〇七	二九四、二四九	五八六、〇〇一	一〇三、〇九六	二七、四一三
總計 日本人	二〇五	五三四、八四二	一、一三八、二二五	一五三、九一〇	三三五、三三六
總計 支那人	一六七	六一八、四〇〇	八八八、六五八	二四四、四七九	三一四、六一六
大正四年 日本人	一八〇	四〇八、八〇一	八六〇、六九七	二二九、八三三	二七八、二〇五
大正四年 支那人	一四八	五三九、八三三	六六一、〇〇九	一八〇、五七七	一九九、一四一
同三年 日本人	一五九	三五五、五一二	八七三、〇〇七	七九、九八二	二二三、八二一
同三年 支那人	一三三	五二三、一三三	六八八、〇二六	一五〇、四一八	一八八、四八八
同二年 日本人	一七三	三六五、四三三	一、八四九、六七四	九三、五四五	四三三、七三九
同二年 支那人	九九	四六二、一一三	五三九、二三四	一五五、四八〇	一三六、八七三
同元年 日本人	一五〇	二二五、〇二九	六六四、一九六	四八、五六八	一五四、六〇三
同元年 支那人	九三	四三六、四六六	四五五、五四八	一二六、九八六	一二七、九八一
明治四十四年 日本人	一二八	一九四、九四八	六五四、三六三	四四、一九八	一三三、六四七
明治四十四年 支那人	七六	四一〇、八七五	三八一、四八六	一〇五、六六二	一〇九、四四三

▼郵便爲替　（大正五年度）

局所名	振出 內國爲替 口數	振出 內國爲替 金額	振出 外國爲替 口數	振出 外國爲替 金額	拂渡 內國爲替 口數	拂渡 內國爲替 金額	拂渡 外國爲替 口數	拂渡 外國爲替 金額

旅順	旅順	二、八〇六	三九二、九二一(圓)	八	八〇九(圓)	九、二七六	一六六、三四七(圓)	二三	一、二〇九(圓)
	新旅順	一〇、三二一	一二六、七七九	一六	二四七	三、八二一	五九、五七七	一	一六
	鮫島町	四、六七二	五六、七一二	一	二	一、七九三	一五、八六三	一	三〇
大連	大連	二七、〇九八	八一一、一六三	八二	一、六一八	二六、五四八	六八八、七九四	八一	二、三九二
	西廣場	二三、四六六	三八六、九八八	三四	三九三	一三、八九五	一九二、三九二	二	一四
	埠頭	九、六八五	一三七、六九五	五	七	一、三三一	一五、五三〇	―	―
	兒玉町	七、一二七	八一、六五八	―	―	二、二四七	二八、三三二	―	―
	信濃町	一五、四五五	三一九、九〇〇	一	三	三、六二三	二一四、四八三	―	―
	若狭町	一四、〇九八	一七六、八六九	二	二〇	六、〇二五	八〇、四四八	―	―
	浪速町	一三、三〇九	二四五、四〇二	―	―	一、四四八	一〇六、八〇八	―	―
	吾妻橋	一五、九三三	二四九、四七三	二	三〇三	七、九八五	一四六、五〇二	一	六
	小崗子	二、三七八	五八、七〇二	―	―	一、〇四九	一九、二〇一	―	―
	沙河口	九、八九〇	九九、六八一	―	―	二、一三四	二四、九六七	―	―
柳樹屯		二、四九六	三〇、二九三	―	―	二、一四八	三〇、八八二	―	―
金州		二、五一五	三〇、二四六	―	―	六五一	一三、四一四	―	―
普蘭店		二、二五一	三九、八五一	―	―	六六三	三一、一七五	―	―
貔子窩		二、〇〇九	三三、一七二	―	―	一、四〇八	一〇一、〇〇九	―	―
瓦房店		六、六六三	八七、六七六	―	―	二、四三八	一〇〇、八四三	二	二九

熊岳	熊岳城	二、一一六	二四、九九八	—	—	八九五	二六、八八七	二	六〇
蓋平	蓋平	一、〇三四	一四、八四一	—	—	五四八	二八、七二三	—	—
大石橋	大石橋	七、六九五	九六、六八一	一	二	一、九七五	五三、三三四	一	一〇
海城	海城	三、九〇三	六七、二三一	—	—	二、五五四	五三、二一四	三	二二
遼陽	遼陽	一六、一二〇	三三〇、三九一	五	三七二	五、二二五	七八、三二四	一〇	二五二
	遼陽城	一、八九九	二七、七二七	—	—	四二七	四、七〇〇	—	—
煙臺	煙臺	六五九	七、三八一	—	—	一四一	一、六〇〇	—	—
	煙臺炭坑	六一八	六、二九七	—	—	一一四	八八一	—	—
蘇家屯	蘇家屯	一、一一八	一三、九九七	—	—	一六五	二、五三八	—	—
奉天	奉天	二三、九四七	四二六、七三九	三八	一、六八一	九、六七〇	二四九、七八五	二四	八一三
	十間房	七、六〇〇	一一六、二三五	四	六八	二、〇六一	三〇、一一三	—	—
	大北門	四、六五三	一三六、六六〇	一〇	七七	八二七	一一、二九八	—	—
	大西關	六、七四九	一三二、九一八	四	五三	二、三四四	四四、〇三三	—	—
鐵嶺	鐵嶺	一三、五〇三	二四四、二三三	二	二二	四、〇七八	七六、九六六	四	三四二
	西門	三、八二三	六九、五一三	—	—	七四三	七、八三九	—	—
開原	開原	八、〇〇〇	一二四、九二三	—	—	一、四一三	四〇、一〇七	二	二四
	開原城	三七七	六、四二七	—	—	二八	八六二	—	—
昌圖	昌圖	一、五九九	一八、〇九二	—	—	四四六	一二、七七二	—	—
	昌圖城	五三三	七、五六一	—	—	三三	一、八〇三	—	—

四平街	八、三五一	一四七、七〇三	—	—	一、八六五	五二、四〇三	二	八九
四平街分室	七六八	二三、五八三	—	—	二八九	一六、一一一	一	三九
公主嶺	一三、四八三	一九五、四〇四	一	二	四、四四三	一三一、五〇七	—	—
長春 長春	一六、一二六	二九一、三三三	二四	一、一四一	二、七八七	一一〇、七五六	一	九
長春 長春城	四、六二六	一七五、一二六	—	—	五七四	七六、六八七	—	—
長春 長春東	一五、八八〇	二八七、七〇八	—	—	二、一九八	五三、五八〇	—	—
吉林	四、〇〇一	一〇三、三七七	七	一、三三九	八七二	九四、七一一	—	—
長春第四出張所	四〇、八七四	八六三、一九六	—	—	一、三一〇	一〇九、〇〇八	二	四〇
長春第五出張所	一、六二六	二九、八六八	—	—	一〇五	一九、一八二	—	—
新民府	八四六	一〇、〇〇二	—	—	二〇〇	一〇、七一四	—	—
撫順	二九、六八八	四四五、六四六	九	二六二	四、一五二	九三、六一六	三	三三
本溪湖	一四、一七八	二〇二、三五四	一三	四二六	二、九三五	八〇、一五一	二	三五
橋頭	二、三三三	三八、一八六	—	—	六六〇	一三、五〇七	—	—
連山關	三、四二〇	四四、七八一	—	—	一、二八六	五二、九一〇	—	—
鷄冠山	二、〇二三	二三、六三一	—	—	七一八	一三、一一三	—	—
鳳凰城	一、二二八	一四、四四八	—	—	四四一	一〇、一二六	—	—
安東 安東縣	二九、四一八	七一七、四六一	三九	四二九	一五、五一一	三四一、三四七	五	二七二
安東 舊市街	四、〇〇二	三七一、八八七	—	—	八四五	一六、三四二	—	—

大東溝	一七六	一、二六三	—	—	五五	一、三三一	—	—
總計	四六九、三三四	九二〇、九七〇	三一七	九四、三四二	一八〇、三九六	四〇五、七三七	一八三	六二一四
大正四年度	四〇五、一八五	六六六、八二四	三〇六	七一、一七五	一五〇、七九八	二九八、八一四	一三三	四三九
同三年度	四二三、九九四	五九五、八六一	四五五	一七、三三一	一六〇、一三〇	三五三、六一八	二三四	六四一四四
同二年度	四二七、七〇五	六三七、一〇三	六〇五	二七、七三五	一六二、六四八	三六〇、四五九	二五四	七一九九
同元年度	四三三、四〇五	六五二、四六六	五一一	一五、三三六	一六四、四五一	三七〇、八六〇	一八八	五一六〇
明治四十四年度	四〇六、六七四	七〇二、二四〇	五〇四	三〇、九九二	一五三、六七九	三六八、〇〇二	一二二	五一三三一

一內國爲替ニハ支那各地ヲ包含シ又郵便取立金ヲ合算セリ

▼郵便貯金及郵便振替貯金　（大正五年度）

局所名	郵便貯金 預入金額	郵便貯金 拂戻金額	郵便振替貯金 拂込金額	郵便振替貯金 拂渡金額
旅順 旅順	二九、〇〇九円	二三九、八四六円	四三二、三〇三円	三六六、三〇七円
旅順 新旅順	八〇、一六〇	六六、一五五	一三五、七七八	六六、五五四
旅順 鮫島町	五一、一〇〇	三七、六八五	一六九、五八二	五、九九五
大連 大連	四五五、七三〇	五〇三、九七七	一、七七四、七〇八	七、五四〇、七六八
大連 西廣場	二六六、一三五	一七五、〇五六	六四五、八六〇	八八八、八九〇
大連 埠頭	七五、八九一	三六六、一一九	一〇二、三八五	二四一八
大連 兒玉町	五一、三三九	三八九三	六一八九一	一、一六三

大連	信濃町	一五八、六三一	二二四、八五三	三五七、八二七	三五、四三八
	若狹町	一三一、九一五	九四、六六六	一七八、九三五	一四、三九一
	浪速町	一四、三五七	八九、一一七	三一一、二二六	八、五八七
	吾妻橋	一三三、三五八	九五、七七〇	四七八、九三二	一五、一三二
	小崗子	二五、七七二	三三、九四一	二二、四五四	二、八四一
	沙河口	九四、九二五	七〇、一一〇	三三、七六二	五、五五五
柳樹屯		五〇、六〇〇	四一、二〇二	一六二、三三三	一一七、一三八
金州		一六、九八二	一五、四七六	四六〇、九五一	一三七、〇五六
普蘭店		一八、一四八	一五、二一九	二八五、三八三	一〇〇、六四三
貔子窩		一六、五七二	一一、九七二	四五〇、〇〇九	一〇三、九五〇
瓦房店		六六、九九八	五七、三四四	一四六、〇七三	四七、〇六三
熊岳城		二四、六〇一	一九、〇三六	五三、六七二	一四、八七五
蓋平		七、〇九四	四、八四二	二四、八五四	二、四七三
大石橋		七九、一八一	六八、一三六	二四八、二三六	一〇七、一四三
海城		五〇、八八二	四八、二二六	二〇三、七〇五	一一一、〇二七
遼陽	遼陽	一〇〇、一九三	七七、三九五	一九五、九七四	二五、八八九
	遼陽城	五、四九六	三、八二九	二〇六、八二四	三八四
煙臺	煙臺	一一、六二四	七、一七八	一四、七六三	三、五六四
	煙臺炭坑	五、六一五	三、一〇六	三、七一八	五〇

蘇家屯	蘇家屯	七、六二六	七、八七二	五、八八一	四五三
奉天	奉天	一八九、九七九	一五九、七五九	三七〇、〇三一	一、〇四六、八二八
	十間房	二八、五一一	二三、六二三	八九、五〇七	六、八九五
	大北門	一六、二五三	一一、六七四	六七、〇五五	四三、四八九
	大西關	三一、九四九	二四、二四八	二三六、六七四	一九五、四二三
鐵嶺	鐵嶺	一三、八九一	九〇、六五九	一七一、九九二	一五八、六七四
	西門	二四、七八八	一八、七〇九	六三、七四一	三一、五一一
開原	開原	三七、五七八	二九、五二四	五三三、七四九	一七、二〇四
	開原城	六、六八九	四、六四九	三、一一七	—
昌圖	昌圖	三一、二二九	二六、八三六	四一、一九七	九四六五
	昌圖城	三、二七五	一、七三〇	五、四六二	一五〇
四平街	四平街	五〇、六九一	四三、八四六	五九八、〇八五	二、八八八
	四平街分室	九、七九七	三、六三一	九、六三一	一、二二三
公主嶺	公主嶺	一〇七、七三〇	七八、一九二	四一六、六四一	三五、七一八
長春	長春	六二、九三三	四一、〇〇〇	八六、七六二	一九、七四六
	長春城	八、六〇五	四、五四二	二五、四三一	二五
	長春東	五〇、三二六	四二、一三〇	四六五、一五九	一八、〇〇七
吉林	吉林	三二、一三九	二三、七五三	三八、六八一	五、一一三

長春第四出張所	一五、二四一	二〇、四四六	二三一、一一三	四四、三七八
長春第五出張所	一八、二九九	一八、六一三	四〇、二一三	三二八
新民府	五、〇一五	三、七五七	七、三二〇	八、九八七
撫順	一三七、〇〇二	一〇五、三八七	九三一、二七二	三四、八〇八
本溪湖	六五、七五九	四二、五〇四	二三三、八六九	七三、六三三
橋頭	二一、三一二	一九、〇二三	三四、九七一	一一、〇五九
連山關	四七、三二二	三七、七七六	八一、七四九	九、七一三
鷄冠山	一七、〇六九	一四、五四〇	一六、八五四	二、四〇六
鳳凰城	七、二八三	五、〇〇一	一三、七四七	七五〇
安東｛安東縣	八〇、六八四	七二、四四九	五五八、〇五二	一三八、五一九
安東｛舊市街	一、三一五	二、〇四七	一四、三三六	一、一一九
大東溝	一、〇〇一	五八〇	五五五	—
三四年役行賞貯金	—	—	—	—
行賞貯金	—	—	—	—
他管區ヨリ移轉	—	—	—	—
廢停局	—	—	—	—
總計	三、三五二、三六五	二、八五一、八五六	一三、五三二、六三四	一〇、五〇三、九六三
大正四年度	二、六一四、四一四	二、一六九、一〇八	八、三二〇、八五三	六、三一三、五八一

大正三年度	二、三三〇、六四二	二、二一五、三五一	八、七〇四、四九〇	八、九八四、七九二
同　二年度	二、二七五、七九二	二、一六七、六四九	八、七七〇、四六七	三、七九一、二一七
同　元年度	二、五一六、六九九	二、三三六、四一八	五、八九〇、四五六	二、七〇九、七九八
明治四十四年度	二、九五六、五七〇	二、四九八、四二六	五、八四四、六三九	二、一三〇、四六五

▼郵便貯金者職業別

（大正五年度末日現在）

職業	人員	金額	一人平均金額	職業別千分比例 人員	職業別千分比例 金額
農業	六四七人	二八、六八二圓	四四・三三圓	七・七人	九・九圓
漁業及船乘	一、〇一九	四二、四六八	四一・六八	一三・二	一四・七
工業	五、七五四	一五二、一六七	二六・四五	六八・八	五二・六
商業	一六、七五一	六六五、六八七	三九・七四	二〇〇・四	二三〇・三
雜業	三、九二七	一九三、四二五	四九・二六	四七・〇	六六・九
諸業ノ雇人職工及使役人	一七、二六五	五八四、〇六一	三三・八三	二〇六・四	二〇二・一
官吏及軍人	三三、三六九	一、〇九七、一〇九	三二・八八	三九九・二	三七九・五
學校生徒	三、三九九	五一、四五九	一五・一四	四〇・七	一七・八
社寺其他ノ公共團體	三八二	二七、九〇五	七三・〇五	四・六	九・七
無職業	三八三	二二、〇三七	五七・五四	四・六	七・六
職業不詳	七〇二	二五、五八二	三六・四四	八・四	八・九

總計	八三、五九八	二、八九〇、五八二	三四・五八	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
大正四年度	七七、九六五	二、四四六、六七九	三一・三八	—	—
同三年度	六六、四二三	二、一四六、六八一	三二・三二	—	—
同二年度	六六、三三三	二、二〇〇、五六八	三三・一七	—	—
同元年度	六一、三五二	二、三四九、六六六	三八・三〇	—	—
明治四十四年度	五九、二一一	二、四七五、七九〇	四一・八一	—	—

▼銀行受拂貨幣種類別 （大正五年）

銀行所在地	銀額			金額
	軍用手票	銀券	圓銀	兌換券及補助貨
旅順	一七、〇二五圓	六六、一五九圓	四九〇圓	二七、八六三、三九五圓
大連	三二七、〇三四	六七六、四八一、八八二	一、四〇三、七一三	八五六、五七一、六八六
牛莊	八、七三八	七五、七六二、四二三	一一三、八五二	五二、〇三六、五二四
遼陽	五、七〇〇	七、〇八〇、八九三	三、四〇五	一二、〇四二、九四九
奉天	一七、〇〇五	五一、一五〇、九二九	一九、五五六	一三八、七九九、三五三
撫順	—	六、〇四八	—	九〇八、一一〇
鐵嶺	一、四五九	二三、九〇八、〇八八	二、三五〇	一五、七五八、〇三六
開原	一五五	一六、〇六一、三二八	—	一八、六三四、八三三
長春	四、三五三	七七、二五九、四〇三	三、〇九六	八五、一七一、六〇三

四平街	—	—	—	五,五四二,一二〇
安東	四,五八四	三,二七一,六七八	一〇八,四〇五	三九,九五四,四三〇
總計	二八六,〇四三	九三一,〇四八,八三〇	一,六五四,八六七	一,二五三,二八三,〇三九
大正四年	二,五〇五,三五四	五八六,〇五三,〇三一	一,八〇九,八二五	七〇九,八三五,八七〇
同三年	一,八九四,五八四	五三一,二九四,三九六	一,五八一,二二八	六五〇,七七五,五三七
同二年	一八九,三一八	四四二,三八二,一〇一	七四四,六四二	四九〇,三六一,六二三
同元年	八八,七九六	三七六,八八七,〇六九	七九四,九一四	三三一,四三一,八六八
明治四十四年	三五三,〇六一	二〇二,九二〇,〇四四	一,二五二,四四〇	一五一,一〇五,四〇七

一本表ハ南滿洲各地ニ於ケル橫濱正金銀行支店出張所、朝鮮銀行支店及正隆銀行本支店ニ於テ取扱タル日本貨幣ノ額ニシテ軍用手票トハ日露戰役ノ際發行シタルモノ、銀券トハ橫濱正金銀行ノ銀兌換券、圓銀ハ舊一圓銀貨ニシテ兌換券中ニハ正金銀行及朝鮮銀行ノ金券ヲ包含ス但シ支那銀其他諸外國ノ貨幣ハ之ヲ包含セス

一表中千分比例ハ各地ニ於ケル金銀ノ總計ヲ千トシ金ト銀トノ步合ヲ算定セルモノナリ

▼圓銀對小洋錢及日銀兌換券相場　（大正五年）

月次	小洋錢			兌換券
	最高	最低	平均	

一月	一三七・九五(圓)	一三三・九五(圓)	一三六・五七(圓)	八九・二五(圓)
二月	一四〇・一〇	一三六・〇〇	一三八・〇五	九〇・一三
三月	一三六・六五	一二六・三〇	一三三・四一	九二・八四
四月	一三七・六〇	一一九・五五	一三二・八五	九九・七一
五月	一三三・六〇	一二一・六五	一一七・五八	一〇五・一九
六月	一二九・九〇	一三三・五五	一二六・四七	九八・二一
七月	一三一・三五	一三五・三五	一二八・九四	九六・一四
八月	一二七・一四	一三〇・〇〇	一三四・四七	九八・六五
九月	一三〇・七五	一一七・六〇	一一九・五〇	一〇一・七六
十月	一一五・五五	一一〇・二〇	一一二・八九	一〇三・七六
十一月	一〇六・九二	九二・五〇	一〇〇・三九	一一一・〇七
十二月	一〇二・二〇	九〇・六〇	九五・九二	一一〇・六九

一本表ハ正金銀行大連支店ノ相場ニシテ圓銀百圓ニ對スル建値ナリ

▼大連錢業公所金銀取引高 (大正五年度)

月次	現物取引高				先物取引高		
	銀對金	銀對小洋錢	金對小洋錢	銀對露國紙幣	銀對金	銀對露國紙幣	銀對小洋錢
一月	一,六五三,五〇〇(圓)	四六四,五〇〇(圓)	—(圓)	—(圓)	二,〇一八,〇〇〇(圓)	四,〇二五,〇〇〇(圓)	—(圓)
二月	三八一,五〇〇	五六八,五〇〇	—	—	一三五,〇〇〇	二,八二〇,〇〇〇	—

三月	一、六二四、五〇〇	一、一五七、五〇〇	—	—	三、五四九、〇〇〇	七、四四五、〇〇〇	—
四月	一、二七八、〇〇〇	一、九七〇、〇〇〇	—	—	七、八九〇、〇〇〇	一三、五二五、〇〇〇	—
五月	二、四一〇、五〇〇	一、五五九、六〇〇	—	—	三三、二九九、〇〇〇	九、五六五、〇〇〇	—
六月	二、〇八二、〇〇〇	九二七、〇〇〇	—	—	二一、九五〇、〇〇〇	七、〇八五、〇〇〇	—
七月	二、二五八、〇〇〇	五八八、〇〇〇	—	—	二六、八二三、〇〇〇	五、二四〇、〇〇〇	—
八月	一、四五五、五〇〇	—	—	五五三、五〇〇	二七、九三〇、〇〇〇	五、二一五、〇〇〇	—
九月	一、三六四、〇〇〇	二三八、〇〇〇	—	—	三五、一〇九、〇〇〇	八、四八五、〇〇〇	—
十月	一、五三四、二〇〇	一六〇、〇〇〇	—	—	二五、一六五、六〇〇	八、七五五、〇〇〇	—
十一月	二、二九五、〇〇〇	二五九、〇〇〇	—	—	五三、七三〇、〇〇〇	二四、八三五、〇〇〇	—
十二月	二、二七〇、〇〇〇	一六五、〇〇〇	—	—	五二、一四四、〇〇〇	三三、二四五、〇〇〇	—
總計	二〇、六〇六、七〇〇	八、〇五七、一〇〇	—	五五三、五〇〇	二八二、七四一、六〇〇	一一九、二三〇、〇〇〇	—
大正四年	一四、八六九、〇〇〇	五、三三〇、五〇〇	八、〇〇〇	一九、五〇〇	三、三三八、五〇〇	二四、〇三四、〇〇〇	一三、〇〇〇
同三年	九、一三三、〇〇〇	三、六一八、三〇〇	二〇、〇〇〇	—	五〇五、〇〇〇	—	—

一大連錢業公所ハ大正三年二月二十五日ヨリ取引ヲ開始セリ從テ大正三年分ハ同日以後ノ事實トス

一大正六年五月三十日ヨリ大連錢鈔信託株式會社ノ設立ト共ニ同所ハ閉鎖シタルナリ

三、南滿に於ける保險事業

明治四十三年勅令第二百九十四號によれば内地に於て免許を受けたる保險業者は關東州に於て支店又は代理店を設けて營業することを得るは勿論なるが謂ゆる保險業法による免許及び認可の規程は之れを適用せずして一定の條件を具備したる屆出をなすときは營業することを得とせり、此勅令により營業するもの大正五年十二月末日現在にては州内四十九社にして州外五十八社あり、其の保險契約高、解約高、年末現在高等左の如し。

▼保險會社ノ一（州内）（大正五年末日現在）

會社名	收入保險料	支拂保險金	本年契約高 口數	本年契約高 金額	年末現在高 金額
帝國生命保險代理店	三、五七五圓	二六圓	三六	二一、五〇〇圓	一三一、四〇〇圓
明治生命保險代理店	一、七九九	—	八	一五、〇〇〇	四七、三〇〇
千代田生命保險代理店	三、六九三	二、〇〇〇	一三	一七、五〇〇	三七、五〇〇
太平生命保險代理店	二、一〇六	—	—	—	一八、四〇〇

旅順	生命	共濟生命保險代理店	一、五九八	九	三七	二六、三〇〇	三八、六〇〇
		有隣生命保險代理店	八七六	—	七	五、五〇〇	一六、五〇〇
		日本生命保險代理店	二六八	—	七六	六九、四〇〇	一一三、二〇〇
		東海生命保險代理店	三五一	—	五	二、五〇〇	七、五〇〇
		大正生命保險代理店	一、二四四	—	二八	二五、〇〇〇	二七、五〇〇
	合	計	一五、五二〇	二、一三七	二一〇	一八二、七〇〇	四三六、九〇〇
	生命	帝國生命保險出張所	三三、六八七	七、三〇〇	二八九	三〇四、六〇〇	九六八、六五〇
		東海生命保險監督所	一八、一九五	三、三〇〇	八〇	九五、一〇〇	三八四、五〇〇
		共濟生命保險出張所	一三、〇一八	四、四二八	八九	一〇二、〇〇〇	二五四、一〇〇
		大同生命保險出張所	二、五八六	—	一八	一五、五〇〇	六三、三〇〇
		日本生命保險代理店	一〇、〇〇〇	六、六〇〇	一五〇	一〇〇、〇〇〇	三五二、〇〇〇
		東洋生命保險代理店	四、三二六	—	五	四、〇〇〇	一三四、四〇〇
		萬歲生命保險代理店	一、七八八	—	—	—	五五、七〇〇
		千代田生命保險代理店	二〇、八三〇	六、一九一	二三	五〇、〇〇〇	六四六、五〇〇
		大正生命保險代理店	七、五二〇	一五〇	九五	一〇一、九〇〇	二〇二、八〇〇
		蓬萊生命保險代理店	七九五	—	二六	一九、五〇〇	二〇、五〇〇
		共保生命保險代理店	一〇、六四八	三、〇〇〇	二三七	一九四、二〇〇	五八八、二〇〇
		明治生命保險代理店	九、三三三	一、五五三	三九	六二、〇〇〇	三九八、〇〇〇

大連

徴兵生命保険代理店		九、八四四	二四八	二三	七九、五〇〇	一七六、一〇〇
福徳生命保険代理店		八三六	—	五	四九七	八六九
日本徴兵生存保険代理店		七〇一	—	四五	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇
太陽生命保険代理店		二一八	—	三七	三七、六〇〇	三七、六〇〇
横濱生命保険代理店		二六	—	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計…………		一四四、三三九	三一、七七〇	一、三六一	一、一八六、三九七	四、三〇三、二一九
明治火災保険代理店		二四、一八五	三、一〇〇	九六四	一〇、九一六、三六五	四、七五六、九四五
東京火災保険代理店		一五、四三三	四、三一九	一、〇四四	六、九八一、七〇五	三、〇九〇、二八五
日本火災保険代理店		一三、七〇三	一一、〇一〇	九一九	六、二九二、〇八五	二、九三五、〇〇五
共同火災保険代理店		一一、七九七	四、九二四	八二七	五、四〇七、〇四五	二、三七八、七〇五
千代田火災保代理店		六、一八三	二、七五七	六三五	二、七九〇、八八〇	一、一八一、七八〇
横濱火災海上運送信用保険代理店	火災	一七、三〇二	一三、四四一	一、二七五	八、二一六、二六〇	三、三九七、三四〇
	海上	六、四八六	—	二五〇	二、〇二七、〇二〇	—
東京海上運送火災保険代理店	火災	六、三四八	一三	五五二	三、八四五、八五〇	一、三九一、四三〇
	海上	一〇二、一四二	二、三三九	一、五五七	二一、五六九、九一一	—
神戸海上火災運送保険代理店	火災	七、二三九	一、四七一	八〇一	二、九五九、四四〇	一、九〇七、〇二〇
	海上	五八八	—	四五	二五七、六八六	—
ゼ、サン火災保険代理店		一四、八九一	二六、九一八	八四一	五、二三六、三七〇	三一九四、〇七八

火災海上及運送	ゼ、ローヤル火災保險代理店		二、八六八	三、五〇三	二七	一三八、六〇〇	二五六、二一六
	豐國火災保險代理店		二、三七五	二、八〇二	九一	三三五、八七二	六八一、一三一
	ゼ、ノールウヰッチユニオン火災保險代理店		六、三三五	二四七	二四〇	二、二六二、一四六	一、三〇五、九九六
	ニユージランド保險代理店		一三、〇五七	八、六三三	二三六	一、八六九、〇〇〇	三、五二五、三六八
	ゼ、ザウスブリッチシユ保險代理店		—	—	—	—	—
	グアデンアッシユランス保險代理店		三、八五七	五〇	一三三	五二八、〇九五	八〇五、三七六
	香港火災保險代理店	金	四三六	—	六	三〇、一二五	九七、六二五
		銀	一、六三七	—	一八	二三四、六〇〇	二三四、六〇〇
	ゼ、ヨークシャ火災保險代理店		—	—	—	—	一九、〇〇〇
	フヰニックス保險代理店	火災	三二一	—	七	八二、二〇〇	一七二、八〇〇
		海上	一、九二二	—	二八	三二一、四二二	—
	廣東海上保險代理店	金	一、四九一	—	四	三九、四三〇	—
		銀	三一〇	—	五五	三一八、〇七四	—
	ゼ、ユニオン保險代理店		九六六	—	一三	七二七、三一〇	—
	東洋海上保險代理店		一、四六八	五二四	一五九	五九六、三〇〇	—
	帝國海上運送火災保險代理店		一六、五四五	七、九〇〇	一、九〇八	七、〇一三、〇三三	—

會社名	收入保險料	支拂保險金	本年契約高 口數	本年契約高 金額	年末現在高
日本海上保險代理店	四、四二六	—	二三七	一、七六四、七七四	—
計	二八四、三〇〇	九三、九五〇	三、九八九	九二、七五一、五八八	三一、三二〇、七九〇
合計	四二八、六三九	一二六、七二〇	一四、三五〇	九三、九三七、九八五	三五、六二四、〇〇九
總計（會社數 四九）	四四四、一四九	一二八、八五七	一四、五六〇	九四、一二〇、六八五	三六、〇六〇、九〇九
大正四年（同 四七）	三五〇、八四六	四〇、九二五	一一、八五八	六三、二四九、三五七	二三、二六八、一八七
同三年（同 四五）	二六五、七一七	五四、二九六	一〇、四六二	四八、五六二、六七五	二三、二三一、三八五
同二年（同 三六）	二三三、四八五	三五、三八〇	七、七二三	三四、三三八、七六〇	一四、〇四四、九二六
同元年（同 三四）	一四一、六〇六	三〇、八七四	五、一三三	二〇、二三六、〇二〇	一〇、四八二、九一九
明治四十四年（同 三一）	二一八、九三七	二六、〇九二	三、九五一	一八、六三八、八三一	七、四三二、三三八

▼保險會社ハ二（州外）

（大正五年末日現在）

會社名		收入保險料 圓	支拂保險金 圓	本年契約高 口數	本年契約高 金額 圓	年末現在高 金額 圓
大石橋	大正生命保險代理店	六四八	—	—	—	一三、〇〇〇
	太平生命保險代理店	一、〇九四	—	—	—	一七、五〇〇
	東海生命保險代理店	二三〇	—	六	三、五〇〇	三、五〇〇
遼陽	明治生命保險代理店	一、五二一	—	五	四、〇〇〇	三五、九〇〇
	共濟生命保險代理店	四六五	—	一五	一七、〇〇〇	一六、〇〇〇
	日本生命保險代理店	七八七	—	四八	四二、三〇〇	四二、三〇〇

奉天	蓬萊生命保險代理店	一八三	—	五	五、000	五、000
	ニユージランド火災保險代理店	五三六	—	—	—	—
	帝國生命保險代理店	三、五七六	—	三四	五六、000	一七二、六00
	ノルウキツチユニオン保險代理店	四九三	—	六	一五、五00	一三五、0三六
本溪湖	東洋生命保險代理店	四八二	—	一五	一九、四00	二一、000
	日本生命保險代理店	二、五八五	—	二	一、000	七五、000
	太平生命保險代理店	八五四	—	三	七、五00	五九、000
	大正生命保險代理店	二一0	—	三	一、五00	六、五00
	帝國生命保險代理店	一、六五八	—	六0	四、一00	四二、六00
	蓬萊生命保險代理店	三五六	—	一七	一四、五00	一四、五00
	ニユージランド火災保險代理店	三一一	—	一五	一九、四00	二一、000
撫順	東洋生命保險代理店	三四0	—	一	一0、000	一八、五00
	共保生命保險代理店	六八九	五00	一	一、000	一七、000
	帝國生命保險代理店	一、二三八	一00	二一	一四、000	三一、九00
	明治生命保險代理店	三、九0六	—	二八	二0、000	一一七、四00
	太平生命保險代理店	四、三七八	—	八七	六六、000	八二、五00
	東海生命保險代理店	三、七0八	—	三五	二九、五00	七九、五00

	蓬萊生命保險代理店	—	—	—	—	—
	ニユージランド火災保險代理店	四三四	七三一	六九	一〇一、〇一五	七〇、三四〇
	豐國火災保險代理店	二〇一	—	三〇	四四、八二五	四四、八二五
	三井物産火災保險部取次店	二九三	—	一〇	五九、三〇〇	五九、三〇〇
鐵嶺	東洋生命保險代理店	一、六四六	—	—	—	三三、〇〇〇
開原	東海生命保險代理店	九九四	—	一〇	七、〇〇〇	二二、〇〇〇
	蓬萊生命保險代理店	一五〇	—	—	—	六、〇〇〇
	大正生命保險代理店	一、二七〇	—	一一	一八、五〇〇	一八、五〇〇
	日本生命保險代理店	六〇二	—	三五	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇
	帝國生命保險代理店	—	一、〇〇〇	三一	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
	東洋生命保險代理店	—	—	三三	二〇、〇〇〇	一一、五〇〇
	ニユージランド火災保險代理店	一、一三八	—	四四	八七八、五五〇	一、三五一、三〇〇
	サン火災保險代理店	七〇七	九一四	二〇	二五六、三五〇	四一四、二五〇
	ノールウキッチ火災保險代理店	—	—	一一	九一、〇〇〇	八三、〇〇〇
長春	日本生命保險代理店	一〇、一三八	一、〇〇〇	六四	六九、八〇〇	一八五、三〇〇
	明治生命保險代理店	四、七三四	四、〇〇〇	二三	二一、〇〇〇	九八、六〇〇
	共濟生命保險代理店	六四七	—	三	三〇、五〇〇	四六、八〇〇
	東洋生命保險代理店	一、四一七	—	一九	一四、〇〇〇	四三、〇〇〇

長春	太平生命保險代理店	一、三八一	—	二〇	一八、一〇〇	五七、二〇〇
	ノールウヰッチユニオン保險代理店	三四一	—	一八	四六、六五〇	四六、六五〇
	東京火災保險代理店	一、一五〇	三三、〇〇〇	四九	二八八、〇〇〇	一七一、〇〇〇
	共同火災保險代理店	八九〇	二七、二五〇	三六	二四三、〇〇〇	一四四、〇〇〇
	明治火災保險代理店	一、六五〇	五〇、〇〇〇	六〇	四六五、〇〇〇	二六三、〇〇〇
	千代田火災保險代理店	一〇〇	三、〇〇〇	一六	三〇、〇〇〇	一三、八〇〇
	日本火災保險代理店	一、五九〇	四八、〇〇〇	六四	五六六、〇〇〇	二一五、〇〇〇
	神戸海上保險代理店	八三	二、〇〇〇	一三	二七、〇〇〇	一一、五〇〇
	東京海上保險代理店	二五	一、〇〇〇	三	三、六五〇	一、二五〇
公主嶺	太平生命保險代理店	四五八	—	—	—	九、五〇〇
	蓬萊生命保險代理店	二〇〇	—	二	一、〇〇〇	三、〇〇〇
	東海生命保險代理店	一、五五七	—	三三	一八、〇〇〇	四五、一〇〇
	ニユージランド火災保險代理店	一三三	九、一三〇	三三	一四九、三一一	一四〇、一九一
	横濱火災保險代理店	一、〇五三	二、〇〇〇	一二	一五〇、三三〇	一四五、二〇〇
安東	千代田生命保險代理店	五、四五九	—	二一	三八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇
	大阪火災海上保險代理店	—	二〇〇	一八	二二、七〇〇	二二、七〇〇
	東洋海上保險代理店	一、八二六	—	三〇九	一、四七二、一六〇	—
總計	（會社數　五八）	七二、三一五	一八三、八二六	一、六五四	五、五六四、九四一	四、九七四、〇四二

大正四年（同 三二三）	五四、五六七	一四、八〇九	六九三	二、七九八、五三六	三、〇一二、〇九一
同三年（同 一九）	二八、四〇八	六四	三〇八	七八〇、六八〇	一、五七六、二〇〇
同二年（同 一七）	二〇、九二九	一、三二四	三一〇	一、〇三九、八八〇	一、三〇九、八五〇
同元年（同 一〇）	一一、一五三	八五九	八〇七	九六一、一〇〇	二九八、七〇〇
明治四十四年（同 八）	八、三七七	一、三六五	四九	四九、四〇〇	二三五、五〇〇

▼保險會社の三（南滿領事館の管內）（大正五年末日現在）

會社名	收入保險料	支拂保險金	本年契約高 口數	本年契約高 金額	年末現在高 金額
牛莊					
明治生命保險代理店	一、五二七圓	—圓	二	一、〇〇〇圓	四八、五〇〇圓
帝國生命保險代理店	四、〇〇〇	—	九	一〇、五〇〇	七七、二〇〇
日本生命保險代理店	七、二〇〇	—	四五	五〇、〇〇〇	一七〇、九四〇
東海生命保險代理店	五、一七五	一、〇〇〇	七	四、五〇〇	七二、〇〇〇
共濟生命保險代理店	三、一三四	—	—	—	三九、五〇〇
大正生命保險代理店	五一〇	—	—	—	一七、〇〇〇
太平生命保險代理店	一、六六七	—	四八	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇
神戶海上運送火災保險代理店	五四、六四〇	—	一七六	三〇四、四〇五	三〇四、四〇五
東京海上保險代理店	一四、七二八	—	六	三五二、〇〇〇	三五二、〇〇〇
明治火災保險代理店	四一、六三〇	—	一三五	一、五二七、九〇〇	一、八〇一、一二〇

遼陽

日本火災保險代理店	三三、七三七	—	八五	九四八、六〇〇	一、二〇九、七五〇
共同火災保險代理店	二〇、六六一	—	七二	五八三、一六〇	七九四、六六〇
東京火災保險代理店	二三、八〇九	—	六一	五九四、五〇〇	八一四、六〇〇
帝國生命保險代理店	二、八二四	五〇〇	一九	一三、五〇〇	六七、八〇〇
東海生命保險代理店	四八六	—	五	三、五〇〇	一一、〇〇〇
大正生命保險代理店	三〇五	—	—	—	二三、五〇〇
日本徵兵生存保險代理店	三九六	—	八	三、一〇〇	一一、二〇〇
英國ニユージランド火災保險代理店	一〇七	—	二	一二、三〇〇	一二、三〇〇
大正生命保險代理店	八九四	—	三	九、〇〇〇	一五、〇〇〇
東洋生命保險代理店	三、三九七	—	三	二、五〇〇	六一、〇〇〇
有隣生命保險代理店	一、一二六	—	二	三、〇〇〇	二九、二〇〇
日本生命保險代理店	二三、五六七	二、一八四	一四二	一一五、七〇〇	五一九、〇〇〇
共濟生命保險代理店	二、〇五三	—	三三	三〇、〇〇〇	四三、三〇〇
共保生命保險代理店	一、一三九	一、一〇七	一八	一七、五〇〇	三一、〇〇〇
東海生命保險代理店	二、八四六	一、〇〇〇	—	—	五四、五〇〇
蓬萊生命保險代理店	二三八	—	—	—	八、〇〇〇
明治生命保險代理店	五、八九九	五〇〇	二一	二〇、五〇〇	一五〇、一〇〇
千代田生命保險代理店	七、九四〇	—	二八	五八、〇〇〇	二六一、五〇〇

奉天

大同生命保險代理店	二三七	—	一一	一、一〇〇	一、一〇〇
英國サン火災保險代理店	二、二七〇	—	一〇九	四九四、三二〇	五三六、五七三
英國ニユージランド火災保險代理店	三、五三五	一、〇〇〇	六八	一八四、二〇〇	三一〇、五〇〇
豐國火災保險代理店	二、〇六一	—	三〇	四五、八五〇	四五、八五〇
明治火災保險代理店	一、二四二	—	八四	八七一、三五八	二二六、八九八
東京火災保險代理店	一、二四一	七、三三九	二一	八四八、三六三	一〇三、二二八
共同火災保險代理店	一、二四九	七、二六九	九八	七九八、二四六	一六八、八二一
日本火災保險代理店	一、五〇四	九、三八九	一〇〇	八七七、八五一	二二七、七〇八
横濱火災保險代理店	七四	—	二一	二一四、九七〇	一〇八、七七〇
千代田火災保險代理店	一九三	—	二八	一四〇、八六〇	六五、八七八
三井火災保險代理店	九五八	—	四三	八四、三五〇	二五二、九八〇
東京海上保險代理店	六四五	—	六六	七二四、四九八	八三、三〇八
神戸海上保險代理店	一四六	—	二四	一三五、六二七	五九、三二八
徽兵保險代理店	三二九	—	一四	八、二〇〇	八、二〇〇
明治生命保險代理店	一、一四四	二〇〇	四	三、五〇〇	八一、七〇〇
東海生命保險代理店	一、一五七	—	一五	一五、二〇〇	四八、四〇〇
蓬萊生命保險代理店	五七	—	—	—	一、四四一
共濟生命保險代理店	九三九	—	二〇	二、六〇〇	二、六〇〇

明治火災保險代理店	?	?	二一	九六、七〇〇	一五、六〇〇
神戸海上運送火災保險代理店	一三三	—	八〇	四一、九五〇	—
東京海上保險代理店	?	?	一五	七六、五一六	七六、五一六
神戸海上保險代理店	?	?	二三	六三、三七六	六三、三七六
日本海上保險代理店	二三九	—	六七	六八、七七一	—
横濱海上保險代理店	五二、〇二九	—	一〇七	一八九、九五一	—
總計（會社數　八七）	四三二、八四一	四四、八一九	三、七四一	一六、〇五〇、二四三	一四、七九九、九九三
大正四年（會社數五三）	一四〇、四九三	二七、〇〇〇	二、三五三	三二、三一七、七三四	四、七九六、一〇八
同三年（同　四六）	二五〇、一〇四	八、九六八	二、四七六	二三、九四三、〇〇二	二〇、三四〇、六二九
同二年（同　三九）	六六、四八六	一、二八二	一、九一九	八、三三九、五五七	七、一九八、六五七
同元年（同　二〇）	一六一、八八九	五二、七六七	一、〇五六	一〇、四二〇、六四四	一八、六三五、五二五

四、南滿洲に於ける頼母子講

南滿洲に於ける中流以下の小商工業者によりて行はるる無盡講又は頼母子講は其の流行中々に盛んなり、今大正五年に於る狀態を記さんに大連、旅順、金州の三地方に於ける講會のみにして其の數二百六十一、會員總數六千四百八十六人あり

一箇月の掛金總額は實に十七萬七千百二十九圓に上れり、今關東都督管内に於ける大正五年の頼母子講の狀況を記せば左の如し。

地方別	講會數	講員總數	一ヶ月講金總額	備考 最短期間	備考 最長期間
旅順	一二〇	二、五七六	三四、三六四、〇〇〇円	十箇月	三十箇月
大連	一三八	三、八六五	一四二、四九一、〇〇〇	十四箇月	四十五箇月
金州	三	四五	二七四、五〇〇	十三箇月	十四箇月
州內小計	二六一	六、四八六	一七六、一二九、五〇〇		
牛莊	五	一四三	四、二四〇、〇〇〇	十一箇月	十八箇月
瓦房店	九	一三八	一、五七五、〇〇〇	十箇月	二十一箇月
大石橋	四	五三	一、〇四五、〇〇〇	十一箇月	十五箇月
遼陽	三一	一六四	七、九九三、〇〇〇	十箇月	三十箇月
奉天警務署	二〇	四九八	一一、七五六、五〇〇	八箇月	四十二箇月
奉天領事館警察署	一八	四四四	一〇、二三九、〇〇〇	十一箇月	四十二箇月
本溪湖	一三	三八五	三、三九九、〇〇〇	十四箇月	四十八箇月

撫順	一〇	二九七	六、〇〇〇、〇〇〇	十五箇月	六十二箇月
鐵嶺警務署	一四	二六五	四、五五〇、〇〇〇	十二箇月	二十二箇月
鐵嶺領事館警察署	二	一九一	一〇、八一五、〇〇〇	十一箇月	四十箇月
長春警務署	七	一五三	二、六六〇、〇〇〇	八箇月	三十四箇月
長春領事館警察署	一	一八	三二〇、〇〇〇	二十二箇月	二十二箇月
公主嶺警務支署	一四	五一一	五、八四二、〇〇〇	十箇月	四十箇月
安東警務署	一	一四	一四〇、〇〇〇	十四箇月	十四箇月
安東領事館警察署	三八	八六四	三、三一九、〇〇〇	十五箇月	二十四箇月
鷄冠山	四	七九	六二九、五〇〇	九箇月	三十二箇月
州外小計	二〇〇	四、一七七	九三、四二三、〇〇〇		
合計	四六一	一〇、六八三	二七〇、五五二、五〇〇		

第四章　度量衡

總ての事物に於て纏（まとま）りの付かぬ支那國家が度量衡（どりやうかう）に於て其統一の期せらるべ

くもあらぬは寧ろ當然事にして、已に法定されたるものも土地により貨物により區々にして其の種類の如きは幾百なるかを知らぬなり、譬へば同一商品にして同一地方にて取引さるるも其の商人の郷貫と貨物の出產地とにより相異るあり、或は同一商人にして仕入、賣込、卸賣、小賣等皆區別して度量衡を異にするなり、故に支那に在りて商取引をなさんとする外國人は此等の不便と危險とを避けんがために自國の度量衡を用ふるか或は豫め使用する度量衡を定むるを常とせり、但し各開港場に於ては外國人一般に英國の度量衡を用ふる商慣習となれるも、一步足を內地に踏み出せば依然として複雜なる度量衡を用ひ其の不便と危險とは測り知るべからざるなり。

一、度量衡に關する法規

(1)**權度法** 民國三年四月一日法律第四十二號を以つて公布されたる權度法は左の如し。

第一條 權度ハ萬國權度公會ノ制定セル銥鉑公尺公斤原器ヲ以ッテ標準ト

爲ス

第二條　權度ハ分ツテ左ノ二種ト爲ス

(甲)營造尺庫平制　長度(長サ)ハ營造尺ノ一尺ヲ單位トシ重量ハ庫平一兩ヲ單位トス

營造尺一尺ハ公尺原器百度(攝氏)ノ寒暖計零度ノ時其ノ上下兩標點間ノ百分ノ三二ニ等シク庫平一兩ハ公斤原器百萬分ノ三七三ノ一ニ等シ

(乙)萬國權度通制　長度一公尺ヲ單位トシ重量ハ一公斤ヲ單位トス

第三條　權度ノ名稱及ヒ定位左ノ如シ

(甲)營造尺庫平制

長　度

毫	〇、〇〇〇〇一尺
釐	〇、〇〇〇一尺(一〇毫)
分	〇、〇一尺(一〇釐)
寸	〇、一尺(一〇分)
尺	單位
步	五尺

丈　一〇尺(二歩)
引　一〇〇尺(一〇丈)
里　一八〇〇尺(一八〇引)

地　積

毫　〇、〇〇一畝
釐　〇、〇一畝(一〇毫)
分　〇、一畝(一〇釐)
畝　單位(六〇〇〇方尺)
頃　一〇〇畝

容　量

勺　〇、〇一升
合　〇、一升(一〇勺)
升　單位(三一、六立方寸ヲ一升ト爲ス)
斗　一〇升
斛　五〇升(五斗)
石　一〇〇升(十斗)

重　量

毫　〇、〇〇〇一兩

釐　〇、〇〇〇一兩（一〇毫）
分　〇、〇一兩（一〇釐）
錢　〇、一兩（一〇分）
兩　單位
　百度ノ寒暑表（攝氏）四度ニ於ケル純水一立方寸ノ重量ハ〇、八七八四七
　五兩ト爲ス
斤　一六兩

（乙）萬國權度通制

長度
新釐　〇、〇〇一新尺
新分　〇、〇一新尺（一〇新釐）
新寸　〇、一新尺（一〇新分）
新尺　單位
新丈　一〇新尺
新引　一〇〇新尺（一〇新丈）
新里　一〇〇〇新尺（一〇新引）

地積
新釐　〇、〇一新畝

新畝　單位（一〇〇方新尺）
新頃　一〇〇新畝

容量

新撮　〇、〇〇一新升
新勺　〇、〇一新升
新合　〇、一新升（一〇新勺）
新升　單位（一方新寸ヲ一新升ト爲ス）
新斗　一〇新升（一方公）
新石　一〇〇新升（一〇公斗）
新秉　一〇〇〇新升（一〇公石）

重量

新絲　〇、〇〇〇〇〇一新斤
新毫　〇、〇〇〇〇一新斤（一〇新絲）
新釐　〇、〇〇〇一新斤（一〇新毫）
新分　〇、〇〇一新斤（一〇新釐）
新錢　〇、〇一新斤（一〇新分）
新兩　〇、一新斤（一〇新錢）
新斤　單位

攝氏四度ニ於ケル純水一立方新寸ノ重量ヲ一新斤ト爲ス

新衡　一〇新斤
新石　一〇〇新斤(一〇新衡)
新鐵　一〇〇〇新斤(一〇新石)

第四條　第二條甲乙兩制ノ比較ハ附表第一號ノ定ムル所ニヨル

第五條　萬國權度通制ノ名稱ハ附表第二號ニヨリ對照スヘシ

第六條　權度原器ハ農商部之レヲ保管ス

第七條　農商部ハ原器ニ依リ副原器四箇ヲ作リ一ハ農商部ニ他ノ三ハ内務財政、教育ノ三部ニ保存ス

第八條　農商部ハ副原器ニ依リ地方標準器ヲ製造シ之レヲ各地方ニ頒布シ檢定製造ノ用ニ供ス

前項ノ頒布スヘキ地方ハ農商部之レヲ定ム

第九條　副原器ハ十年ニ一回原器ニテ檢定スヘシ地方標準器ハ五年ニ一回副原器ニテ檢定スヘシ

第十條　各部ハ主管事務ニ就キ第二條規定ノ權度ニ依リ其ノ一種ヲ指定シ

分別シテ應用スヘシ

第十一條 第二條甲種ノ權度ハ必要ノ時ニ於テ農商部ハ部令ヲ以ツテ之レカ使用ノ範圍ヲ限制ス

第十二條 公私交易、賣買契約及ヒ一切ノ文告列スル所ノ權度ハ第二條規定スル所ノ以外ノ名稱ヲ用フルヲ得ス

第十三條 權度ヲ畫一スル必要ニ因リ權度檢定所及ヒ權度製造所ヲ設ケ農商總長ニ隷ス其ノ組織ハ別ニ官制ヲ以ツテ之レヲ定ム

第十四條 全國公私用ノ權度器具ハ法令ニヨリテ檢定シ後、附スルニ印證アル者ニアラサレハ販賣使用スルコトヲ得ス

前項檢定ノ程序ハ別ニ之レヲ定ム

第十五條 凡ソ輸入ノ權度器具ハ製造地ノ國家ノ檢定ヲ經、附スルコ印證アル者ハ其ノ檢定ヲ免ルルヲ得

第十六條 人民ニシテ權度器具ヲ製造スルコトヲ願フ者ハ須ラク當該地方官署ヨリ農商部ニ轉呈シテ許可ヲ受クヘシ

人民ニシテ權度器具ヲ販賣或ハ修理センコトヲ願フ者ハ須ラク當該地方官署ニ呈シテ許可ヲ受クヘシ

前二項ノ呈請及ヒ許可ノ程序ハ別ニ官制ヲ以ツテ之レヲ定ム

第十七條　凡ソ營業上使用ノ權度器具ハ須ラク法令ニ依リ之レヲ檢査スヘシ

前項檢査ノ程序ハ別ニ之レヲ定ム

第十八條　權度器具ノ種類、樣式、物質、公差及ヒ使用ノ限制ハ別ニ官制ヲ以ツテ之レヲ定ム

第十九條　凡ソ許可ヲ得テ權度器具ノ製造販賣或ハ修理ヲナスモノ本法ニ違背スルノ行爲アル時ハ當該官署ハ命令ヲ以ツテ之レヲ取消シ或ハ其ノ營業ヲ停止スルコトヲ得

第二十條　權度器具ニシテ左記ノ一ニ該當スルモノハ使用スルコトヲ得ス但シ法令特別ノ規定アルモノハ此限ニアラズ

一、檢定ノ印證ナキモノ

二、修理後未タ檢査ヲ受ケサルモノ

三、第十八條ノ規定ニ違反スルモノ

第二十一條 第十七條ノ規定ニ違反シ檢査ヲ拒絶シタルモノハ處スルニ百元以下ノ罰金ヲ以ッテス

第二十二條 第十二條ノ規定ニ違反シタルモノハ處スルニ五十元以下ノ罰金ヲ以ッテス

第二十三條 本法ノ罰則ヲ除クノ外、權度器具ノ製造販賣及ヒ修理ニ關スルノ犯罪ハ刑律ノ規定ニヨリ處罰ス

第二十四條 本法ノ施行日期ハ官制ヲ以ッテ之レヲ定ム

附表第一號

營造尺庫平と萬國權度通制との比較表

長　度

(甲)

毫　〇、〇〇〇〇三二新尺
　　〇、〇〇三二新釐

釐　〇、〇〇〇三二新尺
　　〇、三二新釐

(乙)

新釐　〇、〇〇三一二五尺
　　　三、一二五釐

新分　〇、〇三一二五尺
　　　三、一二五分

分　○、○○三二新尺
　　○、三二新分
寸　○、○三二新尺
　　○、三二新寸
尺　○、三二新尺
步　一、六新尺
丈　三、二新尺
　　○、三二新丈
引　三二新尺
　　○、三二引
里　五七六新尺
　　○、五七六新里

地積

(甲)

毫　○、○○六一四四新畝
　　○、六一四四新釐
釐　○、○六一四四新畝
　　六、一四四新釐
分　○、六一四四新畝

新寸　○、三一二五尺
　　　三、一二五寸
新尺　三、一二五尺
新丈　三一、二五尺
　　　三、一二五丈
新引　三一二、五尺
　　　三、一二五引
新里　三一二五尺
　　　一、七三六一一一里

(乙)

新釐　○、○○一六二七六畝
　　　○、一六二七六○四釐
新畝　○、一六二七六○四畝
新頃　一六、二七六○四一七畝
　　　○、一六二七六○四頃

畝　六、一四四新畝

頃　六一四、四新畝
　　六、一四四新頃

容量

（甲）

勺	○、○一三五四七新升	一、○三五四六八八新勺
合	○、一○三五四六九新升	一、○三五四六八八新合
升	一、○三五四六八八新升	
斗	一○、三五四六八八新升	一、○三五四六八八新斗
斛	五一、七七三四四新升	五、一七七三四四新斗
石	一○三、五四六八八新升	一、○三五四六八八新石

（乙）

新撮	○、○○○九六五七升	○、○○九六五七四六一勺
新勺	○、○○九六五七五升	○、九六五七四六一勺
新合	○、○九六五七四六升	○、九六五七四六一合
新升	○、九六五七四六一升	
新斗	九、六五七四六一升	○、九六五七四六一斗
新石	九六、五七四六一四升	○、九六五七四六一石
新秉	九六五、七四六一四三升	九、五七四六一四石

重量

（甲）

毫　〇、〇〇三七三〇一新分
　　〇、三七三〇一新毫

釐　〇、〇三七三〇一新分
　　〇、三七三〇一新釐

分　〇、三七三〇一新分

錢　三、七三〇一新分
　　〇、三七三〇一新錢

兩　三七、三〇一新分
　　〇、三七三〇一新兩

斤　五九六、八一六新分
　　〇、五九六八一六新斤

（乙）

新絲　〇、〇〇〇〇二六八兩
　　　〇、二六八〇八九三三毫

新毫　〇、〇〇〇二六八一兩
　　　二、六八〇八九三三毫

新釐　〇、〇〇二六八〇九兩
　　　二、六八〇八九三三釐

新分　〇、〇二六八〇八九兩
　　　二、六八〇八九三三分

新錢　〇、二六八〇八九三兩
　　　二、六八〇九三三錢

新斤　二、六八〇八九三三兩

新斤　二六、八〇八九三二七兩
　　　一、六七五五五八三三斤

新衡　一六、七五五五八二九斤

新石　一六七、五五五八二九斤

新擔　一六七五、五五五八二九斤

附表第二號

萬國通制名稱對照表

長度	
新氂	Millimetre
新分	Centimetre
新寸	Decimetre
新尺	Metre
新丈	Decametre
新引	Hectometre
新里	Kilometre
地積	
新釐	Centiare
新畝	Are
新頃	Hectar
容量	
新撮	Millilitre
新勺	Centilitre
新合	Decilitre
新升	Litre
新斗	Decalitre
新石	Heclolitre
新秉	Kilolitre
重量	
新絲	Milligramme
新毫	Centigramme
新釐	Decigramme
新分	Gramm
新錢	Decagramme
新兩	Hectogramm
新斤	Kilogramme
新衡	Myriogramme
新石	Quintal
新鐓	Conne, Millier

(2) 權度營業特許法　民國四年一月七日法律第二號を以つて公布せられたる權度營業特許法は左の如し。

第一條　權度製造營業ハ農商部ニ申請シテ特許證ヲ受クヘシ

權度ヲ販賣シ或ハ修理スル者ハ地方行政長官ニ呈請シテ特許證ヲ受ケ農商部ニ轉達シテ登錄スヘシ

第二項特許證ハ農商部ヨリ頒發ス

第二條　權度營業ノ特許ハ特許證發給ノ日ヨリ起算シ滿十五年ヲ以ツテ期限

トナス

前項滿期後營業ヲ繼續セントスル者ハ第一條規定ニヨリテ辦理ス

第三條　權度製造或ハ修理ノ營業特許ヲ受ケントスル者ハ左記各項ノ保證金ヲ繳納シテ後、營業ヲ開辦スルコトヲ要ス

一、度器ヲ製造スルモノ　百元
二、量器ヲ製造スルモノ　百元
三、衡器ヲ製造スルモノ　二百元
四、度量衡器ヲ修理スルモノ　三十元

第四條　度量衡器製造ヲ兼業スルモノハ左記ノ保證金ヲ繳納スヘシ

一、度量衡三器製造者　三百元
二、度器及ヒ衡器製造者　二百五十元
三、量器及ヒ衡器製造者　二百五十元
四、度器及ヒ量器製造者　百五十元

第五條　前二條ノ保證金ハ國債票及ヒ農商部認定ノ有價證券ヲ以ツテ之レニ

充ツルコトヲ得

第六條 保證金ハ第二條ノ特許期限滿了或ハ期限滿了セサルモ自ラ營業ヲ停止セル時ハ之レヲ返還シ毎年三釐ノ利息ヲ附ス

前項ノ利息ハ現金繳納者ニ限ルモノトス

第七條 本法或ハ權度法ノ規定ニヨリ營業ノ特許ヲ取消サレタルモノハ其ノ保證金ヲ沒收ス

第八條 權度製造修理營業ノ特許ヲ受ケタルモノハ價ヲ納メテ標準器ノ下附ヲ受クヘシ

第九條 左記ノ一項ニ該當スルモノハ權度營業ノ特許ヲ受クルコトヲ得

一、五等有期徒刑以上刑ヲ受ケ執行未タ終了セサルモノ

二、破產ノ宣告ヲ受ケタルモノ

三、公權褫奪者

四、權度法第二十二條ノ規定ニヨリ刑法ノ宣告ヲ受ケ執行終了ノ日或ハ執行免除ノ日ヨリ一年ヲ經過セサルモノ

五、本法及ヒ權度法ノ規定ニヨリ權度營業特許ノ取消處分ヲ受ケタル後、一年ヲ經サルモノ

未成年者或ハ禁治產者ハ法定代理人ヨリ權度營業ノ特許ヲ呈請スヘシ其ノ法定代理人カ前項ノ規定ニ該當スル事情アル時モ亦前項ノ規定ニヨリ辦理ス

第十條　已ニ權度營業ノ特許ヲ受ケタルモノニシテ左記規定ノ一ニ該當スルモノアルトキハ其ノ特許ヲ取消ス

一、四等有期徒刑ノ刑ヲ受ケタルモノ

二、前條第二項或ハ第三項ノ事情アルモノ

三、權度法第三十二條ノ規定ニヨリ刑法ノ宣告ヲ受ケタルモノ

第十一條　特許證ナクシテ權度ノ製造販賣修理ヲ營ムモノハ五百元以下ノ罰金ニ處ス

第十二條　本法執行ノ期日ハ官制ヲ以ツテ之レヲ定ム

二、度量衡に關する分類

民國一般に使用さるる度量衡は既に法定されつつあれども多くは行はれず現に北京、天津、上海、漢口等に行はるる尺度に就て之を擧ぐれば左の如し。

名稱	使用地名	我國の尺との比較
裁縫尺	北京	自一尺一寸三分八厘二毛 至一尺一寸二分七厘三毛
測量尺	北京	一尺七分九厘一毛
通常尺	北京	一尺六分二厘八毛
官用計尺	北京	一尺三寸五厘三毛強
官用工部尺	北京	一尺三分四厘三毛
宮殿尺	北京	一尺四分五厘
宮殿工尺	北京	一尺二分
細工人商人尺	北京	一尺五分四厘八毛
反物尺	天津	一尺一寸四分八厘二毛
大工尺	天津	九寸三分三厘七毛

上海	税關尺	一尺一寸八分一厘六毛
	裁縫尺	自一尺一寸一分六厘 至一尺一寸六分八毛
	造船尺	自一尺三寸一厘九毛 至一尺三寸一分五厘一毛
	收税用地尺	一尺一寸四厘八毛
	大工尺	九寸三分三厘七毛
漢口	欄杆尺	一尺一寸五分五厘
	綢緞尺	一尺一寸四分
	反物尺	一尺一寸七分
	裁縫尺	一尺一寸六分
	大工尺	一尺一寸五分五厘
	竹尺	一尺八分
	街上水賣尺	一尺九分
	尺反物屋賣尺	一尺一寸一分

以上の如く紛雜甚だしきを以つて英清通商條約にては支那の一尺を十四吋一と定め一丈を四ヤードに三吋を缺くものとせり、卽ち廣本尺と稱するもの是れにして支那稅關に於て用ひらる、今之れを我邦の曲尺と比較すれば左の如し。

一丈(十尺) Chang　我邦の一丈一尺七寸三分五厘弱
一尺(十寸) Chih　我邦の一尺一寸七分三厘五毛弱
一寸(十分) tsun　我邦の一寸一分七厘三毛强

次に里程を我邦の其れと比較すれば左の如し。

一步(五尺) Pu　我邦の約五尺八寸五分
一里(三百六十步) li　我邦の約五町五十四間三尺三寸强
又は五町三十二間六尺

次に地積を我邦の其れと比較すれば左の如し。

一弓(五尺平方) kung　我邦の約七合五勺
一畝(三百四十弓) mu　我邦の約六畝二合七勺
一頃(一百畝) Ching　我邦の約六町二十六步六合六勺

尙ほ一畝は六畝五步七合八勺强たることあり一頃は六町一反九畝一步たることとあり

以上は尺度に關するものなるが以下、斗量及び衡秤に就て記せば左の如し。

斗量も紛雜せるも二種類を擧げて比較するに止めぬ

(其の一)

一秉(十六斛)	Ping	約我邦の四石三斗八升四合
一石(二斛)	tang	約我邦の五斗四升八合
一斛(五斗)	hu	約我邦の二斗七升五合
一斗(十升)	tou	約我邦の五升四合八勺
一升(十合)	sheng	約我邦の五合四勺八才
一合(二龠)	ho	約我邦の五勺五才
一龠(五勺)	yao	約我邦の二勺七才
一勺	shao	約我邦の五才

(其の二)

一斛	約我邦の二斗八升六合五勺
一斗	約我邦の五升七合三勺一才
一升	約我邦の五合七勺三才一
一勺	約我邦の五才七三

衡秤も亦紛雜せるも今其の普通行はるるものを擧げて之れを我邦の其れと比較するに止めん。

一毫　hao　約我邦の一毛强
一厘(十毫)　li　約我邦の一厘强
一分(十厘)　fen　約我邦の一分一毛弱
一錢(十分)　chien　約我邦の一匁八毛
一兩(十錢)　liang　約我邦の十匁八厘
一斤(十六兩)　chin　約我邦の百六十一匁二分七厘八毛
一擔(百斤)　tan　約我邦の十六貫百二十七匁八分四厘

英清通商條約にては支那の一擔 Picl を以つて英國の百三十三封度三分の一とせり。

衡秤の器具の夥たしきこと是れ亦甚だしく一地方或は百種以上も之れある有樣なるが今其の中にて廣く行はるるものを擧ぐれば左の如し。

(一)海關平(ハイコワンピン)　稅關へ納稅の時使用さるるもの

(二)庫平(官平)官定の標準秤ともいふべきものにして納租に用ひるもの
(三)漕平　同前にて納税用のもの
(四)估平　公估の專賣店などに用ふるもの
(五)洋例平　開港場に廣く行はるるもの
(六)市平　市場の取引に用ふるもの
(七)行平　同前
(八)公砝平　兩替屋にて用ふるもの

三、滿蒙各地に於ける度量衡

吾人は以上支那全國に於る度量衡に就て其の大要を記したるが更らに進んで滿蒙各地に於ける度量衡及び日露度量衡比較對照表及び日露貨幣法定換法を併せ錄せんとするに當り、其の最も正確なりと信ずる滿蒙研究會の調査を左に紹介せんとす。

▼鐵道沿線之部

支那各地尺度の名稱を異にし且其用途亦一定せずと雖今左の四箇に付之が用途を見るに大尺(布尺)は土布等主として大幅布を度るに用ひられ裁尺(紅尺又は小尺とも云ふ)は小幅反物を度り又一般裁縫に用ひられ木尺(官尺)は前清戸部規定の營造尺を標準とせるものにして材木家屋の建築土地測量等に用ひられ蘇尺は主として革の容積を度るに用ひらる。

(一) 幹線

地名	支那一尺 大尺(日本曲尺)	支那一尺 裁尺(日本曲尺)	支那一尺 木尺(日本曲尺)	支那一尺 蘇尺(日本曲尺)	支那一斗(日本斗)	支那一斤(日本匁)
大連	―	一・二四〇	―	―	一・六五二	一五二・〇〇
金州	―	一・二三一	―	―	一・七〇八	一五六・〇〇
三十里堡	―	一・二三一	―	―	一・六五〇	一五〇・〇〇
石河	―	―	―	―	一・七三五	一五〇・〇〇
普蘭店	一・八四〇	一・二四〇	―	一・八四〇	一・六八〇	一四〇・〇〇

瓦房店	一·八七五	一·二二五	一·四〇〇	—	一·五三〇(復斗) 一·六三〇(海斗)	一六二·七二
得利寺	一·八九〇	一·二三〇	一·〇四〇	—	一·八〇〇(復斗) 一·六二〇(海斗)	一·五〇〇
熊岳城	—	一·二四〇	—	—	一·七五〇	一五二·〇〇
蘆家屯	—	—	—	—	一·六五〇	一五八·〇〇
沙崗	—	一·二五〇	—	—	一·六〇〇	一四五·〇〇
蓋平	二·五二〇	一·二四	—	—	一·六六四	一四八·二九(大號秤) 一六四·三九(絲秤)
大石橋	—	—	—	—	一·四〇〇	一四八·〇〇
他山	—	—	—	—	一·四九〇	一五〇·〇〇
海城	—	一·二三	—	—	一·四六八	一四五·〇〇
湯崗子	—	—	—	—	一·六〇〇	—
鞍山站	—	—	—	—	一·六〇〇	一四八·八〇
立山	—	—	—	—	一·五〇〇	—
遼陽	—	一·二四	—	—	一·四七一	一四七·〇〇
張臺子	—	—	—	—	一·三〇〇	一四六·〇〇
煙臺	—	—	—	—	一·二〇〇	一五〇·〇〇
沙河	—	—	—	—	—	一四七·〇〇
蘇家屯	—	一·二五〇	—	—	一·二五〇	一六〇·〇〇
奉天	一·七五〇	一·二四	—	—	一·二七九	一五四·〇〇

(二) 枝線

鐵嶺	一・五五〇	一・一五〇	〇・九二〇	—	一・三四三	一四六・五九
平頂堡	—	—	—	—	一・三五〇	一四〇・〇〇
中固	—	—	—	—	一・三五〇	一九五・〇〇
開原	二・〇七五	一・一五四	一・〇二五	—	一・五二〇	一五六・〇〇
馬仲河	—	—	—	—	一・五〇〇	一六一・〇〇
昌圖	二・一二五	一・一五〇	—	—	一・六六〇	一四七・〇〇
泉頭	—	—	—	—	一・七五〇	—
雙廟子	—	—	—	一・〇八三	—	一四〇・〇〇
桓勾子	—	—	—	—	一・五〇〇	—
虻牛哨	—	—	—	—	一・八六〇	一七四・〇〇
四平街	—	—	—	—	一・八二〇	一四六・三四
公主嶺	一・七三〇	一・一五〇	一・〇四五	—	大豆一斗 三八・五〇斤	一四〇・〇〇
郭家店	—	—	—	—	一・八〇〇斗	—
家店	—	一・一五〇	—	—	一・七五〇	一五〇・〇〇
長春	一・六六三	一・一二五	一・〇四五	—	一・六三〇	一四七・二〇

地名	支那一尺 大尺 日本曲尺	支那一尺 裁尺 日本曲尺	支那一尺 木尺 日本曲尺	支那一尺 蘇尺 日本曲尺	支那一斗 日本斗	支那一斤 日本匁
夏家河子	—	—	—	—	一·六五〇	一四七·〇〇
旅順	—	一·二五三	—	一·〇三〇	一·六一七	一五三·三三
營口	二·〇七五	一·二五四	一·〇四〇	一·〇三〇	一·三四三	一四五·〇〇
安東	—	一·二一〇	—	一·〇三〇	一·七五〇	一五五·〇〇
哈蟆塘	—	一·二一〇	—	—	一·四〇〇	—
五龍背	—	一·二一〇	—	—	一·四〇〇	一四〇·〇〇
高麗門	—	一·二三七	—	一·二三五	一·五二〇	一三〇·〇〇
鳳凰城	—	一·二四〇	—	一·〇二〇	一·五〇〇	一四四·七四
四臺子	—	—	—	—	一·四一〇	一四〇·〇〇
劉家河	—	一·二四〇	一·二八五	—	一·六二〇	—
祁家堡	—	—	—	—	一·四五〇	一四〇·〇〇
連山關	—	—	—	—	一·六〇〇	—
南攻	—	—	—	—	一·五〇〇	一四〇·〇〇
本溪湖	一·八七五	一·二三五	—	—	一·四五〇	一四三·〇〇
火連寨	—	—	—	—	一·四五〇	一四三·二〇
石橋子	—	—	—	—	一·五〇〇	一四八·〇〇

撫順	—	—	—	—	一・三〇〇	—

▼滿蒙交界地方

地名	支那一尺 大尺（日本曲尺）	支那一尺 裁尺（日本曲尺）	支那一尺 木尺（日本曲尺）	支那一尺 蘇尺（日本曲尺）	支那一斗（日本斗）	支那一斤（日本匁）
鄭家屯	一・八四二	一・二四七	一・〇五〇	—	一・九一九	一四一・九六
康平屯	二・〇六〇	一・二五三	一・〇六〇	—	一・六五〇	一四一・九六
哈拉泌屯	二・〇三〇	一・二四五	一・〇三六	—	一・九五〇	一四一・〇〇
彰武	二・一二八	一・二五〇	一・〇三〇	—	一・九五〇	一四四・〇〇
哈拉套街	一・六二五	一・二四五	一・〇二五	—	一・九五〇	一四四・〇〇
小庫倫	一・六一三	一・二五〇	一・〇四〇	—	一・四八〇	一四〇・〇〇
阜新	二・〇六五	一・二二五	一・〇五〇	—	一・八〇〇	一四七・〇〇
蒙古鎭	一・八五〇	一・二四〇	一・〇五〇	—（錦斗）	一・六八〇	一四三・〇〇
清河門	二・〇三五	一・二三五	一・〇三五	—	一・八八〇	一四三・〇〇
朝陽	一・七六〇	一・二五〇	一・〇二五	—	一・八〇〇	一三三・〇〇
農安	一・七一〇	一・二六〇	一・〇四五	—	一・八〇〇	一三五・〇〇
福隆泉	一・七一〇	一・二六〇	—	—	一・八〇〇	一三五・〇〇

新城（磚尺）	〇・九七五	一・一五五	一・〇三五	—	一・四五〇	一三三・〇〇
大賚	一・七二五	一・一五〇	—	—	一・七〇〇	一三六・〇〇
安廣	一・六七〇	一・一五〇	一・〇五〇	—	一・八〇〇	一四五・〇〇
鎭東	一・七二五	一・一五〇	—	—	一・三〇〇	一三四・〇〇
洮安	一・七二〇	一・一五〇	—	—	二・六〇〇	一四三・〇〇
洮南	一・九二〇	一・一四五	—	—	二・〇〇〇	一四五・〇〇
開通	一・八二五	一・一五〇	—	—	二・一〇〇	一四五・〇〇
長嶺	一・七二〇	一・一五〇	一・一五〇	—	一・七八〇	一四二・〇〇
懷德	一・七二〇	一・一二三	一・〇四五	—	一・六〇〇	一五二・二〇

▼東三省之部

（一）奉天省

地名	支那一尺				支那一斗	支那一斤
	大尺（日本曲尺）	裁尺（日本曲尺）	木尺（日本曲尺）	蘇尺（日本曲尺）	日本斗	日本匁
復州	—	一・二四〇	一・〇四〇	一・〇二〇	一・五三〇	一五四・三二
通江口	—	一・二五〇	—	—	一・五七〇	一四五・〇〇
遼中	一・七五〇	一・二四	—	—	一・九一九	一五四・三二

興城	—	一・二五〇	一・〇二〇	—	一・七二〇	—
法庫門	—	一・二五四	一・二八二	—	一・三六〇	一三九・六五
新民	一・七〇〇	一・二五四	—	—	一・四〇〇	一四〇・〇〇
鎮安	—	一・二六五	—	—	一・八四〇	一七四・〇六
錦州	二・一〇〇	一・二五〇	一・〇五〇	—	一・六一七	一五五・五四
寧遠	—	一・二四二	一・〇二〇	—	一・八一七	一五九・五五
綏中	—	一・二五四	一・〇二〇	—	一・八二一	一五九・五五
廣寧	一・八二三	一・二五四	一・〇二〇	—	一・六四〇	一五五・五四
盤山	一・七五〇	一・二五四	—	—	一・八八七	一五五・二三
義州	—	一・二五四	—	—	一・八八一	一五五・八五
錦西	二・一〇〇	一・二四八	一・〇六〇	—	一・六一八	一五九・五四
海龍城	—	一・二五〇	—	—	二・〇〇〇	一四八・〇〇
朝陽鎮	—	一・二三〇	—	—	二・〇〇〇	一四八・〇〇
東平	—	一・二五三	—	—	二・〇四七	一五四・三一
北山城子	—	一・二五〇	—	—	一・九六〇	一三八・〇〇
西豐	一・八八〇	一・二三〇	—	—	一・七九一	一四八・八〇
掏鹿	—	一・二五〇	—	—	一・八二〇	一四〇・〇〇
東豐	一・七五〇	一・二四〇	—	—	一・八〇〇	一五四・三〇

西安	—	一・一五三	—	—	一・七九一	一五四・三一
柳河	一・七五〇	一・一五三	—	—	一・九二〇	一四九・〇〇
八面城	—	一・一五〇	—	—	一・八六〇	一四五・〇〇
桓仁	—	一・一五〇	—	—	一・四六二	一五四・〇〇
金家屯	—	一・一五〇	—	—	一・四四〇	一四四・〇〇
奉化	—	一・一五〇	—	—	一・八六〇	一四五・〇〇
突泉	—	一・一四五	—	—	二・〇〇〇	一四五・〇〇
岫巖	—	一・一四〇	—	一・〇二〇	一・五三〇	一五六・〇〇
莊河	—	一・一五四	一・〇四〇	—	一・六〇〇	一五四・三一
寬甸	—	一・一五〇	一・〇四〇	—	一・五九三	一四四・七四
興京	一・七五〇	一・一五四	—	—	一・三四三	一四四・八九
通化	—	一・一五四	一・七五〇	—	一・四〇七	一五三・五七
懷仁	—	一・一五四	—	—	一・三四三	一五四・三一
臨江	—	一・一五四	一・〇四〇	—	一・四七一	一五四・三一
輯安	—	一・一五四	—	—	一・四六二	一五四・三一
貔子窩	—	一・一四一	—	—	一・七四三	一五五・〇八
騰鰲堡	—	一・一三〇	—	—	一・五四〇	一四七・〇〇
鴜鷺樹	—	一・一五〇	—	—（大豆）	三七斤	一四八・〇〇

地名	支那一尺 大尺	支那一尺 裁尺	支那一尺 木尺	支那一尺 蘇尺	支那一斗	支那一斤
白拉達拉	—	—	—	—	二・一〇〇	—
桓仁	—	—	—	—	一・四六二	—
北鎮	—	—	—	—	一・五七三	—
賽馬集	—	一・一二四	—	—	一・四五〇	一四七・〇〇
高橋	二・一〇〇	一・一五〇	一・〇五〇	—	一・六一七	一五五・五四
江家屯	二・一〇〇	一・一五〇	一・〇五〇	—	一・六一七	一五五・五四
連山	二・一〇〇	一・一五〇	一・〇五〇	—	一・六一七	一五五・五四

（二）吉林省及黒龍江省

地名	支那一尺 大尺 日本曲尺	支那一尺 裁尺 日本曲尺	支那一尺 木尺 日本曲尺	支那一尺 蘇尺 日本曲尺	支那一斗 日本斗	支那一斤 日本匁
吉林	一・〇二〇	一・一二五	一・〇五〇	一・一三〇	一・二八〇	一五三・五〇
雙城	—	一・一二〇	一・〇四五	—	一・五三〇	一三九・〇〇
扶餘	一・七三〇	一・一五〇	一・〇五〇	—	一・四五〇	一三三・〇〇
同賓	〇・九九五	一・一五六	一・〇四〇	—	一・五三〇	一三四・〇〇
寧安	〇・九四三	一・一四七	一・〇三一	—	二・〇五九	一四七・〇〇
穆稜	〇・九一〇	一・一四一	一・〇四〇	—	二・一三〇	一四三・〇〇
東寧	〇・九四三	一・一四七	一・〇五一	—	二・一三〇	一四七・二〇

密山	〇・九二三	一・一三七	一・〇二四	—	二・一三〇	一四五・六〇
伊通州	一・〇二〇	一・一一〇	一・〇五〇	一・一三〇	一・六三〇	一五二・〇〇
賓縣	—	一・一六〇	一・〇七〇	—	一・五三〇	一四〇・八〇
方正	一・〇〇六	一・一五六	一・〇五〇	—	一・六四五	一四六・〇〇
依蘭(三姓)	〇・九八六	一・二〇〇	一・〇三五	—	二・二二〇	一四四・八〇
樺川	〇・九九八	一・一五〇	一・〇三五	—	二・四二〇	一五〇・一〇
富錦	〇・九九八	一・一五〇	一・〇三八	—	二・四五〇	一四四・〇〇
呼蘭	—	一・一五一	一・〇四五	—	一・五四〇	一四四・〇〇
木蘭	—	一・一五一	一・〇五〇	—	一・六五〇	一三四・〇〇
綏化	—	一・一八〇	一・〇八〇	—	一・五〇〇	一三六・〇〇
海倫	—	一・一八〇	一・〇五〇	—	一・六二〇	一三六・〇〇
青崗	—	一・一五〇	一・〇四五	—	一・六五〇	一四四・〇〇
蘭西	—	一・一五一	—	—	—	—
龍江	—	一・三五〇	一・〇五〇	—	二・三四〇	—
呼倫	—	一・一五〇	一・〇五〇	—	—	—
巴彥	—	一・一五〇	一・〇六〇	—	一・六五〇	一四四・八〇
慶城	—	一・一八〇	一・〇六〇	—	一・五〇〇	一三九・六〇
頭道溝	—	—	—	—	一・三〇〇	一四〇・〇〇

延吉	—	1・160	1・050	—	1・465	146・66
琿春	—	1・1063	1・0525	—	1・465	143・00
敦化	—	—	—	—	1・520	—
樺甸	1・020	1・150	1・050	1・130	1・630	153・50
盤石	—	—	—	—	1・630	153・50
五常	—	—	—	—	1・5強	—
寧安	—	—	—	—	1・660	153・50
長壽	1・020	1・150	1・050	1・130	1・420	153・50
拉林	1・020	1・150	1・050	1・130	1・500	153・50
新城	1・020	1・150	1・050	1・130	1・430	153・50
陶賴照	—	1・150	1・050	—	1・250	153・50

▼北滿洲の地積比較表

地名	一弓	支那木尺一尺	一畝	一晌地	一晌地弓數	一晌地を日本に換算
吉林	支那尺平方 五	日本曲尺 1・050	弓 七二〇	畝 一〇	七、二〇〇	一町八反三畝三歩五
拉法站	五	—	六六〇	一〇	六、六〇〇	
蜂蜜山子	五	1・024	五二〇	一〇	五、二〇〇	一町二反六畝六歩三

▼日露度量衡比較表

雙城	五	1·045	五〇〇	一〇	五,〇〇〇	一町二反六畝八歩七
三姓	二·八	—	五二〇	一〇	五,二〇〇	
四合川	五	—	四八〇	七,五	三,六〇〇	
農安	五	1·045	二四〇	一〇	二,四〇〇	六反二〇歩四
建灘嶺	五	—	二三〇	一〇	二,三〇〇	
寛街	五	—	三六〇	六	二,一六〇	
張家灣	五	—	二六〇	七	一,八二〇	
山河屯	五	—	二四〇	七·五	一,八〇〇	
劉家屯	五	—	七二〇	二·五	一,八〇〇	
臨江	五	1·040	三六〇	四	一,四四〇	三反五畝二八歩八
靠河寨	五	—	三一〇	六	一,二四〇	
黑頂子	五	—	三六〇	三	一,〇八〇	
呼蘭	二·五	1·045	三六〇	七	二,五二〇	七反二畝二七歩八
阿什河	五	1·080	三六〇	二	七二〇	二反八畝一九歩八
綏化	五	1·080	三六〇	一	三六〇	九畝一五歩九

	露國	日本
度	一吋(一デユーイム)	八分三厘八毛
	一呎(一フート)	一尺五厘八毛
	一ウエルシウーク	一寸四分六厘六毛五
	一アルシン(一六ウエルシウーク)	二尺三寸四分六厘四毛
	一サーゼン(七呎又三アルシン)	七尺四分九毛
	一露里(一ウエルスト)	九町四十五間
地積	一露坪(七呎平方)	一坪一萬分三・七七一
	一露町(一デシャーチン、二四〇〇坪一平方露里)	一町一反四畝八歩
量	一ウエドロー(樽)	水量　六斗八合
	一チエトウエルト	穀量　一石一斗二升
	一ボーチカ(四〇ウエドロー)	水量　二十四石三斗二升
衡	一ゾロトニーク	一匁一分三厘五毛
	一ロト	三匁四分六毛
	一露斤(一フント)	百九匁一厘一毛
	一布度(四〇フント)	四貫三百六十匁四分四厘
	一ベルコーウエツ	四十三貫六百十六匁

貨幣
一哥(一カペイカ)　一錢二毛
一留(一ルーブル)　一圓二錢

▼日露貨幣法定換算法

露國	日本
1Copeck	一錢
1Altin	三錢一厘
1Dvougrievenni	二十錢六厘
1Ruble	一圓四錢一厘
1Abassi	二十錢八厘(現時不適用)

四、南滿洲に於ける丈量慣例

田地丈量の單位は長さは五尺を一步、三百六十步を一里とし、面積は五尺平方を一弓、二百四十弓を一畝、百畝を一頃とす、卽ち是を步弓尺又は營造尺といふ。斯の如く國內其の規を一にせざるが如きも南滿洲に於ける(北滿洲は列表參照)慣例は之れと異なるものあり、其の單位の如きも弓、畝に次ぐに日(天、晌)頃を用ひ、更らに近

年開墾せられたる北方各縣に在りては以上の外に方、區、井を以つて計算するが如き是れなり。其の名稱に於ても吉黑兩省は一晌と稱するも奉天省に於ては一天地と稱す、一天地又は一晌地とは一日一人一馬にて耕作する面積の意なりといふ。今其等の慣例を記さんに、奉天省内にては二尺五寸を以つて一歩となし、一弓とは五尺平方の面積を表はす外に單に長さ(直弓)をいふ場合、一壠の幅を有する五尺の壠長をいふ場合とあり、一壠の幅とは民間にて五壠二弓又は三壠一弓等の成語あるが如く、二弓即ち十尺の間隔に五條の壠を作るもの(壠幅二尺)又は一弓即ち五尺の土地に三條の壠(壠幅一尺六寸七分を作るもの若しくは小壠として稀れに一尺二寸の壠幅を有する等各地ともに慣習一定し、同一耕地内に於ける壠幅、壠數及び其の方向等は殆んど開墾後一定して永久變更せざるを普通とす、從つて畝は弓の内容により弓數により其の面積に異同を生ずれど、南方奉天省は規定の如く二百四十弓を以つて一畝とせり(北方吉林、黑龍省は相異せり別表參照)次に奉天省に於ける一天地は六畝、七畝、或は十畝、十二畝を以つてすれど就中、六畝を以つて一天地とするもの多く、旗地と民地との混雜せる地方に在りては旗地は六畝

民地は十畝を以つて一天地となすを普通とせり、又、遼陽縣內の如きは旗民兩地を單繩地及び双繩地に區別し、前者は六畝、後者は十畝とせり、双繩地は單繩地の二倍十二畝なるべけれど、斯の如きは極めて稀れなり、單繩地とは土地の丈量の際、三十八弓平方を繩となし其面積六畝に該當するものとす、以上の如く一天地の畝數は極めて區々たれども奉天省全部にては六畝を一天地とするもの約六割、十畝を一天地とするもの約四割とすべく、七畝八畝を以つてするものは其の範圍甚だ少なし、次に省內にて錦州地方に在りては土地の瘠せたるは十畝を以つて一天地となし、肥沃の地は六畝を以つて一天地とせり、又、撫順地方にては衙門に於て土地を一等二等三等に分かち、一等地は一天地を六畝、二等地は十二畝、三等地は十八畝とせり、海城附近にては旗民兩地とも一天地は六畝又は十畝とせり、法庫門地方は五尺平方を一弓とし、三百六十弓を一畝、十畝を一天地、十天地を一頃とせり、又、蓋平地方に在りては俗間耕地一天地の面積を表はすに一萬二千缺なる數額を以つてするものあり、一缺とは步行に依る一步即ち二尺五寸に同じく、同地方は耕地一壠の幅は一尺二寸を常とするを以つて一萬二千缺は面積千四百四十弓に當り、二百四十

弓を一畝とせば六畝を以つて一天地となすに該當せり、次ぎに頃は一百畝を指すことは各地を通じて同じけれど畝の内容により其の面積に大小あるは勿論なり一天地の成語は土地賣買又は收穫高を計算するときに使用され、多量の收穫物には一頃を以つて單位とするを常とす。

第五章　租　稅

一、地租に關する一般的規定

地租卽ち田賦は前淸時代に於ては國家收入の大宗たりしが、民國に至りて舊制を變更せしため其收入俄然減少したりしも、其の後次第に恢復し、從來銀兩にて納入したる者を銀元に改めて徵收し、其の穀納なりしものを代銀に改徵せしめ、各省の平餘卽ち民間より銀元にて徵收し之れを庫平銀に換算して收納するとき秤量より得る餘分及び規費卽ち種々の名義にて取立てる手數料等の私收に係るものを公然の收入に改めたる結果、從來に比して增加すること莫大となれり。今、民國元年二年以來財政部に於て田賦を整理するにつき旣に擧辦したるものと現に擧

辦しつゝある各節につき分別して左に略述すべし。

(1) **地丁を銀元に**　前清時代にては或は銀にて或は錢にて徵收し之れを庫平銀に換算するに種々の弊害を續出せしを以つて、民國元年には各省に通令し爾後、地丁即ち地租を完納するには概して銀元を以つて計算することに改め、弊制頒布以前に在りては銀兩を銀元に換算する辦法は別に財政部より酌定して公布施行することに定めたり。然も尙ほ舊制により未だ改徵せざるものもあり。

(2) **漕南兵米豆草**　漕南、兵米、豆草とは漕米、兵米、豆草にして謂ゆる漕糧なり前清時代に於ては或は銀納に或は米納に或は變價して收入する頗る錯雜を極めしが、民國に至りて之れを一律に換價徵收とせり。

(3) **附加田賦徵收費**　前清時代に於ては正額以外に平餘即ち秤量の餘分、火耗即ち溶化の目減り、串票即ち領收證下附の手數料等種々の陋規ありしも、民國に至り此等の陋規は悉く之れを廢止し、別に田賦徵收費を新設せり。

(4) **各省屯田の整理**　各省の屯田は戶部則例によれば約七萬五千七百餘頃に達す最初は國有に屬したるを後、多くは轉じて民有となれり、淸朝の末葉に屯田

を改めて民田となさんとの議ありたるが、終に實行に至らず、當時各省の辨法は一定せず價格を定めて拂下を行ひ、民田の例に傚うて租税を徴收するあり、價格を決定して拂下を行ふことをせず、單に屯田の例に傚うて徴收するあり、其の負擔極めて不平均にして弊害思議すべからざるものあり、於是乎民國は屯田地券を悉く新券に改むべく各省に通飭せり、然るに奉天省は屯田なきを以つて報せり。

(5) **地租附加税酌加**　地租附加税は前に濮陽河治水工事費として山東直隷兩省に賦課し嗣いで四年度の收入不足なりしかば復各省に電命して前記西省の例に傚はしめ以つて收入の不足を補はんとせり、而して各省は漸次之れを開始したり。

(6) **各省土地整理**　地租の整理を根本的に解決せんとして已に經界局を設立したれば、將來整理完成の曉は人民の負擔平均し増收期して待つべしとなり。

二、奉天省に於ける土地

(1) **所有權の所屬分類**　南滿洲に於ける土地を所有權の所屬により之れを分

類すれば官有地、公有地、私有地、前清皇室の御料地、蒙古王公の領地となすことを得べし、更らに之れを細別すれば左の如し。

(甲)官有地
- 各項充公地
- 吉林省官莊
- 黑龍江
- 隨缺地
- 伍田地

此外に地目をなさざる官有地あるは勿論なり

(乙)公有地
- 地方自治團體所有地
- 寺廟地
- 義地
- 學田
- 善堂祠堂地

(丙)私有地
- 王公莊田
- 旗地
- 一般民地

此外地目をなさざる私有地あること勿論なり

(丁)前清皇室御料地
- 內務府官莊
- 戶部官莊
- 禮部官莊
- 工部官莊
- 三陵官莊

(戊)蒙古王公の領地

以上表記せる(甲)の土地は各固有の地目にして沿革頗る古く舊記に悉く確證あり此外官有地と看做べきものは官公所の敷地、道路、河川、池沼地、公私有地外の山林原野、鐵道敷地にして官有地のもの等なり。次に(乙)の土地は公共團體に所屬するものにして單に公地と稱せられたるものなり、然るに民國三年二月三日自治團體の廢止となり從つて知縣の管掌に歸するに至れり、左れど其の公有の性質には何等の變異を生ぜざるなりといふ。次に(丙)の土地は王公莊田と稱するは王公の私有地、旗地は旗人の私有地、民地は民人の私有地なり。次に(丁)の土地は前清政府時代には官有地の一種なりしも、民國に至り之れを御料財產に編入したるなり。次に(戊)の土地は舊慣に從ひ蒙古王公の所有權に屬するものとなし特種の取扱をな

せり。尤も民國二年七月四日の法令によれば所有權の權利主體を三箇に分かち官有、公有、私有の區別をなせるを以つて前記の甲、乙、丙、丁、戊の分類も結局は三箇の權利主體の所屬によりて決せらるべきものたるは勿論なり。

(2)一般民地　唐虞三代の頃井田法行はれたる時代には總べて王公の土地にして民地あるを許さざりしが明代に至りて官田、民田を分かちたるを以つて始めて土地所有權を得るに至り、更らに清朝に至り旗人の土地を旗地と稱し官地、民地の外に旗地を加ふるに至りたり、此に一般民地と稱するは卽ち此種の民地にして王公莊田及び旗地とを指すにあらざるなり、今其等の一般民地を種別すれば左の如し。

- 當初より民人の所有せるもの
  - 紅冊地
  - 額徵陳民地
  - 額徵續增陳民流民墾地
- 旗地より民地となりしもの
  - 退圈地
  - 民典旗冊地
  - 民典旗餘地

- 一般民地
  - 民地
    - 永遠徴租地
    - 暫行徴租地
    - 三園（一部）
    - 官地より民地となりしもの
      - 牧廠開墾地
      - 圍場開墾地
      - 東邊開墾地
      - 葦塘
      - 清賦升科地
      - 龍岡官山餘地開放地
  - 準民地官地より民地となりしもの
    - 報領年代の前後によるもの
      - 額徴民人餘地
      - 原浮納租地
      - 額徴首報私開地
      - 續增額徴首報私開地
    - 權利取得原因の如何によるもの
      - 額徴減賦餘地
      - 佔用餘地
      - 未發帑餘地
      - 地目制定の原因不明なるもの
      - 額徴民人暫行徴租餘地

(A)民地　前表せる如く民地の一部に紅冊地あり、旗地の紅冊地と區別し民冊地又は民冊糧地といふ、紅冊地の稱呼に就ては諸說紛糾して一定せざれど康熙年代より紅冊なる帳簿に記入されたるに由るが如し、今、紅冊地を沿革に依り分類するときは民人起科地及び出旗民人隨帶地の二となすべく、徵稅上より區分するときは額征銀米地及び全徵銀兩地の二となすべく、現今支那官憲の取扱慣習上に於ける分類は通常徵稅上よりする區分を以つてせり、卽ち紅冊徵銀地、紅冊徵米地、全徵銀兩地の地目を以つてし、沿革による分類法は唯記錄上に存するに止まれり。支那に於ては古來より官田旗地に對する徵稅を租と呼び、民地に課するものを賦と稱し、又、賦銀、糧、錢糧と稱し、近來に至りては國課、正課、地銀米、地糧等と稱すれども、一般には尙ほ錢糧と稱せり、清朝の初年に於ける錢糧は順治十五年頃は每畝銀三分を徵し、康熙三十二年には從來の銀兩を改めて粟每畝三升餘を徵收する事とせり、爾來或は銀兩制度となし、或は銀米折半制度に變更せしが、雍正八年に至り耕地の肥瘠により上、中、下の三等に分別起科したり、清末に至りては卽ち當時の制度に準據せしものにして上、中、下の三則に分てり、是れ奉天省の土地を肥瘠により分かち

たるものにあらずして、各州縣の地域内に於ける等則なるを以つて、各州縣毎に其の等則の標準を異にせり、今其の徴税率を示せば左の如し。

第一稅率表

地	別等	一畝に對する徴收率	同上
銀地	上則	銀三分	銀三分
	中則	銀二分	銀二分
	下則	銀一分	銀一分
米地	上則	粟六升三合八勺	粟六升三合一勺
	中則	粟四升二合五勺	粟四升二合一勺
	下則	粟二升一合二勺	粟二升一合

又、紅冊地には定率の稅金卽ち錢糧の外、銀に對しては耗火銀を、米粟に對しては耗米を加徴するを原則とせり、卽ち本稅に對する附加稅なり、左れど今は廢せられて田畝徴收費となりたること、地租に關する一般規定に既述せる如し、現今奉天省に行はるる其他の徴稅にして畝捐なるものあり、光緒三十一年頃奉天省の趙將軍が各地に巡警及び學堂を創設せるに際し、之れが經費に充つる目的にて一畝に對

し一箇年一角内外を收むるの制なり、中央政府は奉天省に此等變態の徵稅の存在を許さず、畝捐をば正稅中に收めんと欲し、數次交涉し、民國二年十一月に至りては百分の三十を地方收入とし、其の餘を國庫の收入に歸せんことを提議せしも奉天省官民は之れを聽かず以つて今日に及べり。正稅卽ち錢糧は民國三年五月に至るや、旗人、民人共に同一平等の課率を以つてすべく、田賦劃一章程により左の等則稅率に準據して納付すべきことを公布せり、但し王公莊田及び蒙古王地は之れを適用せざることとせり。

第二稅率表

甲	上則地	一畝に付	大銀元一角四分
乙	中則地	同　右	一角
丙	下則地	同　右	六分
丁	沙城地	同　右	三分
戊	不分等則地	同　右	一角

（中則地に倣ふ）

右表中貨幣の大銀元とあるは圓銀を指しものにして、其の一元は小銀貨十二角

に、大銀元一角は小銀貨一角及び銅貨三個に換算すべく規定し、更らに滯納處分條例を公布施行し、納税期は毎年陽暦十月より十二月末日までと翌年一月より三月末日までの二期とし、納税者は此の期間に於て田賦及び各種雜税を完納するものとし、若し滯納者ありたる場合は徴税官吏は督催書を作りこれを分送し其の發送一回毎に督催費として小銀元一角を徴收し、滯納者にして第二回の督催書を發するも納付せざるときは罰金を課し、其の罰金の一半は省庫に納付し、一半を關係書差巡警に賞與し及び追徴費に充つることとせり。

(B)準民有地　民典旗地とは讀んで字の如く、旗人の所有又は耕種せる旗紅冊地又は旗餘地を民人が典得せるものにして、今其の種類を擧ぐれば左の如し。

- 民典旗地
  - 民典旗紅冊地
    - 民典旗紅冊地(又は民典旗地)
    - 永遠徴租地(又は永遠征租地、永遠餘地、永遠餘租地
    - 暫行徴租地(又は暫租地、暫行征租地、暫行餘地)
  - 民典旗人餘地—民典旗人餘地(又は民典餘地、民典旗餘地)

旗紅冊地とは清朝の初め一定の土地を旗人に圈給し其の生計に資せしめたるも

の、永遠徵租地とは乾隆三十五年の制定に係り、出典者たる旗人が廢家となり、管理者なくなりたる場合に該土地を官に沒收して典得せる民人をして耕種せしめ地方の州縣に命じて其の畝數を按じ、永遠に租を徵することとしたるものなり、次に暫行徵租地とは契卽ち證書に照して查出せる王公又は喇嘛管下に從屬せる壯丁の出典に係かる旗地にして、出典者たる壯丁各自の私有地なること將た又所屬主長の土地なるか明かならず、從つて精查明確の證左を俟ちて辨理すべく、暫らく其の決定を見るまで縣衙門に歸して暫行徵租の法を取らしめたるに起因せり、次に民典旗人餘地とは民人の典得せる土地にして從前旗人の占耕せし餘地を意味す、乾隆三十五年民典旗紅冊地に對し、內帑金を流用して回贖せるに際し、旗人餘地は元來官地なるを以つて、何人の承種に歸するも租銀の完納あらば足れりとなし、旗人回贖の例を適用せず、依然典主たる民人の租種を公認したるものなり。

之れを要するに民典旗地は法律上之れを民有地と斷定し得べきものなれど、今は暫らく準民有地として區分したり、何等深き意味あるにあらざるなり。

三、吉林省に於ける土地

(1) **清賦** 吉林に清賦に關する機關たる清賦荒務總局を置き、伯都納、五常、賓州、雙城、延吉、伊通、敦化等に同分局を設け光緒三十三年に至り、吉林勸業道衙門に合併したり、此等各局にて清賦即ち脫稅地を登錄して租稅を賦課せし地方は往時の吉林府、賓州廳、長壽縣、五常廳、雙城堡、延吉廳、伊通州、磐石縣、敦化縣、綏芬廳の十一箇所にして其の他密山、臨江、樺甸、濛江等の地には未墾地多く、清賦すべき既墾地少なかりしが故に清賦局を置かず、別に招墾局又は墾務局を設けて荒地の拂下げに任せしめたり、若し夫れ從前升科の銀米兼徵地其の他舊墾地にして、天災其の他により滅失し或は荒廢したるも舊に依りて納稅するものに對しては浮多地即ち從來升科漏れとなれる餘分の耕地の一部を割きて之れを補塡し、民間互に授受せる土地にして未だ名義の更正をなさざるものは、小票內に新舊所有者の姓名を駐明して徵稅帳簿と對照して之れを書換へ、既に納稅しつつあるも契照を有せず或は契照あるも納稅せざるものは共に其の旨を小票に記入せしめ、契照納稅共に之れを缺くも租

先より傳はれる土地ならんには是れ亦其の事由を明記せしめ、以つて舊墾地と浮多地との區別を判然せしめたり、又、出典せる土地の處分に就ては三十年未滿のものは原地主に買戻權ありと認め、其の名を以つて納税せしめ、三十年を經過したるものは買戻權の效力を認めず、其の他旗人民人間に賣買せる旗地民の處分を明かにしたり。之れを要するに總分各局は浮多地の經界を正し、魚鱗冊卽ち土地臺帳を作製し、旗民衙門及び地方村屯の鄕約長達に命令し、實際に旗地、民地、納糧地、未納糧地、未墾地又は官有地等の區別を明かにせしめ、占有者たる民人をして新に升科すべき畝數を申告せしめ、之れを帳簿に登錄せり。

(2) 清丈　吉林省內にては淸賦と共に清丈卽はち面積境界を正して土地の權利關係を明かにしたりしが、各縣の事情を異にするに從ひ其の方法區々にして統一せざりしを以つて民國三年四月に至り先づ以つて沿邊地方の樺川、富錦、寶清、密山、虎林、穆稜、密安其の他合せて十六縣に實施せり、次いで民國四年四月に至り吉林省巡按使は從來該省內に行はれたる淸賦、清丈は概ね民有地にのみにして隨缺、津貼、馬廠、公田、官莊、官屯、牧場、校場等謂ゆる吉林十旗に歸したるものは之れを除外したる

を以つて、此等は勿論、沿邊十六縣以外の各縣境內に於ける新舊各種の旗地及び民地に對しても淸丈の必要あるを具陳し、大總統の認可を得て之れに著手すべく吉林全省土地淸丈局を設け淸丈章程及び辦事規則を制定せり。

(3) **地租其の他**　田賦は從來の三則によらず、銀米兼徵の例に倣はず、如何なる土地に對しても等則を設うけず、晌每に大租卽ち國庫の收入は錢六百文にして小租卽ち一半を地方官署の收入となし、一半を省庫に解送するものは錢六十文又は銀一分八厘とし、官地は多種多樣にして税率一定せず、又、蒙地を耕作する民人には蒙租と稱し、税率を六百六十文とし四百二十文を蒙旗に歸したり。然るに民國三年に至りては旗地と民地とを區別せず、晌每に大洋三角とし小租を免除せり、蒙地亦民地と同一とせるも小洋一角を國庫に解送し、小洋二角を蒙旗に交付することとせり、吉林省には又、奉天省と同じく畝捐あり、縣の收入に歸す、其の他荒地拂下代卽ち荒價に就ては、民國三年六月、吉林全省放荒規則を公布し、邊境及び腹地を四等に分かち、邊境は五角、一元、一元五角、二元とし、腹地は二元、三元、四元、五元とし、邊境移民に必要なる道路橋梁の修築及び招募警衛等の費用をば放荒經費より支辨するこ

こととし、邊境及び腹地とも拂下代卽ち荒價の二割を增徵することとせり。

四、黑龍江省に於ける土地

民國三年、淸丈兼招墾總局を設置し、管內に於る淸丈及び荒墾事務を執掌せり、今其の黑龍江省招墾規則を見るに荒地開放の區域を以つて龍江、肇州、拜泉、安達、大通、湯原、蘿北、烏魚、安古、龍門、訥河、嫩江、通北、東興鎭、甘井子、西布特哈、愛琿、呼瑪、佛山等となし、未墾地は悉く拂下ぐることとし、外來の墾戶に對しては省城なる墾戶招待所が拂下開墾の手續きを說明すべく、墾戶にして犂一具を有するものは四方を承墾するを得ることとし、其等の荒地開墾完成期限を五年とし、若し第三年目に於て尙は十分の四に達せざるものは土地を返納せしめ、原價を返還せざることとし、開墾完成後の第六年目に升科すべく、其の他墾戶に對する補助規定をなせり。　又、黑龍江省放荒規則を見るに、大段の荒地は三十六方里を以つて一井とし、一井を九區に分かち、一區を四方に區畫し、一方を四十五晌とし、一晌卽ち十畝を二千八百八十弓とし、生荒は一晌に對し、溝、窪、濠、道の面積三割を控除し、七割を實地として地價を計算

す、其の價目を分かちて三等となし、一等荒每晌大銀元三元、二等荒每晌大銀元二元、三等荒每晌大銀元一元とせり、又、墾戶が荒地を受領する時は小照即ち假證書を下付し升科年限に達した年即ち第六年目に熱照と換給すべく規定せり。

(1) 地租　民國三年地租の制を改ため土地を三等に分かち、上等は晌每に大銀元五角、中等は晌每に大銀元三角五分、下等は晌每に大銀元二角とし、不等分地は中等に準せしめ、徵收費としては正稅の十分の三を附加し、大洋一元を小洋十二角換と規定す、又、蒙地に對しては一晌に錢六百六十文とし、其の中、四百二十文を蒙旗に交附し、二百四十文は二百文を大租、四十文を小租とし小租の中より三割を控除して徵收費に充つること前清末と異ならざるなり。

(2) 荒價及び晌捐　荒價は前記せる如く每晌一等大銀元三元、二等二元、三等三元にして晌捐は警費、學費、檢擧費等に充つるために光緒三十二年より設けられ、今に廢止せざること奉天、吉林の二省と同じ。

五、關稅及び釐金稅

(1) 關稅　關稅に二種あり、一は海關稅にして一は常關稅とす、海關稅の徵收は稅務局に屬し、其の海關所在地を距る五十支里以內の常關稅も西紀一九〇一年の條約の規定に從がひ、また稅務司の兼管に屬す、千九百五年乃至宣統三年の海關稅收入は一年多きは三千五六百萬兩に達し、少きも亦三千二三百萬兩あり、民國元年の收入は二千九百九十餘萬兩に至り、二年には實に四千三百九十餘萬兩に達す、三年に至り歐洲戰爭發生し輸出入貨物頓に減少したるを以つて其の收入稍減じたり、左れど尙三千八百九十餘萬兩あり。次ぎに常關稅收入は民國元年には二百八十八萬餘兩あり、二年には二百九十餘萬兩あり、三年には三百三十八萬餘兩に達す、是れ海關及び常關の收入概略とす。一九〇二年の條約の定むる所によれば海關稅率は十年を以つて改修の期となしたるがため、民國二年は恰も滿期に當るを以つて、財政部は之れを外交部に諮り、外交部より各國公使に通知して英、獨、佛、米諸國の同意を得たり、依つて各關に命じて物價を調査せしめ稅率改正の準備をなし、三年に至り各關の調査完竣したるが歐洲戰爭方に酣なりしかば議を開く能はず其の儘となれり。一九〇二年より宣統三年に至る間の物價の變動甚だしく、能く各國

と釐商を遂げ一割二分半を徴するに至らば頓に多額の増收を得べく、又、時價五分の率を以つて徴税するも少なからざる増收あるべし、是れ海關税整理準備に關する大略なり。次に常關の財政部直轄の下にあるものは分かちて三種とす、一は内地常關にして、二は沿江沿海五十支里外、常關、三は京師左右翼及び各邊關とす、前清末に在りては唯、崇文門左右翼及び張綏各邊關のみ中央に直屬し、其の他の常關は元各省より其の係員を派して徴税せしめたりしが、民國の初めに至り各省自ら政治を行ひ税法紊れ、繼いで第二革命起り商業凋落し、陋に因り簡につきたれば此間記述すべきものなく、二年の春、財政部は海關監督を任命し、沿江沿海五十支里外の常關を兼管せしめたるが、第二革命の役、鎭定するや、内地の淮安、臨清、鳳陽、武昌、漢陽、太平、蘷贛等の各關をば順次に中央に直屬せしめ專任監督官を派遣して税務を管理せしめたり、三年の冬に至りては多倫諾爾に税局を置き、前清常關税徴收の狀態に復し、四年の夏には從來省の管轄に屬したる潼關及び辰州、滯州、成都等の關を改めて中央に屬せしめ之れが監督を任命したり、此年の秋に至りて復、雅安、寧遠の兩關を財政部管轄に移し、廣元、永寧の兩關を成都關に、打箭爐關を雅安關に屬せし

め、多倫諾爾稅局を改めて稅關となし、名稱を同一ならしめたり。現行會計年度の計算法によれば民國二年度の常關收入は五百五十餘萬元にして、民國三年度は六百二十餘萬元に達し、民國四年度には七百七十三萬餘元を算し、逐年增加したり、是れ常關收入の概略なり。次に常關稅の整理に就て記さんに(一)稅則改訂　民國三年の秋に至り財政部は各關に命じて物價を調査せしめ、半歲を費やして始めて端緖あり、又、各關稅率は海關の半稅の例に照し萬分の二十五を定率となさしめたり其の定率を超過するものは舊制の儘として新稅の過重負擔に困難なるものは特に參酌減低し、各關は此定率に從ひて漸次舊制を定めたるが、尙未だ新制に據らざるは江海、瓊州の二關にすぎず、此二關は或は輸出入貨物集合地にして、歐戰のため商業上に大打擊を受け、或は孤懸の海島にして稅率改訂は勢ひ時日を要せざるを得ざる等に因れり(二)陋規除去　前淸時代に於ける各關の規費卽ち手數料は大抵銀量補充、銀貨補充、傭員手當等に名を藉り、私囊を肥やしたる額甚だ大にして擔頭蓬斧、印子、屆繰等奇怪千萬なる名稱あり、斯の如くにして一關の附加稅多きは數十種に至るものあり。商民を苦しめ國家を病ましむる此より甚だしきはなし、左れば

財政部の直轄に改めてより以來、屢〻訓令を發し、各種の規費を或は廢止し、或は正稅に併入し、或は稅票に明記し、係員等をして不正を働らく餘地なからしめ、茲に漸く積弊廓清の緒につきたり(三)稅票釐定　各關の稅票は本一枚票二枚續き票三枚續き票の辨法ありて一致せず、弊害層出したるを以つて、財政部は特に四枚續きの稅票を釐定し甲を分關に留置き、乙を總關に繳め、丙丁を商人に交付し、其の丁を商人より第二關を經て最初に手續きをなしたる稅關に送附して對照檢査の便に供し、互に相牽制せしめ、又、各關に命じて聯絡を保ち、嚴重に檢査して途中の脫稅を防がしむることとせり、其の他、稅票檢査所罰規定を制定し遵守に資し、各稅票は各省長官の署名したるものを財政廳長に交付して檢閲せしむべきを命じたり(四)收入標準の嚴定　民國以來、收入金額を中央政府に送附すべき規定をなしたるも、官吏は之れがため職務を怠りて稅務日に弛廢せり、民國二年には財政部に於て特に各關最近數年間の實收平均數を取り、之れに參酌の結果三割を加へて標準となし、又、徵收成績査定條例を編訂し勤怠檢査の標準となしたり、四年秋に至りては標準額を越えたる各關に對し、增收標準額を定め、務めて實際の收入額を得んとしつつあり

此の如く收入標準額を定め、檢査を嚴重にし、功過に對しては規定を設けて賞罰を明にし、據る所を明かにせり、此外、稅局落地稅徵收所の復舊、徵稅請負の回收、官品兎稅の制限、子口、三聯單取締等の如きは皆停收を杜絕し、增收の結果を生ぜしめたり、是れ常關稅整理の概略とす。

(2) 海關稅率　支那海關に於ける稅率は大要左の如し。

(一)噸稅 (Tonnage Dues) 若しも入港の時より四十八時間以內に底荷 (Ballast) のまま出港するか、海難のため入港したる旨領事より報告ありて、且つ貨物の積卸をなさざるとき、又は各國政府の御用船舶たる資格にて入港したるとき、其の他、遊覽船、水先案內船、軍艦に課稅せざるは勿論、二十人未滿の旅客又は手荷物、糧食等の無稅品のみを運送する船舶及び荷船には噸稅を課せざるなり、左れど以上を除きたる船舶に對しては入港後四十八時間內に其の登錄噸數に應じ噸稅を納付せしむるが、其の稅率は百五十噸及び其以下は一噸に付一錢(一兩の十分の一)海關兩。百五十噸以上は一噸に付四錢(一兩の十分の四)海關兩。但し噸以下の端數は四捨五入の法にて計算するものとす。

(二)輸入稅 (Import Duty) 支那にては總て有稅品の輸入に對しては原則として從價五分を標準とせる協定稅率に據る輸入稅を課すが、我邦は英、米、獨、白、西、墺、蘭等の八箇國と協定調印し、改正輸入稅率として現行されつつあり、是れまた、固より從價五步を標準としたるものにして、大部分は從量稅法により、從價稅法によるものは、其の中、僅かに貨物細目二百四十餘種にすぎざるなり、但し該改正輸入稅率中には後、露、佛、伊の三國が特に清國と稅率換算の協定をなしたる結果、多少變更せられたり。

(三)輸出稅 (Export Duty) 支那に於ける輸出稅の稅率表は其の所定のもの百數十品にすぎざるを以つて、之れに洩るるものは輸入稅率により、尙ほ規定なきものは從價五分の稅率を課す、是れ主として從量稅法により其の從價稅法によりたるものは僅かに二十種を越えざるなり。

(四)沿岸貿易稅 (Coast Trade) 支那內地の一港より他の一港に西洋型船舶を以つて輸送する內國產貨物に對してのみ其の輸入地に於いて課するものなり、其の稅率は有稅品に對しては輸出稅の二分の一、無稅品に對しては從價二分半なり、但し

金額の割出しは輸出税を標準とすれども、其の形式は輸入税の如くなれり。

(五)通過税 (Transit Duty) 通過税とは日清通商條約に抵代税と稱するものにして一名子口半税(Half Duty)と稱するものなり、由來支那內地には海關の外に古るくより常關あり、釐金局あり、其の都度抽課せられ、甚だしく不便且つ煩雜なるものなり、故に日清通商條約にて子口半税を納付するときは、即ち五分の輸入税と二分五厘の通過税合せて合計七分五厘を支拂へば其の上課税せらるることなく、支那の如何なる土地へも運送され、消費さることと協定したるなり、然るに支那にては別に落地税(Turruius Tax)と稱するものにて賦課せり、依つて支那當局の說明には一切の通過税を免除する旨條約に協定さるるも落地税は通過税にあらずして消費税の一種なれば、條約に背かずと主張するなり。

(六)鴉片釐金税 (Opium Likin) 鴉片に關する釐金税として毎梱八十兩を海關に納付するものとす。

(七)碼頭税 (Wharfage Dues) 碼頭税は又、市工部税とも (Municipal Dues) 稱し、上海に於いて一般輸出入貨物に對し、輸出入税以外に賦課するものにして、此等の收入は共

同租界地の工部局に於て收入し、碼頭其の他の改修費用となすものなるが、其の稅率は有稅物は本稅の二分、無稅物は其の價格の千分の一とし、其の他、絹、茶、貴重品には別に稅率ありて之れを賦課す。

(八)黃浦江保修稅 (River Conservancy Tax) 上海へ輸入さるるものは一般貨物之れを課せられ、稅率は總ての輸出入有稅貨物に對し本稅の三分を、無稅貨物は價格の千分の十五なり其等の收入は吳淞より上海港へ溯る水路たる黃浦港の改修費に充てらるるものとす。

(3) 海關所在地 支那の各開港地に設置されたる海關は其の數、現在に於いて四十六箇所あり、就中滿洲に於ける所在地及び開設年月其の他を記せば左の如し。

開港地名	所在地名	開設年月	開港ニ關スル條約ノ年	
愛琿	黑龍江省	一千九百九年六月	一千九百五年	日本
安東	奉天省	一千九百七年三月	一千九百三年	合衆國
大連	奉天省	一千八百九十九年七月	一千八百九十八年三月	露國
哈爾賓	吉林省	一千九百九年七月	一千九百五年	日本

琿春	吉林省	一千九百十年一月	一千九百五年	日本
龍井村	吉林省	一千九百十年一月	一千九百五年	日本
滿洲里	黑龍江省	一千九百七年二月	一千九百五年	日本
奉天	奉天省	一千九百九年六月	一千九百五年	日本
牛莊	奉天省	一千八百六十四年五月	一千八百五十八年	英國
三姓	吉林省	一千九百九年七月	一千九百五年	日本
綏芬	吉林省	一千九百八年二月	一千八百九十五年	日本
大東溝	奉天省	一千九百七年三月	一千九百三年	日本

(4) 常關所在地

常關は又鈔關とも名づけ海關たる新關に對し舊關とも稱す常關の數は民國三年各關實收數目表に載する所によれば、三十五箇所にして滿洲には山海關(牛莊)一箇所のみなり、又、一九〇一年の條約に從ひ海關の兼管となし、從價二分五厘の稅率を賦課する海關兼管の常關は計十四關にして江海(上海)、東海(芝罘)、閩海(福州)、津海(天津)、浙海(浙江寧波)、粤海(廣東)、潮海(汕頭)、瓊海(廣東瓊州)、山海(牛莊)、蕪湖(安徽省)、厦門(福建省)、北海(廣東)、沙市(湖北)、漢口(湖北)等、其の他中央直屬の常關所在地は之

れを略記せり、滿洲に關係ある五十里內常關は山海關(營口縣商埠)にして鈔關一あり、五十里外常關としての山海關(營口縣商埠)は稅局十一、分局五分、卡四十二あり。

(5) 大連海關　大連港は明治四十年五月三十日締結せる日淸條約により謂ゆる自由港となりたるものなり(露治時代にも自由港たりしが)故に今其の條約文を記せば左の如し。

一、大連海關長は日本の國籍を有する者たるべし、該海關長新任の場合は總稅務司は在北京日本公使館と協商を遂ぐべし。

二、大連海關の職員は通則として日本の國籍を有するもの多かるべし、但し俄かに缺員を生ずるか、若しくは臨時必要ある場合は假りに他の國籍に屬する職員を大連に派遣することを得。

三、大連海關長の更迭は豫め總稅務司より關東都督に通告すべし。

四、大連海關と日本國官憲及び日本國商人との往復は總て日本文を以つてすべし。

但し大連に來往する他の國籍所屬の商人は英文若くは淸國文を以つて通信

するも妨げなし。

五、海路大連に輸入する商品には輸入税を課せず日本國租借地を超え清國內地に至る各種の商品及び產物は海關に於て現行條約に從ひ輸入税を課すべし、日本國官憲は海關の許可證又は通關證を有せざる商品の日本國租借地通過を防過するにつき成るべく援助を與ふるため、適當の處置を採るべきことを承諾す。

六、清國內地より日本國租借地に來りたる清國商品及び產物にして大連より他所へ船積せらるるときは現行條約に據り輸出税を納むべし、日本國租借地の產物及び該產物より製造せる商品若しくは海路租借地へ輸入せる商品は輸出税を納むるを要せず、日本國租借地內に於て清國內地より來る原料を以つて製造したる物品に對して納むべき税は膠州灣に於ける獨逸國租借地に於て同一事情の物品に對し現に納むるものと同一たるべし。

七、清國の條約港より大連へ來たる清國商品若しくは產物は日本國租借地內に在る限り納税を要せずと雖、右商品若しくは產物にして日本國租借地境界を

越え清國內地に入る場合には現行條約に從ひ納稅すべし。

八、大連より船積せられ隨つて輸出稅を納めたる清國商品には領收證を下付し、清國條約港に於て陸揚の際、右領收證を差出し現行條約に從ひ沿岸貿易稅を納むべし。

九、日本國及び清國以外の商品にして清國の條約港より大連へ積載せらるる場合には該條約港に於て納めたる輸入稅は條約の規定に從がひ拂戾を受くべし。

右商品は大連に輸入せらるるも日本國租借地の境界を越え清國內地に入らざる限り何等の納稅を要せず、又右商品にして大連より清國以外の地に再輸出せらるるときは輸出稅を納むるを要せず。

十、清國の商品又は產物にして清國條約港より大連に船積せられ、更らに清國以外の場所へ船積せらるるに際し、右條約港に於ける輸出稅納入濟の證據書類を提出する時は輸出稅を納むるを要せず。

十一、大連海關は噸稅、燈臺稅及び港稅の徵收若しくは管理に關與せざるもの

とす。

十二、淸國條約港に於ける現行關稅率は大連海關に於ても均しく之れを適用すべし。

十三、日本國政府は大連に於て該海關のため其の事務所及び職員宿舍建築用に供する充分の地所(適當の庭園、厩並に僕舍用)を備へ置くべきことに同意す、右地所賣渡若くは貸渡の金額は同地に於て双方合意を以つて定むべきものとす。

十四、稅關長及び職員は陪審人若しくは陪席判事又は其の他、何等體役に從事するの責任なきものとす。

十五、前記大連海關へ又、大連より淸國內地に輸出し並びに同內地より大連に輸入する商品に對し通過免狀の發給を專掌し且つ同海關は淸國の條約港に於ける謂ゆる淸國海關に屬する職務權利又は資格を有するものとす。

十六、第十五條に記載の通過免狀に對しては現行條約による稅率、卽ち輸出稅若しくは輸入稅の半額を大連海關に於て徵收すべし。

十七、海關規則に對し商人の行ひたる詐僞又は犯則の場合に於ける處分手續

は今後別約を以つて之れを定むべしと雖も、大體の主義に於て總て司法上の手續は日本國法衙に屬すべきものとす。

十八、日本國租借地に於ては商業の發達に伴ひ現に豫知すべからざる必要の生ずることあるべきを慮り、本協約は暫定に屬するものとし、當事者双方は本協定實行上に生ずることあるべき不便を除くがため、必要ある每に速かに修正を提議すべきことを約す。

(6)滿洲に於ける關稅（國境貿易の減稅）　日露戰爭後北滿にも稅關を置くに至たり、千九百七年七月露淸間に北滿洲稅關試辨章程を議訂して再び(千八百六十二年三月露國との間に締結したる陸路章程及び千八百八十一年改訂の中俄陸路通商章程あり)國境無稅地帶と三分の一減稅のことを明定し、更らに兩國稅關委員卽ち在哈爾賓露國總領事、後黑龍稅務官、哈爾賓稅務司(露人)、東淸鐵道會社商業部長等は稅關事務施行暫定章程を制定して之れを規定せり、然も北京廷の裁可を得ざりしも、綏芬河及び滿洲里の兩關をも管轄せる哈爾賓稅關稅務局は其の裁可を得ざるに拘らず、全部之れを實行せり、卽ち現に綏芬河、滿洲里、璦琿を管轄せる北滿稅

關は之れによりて取扱つつあり、次に千九百十年松花江流域に關する航行權に關し、露清間に紛爭を生じ、之れが善後法を確定せるに際し、同時に同江流域税關設置のことを協定し、同江流域の税關卽ち哈爾賓及び三姓にては三分の一減税の原則を適用せず、唯哈爾賓より水路輸出する穀物に限り三分の一を減ずることとせり、其の兩國々境各側百清里の無税地帶は兩國の協定により千九百十四年八月七日限り之れを撤廢したれども、輸出入三分の一の減税は依然として繼續せり。明治三十八年十二月、日本と清國との間に締結したる滿洲の善後に關する條約第十一條には

滿韓國境貿易に關しては雙方互に最惠國の待遇を與ふべきものとす

とあり、次いで安奉線の改築竣工し、鴨綠江の鐵橋落成するに及び前記條約の實行に關して交渉する所あり、大正二年五月二十九日、安東經由の鐵道貨物に對する減税特典に關する取極めをなし、滿洲より鐵道により新義州以遠の各地に仕向けらるる有税貨物及び新義州以遠の各地より鐵道により滿洲に仕向けらるる有税貨物に對しては、各海關税率三分の二の輸出税又は輸入税を課することとし、同年六

月二日より實施せり、然も叙上三分の一減税の特典は輸入貨物に在りては滿洲に於て消費せらるるを要件とするを以つて、滿洲より更らに支那本土に輸入さるる場合に於ては、輸入の際輕減されし三分の一を追徴さるるは論なきことゝす。露國は又、北滿税關試辨章程を議訂するに當り、東清鐵道各驛を中心として、驛の大小により半徑一露里乃至五露里の通過税免除區域を劃し、此區域內に在りては通過税を賦課せざる取極めをなし、税關事務施行暫定章程も第三條に於て之れに關し規定せり、左れど通過税はもと釐金税其の他の雜徴に代るべきものなるを以つて停車場より僅々五露里間の免税は殆んど實益なきものたり。我邦は既に滿鮮國境貿易に關し最惠國の待遇を受くるを以つて、安東經由鐵道貨物に對する減税の特典を受けたる貨物の通過税は輕減せられたる輸入税の半額、卽ち正税の三分の一たるなり、但し此等の貨物も若し夫れ支那本土に仕向けらるる時は、一般の全率を課せらるること、及び此減税たる有税品たる輸入貨物に限定せられたるは北滿の例に同じ、唯、南滿には通過税免除區域なるものの存せざれど、南滿の各關を經て滿洲の各開市場に仕むくる貨物に對しては、一定の條件の下に通過税特別免除の特

例あるなり　支那關稅上の無稅品はもと數十種ありたれど、義和團事件以後に至り、米、穀類、穀粉、金銀貨、地金銀、印刷物、海圖、地圖、新のみを無稅品とし、其の他は總て課稅することとなれり、然るに陸路貿易に就ての北滿稅關事務施行暫定章程に於て千八百八十一年の改訂陸路通商章程による無稅品は依然として之れを無稅として現に實行されつゝあり、此等の無稅品が若し滿洲より更らに支那本土に輸入せらるる場合は從價二分五厘の輸入稅を課せらるる規定なれど、此等は全く實行し難き規定なり、今、他の海關に於ては有稅品なれど(佛領印度陸路貿易には例外あり)北滿各關に限り無稅品として取扱はるる品目を擧ぐれば左の如し。

砂、穀米、麪餠、罐詰肉及び野菜、乾酪、牛脂、糖果、外國衣服、金銀首飾、攙銀器、香水、石鹼、木炭、薪、外國蠟燭、外國葉卷煙草、葡萄酒、麥酒、酒精、家具及び船具、文房具、氈毯、鐵刀利器、外國藥劑、玻璃及び玻璃器。

但し此無稅品規定は松花江流域の海關、卽ち三姓、哈爾賓にては適用されざるなり、又、此等無稅品に關する特典は理論上、滿鮮國境貿易にも均霑さるべきものなるも未だ之に關して日支間に協定されたるもののなきは遺憾なり、其の他無稅品ある

も今は之れを略す。

(7) **釐金稅**　釐金稅は前清の咸豐初年、雷以誠先づ局を揚州に設うけ次いで胡文忠、左文襄、湖南、湖北に局を設けたるに始まる。當時は通過貨物に對し百分の一の稅を課し以つて軍費を補ひたるが、幸ひに成績良好なりしを以て、其の後、各省は次第に之れに倣ひ軍費及び政費に充てたる額大なりき、宣統三年に及び奉天、黑龍江の二省には從來釐金の名目なかりしを除き、歲入豫算三千五百八十五萬餘元に達し、國家收入中の重要なるものとなれり。由來釐金は一省を一區とし、一區に總局を置き、以つて管下幾多の局及び卡を總轄せり、卡とは分局の下に在る小局なり、一省收入の釐金は之れを中央政府に送致することなく、專ら省にて處分し地方費に充てたり、然るに清末に至りて中央も全く釐金を各省に放任せず、其の收入中若干額を中央に送致すべきを命じ、各省は全收入額を示すことなかりしも、中央の命ずる額に從がひ之れを送致せり、是れより厘金は稍〻地方稅の性質を改めたり。一九一一年革命により中華民國となるや、直ちに釐金稅の撤廢を標榜して之れが廢止を斷行したるも、各種施設に要する經費及び軍費の擴張は財政上の窮乏を來し、各地

方も亦釐金税が數十萬兩の多額の歳入あるにより、地方財政上一大打撃なるを以つて、政府は餘儀なく之れを復活するの已むなきに至りたり、於是乎、福建、湖北、江蘇を始め其の他各省再び税率を設け、釐金局の名稱を税務公所と改め、釐金税を徴收することとなれり、然も其の税率は各省によりて固より一定せざるなり。民國三年に至り吏員の中飽と局卡の官吏が釐金を抽出するに際し、商人の賄賂を强要し、賄賂を供する者は抽取を輕減し容易に貨物の通過を許し、然らざる者は重課して貨物を停滯せしむる等の積弊を根本的及び目前の所理の兩面の辨法を案出し、之れを各省に訓示せり、卽ち根本的辨法としては釐金中の收入額比較的多きもの、例へば煙草、酒、茶、砂糖、生絲、布疋、藥材、竹、木、米、豆等の類は各省財政廳より其の省內の狀況を察し數種を選擇して規定を設け、特定の税源となし、其の税率は日用品に輕く奢侈品に重からしめたり、彼の現在實行しつつある浙江省の生絲繭の税、江蘇の貨物税の如きは是其の例たり、又、目前に對する方法としては、從來行はれたる釐金(上列各種貨物以外)に付專ら整理に努力し、宣統三年の額に復せしめんとせり、今其の辨法を記さんに現時の物價調査は其の一なり、近年の收入額に基きて標準額を酌

定する其の二なり、脱税及び不正行爲を嚴杜する其の三なり、係員の選擇其の四なり、冗設したる徵税所の裁併其の五なり、徵税請負を制限し私囊を肥やすを防ぐ、其の六なり、報告、送金、期限及び檢查規定の嚴定其の七なり、帳簿の改良其の八なり、更らに政府は釐金税徵收成績査定條例を公布し、取締を嚴密にして以來、各省の釐金收入は鉅額の增加を示したり、其結果現在の收入標準額は合計四千三百七十萬餘元(奉天、黑龍江を除く)にして、已に宣統三年の豫算額を超過したり。民國四年十二月に至りては、財政部より統捐は釐金より勝る税源なるを以つて、此制度を擴張すべく各省財政廳に通飭せり、謂ゆる統捐とは貨物の生產地若しくは到著地に於て課税し、中間の局卡は唯、證明書を檢查するのみにて、貨物に課税し、又は濫りに貨物を停滯せしむるを許さざるの制なり。要するに統捐は勿論なるが、其の他に於て認捐、包捐、產銷税、貨物税、落地税等は釐金撤廢後に於ける不足を抵補するを目的としたるものなれども、今に至りて何れとも結著せざるは謂ゆる支那式の常事なるべし。

奉天省　奉天省の税捐徵收局は凡そ三十四なり、光緒三十二年に至り湖北、山西

兩省の例に倣ひて統稅と稱し出產稅、銷場稅の兩種に改めたり、其の出產稅は土產各貨に課し稅率を一步五厘と定め、產地に於いて唯一回徵收したる上は販賣地に至るまで再徵せしめず。其の銷場稅と稱するは內外貨物の論なく、販賣地に於て二步を徵收し、通過せる地方に於ては徵收せしめず、但し穀物は兩稅を併せて一步とし、若し夫れ商人が貯積及び發送するあらば、其の場所に於て唯一回出產稅一分を徵し、銷場稅を免せり、又、豆稅も宣統三年合併徵收の制を取り、市價の三步を稅率とせり。

吉林省　前淸時代に於ては釐金として七四釐捐及び九釐捐を徵收せり、七四釐捐とは千分の十一、九釐捐とは千分の九を徵し、或は賣價により或は資本により或は純益による等、其の標準區々にして名目また錯雜せり。民國三年五月に至たり國稅廳籌備處は財政部に稟請し其の認可を得て七四及び七釐を二分銷場稅に改むることとなり、賣價により百分の二を徵し、各商人の賣揚帳簿を以つて根據とせり、更らに其の徵稅內容を記せば、外省より省內に移入販賣する內外雜貨にして從來九釐捐を納入せしものは總て銷場稅を徵すること、本省商埠內に於て製造した

る各貨物を商埠外に移出販賣せんとする時亦同じ、但し釐金局を通過したるものに對しては唯、護照を檢査して徵稅せざること、本省出產にして本省內に販賣する貨物も亦總て銷場稅を課すること、各商人の銷場稅納付は一旬每に每月の販賣貨物價格表を作成し、該管國稅徵收局に提出して審査を受け納稅すること、徵稅局又は分局の所在地に住居する者は每旬後一日を限り納稅すべきこと、局の所在地に住居せざるものは每旬後三日內に納稅すべきこととせり。

黑龍江省。 徵收局は三十一あり、民國三年七月財政廳は土貨銷場稅を設け、茶糖、絹物類、海菜、本國製藥品の六種に對して、送狀所載の原價により百分の五を徵し入省第一稅局卡に於て一回納稅したる上は、省內に於ては唯、檢査を受けしめて再徵せず。

(8) 關稅及び釐金稅表

關稅卽ち新關たる海關と舊關たる常關と更らに釐金稅とにつき滿蒙研究會に於いて作成したる一覽表は最も能く要領を得て一目瞭然たるものあれば之れを左に紹介せん。

(1) 性質　海關に於て輸入貨物に課するもの

(一)進口税（輸入税）

(2)税　率

從價五分税又は從價五分を標準とせる從量税、通商條約に基く協定税率にして國定税率なし

(3)沿　革

(イ)一八四二年英清南京條約……從價五分を標準とせる從量税又は從價五分税

(ロ)一八五八年英清條約
- (a)通常貨物……從價五分を標準とせる從量税又は從價五分税（物價の下落を理由として實價の五分を標準とし從量税率を改正せるもの）
- (b)税則に規定なき貨物にして無税品に非ざるもの……從價五分税

(ハ)一九〇二年續修進口税則（現行輸入税則）
- (a)通常貨物……從價五分標準とせる從量税又は從價五分税（日、英、獨、白、西、墺、蘭、露、佛、伊との間に協定）（一九〇一年の北清事件最終議定書に基き物價の騰貴を理由として實價の五分を標準とし改正せる者）
- (b)米、雜穀、穀粉、金銀貨幣及金銀地金……無税

(ニ)一九一二年續修進口税則改正の提議
- (a)英、米、獨、墺、白、蘭……無條件承認
- (b)露、佛、日……有條件承認、更に無條件承認の交渉中歐洲戰亂の爲未決の儘中止

(ホ)一九一七年續修進口税則改正の再提議

(二)出口稅（輸出稅）

(1)性質　海關に於て輸出貨物に賦課するもの

(2)稅率　從價五分を基礎とする從量稅又は從價五分稅にして一八五八年の英淸兩國間協定の稅則に從ふ

(3)無稅品　金銀地金、外國貨幣、麥粉、インヂヤンミール、セーゴ、ビスケツト、貯藏せる肉類、蔬菜、チース、バター、菓子等（以下省略）

(4)輸出禁制品　兵器、彈藥。支那產鹽、銅錢、米（錫錢及米は條件付にて沿岸輸出を許さるることあり）

(5)注意　自國沿岸各地に向て輸出せらるる內國產貨物にも課稅す

(三)復進口稅（沿岸貿易稅）

(1)性質　西洋型又は特に海關稅率に據り輸出許可を得たる支那型船を以て他の開港場に輸送する內國產の貨物に對し課するもの

(2)稅率
(イ)有稅品……輸出稅の二分の一
(ロ)無稅品……從價二分半

(四)船鈔（噸稅）

(1)性質　外國航路又は支那沿岸航路の內外商船に對し開港場に入港するものに課するもの

(2)稅率
(イ)百五十噸以上の船舶……一噸每に四錢
(ロ)百五十噸以下の船舶……一噸每に一錢
(ハ)旅客、手荷物、信書又は無稅品運搬の爲め使用する小船又は艇

隻……無稅
(ニ)有稅品を運搬する小舟及び荷舟……一噸毎に一錢

(一)海關稅

(五)子口半稅（通過稅又は抵代稅）
(1)性質
(イ)內地關稅の代償稅
(ロ)輸入貨物を開港場より內地に運搬するとき又は內地に於て買入れたる貨物を輸出の目的を以て運搬せんとするときに之を納付するときは一切の通過稅を免除せらる
(2)稅率
(イ)有稅品……輸入稅又は輸出稅の二分の一
(ロ)無稅品……從價二分半

(六)洋藥釐金（阿片釐金稅）
(1)性質　一八七六年の英清芝罘條約に基き阿片に對し海關にて徵收する釐金稅
(2)稅率　百斤入一箱に付き八十兩

(七)邊境輸出入稅
(1)性質　陸路に由る外國貿易品に適用せらるるもの、一般海關稅に比し輕減せらるるを普通とす
(2)稅率
(イ)安南及緬甸國境輸出入品は輸入は三割減、輸出は四割減、露領邊境輸出入品は蒙古及天山南北路は無稅、其他の地方は輸入に限り三分の一減、但鐵道に由る貨物は輸出入共に三分の一減
(ロ)朝鮮と滿洲との國境輸出入品に對しては一九一三年五月日支兩國の取極めにて輸出入とも海關稅に照し三分の一を減ず

(八)港灣及水路改修稅

(1)性質　上海、天津、芝罘、牛莊の各海關に於て港灣又は水路の改良保存等に關する費用に充つる爲めに輸出入船舶貨物に課する特別の稅金

(2)稅率

(イ)上海

(a)黃浦補修稅として
- (い)有稅品に對し正稅の百分の三
- (ろ)無稅品に對し從價千分の一・五

(b)碼頭稅(棧橋其他の費用に充つる爲)
- (い)有稅品に對しては輸出稅の百分の二
- (ろ)無稅品に對しては從價千分の一
- (は)金銀貨幣に對しては一千兩に付銀三分

(ロ)天津　輸出入稅の百分の四

(ハ)芝罘　碼頭稅及港稅として
- (い)有稅品に對しては關稅の六分五厘
- (ろ)無稅品に對しては從價千分の一・五
- (は)金銀貨幣に對しては從價千分の〇・五
- (に)西洋型船舶に對しては入港の時登錄噸數一噸に付き銀二分及び最初の四日後の各四日每に銀三分

- (い)外國輸入品には輸入稅の百分の二
- (ろ)輸出內國品には稅率表記載のものは輸出稅の百分の四

(ニ)牛莊附加税として
(は)從價税率に據るものは同百分の二
(に)無税品は從價千分の一
(ほ)外洋及び沿岸航行船舶は入港毎に一噸に付き銀二分五厘
(へ)内河航行船舶は一噸に付き銀一分

(二)常關税
(1)性質　常關に於て内地輸送の貨物並に支那型船舶に依り輸出入せらるる貨物及び其船舶に對して課する通過税
(2)税率　前清戸部則例の規定に據り元は從價五分を標準としたるも各地同一ならず極めて不統一なり
(3)附加税　辦公費、單費、蓋印費、警察費、中文書吏飯銀等

(三)釐税金
(1)性質
(イ)釐金局に於て内地輸送貨物に對して課するもの（各省長官の權限に屬す）
(ロ)釐捐とも稱し、其中には徴税一省一回のものあり之を統捐と云ふ、又落地税も釐金の一種なり
(2)税率
(イ)當初從價百分の一なりしも各省共漸次其率を高め甚しきは一割以上に及べるものあれども革命後は概ね其率を輕減し一省内は從價二分となせる地方多し

（ロ）各省には釐金規則あるも徵税は官吏又は商人の請負に屬するを以て各釐金局は隨意に率を定めて徵收し法定税率は形式に止まれり

(3)附加税　貨物加税、公益捐、各差費等種々あり各省同じからず

六、正雜各税及び正雜各捐

(1)驗契　民國三年一月十日公布されたる驗契條例によれば地劵、家屋劵一枚毎に劵價三十元以上のものに對し、檢定費一元、登記料一角を徵し、三十元以下のものは檢定費を徵せず唯登記料一角を納めしむることとせり、之れによりて得たる驗契開始以後、民國三年十二月までの各省の收入額報告によれば、多ほきは三百餘萬元、少なきも五六十萬元にして合計三千二百餘萬元の收入を示したり、次いで驗契期限滿了し期間内に驗定を經ざりし契に對しては期を分かちて償額の料金を徵する規定を設け、第一期二元二角、第二期四元四角、第三期八元八角と定めたるも、徵收率愈〻高ければ人民の負擔力愈〻少く、相率ゐて傍觀する有樣となり、各省報告の收入額減少せり、ために四年三月に至たり狀況を斟酌して變通辦法を編訂し、各省に

通電して豫定期限を逾えたる契に對しては劵面額多きものは檢定料二元、登記料二角、少なきものは檢定料一元、登記料一角を徵することとし、期限延期の許可を得たる大契は本條例の規定に依らしめ、小契は檢定料五角を徵することとし、三十元以下のものは僅かに登記料のみを徵收するの規定を廢止したり、檢定料輕減の後、人民の檢定を出願するもの多く、四年十二月に至り收入總額一千六百十餘萬元を得、前後兩回の收入總額を合すれば四千八百餘萬元に達したり、玆に各省の驗契費收入數額中にて東三省に關するもののみを列記すれば卽ち左の如し。

奉天	一、九二四、八八九、四六〇元
吉林	六九一、一二七、一〇〇
黑龍江	二二三、五〇〇、二七一　(四年十二月分を含まず)

(2) **契稅**　前淸の規定によれば土地家屋の賣買に當たり其の價格一兩每に三分を徵し、又、土地家屋を擔保となす場合は期限十年以内のものに對しては課稅せざる規定なりしが、久しき年月を經て其の徵收方法次第に變じ、甚だしきは賣買契に對し每兩九分を徵し、擔保契に對しては其の半額を徵するあり、或は擔保契に對し

ても賣買契と同一率を以つて徴税するありて税率の輕重參差を極めたり、宣統三年度支部契税試辦章程第二十條を奏定し、賣買契は湖北の新規定に照し百分の九擔保契は湖南の新規定に照し、百分の六を徴收するに定め、此外、絲毫も增徴するを許さざることとし、從來の附加徴收各項の如きは行政及び公務上必要缺くべからざる額は此の九分六分中より支出する事とせり、其の規定は甚だ人民に便を與ふるが如きも、其の實、税率過重にして各省の之れを遵行するものは少數なりき。民國三年一月には契税條例を公布せり、其の第一條に曰く、本條例中に契とは不動產の賣契(賣渡契約書)典契(質入契約書)をいふ、前項の契約用紙は財政部より式を定めて發布し、各國税廳にて之れを製して下附すとあり、其の第二條に曰く、契税の納付は特別印紙を貼して之れを行ふ、前項の特別印紙は財政部より之れを配附すとあり、其の第三條には不動產の買主或ひは質受人は契約成立後六箇月以內に左記の税率により印紙を貼用して其の管轄徴税官署に赴き檢查登記を願出づべし、賣契税、賣渡價格の百分の九、典契税、質入價格の百分の六とあり。外に契紙費一枚每に五角を徴したり、當時各省は驗契勵行中なりしを以つて契税との關係上、財政部

は契稅々率過重に失し、人民相率ゐて隱匿し、驗契に惡影響を及ぼさんことを恐れ、遂に各省に電令し狀況を體察して賣買契は百分の六、擔保契は百分の四乃至百分の一を徵せしめ、各自稅率を定めて豫め財政部の許可を受くべきことに定めたり、爲めに賣買契六分、擔保契三分、賣買契四分、擔保契二分に減じたるあり、又、賣買契二分、擔保契一分に減じ月を按じて賣六、擔三に遞加したるものあり、彼の前淸の白契即ち未納稅の證書に對しては多くは驗契條例中の謂ゆる舊契と見做し、驗契期內は驗契稅のみを徵し、契稅を課せざりき、是れがため契稅は頗る驗契の影響を受けたり、左れど全年の收入を總計すれば前淸時代に比して仍ほ增加を示したり、民國四年三月財政部はまた契稅率の主張一ならざりしが、直隷の報告に前淸の增率以後、宣統三年度豫算の契稅收入は宣統元年の收入に比し大に減じ、然も民國三年稅率を輕減したるも四月乃至九月の半箇年の收入は民國二年に比し、六十餘萬元を增加し、殆んど二倍に達せるを以つて目前の收入の道を計らんとせば、宜しく減稅すべきなりとにより、即ち又、辨法の大綱を擬定したり(一)契稅率は賣四、擔二、を按じて徵收すべし(二)前淸時代の白契は悉く追納を免じ、民國の白契は三年六月以前に

於て檢定を經たるもの亦之れに準ず(三)納税を要する各契にして驗契後三箇月以内に納付し仍ほ現行税率により已納の驗契税は應納税金中より控除すべし、若し期限を逾えて納付するものは驗契税の控除を許さず、以上各項の辦法は已に各省に通電し、照辦せしむることとなれり、但し特別の事情ある地方は酌量交通の道を講ずるを得る旨併せ通知せり、其の後、奉天、吉林、黑龍江、新疆、歸綏、熱河等は仍ほ九六徵收を繼續するを除き、其の他の各省は已に一律に減輕し、其の結果盛んに納税するに至れり、今此に東三省に於ける三年度豫算及び實收數目を記さんに左の如し。

	三年度豫算	三年度分實數額
奉天	一、四四六、九四七	―
吉林	七九八、〇七一	―
黑龍江	一一一、三四一	二二三、八九四

(3)當税　清の康熙三年に當税を賦課する規定公布せられたり、當税とは當舗に課税するものにして當舖とは一に典舖とも稱し、典當、共に質の義なり、當時の税率は當舖一戸毎年銀五兩、四兩、三兩、二兩五錢を徵せしが、雍正六年に至たり始めて當行

帖規則を設け、凡そ民間に於て典當を開設せんとするものは地方官に願出で布政使より帖の下附を受け毎年納税せしめ、其等の納税金は各省より戸部に報告送付せり、當舗にして若し閉業するときは帖を返納せしめて税を免ぜり、謂ゆる税とは正税を指せるものなり、後、海防籌餉又は軍事集款のために各當商に命じて正税の外毎戸の帖一枚に對し餉銀若干を納付せしめ之れを帖捐といへり、捐金は其の有無多寡及び税率等は各省の任意とし、且つ外銷即ち地方費に供せられたり、故に各省とも其の慣例によりて之れを抽收せり、光緒十三年には黄河鄭州岸の決潰に鉅額の工費を要せしかば、戸部は各當商に對し二十年分の正税を豫納せしめ毎年之れを差引くこととし、中途に閉業するものは繼承者より償還し、繼承者は二十箇年の期限滿了後より納税し、新開業者は規定通り納税することとせり、光緒二十三年に至るや戸部は當商の利益多くして税率輕きを理由とし、同年より毎當舗の納税額を一年五十兩とし、其の以前に鄭州工費として二十箇年分の税金を豫納したるものは毎年五兩宛減額することを規定せり、是れ清朝時代に於ける當税の沿革なり。民國に至るや當業は大規模の營業なるを以つて特に税率を重くすべく、又、税

率の規定等級の區分は地方の商況、營業資本の大小を以つて標準とせざるべからず、且つ財政部にて統一的規程を設け、各省に通行せしむるときは故障多くして、實際に適せざるを慮り三年三月各省に訓令し地方の狀態を斟酌して各自に章程を制定し財政部の認可を受けしむることとせり。次いで財政部は各省よりの具申に、審査裁決を與へたるが稅率は、多く累進稅法を用ひ地方の繁閑によりて等級を定め、正稅多きは二三百元より少なきも數十元に至り、帖捐は帖を下附する際、一次に徵收するものなるを以つて其の徵收額の如きは正稅よりも多く、淸朝時代の規費の名目は一律之れを廢止せり、又帖の有效期間に關する規定は從前に之れなかりしが現則は牙帖の規定に遵ひ二十年、十年若しくは五年の期限を設け淸朝、時代の舊帖は悉く新帖と引換へしめたり、今三年度の豫算及び實收額につき東三省の分につき之れを記せば左の如し。

省別	三年度豫算額	三年度實收額
奉天	八、八二六、〇〇〇元	—
吉林	六、二八九、〇〇〇元	—

黑龍江　二、〇四二、〇〇〇元　一三八、八八九元(下半期分)

(4)牙稅

牙稅卽ち問屋稅は前淸時代の定例にして、部帖卽ち特許證を領用し制限甚はだ嚴なりしが、其の後同具文を視るに弊害百出せり、現に正に財政奇絀各項の舊稅均しく整理すべき時に當り、此頃牙稅も亦緩容するを得ず、各省は革命後或は飭して舊帖を交換せしめ、或は新牙稅の辨を創設する等、參差たり、本より應さに部に於て畫一の章程を釐定し以つて遵守に資すべきなりとなし、民國三年三月に至るや、各省に電令して土地情形に按照し章程を妥擬し、部に報じ資を藉りて整頓せしむ、爲めに從來の牙紀卽ち問屋は皆離散し、本行商人等合つして大儈牙卽ち大問屋を組織したり、是れ舊制に稍改良を加へたる形のものなり、今各省現行の狀態を見るに新章程を改訂し牙稅の交換を申出づるもの陸續たりと雖、報告によるに收入少なく且つ中飽の弊あるものの如し、依つて四年九月整頓大綱八綱を擬定せり卽ち(一)無貼私算するもの及び前淸の舊貼にして未だ新貼に換へざるものは均しく規定の帖を請領せしむべし(二)各牙紀にして前淸舊帖を以つて新貼に換へ未だ貼捐卽ち特許稅を納付せざるものは五年分を各等級に準じて一律に納付すべ

し(三)各牙紀の普通税は則ち應さに直隷の現行税率に比較して切實に增加すべし、(四)牙税は營業年限十箇年を以つて期限となし、期限滿了すれば該牙帖は之れを取消すべく新に下附を請はざるべからず(五)帖捐の税率は亦直隷を以つて標準帖となし、各省定むる所につき其の超過するものは、悉く其の舊に依り不足のものは比較增加すべし(六)帖の下附及び帖の交換は應に帖費百分の二を手數料として徵收すべし(七)各縣田地房屋の牙紀は改名して官中となし其の納税帖の下附等の手續は悉く牙帖例に照して辨理すべし(八)各項の帖捐年税は之れを保存して中央に送致すべし、直隷の牙帖は原と五年を以つて限りとし、其の帖捐は分つて三百元、二百五十元、二百元、百六十元、百二十元、八十元の六等とし、帖の下附を乞ふときは納付すべき牙税は分かつて百六十元、百三十元、百元、七十元、四十元、二十元の六等となし、每年一回之れを納めしむ、以上各條の辨法は既に各省に對し之れを通電し各省又之れを準用せり、今各省より送致せる改訂章程に依るに領帖の有效の期間は均しく短縮して十年或は五年と爲せり、帖捐牙税の兩項は各該省地方の情形に照し、酌量增減を行へり、今、東三省に於ける三年度の豫算及び實收を示せば左の如し。

省別	三年度豫算	三年度實收額
奉天	四五、九二一、〇〇〇元	―
吉林	―	四〇、二八六、六四一元
黑龍江	―	―

(5) 印花稅　印花稅即ち印紙稅は民國元年十月始めて法律を公布し、凡そ財物成交即ち賣買授受一律の各種契約簿據にして憑證に用ふべきものは法律上效力あらしめんとせば均しく該法によりて印花を貼用せざるべからずとなし、各種契約簿據を二類に分かち第一類を十五種となし、價格銀十元以上には印花一分となし、貨物送り狀以下六種を規定し、價格十元以上印花二分のものには商戶より出す各種貨物の憑單外五種を規定し、每箇每年印花二分には銀錢貨物授受の憑摺外一種を規定せり、次に第二類は貨物引換書の外十種を揭げ、劵面銀額十元以上一百元未滿は印花二分、一百元以上五百元未滿は印花四分、五百元以上一千元未滿は印花一角、一千元以上五千元未滿は印花二角、五千元以上一萬元未滿は印花五角、一萬元以上五萬元未滿は印花一元、五萬元以上は印花一元五角とせり。爾來二年に於て收

入僅かに五萬餘元なりしが三年には四十五萬餘元となれり、四年には未だ報告せざる省あるを以つて其の統計を知る能はざるも、既報の數を以つて之れを見るに已に二百七十九萬九千餘元なれば全年の收額は必らず三百數十萬元に達すべしとなり、此三年內の遞增は實に一と七八の比例をなす進步なれば、將來此項の税制を普及せば年收必らず二三千萬元を下らざるべしといふ、現に已に此制の施行は未だ久しからざるを以つて各地方官廳極力之れが普及を計り、又、一面警察をして其の施行取締をなさしめ、更らに進んで各國居留民をして印花の貼用をなさしむる策を講ずべく、葡國政府の如きは、已に駐京葡國公使に傷電し來り、葡商をして此制によらしめたり、其の餘の各國亦特に次第に贊同せんとする狀態なれば、印花税推行の好現象なり。

(6) 菸酒公賣　煙草及び酒は元來奢侈品たり、故に各國の之に課する税率は原價以上に重きもの多し、然かるに民國の煙酒兩税に於ける收入は每年僅かに數百萬元にすぎず、其の税率の輕、十分の一の比に及ばず、一般必需品の負擔に比較するに實に租税公平の原則に違背す、之れを以つて政府は菸酒公賣の辦法を設けたる所

以なり、然も草創の事なる上、各省各事情を異にし、生産消費の多寡不同なるを以つて、民國四年開始の際は財政部に於て簡章を制宜し、商民をして菸酒を販せしめ官之れを監督するの辦法を規定し、之れが施行をなせり、卽ち財政部內に總局を設立し全國の總樞となし、並に員を派し各省に赴き籌備處を設置せしめ、二箇月を以つて籌備期間となせり、四年九月に至るや新疆を除くの外、各省前後して省局分局の成立を報告し來り、且つ其の局長の任命を申請せり、各商人亦競うて之れが分棧を承辦するを望むもの多く、何等の窒礙なし、公賣費及び押送款の收入は四年末に於て已に二百萬元に達せり、押送款は分棧の政府に對する擔保卽ち保證金なり、故に政府は暫時保管するにすぎざれども、公賣費は豫め每年二千元と定め逐年增加すべし、唯現に創辦の際なるを以つて或は數の如く收入あらざるを恐れ、五年度の豫算は一千百六十八萬元としたり、然るに成效漸く著るしく收入日に增し、擴張の必要を感じたるを以て、四年十二月に至り、全國菸酒公賣局を改めて全國菸酒公賣事務所となし、財政部より獨立して各省の菸酒公賣局を管理することとなれり、爾來各省煙酒稅捐、煙酒牌照稅、稅徵收事務は何れも次第に公賣局に合併し、以つて稅率

の統一、徴收手續の改良を謀れり、又、全國適當の地に模範菸酒廠各一箇所を設立せんとし略ぼ端倪あり、是れ菸酒公賣開辦以來興革の大概情形なり。左れど實際に於ては菸酒公賣事務所の獨立も菸酒製造廠の設立も容易に實現せられず、商民の反對依然として熱烈なるを以つて煙酒の公賣事業は尙ほ搖々不定の有樣なりといふべし。今、東三省に於ける煙酒稅の沿革及び現行稅率を記せば左の如し。

(一)奉天省　煙酒稅は斗秤捐の稅目の下に徵收したりしが、後、直隸章程に倣ひ改正し、煙草一斤、高粱一斤に付各東錢一百文卽ち制錢十六文を、黃酒は其の半額を徵收し、捲煙草千本、外來酒十斤に付各東錢一千文を徵收せしが、後、一千文を小銀元の一角七分六厘として徵收し每年の徵收商銀百十萬兩に及べるが、民國に至りても引續き本稅率によつて徵收しつつあり。

(二)吉林省　煙酒稅の創始は前淸の乾隆四十四年にして、當時は各地其の率を異にせしが、光緒年間に一度之れを改正し、光緒三十四年には奉天、直隸章程を參照して、黃煙百斤につき三吊二百文、其の他の刻煙草、捲煙草、雪茄卽ち葉捲等の各種の雜煙は舊率により煙草商より其の賣上高百に付十の割合を以つて徵收し。酒稅は

百斤に付銀一兩四錢の割合にて造酒商より一箇年四季に分かちて納入せしむ、但し每一兩は吉林の官價により吉市錢三吊三百文を以つて換算することを得せしめたり、黃酒、粟酒、明流等の酒類及び外來酒は賣上價額每吊に付一百文とせり、以上の稅率は何れも民國に至り引續き採用しつゝあり。

(三)黑龍江省　煙酒稅は油、蔴、靛、猪、羊等の項に入れ、牲畜稅の下に地方廳に於て之れを徵收したりしが、光緒三十一年に之れを改正し、專員を分派し各稅局に於て之れを徵收することゝなせり、其の稅率は煙、酒兩項は均しく原價に對して每吊七十二文を徵收したりしが、光緒三十四年に至り之れを改正し、出場稅の稅目の下に徵收せり、左れど煙稅は今に至るも改めず、煙草價每吊に付七十二文を徵收し、黃煙、柳煙、片煙、朶煙の各種は買主より隨時納入せしめ、酒稅は白酒每斤銀一分一厘の割合にて每月造酒商より其の造出高を申告せしめ、其の造酒斤量に應じて二箇月每に一回稅金を納入せしむ、又、已に納稅を了したる煙草、酒にして他處に運出する場合は總て納稅證を驗して、隨意に搬出するを許せり。　以上の稅率は何れも民國に至り變更する所なきなり。

(7) **牲畜屠宰稅** 牲畜稅は雜稅中の大宗なり、而して屠宰稅は牲畜稅の主なるものなり、從來各省に於ける斯稅の狀態を見るに不統一多く、獨り省と省と異るのみならず、各縣亦相同じからず、甚だしきに至つては徵稅に遺漏あるものあり、財政部は卽ち之れが整理の必要を感じ、曾て牲畜稅調查表及び屠宰稅簡章の提出方を飭せしめ、民國四年各省相前後して收稅豫算の數を報告し來れるも、今尙ほ未報告の省あり、故に今、奉天、黑龍兩省に於ける民國四年度の牲畜稅の收入豫算數を記さんに、奉天省は四十二萬元、黑龍江省は十二萬元にして吉林省は不明なり。

(8) **鹽稅** 民國元年八月、長蘆鹽運使張弧は天津の鹽運司署內に灘產整理處を附設し、民國三年一月には場產整理處に關する規程公布さる、同年三月には製鹽特許條例公布され、製鹽者、滷を採集するもの及び鹽の試製者、鹽鑛及鹽質を含有する鑛物を採掘する者、鹽化ナトリユーム四十パーセント以上を含有する各種物質を製造する者、鹽の精製又は再製を爲す者の五種を以つて鹽製造者となし、必ず特許證書を受くべく、之れに違背する者は五十元以上千元以下の罰金に處せらるる旨規定せり。 民國四年の春に至りては運鹽公司組織の標準を規定したりしが、其の後

鹽專賣法の施行を見合はすに至りたるを以つて實行せられずして已みたり。今其の鹽稅に就て記さんに、民國二年十二月、鹽稅條例を公布し、產鹽及び銷鹽の各地方を區別して左の如く二區となせり。

第一區　奉天、直隷、山東、山西、甘肅、陝西、江蘇の淮北(以上產鹽地)。吉林、黑龍江、河南、安徽の皖北(以上銷鹽地方)

第二區　江蘇の淮南、兩浙、福建、廣東、四川、雲南(以上產鹽地方)。安徽の皖南、江西、湖北、湖南、廣西、貴州(以上銷鹽地方)

但し蒙古、青海、新疆、西藏等は本條例を適用せずとし、稅率は每百斤に付二元五角とすれども、民國四年一月一日以前は第二區に於ては仍ほ舊率に依り、第一區の各地に於ては每百斤二元とせり、且つ本條例を適用せざる地方より移入する鹽の稅率も亦同樣とせり。又、民國四年一月一日以前第一區の各地にて第二區各地の鹽を借入れ運來するときは其の稅率は第一區に照して之れを課すべく、第二區の各地にて第一區より借入れ運來するときは、其の稅率は第一區の課稅額に照して產鹽地にて納付するの外、不足の金額は仍ほ第二區の鹽務機關に於て徵收補足する

こととし、鹽税にて舊日の地丁銀即ち地租内に列入せしものは命令を以つて之れを免除すべく、本條例を適用せざる地方より移入する鹽に對しては移入の時に於て徴收するも其の他の地方に於ける鹽税は各鹽地に於て徴收す、但し本條例に於て徴收する外には他種の名目を以つて徴税することを得ずと規定せり。又、法定衡量の未だ發布せられざる以前に於ては課税の衡量は司碼秤十六兩八錢百六十八匁)を以つて一片とし、百斤を一擔とし、十六擔は英斤一噸に等しと規定せり。然れども實際に於て此等の鹽税は今に於て各省區々たり、東三省の如きは民國四年一月に至りても依然として毎百斤二元にして今尚ほ改められず。

(9) 其の他の諸税　以上列記せる以外、所得税、茶税、鑛税、商税、糖税、漁業税、木税及び雜税との税目あれども此に説明するを略しぬ。

(10) 正雜各捐　賦役即ち税は永遠不變の収入にして、捐は臨時に財政の窮乏を補ふの目的を以つて賦課する公賦其の他の收入なりとせらるれど、捐又た永久に互りて廢止されざるの例多く、其の性質毫も賦役即ち税と異る所なし、殊に新に税目を設くるときは、皆税といはずして捐といふを常とせり。今其等の正雜各捐を列

記せんとするに當り、左に民國五年度の總豫算表より摘錄せんとす、左れど支那の豫算なるものが、固より信憑すべからざるは、世既に之れを知るのみならず、當局者亦之れを公言して憚らざる程に、其の數字なるものは、當にならざるものと知るべきなり。

第六款　正雜各捐　一四、〇六七、五七四元

第一項	煙酒捐	一、三四六、一五〇元	第二項	穀米捐	一、三三五、六〇〇元
第三項	絲繭綢縐捐	一、三三六、四五一	第四項	屠捐	九八二、三三五
第五項	房舖捐	六三六、三一六	第六項	貨捐	五五六、二七六
第七項	行政鹽捐	五〇〇、〇〇〇	第八項	牲畜捐	四七三、一三八
第九項	茶捐	四三三、六一四	第十項	税票捐	四〇〇、〇〇〇
第十一項	船捐	三七四、四五九	第十二項	大布捐	三三六、〇〇〇
第十三項	竹木捐	三二八、九二九	第十四項	硝礦捐	三一五、九七二
第十五項	商捐	二八四、八八二	第十六項	斗秤捐	二五四、六〇九
第十七項	車捐	二一九、二五九	第十八項	糖捐	一三六、〇〇〇

第十九項　油　捐　一〇〇,〇〇〇　第二十項　牙　捐　六七,〇七八
第廿一項　雜　捐　三,七八一,五一六

七、關東州內の租稅

關東都督府の會計は明治四十年三月法律第十七號を以つて、特別會計として、其の歲入を以つて歲出に充つることに規定されたれども、都督府の施設が啻に租借地に於ける諸般の行政のみならず、更らに南滿洲鐵道會社附屬地及び居留地に於ける通信、警察、觀測事務を掌るに至りしを以つて、其の歲出膨脹するに至りたるがため、其の經費の大部分は一般會計の補充金に俟つこととなれり、州內に於て其の特別會計の收入に屬するものは地租及び租稅にして、營業稅及び雜種稅は地方費收入に屬せり、以下之れを說明する所あらんとす。

(1) **地租**　明治三十八年十月二十五日關東州民政署令第六號を以つて關東州地租規則を發布され、土地の業主は每年一畝に付き銀十錢の地租を納むべく、其の納期は每年十一月とし、田畑以外の地は免租地とされ、其等の免租地を有租地となし

たる場合は其の所在、地種、反別を所轄民政署又は其の支署に申告すべく、有租地を賣買讓與質入したるときは連署を以つて所轄民政署又は其の支署に申告すべし、村長は地租徵收徵費、看青費其の他の費用に充つるため田畠一畝に付五厘以內の取立をなすことを得とせられ、地租を逋脫したる者は稅金の十倍に相當する罰金若しくは科料に處し、其の地租を追徵さるる規定にして、又、關東州地租規則施行方心得を同時に發布し、尙ほ同年十一月八日に至り民政署訓令第十一號を以つて徵收未了の地租は村長の負擔とするの件を民政署令第十七號を以つて發布せられたり。

(2) **營業稅及び雜種稅**　明治四十五年四月十五日府令第十一號を以つて發布され、大正二年府令第二六號、大正四年府令第二號、大正五年府令第一三號、第一九號及び大正六年十月十二日を以つて改正されたる關東州地方稅規則によれば營業稅及び雜種稅の稅率左の如し。

(甲) 營業稅の部

種目	課稅標準	稅率

物品販賣業	年税	賣上金額	卸　千分ノ一、五 小賣　千分ノ四、五
		從業者	一人　金三圓
銀行業 保險業	年税	資本金額	千分ノ三
		從業者	一人　金三圓
金錢貸付業 物品貸付業	年税	資本金額	千分ノ十二
		從業者	一人　金三圓
貸家業	年税	貸付用建物賃貸價格	千分ノ二十五
		從業者	一人　金三圓
倉庫業 運送業	年税	收入金額	千分ノ十
		從業者	一人　金三圓
請負業	年税	請負金額	千分ノ五
周旋業 問屋業 代理業 兩替業	年税	報酬金額	千分ノ三十
製造業	特種其ノ年税	收入金額	千分ノ二
	他年税	收入金額	千分ノ五

印刷業	年	税 收入金額	千分ノ五
寫眞業	年	税 收入金額	千分ノ十五
糶市場	年	税 收入金額	千分ノ一、五
洗濯業 湯屋業	年	税 收入金額	千分ノ五
旅人宿業	年	税 收入金額	千分ノ五
		建物賃貸價格	千分ノ二十
		從業者一人	金六圓
貸座敷業 料理店業 貸席業	月	税 收入金額	千分ノ十
		建物賃貸價格	千分ノ三十
		從業者一人	金一圓
飲食店業 芝居茶屋	月	税 收入金額	千分ノ五
		建物賃貸價格	千分ノ二十
		從業者一人	金五十錢
藝妓置屋	月	税 藝妓一人ニ付	金一圓
		小藝妓一人ニ付	金五十錢

但シ藝妓ニシテ藝妓置屋ヲナスモノハ其ノ者ニ係ル税率ニ限リ半額トス

(乙) 雜種税の部

種目	課税標準		税率
藝妓	一人ニ付	月税	金七圓
小藝妓（滿十四歳未滿）	同	同	金三圓
俳優	同	同	金二圓
幇間	同	同	金二圓
遊藝師匠	同	同	金二圓
遊藝稼人	同	同	金二圓
娼妓、酌婦	同	同	金二圓五十錢
遊技場　玉突場	玉突臺一臺ニ付	同	金二圓
玉突場以外ノモノ		同	金一圓
西洋形乗用馬車	一臺ニ付	同	金二圓
支那形乗用馬車	同	同	金一圓五十錢
荷積馬車	同	同	金一圓五十錢
人力車	同	同	金七十錢

荷車　一臺ニ付　月稅　金五十錢
自轉車　同　同　金五十錢
自動車 ｛自家用　同　同　金七圓
　　　　｛營業用　　　　　金五圓
自動自轉車 ｛一人乘用　同　同　金七十錢
　　　　　　｛二人乘以上　　　　金八十錢
船舶　登簿噸數一噸ニ付年稅三十錢　但シ一噸未滿ハ一噸トシテ計算ス
理髮業　一人ニ付　月稅　金一圓
　但シ職工一人ヲ增ス每ニ金五十錢ヲ加フ
女髮結　一人ニ付　月稅　金八十錢
　但シ職工一人ヲ增ス每ニ金三十錢ヲ加フ
艀船業　船一隻ニ付　月稅　金一圓
潛水業　一人ニ付　同　金一圓
興行 ｛演劇　收入金額　日稅　百分ノ五
入寄席　一箇所ニ付　日稅　金五十錢

屠畜業	牛 一頭ニ付	金一圓五十錢
	馬、騾 同	金五十錢
	其ノ他 同	金三十錢
職工	前期自四月至九月	金二圓
	後期自十月至三月	金一圓
露店業	前期(自四月至九月)	金一圓
	後期(自十月至三月)	金一圓
行商	前期(自四月至九月)	金一圓
	後期(自十月至三月)	金一圓

以上列記中の船舶税に關しては其の賦課徴收は關東州船税規則に依り、納期は前期即ち其の年の九月に於て二分の一を、後期即ち翌年三月に於て二分の一を納むることとさせる以外は年税の納税は左の三期にして

第一期(年額三分の一)　三月

第二期(同上)　八月

第三期(同上)　十二月

月税は其の月二十五日までなり、其の年税納税者は毎年一月二十日までに毎年一月二十日までに左の所轄署に申告すべし。

一、營業種目。　二、營業場の所在地。　三、課税標準の數額。
四、原籍營業所又は住所、氏名。

月税納税義務者は毎月一日現況により其の月五日までに左の事項を所轄署に申告すべし、但し異動なきものは此限に在らず。

一、營業の種目又は課税物件の名稱。　二、營業場又は課税物件の所在地。
三、課税標準の數額。　四、住所氏名。

日税又は屠畜業納税者は其の當日前項に準じ申告すべしと規定し。二種以上の營業をなし、又は二箇所以上の營業場を有するものには各別に課税す、但し課税標準を共通して使用するときは其の一につき計算す、若し其の税率異なるときは重きに從ひ、關東州の內外に亙り營業場數箇所を有する者には關東州に於ける課税税率を見積り課税することとし。次に月税は毎月一日の現在により課税し、若し一日以後納税の義務を生じたるときは隨時之れを課税し、年税は開業の翌月より之れを課税すれども銀行業、保險業、倉庫業、特種製造業、印刷業は三箇年以內課税猶豫をなすこととせり。其の特種製造業とは明治四十五年四月十五日告示第四

十七號を以つて發布され、大正二年告示第百四號、第百四十三號、大正三年告示第一四號、大正五年告示第七五號、大正六年告示第一四號を以つて改正されたる地方稅規則第二條特種製造業の種目とある是れにして左の如し。

豆粕及び豆油製造業、セメント製造業、高梁酒釀造業、醬油釀造業、石鹼製造業、硝子製造業、ソーライト製造業、人造肥料製造業、粉條子製造業、脂肪酸、グリセリン製造業、鑛物精練業。

(3) 鹽稅　明治三十八年五月八日遼東守備軍令達第二十一號を以つて發布せられたる鹽稅規則並びに施行細則は今尙ほ現行されつゝあり、鹽の製造者は其の月分の見込製造高を每月其の初日に一箇月間の製鹽高を翌月三日までに所轄(軍政署)又は其の支署に申告すべく、鹽の製造にして製造場より鹽を移出せんとするときは、其の移出高を所轄(軍政署)又は其の支署に申告し、移出高に相當する稅金を納付して鹽票の交付を受くべし、其の移出稅金は鹽一石(淸石にして我が二石五斗)に付六十錢を賦課さるべく、稅金を納付せざれば鹽を製造場外に移出することを得ず、又、金州半島區域外(露國租借地外)より輸入する鹽には一石に付金一圓五十錢を

賦課する旨規定さる、其の他、鹽に關する規定は、明治四十三年四月一日府令第九號を以つて發布されし製鹽監視規則及び明治四十三年四月一日民政署訓令第二十八號にて發表され、同年同訓令第三十四號にて改正されし製鹽監視手續等あり。

(4) 手數料

大正二年一月告示第五號を以つて發表せられたる旅順及び大連屠獸場屠畜手數料は大正五年十二月二十九日告示第二百七號を以つて改正され、大正六年四月一日より施行せられたり、卽ち左の如し。

大　牛	(生體量七十貫以上)	一頭ニ付	金　三　圓
中　牛	(生體量三十貫以上七十貫未滿)	同	金　二　圓
馬、騾		同	金一圓三十錢
小　牛	(生體量三十貫未滿)驢、豚	同	金八十錢
羊、山羊		同	金五十錢

次に明治四十四年七月十五日府令第十六號を以つて發布され、明治四十四年府令第四十二號及び大正三年府令第二十四號を以つて改正せられたる船舶手數料規則によれば、船舶檢査證書、漁船檢査證書、回航認可證書、適航證書、臨時旅客定員證

書、又は別種旅客定員證書の交付を申請するものは、左の區別により手數料を納むべし。

一、總噸數二百噸未滿ノ船舶	金二圓
二、總噸數二百噸以上五百噸未滿ノ船舶	金四圓
三、總噸數五百噸以上千噸未滿ノ船舶	金六圓
四、總噸數千噸以上二千噸未滿ノ汽船	金八圓
五、總噸數二千噸以上ノ汽船	

積石數は十石を以つて總噸數一噸とす

以上各種の證書に付再交付又は書換を申請するときは其の手數料の半額を納むべく、船舶檢査手帖の再交付を申請するときは汽船にありては金五圓を、帆船にありては金三圓の手數料を收むべし、若し大連、旅順、老虎灘及び柳樹屯以外の地に於て船舶の檢査を受くるときは、以上列記の手數料の外、當該官吏の出張に要する制規の旅費に相當する金額を納付すべく規定されᴐ。船舶の登錄を受くるときは左の區別に從ひ手數料を納むべし。

一、新規登錄　毎十噸　金五十錢
二、轉籍　毎十噸　金二十錢
三、登錄ノ抹消　毎十噸　金二十錢
四、登錄ノ變更　船舶毎一箇　金三十錢

但し船舶の噸數は總噸數に依るものにして、十噸未滿の端數は十噸として計算すべく、積石數の計算は十石を以つて一噸とし、大正三年十月府令第二十三號附則第二項により改測をなしたるため、登錄をなす場合に於ては前記の手數料を徵收せず。船鑑札の交付を受くるときは、左の區別により手數料を納むべし。

一、甲種船鑑札ノ交付　一箇　金一圓
二、甲種船鑑札ノ書換又ハ再交付　一箇　金五十錢
三、乙種船鑑札ノ交付　一箇　金五十錢
四、乙種船鑑札ノ書換又ハ再交付　一箇　金二十五錢

關東州船籍令第四條又は第十條により船舶積量の測度又は改測を受けたるときは附錄船舶積量測度手數料表に定むる手數料を納付すべし、但し相當の技能を

有するものの作製したる船舶積量測度表及び船舶件名書を提出し、海務局に於てこれを正當と認めたるときは此限りに在らず。船舶國籍證書、假船舶國籍證書又は其の英譯書の交付、再交付若しくは書換を申請するときは、左の區別に從ひ手數料を納むべし。

一、船舶國籍證書又ハ假船舶國籍證書 汽船 金二圓 帆船 金一圓

二、前號證書ノ英譯書 汽船 金三圓 帆船 金二圓

次に大正四年三月六日府令第八號を以つて發布せられたる獸肉檢査手數料によれば、關東都督府管外より輸入する獸肉にして、賣肉取締規則第一條の檢査を受けんとするものは、左の割合を以つて檢査手數料を納付すべし。

一、牛 一頭分ニ付 金一圓五十錢

一、馬 同 金五十錢

一、羊、豚 同 金三十錢

若し一頭分未滿のものの檢査を受けんとせば一頭分の手數料を納付すべしと

規定されたり。

次に明治四十一年六月二十日府令第三十五號を以つて發布され、大正三年府令第三號及び同年府令第二十六號を以つて改正されたるが船員の雇入、雇止、契約の公認其の他の證明手數料によれば、船員雇入、雇止の契約公認其の他に關する手數料は左の如し。

一、船員ノ雇入、雇止契約ノ公認　被雇者一人ニ付　金十錢

　但シ海員名簿ノ滅失又ハ毀損ノ場合ニ於テハ被雇者一人ニ付金五錢

二、公認證　一件ニ付　金五錢

三、船長ノ就職又ハ退職ノ認證　同　金二十錢

四、船舶ノ所有者ガ自己ノ船舶ニ乘込、乘下船シタル場合ノ證明　同　金二十錢

五、報告書ノ認證　一通ニ付　金二圓

六、船體機關屬具ニ關スル證明　一件ニ付　金二圓

七、船舶檢査證書ノ英譯證明　一通ニ付　金二圓

以上の第一號乃至第五號の手數料は休暇日の場合に於ては其の倍額とせり。

次に明治三十八年九月一日民政署告示第十四號を以つて發表せられたる貨物輸入陸揚其の他證明手數料は左の如し。

貨物輸入陸揚證明　一件ニ付	金一圓
其ノ他ノ證明　同	金五十錢

次に明治四十三年十月二十六日府令第三十五號を以つて發布したる船舶物件の消毒費、停留人の食費、患者等費用及び手數料によれば、旅順港取締規則及び大連港則による船舶物件の消毒費、停留人の食費、患者、死者其の他に關する費用及び手數料左の如し。

登簿噸數百噸未滿	二十圓
同　百噸以上一千噸未滿	四十圓
同　一千噸以上二千噸未滿	六十圓

二千噸以上一千噸未滿ヲ增ス每ニ二十圓ヲ加フ

局部消毒費ハ各其ノ四分ノ一トス

積荷消毒費　一箇ニ付　三十錢
船客船員ノ衣服手荷物所持品ノ消毒費
一等船客及之ニ準スヘキ船員　一人分ニ付　二圓
二等船客及之ニ準スヘキ船員　同　一圓
三等船客及之ニ準スヘキ船員　同　二十錢
檢疫所ニ移轉セシメタル者ノ食費
一等船客及之ニ準スヘキ船員　一人一日分ニ付　二圓
　洋食　四圓
二等船客及之ニ準スヘキ船員　一人一日分ニ付　一圓
三等船客及之ニ準スヘキ船員　同　六十錢
同　清國人　四十錢
一日ニ充タサルトキハ一日分ノ三分一ヲ以テ一食分トシテ計算ス
患者死者ニ關スル費用
患者費　一人一日分ニ付　五十錢

死者ニ關スル費用　　　　　　　　　　　　　實費
畜類ノ隔離停留其ノ他ノ費用　　　　　　　　實費
輸出入制限品(襤褸、古綿、古麻袋等)ノ消毒費及消毒證明書交付手數料
消毒物品　　　　　　　　　　一箇ニ付　五錢
消毒證明書交付手數料　　　　一通ニ付　五十錢
船舶發著證明及其ノ他ノ手數料　同　　　五十錢
健全證書交付手數料　　　　　同　　　　五圓

次に明治四十一年四月十三日府令第二十五號を以つて發布し、同年府令第四十二號、明治四十三年府令第四十號、大正三年府令第六號、大正四年府令第十號、大正五年府令第十八號を以つて改正されし收入印紙を以つて納むべき手數料種目によれば、收入印紙を以つて納むべき手數料種目を左の如く定む。

一、文官普通試驗手數料
一、通信書記補特別任用に關する試驗手數料
一、旅券下附手數料

一、船舶檢査證書下附手數料
一、同證書書換手數料
一、別種旅客定員證書交付手數料
一、證書手數料
一、船員ノ雇入、雇止、契約ノ公認其ノ他證明ニ關スル手數料
一、輸出入制限品ノ消毒費及ヒ消毒證明書交付手數料
一、船舶發著證明及ヒ其ノ他ノ手數料
一、健全證書交付手數料
一、產婆登錄手數料
一、產婆試驗手數料
一、看護婦試驗手數料
一、看護婦免許手數料
一、輸入獸肉檢査手數料

(5) 租稅の總額　大正五年度に於ける納稅人は五萬五千五十人にして、其の金額

六十八萬八千六百九十八圓なり今其の詳細を記せば左の如し。

地方	地租 人員	地租 金額	鹽稅 人員	鹽稅 金額	營業稅 人員	營業稅 金額	雜種稅 人員	雜種稅 金額	合計 人員	合計 金額
旅順	九、二九七	二三、八二〇圓	九七	五六、七三二圓	四三八	一六、七二二圓	九三九	一八、四五三圓	一〇、七七一	一一四、七二六圓
大連	四、三九七	一一、四八七	四	三、三四五	四、九八七	一六〇、二二三	一〇、七〇七	一五九、〇八八	二〇、〇九五	三三四、一四二
金州	六、八三〇	二三、九六〇	一〇	九、〇一七	二七四	四、三二七	一一八	二、五二二	七、二三二	三八、八二六
普蘭店	九、五五八	三一、〇九二	五三	四八、三四七	二〇〇	二、一九三	一三四	一、五三一	九、九三五	八三、一六三
貔子窩	六、三二一	二〇、六四七	一〇二	八六、九一四	四八〇	七、四二八	一三四	二、八五二	七、〇一七	一一七、八四一

地方	地租	鹽稅	營業稅	雜種稅	合計
大正四年度	一〇八、九三五圓	一六七、一三七圓	一七一、一八三圓	一八一、七八五圓	六二九、〇四〇圓
同三年度	一〇八、六三一	一三四、六六四	一六六、六四九	一三二、五〇五	五四二、四四九
同二年度	一〇七、〇七〇	一二七、〇三一	一七〇、五一〇	一二三、一七三	五二七、七八四
同元年度	一〇六、五一六	七五、九三六	一六三、二九〇	一二四、五二二	四七〇、二六四
明治四十四年度	一〇六、四五八	一六〇、三二四	一九一、八六八	一二三、七九七	五八二、四四七

一本表ハ前出第三三七表ニ掲クル地租、鹽稅、營業稅及雜種稅ヲ摘錄再掲セルモノニシテ其ノ納稅人員ハ毎年一月一日ノ現在數ナリ

(6) 官有財產貸付料

大正五年度末日現在は十八萬一千六百三十圓にして其

の詳細(しやうさい)は左の如し。

種別	坪數 官用	坪數 貸付用	坪數 計	價格 官用	價格 貸付用	價格 計
宅地	三七三、九九五	九四六、九二七	一、三二〇、九二二	圓 一、二六三、一八四	圓 七、三〇八、三八六	圓 八、五七一、五七〇
學校敷地	九〇、八二一	—	九〇、八二一	三五〇、五六二	—	三五〇、五六二
病院敷地	六四、八四三	—	六四、八四三	一三一、八九三	—	一三一、八九三
公園	三四一、三一五	—	三四一、三一五	八三〇、三二七	—	八三〇、三二七
市場敷地	一二、一一〇	一、二三〇	一三、三四〇	二一七、〇九三	二、四三九	二一九、五三二
共同便所敷地	六六一	—	六六一	七、二九〇	—	七、二九〇
墓地及火葬場	一四、一一一	二、〇八三	一六、一九四	一五、三四四	一一八	一五、四六二
苗圃地	二二〇、五四〇	二一、二三二	二四一、七七二	二一七、二五二	一一、〇四一	二二八、二九三
水田	一四、九七四	五九三、六八五	六〇八、六五九	四、一六〇	一〇九、一九七	一一三、三五七
畑	一二一、九六四	一〇、六九六、五四二	一〇、八一八、五〇六	九六、二二八	八二四、一七〇	九二〇、三九八
船舶　帆船	四六	—	四六	七、七七二	—	七、七七二
船舶　短艇	—	—	—	一、二九三	—	一、二九三
船舶　傳馬船	—	—	—	五、二五九	—	五、二五九
船舶　漁船	—	—	—	二、九〇二	—	二、九〇二
船舶　附屬物	—	—	—	九、五六一	—	九、五六一
船舶　合計	—	—	—	一八一、六三〇	—	一八一、六三〇

總計	—	—	—	八,五九一,九八四	三〇四,九一四	八,八九六,八九八
大正四年度	—	—	—	七,〇四六,四九七	一五四,三四九	七,二〇〇,八四六
同三年度	—	—	—	六,七三〇,四五三	一五〇,四二三	六,八八〇,八七五
同二年度	—	—	—	六,三三四,九四七	一六九,〇〇六	六,五〇三,九五三
同元年度	—	—	—	五,七六四,五四五	一六九,一一五	五,九三三,六六〇
明治四十四年度	—	—	—	五,四二四,〇三三	一九五,〇六八	五,六一九,一〇一

(7)民有有租地　大正五年末日現在の民有有租地は左の如し。

地方	田 畝數	田 地價	畑 畝數	畑 地價	山林 畝數	山林 地價
		圓		圓		圓
旅順	—	—	二三二,五〇八	九,〇四七,三〇二	二〇,〇七六	二六九,三八二
大連	—	—	二一一,六九七	四,六六四,六四八	—	—
金州	一八二	六,三七〇	三三九,四一八	五,二六五,一三八	—	—
普蘭店	一一	三三〇	三五〇,四四〇	九,〇七七,三三三	—	—
貔子窩	三二八	九,六一三	二四五,五二九	七,五七七,六一七	—	—
總計	五二一	一六,三一三	一,一六九,五九二	三五,六三二,〇三六	二〇,〇七六	二六九,三八二
大正四年	二七九	八,七二六	一,一二八,四四七	三四,三五九,二四一	一九,七七一	二五九,七八〇
同三年	一九五	六,六二三	一,〇八二,六八七	三四,〇八九,九五二	一八,四〇三	二六三,六二九
同二年	一九五	六,六二三	一,〇七〇,七一六	三二,九八九,五四二	一七,八二九	二六七,八八八

同　元年	一八二	六、一八八	一、〇六六、四七三	三二、一八一、三五九	一三、二四五	二二四、三五一
明治四十四年	一八一	五、〇四〇	一、〇六八、〇七〇	三三、一二六、四七四	七、八六四	一六七、七六六

一本表ノ畝數ハ支那畝ニシテ其ノ一畝ハ凡ソ日本ノ六畝三歩强ニ當リ地價ハ地方ニ於ケル一般ノ見積額ナリ但シ地價ハ銀額ニシテ銀壹圓ハ我金壹圓五錢内外ナリ

一表中山林ハ元來有租地ニアラサルモ旅順民政署管内ニ於テハ民務所ニ於テ會費ト稱スル公課ヲ徵スルニ依リ便宜本表ニ合記セリ

(8) 滿鐵徵收の公費　滿鐵にては附屬地內居住者より公費と稱して之れを徵收し以つて經常費に充つ、由來滿鐵は附屬地内に於ける公共事業を施設し經常費を以つて之れを支辨し、其の不足額は會社より別に補給す、其の賦課に關しては明治四十二年四月以來四等の區別を設けしが、大正二年度より課率を甲乙二樣に定め更らに大正三年度より甲、乙、丙の三樣に定め、各地をして其の一により納入者の資力收入等を參酌して之れを賦課せしむ、今其の等級別を擧ぐれば左の如し。

大正五年度公費戸數割等級及課率表

甲號戶數割

等級	課率	備考 社員其他月收ヲ標準トシテ賦課スル者ニ對スル月收額	備考 千分率
特等	三六・二五〇 圓以上	一、〇〇〇・〇〇〇 圓以上	三六・二五〇
一等	二六・二五〇	八〇〇・〇〇〇	三二・六一〇
二等	二〇・二五〇	六五〇・〇〇〇	三一・一五〇
三等	一六・二五〇	五五〇・〇〇〇	二九・五五〇
四等	一三・二五〇	四七五・〇〇〇	二七・九〇〇
五等	一〇・二五〇	四〇〇・〇〇〇	二五・六三〇
六等	八・七五〇	三五〇・〇〇〇	二五・〇〇〇
七等	七・二五〇	三〇〇・〇〇〇	二四・一六〇
八等	六・五〇〇	二七五・〇〇〇	二三・六四〇
九等	五・七五〇	二五〇・〇〇〇	二三・〇〇〇
十等	五・〇〇〇	二二五・〇〇〇	二二・二二〇
十一等	四・二五〇	二〇〇・〇〇〇	二一・二五〇
十二等	三・六〇〇	一七五・〇〇〇	二〇・五七〇

乙號戶數割

等級	課率	備考 社員其他月收ヲ標準トシテ賦課スル者ニ對スル月收額	備考 千分率
特等	三一・三五〇 圓以上	一、〇〇〇・〇〇〇 圓以上	三一・三五〇
一等	二三・三五〇	八〇〇・〇〇〇	二九・一八〇
二等	一七・九五〇	六五〇・〇〇〇	二七・六二〇
三等	一四・三五〇	五五〇・〇〇〇	二六・〇九〇
四等	一一・六五〇	四七五・〇〇〇	二四・五三〇
五等	八・九五〇	四〇〇・〇〇〇	二二・三八〇
六等	七・六五〇	三五〇・〇〇〇	二一・八六〇
七等	六・三五〇	三〇〇・〇〇〇	二一・一六〇
八等	五・七〇〇	二七五・〇〇〇	二〇・七三〇
九等	五・〇五〇	二五〇・〇〇〇	二〇・二〇〇
十等	四・四〇〇	二二五・〇〇〇	一九・五五〇
十一等	三・七五〇	二〇〇・〇〇〇	一八・七五〇
十二等	三・一五〇	一七五・〇〇〇	一八・〇〇〇

丙號戶數割

等級	課率	備考 社員其他月收ヲ標準トシテ賦課スル者ニ對スル月收額	備考 千分率
特等	二七・〇五〇 圓以上	一、〇〇〇・〇〇〇 圓以上	二七・〇五〇
一等	一九・八五〇	八〇〇・〇〇〇	二四・八一〇
二等	一五・三五〇	六五〇・〇〇〇	二三・六二〇
三等	一二・三五〇	五五〇・〇〇〇	二二・四五〇
四等	一〇・一〇〇	四七五・〇〇〇	二一・二六〇
五等	七・八五〇	四〇〇・〇〇〇	一九・六三〇
六等	六・六五〇	三五〇・〇〇〇	一九・〇〇〇
七等	五・四五〇	三〇〇・〇〇〇	一八・一六〇
八等	四・八五〇	二七五・〇〇〇	一七・六四〇
九等	四・二五〇	二五〇・〇〇〇	一七・〇〇〇
十等	三・六五〇	二二五・〇〇〇	一六・二二〇
十一等	三・〇五〇	二〇〇・〇〇〇	一五・二五〇
十二等	二・五五〇	一七五・〇〇〇	一四・五七〇

十三等	二·九五〇	一五〇·〇〇〇	一九·六六〇	十三等	二·五五〇	一五〇·〇〇〇	一七·〇〇〇	十三等	二·〇五〇	一五〇·〇〇〇	一三·六六〇
十四等	二·三〇〇	一二五·〇〇〇	一八·四〇〇	十四等	一·九五〇	一二五·〇〇〇	一五·六〇〇	十四等	一·五五〇	一二五·〇〇〇	一二·四〇〇
十五等	一·六五〇	一〇〇·〇〇〇	一六·五〇〇	十五等	一·三五〇	一〇〇·〇〇〇	一三·五〇〇	十五等	一·〇五〇	一〇〇·〇〇〇	一〇·五〇〇
十六等	一·二五〇	八〇·〇〇〇	一五·六二〇	十六等	〇·九五〇	八〇·〇〇〇	一一·八八〇	十六等	〇·七五〇	八〇·〇〇〇	九·三八〇
十七等	〇·九五〇	六五·〇〇〇	一四·一三〇	十七等	〇·七〇〇	六五·〇〇〇	一〇·七七〇	十七等	〇·五五〇	六五·〇〇〇	八·四六〇
十八等	〇·六五〇	五〇·〇〇〇	一三·〇〇〇	十八等	〇·四五〇	五〇·〇〇〇	九·〇〇〇	十八等	〇·三五〇	五〇·〇〇〇	七·〇〇〇
十九等	〇·四五〇	四〇·〇〇〇	一一·二五〇	十九等	〇·三〇〇	四〇·〇〇〇	七·五〇〇	十九等	〇·二五〇	四〇·〇〇〇	六·二五〇
二十等	〇·三〇〇	三〇·〇〇〇	一〇·〇〇〇	二十等	〇·二〇〇	三〇·〇〇〇	六·六六〇	二十等	〇·一五〇	三〇·〇〇〇	五·〇〇〇

備考

一、戸數割甲號表ハ沙河口、瓦房店、大石橋、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、公主嶺、長春、撫順及安東ニ之ヲ適用ス

二、戸數割乙號表ハ熊岳城、昌圖、四平街及本溪湖ニ之ヲ適用ス

三、戸數割丙號表ハ蓋平、海城、雙廟子、郭家店、鷄冠山、連山關及橋頭ニ之ヲ適用ス

尙ほ毎年の地方收支を示さば左の如し、但し大正二年度に於ける激增は公費收入にありては課率を改正し補給金に在りては費目を組換たるに由るとなり。

年度	收入	內會社補給金	支出
明治四十年度	二七、三五六圓	八六五圓	二一、〇七二圓

同　四十一年度	一四五、〇五三	四〇、五五八	一一五、〇二一
同　四十二年度	一六三、四四五	八四、二七一	一五八、八一八
同　四十三年度	二三二、八五一	一五一、六一五	二三六、三〇七
同　四十四年度	三一七、二五〇	二一七、六五四	三一五、八五九
大正元年度	三八七、八四五	二七〇、三三八	三九一、四六〇
同　二年度	七一八、一五八	五二九、六二五	六八五、二一〇
同　三年度	六八五、一三三	四七一、五四二	七三二、五三一
同　四年度	七〇八、〇七六	四七五、九一八	七〇八、〇七六
同　五年度	八五九、三三九	六〇九、二一〇	八五九、三三九

第六章　軍備と警察

新軍　支那に於ける陸軍の編制は之を大別すれば、八旗、綠營、巡防及び新軍とす、八旗と綠營とは其の由來尤も久しく、八旗の兵職は之れを世襲せしも、長髮賊の亂後八旗の制衰へ勇兵之れに代り、日清戰後勇兵に代りて新式の陸軍始めて起れり、今、新軍の一師の編成を記せば左の如し。

新名	舊名
師	鎭
旅	協
團	標
營	營
連	隊
排	排
棚	棚

師─┬─步兵二旅──一旅─┬─二團──一團──三營──一營──四連─┐
　　│　　　　　　　　　└─外ニ每團機關槍連一連……三排
　　├─騎兵一團……一團ハ四連……一連ハ四排
　　├─砲兵一團……一團ハ三營……一營ハ三連……一連ハ三排
　　├─工兵一營……一營ハ三連……一連ハ三排
　　└─輜重兵一營……一營ハ三連……一連ハ三排

一連──三排

次に師團司令部は師長(中將)一、參謀長(上校)一にして、參謀(中少校)二、參謀(上尉)一、副官長(中少校)三、副官(中少尉)二、軍法官二、軍需官六、軍醫官五、獸醫官三、軍士十七、一二等

兵十五、計五十六にして外に乘馬二十頭あり、次に步兵旅團司令部は旅長(少將)一、副官(少校)一、副官(上中尉)一にして軍士三、兵三、計九にして外に乘馬四頭あり、次に一連の編成を記せば左の如し。

	步	騎	野砲	山砲	工	輜重	憲兵	機關砲
連長	一	一	一	一	一	一	一	一
中少尉	三	四	三	三	三	三	二	三
司務長	一	一	一	一	一	一	三	二
上士	一	一	一	一	一	一	二	一
中士	四	四	四	三	六	四		五
下士	八	八	八	八	一〇	五	一〇	八
上等兵	一三	一二	一四	一四	二四	一五		一二
一等兵	四二	四〇	四三	五四	四八	二五	四八	二五
二等兵	八四	八一	六三	九八	九六	五〇		四七
軍官相當	—	—	—	—	(輸卒)	一四四	—	—
計	一五七	一五二	一三七	一三八	一九〇	二四七	六六	一〇三
乘馬	—	一五七	四二	三〇	四	六八	六四	六
駄馬	—	—	八六	七八	—	五四	—	三〇

滿洲の軍隊組織表

滿洲及び東三省の行政官轄區域內其の他に於ける蒙古の支那軍隊の組織表を示せば左の如し。

陸軍第一師(張家口)｛歩隊第一旅(張家口)─第一團、第二團(馬隊第一團、礮隊第一團)
　　　　　　　　　　歩隊第二旅ハ北京ニ在リ

第一混成旅(長春)｛歩三營、騎二團
第二混成旅(吉林)｛砲一團、歩三營、工一營
第三混成旅(哈爾賓)｛歩三營、騎一營、輜一團
第四混成旅(福隆泉)｛歩三營、騎一團

以上ノ外ニ毎團機關銃隊一連ヲ有スルコト新式軍ノ他ノ師ト異ナラス

陸軍第二十師(新民)｛歩兵第三十九旅(新民)─第七十七團、第七十八團(馬二十團、砲第二十團
　　　　　　　　　　歩兵第四十旅(溝幇子)─第七十九團、第八十團｛補充隊第十一團、第十二團

陸第二十九師(洮南)｛歩兵第五十七旅(懷德)─騎兵六團
　　　　　　　　　　歩兵第五十八旅(洮南)─騎兵一團、砲兵一團

陸軍第二十七師(奉天)｛歩兵第五十三旅(奉天)─第百五團、第百六團(騎兵第二十七團、砲兵第二十八團
　　　　　　　　　　　歩兵第五十四旅(遼中)─第百七團、第百八團(工程第二十七營、輜重第二十七營

陸軍第二十八師(廣寧)｛步兵第五十五旅(法庫門)―第百九團、第百十團
　　　　　　　　　　　步兵第五十六旅(彰　武)―第百十一團、第百十二團

陸軍第二混成旅(奉　天)―步兵第一團、第二團
陸軍第七混成旅(歸化城)―步隊第一團、第二團、混成第三團(步二營、騎礮兵各一營)
陸軍第八混成旅(大　同)―步隊第一團、第二團、混成第三團(步二營、馬礮各一營)
陸軍騎兵第一旅(張家口)―第一團、第二團
陸軍騎兵第二旅(鄭家屯)―第三團、第四團
陸軍騎兵第三旅(多倫諾爾)―第五團、第六團

黑龍江陸軍第一師(齊々哈爾)｛步兵第一旅(巴彥)
　　　　　　　　　　　　　　步兵第二旅(齊々哈爾)
　　　　　　　　　　　　　　騎兵第四旅(海倫)

次に新式軍及び舊式軍に區別したる民國七年二月の調査に係かる陸軍配備表を擧ぐれば左の如し。(但シ不明ノモノハ略之)

直隷所屬の一部

		兵數	
第一師	張家口	八、〇〇〇	新式軍

察哈爾防旗隊	張家口	一、〇〇〇	舊式軍
熱河陸軍隊	熱河	一、三〇〇	新式軍
察哈爾巡防	張家口附近	六〇〇	舊式軍
察哈爾右翼巡防馬隊	廂黃旗大馬郡	四〇〇	同
毅軍	承德	八〇〇	同
練軍	赤峯	六〇〇	同
熱河巡防隊	豐寧	一、〇〇〇	同
熱河遊擊隊	巴林	一、〇〇〇	同

奉天　兵數約三萬一千五百人

第二十師	新民	五、〇〇〇	新式軍
第二十七師	奉天	七、五〇〇	同
第二十八師	廣寧	七、〇〇〇	同
第二十九師	洮南	七、五〇〇	同
騎兵第二旅	鄭家屯	一、五〇〇	同

右路巡防隊	鳳凰城	三、五〇〇	舊式軍

吉林 兵數約二萬九千人

第一混成旅	長春	二、四〇〇	新式軍
第二混成旅	吉林	三、七〇〇	同
第三混成旅	哈爾賓	三、三〇〇	同
第四混成旅	福隆泉	二、五〇〇	同

黑龍江 兵數約二萬九千人

黑龍江陸軍第一師	齊々哈爾	一二、五〇〇	同
巡防隊國境守備		一六、五〇〇	舊式軍

八旗 八旗とは前清の遺制にして、其の軍隊の旗色により鑲黄、正黄、正白(以上、上三旗)、正紅、鑲白、鑲紅、正藍、鑲藍(以上、下五旗)の八種に分かち、蒙古人、漢人の中よりも旗籍に編入するものあり、更らに其の組織により蒙古、滿洲、漢軍の字を旗名の上に冠して、之れを分類す、左領を以つて其の組織の單位とし、各旗に若干の佐領を置き佐領毎に佐領一人を置き、佐領の丁を百五十人とせり。然かるに後に至りては三百

人とせるも、現在は實數に充たざるもの多し、尙ほ丁數の少なきものは半分佐領に編し、之れに佐領一人を置き、更らに其の數の少なきものは、防禦を設け其の所管とす、八旗には又、駐京八旗と駐防八旗とあり、卽ち左の如し。

(A)駐京八旗　駐京八旗は滿、漢、蒙の合計二十四旗ありて京師に駐在す、其の旗每に都統三(滿、漢、蒙各一)、副都統六(滿、漢、蒙各二)、參領十二、副參領十二(滿五、蒙二、漢五)を置き、佐領總計滿洲六八一、蒙古二〇四、漢軍二六六あり、今其の各旗所の內譯を記せば左の如し。

鑲黃旗　(滿八六、蒙二八、漢四一)
正黃旗　(滿九三、蒙二四、漢四〇)
正白旗　(滿八六、蒙二九、漢四〇)
正紅旗　(滿七四、蒙二二、漢二八)
鑲白旗　(滿八四、蒙二四、漢三〇)
鑲紅旗　(滿八六、蒙二二、漢二九)
正藍旗　(滿八四、蒙三〇、漢二九)

鑲藍旗　（滿八二、蒙二五、漢二九）

但し滿洲八旗は旗毎に五甲喇に分かち、蒙古八旗は二甲喇に分かち、漢軍八旗は五甲喇に分かつ、五甲喇は參領を以つて之れを管せり、毎旗以外には協理事務、俸餉房、其の他に參領、章京、筆帖式等の職あり。

(B)駐防八旗　駐防八旗は前清に在りては將軍或は副都統に屬したりしも、現在に於ては中央に屬するもの、各省督理軍務の將軍に屬するもの、或は行政長官に屬するもの、鎭守使、護軍使等に屬するものあり、一樣ならず、其の編制は之れを佐領單位とすること、駐京八旗と異ならざれど、其の人員は之れを京旗に比すれば多寡一ならずして、人員の少なきものは防禦を以つて、之れを管せり、今佐領以下の數を記るさんに左の如し。

駐防佐領	八一七	防禦	一八一
驍騎校	九九八	守衛陵寢防禦	三三四
打牲佐領	九七	游牧佐領	一七〇

巡防　光緒三十二年五月、陸軍部奏定の巡防隊新章により、各省に於ける從來の

綠營、勇營、練軍を改編したるもの是れ巡防又は防營と稱す。其の編制の目的は巡警防備にあるも、訓練に至りては新軍と異ならず、左れど右の改編をなさずして尙其儘に殘留せる練軍の存在するあり、巡防の各翼、各路、各獨立營の長を統領と稱し、帮統一名乃至二名ありて分掌す、各軍とも步隊を首とし、馬砲の各營を交ふ、今滿蒙に於ける巡防を擧ぐれば左の如し。

(1) 直隸省の一部

熱河巡防　中路(烏丹城)　東路(朝陽)

北路開魯　熱河新練軍(承德)

尙ほ毅軍(通州)は現に熱河、林西、經棚等に分駐するものあり。

(2) 奉天省

奉天巡防　右路(鳳凰城)　後路(鄭家屯)

先鋒隊(奉天)

(3) 吉林省

吉林巡防　前路(局子街)　游擊隊(長春)

(4) 黑龍江省

黑龍江巡防
- 一路　二路(齊々哈爾)
- 三路　四路(海倫)
- 五路　(齊々哈爾)
- 六路　七路(巴彥)
- 八路

鎭守使署 民國二年九月十四日公布の鎭守使署條例により鎭守使署を置き、地方に駐在して軍務を節制し、地方の警備彈壓に任せしめしものなるが、其の鎭守使は將官を以つて之れに充て、大總統より簡任す、但しもとの綠營鎭總兵を改名したるものあり、或は巡防統領を以つて之れに任じたるあり、或は革命當時地方に勢力を振ひたるものに對し招撫のため其の名を與へたるものあれど、其組織は該條例により參謀官一名乃至三名(上校一、中小校一、上尉一)副官一名乃至三名(中校一、少校上中尉一)軍需官一名(三等軍需正)軍醫官一名(三等軍醫正)法官一名、書記一名にして滿蒙に於ける各鎭守使署の所在地は左の如し。

察哈爾　多防(多倫諸爾)

熱河　林西(林西)　經棚(經棚)

奉天省　洮遼(鄭家屯)　東邊(鳳凰城)

蒙古の軍隊 蒙古各旗は初め滿漢八旗に擬し軍制的に編成せられ、男子年十八歲以上六十五歲以下のものを以つて兵丁となし、百五十丁にして一牛彔を編み一牛彔に佐領一人を置き、其の下に驍騎校一人、領催六人、驍騎五十人を設け、或は六佐領に參領一人を置き、或は五佐領に一參領を置き、各旗に管旗章京、副章京を置き、其の管旗章京は每旗に一人、副章京は佐領の多少に從つて同じからず、佐領も亦旗內に於ける戶口の數によりて一定せざれど、多くは十佐領に副章京一人、十佐領以上には副章京二人にして二人以上を置くことなく、管旗章京、副章京は旗內の臺吉より兼任せしめ、參領は佐領より、佐領は驍騎校より昇任せしめ、驍騎校及び領催は丁男中の有力なるものより之れを選補し、驍騎は三丁に一人を抽んで採用す、其の進退は何れも札薩克之れをなす、要するに蒙古は全土皆兵制にして、兵器の如きも自費を以つて之れを備辨し、其の男丁に對しては一定の耕地を給す、故に其の行政も亦軍政の上に基礎を置くこと論なき所とす。 斯の如く蒙古各旗は軍制的に組

織さるるを以つて其の人丁の調査は旗務上、最も要視され、從つて其の方法亦精密なり、卽ち毎戸に戸籍あり、十家に什長ありて十家内の違法を監視す、若し夫れ什長を置かざるときは札薩克以下處罰さる、毎戸の壯丁は三年に一次、八旗の例に照し各佐領の下に於て戸籍により精査して以つて名簿を編成す、謂ゆる丁冊是れなり男子にして十八歳となれるものは之れを其の内に記入し、六十五歳に及べるもの及び疾病ありて其の用に堪えざるものは之れを除去し、札薩克は此丁冊により其の增減を見て佐領の數を增減し、盟長は盟内の管旗王公以下、十家長以上を盟處に召集し之れを審定す、若し夫れ壯丁を隱匿せるもの、他處の人を買うて代つて壯丁たらしめしもの、他人に己れの家丁を賣るもの、壯丁の本業を勉めずして私に喇嘛となり、或は烏巴什となれるものを查出されし時は、管旗王公以下十家長以上、何れも皆、稽察失愼の罰に處せらる、之れを比丁と稱す。左れど之れを今日の實際に徵するに各王公は毎五年に其の旗内の壯丁を調査し、十年に一回之を盟長に報告するに止まるが如し。此等の壯丁は平素殊更らに訓練することなきも、時々大規模の山獵を試み、各自武器を用ひて野獸を射殺し以つて其の技を練るにすぎざりし

が、近時馬賊の横行するより之れを驅逐せんがため新式練兵の要求を齎らし來りたるを以つて、旗内の壯丁中より選拔して王府及び旗境の護衞をなさしむるが、達賴罕旗の五百人、東西烏珠穆沁の五百人、圖什業圖旗の二百人の如きは新式の兵丁なり、又、喀喇沁右翼旗の新式兵は僅に百人にすぎざるも、悉く日本式の訓練を受けたるものにして、其の將校は時々天津又は北京の日本駐屯軍に派遣して訓練を經たるものなり、次に科爾沁左翼後旗、博多勒噶臺親王の兵も亦日本式敎練を受けたるものなり。其の軍紀の如きは頗る嚴格にして、若し開戰の日、各旗悉く敗退し、一旗獨り能く力戰せるときは、敗退より各旗より各一佐領の壯丁を剝奪し、其の力戰せる一旗に賞與す、之れに反して各旗皆能く力戰せるに、一旗獨り敗退せるときは、敗退せる旗の汗王以下臺吉以上皆之れを平人となし、其の所屬の佐領を剝奪して力戰せる各旗に分與す、若し其の一旗の内にて一半は力戰し、一半は敗退せるものなるときは、敗退せる分の王公以下臺吉以上皆之れを平人とし、其の所屬の壯丁は力戰せる分の王公臺吉に賞與す。其の他、先陣奇捷の功を賞するあり、輕々しく敵陣に突入したるものは、多少の鹵獲あるも之れを罰責し、王公以下領兵の官以上、皆

乘れる所の馬並に鹵獲品を悉く沒收するあり、隊伍を亂し他隊の後に附き、或は他の伍に入り、或は傍觀して進軍せざるものは何れも罰あり、其の情狀の重きものは斬に處せらる。其の禁令も亦嚴格にして各旗の將領は紀律各條を以つて所管の隊伍に戒告す、曰く三々伍々列を亂して步趨する勿れ、酒に醉うて喧嘩忿爭する勿れ、夜間高聲叫呼し或は漫りに螺を鳴す勿れ、又、寺廟を毀つことを禁ず、妄りに平人を殺すことを禁ず、捕虜の衣服を剝奪することを禁ず、捕虜をして馬匹を看守せしむることを禁ず、若し隊伍を離れて槍掠せる兵丁あるときは、其の領兵官を罰し、陣中失火せる者あるときは斬に處す等是れなり。其れ斯の如く全土皆兵制にして軍紀嚴肅なること、漢人種の支那軍隊は到底及びも付かぬなり、殊に彼等は成吉思汗の血管を流れし勇猛心が、遺傳されつつあるに於て、若し夫れ之れを訓練するに新たなる軍事智識を以つてするあらんか、漠南漠北を震動する壯擧を演ずる豈に必らずしも難しとせんや。

地方警察廳 民國三年八月二十九日敎令第一二二號を以つて地方警察廳官制公布され、地方警察廳は省會即ち省の首縣又は商埠即ち開市場に設け、省會又は

商埠の警察衛生消防事項を管理せしむることとせり、該廳は道尹と同一地方に駐在する場合は道尹に直屬し、巡按使と同一地方に駐在するときは巡按使に直屬せるものとせり、但し特別の事情ある商埠に在りては之れが制限を受けざるなり、左れど商埠地に該廳を設くる必要なきときは警察局を設置して之れに代らしめ、其の定員費用等は地方警察廳に比例して酌減し、該所管道尹より巡按使に詳文を以つて申請し、内務部に咨陳し之れを裁定せしむることとせり、又、省會又は商埠以外の道にして地方警察廳を設くる必要あるときは當該道尹より巡按使を詳由し情況を叙述して内務部に咨報し、更らに大總統に呈請して之れを裁定せしむることとせり。地方警察廳には廳長一名を置き、道尹又は巡按使の指揮監督を受け、廳務を總理し且つ所屬職員を監督す、廳長は道尹より巡按使を經由し内務部に咨陳し、大總統に推薦上申して任命し、或は巡按使より内務部に咨陳し、大總統に推薦申請して任命するものとせり、今廳長の權限を記さんに左の如し。

一、廳長は法律敎令の執行をなし、又は法律敎令の範圍内に於て單行警察章程を發布することを得。

二、單行警察章程は現行法令に抵觸することを得ず、又、當然、法律又は敎令を以つて規定すべき事項は、當該長官を經由して大總統に上申し裁可を得ざるべからず。單行警察章程は法令公布式の規定によりて之れを發布すべし。

三、廳長は所屬職員の處分又は命令が法令に違反し、公益を妨害し、或は權限を超ゆるときは之れを停止又は取消さしむることを得。

該廳の組織は長官の命により警察事務を分掌せしむるために、警正四人乃至八人を置き、警察事務を協助せしむるために警佐十名乃至二十名を置き、督察事務を分掌せしむるために督察長を置き、技術上の事務を掌らしむるため其の必要に應じて技正一人及び技士一名乃至二名を置き、事務の必要に應じて雇員を酌用するを得せしめたり。其の他、治安維持の必要により警察隊を編制することを得せしめたり、但し地方警察廳の分區及び警察隊の編成は巡按使又は道尹より巡按使を經由し內務部に咨報して大總統に上申し之れを裁定せしめたり、又、事務細則は巡按使より又は道尹より巡按使を經由し內務部に咨報して之れを裁定すと規定せり。今、滿洲に於ける該廳の所在を記さんに左の如し。

省城(奉天)警察廳、營口警察廳、安東警察廳、遼河水上警察廳、鴨渾兩江水上警察廳

縣警察所

民國三年八月二十九日敎令第一二三號を以つて縣警察所官制の公布を見たり、今其の內容を記さんに、縣警察所は縣區、城內の警察事務を管理せしむ、若し縣に警察所を設くるの必要なきときは、保衞團を以つて之れに代ふることを得とし、縣警察所の辨事細則は所長之れを編定し、道尹を經由して巡按使に詳文上申の上裁定し內務部咨報すべしとせり、今其の組織其の他に就て記るせば左の如し。

一、縣警察所には所長一人を置き縣知事を以つて之れを兼任せしむ。

二、縣警察所に警佐一人乃至三人を置き所長の命を受けて警察事務所を管理せしむ。

三、縣警察所は事務の必要により雇員を酌用することを得せしむ。

四、縣區域內の繁盛なる地方には警察分所を設くることを得、但し分所には分所長一人を置き、警佐を以つて之れに任じ、所長の命を承けて事務を管理せしむ。

日本の兵備及び警察

一、在滿洲の陸軍

明治三十九年八月一日勅令第二百四號を以つて關東都督府陸軍部條例發布さる。其の內容に曰く關東都督府陸軍部は關東都督の所轄內に於ける陸軍一般に關する事を掌るものにして、左の各部より組織さる。

參謀部、副官部(以上二部を合せて幕僚と稱す)、法官部、經理部、軍醫部、獸醫部

參謀長は關東都督を補佐し、陸軍の機務に參畫し、命令の普及並に實施を監督し關東都督府陸軍部內一般の業務監督に任ず。幕僚の各將校及び同相當官は參謀長の指揮を受け、各自分擔の事務を掌る。法官部長は關東都督に隷し軍事司法に關する業務を掌り、經理部長は關東都督に隷し、駐劄諸部隊の會計經理を監督し、國防及び鐵道に關するものを除く陸軍土地建造物に係かる事項並びに經理部士官以下の人事及び敎育を統轄し、特に兵營其の他新設の臨時工事を掌る、但し會計事務の監督及び土地建造物の經營事務に關しては陸軍大臣に直隷し、經理部士官以

下の人事及び敎育に關しては陸軍省經理局長の區處を受く、經理部長は又、師團經理部管轄外の部隊に係かる會計經理を總轄す、但し駐劄部隊の位置に依り師團經理部をして之れを管掌せしむることを得るなり。軍醫部長は關東都督に隷し、駐劄諸部隊の衞生業務を監督し、衞生部士官以下の人事及び敎育並に衞生材料に係かる事項を統轄す、但し陸軍省醫務局長の區處を受く。獸醫部長は關東都督に隷し、駐劄諸部隊の軍馬衞生業務を監督し、獸醫部士官以下の人事及び敎育並びに獸醫材料蹄鐵に關する事項を統轄す、但し陸軍省軍務局長の區處を受く。以上各部長より關東都督へ具申すべき事項は豫め參謀長に開陳し其の承認を受くべく、法官經理部、軍醫部及び獸醫部々員は當該部長の命を受け各自擔任の部務に服す、又下士判任文官は上官の命を承け事務に服すべく規定せられたり。

軍法會議　明治四十年法律第四十六號により旅順及び遼陽に軍法會議を設置さる、其の旅順に在るものを關東都督府陸軍々法會議と稱し、遼陽に在るものを關東都督府陸軍々法會議と稱す、其の管轄區域は鞍山站以南に於ける被告事件は旅順に、鞍山站を除き、其の以北及び安奉沿線に於ける被告事件は遼陽に、若し管轄

不明のとき或は重複するときは關東都督之れを裁定す。

所屬官衙部隊

陸軍所屬官衙部隊の所在地を記せば左の如し。

旅順衞戍病院（柳樹屯分院、大連分院、大石橋分院、瓦房店分院）

遼陽衞戍病院（奉天分院、安東縣分院、海城分院、連山關分院）

鐵嶺衞戍病院（公主嶺分院、開原分院）

關東衞戍監獄（旅順）遼陽衞戍監獄

關東陸軍倉庫（旅順）大連支庫、鐵嶺支庫

關東陸軍兵器支廠（旅順）遼陽出張所

陸軍運輸部大連支部

關東陸軍々樂隊（旅順）

駐剳師團

駐剳軍は一箇師團にして、師團司令部を遼陽に、旅團司令部を柳樹屯及び旅順に置き、步兵四箇聯隊を柳樹屯、旅順、遼陽、鐵嶺の四箇所に配備し、騎兵聯隊を公主嶺に、野砲兵聯隊を海城に、工兵大隊を遼陽に置き、遼陽駐屯步兵聯隊の內、一箇大隊を奉天に分駐せしむ。

獨立守備隊　明治四十二年四月、鐵道沿線守備のため獨立守備隊を設置し、公主嶺に司令部を置き、其の守備兵は豫後備の中より召募して編成せり、其の大隊中隊の所在地左の如し。

第一大隊　公主嶺

第一中隊　范家屯　第二中隊　公主嶺　第三中隊　郭家店　第四中隊　長春

第二大隊　開原

第一中隊　開原　第二中隊　昌圖　第三中隊　四平街　第四中隊　開原

第三大隊　奉天

第一中隊　千金寨　第二中隊　奉天　第三中隊　煙臺　第四中隊　虎石臺

第四大隊　鳳凰城

第一中隊　本溪湖　第二中隊　草河口　第三中隊　鳳凰城　第四中隊　安東縣

第五大隊　大石橋

第一中隊　大石橋　第二中隊　鞍山站　第三中隊　海城　第四中隊　大石橋

第六大隊　瓦房店

第一中隊　瓦房店　第二中隊　得利寺　第三中隊　熊岳城　第四中隊　瓦房店

要塞　明治三十八年九月旅順要塞司令部の創設を見たりしが、明治四十一年一月陸軍々令を以つて改正せられ、一般的要塞司令部條例に據ることとなり、司令官の任務は關東都督府に屬し、職員は司令官の下に參謀、副官、部員、主計、軍醫、准士官、下士及び技手を置き、要塞の防禦計畫を擔任し、要塞備付の兵器、器具材料及び防禦營造物を管理し、軍需品の整備をなすを以つて司令官の職責とし、司令部を旅順八島町に置き、司令官は又、衞戍條例により衞戍司令官として旅順に駐屯せる陸軍部隊即ち重砲兵大隊、步兵聯隊、軍樂隊の司令官として旅順に於ける衞戍勤務に關し駐屯軍隊を指揮し、衞兵の部署及び其の人員を定むるの權能を有せり。　要塞地帶は明治四十一年三月七日勅令第三十六號を以つて發布され、大正三年勅令第三五號

及び大正四年勅令第百七十五號を以つて改正されたる關東州防禦營造物地帶令により決定し、陸地と水面とを問はず、防禦營造物を基點とし、其の外方地域を左記標準により三區に分てり、此規定は防禦營造物を設くることに豫定したる箇所にも亦適用することとせり。

第一區　基點を距ること五百間以內

第二區　基點を距ること二千五百間以內

第三區　基點を距ること五千間以內

第一區に於ては要塞司令官の許可を受くるにあらざれば左記各號の行爲することを得ずとせり。

一、工作物の新設、變更又は移轉

二、埋葬地、牧場、公園、竹木林の新設又は其の變更

三、山林原野に於ける焚火

四、火器爆發物の發射、發火

五、爆發物其の他燃燒し易き危險物の製造又は貯藏

六、漁業、採操又は船舶の繫泊

第一區及び第二區に於ては是れ亦要塞司令官の許可を受くるにあらざれば左記各號の行爲するを得ずとせり。

一、地表の高低を永久に變更する工事

二、溝渠、鹽田、水道、道路、橋梁、繫泊場の新設又は其の變更

三、鐵道、軌道、墜道の新設又は其の變更

四、採鑛其の他、地盤の掘鑿

五、運河、永久棧橋の新設、水田の埋立、河海岸の掘鑿又は其の變更

以上の處分に就ては要塞司令官は關東都督の認可を受くべきなり。其の他、防禦營造物に出入せんとするものは、其の所屬に從ひ要塞司令官又は旅順要港部司令官の許可を受くべく、何人と雖、要塞司令官の許可を受くるにあらざれば防禦營造物地帶内水陸の形狀若しくは防禦營造物を測量、撮影、模寫、模造、錄取し又は防禦營造物地帶内を航空することを得ず、航空の許否に關しては要塞司令官は關東都督の認可を受くることとせり。又、大正五年九月二十一日府令第二十七號を以つ

て發布したる關東州防禦營造物地帶令施行細則あり。次に關東州防禦營造物地帶令第十條に依る禁止解除事項及び區域は明治四十一年四月二十五日告示第四十號にて發布され、大正二年告示第九二號及び大正五年告示第五號にて改正されたるが、其の禁止解除事項及び區域左の如し。

事項	區域
溝渠ノ新設又ハ其ノ變更	旅順市街及大連(小崗子ヲ含ム)市街
水道ノ新設又ハ其ノ變更	旅順市街及大連(小崗子ヲ含ム)市街並ニ其ノ市街ト該水源地間
道路及橋梁ノ新設又ハ其ノ變更	旅順市街及大連(小崗子ヲ含ム)市街
繫泊場ノ新設又ハ其ノ變更	大連市街ノ海岸
鐵道軌道ノ新設又ハ其ノ變更	南滿洲鐵道附屬地內
竹木林ノ新設	第一區
漁業採藻	第一區(禁止ノ標札アル區域ヲ除ク)
船舶ノ繫泊	旅順下關町及ヒ芹菜溝ニ於ケル水面、大連

撮影模寫

爆竹ノ發火

溝渠ノ新設又ハ其ノ變更

水道ノ新設又ハ其ノ變更

道路及ヒ橋梁ノ新設又ハ其ノ變更

自家使用ノ目的ヲ以テスル十坪以内ノ石材又ハ土砂採取ノタメ地盤ノ掘鑿

二週間以内ニ原形ニ復スル地盤ノ掘鑿

船舶ノ繫泊

灣、大孤山ニ於ケル水面ノ一部

大連市、東鷄冠山北堡壘、二龍山堡壘、松樹山堡壘、望臺ノ巓頂

市街村落

沙河口滿鐵工場構内竝ニ同工場附屬敷地

第二區

第一區内ニ在ル旅順市街地

第二區

第一區内ニ於ケル部落アル海岸ノ水面、但シ鮮生角ト老鐵山東角トヲ連ヌル一線以北ノ水面ヲ除ク

三日以內ニ撤廢スル工作物ノ新設、地表ノ變更ヲ生セサル瓦斯管ノ埋沒又ハ其ノ變更

第一區　大連市街(小崗子ヲ含ム)沙河口滿鐵工場構內及ヒ同工場附屬地竝ヒニ前記各地ト瓦斯發生所間

關東憲兵隊

關東憲兵隊配置及び憲兵分隊管區表は明治四十四年九月七日府令第二十一號を以つて發布され、明治四十五年府令第三號、大正二年府令第九號第三十五號及び大正四年府令第一號、第三二號を改正されたり、卽ち左の如し。

●關東憲兵隊配置及ヒ憲兵分隊管區表

憲兵隊本部位置	憲兵分隊	同上位置	憲兵分隊管區	憲兵分遣所
新旅順	旅順	旅順舊市街	關東州內夏家河子ヨリ黃泥川下屯(以上村落ヲ含ム)ニ至ル以南	
	大連	大連	關東州內(旅順分隊管內ヲ除ク)及ヒ萬家嶺以南(萬家嶺ヲ含ム)	柳樹屯、瓦房店
	遼陽	遼陽	萬家嶺以北煙臺間(煙臺ヲ含ム)及ヒ營口、大石橋間	大石橋、營口
	奉天	奉天	煙臺以北新臺子間(新臺子ヲ含ム)及ヒ奉天、鷄冠山間(鷄冠山ヲ含ム)竝ニ奉天、撫順間	本溪湖、連山關
	鐵嶺	鐵嶺	新臺子以北雙廟子間(雙廟子ヲ含ム)	開原

四平街 長春		
公主嶺	公主嶺	雙廟子以北長春間
安東	安東	鷄冠山以南安東縣

二、在滿洲の海軍

關東州の海軍に關する件は明治三十九年九月二十五日勅令第二百五十六號を以つて發布され、大正三年勅令第二六號を以つて改正されたり、卽ち旅順軍港に鎭守府を設立しありしが、之れを廢して要港部を置くこととなり、關東州海軍區は佐世保鎭守府の所管となれり。要港部の任務は旅順の防禦及び其の附近の海岸海面の警備を掌り尙ほ軍需品の配給をなすに至り、又、其の必要に應じて驅逐艇及び艀船を附屬せしめ、或は修理工場を置きて船舶兵器の小修理をなさしめ、或は海軍病院に準ずる病室を置きて患者を診療せしむ。要港部司令官は　天皇に直隸し海軍大臣の命を承けて軍政を掌り、麾下の軍紀及び敎育を統監し、艦政に關しては佐世保鎭守府司令長官の區處を受け、若し夫れ地方の安寧を維持するため關東都督より兵力の請求あるとき、事、急なる場合には直に之れに應じ、關東都督よりの請

四寸一分

旅順港境域圖



三十四分

求を待ち暇なきときは便宜兵力を使用するの權限あり。旅順港の水域に關しては明治四十三年七月一日海軍省令第三號を以つて發布され、明治四十五年海令第一〇號、大正三年海令第三號及び大正四年海令第六號を以つて改正せられたる旅順港規則によれば

別圖點一線以內を第一區とし、第一區以外點二線以內を第二區とし、第一區、第二區以外を總て第三區となし、西港をも第三區とせり

斯の如く第三區に分かち、船舶、艦船出入に關する取締及び制限、其の他陸上境域內(右圖の旅順港境域內)に於ける取締等を規定し、更らに西港を以つて商港とすべく一部の開放をなす旨を規定せり。

三、在滿洲の日本警察

明治三十九年七月三十一日勅令第百九十六號を以て關東都督府官制を發布し、都督府內に警務總長を置き、民政部警務課長たらしめ、上官の命を承け警務に關する事務を掌らしめたり、尋いで同年九月一日府令第二十二號を以つて鐵道線路の

保護及び取締のため警務署及び支署を置くの件を發布し、南滿洲に於ける鐵道線路の保護及び取締の事務を分掌せしむるため、南滿洲鐵道附屬地に警務署及び支署を置き、其の名稱位置及び管轄區域は別に之れを定むと規定せり。於是乎關東都督府の警務は關東州內及び鐵道沿線並びに驛所在地の附屬地を管轄することとなれり。左れど一歩附屬地を出づれば、在留邦人の保護及び取締は領事館警察の管轄に屬せるを以つて、領事館警察と警務課との間に、往々扞格を生ずることありしがため、明治四十一年勅令第二二七〇號を以つて關東都督府官制を改正し、其の第二十一條に於て事務官は南滿洲に駐在する領事館をして之れを兼ねしむることを得と規定されしを以つて、領事をして都督府事務官を兼ねしめ、鐵道附屬地の警務を掌理せしむると同時に、都督府警察官吏をして外務省警察官吏を兼任せしめ、都督府の警務總長が民政部警務課長として一般の警務を管掌するに至りたり。

(1)**警察署及び支署**　明治三十九年十二月五日訓令第六十五號を以つて發表したる關東都督府警務署職制によれば、警務署長は民政長官の指揮監督を受け、管

轄區域內の行政警察及び司法警察の事務を掌理し、其の區域內に於ける保護取締に必要なる告示又は告諭を發するを得、部下を監督し其の功過を民政長官に具狀するものとす、若し警務署長事故あるときは上席警部其の職務を代理す、警務支署長は警務署長の指揮監督を受け、管轄區域內の行政警察及び司法警察の事務を掌理す、若し警務支署長事故あるときは上席警部、警部在らざるときは上席巡査部長代理すべく規定さる。警務署及び警務支署の名稱、位置、管轄區域は、大正三年三月二十三日告示第十七號を以つて發表され、大正五年告示第百二十八號を以つて改正されたるが、今其等の名稱、位置、管轄區域に就ては中編滿蒙の現狀第二章滿蒙の人文、二、租借地の關東州內なる管轄區域に記せしを以つて之れを略す。

(2)警察職員　大正五年度末現在の警察署配置の警察職員左の如し。

署名		警察官吏派出所數	職員	職員一人ニ付人口
州內	旅順民政署	二二	二二七	八二四・三〇人
	大連民政署	三〇	一八〇	五〇一・七三
	金州支署	五六	二六一	一、一八七・四八
	計	一〇八	六六八	八三〇・九九

州外	營口警務署	七	四〇	四・九〇
	瓦房店支署	五	二四	二三五・五〇
	大石橋支署	三	三〇	一三七・一七
	遼陽警務署	九	五四	一〇一・三一
	奉天警務署	二一	一三三	七四・八七
	本溪湖支署	一〇	四一	一〇三・八三
	撫順支署	八	三一	八一〇・七七
	鐵嶺警務署	一五	七一	三六・五九
	開原支署	五	三四	三四九・五三
	長春警務署	一一	八七	一七八・六九
	四平街支署	二	二三	二八〇・三五
	公主嶺支署	三	三〇	二七四・二〇
	安東警務署	三〇	三一	三四・六七
	計	一三九	七〇八	一四四・九四
總計		二三七	一、三七六	四七七・九九
大正四年		二一八	一、二七二	五〇〇・一八
同三年		一八〇	一、二九八	四六七・七四
同二年		二〇二	一、三四九	四四一・五一

同	元年	一八七	一、四七八	三八五・九五
明治四十四年	一六九	一、一八四	四六二・一三

▼犯罪及檢擧ノ一（州內）　（大正五年）

種別	犯罪件數	檢擧件數	檢擧人員 日本人 男	日本人 女	支那人 男	支那人 女	外國人 男	外國人 女
公務ノ執行ヲ妨害スル罪	一	一	—	—	—	一	—	—
逃走ノ罪	一	一	一	—	—	—	—	—
犯人藏匿及證憑湮滅ノ罪	一	一	—	—	一	—	—	—
放火及失火ノ罪	五	四	—	—	五	—	—	—
住居ヲ侵ス罪	五	二	—	—	二	—	—	—
阿片煙ニ關スル罪	二三	二三	四〇	二	三六	—	三	—
通貨僞造ノ罪	五	五	—	—	一〇	—	—	—
文書僞造ノ罪	二	九	五	—	四	—	—	—
有價證券僞造ノ罪	三	二	二六	—	三	—	—	—
印章僞造ノ罪	七	六	一	—	五	—	—	—
誣告ノ罪	五	五	一	—	四	—	—	—

猥褻姦淫及重婚ノ罪	一五	一〇	四	一	六	三	|	|
賭博及富籤ニ關スル罪	一三五	一三五	九二	二	四二六	四	|	|
殺人ノ罪	一七	一五	|	|	二一	三	|	|
傷害ノ罪	一四一	一二七	四九	一	一〇一	三	|	|
過失傷害ノ罪	二	二	|	|	二	|	|	|
遺棄ノ罪	三	三	|	|	三	一	|	|
逮捕及監禁ノ罪	三	一	|	|	一	|	|	|
暴行ノ罪	一	一	|	|	一	|	|	|
脅迫ノ罪	八	六	三	|	二	|	|	|
略取及誘拐ノ罪	四〇	二五	六	二	三三	二	|	|
名譽ニ對スル罪	二	二	|	|	四	|	|	|
信用及業務ニ對スル罪	二	一	|	|	一	|	|	|
窃盜ノ罪	二、五五三	一、三二〇	一〇五	三	九二四	一	|	|
强盜ノ罪	四三	三三	六	|	七三	|	|	|
馬賊ノ罪	|	一	|	|	五	|	|	|
海賊ノ罪	五五	二七	一	|	四〇	|	|	|
詐欺及恐喝ノ罪	二六〇	一八〇	九七	八	四六	|	|	|
横領ノ罪	二七二	二一九	一四四	一〇	二六	|	|	|

種別	犯罪件數	檢擧件數	人員 日本人 男	人員 日本人 女	人員 支那人 男	人員 支那人 女	人員 外國人 男	人員 外國人 女
贓物ニ關スル罪	三五	三三	七	二	四三	—	—	—
毀棄及隱匿ノ罪	九	七	二	—	五	—	—	—
刑法外ノ諸法令犯	二、四三六	二、四三四	一四六	一三六	二、一四七	九	—	—
警察犯處罰令犯	二六〇	二六〇	七五	五	一七七	四	—	—
總計	六、四五五	四、九七九	八二一	一九一	四、二三五	三一	三	—
大正四年	五、七八一	四、三七五	六三一	一四一	四、〇九八	三〇	二	—
同三年	四、九三五	三、五四一	七四九	一三五	三、〇三一	二三	二	—
同二年	四、九四九	三、九二三	八八七	一四三	三、三一五	二一	七	一
同元年	七、六〇六	六、九〇七	一、〇五四	一七一	四、六四三	二二	二	—
明治四十四年	四、三八四	三、五一八	九六八	二〇六	二、七二八	二一	四	二

▼犯罪及檢擧ノ二（州外）（大正五年）

種別	犯罪件數	檢擧件數	人員 日本人 男	人員 日本人 女	人員 支那人 男	人員 支那人 女	人員 外國人 男	人員 外國人 女
公務ノ執行ヲ妨害スル罪	二	二	一	—	一	—	—	—
犯人藏匿及證憑湮滅ノ罪	二	二	—	—	四	—	—	—
放火及失火ノ罪	二	二	一	—	—	—	—	—

往來妨害ノ罪	五	五	|	|	九	|	|	|
祕密ヲ侵ス罪	一	一	一	|	|	|	|	|
阿片煙ニ關スル罪	五三	六〇	一八	二	七〇	|	二	|
通貨僞造ノ罪	三	二〇	三	|	二〇	|	|	|
文書僞造ノ罪	三	三	|	|	一	|	|	|
有價證券僞造ノ罪	二	二	二	|	二	|	|	|
印章僞造ノ罪	三	三	|	一	一	|	|	|
誣告ノ罪	一	一	|	|	一	|	|	|
賭博及富籤ニ關スル罪	五八	五八	三一	四	一八一	|	|	|
禮拜所及墳墓ニ關スル罪	一	一	|	|	一	|	|	|
瀆職ノ罪	二	二	|	|	三	|	|	|
殺人ノ罪	一〇	七	|	|	六	一	|	|
傷害ノ罪	三四	二七	一七	一	一三	|	一	|
過失傷害ノ罪	三	三	一	|	二	|	|	|
脅迫ノ罪	一	一	|	|	一	|	|	|
略取及誘拐ノ罪	七	七	|	|	九	|	|	|
窃盗ノ罪	二、一二〇	一、一二六	五一	五	九九九	四	|	|
強盗ノ罪	七一	六五	七	|	一二	|	|	|

馬賊ノ罪	三	一六	—	—	五四	—	—	—
暴行ノ罪	一	一	一	—	—	—	—	—
詐欺及恐喝ノ罪	七五	七一	二五	—	七三	—	—	—
横領ノ罪	四九	五六	三	一	四一	一	—	—
贓物ニ關スル罪	四八	五一	一	—	六〇	—	—	—
毀棄及隱匿ノ罪	三	二	二	—	—	—	—	—
刑法外ノ諸法令犯	二九六	二九七	四七	六三	一九二	二	—	—
警察犯處罰令犯	四〇九	四〇九	三〇	一	三八一	一三	—	—
總計	三、二八七	二、三〇一	二五一	七八	二、二四五	二一	三	—
大正四年	三、〇四四	二、二九八	三〇六	七五	二、四四三	一九	二	—
同三年	三、二五七	二、三五二	三四四	五六	二、四〇六	三	三	—
同二年	三、九六〇	二、七二五	四五九	八四	二、六二二	三	四	—
同元年	三、一七六	二、二二四	三五六	六七	二、〇七一	九	一	—
明治四十四年	二、八八六	一、九一三	四一七	七〇	一、九四八	二	一	—

▼強・窃盗・詐欺・恐喝及横領（大正五年）

種別	州內 被害件數	州內 檢擧件數	州外 被害件數	州外 檢擧件數
強盜	四三	三三	七一	六五

窃盗	二、五五三	一、一三〇	二、一二〇	一、一二六
詐欺及恐喝	二六〇	一八〇	七五	七一
横領	二七二	二一九	四九	五六
總計	三、一二八	一、七四二	二、三一五	一、三一八
大正四年	二、九八二	一、五九八	二、〇八六	一、三一七
同三年	二、九三九	一、五四六	二、二三八	一、三三六
同二年	二、四八四	一、四五五	二、六六六	一、四三〇
同元年	二、六九〇	一、八八六	二、一五四	一、一四三
明治四十四年	二、一七六	一、三三〇	一、九一三	九三〇

▼劇場及寄席　（大正五年）

名稱		觀客延人員	收入金額	平均一日觀客	觀客平均一人ニ付收入金額
旅順	八島座	六二、〇〇〇	八、〇〇〇圓	二七五・五六人	〇・一三圓
大連	歌舞伎座	五〇、七八九	一九、二三一	二一〇・七四	〇・三八
	大連座	二五、三四二	八、一一〇	一七四・七七	〇・三二
	高等演藝館	一〇一、四二六	一一、三九二	二三六・九八	〇・一一
	浪速館	一三三、五一四	一三、五〇〇	三三三・四一	〇・一一
	花月館	一〇五、一四六	一一、四三〇	三四九・三三	〇・一一

	大山席	一五、六三六	二、三四一	一〇四・九四	〇・一五
	松竹茶園	一五、一二八	一、五〇〇	一二五・〇二	〇・一〇
	保全茶園	八九、九二六	二一、一四七	三〇五・八七	〇・一二
	同樂茶園	二九、五〇三	三、四八五	一六九・五六	〇・一二
	會仙茶園	二〇、七五〇	二、八四八	一四六・一二	〇・一四
	日乃出座	一三、四八〇	二、四六四	九八・二七	〇・二〇
遼陽	遼陽座	五、〇一七	一、七八二	一四七・五六	〇・三六
	華瀛樓	四三、〇八〇	二、二七〇	二三一・六七	〇・〇五
奉天	彌生座	八、八〇六	三、〇一〇	八六・三三	〇・三四
	中華茶園	九、八〇〇	一、九八〇	五〇・〇〇	〇・二〇
撫順	撫順炭坑公會堂	一一、五四四	一、七七七	二六三・六〇	〇・一五
開原	興隆茶園	五九、三〇七	九、八一九	一八五・三三	〇・一七
長春	長春座	二一、七〇四	六、八三八	一三五・六五	〇・三二
四平街	寶春茶園	三、〇一七	四二九	一〇七・七五	〇・一四
公主嶺	公會堂	二、五三〇	七六〇	五一・六三	〇・三〇
	日華茶園	五、二一六	八一五	二一七・三三	〇・一六
總計(場數二二)		一、三〇〇、六六一	二三四、九二八	三一〇・二五	〇・一〇
大正四年(場數二一〇)		六四七、八三四	一二一、四八〇	二二一・六四	〇・一七

同 三年（同 二一）	七三七、〇二一	一三〇、六九五	一九七・九九	〇・一八
同 二年（同 二二）	五三五、六四九	一〇二、二九六	一八〇・六〇	〇・一九
同 元年（同 二三）	三七一、五〇一	八九、一六〇	一三〇・六一	〇・二四
明治四十四年（同 二〇）	四四一、八二六	七〇、五一六	二〇五・〇三	〇・一六

一本表中ニ何々座トアルハ概ネ日本劇場、何々席又ハ何々館トアルハ寄席、何々茶園トアルハ支那劇場ナリ

(3) 行政警察　行政警察は司法警察の其れとは異にして、謂ゆる事前警察なれば、其の成績の如何は一般行政の或る意味に於ける根本的基礎をなすものなれば、斷じて輕々に看過すべからざるものなり、殊に南滿洲が我が勢力範圍に歸してより必らずしも短時日ならずとはいへ、固より內地の如く風俗人情の相同じきものあるにあらず、謂ゆる行政警察の標準をして統治の目的に添はしむることの大なる苦心の存するを知らずんばあるべからず、人或は在滿洲の日本警察に對し日本人には酷にして支那人には寬なりとの怨言を放つものあれど、此等は必らずしも耳を假すの要はなけれど、司法警察たる事後警察の其れの如く、法令を嚴格に適用して日本人も支那人も同一樣に律し去らんとするが如きあらば、其れは大なる心得

達なり。吾人は前に旣に關東都督府組織の章に於いて述べたるが如く、保甲制度なるものは、眞に能く吾人の意を得たるを思ひ、吾人は今日の保甲制度に於ける美果あらしめたる當局者に對し賛辭を呈するに吝ならざるなり。然りと雖、吾人は總ての行政警察が皆斯の如しとは言はざると共に、其等の警察法規に對して一々批評するの餘地を有せざれども、要するに事前警察は一般行政の或る意味に於ける根本的基礎をなすものなれば、念々統治の目的に添はしむることを忘るべからずと信ず、今其等の法規を記さんに左の如し。

關東州在留者取締規則（明治三十九年九月一日府令第八號、明治四十年府一四號、大正元年府四號）。戸口調査規程（明治三十九年五月十九日民政署訓令第十八號）。原動機取締營業取締規則（明治三十九年十月二十六日府令第二七號、明治四十一年府三九號、明治四五年府五號大正二年府二五號、二八號、大正五年府一四號、大正五年府令第三十六號）。原動機取締規則（大正三年五月二十七日府令第十號）。原動機取締規則施行細則（大正三年五月二十七日訓令第十七號）。鐵道輸送營業規則（明治三十八年十二月二十七日、關總副政第二六八號、明治三九年總督府令一三號）。人力車營業取締規則（明治三十九年七月三十一日民政署令第二五號明治四十年府令第三四號）。講會取締規則（大正三年八月二十日府令第二十一號）。射倖行爲取締規則（大正四年三月四日府令第七號）。介辨業取締規則（大正二年九月二十四日府令第二九號）。代書業取締規則（明治四十一年十一月十三日府令第六十五號）。代書業取締規則取扱手續（明治四十一年十二月二十四日府令第百二十）。藝妓酌婦及び雇婦女取締規則（明治三十八年十月十七日民政署令第二號、大正元年府四號、大正五年府二號）。藝妓酌婦及び雇婦

女取締規則施行心得（明治三十八年二月十八日民政署訓令第十號）。料理店飲食店宿屋下宿屋貸席待合茶屋引手茶屋營業取締規則（明治三十八年十月二十二日民政署令第四號、大正元年府令第四號）。同上施行心得（明治三十八年十月二十五日民政署訓令第十四號）。貸座敷取締規則（明治三十八年十二月三十日民政署令第十二號）。同上施行手續（明治三十九年一月十九日民政署訓令第二號）。娼妓取締規則（明治三十八年十二月三十日民政署令第十一號）。同上施行手續（明治三十九年一月十一日民政署訓令第一號）。銃獵取締規則（大正元年九月三十日府令第七號）。同上手續（同上訓令）。關東州銃砲火藥類取締規則（大正四年三月一日府令第六號）。同上施行細則（大正四年四月十五日訓令第二十號）。鴨綠江橋梁步道取締規則（明治四十四年十一月十日府令第二十九號）。消防組規則（明治四十二年九月二日府令第十一號）。災禍豫防並防火設備に關する件（明治四十四年六月二十一日告諭第一號）。

尙ほ明治四十年四月二十七日府令第二十六號を以つて發布され、明治四十一年府令第二二號を以つて改正されたる關東州外南滿洲鐵道附屬地に準用すべき府令及び關東州民政署令は左の如し。但し同府令及び署令中、民政署、民政支署又は本署、支署とあるは警務署又は警務支署とす。

明治三十九年關東都督府令第八號關東州在留者取締規則

同年同府令第二十七號營業取締規則

明治三十八年關東州民政署令第二號藝妓酌婦及雇婦女取締規則

同年同署令第三號屍體檢案ニ關スル件

同年同署令第四號料理店、飲食店、宿屋、下宿屋、貸席、待合、茶屋、引手茶屋營業取締規則

同年同署令第十一號娼妓取締規則

同年同署令第十二號貸座敷取締規則

明治三十九年同署令第二號娼妓健康診斷施行規則

同年同署令第三號獸類取扱規則

同年同署令第四號塵芥掃除規則

同年同署令第五號賣肉取締規則

同年同署令第六號屠獸取締規則

同年同署令第十九號生河豚販賣貯藏禁止ノ件

同年同署令第二十四號理髮營業者取締規則

同年同署令第二十五號人力車營業取締規則

同年同署令第二十六號畜犬取締規則(大二年府二二號ニ依リ廢止)

第四卷　滿蒙の生產力

第一章　滿洲の農業

一、開墾の沿革

奉天省　奉天省に於て近年移民を招來したるは光緒元年(明治八年)淸國皇室の御獵區卽ち大獵區を卡倫、小獵區を圍場と稱したる海龍、東豐、西安、西豐、柳河の五縣に於ける十六圍を人民に拂下て開墾地となし、爾餘の八十九圍は皇室の御獵地區として存せしも、光緒二十二年(明治二十九年)に至り時の奉天將軍依克唐阿の奏請に依り全部開放するに至れり。次に光緒二十七年(明治三十四年)には增祺將軍の奏請により錦縣管內大凌河流域一帶の牧廠を開放し、光緒二十九年(明治三十六年)は洮南縣の開放により蒙古、圖什業圖王及び札薩克圖王の土地百萬晌の貸下ありたり。又、最近に開墾せられたるものは洮南縣に屬すべき蒙古札薩克圖王及び圖什業圖王の所領地を始めとし、鳳城縣、岫巖縣、安東縣、寬甸縣一帶に於ける荒蕪地

及び達賴罕王旗下白音他拉孔家窩棚一帶の地方卽ち鄭家屯の西方西遼河の河盂に屬する沃野とす。

吉林省　清朝の國初に駐屯を命ぜられたる旗人が移民を招來して吉林、伯都納、阿什河、寗古塔、三姓等の地方を開墾し、康熙、乾隆、嘉慶の三時代に亙りては此等地方に罪人を移住せしめたるが動機となり、漸次移住民多く遂に潮の如く澎湃として能く討禁令の防壓するを得ざるに至れり、後ち討禁令は撤廢せられ、東清鐵道は露人によりて經營さるるに及び開墾は到る處に移住民によりて著手さるるに至り、今日の農耕の發達を見るに至りたるなり、其の最近十年來に於て開墾されしものは依蘭縣管內なる三姓下流右岸、密山縣の興凱湖附近、農安縣の西方、長嶺縣地方とす。

黑龍江省　黑龍江省の開墾は露人の東來を防遏すべき必要に伴うて起れり卽ち清國政府は旗人をしてゼア、黑龍の河畔、墨爾根、齊々哈爾等の地に駐防せしめて開墾に從事せしめぬ。其の後、雍正十三年には奉天八旗をして呼蘭河流域に移住せしめ、咸豐十年此地域に限り之れを開放し、光緒十三年に至り通肯河流域を開

放し、貸下に從事し、光緒三十年には拜泉外十數箇所に亙り約四百七十萬晌の貸下を實行し、旗民の別を立てず一定の貸下料を徵し六年目より地租を賦課して所有權を認めたり、故に今日に於ても呼蘭、通肯兩流域の開拓は其の開墾驚くほどなれど其の他の地方は何れも未開墾地なり。

二、開墾方法

開墾の初年は頭荒と稱し、糜子(黍の一種)を播種す、糜子は最も之れに適し、一天地約六反)に於て平均三石の收穫あり、又、黍を播種するものあれども、其の收穫は糜子より少なく二石にすら達せざるなり、若し夫れ糜子の生長思はしからざるとき或は地盤固きにすぐるが如きこともあらんか、蕎麥を播種するなり、其の收穫は三石內外に達することあれども降雨の晚きこともあらんか、一石の收穫も六ヶ敷なり尙ほ地方によりては黑豆を作るもあり、卽ち通河縣及び木蘭縣管下等是れなり。開墾の第二年目は二荒と稱し、前年の畦を溝とし溝を畦とす、左れど大豆、高粱の種植には未だ適せざるなり、故に多くは粟を作り一天地の收穫槪して五六石とす。

其の第三年目は三荒又は起底子と稱し、大豆は四五石、高粱は五六石、粟は七八石、麥は三四石の收穫あるを常とす。第四年目は全く成熟地となり、小麥は五六石、大豆は六七石、粟及び高粱は十石未滿の收穫あるを常とす。

他人をして開墾せしむる場合は(一)分地と稱し、開墾したる土地を開墾者と地主にて平等に分配する方法にして、若し地味の豫想外に良好なるときは開墾者四分、地主六分を得る法に出づるものあれど廣く行はれざるなり(二)白種と稱するは開墾者が或る期間收穫全部を取得して地主に分與することなきなり、此期間は三箇年を普通とし、稀に四箇年のものあり、期間後は小作制度とするなり(三)套子と稱するは從來新開地方に多く行はれたるものなり、即ち農夫にして車馬及び勞力の餘裕あるものは各地を遍歷して地主のために開墾し、其の報酬として一晌(我八反)に付十元內外を受くるが地主は單に住屋を提供し、但し開墾の作業は播種までとす。

三、耕地面積

滿洲の耕地面積は正確なる數字を得ること困難なれど關東都督府に於て諸種

の資料を參酌して調査したる所によれば大約我が一千二十二萬七千餘町歩(他に調査未了若干あり)にして其の內譯を示せば奉天省三百四十三萬五千二百町歩、吉林省四百二十萬六百町歩、黑龍江省二百五十九萬一千六百町歩なり、其の總面積に對する比率を記さんに奉天省にありては一割五分七厘強、吉林省は一割六分八厘強、黑龍江省は四分八厘強なり。更らに人口に對する比率を見るに奉天省は一人當り二段五畝弱、吉林省は七段五畝弱、黑龍江省は一町三段弱とす。今左に關東都督の大正四年調査とを記せば左の如し。

關東都督府の調査

(イ)　奉　天　省　五、七二五、四〇〇天

道	縣名	耕地面積
遼瀋道	瀋陽	二五一、〇〇〇
	遼陽	二九五、〇〇〇
	海城	二〇四、四〇〇
	蓋平	一三〇、〇〇〇
	鐵嶺	一一〇、六〇〇
	開原	一一〇、〇〇〇
東邊道	撫順	七八、四〇〇
	復	二〇〇、〇〇〇
	本溪	九五、〇〇〇
	鳳城	一〇三、六〇〇
	岫巖	六八、四〇〇
	莊河	一一六、八〇〇
洮昌道	法庫	一五八、七〇〇
	康平	一三五、七〇〇
	遼源	三一、八〇〇
	洮南	五二、三〇〇
	洮安	三六、四〇〇
	開通	二五、六〇〇

縣名	耕地面積	縣名	耕地面積	縣名	耕地面積
遼中	一七〇、〇〇〇	安東	五七、三〇〇	鎮東	一六、四五〇
錦	一三五、九〇〇	寛甸	七六、八〇〇	安廣	二一、一〇〇
新民	二〇〇、〇〇〇	興京	七〇、〇〇〇	突泉	一一、一〇〇
興城	五三、八〇〇	通化	四八、〇〇〇	昌圖	二三六、〇〇〇
黒山	六八、二〇〇	桓仁	六八、八〇〇	懐德	二八六、〇〇〇
綏中	一三四、七〇〇	臨江	八、〇〇〇	梨樹	二三〇、〇〇〇
彰武	四八、五〇〇	輯安	三九、二〇〇	双山	六二、〇〇〇
北鎮	八二、〇〇〇	長白	二、五〇〇		
盤山	九九、二〇〇	撫松	一、五〇〇		
義	一五二、九〇〇	輝南	三〇、〇〇〇		
錦西	三〇、八五〇	安圖	三、〇〇〇		
營口	五四、三〇〇	海龍	一三四、〇〇〇		
東豐	二六九、五〇〇	柳河	七〇、〇〇〇		
西豐	二三二、一〇〇				
西安	一九九、一〇〇				
計	三、一七三、〇五〇	計	一、二五九、一〇〇	計	一、二九四、一五〇

備考　前掲の外調査未了の縣尚若干あり

（ロ）吉林省　五、二五〇、七五〇晌

吉長道 縣名	耕地面積	濱江道 縣名	耕地面積	延吉道 縣名	耕地面積	依蘭道 縣名	耕地面積
吉林	三六三、〇〇〇	扶餘	三五八、二〇〇	延吉	一七〇、二〇〇	穆稜	五、三〇〇

縣名	耕地面積	縣名	耕地面積	縣名	耕地面積	縣名	耕地面積
長春	三六二、〇〇〇	双城	三五〇、〇〇〇	寧安	五九四、四〇〇	依蘭	二二〇、〇〇〇
伊通	三六一、三〇〇	賓	三六、五〇〇	東寧	九五、三〇〇	同江	、九〇〇
濛江	三三、〇〇〇	五常	二四九、五〇〇	琿春	四〇、〇五〇	密山	一三、一〇〇
農安	四二〇、〇〇〇	楡樹	四六八、〇〇〇	敦化	五二、三〇〇	虎林	、八〇〇
長嶺	一一一、五〇〇	濱江	四二、〇〇〇	額穆	五二、二〇〇	綏遠	、六〇〇
樺甸	五二、七〇〇	同賓	一五七、七〇〇	汪清	九、九〇〇	方正	三七、四〇〇
盤石	一三〇、〇〇〇	阿城	一二五、五〇〇	和龍	二九、七〇〇	富錦	三一、七〇〇
舒蘭	一三三、三〇〇					饒河	五、一〇〇
德惠	一九〇、〇〇〇					樺川	一、五〇〇
双陽	一三七、三〇〇						
計	二、〇六二、九〇〇	計	一、九二七、四〇〇	計	一、〇四三、九五〇	計	二二六、五〇〇

備考　イに同し

(八)　黑龍江省　三、二一三九、五四〇晌

龍江道

縣名	耕地面積
龍江	七〇、四〇〇
大賚	三三七、六〇〇
安達	一〇二、五〇〇
青岡	一三九、五〇〇
肇州	一八二、八四〇
嫩江	三二、〇〇〇

綏蘭道

縣名	耕地面積
綏化	三〇五、八〇〇
海倫	五八五、〇〇〇
呼蘭	三一二、八〇〇
巴彦	二六五、一〇〇
慶城	一六九、八〇〇
木蘭	七九、六〇〇

黑河道

縣名	耕地面積
愛琿	一七、六〇〇

訥河	六六、九〇〇	湯源	一三三、〇〇〇		
拜泉	二〇〇、一〇〇	蘭西	二二四、三〇〇		
西布特哈	一七、三〇〇	通河	九〇、一〇〇		
		鐵驪	一三、五〇〇		
		東興鎮	五、九〇〇		
計	一、〇三九、〇四〇	計	二、一九二、九〇〇	計	一七、六〇〇

四、穀類播種面積

（關東都督府調査）

（イ）奉天省

（大正五年三月調）

種別／縣別	米	大麥	小麥	粟	蜀黍	黍	玉蜀黍	蕎麥	燕麥	大豆	雜穀	其他
瀋陽	八、七五〇晌	五、一三〇晌	八、七五〇晌	三五、〇三〇晌	五三、五三〇晌	一、七五〇晌	三、五〇〇晌	一、三〇〇晌	—晌	五三、五三〇晌	五、二五〇晌	七二〇晌
撫順	九七六	一七七	—	四、六五〇	一五、五二五	一二六	三、八八一	二二六	—	二、六四四	三三〇	一、三一二
遼陽	六、三〇八	一〇、五一二	三、〇七三	三一、五四〇	五三、五六八	—	四、三〇〇	—	—	六三、〇八一	八、四一〇	一三、五八三
海城	一七、三七四	八、六八七	二〇、八四八	二六、〇六一	六九、四九六	三、四七〇	—	—	—	二〇、八四八	三、四七四	三、四八三
蓋平	一五六	—	一、五六八	五、四八八	四七、〇四七	二三五	三、九二〇	—	—	一一、七六三	三、九二〇	四、三一五
復	四、三五〇	—	二、九〇〇	二四、六五四	三六、二五七	一四、五〇三	三九、一五七	二、九〇〇	—	一七、四〇三	一、四五〇	一、四五六
鐵嶺	六、三六四	八四一	一三、七二九	一三、六〇〇	二五、四五四	—	三八一	—	—	六三、六四六	三、八一六	一、四六三

開原	四、四〇一	八八〇	八、八〇三	五、二八一	二四、六四八	—	八〇三	八、〇〇〇	—	八、一六九	六、一六三	八〇四
遼中	一〇、八三六	七、七〇四	一八、五七六	九、二八八	六一、九二三	七七二	四六四	二、五四八	—	三〇、九六一	一三、六九四	二、〇〇六
本溪	—	七二〇	七五〇	四、三三三	一七、〇一五	—	一、〇八一	—	—	七、七三九	四、一九一	二二一
法庫	三、七〇四	七、四〇八	一三、五八八	二〇、九六七	三二、三三八	四、九三九	—	—	—	三七、五五二	一、四〇〇	一、五八一
康平	二八二	五八八	二、一〇九	二四、六八一	一七、五六九	八四六	一一六	六五三	—	六、五四五	七、〇四五	一七、六〇八
錦	一三五	六七五	八一〇	四〇、七六四	八一、五二八	一、六二四	一、四九二	四〇五	—	一、七六五	二、七一六	三、九七四
新民	六、六五四	二、六二六	二四、九五五	一六、六三六	六六、五四四	三三二	一六六	—	—	一八、二九九	二、八〇〇	八、三五六
興城	二、一五二	三〇六	三五三	五、六九〇	二六、九〇五	四〇〇	四〇〇	—	—	一三、四五二	八三八	三、三一八
黑山	—	一、三六三	六八一	一六、三六三	四〇、九〇八	一一六	五四四	—	—	六、一二九	一、三六二	七二一
綏中	一〇六	一四四	一九二	一三、一二三	一九、三九六	一三六	四八	九二	—	一三、六三七	九六八	一、六六八
彰武	—	五、三八八	六、七三五	二〇、二〇五	五三、八八〇	二、六九四	一、三四七	—	四、〇四一	二六、九四〇	四、〇四一	九、四二九
北鎮	二、四〇六	八二〇	八〇〇	一六、六〇〇	四〇、〇〇〇	八二〇	—	八二〇	—	一六、四〇〇	二、四六〇	八七四
盤山	二二七	六七九	二、二五一	二、八〇〇	三六、八九二	—	—	—	—	五、二六九	一三、九〇六	一五、三六六
義	二一	八三	一四〇	二八、四四七	五〇、五九〇	八、三〇一	—	三	—	一九、五四七	一五、二八八	三〇、四四四
錦西	一、四〇六	六〇	一、五〇〇	三、三四八	一六、二〇〇	—	二四〇	—	—	一、七〇五	三三一	六、〇六一
營口	一九二	六四	二、四五四	—	八、三七六	一、六〇九	二四	—	—	一、二三五	一二、九八〇	三、八七五
鳳城	一、三三九	六〇三	—	三、〇八一	一〇、五〇〇	—	一八、三二二	—	—	一三、一一〇	三、一八三	一三、六七〇
岫巖	一六五	八四	—	五、四八一	八、八七二	二二三	一三、三八二	五五	—	六、一六二	四四三	八、七二四
莊河	二、一〇一	一九四	一四四	三一八	一六、五四五	一八四	二四、四三一	一九四	—	二八、六七五	一、六五五	一九、六九二
安東	二〇〇	二〇〇	三〇〇	四、六四六	四、三五九	—	三一、〇七九	二九九	—	七、一六八	五、三三八	一〇、〇一六
寬甸	四六	一九〇	一五六	二、一〇六	四、八七五	一九五	一三、六五〇	三五一	—	四、八〇〇	一、二六五	三、〇七〇
興京	五、一〇七	二〇〇	二一七	六、九七二	一七、二二七	—	二一、二五七	一、〇九二	—	一三、九三五	一、五三〇	五、〇三九

通化	三〇七	二〇七	二、〇八八	三、五三八	四、四二七	一九〇	三、四七〇	四三一	—	四、〇五八	一、六七一	二、三三〇
桓仁	二四九	五七	七六三	五、七四三	八、四七〇	六九二	六、四七四	四一五	—	五、八八四	二、一七	三、四三五
臨江	七三	七	一四	一、一〇六	一、一四二	七	一七三	一七	—	五三六	三七一	三七一
輯安	二二	一一七	一六三	一、二九四	二、一三五	三五	二、九七二	五〇	—	二、二四五	一、一六〇	一、三三〇
長白	—	—	一三六	三四〇	七八〇	〜	七二六	—	—	六八	二五〇	三〇〇
撫松	一〇	四二	四〇	四五四	五五	—	三一三	—	—	二三六	一五〇	一〇〇
輝南	八八	六一	九七三	四、〇五九	六、〇五九	八二八	三、八二三	二七四	—	六、八三〇	三、〇〇五	四、〇〇〇
安圖	—	—	—	一六〇	一四〇	—	一、六〇〇	—	—	七〇〇	三〇〇	—
海龍	二、〇八〇	二、〇八〇	二一、五七〇	二、八六〇	三二、五〇〇	二、四三〇	四、二九〇	五、八五〇	—	五四、八九七	二、〇四〇	三、三九九
東豐	一、七一〇	一、五三五	八、九五四	三〇、六三六	三五、五六一	二、六八四	一七、三一五	一、八六九	—	四九、二三五	二、〇四〇	一六、八三七
西豐	五、二一三	五、一一九	二一、五六七	三三、二三三	四六、九六六	—	一三、八三九	九六四	—	五九、四三五	六、三二四	三一、二九〇
西安	七〇三	三、九八二	五、六五一	二〇、七一二	二六、六二四	二、九一八	一七、七三三	一、一四五	二、〇九六	四八、四二四	四、〇五〇	一四、八九三
柳河	一、九四五	一、〇二八	四、九四〇	三、二二四	六、七三三	九二五	三、七四〇	二九四	—	七、三三六	一、〇四五	三、四六五
洮南	—	一八二	八八	一七、四三〇	一五、三五五	六、四七四	一、二四五	二、二九〇	—	一、七〇一	五、一四六	二、四〇〇
遼源	四八	二六八	五〇二	三、一六一	一六、五四六	—	五六〇	一五	—	八、七〇九	三五	二、六五六
洮安	—	一、〇〇五	五四五	七、八九六	六、九四二	一、一三六	一、五六九	三、四六三	—	六、一〇三	四、四七六	三、二〇七
開通	—	—	—	六、四五八	二、五二五	四、三五八	一、二〇三	三、二九八	—	四、一二五	一、一〇九	三、五八六
鎮東	—	一三〇	五二〇	七、七〇〇	三、八〇〇	二、二〇〇	一七〇	二〇〇	—	七三三	一〇〇	九〇八
安廣	—	—	二四二	二、八二四	一、五九一	三、四〇四	四三八	九四四	—	二九五	二七二	一、一一三
突泉	—	—	—	四五〇	一五〇	三三〇	三六〇	—	—	九〇	二一〇	二一〇
昌圖	一〇、〇〇〇	八、五七三	五、〇三七	五八、五四九	八五、七四六	八、七三一	二、九七七	—	—	五、五三一	一、七二九	一三三
懷德	一三、〇〇〇	六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五八、五〇〇	九一、三〇〇	一三、五〇〇	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	六五、八〇〇	三、六〇〇	三一、三〇〇

	米	大麥	小麥	粟	蜀黍	黍	玉蜀黍	蕎麥	燕麥	大豆類	雜穀	其他
棃樹	三、九六九	一、二七九	五、四五〇	六、八六七	一三、一〇四	九、六六九	六、二七六	一、一七八	—	八八、五一六	三〇、一三六	三三、九四五
關東州	五五七	七四	二、四六〇	二四、二二八	三三、八九四	—	八三、四七一	一、四一〇	—	三、九三六	六一、二七七	九、八四六
計	一三五、八〇九	一〇八、三〇七	三三五、〇八六	六九一、五五四	一、四九六、八一三	一〇三、八六五	三五四、六三五	四六、九二四	六、一三七	九五二、五二一	二三〇、七三〇	三六四、一六五

備考
一、穀類價格の高低等に因り、播種面積を彼此增減するか故に、年々多少の變動あるを通例とす。
本表は大正四年に於ける割合を示したるものとす。
二、雜穀は稗、小豆にして、其他は野菜、棉花、藍、麻類等の特用作物とす。

(ロ) 吉林省

(大正五年三月調)

種別／縣別	米	大麥	小麥	粟	蜀黍	黍	玉蜀黍	蕎麥	燕麥	大豆類	雜穀	其他
延吉	—晌	四、七七七晌	一三、四六六晌	四八、七一六晌	四六、〇九九晌	一、一九一晌	二、〇三〇晌	一八七晌	—晌	一七、四六〇晌	一、四八八晌	三四、九四〇晌
寧安	—	一八、三七五	四八、四一三	一六八、四三六	一五九、〇七九	四、一一七	七、九九三	六三一	—	六三、三五五	六、一四六	三八、八八四
東寧	—	三、〇八二	六、六三五	二七、六七一	二六、一〇〇	六七六	一、一五七	一〇三	—	九、九一五	八四五	一九、〇四二
琿春	—	一、一一一	三、一四九	一一、四三九	一〇、八〇四	三九九	四七六	四三	—	四、三九五	三四九	八、〇一九
敦化	—	四、三一〇	一三、一〇〇	一六、一三〇	—	—	一四〇	五七〇	—	六、〇〇〇	二、四〇〇	一〇、六六〇
穆稜	—	四六〇	四一四	一、五〇二	一、四二〇	三六	六三	五	—	五三八	四六	八三三
額穆	—	四、二九〇	一三、二〇〇	一六、五〇〇	—	—	一四三	五七一	—	六、〇五〇	二、四二〇	九、〇六八
汪清	—	二七四	七七九	二、八二七	三、六七〇	七〇	一一七	二〇	—	二、〇一三	一七六	一、四一九
和龍	—	八一八	二、六三〇	八、四三一	七、九六七	二〇五	三五〇	九	—	三、〇一七	三三五	二、九四二
吉林	三、三〇七	六、二九七	三〇、二七四	三七、二五三	二九、六三一	四、二七五	八、一〇五	四、六二三	三	三五、六七一	六、三三四	四〇、三五二
長春	八〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	六四、〇〇〇	—	九六、〇〇〇	—	—	七五、〇〇〇	一、二〇〇	七、三二四

伊通	一八、九四五	六、九〇三	一七、三三三	二三、三八七	三九、六一二	六、九〇〇	三、七四七	—	—	三五、〇〇一	二四、三五四	四七、五〇八
濛江	—	一、九九九	三、〇六九	二、九七六	一、四四一	—	五、三九四	四六五	—	一、三九五	七九〇	四、四八四
農安	三〇〇	四、〇〇〇	六、五〇〇	五〇、〇〇〇	六六、五三〇	七〇〇	三三、八六三	—	—	三八、〇〇〇	二、一三七	三、九七〇
長嶺	—	二〇〇	四〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三、五〇〇	—	—	—	二、〇〇〇	五〇、六〇〇
樺甸	二九五	四三〇	三、一五〇	三、一五〇	一七、二〇〇	八六〇	二、五八〇	八六〇	—	一三、三三〇	五、五八〇	五、二七〇
盤石	六九〇	二、三九二	三五、八八〇	五八、八八〇	四三、九四〇	六九八	五八、八八〇	—	—	五六、七七六	四、一五〇	六五、三〇五
舒蘭	九六〇	一三、二〇〇	—	五五、七三〇	八五〇	—	六、五〇〇	—	—	三〇、八〇二	一、一〇五	一三、〇〇〇
徳惠	一五〇	五、五〇〇	九、〇〇〇	四、〇〇〇	九四、〇〇〇	八五〇	六一、〇〇〇	—	—	七、一〇〇	一、〇〇〇	六、四九九
双陽	二、〇〇〇	五〇〇	—	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	—	二五、〇〇〇	—	一〇、四九九
依蘭	—	一四、五八〇	二一、六〇〇	二一、七二七	三、五一〇	—	三、二四〇	六四八	—	一七、三三四	六四八	一八、三三〇
同江	六〇	一〇〇	二〇	三八〇	—	—	—	—	—	六〇	六〇	一三〇
密山	—	四五六	二、九九三	一、九七八	四七一	—	一、五二七	二四三	—	一、四九五	一、三〇六	二、六〇〇
虎林	五〇	九〇	三四八	—	—	—	—	—	—	八〇	九九	一六四
綏遠	—	一一三	一六八	八〇	三〇	—	三〇	—	—	一三四		一四五
方正	—	二、〇〇〇	八、〇〇〇	三、一〇〇	一、四二九	—	一九、〇〇〇	—	—	五、八〇〇		一、一〇〇
富錦	—	五、一三〇	七、六〇〇	三、八〇九	一、三三五	—	一、〇〇〇	二二八	—	六、〇九四	二二八	六、三三〇
饒河	—	八六四	一、二八〇	六四一	二〇八	—	一九二	二八	—	一、〇二七	二八	八三五
樺川	—	二三二	三四四	一七二	五六	—	五二	一三	—	二七六	一三	二八八
扶餘	—	八、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三九、〇〇〇	一三、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	—	四五、〇〇〇		三二、〇〇〇
双城	—	九、〇〇〇	八、九〇〇	七二、〇〇〇	六四、三〇〇	二、〇三〇	二九、〇〇〇	—	—	三六、〇〇〇		一、七七〇
賓・	—	三、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三七、八〇〇	六〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇	—	—	五一、一〇〇	—	三、二〇〇
五常	一、五〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—	—	三五、五〇〇	—	五、〇〇〇

縣別	米	大麦	小麦	粟	蜀黍	黍	玉蜀黍	蕎麦	燕麦	大豆	雑穀	其他
樺樹	六〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	九、〇〇〇	五六、〇〇〇	八〇〇	八九、〇〇〇	—	—	八四、〇〇〇	一、五〇〇	一七六、四六〇
濱江	一九二	一、五三六	三、〇七六	二〇〇	三六四	二五	五〇	—	三八四	九六一	八一	二八、一〇九
同賓	一八九	五〇〇	三、〇〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	—	四〇、〇〇〇	—	—	一五、〇〇〇	—	四〇〇
阿城	四五	四七〇	一六、五〇〇	一六、五七〇	四六、一〇〇	三七	一七、五三〇	—	—	三六、三三五	—	一六、四一三
計	三九、〇八三	一三三、〇三〇	三七二、一五〇	八六七、四五四	九六五、九八六	六九、七四九	五九一、六五四	九、二一六	三八四	七八四、九五五	六七、一二八	七六四、六〇五

備考

一、穀類價格の高低等に因り、播種面積を彼此増減するか故に、年々多少の變動あるを通例とす。本表は大正四年に於ける割合を示したるものとす。

二、雑穀は稗、小豆にして、其他は野菜、棉花、藍麻類等の特用作物とす。

（八）黒龍江省 （一晌は我約八反に相當す）

縣別／種別	米	大麦	小麦	粟	蜀黍	黍	玉蜀黍	蕎麦	燕麦	大豆	雑穀	其他
龍江	—晌	四、九二二晌	七、九八七晌	一五、二四九晌	一、一二五晌	一三、〇八二晌	—晌	二、七五六晌	—晌	四、一五五晌	七、〇三九晌	一四、〇七八晌
大賚	—	八五三	二、五三三	二四、四九三	二、一〇六	五五、四〇九	一七、五七四	九、六四六	—	二七、五三四	三、七五〇	四五、六一三
肇州	—	一〇、九一五	二六、一〇三	二七、〇七二	一四、三一四	二五、二二八	—	八、二四〇	—	一六、一一六	一八、二八四	三六、五六八
安遠	—	三、四〇〇	三、四九一	一五、二八四	五、三三六	二一、四五五	八、四二二	五、三三九	八三三	八、二〇一	一〇、二五〇	二〇、五〇〇
呼蘭	—	一五、三八八	三九、九七九	二六、九三九	二三、三七〇	一一、三五七	六、三一七	九、五九七	—	四六、三〇五	二五、六〇八	五一、三二六
巴彦	—	一三、四四〇	五三、九二〇	二六、二一九	二六、九六〇	二、一〇〇	七、一四〇	六八二	四七三	四二、八四〇	二六、一一〇	五二、三三〇
蘭西	—	六、三六〇	二六、四九八	五四、九三三	二三、五八六	五、八四七	八、一〇六	二、九〇〇	四五四	三三、三〇〇	二一、四二五	四二、八五〇
木蘭	—	三、三二五	一一、九七三	一五、一〇八	一〇、〇九六	三六九	四、六一三	四、九二六	—	一〇、〇八七	七、九六二	一一、一六七
綏化	—	一八、〇〇〇	三六、二九二	四三、一三〇	二七、〇〇〇	九、〇〇〇	二五、九八一	一一、七〇〇	—	四三、九七一	三〇、五七七	六一、一五四

慶城	—	四、四二二	三三、〇六三	一四、七〇九	一四、七〇九	—	五、三六一	—	四九〇	三三、〇六三	一一、九七三	一三、九四四
海倫	—	二、六七〇	一三四、二五七	八九、五〇七	四〇、七一六	三六、五〇六	二〇、五九二	二、七三七	七〇〇	八一、八一五	五八、五〇〇	二七、〇〇〇
青岡	—	二、三三四	四、七一六	一三、三八九	六、七六六	一五、八〇六	九三六	四、六三三	—	五、一一五	七、五二三	一五、〇四六
拜泉	—	三、三三〇	三三、四八〇	二七、七二〇	六、一六〇	—	三、四〇〇	—	二、八六一	三六、一二〇	二〇、〇〇八	四〇、〇一六
訥河	—	三、二九〇	三、二一七	一〇、五〇〇	—	一五、八三四	—	三、七四〇	—	—	五、六八五	六、五九三
武興	—	—	一、七二〇	一五、一七九	二、五八〇	—	—	二、二三一	—	二、五八〇	三、四六三	六、六一五
嫩江	—	四九〇	八、二六八	二、四五〇	—	一、九六〇	—	一、七一五	一四五	四九〇	二、二〇三	四、三〇四
璦琿	—	一、六五〇	一、四三六	三、七二六	二、一五七	—	一、八四一	一、五一〇	—	—	一、七六〇	三、五〇〇
通河	—	七二〇	九、七五九	四四、四〇〇	—	—	一、二〇〇	—	—	七、三二〇	九、〇一四	一七、七二七
湯源	—	三、三二三	二〇、三三〇	二八、三三五	五、九六四	三、四七六	二、六六一	一、二七四	—	三、八七九	九、八三三	一九、四四七
黑河	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臚濱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
呼倫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東興鎮	—	八〇	七七〇	五五〇	—	—	九四七	—	—	六九〇	五九四	一、一一八
西布特哈	—	三、六二八	五八九	一、九二五	—	二、九〇二	—	三、六一九	—	—	一、七二七	二、八八〇
計	—	三二、二二八	五四七、二九〇	四九八、七〇八	二四〇、九二七	二三三、六五二	一三四、〇六九	八六、二三五	五、九四六	三七六、五八一	三〇二、二七六	五九三、三三六

備考

一、穀類價格の高低等に因り、播種面積を彼此增減するか故に、年々多少の變動あるを通例とす。
本表は大正四年に於ける割合を示したるものとす。

二、雜穀は稗、小豆にして、其他は野菜、棉花、藍、麻類等の特用作物とす。

五、雜穀一晌地平均收穫

(關東都督府調查)

(イ) 奉天省　(一晌は我約六反に相當す)

縣別＼種別	米	大麥	小麥	粟	蜀黍	黍	玉蜀黍	蕎麥	燕麥	大豆	雜穀其他
瀋陽	石 六,〇	石 八,〇	石 六,〇	石 八,〇	石 九,〇	石 七,〇	石 九,〇	石 四,〇	石 —	石 八,〇	石 四,〇
撫順	—	九,〇	五,〇	八,〇	九,〇	七,〇	九,〇	五,〇	—	七,〇	四,〇
遼陽	八,〇	九,〇	六,〇	一一,〇	一〇,〇	—	八,〇	—	—	九,〇	五,〇
海城	七,〇	八,〇	五,〇	八,〇	八,〇	七,〇	八,〇	—	—	七,〇	五,〇
蓋平	八,〇	八,〇	五,〇	八,〇	八,〇	七,〇	八,〇	—	—	七,〇	四,〇
復	六,〇	七,〇	五,〇	八,〇	七,〇	七,〇	六,〇	四,〇	—	七,〇	四,〇
鐵嶺	八,〇	七,〇	五,〇	八,〇	九,〇	—	九,〇	—	—	八,〇	五,〇
開原	七,〇	八,〇	六,〇	一一,〇	九,〇	六,〇	七,〇	—	—	七,〇	五,〇
遼中	八,〇	七,〇	四,〇	一〇,〇	九,〇	九,〇	七,〇	四,〇	—	七,〇	四,〇
本溪	六,〇	七,〇	五,〇	一〇,〇	九,〇	七,〇	九,〇	五,〇	—	七,〇	四,〇
法庫	八,〇	九,〇	六,〇	八,〇	一〇,〇	七,〇	一〇,〇	五,〇	—	八,〇	四,〇
康平	七,〇	八,〇	五,〇	八,〇	七,〇	七,〇	七,〇	六,〇	—	六,〇	四,〇
錦	一〇,〇	六,〇	三,〇	八,〇	七,〇	七,〇	六,〇	三,〇	—	七,〇	四,〇
新民	七,〇	六,〇	四,〇	七,〇	八,〇	六,〇	七,〇	三,〇	—	七,〇	三,〇
興城	—	七,〇	四,〇	六,〇	七,〇	六,〇	七,〇	—	—	七,〇	五,〇

黑山	六、〇	八、〇	五、〇	八、〇	七、〇	七、〇	九、〇	五、〇	—	六、〇	三、〇
綏中	九、〇	七、〇	五、〇	一〇、〇	一〇、〇	九、〇	八、〇	四、〇	—	九、〇	六、〇
彰武	—	六、〇	五、〇	五、〇	七、〇	七、〇	七、〇	四、〇	五、〇	六、〇	三、〇
北鎮	七、〇	七、〇	四、〇	七、〇	八、〇	七、〇	八、〇	四、〇	—	七、〇	五、〇
盤山	七、〇	六、〇	四、〇	九、〇	八、〇	—	—	—	—	七、〇	四、〇
義	七、〇	八、〇	六、〇	九、〇	八、〇	七、〇	九、〇	六、〇	—	八、〇	五、〇
錦西	六、〇	七、〇	五、〇	一〇、〇	一〇、〇	—	七、〇	—	—	八、〇	五、〇
營口	五、〇	七、〇	四、〇	八、〇	七、〇	六、〇	七、〇	—	—	七、〇	四、〇
鳳城	七、〇	八、〇	五、〇	八、〇	八、〇	六、〇	七、〇	四、〇	—	七、〇	四、〇
岫巖	八、〇	七、〇	六、〇	九、〇	八、〇	六、〇	七、〇	四、〇	—	八、〇	五、〇
莊河	七、〇	八、〇	五、〇	八、〇	八、〇	六、〇	七、〇	四、〇	—	七、〇	四、〇
安東	七、〇	七、〇	四、〇	六、〇	八、〇	—	八、〇	四、〇	—	七、〇	四、〇
寬甸	六、〇	七、〇	四、〇	七、〇	八、〇	六、〇	七、〇	四、〇	—	七、〇	四、〇
興京	六、〇	七、〇	四、〇	五、〇	七、〇	五、〇	六、〇	三、〇	—	五、〇	三、五
通化	七、〇	八、〇	五、〇	九、〇	八、〇	五、〇	八、〇	四、〇	—	七、〇	四、〇
桓仁	五、〇	八、〇	四、〇	一〇、〇	九、〇	六、〇	八、〇	五、〇	—	七、〇	四、〇
臨江	五、〇	八、〇	五、〇	九、〇	八、〇	七、〇	八、〇	五、〇	—	七、〇	四、〇
輯安	六、〇	八、〇	五、〇	九、〇	一〇、〇	七、〇	八、〇	五、〇	—	八、〇	五、〇
長白	—	九、〇	五、〇	七、〇	八、〇	—	六、〇	—	五、〇	六、〇	四、〇
撫松	五、〇	六、〇	三、〇	九、〇	六、〇	—	六、〇	—	—	六、〇	四、〇
輝南	五、〇	六、〇	三、〇	八、〇	八、〇	六、〇	八、〇	五、〇	—	八、〇	五、〇
安圖	—	—	—	八、〇	八、〇	—	七、〇	—	五、〇	六、〇	四、〇

海龍	七、〇	八、〇	六、〇	八、〇	八、〇	七、〇	八、〇	五、〇	—	九、〇	五、〇
東豐	六、〇	一〇、〇	六、〇	八、〇	一〇、〇	八、〇	八、〇	五、〇	—	八、〇	五、〇
西豐	六、〇	一〇、〇	六、〇	八、〇	一〇、〇	—	八、〇	五、〇	—	八、〇	五、〇
西安	六、〇	八、〇	五、〇	七、〇	九、〇	六、〇	八、〇	五、〇	五、〇	九、〇	五、〇
柳河	六、〇	八、〇	四、〇	八、〇	八、〇	五、〇	八、〇	四、〇	—	七、〇	四、〇
洮南	—	六、〇	四、〇	六、〇	五、三	五、〇	五、三	三、〇	—	四、〇	四、〇
遼源	六、〇	七、〇	五、〇	八、〇	九、〇	七、〇	七、〇	五、〇	—	七、〇	四、〇
洮安	—	六、〇	四、〇	六、〇	七、〇	五、〇	五、〇	四、〇	—	五、〇	四、〇
開通	—	六、〇	四、〇	七、〇	七、〇	五、〇	五、〇	三、〇	—	五、〇	四、〇
鎭東	—	六、〇	五、〇	九、〇	八、〇	八、〇	六、〇	五、〇	—	八、〇	四、〇
安廣	—	—	五、〇	八、〇	六、〇	五、〇	七、〇	五、〇	五、〇	六、〇	四、〇
突泉	—	八、〇	三、〇	四、二	六、四	六、四	八、五	—	四、〇	四、二	四、〇
昌圖	八、〇	七、〇	四、〇	九、〇	九、〇	七、〇	一〇、〇	—	—	八、〇	五、〇
懷德	九、〇	七、〇	六、〇	一一、〇	一〇、〇	七、〇	七、〇	五、〇	—	九、〇	五、〇
梨樹	八、〇	九、〇	六、〇	九、〇	七、〇	七、〇	八、〇	五、〇	—	八、〇	五、〇
關東州		一、八	二、五	二、八	二、六	—	二、七	一、二	—	一、五	二、〇
平均	六、七	七、一	四、七	八、〇	八、〇	六、四	七、三	四、三	四、八	六、九	四、二

備考　關東州の收穫割合の少きは、他方に於ける一晌地の面積に比し十分六に相當する面積の收穫量なるに因る。

(ロ)　吉　林　省　(一晌は我約八段に相當す)

縣別＼種別	米	大麥	小麥	粟	蜀黍	黍	玉蜀黍	蕎麥	燕麥	大豆	雜穀	其他
	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
延吉	—	九、〇	六、〇	七、〇	七、〇	七、〇	八、〇	六、〇	—	七、〇	四、五	—
寧安	—	七、〇	四、〇	八、〇	七、〇	七、〇	八、〇	四、〇	五、〇	五、〇	四〇	—
東寧	—	三、〇	三、〇	四、〇	四、〇	五、〇	五、〇	二、〇	三、〇	五、〇	三、五	—
琿春	—	八、〇	五、〇	六、〇	七、〇	六、〇	七、〇	四、五	七、〇	六、〇	四、五	—
敦化	—	八、〇	六、〇	八、〇	七、〇	—	六、〇	五、〇	—	六、〇	五、〇	—
穆稜	—	六、〇	四、〇	六、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	—	五、〇	四、五	—
額穆	—	九、〇	七、〇	七、〇	七、〇	—	九、〇	四、〇	—	八、〇	五、五	—
汪清	—	八、〇	五、〇	七、〇	七、〇	五、五	七、〇	五、〇	—	七、〇	五、〇	—
和龍	—	八、〇	五、〇	七、〇	七、〇	五、〇	七、〇	五、〇	七、〇	六、〇	五、〇	—
吉林	七、〇	九、〇	五、五	七、〇	八、〇	七、〇	七、〇	四、〇	—	七、〇	五、五	—
長春	七、〇	八、〇	五、〇	七、〇	七、〇	五、〇	七、〇	—	—	五、〇	五、五	—
伊通	七、〇	八、〇	五、〇	六、〇	七、〇	五、〇	七、〇	—	—	五、〇	五、〇	—
濛江	—	七、〇	四、五	五、〇	七、〇	—	六、〇	四、〇	—	五、〇	四、五	—
農安	六、五	六、八	五、〇	六、〇	六、〇	五、〇	五、五	四、〇	—	四、〇	三、〇	—
長嶺	—	八、〇	四、〇	五、〇	六、〇	五、〇	五、〇	四、〇	—	四、〇	四、〇	—
樺甸	六、〇	七、〇	四、〇	八、〇	七、〇	五、〇	六、〇	四、〇	—	五、〇	四、〇	—
盤石	六、〇	六、〇	五、〇	七、〇	七、〇	六、〇	六、〇	—	—	六、〇	五、〇	—
舒蘭	七、〇	六、四	—	五、二	六、〇	—	五、三	—	—	五、一	五、一	—
德惠	六、五	六、〇	五、〇	五、五	六、〇	六、〇	五、五	—	—	五、〇	四、〇	—

双陽	七、〇	八、〇	—	七、〇	六、〇	五、〇	五、〇	—	—	五、〇	二、三	—
依蘭	—	五、〇	三、〇	七、〇	五、〇	—	五、〇	四、〇	四、〇	四、〇	三、五	—
同江	六、〇	六、〇	四、〇	五、〇	六、〇	四、〇	六、〇	四、〇	—	五、〇	四、〇	—
密山	—	五、〇	四、〇	五、〇	六、〇	四、〇	六、〇	四、〇	五、〇	五、〇	四、〇	—
虎林	六、〇	五、五	三、〇	五、〇	—	—	六、〇	—	—	四、〇	三、五	—
綏遠	—	五、〇	四、〇	六、〇	六、〇	—	六、〇	—	—	五、〇	—	—
方正	—	四、五	三、三	四、五	六、七	—	四、五	—	—	四、五	二、二	—
富錦	—	六、〇	四、〇	五、〇	六、〇	—	六、〇	四、〇	—	五、〇	四、〇	—
饒河	—	五、〇	四、〇	五、〇	六、〇	—	六、〇	四、〇	五、〇	五、〇	四、〇	—
樺川	—	四、〇	三、〇	五、〇	四、〇	三、〇	五、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	—
扶餘	—	五、五	四、〇	六、〇	五、八	四、〇	五、四	—	—	四、五	—	—
双城	—	六、〇	四、〇	六、〇	六、五	四、〇	六、〇	—	—	四、二	—	—
賓	—	五、六	四、〇	五、〇	五、六	—	六、〇	—	四、〇	六、五	—	—
五常	七、〇	六、五	五、〇	七、〇	七、〇	六、〇	六、〇	—	—	五、〇	三、二	—
楡樹	七、〇	七、〇	五、五	七、〇	七、〇	五、〇	七、〇	—	—	五、[illegible]	四、〇	—
濱江	七、〇	六、五	五、〇	六、〇	七、〇	六、〇	六、〇	—	四、〇	五、〇	四、〇	—
同賓	七、〇	七、〇	四、〇	五、〇	七、〇	—	四、二	—	—	五、四	—	—
阿城	七、〇	六、〇	五、〇	八、〇	七、〇	五、〇	七、〇	—	—	六、〇	—	—
平均	六、八	六、五	四、三	六、〇	三、六	五、二	六、一	四、二	四、四	五、二	四、一	—

（八）黒龍江省（一晌は我約八反に相當す）（大正五年三月調）

縣別＼種別	米	大麥	小麥	粟	蜀黍	黍	玉蜀黍	蕎麥	燕麥	大豆	雜穀	其他
龍江	石 —	石 八、〇	石 五、〇	石 六、〇	石 六、〇	石 六、〇	石 六、〇	石 五、〇	石 八、〇	石 五、〇	石 四、〇	石 —
大賚	—	八、〇	五、〇	七、〇	八、〇	六、〇	六、〇	五、〇	—	六、〇	四、〇	—
肇州	—	八、〇	五、〇	六、〇	七、〇	六、〇	六、〇	五、〇	—	五、〇	四、〇	—
安遠	—	八、〇	五、〇	六、〇	七、〇	六、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	四、〇	—
呼蘭	—	八、〇	五、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇	五、〇	—	六、〇	四、〇	—
巴彦	—	八、〇	五、〇	六、〇	七、〇	六、〇	七、〇	五、〇	六、〇	六、〇	四、〇	—
蘭西	—	七、〇	四、〇	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	四、〇	—
木蘭	—	七、〇	四、〇	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	四、〇	—
綏化	—	八、〇	五、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇	五、〇	—	六、〇	四、〇	—
慶城	—	八、〇	五、〇	七、〇	七、〇	六、〇	七、〇	—	六、〇	六、〇	四、〇	—
海倫	—	七、〇	四、〇	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	四、〇	—
青岡	—	七、〇	四、〇	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	四、〇	—
拜泉	—	七、〇	四、〇	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇	—	六、〇	五、〇	四、〇	—
訥河	—	七、〇	四、〇	五、〇	—	五、〇	—	五、〇	—	五、〇	四、〇	—
武興	—	—	四、〇	五、〇	五、〇	—	—	五、〇	—	五、〇	四、〇	—
嫩江	—	七、〇	四、〇	五、〇	五、〇	五、〇	五、〇	五、〇	七、〇	五、〇	四、〇	—
璦琿	—	六、〇	三、〇	五、〇	五、〇	—	五、〇	五、〇	六、〇	—	四、〇	—
通河	—	六、〇	三、〇	五、〇	五、〇	四、〇	五、〇	—	—	五、〇	四、〇	—
湯源	—	六、〇	三、〇	五、〇	五、〇	五、〇	五、〇	五、〇	—	五、〇	四、〇	—

臚濱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
呼倫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東興鎮	—	六、0	三、0	五、0	—	五、0	六、0	—	—	五、0	四、0	—
西布特哈	—	六、0	三、0	五、0	—	五、0	—	五、0	六、0	四、0	四、0	—
平均	—	七、0	四、一	五、五	六、二	五、四	五、六	五、0	六、二	五、二	四、0	—

六、雜穀年產額

（關東都督府調查）

（イ）奉天省

（大正五年三月調）

縣別＼種別	米	大麥	小麥	粟	蜀黍	黍	玉蜀黍	蕎麥	燕麥	大豆	雜穀
瀋陽	五二、五00石	四一、0四0石	五二、五00石	二八0、一六0石	四七二、七七0石	一三、二五0石	三一、五00石	四、八00石	—石	四三0、二四0石	一一、000石
撫順	五、八五六	一、五九三	五00	三七、二00	一三九、七三五	八三三	二四、九二九	一、0八0	—	八一、五0八	一、二八0
遼陽	五0、四六四	九四、五九九	一三六、六四三	三四六、九四0	五二五、六八0	二00	三三、六00	—	—	五六七、七二九	四二、0五0
海城	一三一、六一八	六九、四九六	一0四、二四0	二0八、四八八	五五五、八六八	二四、二九0	一六、八00	—	—	一四五、九三六	一七、三七0
蓋平	一、二四八	四00	七、八四0	四三、九0四	三七六、三七六	一、六四五	三一、三六0	—	—	八三、三三四	一五、六八0
復	二六、一00	三、000	一四、五00	一九七、二三二	二五三、七九九	一0一、五一四	二三四、九四二	一一、六00	—	一三一、八二二	五、八00
鐵嶺	五0、九二三	五、八八七	六三、六四五	一00、八00	二三九、0八六	二、000	三、四二九	—	—	五0九、一六八	七、三二0
開原	三0、八0七	七、0四0	五二、八一八	五八、0九一	二一七、八三三	六、五00	五、六二一	四0、000	—	一九七、一八三	三0、八一0
遼中	八六、六八八	五四、一八0	七四、三0四	九二、0八0	五五七、三0七	六、九四八	三、二四八	六、一九二	—	二七、七二七	四二、七七六

本溪	—	五、〇四〇	三、七五〇	四三、二三〇	一五三、一三五	一、五〇〇	九、七二九	五、〇〇〇	—	五四、一七三	一六、七六四
法庫	二九、六三二	六六、六七二	八一、五二八	一六六、九五二	三二三、三八〇	三四、五七三	一〇〇	二、五〇〇	—	三〇〇、四二六	五、六〇〇
康平	一、九七四	四、七〇四	一〇、五四五	一九七、四四八	一九二、九八三	五、九二三	八三	三、九一八	—	三九、二七〇	二八、二八〇
錦	一、三五〇	四、〇五〇	二、四三〇	一三六、一一三	五七〇、六九七	一一、三六八	八、九五八	一、一二五	—	一三、三五五	一〇、八六四
新民	四六、五七四	二九、七五六	九九、八二〇	一一六、四五二	五三二、三五二	一、九九二	一、一六二	一、五〇〇	—	一二八、〇九三	八、四〇〇
興城	一五、〇六四	二、一四二	一、四一三	三四、一四〇	一八八、三三五	一、二〇〇	一、四〇〇	八、〇〇〇	—	九四、一六四	四、一九〇
黑山	—	一〇、八九六	三、四〇一	一三〇、九〇四	二八六、三五六	八一三	四、八九六	三、〇〇〇	—	三六、七七四	四、三八六
綏中	九五四	一、〇〇八	九六〇	一三一、二一〇	一九三、九六〇	一、一三四	三八四	三六八	—	一一三、七三三	五、八〇八
彰武	五〇〇	四二、九二八	三五、六七五	一〇一、〇二五	三七、七一六	一八、八五八	九、四二九	五三六	二〇、二〇五	一六一、六四〇	一三、一一三
北鎮	一七、八四二	五、七四〇	三、二〇〇	一二六、二〇〇	三二〇、〇〇〇	五、七四〇	一、〇〇〇	三、二八〇	一〇〇	一二四、八〇〇	一三、三〇〇
盤山	一、五八九	四、〇七四	九、〇〇四	一二五、二〇〇	二九五、一三六	八〇〇	—	五〇〇	—	三六、八八三	五五、六二四
義	一四七	六六四	八四〇	二五六、〇二三	四〇四、七二〇	五八、一〇七	七九、六〇〇	一三三	—	一五六、三七六	七六、四四〇
錦西	八、四三六	四二〇	七、五〇〇	三三、四八〇	一六二、〇〇〇	八、四〇〇	一、六八〇	一〇〇	—	一三、六四〇	一、六五五
營口	九六〇	四四八	九、八一六	一一、四〇〇	五八、六三二	九、六五四	一六八	—	—	八、六四五	七、九二〇
鳳城	九、三〇三	四、八二四	五、〇〇〇	二四、六四八	八四、〇〇〇	三二、〇〇〇	一二八、三二四	一〇〇	—	八四、七七〇	一三、七三一
岫巖	六、一一七	五八八	二、九〇〇	四九、三三九	七〇、九七六	一、三九八	九三、六七四	二三〇	—	四九、二九六	二、二一五
莊河	一三、一五八	一、五四二	七三〇	二、五四四	一三三、三六〇	一、一〇四	一七一、〇一七	七七六	—	二〇〇、七二五	三、四二〇
安東	一、四〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	二七、八七六	三四、八七二	一、〇〇〇	一六八、六三二	一、〇三六	—	五〇、一七六	二一、四三二
寬甸	二七六	一、三三〇	六二四	一四、七四二	三九、〇〇〇	一、一七〇	九五、五五〇	一、四〇四	—	三三、六〇〇	五、〇六〇
興京	三〇、六四二	一、四〇〇	八六八	三四、八六〇	一二〇、五八九	三、〇〇〇	一一、二八五	三、二七六	—	六四、六七五	七、一一五
通化	二、一四九	五、六五六	一〇、四四〇	三一、八四二	三五、四一六	九五〇	二七、七六〇	一、七二四	—	二八、四〇六	六、六八四
桓仁	一、二四五	四五六	六、〇五二	五七、四三〇	七六、二三〇	四、一五二	五一、七九二	二、〇七五	—	四一、一八八	八、七〇八

臨江	三六	三六	七〇	九、九九四	九、一三六	四九	一、三八四	七五	—	三、七五三	一、〇八四
輯安	六六六	九三六	八一五	一一、六四六	二一、三五〇	二四五	二三、七七六	二五〇	—	一七、九六〇	五、八〇〇
長白		二、三〇〇	六八〇	二、三八〇	六、二四〇	—	四、三五六	—	—	四〇八	一〇〇
撫松	五〇	二五二	一三〇	四、〇八六	三三〇	—	一、八七二	—	—	一、四一六	六〇〇
輝南	四四〇	三六六	二、九一九	三、四七二	四八、四七二	四、九六八	三〇、五八四	一、三七〇	—	五四、六四〇	一五、〇二五
安圖	—	—	—	一、二八〇	一、二三〇	—	一一、九〇〇	—	—	四、二〇〇	一、二〇〇
海龍	一四、五六〇	一六、六四〇	六九、四三〇	三三、八八〇	二六〇、〇〇〇	一七、〇一〇	三四、三二〇	二九、二五〇	—	四九四、〇七三	一〇、二〇〇
東豐	一〇、二六〇	一五、三五〇	五三、七三四	一四五、〇八八	三五五、六一〇	二一、四七二	一三八、四九〇	九、三四五	—	三九三、八八〇	一〇、二〇五
西豐	三一、一七八	五一、七八〇	六九、四〇二	二五七、七八四	四六九、六六〇	一〇、〇〇〇	一九〇、七一二	四、八二〇	—	四七五、四八〇	三一、一二〇
西安	四、三二一	三一、八五六	二八、二六〇	一四四、九八四	二三九、六一六	一七、五〇八	一四一、八六四	五、七二五	二、八六三	四三五、八一六	二〇、二六〇
柳河	一一、六七〇	八、三二四	一九、七六〇	二五、七一三	五三、八六四	四、六二五	二九、九二〇	一、一七六	—	五一、二八一	四、一八〇
洮南	二〇〇	一、〇九八	三五二	一〇四、五八〇	八一、三八一	三一、三七〇	六、五九八	六、八七〇	—	六、八〇四	二〇、五八四
遼源	二八八	一、八七六	二、五一〇	三五、二八八	一四八、九一四	一四、五〇〇	三、九二〇	七五	—	六〇、九六三	一四〇
洮安	—	六、〇三〇	二、一八〇	四七、三七六	四八、五九四	六、一三〇	七、八四五	一七、三一五	—	三〇、五一五	一七、九〇四
開通	—	四〇〇	—	四五、二〇六	二七、六七五	二二、七九〇	六、〇一五	九、八九四	—	二〇、六二五	四、四三六
鎮東	—	四八〇	二、六〇〇	六九、三〇〇	三〇、四〇〇	一七、六〇〇	一、〇二〇	一、〇〇〇	—	五、七七六	四〇〇
安廣	—	—	一、二二〇	三、五九二	一一、一三七	一七、〇二〇	三、四二八	四、七二〇	—	一、七七〇	一、〇八八
突泉	—	七、八〇〇	—	一、八九〇	二、八八〇	二、一一三	三、〇六〇	—	—	三七八	八四〇
昌圖	八〇、〇〇〇	六〇、〇一一	二〇、一四八	五二六、九四一	七七一、七一四	六一、一一七	二九、七七〇	五〇〇	—	四四、二四八	八、六四〇
懷德	一一七、〇〇〇	四二、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六四三、五〇〇	九二三、〇〇〇	九四、五〇〇	一〇五、〇〇〇	二五、〇〇〇	—	五九二、二〇〇	一八、〇〇〇
梨樹	三一、七五二	一一、五一一	三三、七〇六	七一、八〇三	七八四、七二六	六七、六八三	五〇、二〇八	五、八九〇	—	七〇八、一三八	一五〇、六八〇
關東州	一、二二六	五九四	三、七八一	六〇、六二二	六〇、二八二	—	二八、九三〇	一、七一三	—	一〇、六四七	六六、五九九

計	九二九、一四三	八三二、五三三	一、二六〇、二三五	五、六七五、三一六	二、九七七、三八〇	七七〇、六九二	二、三一七、七三三	二三九、三二〇	二三、一六八	七、五八二、四四五	七八〇、八二一

備考
一、年の豐凶に依り差異あり、本表は大正四年の收穫高とす。
二、空欄必すしも產出物の絕無を示すものに非らすして、單に的確なる統計的資料を缺くに因る

(ロ) 吉林省

(大正五年三月調)

種別／縣別	米	大麥	小麥	粟	蜀黍	黍	玉蜀黍	蕎麥	燕麥	大豆	雜穀
延吉	石 二五〇	石 四三、六三三	石 八〇、五五八	石 三四一、〇八二	石 三三二、一三三	石 八、三三七	石 一六、二四〇	石 一、一一三	石 —	石 一三一、八二〇	石 六、六九六
寧安	—	一二八、六二五	一九三、六五二	一、三四七、四八八	一、一一三、五五三	二八、八一九	六三、九四四	二、五一四	一七、八七七	三一一、七七五	二四、五八四
東寧	—	九、二四六	一九、八七五	一一〇、六八四	一〇四、四〇〇	三、三八〇	五、七六五	二〇六	六、八二八	四九、五七五	二、九五七
琿春	—	八、八八八	一五、七四五	六八、五七四	七五、六二八	一、六七四	三、三三二	一九三	—	二六、三七〇	一、五七〇
敦化	—	三四、四八〇	七八、六〇〇	一二八、九六〇	—	—	八四〇	二、八五〇	—	三六、〇〇〇	一三、一〇〇
穆稜	—	二、七六〇	一、六五六	九、〇一三	八、五一〇	一八〇	三七二	二五	—	二、六九〇	二〇七
額穆	—	三八、六一〇	九二、四〇〇	一一五、五〇〇	—	—	一、二六七	二、二六八	—	三〇、四〇〇	一三、三一〇
汪清	—	二、一九二	三、八九五	一九、七八五	一八、六九〇	三八五	八一九	五〇	—	七、〇一九	三、九八〇
和龍	一、五四三	六、五四四	一三、一〇〇	五八、九四七	五五、七六九	一、〇二五	二、四五六	二四五	—	一八、一〇三	一、六三六
吉林	八九、一四九	五六、六七三	一六六、五〇七	二六〇、七六四	二三七、〇四八	二九、九二五	五六、七三九	一八、四五二	—	二四九、六九七	三四、二八七
長春	五、六〇〇	四〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	七九、〇〇〇	四四八、〇〇〇	—	六七三、〇〇〇	—	—	三七五、〇〇〇	五六、一〇〇
伊通	一三三、六一五	五五、七〇四	八六、一一〇	一三四、三三三	二七七、三八四	三四、五〇〇	二六、三三九	—	—	二七五、〇一〇	一三一、三七〇
濛江	—	一三、九九三	一三、八一〇	一四、八八〇	一〇、〇八七	—	三三、三六四	一、八五〇	—	六、九七五	三、五五五
農安	一、九五〇	二七、二〇〇	三二、五〇〇	三〇〇、〇〇〇	三九九、一八〇	三、五〇〇	一八〇、七四六	—	—	一五二、〇〇〇	六、四一一

長嶺	—	一、六〇〇	一、六〇〇	一七五、〇〇〇	三一〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一七、五〇〇	—	—	—	八、〇〇〇
樺甸	一、七七〇	三、〇一〇	三二、六〇〇	二五、二〇〇	三三〇、四〇〇	四、三〇〇	一五、四八〇	三、四一〇	—	六六、六五〇	三一、三一〇
盤石	四、一四〇	一四、三五〇	一七九、四〇〇	四三二、一六〇	三〇〇、五八〇	四、一八八	三六三、二八〇	—	—	三四〇、三五六	三〇、七五〇
舒蘭	五、八二〇	六八、〇八〇	—	二八九、七四四	五、一〇〇	—	三四、四〇〇	—	—	一五七、〇九〇	四、四六〇
德惠	九七五	三三、〇〇〇	四五、〇〇〇	三三、〇〇〇	五六四、〇〇〇	五、一〇〇	三三五、五〇〇	—	—	三五、五〇〇	四、〇〇〇
双陽	一四、〇〇〇	四、〇〇〇	—	一四〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—	—	一三五、〇〇〇	—
依蘭	—	七三、九〇〇	六四、八〇〇	八三、〇八九	一七、五五〇	—	一六、二〇〇	二、五九二	—	六九、三三六	二、二六八
同江	三六〇	六〇〇	四八〇	一、九〇〇	一	—	—	—	—	三〇〇	二四〇
密山	—	二、三二五	二一、九七三	九、八九〇	二、八二六	—	九、一六二	九七二	—	七、四七五	五、二三四
虎林	三〇〇	四九五	一、〇四四	—	—	—	—	—	—	二四〇	四一一
綏遠	—	五六五	六七一	四八〇	一八〇	—	一八〇	—	—	六七〇	—
方正	—	九、〇〇〇	二六、四〇〇	一三、五〇〇	九、五七四	—	八五、五〇〇	—	—	二六、一〇〇	—
富錦	—	三〇、七八〇	三〇、四一〇	一九、〇四五	七、四一〇	—	六、〇〇〇	九一三	—	三〇、四七〇	九一三
饒河	—	四、三三〇	五、一一〇	三、二〇五	一、二四八	—	一、一五三	一五三	—	五、一一五	一五三
樺川	—	九二九	一、〇三三	八六〇	二一二	—	二六〇	五二	—	一、一〇四	五二
扶餘	—	四四、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二二四、〇〇〇	六九、六〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	—	—	二〇三、五〇〇	—
双城	—	五四、〇一〇	三五、六〇〇	四三二、〇〇〇	四一七、九五〇	八、一三〇	一七四、〇〇〇	—	—	一五一、三〇〇	—
賓	—	一六、八〇〇	一六〇、〇〇〇	一八九、〇〇〇	三三六、〇〇〇	—	一八〇、〇〇〇	—	—	三三二、一五〇	—
五常	一〇、五〇〇	六、五〇〇	一〇〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇	二八〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	—	—	一七七、五〇〇	—
楡樹	四、二〇〇	二一、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	六三三、〇〇〇	四〇六、〇〇〇	四、〇〇〇	六三三、〇〇〇	—	—	四二〇、〇〇〇	六、〇〇〇
濱江	一、三四四	九、九九七	一五、三八〇	一、二〇〇	二、六八八	一五〇	三〇〇	—	一、五三六	四、八〇五	三四
同賓	一、三三三	三、五〇〇	一三、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	—	一六八、〇〇〇	—	—	八一、〇〇〇	—

縣別＼種別	米	大麥	小麥	粟	蜀黍	黍	玉蜀黍	蕎麥	燕麥	大豆	雜穀
阿城	三一五	二、八二〇	八三、五〇〇	一三二、五六〇	三三、七〇〇	一八五	一三二、七一〇	—	—	二二七、九五〇	—
計	二七六、二六四	八七三、一二一	二、〇一九、四〇六	四、四五〇、八三五	六、三四五、三三一	三四三、七六八	三、六〇三、七九七	—	二六、二四三	四、一二五、〇三六	三六三、七一五

備考
一、年の豐凶に依り差異あり、本表は大正四年の收穫高とす。
二、空欄必すしも產出物の絕無を示すものに非すして、單に的確なる統計資料を缺くに因る。

(八) 黑龍江省

(大正五年三月調)

縣別＼種別	米	大麥	小麥	粟	蜀黍	黍	玉蜀黍	蕎麥	燕麥	大豆	雜穀
龍江	—石	三九、三六八石	三九、九三五石	九一、四九四石	六、七五〇石	七八、四九二石	三〇、〇〇〇石	一三、七六〇石	七五、〇〇〇石	三三、二四〇石	二八、一六五石
大賚	—	六、八二四	一三、六一〇	一七二、四五一	一六八、八四八	三三二、四五四	一〇五、四四四	四八、三三〇	—	一六五、二〇四	一一三、七〇〇
肇州	—	八七、三三〇	一三〇、五一五	一六三、四三八	一〇〇、一九八	一五一、三六八	九七、二〇〇	四一、三〇〇	—	八〇、五八〇	七三、一三六
安遠	—	二七、三〇〇	一七、四三五	九一、七〇四	三七、三一二	一二八、七三〇	五〇、五三六	二六、六九五	四、九三八	四一、〇〇五	四一、〇〇〇
呼蘭	二五〇	一二三、一〇四	一九九、八九五	一八八、五七三	一六三、五九〇	七九、四九九	四四、二二九	四七、九八五	—	二七七、八三〇	一〇三、四三三
巴彦	三三〇	二〇七、五三〇	二六四、六〇〇	一五七、三一四	二五八、七一〇	一三、六〇〇	四九、九八〇	三、四一〇	一、八三八	二五七、〇四〇	一〇四、四四〇
蘭西	—	四四、五三〇	一〇五、九九二	二七四、六六五	一三五、五一六	二九、二三五	四八、六三六	一四、五〇〇	二、七二四	一一一、五〇〇	八五、七〇〇
木蘭	—	一三三、二七五	四七、八九二	七五、五一〇	六〇、五七六	一、八四五	二七、六七一	二四、六三〇	—	五〇、四三五	三一、八四八
綏化	—	一四四、〇〇〇	一八一、四六〇	二九四、八四〇	一八九、〇〇〇	六三、〇〇〇	一八一、七二七	五八、五一〇	四、五〇〇	二六三、八二六	一二二、三〇八
慶城	—	三五、二九六	一一〇、三一五	一二〇、九六三	一〇二、九六三	一六六、九九一	三七、五二七	四、四七二	二、九四〇	一三二、三七八	四七、八八八
海倫	—	一八、六九〇	五三七、〇二八	四四七、五三五	二四四、二九八	一八二、五三〇	一三三、五五二	一三、六八五	四、二〇〇	四〇九、〇七五	二九一、〇〇〇
青岡	—	一六、二六八	一八、八六四	六一、九四五	四〇、五三六	七九、〇三〇	五、六一六	二三、一一五	—	一五、五七六	三七、〇九二
拜泉	—	八六、二四〇	一二九、九二〇	一三八、六〇〇	三六、九六〇	九二、七五〇	一三四、四〇〇	一一、四〇〇	一七、一六六	一八〇、六〇〇	八〇、〇三三

訥河	一	八六、〇三〇	一三、八六八	五三、五〇〇	二、〇〇〇	七九、一七〇	八、六四〇	六三、七〇〇	二八、〇〇〇	一一、二〇〇	二三、七四〇
武興	一	一	六、八八〇	七五、八九五	一三、九〇〇	一	一	一一、一五五	一	一三、九〇〇	一三、八五三
嫩江	一	三、四三〇	三三、〇七二	一三、二五〇	一	九、八〇〇	一	八、五七五	一、〇二五	二、四五〇	八、八二二
瑷琿	一	九、九〇〇	四、三六八	一八、六三〇	一〇、七八五	一一、二〇〇	九、二〇五	七、五五〇	三、八一〇	一、〇〇〇	七、〇四〇
通河	一	四、三三〇	二九、二七七	三三、〇〇〇	四、四〇〇	一	六、〇〇〇	一	一	三六、六〇〇	三六、〇五六
湯源	一	一九、三九二	六〇、六九〇	一四一、一七五	二九、八三〇	一七、三八〇	一三、三〇五	六、三七〇	一	一九、三九五	三九、二八八
臚濱	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
呼倫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東興鎮	一	五、二八〇	二、三一〇	二、七五〇	一	一	五、六八二	一	一	三、四五〇	二、三七六
西布特哈	一	二一、七六七	一、七六七	九、六二五	一	一四、五一〇	一	一八、〇九五	七五、六〇〇	二八、八〇〇	六、九〇八
計	五八〇	九〇九、七四五	一、九四七、七一三	二、七九三、八八七	一、六〇五、二一〇	一、五三一、五八五	九七九、三三一	四四七、〇二七	三三一、七三一	二、一四四、〇八三	一、二九六、八〇四

備考

一、年の豐凶に依り差異あり、本表は大正四年の收穫高とす。

二、空欄必すしも產出物の絕無を示すものに非すして、單に的確なる統計的資料を缺くに因る。

七、特用作物年產額

(關東都督府調查)

(イ)奉天省

(大正五年三月調)

縣別＼種別	棉花	藍靛	葉煙草	線蔴	菁蔴	莔蔴	蔴	綿
瀋陽	四〇、六六六貫	一貫	八、九六〇貫	一貫	一貫	一八、〇〇〇貫	一貫	一貫

撫順	二三四	—	—	—	—	—	五、二一〇	—
遼陽	一六七、二〇〇	—	—	—	三三六、八〇〇	—	—	六四、六四〇
蓋平	二一、六〇〇	—	二一、八四〇	—	—	—	—	六、〇八〇
鐵嶺	三、八四〇	二、七二〇	—	—	二、六二八	—	—	一一、三五〇
開原	—	六四〇	五、二八〇	六、〇八〇	—	—	六、七二〇	一三、六〇〇
遼中	四八六、五四四	—	—	七〇、〇四八	六六、〇九六	—	—	—
本溪	三、五六八	—	—	三、一三六	—	—	一、七六〇	一五、〇四〇
法庫	一四、一九二	—	—	—	—	—	三、五二〇	四九、七六〇
營口	一、六一六	—	—	—	—	—	—	—
新民	六七、六八〇	—	—	—	—	—	三二、〇六四	六七、二〇〇
黒山	一、一九四、二四〇	—	—	二、六五六	—	三二八、〇〇〇	—	—
彰武	三七、七四四	—	—	—	一三、九二〇	—	二四、三二〇	—
錦	二六、六五六	—	—	—	—	—	—	一三、六〇〇
北鎭	八八九、九六八	—	—	—	三八六、一一三	—	—	一八八、八〇〇
義	一四二、四一六	—	—	—	—	—	一七、七六〇	一七、七六〇
綏中	五三、〇四〇	—	—	—	—	—	一、六〇〇	八、八〇〇
錦西	一四一、〇四〇	—	—	—	—	—	—	七三、七六〇
興城	一六、〇〇〇	四、八〇〇	—	—	一、二四八	—	一、六〇〇	一、九二〇
海龍	—	四〇、一六〇	三〇、八八〇	一四六、六二四	—	五二、〇〇〇	二六、七二〇	—
東豐	—	三五、二〇〇	五七、九二〇	九三、三一二	—	六四、〇〇〇	八、一六〇	—
西豐	—	三〇、〇六四	一〇六、七二〇	四五四、二四〇	二五三、〇四〇	—	二九、九二〇	—
西安	—	一〇、五六〇	—	二六五、六九六	四〇八、〇四八	—	一四、四〇〇	—

柳河	—	七一、九二〇	五、七六〇	五〇、一七六	—	—	一八、八八〇	—
昌圖	—	—	—	—	—	—	—	三〇、四二〇
懷德	六五六	五、七六〇	—	七〇六、八一六	—	—	四九、一二〇	—
康平	六三七、八四〇	—	—	—	—	—	七六〇、九六〇	二四三、〇四〇
鳳城	—	—	—	八一六	—	—	—	—
寬甸	—	—	八、八〇〇	—	—	—	—	—
莊河	—	—	—	九六八	二、三三〇	—	—	—
遼源	—	—	—	—	—	—	四二、五六〇	—
興京	—	—	—	一八五、七六〇	—	—	一六六、三二〇	—
通化	—	—	一、四四〇	六六、二四〇	—	—	六、四〇〇	—
桓仁	—	五三、三三八	一、四四〇	一二八、〇〇〇	—	—	四四、八〇〇	—
輯安	—	—	四八〇	三、六七二	—	—	六、四〇〇	—
洮安	—	—	—	—	九、四五六	—	—	—
安圖	—	—	—	三二、〇〇〇	—	—	—	—
撫松	—	—	—	—	一六、〇〇〇	—	—	—
盤山	—	—	—	—	—	八、三二〇	—	三二〇
鎮安	—	—	—	—	—	—	—	三四三、六八〇
岫巖	—	—	—	—	—	—	—	六四〇
海城	—	—	—	—	—	—	八、八〇〇	—
安東	—	—	—	—	—	—	六一、七六〇	—
梨樹	—	三八、二四〇	—	—	—	—	—	—
計	三、九四一、七二〇	二九三、三九二	二三九、五二〇	三、七八五、二〇〇	一、四九五、六六八	四七一、三二〇	一、三五九、六六四	一、五〇〇、四〇〇

備考　本表は主なるものを掲けしに止め、他は各縣事情下に於て其縣毎に之を示せり。

(ロ) 吉林省

(大正五年三月調)

種別／縣別	藍靛	葉煙草	線蔴	菁蔴	莔蔴	蔴
吉林	貫 —	貫 —	貫 —	貫 —	貫 —	貫 二一七,三九二
五常	—	一,〇三二,〇〇〇	—	—	—	七四,〇〇〇
楡樹	一四一,九〇〇	九六,三三〇	—	—	—	九〇,三三〇
新城	一〇三,二〇〇	七三,二四〇	—	—	—	七一,六四〇
阿城	三五,六九〇	四四,二九〇	—	—	—	一九,九三五
長壽	六四,五〇〇	九〇,三二〇	—	—	—	二五,八〇〇
方正	一一八,二三〇	三三,六五〇	—	—	—	三九,〇〇〇
賓	二五八,〇〇〇	六四五,〇〇〇	四三,六七二	二七,〇五六	—	一四六,二〇〇
依蘭	—	八,一七〇	一,一二〇	—	六七二	四,七三〇
密山	—	—	九九二	—	九三	—
長春	—	—	—	—	—	九五五,〇四〇
農安	—	—	一九三,〇〇〇	—	二五,六〇〇	—
敦化	—	—	二,四〇〇	—	—	—
盤石	—	—	一〇,四八〇	—	一,九二〇	—
樺甸	—	—	一一三,〇〇〇	—	六七,二〇〇	—
寧安	六〇,二〇〇	四八一,六〇〇	—	—	—	一四一,九〇〇

計	七八一、七五〇	二、四八三、五七〇	七三一、六六四	二七七、〇五六	九六、三〇四	二、四七五、九三七

備考　本表は主なるものを掲けしに止め、他は各縣事情下に於て其縣毎に之を示せり。

（八）黑龍江省

縣別＼種別	藍靛	葉煙草	線麻	菁麻	亜麻	麻	阿片	柞蠶繭	同製絲	繭類	麻實
龍江	—貫	二六、八〇〇貫	—貫	四、四〇〇貫	—貫	一三六、三三六貫	—貫	二〇〇斤	二斤	—貫	—石
大賚	—	二四、〇〇〇	一三、一〇四	六、六四〇	—	一、〇〇〇	—	—	—	—	—
肇州	—	一四、四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安遠	—	—	五、九〇四	—	—	—	—	—	—	—	—
呼蘭	九、七〇一、〇〇〇	一〇、六六四、〇〇〇	四、三三三、六〇〇	—	一三、九六〇	一五、九九六、〇〇〇	三、〇一〇	—	—	—	—
巴彦	三〇七、四〇〇	六、九八七、五〇〇	六四〇、〇〇〇	三、一五三	—	一五、〇〇〇	—	—	—	—	二、四一〇
蘭西	三、〇九六、〇〇〇	五、五四七、〇〇〇	四、〇〇〇	五、一二〇	—	一〇、一六九、五〇〇	三、〇〇〇	（ヤ）一、〇七九貫	—	一六七	—
木蘭	二九、九一三	二、四五一、〇〇〇	三二、四六四	二四、五二八	—	二、四五一、〇〇〇	—	—	—	—	—
綏化	四、〇八五、〇〇〇	二六、一四四、〇〇〇	—	二七、二〇〇	—	三、二五六、〇〇〇	五、六一〇	四、〇〇〇斤	三三	—	—
慶城	二一、〇九四、〇〇〇	九、八四七、〇〇〇	八、八〇〇	五、六〇〇	—	七、三九六、〇〇〇	四、三三四	—	—	—	—
海倫	六一、四〇四、〇〇〇	四〇、九三六、〇〇〇	三三、五三六	四九、二八〇	（綿花）九〇、〇〇〇貫	四〇、九三六、〇〇〇	四〇八、〇〇〇	—	—	—	—
青岡	一、三〇七、二〇〇	四、九〇三、〇〇〇	—	—	—	六、五三六、〇〇〇	—	—	—	—	—
拜泉	三、〇一〇、〇〇〇	二、四〇八、〇〇〇	四一八、九二八	—	—	三、〇一〇、〇〇〇	—	—	—	—	—
訥河	—	三、六〇〇	二、六二四	—	—	—	—	—	—	—	—
瑷琿	—	—	二、九六〇	二、五二八	—	—	—	—	—	—	—
通河	六四〇	六四〇	—	—	（金針菜）一二八貫	—	—	—	—	六四〇	—

湯源	—	三四、六〇〇	—	—	—	七、六四二	—	—	—	—	—
東興鎮	—	—	三二〇	—	—	—	—	—	—	—	—
計	九四、〇九五、一五三	一〇九、九六二、五四〇	五、四七六、二四〇	一二八、四四九	—	九八、九〇九、四七八	四三三、八六四	—	一三三	七九七	二一、四二〇

備考　表中(ヤ)は薬草を示す。

八、作物播種期

(同前調查)

地方名 ＼ 種類	高粱	大豆	陸稻	麥	棉花	稗	粟	玉蜀黍	蕎麥	煙草	麻
復縣	三月上	三月上	三月上	二月上	—	三月上	三月上	三月上	六月中	—	—
遼陽	三月下	三月下	三月下	二月下	二月下	三月下	三月下	三月中	—	—	—
新民屯	四月上	四月上	四月上	四月上	三月上	四月上	四月上	—	—	—	—
鐵嶺	三月下	三月下	三月下	二月下	二月下	三月下	三月下	三月中	—	—	—
康平	四月下	四月上	四月上	四月上	三月下	—	四月上	—	六月上	—	四月上
鄭家屯	四月上	四月上	—	—	—	四月上	四月上	四月上	—	—	—
洮南	三月上	三月下	—	三月中	—	—	三月下	三月下	六月上	—	—
海龍城	四月中	三月中	四月中	二月中	—	—	四月中	—	—	四月中	四月中
鳳凰城	四月上	四月上	四月上	三月上	—	四月上	四月上	三月上	—	—	—
桓仁	三月中	三月下	三月下	三月中	—	三月中	三月中	—	六月下	三月下	三月下
錦州	三月下	四月上	—	三月上	四月上	—	三月下	—	六月中	—	—

備考
一、上、中、下とあるは上旬、中旬、下旬の略とす。
二、北滿地方に在りても概ね同一なりとす。

九、作物收穫期

（同前調査）

地方名＼種類	高粱	粟	大豆	陸稻	麥	棉花	稗	玉蜀黍	蕎麥	煙草	麻
復縣	八月上	八月上	八月上	八月上	六月中	—	八月上	六月下	—	—	—
遼陽	八月中	八月中	八月中	八月下	六月上	八月中	八月中	六月下	—	—	—
鐵嶺	八月中	八月中	八月中	八月下	六月中	八月中	八月中	六月下	—	—	—
新民屯	八月下	八月下	八月下	八月下	六月中	八月中	八月中	—	—	—	—
康平	八月中	八月中	八月下	八月上	六月中	七月下	—	—	八月中	—	—
鄭家屯	八月中	八月中	八月中	—	六月下	—	八月中	七月上	—	—	—
洮南	八月中	八月中	八月中	—	六月下	—	—	七月下	八月中	—	—
海龍城	八月中	八月中	八月中	八月中	六月上	—	—	—	—	八月中	八月中
鳳凰城	八月中	八月中	八月中	八月中	六月下	—	八月中	七月下	—	—	—
桓仁	八月下	八月下	八月下	八月下	六月中	八月下	八月下	—	八月下	八月上	八月下
錦州	八月中	八月中	八月中	—	六月中	八月中	—	—	八月中	—	—

備考
一、上、中、下とあるは上旬、中旬、下旬の略とす。
二、北滿地方に在りても概ね同一なりとす。

四、耕作法

整地及び施肥　例年正月中旬頃より畑地に肥料を送り一車六百斤乃至千斤内外の肥料を約四五間毎に六堆乃至十堆に分積し置きて春季に至り播種する際に之れを使用するなり、即ち四月上旬より四月下旬に至る播種期に入れば先づ整地すべく堆積せる肥料を糞筐中に掬ひ取り之れを均一に壟溝内に散布するか鐵鍬或は木鍬にて之れを地上に撒布し然る後多くは二頭の牛馬若しくは騾を使役して犂を曳かしめ、前年壟臺の中央を耕鋤するときは一半の土壤は右なる壟溝に他の一半は左なる壟溝に反轉し以つて前年の壟溝は變じて今年栽培する壟臺となり肥料は壟下に埋沒せらる、而して馬又は騾を使用して其の壟上に檍子を曳かしめ土塊を粉碎すると共に壟上を均平にし併せて土壤を鎮壓す、耕鋤は普通春期播種前に行ふを常とすれども邊外に在りては往々秋期結氷前に、金州附近にては大抵秋期に耕鋤するを常とす。

播種　播種は壟上に播溝を作り其の上に種を下し足にて土を覆ひ之れを鎮

壓す種子の蒔き方に一攄二點三摔四點葫蘆の四種あり、攄は揉み下ろして蒔く法にして大麥、小麥、米、蕎麥等は此法による。　點は我國の點播にして大豆、包米に用ふ數は抓みたる種子を高く振り上げ振り下すと同時に母指と食指との間より振り蒔く法にして高粱に行ふ。　點葫蘆は播種器にして葫蘆の中央に竹筒を貫き中に入れたる種子は竹筒に插入されたる高粱等の穗を傳うて少量づつ適當に散布し得る樣作られたるものなり、葫蘆に代るに木筐又は風呂敷を以つてするものあり此法は多く粟、稗等の小粒種子を播種の際用ふ。　播種後は必ず輥子(ローラー)を以つて押し均らす之れを押地といふ、輥子は木製のものと石製のものとあり、共に長さ約四尺五寸、直徑一尺二三寸のローラーにして多くは木製のものを用ふるも地方によりては石製を用ふるものあり、輥子は普通一頭の驢に挽かしめ一往復に四壠を了るものとす。　播種量は大約左の如し。

一天地當り播種(一天地は六畝なり一畝は我百八十坪)

高粱	我四升—八升	大豆	我一斗—一斗二升
粟	二升五合—四升	大麥	二斗五升—三斗五升

小麥	一斗五升—二斗	蕎麥	一斗—一斗五升
米	一斗五升—二斗	包米	六升—九升

包米は一尺の距離に蒔付け間作として小豆等を植付くるを常とし包米のみ植付くること極めて稀れなり、又、小麥と大豆とを混植することあれども其の成育良好ならざるが如し、小豆は又高粱の間作となすこと少なからず、麻は路傍の壠畔に植えて牛馬の亂入を防げり。壠の方向は畑地の位置によりて一定せざるも、其の地方に數次起る風の方向に從つて作り、又、丘上傾斜地は傾斜の方向に從ふを常とす、一壠の幅は木尺一尺五六寸を普通とし水濕の地は幅三尺位とし壠臺を高くし泥水を防げり。以上は熟地に於ける耕作方法とす。

中耕 普通作物は播種後、發芽約一寸許に至れば中耕をなす、之れを頭鏟又は頭編地と稱す、奉天地方に於ける中耕は五月中旬より五月下旬に亙りて之れを行ふ、此際高粱及び包米は之れと同時に間引をなし草を除き壠を整へたる後直に犂丈を以つて培土し畑地を淸潔ならしむ、此場合に於ける犂丈の使ひ方は當初鋤起する時と異にして僅かに壠溝を渫へ上ぐるに止まる之れを鐋と稱す、鐋には馬匹の

口に筧を掛くること我國と異ならず。高粱は六七寸、大豆は三四寸、粟は四五寸に長ずるに及び、更らに第二回の中耕をなし同時に除草培土をなす、之れを二編地又は二鏟と稱す、奉天地方に在りては六月中旬前後に行はるるもの多し、鏟地の後、鋤することと頭鏟の時と同じく七月上旬前後に三鏟したる後鋤して全く中耕を終る、但し大豆の如きは二鏟に止む又手不足なるときは他の作物も亦二鏟に止むることあり。

收穫方法

は高粱は成熟したる後、鎌にて根元四五寸の處より切り放ち之れを束となして日光に乾かすこと五六日にして其の穗先を切り取り、粟は成熟したる後、鎌にて根元より刈り取り、大豆も收穫後一二日日光に乾かす、小麥は粟の如く刈り取らずして拔き取り四五日日光に乾かす、麥畑は翌年の耕作に便ならしむるため一回鋤き返し置くものとす、包米は高粱と同じく根元四五寸より刈り取り、棉花は破熟して破殼するや七月末より隔日に採取し、麻は刈り取りたる後葉を去り之れを水缸の裡に浸すこと約一週間の後、之れを取り出し其の皮を去る、煙草は葉を切り取り土溝中に並列し終れば其の上部に青草を蔽ひ其葉の醱酵變色するを

待ちて農場の後園若くは屋後に繩を張りて之れに挿み日光に乾すこと數日の後、市場に運ぶ、葉の平なるものを片子烟と稱し、之れを巻きたるものを柳子烟と稱す。

穀類の調製　脱穀は打場と稱する地上に圓形の廣場を作り其の上にて之れを行ふ、脱穀は多く石製のローラーを使用す、其のローラーは兩端に回轉自在なる軸を付し家禽に挽かしむるものにして之れを破子と稱す大小一樣ならず、大碌子は長さ四尺徑一尺五寸、小碌子は長さ約二尺徑約一尺のものにして大碌子を使用する場合には打廣げたる穀種の厚さ一尺餘に上るも小碌子にては僅かに四五寸位の厚さならざれば脱穀不充分なり、又、數天地の耕作をなす小農は連枷を用ふ、大碌子は二箇にて一日に一天地を脱穀し得るなり、連枷は三尺にて一天地を終るに少なくも三四日を要す、一天地を脱穀し小碌子は二箇にて二日若しくは一日半に調製は穀類を木鑑にて高く空中に掬ひ上げ風を利用して塵及び秕を去る、高粱、小麥、粟は二三回之れを行ひたる後、搧車(唐箕)に掛く、少額のものならば箕を用ふ。

肥料

南滿洲に於ては耕地の殆んど總てに肥料を施さざるなし、左れど其の施肥は每年同一の耕地に施すものにあらず、即ち肥沃なる土壤にありては三年に一度或は隔年に施すものとす、肥料の種類は單一にして總て土糞と稱する一種の堆肥のみなり。土糞製造は到る處に行はる、其の製法の一般を述ぶれば春季に於て各種耕作物の播種を終れば冬季に至るまで農間を利用して隨時之れが製造に著手するものにして住宅の近傍其他適當の地をトし多量の沃土を溝渠河邊等より運搬し來り、之れを先づ二尺位の高さに堆積し、其の上に家畜の糞尿及び塵芥を堆積す、斯の如くして沃土と糞塵とを交互に堆積すること四五尺乃至六七尺の高さに達せしむ、其の割合の如きは一定せざれども大抵黑土十に對し糞尿及び塵芥一の割合とす、而して數十日若しくは二三箇月を經て稍〻其の腐朽したるを見て切替を行ひ土と糞尿、塵芥とを能く混和せしむ、其の切替の方法は堆肥の一端を二尺乃至三尺宛、鐵鍬或は木先叉は鍤と稱する農具を以つて之れを取り去る、此場合には上部を下部に置き中部を外部に出し從來の位置を上下反轉し而して再び堆積し他端に至り之れを終るものとす、其の際、肥料分の發散を防がんがため堆積の外面に塗る

に泥土を以てする所あり、其の切替は數回之れを反覆するものとす。施肥の割合は奉天附近に在りては一天地に堆肥七千―八千斤價格三十吊內外、又、蓋平附近に於ては一天地に付約百二三十堆(七千―八千斤)にして價格十元內外なりといふ、黃海沿岸の各地に在りては濕潤なる土地を掘り、其の下層に堆積腐敗せる有機物の多量を含有する強粘なる埴質土壤を採掘して堆肥の主要なる原料となす、家畜糞は大抵自家に於て之れを供給し得ると雖他に之れを求むる時は普通見積量にて其の代價を取極むるも時には一車分を單位として代價を決定することあり、車輛の來往頻繁なる驛道上の大店の如きは一箇年の堆積家畜糞三四十車(一車八百斤內外)に上るものあり、一車の肥料代は大約六七十仙乃至一元二三十仙とす、馬匹十頭の一箇年間に於ける堆積糞は大約六十車にして土糞を混用する時は優に十天地に施肥し得べしといひ、奉天地方にて馬驢各一頭を飼育するときは一箇年間にして一天地に施給し得るだけの堆肥ありといふ。

滿蒙の農業と肥料

滿鐵會社の駒井德三氏が滿蒙の農業と肥料に關する意見を紹介すれば左の如し。

緒言

農業は滿洲の基本的產業なり卽ち滿蒙の開發は農業の改良を第一義とせざるべからず、而して農業改良上の一主眼とも稱すべきは在來農產の改良增殖にあり又在來農產の改良增殖は主として農作物品種の改良と肥料の改良とに俟たざるべからず、作物品種の改良は改良品種の育成と之が普及に尠からざる年月を要すべし然るに肥料の改良は數回の肥料試驗の結果其有效なる可き肥料の種類と用量とを決定することを得ば世界的商品たる人造肥料を輸入し、之が使用を一般農家に指導勸誘して比較的容易に其目的を達することを得べし、而して之れによりて得る效果は第一農家の收入を增進して其購買力を進め第二、農產額を增し尙其品質を高め第三、我人造肥料に新販路を與ふる等、滿洲の經濟界の振興に資する所尠からざるべし。

翻て日本に於ける肥料界の現狀を見るに肥料製造工業が最近異常の發達をと

げたる結果稍〻もすれば製品生産過剩に陷り各會社とも國外に於ける新販路の開拓に苦慮せり、此際滿洲の如き地方に日本人造肥料の販路を開拓することは日本肥料工業救濟上より見るも又急務と云はざるべからず、斯くして邦人が滿洲に於ける肥料の販賣に成功せば軈て其鋒を廣大なる南北支那方面に進むること敢て困難ならざるべし、斯くして全支那の農家が擧つて人造肥料を需要するに至らば到底日本の供給のみによりては之に應ずること能はざるべきを以つて其時こそ滿洲に一大肥料工場を設け、滿洲の特產物たる大豆粕、撫順硫酸アンモニア石灰窒素を原料とし更に南洋方面より安價なる燐鑛石を齎し此等を配合して地方に適合すべき各種の人造肥料を製出し以つて其巨額の需要に應ぜざるべからず。

即ち滿洲に對する人造肥料の販賣は當初其目的を滿洲の農業開發と日本產人造肥料の販路開拓とに置くも漸次其步を進めて止まざれば、遂には滿洲全土を我肥料販賣區域に包含し得ると共に、滿洲に支那市場を目的とする一大肥料工業を興すの動機ともなるべし。

余輩本問題に關し考究すること多時頃者略〻成案を得たれば玆に其概要を記し

て當路の參考に資せんとす。

第一　滿洲の農業と在來の肥料

肥料なければ農業なし、農業の營まるゝ處必ず肥料の需要あり、然れども肥料需要の程度は農地の新舊及土壤の肥瘠によりて稍〻其趣きを異にす、凡そ何れの地方に於ても開墾當初行はるゝ農法は掠奪農法にして次で三圃の法に進み、更に地積の狹隘を感ずるに至りて輪作農法に進步し、漸く地方の衰耗を悟りて肥料の必要に迫られ、先づ自給肥料を用ひ尚其不足を感じたるとき始めて人造肥料を需要するに至るは一般の徑路なり。

滿洲は南北處を異にするに從つて多少其農法に差異あるも、要するに禾本科作物(高粱、粟、玉蜀黍の類)と荳科作物(大豆、小豆の類)との輪作農法にして肥料としては未だ專ら自給肥料にのみ信賴せる時代に屬す、然るに北滿洲及び東蒙古の新開地方にして地力豐富なる處は暫く問はず、南滿洲にありては開墾後年を經ること既に久しきを以て、地力の衰耗著しく單純なる自給肥料のみを以てしては地方の補給稍〻困難なるの域に到達せり、唯一般農民の知識尚未だ幼稚なるを以て人造化學

肥料の存在及び效果を知らず僅かに大豆粕を唯一の買肥として時々地力の不足を補ひつつあるの狀態にあり。

現在滿洲の基本肥料たる農家の自給肥料は俗に土糞と稱し牛、馬、驢、騾等家畜の糞尿と泥土とを混交して製したるものにして、其所含要素は普通窒素〇、一一燐酸、〇、五九加里〇、五三內外にして其化學的に肥料としての價値は甚だ少く寧ろ滿洲の如き有機質に缺乏せる土壤の理學的性質を改良すべき一種の客土法と見るべきものなり、今滿洲農業の中心點たる公主嶺附近に於て畑地一反步に施す土糞量を見るに普通三年に一回約三百貫內外なるを以て其所含要素量は窒素三百三十匁、燐酸一貫七百七十匁、加里一貫五百九十匁に過ぎず、之に反し同一地上より收穫物によりて三年間に奪ひ去らるる要素量は窒素八貫百十匁燐酸二貫五百九十匁加里五貫四百七十匁にして其差額僅少ならざる實に驚くべし、最も其の內窒素は大豆の栽培によりて一部分空中の遊離窒素中より補給せらるると雖も、其他の不足額は年々地中より吸收し去りて地力を枯渇せしめつつあるは疑ひなし。

元來南滿洲は地方によりて著しく開拓の年代を異にせり、卽ち長春以南開原に

至る間所謂蒙地に屬する地方は今より九十年前の蒙地開放によりて開墾せられ開原以南蓋平以南地方は開墾後少くも四五百年を經たるものの如し、此關係より北部は地力比較的豐富にして農民は三年一回の施肥法を採れるも、中部は二年一回に短縮され、南部に至りては年々施肥するも尙且相應の收穫を望むこと能はざるより遂に大豆粕を併用するの外なきに至れり、是卽ち在來の自給肥料のみによりては地力補給の不足なるを示せるものにして、滿洲の農民も知らず〳〵這般の消息を理解し漸次高等なる肥料に向はんとするの傾向あるを證明するものなり。

從つて此際滿洲の農民に對し優良なる人造化學肥料の存在と其有利有效なることを適當に敎示するに於ては、旣に地力の枯渴に苦しめる南部の農民が直ちに之に趣く可きは勿論中北部の農民と雖も、從來の如く地力の減耗に對する消極的態度を捨てて積極的態度に導くこと必ずしも困難ならざる可きを信ず。

第二　人造肥料需要の推定

滿洲農地の地力維持增進上人造肥料の施用が必要にして、又農民間に其需要を喚起せしむること至難にあらざる可きは之を說明せり、而して愈滿洲の農家が人

造肥料の效果を認めて之を需要したるとき將來幾何の人造肥料が滿洲に於て消費せらる可きやを推定するに、滿洲は前述の如く各地地力の程度を異にし殊に北滿洲及東部蒙古の大部分は新墾に屬する地多きを以て、未だ施肥の必要を認めず直ちに人造肥料の需要を喚起せしめ得る見込少く其專ら需要せらるるは南滿洲就中奉天省を主とすべし、而して又等しく奉天省と云ふも南北各施肥の慣習を異にするを以て、地方により人造肥料の需要にも多少の徑庭を生ずるは免れざるべし。

今例を日本に借りて人造肥料需要增進の經路を見るに、日本に於ても農家は近年に至る迄多くは其存在及び效果を知らず肥料としては自給肥料の外唯僅かに鯡粕、菜種粕等を用ふるに過ぎざりしも、其後農學的知識の普及、當局の指導奬勵、及び肥料會社の努力等により次第に需要を喚起し、明治二十年に於て其消費額一千二百萬圓に達し、三十六年には二千七百萬圓に進み、最近大正三年に於ては一躍一億萬圓に到達せり、而も此趨勢を以てせば其需要は今後尙益〻增進す可く前途容易に豫想すること能はざるの狀態にあり。

翻つて満洲に於ける人造肥料の需要額を豫想するに満洲に於ては必ずしも日本の趨勢と並行すること能はざる理由あり、何となれば日本農業の大部分は二毛作にして且其表作は粗收入多き米作なるを以て、農家は肥料代として比較的多額の支出をなし得るに満洲の農業は一毛作にして、又其主要作物は大豆、高粱、粟の如き粗收入少きものなるより從つて農家は肥料代に多額の支出を許さず、茲に日本の畑作に消費する肥料額より満洲の畑地に於て消費せらる可き肥料の割合を計算するに其關係略ぼ左の如し

	一反歩粗收入	一反歩當り買肥額	摘要
日本(本州)中等畑地平均	二七、〇〇圓	二、九六	
南満洲北部中等畑地平均	七、三九	推定　八一	公主嶺附近大豆高粱粟平均
同南部中等畑地平均	七、九八	推定　八八	熊岳城附近大豆高粱粟平均

即ち満洲の畑地一反歩に對し平均約八十五錢の人造肥料を使用せしむることは困難ならざるべし、現に南部地方に於ける豆粕の消費量は一反歩當約一圓餘にして北部に於ても、土糞の外特に豆粕を使用する際には其一反歩當消費量は約金一圓内外なり。

而して右の如き推定の下に將來滿洲に於ける人造肥料の需要總額を推察するに左の如くなるべし。

縣名	耕地面積(反)	人造肥料需要推定額	縣名	耕地面積(反)	人造肥料需要推定額
關東州	八九四四〇、八	七六、〇三四、六八〇	復州	五五三一〇、四	[illegible]、三七八、八四〇
蓋平	五三三一〇、四	三三、七三九、〇五五	岫巖	一五六九一、七	一三、三三八、七〇五
莊河	三三八八七、九	二八、八〇四、七一五	安東	一九二九〇、六	一六、三[illegible]七、〇一〇
海城	一〇四三四四、六	八八、六〇七、九一〇	遼陽	一二六一六三、二	一〇七、二三〇、七二〇
撫順	二三二八九、六	一九、七九六、一六〇	瀋陽	一〇五〇七八、〇	八九、〇六四、〇〇〇
鐵嶺	七六三七五、八	六四、九一九、四三〇	開原	五二八七八、六	四四、九六六、八一〇
遼中	九二八八四、八	七八、九五二、〇八〇	本溪	二一六一九、二	一八、三七六、三二〇
法庫	七四〇八六、二	六三、九七三、二七〇	康平	五二八二五、二	四四、九〇一、四二〇
錦州	八一五三三、四	六九、三〇三、三九〇	新民	九九八二〇、八	八四、八四〇、六八〇
興城	三三二八七、八	二七、四四四、七三〇	黑山	四〇九一一、六	三四、七七四、八六〇
綏中	二九〇六九、四	二四、七〇八、九九〇	盤山	四六四三四、〇	三九、四六八、九〇〇
義州	九一六九九、八	七七、九四四、八三〇	錦西	一八五一〇、六	一五、七三四、〇一〇
營口	一一八八五、四	一〇、一〇二、五九〇	鳳城	三七〇八四、八	三一、五二二、〇八〇
興京	三一五四五、六	二六、八一三、八一〇	海龍	七四三九七、六	六三、二三七、九六〇
東豐	一〇一〇二六、二	八五、八七二、二七〇	西豐	一二七七四〇、〇	一〇八、五七九、〇〇〇
西安	八九三五八、六	七五、九三三、八一〇	昌圖	一二〇〇八〇、四	一〇二、〇六八、三四〇
懷德	七三五八〇、四	六二、五四三、三四〇	梨樹	一五四三五九、〇	一三一、二〇五、一五〇
吉林	一二八九一六、六	一〇九、五七九、一一〇	伊通	一四五五二四、〇	一二三、六九五、四〇〇

農安	一三四二八二、二	一〇五、六三九、八七〇
盤石	一九五九二四、六	一六六、三五五、九一〇
長春	一五六七五四、八	一三三、二四一、五八〇
合計	一、九八〇六三三、五	一五一、二七六、〇五八、一五〇

備考

一　奉天省の內彰武、北鎭、寬甸、通化、桓仁、臨江、輯安、長白、撫松、輝南、安圖、柳河、洮南、洮安、遼源、開通、鎭東、安廣、突泉等の諸縣の開墾後日淺きと土地僻遠にして運賃の關係より當分人造肥料の需要無きものと見て計上せず。

二　吉林省の內長春、盤石、農安、伊通、吉林の諸縣を除きたる地方又之れに同じ。

卽ち南滿洲の人造肥料の需要額は將來約二千五百萬圓に到達すべきを豫想し得べし、而して尙其額は人造肥料の使用に基づく收穫量の增加及び品質の改良によ る農產物價格の向上により農家の收益を增し、次第に增進すべきは疑ひなし。

第三　人造肥料施用の效果

滿洲の農耕地に對する人造肥料施用の具體的效果は、各作物により各地方により或は人造肥料の種類及び用量によりて異なるべきは當然にして、此等の事實は嚴密なる肥料試驗の成績を俟つて始めて知ることを得べし、今公主嶺(北部)及熊岳城(南部)に於る滿鐵產業試驗場の大正三四年度肥料試驗の成績を見るに左の如し。

公主嶺

一、三要素試驗、本試驗は大豆、高粱、粟の三作物に就き肥料三要素の關係を査察し以て施肥上の參考に資せんとするものなり。

試驗區別及作物成績	大豆 反當收量	大豆 收量比例	高粱 反當收量	高粱 收量比例	粟 反當收量	粟 收量比例
無肥料	石一、一一〇	八六	石一、〇〇五	五五	石一、五一〇	六七
無燐酸	九八七	八四	一、六〇三	八八	一、九七四	八七
三要素	一、二八八	一〇〇	一、八二五	一〇〇	二、二七七	一〇〇
無窒素	石一、二二八	九五	石一、五四七	八五	石一、六九九	七五
無加里	一、二五五	九八	一、七六六	九七	二、四二四	一〇六

備考　收量比例は三要素區を一〇〇とせる收量比例

右成績によれば大豆栽培上最も注意を要するは燐酸とす、而して高粱、粟に對して窒素にしては燐酸之れに亞ぐものと曰ふべし。

二、各種肥料試驗、本試驗は各種肥料の效果如何を知らんとするものにして、大豆粕、硫酸アムモニア、過燐酸石灰を單用又は併用して其肥效を比較せり。

試驗區別及成績	大豆 反當收量	大豆 無肥對比	高粱 反當收量	高粱 無肥對比	粟 反當收量	粟 無肥對比
無肥料	一、一一〇	一〇〇	一、三一九	一〇〇	八二三	一〇〇
硫酸安母尼亞反當一貫五百匁	一、一六二	一〇四	一、八四八	一四〇	一、一五六	一四一
堆肥過燐酸石灰	一、三四八	一二一	二、〇八六	一五一	九八四	一二〇
大豆粕反當七貫五百匁	一、三六七	一二四	一、六四三	一一九	六三三	七七
過燐酸石灰反當三貫匁	一、一九〇	一一七	一、九四四	一四一	一、〇六九	一三〇
大豆粕過燐酸石灰	一、二四一	一一三	一、五四四	一一一	五九二	七二

硫酸安母尼亞過燐酸石灰	一、二五八	一二三	二、二一四	一三三	一、二三六	一三一

右成績によれば高粱、粟に對する硫酸アムモニア及過燐酸石灰の肥效著きを見るべく、大豆に對しては堆肥過燐酸石灰併用の肥效最も大なるを見る、要するに肥料の選擇配合の如何により三割乃至五割内外の增收を得ることを示すものと云ふべし。

熊岳城

一、三要素試驗、本試驗は大豆、高粱、粟の三作物に就き肥料三要素の關係を查察し以て施肥上の參考に資せんとするものなり。

試驗區別成績	大豆 反當收量	大豆 收量比例	高粱 反當收量	高粱 收量比例	粟 反當收量	粟 收量比例
無肥料	一、三四八	八三	一、六三三	四五	一、四六六	五四
無燐酸	一、一七八	七三	二、三三〇	六五	二、三五五	九九
三要素	一、六一五	一〇〇	三、五八七	一〇〇	二、三八三	一〇〇
無窒素	一、二五三	七七	一、九八三	五五	一、三〇四	五五
無加里	一、一八五	七四	三、〇八九	八六	一、八二六	七七

右成績によれば大豆栽培上最も注意を要するは燐酸とす、而して高粱、粟に對しては窒素にして燐酸之に亞ぐものと云ふべし。

二、各種肥料試驗、本試驗を缺ぐ、以上の試驗成績を綜合するに滿洲に於ける大

豆の栽培には燐酸肥料の補給は最も必要にして高粱、粟の栽培に對しては窒素肥料の效果最も顯著なるが如し、而して其施用すべき人造肥料の種類としては燐酸は過燐酸石灰、窒素には硫酸アムモニア最も適當なるべく、之が實施に當りては過燐酸石灰(反當り三貫匁價格金圓四五)硫酸アムモニア(反當り一貫五百匁價格金、八〇)を在來の土糞に混交して使用せば充分の效果を豫期することを得べし。

次に右の如き人造肥料の施用が滿洲農家の經濟に如何なる影響を與ふるかを見るに。

作物種類		從來反當收量	人肥反當收量	差引增額	增收價額	人肥代
大豆	穀實	一、〇二一	一、三四八	三二七	一、四〇〇	一、三五
	莖稈	一七、二〇	三二、一〇	一四、九〇	三〇〇	
粟	穀實	八三二	一、二六六	四三四	一、〇〇〇	一、三五
	莖稈	六二、五〇	一一〇、〇	四七、五〇	一、〇〇〇	

作物種類		從來反當收量	人肥反當收量	差引增額	增收價額	人肥代
高粱	穀實	一、三七九	二、一一四	七三五	二、一〇〇	一、三五
	莖稈	六〇、九〇	一四四、〇	八三、一〇	一、四一〇	

卽ち一反步當り平均金一圓二十錢內外の增收を與ふることとなるべし、而も人造肥料の施用には特に何等の手數を要せざるを以て、此の增收は略〻純益に近きものと見るを得べく、其結果十天地(六町步)耕作の農家は金七十二圓內外の純益を增し百天地耕作の農家は七百二十圓內外の純益を增すこととなるべし。

更に人造肥料の普及が滿洲一般の經濟界に與ふる影響に就きて考ふるに、若將來南滿洲の農家が擧つて之を使用するに至らば、其農產增額に資する處は單に高粱、大豆、粟の三作物に就きて見るも

種類	南滿洲の現產額	人造肥料增產額三割乃至五割	同上增產價額
高粱	約一、一〇〇萬石	三〇〇萬乃至五五〇萬石	金七五〇萬圓乃至一、三七五萬圓
粟	同 六〇〇萬石	一八〇萬乃至三〇〇萬石	金三三六萬圓乃至六六〇萬圓

種類	南滿洲の現產額	人造肥料增產額三割乃至五割	同上增產價額
大豆	同 七〇〇萬石	二一〇萬乃至三五〇萬石	金九二四萬圓乃至一、五四〇萬圓
合計			二〇一〇萬圓乃至三五七五萬圓

尙二千萬圓乃至三千萬圓の增額を與ふべく況んや其他の雜穀の增收を加算せば其增價格は五千萬圓を降らざるべし、而して此內大豆、粟の如きは滿洲の重要なる輸出品なるを以て、此の結果が滿洲の輸出貿易を促進すべきは言を俟たず、一面又農家が之によりて得る處の純益增加額は二千萬乃至二千五百萬圓に達すべし、而して其結果は自ら農家の生計を高めて、彼等の購買力を進め滿洲輸入貿易の發達に貢獻する處少からざるべし。

第四　人造肥料の普及事業

滿洲の農地に對し人造肥料の施用が必要にして又、其農家經濟及滿洲一般經濟

界に與ふる影響の頗る偉大なる可きは之を説けり、然らば斯くの如き重要なる商品の如何にして全南滿洲に普及すべきやに就て考究するに、人造肥料の有利有要なる事は農民智識の進歩に從つて、自然に彼等の間に理解せられ將來漸次其需要を喚起すべきは明かなり、然れども現滿洲の如き狀態の下に於て斯くの如きを期待するは恰も百年河淸を待つと選ぶ處なきを以て、若一定年月の間に其目的を達せんとするには是非共適宜の普及方法を講ぜざるべからず。

昨大正四年度より三井物產會社は過燐酸石灰普及の目的を以て、同肥料約千八百俵を滿鐵會社に寄贈し、滿鐵會社は之を鐵道沿線の支那農家に配布して之が使用法を指導し、其成績を監察せり今其結果を見るに此方法も亦多少の效果なきにあらざるも、元來之が監督指導の任に當れる者は、他に繁忙なる業務を有し其勸誘に專心なること能はざるを以て、稍もすれば隔靴の歎なきあたはず、卽ち茲に於てか我輩は專心之が普及に當るべき滿洲人造肥料普及機關の特設を稱道するものなり。

人造肥料普及事業は日本にありても、智利硝石普及會の如き獨逸產加里肥料普

及會の如き、或は各人造肥料會社の製品普及事業の如き又支那にありては獨逸産肥料普及事業の如き何も專問の從事員を置き、演説に小冊子の配布に幻燈會に或は試驗場の設置に、各農家の注意を喚起すべき方法を考案して盛に活動せり、今日日本人造肥料消費額を一億萬圓の巨額に達せしめたる功勞過半は此等普及會の勢力に歸せざるべからず、故に滿洲に於ても將來人造肥料の販賣に從事すべき有力なる營利團體が中心となり他日人造肥料の供給者側に立つべき日本の有力なる各人造肥料會社と協議し、更に經營の當事者たる關東都督府滿鐵會社等と交渉して初めて滿洲人造肥料普及會を組織し、第一著の事業として滿洲の各地方より將來普及從事員となすに足るべき青年を募集し、之に肥料等に關する短期の講習を與ふるにあり、次に其講習修業生を各縣に配置し同時に奉天、吉林兩省長官及關係各縣知事により本事業の性質を説明して其主旨に賛同を求め、之等支那當局者をも普及會の名譽顧問に戴して普及會の事業推行上相等の便宜を求め、進んでは各地方の肥料講演會、幻燈會等を開催して普及從事員を活動せしめ、斯くの如くして各地方の農家が略ゝ人造肥料の何物なるやを理解したる時始めて普及從事員に

相應の販賣責任額を分擔せしめ試賣を開始せば數年の後、漸次其需要を喚起し延て全滿洲の農家をして進んで人造肥料に趣かしむること敢て困難ならざるを信す。

輪作法

農作物の種類は大豆、小豆の如き荳科植物と包米、高粱、粟の如き禾本科植物の二種に限られ、荳科植物は栽培上殆んど窒素肥料を要せざるなり、殊に翌年の後作に多量の窒素肥料分を土地に殘すを以つて南滿洲の如き有機質に乏しき土壤には實に好適の作物なり故に更らに人造肥料によりて燐酸分を加ふあらんか其の收穫著しく增大すべし、彼等農民は經驗上より得たる知識により耕種上の性質全く相反せる荳科及び禾本科の二植物を巧みに按排して間作及び輪作法を行ひ以つて肥料分の經濟を圖り且つ土地養分の消耗を防ぎつつあり、今其等の輪作法に就て記さんに高粱は新墾地に於ては大抵二三年同一地所に連作し地の衰へたるとき他の作物を以つて之れに換ふるを常とするも大農にありては左の如き輪作法

をなす。

第一年　高粱　第二年　豆　第三年　稻、大小麥　第四年　高粱　第五年　粟

輪作の順序は地方により一定せざれども普通肥沃の土地にありては前記の外。

第一年　高粱　第二年　粟、包米　第三年　大豆　第四年　高粱(施肥)

又、比較的腐埴質に乏しき粘土に於ては左の如し。

第一年　大豆　第二年　高粱(壤)　第三年　高粱(反)(施肥)　第四年　粟　第五年

大豆(施肥)　第六年　高粱(反)　第七年　高粱(壤)

但し反とは畔と溝とを反對になすをいひ、壤とは前の畔を其まま用ふるをいふ、

又砂質壤土にありては四年乃至五年に一回休閑を行ひ地力の維持を圖るなり、而して作物の順序は第一年大豆、第二年高粱(壤)第三年高粱(反)施肥若しくは大豆、粟、稗の如くするを普通とす。

滿洲にては作物中、稈太くして細根少なきものを硬楂と稱し、稈細くして細根多きものを軟楂といふ、卽ち左の如し。

硬　楂――――高粱、包米、大豆、小豆

軟　楂――粟、稗、小麥、大麥、米

支那農民の言ふ所によれば各種の楂の後作に適するものは左の如し。

高粱楂――粟、小麥、大麥、包米、高粱、小豆
谷(粟)楂――大豆、小麥、小豆
麥　楂――大豆、小豆、包米
稗　楂――大豆、小豆、包米
粳(米)楂――大豆、小豆、包米
豆　楂――米、高粱、包米、小麥、大麥、芝麻
包米楂――包米、高粱、小麥、大麥、小豆

要するに軟楂の後には高粱、硬楂の後には大豆を植ゆるは不可なり、高粱の後に大豆を植付くるは施肥を要し、之れを爲さざれば其の收穫甚だ少なし、粟の後に高粱は絕對に不可なり、卽ち其の長ずるに從つて土中の根腐蝕し穗を結ぶに及び秕多く葉の枯るること稀れならず、小麥は何れの作物の後にも栽培し得ると雖稗米の後には草多く生ずる憂あり、又、大豆は絕對に連作を不可とすといふ。

農具の種類

滿洲の農業地なることは人の普く知る所なるも其の農具の供給狀態に就ては注意を拂ふもの少なく本邦人にして之れが製造販賣を企つるもの殆んど絕無なるは遺憾とする所なり、而して滿洲に於ける農作物の種類、耕作方法等我國と異なり、從つて其の使用する農具に於ても差異あるは自然の結果なり、今左に其等の農具を記さん。

（一）整地用農具。

甲　耕墾器には鎬頭、錫頭、鐵叉子、鐵鍬、犁杖等あり。

乙　攪把器には竹扒子あり。

丙　鎭壓器には輥子又は磙子と稱するものあり總て木製なり。

丁　作條器には壞耙あり壞耙は地方により種々の種類あり。

（二）播種器には點葫蘆あり。

（三）收穫器には鎌刀は本邦の鎌と同一にして大小種々あり大形のものは高粱

を刈り小なるは柴草を刈るに用ふ賞鉋は收穫せる穀粒を搔き集むるに用ふ鐵笓子は稿稈、根株等を搔き集むるに用ひ木叉子は自然木の枝の股になりたるものを選び其形を矯め削りて造りたるものにして、脫粒の時穀稿稈類を取除き或は反覆するに用ふ卽ち一種の「ホーク」なり。

(四)施肥器二齒鈎子は一種の「マニュアーホーク」なり。

(五)脫穀調製器木鍁は全部木製にして匙形をなし、穀類の風選に用ふ卽ち脫粒せる高粱を高く打揚げ、風力を利用して穀粒と稃秕、塵埃とを選別する等に用ひらる輥子は一種の輥軸石にして之を馬、騾驢等に曳かしめ未だ脫粒せざる穀類の穗上を廻轉して之を脫粒す鏈筋は本邦に於ける槤枷と同一にして用法も亦同じ其他調製器には大簸羅、簸箕、搧車等あり。

次に十天地を有する農家の農具數及使用年限を擧ぐれば左の如し。

農具名	數目	使用年限	農具名	數目	使用年限
犂丈	一	四―五年	壞杷	一	四―五
鎌刀	三	二―三	鍬頭	一	三―四

釧刀	一	七—八	賞鉋	二	三—四
鐵鍬叉木鍬	二	三—四	大賞板	一	三—四
鎬頭	一	三—四	點葫蘆	一	三—四
木䃣子(鎮壓用)	二	六—七	揚車	一	一—五
鏵子	一	一	壞耙心子	一	一
鋤頭	五	二—三	梁叉	一	二—三
二齒鈎	一	三—四	木爬叉鐵爬	二	三—四
鐵叉	二	三—四	粒子(收子)	一	三—四
簸箕	二	三—四	石磙子(脫穀用)	二	一—五
磙子	一	一五	拉架	一	四—五

五、主要農產物種類

南滿洲に於ける農作物の種類は甚だ多からず、最も廣く栽培さるるは高粱、大豆及び粟の三種にして、其の他重なるものは包米、稗、蕎麥、黍、小麥、大麥、陸稻、小豆、綠豆、水

稲、豌豆等なり高粱は南滿洲農民の主なる食料にして隨て作付歩合甚だ多し、左れど東部滿洲の如き山地の瘠土にては、其の收穫極めて少額なるがため、高粱に代へ包米を作り常食となす、又、東部新兵堡より東して邊外の地に至れば包米は高粱より尙貴重なる一般住民の常食又は家畜の飼料として耕作せられ更らに通化、懷仁、寛甸より鳳凰城附近に至れば高粱耕作地域は漸次減少して包米の占むる所と爲り、黃海沿岸に至るに及んでは高粱は殆んど其の跡を絕つに至る、大豆も亦到る所に栽培せらる今主要農產物の種類につき記せば左の如し。

大豆　大豆に白大豆、靑大豆、黑大豆あり白大豆は支那にては黃豆或は元豆と稱す大豆品種としては金黃、白眉、黑臍の三種あり、金黃は金元とも稱し名の如く黃色を帶び圓形にして莢に附著せる痕跡(眉又は臍と云ふ)黃色又は白色を呈す、本種は黃豆中最も優等のものにして含油量多く搾油に適す沿線中最も多額の產出あるは鐵嶺及び開原地方なり、白眉は、又大白眉とも云ふ、外皮は白黃色を呈し、臍は白色なるを普通とするも又變じて褐色なるもあり含油量は金元に比して劣れども豆腐及び菓子の原料に適す、產地は奉天附近最も多し、黑臍には大黑臍小黑臍の二種

あり、臍の部に黒褐色の筋あり俗に猫眼と稱す外皮厚く含油量少なく大豆中にて最も劣等品なり。

青豆　青豆は黄豆と形狀に於て同一なるも唯外皮青綠色を帶び內部黄色なるものなり、尤も外皮の色澤は日數を經過すれば漸次褐色し黄色と區別し難きに至る、蛋白質成分多きを以て豆腐の製造に適す、產地は南滿洲東南部地方卽ち遼東半島地方を主とし、沿線に在りては遼陽以南連山關以南地方に產す安東縣は其の重なる集散地なり。

小豆及吉豆　小豆には紅小豆、白小豆、黎小豆、花小豆、雜花小豆の五種あり紅小豆は我國の小豆と同じ白小豆中外皮純白なるものは象牙白と稱し甚だ少し黎小豆は一名黒小豆と云ふ、花小豆は赤白色斑をなす雜花小豆は此等の類混合せるものを云ふ、此內花小豆價格最も高し滿洲到る所に產するも雙廟子以北地に多く奉天遼陽之に亞ぎ、多くは高粱、粟又は玉蜀黍の畦間に間作す、吉豆は一名綠豆と稱す其の粒小豆よりも小なり表皮深線なく粉條子(豆素麵)の原料となる雙廟子以北に產す。

高粱　高粱は本名蜀黍にして高粮又は紅粮と書す粳及糯の二種あり粳を糝高粱と云ひ糯を粘高粱と云ふ滿洲到る所之を産す、唯北邊新開地方は收穫不良なるを以て産せず、高粱を大別して榜子高粱及び蛇眼高粱の二となす、榜子高粱は又元窠高粱とも云ふ、最も普通なる種類にして色により黃窠子、紅窠子、黑窠子の三種あり此内黃窠子最も品質良し、黃窠子は鞍山站より遼陽東南、奉天西方、鐵嶺、開原、四平街一帶地方に産し長春に至れば頗る少なし、紅窠子は遼陽東北、撫順西方、奉天、開原地方に産し産額最も少なし、黑窠子は滿洲到る所之を産す、蛇眼高粱は榜子高粱に比し稍〻長大扁平にして蛇の目に似たるより此名あり穀は黑窠のみなり飯となすに最も適するを以て一に米高粱の名あり。

谷子(粟)　粟は穀子或は谷子と稱し粳糯の二種あり、粳粟は單に穀子と稱し、之を精せるものを小米又は小米子と云ひ糯粟は粘穀子と稱し之を精せるものを小黃米と云ふ。

粟は到る所之を産すと雖も、北滿洲に於て比較的多く栽培せられ南滿洲にては海城産を最も優良とし遼陽、雙廟子、奉天地方又著名なり小米子は炊きて飯又は粥

となす、又燒酒の原料ともなる、小黄米は一名小元米又は單に略して黄米、元米と云ふ、粒形小米子と同じく黄色鮮かにして黒き臍を有す、用途は主に黄酒(一名元酒)の原料となすも其の産額甚だ少なし、穀子には黄穀子及び白穀子の二種あるも後者は産額少なし。

包米(玉蜀黍)　包米は一名玉蜀黍又は玉米、玉黍と稱す、黄包米、白包米の二種あり一般に廣く耕作せらるるは黄包米なり南滿洲一帶平坦の地方に在りては、栽培少きも遼東半島及東部山間地方に在りては其住氏の常食なるを以て、主要作物として極めて貴重なるものなり、黄包米は普通之を挽割り小豆綠豆等を加へ粥として食す、之を包米渣子と云ふ又包米粉よりは包米餅子を製す又粉は包米麵、棒子、棒子麵(榜子麵)と稱し包米百斤より上等八十八斤、下等七十五斤を得、白包米は白黄色を呈す之を麥粉中に混ずることあり我國の製粉所にても需要あり。

小麥　小麥は公主嶺、長春以北に最多く産し、以南に於ては四平街、鐵嶺を除けば栽培甚だ多からず、鐵嶺附近にては鐵嶺製粉會社の原料購入以來稍〻生産額の增加を見るに至れり、小麥には火麥及び洋麥の二種あり、火麥は洋麥に比し褐色にして

粒長く溝深く品質優等なり

大麥及蕎麥　大麥は滿洲に於ては栽培多からず、僅かに遼河一帶地方黑龍江省各地吉林東北部地方、露領沿海州に接近せる地方に少許の栽培を見るのみ、用途は馬糧及燒酒の麹子となし又飴を作る、蕎麥は小麥の跡作又は其他の作物の夏期に於て旱魃又は水害の爲收穫見込なき時に播種す、又新開地及山地地方に栽培せらる、蕎麥は單に蕎麥と稱するものと苦蕎麥と稱するものとあり、蕎麥は最も普通に栽培せらる、我國の種類に比し粒大なり、多くは農家の食料として用ひらるゝに過ぎず苦蕎麥は遼河の上流蒙古地方に栽培せられ内實少しく黑色を帶ぶ共に麵を作りて食す。

米　米は粳子又は稻子と稱し旱粳子(陸稻)水粳子(水稻)の二種あれども旱粳子大部分を占め水粳子は日清戰役後より朝鮮人が處々にて耕作するものあり、之に倣ひて支那人の栽培するものあり又近時鐵道附屬地內にて日本人にして水田を經營する者漸次增加しつゝあり、粳子を精せるものを粳米又は大米と稱す四平街地方最も多く雙廟子、昌圖、鐵嶺地方又少なからず最とも良品を產するは遼陽附近に

して此地方のものは白大肚子と稱し白色にして稍〻青味を帶ぶ最も美味なり、米の中に紅帽道と稱する赤色のものを混ずるものあり、之等は品質劣る米は炊きて乾飯又は粥となす、高貴の人は之を常食とすることあれども其他に在りては賓客燕饗又は祝日等の宴席に供するのみ、粳子の內糯種卽ち我國の糯米を粘糯子と稱し精白せるものを糯米又は江米、粘粳米と云ふ。

黍及稗

黍は糜子、糜黍、迷子等と稱し粳糯の二種あり粳は散糜子或は單に糜子と稱す脫穀せるものを糜子米と稱す栽培地は東部蒙古一帶殊に遼河上流蒙古各旗及洮南附近は其首要なる產地なり主として蒙古人の常食に供せらる、稗は稗子と稱し、祥子、勝子、白子とも云ふ脫穀せるものを稗子米、盛米、勝米と稱す、多く濕地に栽培し南滿洲にては乾飯或は粥となし、或は餠、糕となし食用に供し北滿洲に於ては多く藁稈附著の儘、馬糧に供す。

其他

稍〻多量に栽培さるるものを擧れば鳩麥は薏苡と稱し公主嶺、長春、奉天、遼陽地方に少量の產出あり燕麥は鈴鐺麥と稱し北滿洲及蒙古地方に栽培せらる胡麻は芝麻と稱し鐵嶺、奉天、雙廟子、四平街地方に多し、多くは白胡麻なり產額多か

らず實は小麻子、綿蘇子と稱し雙廟子以北地方に多く產す、就中鄭家屯附近のものの最も良質なり、蓖麻は大麻子と稱し鄭家屯及新民屯西北地方最も多し、荏は蘇子と稱し四平街、開原、公主嶺、長春、鐵嶺地方に多し製油原料なり、雞頭は西天穀又は西番穀と稱し吉林省地方より滿蒙交界地方に亙りて栽培せらる、又一種の西瓜の種子なる瓜子は外蒙古地方に栽培せらるる之に頂心白、大胡蘿頭、二胡蘿頭及び一窩風の四種あり。

主要農作物

(イ) 間島地方に於ける農作物

大正六年に於ける間島主要農作物作付反別及び收穫高は左の如し。

種別	作付反別（町）	收穫高（石）	大正五年度との増減比較 増(+)減(-)（割分厘）
粟	三一、一八二・六	四五六、二三四・三	(-) 六・四
大麥	六、五〇五・六	五八、三二三・六	(-) 四・五・〇
大豆	八、六一三・七	六七、〇〇五・八	(+) 二・四・二
玉蜀黍	六、二九八・五	九二、三三二・〇	(+) 五・六・七

蜀黍	九、一六四·九	一八四、〇五六·一	(+)二二·六
黍	一、九五五·六	二三、四六七·四	(+)八·七五
小麥	一〇、二〇七·九	五九、一九〇·四	(−)三六·八
水稻	一、六七六·二	二四、四一七·七	(+)八五·七
馬鈴薯	三、九一三·六	一六、四七四·七八四（貫目）	(+)三八·〇

備考　大正六年作付反別は前年に比し約三分六厘方增加せり

間島に於ける水田の經營は殆ど移住鮮人の獨占事業に係り、其成績頗る良好なるに伴れ漸次之れが經營を試むるもの增加し、大正六年の作付反別は前年に比し二倍强の增率を示せり、大正六年は一般農作物が平年作以下の減少なりしに反し、水稻のみは一反步の收量平均一石四斗(平年作)を得たるを以て益〻注目せらるるに至りたれば將來當地方に於ける有望事業の一となるべく認めらる。

白豆に就て

收穫高　當地方に於ける白豆(小手亡隱元豆)は大正五年好況の影響を受け、大正六年春季播種期に於て農家が爭ふて之れを栽培せし爲め、作付反別は頓に增加し

て大正五年の約四倍(約三千四百町歩)に達したり、氣候順和なりしも結實不十分なりしを以て、收穫量割合に多からざるも、大正五年に比し約六倍(約二萬千石)の增收と稱せらる、播種に際し比較的品質佳良の種子を擇びしが爲め、大正五年產に比し品種佳良なりとの世評あり。

取引狀況　朝鮮内地の商人中には大正六年八月頃より朝鮮人を手先として當地方に派遣し、斯界の狀況を査察せしめしものありて、商況緊張せしも日本内地に於ける相場一向に引立たざる爲め敢て手合せをなすものなく、出廻期に入るも商人悉く手控の姿にありしを以て、農民等は豫想に反したりとして前途を悲觀し始め、資金の餘裕なきものは價格の低廉をも顧みず盛に投げ賣をなし、形勢模糊の裡に在りしが、漸く九月中旬に至り、當地商店に向け日本内地よりの買付註文到來したるより初めて荷動きを見、氣勢遽に昂れり、爾後當地方に於ける各市場は殆ど自豆を以て獨占せられ買出の爲め敦化、安圖兩縣地方より遠く寧古塔方面にまで赴きし者すらありて、取引頗る殷賑を極め、當地方在住朝鮮人中には正業を放擲して俄に仲買人となり、一擧數千圓を獲得せしものあり、本品取引の爲め日鮮人共に狂奔

の狀態に在りたり、又邦商中には大正六年の好景氣を見越し、播種季に於て農家に種子を給し秋收後原種子一升に對し新豆四升を返還すべき契約をなしたるものありて意外の利益を得たるものありしが、十一月初旬に及び日本內地の相場低落し、當地商人の取引先よりも買付手控の入電ありて氣勢一時に頓挫せり、然れども先約賣込の商人中未濟者ある爲め地方相場は今尙强氣を唱へ日本內地の相場よりも却て高價なる奇現象を示し、賣手は容易に商談に應ぜざる爲め先安を見越して賣込の契約をなしたるものは尠なからざる損失を招くに至れり。

相場及輸出高　大正六年九、十兩月に於ける相場を前年と比較するに下記の如く著るしき相違を示せり、而して當地海關經由輸出せられたるものは八千三百五十七石(十一月十五日までの分)にして價額約二十萬圓に達す、尙續々輸出せられ居るを以て總輸出高は少なくとも五十萬圓を下らざるべく察せらる。

	大正五年		大正六年	
	最高	最低	最高	最低
九月	九.〇〇円	六.三三円	一六.二〇円	一四.四〇円
十月	二三.七六	一五.三〇	二九.七〇	一九.八〇

十一月………………一　　一　　二六・〇〇内外

備考　右は本邦一石建相場を示す

輸送機關と運賃　當地會寧間の貨物輸送は支那馬車又は牛車の何れかに依らざるべからず、後者は積載量僅少なれば大口の輸送には多く前者を用ふ、大正六年雜穀輸出期の當初に於ては、當地方仕向貨物の會寧に停滯し居りしもの夥多ありし爲め、運送者は返り荷を目的として比較的低率の賃銀にて應せしも、須臾にして全部の荷捌を見たる爲め、忽ち運賃の騰貴を來たせり、加之十月下旬吉林省獨立の宣言ありて、當地方駐屯の支那兵若干出動するに及び、支那馬車は軍用として悉く徵發せられ、通常貨客の輸送に便する支那馬車は殆んど拂底となり運賃益〻昂上せり當季奧地より薪炭等の燃料を搬出して市民に供給せし牛車營業者も運賃の高率なる貨物輸送に轉移せし爲燃料供給の途杜絶し住民の困難一方ならず、貨物輸送上にも亦多大の支障を來し今尚停滯し居る有樣なり。

本邦一石に對する龍井村會寧間支那馬車運賃左の如し。

	最高	最低	(平均率)
九月………………	一・四〇円		

十月	二・一〇	一・六〇
十一月	二・六〇	二・二〇

經濟界に及ぼせる影響　本品の取引に依り當地方に流入せし金額鮮少ならず、農民の金融を潤澤ならしめしこと多大なるを以て、彼等の購買力增進し、商品の賣行極めて良好なり、近次輸入商品價格の暴騰に惱み居りたる當地方商人等の本品取引の爲め直接間接の利益を得たり、尙又多年當地方商人等が不便を感じたる金融機關の缺乏も大正六年春朝鮮銀行出張所の設置に依りて補足せられ、本品取引上にも資金の流通代金決濟の利便等尠なからざる便宜を得、當地方目下の商況は先以て好調に在るものと認めらる。

小麥に就て

最近に於ける輸出高　當地方產小麥の最近三年間に於ける輸出數量を見るに左記の如く極めて僅少にして、粟、其他の雜穀類の輸出高に比し著しき差異あり、之れが主なる原因は種々あるべしと雖、一に交通機關不備にして運賃高率の爲め、値

段の不引合に在りしに外ならず、然るに昨冬清會鐵道の開通するや、清津、會寧間の運賃低減せられたると一面日本內地に於ける需要の激增と共に、價格の騰貴せしとは採算上相應の利益を生ずるに至りたるを以て、客冬以來買入の爲め阪神地方及朝鮮內地等より商人の渡來するもの續到し、市況頓に活氣を帶び來れり、今最近三年間の輸出額を示せば左の如し。

年別	輸出高	年別	輸出高
大正三年	二、六二四石	大正五年	三〇二石
大正四年	二八〇		

嚮に白色隱元豆の輸出に空前の利得を受けたる當地方在住の日鮮人等は、機先を制して格外の利益を收めんとて各地に奔走し、現物の買入に汲々たる有様なり、此等商人に依り取引せられたる現物は昨年十一月より輸出せられ、本年一月末迄に於て已に一萬四千六百石に達し、當地方未曾有の最高記錄を作れり。

今後の豫想輸出高　小麥の產額は當地方に於ける主要農作物中(馬鈴薯を除く)の第五位を占め收穫高は例年六、七萬石の間に在るを常とするも昨年は非常の不

作にして總作付段別一萬二百八町歩に對し五萬九千百九十一石の收穫に過ぎず、是等は麥粉の原料として支那及朝鮮人に依り消費せらるるもの頗る多量なるも概して三萬石内外と看做せば充分なるべきを以て、本年の輸出可能量は大約二萬九千餘石と見て大差なかるべし、然れども今後小麥の取引値段益〻昇騰せば製粉用として貯藏せられし分をも放賣して金錢に換へ粟、其の他のものを代用するに至るべきを以て優に四、五萬石位の輸出に可能なるべしと測知せられざるにあらざるも、麥粉は住民日常の必需品なるが故に、如何に價格の騰貴を見るとも自家用として貯藏せし全部を手放すべくもあらず、且又生活低級の農民には高價の輸入品を購求すべき餘裕なきを以て、結局賣惜みて地方消費に供給せらるべきもの尠なからざるべきを以て、本年の輸出可能量は三萬石内外と見るを適當と認めらる。

間島、會寧間運賃率　當地に於いては昨秋來旺盛を極めし白豆輸出の影響を受け運賃非常に上騰し、加ふるに輸送力不充分なる爲め、常に滯荷尠なからず又一方契約物は期日の切迫に依り輸送を取急ぐが故に運賃益〻高上し、當地、會寧間の支那馬車運賃一石に付昨年末最低一圓八十錢内外なりしもの昨今二圓六十錢なる未

間の賃率となり、輸出商人の困難甚しきを以て是等の弊害を除去せんが爲め、斯業者等に於て運輸組合を組織し、一石の運賃を二圓二十錢迄に制限して、車夫の利益壟斷を防遏し組合員に於ては相互に車輛の爭奪を禁止して各自競爭損害を免しめんとの計畫あり右計畫成立せば運送上の利便尠なからざるべしと思考せらる。

相場 昨年十一月取引開始の當時に於ては本邦一石建の相場最低五圓五十錢より最高五圓九十錢に止まりしが、本邦商等の買進に伴ひ頗る急速に騰貴し、本年一月に於ける相場は、昨年に比し約二倍となりし爲め、一般買鈍の姿に在るも相場は依然强氣配を示せり大正六年十一月より大正七年一月までの相場(一石に付)左の如し

	最高	最低
大正六年十一月	五.九〇〇	五.五〇〇
同　十二月	七.二〇〇	六.二〇〇
大正七年一月	一〇.八〇〇	七.四〇〇

（單位：圓）

(ロ) 頭道溝地方農作物

大正六年諸農作物は播種期より發芽期に亙りて旱害を受け、其後六月下旬より七月に亙りて再び旱害を受け、爲に大小麥は既に不結果に終り小豆、玉蜀黍も亦挽回すべからざる被害ありしも、其他の農作物は天候順調に復すると共に發育次第に良好に赴き、一般農民も漸く愁眉を開くに至りたるに、八月上旬より再び土地の濕潤を缺くに至り成育上多少の影響を受けたりと雖、時に微雨ありて之れを救ひしを以て其被害幸に大ならずして遂に收穫期に入りたり、然るに時恰も或一部地方の粟作に第二期害蟲發生し、遂に該地方は尠なからざる災害を被りたり、其區域は東古城子以東水兆社の一部にて龍井平野に接近するに從ひ甚だしく、殊に丘陵地に於て慘害を極めたり、是等の地方は全般より見て一小部分に過ぎざりしと、而も他農作物に何等の影響なかりしを以て、大正六年の作柄は大小麥及小豆、玉蜀黍等を除くの外、概して良好なる成績を納め得たり、以下各農作物に付其概況を記せば左の如し。

粟　粟は鮮人の常食にして管內全耕地の大半を占むる大宗農作物にして、其作柄の良不良は直に鮮人生活上に最も重大なる影響を及ぼすものとす、而して大正

六年は發芽後間もなく多少の旱害を受けたるも、其後天候順調に復すと共に、其被害を挽回し爾後成育極めて良好なりしが、八月に入りてより雨水少なく復々多少の旱害を受けつつ遂に結實期を過ぎたり、爲に豫期の如き結果を得る能はざりしと雖、亦平年作に近き成績を收め得たり、然れども或一部地方に蟲害ありし爲め、管内を通じて平均九分作と見ば大差なかるべし。

高粱、大豆　高粱は粟に次ぎ、大豆は高粱に次ぐ大宗農作物なり、右二者何れも旱魃の影響を受くること少なく、大正六年は發芽期及其後の旱害に於て多少の被害ありしと雖、八月の旱魃には割合に其害を受くることなくして結實し、爲に平年作の好成績を收め得たり。

小豆、玉蜀黍　鮮支人の副食物にして極めて少數の農作物なり、大正六年は二者何れも六月下旬より七月上旬に亙る旱害に多大なる影響を受け、七月下旬氣候順調となりたるも、其生氣を挽回するに至らずして、再び八月の旱天に遭遇し終に完全に結實する能はずして枯死するに至りし爲め、平均五分作の不結果に終りたり。

白豆　白豆は由來鮮人間の副食物其他僅に製菓材料として少許の需要ありた

るのみにて從て其作付分合の如き計上するに足らざりしが、前年突如輸出せらるるに至りてより、其相場一躍して例年の十倍以上に昂騰したるを以て、一般農民は意外の利益を得たると同時に、又有利なる農作物たるに至れり、然して大正六年播種期に入るや各農民は競ひて其作付反別を增加せんと前年に於ける相場高價なるに乘じ、貯藏の種子に至るまで賣却したるものありしとにより種子に不足を來し、其相場の如き鮮升一斗(約我六升)金五圓の高價を呼ぶに至り、爲に意の如く播種量を增す能はざりしが、尙例年に比し約六倍卽ち支那六百四十六晌地の地積を占めたり、而して大正六年の旱害にも大なる影響を受くることなくして平年作の好結果を收め得たり。

水稻　水稻の當地方に栽培せらるるに至りしは僅々七、八年以前のことに屬す當初八浦江於口附近の一鮮人之れを試植せし以來、其有利なる農產物たることを知り、爾來同地方には年々水田の增加を見しが、元來灌漑の便を缺く當地方の事とて個人として水田を開拓するは實に容易の業にあらず、殊に支那人所有地の小作人に於ては到底望むことを得ざりしが爲め、遲々として振はざりしが大正三年來

欒水洞附近に沼澤を利用したる水田を見るに及び、益々其の有利なる事實を知らしめ、遂に大正六年に至りては或一部地方に共同用水を掘鑿し頭道溝川及び海蘭河の流域を利用して灌漑の便を圖り、以て大に水田開拓に努めし結果其作付反別は急激の増加を示し、當地方を通じて約四百日晌に達し尚ほ明年を待て益々増加するの徴候あり、而して大正六年の成績は雨量少なかりし爲め灌漑意の如くならざりし結果、場所に依り其成績を異にせしも平均八分作の收穫を得たり。

大正六年各農作物收穫量概算　最近の調査に依る當地方耕地數大約三萬九百十支那晌地(我一萬八千三百八十七町歩)より收穫したる各農産物の數量見積左の如し。

種別	作付耕地面積	一晌地に對する平年作收量	作柄	收穫量
粟	一六、〇七三	七(支那石)	九分作	一〇一、二五九石
高粱	三、七〇九	八	平年作	二九、六七二
小麥	二、七八一	六	五分作	八、三四三
大麥	一、八五四	一〇	五分作	二、七九〇
大豆	一、七六八	六	平年作	一〇、六〇八

玉蜀黍	一、七六八	七五分作	六、一八八
小豆	八九〇	五五分作	二、二二五
白豆	六四六	五平年作	三、二三〇
水稻	四〇〇	一六八分作	五、一二〇
其他	一、〇二一	—	—

備考　其他の内には馬鈴薯小黍稷豌豆其他麻及蔬菜類等を含む

尙支那一晌地は我が千八百坪、支那一石は我が一石四斗、朝鮮一斗は我が六升とす。

(八)汪清縣綏芬大甸子の農作物

地勢　綏芬大甸子は汪清縣管内の東端大綏芬河の上流に位し、琿春、東寧の兩縣界に近接す南北約一萬六千米突、東西約千五百米突乃至二千米突の平谷地を有し波狀形の高地西部を壓し東部に最高約百五十米突最低約五十米突の山地を負ふ大綏芬河は平谷地の東方を北流し、流域の平坦地は悉く耕地と化し、民家の處々に散在して部落を形成す四面山地に圍繞せられ、地味肥沃にして耕作に適するを以

て到る處開墾せられ居るも西部の緩斜地には尚耕鋤の餘地存するを見る。

住民及地積　全土の戸數八百戸人口四千餘にして其中朝鮮人大半を占むこれを細別すれば左の如し。

種別	戸數	男	女	計
朝鮮人	六〇〇	一、九〇〇	一、六〇〇	三、五〇〇
支那人	二〇〇	四二〇	二六〇	六八〇
計	八〇〇	二、三二〇	一、八六〇	四、一八〇

全耕地大約五千二百晌地にして内既耕地三千二百晌地、未耕地二千晌地とす。

主要農作物と作付歩合及家畜數　主なる農作物は大麥、小麥、粟、玉蜀黍、大豆等にして其一晌地に對する平均收穫量及支鮮人の作付歩合を算出せば大要左の如し。

種類	一晌地平均收穫量（支那石）	作付歩合 支鮮人別	歩合	作付耕地 支鮮人別	耕地
小麥	四	鮮	四割	鮮	九六〇晌
		支	五	支	四〇〇
大麥	一〇	鮮	二	鮮	四八〇
		支	—		—
粟	七	鮮	二	鮮	四八〇
		支	三	支	一二〇〇

玉　蜀　黍……七{鮮支　二｜　鮮｜　四八〇｜

大　　　豆……四{鮮支　二｜　支鮮　一六〇｜

以上農作物の一箇年に於ける産額は左の如し

小　麥	五、四四〇石	玉蜀黍	三、三六〇石
大　麥	四、八〇〇	大　豆	六四〇
粟	四、二〇〇		

家畜數左の如し

牛	二、四〇〇頭	豚	四、二〇〇頭
馬	八〇〇	鷄	八、五〇〇

通路及運輸　同地よりの通路は琿春に至るに二百五十支里、三岔口に二百四十五支里、局子街に二百八十支里ありて、何れも畸たる森林地帶を通過せざる可らず即ち局子街への道路は老爺嶺の嶮峻障壁をなし通行頗る困難なり、又三岔口に出づるには琿春及東寧の兩縣界を劃せる延長九里に亙る七十二頂子の峻嶺を經由せざる可らず該通路中には綏芬大甸子より約二里許なる小黑瞎子に一戶の人家を見るのみにして九里の山間全く人煙を認めず、途上往々匪賊の出沒あるを以て

甚だ危險なり琿春に到るには荒溝嶺の嶮難横はり、行路容易ならざるも、由來同地方に於ける商取引は琿春と連契を有し物資の輸出入は多く此の通路に依るを常とす、運輸は馬車及駄馬の兩便に依らざる可らざるも、馬車は纔に冬季結氷期間中に限らる同地及琿春間は馬車にて普通往復十四日、駄馬にて七日を要すと云ふ。

六、特用作物

特用作物には大麻、青麻、煙草、藍、棉等あり、大麻及び青麻は共に南滿洲各地に產出せらるるも其の品質良好なるは吉林地方、鐵嶺附近、淸河流域、渾河、蘇河の上流通化、懷仁地方より產出するものとす、煙草は吉林東方、鐵嶺以北、淸河地方に盛んに耕作せられ、其の種類黃花及び江花の二種あり、藍は遼西に於て錦州附近渾河の上流八家子、柳河縣の各地に產出せらる、棉は新民屯より遼西に至る各地に栽培せらる。其他甜菜、莞草、ホップ等あり。

滿洲の藍

滿洲に於ける染色用藍栽培は相當古き歴史を有し現今にても支那人間に使用せらるる染色料は殆ど大部分此に依て自給せられつつあり、土地氣候等よりして南滿一帶は同植物栽培に充分適當なるものあり、戰亂勃發以來藍需要激增と同時に一般栽培熱旺盛を極めつつあり從て滿洲に於ける栽培に就ても同樣なる氣運に向ひつつあるも滿洲在來は色素比較的稀薄にして日本內地種其他の優良種を輸入し改良を爲すに於ては更に今後優良なる成績を擧げ得べき望みあり、關東州農事試驗場は一昨年來此の目的を以て內地優良種の輸入を爲し試作を爲し居れるが其成績甚だ良好にて、夏期短き關係上刈取は二回なるが灌水宜敷を得るに於ては發育も良好にして有望なる事に決したれば、今後の滿洲藍は漸次改良せらるるに至るべし。

掏鹿地方の藍

掏鹿地方は藍の栽培に適するを以つて往年盛に之れが栽培行はれたりしが、一旦獨逸製染料の輸入せらるるや地方產藍は爲に甚だしき打擊を被り、殆ど市場に

競争する能はざるに至りたるより、一般農家に於ける藍の栽培者は一時甚だしく減少したり、今當地方に於ける藍取扱者の言に依れば輸入獨逸製品を以て二、三度染色したるものと地藍を以て六、七度染上げたるものと其色合相匹敵せりと稱し居れり、然るに歐洲戰亂の影響は輸入染料の拂底より價額の暴騰となり爲に再び地藍の需要を喚起し來たり、一般盛に此が栽培に從事するに至れり。

産額 本年當地方に於ける藍の作柄は約七分作と見て大差なかる可し、蓋し發芽前後より旱魃打續き其成育を妨げられたるのみならず、收納期間際に於て水害を蒙りたることが此不作を來たせし主因をなしたり、但し其の産出高に至りては栽培地が前年に比し廣大なりし爲に增加し概數約三百萬斤を下らざる可し。

製造方法 地方に於ける藍の製造方法は苅取後直に此を甕に入れ、水を加へて放置する時は自然に發酵瓦斯の浮游するに至る此期に及びて一定量の石灰或は天然曹達を混入し、數次能く攪拌する時は、枝葉の組織漸次解體し纖維と細胞部とは分離して泥化すると同時に漸次濃厚なる色素を顯すに至る、而して此狀態を暫時持續せしめたる後、之を箱に移入し纖維部及過剩の水分を除去する時は玆に粘

體の藍を生ずるものとす。

相場　地方に於ける藍の相場は元より品質に依り一定せざるも、概して劣等品は一支那斤小洋銀二角內外にして、以上品質の優良なるに從ひ三角を超え五角に達するものありとす。

輸出狀況　大正五年に於ける藍の輸出額に就きては正確なる數量統計を得ざるも約二百萬支那斤と見て大差なきを以て、之れを一支那斤平均二角五分として計上すれば價額五十萬元に達せり、而して本年は前年に比し、產出額增加し約三百萬支那斤なるを以て此內より當地方に於て消費せらるるもの二十萬斤餘を控除すれば本年の輸出額は二百七十萬支那斤にして、其仕向地は新民、廣寧、奉天、遼陽、鐵嶺、開原及昌圖地方なりとす。

滿洲麻の將來

從來滿洲に於ける麻の產額は相應多額に上りたるが如きも、其の大部分は地方の需要に充たされ、南支那地方及び外國への移輸出は餘り多からざりしを以つて、

人の注意を惹くに至らざりし、左れど麻の栽培は開墾の初期に於ける生産物として最も適當なることは從來の實驗及び當事者の語る所にして一米人が去る大正元年に東益墾務公司を組織し、松花江下流なる黑龍江省湯原縣に約四千晌の土地を購入し次で其の對岸なる吉林省富錦縣及び樺川縣下に於ても約三百晌を得、米本國より蒸氣動力を輸入し、謂ゆる米國式大農法を以つて之れが開墾に從事し、亞麻、大麥、小麥、燕麥、甜菜等を試作せしに亞麻の成績最も良好なりしといへば大麻の外更らに亞麻をも產出し得べく、荒蕪地は滿洲の各地に散在するを以つて滿洲麻の將來は最も注目すべき一事業たり。

吉林地方の產麻

吉林附近特に松花江上流地方に產出する麻は俗に南山麻或は廠麻と稱し、吉林重要生產品の一にて南滿洲各地直隸省及蒙古方面に移出せらるるもの多く每年の產額約四五十萬斤に達す、種類は線麻、(或は大麻土人之を小麻とも呼ぶ)青麻、或は檾麻)の二種あり更に取引上の關係よりして線麻を分かつて紅棡(又は上好架麻最

上等品を云ふ)二架道(又は中路麻と稱し紅梱に次ぐ)繩麻(前二種に次ぐものにして產出額最も多し)下玉(最下等品の通稱)は四とし青麻は單に青麻(上等品)次玉(下等品)の二種に區分せらる、移出品としては紅梱、二架道の大部及繩麻青麻の一部なり、元來吉林附近における小麻卽ち我大麻は多く松花江上流地方新開墾地に產し五月上旬播種し八月上旬には其莖七、八尺に達し九月上旬開花時期に於て、纖維收穫のため周圍の分枝多き部分を除き、全部苅り入らるるを普通とす、又は他作物の保護として畠地の周圍に一畦乃至二畦播種することあり之等は一種の生籬となり又牛馬は麻葉を食するを以て旁其侵入を防ぐの具に供せらるるも分枝を除かざるが爲め其纖維極めて惡く種子の熟するまで放置し種子を收穫するを常とす、而して種子用麻の作付け段別及び產額等の詳細は到底之れを知るに由なきも、今邦人某の調査に係る吉林附近における麻の作付け段別より打算し其一割を種子用として推定算出したるものを擧ぐれば左の如し。

地名	作付段別	收穫量
吉林縣	六〇晌	三〇〇石
磐石縣	三二〇	一、六〇〇

樺甸縣	二三〇	一、一五〇
濛江縣	四〇	二〇〇
敦化縣	八〇	四〇〇
額穆縣	一二〇	六〇〇
計	八五〇	四、二五〇

備考　一晌は我七反二畝餘、一石は我約一石三斗に相當す

間島に於ける麻の栽培

需給狀況　當地方に於て大麻は朝鮮人農家に毎戸栽培せざるものなく青麻は主として支那人により栽培せらる、朝鮮人は夏衣として麻布を使用するもの頗る多きを以て其需要甚だ多し、麻布の機織は朝鮮婦人の副業として冬季農閑を利用して行はる、品質良好なるを以て毎春朝鮮內地より麻布の買收に來るもの尠なからず、支那人は專ら索繩用となし麻布を織るもの少なし。

大麻　土性到處栽培に適應せるが故に多くは無肥料なり唯嫩苗の際蟲害豫防の爲め木灰を撒布するに過ぎざるも、生育良好にして伸長は普通四、五尺より八九尺に達す秋期耕耨を行ひ春季更に牛耕して土塊を碎き膨軟ならしめ五月上旬播

種す、朝鮮人は圃場一面に撒種し或は四、五寸の畦上に條播すれども、支那人は二尺位の壠上に條播するを普通とす。

青麻　朝鮮人は大麻に於けるが如き方法によるも、支那人は大概畦幅二尺位株間一尺內外の壠上に播種す。

製苧法　朝鮮人の栽培せるものは細長にして枝條尠なく製苧柔靭にして品質佳良なれども、支那人による者は枝條多く莖部肥大せるを以て製苧粗剛なり、製苧するに支那人は晴天の日を選み圃場より一握づつ拔採して葉部及根部を切捬ひ之れを周圍二尺內外に束ね直に水中に浸す、浸水すること十五、六日莖稈腐熟して粗皮脫離し內皮の顯るるに至るや水中より引揚げ、天日に曝し十分乾燥せしめたる後脫皮す、朝鮮人は之に比し稍〻丁寧にして採取に際し、長短腰折等を區別し各周圍一尺五寸內外に束ね蒸窖に入れて蒸熟し、更に日光にて乾したる後水に浸し皮部を剝離す、剝皮は凡そ十二時間許浸水して柔軟ならしめ粗皮と肉皮とを分離して苧となす、青麻の製法も大麻に於けるが如く支鮮人其法を異にするも前者は後者に比し頗る粗略なり。

生産高 的確なる統計を得難きも、農家の作付反別より打算せば一箇年の産額大麻約十三萬貫内外、青麻約二萬貫内外なるべし。

將來の見込 麻の品質佳良なるにも拘はらず纔に自家用の麻布を製し、或は粗略の方法を以て索縄等を作るに過ぎざるの狀態にあれども、製苧法を改良し完全なる機器を使用して大規模に麻布、綱、網、絲等の製造を企畫せば原料豐富にして勞銀低廉なる當地方に於ては將來頗る有利の事業なるべく察せらる。

滿洲煙草の現狀

煙草は滿洲特產品の一にて其の產地に依り東山煙、南山煙の區別あり、東山煙の產地は奉天省内の東北部一帶なる海龍、柳河、東豐、西豐西安、其他二三の各縣にて品質は餘り優良ならず、滿蒙各地に供給する東山煙の集散市場は奉天最も多し、同地の主なる取引店は小西關の隆勝店、遠來店及小北關の華豐店等なり、南山煙の產地は吉林省内の南東部一帶卽ち阿城、雙城、楡樹、伊通、五常其他二三の各縣なり、此の南山煙は其產額東山煙に比し多大なるのみならず、品質亦優良なり南山煙の集散市

場は吉林にて取扱店の主なる者は裕祥泰、景福泰、萬成福、全興福、永昌徳、會城東、東成慶、興隆長、廣順興、永順利等なり、要するに南山煙即ち吉林煙草は滿洲煙草を代表し遠く北支那地方より赤峰、張家口一帶に販路を有する外、露領沿海州迄も輸出せらる、英美煙公司は奉天に工場を有し、南山煙草を用ひて捲煙草の製造をなし、之を上海にも移出せり、又近來吉林省立工藝廠にては南山煙草を以て葉卷を製造し、五十本入、二十五本入等に區分し其價格は大卷一本金三錢位、廉價にして風味色澤共に可なりのものなり、併し猶試驗中にて製品不手際の上に製出多量ならず、此の葉卷の大缺點は火付きの不良なるに在り、最近朝鮮廣江煙草會社の調査になる奉吉兩省の產額表を左に揭ぐ。

奉天省		吉林省	
海龍縣	四三二、〇〇〇貫	阿城縣	四三二、〇〇〇貫
東豐縣	一四四、〇〇〇	雙城縣	三六〇、〇〇〇
西豐縣	一一二、〇〇〇	榆樹縣	三五二、〇〇〇
西安縣	一〇四、〇〇〇	伊通縣	三四四、〇〇〇
桓仁縣	七二、〇〇〇	五常縣	二九四、〇〇〇

柳河縣	六四、〇〇〇	濱江縣	二八八、〇〇〇
懷德縣	四〇、〇〇〇	興東嶺	二七二、〇〇〇
梨樹縣	二一、〇〇〇	農安縣	二二四、〇〇〇
		賓縣	二二四、〇〇〇
合計	九八九、〇〇〇	合計	二、七九〇、〇〇〇

前表の產額は全く信を措き難きのみならず、少量の產地を脱するが故に實際は此數より遙に多きこと明かなるも、尙二百八十萬貫の多額に達すれば將來本品の利用に就きての考究を重ね、滿蒙は勿論支那全部及露領までも跋扈しつつあるトラストに對應せざるを得ず、而して我東亞煙草會社の如きは更に多大の努力を要す可しと云ふ。

北滿洲の煙草

滿洲に於ける葉煙草は到る處產せざるなし、最も有名なるは吉林省にして漂河蛟河地方產最も優品と稱せられ、牡丹江流域にありては寗古塔に集散するもの少からざる上鏡泊湖より上流地方にも所々に產すと雖も、交通運搬の不便は僅かに

地方的需要を充たすに留まれり、されど吉林に集散する煙草は其產額大なる上氣候土質又適當なるを以て需要に伴ひ年々產額を增加し、東亞煙草會社は數年來吉林葉を使用し、英米トラストの如きも亦幾分試用しつゝあるものゝ如し其成績によれば香氣觸味等必ずしも可ならざるも收穫時と乾燥期との間極めて僅少にて、他の氣候溫暖なる地方に於けるが如く充分乾燥の餘日なきを以て土中に深さ四五尺長さ一間乃至二間の穴を穿ち、高粱稈粟稗等を以て、直接煙草莖の土壤に接觸するを防ぎ葉附きのまゝ煙草莖を此穴中に入れ高粱及び粟稗にて之を被ひ其上を土にて被ひ斯くの如くして醱酵せしめ且つ貯藏す而して冬季穀類其他土產の出廻に至れば之を取出し吉林其他市場に運びて販賣す運搬の途中乾燥の不充分なるため氷結して性質を惡變せしむること少からず故に若吉林煙草にして外國種の優良品を播種栽培せしめ且醱酵乾燥の方法を改善するに於ては敢て他國に劣らざる優等品を出し得る見込みあるが如し、黑龍江省の葉煙草產額吉林に比し更に十數倍の多きに達するも品質佳良ならざる上吉林葉煙草の缺點は一層黑龍產に於て甚だしく未だ地方的需要品として重要產物たるの地位を占むるに過ぎ

ざるなり吉林に於ける産額は尠くも一千萬貫を下らざるべく吉林、五常、楡樹、同賓、阿城、賓縣、寧安、舒蘭、盤石、扶餘、東寧、依蘭、方正、穆稜の諸縣最も多く又黑龍江省は約一億一千萬斤と稱するも事實は其れ以上の産額あるべく、呼蘭、龍江、大賓、巴彦、肇州、蘭西、木蘭、綏化、慶城、海倫、青崗、拜泉、湯原諸縣の産額最も多しといふ。

有望なる莞草

滿鐵農事試驗場熊岳城分場にては大正五年より朝鮮に多産する藺の一種なる莞草を栽培して其の適否を試驗しつつありしが、兩年共草丈七尺内外に達し本場の朝鮮に劣らざる成績を現はせり、元來この莞草は普通の藺よりも甚しく强靭にして如何に細條に分割し又之を裂きて扁平とするもやはりこの强靭なる性質を失はざる故、種々の細工物に適するを以て滿鐵にては旅順監獄に依頼し草履裏夏敷物其他諸種を試製せしめたるに何れも良好にして、草履表は藤表より滑脱すること少く、棕梠又は筍皮表よりも耐久力に富むゆゑ頗る適當なるが如く認められたり而して莞草は水田に栽培するものなる故稻作に比較すれば收益少きは勿論

なれども、卑濕地にて稻作も又收益多からざる處にては相當の利益を擧げるべく、特に之を冬季農家の副業に應用するに於ては適當のものなるべし。

ホップの栽培

滿鐵農事試驗所は滿洲に於ける麥酒原料ホップ適否試驗の目的を以つて、鐵嶺苗圃に大正五年より公主嶺農場熊岳城支場は大正六年度より何れも試作を開始し、各所共相當の開花ありしが、强風ありし爲め其結果充分ならざりしも氣候地味の點に於ては充分に滿洲に適當すべき事明かとなりしを以て七年度は更に栽培地域の擴張を爲し試驗を繼續する筈なるが同植物は寒地に適し、我國に於ては北海道並に甲信の一部等に栽培され居れるも麥酒原料として缺くべからざるものにして、戰前は全く獨逸より供給を仰ぎ居りしが戰後は國內產以外米國產を以て之に充て居り、其の需要は今後麥酒の需要增加と共に、殆んど無限の需要に接すべきものにして、殊に我國に於ては當面の必要事業にして我滿洲に於ける本草栽培は誠に重視すべき事なり、而して滿鐵前後二箇年の試作の結果は風害に注意を爲

すに於ては良好なる成績を收め得べき模樣なれば滿洲に於けるホップ栽培事業は今後一般に普及さるるに至るべし。

有望なる甜菜の栽培

我滿洲の氣候風土は製糖原料たる甜菜の栽培に適當し工藝作物として之が栽培は將來大に研究の必要あるべき事は近來識者の間に唱導せらるる所なるが、之が具體的試驗の成績に至りては僅かに數年前奉天農事試驗場のものあるのみ、今本年始めて著手せる本場甜菜各種試驗の成績を擧ぐれば左の如し。

土質	埴土	前作物	大豆	整地播種	五月上旬
供用品種	クラインワンツレーベン(獨逸品)	畦巾	二尺	株間	八寸
管理	間引二回培土二回	收穫	九月下旬		

肥料は反當馬糞百五十貫燐酸石灰四貫五百目、追肥として智利硝石三貫を用ひ發芽後乾燥のため生育遲々たりしも、六月上旬雨濕を得て生育良好に向ひたりしが、七月上旬以降降雨頻繁に至り少しく病害を認めたるも、秋期に向ひ次第に減退し再び生育回復し爾後何等の支障なく生育を遂げたり。

一、品種試驗

本試驗は滿洲に於ける甜菜栽培上各品種の優劣を比較せんとするものなり。

試驗區別	種子産地	發芽	收穫	根塊反當收量 大	中	小	計
ホワイトシュガー	米國	五月三十一日	九月二十五日	二八一・二〇〇貫	四〇四・〇〇〇貫	一四二・〇〇〇貫	九四七・二〇〇貫
クラインワンツレーベン	獨逸	同	同	二二四・〇〇〇	六五四・〇〇〇	一三九・〇〇〇	一,〇〇七・〇〇〇

右成績に依り收量を比較するに兩者の間に大なる徑庭を見ずと雖も、後者は前者に比し稍〻優良なるものの如し更に其の品質に就て含有糖分を檢定するに左の如し。

		根一箇の平均重量	計百分中 全固形物	糖分	非糖分	根百分中糖分	純糖率
ホワイトシュガー	大	九八六	一一・八〇	八・二一	三・九〇	六・九九	六四
	中	五三一	一五・二〇	一一・三七	三・八三	九・七六	七五
	小	三〇一	一六・六〇	一三・〇一	三・五九	一一・〇四	七八
	平均	—	一四・五三	一〇・八三	三・七〇	九・一三	七二
クラインワンツレーベン	大	八二三	一四・六〇	一〇・八三	三・七五	九・一七	七四
	中	五一六	一五・二〇	一二・二二	二・九八	一〇・二五	八〇

小	二八四	一六・四〇	一三・二五	三・一五	一一・〇八	八一
平均	一	一五・四〇	一二・一一	三・二九	一〇・一七	七八

乃ちホワイト種は唯含有糖分量に於て劣るのみならず純糖率又低く非糖分の含有量多きを以つて、製糖原料として品質劣等なるを知るべく、要するにクラインワンツレーベン種はホワイト種に比し收量品質共に稍〻優良なるを見るべし、但し本成績の含有糖分量甚だ少なきは本年成育期間に降水量多く根塊肥大に過ぎたると一は收穫時期の早きに失したるとの結果に外ならざるが如し、九月中に於て糖分の蓄積尚ほ未だ充分ならざりしは收穫試驗に徵して明かなり。

二、肥料試驗

本試驗は甜菜栽培上肥料の影響如何を知らんとするものなり。

試驗區別	發芽	收穫	甜菜根反當收量 大	中	小	計	無肥區を一〇〇とせる收量比例
無肥料	六月一日	九月二十五日	四七三・五〇〇貫	八五七・〇〇〇貫	一九五・〇〇〇貫	一,五二五・七〇〇貫	一〇〇
標準肥料五割減	同	同	四八八・〇〇〇	八六九・五〇〇	一三三・〇〇〇	一,四八〇・五〇〇	九七
標準肥料	同	同	六二〇・五〇〇	一,〇六二・五〇〇	一〇七・五〇〇	一,七八〇・五〇〇	一一七

標準肥料五割増	六月一日	九月二十五日	五七九・〇〇〇	一、二七四・〇〇〇	六七・〇〇〇	一九二・〇〇〇	一二六

右成績によれば收量最も多きは標準肥料五割區にして、標準肥料區、標準肥料五割減區と順次に肥料用量の増加に伴ひて收量を増し、無肥に比すれば標準肥料區の増收二割五分五割増區にありては三割四分の増收を示せり。

更に肥料用量の甜菜根品質に及ぼす影響如何を檢するに。

試驗區別		根一箇の平均重量	計百分中 全固形分	計百分中 糖分	計百分中 非糖分	根百分中糖分	純糖率
無肥	大	一、二八二	一三・二〇	九・四二	三・七八	八・〇六	七一
	中	六五五	一五・二〇	一一・五二	三・六八	九・六七	七六
	小	三九七	一六・二〇	一二・五五	三・六五	一〇・四六	七七
	平均	—	一四・八七	一一・一六	三・七一	九・四〇	七五
標準肥料（五割減）	大	八七二	一三・四〇	九・四八	三・九二	八・〇九	七一
	中	七七六	一五・八〇	一二・〇五	三・七五	一〇・三九	七六
	小	三九八	一六・六〇	一三・一六	三・四四	一一・一八	七九
	平均	—	一五・二六	一一・五六	三・七〇	九・八八	七五
	（大	一、〇〇二	一三・四〇	九・〇六	三・三四	七・八〇	七三

標準肥料	中	六五八	一六・四〇	一三・九四	三・四六	一〇・九二	七八
	小	三八一	一六・八〇	一三・三八	三・四二	一一・一八	七九
	平均	—	一五・二〇	一一・七九	三・四一	九・九七	七七
標準肥料(五割增)	大	一、一〇五	一三・六〇	九・八〇	三・八〇	八・三三	七三
	中	六六九	一六・四〇	一三・一七	三・二三	一一・一三	八〇
	小	三三五	一六・八〇	一三・六一	三・一九	一一・四一	八一
	平均	—	一五・六〇	一三・一九	三・四一	一〇・二九	七七

右成績に依れば肥料用量の多寡により甜菜根の品質に大なる差異を認むる事能はざるも肥料を施せるものは之を施さざるものに比し含有糖分量多きを見るべし。

三、收穫試驗

甜菜の收穫時季は其品質に影響すること極めて大なるものあり、本試驗は滿洲に於ける甜菜栽培上收穫の適期を知らんとするものなり。

試驗區別	發芽	收穫	根塊反當收量 大	中	小	計
九月上旬	五月三十一日	九月八日	二七九・五〇〇貫	五八七・〇〇〇貫	一三〇・〇〇〇貫	九九六・五〇〇貫

九月中旬	五月三十一日	九月十六日	三三九・〇〇〇）	七一四・四〇〇	一三一・〇〇〇	一、〇九四・四〇〇
九月下旬	同	九月二十五日	二〇八・〇〇〇	七九五・〇〇〇	一八一・〇〇〇	一、一八四・〇〇〇
十月上旬	同	十月五日	四六九・八〇〇	七〇六・二五〇	一三一・六〇〇	一、三〇七・六五〇
十月中旬	同	十月十五日	二八七・〇〇〇	七七九・〇〇〇	一四九・六〇〇	一、二〇六・六〇〇
十月下旬	同	十月二十五日	三二九・〇〇〇	五四七・五〇〇	二〇五・〇〇〇	一、〇八一・五〇〇

各收穫時期に於ける甜菜糖分含有の狀況（じやうきやう）を驗（けん）するに左の成績の如し。

試驗區別		根一箇の平均重量	計百分中 全固形物	計百分中 糖分	計百分中 非糖分	根百分中糖分	純糖率
九月上旬收穫	大	一〇、二一	一〇・二〇	五・九六	四・二四	五・四〇	五八
	中	五九八	一三・〇〇	八・二八	三・七二	七・三三	六九
	小	三八四	一三・四〇	九・四二	三・九八	八・〇三	七〇
	平均	—	一一・八六	七・八九	三・九七	六・八八	六六
九月中旬收穫	大	一、〇五六	一〇・六〇	六・五一	四・〇九	五・八五	六一
	中	六三〇	一三・二〇	八・七二	四・四八	七・五一	六五
	小	三六六	一四・四〇	一〇・六三	三・七七	九・〇三	七三
	平均	—	一二・七三	八・五二	四・一一	七・四八	六六

九月下旬收穫	大	九三〇	一二・八〇	九・四四	三・三六	八・二八	七三
	中	六〇五	一三・八〇	一一・四〇	二・四〇	九・八六	七三
	小	四二三	一五・八〇	一二・九九	二・八一	一一・〇〇	八三
	平均	—	一四・一三	一一・二七	二・八六	九・七一	七六
十月上旬收穫	大	一、〇一九	一三・二〇	九・九七	三・二三	八・五七	七五
	中	五五六	一六・〇〇	一三・一五	二・八五	一一・〇九	八二
	小	三四五	一六・四〇	一三・四七	二・九三	一一・三九	八〇
	平均	—	一五・二〇	一二・二〇	三・〇〇	一〇・三五	七九
十月中旬收穫	大	九一四	一五・六〇	一二・四五	三・一五	一〇・五三	八〇
	中	五四〇	一七・〇〇	一四・六六	二・三四	一三・二九	八〇
	小	三五四	一六・四〇	一四・〇二	二・三八	一一・七二	八六
	平均	—	一六・三三	一三・七一	二・六一	一一・五一	八二
十月下旬收穫	大	一、一八〇	一五・八〇	一二・六五	三・一五	一〇・九三	八〇
	中	五五二	一七・二〇	一四・七八	二・四二	一三・三九	八六
	小	三一五	一七・六〇	一五・三五	二・二五	一三・八七	八七
	平均	—	一六・八七	一四・二五	二・六一	一三・〇六	八四

前表によれば收穫時期の後るるに從ひ漸次含有糖分量を增加し、非糖分量の減

少せるを見るべく甜菜根糖分蓄積作用は其年の氣候により影響を受くる事甚大なるものあり、本年の如き氣候にありては九月にあつては糖分の蓄積尚未だ充分ならず十月に入りて漸く增加し、其下旬收穫のもの最高にありとす依之觀之土地の凍結せざる限り、成可遲く收穫せるもの品質最も良好なるものの如し、

以上各試驗の成績を案ずるに甜菜根反當收量は最多一三〇七貫量少九四六貫平均一一〇三貫に達し之を歐洲各國並に北海道、朝鮮、北滿等に於ける成績と比較對照するに左の如し。

地名	甜菜根反當收量	甜菜根含糖率	摘要
獨逸	七六四貫	一五・四九%	一八九九一年九〇八年に至る十箇月平均
墺匈國	六三八	一五・〇二	同
佛蘭西	七四七	一三・八四	同
露西亞	三八一	一四・〇〇	同
白耳義	八〇五	一三・九七	同
北海道	七九〇	一三・三四	明治三十八年同四十年に至る試驗成績平均
朝鮮	八二七	一三・一八	明治四十四年大正一、二年試驗成績平均
北滿	三五〇	—	

即ち收量の點に於ては本場平均收量たる反當一一〇〇貫は大なる好成績と云はざるべからず、其品質の點に至りては獨逸の一五、四九佛の一二、八四朝鮮の一三、一八等に比し大なる遜色あるを免れず、氣象上の影響を受けたるものあるも、尙製糖原料として最少限と稱せらる一二%以上の糖分を含有し純糖率又八〇以上にあるものあるを見れば、栽培上一層の注意を拂ふに於ては、更に優良のものを生產する敢て至難の業にあらざるべし、尙試驗を重ねて考證する所あるべし。

七、滿洲大豆と大麥の改良に就て

大豆の委託栽培

滿蒙の產業改良並に奬勵を目的として設立せられたる滿洲特產物の大宗たる大豆の品種改良收穫增加を計るに苦心せること多年、漸くにして相當の成績を擧げ得たるを以て、大正五年來試驗場に於て養成せる改良種大豆を農家に委託し實地試驗を開始したるが其の結果左の如き好成績を示し、優に一割五分の增收ある

可きを慥め得たり。

優良種の選擇　抑も優良種の大豆は大正二年來滿洲各地の種子を蒐集し栽培の結果に依り、四平街の地方の種子中純系的に近き優良なるものあるを發見し之を採擇して大正四年に至る三箇年間試驗場に於て栽培選種を行へるものにして大豆の粒圓く外皮薄柔にして光澤油分共に豐富なる大豆商の所謂金元と呼稱せる大豆中の優良なる種類に屬し、是を四平街白花種と名けたるが公主嶺附近を中心として日支農家十三戸に對し、二十四石六斗の改良種子を配付し滿洲在來種との比較實地栽培を委託して滿洲流の耕作に依り改良種が如何なる結果を來す可きやを研究せんとせり。

委託作柄一般　然かるに委託栽培者は昨年四月下旬より五月中旬に亙り播種したるが發芽良好にて苗揃佳なること在來種に優れるのみならず、四平街種は略純系的のものにして粒揃好く熟度一定せるが故に、在來種に比し播種量約二割を節約し得べきを認められ更らに五月下旬より六月初旬に亙り氣候陰冷の爲め、生育稍〻遲れたるも六月中旬より氣候挽回して生育進み大暑後高溫なりしも旱魃の

爲め草丈充分の伸長を見ず、早熟種は殊更に早く成熟せり而して品質に及ぼせる影響は旱魃の爲め、稍〻小粒にして原種よりも不揃となり、大豆、莢蠹蟲の害も前年に比し多かりし爲め、口缺豆の歩合を多からしめしが其の成績は次表の如き結果を得たり。

	面積	種別	品種	收量(一天地)	比較(在來種百として)	優劣
四平街	五天地	改良種	四平街白花	二、六〇九	一一四	優
		在來種	白花子跐	二、二七四	一〇〇	劣
蚍牛哨	五天地	同	同	三、八三七	一〇八	優
		同	同	三、四一一	一〇〇	劣
紅頭山	一〇天地	同	四平街白花	三、八六八	九六	劣
		同	四粒黃	四、〇一七	一〇〇	優
黃家堡子	六天地	同	同	三、〇〇三	一〇〇	優
		同	同	三、〇〇〇	一〇〇	劣
小孤楡樹	三天地	同	四平街白花	二、六七八	一二三	優
		同	白花跐子	二、一七三	一〇〇	劣
靠山屯	一〇天地	同	四平街白花	三、九九八	九五	劣
		同	四粒黃	四、二二二	一〇〇	優
公主嶺	五天地	同	四平街白花	三、〇三二	一一二	優
		同	白花跐子	二、七〇九	一〇〇	劣
十家堡	二天地	同	同	一、六六七	一一九	優
		同	同	一、三九九	一〇〇	劣

四平街	一〇天地	同	四平街白花	二、〇五六	一三五	優
		同	黄豆子	一、五二五	一〇〇	劣

改●良●種●好●評●　右の如く改良種は在來種に比し一般收量多く最多三割五分最少六分の增收あり一部減少を示したる所ありと雖も、全部十三箇所の成績を平均せば約一割の增收に當たる由にて在來種に比し品質並に粒揃優良なれば販賣の際在來種支那桝一石平均十二元六角を唱へし場合改良種は十二元九角乃至十三元の價格を有し、二分乃至三、四分の收入增加となりて是を數量の一割と合せ約一割二分より一割四、五分の增收を來すの結果なれば委託初年度に於て既に農家の歡迎を受け、本年生產せる改良種を貴重して翌年の種子用に殘留せるものあり、或は優良種を親類緣者に分與して是が繁殖普及を企圖するものあり、虻牛哨附近にては日本農家より改良種の種子分與を受けたるもの約十石に及びたる模樣なれば漸次改良種栽培の農家增加すべく試驗場が所期の目的を遂行すべき端緒を開けるものといふべし。

改●良●種●の●效●果●　依是觀是に改良種の栽培分布が漸次擴張して在來種に代るに於ては卽ち滿洲特產大豆の年額收入は約一割五分の增加を示すものにして大正

三年度調査に依れば滿洲大豆產額は一千三百二十四萬石に達せるを以て、二百八萬六千石の增加を計り得るものといふ可く、是を價格に見積れば約三萬餘圓の增加となり將來滿洲の經濟界に及ぼすべき效果の著しきは明なるが、玆に注目すべきは改良種が原種たる白花踏子に比すれば增收あるに反し、四粒黃其他一二の在來種に比し減收を來せるは改良の普及獎勵上多少の影響ありと雖も、右は主として早熟、晚熟の差異に起因し改良種は早熟種に屬し本年高溫なりし結果成熟を早め從つて減收を招き、晚熟種は却つて適度の成熟を見て增收の傾きあれど滿洲農家は晚熟種の耕作量少く寧ろ寒地に適せる早、中熟種を安全なりとして重きを置けるを以て、改良種は滿洲北方に於ては最も適當なる種子として歡迎せらるるに至る可く、尙今回の適否試驗以外の大豆栽培地方に適する種類の研究に就ては、目下選擇育成中にて試驗場に於ける育種事業の完了と相待ち改良種子普及の目的を達するを得べし。

大豆改良の現在及び將來

滿洲大豆改良の現在及び將來につき滿鐵產業試驗場長㭴內壬五郞氏の意見を紹介すれば左の如し。

大豆は滿洲特產物の大宗にして最近の年額約二千萬餘石(大正六年關東都督府調査に依る日本石也)に達し今や世界的商品の一として滿洲經濟界の中樞たり、然るに在來大豆の品種は雜駁にして品質亦劣等なるを以て滿鐵會社產業試驗場に於ては夙に之が改良を企て同場創立と共に大正二年度より公主嶺本場に於て滿洲の在來種及び內外各地より大豆の各品種を蒐集し栽培試驗を行ひ、氣候風土に適應したる滿洲在來種中より選拔改良するの最も適切なるを知り、在來品種中に於て選別したる結果四平街地方の在來種中略純系的に近き優良なるものあるを見出し、一面之を採擇して大正二年度より大正四年度に至る迄三箇年栽培して選種を行ひ改良せる品質收量共に良好なる一品種を得て之れを四平街白花種と命名し、大正五年春季始めて之を沿線日支農家に配付し實際的試驗の目的にて委託栽培せしめたり、改良大豆の品質は粒形圓く外皮薄く鮮黃色を帶び光澤あり、在來種に比し油分に富む、大豆商の所謂金元と稱する種類の一なり。

改良大豆の種子を配付するに當り、其區域は先づ一地方を限り且つ日支農家の人選に注意し可成地方に有力なる大地主を選び成績普及の便を考へ戸數を制限して所謂深く厚く行き渡るの手段を講せり、如此は蓋し改良種子の普及比較的迅速にして且つ確實なるを期せるが爲めにして徒に方面を廣くし、少量の改良種を淺く散布するも其實效を擧ぐること困難に效果少きを考慮すればなり。

大正五年度に配付したる改良大豆の種子は試驗場生產のもの二十四石六斗にして區域は四平街及び公主嶺地方の日支農家十三戸を選び無代價にて配給せり、而して其改良大豆の栽培面積と同一の面積丈けを別に栽培せしめ其耕種肥培は兩者共全然同樣ならしめ總て支那農家の在來方法に依らしめたり。

大正六年度に於ては同樣の目的にて前年と同じく公主嶺產業試驗場生產の改良大豆三十六石四斗を無代配付區域は長春、公主嶺、四平街附近にして農家數は日支人農家十六戸改良大豆の栽培面積合計七十町八反歩一戸當同上六反乃至六町歩にして平均四町四反歩餘に當り、同時に每戸同一面積の在來種を作付せしめ耕種肥培の方法は昨年度と同じく在來農法に依らしめたり。

作況及成績

大正五年度にありては改良大豆の播種は在來種と同じく四月下旬より五月中旬に亙り播種したり一般に發育良好にして在來種に比し苗揃ひ佳良なりし、之れ改良種は略ぼ純系的のものにして粒揃ひ良好にして熟度一定しあるが故なり爲めに延いては在來種に比し播種量約二割を節約し得ることを認めたり。五月下旬より六月初旬には一時氣候陰冷にして各作物と同じく生育遲緩せるも、六月中旬より氣候挽回し生育を進め大暑後多少旱魃の爲め、草丈の伸長不充分なりしも收納時に於ては相當の成績を得たり左の如し。

成績の一　（大正五年度）（收量日本桝）

場所	作付面積（段）	種類	一反收歩量（石）	改良種增收歩合（%）
四平街東方二支里一面城	三〇	改良種四平街白花 在來種白花豔子	〇、八二六 〇、七二〇	一四
四平街附屬地	六〇	同 同	〇、九六〇 〇、九〇〇	六
同	六〇	改良種四平街白花 在來重黃豆子	〇、六五一 〇、四八三	三五

虻牛哨附屬地	三〇	改良種四平街白花 在來白花蹚子	一、二一五 一、〇八〇	八
同	三〇	同 同	一、〇一六 〇、八三三	二三
同	三〇	同 同	〇、六六〇 〇、五五五	一九
同	三〇	同 同	〇、七〇二 〇、六三三	一〇
公主嶺東方八支里紅頭山	六〇	改良種四平街白花 在來西粒黃	一、二二五 一、二七二	一
同　黃家窪	三〇	同 同	〇、九五一 〇、九五〇	一
同　西方五支里小孤榆樹	一八	改良種四平街白花 在來種白花蹚子	〇、八四八 〇、六八八	一三
同　南西八支里靠山屯	六〇	改良種四平街白花 在來種四粒黃	一、二六六 一、三三七	一
公主嶺附屬地	三〇	改良種四平街白花 在來種白花蹚子	〇、九六〇 〇、八五八	一二
十家堡附屬地	一二	同 同	〇、五二八 〇、四四三	一九
平　均		改良種 在來種	〇、九〇八 〇、八二七	一〇

右の如く配付せる改良種は農家が持合せし種々雜混の在來種に比し一般に收量多く在來種(白花黈子及び黄豆子に比すれば最多三割五分最少六分の增收あり、尙晩熟四粒黄に比し一部減收ありしも而も全部十三箇所平均に於て約一割の增收を示し品質に於ては改良種は在來種に比し色澤良好粒揃ひ好く商品として高評あり、從つて價格は公主嶺に於て、當時支那桝一石(我一石九斗一升)に就き平均洋十二元六角のとき改良種は十二元九角乃至十三元一角の價格を有し卽ち洋三角乃至五角高價に取引せられ、其歩合は二分乃至四分の收入增加となり、之を數量の一割と合せて一割二分乃至四分の收入增加となれり、初年度に於て既に農家の歡迎するところとなり將來改良種子普及上意外の好成績を認めたり。

大正六年には春季稀有の旱魃にして、爲めに播種期を失せるもの多く、何れも遲蒔となり生育不揃ひなるを免れざりしこと他の農作物と同樣の狀態に遭遇せり而して生育期に於ては豪雨に遇ひ排水不良の地にありては頗る生育を阻害したる等、本年は大豆作には相應はしからざる天候にして公主嶺附近の農家は平年の約五分作を示し改良大豆委託栽培の畑地にありても各地略〻同樣の結果を來した

るも在來種に比しては何れも優良の成績を擧げたり。

成績の二（大正六年度）（收量日本桝）

場所	改良種作付面積 段	種類	一段步收量	改良種增收步合 %
長春北西二支里二道溝	六〇	改良種四平街白花	一、一七〇	五
		在來種小金黃	一、〇七六	
孟家屯附屬地	三六	改良種四平街白花	〇、八五五	四二
		在來種白眉	〇、六〇二	
大屯附屬地	六	改良種四平街白花	〇、四九五	四
		在來種白花	〇、四四七	
公主嶺東南八支里紅頭山	三六	改良種四平街白花	〇、九七五	二
		在來種四粒黃	〇、九五三	
同　東北八支里黃家崖子	三六	改良種四平街白花	〇、八〇七	三八
		在來種白花𨃩子	〇、五八六	
同　南西八支里靠山屯	三六	同	一、一五三	二五
		同	〇、九二五	
公主嶺附屬地	六〇	同	〇、九八八	四
		同	〇、九五〇	
四平街東方二支里一面城	三六	同	〇、七九五	一三
		同	〇、七〇六	
同　西南二支里海分屯	六〇	同	〇、九〇三	六
		同	〇、八五五	

四平街附屬地	六〇	改良種四平街白花 在來種白花𨁈子	〇、五七〇 〇、五三八	六
同	六〇	改良種四平街白花 在來種大粒黄	〇、八六一 〇、八三三	三
同	六〇	改良種四平街白花 在來種白花𨁈子	〇、八六六 〇、七九八	九
同	四二	同 同	〇、五九九 〇、五五九	七
蚰牛哨附屬地	三〇	同 同	—	—
同	三〇	同 同	一、〇三五 〇、七八五	三二
公主嶺西北三十支里大趙家店	六〇	同 同	〇、七二八 〇、六五〇	一二
平　均		同 同	〇、八五一 〇、七五一	一三

備考　配付農家十六戸中一戸は調査未濟に付き十五戸に就き平均數を計算せり

前表の如く改良種子栽培農家十五戸の成績を案ずるに收量に於て改良種は在來種に比し最少二分最大四割二分平均一割三分の增收を示し、品質に至りても亦前年と同じく優良なるを以て、從つて高價に取引せられ公主嶺に於て支那桝一石

(我一石九斗一升)當時の相場洋十四元六角の在來種に比し改良種は十五元五角に取引せられたるが如き實況にして、卽ち一石に付洋九角の差を見るを最高とし一般平均に於て五角八の差を示し收入增加の割合四分とす卽ち農家は改良種の栽培により收量並に價額の增加と合せて在來種に比し約一割七分の收益增加を見るべきなり。

現在公主嶺試驗場にては前記改良事業の外、別に大正三年度より滿洲大豆の純系分離育種事業に著手しありて、更に各地方適應の優良好適種を造成しつつあれば遠からずして該事業の完了と相俟つて大豆改良種子普及の目的を達し得らるべきを信ず。

改良大豆栽培普及の實狀は前述せるが如くにして、一面本事業に對する農家の感想如何を觀察するに、既に前年度の實績を目擊せるより試驗場產改良種子を歡迎すること至大にして各農家は夫々當年生產せる改良種を貴重とし殆んど翌年の種子用に殘留せるの有樣にして、委託を受けたる支那農家は該種の優良なるを認めたる結果親類先へ明年の種子用として分配し、之が繁殖普及を企圖せるもの

あり、又附屬地日本人農家の改良種栽培の成績を實見し附近の支那農家の間に希望者多く、日本農家の生產せるものと現物交換によりて普及せられたるもの大正五年度に於てのみ其額十餘石に及びたり。

元來大豆は相當選擇せる種子を用ひざれば平年の年柄に於て春播種量一に對し其年の收穫量は約二十倍乃至三十倍を生產するを常とするを以て、大正五年度に於ては、二十四石餘の配付種子より既に約五百石の改良大豆を生產したり、今六年度は新配付三十六石餘を別としても若し五百石の改良種子を播下せるものとせば今年は約一萬石の改良大豆を生產せられたることとなり、更に此割合を以て生產大豆の全部播下するものと假定せば大正七年には約二十萬石大正八年には約四百萬石の改良大豆が南滿洲內に生產せらるるの計算と成るべし、想ふに利益の感念强烈なる支那農家が改良種子の貴重有益なるを知悉し、此の如き情勢にて進歩せば該改良種の普及と案外に迅速なるべく、將來滿洲大豆の改良事業なる者は多少の手段と方法を盡すに於ては、左程困難なるの事業に非るべきを期待するものなり現に滿洲に於る大豆の年產額は前揭の如く最近二千萬石に達せり、將來改良

種子の普及と同時に少しく農家をして種子選擇の必要を覺らしめ更に肥大の方法に注意せしむるに至れば優に在來種に比して約二割の增收を上ぐること至難ならず、若今後現產額の儘と假定するも、更に二割卽ち年額四百萬石價格約二千八百萬圓の增加となるの割合にして、滿洲經濟界に及ぼす效果亦少からざるものあるを見るべく、卽ち滿洲大豆改良事業は滿洲富源開發の一大事業にして、彼我の利益增進を圖るの點に於ては所謂經濟的日支親善の一方法に依りて一日も速かに本事業の發展普及を希望して止まざるものなり。

大麥の改良

滿鐵公主嶺農事試驗場に於ける麥類改良試驗は去る大正二年度より開始され其後著々良好なる成績を收め、近く一般に對し改良優良種の配布栽培獎勵の運びに至るべき筈なるが、同所に於て目下試驗中なるは大麥は米國種コールデンメルン外優良種二十種並に在來種吉林、黑龍江產等三種を小麥は米國種グリーンマウンテン等十種を其他裸麥、ライ麥、燕麥等の約四五十種に及び居れるが、由來我滿洲

に於ける麥類の栽培は相當に行はれ、殊に小麥に就ては其產額も見るべきものあり年額約六百萬石に達し大麥は約二百萬石其他は僅少に過ぎざる有樣なるが、裸麥、燕麥は露西亞經營當時少量の移入を爲し尙一部に栽培されつゝあるも其の產額元より僅少なり、ライ麥は同社の試作を以て最初の試みと爲す所なるが小麥は勿論製粉を主要の用途とし、大麥は馬糧及び飯料及び飴の原料に用ひらるること現狀とすれども、今後の目的は麥酒原料たらしむるにあり、燕麥、裸麥は飯料にしてライ麥は黑パン及び優良ウォッカ酒の原料として缺くべからざる者なり、滿鐵が之等麥類の改良試驗を實施せる目的は在來種に就ては、相當生產額は有れども品質粗惡にして完全に前記用途の目的を達する能はず、依て米國其他の優良種にて之等缺點の補足を爲んとするにあり、過去五箇年間の試作は我滿洲麥種改良の前途に對し充分意を強ふするの好成績を上げ得れば、今後改良種の普及を見れば更に生產額の增加並びに優等生產品を得るに至るべく、殊に今後我國馬糧麥酒原料として看過し能はざる大麥改良普及は最も急務とする所にして同社も特に此點に注意を施しつつあるものの如し。

八、南滿洲の水田

南滿洲に於ける水田が移住朝鮮人により經營されつゝあるは格別として、日本人の來りて滿鐵沿線及び關東州に試むるに至りたるは明治四十三年を始めとし爾來耕地面積を增加したるも水利の便なるの地は水害多き地にして多くは灌水に多大の費用を要するを以つて有望ならざるものゝ如し其の筋の調査する所によれば水田として開拓し得べきもの大約五六十萬町歩はあるべしとのことにて開原の東、西豐、西安、東豐、海龍の地方は有望なる好適地と目さるゝものゝ如し。

沿線の水田

六年度に於ける滿鐵沿線の水田は附屬地作付反別二百十七町三反三畝收穫籾量三千六百六十四石八斗九升附屬地作付反別千二百八町七反歩收穫籾量一萬五千四百石五斗六升合計一千四百二十六町三反三畝籾收量一萬九千六十五石四斗五升にして一反平均收穫籾量一石三斗四升にして各地共稀有の旱魃のため何處

も不作なるは脫かれず、遼陽は反當收量三石一斗五升鐵嶺の三斗八升等其の極端なるものなり、長春の如きは總面積六十二町四反步中無收穫二十九町九反步に及べる如きありて甚だしき相違あるも、各地の作付面積及び收穫籾量を擧ぐれば左の如し。

	作付反別（町）	收穫量（石）
瓦房店	七七、七四	八七〇、一三
大石橋	六、〇〇	五四、五〇
遼陽	一、五〇	四七、一六
奉天	九九三、五〇	一二、八五六、四二
鐵嶺	五三、五〇	一九〇、三三
公主嶺	一二七、一〇	二、三八一、七二
長春	六二、四〇	七五、六五
撫順	六二、〇〇	二、二三〇、五〇
安東	二二、九九	三一三、二八
本溪湖	七、〇五	一八五、六七

而して近年著しく增加したるは朝鮮人の水田耕作にして、奉天の二百三十二町餘を最多とし鐵嶺、公主嶺等何れも益〻增加の傾向を見るに至れり。

鮮人使用の水田經營

南滿洲の水田にして日本人の經營に係るものは未だ多からざるも、民國三年以來著手せられ耕夫として韓人を使用し滿鐵本線及安奉線沿道に開墾したる地積は必ずしも少なしとせず、今支那側の調査に係る水田使用の鮮人數を擧ぐれば左の如し。

地點	男	女	計
鳳凰城	三二八	二二九	五五七
普蘭店	一五一	一〇三	二五四
奉天	七八〇	五五五	一三三五
本溪湖	六五三	四七一	一一二四
昌圖	六〇四	五二〇	一一二四
鐵嶺	三五五	二一一	五六六
長春	三、三七一	二、四八六	五八五七

卽ち水田從事の鮮人現在數は已に五千八百餘名に達するにより、各地に開拓せる水田も從つて逐日增加す、試に大正六年開拓せる地積及其收穫せる米產額を揭

ぐれば左の如し。

地點	地積（單位町）	産米額（單位石）
鳳凰城	五、三八八	六〇、〇四八
普蘭店	二、〇〇七	二二、九〇〇
奉天	一五、五〇〇	一六五、〇〇〇
本溪湖	一二、六〇〇	一三五、五八〇
昌圖	八、六四〇	九四、二六〇
鐵嶺	六、九五〇	七五、九五〇
長春	一〇、〇六〇	一〇〇、六四〇
合計	六四、五六五	六五四、三七八

水田經營の收支

南滿洲に於ける水田經營の一反歩當り收支計算を擧ぐれば左の如し。

（A）自然灌漑の部

熊岳城滿鐵産業試驗場分場　　　撫順大江氏水田

科目	金額	備考	科目	金額	備考
支出			支出		

種籾	・九〇〇	一段步六升	一石十五圓
人糞（苗代用）	・一〇〇	二荷	一荷五錢
過燐酸石灰（同）	・〇六〇	四百匁	十貫目一圓五十錢
藁灰	・〇五〇	二百匁	一貫目二十五錢
堆肥（同）	一・二〇〇	二百貫	百貫六十錢
大豆粕（本田）	三・〇〇〇	二枚	一枚一圓五十錢
過燐酸石灰（同）	・七五〇	五貫	十貫目一圓五十錢
整地（本田）	一・八七五	耕鋤七人五分	一人二十五錢
同	・八七五	代掻　苦力三人五分	同
施肥	・一二五	苦力五分	同
	・三〇〇	馬車二分	一臺一圓五十錢
播種及插秧	・七五〇	苦力三人	一人二十五錢
除草中耕	二・五〇〇	苦力十人	同
刈取及乾燥	・七五〇	苦力三人	同
脫殼及調製	一・二二五	苦力四人三分	一人廿五錢

種籾	・九六〇	一段步五升六合	一石十圓
肥料	三・〇〇〇	馬糞、人糞、堆肥五百貫	一貫六錢
苗代整地	・〇六〇	苦力二分	一人三十錢
同播種	・二四〇	苦力八分	同上
本田整地	二・六〇〇	鋤起シ代掻	二圓六十錢
插秧	・三〇〇	苦力一人	
除草、中耕	一・三五〇	苦力四人五分	同上
刈取	・六〇〇	苦力二人	同上
乾燥	・一八〇	苦力六分	同上
調製	・九六〇	苦力三人二分	同上
運搬	・二六〇		
地代	・九〇〇	坪	三厘
資本利子償却及修繕費	五・三三〇		

運搬費　{.〇五〇（苦力二分　同上 / .三〇〇（馬車三分一臺一圓五十錢
雜費　二.五〇〇
農具修繕及償却金　.三六〇
地代　三.〇〇〇　坪　一　錢
合　計　二〇.五七〇

收　入

玄　米　二四.〇〇〇　二石　一石十二圓
藁　二.五〇〇　百貫　一貫二錢五厘
合　計　二六.五〇〇
差引純益　五.九三〇

備　考

一、本計算ハ割合ニ多量ノ肥料ヲ用ヒ且ツ耕作法集約ナルカ爲メ多クノ收穫ヲ擧ケタルト玄米ノ賣價割高ナリシトヲ以テ相當ノ純益ヲ見タリ

(B)　器械灌漑ノ部

奉天西宮氏水田（電氣モーターニ依ル離心唧筒）

雜　費　一.六〇〇
合　計　一七.九四〇

收　入

籾　二四.〇〇〇　三石二斗　一石七圓五十錢
藁　二.〇〇〇　八十貫　一貫二錢五厘
合　計　二六.〇〇〇
差引純益　八.〇六〇

備　考

一、本計算ノ桝目ハ支那桝ナリ支那桝一石ハ日本ノ約一石三斗五升ニ當ル

一、本計算ニ於テ收益ノ多キハ撫順炭坑坑内水ヲ無料ニテ使用シタルニ因ル

鐵嶺鍛氏水田（吸入瓦斯發動機ニ依ル離心唧筒）

科目	金額（圓）	備考		（圓）
支出				
種籾	.七二〇	一段六升	一石	一二・〇〇〇
肥料	一・〇六七	堆肥一百貫匁		一・〇〇〇
		過燐酸石灰四百匁		.〇六七
苗代整地及播種	.〇二五	苦力〇・〇八人	單價	.三〇〇
水田整地	一・五〇〇	馬一頭	同	一・五〇〇
直播及挿秧	.六八〇	苦力二人二分七厘	同	.三〇〇
除草及中耕	二・五〇〇	除草器取一回		
		手取二回		
刈取	.六〇〇	苦力二人	同	.三〇〇
乾燥	.二〇〇	苦力六分六厘	同	.三〇〇
調製	.五〇〇	苦力一人六分六厘	同	.三〇〇
運搬	.六〇〇	馬車四分	同	一・五〇〇
地代	一・八〇〇	三百坪	同	.〇〇六

科目	金額（圓）	備考		（圓）
支出				
種子	一・二四〇	一段歩七升六合	一石	一五・〇〇〇
肥料	一・二五〇	馬糞堆肥二五〇貫	一貫目	.〇〇五
選種代	.〇二五	鹽〇・七斤	一斤	〇・〇一七
		苦力一分	單價	.二五八
肥料運搬及施費	.二七九	馬車一分五厘	同	一・六九〇
		苦力一分	同	.二五八
本田耕起	.五〇三	馬二頭曳四分	同	一・〇〇〇
		苦力四分	同	.二五八
整地	.三三五	馬一分七厘	同	一・〇〇〇
		苦力六分	同	.二五八
播種	.二五八	苦力一人	同	.二五八
除草	二・〇六四	苦力八人	同	.二五八
害蟲驅除	.一三九	苦力五分四厘	同	.二五八
驅除用石油代	.一四三	〇・一鑵	同	一・四三五
灌漑費	二・〇七〇			

灌漑費	四・三七五	電動力ニ依ル離心「ポンプ」
資本利子償却費及修繕費	三・二八六	
雜費	一・二二三	
合計	一九・〇七五	

收入

籾	一八・七六五	四石一斗七升　一石ニ付　四・五〇〇
藁	二・一二五	八十五貫　一貫匁ニ付　・〇二五
合計	二〇・八九〇	
差引純益	一・八一五	

備考

一、計算ハ二十七町歩ノ水田ニ作付タル全

刈取	・二五八	一人　單價　・二五八
運搬	・四四九	馬車二分二厘　同　一・六九〇 苦力三分　同　・二五八
脫殼及調製	・三三五	苦力一人三分　同　・二五八
農具補修費	・一七八	
地料	二・一〇〇	坪七厘
馬匹農期外飼養料六箇月分	・三七〇	
雜費	・二〇〇	
合計	一二・〇八六	

收入

籾	一〇・七五〇	二石三斗九升　一石　四・五〇〇
藁	一・九九五	六六・五貫　一貫　・〇三〇
合計	一二・七四五	
差引純益	・六五九	

備考

一、春季水田段別擴張及之ニ伴フ諸準備ノ爲メ

體ノ費用ヨリ打算シタリ
一、本水田ハ九分通リ直播ニシテ苗代ニ依ル挿秧田ハ一分通リニ過キス

播種期遅レ收量ヲ減スルニ至リ尚ホ米價下落シタルタメ差引純益減少ヲ見タリ
一、本計算ハ水田耕作面積二十三町五段歩ニ要シタル全費用ヨリ算出シタリ

九、吉林省の水田

支那人經營の水田

滿鐵各地に於ける日本人及び朝鮮人經營の水田は年々好結果を擧げ今や水稻は南滿洲の一特産となりたれば支那側も大に之れに覺醒され彼の吉林の韓登擧の如きも三年前より同省樺甸縣樺林子地方に鮮人十餘名を傭ひ水田を開始せし處意外の收穫を擧げたるより近頃吉省代表者の鄭安立等は間島、濛江各縣より墾民一萬戸を募集し東三省各處の官有水荒地に於て水稻を耕種せんことを吉林省公署に出願したるが、同人等の計畫に據れば經費三百萬元を國家の保證にて各銀行より借入れて六年間に元利を完濟す可く、而して三年間は耕地を無稅として四年目より國家は三十三萬三千五百石、此價格三百三十餘萬元の收稅を得べしと。

間島の水田

水田經營の趨勢　間島地方に於ける水田の經營は朝鮮人の獨占事業にして、逐年發達の傾向を有し單に當館管內に於て之を見るも大正四年には水稻栽培面積は僅に百日耕餘なりしも、翌大正五年には三百日耕に激增し大正六年に至りては千二百日耕に上り卽ち前年に比し約四倍の增加を示せり、而して一日耕は我が約三段六畝に當るを以て、此面積は四百三十二町步にして一段步の平均收量を一石四斗とすれば總收量は六千四十八石にして其數量未だ多からざるも、當地方に於ける稻作は其起源極めて近く殊に最近農民間に於ける一種の流行を形成し且北鮮地方の農民にして近時間島に移住し來る者多く、管內に於ても今や百餘戶六百有餘の新移住者を見るに至り、而も彼等は從來の無資力移住者に比し一戶平均百四、五十圓の資金を有するものなるを以て、漸次奧地を開墾し苟しくも水利の便ある地は新に水田と化すべきにより前數年の趨勢に鑑み本年の稻作段別は往年に數倍し幷年ならずして數萬石の米產額を見るに至るべし。

今間島全般に亙る大正六年の米作の段別を擧ぐれば千六百七十六町二段歩にして、其收穫高は二萬四千四百十七石七斗なり、之れを前年の收穫に比すれば實に八割五分七厘の增收を示せり。

稻作改良の要點　由來間島は地味肥沃なるを以て畑作はいふ迄もなく、稻作の如き近年の試みに係れるも、前述の如く頻年良好の成績を擧げ益〻前途發達の見込あるも如何せん農民の智識頗る低級にして且つ無資力のもの多き爲め、農具の如き今尚幼稚にして粗笨なるものを用ひ、耕地も亦不整にして種子の選擇宜しきを得ず、其他施肥及灌漑上幾多改善すべき點少なからざるも最も焦眉の急務は種子の統一なりとす。

前述の如く天與の地形は水田の經營に好適し地味豐沃なるを以て今日の處未だ施肥の必要を認めず、田地の如きも擴張に便にして水利の便に乏しからず、然れども當地の氣候は全年を通じて冬季最も長く約半歳に亙り、次は夏季にして春秋二季は極めて短く僅に四、五旬に過ぎざるの有樣なるを以て夏季溫度の不足と秋冷到來の速かなる爲め充分に結實せざるの恐あるにより、中稻、晩稻の品種の栽培

に不適にして種子は是非共早稻にして收量最も多きものを選定するを可とせん。

朝鮮人農家にして農具の完備せるは殆ど皆無と云ふべく、其原因は一に無資力に歸すべきも多年力耕の結果多少の餘財ある者と雖、從來四圍交通不便にして近時内地農家に於て使用せらるゝが如き各種の農具は購求するに途なく改良農具の使用に付きては至極冷淡なりしも、輓近清津より國境會寧に至るの鐵道開け陸續として間島に入る移住者の數を增し、運輸の便も稍備はれるを以つて輕便にして安價なる農具の提供は彼等多數農民の大に歡迎する所なるべく、貧困なる農家には個人又は組合等より必要なる農具を貸與し其報酬として秋の收穫に當り相當の米穀を收納するとせんか是亦一種の便法たるべし。

收穫及精米方法　秋季に至り成熟したる水稻は鎌を以て一把每に刈り取り、庭前に於て之れを高さ二尺、長さ三尺位の木馬形のものに打叩き地上に散亂したる籾は之れを一纏めにして日光にて乾燥し、突臼或は碾碓にて根氣よく精白するを以つて勞力を要する割合には碎米多く且つ搗減りも少なからず、而も農家は需要あるに際し貯藏せる籾を取出して之れを前記の方法にて精米となすを以て、急需

に應ずる能はざるの憾あり。

現在の間島產米　米粒細長灰白色を呈し、性質脆弱にして粘分に乏しく、邦人の常食には不適なるも一旦改良せば優秀の品種を得るに難からざるべく年々北鮮地方より輸入する多量の朝鮮米を擊退し、內地人、朝鮮人及支那人の間にも廣く販路を擴張せしむるは甚だ容易のことなるべし。

機械精米の有望　前述の如く未だ米產額多額ならざるを以て、目下當地方に於ては小規模の機械をさへ備へ精米に從事するものなきも、必ずや近き將來に於ては精米業は最も有望なる事業を以て目せられ之に著手する者輩出するに至るべく、現下歐洲大戰の結果機械器具の價格暴騰せるも石油瓦斯を發動原力とする精米機械は一馬力に付、當地据付引渡として金百圓內外にて供給せらるべしと云へば、資金千圓を投ずれば諸般の設備には充分なるべく、中產者にとりては好個の企業なるべし。

一〇、滿洲移住朝鮮農民

満洲移住の朝鮮農民につき石津農學士の意見を紹介すれば左の如し。

一、在滿鮮人の現在數

在滿鮮人の現在數に關しては我國にも又支那側にも未だ統計の據るものの存せざるを以て其正確なる數を知るを得ず、或は總數二十五萬と稱し或は三十萬と推定しあるも固より確實なる根據あるものにあらざるべし、鮮人の滿洲侵入の勢は滔々として一大潮流をなせるを以て其現在數は更に激增せることと疑なし、今南滿のみに就て云ふ時は領事館の調査に依れば七萬二千人となれるも實際は二十餘萬人と推定するを以て正鵠を得べし。

二、在滿鮮人の分布

在滿鮮人の最も多數なるは鴨綠江右岸にして就中其上流たる輯安、桓仁、臨江、通化等の諸縣最も多數を占む、是れ此の地方が朝鮮よりの距離近きと其の對岸たる平安北道東北部は山嶽重疊として地味磽确不良なるを以て、勢ひ生活に困難を感ぜる鮮人農業者をして滿洲に移住せしむるに至りしものなり、之れに反して鴨綠江下流の寬甸、安東縣地方は其對岸なる平安北道西南部が地味比較的良好なるが

爲め、鮮人の江を渡りて滿洲に移住するもの少かりしが近時漸く增加せんとする傾向を呈し來れり、猶現今鮮人來住の勢は停止する所を知らず、南方に於ては鳳城縣に至り北方に於ては興京、柳河に及び更に海龍、東豐(東平)西安、西豐、諸縣に至る迄鮮人の足跡普く至る所河川の兩域或は低濕地を利用して水田を經營せり。

三、在滿鮮人の職業

在滿鮮人の大部分は水田耕作者なり彼等は朝鮮に於て馴れたる水田耕作者の技術を唯一の資本とし滿洲に渡り、土地を求めて支那人の小作人となり水田を耕作せり、從つて苟も朝鮮人の在住する所には廣潤なる水田存在し多數の籾を生產し地價も亦上騰せり水田業者に亞いで多數なるは畑作者なりとす、水田と同じく支那人より土地を租借して普通作物たる高粱、包米、粟等の栽培に從事せり、其他市街地に於ては附近朝鮮人の生產せる籾の收買をなす商人、或は來住鮮人を相手とする宿屋業者又稀には雜貨商を營むもの醫術を業とするものあり猶夏期農繁期に際して平安道より續々朝鮮人の農業勞働者來住し、水田の除草其他の雜役に從事し零碎なる貯金をなし秋期に至り歸國或は他に轉ずるものあり、要するに在滿

鮮人の多數は農業者にして在滿鮮人問題も此種農業者に關する問題なりと謂ふも過言にあらず。

四、鮮人來住の原因

是等鮮人が遠く滿洲に移住するに至りたる主なる原因は、大體經濟的反政治的の二つに分つことを得べし。

一、經濟的原因　朝鮮に於て耕作せる土地狹隘にして一家の生活を支ふるに困難なるが爲め、或は又土地瘠薄にして充分なる收穫を擧げ得ざるが爲め、或は又其他の原因により生活の困難を感じ遂に移往の決心をなすに至れり、而して此の原因よりするもの最も多數を占め、平安道より來れる移民は多く此の部類に屬するが如し。

二、政治的原因　日韓合併以來日本の政治に不平を抱きたる一團の徒が或る主唱者に誘はれて滿洲に來住したるものなり、此の原因によりするものは慶尙道移民に多く彼等は集團部落を形成し、大部分基督敎徒なるは奇と謂ふべし之等と雖經濟的壓迫に餘義なくせられたること夫の經濟的原因により來

住せるものと相選ぶことなし唯だ彼等は少數の政治的排日鮮人に統率せられたるものにして彼等自身は之等政治問題とは風馬牛なり。

五、小作方法

鮮人來住地方に行はるる小作方法に分穀及納租の二方法あり分穀とは分益小作の謂にして納租とは普通小作のことなり、而して畑地にして開墾後年月を經過し地味良好なるものに對しては納租行はれ、土地瘠薄新開地には分穀法行はる而して水田に對しては全部分穀法を用ふる慣習となれり。

一、分穀　地主は土地を提供し小作人は農具種子其他耕作に必要なるものを以て著手す、尤も朝鮮人は大部分經濟的薄弱にして農具其他の必要品を求め又一年間の生活を支ふべき資力を缺くを以て、地主又は附近支那人より金錢貸附を受け收穫期に於て籾を以て時價に計算し、年三割の利子と共に籾にて返濟する習慣なり期間は一年小作契約書を取り替すこと稀なり、收穫物の分配は普通籾藁共折半にして一天地(六畝、一畝は二百四十弓にして一天地は我三反六畝籾八石の收穫なりとすれば地主の收得は四石なり小作契約の場合

保證金を提供する時は收穫物は四分六分に分つ。

二、納租　此の方法は專ら畑地に行はるる小作方法にして小作人は收穫物中より地味の良否に應じ其幾分を地主に提供する約を爲す、其小作料は新兵堡附近に於て上地二石中地一石五斗、下地一石にして(一石は我一石四斗五升なり)藁は全部小作人の收益となる保證人及保證金を要する期間は普通五、六年間とす。

上記何れの方法に於ても國租地租或は地畝錢)は地主の負擔とする義務あり、其他の地方費即ち學堂費、巡警費、保衛團費は支那人間に於ては小作人の負擔なれども支鮮人の小作契約に於ては地主之を負擔す、從つて鮮人は支那人に比し常に多額の小作料を負擔せり。

六、小作料以外の鮮人農家の負擔

朝鮮人は資力極めて薄弱なるを以て多額の資金を要する農具及家畜の如きは耕作に必要なるものと雖自ら購入するの能力なく、凡て支那人より賃借し若くは必要に應じて其勞働を支那人に請負はしむ、夫れに要する費用は鮮人農家經濟上

比較的大なる支出をなせり。

一、收穫物の運搬料　收穫物の運搬に際し支那人に受負はしむ、其料金として支那人に藁半分を提供す。一天地の藁收穫量八百梱小作人の收得は其半分卽ち四百梱にして、賃料は更に此の半分二百梱なり、百梱を八角とすれば一元六角となる。

一、碾子使用料　碾子使用料として玄米一石に對し八升を支那人碾子所有者に與ふ、一天地の收穫八石とすれば玄米三石六斗籾摺步合四五％なるを以て、小作人の收入となるべき一石八斗に對しては一斗四升四合、一斗の玄米相場を二元五角とすれば三元三角。

一、家賃　朝鮮人は往々自ら朝鮮式家屋を建築せるものあるも多くは支那人より賃借せるものなり、普通三間房子にして中には廢屋に近き粗末なる家あり、此の家賃として普通一年五元餘を家主に納めざるべからず。

七、鮮人小作人の經濟

以上の如く鮮人小作人は比較的過重なる小作料を其地主たる支那人より强要

せらるる外、支那人より融通せらるる金錢に對して毎年秋期に於て元利を支拂はざるべからず、而して鮮人が普通支那人より融通せらるる額は約百二十元内外なりと云ふ、以て之に三割の利子を附すれば鮮人の負擔は百五十六元となるべし、尚加ふるに馬車或は碾子の使用に對し支那人に支拂ふべき額も僅少にあらざるを以て、結局鮮人が收穫物中より自己の純所得として殘し得べき額は寔に少額なりと謂はざるべからず、今六天地の水田を小作せる鮮人の收入を概算すれば次の如し。

一、收入

	一天地	六天地		
			一石に付	
籾	八石	四八石	一一元〇〇	五二八元〇〇
	同	同	一〇〇梱に付	
藁	八〇〇梱	四、八〇〇梱	、八〇	三八、四〇
計				五六六、四〇

一、支出

	一天地	六天地	一石に付	
小作料	四石	二四石	一一元〇〇	二六四元〇〇

同	同	同	一〇〇梱
同	藁四〇〇梱	二四、〇〇梱	、八〇
			一九、二〇
負債金元利			一五六、〇〇
	一天地	六天地	
收穫物運搬	一元六〇		九、六〇
	同	同	
碾子使用	三、三〇		一九、八〇
家賃			五、〇〇
合計			四七三、六〇
差引殘額			九二、八〇

右に由れば秋收穫後に於ける鮮人小作人の收益は僅かに九十二元八角なり、之れを以て彼等は翌年收穫期迄の生活費を支へたる上(生活費一人一箇月約四元を要す)猶衣服住宅修繕費其他に幾分の費用を要するを以て、彼等の生活の苦痛は想像するに餘りあり、而して辛うじて餘し得たる九十餘元は必要に迫れる物品の購入に費消せらるるを以て、秋期に於ては最早殆んご剩餘なし、其結果彼等は再び翌年に亙る生活費は勿論耕作に必要なる種子代苦力賃等凡て支那人高利貸の手よ

り借用せざるべからず、此の如き窮迫せる生活を繰り返すこと多年遂に支那人の羈絆より脫することを得ざるもの比々皆な然らざるはなし。

八、鮮人來住の效果

思ふに鮮人來住後の生活は移住前に比し甚しき經濟上の向上をなさず、只僅かに自己の生活を持續し得ると謂ふのみ、而して彼等が移住後の生活を以て滿足せざるは彼等が一箇所に定著せず永きは五六年短きは一二年の後他に轉じ遂に何等恒產をなし得ず、自ら滿洲放浪者と化し去るの事實を以て知るべきなり、彼等は訴て曰く(滿洲は土地肥沃にして水利良好なれば水田には好適なれども、今日の如く收穫の大部分は種々なる名目の下に支那人に提供せざるべからざるに於ては何れの日にか生活に餘裕を得ん)と卽ち知る移住の效果は決して鮮少にあらざるを、而も其利益は凡て貪慾なる支那人の囊中を肥すの資に供せられたるに過ぎざるが故に、困窮せる現狀より彼等を救濟し移住の效果を大ならしめんと欲せば、一に彼等を支那人に對する經濟的從屬關係より斷ち彼等に安固なる生活を保證するの外なかるべし。

九、鮮人の社會的及宗教的狀態

在滿鮮人の殆んど全部は基督教信徒なり而して基督教徒の全部は殆んど排日黨なりと云ふ、尤も此所に排日黨と云ふと雖も北米に於けるが如き排日の類にあらずして、只感情的に日本に對して好意を有せざる種類のものなり、元來彼等が斯くの如く日本に好感情を有せざるに至りたる原因を見るに。

一、日本を謳歌する丈に日本の政治を知らず日本政府の恩澤を蒙らざること

二、少くとも反日的態度を示すことは支那官民より好遇せらるる地方なること

三、宣教師中に排日を稱ふるものありて其思想が在滿鮮人に侵潤せること

四、少數なる純政治的不平鮮人の煽動的過激排日論に感化せられたること

要するに在滿鮮人の大多數は曾て日本政治の恩澤を蒙らず又保護に與りたることなきものなり、彼等に親日黨を望むは不自然なること當然なりとす、故に彼等を排日黨とし冷眼視するは根本的に誤れり、彼等を經濟的に救濟し彼等の生活を確保せしめ移住の效果を擧げしむるに於ては彼等と雖自ら好んで反日的感情を

抱くに至らざるべし、況んや第三、第四の原因の如きは無智なる鮮人の盲目的信仰のみ彼等の經濟を確保するは在滿鮮人問題解決の根本策なり。

十、鮮人救濟の必要

以上の如くなれば此の際鮮人を救濟するの策を講じ、尙續いて來住すべき鮮人に對し滿洲に於て完全なる生活の道を與ふるは時機に適したることとなり、斯くすれば

一、滿洲に鮮人來住者を增加せしめ間接に我勢力を扶植し滿蒙開發の一手段となし進んでは一箇の政治的活動たらしめ得べく

二、來住鮮人增加すれば朝鮮に於ては其後地に邦人の植民地を供することとなり、滿洲に於ては其移住地に邦人發展の舞臺を現出するに至るべし、滿洲に我小農移住が經濟上全然不可能と認めらるる今日斯くの如き方法によりて間接に邦人の移住を奬勵するは策の得たるものたるを信ず

三、斯くして在滿鮮人を救濟する事は現今の反日鮮人をして、我王化に浴せしむることとなる況んや之を一箇の企業として鮮人墾殖機關を起すも極めて

有利なる事業たるに於てをや

在滿鮮人の分布

滿洲移住鮮人數の增加せることは明かなるが、支那官憲に於て調査したる東三省の鮮人分布を記せば左の如し。

安東縣	男	四二、七七七	女	二八、四五二
營口	男	一八	女	六
遼陽	男	二二	女	一四
奉天	男	五六八	女	二六四
鐵嶺	男	一七二	女	九〇
長春	男	三九	女	二五
吉林	男	一八二	女	一一二
間島	男	九三、二一六	女	七九、七八六
哈爾賓	男	四、五五六	女	二、六三五
齊々哈爾	男	六三二	女	二四二

以上の如くにして總數二十五萬三千八なりといふ。

在滿鮮人の情勢

鮮人の滿洲移住は我經濟發展上括目すべき大問題の一にして彼等の過去に於ける農作は相當の利益を收め居るのみならず、現在及將來に渉りて更に益〻發展し得べき見込十分あり、在滿鮮人の最も多數に居住せるは鴨綠江岸と間島(圖們江對岸の吉林省延吉、和龍、汪淸、琿春の諸縣にて明治四十二年日淸間島協約に據り鮮人の居住を承淮したる地方)一圓にして之より奧地に入るに從つて漸時稀薄となるも其足跡は遠く露領に迄及び比年增加の趨勢を示すこと左の如し。

大正四年末在滿鮮人人口

大正四年末在滿鮮人人口	二八二、〇七〇八
大正三年同	二七一、三八八
大正二年同	二五二、一一八
大正元年同	二三八、四〇二
明治四十四年同	五五、五一七
明治四十三年同	五二、〇七〇

即ち明治四十三年末に於て僅に五萬二千七十八の者は六箇年後の大正四年末に

は殆んど六倍に近き巨數に達せり、此趨勢より將來の發展は推して知るべし。

鮮人の滿洲移住の目的は大部分農作にありて其經營の狀態は次の三者に分つことを得(一)鮮人の富有者は支那人より土地を租借し鮮人小作人をして耕作せしむるもの(二)支那人若しくは鮮人地主の作人となつて小作に從事するもの(三)支那人より幾何かの土地を租借して自作を爲すもの、彼等は徐々ながら著實に農業經營に成功し就中水田經營は彼等の最得意とする處にして、今間島を除く滿洲の水稻作付反別は約五千餘町步其籾收量は十萬石を超えんとせり。

間島方面に於ける大正四年末鮮人の農家は大約二萬八千戶、其の所有地は約二萬町步に及べり支那人は六千戶內外、耕地四萬五千町步に及び地主の割合は正確なる調査なきが鮮人地主は其戶數の六割三分內外にて支那人は八割を下らずといふ)然るに爰に輕視すべからざる問題は是等鮮人が近來支那國籍に歸化するものの多き傾向を示し居るの一事にして、未だ詳細の調査を知る能はざるも民國五年四月中鮮人の國籍取得者として同十二月支那政府公報に記載する所に據れば、吉林省延吉縣卽ち間島在留鮮人に入籍許可を與へたるもののみを以てするも、其數

八十六名の多きに及べり、此内最多數なるは咸北、咸南兩道人にして其等鮮人の有する財產は十晌以上の土地を有する者二十人を超え、最富者には四十晌を有する者あり。

一二、黑龍各縣農業狀態

道名	縣名	位置	區域	氣候	土性	播種收穫時期	每晌平均收穫	農產物類	摘要
龍	龍江縣	黑龍江省城	東南ハ安達縣、正東ハ拜泉縣、東北ハ訥河縣、正北ハ甘井子縣佐、西北ハ西布特哈、西ハ札賚蒙旗、南ハ武興縣ニ接ス	每年清明前後解氷シテ漸次溫暖トナリ芒種後漸次暑ク處暑（舊曆七月中旬）後漸次冷氣ヲ加ヘ霜降（舊曆九月中旬）後結氷シテ寒冷ヲ增シ舊曆十一月嚴寒立春後寒氣稍ヤ退ク	砂土地多ク嫩江以西ヲ上田ト稱シ省城ノ東南北ヲ中田ト稱シ省城ノ西南前後ノ官地及溫托河一帶ヲ下田ト稱ス均シク膏腴ノ地ニアラス	每年三、四月ノ候播種シ七、八月ニ至リ收穫ス	雜穀一乃至二石	大麥、小麥、豌豆、蕎麥等ノ雜穀ニシテ稻田無シ	近年每歲夏期ニ至リ嫩江大洪水トナリ沿岸各地ニ暴漲スルヲ以テ農業上ノ被害尠カラス
	甘井子縣佐	省城ノ正北支那里程一百三十里餘	東ニ西布特哈、西ハ鐵路界線南ハ龍江縣北ハ北大山ニ界ス	寒七箇月、暑五箇月	砂石地多ク腴磽相半ス	四月播種八月收穫	雜穀二石	麥、豆、蕎麥ノ三種最モ多シ	
	青岡縣	省城ノ東南一百餘支里	東ハ海倫縣、西ハ安達縣南ハ蘭西縣北ハ拜泉縣ニ接界ス	寒七箇月、暑五箇月	土性鬆疏腴磽相半ス	二月末或ハ三月播種七、八、九月收穫	雜穀平均四石	多ク麥類ヲ產ス	
	拜泉縣	省城ノ正東二百六十餘支里	東ハ海倫縣西ハ龍江縣北ハ訥河縣南ハ青岡縣ニ接界ス	寒八箇月、暑四箇月	土性鬆	四月播種八月收穫	雜穀平均四石	麥類ヲ產スル最モ多シ	

江　道

嫩江縣	省城ノ東北六百餘支里	東ハ興安嶺西ハ西布特哈南ハ東布特哈北ハ内興安嶺ニ接界ス	寒八箇月、暑四箇月	鬆瘠	四月播種七月收穫	雜穀平均一石	主トシテ麥類ヲ産ス
訥河縣	省城ノ東北二百五十餘支里	東ハ海倫南ハ拜泉縣西ハ西布特哈北ハ嫩江縣ニ接界ス	寒七箇月、暑五箇月	稍鬆	四月播種八月收穫	雜穀平均三石	主トシテ麥及黍ヲ産ス
肇州縣	省城ノ東南三百八十支里餘	東ハ蘭西縣西ハ嫩江南ハ松花江北ハ杜旗界ニ接ス	南方ハ蘭西縣ニ同シク西北ハ安達縣ニ同シ	同上	同上	同上	同上
大賚縣	省城ノ西南三百餘支里	東ハ嫩江西ハ札賚特旗南ハ郭爾羅斯前旗科爾沁右翼後旗北ハ西布特哈ニ接界ス	南方ハ肇州縣ニ同シク北方ハ省城ニ同シ	同上	同上	同上	
安達縣	省城ノ東南二百五十餘支里	南ハ蘭西縣及肇州北ハ省界西ハ武興治局東ハ青岡縣ニ界ス	寒暑各六箇月	土性瘠薄	三月播種八月收穫	雜穀平均二石	主トシテ麥類ヲ産ス
呼倫縣	省城ノ西北一千餘支里	東ハ伊薩奇山南ハ索岳爾濟山頂鄂博西ハ呼倫湖北ハ擬設室韋廳ニ界ス	酷寒華氏十六度酷暑九十度	上等地ハ黒土ニシテ細砂ヲ含有シ下等地ハ砂石相半ス	四月播種九月收穫	雜穀平均五石五斗	麥、蔬菜、豆、白菜等ヲ主トス
臚濱縣	省城ノ西北一千餘支里	東南ハ呼倫貝爾西北ハ露領ニ界ス	寒九箇月、暑三箇月	鬆解磽薄ニシテ耕種ニ堪ヘス	四月播種八月收穫	雜穀平均二石	主トシテ麥ヲ産ス
吉拉林設治局	省城ノ西北一千餘支里	東ハ維鷄場山南ハ根河呼倫貝爾西北ハ額爾古訥河ヲ以テ露西亜ニ界ス	寒九箇月、暑三箇月	鬆結ノ處多ク硬結ノ處少シ	四月播種八月收獲	同上	同上
西布特哈	省城ノ北方二百餘支里	東ハ維雞場山南ハ根河呼倫貝爾西北ハ額爾古訥河ヲ以テ露領ニ界ス	北方ハ呼倫貝爾ニ同シク南ハ甘井子佐治局ニ同シ	同上	同上	同上	同上
泰來鎮設治局	札旗境内ハ大賚縣ニ杜旗境内ハ安達縣ニ同シ						

綏蘭

呼蘭縣	省城ノ東南八百餘支里	東ハ巴彦縣西ハ蘭西縣南ハ松花江北ハ綏化縣ニ接界ス	巴彦、蘭西縣ニ同シ	巴彦縣、蘭西縣ニ同シ	巴彦縣、蘭西縣ニ同シ	巴彦縣、蘭西縣ニ同シ	巴彦縣、蘭西縣ニ同シ
巴彦縣	省城ノ南方九百餘支里	東ハ木蘭縣西ハ呼蘭縣南ハ松花江北ハ綏化縣ニ接界ス	清明後漸ク暖ニ霜降後漸次寒シ	黑色肥沃ニシテ鬆疎ナリ	三月播種八月收穫	雜穀平均五石餘	小麥、豌豆ヲ第一トシテ高粱雜穀之ニ次キ大麥玉蜀黍之ニ次ク
蘭西縣	省城ノ東南六百餘支里	東ハ綏化縣西ハ安達縣南ハ呼蘭縣北ハ青岡縣ニ接界ス	寒七箇月、暑五箇月	土性鬆	四月播種九月收穫	雜穀平均三石五斗	麥最モ多ク高粱、玉蜀黍之ニ次ク
木蘭縣	省城ノ東南一千餘支里	東ハ通河縣南ハ松花江及吉林省濱江縣西ハ巴彦縣北ハ慶城縣ニ接界ス	舊曆十一月最モ寒ク三月末解氷ス	疎鬆ニシテ膏腴ナリ	三月播種八月收穫	平均六石ヨリ六石五斗ニ至ル	小麥、高粱、黃豆、粟最モ多シ
綏化縣	省城ノ正東六百餘支里	東ハ慶城縣西ハ蘭西縣南ハ巴彦縣呼蘭河北ハ海倫縣ニ接界ス	四月ヨリ八月マテ暖ニ九月ヨリ翌年三月マテハ寒シ	土性疎沃腴ニシテ磽質ナシ	三月播種七、八月收穫	雜穀平均四石七斗一升五合	小麥、豌豆高粱最モ多ク大麥、玉蜀黍ハ至ツテ尠シ
慶城縣	省城ノ東南六百餘支里	東ハ湯原縣、通河縣南ハ木蘭、巴彦縣西ハ綏化縣北ハ蘿北界ニ接界ス	綏化縣ニ同シ	同上	同上	同上	同上
海倫縣	省城ノ東南五百餘支里	南ハ呼蘭河綏化界ニ北ハ胡祐爾河、東布特哈、界ニ東ハ克音河綏化界ニ西ハ通肯河拜泉界ニ接界ス	立冬ヨリ清明マテ大寒五箇月夏至ヨリ秋分マテ大暑トシ餘ハ溫氣ナリ	黃壤黑土相半シ地質鬆疎ニシテ良好	穀雨後播種秋分後收穫	雜穀平均七石	地勢平坦ニシテ氣候溫暖ニ雜穀及麥類ノ產出最モ多シ

一二、鐵嶺地方に於ける收穫物

鐵嶺地方に於ける大正六年の農作物收穫は左の如し。

黒河道	湯原縣	省城ノ東南九百餘支里	東ハ黒河南ハ松花江西ハ小古洞河北ハ大青ニ界ス	寒七箇月、暑五箇月	鬆	三月播種八月收穫	雜穀平均四石五斗	麥、大豆、小麥等ヲ産ス	
	通河縣	省城ノ東南一千餘支里	東ハ湯原縣南ハ松花江西ハ木蘭縣北ハ分水嶺ニ界ス	寒九箇月、暑三箇月	南方ハ鬆疏肥沃北方ハ硬ニシテ磽角	三、四月播種六、七月收穫	雜穀平均四石五斗	麥、黍、豆ヲ産ス	
	鐵驪設治局	省城ノ東南慶城縣境内ニアリ	慶城縣ニ同シ	同上	土地磽薄慶城縣ニ及ハス	同上	同上	同上	
	龍門鎮設治局	省城ノ東北三百餘支里新開ノ荒地ナリ	東ハ蘿北南ハ通肯西ハ訥河縣北ハ瑷琿ニ界ス	氣候ハ訥河縣ニ同シ	土地磽薄慶城縣ニ及ハス	三、四月播種六、七月收穫	雜穀平均四石五斗	麥、黍、豆ヲ産ス	
	瑷琿縣	省城ノ東一千餘支里	東ハ黒龍江西ハ內興安嶺南ハ遜河北ハ黒河鎮ニ界ス	九月降雪アリ霜降節ニ至レバ江河皆結氷ス	鎮結ノ處多ク鬆疏ノ處少ナシ	四月播種七、八月收穫	雜穀平均七石	麥稗過半ニシテ栽黍之ニ次リ	瑷琿ノ土性ハ江東六十四屯ヲ以テ最モ肥沃ト爲シ氣候モ稍〻溫和ナリ
	蘿北縣	省城ノ東北一千餘支里	正東及東南東北ハ均ク黒龍江西北ハ慶城縣南ハ松花江西南ハ湯原縣北ハ遜河ヲ以テ瑷琿ニ界ス	寒九箇月、暑三箇月	腴磽不等ナリ	四、五月播種七、八月收穫	雜穀平均五石	麥粟ヲ産ス	

農作物收穫高步合

種類	步合比較	鐵嶺地方	通江口地方	昌圖地方	開原地方	大疙疸地方	朝陽鎭地方	北山城子地方	八面城地方	柳河地方	大肚川地方
大豆	收穫步合	六分作	五分作	八分作	五分作	七分作	八分作	十分作	七分作	九分作	八分作
	前年との比較	二分減	一分減	二分增	三分減	一分減	二分增	三分增	一分減	三分增	一分增
	平年との比較	二分減	二分減	二分減	二分減	—	一分增	一分增	一分減	三分增	一分增
高粱	收穫步合	六分作	八分作	七分作	七分作	七分作	九分作	十分作	五分作	九分作	九分作
	前年との比較	三分減	一分增	一分減	一分減	—	一分增	二分增	五分減	三分增	三分增
	平年との比較	二分減	—	—	—	—	一分增	二分增	三分減	三分增	三分增
包米	收穫步合	八分作	七分作	八分作	七分作	七分作	九分作	十分作	五分作	九分作	九分作
	前年との比較	一分減	一分增	—	一分減	一分減	一分增	二分增	三分減	三分增	一分增
	平年との比較	一分增	—	一分增	—	—	一分增	—	三分減	三分增	一分增
粟	收穫步合	四分作	八分作	六分作	四分作	三分作	十分作	十分作	六分作	八分作	八分作
	前年との比較	四分減	一分增	二分減	二分減	五分減	三分增	三分增	三分減	一分增	一分增
	平年との比較	三分減	一分增	一分減	三分減	四分減	三分增	—	二分減	二分增	二分增
小豆	收穫步合	七分作	七分作	八分作	六分作	六分作	九分作	九分作	六分作	八分作	八分作
	前年との比較	—	—	二分增	一分減	二分減	一分增	三分增	一分減	一分增	一分增
	平年との比較	—	一分減	一分增	—	一分減	—	一分減	二分減	二分增	一分增
陸稻	收穫步合	六分作	五分作	六分作	四分作	五分作	九分作	八分作	—	八分作	七分作
	前年との比較	—	二分減	一分減	四分減	一分減	一分增	一分減	—	一分增	三分增
	平年との比較	—	三分減	—	二分減	三分減	—	一分增	—	一分增	一分增
	收穫步合	六分作	三分作	—	六分作	三分作	九分作	七分作	—	六分作	六分作

水稻	前年との比較	—	五分減	—	二分減	五分減	一分增	二分增	—	一分減	一分減
	平年との比較	一分減	五分減	—	—	三分增	一分增	—	—	—	—
蕎麥	收穫步合	四分作	—	七分作	六分作	七分作	十分作	十分作	八分作	九分作	八分作
	前年との比較	三分減	—	一分增	二分減	三分增	二分增	三分增	二分增	二分增	三分增
	平年との比較	三分減	—	—	—	—	三分增	—	—	三分增	三分增
稗	收穫步合	四分作	五分作	—	三分作	七分作	十分作	九分作	三分作	九分作	六分作
	前年との比較	二分減	—	—	五分減	—	三分增	二分增	四分減	三分增	一分減
	平年との比較	二分減	—	—	五分減	—	二分增	三分增	三分減	二分增	—
秘子	收穫步合	—	七分作	七分作	四分作	五分作	十分作	八分作	六分作	八分作	六分作
	前年との比較	—	二分增	一分增	四分減	二分減	二分減	一分增	二分增	一分增	一分減
	平年との比較	—	—	—	二分減	二分減	一分增	一分增	二分減	二分增	—
煙草	收穫步合	五分作	—	—	四分作	三分作	九分作	八分作	—	六分作	四分作
	前年との比較	一分減	—	—	三分減	五分減	二分增	一分增	—	一分減	三分減
	平年との比較	二分減	—	—	二分減	四分減	一分增	—	—	—	三分減
藍	收穫步合	七分作	—	—	七分作	七分作	十分作	十分作	五分作	六分作	九分作
	前年との比較	一分增	—	—	一分減	一分減	二分增	二分增	二分減	一分減	三分增
	平年との比較	一分減	—	—	—	—	二分增	二分增	—	—	三分增

備考

一、平年作とは大正元年より同五年に至る平均作柄の步合を示す

二、收穫高に著しき增減あるは發芽期に旱害を受けたる地方及同年八月の水害、收穫期に於て蟲害を蒙りたるに因る

一三、滿蒙の現在地價

現在滿蒙に於ける耕地の地價に付或る人の調査によれば左の如し。

地方名	上等地	中等地	下等地	利廻り
遼陽	五〇元	三〇元	一五元	七厘五強
奉天	四〇	二五	一〇	八厘強
鐵嶺	三五	二〇	一〇	同
開原	三〇	一五	八	一分強
昌圖	三五	二〇	一〇	一分一厘強
梨樹(四平街)	三〇	二〇	一〇	八厘強
懐德(公主嶺附近)	二八	二〇	八	六厘強
長春	三〇	二〇	八	七厘強
吉林	三〇	二〇	一〇	八厘強
大賚	一〇	六	二	一分強
洮南	八	五	二	八厘強
遼源(鄭家屯附近)	二〇	一〇	五	一厘強
開魯	八	四	二	一分強
赤峯	一二	六	三	八厘強

林西	八	六	三	一分強
熱河	二〇	一〇	五	一分強
達賴罕旗下(鄭家屯西方)	二、三五	一、七六	一、二〇	大部分熟地
同上	一、五五	〇、七六	〇、五〇	未耕地
洮南方面	二、〇〇	一、〇〇	〇、五〇	同
開魯方面	一、〇〇	〇、五〇	〇、二〇	同
林西方面	〇、五〇	〇、三〇	〇、一五	同

一四、黑龍江省各縣耕地價格其他

大正六年九月在齊々哈爾帝國領事館の報告によれば黑龍江省の總面積は六億六千萬畝の中耕地畝數は未だ僅に三千百萬畝內外に過ぎず、各縣中最も耕地畝數の多きは呼蘭縣にして縣下總面積の約六、七割を占む、之れに次ぐは海倫縣、綏化縣にして縣下總面積の約四、五割を占む、是等耕地の價格は肥瘠に依りて種々等差あり、就中巴彥縣下の地價最も高く每畝平均價格は六元五角內外、之れに次ぐは呼蘭縣にして四元五角內外なり、前記三千百萬畝內外の耕地より生產年額は約一億三、四百萬元內外に達す、今當省各縣の各縣下總面積に對して有する耕地數畝の割合

及其地價等を擧ぐれば左の如し。

地方別	總面積	耕地總畝數	總價額	每畝平均價格	生產物總價額
龍江縣	二六、八九三、八〇〇畝	一、七八二、二五八畝	二、七五八、四〇一元	一・七・〇 元角分	三、四三三、六三四元
呼・蘭縣	五、六一六、九〇〇	三、一八二、二四二	一三、八八三、四一五	四・四・八	一〇、三五九、五三九
綏化縣	七、二八二、八〇〇	二、九四一、四九三	七、九六八、〇二六	二・六・五	一〇、四〇二、九七八
海倫縣	九、九三二、四〇〇	四、四九三、三九七	一三、〇六四、二七四	二・三・二	一六、八九七、〇二三
愛琿縣	六七、九一九、四〇〇	三五三、二二八	四一、九六八	三・〇	一、〇五四。二三三
巴彦縣	九、七二〇、〇〇〇	二、六七八、四五一	一三、七二四、五八六	六・五・〇	二四、五九九、二五七
蘭西縣	三、三七〇、五〇〇	二、一四二、五九九	七、八三〇、五五〇	三・六・〇	二、二一三、九六〇
木蘭縣	五、五六六、五〇〇	一、一九六、〇二四	二、〇四、二五七七	一・五・六	二、一五〇、一五〇
餘慶縣	八、八四九、七〇〇	一、七〇七、〇二〇	六、三二一、〇六〇	三・五・〇	三、八一二、九六六
青岡縣	五、二二五、四〇〇	一、一二〇、二八九	三、〇七六、四四四	二・五・五	五、〇九六、二一八
肇州縣	一五、三〇〇、〇〇〇	二、四一〇、一一九	六、六四一、三七一	二・五・〇	三〇、〇五八、五五〇
嫩江縣	九二、五一六、四〇〇	三一七、〇〇〇	一三六、二〇〇	四・〇	二〇五、二五八
訥河縣	一四、一七五、〇〇〇	三〇八、二九三	一三七、四七三	六・六	四二〇、六一一
大賚縣	四、七〇五、二〇〇	一、四三三、四一六	三、八〇二、二二四	二・三・七	二、八三三、四〇九
安達縣	四、一一三、四五〇	四一五、四四三	一、六二二、一六二	四・五・〇	一、七九〇、七三〇
拜泉縣	一一、九九八、三五〇	一、五〇〇、〇〇〇	三、七八九、九〇〇	二・五・〇	七、四八五、九四四

湯原縣	七七、七六〇、〇〇〇	二二九、八六五	五二二、八〇八	一・九・〇	六八六、〇一三
大通縣	二七、五六九、三五〇	四九一、六八〇	二、三二八、一六〇	五・〇・〇	二、二一七、四五七
蘿比設治局	六九、八二三、八〇〇	三、一六九	一三、四七六	三・三・三	三九、八五一
呼瑪設治局	四八、七四七、六〇〇	二五〇	七五〇	三・〇・〇	二、一八五
肇東設治局	七、〇一〇、五五〇	一、五二〇、〇〇〇	七、三〇〇、〇〇〇	四・〇・〇	六、五九七、〇六八
龍門鎭設治局	三二、五〇五、三〇〇	一八四、一三〇	二四三、六二五	一・五・〇	一七二、〇六二
秦來鎭設治局	四、一四七、二〇〇	五五二、六五二	四六〇、二九六	八・三	三八一、八三一
西布持哈總管	九八、一九五、八五〇	一〇六、一六〇	三一、八四八	三・〇	一七三、一四一
合計	六五八、九四三、四五〇	三〇、九六九、一七九	九五、七三〇、五九三	—	一三三、四四三、〇六七

（因に本記載の行政區劃は民國五年度に於ける改變前のものに依る）

一五、農業に關する團體

▼間島

名稱　間島農業學校

所在地　間島龍井村

事業　該校は朝鮮總督府の施設に係り、間島在住朝鮮人の子弟に農業に關する

智識を普及する爲め大正四年四月設立せらる、明治四十一年統監府派出所當時創設し爾後當館の附屬たりし六千四十餘坪の農事試驗場内に存し生徒をして各種農作物を實地に試作せしめ、農事の改良に努力しつゝあり修業年限一箇年とす。

▼遼陽

遼陽に於ては日支兩方面とも農學校の設なく農事試驗場としては極めて小規模ながら滿鐵會社經營の遼陽苗圃あり試作地二萬七千六百四十七坪を有し、技手一名專屬し、楡、楓、槐等の樹苗及大麥、小麥、燕麥、陸稻、高粱、粟、大豆、亞麻、除蟲菊、甜菜、牧草等各種に亙り試作を爲し專ら地方適良品種を檢出し良種子の生產普及を圖り居れり、尙農業團體としては日本側に滿鐵會社より耕地を借入れ鐵道附屬地に於て農業に從事し居れる邦人の間に去る大正五年設立せる遼陽農會なる者あり、事務所を遼陽雙樹街生田農園内に設け居れるも未だ會則として特に規定せるものなく必要に隨ひ會員の集會を見るに止まり、平常何等事業に從事し居らず、又支那側に遼陽農務會と稱するものあり、遼陽四大廟内に設置し居れるも殆ど有名無實の團體に過ぎず。

▼鐵嶺

當地方には農學堂、農事試驗場及農業に關する團體なし只鐵嶺附屬地内に滿鐵會社經營の苗圃並に個人經營に係る農業家十八名あり、今其經營振りを記せば下の如し。

苗圃の部　南滿洲鐵道株式會社鐵嶺苗圃と稱し鐵嶺附屬地に在りて明治四十五年三月の創立なり、農作物試驗及養苗をなす苗圃面積一萬四千六百十五坪、内養苗面積四千九百七十六坪、農作物試驗用地面積九千六百三十九坪あり。

樹苗の種類は楡、白楊、柳、ネクレド楓、松、カタルパ、モンリフヱラー(ヤマナラス)クルマントマン等にして同實播種の種類は胡桃、白樺、榛、朝鮮唐松、滿洲松にて其生長を俟て主に道路及家屋の周圍並に日覆として植付け居るも將來鐵道沿線兩側に試植の計畫中なり。

農作物試驗施行品目は左の如し

(イ)普通作物品種試驗　大麥、小麥、燕麥、陸稻、大豆

(ロ)豐凶考照試驗　本試驗は滿洲に於ける主作物たる大豆高粱、粟の三作物に付

輪作の方法によりて其年の豐凶を考照す

（六）特用作物試驗　亞麻品種、亞麻播種期節、甜菜品種、配合肥料肥效、牧草品種、桑樹栽培等の試驗をなす

農園の部（個人經營）　耕作者は十八名にして鐵嶺附屬地に在り、耕作面積は九十五萬千三百八坪、耕作物種類は大豆、高粱、粟、甜菜、水稻、蔬菜等なり甜菜は南滿洲製糖會社と契約し昨年初めて栽培せるものにして主として在來農法によりたるも中耕、間引等は同會社の指導に依る。

水稻は大正元年より引續き耕作せるも成績一般良好ならず、年柄により作付に相違あるも大體四十町歩内外なり蔬菜は主として當地駐屯軍隊及日本人に供給するを目的とするが故に其規模大ならず、其他大豆、高粱、粟等は支那農法に依る。

右苗圃農園の外當地方附屬地たる新臺子、亂石山、平頂堡にも邦人經營の農園あるも規模極めて小なり、特に附記するに足るものなし

▼牛莊

產業試驗場　南滿洲鐵道株式會社產業試驗場熊岳城分場と稱し、熊岳城鐵道附

屬地に在りて土地總面積三十四町六反六畝十一歩、建物總坪數四百十六坪五勺なり建物には事務所(標本室、氣象觀測所を含む)一棟、宿舍四棟、畜舍、農具室、倉庫、養蠶室苗木草貯藏室、飼料調製所、番小屋各一棟、其他小建物四棟あり大正六年度經費總豫算二萬四千八十七圓六十四錢にして大正六年十二月末現在場員は技術員農學士二人、林學士一人、雇員七名、傭人日本人九名、支那人七名合計二十六人あり。

事業の大要左の如し。

(イ)果樹に關する試驗
(ロ)蔬菜に關する試驗
(ハ)主要作物耕種肥培に關する試驗
(ニ)新作物の適否に關する試驗(落花生、牧草、藥草等)
(ホ)養蠶桑樹に關する試驗
(ヘ)樹種の適否に關する試驗
(ト)水稻品種の適否に關する試驗
(チ)種苗、樹苗の育成及配布

(リ)養蜂試驗
(ヌ)花卉の培養配布
(ル)氣象觀測
(ヲ)農事指導及講話

苗圃　瓦房店滿鐵地方事務所苗圃と稱し瓦房店東街に在りて土地面積三町歩建物坪數四十二坪なり、建物は宿舍、倉庫、溫室各一棟あり。大正六年度經費總豫算額千五百六十九圓九十七錢にして、大正六年十二月末現在場員は雇員一名、傭人二名なり。
事業の大要は山林樹苗の養成を主とし其他果樹及草花類の培養をなす、大正六年度生產苗數二萬餘本なり。

▼長春

長春に於ける邦人中農業を營む者十餘戶あるも多くは副業にして、之れを專業とする者僅に二、三の篤志家に過ぎず、是等農業者の指導研究に資せんが爲に南滿鐵道會社に於て經營しつつある農事試驗場(當地鐵道附屬地に在り)あり同試驗場

には數反步の水田試作場ありて大正元年以來水稻の試作を爲しつつあり、其他若干の菜園と花園と溫室とを有するも何も規模未だ大ならず、此他公主嶺に產業試驗場同地鐵道附屬地に在り)あり、同場は大正二年滿鐵會社の創設に係り熊岳城分場に對して本場と云ふ、大正三年より本場に於て主要農作物の改良增殖に關する農事試驗の開始と共に畜產に關する試驗を開始す、本場は種藝科、農藝化學科、畜產科及庶務科の四科に分れ其事業の要目を擧ぐれば左の如し。

(一)種藝に關する試驗

(イ)普通作物に關する試驗

甲、主要作物に關する試驗

大豆　品種試驗、推肥用量試驗、過燐酸石灰效試驗、高粱品種試驗、推肥用量試驗、過燐酸石灰效試驗、黑穗豫防試驗

粟　品種試驗、推肥用量試驗、過燐酸石灰效試驗

陸稻　品種試驗

小麥　品種試驗、肥料試驗

乙、適否試驗

大麥、裸麥、燕麥、黍、稗、玉蜀黍、小豆、菜豆、豌豆

(ロ)特用作物に關する試驗

甲、主要工藝作物に關する試驗

亞麻　品種試驗、種實收量試驗、播種期試驗、播種量試驗、肥料試驗、輪作試驗

甜菜　品種試驗、肥料試驗、收穫期試驗、

馬鈴薯　品種試驗

乙、飼料用作物に關する試驗

牧草品種試驗、牧草播種期試驗、青刈試驗、根菜類品種試驗

丙、適否に關する試驗

油料類　蕓苔、向日葵、荏、胡麻、蘇子、大麻

纖維料類　大麻、靑麻、黃麻

嗜好料類　煙草

糖料類　蘆粟

(ハ)輪作に關する試驗

(ニ)土壤肥料に關する試驗　耕鋤深淺試驗、地方減耗試驗、三要素試驗、肥料肥效比較試驗

(ホ)在來農法に關する試驗　作物收支比較試驗、大豆收量比較試驗、豐凶考照試驗

(二)畜產に關する試驗

(イ)雜種試驗、適否試驗、飼養管理試驗、羊毛生產試驗、繁殖試驗、疾病治療試驗

(ロ)豚に關する試驗、雜種試驗、繁殖試驗

(三)新品種育成

在來品種中より型の分離を行ひ滿洲の氣候風土に適する優良なる品種を育成せんとするものなり大豆、小麥、陸稻及甜菜に就て之れを行ふ。

(四)調　查

(イ)農事に關する調查

滿洲及蒙古土壤に關する調查

在來肥料に關する調查

重要在來農作物に關する調查

在來農具に關する調査

(ロ)畜産に關する調査

滿洲牛及蒙古牛の調査

蒙古馬の調査

滿洲騾の調査

滿洲羊の調査

滿洲豚の調査

滿洲及蒙古に於ける飼料の調査

蒙古皮革の調査

滿洲及蒙古に於ける獸疫調査

(五)分析

(六)樹苗種苗養成

(七)優良品種委託栽培

(八)種豚配布　畜産改良の趣旨を以て本場飼育種豚を沿線農家に配布す。

(九)氣象觀測　農事上必要なる氣象觀測を行ふ。

(十)見習生養成　甲種農學校卒業者若くは之れと同等以上の學力あるもの及び本社公學堂高等科又は日語學堂卒業者若くは之れと同等以上の學力あるものにして將來滿洲に於て農業に從事せんとする志願確實なるものを入場せしめ農事竝に畜産に關する實務を傳習せしめ必要に應じ各種の學科を授くるものとす。

(十一)農事指導　試驗竝に研究の結果を汎く農家に知らしめん爲め適當の時期に於て場員をして實地指導竝に講話を行はしむ。

黑龍江省に於ける農業關係機關は左の如し。

(一)齊々哈爾農事試驗場　齊々哈爾城內北門に設け實業廳の經營する所にして種苗の選擇、農具の選定、耕作法の改良、養蠶法の研究、氣溫の測定、畜牛病疫試驗、荒蕪地開墾等を主なる事業とし一般未開農民を指導し之れに農業上の新智識を授くるに努む耕作、收穫兩季に於ては特に委員を地方に出張せしめ洋式農法の採用を勸めつつあり。

蠶業は大正五年より研究中なれども氣候の關係上到底良好の成績を收むるこ

と不可能なり。

(二)黑龍江省立齊々哈爾甲種農業學校　齊々哈爾城内東門外にあり種植科、山林科の二に分れ一般農業に關する初等程度の教育を施す高等小學卒業者を檢定の上收容し四箇年卒業とす目下三百名の生徒を有す。

(三)黑龍江省立甘井子乙種農業學校　齊々哈爾北門外數里の郊外にあり同上種植、山林二科に分れ小學卒業者を收容し且つ四箇年卒業とす目下二百六十名の生徒を收容す。

(四)黑龍江全省奬農會　農事試驗場内に事務所を置く前述農事試驗場員の耕作及收穫兩季に於ける地方出張は奬農會の事業に屬す。

(五)黑龍江全省農業調査會　本會も亦農事試驗場内に事務所を設く一般農業に關係ある人を會員とし農業の調査統計の作製を爲す。

(六)黑龍江省立林業試驗場　齊々哈爾城外永安里に事務所を設け山林の監督並に植林、伐材方法に關する研究を爲す。

(七)黑龍江農業銀行　本店を綏化に設け土地開墾費貸付を主なる營業の目的とし

爲替、両換、紙幣發行を兼營する官商合辦公司にして資本金五十萬元なり大正五年に設立せられ齊々哈爾、海倫縣、克山縣、訥河縣、哈爾賓に支店出張所を有す。

（八）昂々溪種苗事務所　昂々溪鐵道附屬地にあり個人經營にして種苗の取次販賣を爲す當館管轄外なれども直接關係あれば附記す。

（九）齊々哈爾山林學校　黑龍江省に於て齊々哈爾城に本年四月より開校の豫定なり目下一年級八十名を募集中、中學程度にて四箇年卒業なり。

備考　黑龍江省は土地廣漠人口稀薄にして斧鉞入らざる森林、人跡絶へたる原野尠なからざるを以て隨處極めて簡單なる農作法により生計を立て得べく農業、林業に改良を施し増穫を圖るの必要を感ずる域に達し居らざれば前記の諸機關は畢竟體裁を飾るに過ぎずして何等成績の見るべきものなし。

一六、滿洲產穀菽分析表

（滿鐵中央試驗所分析）

名稱	年次	產地	水分%	粗脂油%	蛋白質%	含水炭素%	粗纖維%	灰分%	灰分中 P_2O_5 トシテ	同 K_2O トシテ
青大豆	四十一年	親子窩	九・九〇〇	一八・二四〇	三六・五八〇	一九・三二〇	一一・六七〇	四・三〇〇	—	—
黃大豆	四十四年	開原	一三・九四〇	一九・〇〇〇	三七・四五〇	一九・五一八	六・六一三	四・四八〇	—	—
黃大豆	四十二年	遼陽	一三・二六〇	一七・六一三	三八・一五〇	二一・四四五	六・五三三	四・〇〇〇	—	—
同	同	撫順	一〇・九七六	一九・七二五	三九・〇二五	二〇・六一〇	五・四三一	四・二三三	—	—
同	同	掬鹿	一三・九七三	一四・七三〇	三九・五五〇	二〇・四七八	七・四二八	四・八六〇	—	—
同	同	伊通州	一四・四二四	一六・三〇〇	三九・五五〇	一九・三三一	五・九一五	四・四八〇	—	—

黄大豆	四十二年四平街	一五・七一七	一七・五八四	三七・六二五	一九・四九〇	五・四七四	四・一一〇	—	—
同	同　楡樹臺	一三・五六四	一六・五八〇	四〇・二五〇	二〇・六一五	五・四三一	四・五六〇	—	—
同	同　寶買街	一三・九二〇	一七・二〇〇	三八・六五〇	二〇・〇五八	五・五一三	四・五六〇	—	—
同	同　長春南	一三・六五六	一六・三四〇	四〇・二五〇	二〇・一〇一	六・四五三	四・二〇〇	—	—
同	同　長春北	一四・一九〇	一七・四三二	二九・二〇〇	一九・四四〇	五・七九八	三・九四〇	—	—
同	同　哈爾賓	一一・八六〇	一七・五〇〇	四〇・六二八	二三・九九四	六・八六〇	三・九〇〇	—	—
同	同　窰門	一一・二〇〇	一六・〇六〇	四〇・九〇二	二九・一六〇	四・一二〇	四・二〇〇	—	—
同	同　石頭城子	一〇・七四〇	一五・八〇〇	三五・三二〇	二四・四三〇	五・九六〇	四・〇〇〇	—	—

名稱	水分	粗脂油	粗蛋白質	澱分	糖分	糊精	粗纖維	灰分
米(水田)	一二・五三三	一・四九六	八・三三五	六八・五四六	四・〇八五	三・五四六	一・二八〇	一・三〇〇
同(陸稻)	九・三五八	二・四六八	九・八〇〇	七〇・九六一	三・〇三五	一・二七八	一・四〇〇	一・六八〇
同	一四・一五〇	一・三二五	九・九三〇	七三・七〇〇	—	—	〇・二五五	〇・七五〇
高粱	一三・三五九	四・〇七六	一一・八四五	六三・二九八	—	—	二・三一八	一・七七三
玉蜀黍(大連)	一〇・六五八	四・六四四	一三・一九八	五九・六〇八	二・二五一	六・六一五	二・五四二	一・四八四
粟	一一・九八〇	四・三六〇	一四・四四〇	五八・四七〇	—	—	七・五三〇	三・二三〇
小麥	一三・四七五	一・五五二	一六・六七五	六三・三八八	—	—	二・七八五	二・一二五
同(雙城堡)	一一・八二〇	一・六四〇	一六・四五〇	六五・〇〇九	一四・〇九三	—	二・八一四	二・二六七
同(鐵嶺)	一三・三一八	一・六八六	一五・七五〇	六六・三三六	一四・八〇九	—	二・一四三	一・九四八
同(四平街)	一三・二六四	一・六六八	一八・五五〇	六三・八九八	一六・五三一	—	二・一〇〇	一・五二〇
同(長春)	一四・〇〇四	一・八二四	一七・五〇〇	六一・七〇五	一六・九三六	—	二・九二七	二・〇四〇
大麥	一三・八七五	二・一九二	九・六二五	七〇・五七三	—	—	二・〇一〇	二・七二五
糜子	一三・〇七五	三・一六八	一〇・五〇〇	六三・四八一	—	—	七・一〇一	三・六七五
同(哈爾賓產)	一一・九一〇	三・五一〇	九・四五〇	五九・六五〇	—	—	一一・二八〇	三・二〇〇

蕎麥	一三・九二〇	二・六〇八	一三・八七二	六七・六二〇	—	—	一・七五〇	一・三三〇
白小豆	一一・二〇〇	〇・二四〇	一六・五七〇	六四・三九〇	—	—	三・四五〇	三・一五〇
綠小豆	一三・六〇〇	一・二二〇	二一・一八〇	五七・三七〇	—	—	四・〇三〇	三・六〇〇
紅小豆	一七・四六五	〇・七二〇	二一・四九〇	五二・九六〇	—	—	三・四八〇	二・八八五
梨小豆	一三・〇五〇	〇・五四〇	二五・二七五	五四・一六〇	—	—	四・〇二五	二・八五〇
豇豆	一三・二五〇	一・三九二	二八・一〇〇	五〇・九〇八	—	—	四・〇五〇	三・五〇〇
花豇豆	一一・九五〇	一・三九〇	二三・六二五	五六・一六〇	—	—	三・九七五	三・九〇〇
蔓豆	一一・六七〇	一・一五三	二五・八一三	五六・七一〇	—	—	一・五〇五	三・一五〇
白吉豆	一三・二六〇	一・二七〇	二四・五〇〇	五四・三〇〇	—	—	四・三五〇	三・三二〇
扁豆	一〇・一〇〇	一五・五七六	三八・五〇〇	二三・三三九	—	—	七・九六〇	四・五二五
胡麻	四・七〇〇	五五・二〇〇	一七・五〇〇	六・四八〇	—	—	一五・四七〇	四・六五〇
蘇子	七・二九八	四四・三九七	一五・六〇二	二六・九三〇	—	—	〇・七七九	四・九九四

一七、滿洲産大豆其他ノ種子含油量分析表

（滿鐵中央試驗所分析）

大豆

産地	生産年	種類	百粒ノ量（瓦）	水分％	油分％	試驗年月	備考
哈爾賓	四十年	黃豆	—	一四・八八	一七・五四	四十一年八月	
同	四十三年	同	一五・〇〇〇	一二・七四	一七・六〇	四十三年十二月	
長春	四十年	同	—	一三・二六	一七・五五	四十一年七月	二回分平均

長春	四十一年	黄豆	—	一〇・七五	一六・七五	四十二年十月	五回分平均
同	四十二年	同	一四・〇〇〇	一一・九〇	一七・二一	四十三年十二月	
同	四十三年	同	一七・〇〇〇	一〇・六八	一七・三二	同	
同	四十四年	同	—	一一・八九	一七・八二	四十五年七月	二回分平均
同	四十一年	同	—	一一・一六	一七・六〇	四十二年十月	
公主嶺	四十二年	同	一五・〇〇〇	一〇・一八	一六・〇三	四十三年十二月	
同	四十三年	同	一七・五〇〇	八・三六	一六・六六	同	
同	四十四年	同	—	一一・六七	一七・一九	四十五年七月	
同	大正元年	同	—	九・九七	一八・六八	大正二年十月	
雙廟子	四十一年	同	—	一一・四一	一七・六六	四十二年十月	二回分平均
同	四十四年	同	—	一一・三七	一七・三六	四十五年七月	
開原	四十年	同	—	八・〇三	一九・四二	四十一年	
同	四十一年	同	—	一三・二〇	一六・五〇	四十二年	
同	四十二年	同	一八・〇〇〇	九・六二	一六・五四	四十三年十二月	
同	四十三年	同	一四・七五〇	九・三四	一八・七七	同	二回分平均
同	四十四年	同	—	九・一九	一七・五四	四十五年七月	二回分平均
金州	四十三年	青豆	—	九・一六	一七・三四	四十三年十二月	
奉天	四十二年	白眉豆	一七・〇〇〇	一〇・三二	一六・八四	四十三年十二月	
同	四十三年	黄豆	一四・五〇〇	七・〇〇	一七・〇四	同	

落花生

産地	生産年	皮部%	仁部%	仁部中水分%	仁部中油分%	試驗年月

金州	四十三年	三二・五〇	六七・五〇	五・五〇	五〇・八〇	四十三年十二月
鐵嶺	同	二六・〇〇	七三・〇〇	五・八〇	四七・六四	同
四平街	同	二九・九〇	七〇・一〇	六・九〇	四八・七〇	同

胡麻

産地	生産年	水分%	油分%	試驗年月
遼陽	四十三年	六・二六	四六・三四	四十三年十二月
開原	同	五・六〇	四六・九八	同

蘇子（荏）

産地	生産年	水分%	油分%	試驗年月
遼陽	四十三年	三・七〇	四六・五六	四十三年十二月
奉天	同	五・三四	四四・五八	同
開原	同	六・〇〇	四六・二八	同
四平街	同	五・八八	四五・四八	同
公主嶺	同	四・九八	四六・一二	同

小麻子（麻實）

産地	生産年	水分%	油分%	試驗年月
奉天	四十三年	六・九八	三一・〇〇	四十三年十二月
鐵嶺	同	六・六四	二八・七四	同
開原	同	九・二〇	二八・一二	同

四平街	四十三年	一〇・一〇	二八・四八	同
公主嶺	同	六・八二	二九・一〇	同

大麻子（蓖麻子）

產地	生產年	水分%	油分%	試驗年月
海城	四十二年	六・五八	四七・七一	四十三年十二月
遼陽	四十三年	三・三八	五三・八六	同
奉天	同	四・五〇	四九・〇〇	同
鐵嶺	同	四・一二	四五・五六	同
開原	同	四・五八	四五・七〇	同
四平街	同	六・七八	四二・六六	同
公主嶺	同	三・九二	四四・三八	同

一八、滿洲大豆粕分析表（滿鐵中央試驗所分析）（%）

名稱	水分	粗脂油	粗蛋白質	含水炭素	粗纖維	灰分	灰分中P_2O_5トシテ	同K_2Oトシテ
豆粕	一五・三三〇	九・六二八	四三・二一九	二一・九九八	五・三九三	五・四五二	〇・五七〇	一・七七六
同	一七・三七七	九・七六五	四〇・九八七	二〇・七二七	六・六五三	四・五〇〇	〇・七八〇	一・四九六
同	一六・九〇五	九・六九六	四一・六〇二	二〇・六四三	六・六四六	四・四四六	一・一二三	一・七六四
同	一九・一八六	九・一五六	四五・〇一八	一五・六一九	六・二三三	四・七六八	〇・八七九	一・六九四
同	一七・五三〇	七・四〇二	四七・八五九	一五・九七三	五・二五四	五・九八二	—	—

一九、土壤分析表

左ノ分析表ハ明治三十五年農商務省農事試驗場選定公定分析法ニ準セリ
燐酸ノ吸收係數ハ風乾、細微土百瓦カ燐酸P_2O_5ヲ吸收スル「ミリグラム」量ヲ示ス
其他ノ諸成分ハ風乾、細微土百分中ニ含有スル數ヲ示ス
各地ノ數字ハ左記數種ノ平均數ナリ

長春及其附近十一種　公主嶺四種　四平街六種　昌圖　九種　開原　六種　鐵嶺　九種
奉天　八種　遼陽　八種　海城　五種　蓋平　五種　熊岳城五種　瓦房店五種

イ、器械的成分　（單位粍）

粒徑＼地方	長春及其附近	公主嶺	四平街	昌圖	開原	鐵嶺	奉天	遼陽	海城	蓋平	熊岳城	瓦房店
石礫	〇	一・〇〇	〇・〇三	〇・一一	〇・二〇	〇・二七	〇・三三	三・七〇	〇・二四	一・二四	〇・四〇	一一・一六
細土	一〇〇・〇〇	九九・〇〇	九九・九七	九九・八九	九九・八〇	九九・七三	九九・六八	九〇・三〇	九九・七六	九八・七六	九九・六〇	八八・八四
細土百分中 四乃至二ノモノ	〇・二三	〇・九五	〇・四〇	〇・二三	〇・五三	〇・二七	〇・九一	三・〇〇	〇・四八	〇・七二	一・〇〇	六・八〇
二乃至一ノモノ	〇・三六	一・九八	〇・五七	〇・二七	〇・七三	〇・三八	二・一三	一・六五	〇・九六	一・四四	三・九二	七・〇四
一乃至〇・五ノモノ	一・〇四	二・六八	一・五八	〇・六九	二・六〇	五・〇三	四・八〇	五・二五	一・二四	二・八〇	一三・〇〇	四・二四
〇・五以下ノモノ	九八・一六	九四・四〇	九六・五二	九八・八七	九六・二〇	九四・二五	九二・二五	八九・〇〇	九六・六〇	九五・〇四	八一・二八	八一・〇八
原土ニ對スル細微土	九八・一六	九三・四五	九七・四七	九八・七一	九六・〇〇	九四・二九	九二・〇九	八六・四八	九六・二八	九三・八二	八〇・八八	七四・五四

ロ　化學的成分

定量物名稱	長春及其附近	公主嶺	四平街	昌圖	開原	鐵嶺	奉天	遼陽	海城	蓋平	熊岳城	瓦房店
一、水分	四・二三七	四・八二九	三・四〇三	三・八二〇	五・六九一	四・〇二〇	三・七〇五	二・五八三	一・五七六	一・七五三	一・四九二	二・七六三

	長春及其附近	公主嶺	四平街	昌圖	開原	鐵嶺	奉天	遼陽	海城	蓋平	熊岳城	瓦房店
二、腐植質	一•一八九	一•二八一	一•三二七	〇•九二三	一•二四四	二•一九五	〇•八七五	〇•九一九	〇•四三九	〇•五一八	〇•三九八	〇•四六八
三、灼熱減量	六•〇八二	六•四九〇	四•九九〇	四•八二六	五•一九三	三•三二七	四•六四五	四•三五五	三•六八四	三•八四〇	三•二六四	三•四五八
四、全窒素	〇•一七九	〇•一七四	一•二六〇	〇•一七一	〇•二〇七	〇•一七九	〇•一八六	〇•二二三	〇•一五九	〇•一六三	〇•一四六	〇•一〇九
五、鹽酸ニ溶解分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(1) 珪酸 SiO_2	〇•三九五	〇•二一八	〇•〇六五	〇•〇九三	〇•〇七五	〇•〇六八	〇•一七七	〇•一〇三	〇•二五六	〇•一五五	〇•一〇三	〇•〇七七
(2) 礬土	五•一六八	四•六六三	三•七二三	三•六〇三	五•九五三	三•〇八七	一•五〇五	一•八五三	二•二六九	二•三二六	三•六一二	三•三三〇
(3) 酸化鐵	五•八一七	五•〇二〇	五•〇〇〇	五•一四三	五•三三〇	五•六二一	七•〇一〇	五•六四八	五•一四六	四•四九二	三•四四七	四•六六七
(4) 滿俺	—	—	—	一•三八八	〇•八三六	〇•六二七	〇•九七五	〇•八四九	一•二三六	一•五一六	〇•九一〇	一•七四九
(5) 石灰	〇•四三六	〇•二八二	〇•三九二	〇•三七九	一•〇四九	〇•八九九	一•〇五三	一•〇〇四	一•七一八	一•二五四	一•六一四	一•〇四
(6) 苦土	〇•一〇五	〇•〇九三	〇•〇八九	〇•三一〇	〇•六七〇	〇•七七七	一•二九四	〇•九八六	〇•九三一	〇•六八八	〇•八八〇	〇•八一九
(7) 硫酸	〇•一三三	〇•二五八	〇•〇七八	〇•一一三	〇•二〇一	〇•一〇六	〇•一九三	〇•〇七四	〇•二一七	〇•一二〇	〇•一五八	〇•一六六
(8) 燐酸	〇•一二二	〇•一三三	〇•〇九一	〇•二〇四	〇•二一九	〇•二四九	〇•二〇〇	〇•三八三	〇•一三一	〇•一〇九	〇•二三九	〇•一一九
(9) 加里	〇•三六三	〇•四三二	〇•一七六	〇•〇三一	〇•〇五四	〇•〇四六	〇•〇六五	〇•〇九五	〇•〇五五	〇•〇九四	〇•一一二	〇•〇七八
(10) 曹達	〇•一九七	〇•二〇三	〇•〇七四	〇•〇六三	〇•〇三三	〇•〇〇三	〇•〇一三	〇•〇二四	〇•〇四三	〇•一六六	〇•〇七三	〇•〇九七
六、鹽酸ニ不溶物ノ總量	七八•六六八	七八•七三七	八一•九一六	八三•七六六	七八•〇九五	八二•一六八	八〇•九五三	八四•〇五六	八四•七六八	八七•三三一	八五•八一〇	八五•七〇二
七、鹽酸ニ不溶解鑛物	七六•四八五	七六•二七九	七九•七二一	八一•七一七	七六•〇八八	八〇•八八三	七九•一九八	八二•三八四	八三•四〇六	八五•九九九	八四•八六二	八四•四五二
八、炭酸曹達ニ溶解性珪酸	一一•一九四	一〇•一七三	七•六九〇	七•三三九	一一•〇八三	八•七四九	七•一六七	八•六七一	七•六九八	四•七九〇	六•五七八	六•七三三
九、鹽酸	〇•〇一〇	〇•〇一一	〇•〇〇六	〇•〇〇六	〇•〇〇八	〇•〇〇四	〇•〇〇七	〇•〇一八	〇•〇三五	〇•〇一一	〇•〇一〇	〇•〇五六

八、吸收力

	長春及其附近	公主嶺	四平街	昌圖	開原	鐵嶺	奉天	遼陽	海城	蓋平	熊岳城	瓦房店
燐酸ノ吸收原數	一〇六九•五	四四七•〇	一四二一•六	九〇九•二	七三六•二	七一五•四	五六三•七	六五七•五	三八九•六	一九七•二	二〇七•四	三九九•四

B 黑龍江省 (重量%)

地方 / 定量物名稱	綏化 風乾ノ場合	綏化 攝氏百十度乾燥ノ場合	呼蘭 風乾ノ場合	呼蘭 攝氏百十度乾燥ノ場合	巴彦蘇々 風乾ノ場合	巴彦蘇々 攝氏百十度乾燥ノ場合
水分	五・三九〇	—	六・一三〇	—	五・八一〇	—
燃焼中ニ於ケル減量	九・五六〇	一〇・一〇五	七・六八〇	八・一八一	七・五五〇	八・〇一六
炭素(腐植質中)	—	—	—	—	—	—
全窒素(同上)	〇・一七四	〇・一八四	〇・一九一	〇・二〇三	〇・一九七	〇・二〇九
不溶解殘滓	六一・四七四	六四・九七六	六〇・二七二	六四・二〇四	六二・二九二	六六・一三三
鹽酸ニ溶解スル珪酸	〇・二二四	〇・二三六	〇・二五五	〇・二六五	〇・一六四	〇・一七四
炭酸曹達ニ溶解スル珪酸	一三・二〇〇	一三・八八四	一三・七九七	一四・六九六	一三・六六二	一三・四四六
全珪酸	一三・四一四	一三・三二一	一三・九五二	一四・八六二	一三・八六六	一三・六一七
アルミナ	五・四〇〇	五・七〇八	六・一六〇	六・五六一	五・三二〇	五・六四八
一半酸化鐵	〇・九三五	〇・九九八	一・三八八	一・四七八	一・一一五	一・一八四
一酸化鐵	一・七二二	一・八二〇	一・九二九	二・〇五五	二・三〇八	二・四四一
酸化滿俺	〇・一七六	〇・一八六	〇・一九七	〇・二一〇	〇・〇六二	〇・〇六六
石灰	一・二五九	一・七三一	一・二〇二	一・二八〇	一・〇七〇	一・一三六
マグネシヤ	一・〇六六	一・一二七	一・〇四四	一・一一三	一・〇〇四	一・〇六二
加里	〇・三五七	〇・三七七	〇・四三七	〇・四六五	〇・三三一	〇・三四一
曹達	〇・〇九四	〇・〇九九	〇・一一〇	〇・一一七	〇・〇八二	〇・〇八七
燐酸	〇・一七六	〇・一八六	〇・一〇八	〇・一一五	〇・一三三	〇・一三八
硫酸	〇・〇九八	〇・一〇四	〇・一〇七	〇・一一四	〇・〇九一	〇・〇九七

硫酸滲出物	―	―	―	―	―	―
礬土及鐵	一・七〇九	一・八〇六	三・一七〇	三・三七七	三・四五五	三・六八八
珪酸	〇・四九九	〇・五二七	三・〇四一	三・二四一	四・〇〇六	四・二五二

二〇、滿洲產主要穀菽ノ重量

種類	一升ノ重量 最輕	一升ノ重量 最重	一升ノ重量 平均
小麥	三五一匁	三八〇匁	三六三匁
秋蒔大麥	三三〇	三八〇	三六八
春蒔大麥	二五〇	二六〇	二五五
粟(精白)	―	―	四〇〇
高粱	三〇五	三七〇	三五五
玉蜀黍	三三〇	三六三	三四八

種類	一升ノ重量 最輕	一升ノ重量 最重	一升ノ重量 平均
黃大豆	三一〇匁	三五八匁	三三三匁
黑大豆	三一〇	三四〇	三二二
粟(未精白)	二六〇	三九〇	三〇八
胡麻	二六〇	三〇〇	二八〇
蕎麥	二五八	二九〇	二七三

一、量、衡ハ凡テ日本ノ制ニ據ル

二一、關東州農業現狀

▼農業戶數

大正五年末日現在

地方	自作 支那人 專業	自作 支那人 兼業	小作 日本人 專業	小作 日本人 兼業	小作 支那人 專業	小作 支那人 兼業	合計 專業	合計 兼業

旅順	八、八七〇	一、一一七	一四	一一	七七四	三九四	九、六五八	一、五二二
大連	三、五九六	七五八	三四	五	五九七	三八四	四、二二七	一、一四七
金州	四、二八六	五六二	二二	｜	二、四三三	六九五	六、七四一	一、二五七
普蘭店	七、〇一〇	一、〇二〇	四	一	三、〇九五	一、〇三二	一〇、一〇九	二、〇五三
貔子窩	五、二七〇	九〇〇	｜	｜	二、五八六	四一三	七、八五六	一、三一三
總計	二九、〇三二	四、三五七	七四	一七	九、四八五	二、九一八	三八、五九一	七、二九二
大正四年	二八、五四六	四、三九三	五五	二五	九、二六五	二、七〇七	三七、八六六	七、一二五
同三年	二七、九一一	四、二五一	五二	二六	八、九一九	二、五九二	三六、八八二	六、八六九
同二年	二七、〇〇四	四、八一六	四六	九	八、八六八	二、六八〇	三五、九一八	七、五〇五
同元年	二七、三八五	四、七六五	三七	六	八、二九〇	二、四三九	三五、七一二	七、二一〇
明治四十四年	二八、〇九四	四、二三八	二四	八	七、五八六	二、一九五	三五、七〇四	六、四四一

一、表中日本人ノ小作ハ官有地ノ貸下ヲ受ケ農作ヲ爲スモノナリ次表亦同シ

▼農業人口

大正五年末日現在

地方		自作(支那人)	小作 日本人	小作 支那人	合計
旅順	男	三六、三四五	七三	三、二五〇	三九、六六八
	女	三五、一一二	四六	二、六九二	三七、八五〇
	計	七一、四五七	一一九	五、九四二	七七、五一八
大連	男	一四、八六四	八一	三、〇七四	一八、〇一九
	女	一四、一六五	五九	二、七九二	一七、〇一六
	計	二九、〇二九	一四〇	五、八六六	三五、〇三五

金州	男	二〇、三二六	四二	一〇、八五六	三一、二二四
	女	一八、一五八	三五	九、八〇八	二八、〇〇一
	計	三八、四八四	七七	二〇、六六四	五九、二二五
普蘭店	男	三八、三九一	八	一五、六六九	五四、〇六八
	女	三二、九八三	六	一三、六五五	四六、六四四
	計	七一、三七四	一四	二九、三二四	一〇〇、七一二
貔子窩	男	二四、九二三	—	一一、五九八	三六、五二一
	女	二三、一六三	—	一〇、二六八	三三、四三一
	計	四八、〇八六	—	二一、八六六	六九、九五二
總計	男	一三四、八四九	二〇四	四四、四四七	一七九、五〇〇
	女	一二三、五八一	一四六	三九、二一五	一六二、九四二
	計	二五八、四三〇	三五〇	八三、六六二	三四二、四四二
大正四年	男	一三五、三四六	一七九	四三、九二九	一七九、四五四
	女	一二三、三三〇	一四一	三七、八三七	一六一、三〇八
	計	二五八、六七六	三二〇	八一、七六六	三四〇、七六二
大正三年	男	一四一、七三六	一八三	四二、二四〇	一八四、一五九
	女	一二二、八六二	一四一	三六、五八九	一五九、五九二
	計	二六四、五九八	三二四	七八、八二九	三四三、七五一
同二年	男	一三一、〇八六	一一五	四四、六六二	一七五、八六三
	女	一一九、四八七	八四	三八、二三九	一五七、八一〇
	計	二五〇、五七三	一九九	八二、九〇一	三三三、六七三

同元年	男	一三〇、〇三三	九〇	四一、〇七七	一七一、二〇〇
	女	一一七、九七九	六五	三五、七二四	一五三、七六八
	計	二四八、〇一二	一五五	七六、八〇一	三二四、九六八
明治四十四年	男	一三〇、四八九	五九	三六、一九一	一六六、七三九
	女	一一九、一二四	四八	三一、二一六	一五〇、三八八
	計	二四九、六一三	一〇七	六七、四〇七	三一七、一二七

▲田畑畝數

地方	田地	畑地	大正五年末日現在 農家一戸平均耕地 田 (畝)	畑 (畝)
旅順	三三三	二三六、七六三	〇・〇三〇	二一・一八
大連	二五九	一四〇、八七八	〇・〇四八	二六・四〇
金州	一、一三六	三六八、七〇二	〇・一四二	四六・一〇
普蘭店	二、八〇八	五〇六、一三〇	〇・二三一	四一・六二
貔子窩	六四三	二六五、五六一	〇・〇七〇	二八・九六
總計	五、一七九	一、五一八、〇三四	〇・一一三	三三・〇九
大正四年	四、九三一	一、五〇三、八七〇	〇・一一〇	三三・四三
同三年	四、一〇五	一、四九〇、六八〇	〇・〇九六	三四・八七
同二年	三、六六六	一、五四一、四四一	〇・〇八四	三五・五〇
同元年	二、五六一	一、五三二、三九五	〇・〇六〇	三五・七〇
明治四十四年	二、二三一	一、二四七、四八七	〇・〇五三	二九・六〇

一、本表ハ支那ノ畝數ニシテ其一畝ハ日本ノ六畝三歩強ニ當ル以下畝數ニ關スル諸表皆同シ

▲農產作付畝數及收穫高（穀菽類）

大正五年

種類	作付畝數 旅順	作付畝數 大連	作付畝數 金州	作付畝數 普蘭店	作付畝數 貔子窩	收穫高(石) 旅順	收穫高(石) 大連	收穫高(石) 金州	收穫高(石) 普蘭店	收穫高(石) 貔子窩
包米	一一八、九九七	六五、六〇五	二〇一、五〇一	二七一、八〇六	一五三、六九六	四四、六九一	四七、一七六	五一、八七四	七八、六三九	六七、三七二
高粱	四九、八三七	二七、四五四	五五、〇一八	六七、九七八	二五、八八〇	一七、三四二	一一、二三〇	一三、七六五	二一、二八八	九、七六七
穀子（粳粟）	四一、八四一	一三、五六六	五四、八七七	六一、四八七	二一、四〇九	一四、九一三	五、七七〇	一三、四九四	一四、七六七	六、九九五
穀子（糯粟）	三、〇〇五	六、四六九	二一、〇六八	一六、三七九	一〇、五九八	一、〇九一	三、二五七	三、七七四	三、六九三	三、七七六
稗子	一〇	三五	一、四二三	六、六四七	六、八九六	三	七〇	三五五	二、六七七	四、四〇二
大麥	一〇三	六八三	一、八三三	四、二七五	一、九七〇	二六	二四三	二六〇	七六八	六二〇
小麥	六、七七一	二、八五九	六、四七四	四、五七五	一、五〇〇	一、四六九	七八六	一、二七三	七六四	二〇九
蕎麥	三一六	六三一	三、八七五	六、四七〇	三、〇一八	六〇	一〇四	四一六	一、一四五	六五七
黄豆	一三、七三三	二、七二一	一八、二九二	三三、九一九	一三、一七四	一、九八七	四三九	一、六六五	二、七六二	三、二七四
青豆	一、八五九	一、八三三	六三、七四〇	一六六、八三七	一三八、一五〇	一八九	四六九	六、五四五	一五、七八五	三一、一八二
綠豆	四三、二七八	一一、一五七	八〇、一八八	六〇、二四三	三、四四一	二、九四五	八五四	三、四九〇	三、四四四	三八八
黑豆	二三、八六五	二、三四六	一一、七七二	一三、三三八	一、六三四	一、九四八	五三八	一、一六七	一、三八六	四〇九
小豆	一、五一〇	六六八	二、八〇七	一四、七五三	五、七四四	九九	一七三	二四三	一、〇五六	八〇四
水稻	三三三	二四六	五八二	—	三九二	一六二	二三三	二八三	—	三三九
陸稻	—	—	八六九	三、一九七	七八四	—	—	一三三	七六九	二九九
其他	—	—	一一、一三六	一一、七四四	—	—	—	九七〇	三、九〇一	—
總計	三〇四、四五八	一三六、二七三	五三五、四一三	七三三、六九八	三八七、二八六	八六、九三五	七一、三三一	九八、七〇七	一五二、八六四	一三〇、四八三
大正四年	二九二、三〇五	一三五、八〇五	五一七、三九七	七三六、〇五四	四〇〇、五九五	六九、〇五八	四四、九八一	七九、八一四	一〇八、九六七	一〇六、九三三

同　三　年	二六九、五三五	一三三、四五六	五〇一、三八一 七三九、〇三九 四三四、五〇四	七四、八五三	五〇、七三〇	八五、六〇七 一三六、三四六 一〇七、六四四
同　二　年	二六五、七三四	一三五、七五六	一、六六八、七四四	七三、五三一	四九、四九一	三五五、八五八
同　元　年	二六六、一二一	一四一、六六〇	一、五三九、五一三	八〇、三五三	四五、九五七	三七二、一〇八
明治四十四年	二三一、八二〇	一二六、三九六	一、〇三八、五三四	四八、六七八	二五、〇五三	二三二、一七一

一、本表ノ收穫高ハ支那ノ石數ニシテ其一石ハ凡ソ日本ノ一石七斗ニ當ル但シ各地小異アリ旅順ハ一石六斗一升七合、大連ハ一石六斗七升七合、金州ハ一石七斗九合餘ナリ

一、農作物ハ土地ノ習慣トシテ同一田圃ニ數種ヲ混植スルモノアリ今一々之ヲ區別シ難キニ依リ總テ之ナ合算セリ且ツ又二毛作ノモノモ少ナカラス故ニ前出第一一九表ノ畝數ニ比スレハ著シク增大セリ次表モ亦同シ

一二一、滿蒙の土地經營

滿蒙の土地經營につき關東都督府の調査發表したるものを記さんに左の如し。

我が國到る處の農家が作物の收穫多かれと盛んに田畑に施用されてある大豆粕の殆んど全部及骨粉の大部分其他日常食物の調理に缺くべからざる味噌、醬油の原料たるべき大豆又はグリセリン、石鹼等の原料たる大豆油、絨類、毛布の原料となる羊毛等の一部分は悉く是れ滿蒙の產物である、此の產地たる滿蒙は廣大無限の沃野で穀蔬、家畜を多大に產出し貿易市場に於て絕大の農產競爭力を有することは既に普く認められてある、此の如く豐饒にして利源に富む滿蒙經營の聲は近

頃支那朝野の間に喧しく殊に昨年六月の南滿洲及東部蒙古に關する條約及び本年七月日露協約發表以來これが經營は焦眉の急務であつて利權を日人に獲せしむべからずと力說するもの益〻多く遂に一部の官民は此の條約、協約をして空文に終らしめんと巧妙なる手段を弄しつつあるのは正に事實である。

從來滿蒙が我が帝國も地理的、歷史的關係の淺からぬことは今更言ふ迄もなく內地の實業界とは離るべからざる密接の關係を有つて居るのみならず、その大動脈たる鐵道の經營に就て尠からず、努力し今日既に動かすべからざる勢力を扶植せることは列國の均しく認むる所であるから我が國民は此際所有る障害を排して當然得たる權利を行使し條約の精神に從つて滿蒙經濟的大發展を策せなければならぬのである、而して之れが經營の種類は農、工、商各方面に涉りて調査研究すると頗る多數の事業がある、尙又歐洲戰亂以來吾人に與へたる活教訓から見ても此の地方に適當した事業の經營は決して等閑にして置かるべきものでない、そこで此の經營方法を如何にすべきやと云ふ問題になるとこれは大問題であるが、歐米先進國が國外發展政策の方針は如何であつたか、又日本の勢圈內として永遠の

方策から如何にすべきものであるかと云ふ根本問題として判斷を下さなければならぬが須らく土地を基礎として利源の開發に力を注ぐのは最も堅實で又進歩成功が速かで確實であると云ふことは既往の實例に徴して見ても明瞭である、要するに滿蒙經營なるものは土地經營たる農業を本とし此の生産物を利用厚生する所の商工業を共に隆成すると云ふ方針には何人も異論の餘地があるまいと思ふ、此見地からして茲に滿蒙に於ける土地經營の概要を示さんとするのである、江湖の有志よ宜しく活眼を開いて國力發展の爲めに進んで研究調査し以て適應の計畫をなし、施設をなし、斷行して此の經營に投資し效果を收めて現今の輿論をして實現するの日を近からしめんことを切望するのである、聲のみ徒らに大きく實行の伴はぬが如きは首肯し難い所である。

以下順序として地勢と氣候より土地經營の現況を記し更に土地經營の將來を述べて參考に資する積りである。

一、地勢と氣候の概要

朝鮮の境界鴨綠江の上流には長白山と云ふ山脈がある、之れには未だ曾て斧を入れたことのない絕大無限の大森林があつて良材に乏しくないと云ふこと、遼東半島は裸山で磽确の所であるが大石橋より北に進むに從つて一望千里の大平野があると云ふこと、東部蒙古の中央に興安嶺と云ふ大山脈があると云ふことは多少滿蒙に志のある邦人の記憶して居ることであらうと信ずる、事實滿蒙の地勢は東朝鮮の方面及び南黃海に面する一帶は山岳丘陵重疊して北方長白山脈に連なつて奉天、吉林の兩省に跨つて居る深山がある、南遼東半島にあつては丘陵起伏し山東角と相對して渤海灣口を扼して居る、此の地方は我が國に見る如き猫額的の平坦地があつて農耕、放牧に適する所も澤山ある、中央即ち南滿鐵道本線の走る所の兩側が所謂滿蒙の大平野であつて眞に一望千里際涯を知らざる、肥沃なる農耕地たり又放牧地となつて利用されつつある寶庫とも云ふべき所である、此の平野の中央を貫流して南に流れてあるのが遼河で吉林の南方から北に流れてあるのが松花江流域である、又此の平野の遙か西方に南北に蟠踞して居る興安嶺の山脈は東方の長白山脈とは異なつて高原性の山脈であるから概して傾斜が緩漫であ

るから到る處農耕放牧にも適するのである、要するに滿蒙の地形は東西兩側に山脈があつて其の中央は平野である其の平野が所謂滿蒙の命脈となつて居ると云ふのである、氣候は內地でよく言ふやうな寒氣凜烈殆んど生活し能はざるが如きものではない、これは日露戰爭の當時山間又は平野に冬期間防寒設備のない所に露營をして居たものの言ふことで現に滿洲樞要の地點に設置してある觀測所の成績を見ると如何なる實況であるかと云ふことは了解されると思ふ、夫れが爲め內地と滿蒙との緯度の稍〻同じ所を取つて比較して見ると次の樣である。(但し次の數字は創立以來の平均數を示したものである)

月次＼地名		大連	石ノ巻(仙臺)	奉天	青森	北京	秋田	長春	上川(旭川)
一月	溫度	(一)四•四	(一)○•四	(一)一三•三	(一)二•八	(一)四•五	(一)一•六	(一)一七•三	(一)一○•三
	降雨雪量	一六•一	四六•○	五•九	一三七•一	四•三	一二五•六	七•六	六三•五
二月	溫度	(一)四•三	○•一	(一)一一•六	(一)二•五	(一)二•八	(一)一•五	(一)一三•四	(一)九•○
	降雨雪量	七•六	四四•七	五•○	一○五•六	四•四	九二•二	五•○	四三•○
三月	溫度	一•六	三•一	(一)二•二	○•五	三•一	二•○	(一)六•六	(一)四•四
	降雨雪量	一三•六	四七•八	一七•五	七九•四	一九•三	一○四•二	二八•八	五三•九
四月	溫度	八•九	九•○	八•三	六•九	一三•九	八•五	五•三	三•六
	降雨雪量	一九•一	九七•五	三一•八	六五•二	一三•七	一一六•五	三三•九	五五•一

月									
五月	溫度	一五・〇	一三・四	一五・五	一一・七	一九・九	一三・一	一四・四	一〇・〇
	降雨雪量	四九・一	一二五・九	五四・三	七三・六	二四・六	一一三・九	五七・〇	六六・一
六月	溫度	二〇・四	一七・四	二一・二	一六・一	二五・〇	一七・八	一八・八	一五・〇
	降雨雪量	三九・四	一三二・四	九〇・五	八〇・〇	五五・八	一四四・九	一三九・五	七八・一
七月	溫度	二三・一	二一・〇	二四・二	二〇・四	二五・七	二一・九	二三・九	一九・〇
	降雨雪量	二〇〇・六	一四二・八	一七〇・一	一三四・五	二三七・八	一八九・〇	二三七・六	一二四・七
八月	溫度	二四・五	二三・〇	二三・二	二三・六	二四・五	二三・六	二一・四	二〇・〇
	降雨雪量	一〇七・四	一二七・三	一五〇・四	一二三・九	一二五・一	一八四・七	一三七・五	一二一・八
九月	溫度	二〇・三	一九・六	一六・八	一八・三	二一・一	一九・一	一四・七	一四・四
	降雨雪量	一〇〇・〇	一六五・二	七六・一	一三八・九	三七・九	一九八・〇	五六・四	一四四・〇
十月	溫度	一四・一	一三・六	九・三	一一・八	一五・八	一三・四	六・二	七・〇
	降雨雪量	二七・三	一二〇・九	三九・五	一一一・四	二四・三	一六一・〇	三〇・四	一二四・一
十一月	溫度	五・〇	七・八	(一)一・七	五・六	七・六	六・八	(一)三・二	〇・五
	降雨雪量	二六・五	五七・七	一四・二	一三六・三	五・四	一八三・六	二六・八	一〇三・〇
十二月	溫度	(一)一・三	二・五	(一)九・六	(一)〇・一	(一)二・三	一・四	(一)一四・八	(一)六・〇
	降雨雪量	一一・二	四五・二	五・九	一六一・一	一・九	一六六・七	二・五	九六・一
年平均	溫度	一〇・二	一〇・八	六・七	九・〇	一一・五	一〇・三	四・〇	五・〇
年總計	降雨雪量合計	六一八・九	一、一六〇・四	六六二・二	一、一三六・〇	五四四・五	一、七七一・〇	七五三・〇	一、〇四五・四

此の成績から見ても滿洲の氣候は冬期間は内地に比べて稍〻寒いが降雪の量は多くない、又夏期は内地に比して溫度が一般に高いばかりでなく降雨の量も殆ん

ど內地の二分の一强であると云ふことが明らかである、要するに滿蒙の天候寒暖の差は甚だしいが內地の如く風水害と云ふものは殆んど皆無である、夏期高溫にして風水害の少ないのは農作物の發育を完全にし收量を多からしむるものである、又た牧畜の方から云ふも野草、牧草の生育繁茂を充分にさせるから放牧上都合がよい、換言すると滿蒙の氣候は農業經營上必要なる期間に於て內地に見るやうな曇、雨、多濕の天候が連續することは少ないから土地經營上には頗る天惠が多いと言ふことが明らかである。

二、土地經營の現況

南船北馬と云ふ言があるが此の言葉は支那の實地を踏んで始めて知り得らることで、先づ滿蒙の地を旅行して能く目に映ずるものは牛馬を飼育して各種の方面に使役して居るのに反して楊子江流域の南支那では水運が自由自在なために巧みに大小船舶を使用して居る、此點から見て未だ實地を踏まぬ人でも滿蒙の地には多數に家畜を飼養して居ることが想像せらるるであらうと思はれる。

滿蒙は其面積大約五萬四千餘方里で、これを我が領土に比較すると南滿洲(奉天省及び吉林省の南部)の面積は略ぼ舊日本と等しく東部蒙古は舊日本と朝鮮とを合せたものと同樣である、又滿蒙兩者を合せると略ぼ我が全領土より遙に多い、以上の面積中には我が租借地である所の關東州を包含されてある、此の面積は屬島を合せて僅かに二百十八方里でこれに南滿洲鐵道株式會社の鐵道延長は安奉線其の他の支線を合せて七百哩に近いけれども其の附屬地の全面積はこれまた僅に十三方里餘に過ぎないのである。

滿蒙の總面積は前に述べたる如く廣大であるが此の中には土地經營上利用され得べき農耕及放牧地が如何なる程度に包含されてあるかと云ふと、これに就ては素より精確の調査がないが併し種々の材料に據つて綜合推定すると大體次の如く見て差支ないのである。

區分	奉天省	吉林省南部	東部蒙古	合計
可耕地	五百五十萬町步	四百萬町步	一千萬町步	一千九百五十萬町步
內)既耕地	二百四十萬町步	百三十萬町步	二百三十萬町步	六百萬町步

（未　耕　地　　三百十萬町歩　　二百七十萬町歩　　七百七十萬町歩　　一千三百五十萬町歩

更に我が內地の如く耕地の整理、未耕地の開墾等を成さば其の面積は一層擴大さるべきは疑を容れる餘地がない確に現在の倍數までは利用される、夫れが證據には我が內地二萬四千餘方里而かも山岳重疊の島國猫額的平坦地を耕地としても猶ほ且つ五百二十五萬餘町歩の田畑を有する外に未耕地が未だに百五十餘萬町歩を數へられる、これより見ると滿蒙の地は際涯のない曠野に肥沃なる土地を包含してある五萬四千餘方里の面積中には前に記してある耕地を得ることは決して難事でないと信ずるのである。

此の土地より生產する所の農產物は旣に知る如く蜀黍（高粱）、大豆、粟、黍、麥類を大宗として、水稻、陸稻、棉花、煙草、麻等である此の外產額の微細なるものを加ふれば愈々多數多額である、又畜產の方面では馬、牛、豚、騾、驢、羊、山羊、養鷄等で、盛んに飼育生產されてある、これ等も完全な統計がないから確實の數量を示すことは出來ないが、種種の材料に依つて推定すると次の樣である。

イ、農產穀菽類

豆類	一千餘萬石	蜀黍其他雜穀	三千五百餘萬石
麥類	二百五十餘萬石	米類	八十餘萬石
合計	四千八百餘萬石		

ロ、畜産類

牛	百九十餘萬頭	馬（騾驢を含む）	二百三十餘萬頭
羊（山羊を含む）	四百八十餘萬頭	豚	六百二十餘萬頭
合計	千五百二十餘萬頭		

鷄は農家平均戸別五六羽を飼育して居る

滿蒙の地には斯樣に絕大の農畜産物を幾何の住民に依つて生産されてあるかと云ふと。

奉天省	千二百餘萬人	吉林省南部	三百餘萬人
東部蒙古	五百餘萬人	合計	二千餘萬人

此の住民が一方里に對する密度は約三百七十餘人であるが東部蒙古の如き極めて少數の地方では一方里僅に二三十人に過ぎぬのである、これを我が內地の一方里二千八十餘人に比べると僅かに六分の一に過ぎないのである、斯樣に少數の人口で前揭の生産物を收得して居るのであるから農業生産力の偉大で猶ほ且つ餘裕があると云ふことは明瞭である、殊に奉天吉林の兩省は稍〻開拓せられてある

が夫れでも尚ほ多くの可耕地がある更に東部蒙古に至りては從來牧畜を事業とし農耕を副業として經營されてあつたのであるから可耕地の數は實に多いのみならず滿蒙の畜産界は頗る優勢で到底內地畜産界の及ぶ所でない、卽ち牛馬にあつては一倍以上一倍半位であるが、豚は二十三倍强で羊(山羊を含む)は五十倍强である、斯る現況であるから內地の如く萬般の方面に改良を加へたならば更に多大の數を見る事は明かで是亦前途實に有望なりと云ふべしである要するに滿蒙に於ける農産、畜産方面には天惠の要素が備はつてあるから內地の如く病蟲害の心配も少く風水害の恐れも乏しい、又氣候は乾燥して多雨多濕でないから經營上頗る容易で且つ便益が多い以上は現今の狀態を大要述べたるものであるから更に進んで將來の經營に就て記して見やう。

三、土地經營の將來

滿蒙の土地經營は前途頗る有望であると云ふことは前に述べたところで了解される事と思ふ此の土地經營は如何なる順序を踏んで斷行されるかと云ふと幸

にも大正四年六月八日に南滿洲及び東部蒙古に對する條約が成立して居る其の中土地經營に關係あるものを記して見ると次の樣である。

(一)關東州及び南滿鐵道本線安奉線は其の租借期限を延長せられて關東州は西曆千九百九十七年に、南滿本線は同じく二千二年に、安奉線は同じく二千七年に滿期となるべく決定したから今から算へるとざつと八、九十年の期限がある。

(二)日本國民は南滿洲に於て各種商工業の建物を建設し又は農業を經營するため必要なる土地を商租することを得。

(三)日本國民は南滿洲に自由に居住往來し各種商工業其他の業務に從事することを得。

(四)日本國民が東部蒙古に於て支那國民と共に合辦に依り農業及び附隨工業をなさんとするときは支那國政府は之れを承認し、而して其の土地商租期限は三十箇年の長き期限付きで且つ無條件で更新し得べき租借を含むと決定した。

以上の條項は滿蒙の土地經營上に就て一大光明を得たものである、これが經營の位置選定は事業其のものの成否に關係あるは勿論であるが故に一概に方面を指定することは出來ないが先づ農産物を主とし牧畜を副として經營するのには南滿本線兩側の遠からざる所を選ぶべく又牧畜を主とし農産物を副とする經營には東部蒙古を適當とするのである兎も角我が租借地たる關東州は磽确禿山の土地で且つ殆んど開拓されてあるから大石橋以北に進んで經營の地を選定せねばならぬのである。

從來滿蒙の土地經營は日露戰爭前は稍々單純であつたが平和克復後關東都督府又は滿鐵本社及び支那官憲の設立に依る農事試驗場等で試驗された爲めに普通農業も在來の農作物を改良し更に水稻の栽培、纖維作物の大麻、製糖原料の甜菜、又は園藝作物の蔬菜、果實等は全く新たに成功したものである又畜産物にあつても養豚、緬羊の交配(支那種に外國種を交配して體形及び毛質を改良するため)畜牛の改善等は專門的机關で夫々成績を確めて居る、是等事業經營の手引とすべき材料は詳細に調査が出來てある、兎に角從來支那人は極めて淺き智識で殆んど學理

を應用すると云ふことは無かつたのであるが、夫れでも相當の利益を收得してあるのである、まして我が國民が各般の方面に新智識を應用して普通農業なり、牧畜なりを經營したならば彼れ支那人の經營以上に利益を得らるる事は極めて容易である如斯して此種事業の企てらるるに至らば獨り邦人の利益のみならず支蒙人を啓發し民福を增進し生產力を增大し商工業を發達せしむることは疑ふの餘地もない話しである、更に現今支那人經營の利廻り步合及び我が一反步當りの賣買價格を表示して見ると次の如くである。

地方名	上等地	中等地	下等地	經營費に對する利廻り狀況
	圓	圓	圓	
遼陽地方	五〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇	一五・〇〇〇	七分五厘強
奉天地方	四〇・〇〇〇	二五・〇〇〇	一〇・〇〇〇	八分強
鐵嶺地方	三五・〇〇〇	二〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	八分強
開原地方	三〇・〇〇〇	一五・〇〇〇	八・〇〇〇	一割強
昌圖地方	三五・〇〇〇	二〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一割一分強
梨樹地方(四平街附近)	三〇・〇〇〇	二〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	八分強
懷德地方(公主嶺附近)	二八・〇〇〇	二〇・〇〇〇	八・〇〇〇	六分強
長春地方	三〇・〇〇〇	二〇・〇〇〇	八・〇〇〇	七分強

吉林地方	三〇·〇〇〇	二〇·〇〇〇	一〇·〇〇〇	八分強
大賚地方	一〇·〇〇〇	六·〇〇〇	二·〇〇〇	一割強
洮南地方	八·〇〇〇	五·〇〇〇	二·〇〇〇	八分強
遼陽地方(鄭家屯附近)	二〇·〇〇〇	一〇·〇〇〇	五·〇〇〇	一割強
開魯地方	八·〇〇〇	四·〇〇〇	二·〇〇〇	一割強
赤峯地方	一二·〇〇〇	六·〇〇〇	三·〇〇〇	八分強
林西地方	八·〇〇〇	六·〇〇〇	三·〇〇〇	一割強
熱河地方	二〇·〇〇〇	一〇·〇〇〇	五·〇〇〇	一割強

斯様な利廻りであるから土地經營の有利であることが明かである。

又近頃は東部蒙古の各地方には廣大の面積にして肥沃なる土地に續々開放し拂下をなしつゝある此の土地は永年間農耕に供せられて居らぬから土中には數多の腐植質が含有されてあるが故に暫時は無肥料で耕作することが出來る最も此の地方の交通運輸は稍々不便であるが漸次鐵道も開通される機運に向つてゐるから近き將來に於ては地價も昇騰することは明瞭である、今此の開放地の拂下價格を見るときは略ぼ次の如くである。

(我一反歩の價格を示す)

地方名	上等地	中等地	下等地	備考
達賴罕旗下（鄭家屯西方）	圓 二・三五〇	圓 一・七六〇	圓 一・二〇〇	大部分熟地を含む土地の價格は現今最上地坪一錢二三厘から一錢五六厘に昇騰せり
同　上	一・五五〇	〇・七六〇	〇・五〇〇	未耕荒地の價格
洮南方面	二・〇〇〇	一・〇〇〇	〇・五〇〇	未耕地の價格
開魯地方	一・〇〇〇	〇・五〇〇	〇・二〇〇	同　上
林西地方	〇・五〇〇	〇・三〇〇	〇・一五〇	同　上

支那人は以上の價格で何千又は何萬町歩と纏つた土地を買收することが出來るから之れと合同して農耕なり放牧なり其地に臨んで適當の計畫施設をなさば其の利廻りは二割以上であるとは專門家の說く確實な話である。

滿蒙の土地買收方法に就ては前述の條約事項を適用して東部蒙古の開放地の拂下は勿論其の他各地隨所に商租權を獲得することが出來る、而して此の拂下買收地の經營方法に就ては農耕、牧畜等に依りて差別があるが農耕の場合には分益制度、小作制度、自作制度等は現在行はれつゝある、其の割合は次の樣である。

分益制度　六〇%　　小作制度　三〇%　　自作制度　一〇%

此の現況から見ても滿蒙の土地經營をなすには支那人從來の習慣を取り分益

又は小作の制度法に依るが確實であるかと思ふ此の制度の配當方法は次の樣である。

分益制度（經營上の必要品を供給して耕作せしむるもの）	地主 耕作者	七分五厘 二分五厘
小作制度（經營上の必要品は小作者全部負擔するもの）	地主 小作者	五分 五分

又開拓をなすべき荒地排下の所も內地と異り樹木類が皆無であるから極めて容易である、從て經營費も內地の五分の一と見積れば充分である、現在奉天省の中蒙古地方の開拓部落に在つて支那人が一般に成功を收めて居るのも偶然ではない。

此の遺利此の前途有望なる事業に、投資するのは我が國勢から見ても刻下の急務である宜しく進んで土地經營に一大進展を期し以て名實の伴ふ所の發展をせらるる樣期待して止まぬのである。

亞爾加里地と作物

約六萬町　蒙古地方は別として滿洲に於て白く鹽氣の吹出した何一つ作物の

出來ない所謂亞爾加里土壤を見ること頗る多い、少なくとも六萬町歩は有らうと云ふことだが日本の酸性土壤が多いのと恰も正反對の現象である。

滿鐵の試み　此の大面積の土地を荒蕪に委するは惜しいものだと誰も言ふが日本に無い土壤だけに恁な方法を以て改良利用すべきかに迷ふ處である、合理的に充分の研究をしなければならぬと滿鐵産業係が玆に著眼したのは餘程前からだつたがさう容易く實行は出來なかつた。

三つの試驗　第一はどんな作物が亞爾加里土壤に適するか第二どんな肥料を使用すれば土壤は改良されるか、第三には土地の休閑期間の年數により土壤改良上に及ぼす影響はどうか、此の三試驗を行ふ爲めに蓋平驛の北五哩太平山驛の南六哩の中間白旗滿鐵附屬地に於ける鐵道路の東側廣濶平坦で鹽化物の含有多き強鹽基性粘土質の土地二町歩を選定して著手したのは大正三年度からである、一反歩の畑が六區五畝の畑が十二區で周圍には深さ二尺の溝を設け又試驗地總體の周圍には深さ三尺の溝を繞らして排水を便ならしめた。

大豆と粟黍　此の地方の主要作物は高粱なるも反當り堆積肥料百五十貫、過燐

過燐灰三貫を施した畑で大麥其他の作物試驗を行つた結果によれば大麥は生育一般に良好で特殊の被害無かりしも老熟期に達すること早く從つて草丈短く一反當り九斗二升の收穫ありて大石橋附近の普通作より二割の減收だが播種期が一月餘も遲れたのと土質の劣等なのに比すれば寧ろ良好の成績である、粟は土壤濕潤重粘の爲め枯死するもの多く八月下旬遂に全部枯死したるが七月迄の生育不良でなかつたのを見又八月五日よりの浸水の爲め不結果を得たことを考ふれば未だ不適當と斷定されぬ、黍七月下旬から濕氣過度の爲め下葉黃色を呈し八月中旬出穗揃となりしも浸水の爲め遂に熟しないで枯死した、併し發芽後枯死迄の生育狀況より推察すれば濕潤に過ぎない限り生育することが出來るやうである。

水稻と陸稻　灌漑水量不足の結果十分の生長を遂ぐること能はず七月下旬より分蘖し八月下旬出穗揃となつたが冷氣早來の爲め五割は十分登熟せずして九月末に收穫するに至つた、而して反當り收穫は玄米六斗四升二合で南滿の普通田の半作だけれど插秧の狀態より見れば一日又は二日毎に灌漑水を更新し得る時は生育良好だが一週間以上更新されぬ場合は葉尖又は下葉が黃枯する卽ち本土

壤の稻作は普通田より一層多量の灌漑水を要する、のである陸稻は發芽後の生育頗る不良七月に至り多量の降雨の爲め排水不良となりて全部枯死した卽ち旱魃時には相當の灌漑と雨季には排水の方法宜敷を得ねばならぬ。

稗と玉蜀黍、八月中旬より夥しき蝗の害を受けて反當り一石の收穫となり前年度より約三割の減收を見たが大石橋地方稗の平年作に大差無く本土壤に能く生育し得る作物であると云ふことが出來る玉蜀黍は一般に生育良好で僅に夜盜蟲の被害あるのみだつたが、八月中旬出水したが猶一反當り五斗四升の收穫あつたのに見れば浸水と濕潤過度とを防止し得られるならば良好の成績を得ることが出來やう。

牧草と莞草　白苜蓿、黑苜蓿、アルファアルファーの三種、播種二週日で發芽したが枯死續出して全滅した、莞草も概して生育不良、草丈も僅に二尺五、六寸内外に過ぎぬ、併しこれは苗の不良なりし爲めと認むることが出來るから更に試驗を續行する必要がある。

藍外三種　藍は生育不良成績又良好でなかつたが乾葉三十八貫、乾莖十四貫

八百目を得た僅かに一箇年の試驗では適否を決し難い蠶豆の生育は前年度と同樣極めて不良殆んど見込無いもののやうである、吉豆は畑地の濕潤と前後三回の浸水の爲め收穫皆無であつた、馬鈴薯是も又吉豆と同樣の狀態であつたが若し濕潤過度を防ぐことを得るならば相當生育の見込がある。

休閑地試驗　前年より引續き試驗中のもので一箇年二箇年三箇年と土地の休閑期間が土地改良上如何なる影響あるかを調べるのである、これには肥料を全く用ひない無肥料區と堆肥と過燐酸石灰とを用ひた標準肥料區と別ちて試驗した、一箇年休閑地の高粱は大石橋附近產の黑殼種と紅殼種の二種を試驗した結果によれば何れも生育良好で八月十日頃出穗揃となり九月末收穫することが出來た、收穫量の段當りは無肥料區の黑殼種が一石三斗八升、紅殼種が九斗六升八合、標準肥料區で黑殼種一石二斗二升、紅殼種が一石二斗四升を得た、大石橋附近普通畑の平年作一石內外に比し大差なく又黑殼、紅殼兩種の本土壤に於ける優劣如何は未だ直に判斷することが出來ぬ、大豆は發芽當時の生育良好なりしも六月下旬より濕潤の爲め枯死するものを生じ八月に入りては前後三回の浸水を受けて殆んど

枯死し收穫皆無にて試驗結果を知る事が出來ぬが排水の不良と圃地の濕潤過度の爲めだらうと考へらる。

二箇年休閑地　前二箇年間休閑した畑地に本年初めて高粱及大豆を試作した成績を見るに高粱の生育は頗る良好前後三回の浸水にも左程の被害を認めずして九月末收穫する事が出來た、卽ち無肥料區の黑殼種は段當り一石五斗五升二合、紅殼種は一石一斗四合、標準肥料區の黑殼種一石五斗一升二合、紅殼種一石七斗一升六合で一箇年休閑地より多量の收穫を得た、併乍此の成績は二箇年休閑地は一箇年休閑地より稍高位置にありて排水良好の爲めと思はれる點もあるから未だ俄かに休閑期間の長短が直に此の成績を示したものと速斷するわけにゆかぬのである、大豆八月中前後三回の浸水の爲めに七割以上の減收を見た、開花當時迄の生育狀況は不況であつたが、八月の浸水で此の結果を生じたのだから休閑の關係を知ることが出來ぬ、とにかく排水不良と畑地の濕潤との影響が重大であつたことだけは確である。

肥料試驗　大正三年以來繼續し供試作物は大石橋近產の高粱黑殼紅殼の二種、

肥料は堆肥及び過燐酸石灰と硫酸安母尼亞及過燐酸石灰との二區に別ちて試驗した、堆肥過燐酸石灰區は含鹽量最も多く地表容易に乾燥せず若し乾燥する時は地表七、八分板狀に凝固するを以て僅に發芽したものも直に枯死して生育を全うした者が無い、硫酸安母尼亞及び過燐酸石灰區は試驗地中土質最も不良常に濕潤重粘で降雨の際は雨水地表に停滯して容易に深透せず、且地表に白色の鹽化物を排出すること多く僅かに發芽するも亞で枯死し標準肥料五割増の區域に於て僅かに生育せしものの外全く生育したものが無い、要するに肥料試驗の成績は未だ何とも判斷することが出來ないのである。

前途遼遠　以上の成績を見るに亞爾加里地作物試驗は未だ三箇年を經過しただけである、此短期間の成績を以て總てを判斷することは到底不可能のことだから更に數年或は十數年研究と實驗とを繼續して滿洲六萬町歩の亞爾加里に對する大計を確立するやうに切望する、同時に昨年中の各種試驗が殆んど水害と畑地の濕潤過度の被害を脱れたものは無いやうだが、更に以上の慮無き土地を選擇して此の試驗を施行されたら、尙一層有効な結果を發見し得られるでは無からうか、

敢て滿鐵當局者に切望する。（滿蒙研究彙報所載）

一二一、滿洲農家年中行事

二月二日

灰囤子　未明に起き出て豫め蓄へ置きたる爐の灰を木掀にて陀子又は場園の空地に撒きて徑二丈內外の圓形輪二個を畫き猶ほ梯子形を畫きて之を連結す、卽ち囤子と之に架せる梯子の畫きたるなり、而して二個の輪內に少量の穀物を撒布す此際風雨無ければ其年の豐收を豫想し然らざれば不作なりと稱す、此日南方にては稼業を休む風習あるも滿洲地方は平常と異ならず。

以後春分に至る頃迄は男子は肥料の運搬土糞の調製に從ひ或は馬車を趕して穀物の運搬に從事し賃金を得、又家に在りては炕蓆に編み麻繩、穴子等の製造をなし婦女子は衣服の繕ひ又は驢を追ひ製粉に從事す。

稿勞　長工卽ち常傭人夫の來るは普通陰曆正月二十日頃の習なるも稍遲れて來るものあり、而して二月初旬頃に至れば悉く顏揃ひするを以て一日犒勞と稱し

半日稼業を休み常備は勿論家内中特別の馳走あり其献立は一定せざるも約左の如し主食　粳米飯（或は餃子）　副食　豚肉粉條子白菜、大根等を混ぜ煮たるもの。

春分　二月二十五日

此頃に至れば土地は普通四五寸解氷するを以て菜園を耕して小白菜、小葱、蒜、菠菜等を播種し又白菜の根及び蘿蔔の植付等をなす。

過清明　過清明と稱し或る地方にては此日稼業を休む風習あるも當地方にては一般に休業せず早朝又は夕刻墓參し添土と稱し墳塚に土を被ひ香及び紙を焚く外特別の儀式なく食事も平常と異なる所なし。

刨楂子　此頃土地の氷解せるを見計ひ高粱の根掘りをする之を刨楂子と稱す掘りたる根は家に運びて燃料となす但し之は秋期收穫後に行ふことなり。錫楂子、刨楂子せし畑は其後間もなく錫犂を用ひて舊壟溝より鋤起して壟臺を造り粟の播種の準備をなす之を錫楂子と稱す但し刨楂子を行はず直接犂を用ひて楂子（根）を鋤起すことあるも滿洲地方には稀なり。

一、大小麥の播種　此頃大小麥を播種す。

立夏　四月十二日

大豆其他の播種　此の時期に於て大豆、高粱、穀子、粳米、糜子等を播種し又馬鈴薯を作付す。平房の修理、此頃平房の屋根に土を上げ來るべき雨期に備ふ(每年之をなす)。

小滿　四月二十八日

小豆其他の播種　此頃小豆、綠豆、糜子を作付す。除草、此頃大小麥の除草をなす。草房の修繕、此前後に草房の葺替修繕をなす滿洲に於ける草葺屋根には主として草を用ひ修繕には一間房子に付き草二梱(一梱一斤位)を要す而して草房は四五年每に一回の修繕を要する割合なりといふ。

芒種　五月十五日

除草　此の頃大豆、高粱、穀子、蘇子、粳子の第一回除草をなす此際大豆は除草に先ち犂丈にて中耕するを普通とす之れ直ちに除草する時は稚苗を傷むる虞あるを以てなりと云ふ。

一、臨時人夫雇入れ　必要に應じ臨時に人夫を雇入れるは此頃以後なり。掛買金

の精算、此の日は農家の雜貨店等に於ける掛買金の精算日に當るを以て其支拂をなす而して滿洲に於ける農家の掛買金精算日は一年三回にして左の如し。

一、五月節(芒種)
一、八月節(白露)
一、十二月二十三日

五月節八月節に、支拂をなさざりしものも十二月二十二日には精算せざるべからず。

夏至　五月二十九日

此の日大豆、穀子、高粱、蘇子、糜子、青豆等の第二回除草をなし引續き第二回中耕を作ふ。

小暑　閏五月十五日

此の日より大暑に至る頃の間に於て高粱、穀子、蘇子、青豆等の第三回除草を行ひ引續き大豆、高粱、穀子其他の第三回中耕をなす。

初伏　自五月二十一日

吃伏麵　此日休業せざるも一回特別の食事をする又富者は吃伏麵と稱し饂飩を食ふものあり。收穫並に作付、大小麥の收穫を行ひ其跡地を耕鋤して蕎麥を作付す但し天候及勞力、家畜等の關係より作付をなさざることあり、秋大根を播付するは此頃以後なり。稗拔取り、此頃粳子の稗の拔き取りをなす。

中伏　六月一日

白菜を作付す。

六月六日(陰曆)

此日村民の集會を催し畑見廻人雇入れに付き協議し其見廻り區域等を定む當地方に於ては約三百天地に付き一人の人を雇入る。

三伏　六月十一日

病穗拔取　此日より末伏の頃迄の間に粟病穗拔き取をなす、除草、蔬菜類、蕎麥の除草をなす。

立秋　六月十七日。

吃秋餉　此の日饂飩に特別の副食物を用ひ燒酎を飮むものあり之れを吃秋餉

と稱す。官工、常傭人夫に對し十日間の公休を與ふ之を官工と稱す但し官工は何時にても農閑の時期を見計ひて之を與ふるものなり多く此頃を與ふ而して常傭人夫にして官工以來に缺勤せる者に對しては缺勤當日の人夫相場とし同一額を給金中より控除す。

白露　七月十九日

除草　高粱に限り此頃四回目の除草をなすことあり(勞力の關係上之れを省くものもあれども當地方にては十中七、八は之れを行ふ)之れ鏟秋壟又放秋壟と稱し主として登熟を促進し又翌年雜草の生育を豫防せんが爲めなりと云ふ。

麻類の苅取り　青麻線麻の苅り取りをなす而して苅取りたるものを青麻は一週間、線麻五六日間水に浸したる後剝皮す。退樹及草苅、退樹と稱し樹木の下枝拂をなすは此頃なり又防風林を切り採り或は野草の苅取をなす是等は皆家に運びて燃料となす而して退樹をするは約そ三年に一回にして防風林の苅取は三年に一回位なり(防風林の苅取は正月頃之を行ふことあり)。修繕、此頃炕(一年若くば二年に一回)土墻(一年に一回又は二回)平房草房の修繕をなす。倒糞、土糞の切替をする。

七月十九日

供月 晩庭に卓子を置き臼餅、葡萄、梨等を供へ月を祭り燒香叩頭す。月餅其他の給與、晩方常傭及家內の壯男には各一斤の月餅(半斤のものなれば二個)梨半斤、葡萄半斤宛を與へ婦女子にも亦各々若き宛を分與す。

秋分 八月五日

此の前後に於て大豆、高粱、穀子、糜子等を前取り各數月乃至十數日畑に置き晒乾したる後家に運搬し堆積す。

寒露 八月二十日

蕎麥、粳子を苅取り三日乃至五日間圃場に晒したる後家に運ぶ。

霜降 九月六日

蔬菜の採取 蔬菜類を採集し家に運ぶ而して白米三日乃至五日間日に晒乾し蘿蔔、紅蘿蔔は採集したるものを數日間家の附近に土を覆ひ置きたる後共に時期を見計らひ菜窖(貯藏窖)に入れ貯藏す葱は其儘吊して凍結せしむ。

一、打場 場園に運びたる各作物の脫穀(打場)に著手五追次收穫す。

立冬　九月二十一日

此の前後に作物の調製全部終了するを以て關場園門と稱し一日一回家内一同に對し麵或は餃子を供し又豚肉、白菜、條子等を馳走することあり。

一、土糞等の切替をなす。

十月十一日

此日夕刻墓參し墳塚に土を被せ紙を燒き香を焚く但しこれは平年に限り閏月のある年は只燒香及紙を焚くのみなり。

小雪　十月七日

收穫完了　此の前後に各作物總てを終了す。散斑、常傭の滿期歸鄕(散斑と稱すは其傭入れ期間に依り固より一定せざるも此頃滿期なるもの多きを以つて一日晩食に特別の食事を供し長日月の勞を犒ふを普通とする之を散工飯と稱す。

一、此の頃より一日二食となる。

一、此後男子は或は馬車を追ひ賃金を得或は自己の收穫し得たる穀物を市場に運び出して賣り人家に土を運び或は來春の準備に畑に糞を運搬す而して家に在

る者は馬糧の草切り(普通一時に多量を切溜め置く)或は碾子磨を挽きて精白製粉等に從事す。

蠟八（陰曆十二月八日）

過蠟八と稱し特別の食事を用ふ左の如し。

朝食　黄米粥(糯粟粥)之を蠟八粥と稱す、副食には白菜、粉條子に少量の豚肉を加へて煮たるもの、晩食、黄米乾飯(糯粟飯)副食物は朝食に同じ、結婚後一箇年間の花嫁は此日必ず親里にあらざることの習俗あり若し親里に在りて此日に遭遇せるときは他家に逃避すと云ふ。

十二月二十三日

此日を少過年と稱し掛買金支拂の精算日に當ること既記の如し、此前後に正月用の豚を屠殺す、午後七時頃糖餅を食す(一名一二個)同時に古き對聯(掛軸)及竈神の繪紙を燒きて紙に包み置き翌日河に持ち行き流す、此時保祐發財一家大少年安上天見皇多說好話請竈斧早々回來多受香煙と唱ふ。

十二月三十日

正月準備　午後中男子は庭の掃除、家畜の飼養、屋内の掃除及び字を書きたる赤紙(彩)貼付に從ひ婦人は炕の掃除、衣櫃其他家具の拭清をなす午後屋内に夫れ〲位席を設けて左の諸神を祭る。

一、財神、祖神、天地神、竈神(俗に竈王爺と稱す)而して財神、祖神の位席に左の如き供物をなす。

一、鯉魚若くば鯽魚(子)の四五寸乃至六七寸のものを煮たるもの一對(生魚を供することあり)。

一、蘑茹菜　茸を煮たる料理にして之に紅を著け尙ほ少量の香菜(ゼルリーに類せる香)を添ゆ。

一、方子肉　豚肉の徑三寸の四角なるものを水煮せるものに紅、香菜を添ふる事前者に同じ。

一、粉　粉條子を水煮せるものに紅を付け香菜を添ふ。

一、饅頭　上部に紅乾棗(乾ナツメ)一二個を附著せる一個約半斤(間々一斤位大形

のものを用ふるものあり)位の饅頭十個或は五個若くば七個を供ふるものあり。

一、油煠豆腐　豆腐を豆油にて煠りたるものに紅を付け香菜を添ゆ。

一、草子　棗子糕、美蓉糕、鷄蛋餅、氷料華、爐草等の五種類菓子五皿(菓子の種類は一定せず適宜五種を供ふ)

一、五酒と稱し燒酎を盃五杯

一、錢　制錢四吊若くば八吊現今にては制錢を供ふるもの稀にして多くは小洋錢六元乃至八元若くば十元を供ふ。

此の外供器と稱し香爐一、香筒(香を入る筒)二、蠟臺二を供ふ而して之等は貧富の度若くは家により固より一定せず富者は此外雄鷄一羽、牡豚の頭一個を供ふることあるも當地方中農家にては普通前記の如し、又同時に天地神竈神に對し供物をなすも其量は財神祖神に比し少きを普通とす、供物了れば各神の位席に燒香し又大門には香を焚く又夕刻より馬車、馬棚、猪圈、井戸其他に燒香するものあり。

夕刻より墓參し香を供へ紙を焚く(紙は墳墓に三枚)土地廟(村廟)に饅頭を供ふものあり。

一、食事　朝食、粳米飯、副食物は豚肉、豆腐、粉條子、酸菜等を煮たもの、晩食は略ぼ同じきも朝食より稍〻良し。

一、分歳錢　此夜晩食後主人より家族一同（幼兒にも形式的に與ふ）並に雇人に對し分歳錢と稱し夫れ〴〵五錢乃至三十錢位の錢を與ふ。

附記

農家平常食

其の一　朝　小米飯（粟粥或は飯）　副食物、馬鈴薯、白菜、大根等を粥の焚き汁にて煮たるもの、外に大根黄瓜等の漬物を用ふ。

晝　粘豆包　黄米と小米を粉にしたるものを混せて餅を造り蒸したるもの。

副食物、葱、白菜、馬鈴薯等を豆油を少し入れ煮たるもの漬物朝と同じ。

晩　朝と同じ。　副食物　生葱、生白菜或は生大根に味噌を付けて食す。

右三食共食卓上味噌の斷ゆることなし。

其二　朝　高粱粥（或は高粱飯）副食物、葱、白菜、大根等を生にて味噌を付けて食し大根の漬物を添ゆ

晩　朝に同じ。副食物、馬鈴薯、白菜、大根等に豆油を少量用ひ煮たるもの及び漬物。

夏季は茄子を飯と共に焚き副食に用ふることあり滿洲地方に於ては夏季は多く粟を食し冬期は主として高粱を食ふ。南方各地に比し一般に粗食なり。（完）

二四、南滿洲農村土地及農家ノ經濟

滿鐵會社ニ於テハ大正四年五月ヨリ同年七月ニ亘リ同社鐵道沿線十三縣ノ農村土地及農家經濟狀況ニ就キテ調査シ同社地方課員駒井農學士此報告書ニ基キ更ニ各種ノ資料ヲ參照シテ一書ヲ編述セラレタリ滿洲農業ノ研究上最モ價値アルモノナリ依テ本項ニ其梗概ヲ摘載ス

A、農村土地經濟狀況

イ、農村ノ戶口

部落ハ其大小區々ニシテ小ナルモノハ二三十戶ヨリ大ナルモノハ四五百戶ニ達スルモノアリ滿鐵沿線ニアリテモ遼東半島ノ如キ山岳重疊シ土地瘠薄ナル地

方又ハ昌圖以北ノ如キ開墾後日尚淺キ地方ノモノハ概シテ戸數少ナキモ中部平野ノ大都會附近ニ於ケル部落ハ一般ニ戸口多シ今沿線各縣ノ標準的農村ニ於ケル戸口ノ關係ヲ見ルニ左ノ如シ

縣名	一部落ノ平均戸數	一部落ノ平均人口	一戸當リ平均人口	摘要
復縣	八五戸	六五三人	七・六人	一四箇村平均
蓋平縣	一二四	八九五	七・二	一二箇村平均
營口縣	一三二	九六三	七・三	一六箇村平均
海城縣	一六三	一、〇三四	六・三	九箇村平均
遼陽縣	一七四	一、二八一	七・三	一一箇村平均
瀋陽縣	一七三	一、一五一	六・六	一六箇村平均
鐵嶺縣	一四九	一、〇四四	七・〇	一三箇村平均
平均	一四三	一、〇〇三	七・〇	

備考

一、人口中ニハ部落民ニアラサル使用人ヲ加ヘス

二、日本農村ノ平均戸數五八六　人口三、五四三　農家一戸宛人口六・〇　(四十三箇村平均明治四十一年農務局調査)

ロ、農地ノ分配

滿洲ノ地ハ一見廣漠トシテ農村及農家ノ割合ニ農地廣ク其土地分配狀態ハ頗ル潤澤ナルカ如キモ其實鐵嶺縣以南ハ人口調密ニシテ農家一戶宛耕作面積甚タ少ク最小十畝(我六反二畝)內外ヨリ最大百畝前後ニ過キス鐵嶺以北ニ至リテ稍潤澤ニシテ最大千畝內外ヲ耕スモノアリ斯ノ如ク滿洲ニ於ケル土地分配狀態ノ案外ニ潤澤ナラサルハ蓋シ(一)滿洲ハ警察制度不備ノ爲メ自衞上協同防禦ノ爲メ密居制ヲ採ルコト(二)滿洲農家ハ同姓ノ數家族一棟ノ下ニ共棲シ棟數ニ比シ戶數ノ多キコト(三)支那ノ相續ハ嫡子相續ニアラスシテ分頭相續ナルカ爲メ代ヲ重ヌルニ從ヒ次第ニ父祖ノ土地ヲ分割スル等ノ理由アルニ依ル

ハ、農地ノ分配

調查地方ニ於ケル農家一戶宛平均耕作面積左ノ如シ

縣名	農家一戶宛平均耕作面積(町反)	摘要	縣名	農家一戶宛平均耕作面積(町反)	摘要
復縣	.八五	一四箇村平均	遼陽縣	.九三	九箇村平均
蓋平縣	.九四	一二箇村平均	瀋陽縣	一.八六	一一箇村平均
營口縣	一.一二	一六箇村平均	鐵嶺縣	一.三〇	一六箇村平均

海城縣　　　〇・八七　九箇村平均　　　平　均　　　一・二一　一三箇村平均

日本ノ農家一戸宛平均耕作面積ハ一町〇四五(田〇町五三六畑〇町五〇九明治四十三年農務局調査ニヨル)ナリ

二、農地ノ所有狀況

滿洲ニ於ケル農地耕作ノ實權ハ殆ト漢人ノ手ニ歸セルモ其所有狀況ハ多少趣ヲ異ニセリ滿洲ハ元清祖發祥ノ地ニシテ清祖ノ支那統一ハ專ラ滿人ノ手ニナリシヲ以テ清朝ハ當初其勳功ニ酬ユルト共ニ一面祖鄕確保ノ目的ヲ以テ滿洲ノ土地ヲ清朝ノ王公以下滿洲旗人ニ分與シ且漢人ノ移住ヲ嚴禁シタリ其後漢人ノ禁ヲ侵シテ移住スルモノ續出シ來タリ時世ノ變遷ハ遂ニ其禁ヲ解除セサルヲ得サルニ至リシト雖當時ノ移住漢人ハ多ク貧弱ナル流民ニシテ此等ハ移住後未墾地ノ開墾ニヨリ或ハ漸次産ヲナスニ從テ少許ノ土地ヲ穫得シ農地ノ所有權ヲ得ルニ至リシモ尙未タ大々的ニ土地兼併ヲ試ムル程ノ富豪少ナシ

王公ノ所有地ハ俗ニ王府地ト呼ヒ滿洲ニアリチハ開原以南ノ各所ニ散在シ又大ナル旗人ノ所有地ハ遼西地方ニ多シ此等ノ內ニハ一人ニシテ數十萬畝ノ土地

ヲ所有スルモノアルモ多クハ現地ニ居住セスシテ莊頭ト稱スル管理人ニ土地管理ヲ一任シ自ラ經營ニ與カルモノ少ナシ

調査地方ノ一般旗民屯ニ於ケル大地主ノ土地所有狀態ハ次ノ如ク南ヨリ北スルニ從ツテ其面積ヲ增大ス

縣名	各村大地主ノ平均所有地面積（町）	縣名	各村大地主ノ平均所有地面積（町）	縣名	各村大地主ノ平均所有地面積（町）
復縣	一五・六〇	昌圖縣	四五・〇〇	瀋陽縣	二〇・七〇
營口縣	二〇・四〇	懷德縣	九六・〇〇	開原縣	三一・二八
遼陽縣	二三・二八	蓋平縣	一八・〇〇	梨樹縣	七八・〇〇
鐵嶺縣	二六・四六	海城縣	二〇・七六		

各縣共二三千畝以上ヲ所有スル大地主ヲ見ルモ一般ノ平均ニ加ヘス

ホ、農地ノ價格

滿洲ノ土地ニハ日本ニ於ケルカ如キ法定地價ナク且ツ農地ノ賣買亦頻繁ナラサルヲ以テ其賣買價格モ精確ニ知ルコト困難ナレトモ此處ニハ各調査地方ニ於ケル最近ノ賣買價格及農家ノ呼値ヲ綜合シ概括的時價トシテ表示ス各地方共農用地ニハ上中下ノ別アレトモ此處ニ揭クルハ其平均價格トス

縣名	耕地一反歩價格	摘要
復縣	四三・〇〇円	八箇村平均
蓋平縣	四五・〇〇	九箇村平均
營口縣	五〇・〇〇	六箇村平均
海城縣	三六・〇〇	九箇村平均
遼陽縣	五三・〇〇	一一箇村平均
瀋陽縣	三二・〇〇	一六箇村平均
鐵嶺縣	四四・〇〇	一三箇村平均

縣名	耕地一反歩價格	摘要
開原縣	三二・〇〇円	開原驛附近
昌圖縣	三九・〇〇	昌圖驛附近
梨樹縣	三二・〇〇	四平街驛附近
懷德縣	二九・〇〇	公主嶺驛附近
長春縣	三二・〇〇	長春驛附近
平均	三九・〇〇	

備考日本ニ於ケル最近畑地一反歩ノ平均價格ハ一〇三、〇〇(明治四十一年農務局調査二六縣平均)ナリ

へ、農地ノ生産力

農地ノ生産力ハ各地ニ於ケル地味ノ善惡農業ノ粗集程度ニヨリテ著シク異ナレリト雖モ調査地方ニ就キ重要作物タル高粱、大豆、粟ノ單位面積平均生産額ヲ揭クレハ左ノ如シ以テ各地方ノ概要ヲ知ルノ參考トナスニ足ルヘシ

縣名	我一反歩當リ高粱生産額	同上大豆生産額	同上粟生産額
復縣	一・六四	・六二	・六三

縣名	我一反歩當リ高粱生産額	同上大豆生産額	同上粟生産額
開原縣	一・二六	一・〇一	一・〇五

蓋平縣	一・二五	一・一二	一・二一	昌圖縣	一・三五	一・二〇	一・二〇
營口縣	一・一四	・九一	・九〇	梨樹縣	一・二一	一・〇八	一・一八
海城縣	一・一〇	・九六	一・〇二	懷德縣	一・三五	一・二三	一・三〇
遼陽縣	一・五五	一・三三	一・四〇	長春縣	一・六二	一・三五	一・五〇
瀋陽縣	一・四九	一・三四	一・二五	平均	一・三四	一・〇九	一・一五
鐵嶺縣	一・二五	・九七	一・一三				

B、農家經濟狀況

滿洲ハ南北處ヲ異ニスルニヨリテ各地大中小農ノ規模等シカラス同シク大農ト稱スルモ南部ト北部トハ其程度ヲ異ニシ從テ自ラ家計ノ狀態ニモ亦差異アリ此處ニハ南北兩地方ノ農家ヲ物色シテ其地方ノ標準ト認ムヘキ大中小農家ヲ選ヒ其家計ニ關スル調査ヲ揭クルコトトセリ

種別	南部 大農	南部 中農	南部 小農	北部 大農	北部 中農	北部 小農
經營地積（所有地ヲ含ム）	七八〇畝（我四六町八）	一三〇畝（我七町二）	四二畝（我二町五）	一・三〇〇畝（我七八町）	四〇〇畝（我二四町）	一〇〇畝（我六町歩）
收入	二、四〇二・〇〇元	七九〇・八五元	五二五・六八元	六、四三五・二〇元	一、九二七・五〇元	九〇〇・〇〇元
玉蜀黍	八七四・〇〇	四一・八五	一五・七五	—	—	

農業收入	粟	一一三·五〇	—	—	七二九·〇〇	—	—
	黍子	一一三·〇〇	八一·一五	三五·二〇	—	四五五·〇〇	一四四·〇〇
	高粱	六〇·〇〇	二〇四·〇〇	八一·六〇	一、九二〇·〇〇	四五五·〇〇	一四四·〇〇
	大豆	二七六·〇〇	五〇·八五	二二·七五	一、二〇〇·〇〇	七〇二·〇〇	二二〇·〇〇
	其他穀類	一三四·五〇	—	一三九·四八	八三二·五〇	—	—
	稈類	一九二·〇〇	一五三·〇〇	八〇·九〇	七六三·七〇	二〇八·〇〇	一六七·〇〇
	計	一、七六一·〇〇	五三〇·八五	三六五·六八	五、四四五·二〇	一、八二〇·〇〇	六七五·〇〇
副業收入	豚賣上代其他	二六·〇〇	二六〇·〇〇	一五〇·〇〇	六二〇·〇〇	一〇七·五〇	二二五·〇〇
雜收入	小作料其他	六一五·〇〇	—	—	三七〇·〇〇	—	—
支出		二、二五四·三八	九〇一·〇〇	四六四·〇八	五、四〇二·一一	二、〇七〇·三四	九四四·七五
飲食費	食費	八八七·三八	三六二·一五	一五五·四〇	八七七·八〇	二七八·四三	三四二·一〇
住居費	居費	四〇·八四	二三·五七	二八·二五	三〇三·四六	一六·〇〇	—
被服費	服費	一八·五〇	四三·五〇	一二·五〇	三九二·〇〇	四二·九二	四三·四九
薪炭費	炭費	一四一·二〇	九六·八〇	八·四〇	四〇·五〇	六九·七五	三六·三五
備品費	品費	〔四六·七〇	一一·〇〇	五·五〇	一九七·〇〇	三四·〇〇	一六·三六
公課	課	二三七·九六	一一九·一八	四·六〇	二四六·三九	四九·二〇	三·五〇
地代(小作料)	代(小作料)	—	—	一三五·五九	—	三六四·〇〇	二六四·〇〇
傭人費	人費	三三五·〇〇	八四·〇〇	—	一、一一三·二〇	六三八·〇〇	—

	南部大農	南部中農	南部小農	北部大農	北部中農	北部小農
教育費	六二・〇〇	二・〇〇	—	一四・四〇	—	—
種苗費	五三・〇〇	八・八〇	一〇・八四	一三一・七一	四二・六四	一〇・四五
肥料費	三九・〇〇	—	一五・〇〇	—	—	—
飼料費	二二一・八〇	一四五・〇〇	八六・〇〇	一、二〇三・六五	五三五・四〇	二三八・五〇
負債利子	四〇・〇〇	—	—	七五〇・〇〇	—	—
雜費	一五〇・〇〇	五・〇〇	四・〇〇	一三一・〇〇	—	—
收支差引	殘一四七・六二	不足二一〇・一五	殘五一・六〇	殘一、〇三三・九九	不足一四二・八三	不足四四・七五

備考

一、前表大中小農ノ標準トシテ掲ケタル農家ノ所在及其狀態ヲ細示スレバ左ノ如シ

種別		南部大農	南部中農	南部小農	北部大農	北部中農	北部小農
所在		復縣金斗房	蓋平附屬地西嶺子	熊岳城附屬地	昌圖附屬地	公主嶺附屬地	長春二道溝
所有地	自作地	三〇〇畝	七〇畝	—畝	一、二〇〇畝	二〇〇畝	—畝
	貸出地	四八〇	滿鐵ヨリ借受五〇	借受地三〇	二〇〇	借受地二〇〇	借受地一〇〇
家屋	住宅	瓦房二棟	一	一	一	一	物置ヲモ兼ヌ一
	物置兼苦力小屋	平房五	二	一	二	二	—
	貸屋	同二	—	—	五	—	—

井戸	其他	家族	使用人	家畜	車輛
一眼	—	三人	八	二六頭	—
—	—	一六人	一	五頭	荷馬車 小車 各一
—	—	八人	—	四頭	荷馬車一
一	土塀 二〇丈	四〇人	六	六八頭	—
一	三六丈	三人	五	三頭	—
—	—	二人	—	一〇頭	荷馬車一

二、經營面積　滿洲ハ南北ニヨリテ農業經營ノ規模ヲ異ニシ南ヨリ北ニ向フニ從テ經營面積ヲ增加ス而シテ南部ノ大農ハ略々北部ノ中農ニ又南部ノ中農ハ北部ノ小農ニ相當ス

三、收入　農業收入ハ水田ノ如キ特殊ノモノヲ除キテハ南部ヨリモ北部ニ於テ一畝當リ粗收入多シ之レ主トシテ地方ノ關係ニヨルモノナルヘシ又副業收入ハ本業收入ニ比シテ一般ニ其割合多シ之レ冬季馬車運搬業ノ如キ他ニ比類ナキ好箇ノ副業アルニヨル

四、支出　計算上支出ノ主要ナル部分ヲ占ムルハ飲食費、薪炭費、飼料費等ナレトモ實際ハ自家自給制ナルヲ以テ現金節約ノ餘地多シ又支出上ノ特徵ト

モ認ムヘキハ肥料費、醫藥費、教育費等ノ支出少ナキコトナリ之レ滿洲農民ノ智識程度尚幼稚ナルニヨルモノニシテ將來人文ノ發達ニ伴ヒ此ノ方面ノ支出ヲ增加スヘシ

五、收支計算　滿洲ニ於ケル小農ハ水田、蔬菜園ノ如キ粗收入多キ特殊農業ヲ加味スルニアラサレハ收支償ヒ難ク一〇〇畝乃至四〇〇畝内外ノ地ヲ經營スル中農ト雖モ尚且計算上ノ收支相償ハサルヲ常トス唯五六百畝以上ノ大農ニシテ始メテ收支相償フヲ見ルノヨリ考察スルトキハ滿洲ニ於ケル普通作農業ヲ合理的ニ經營センカ爲メニハ其經營面積ノ最小限度ハ五百畝内外ナルヘシ

二五、產業試驗場ノ成績

一、公主嶺本場

一、種藝ニ關スル試驗

A、普通作物

一、主要作物

（一）大豆

1、品種試驗

本試驗ハ主トシテ滿洲在來種ノ大豆及其他ノ大豆各品種ニ就テ其特性收量品質等ヲ比較調查シ以テ優良品種ヲ選擇セントスルモノナリ

品種＼成績	大豆反當收量 大正二年	大豆反當收量 大正三年	大豆反當收量 大正四年	大豆一升ノ重量 大正二年	大豆一升ノ重量 大正三年	大豆一升ノ重量 大正四年
長春	石 一・五三二	石 一・八五〇	石 一・二一八	匁 三四四	匁 三三九	匁 三四一
公主嶺	一・四九七	一・六一七	一・〇九八	三四一	三三九	三四三
四平街	一・三二〇	一・六四七	一・二一〇	三四三	三四〇	三三六
昌圖	一・二一四	一・七六八	一・〇八五	三三四	三四五	三四四
開原	一・二六二	一・六三〇	一・二四〇	三四二	三四〇	三四四
大黄豆	—	登熟セズ	〇・六五四	—	—	三三〇
大青豆	—	同	〇・三四五	—	—	三四二
白角青豆	—	同	一・一五六	—	—	三四七
鐵角青豆	—	同	〇・六五七	—	—	三四二
穀石豆	—	同	〇・八六一	—	—	三四一

扁粒磨石豆	—	同	〇・四六九	—	—	三五六
圓粒磨石豆	—	同	〇・六〇一	—	—	三四七
大黒豆	—	同	〇・五二八	—	—	三四一
小黒豆	—	同	〇・五〇五	—	—	三五三
オイアルコン	—	同	〇・七四九	—	—	三三三
長湍	—	同	〇・四五七	—	—	三三六
湍川	—	同	〇・七二三	—	—	三三二
白小粒	一・〇〇〇	一・〇一七	〇・七〇五	三五四	三四五	三四七
赤莢	〇・六四五	登熟セズ	〇・四八六	三四一	—	三四六
大谷地	一・四二六	一・四〇九	一・〇六〇	三三三	三四六	三三二
甘露	一・五五七	一・三九八	〇・九二〇	三三七	三四二	三三五

備考　長春、公主嶺、四平街、昌圖、開原ハ種子取寄先地名ヲ假稱ス
大黄豆以下小黒豆ニ至ル九種ハ熊岳城原産トス
オイアルコン、長湍、湍川ノ三種ハ朝鮮原産、白小粒、赤莢、大谷地、甘露ノ四種ハ北海道原産トス

2、播種期節試驗

本試驗ハ公主嶺地方ニ於ケル大豆播種ノ適期ヲ知ヲントスルモノナリ（大正四年）

試驗區別／成績	大豆反當收量	同上比例	大豆一升ノ重量

四月二十日播	一・二〇〇石	九七	三四三匁
五月一日播	一・二三六	一〇〇	三四三
五月十日播	一・二三九	一〇〇	三四三
五月二十日播	一・〇七八	八七	三四三
六月一日播	一・〇四一	八四	三四二

右成績ニ據レハ五月十日播種量最モ多ク以下順次減少ヲ見ル其年ノ氣候ニヨリ相違アルヘキモ五月十日前後ヲ以テ播種ノ適節トスルモノノ如シ。

3、播種量試驗

本試驗ハ大豆ノ適當ナル播種量ヲ知ランヽトスルモノナリ

試驗區別＼成績	大豆反當收量 大正三年	大豆反當收量 大正四年	大豆反當收量 平均	量多キ一〇〇トセル收量比例	大豆一升ノ重量 大正三年	大豆一升ノ重量 大正四年	大豆一升ノ重量 平均
反當三升播	一・五二八石	一・〇八九石	一・三〇八石	九五	三三九匁	三三九匁	三三九匁
四升播	一・五四〇	一・一八二	一・三六一	九九	三三九	三三九	三三九
五升播	一・五八四	一・一六〇	一・三七二	一〇〇	三三九	三三九	三三九
六升播	一・五四三	一・一九九	一・三七一	一〇〇	三三九	三三九	三三九

右成績ニ據レハ各區大差ヲ認メザルモ反當五升內外ヲ以テ適量トスルモノノ如シ。

4、堆肥用量試驗

本試驗ハ大豆作ニ對スル堆肥用量ノ適量ヲ知ランドスルモノナリ

成績

試驗區別	大豆反當收量 大正三年	大正四年	平均	無肥區ヲ一〇〇トセル收量比例	大豆一升ノ重量 大正三年	大正四年	平均
堆肥ヲ施サザルモノ	石 一・八八八	石 一・一六九	石 一・五二九	一〇〇	匁 三四〇	匁 三四四	匁 三四二
堆肥反當六十貫	一・九七四	一・二六七	一・六二六	一〇六	三四〇	三四四	三四二
同　百二十貫	二・〇五三	一・三四八	一・七〇一	一一一	三四一	三四五	三四三
同　百八十貫	二・〇五三	一・一九八	一・六二六	一〇六	三四〇	三四四	三四二

右成績ニヨレハ大豆ニ對スル堆肥用量ハ百二十貫内外適量ナルモノヽ如シ。

(二)、高　粱

1、品種試驗

本試驗ハ高粱各品種ノ特性收量品質ヲ比較調査シ以テ優良品種ヲ撰擇セントスルモノナリ。

品種	成績 殼實反當收量 大正三四年平均	殼實一升ノ重量 大正三年	大正四年	平均	稈反當收量 大正三四年平均
黑殼蛇眼紅（ヘイクーショーエンホン）粳	石 〇・九六五	匁 三四一	匁 三二一	匁 三三一	貫 二〇四・八〇〇

黒殼矮身飯	同	一・二五四	三一〇	二九四	三〇二	二四三・八〇〇
竹葉青	同	一・一八五	三五一	三〇二	三一七	二三二・七〇〇
黄殼緊穗	同	一・三五一	三三一	三一一	三二一	二三五・〇〇〇
黄殼散穗	同	一・三四五	三二一	三一八	三一〇	二三四・五〇〇
小黄殼矮身飯	同	〇・九五二	三四〇	二六七	三〇四	一六二・〇五〇
喜雀白	同	〇・五〇五	二八九	一七〇	二三〇	一七〇・一五〇
紅殼緊穗	同	〇・八九四	三一二	三一五	三一四	一七七・七〇〇
紅殼散穗	同	一・一六二	三一九	三四四	三三二	一九五・三〇〇
黒殼散穗	同	一・一三〇	三一四	三四八	三三一	一七一・六〇〇
瞎半升	同	〇・九七六	三四六	三一九	三三八	一七三・三〇〇
美國紅	同	〇・八一〇	三三〇	三一九	三三〇	二三七・五五〇
𥸮生麥羅	同	〇・九六七	三三三	三一九	三三一	二二二・〇〇〇
高粱	同	〇・九四一	二八四	三〇九	二九七	二〇三・九〇〇
粘紅粘	同	一・〇五九	三三三	二九八	三〇六	二三一・九五〇
黒殼白粘	同	〇・六七七	二八二	二九七	二九〇	一七六・〇五〇

備考　大正四年度ニ於ケル成績ハ天候ノ關係ヨリ完全ナル稔實ヲ見ズシテ收穫スルノ止ムナキニ至リシヲ以テ品種優劣判定ニ供スルニ足ラザルモ今假ニ參考トシテ表示セリ。

2、播種期節試驗

本試驗ハ高粱播種ノ適期ヲ知ラントスルモノナリ

成績 / 試驗區別	穀實反當收量 大正三四年平均	最多ヲ一〇〇トセル收量比例	穀實一升ノ重量 大正三四年平均	稈反當收量 大正三四年平均
四月二十日播	一・八五八石	九一	三四五匁	二〇六・七五〇貫
五月一日播	一・九七四	九六	三四五	一九八・一〇〇
五月十日播	二・〇三八	九九	三四六	二一〇・九八〇
五月二十日播	二・〇四八	一〇〇	三四八	二一一・四五〇
六月一日播	一・八二四	八九	三三五	一九一・〇五〇

右成績ヲ案スルニ當地方ニ於ケル高粱播種ノ適期ハ五月中旬ニアルモノヽ如シ。

3、黑穗豫防試驗

本試驗ハ高粱黑穗ノ豫防方法ヲ知ラントスルモノニシテ左ノ三法ニ就テ比較試驗ヲ行ヘリ。

一、溫湯浸法　攝氏五十五度ノ溫湯中ニ種子ヲ五分間浸漬セルモノ

二、冷水溫湯浸法　冷水中ニ八時間浸漬セル後攝氏五十五度ノ溫湯中ニ五分間

浸漬

三、硫酸銅溶液浸法　二%ノ硫酸銅溶液ニ五時間浸漬シ後冷水ニテ洗滌ス

試験區別／成績	黒穂本數（反當換算） 大正三年	大正四年	平均
無豫防	二四〇	一、三〇〇	七七〇
溫湯浸法施行	五〇	一・〇〇〇	五二五
冷水溫湯浸法施行	〇	四六〇	二三〇
硫酸銅溶液浸法施行	五〇	一・五四〇	七九五

右成績ニ據レハ冷水溫湯浸法最モ有效ニシテ黒穂發生數ハ無豫防區ニ比スレハ僅カニ三〇、%ニ過キス之レニ亞クヲ溫湯浸法トス硫酸銅溶液浸法ニ至テハ各年ノ成績其趣ヲ異ニシ大正四年ニ在リテハ無豫防ト何等異ナル所ナキ結果ヲ示セリ

（三）粟

1、品種試驗

品種／成績	粳糯區別	穀實反當收量 大正三年	大正四年	穀實一升ノ重量 大正三年	大正四年	藁稈反當收量 大正三年	大正四年
窊里青苗	粳	一・九二六石	〇・五二六石	三三匁	二九〇匁	一七・四三〇貫	五一・三二〇貫

毛穀	同	一・七九一	〇・一〇八	三一四	二六八	一五八・二二〇	二七・七〇〇
大斗黄	同	一・九三九	—	二九六	—	二三九・六三〇	四・四〇〇
縄錦	同	二・六五三	〇・〇七一	三〇三	二六〇	一八四・八九〇	一四・〇二〇
白沙	同	二・八六八	〇・一四七	三一八	二八八	一八三・一九〇	二七・〇四〇
黄穀	同	一・九九八	〇・二三〇	二九〇	二七〇	一七九・〇七〇	六三・〇四〇
白穀	同	一・七三五	〇・五三一	三一六	二七七	一六七・〇六〇	七〇・七〇〇
柳根赤穀	同	一・二八〇	〇・一六五	三一三	二八一	九〇・六七〇	三九・四六〇
龍爪	同	二・六〇三	〇・三七六	三〇五	二八八	一三七・四一〇	二七・一四〇
六十日	同	一・七六〇	〇・二一〇	三〇一	二六五	一七五・一四〇	四一・〇四〇
五石取	同	一・九五七	〇・〇八〇	三〇一	二七〇	一四八・四五〇	五八・六四〇
赤穀粘	糯	一・四九九	〇・三三四	三一〇	二八一	一七二・七二〇	三三・〇六〇
青苗粘	同	二・四一九	〇・二一九	二七二	二六五	一七〇・七二〇	四二・六四〇
紅苗粘	同	一・六四一	〇・三二一	二八三	二六八	一三三・六三〇	三九・六四〇
北海道糯	同	一・五五七	〇・五九三	二六四	二七〇	一〇二・二五〇	三八・八六〇

備考　大正四年度ノ成績ハ雨水停滯等ノ影響ヲ蒙ムリ成績ハ不完全タルヲ免レズ従テ其成績ハ品種優劣判斷ニ供シ難キモ今暫ク參考トシテ之ヲ茲ニ掲ク

右成績ニ據レハ收量品質共ニ優良ナルハ粳種ニ在テハ白沙、縄錦、龍爪ニシテ糯種ニ在リテハ青苗粘トス

2、播種期試驗

本試驗ハ粟ノ播種適期ヲ知ラントスルモノナリ

試驗區別＼成績	穀實反當收量 大正三年	穀實反當收量 大正四年	量多キ一〇〇トセル收量比例	穀實一升ノ重量 大正三年	穀實一升ノ重量 大正四年	藁稈反當收量 大正三四年平均
四月二十日播	石 二・一三	石 二・四八五	九六	匁 三一九	匁 三一七	貫 一三四・四〇〇
五月一日播	二・二五二	一・八三三	八五	三一九	三一八	一一三・六〇〇
五月十日播	二・三九九	二・四三一	一〇〇	三一六	三一一	一二八・七一〇
五月二十日播	二・五〇五	二・三三三	一〇〇	三一九	三一七	一三一・二〇〇
六月一日播	二・〇三九	二・六六三	九七	三一〇	三一〇	一三七・五九〇

右成績ニヨレハ當地方ニ於ケル粟ノ播種適期ハ大體ニ於テ五月中旬ト稱スヘク六月上旬ニ在テモ尚ホ相當收穫ヲ見ルコトヲ得ヘシ

3、堆肥用量試驗

本試驗ハ粟ニ對スル適當ナル堆肥用量ヲ知ラントスルニアリ

試験區別＼成績	穀實反當收量 大正三年	穀實反當收量 大正四年	最多ヲ一〇〇トセル收量比例	穀實一升ノ重量 大正三四年平均	藁稈反當收量 大正三年	藁稈反當收量 大正四年
堆肥ヲ施サス	石 二・一八四	石 一・九六一	一〇〇	匁 三一六	貫 一三〇・七二〇	貫 一〇六・二〇〇
反當堆肥百貫施用	一・九五二	二・四六九	一〇六	三一五	一〇七・四〇〇	一三六・〇〇〇
同　二百貫施用	二・三六二	二・四九七	一一八	三一三	一二〇・五五〇	一四〇・七六〇
同　三百貫施用	二・七〇二	二・二四七	一二〇	三一七	一四六・二〇〇	一三〇・二六〇

右成績ニ見ルニ堆肥ハ其用量ヲ增スニ從ヒ收量ヲ增加シ三百貫施用ノモノハ之ヲ施サヾルモノニ比スレハ約二割ノ增收ヲ示セリ

(四) 陸稻

1、品種試驗

本試驗ハ陸稻各品種ノ優劣ヲ知ラントスルモノナリ

試驗區別＼成績	籾反當收量 大正三年	籾反當收量 大正四年	籾一升ノ重量 大正三年	籾一升ノ重量 大正四年	藁稈反當收量 大正三年	藁稈反當收量 大正四年
范家屯	石 二・二三六	石 二・〇七八	匁 二六二	匁 二五九	貫 三五・五〇〇	貫 九〇・〇〇〇
公主嶺	二・一八八	一・六一三	二五六	二五五	三六・五〇〇	八一・二〇〇
四平街	〇・五二三	〇・八〇五	一九二	二六二	一七・一〇〇	三〇・八〇〇
鐵嶺	二・六七九	〇・六九四	一八二	二三一	五九・〇五〇	四九・二〇〇

無芒	一・八〇四	〇・〇五七	二四五	二二〇	六一・七五〇	一九・四〇〇
灰稲	二・七三五	〇・〇九九	一五五	一五〇	八四・六〇〇	四〇・六〇〇

備考　范家屯、公主嶺、四平街、鐵嶺ノ四種ハ種子取寄先キ地名ヲ以テ命名セルモノナリ無芒及灰稲ハ奉天產ナリ

右成績ニ據レバ范家屯、公主嶺ハ品質收量共ニ他ニ比シ優良ナルヲ見ルヘシ

2、播種期試驗

本試驗ハ陸稲播種ノ適期ヲ知ランドスルモノナリ

供用品種　公主嶺種　(大正四年)

試驗區別＼成績	反當收量 籾	反當收量 籾收量比	反當收量 藁稈	籾一升ノ重量	品質等級
五月一日播	二・二五七石	九四	八六・四〇〇貫	二五匁	一
五月二十日播	二・三〇六	一〇〇	九二・四〇〇	二五	二
五月三十日播	二・二二七	九七	八六・〇〇〇	二五	三
六月一日播	二・一六五	九四	八三・〇〇〇	二四	三
六月十日播	一・九九七	八七	八三・〇〇〇	二四	三

右成績ニ據レバ陸稲播種適期ハ五月中旬ニアルモノノ如ク六月十日前後ノモ

ノモ氣候ノ順ヲ得ハ尙ホ相當收穫アルヲ知ルニ足ルヘシ

(五) 小　麥

1、品種試驗

本試驗ハ小麥各品種ノ優劣ヲ知ラントスルモノナリ（大正四年）

品種／成績	反當收量 穀實（石）	反當收量 藁稈（貫）	穀實一升ノ重量（匁）	同上品質等級
無色グリーンマウンテン	〇・二八七	八〇・一〇〇	三四四	下
レッドファイフ	〇・八九六	七二・〇〇〇	三三五	下
リヴィングストン	一・〇四一	八一・〇〇〇	三四八	中
札幌春小麥	一・〇三三	七八・九〇〇	三四七	上
サスカチアンファイフ	〇・四九四	五三・四〇〇	三三五	下
ローレル	〇・七〇八	四五・六〇〇	三三〇	下
ルーマニアン	〇・七四七	四四・四〇〇	三三九	中
ミネソタ一六三號	〇・六五六	四七・四〇〇	三一六	下
同　一六五號	〇・四三五	四五・〇〇〇	三二四	下
同　一六九號	〇・四八八	四二・八〇〇	三二八	下

備考　原種ハ北海道札幌地方ノ産ナリ

2、播種期試驗

本試驗ハ當地方ニ於ケル小麥播種ノ適期ヲ知ラントスルモノナリ（大正四年）

供用品種　札幌春小麥

試驗區別＼成績	穀實收量 穀實	穀實收量 藁稈	穀實一升ノ重量	同上品質等級
四月二十日播	石 〇・六九四	貫 五九・六〇〇	匁 三二四	一
五月一日播	〇・四三四	五四・二〇〇	三一六	二
五月十日播	〇・二六六	五一・二〇〇	三〇六	三
五月二十日播	〇・二四九	四八・二〇〇	二九七	三
六月一日播	〇	三二・四〇〇	—	—

右成績ニ據レハ四月二十日播ノモノ收量品質共ニ優良ニシテ播種時期ノ遲ルルニ從ヒ漸次收量ヲ減少セリ要スルニ小麥ハ早播ニ利アルモノト云フヘシ

3、肥料試驗

本試驗ハ小麥ニ對スル肥料ノ適量ヲ知ラントスルモノナリ（大正四年）

供用品種　札幌春小麥

標準肥料　反當堆肥二百貫、過燐酸石灰三貫

試驗區別	反當收量 穀實	同上收量比	藁稈	穀實一升ノ量重	同上品質等級
無肥料	0.五六三石	一00	七三.000貫	三一七匁	三
標準肥料五割減	0.五五八	九九	七九.000	三一一	三
標準肥料	0.五六五	一00	七八.四00	三三三	一
標準肥料五割增	0.八六0	一五二	九0.000	三三一	二

右成績ニヨレバ本場ノ如キ土壤ニテ小麥作ヲナスニハ相當肥料ヲ要スルモノノ如シ

4、適否試驗

本試驗ハ各種作物ノ滿洲ノ氣候風土ニ適スルヤ否ヤヲ知ラントスルモノナリ

（一）大麥

品種	反當收量 穀實	藁稈	穀實一升ノ量重	同上品質等級
ゴールデンメロン	0.五0七石	五三.七六0貫	二六一匁	一
新二角	0.五八八	三六.四00	二六二	二
二角シバリエー	0.五七六	三一.000	二七一	二
ハンナ	0.七二0	三五.九六0	二七一	三

ゴールデンシバリエー	〇・三一七	四三・八八〇	二三一	六
チャンピオンシバリエー	〇・七四九	四九・七二〇	二五二	三
ナリファシバリエー	〇・三七八	五四・六〇〇	二四二	六
ゴールデンドロップ	〇・六六六	四七・七六〇	二六五	四
ビャツクスホワイト	〇・四二二	五四・二〇〇	二四一	五
ハルトンマーチング	〇・五四八	四九・〇〇〇	二六〇	四
ハイネスハンナ	〇・三五九	四七・五二〇	二五九	六
ニユーデルバイエルン	〇・八七七	四三・三二〇	二七九	三
ヱヴアンタイエ	〇・四八〇	一〇・七六〇	二六六	五
ヴアーモンド チヤンピオン	一・二一三	六九・四〇〇	二七七	一
ダツチスレツド	一・二二五	五二・九二〇	二七五	一
スワロフシバリエー一號	〇・三九六	三八・四四〇	二八二	六
スワロフシバリエー二號	〇・二三二	三一・二〇〇	二七六	六
バール	〇・四三八	四三・五二〇	二八〇	五
シユワンハルス	〇・四六〇	一五・一六〇	二五二	五
ボーミツシユ	〇・五六四	二一・七二〇	二七一	五
ハレヘン	〇・四七七	二八・〇四〇	二五五	五
六角シユヴアリエー	一・一六六	三三・三六〇	二〇一	三

三德	一・七七三	三七・二四〇	二四〇	一
エルハルトフレデリツクセンス	一・五一四	四二・八四〇	二五二	二
ウンガリツシユ	〇・七一四	四六・四八〇	二四八	四
六角ハンナ	一・四六二	五五・一六〇	二六五	三
ブリユートホン	〇・九九一	三九・三二〇	二五五	三
在來種	一・三三四	五三・二四〇	二三〇	三
奉天白	一・六〇二	三二・一二〇	二五四	二
奉天黑	一・五九八	三四・五六〇	二四八	一

（二）稞麥

品種＼成績	反當收量 穀實	反當收量 藁稈	穀實一升ノ重量	品質等級
丸實	〇・四〇二石	一九・八九〇貫	三〇七匁	三
白稞	〇・四六七	二六・〇一〇	三三三	二
朱稞	〇・二四七	三〇・四五〇	二九二	四
青稞	〇・七八九	四〇・一七〇	二一九	一
兩得	〇・六八一	三三・七九五	三一〇	二
三月	〇・三九七	二五・一七〇	三三三	三
上日坪	〇・七一七	三〇・三〇〇	三一六	二

チツコ	〇・七九三	三二・五八〇	三三 一

（三）燕麥

成績＼種類	穀實反當收量 自大正二年至大正四年平均	藁稈反當收量 自大正二年至大正四年平均	穀實一升ノ重量 自大正二年至大正四年平均
レースホース	一・四三二石	七四・二三〇貫	一九九匁
ホワイトベルジアム	一・六六一	七〇・五〇〇	一六四
ナイヤガラ	一・六〇五	七六・八〇〇	二〇八
クライデスデール	二・一二八	七〇・四〇〇	一六一
アイルランド	二・〇〇〇	六一・二五〇	一五九
サイベリヤ	一・八六五	五六・七〇〇	一六七
コーカサス	二・一五五	七〇・四〇〇	一六七
ゴールデンレーン	一・九七二	八三・四三〇	一八〇
リゴウ	一・七七九	六二・六七〇	一七一
ヴヰクトリア	一・九七九	六二・〇〇〇	一七三
在來種	一・一五六	五四・五〇〇	一七五
稞	〇・七七九	四四・九五〇	二三五
ストムキング	一・四二三	四二・六〇〇	一八二

（四）スペルツ

種類＼成績	穀實反當收量 自大正二年至大正四年平均	藁稈反當收量 自大正二年至大正四年平均	穀實一升ノ重量 自大正二年至大正四年平均
スペルツ	一・四七三石	四七・七二〇貫	一七六匁

(五) ライ

種類＼成績	穀實反當收量 自大正二年至大正四年平均	藁稈反當收量 自大正二年至大正四年平均	穀實一升ノ重量 自大正二年至大正四年平均
ライ	〇・八九〇石	五七・九七〇貫	三一九匁

(六) 黍

品種＼成績		穀實反當收量 自大正三年至大正四年平均	藁稈反當收量 自大正三年至大正四年平均	穀實一升ノ重量 自大正三年至大正四年平均
粳	北海道種一號	〇・五六二石	一二三・八〇〇貫	二九六匁
	在來種一號	一・三九六	一九二・八五〇	三〇二
	同二號	一・三五五	一七六・三八〇	三三一
	同三號	〇・七九五	二二一・二五〇	三〇七
糯	北海道種	〇・六一一	一一七・六四〇	二九九
	在來種一號	一・三二六	一九二・〇七〇	三〇六

同　二號	一・六八一	二〇六・八七〇	三一九
同　三號	一・四四〇	二一三・一三〇	三四二

（七）稗

成績／品種	穀實反當收量 大正三年	穀實反當收量 大正四年	藁稈反當收量 大正三年	藁稈反當收量 大正四年	穀實一升ノ重量 大正三年	穀實一升ノ重量 大正四年
北海道種	二・八五七石	登熟ニ至ラズ	二三六・八〇〇貫	三三四・二〇〇貫	二〇〇匁	一匁
在來種	三・四四二	二・三八五	二三八・〇〇〇	二二四・四六〇	二三四	二三五

（八）玉蜀黍

成績／品種	穀實反當收量 大正三年	穀實反當收量 大正四年	穀實一升ノ重量 大正三年	穀實一升ノ重量 大正四年
ホワイトフリント	二・九八四石	二・五一三石	三三九匁	三五四匁
ロングフエロー	二・五五五	一・四〇五	三四五	三五八
札幌八行	二・四七四	一・八六九	三四五	三五八
瀨棚白八行	一・九七五	二・一八四	三四三	三五四
在來種黃	三・七六四	二・二二〇	三四五	三五五
在來種白	三・一九九	一・八八〇	三五〇	三六八
蒙古種一號	三・四二四	一・六五二	三三一	三四二
同　二號	三・四〇六	一・六二一	三四六	三五四

（九）小豆

品種＼成績	穀實反當收量 大正二年	穀實反當收量 大正三年	穀實反當收量 大正四年	穀實一升ノ重量 大正二年	穀實一升ノ重量 大正三年	穀實一升ノ重量 大正四年
丸葉	石 一・七七七	石 〇・三一〇		匁 三八六	匁 三九〇	
劍先	一・三四一	〇・一七八		三七〇	三八七	
早生大納言	一・二九四	〇・五七三	害蟲ノ被	三七八	三八九	
大納言	〇・九四三	〇・四二六	害甚シク	三八六	三八六	調査ヲ缺
在來種赤	—	一・三二三	調査ヲ缺	—	三九〇	ク
同　白	—	一・〇五八	ク	—	三九一	
同　姉子	—	〇・六九四		—	三九五	
同　斑	—	一・〇三三		—	三八八	
綠豆一號	—	〇・九五〇		—	三八〇	
同　二號	—	〇・七五六		—	三八〇	

（十）菜豆

品種＼成績	穀實反當收量 大正二年	穀實反當收量 大正三年	穀實反當收量 大正四年	穀實一升ノ重量 大正二年	穀實一升ノ重量 大正三年	穀實一升ノ重量 大正四年
矮性種 金時	石 一・七八三	石 一・〇六四	石 〇・七五〇	—	匁 三四五	匁 三四四
矮性種 スキスフランクニヨ	〇・六二一	一・二一七	〇・八五六	—	三七二	三六七
矮性種 ルステークドトーム	一・〇〇一	〇・九八二	〇・六〇二	—	三七二	三四四
矮性種 ノアールベルチーク	〇・九二〇	一・一九三	〇・六八九	—	三四五	三三二
矮性種 ボールネーントーン	〇・三四五	〇・七九四	〇・五二五	—	三六二	三四八
鶉	二・三七〇	一・六二八	一・五二〇	—	三四五	三五八

蔓性 ロシア	一・六三一	一・三七〇	〇・四二八	—	三二四	三四七
蔓性 ホワイトシードランナ	一・五三四	一・三五一	〇・四八七	—	三一八	三四七
蔓性 コンコルド	一・九六四	一・七一〇	〇・九三六	—	三五二	三五八
白丸實	〇・七二八	一・八〇〇	一・四二二	—	三六二	三七三

（十一）豌　豆

品種／成績	穀實反當收量（石）	同一升ノ重量（匁）
露西亞早生	一・〇八八	三六七
札幌黑目	一・七八九	三六八
日本赤	〇・九九三	三六九
日本莢	一・一七一	三七八
佛國大莢	〇・九六八	三五八
砂糖	一・〇八八	三七二
アラスカ	〇・五四四	三八四
ストラタゼム	〇・八八三	三六七
札幌青手無	一・〇三三	三七二
電信	〇・八一八	三四二
鶯	一・〇〇四	三七一
在來種	一・三七八	三八二

（十二）ライマビーン

品種／成績	穀實反當收量（石）	同一升ノ重量（匁）
ポール	〇・三〇一	三四〇
ブッシュ	〇・一五〇	二九〇
札幌矮性	〇・七八五	三六四

B、特用作物ニ關スル試驗

I、主要工藝作物ニ關スル試驗

（一）亞麻

1、品種試驗

本試驗ハ亞麻ノ纖維料トシテ滿洲ノ風土ニ適スルヤ否ヤ、適スルモノトスレバ各品種ノ優劣如何ヲ知ラントスルモノナリ

品種＼成績	莖反當收量 大正二年	莖反當收量 大正三年	莖反當收量 大正四年	子實反當收量 大正二年	子實反當收量 大正三年	子實反當收量 大正四年
	英斤	英斤	英斤	石	石	石
ベルギー1	七〇二・〇	五四八・三	六三五・〇	〇・六一六	〇・五〇七	〇・五二四
米國種一號	六三三・〇	五七一・七	六九〇・〇	〇・六六八	〇・五六六	〇・六九二
同三號	—	六六九・二	七六八・三	—	〇・四八二	〇・八〇一
露國種一號	—	六七八・三	七九六・六	—	〇・二三二	〇・四一四
ペルノー1	—	六三三・三	八二〇・〇	—	〇・三八五	〇・五〇四
ラガーチ1	—	—	八〇三・三	—	—	〇・八〇九
プスコフスキー1	—	—	八五五・八	—	—	〇・五一七
在來種	—	五三七・一	五二六・六	—	〇・〇四六	〇・一六四

亞麻ハ大正二年ニ於ケル成績頗ル良好ニシテ收量品質共ニ見ルベキモノアリシモ三年及四年ニ在テハ收量ハ相當ノ成績ヲ示セルモ其品質ニツキテハ收穫季ニ於ケル天候ノ關係上影響ヲ蒙ムルコト頗ル大ナルモノアリ甚ダ劣等ナルヲ免レサリキ尚一層試驗研究ヲ重ヌルノ要アルベシ

2、播種期試驗

本試驗ハ滿洲ニ於ケル亞麻播種ノ適節ヲ知ラントスルモノナリ

供用品種　ベルギー種

成績 試驗區別	收穫時期 大正三年	收穫時期 大正四年	莖反當收量 大正三年	莖反當收量 大正四年	子實反當收量 大正三年	子實反當收量 大正四年
	月日	月日	英斤	英斤	石	石
五月一日播	八・八	八・七	五一七・五	八五三・三	0・四六九	0・二六八
五月十日播	八・八	八・七	四八三・三	七七六・八	0・四五六	0・三0四
五月二十日播	八・八	八・一三	五三0・0	六三五・0	0・四八一	0・二二七
六月一日播	八・二一	八・二三	七七二・五	八0三・三	0・一五二	0・一三二
六月十日播	八・二一	九・一四	六00・0	七三三・三	0・0二九	0・一四0
六月二十日播	九・二三	九・一四	五六八・三	七四三・三	0・0七一	0・一一三

右成績ニ據レバ莖ハ六月二十日播ノモノモ尙ホ相當收量ヲ見ルモ大正三、四兩年度共ニ亞麻栽培上最モ不良ノ天候ニシテ品質極メテ劣等ノモノナリキ

3、播種量試驗

本試驗ハ纖維料トシテ亞麻播種量ノ適量ヲ知ラントスルモノナリ

供用品種　ベルギー種

試驗區別 ＼ 成績	莖反當收量 大正三年	莖反當收量 大正四年	最多ヲ一〇〇トセル收量比例	子實反當收量 大正三年	子實反當收量 大正四年
反當六升播	四三八・三 斤	五六五・〇 斤	七八	〇・四三九 石	〇・四六八 石
同　八升播	四五三・三	六四一・七	八五	〇・四六八	〇・四九四
同　一斗播	五五五・〇	七二八・三	一〇〇	〇・五一〇	〇・五三二
同　一斗二升播	五九五・〇	六四一・七	九六	〇・四五三	〇・五〇〇

右成績ニ據レバ亞麻播種量ハ一斗內外ヲ以テ適量トスルモノノ如シ

(二) 馬鈴薯

1、品種試驗

本試驗ハ馬鈴薯各品種ノ優劣ヲ比較セントスルモノナリ

品種 ＼ 成績	薯反當收量 大正二年	薯反當收量 大正三年	薯反當收量 平均	備考
アーリーローズ	三二六・五〇〇 貫	六九一・八七〇 貫	五〇四・一九〇 貫	大正四年度ハ水害及病蟲害ノ爲メ完全ナル成績ヲ缺ク
アーリーノーザン	五六七・四二〇	七四三・七一〇	六五五・五七〇	
スノーフレーキ	四九三・四二〇	五六六・〇四〇	五二九・七三〇	
アメリカンウオンダー	五六五・五九〇	七〇五・〇七〇	六三五・三三〇	
ルーラルニユーヨーカー	五四八・二五〇	八二三・三〇〇	六八五・七八〇	
在來種	—	六〇四・一五〇	六〇四・一五〇	

II、飼料作物ニ關スル試驗

(一) 牧草種類試驗

本試驗ハ牧草各種類ノ適否如何ヲ知ラントスルモノニシテ「ケンタツキー、ブリューグラス」「オーチャードグラス」「チモシー」「シープスフエスキュー」「トールオートグラス」「メドーフエスキュー」「トールメドーフエスキュー」「アルファルファ」「レッドクロバー」「ホワイトクローバー」「アルサイククロバー」ノ十一種ニ就テ試ミタリ大正四年度ニ於ケル成績ヲ案スルニ「アルファルファ」ハ越冬完全生育旺盛ニシテ其成績左ノ如シ

品種	一番刈 草丈	一番刈 生草	一番刈 乾草	二番刈 草丈	二番刈 生草	二番刈 乾草	三番刈 草丈	三番刈 生草	三番刈 乾草
アルファルファ	尺 二・五二	貫 五三五・〇〇〇	貫 一二六・二五〇	尺 二・〇一	貫 四九六・七〇〇	貫 八〇・八〇〇	尺 一・六一	貫 二七二・三〇〇	貫 八七・一〇〇

其他ノ種類ニ至リテハ未タ信憑スルニ足ル成績ヲ擧クルニ至ラス

(二) 飼料根菜種類試驗

本試驗ハ飼料根菜類ノ適否如何ヲ知ラントスルモノナリ

種類	平均一箇ノ重量	反當收量 大正三年	反當收量 大正四年	反當收量 平均
家畜用甜菜マルサロング	七五〇匁	二,三三一・七〇〇貫	—	二,三三一・七〇〇貫
同 レッドグローブ	一八〇	—	九五二・八〇〇貫	九五二・八〇〇
家畜用白蘿蔔	七九	六七五・四〇〇	四九一・六〇〇	五八三・五〇〇
パースニップ	五五	五六〇・〇〇〇	二八九・二〇〇	四二四・六〇〇
ルタバカ	四〇	—	六三・八〇〇	六三・八〇〇
在來支那蘿蔔	一三五	五三五・〇〇〇	三六七・四〇〇	四五一・二〇〇

右成績ニ據レハ甜菜ノ頗ル豐產ナルヲ見ルヘシ

(三) 青刈試驗（大正四年度）

作物種類	草丈	反當收量 生草	反當收量 乾草
玉蜀黍	六・五〇尺	八一三・四〇〇貫	一八一・二〇〇貫
高粱	六・七八	六六二・三〇〇	一三二・三〇〇
燕麥	二・七〇	四三九・三〇〇	一一四・七〇〇
ライ麥	三・四二	二二二・五〇〇	四八・五〇〇
スペルツ	二・四六	二五二・五〇〇	六二・二五〇
粟	三・五四	三八六・三〇〇	九四・〇〇〇

稗	三・六九	六二二・六〇〇	一九二・四〇〇
黍	三・六八三	三九〇・二〇〇	七〇・一〇〇
大豆	一・一一	二、二二三・三一〇	二七・〇〇〇

III、適否ニ關スル試驗

(一) 油料作物

種類	品種	子實反當收量 大正三年 石	大正四年 石	平均 石	備考
蕓苔	北海道種	—	—	—	病蟲害ノ爲メ完全ナル成績ヲ缺ク
	在來種	—	—	—	
蓖麻(大麻子)	在來種	1・000	0・五三八	0・七六九	
荏(蘇子)	在來種	0・六一九	0・七五四	0・六八七	
胡麻	黑胡麻	0・四八五	0・0五二	0・二六九	
	金胡麻	0・三一七	0・0六0	0・一八九	
	白胡麻	0・二四二	0・0四0	0・一四一	
	在來種	0・九九二	0・六四五	0・八二九	
向日葵	マンモース	—	1・二九六	1・二九六	

(二) 嗜好料作物

(大正四年)

種類	品種	草丈	一莖葉數	反當收量 土葉	反當收量 中葉	反當收量 本葉	反當收量 天葉
煙草	エルローオロノコ	尺六・〇三	枚二〇	貫三・一二〇	貫一四・四八〇	貫二八・九六〇	貫二・七二〇
	エルローブライオル	六・〇四	二〇	二・五六〇	七・七六〇	三二・六四〇	二・〇八〇
	成川葉（朝鮮產）	四・二一	一三	七・六八〇	二・八八〇	二〇・九六〇	二・四〇〇
	南部葉	五・二五	一八	六・二四〇	八・九六〇	一八・八八〇	一・四四〇
	秦野中種	五・七六	二七	五・六〇〇	八・〇〇〇	二八・四八〇	二・七二〇
	秦野葉	五・七五	二五	四・一六〇	八・四八〇	三三・八四〇	一・七六〇
	水府葉（肩怒）	五・八四	二五	二・九六〇	一〇・四〇〇	二三・四八〇	一・九二〇
	水府葉	五・八二	二〇	八・〇八〇	八・二四〇	九・七六〇	二・四〇〇
	國分葉	四・九四	二五	四・六四〇	三・六八〇	一八・二四〇	二・四〇〇
	出水葉	四・二八	二七	四・三二〇	六・〇八〇	一七・二〇〇	二・三二〇
	茂木達磨（大ダルマ）	四・八二	二一	一〇・七二〇	六・〇八〇	三六・三二〇	二・〇八〇
	達磨（中ダルマ）	四・八二	二〇	一〇・八〇〇	一一・六〇〇	三六・一六〇	二・〇八〇
	松川葉	六・二四	二七	六・〇八〇	五・四四〇	二〇・一六〇	二・四〇〇
	垂水葉	四・五四	二七	五・二〇〇	七・八四〇	二七・九二〇	二・八八〇

備考　試驗品種中ニ滿洲在來種ヲ加ヘタルモ種子不良ニシテ成績ヲ見ルニ至ラス

C、土壤肥料ニ關スル試驗

（一）三要素試驗

本試驗ハ大豆、高粱、粟ノ三作物ニ就キ肥料三要素ノ關係ヲ査察シ以テ施肥上ノ參考ニ資セントスルモノナリ（大正四年）

成績

試驗區別	大豆 反當收量	大豆 三要素區ヲ一〇〇トセル收量比例	高粱 反當收量	高粱 三要素區ヲ一〇〇トセル收量比例	粟 反當收量	粟 三要素區ヲ一〇〇トセル收量比例
無肥料	石 一・一一〇	八六	石 一・〇〇五	五五	石 一・五二〇	六七
無窒素	一・二三八	九五	一・五四七	八五	一・六五九	七三
無燐酸	〇・九八七	八四	一・六〇三	八八	一・九七四	八七
無加里	一・二五五	九八	一・七六六	九七	二・四三四	一〇六
三要素	一・二八六	一〇〇	一・八二五	一〇〇	二・二七七	一〇〇

右成績ニ據レハ大豆栽培上最モ注意ヲ要スルハ燐酸トス而シテ高粱、粟ニ對シテハ窒素ニシテ燐酸之レニ亞クモノト云フヘシ

（二）　肥料試驗

本試驗ハ各種肥料ノ效果如何ヲ知ラントスルモノニシテ堆肥、大豆粕、硫酸安母尼亞、過燐酸石灰ヲ單用又ハ併用シテ其肥效ヲ比較セリ（大正四年）

試驗區別＼成績	大豆 反當收量	大豆 同上無肥ニ對スル比	高粱 反當收量	高粱 同上無肥ニ對スル比	粟 反當收量	粟 同上無肥ニ對スル比
無肥料	石 一・〇二一	一〇〇	石 一・三七九	一〇〇	石 〇・八二三	一〇〇
堆肥反當百五十貫匁	一・二八二	一二五	一・六一八	一一七	一・〇〇五	一二二
大豆粕反當七貫五百匁	一・二六七	一二四	一・六四三	一一九	〇・六三二	七七
硫酸安母尼亞反當一貫五百匁	一・一六二	一一四	一・八四八	一三四	一・一五六	一四一
過燐酸石灰反當三貫匁	一・一九〇	一一七	一・九四四	一四一	一・〇六九	一三〇
堆肥過燐酸石灰	一・三四八	一三二	二・〇八六	一五一	〇・九八四	一二〇
大豆粕過燐酸石灰	一・二四一	一二二	一・五四四	一一二	〇・五九二	七二
硫酸安母尼亞過燐酸石灰	一・二五八	一二三	二・二一四	一五三	一・二五六	一五三

右成績ニ據レハ高粱、粟ニ對スル硫酸安母尼亞及過燐酸石灰ノ肥效著シキヲ見ルヘク大豆ニ對シテハ堆肥過燐酸石灰併用ノ肥效最モ大ナルヲ見ル要スルニ肥料ノ撰擇配合ノ如何ニヨリ三割乃至五割內外ノ增收ヲ得ルコトヲ示スモノト云フヘシ

D、在來農法ニ關スル試驗

(一) 作物收支比較試驗

公主嶺本場ニ於テ滿洲ニ於ケル在來農耕方法ニヨリ大豆、高粱、粟ヲ栽培シテ其收支關係ヲ比較セリ大正三年度ニ於ケル成績ハ左ノ如シ

耕種梗概

耕作ノ方法ハ全ク滿洲在來ノ農法ニヨル

作物　大豆、高粱、粟

供用種子　本場生産ニ係ルモノニシテ優良品ト認メタルモノヨリ選種セリ

肥料　過燐酸石灰一天地當十八貫目ノ割合ニテ播種ノ際施用ス

地積　三作物共ニ五天地宛總計十五天地一天地ハ我六反歩トス

成績

作物＼收量	總收量 穀實	總收量 藁稈	一天地當リ收量 穀實	一天地當リ收量 藁稈	一反歩當リ收量 穀實	一反歩當リ收量 藁稈
大豆	石 四五・四八〇	貫 九六二・三〇〇	石 九・〇九六	貫 一九二・四六〇	石 一・五一六	貫 三二・〇八〇
高粱	四五・九五〇	四、三一七・一〇〇	九・一九〇	八六三・四二〇	一・五三二	一四三・九〇〇
粟	七一・八八〇	三、三一〇・〇〇〇	一四・三七六	六六二・〇〇〇	二・三九六	一一〇・三三〇

收支計算

大　豆　(耕作地積五天地)

支出

	金額	摘要
地代	四五・〇〇〇圓	坪五厘、一反歩一圓五十錢
種子代	九・〇〇〇	一天地播種量三斗@六圓
肥料及施肥費	一八・六七五	過燐酸石灰一天地當十八貫、五天地分九十貫@二圓 施肥苦力　二人五分@〇・二七〇
下種費	一三・八〇〇	下種遺壓苦力付犁五臺分@二・七六〇
除草費	一五・六六〇	除草三回、苦力五十八人@〇・二七〇
中耕費	六・九〇〇	中耕二回、犁五臺
刈取費	五・四〇〇	苦力二十八人
運搬費	一〇・〇〇〇	一天地分運搬賃金二圓
調製費	一三・二二〇	苦力三十六人　@〇・二七〇 馬　五　頭　@〇・五〇〇
雜費	四・九九五	前作物株掘取種子準備等、苦力計十八人分@〇・二七〇
計	一四一・六五〇	一天地當二八・三三〇我一反歩當四・七二一

收入

	金額	摘要
大豆	二〇〇・一二三	總收量四五・四八〇石　@四・四〇〇圓
大豆稈	一九・二四六	九六二・三〇〇　@〇・〇二〇

計　二九・三五八　一天地當リ四三、八七二我一段歩當リ七、三一二

収支對照

	總額	一天地當リ	一反歩當リ
支出	一四一・六五〇圓	二八・三三〇圓	四・七二一円
收入	二一九・三五八	四三・八七二	七・三一二
差引益	七七・七〇八	一五・五四二	二・五九〇

高粱（耕作地積五天地）

支出

	金額	摘要
地代	四五・〇〇〇圓	坪五厘、一段歩一圓五十錢
種子代	二・九二五	一天地播種量、一斗二升五天地分六斗 風害ノ為メ補播量、五升計六斗五升　@四・五〇〇円
下種費	一三・八〇〇	犁五臺分並ニ鎮壓ニ要セル人馬共
肥料及施肥費	一八・六七五	過燐酸石灰、一天地當十八貫五天地分九十貫@二・〇〇〇 施肥苦力、二人五分@〇・二七〇
除草費	二一・〇六〇	三回苦力、七十八人@〇・二七〇
中耕費	一〇・三五〇	三回・@七臺五分
刈取費	九・九九〇	苦力、三十七人　@〇・二七〇円
運搬費	七・五〇〇	一天地分、一圓五十錢

費目	金額	摘要
調製費	六・九四〇	苦力二十二人 @〇・二七〇 馬　二頭 @〇・五〇〇
雜費	二・〇二五	補播、補植、竝ニ種子準備等苦力計七人五分@〇・二七〇
計	一三八・二六五	一天地當リ金二七・六五三　我一段歩當リ四・六〇九

收入

	金額	摘要
粱	一三〇・九五七圓	總收量　四五・九五〇石 @二・八五〇圓
粱稈	七三・三九〇	同　四、三一七・一〇〇貫 @〇・〇一七
計	二〇四・三四七	一天地當リ四〇・八六九圓　我一段歩當六・八一二圓

收支對照

	總額	一天地當リ	一段歩當リ
支出	一三八・二六五圓	二七・六五三圓	四・六〇九圓
收入	二〇四・三四七	四〇・八六九	六・八一二
差引益	六六・〇八二	一三・二一六	二・二〇三

粟（耕作地積五天地）

支出

	金額	摘要

地代	四五・〇〇〇円	坪五厘、一段歩一圓五十錢
種子代	二・四〇〇	一天地播種量六升、五天地分三斗 風害ノ爲メ改播セルニヨリ計六斗 @四・〇〇〇円
肥料及施肥費	一八・六七五	過燐酸石灰一天地當十八貫五天地分九十貫 @二・〇〇〇 施肥苦力二人五分 @〇・二七〇
下種費	一七・八五〇	犂二臺半、苦力七人五分 改播ニヨリ二倍ヲ要セリ
除草費	二三・〇八五	除草三回、苦力八十五人五分 @〇・二七〇
中耕費	一〇・三五〇	中耕三回、犂七臺五分
刈取費	八・九一〇	苦力三十三人 @〇・二七〇
運搬費	七・五〇〇	一天地分一圓五十錢
調製費	三六・〇五五	苦力九十六人五分 @〇・二七〇 馬二十頭 @〇・五〇〇
雜費	一三五	種子ノ準備苦力分五分@〇・二七〇
計	一六九・九六〇	一天地當リ三三・九九二 我一段歩當リ五・六六五

収入

	金額	摘要
粟	一六五・三二四円	總收量 七一・八八〇石 @二・三〇〇円
粟稈	七六・一三〇	同 三、三一〇・〇〇〇貫 @〇・〇二三
計	二四一・四五四	一天地當リ四八・二九一円 我一段歩當リ八・〇四九円

収支對照

	總額	一天地當リ	一段歩當リ
支出	一六九.九五〇円	三三.九九二円	五.六六五円
收入	二四一.四五四	四八.二九一	八.〇四九
差引益	七一.四九四	一四.二九九	二.三八三

右成績ニ據レハ大豆ハ其耕作費トシテ一天地ニ二十八圓餘ヲ要シ收入四十三圓八十錢收益十五圓五十錢餘ニ當リ高粱ハ耕作費二十七圓六十錢收入四十圓八十錢收益十三圓二十錢ニシテ粟ハ耕作費三十四圓ヲ要シ收入四十八圓三十錢收益十四圓三十錢トス即チ收益ヲ我反當リニ改算スレハ高粱ハ二圓二十錢最モ少ナク粟ノ二圓四十錢之レニ亞キ大豆ノ二圓六十錢ヲ最高トス

今之ヲ本場附近支那農家實際ノ收支ニ付テ調査セルモノト比較對照ヲ試ムルニ左ノ如シ

大豆

支出

	本場一天地耕作ニ要スル支出額	支那農家一天地耕作ニ要スル支出額	支那農家支出額ニ對スル本場支出額ノ多少	支那農家支出額ニ對スル本場支出額多少ノ歩合
地代	九.〇〇〇円	一六.五六〇円	(一)七.五六〇円	

種子代	一・八〇〇	一・二九〇	五一〇	
肥料及施肥費	三・七三五	五・四六三	(−)一・七二八	
下種費	二・七六〇	二・七六〇	—	
除草費	三・一三二	三・七九五	(−)六六三	
中耕費	一・三八〇	二・〇七〇	(−)六九〇	
刈取費	一・〇八〇	六九〇	三九〇	
運搬費	二・〇〇〇	八六二	一・一三八	
調製費	二・四四四	一・三八〇	一・〇六四	
雜費	九九九	二七六	七二三	
計	二八・三三〇	三五・一四六	(−)六・八一六	(−)一九・四%

收入

	收量 本場	收量 支那農家	單價 本場	單價 支那農家	價格 本場	價格 支那農家	支那農家收量ニ對スル本場收量ノ多少及歩合 收量	同 歩合	支那農家收入ニ對スル本場收入ノ多少及其歩合 收入	同 歩合
大豆	九・〇九六石	九・三五〇石	四・四〇〇円	四・一〇三円	四〇・〇二二円	三七・九五〇円	(−)〇・二五四石	(−)二・七%	二・〇七二円	五・五%
桿	一九二・四六〇貫	—	〇・〇二〇	—	三・八四九	二・〇七〇	—	—	一・七七九	八五・九
計	—	—	—	—	四三・八七一	四〇・〇二〇	—	—	三・八五一	九・六

收支對照

	本場	支那農家	支那農家收支ニ對スル本場收支ノ多少	同上歩合
支出	二八・三三〇円	三五・一四六円	(−)六・八一六円	(−)一九・四%
收入	四三・八七一	四〇・〇二〇	三・八五一	九・六

差引	一五・五四一	四・八七四	一〇・六六七	二一八・九

高粱

支出

	一天地耕作ニ要スル支出額 本場	一天地耕作ニ要スル支出額 支那農家	支那農家支出額ニ對スル本場支出額ノ多少	同上歩合
地代	九・〇〇〇円	一六・五六〇円	(−)七・五六〇円	
種子代	五八五	二九〇	二九五	
肥料及施肥費	三・七三五	五・四六三	(−)一・七二八	
下種費	二・七六〇	一・五五二	一・二〇八	
除草費	四・二一二	四・八三〇	六一八	
中耕費	二・〇七〇	三・一〇五	(−)一・〇三五	
刈取費	一・九九八	一・八九五	一〇〇	
運搬費	一・五〇〇	一・七二五	(−)二二五	
調製費	一・三八八	二・四一五	(−)一・〇二七	
雜費	四〇五	二七六	一二九	
計	二七・六五三	三八・一一四	(−)一〇・四六一	二七・四%

收入

	收量 本場	收量 支那農家	單價 本場	單價 支那農家	價格 本場	價格 支那農家	支那農家收量及價格ニ對スル本場收量及價格ノ多少竝ニ其歩合 收量	同 歩合	同 價格	同 歩合
高粱	九・一九〇石	一二・九五〇石	二・八五〇円	二・四二三円	二六・一九一円	三三・八一〇円	(−)三・七六〇石	(−)二九・〇%	(−)七・六一九円	二二・五%

	計	
	八六三・四三〇貫	—
	一,五〇〇把	—
	〇・〇一七把	—
	〇・〇〇四	—
	一四・六七八	四〇・八六九
	六・二三〇	四〇・〇二〇
	—	—
	—	—
	八・四六八	〇・八四九
	一三六・四	一・四

收支對照

粟	本場	支那農家	支那農家收支ニ對スル本場收支ノ多少	同上歩合
支出	二七・六五三円	三八・一一四円	(−)一〇・四六一円	(−)二七・四%
收入	四〇・八六九	四〇・〇二〇	八四九	二・四
差引	一三・二一六	一・九〇六	一一・三一〇	五九三・四

支出

一 天地耕作ニ要スル支出額

	本場	支那農家	支那農家ノ支出額ニ對スル本場支出額ノ多少	同上歩合
地代	九・〇〇〇円	一六・五六〇円	(−)七・五六〇円	
種子代	四八〇	一九三	二八七	
肥料及施肥費	三・七三五	五・四六三	(−)一・七二八	
下種費	三・五七〇	一・五五二	二・〇一八	
除草費	四・六一七	五・一七五	(−)五五八	
中耕費	二・〇七〇	四・八三〇	(−)二・七六〇	
刈取費	一・七八二	一・〇三五	七四七	
運搬費	一・五〇〇	一・七二五	(−)二二五	
調製費	七・二一一	二・七六〇	四・四五一	

	本場	支那農家	支那農家收支ニ對スル本場收支ノ多少	同上歩合
雜費	〇二七	二七六	(一)二四九	
計	三二・九九二	三九・五六九	(一)五・五七七	(一)一四・一%

收入

	收量 本場	收量 支那農家	單價 本場	單價 支那農家	價格 本場	價格 支那農家	支那農家收量及價格ニ對スル本場收量及價格ノ多少竝ニ其歩合 收量	歩合	價格	歩合
粟	一四・三七六石	一三・九五〇石	二・三〇〇円	二・二三八円	三三・〇六五円	二八・九八〇円	一・四二六石	三・〇%	四・〇八五円	一四・一%
粟稈	六六二・〇〇〇貫	三七五・〇〇〇貫	〇・〇二三	〇・〇二三	一五・二二六	八・六二五	二八七・〇〇〇貫	七六・五	六・六〇一	七六・五
計	—	—	—	—	四八・二九一	三七・六〇五	—	—	一〇・六八六	二八・四

收支對照

	本場	支那農家	支那農家收支ニ對スル本場收支ノ多少	同上歩合
支出	二三・九九二円	三九・五六九円	五・五七七円	(一)一四・一%
收入	四八・二九一	三七・六〇五	一〇・六八六	二八・四
差引	一四・二九九	(一)一・九六四	一六・二六三	八二八・一

前表ニ據レハ本場收益ト支那農家ノ收益トハ其間甚シキ懸隔アルヲ見ルモ之レ主トシテ地代ノ相違ニ起因スルモノニシテ本場收益計算ニ計上セル地代ハ滿鐵附屬地貸下料ニヨリ支那農家ニ於ケルモノハ其小作料ヲ計上セルモノトス

今地代ヲ計算外ニ置キ兩者ヲ比較スルニ左ノ如シ

大豆

	本場	支那農家	支那農家收支ニ對スル本場收支ノ多少	同上歩合
支出	一九・三三〇円	一八・五八六円	七四四円	四・〇%
收入	四三・八七一	四〇・〇二〇	三・八五一	九・六
差引收益	二四・五四一	二一・四三四	三・一〇七	一四・五

高粱

	本場	支那農家	支那農家收支ニ對スル本場收支ノ多少	同上歩合
支出	一八・六五三円	二一・九五四円	(一)二・九〇一円	(一)一二・五%
收入	四〇・八六九	四〇・〇二〇	八四九	二・四
差引收益	二二・二一六	一八・四六六	三・七五〇	二〇・三

粟

	本場	支那農家	支那農家收支ニ對スル本場收支ノ多少	同上歩合
支出	二四・九九二円	二三・〇〇九円	一・九八三円	八・六%
收入	四八・二九一	三七・六〇五	一〇・六八六	二八・四
差引收益	二三・二九九	一四・五九六	八・七〇三	五九・六

即チ支那農家ノ收支ニ對スル本場成績ヲ比較スルニ大豆ニ在テハ支出ニ於テ四分、收入ニ於テ約一割ヲ増シ收益ニ於テ一割四分ヲ増加セリ高粱ニ在テハ支出ニ於テ一割三分ヲ減シ收入ニ於テ二分ヲ増シ收益二割ノ増加トス粟ニ在テハ支

出ニ於テ八分收入ニ於テ二割八分ヲ增加シ結局六割ノ收益增加ヲ示セリ

如上本場成績ノ支那農家ニ比シ遙ニ收益增加ヲ見タルハ主トシテ生產收量ノ增加ト其品質ノ優良ニシテ賣却價額ノ高價ナリシニヨルモノニシテ種子ノ撰擇ニ留意セルト燐酸肥料ノ施用トハ生產品質ヲシテ優良ナラシムルト共ニ亦生產收量ノ增加ヲ來セル主因ト見ルヘキナリ

（二）大豆模範作試驗

長春、公主嶺、四平街、昌圖、開原產ノ大豆種子中ヨリ當場ニ於テ大正二年及三年ノ二箇年ニ於ケル試驗調査ノ結果優良ト認メ選別セルモノト一般農家ノ栽培ニ係ル各原種トニ就キテ其優劣ヲ比較シ以テ一般農家ニ模範ヲ示サントスルニアリテ各區共一反歩宛ヲ作付セリ（大正四年度試驗成績）

試驗區別		一反歩收量	一天地當リ收量	在來原種ニ對スル增減（一天地）	在來原種ニ對スル收量割合
長春	當場育成ノモノ	石 〇・七〇〇	石 四・二〇〇	石 (一) 〇・七八〇	一二三
	在來原種	〇・五七〇	三・四二〇	—	一〇〇
公主嶺	當場育成ノモノ	〇・八三〇	四・九八〇	(一) 一・〇八〇	一二七
	在來原種	〇・六五〇	三・九〇〇	—	一〇〇

四平街	當場育成ノモノ	〇・九四〇	五・六四〇	(一)一・九八〇	一五四
	在來原種	〇・六一〇	三・六六〇	—	一〇〇
昌圖	當場育成ノモノ	〇・六八〇	四・〇八〇	(一)〇・一二〇	九七
	在來原種	〇・七〇〇	四・二〇〇	—	一〇〇
開原	當場育成ノモノ	〇・七〇五	四・二三〇	(一)〇・〇九〇	九八
	在來原種	〇・七二〇	四・三二〇	—	一〇〇

右成績ニ據レハ昌圖産及開原産ハ共ニ本場育成ノモノ原産ニ比スレハ二分—三分ノ減收ヲ示セルモ其他ニ於テハ二割乃至五割内外增收ヲ示シ平均シテ農家在來使用ノ原種ニ比スレバ本場選別種子ニヨリ二割内外ノ增收ヲ見ルヘシ

第二章　東蒙古の農業

一、開墾の沿革

今より約二百年前即ち清の雍正初年の頃開墾せられたるは喀喇沁及び土默特地方にして其の後百年を經て乾隆、嘉慶時代に至るや卓索圖盟及び滿洲接壤地方の蒙古王は清朝に服從し自ら貸地養民と稱し、土地を提供して漢人を招徠するに至りしより哲里木盟中の郭爾羅斯前旗、博王旗、賓圖旗、昭烏達盟中、翁牛特の一部を

開放せしめ、支那農民の移住多く遂に長春縣、昌圖縣、彰武縣、赤峰縣の廳治を設けたり。光緒初年に至りては郭爾羅斯前旗、達爾罕旗、博王旗及び賓圖旗の一部を開放し、同時に農安縣、懷德縣、梨樹縣、遼源縣、康平縣を設置せり。光緒二十九年より同末年に至りては哲里木盟、喇嘛王旗、卓索圖盟、昭烏達盟中の稍々肥沃なる地域は蒙古王に開墾を迫り農民の移住するあり、遂に安達縣、綮州縣、長嶺縣、大賚縣、多耐站設治局、安廣縣、鎭東縣、突泉縣、洮安縣、洮南縣、開通縣、綏東縣、建平縣、阜新縣、林西縣、開魯縣等を設けたり。依つて以つて東蒙の東南部大半は漢人種の移住地となれり。其等の移住民にして直隸、山西よりするものは、多倫諾爾、克什克騰、巴林方面より西遼河上流地方に占居し、奉天、吉林の兩省より來るものは康平、梨樹、伯都納、農安、長嶺、洮南方面より西遼河及び洮兒河の流域に進入し、錦州又は新民屯方面よりするものは土默特、奈曼、喀爾喀方面より西遼河の沿岸に及べり。

二、地勢及び氣候

東蒙古は地域廣大なるを以つて其の地勢固より一様ならざるも大體に於て西

南部たる察哈爾及び熱河蒙古の一帶は海拔比較的高く其れより東北部なる奉天蒙古に向つて低下し遂に哲里木盟に入りて謂ゆる東蒙古の大平原をなせり。要するに東蒙の地勢は概して山岳地帶、高原地帶、平原地帶に區別することを得べきなり。其の山岳地帶は一般に緩漫なる山岳起伏し、全山樹木少なく草を以つて蔽はれ、山麓及び山腹は能く農耕を營むを得るがため支那移住民の農業に從事するもの多し。其の高原地帶は東蒙古中、最も農業上の價値大にして移住民の農業經營大に見るべきものあり。其の平原地帶は更らに農耕地に適し就中、洮南、鄭家屯街道以東の如きは土地肥沃にして滿蒙中屈指の農產地たるなり。

東蒙古の氣候も亦一樣ならざるも大體に於て平原地帶は氣候其の比隣行省たる吉林、奉天地方と酷似し山岳、高原地帶の氣候は海拔の關係より之と同緯度の地方に比し寒氣及氣候變化の度激しきが如し、氣溫は夏氣に於て我北海道及朝鮮北部よりも高く冬季は此れ等の地方よりも稍寒冷なり、而して其終年を通じての氣溫狀態は奉天、長春地方のものに比して大差なし今東部蒙古の農業期間卽ち四月より十月に至る各月の平均氣溫を滿洲、朝鮮及北海道のものに對照して表示せば

左の如し。

自四月至十月 各月平均氣溫表（攝氏）

場所	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
北海道旭川	三·六	一〇·〇	一五·〇	一八·九	二〇·〇	一四·三	六·九
朝鮮元山	九·四	一五·一	一八·九	二一·八	二三·九	一八·九	一三·一
滿洲哈爾賓	五·四	一三·六	一九·五	二一·九	二一·四	一四·一	四·五
同　長春	五·三	一四·五	一八·六	二三·三	二一·五	一四·〇	六·五
同　奉天	八·六	一五·五	二一·二	二四·五	二三·二	一六·二	九·七
蒙古洮南府	八·七	一六·二	二一·七	二五·〇	―	―	四·七
同　達賴罕王府	四·〇	一三·〇	一八·〇	二三·〇	二一·〇	一四·〇	四·〇
蒙古鄭家屯	八·〇	一五·〇	二三·〇	二四·〇	二三·〇	一六·〇	一〇·〇
同　赤峰	九·〇	一六·〇	二四·〇	二六·〇	二三·〇	一六·〇	九·八

蒙古氣候の一特徴とも稱すべきは一日中の氣溫の變化激甚なるにあり終年の間晝夜の寒暖其差甚だしく夏期と雖も夜間は寒冷を覺ゆるを常とす殊に晩春初夏の候に於て甚だしく時に農作物を凍死せしむることあり之れ農業地としての蒙古の第一の缺點とす。東蒙古は四季を通じて多風にして風力又强力なり而して農耕上最も恐るべきは五、六月の頃南西より吹き來る砂塵を帶べる乾燥烈風に

して之れが爲め農作物の幼芽を枯死せしむること稀れならず而して一般に晴天多く空氣乾燥せり殊に四、五月の候は乾燥の度最も甚だし冬期は屢〻降雪を見るも堆積尺位に達することは稀なり、降雨期は七、八月の兩月にして降雨量は一般に少量なり降雨期に於ける降雨の多寡は農業の豐凶と密接なる關係を有す若し降水量少量に過ぐれば發芽生育不良にして凶作を招くこと珍らしからず此の現象は蒙古農家が「乾」と稱して最も恐怖する所なり、東蒙古內に於ける地表の結氷は南方赤峰地方にては五尺北方洮南地方にありては八、九尺に及び凍結は普通十月下旬に始まり翌年三月下旬に終る。

三、土壤及び耕地面積

東蒙古に於ける土壤の分布狀態は大體左の三地帶に分つことを得るなり。

(一)砂地帶　其の分布甚だ廣く西は多倫諾爾を中心とせる察哈爾より克什克騰の一哲里木盟中に散在せる丘陵地帶の大部分にして生產力乏しく劣等なる土地なり。

卓索圖盟即ち熱河蒙古の西南部たる山間地方の農作地に限れり。

(二)腐植土地帶　其の分布は比較的小區域にして卓索圖盟即ち熱河蒙古の西南部たる山間地方の農作地に限れり。

(三)壤土地帶　其の分布區域は比較的廣く砂土地帶中の處々に介在せるは勿論、卓索圖盟中、西南部を除ける部分昭烏達盟の大部分及び哲里木盟中、遼河洮兒河等の沿岸地方の大部分は多く此土壤に屬す、此地帶は最も肥沃にして生産力に富める優等なる土壤なり。

東蒙古の總面積は約五千五十六萬八千晌即ち我が約三千三十五萬三千九百四十七町歩なるが其の內にて耕地に適すべき面積は約千六百八十四萬四千六百晌即ち我が約一千十一萬一千百三十九町歩なり、然るに其の內にて現に農耕地たるは僅かに三百八十一萬二千晌即ち我が約二百二十八萬八千二百町歩にして殘餘の千三百三萬二千六百晌即ち我が約七百八十二萬二千九百四十町歩は今尙ほ開墾に着手されざるなり。今左に其等の內容を詳記すれば左の如し。

(一)　開耕地と開墾見込地

A、盟　別

地名	可耕地面積	同上内譯 現開耕地面積	同上内譯 開墾見込地面積
哲里木盟	一〇、六八六、六〇〇晌	二、三〇二、〇〇〇晌	八、三八四、六〇〇晌
喇嘛王旗	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
昭烏達盟	二、五九八、〇〇〇	五七三、〇〇〇	二、〇二五、〇〇〇
錫林郭勒盟	一、一九〇、〇〇〇	二、〇〇〇	一、一八八、〇〇〇
卓索圖盟	二、三三〇、〇〇〇	九二五、〇〇〇	一、四〇五、〇〇〇
合計	一六、八四四、六〇〇	三、八一二、〇〇〇	一三、〇三二、六〇〇

B、旗別

盟	旗名	可耕地面積	同上内譯 現開耕地面積	同上内譯 開墾見込地面積
哲里木	杜爾伯特旗	七〇〇、〇〇〇晌	四六、〇〇〇晌	六五四、〇〇〇晌
	郭爾羅斯後旗	四二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三二〇、〇〇〇
	同　前旗	二、六〇〇、〇〇〇	九八六、〇〇〇	一、六一四、〇〇〇
	札賚特旗	八〇〇、〇〇〇	一三八、〇〇〇	六六二、〇〇〇
	蘇鄂公旗	五五〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	五一五、〇〇〇
	札薩克圖旗	八三〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇
	圖什業圖旗	八〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇	七七三、〇〇〇

盟	達爾罕旗	三,〇二三,六〇〇	六七〇,〇〇〇	二,三五二,六〇〇
	博王旗	六八九,〇〇〇	七五,〇〇〇	六一四,〇〇〇
	賓圖旗	二七五,〇〇〇	一一五,〇〇〇	一六〇,〇〇〇
	喇嘛旗	四〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
昭烏達盟	翁牛特右翼旗	四〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
	同左翼旗	三〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	二三〇,〇〇〇
	阿爾科爾沁旗	三〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇
	敖漢旗	一八〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	一六五,〇〇〇
	札魯特左翼旗 同右翼旗	三〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇	二九二,〇〇〇
	喀爾喀左翼旗	八,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇
	奈曼旗	六〇,〇〇〇	七,〇〇〇	五三,〇〇〇
	克什克騰旗	二五〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇
	巴林左右翼旗	八〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇
錫	烏珠穆沁右翼旗	三〇〇,〇〇〇		三四〇,〇〇〇
	同左翼旗	四〇,〇〇〇		
	浩濟特右翼旗 同左翼旗	一〇〇,〇〇〇		一〇〇,〇〇〇

		現農耕地面積	農業人口	農業人口一人當平均耕地面積
林郭勒盟	阿蒴垓左翼旗 同右翼旗 阿巴哈納爾左翼旗 同右翼旗	二五〇、〇〇〇		二五〇、〇〇〇
	蘇尼特右翼旗 同左翼旗	五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇	四九八、〇〇〇
	喀喇沁左翼旗 同中翼旗 同右翼旗	七〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
	土默特右翼旗	四〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
	同左翼旗	一八〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
合計		一、六八四、六〇〇	三、八一二、〇〇〇	一、三〇三、六〇〇

（三）現農耕面積と人口

別	現農耕地面積	農業人口	農業人口一人當平均耕地面積
哲里木盟	二、三〇二、〇〇〇晌	一、九九六、三一三人	一、二晌畝
喇嘛王旗	一〇、〇〇〇	五、六〇〇	一、八
昭烏達盟	五七三、〇〇〇	四〇七、七五〇	一、四

錫林郭勒盟	二、〇〇〇	—	—
卓索圖盟	九二五、〇〇〇	五七〇、五〇〇	一、六
合計	三、八三二、〇〇〇	二、九八〇、一六三	一、三

備考

一、農業人口一人當の農耕面積は約一晌三畝の平均なるを以て、我約七反步餘に相當す。

二、錫林郭勒盟の農業人口に關しては統計資料を欠くも、合計の平均率を距ること遠からざるべし。

（三）**農耕上將來人口收容力**

盟別	開墾見込地面積（晌）	將來に對し收容し得べき支那人農業人口（人）	同上收容し得べき日本人農業人口（人）
哲里木盟	八、三八四、六〇〇	三、三二四、八四六	一、〇七四、九四九
喇嘛王旗	三〇、〇〇〇	一一、五三八	三、八四六
昭烏達盟	二、〇二五、〇〇〇	七七八、八四六	二五九、六一五
錫林郭勒盟	一、一八八、〇〇〇	四五六、九二三	一五二、三〇七
卓索圖盟	一、四〇五、〇〇〇	五四〇、三八四	一八〇、一二八
合計	一三、〇三二、六〇〇	五、〇一二、五三七	一、六七〇、八四五

備考

一、上に掲げたる一人當現農耕面積(一人付一晌三畝)に基き、支人には其二倍(二晌六畝)、邦人には其六倍(卽ち約四町二反)を附與するものとして計算せり。

二、計算は試みたるも、今日の邦人が果して東蒙の移住に適するや否やは大なる疑問なり。

四、耕作方法及び收穫

東蒙古に於ける農法は之れを蒙古人の農法と移住漢人の農法とに區別すべく蒙古人の農法たるや極めて原始的にして彼等は草原中の地味肥沃なる處を求め極めて粗放に其の地を耕作し其の地力あらん限り糜子を連作し數年後に至り地力耗盡すれば他の新地を求めて耕作す。支那人の農法は休閑農法及び輪作農法の二種あり、休閑法は西南部地方に專ら行はれ、輪作法は東北部に多く行はるゝが、休閑法の稍々規則的のものにありては圃場を三分し毎年三分の二づゝ耕作し他の三分の一を休閑せしむるを普通とす、輪作法の最も普通なるは高粱、谷子、黄豆の三年輪作なり、今其等の農法に就て關東都督府の調査發表したるものを紹介せんに左の如し。

開墾　荒地の初開墾は之を春季播種前に行ふものと、前年秋季に完成し越年をなすものとの二法あり、「春季播種前に行はんと欲せば播種期を遲延するの恐れあり因つて先づ前年秋季に於て一切の準備と土地の堀開とを完成し春に至りて普通の農業に從ふを得策とす、又秋季開墾は春季開墾の如く雜草を燒却する能はざれども土壤を深く堀開し得るの便あれば當地方に於ても亦多く此方法を採用し居れり。

先づ家屋、農具を準備し小作人及勞働者の招募終るや直ちに開墾に着手すべく其期日は概ね八月一日(陰曆)以後を普通とす、開墾作業は豫め鎬頭と稱する我邦金鋤の如きものを以て樹根を除去し然る後ち開墾用の犂杖を以て土壤を耕堀し之を膨軟ならしめ冬季間霜雪に曝露して其成分の分解と土壤の改良を計るにあり犂杖は鏵子(我邦の牽纔と稍々同形にして壢を切斷する作用をなす)犂子(鏵子の前に附す)犂底(犂柄)の三部より成り四牛杆によりて牛馬を連繫す。

開墾には先づ牽、牲口的(牛馬を牽く者)は牛(或は馬)四頭をして開墾用の大鏵子を附したる犂杖を輓曳せしめ扶犂杖的(鋤を執る者)犂杖を持し深く土壤を鋤き返し

つゝ前進し更に打亂頭的(亂頭とて槌形の物にて土壤を打つ物)は其後方より亂頭を用ひ、土壤の整理をし斯て一巡の作業を終るものとす、普通一犂杖には勞働者四人及牛(或は馬)四頭を要し一日の開墾能力は牛馬孰れを附するも平均五畝地なり、蓋し牛は健脚にして仕事の持久力に富むと雖も工程劣り馬は輕快にして仕事の工程勝るも持久力の點に於て牛に及ばざる等、各々其能力を異にし一長一短あれども初開墾に於ける土壤の堀開には牛を用ふるを適當とす、而して開墾に要する犂杖數を增加すれば作業の進捗快速にして其工程を增加すべきも之に要する牛馬の增加に伴ふ費用は其效果を償ふに足らざれば其作業日數をして差支なき限り長時日に亙らしむるを良策とす、又開墾に於ける土壤の堀開は尋常土にありては翌年春季播種前再び之を行ふべきも雜草少き砂質壤土にありては右の手數を略して直ちに耕播を施し得べきなり、故に右何れにしても初開墾の土地は土壤の重起を必要とす。

開墾終れば越年の上春季耙種の用意をなすべし。

除草時期　除草は雜草を除き同時に中耕、土寄を兼たるものにして土壤を堀

起して之を壠頭の兩側に寄せ颶風に抗して作物の根株を支へんが爲に備へ或は降雨に際し養分の壠頭よりの流失を防ぐ等只雜草の發生を未發に防ぐのみならず其效果の著るしきものあるを以て普通二回以上之を行ふものとす、其着手の時期は何れの作物に對しても開花前にして卽ち左の如し。

一番除草　小滿(舊四月九日)前後

二番除草　芒種(舊四月廿五日)前後

三番除草　中伏(舊六月十七日)前後

因に右は大豆、高粱、粟等の除草時期を示せるものにて麻子、小豆等の除草は之より一回遲れと見るべし、尙ほ當地に於ける雜草の主なるものはスギナ、カマドガエシ、エノコログサ、ヒエタンボ等となす。

除草方法　除草の方法は一、二兩番除草には鋤頭と稱する扁平なる四五寸の鋤に長き柄を附せるものを用ゐて雜草を刈り傍ら作物の株間を隈なく叮嚀に反鋤し或は先に堀起したる土と草と共に攪拌柔軟ならしめ其作業を終る而して三番除草の際は雜草多く繁生するを以て普通馬耕を用ふるものとす一番、二番の除

草は專ら人力を用ふるものなれば農家の最も繁忙なる時期にて此際に到れば定傭の苦力のみを以てしては手不足を感ずべく臨時に必要なる勞力を傭入せざるべからず彼等一日の勞銀としては一日賄付にて五角乃至八角にして播種及び收穫時期に比して二倍乃至三倍に騰貴するを常とす、卽ち之を左記最近三ヶ年の勞銀額に見るも其最高額は總て第一回除草の際に於けるものなり。

年度	最高勞銀	最低勞銀	平均額
大正二年度	七十仙	二十仙	四十五仙
大正三年度	一元	三十仙	六十五仙
大正四年度	八十仙	二十仙	五十仙

除草の際の工程　除草の際は彼等一年中の最繁忙時期なれば午前五時頃朝食を喫し五十分休憩し十一時晝食を採り一時間休憩し更に午後二時(約二十分)五時(二十分)に於て休憩し六時に夕食を喫するの外は黎明より日沒に至るまで矻々として除草に從事し一日の勞働時間約十一時間に及ぶといふ而して其勞働行程左の如し。

一番除草　一天地一日に付　四人

二番除草　同　三人（粟は四人）
三番除草　一日に付　七八畝地

播種の準備期　自中和節（陰暦二月二日）至清明節（年により遅速あるも陽暦四月五日より二十日に至る間）間を播種準備期となす此期間に於ける準備作業としては肥料の購入、堆肥の切返し（開魯縣附近は開墾後十年間は肥料を要せず）及運搬をなし又抛種子と稱して昨年度に於ける作物の根株を掘出し運搬す（一天地に於ける抛楂工二人、樓楂工二人、運搬四頭曳馬車一臺にて半日を要す）其他院内作業としては繩、高粱ブラシ（幅一尺五六寸長さ二間乃至三間の帯狀編條物にして之を中徑五六尺にまき上げて中に穀物を畜積す）等等の製造及穀物の精白作業、粟桿、糜子桿の剪切等をなす、是等は播種期より收穫に至る約七八ケ月分の需要を此期間に於て準備貯藏するものとす。

播種時期　麥は淸明節に先だつ數日にして之を播種す、其他一般の播種は穀雨（陽曆四月廿一日）に入り降雨を待て之を行ふ天祐の配劑は又妙を極むるものにして該期節には降雨を見ざること稀なるものとす、是穀雨の名ある所以なり若し

穀雨の期に入りて十餘日を待ちても尙ほ降雨なければ播種して雨を待つものとす。今次に各穀物の播植期を述ぶれば、

穀物種類	播種時期（陽曆）
大豆類	陽曆（四月下旬）より立夏（五月六日）前後を最も好時節とし芒種（六月七日）を最終期とす
高粱	同右
粟	同右　大豆、高粱、粟は之を三色糧と稱し何れも尙芒種頃迄播植し得るも以後は一般に收穫不可能とす但し閏年又は天候に依り氣節後れの際は相當の收穫を見ざるにあらず
玉蜀黍	同右
蕎麥	芒種後播種をなす
麻子	同右
小豆及綠豆	同右

播種の方法　播種に先だち前年秋季掘開せる荒地は春季解氷と共に再び牛、馬、騾何れも二頭（驢は三頭）を附したる小犂杖（犂杖に小形鏵子を裝置せるものにして專ら耕耘に用ふ）を用ひて耕耡すべし然るのち牛馬一頭曳の壞耙（我國の耙壚

に同じ)を使用して土壤の整理をなし斯くして耕地の下拵へを終る。

右耕地の下拵へ終れば茲に始めて普通の耕法を施すべし卽ち播種には再び牛(馬或は騾)二頭をして小犁杖を引かしめ扶犁杖的(犁を執る者)は之を把持し壠臺を鋤き返しつゝ進み點種的(播種する者)は其後方に續行しつゝ右手に棒を持し左手に點葫蘆(瓢製の種入器)を叩き壠頭に種子を散布す次で拉溌束的(溌束と稱する長さ三尺餘の材木を拉く者馬一頭に溌束を拉かしめ種子を壠土にて覆ひ更に鷄蛋滾子と稱する鷄卵形のローラーを曳き壠頭を圍む斯の如くして一行の通過を終れば此に一壠の播種を完結するものにて一日の播種率は平均二天地なり各種穀類の一頃地(我六町二十六歩)の播種量大約左の如し(一石は我一石九斗に當る。

種類	一頃地ニ對スル播種量	種類	一頃地ニ對スル播種量
高粱	四斗	蕎麥	六斗半
粟	四斗	大麻	五斗
穈子	三斗半乃至四斗	芝麻	三斗
玉蜀黍	五斗	小麥	一石
大豆	一石	小豆	六斗

作物と降雨 作物の豐穰なれば春播、夏耘拮据經營して人力の全きを盡す結果によるも又一方には五風十雨天候宜しきに適せざれば能はざるは明かなり、されば參考として左に一農主の言に據る良好なる收穫年度に於ける降雨の狀態を示さん。

陰曆	三月	播種後降雨
同	四月	一日及十五六日頃大雨
同	五月	初六日頃大雨來り十二、十三日及廿二、廿三日頃雨三日引續きて降雨
同	六月	三日又は五日隔てて降雨
同	七月	初七日、十五六日及二十七八日頃降雨
同	八月	降雨を要せず

收穫時期及收穫方法 收穫時期は早きは麥類の陰曆六月上旬を初めとし作物の種類に依りて各々遲速あり其收穫の方法も亦一樣ならざれば因つて先づ高粱の收穫法を詳述し然る後麥、糜子、粟等の順序に之を述ぶべし。

高粱の刈取 高粱の收穫期は秋分(陰曆八月十六日)前後にして刈取には先づ鎌刀を以て根株より約三寸を殘留して高粱稈剪取し約三十株を一括とし二十

括を一重ねとして所在に堆積し寒露(陰曆九月一日)に至る迄約半個月間を現地に之を晒す、寒露に至れば穗を切り採りて馬叉は牛四頭曳きの大車(一車の積載量は約七石なり)に積載し自家の庭園に設けられたる打穀場に運搬し順序よく堆積して以て天候を伺ふ。

打穀　打穀は木叉(木製二ツ股木)を用ひて雜稈を除き穗を庭內に敷廣げ日光に晒す、然る後馬叉は驢馬をして碾子(長サ二尺直徑七寸の石製の「ローラア」)を挽曳せしめ幾回となく穗上を回轉し全く穀粒の穗より離脫するを待ち木叉を以て穗殼と穀粒とを選り分け再び碾子を廻轉し更に木叉を以て穗殼を選り分けて場外に移し斯くして選り殘りたる穀粒は之を四邊に堆積して軟風の日を俟つ、やがて軟風あらば木鍁(木製の「スコップ」に類せるもの)を以て穀粒を軟風に抗して高く空中に掬ひ上げ風力の利用に由りて土塵を除去すべし、斯の如く幾回も繰返して之を精選し打穀を完るものとす。

即ち叙上せる所にて收穫法を稍詳述せしを以て次ぎには麥糜子、粟等の收穫法に就き之と相違する所を述べん、小麥の收穫期は小暑陰曆五月二十六日)前後にし

て其收穫法の他の穀物と異なる點は稈を刈取らずに根掘殺取するにあり、是れ其收穫後の畑地を一部は二毛作として再び之を耕し蕎麥、白菜等の播植を行ふを以てなり(蕎麥は初伏白菜は中伏の頃を選ぶ)蒐集めたる小麥は之を院内に運搬し穗を剪切して一日間之を日光に晒し後打穀場に舖敷して前述高粱同樣の方法を以て打穀す。

小麥に次で收穫するは糜子(稷)にして其時期は處暑(陰曆七月十四日)前後とす之も亦株を殘留して苅取現地の畑にて約二日間日光に晒し然る後院子に運び穗を切り落して打穀す、右に次ぐ收穫は粟にして白露(陰曆八月一日)の頃とす、粟は之を苅り取て約一週間現地に晒し打穀場に運び再び乾燥をなすこと十日にして前同樣の作業に由つて脫穀す。

秋分に至りて前述の高粱及豆を收穫し寒露に至りて又蕎麥の收穫あれども此等の收穫法は大同小異なれば之を略す。

右の如くにして收穫されたる穀物は之を地主及把頭等立會の上名目、數量等を詳細に檢算し遺漏なきを努め計算完らば地主及把頭は双方の分配額に依りて各

々穀物の配當を受け各自糧食倉庫内に種類別に夾壁を設くるか或は土圃子に又は地中に穿ちたる窖中に之を貯納し斯くて一年の農事は漸く休養の期に入るなり。

尙次ぎに當地に於ける大正元年以降四個年間の一天地(我六反餘)の收穫量大約左の如し(一石は我一石九斗とす)

年度		大正元年度	同二年度	同三年度	同四年度
高粱	上地	八石	四石	三石	九石
	中地	六石	三石	一石	七石
	下地	三石	一石	六斗	五石
粟	上地	八石	四石	二石	五石
	中地	六石	三石	一石	七石
	下地	三石	一石	五斗	四石
包米	上地	五石	三石	一石半	六石
	中地	四石	二石	八斗	四石
	下地	三石	八斗	四斗	三石
糜子	上地	八石	四石	二石	九石
	中地	六石	三石	一石	七石

	下地	三石	一石	五斗	四石
蕎麥	上地	四石	三石	一石	六石
	中地	三石	一石	四斗	四石
	下地	二石	八斗	一斗	二石

尙次ぎに當地方收穫高を他地方に比較せんとするも未だ大正四年度に於ける他地方の統計を見ざるのみならず大正三年の凶作を以て例年の標準となすに足らざれば大正二、三兩年に於ける一天地收穫高平均を以て同年度の他地方產額に比較し併せて東蒙に於ける大約の收穫柄を知らんとす（右日本桝左支那桝）單位石

▲洮南地方

高粱	粟	糜子	玉蜀黍	蕎麥
九—一〇、八	七—九	九	九—一一、〇八	九
五—六	四—五	五	五—六	五

▲白音打拉地方

七、六—一一、四	七、六—九、五	五、七—九、五	五、七—七、六	三、八—七、八
四—六	四—五	三—五	三—四	二—四

▲小庫倫地方

四、八—八	四、八—八、四	三、二—四、八	三、二—四、八	三、二—四、八

三―五	三―四	二―三	二―三	二―三
▲開魯地方				
七、六―一、一四	七、六―二、四	五、七―九、五	五、七―七、六	三、八―七、八
四―六	四―六	三―六	三―四	二―四

備考　各地方其の斗量を異にし洮南桝一石は我が一石八斗白音打拉及開魯桝一石は我が一石九斗小庫倫桝一石は我一石六斗に相當す

卽ち別表に於ける農作柄に依りて按ずれば西遼河々孟及洮兒河々孟に屬する地は從來開放の地中に在りて最も肥沃なる農業適地と認むるを得べし而して試みに本邦と其作柄を比較せんがため開魯地方大正四年度作一天地を我六反に九石を我十七石一斗に換算すれば我一反歩作柄三石弱を得べく是と同じく一毛作なる我東北地方にて一反歩四石乃至五石の收穫あるに比すれば輕輊を免れざる所なりと雖も地價と勞銀との低廉にして且つ十年間施肥を要せざるの點は此短所を補ふて尙餘りありと云ふべし。

叙上せる所により收穫法の一般を悉したりと雖も其穀物の種別及精製法に就ては未だ解說せざる所なれば玆に附說すべし。

高粱　高粱は本名蜀黍にして又紅粮と稱し世上高粮高糧或は略して料に記す。

當地方に栽培せらるゝ高粱は之を榜子高粱、蛇眼高粱及白高粱の三種とし其他土人が黄羅山高粱と稱するものあり、其形狀及栽培率左の如し。

種類	形狀 粒形	形狀 內實	形狀 殼皮	栽培歩合
黄羅傘高粱	圓形	黄赤色	黄色	五〇
榜子高粱	圓形	黄赤色	黄紅黑ノ三種アリ	二〇
蛇眼高粱	稍々長大扁平	稍々白黄色	黑色	二〇
白高粱	榜子ニ類似	糯米色	黄色	一〇

備考　黄羅傘高粱(炊爨用トナス)榜子高粱(炊爨用トナシ燒酒ノ主要原料タリ)蛇眼高粱(炊爨用燒酒原料)白高粱(炊爨用ニ最モ適當ナリ)

高粱は更に之を精碓して食料となす一日の精碓率は上等高粱は約三、四石の米を出し下等なるは一石に過ぎず精米せるものを高粱米或は紅米と稱す。

其の磨り減の割合は高粱の品質如何により相違する所あり卽ち左の如し。

種類	等別	割減
黄羅傘高粱	中等品	三割減
榜子高粱	上等品	一、五割減
蛇眼高粱	中等品	二割減
白高粱	……	二割減

穀子　穀子は我國の粟にして普通谷子或は苦子とも稱す、粳、糯の二種あり粳粟は單に穀子と稱し之を精せるものを小米又は小米子と云ひ糯は粘穀子と稱し之を精せるものを小黄米と云ふ。

穀子には黄穀子、白穀子の二種ありて當地方の栽培步合は黄穀子七、白穀子三の割合なり。

其精製には炕碓及凍碓の二法ありて炕碓は穀粒を炕上に舖敷して三日乃至五日間乾燥し然る後磨臼にかけたるものにして色澤は稍淡黑に變ずれども味はひ美にて炊爨に際して焚增量多きを見るべし凍碓は其手數を省略し直ちに磨臼にかけたるものにして色澤鮮やかなる黄色を呈するも味劣り焚增の量少し炕碓は主として夏季に於て穀粒の水分を吸收して濕氣を含み精碓の際缺損多きを豫防

せんが爲め之を行ふものにして其磨り減り量は品質に依り異なるも普通約五割減とす。

包米　包米は本名玉蜀黍と云ひ又玉米、玉黍とも稱す、黄包米、白包米の二種あれども白包米は栽培せらるゝもの尠し、黄包米は普通之を挽割り小豆、綠豆等を加へ粥として喫す之れ包米溠子と云ふ又之を磨きて粉となし糯として食す。粉は包米麪と稱し包米百斤より上等八十八斤下等七十五斤を得べし。

糜子　糜子は粟に似て粒形稍や大に、外皮は稍や白色を帶び時に紫色のものもあり、粳、糯の二種とし粳は散糜子或ひは單に糜子と稱し普通により秘子、迷子とも記す。

主として蒙古人の常食に供せられ彼等は之を殼を附せる儘鍋にて焙り然る後之を脱殼し少量の牛乳を混じ磚茶を注ぎて食し之を炒米と稱す支那人は粟と同じく乾飯又は粥飯となす外高粱の代用として燒酒の製造にも用ゆ、當地に於ける生糜子一斗よりは脫穀迷子約五升を得べしと云ふ。

五、農作物の種類

農作物の種類は其の數多きも主なるものを擧ぐれば普通作物としては高粱、谷子、黄豆(我が大豆)、莜麥(燕麥)、大麥、小麥、包米(一名棒子)糜子(黍)、莞豆(赤豌豆)、小豆、綠豆、粳子(陸稻)、稗子(稗)等にして特用作物は蘇子(紫蘇)、芝麻(胡麻)、線麻(大麻)、青麻、大麻(蓖麻)、菜子(蕓苔)、胡麻(亞麻)、瓜子兒等なり。其の他、園藝作物は東蒙古園藝の章に記したる如し。

今其等の農作物につき分布情態を記さんに莜麥、莞豆、蕎麥は多倫縣を中心として熱河、赤峰、經棚を結びたる線以西の地にして小麥、谷子は林西縣を中心とし經棚、赤峰、烏丹城、巴林を結びたる線以西の地方とす、其の內にて小麥產地として有名なるは林西縣なるが高粱、谷子、大豆等は開魯、白音他拉の沃野を中心とし巴林、烏丹城、赤峰、熱河以東の各地方とす。

六、亦峰の煙草と麻

葉煙草

赤峰の葉煙草は酒類に次ぐ重要産物にして一個年約四十萬斤と公稱するも實際は七、八十萬斤に達すべく約五割は赤峰附近に於て消費され、約四割は北方の諸市邑に約一割は錦州方面に輸出せらる而して一畝平均二百斤の收穫ありと言ふを以て各生産地に於ける産額及び面積を推定すれば大凡左の如くなるべし」

生産地	面積（畝）	産額（斤）	生産地	面積（畝）	産額（斤）
東南園子	二〇六、〇	四一、二〇〇	東園子	一七四、〇	一四、八〇〇
東九神廟	一三六、〇	二七、二〇〇	北山關廟	一三九、〇	二七、八〇〇
東園子	七一、五	一四、三〇〇	河北	一一五、五	二三、一〇〇
西燒鍋	九八、五	一九、七〇〇	五道溝	一四三、五	二八、七〇〇
西屯	五二五、〇	一〇五、〇〇〇	八里堡	四五一、五	八一、三〇〇
計	一、九六〇、五	三五五、三〇〇			

而して此の産額は農務會の徵稅より打算せるものにて赤峰の西方十五六支里以内の西屯及び東南園子最も盛なり。栽培法は春穀雨の節種子を下し五月頃前後間引きて畦に植附く肥料は人糞及び馬豚糞又は大麻子粕を施し毎畦肥料百三十四十文內外を要す白露の節切取り繩長二丈位に掛け乾燥せしむ、この際大葉と

本葉と天葉の區別をなさず毎半架（繩五十條を一架とす）約百七八十斤あり乾煙草は秋季二把春季三把を以て一斤とし毎把二十八九乃至二十一二葉あり而して取引は別に仲介業者なく直接に賣買され毎百斤に對する稅金は出產及銷場稅五角二分公賣費一元農務會費二百文なりとす。

麻

赤峰地方は大豆の產出多からざる故各種の麻を耕作して製油原料に供し且つ纖維を採取す赤峰に來集する麻は英金河流域なる初頭節、英河川、四分地等名產地として知られ園場地方產麻も又茲に來集するを以て彼是百萬斤內外なるべし此の地方の土質は頗る麻に適するものゝ如く又蒙古奥地の大平原には野生麻を見ることありといふ現在蒙古人支那人等は纖維及び麻子採取の長六七尺に及ぶ種類は青麻線麻の二にして品質稍吉林產に劣るも產額甚だ大なるを以て改良を施すに於ては將來有名なる一大農產地たるに至るべきか初頭節麻は園場麻に比し纖維强靭にして白色品質優良なるを以て錦州、天津方面に輸出さるゝこと多し尙

當地方の麻油は大麻子、小麻子、比麻子、亞麻子、芝麻子等より採取するものにして滿洲大豆油山東落花生油と並び稱せられ海外に於ける需要盛なり現に天津よりは麻子のまゝ英國及び南支方面に輸出さる且近年當地方に於ける石油需要の増加は直接麻子の輸出量を多からしむべく赤峰出廻麻子量は二萬石餘に上れりといふ。

七、作付歩合

農作物の作付歩合を山岳地帶、高原地帶、平原地帶に區別すれば左の如し。

（イ）山岳地帶（莜麥、莞豆、蕎麥區）

地名	莜麥	莞豆	蕎麥	小麥	胡麻	粟子	土豆子其他
張家口附近什巴爾臺	三〇%	二〇%	三%	一五%	一五%	一五%	二%
多倫附近高木兎梁	三〇	二〇	一〇	三〇	—	五	五
經棚附近沙嶺河	四〇	一五	一五	二五	—	—	五
赤峰西北廣慶源	四〇	一〇	一〇	三〇	—	—	一〇

（ロ）高原地帶（小麥、穀子區）

地名	小麥	穀子	莜麥	莞豆	糜子	蕎麥其他
經棚附近	三〇%	三〇%	二〇%	一〇%	五%	五%
林西附近	二五	三〇	二〇	一〇	一〇	五
烏丹城附近	三〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇

（八）平原地帶（高粱、糜子、大豆區）

地名	高粱	穀子	大豆	大麥小麥	苞米	糜子	小豆綠豆	其他
赤峰附近	二五%	二五%	一〇%	三〇%	五%	五%	五%	五%
開魯附近	三〇	三〇	一〇	—	五	一〇	一〇	二五
鄭家屯附近	三〇	三〇	一五	五	五	五	一〇	三〇
洮南附近	一〇	一〇	三〇	三〇	五	五	一〇	二五

八、農作物總產額

地名／種類	粳米	大麥燕麥	小麥	大豆莞豆	小豆綠豆	高粱	穀子	糜子	包米	稗子	蕎麥	計
	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
杜爾伯特旗	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
郭爾羅斯後旗 郭爾維斯前旗	—	—	—	五、五〇〇	—	—	五、〇〇〇	七、七〇〇	—	—	—	一八、二〇〇

札賚特旗	—	—	—	—	—	—	二、七五〇	五、五〇〇	—	—	—	八、二五〇
蘇鄂公旗	—	—	—	—	—	—	二、二〇〇	一、一〇〇	—	—	—	三、三〇〇
札薩克圖旗	—	—	—	—	—	—	五、五〇〇	二、二〇〇	—	—	—	七、〇〇〇
達爾罕旗	—	—	—	二、〇〇〇	—	一五、〇〇〇	五、五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	三四、五〇〇
圖什業圖旗	—	—	—	—	—	—	二、二〇〇	二、〇〇〇	—	八〇〇	五〇〇	五、五〇〇
博王旗	—	—	—	—	—	五、五〇〇	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	二、〇〇〇	一、七五〇	三〇、二五〇
賓圖旗	—	—	—	—	—	六、〇〇〇	一三、〇〇〇	三、六〇〇	—	九〇〇	二、一〇〇	二五、六〇〇
喇嘛旗	—	大 二七〇	二七〇	—	四五〇	二、二〇〇	七、二〇〇	六、三〇〇	—	—	九〇〇	一七、五九〇
翁牛特左右兩翼旗	九〇〇	大 二九、七〇〇	一二三、五〇〇	三五、二〇〇	六、七五〇	一九四、七五〇	二六二、〇〇〇	一七、一〇〇	—	二、二五〇	二七、〇〇〇	六八九、一五〇
阿爾科爾沁旗	—	—	—	—	一、三五〇	三、三〇〇	三七、〇〇〇	三六、〇〇〇	一、二〇〇	九〇〇	一八、〇〇〇	九七、七五〇
敖漢旗	—	大 四、〇三〇	三二、〇〇〇	八二、〇〇〇	一、八〇〇	一、一〇〇	二六〇、〇〇〇	九、六〇〇	八〇〇	九〇〇	一、三五〇	三九二、五七〇
札魯特東西兩旗	—	—	—	一、〇〇〇	四五〇	一、七五〇	四、五〇〇	五、〇〇〇	九〇〇	四五〇	二、七〇〇	一六、七五〇
喀爾喀左翼旗	—	燕 七、七〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	—	二、七五〇	一、三五〇	一、八〇〇	八〇〇	四五〇	一、三五〇	二五、二〇〇
奈曼旗	六〇〇	—	五、〇〇〇	二、〇〇〇	四五〇	五五〇	三二、二五〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、三五〇	一、八〇〇	四七、八〇〇
克什克騰旗	—	燕 五五、〇〇〇	五二・〇〇〇	五四、〇〇〇	二、七〇〇	—	四五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	四、五〇〇	一八、〇〇〇	二五一、二〇〇
巴林旗	—	燕 二四、〇〇〇	一三五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、三〇〇	一五、〇〇〇	一〇〇、二〇〇	四五、〇〇〇	—	四、五〇〇	四五、〇〇〇	三八六、〇〇〇
蘇尼特左右兩翼旗	—	燕 三、〇〇〇	—	—	—	—	一、三五〇	一、八〇〇	—	—	—	六、一五〇
察哈爾左右四旗	—	燕 一三五、〇〇〇	一九、〇〇〇	一八、〇〇〇	三三、三〇〇	七〇、〇〇〇	二〇二、〇〇〇	九、〇〇〇	—	二、六一〇	一八、〇〇〇	五〇六、九一〇
喀喇沁左中右翼旗	四〇〇	大 一九、〇〇〇	二六、〇〇〇	二八六、六〇〇	四五、〇〇〇	三六八、〇〇〇	二六五、〇〇〇	九、〇〇〇	—	四、五〇〇	二一、〇〇〇	一、〇四四、四〇〇
土默特左右翼旗	五〇〇	大 二、七五〇	一六、三〇〇	八七、一〇〇	七六、五〇〇	二八二、八〇〇	三〇三、一〇〇	二三、〇〇〇	五、〇〇〇	—	七、〇〇〇	八〇三、九五〇
合計	二、四〇〇	二八〇、四四〇	四〇七、〇七〇	五八三、三〇〇	一七六、〇五〇	九六八、七〇〇	一、五六八、〇〇〇	二一九、二〇〇	一三、五〇〇	二九、六一〇	一七〇、四五〇	四、四一八、七七〇

九、農業に關する施設

農林會及農事試驗場　公立園場農林會は光緒三十二年の創立にかゝり我農會と均しく農事の改良發達を目的とするものなるも目下は殆んど有名無實とするに至れり農林會の一事業として農事試驗の施設あるも實は花卉を栽培せるのみにして何等農業上の成績見る可きものなし其他植樹も行ひ居れるが該事業は稍稍見る可きものあり。

園場木植放墾總局　園場の地は元翁牛特、敖漢、喀喇沁の蒙古王侯が清朝皇室に御料地として獻納したる土地にして同地を開放して移民拓殖事業を行はんが爲に政府は木植放墾總局を置きて事務を取扱はしむるに至れり貸付地の總面積は五千五百頃(三萬三千町歩)にして之を上々、上、中、下、下々の五等に分ち左の如き價格にて拂下げあり。

等級	地位	收穫量	一頃の價格
上々	平にして水近き所	一頃に付三五石	四〇〇兩
上	片平地にして水近き所	同　三〇石	三〇〇兩

中	半山半平地	同	二五石	二〇〇兩
下	山にして平地なき所	同	二〇石	一八〇兩
下々	山地	同	一五石	一二〇兩

赤峰附近の水地　一種の水利組合にして灌漑水を畑地に供給するを以て目的とす水地には一人の渠頭と稱するものあり水地の管理、修築等に關する諸般の事務を司り水地加入者中の有力者之に當る水地加入者は水地に關する修築其他の費用として一頃に付年三十吊(一吊は五十個銅子兒)を渠頭に納むるものとす。

今水地と乾地(普通の畑地)とに就き其收穫量及地價を比較對照せば左の如し。

	收量(一晌) 高粱	穀子	線麻	地價 上地	下地
水地	七石	六石	千斤	五百吊	四百吊
乾地	四石(上地)	三石	栽培不能	二百八十吊	百吊

天王敎農場　は東蒙古農業の施設上最も見るべきものにして白耳義人の經營に掛る天主敎會の事業として學校及孤兒院を各地に設立するのみならず農場を設置して支那人敎徒の殖民事業を行ひつゝあり。

農場事業は今を距る約七年前巴林王が旗内の一部を開放(林西附近)せし際天主教會は林西の西方十五支里の地點に有る大營子及び北方百五十支里の地點にあるホプトに於て各二百頃(我千二百町歩)即ち計二千四百町歩の未墾地拂下を受け此處に教會堂を設けて赤峰以南の地方に於ける貧困なる信者を招徠し一戸に對し一頃半乃至二頃の土地、家屋、役畜及農具を貸與して移民せしめつゝあり其の現在移住民者の戸口は大營子に於て戸數百二十戸人口千八百人ホプトに於て戸數八十戸人口一千人に達せり。

此等天主教殖民地が他と異なる點は農民の智識が他に比して比較的進歩せる上宣父が農業に對し人造肥料の施與、耕作法の改良、植樹其の他の副業等諸種の指導奬勵を與ふるにより作物の收穫量は一般に他に比して多く、加之小作料甚だ低廉なるを以つて農民の生計に稍々餘裕ありて幸福なる生活を營みつゝあり。

十、既耕地の賣買價格と拂下價格

A　既耕地一晌賣買價格

地方名	上地	中地	下地
安達縣	八〇兩	五〇兩	三〇兩
肇州縣	九〇兩	五〇兩	四〇兩
長春縣	一二〇兩	六五兩	四五兩
大賚縣	四〇兩	二〇兩	五兩
安廣縣	二〇兩	八兩	三兩
洮安縣	二五元	一五元	五元
洮南縣	三〇元	一四元	七元
突泉縣	二四元	一二元	五元
開通縣	一五元	八元	三元
懷德縣	二〇〇元	一三〇元	八〇元
梨樹縣	一三〇元	九〇元	六〇元
開魯縣	二五元	一二元	五元
遼源縣	一五〇元	一〇〇元	七〇元
白音他拉附近	一三五元	九〇元	五〇元
昌圖縣	一二〇元	六〇元	四〇元
康平縣	二八〇元	一八〇元	一三〇元
彰武縣	八〇元	三五元	一五元

赤峰縣	七五兩	四五兩	三〇兩
林西縣	二二兩	一〇兩	五兩
圍場縣	五〇兩	四〇兩	三〇兩
多倫縣	三五兩	二五兩	一〇兩
經棚附近	六〇兩	四〇兩	二〇兩

備考　一兩は我約一圓二三十錢、一元は我約八十錢に相當す。

B　荒地一晌拂下價格

地方名	上地	中地	下地
安達縣	五兩一錢	四兩二錢	一兩四錢
農安縣	二兩二錢	一兩八錢	一兩四錢
長嶺縣	二兩二錢	一兩八錢	一兩四錢
大賚縣	五兩一錢	四兩一錢	一兩四錢
安廣縣	四兩四錢	二兩四錢	一兩四錢
鎮東縣	四兩四錢	二兩四錢	一兩四錢
突泉縣	四兩四錢	二兩四錢	一兩四錢
開通縣	四兩四錢	二兩四錢	一兩四錢
洮安縣	四兩四錢	二兩四錢	一兩四錢
洮南縣	四兩四錢	二兩四錢	一兩四錢

遼源縣	六兩六錢	四兩四錢	二兩二錢
卓里克圖王地(白音他拉附近)	六兩六錢	四兩四錢	二兩二錢
綏東縣	六兩六錢	五　兩	三兩以下
建平縣	八　兩	六兩五錢	五兩五錢
建昌縣	八　兩	六兩五錢	五兩五錢
阜新縣	六　兩	四兩五錢	二兩五錢
林西縣	七　兩	五　兩	三　兩
開魯縣	四　兩	二　兩	一　兩
經棚附近	五　兩	四　兩	一　兩

備考　一兩は我約一圓二三十錢にして、一錢は一兩の十分一とす。

十一、農家の收支經濟

赤峰以西及以南の地方は開墾後年久しきを以て從て土地は比較的細分され一戸の經營面積大農は十頃(百晌)中農は六頃(六十晌)小農は一頃內外を普通とす而も此の地方は地味氣候共に不良なる所多きを以て收入少なく農家は副業收入によりて漸く生計を維持するもの多し之に反し開魯以東及以北の平原地方に於ける

新開地の農家には大農に屬するもの多く一戶の經營面積は大農にて五十方(二千五百五十晌)中農にて十方地(四百五十晌)小農にて一方地(四十五晌)內外のものを普通とす、次に各地方に於ける農家の收支經濟を擧ぐれば左の如し。

(一)　山岳高原地方に於ける中級自作農の收支

調査個所　多倫縣下高木兎梁
經營面積　六頃(六十晌　我三十六町歩)
家族　十二人(老人二人、婦人二人、小供六人、男壯士二人にて勞働に從事す)
使用人　月傭苦方　八人

固定資本

土地　六頃　一晌　一〇兩	六〇〇・〇〇兩
家屋七間房子外に倉庫及苦力小屋(一間房子二五兩、倉庫三〇兩、小屋三〇兩)	二三五・〇〇
井戶一個(井戶掘費一五兩、井戶側費六五兩、汲水具費一四兩)	一〇〇・〇〇
家具　炊事具共	八〇・〇〇
農具(犂丈六(單價一兩二〇)磙子六(單價銀五錢)耙撈六(單價銀五錢)牛馬具二〇(單價銀三錢)雜農具三〇(單價平均銀二錢)石磨二(單價一〇兩)磙子二(單價三兩))	五五・二〇
役畜牛一二頭(單價三〇兩)馬六頭(單價二五兩)	五一〇・〇〇
合計	一、五八〇・二〇

經費支出

家族生計費	大人六人、一人に付年二〇兩、小人五人、一人に付年一〇兩	一八〇・〇〇兩
苦力給料及食料	(一個月一人給料一兩五、四個月分)(一個月一人食費一兩五、四個月分)八人に付	九六・〇〇
役畜飼料費	一頭に付月平均二兩一二頭分	二八八・〇〇
公課	一頭に付二兩(六頭の三分の二卽四頭に付)	八・〇〇
種子代	小麥五斗(單價一石七兩)莜麥五斗(單價四兩)莞豆一石六斗(單價五兩)	一三・五〇
家屋、井戸、家具、農具、役畜	修繕補充費約一割	九八・〇〇
合計		六八三・五〇

収　入

莜麥	一六晌、一晌收穫三石(單價四兩)	一九二・〇〇兩
小麥	一六晌、一晌收穫三石(單價七兩)	三三六・〇〇
莞豆	八晌、一晌收穫四石(單價五兩)	一六〇・〇〇
犢牛	一個年に賣却するもの二頭(單價二〇兩)	四〇・〇〇
仔馬	一個年に賣却するもの一頭(單價二〇兩)	二〇・〇〇
合計		七四八・〇〇
差引純益		六四・五〇
固定及經營資本に對する利廻り		二步八厘強

(二)　平原地帶に於ける中級自作農の收支

調　査　個　所　　卓哩克圖王旗下白音他拉

經營面積	十方地（四百五十晌我約二百七十町步）	
農業從事員	頭斑頭一、二斑頭二、小作農夫四〇、炊事係二、馬夫三	四十八人
固定資本		
土地十方地	一方地二、二五〇元	二二、五〇〇.〇〇元
家屋	二〇間房子、一間房子四〇元	八〇〇.〇〇
土墻	一四〇丈、一丈一元五角	二一〇.〇〇
井戸	一個一〇〇元	一〇〇.〇〇
倉庫	土囤子（土藏）五、一個年二十五元、穴子（穴藏）三、一個年十五元	三二〇.〇〇
馬繋場設備	馬繋木、馬槽、飲水場	一五〇.〇〇
家具炊事具	一切	一七四.〇〇
農具及運搬具	一切	一、四七九.〇〇
役畜	耕馬四〇頭、一頭五〇元	二、〇〇〇.〇〇
合計		二七、七三三.〇〇

經費支出

給料	頭斑頭一個月三〇元七個月分二一〇元、二斑頭二人、一人一個月一五元七個月分二一〇元、炊事係二人一人一個月八元七個月分一一二元、馬夫三人一人一個月八元十二個月分二八八元	八二〇.〇〇
食費	頭斑頭、二斑頭、炊事係、五人、一人一個月三元、七個月分、馬夫三人、一人一個月三元、十二個月分	二二三.〇〇
小作人前貸食費	小作人四〇人、一人一個月三元七個月分	八四〇.〇〇

役畜飼料費	耕馬四〇、一頭一個月九元、十二個月分	四、三二〇・〇〇
種子代	高粱百五十晌一晌一五升 七石五斗(石九元) 大豆百五十晌一晌二斗 三〇石(石一五元) 谷子百五十晌一晌三升 四石五斗(石八元)	五五三・五〇
建築物、家具農具、役畜等修繕補充費	一割五分と見て	七八・四九五
從事員旅費及雜費	小作人雇入旅費、馬匹購入旅費及雜品費	一、〇〇〇・〇〇
合計		八、五四一・四五

収入

高粱	一五〇晌、一晌七石、一石九元(九、四五〇元の一半)	四、七二五・〇〇
黄豆	一五〇晌、一晌五石、一石一三元(九、七五〇元の一半)	四、八七五・〇〇
穀子	一五〇晌、一晌五石、一石八元(六、〇〇〇元の一半)	三、〇〇〇・〇〇
穀草(粟稈)	一五〇晌、一晌二、〇〇〇斤、百斤二角(六〇〇元の一半)	三〇〇・〇〇
小作人前貸食費		八四〇・〇〇
前貸食費利子月二分、七箇月分		一一七・六〇
合計		一三、八七五・六〇
差引純益		五、三三四・一五
固定資本に對する利廻		一割九歩强

備考

一、本計算には建物、農具、役畜の償却金を算入せず。

二、新開放地なるを以て、公課及肥料代を算入せず四五年後肥料を施すものとせば、一晌約二元五角を要するを以て、肥料代一、一二五元を要す。從つて純益は四、二〇九元、一一五に減じ、利廻は約一割五となる。

第三章　滿蒙の園藝

一、滿洲に於ける園藝

滿洲に於ける果實の需要は其の額少なからずして年々の輸入果實は四五十萬兩に達す、飜つて滿洲に於ける園藝を見るに頗る有望なるものあり、熊岳城附近の如きは古來梨及び葡萄の栽培行はれ、近來邦人の旅順、大連、金州等に於て果樹園を經營するもの漸次其の數を增加し、何れも相當の利益を收めつゝ將來益〻發展の傾向を示す。

在來の果樹　滿洲在來の果樹は梨、苹果、海棠類クラブ、林檎、葡萄、桃、李、櫻桃、柿、棗、柘榴、山楂等にして其の種類少なからざれども其の品種に至りては頗る單純なり、左れど梨は支那に於ける重要果樹の一なるを以つて栽植本數頗る多く、其の品

種も亦比較的少なからざるなり、今其等の在來種につき少しく說明を試むれば左の如し。

(一)梨● 其の品種少なからざる中に優良なるもの數種あり、果實の性質より之れを區別すれば二となすことを得、卽ち其の一は謂ゆる Sand Pear にして日本梨の其れの如く肉質粗硬にして砂粒多く比較的永く貯藏するも變質せざるものにして鴨梨、紅梨と稱するもの是れなり、他は尖把、鴨廣梨と稱するものにして其の肉質溶解性となり舌頭にて溶くるものなり、要するに其の品種少なからざれど優良なるものは鴨梨、萊陽梨、紅梨、北京白梨、秋白梨、蜜梨、香水梨、波梨、鴨廣梨等とす。

(二)苹果● 苹果及びクラブ、林檎は其の形質獨特にして其の品種單純なれども產額頗る多量なり、此等のものの中にて白苹果又は中國苹果と稱するものは其の品種優良にして在來種中の白眉たり、此果實は外觀美にして果肉白色海綿の如く漿液少なく甘味ありて酸味に乏しきを以つて、支那人の嗜好に適す。又、クラブ、林檎に屬する栽培品種は其の數頗る多く、此種に屬するものは樹性概ね直立し恰も草箒を逆立になしたるが如き形態をなせり、苹果の品種は苹果には中國苹果、白苹果

等にして、クラブ、林檎には花紅、沙果子、海棠、打扇紅、檳子、白賓子等とす。

(三)葡萄　在來種の葡萄は其の品種總て優良にして何れも支那の原産にあらずして歐洲種と同じく中央亞細亞地方より輸入されたるものなりといふ、此等の葡萄は一般に大穗にして美麗なり、顆實は白色、紫色、帶紫紅色等種々あり、無核葡萄を除き他は總て大形にして果肉と果皮の分離宜しからざれども果肉と核との分離頗る容易なり、酸味澁味少なく多量の糖分を藏し多く之れを食するも口中を害する憂なく、且つ久しく貯藏に堪へ翌年二三月頃まで完全に保存し得るなり、又、一般に果皮厚きを以つて能く運送に耐ゆるものとす。其の栽培の範圍は鐵嶺を以つて其の北限とするものの如く、栽培法は一般に棚造り方法なれど、冬期溫度著しく低下し普通の狀態にては到底枯死を免れざるを以つて、防寒のため葡萄の枝條を束縛し之れを偃臥埋藏す、其の品種は龍眼(場所によりては虎眼若しくは猫眼とも稱す)、紅雞心、牛奶、玫瑰香(歐洲種にして古くより栽培せるものなり)、紫葡萄、紫電霜、黑牛奶、晚黃土、水晶葡萄、無核葡萄(又は西藏葡萄と稱す)。

(四)桃、李、杏、櫻桃　支那は桃の原產地たるを以つて優良種に乏しからず、其の他亦

優良なるものあり。

（五）柿　柿の品種は其の數僅少なり、元來柿は溫帶の中南部に適せる果樹なれば滿洲の如き冬期溫度頗る低下せる地方にては適地といふべからざるなり。

（六）棗　棗は其の種類極めて多く各種類により其の果實の形狀、色澤、大小、品質等を異にせり、棗は支那に於ては重要果樹の一なり、樹性强健にして各種の土地に能く生育し、主として住宅の附近又は園圃の周圍等に栽植され、又、往々果樹園として栽植されつつあり、果實の用途は生食、乾果、蜜餞、砂糖、燻製等にして夫々其の用途を異にす、重もなる品種は牙棗、蜜棗、無核棗、素心棗、合絲棗等とす。

（七）柘榴　果皮及び果實の紅色なるものあり、果皮のみ紅色にして果實の白色なるものあり、又、果皮及び果實共に白色なるものあり、柘榴は支那人に珍重さるる果物の一にして主として觀賞植物として庭園に栽植され、兼ねて其の果實は食用に供せらる。

（八）山楂　此果樹の特徵として寒氣及び乾燥に耐へ瘠地にも能く生育し得るが故に中北滿洲の如き一般に溫帶果樹の生育に不適當の所にも克く成長結實す、山

樝は其の品種頗る多くして數十百種に上るべくも優良なる品種は多からざるなり、果實の用途は生食用、菓子用、乾果等とす、支那人は大なる果實を結ぶを大山樝と稱し、小形のものを小山樝と稱す。

改良方法　支那人の果樹栽培は甚だ幼稚にして一地方に實生的に繁植せるものは之れを他に移植するの術拙劣にして其の儘に幾十百年定植するものあり、又、品種によりては特別の地方にのみ能く其の本能を發揮せるも他の地方には全く然らざるものあり、之れを要するに接木に關する研究幼稚にして砧木により氣候、風土等謂ゆる天然の支配を多少人爲的に救濟し得る方法あるに拘らず、何等の措置をなさざるがため果樹の分布をして今日の如く極限せしむるに至りしなり、又、支那人は葡萄以外は決して剪定を行はざるなり、更らに又支那人は病蟲害に對する防除のことに就ては何等の思慮を廻らさざるものの如し、左れど果樹の性質原始的にして、病蟲害に對する抵抗力の强大なるもののあるがため、其の樹勢旺盛にして能く繁盛を持續し得るなり。要するに滿洲在來の果樹に對しては品種其の他に就て改良すべきもの多々ありて存す。

滿洲適種の果樹　南滿洲に於ける果樹の品種としては左の如きものを栽植せば蓋し過ち寡からんも、關東州內は氣候比較的溫和なるを以つて日本內地の東北及び北海道地方に適せる果樹類を栽培するを宜しとす、關東州外なる熊岳城附近に至りては多く耐寒性を具備する品種を撰擇せざるべからざるなり、卽ち左の如し

苹果、洋梨、和梨(早生赤、眞中、長十郎、幸藏、赤穗、泰平、二十世紀、太白)、葡萄(米國種及び歐洲、支那種にては龍眼、紅雞心、紫電霜、牛奶、西藏無核等)、桃(洋種、支那種は上海、天津、深州桃、五月紅、六月鮮、秋桃、毛桃、蟠桃、奎桃にして日本種は金桃、土用水蜜、離核)、李(洋種、日本種は稍々溫暖なる地方に適するを以つて栽培困難ならん)、杏(洋種、滿洲地方に存在する野生的の在來種中より優良なるものを選出し之れを繁殖するも可ならん)、櫻桃(洋種、支那在來種二三種あり)、柿(關東州以外は其の栽培困難なるべし、若し之れを試培せんとすれば支那在來種にては平柿(大磨盤柿子)、日本種にては平核無、會津身不知の如きもの可ならん)、栗(平壤栗卽ち咸重栗、三登栗を含む)。

其の他、山楂、榛、胡桃等あれども之れを略せり、尚ほ熊岳城北にては縱ひ溫帶の果

樹を栽植するも到底好結果を得ることは六ヶ敷かるべくも、在來種の葡萄の如く冬期間土中に其の枝幹を埋沒し、特別に寒氣を保護し得る方法を講ぜるものは別問題なり。

果樹の病蟲害

關東都督府農事試驗場に於て調査研究したる果樹の病蟲害は左の如し。

(一)葡萄　葡萄の嫩梢葉及び果實に發生する黑黴病あり、曇雨の日多き年は其の被害特に甚だし、ボルトー合劑を數回撒布して豫防したるも九月に入り降雨多くこれが豫防驅除を完全にする能はざりき。次に莖葉果實に發生する白黴病あり、七月中旬より各種の果實に發生せしも被害多からず、豫防驅除法として發病の部分に硫黄花を三四回撒布して驅除するを得たり。次に葡萄の成熟期に達すればカトーバの如き一種の臭氣を有するものにありては其の害甚だし。次に金龜子と果實に群集し來り果液を吸收し嚢を附著する等の被害を及ぼすこと多し、特に稱する成蟲は體長七分內外、體色黑褐色にして黃灰色を呈する電光形の細長き斑紋を有し、五月頃より圃場に出でて果實を喰害す、特に葡萄の顆に群集して顆肉を

食ひ、種子と果皮のみを殘して其の害甚だし。次ぎにヒロキセラは葡萄の根に附著して被害を及ぼす害蟲なり、其の甚だしきものは之れを掘起して驅除法を施したり。

(二)梨　五月下旬バートレット、キーフアーの幹及び枝に腐爛病發生せしを以つて被害部を鋭利なる小刀にて削り取り其の跡にコールタールを塗布して豫防したり。次に褐斑病は梨の葉上に五月頃に至りて褐色の小斑點を生じ病斑部は漸次擴大して直徑二分乃至三分の稍々圓形をなせる斑點となる、一葉に二三個より四十個の多きに及ぶ時は二三個連なりて稍々大なる斑點となり、又、十數個連結して葉緣部一帶を犯すに至る、驅除法としては三回ボルドー液を撒布したるにより大部分驅除するを得たり。次に梨の果蠹蟲あり年二回發生し、第一回の幼蟲は五月中下旬出でて花梗又は果に喰入り果肉を蝕害す、六月下旬乃至七月上旬頃老熟し、被害果の中にて踊化し、七月上旬頃に至りて第二回の蛾發生し再び産卵し、幼蟲は第一回の如く再び加害す、豫防驅除法としては袋掛及び被害の摘除をなし幼蟲を捕殺したり。サンホーゼ介殼蟲は年三回發生し、第一回のものは六七月頃にし

て第二回は七月より九月に亙り、第三回は九月より十一月に至り發生不規則なり、而して胎生繁殖をなし、分娩期約六週間の長きに亙り、日々數頭の幼蟲を放産す、斯の如く強大なる繁殖力あるがため、春季數頭の寄生を認めしものも、秋季に至りては最早著しく增殖し、介殼相重疊し、無數の介殼を以つて皮面を蔽はるるに至る、豫防驅除法としては冬季青酸瓦斯燻蒸を行ひ、尙ほ燻蒸を行ふことを得ざるものは石油乳劑の五倍液を塗抹して驅除するを得たり。次に春季梨の漸く開葉したる頃早くも蚜蟲其の葉に寄生し、盛んに樹液を吸收し、且つ葉を捲縮し開張するに至らざらしむる等大なる害をなすものにして被害葉を全部摘除することによりて驅除したり。次にシリアゲムシの幼蟲は七月下旬頃より發生し初めは一所に集合して葉を喰害したるを以つて其の際注意して捕殺し、又、冬季被害樹の根邊を攪拌して寒氣によりて凍死せしめたり。

(三)桃　二月上旬より介殼蟲の驅除として青酸瓦斯燻蒸及び石油乳劑の塗抹、病害の驅除豫防として發芽前二回二斗式及び二斗五升式ボルドー合劑を撒布せし結果病蟲害少なかりき。七月初旬より各種の桃葉に多少穿孔病を發生せしを以

つて被害葉は直に蒐集して燒却したり。次に蚜蟲は五月中旬發生以來、非常なる勢を以つて各種に蔓延せるも被害葉を摘除せることによりて驅除を行ひたり、桃に發生して被害を及ぼす蚜蟲に二種あり、一は體軀稍〻小にして黑色を帶び桃葉の幼稚なる時より葉を堅く卷き込む性を有するものと、一は形稍〻大にして體色淡黃綠色を帶び餘り葉を卷き込まざるもの是れなり、後者は其の繁殖力最も強く從つて被害の程度大なるも、驅除は前者に比し容易なり、前者は後者に比して繁殖力大ならざるも葉を卷き其の內に生息するを以つて被害葉を全部摘去し、又は被害部を除去して驅除したり。次に繪書蟲は五月中旬頃より發生し、葉の組織內を蝕害し細長く條を畫く特性を表はしたれば被害を摘除し、又落葉後葉を集めて燒却したり。次に六月中旬より心折蟲發生し、新梢の七八寸より一尺に伸長したる頃其の先端內に蝕入し、其の部分を枯死せしむ、被害部は赤褐色に變じ常に樹膠と蟲糞とを附著するを以つて一見之れを知る事を得、驅除法としては被害枝を剪除し害蟲を捕殺したり。次に金龜子は六月下旬果實の幼少なる頃より已に發生して果實を喰害す、其の成熟期に際して發生甚だしき時は袋を嚙み破り袋內に侵入し、數

十匹一果に群集して喰害することあり、之れが驅除法としては幼蟲及び成蟲を捕殺したり。次に桃果の成熟し、稍〻香氣を發するに至る頃よりして蠅多數群集し來り果實に附著し、果液を吸收して害を及ぼすこと多し、之れが豫防驅除法としては袋掛けを行ふこと、成熟果は早く收穫すること、園内を清潔に保つこと等によりて驅除することを得たり。

(四)苹果　被害の最も多きは病害にて腐爛病、蟲害にて天牛、蚜蟲、介殼蟲、筒蟲、イラムシ、葉捲蟲、赤壁蝨等なり。其の天牛に犯されたる枝幹は多少褐色の蟲糞を直下に堆積するを以つて容易に其の存在を認め灌注器によりて石油乳劑の五倍液を注入して驅除することを得たり。次に赤壁蝨の驅除法としては除蟲菊、加用石灰、硫黄合劑を一回撒布して驅除することを得たり。次に葉捲蟲は捲きある葉を除去し、内に生棲する幼蟲を捕殺せり。次に筒蟲は苹果の葉に附著して葉肉を喰害する害蟲にして成蟲は體長一分七八厘、翅の開張四分、全體暗色にして綠毛長く觸角は白色にして末端に至るまで暗色の輪環あり、幼蟲の充分成長したるものは體長二分五厘に達し、全體暗褐色にして頭第一節の硬皮板は黑褐を呈す、筒は淡褐色

にして細長く圓柱形をなす、驅除法としては幼蟲を見付け次第捕殺したり。其の他、蚜蟲、介殼蟲、イラムシ等の害蟲あれども梨と同一なるを以つて之れを略す。

(五)櫻桃　病害は樹膠病のみにして其の他は殆んど發生を見ざるも害蟲は其の種類多く、シリアゲムシ、介殼蟲、イラムシ、金龜子、蠅の被害あり、其のイラムシの幼蟲は著色佳麗にして長き突起を有し、擧動頗る不活潑なるものなれば少しく注意するときは容易に捕殺することを得べし、又雀甕は冬春の雨季に於て蒐集し其中に蟄せる蛹を捕殺したり。

(六)李　病害中、被害最も甚だしきは寺田李の日燒病にして果實の徑七八分大に發育したる頃即ち七月下旬果實の一部に紫赤色の斑點を生じ、果の成熟と共に斑點の大さを增し、遂に局部は凹陷を生じ、其の部分は固くなりて食用に適せざるに至る、害蟲にはシリアゲムシ、イラムシ、蚜蟲の發生少なからず、其の驅除の方法は梨桃と同一なるを以つて之れを略す。

産業試驗場の試驗成績

滿鐵產業試驗場に於ける果樹及び白菜試驗の成績は左の如し

（一）果樹品種試驗

本試驗ハ滿洲ノ氣候風土ニ適セル各果樹ノ良品種ヲ知ラントスルモノニシテ試驗果樹ノ種類並ニ品種名ヲ示セバ左ノ如シ

苹果　紅魁、祝、旭、國光、紅玉、倭錦、黃魁、黃龍、蝦夷衣、甘露、敷島、花嫁

梨　長十郎、明月、太平、赤龍、獨逸、鴨梨、紅梨、ブレコース、バートレット、ルコント、キーフアー、ラフランス、ホワイトドワイアンス、ボーレージユール、ヲーンタガ、イースターボーレー、フレミシユビユーチー

葡萄　晚香玉、紫電霜、玫塊香、紅圓心、紅鷄心（以上支那種）甲州、マスカットハンブルグ、ミルス、ハーバード、レデーワシントン、ベーコン、カトーバ、ジヨナ、メリカデル、フアーンマンソン、ポツクリントン、ランドレリー、サランダー、ラストローズ、ファーマラガ

桃　アムスデンジユーン、アレキサンダー、天津水蜜桃、土用水蜜桃、札幌紅桃、上海水蜜桃

大正四年度ニ於テ既ニ結果年齢ニ達セルモノニ就テ成績ヲ摘記スレバ左ノ如シ

種類	品種名	果實反當收量	摘要
梨	長十郎	七二·〇〇〇貫	六年生 品質良好ニシテ豐産
	鴨梨	四七·八八〇	同 品質良好ニシテ豐産
	晩香玉	一〇四·二五〇	同 品質良好ニシテ豐産
	紫電霜	三〇一·九五〇	同 品質稍良ニシテ豐産
	玫瑰香	四三·五〇〇	同 品質良好ナルモ稍豐産ナラズ
	紅圓心	一四一·八〇〇	同 品質良好豐産
	鷄心	九〇·二五〇	同 品質良好ナルモ稍豐産ナラズ
葡萄	甲州	三六·七五〇	同 品質稍良豐産ナラズ
	カトーバ	一八九·〇〇〇	同 品質稍不良
	ベーコン	一八六·三〇〇	同 品質稍不良
	ミルス	二七〇·〇〇〇	同 品質稍良好ニシテ豐産
	ハーバート	一〇九·二〇〇	同 品質稍良好
	レデーワシントン	一七四·〇〇〇	同 品質稍良好ナレ共貯藏力弱シ
	アムスデンジユーン	四六·七六〇	同 品質良好
	アレキサンダー	四五·三六〇	同 品質良好

（二）　果樹剪枝試驗

本試驗ハ滿洲ニ於ケル果樹栽培上剪枝ノ善惡茲ニ其程度ヲ知ランﾄｽﾙﾓﾉﾆｼﾃ梨長十郎種（六年生）ヲ用ヒテ施行セリ

試驗區別	結果：平均一樹ノ結果數	果實平均一個ノ重量	萌枝ノ平均長サ	本年生成ノ結果枝數
全然剪枝ヲ行ハザルモノ	三八箇	四三匁	二・一〇尺	一四四
單ニ密接セル枝條ヲ除去セルモノ	二四	四七	二・〇〇	一四九
密度セル枝條ヲ除去セルノミナラス餘リニ勢力旺盛ナルモノ若クハ衰弱セルモノニ適當ナル剪枝法ヲ施セルモノ	三七	四六	二・七〇	九九

（三）　果樹施肥季節試驗　（大正四年）

本試驗ハ堆肥、大豆粕ノ如キ遲效肥料ヲ果樹ニ施スニ當リ春秋何レノ季節ヲ選ブベキヤヲ知ランﾄｽﾙﾓﾉﾆｼﾃ苹果及梨ニ付テ試ミタリ

苹果ニ在テハ新梢伸長ノ度及結果枝生成ノ數ヨリ考フルニ秋季施肥優レルモノノ如ク梨ニ在テハ堆肥ハ春季施肥ノモノ結果枝ノ數及新梢伸長ノ度等秋季施肥ニ優レルモ大豆粕ハ秋季施肥ノ優秀ナル成績ヲ示セリ

（四）　葡萄防寒法試驗

本試驗ハ滿洲ニ於ケル葡萄栽培上防寒方法ノ最モ有效ニシテ經濟的ナルモノヲ知ラントスルモノニシテ支那葡萄鷄心種(三年生)ヲ用ヒテ試ミタリ

一、普通熊岳城附近ノ支那人間ニ行ハルル方法
覆土ノ厚薄ニヨリ五寸、四寸、三寸ノ三區ニ區別ス

二、在來法ヨリ蔓ノ周圍ニ藁ヲ置クコトヲ省略ス
覆土ノ厚薄ニヨリ五寸、四寸、三寸ノ三區ニ區別ス

三、單ニ蔓ヲ束ネテ地上ニ伏セシメ其上ニ土ヲ覆フ
覆土ノ厚薄ニヨリ一尺、八寸、六寸、四寸、二寸ノ五區ニ區別ス

本試驗ノ成績ニ據レバ在來防寒法ニヨルモ覆土ノ深サ三寸內外ニテハ不完全ナルヲ免レザルモ在來法ヨリ藁ヲ省略スルモ覆土四寸以上ナルトキハ尙ホ安全ニ防寒ノ目的ヲ達スルコトヲ得ベク、單ニ蔓ヲ束ネテ地上ニ伏セタルモノモ覆土一尺以上ノモノハ極メテ安全ニ越冬セシムルコトヲ得タリ本法ヲ在來防寒方法ニ比スレバ其方法ノ簡易ニシテ經濟的ナルヲ見ルベシ

(五) 移植季節試驗

本試驗ハ果樹移植ノ季節トシテ春秋何レガ優レルヤヲ知ランヽスルモノニシテ梨(赤龍)苹果(祝)ニ就テ九月十日以降旬日毎ニ六回、春四月一日一回移植ヲ行ヒ比較ヲ行ヘリ

梨ニ在テハ九月中旬以後十月下旬迄ニ移植セルモノハ春季移植ノモノト大差ナク苹果ニ在テハ春季移植ノモノ秋季移植ニ比シ生育著シク佳良ナルヲ見ル

(六)　環狀剝皮試驗

本試驗ハ樹齡ニ比シ結果數少ナキモノニ對スル環狀剝皮法效果如何ヲ知ラントスルモノニシテ苹果紅魁及祝種(六年生)ニ就テ試ミタリ

試驗區別		枝條發育ノ度	本年生成セル結果枝數	結果數	果實一個ノ平均重量
紅魁	全然剝皮ヲ施サヾルモノ	二・四〇尺	七六	〇	―匁
	地上五六寸ノ所ニテ幹部ニ環狀剝皮ヲ施セルモノ	二・一〇	一一一	五六	二八
	主枝ノ數本中ノ約半數ニ環狀剝皮ヲ施セルモノ	三・二〇	九九	七	二八
祝	全然剝皮ヲ施サヾルモノ	二・一〇	八三	〇	―
	地上五六寸ノ所ニテ幹部ニ環狀剝皮ヲ施セルモノ	〇・五〇	一八二	二二	二八
	主枝メ數本中ノ約半數ニ環狀剝皮ヲ施セルモノ	一・二〇	九一	七	二九

全體ニ環狀剝皮ヲ施セルモノハ著シク成績良好ニシテ一部分ニ施セルモノ之ニ次ギ全然施サザルモノハ甚ダ成績不良ナルヲ見ルモ次年以後ニ及ボス影響ニ付テハ尙今後ノ成績ニ待タントス

剝皮ヲ施サザルモノノ結果皆無ナリシハ昨秋ノ寒害ニヨリ花芽殆ンド全部枯死セル爲メニシテ剝皮ヲ施セルモノハ其被害ヲ免ルルコトヲ得タルニヨルモノノ如シ

B、蔬菜ニ關スル試驗

(一) 蔬菜品種試驗

本試驗ハ當地方ニ於テ最モ風土ニ適シ栽培容易ナル各蔬菜ニ就キ品質收量等ヲ調査シ優良ナル品種ヲ知ラントスルモノナリ

種類	品種	反當收量	品質等級	備考
南瓜	デリシャス	四二二·四〇〇	二	收量品質共ニ稍不良
	ハッバード	四六二·一五〇	一	品質良
	縮緬	四四三·四〇〇	二	品質良
	菊座	六三二·七〇〇	二	品質佳良一般栽培ニ適ス

甜瓜	白皮翠（バイピーツオイ）	二四一・二〇〇	一	収量品質共ニ最良一般的培栽ニ適ス
	蝦蟆黄（ホーマーホワン）	一九七・二〇〇	一	収量稍前者ニ劣レルモ品質佳良一般的栽培ニ適ス
	灰翠（ホイツオイ）	二三四・三〇〇	二	品質収量共稍良好
	鐵把青（テーパチン）	一三八・三〇〇	二	品質中
西瓜	三白（サンパイ）	三一九・二〇〇	一	品質収量共ニ優良ニシテ一般栽培ニ適ス
	黒皮（ヘイピー）	一五五・一〇〇	二	生育不良品質亦前者ニ劣ル
豌豆	佛國大莢	子實 〇・二〇〇（石）　莢 五九・七〇〇（貫）	一	豌豆ハ三者共ニ品質優良ニシテ収量ニ多少ノ差異アレ共一般的栽培ニ適ス
	電信	〇・二〇〇　三三・三〇〇	一	
	札幌青手無	〇・三〇〇　二五・二〇〇	一	
葱	千住葱	三二八・三五〇	二	最モ収量少キハ千住葱ニシテ品質ハ一般ニ佳良ナルモ就中蓋平葱ハ最モ優良ナリ
	東京根深一本葱	五五五・七五〇	二	
	札幌根深太葱	四七三・五五〇	二	
	蓋平葱	五三七・一五〇	一	
馬鈴薯	アーリーローズ	一九二・〇〇〇	一	品質中
	ホワイトシチー	一四四・〇〇〇	一	品質稍良
	スノーフレーキ	一一八・〇〇〇	一	品質佳良ナレドモ収量稍劣ル
	エローグローブ	四〇八・〇〇〇	一	収量最大品質亦良
	在來種	三八四・〇〇〇	二	品質稍不良ナレドモ収量稍大

（二） 白菜補肥用量試驗

本試驗ハ白菜栽培上補肥トシテ人糞尿施用々量ノ多少ニヨリ收量品質ニ及ボス影響如何ヲ知ランドスルモノナリ

山東白菜　基肥反當二百貫　大豆粕十貫、過燐酸石灰六貫

試驗區別	收量 反當收量	收量比較	平均一株ノ重量	品質等級	備考
一、補肥人糞尿　五〇貫施用	二、七三六·〇〇〇 貫	一〇〇	〇·八一四 貫	二	
二、同　一〇〇貫施用	二、九五六·八〇〇	一〇八	〇·八五七	一	
三、同　一五〇貫施用	三、四三三·四〇〇	一二五	〇·九七五	一	
四、同　二〇〇貫施用	三、六四〇·八〇〇	一三三	一·〇三七	二	株ノ大ナル割合ニ結球小ナリ

右成績ニ據レバ補肥ノ用量ヲ增スニ從ヒ收量ヲ增加シ二百貫施用ノモノ最モ多ク五十貫施用ノモノニ比スレバ約三割ノ增收トス然レドモ結球ノ良否ヲ檢スルニ二百貫施用ノモノハ株ノ大ナル割合ニ結球小ニシテ且ツ膨軟ニシテ百五十貫施用ノモノ品質最モ優レリ

果樹栽培地の地質

滿洲に於ける主なる果樹栽培地に於ける地質系統及び土壤の種類に付滿鐵に於て調査したるもの左の如し。

（二）梨園

地名	地質系統及岩石	土壤ノ種類
大連	かんぶろしるりあ紀層（粘板岩）	粘質壤土—礫質壤土
旅順	同　上（硅岩、硅板岩）	礫質壤土—砂質壤土
田家屯	同　上（硅岩、硅板岩）	礫質壤土
金州	同　上（石灰岩、粘板岩、硅質砂岩）	礫質壤土
	第四紀層	壤土—砂質壤土
得利寺	第四紀層	砂質壤土
萬家嶺	片麻岩系層（花崗片麻岩）	砂質壤土
熊岳城	第四紀層（花崗片麻岩ノ崩壤土壤）	壤土—砂質壤土
蘆花屯	第四紀層	砂質壤土
蓋平	第四紀層	砂質壤土
千山	片麻岩系層	砂質壤土
遼陽	第四紀層	砂質壤土
奉天	第四紀層	砂質壤土

鐵嶺	第四紀層	壤土
廣寧	片麻岩系層	砂質壤土
	第四紀層	礫質壤土—砂質壤土

（二）苹果園

地名	地質系統及岩石	土壤ノ種類
大連	かんぶろしるりあ紀層(粘板岩)	粘質壤土—礫質壤土
	第四紀層(黄土)	粘質壤土
旅順	かんぶろしるりあ紀層(硅岩、硅板岩)	砂質壤土
田家屯	同　上(硅岩、硅板岩)	礫質壤土
臭水子	同　上(石灰岩(閃綠岩))	壤土
金州	同　上(石灰岩、粘板岩、硅質砂岩)	礫質壤土
	第四紀層	壤土—砂質壤土
三十里堡	第四紀層	壤土
瓦房店	かんぶろしるりあ紀層(硅岩、石灰岩)	砂質壤土
得利寺	同　上(石灰岩、粘板岩、硅岩、礫岩)	砂質壤土—礫質壤土
熊岳城	第四紀層(花崗片麻岩ノ崩壤土壤)	砂質壤土—壤土

（三）桃園

地名	地質系統及岩石	土壤ノ種類
大連	かんぶろしるりあ紀層(粘板岩)	粘質壤土—礫質壤土
旅順	同　上(硅岩、硅板岩)	礫質壤土
田家屯	同　上(硅岩、硅板岩)	砂質壤土
臭水子	同　上(石灰岩)	壤土
金州	第四紀層	壤土
三十里堡	第四紀層	壤土

(四)　葡萄園

地名	地質系統及岩石	土壤ノ種類
大連	かんぶろしるりあ紀層(粘板岩)	礫質壤土—壤土
旅順	同　上(硅岩、硅板岩)	礫質壤土
田家屯	同　上(硅岩、硅板岩)	礫質壤土
臭水子	同　上(石灰岩(閃綠岩))	壤土
金州	同　上(石灰岩、粘板岩、硅質砂岩)	礫質壤土
	第四紀層	壤土—砂質壤土
熊岳城	第四紀層(花崗片麻岩崩壞土壤)	砂質壤土—壤土
蓋平	かんぶろしるりあ紀層(石灰岩、粘板岩、硅岩、礫岩)	壤土—砂質壤土

虎庄屯(分水驛ノ東北約三支里)	同	上(石灰岩其他)	壤土
遼陽		第四紀層	壤土—砂質壤土
奉天		第四紀層	壤土
・廣寧		片麻岩系層	砂質壤土—壤土

備考 ・印ヲ附スル所ハ生産額稍々大ナル地方ヲ示ス

果樹の産額

支那官憲の調査(てうさ)による滿洲の果樹産額(くわじゆさんがく)は左の如し。

A 奉天省

産地名	品目	年産額
瀋陽縣	桃	三,〇〇〇斤
	杏	四,〇〇〇
	梨	三,二四〇
	榛子(はしばみ)	四,五〇〇
	葡萄	四〇,〇〇〇
	計	五四,七四〇
撫順縣	梨	五六,〇〇〇
	香水梨	一,〇七二,五〇〇
	平梨	三〇八,六四〇

産地名	品目	年産額
遼陽縣	櫻桃	八,六〇〇斤
	杏	二三,四〇〇
	山査	一三六,〇〇〇
	葡萄	一〇,五六〇
	山梨子	一四二,八〇〇
	計	一,六九一,五〇〇
蓋平縣	桃・梨・杏・棗	四四四,三〇〇
	梨	五三,〇〇〇

鐵嶺縣	槊紅(梨の一種)	一〇、五〇〇
	榛子(はしばみ)	九、〇〇〇
	計	七二、五〇〇
本溪縣	果實	一四、五八六
法庫縣	梨	一八八、〇〇〇
黑山縣	桃	三六、〇〇〇
	杏	三、一五〇
	梨	六〇〇、〇〇〇
	山査	三、〇〇〇
	櫻桃	五〇〇
	棗	二、〇〇〇
	葡萄	五、五〇〇
	計	六七八、五〇〇
綏中縣	桃	四八、六九〇
	杏	二九、七七〇
	梨	二三八、〇〇〇
	葡萄	七〇〇
	棗	九、四六〇
	沙果	一五、三二〇
	計	三三一、九四〇
興城縣	桃	一三、三〇〇
	香水梨	三、〇〇〇、〇〇〇
	白梨	三五、〇〇〇
	紅梨	二五、〇〇〇
北鎭縣	麻梨	五五、〇〇〇
	山査	三〇、〇〇〇
	秋梨	四、〇三〇、〇〇〇
	葡萄	五、〇〇〇
	計	七、一八〇、〇〇〇
義縣	梨	九八七、八三四
錦西縣	桃	二三〇、〇〇〇
	梨	一、五〇〇、〇〇〇
	杏	三〇〇、〇〇〇
	棗	二〇〇、〇〇〇
	計	二、二三〇、〇〇〇
	山梨紅(梨の一種)	一四九、一〇〇

鳳城縣	栗子	一〇、〇〇〇
	榛子(はしばみ)	二五、八〇〇
	計	二七二、九〇〇
岫巖縣	梨	一、二〇〇
	栗子	三二、八九〇
	棗	二三、五四〇
	桃	一一、五〇〇
	杏	一九、二三〇
	葡萄	九、一二五
	計	九六、四八五
莊河縣	酸梨	一一、二五〇
	甜梨	一、五〇〇
	山査	一三、二〇〇
	栗子	一二、七三〇
	計	三八、六八〇
	山査	九、七〇〇
	山梨	九、九〇〇

數量總計　壹千五百萬九千七百四十壹斤

	山梨紅(梨の一種)	五四〇〇
海龍縣	李子	八、二〇〇
	杏	一五、〇〇〇
	桃	八、二〇〇
	胡桃	三、二〇〇
	計	五九、六〇〇
昌圖縣	桃	六一、六二〇
	杏	五、九一〇
	梨	六、八七九
	李子	四、一六一
	櫻桃	六、九一一
	葡萄	二、九二五
	山査	二、三五〇
	山梨紅(梨の一種)	五、一二〇
	計	九五、八七六
梨樹縣	桃杏	五〇〇、〇〇〇

B　吉林省

産地名	年産額	摘要
敦化縣	四千六百六十六斤	果物たることを知り得るのみにて其種類の判明ならざるを遺憾とす
長春縣	拾六萬八千四百斤	
農安縣	拾五萬五千五百斤	
樺甸縣	八千斤	
盤石縣	拾六萬八千斤	
依蘭縣	壹萬七千斤	
扶餘縣	參萬貳千斤	
賓縣	五萬五千貳百拾貳斤	
數量總計	六拾萬八千八百六拾六斤	

C　黑龍江省

産地名	品目	年産額
木蘭縣	梨木	二,八〇〇株
訥河縣	棠粒(小りんご)	八,〇〇〇斤
	榛子(はしばみ)	一五,〇〇〇
	山梨紅(梨の一種)	六,〇〇〇
計		二九,〇〇〇株
嫩江縣	山梨	五〇〇
	棠粒(小りんご)	二〇〇
	榛子(はしばみ)	三,〇〇〇

	山梨	七,八〇〇
湯源縣	棠粒(小りんご)	七,二〇〇
	核桃(くるみ)	二,九〇〇
	葡萄	九,三〇〇
	計	二七,二〇〇
鐵驪縣	棠粒(小りんご)	一,三〇〇
	榛子(はしばみ)	三,二〇〇
	山梨紅(梨の一種)	九〇〇
	核桃(くるみ)	三,〇〇〇
	計	八,四〇〇
	杜實(やまなし)	四〇〇
	山梨紅(梨の一種)	四〇〇
	計	四,五〇〇
瑷琿縣	核桃(くるみ)	一,〇〇〇
	松子	一,五〇〇
	榛子(はしばみ)	五,〇〇〇
	杜實(やまなし)	五,〇〇〇
	計	一三,五〇〇
通河縣	松子	二,〇〇〇
	榛子(はしばみ)	二,〇〇〇
	計	四,〇〇〇
數量總計	二千八百株	八萬五千六百斤

關東州の果樹園狀況

關東州に於ける果樹栽培者數及び作付反別、果樹本數及び收穫高等を比せば左表の如し。

●果樹栽培者及び作付面積

種別		旅順	大連	金州	計
栽培者數		八三	三〇	九七	二一〇
作付反別	梨	町三二、二	町一三、九	町三五、一	町八一、二
	苹果	二五、一	一二、四	二七、七	六五、二
	葡萄	一九、二	一三、七	一六、五	四九、四
	桃	一二、三	八、三	六、一	二六、六
	櫻	—	二、五	三、六	六、一
計		八八、七	五〇、八	八九、〇	二二八、五

●果樹栽培者日支人別

種別		旅順	大連	金州	計
經營者	日本人	四二	二五	九	七六
	支那人	四一	五	八八	一三四
作付反別	日本人	二六五、六〇	四三、五〇	四七、四〇	一五六、五〇
	支那人	二三、一〇	七、三〇	四一、六〇	七二、〇〇
一人當リ作付反別	日本人	一、五六	一、七八	五、二七	二、〇六
	支那人	〇、五六	一、四六	〇、四七	〇、五四

●備考　大連管内ノ支那人經營者中ニハ會ノ事業トシテ會長名ニテ管理スル地方農園ヲ含ム。

●果樹本數及び收穫高（大正五年）

種類	果樹本數 旅順	大連	金州	計	收穫高 旅順	大連	金州	計
梨	三七,五六四	一〇,八三一	二一,一五五	六九,五五〇	六,七四二	一,〇八八	一,三二五	九,一五五
苹果	二五,五六〇	一〇,五〇二	一八,〇四一	五四,一〇三	七九二	九七四	一,一七三	二,九三九
葡萄	三四,八九二	二六,七一一	一三,九八三	七五,五八六	四,二六〇	二,二九五	三,七九〇	一〇,三四五
桃	一四,二二〇	四,九三一	三,九八八	二三,一三九	九,一三一	三,一一七	一,一一一	一三,三五八
櫻桃	—	一,四五〇	一,二三三	二,六八三	—	五八	—	五八
計	一一三,二三六	五四,四二五	五八,四〇〇	二二五,〇六一	一八,九二五	七,五三二	七,三九八	三五,八五五

二、關東州の蔬菜

大正五年に於ける關東州の蔬菜收穫高及び累年比較表を擧ぐれば左の如し。

種類	作付畝數 旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	收穫高（斤） 旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩
蘿蔔	二,三七六	六,〇三〇	三,三四三	三,四五二	二,四一一	二,一九六,一六〇	二,〇五三,五三〇	二,四八五,六四四	二,三二一,九六〇	二,七〇三,二三五
葱	四六六	六三四	八九〇	一,二六五	六二五	二二三,五三九	一三三,四七〇	一,〇七四,五九一	四六五,五七一	二八七,五七二
茄子	二〇九	二六二	三一六	六六四	四九四	一一四,三〇一	一五五,四五〇	二二一,九四四	二三六,八三〇	二九四,〇四五
牛蒡	三四六	一三	—	—	—	五四,九五〇	三,一〇〇	—	—	—
白菜	一,五三四	二,五五四	三,一八八	三,六九五	三,〇七六	一,六八三,二五〇	一,三五四,〇〇〇	二,一七〇,六七二	二,六一五,五八〇	三,九六〇,五四四

韮菜	一五五	三三九	一九〇	二四六	三三三	六六、七五〇	二一一、四八〇	一一七、八三一	一〇四、二六七	二一〇、四六〇
蒜頭	一	三七	三〇九	六三〇	一	一	一〇、一六〇	一〇四、九五三	一一四、三九九	一
胡瓜(黃瓜)	一〇三	三一五	三八八	五二八	二九三	一七九、〇九六	二三九、六〇〇	六三五、九八五	二六〇、〇四〇	二一六、一二八
甜瓜	三五七	七五〇	五五二	三六五	二六五	一五一、九二〇	一、〇〇四、八五〇	五四〇、八〇〇	三三四、七一六	一八二、五三〇
西瓜	一一三	八三	四三	二九	六	二八八、七九〇	三一、九五〇	四五、五八〇	一一、五一五	五、七八五
南瓜	六〇	八	六六	二七	八三	四七、〇一五	一、六〇〇	四七、六三八	一六、三一〇	九三、二五〇
甘藷(地瓜)	二、〇〇七	九一〇	一、四四九	三、一一三	一、二九二	一、五四九、三九〇	三〇二、二〇〇	一、〇八六、一四〇	一、三〇〇、四七〇	九八九、七二四

種類	作付畝數					收穫高(斤)				
	旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩
馬鈴著(地豆)	二三三	四四	三一九	八三三	五七六	一二六、〇二五	三二、二〇〇	二六七、三〇一	四三〇、三六〇	三八四、一三〇
花落生	二、八三三	一一五	八、二八五	二七、六三三	二八六	五五五、〇三四	一九	一、四九一、一八〇	三四一、六二一	六九、三二六
其他	一、〇六七	五五二	六四五	三、七六三	一、〇五九	五一二、七五〇	一二八、九一〇	五一四、二七九	七四〇、九七三	六八〇、〇四一
總計	一一、七四八	三、五六五	一八、九八二	四五、二四四	一〇、七八九	七、八二九、九七〇	五、四三〇、五〇九	一〇、七九四、一三八	八、七九七、一四一	一〇、〇六六、六七〇
大正四年	一一、七七七	九、四四二	一九、六六三	四六、〇〇四	一一、五五四	六、〇二八、二五九	五、〇六六、七二〇	八、四一〇、一〇〇	一〇、一四六、九五八	八、〇八二、五一〇
同三年	一一、三五五	一〇、四三三	二一、〇六八	四四、四四〇	一一、一七八	六、五七八、八〇〇	三、一〇三、一一五	八、五一七、六〇三	八、七九三、二四二	七、三九八、〇〇三
同二年	九、一一四	七、三五一		七一、七九九		七、四八七、〇二六	四、六八九、九七八		二五、一三二、〇〇〇	
同元年	一一、八六五	七、八〇六		七二、一一三		六、〇二五、一〇三	五、二四四、七七七		三八、六四九、四四七	
明治四十四年	一五、〇六九	四、八七四		六〇、〇一一		九、五四五、二九一	三、五七九、三一七		三三、六〇三、七五八	

一本表ノ收穫高ハ支那ノ斤數ニシテ其ノ一斤ハ凡ソ日本ノ百四十匁ニ當ル但シ各地小異アリ順旅ハ百三十五匁、大連ハ百四十二匁、金州ハ百四十五匁ナリ

三、東蒙古の園藝

蒙古人は一般に蔬菜を用ゆること少なきも決して之れを用ひざるにあらざるなり、彼等は肉類に葱、菜を用ゆることを普通とし、殊に大根、人參は蒙地到る處に產し、加之、夏期は胡瓜、南瓜、大瓜等を栽培するを以つて彼等は凡て、牛乳と野菜とを加入し食し、又、野蒜、人參、大根等の漬物を用ゆ、其他、夏期に於てはオランの實、ケイル(杏)の實を食料に供するなり。又、チーヨルソと稱する野草の實を採りて食料に供するなり。左れど詳細を記述するには資料に乏しきを以つて諸書に散見したるものを蒐錄するに止めぬ。

洮南の果木園　洮南近郊に洮南果木園あり、光緒三十二年の開設にかゝり、洮南の豪商豫貞福の所有りて敷地二十八畝即ち我が約二町歩あり、其の果樹の種類は苹果、桃、杏、山棗、山頂子の五種ありて植付後數年間は何れも完全に生育を遂げ來りしも民國三年の酷寒の際防寒設備不完全なりしため約千五百株の果樹は多大の損傷を受け僅かに百五十餘株を殘すのみとなれり、今其の苗木及び植栽法に就

いて記さんに、苗木は全部、奉天の西部なる廣寧地方より買入れたるものにして長さ二尺五寸乃至三尺物にして一株の同地渡し小洋三元なり原産地にては小洋二角内外なり其の買入には苗木にして受渡後二個年間に損傷したる時は其の損害を更らに他の苗木にて塡補することを條件とせるものにして苗木の運搬夫は徒歩にて一人に付四五株宛携帶し來したるものなりといふ。次に植栽法は苹果、杏桃は四月初旬に、山頂棗は五月初旬に植栽せるものにして其の方法は各株毎に其の周圍に直徑四五尺高さ二尺五寸の土薮を設け裡面は地表に深さ一尺五寸餘の穴を掘り之れに耕土を入れ瘠惡なる土壤を補充して植栽したるなり。其の他洮南には官立の果木園一個所あり民國三年の設立に係かれり。

林西縣 に於ける果實の梨子、葡萄、苹果は何れも赤峰經由のものにして西瓜、胡瓜其の他の野菜、即ち馬鈴薯以外は全部同地產とす。

開魯縣 開魯方面より義州及び錦州に輸出さるる貨物は建平縣下の下窪に集合するを常とするが、其の瓜子兒は一千石なりとす。又開魯縣にては瓜類は全部栽培し、野菜類は馬鈴薯以外全部栽培せり。

赤峯縣　葱、菠稜草、山芋、韮菜、蒜、大根、白菜等種類極めて多し、但し馬鈴薯は産せざるなり。

達賴罕旗　南部開放地附近に於ては野菜の全部を産出し、シラムレン以北なる北部は瓜類は西瓜を主として野菜類は大根、人蔘、白菜等とす。

東西札魯持　山岳地帯には之れを産せざれど東札魯特旗平原地帯には瓜類を産すれども西瓜を主とせり。又野菜類は大根、人蔘、白菜等とす。

阿爾科爾沁　瓜類は南瓜のみを産し、野菜類は稀れに大根、白菜等を産出せり。

巴林　瓜類は南瓜のみにして野菜類は唐辛を主として産す。

奈曼旗　瓜類は産せざるものゝ如く野菜は馬鈴薯以外全部栽培せり。

第四章　滿洲の蠶業及び養蜂

一、柳蠶と桑蠶

吉林地方の柳蠶　吉林地方にては到る處柳葉多きを以つて大正五年柳蠶飼育試驗をなしたりしが其の成績良好なりしを以つて引續き柳蠶を飼育しつゝ

あり、前途大に有望なるが如し。

吉林地方の桑蠶　吉林地方に於ては大正五年頃より桑蠶の飼育試驗をなしつゝあるが其の成績良好ならざるものゝ如し。

南滿洲の桑蠶　南滿洲に於ては從來稀れに柔蠶を飼育しつゝあるも殆んど言ふに足らざるなり。

關東州の桑蠶　關東都督府にては州内に桑蠶飼育を奬勵せんとの目的にて大正六年に於ては桑苗十七萬本を下付して植栽せしめたり、大正六年に於ける成繭相場は大連管内を除き最高價格は金州產の黃繭一貫目八圓五十五錢にして最低六圓平均七圓一二十錢を以つて賣買されたり、今州内に於ける大正五年度末現在の桑畑反別及び山桑本數、繭產額を記せば左の如し。

A　桑畑反別及山桑本數

所轄	桑畑反別 反別	見積反別	合計	山桑本數 五尺十尺	十尺十五尺	十五尺以上	合計
旅順	六・九一町	一四・〇三町	二〇・九四町	一、三〇五	五二四	一四八	一、九七七
大連	七・四八	・八四	八・三二	二四七	七六	一九	三四二

金州	九・四三	七・二一	一六・六四	五・四六二	一・一九五	三六八	七、〇二五
計	二三・八二	二三・〇八	四五・九〇	七・〇二四	一・七九五	五三五	九、三四四

B　春蠶産繭額

所轄	飼育戸數	掃立月日	掃立枚數	收繭額
旅順	四三戸	自五月十日 至六月七日	九六枚	二六七貫
大連	一〇	自五月十六日 至六月二日	二一	二八
金州	二一七	自五月十日 至六月七日	二〇〇	五二六

C　秋蠶産繭額

所轄	飼育戸數	掃立月日	掃立枚數	收繭額
旅順	五戸	自六月二十日 至八月九日	三〇枚	九〇貫
大連	四	自六月二十日 至八月七日	九	二二
金州	一	自六戸二十日 自八月十二日	一	三
計	一〇	自六月二十日 至八月十二日	四〇	一一五

蠶業試驗場　關東都督府は養蠶奬勵の目的(もくてき)にて旅順市に蠶業試驗場設立計

畫中の處、大正七年四月一日より鎮遠町の舊露國家屋を之れに充て開始せり、尙ほ同場附屬の蠶業練習所は同月二十日より開始し練習生は支那人二十名及び日本人の希望者をも入所したり。

產業試驗場の試驗成績

滿鐵產業試驗場に於て春蠶につき試驗したる成績を擧ぐれば左の如し。

(一)春蠶(桑蠶)品種試驗　又昔、青熟の二種に付て試驗を行ひたるに共に良好なる成績を示し上繭收量又昔は蟻量一匁に對し二斗八升二合四、青熟は二斗八升五合を得たり、尙ほ繭質並びに絲質を精査せしに青熟種は又昔種に比し稍々優良なりしを認む。

(二)　春蠶參考飼育　將來試驗ヲ行フ參考ニ資センガ爲メ二化性ニアリテハ長白龍、青熟、國ノ錦、一化性ニ在リテハ菅原又昔、小石丸、「ジアロアブルツオ」、國一、蝦夷錦、バグダツド」ノ各種ニ就テ小量ヅツ試驗飼育ヲ行ヘリ各種中ニハ桑葉不足ノ爲メ止ムナク食桑不充分ノマヽ上簇セシモノアリ、成績ノ完全ハ期シ難キモ今參考ノ爲メ其收繭量ヲ示セバ左ノ如シ

品種	收量 蟻量匁ニ對スル換算收量	備考
長白龍	二七三合	
青熟	三六四	
國ノ錦	三五六	
菅原又昔	三三〇	
小石丸	三〇八	
ジアロアブルッオ	三〇二	
國一	二六五	
蝦夷錦	三三三	
バグダッド	三七五	バグダッドハ蟻量二蛾トス

繭質竝ニ絲質等ヲ調査スルニ「ジアロアブルッオ」、國ノ錦、青熟、小石丸ハ良種ト認ムルコトヲ得ベク「バグダッド」ハ絲量、絲長、纖度等ニ於テ優レルモ繭ノ趣味ニ乏シク且ッ飼育日數長ク食桑量多クシテ經濟的ニ良種トハ認メ難シ

(三) 秋蠶飼育　供試蠶種　二化性大白龍　冷藏越年種

試驗飼育ノ成績ハ可良ニシテ收繭量ハ蟻量一匁ニ對シ上繭二斗五升七合八ニシテ繭質良好絲質ニ於テモ亦絲長ノ充分ナル纖度ノ中庸ナル絲量ノ豐富ナル等

試驗ノ成績ヲ案ズルニ發生ノ齊否及發生ノ多寡ヨリ論ズルトキハ貯藏箱ニ保護セシモノ最成績良好ニシテ地中埋藏ノモノ二區共ニ成績稍不良ナルモ桑葉ノ伸長トノ調和上ヨリ見ル時ハ火氣ナキ室、貯藏箱、貯桑室等ニ貯藏セシ蠶種ハ發生稍早キニ過グルノ憾アリ然ルニ埋藏セルモノニアリテハ他ニ比シ著シク發生ヲ遲延シ桑芽伸長ト適當ナル調和ヲ保チ得タルヲ以テ桑園經濟上最モ策ノ得タルモノナリキ尙發生蠶兒ノ頭數ヨリ見ルニ二夜包ヲ行フトキハ殆ンド他ト優劣ナキ成績ヲ收メ得ベク適當ノ方法ヲ以テ蠶種ヲ埋藏シ保護貯藏スルハ最モ當ヲ得タル手段ト云フベシ

B　栽　桑

(六)　桑品種試驗　本試驗ハ氣候風土ニ適スル桑樹ノ良種ヲ知ラントシテ市平(早)、多胡早生(早)、伊達赤木(中)、魯桑(中)、魯桑實生、島ノ內(晚)山中高助(晚)等ニツキ、根刈仕立、樹齡二トシ年試驗セシニ伊達赤木、山中高助、島ノ內等成績良好ニシテ反當正葉二十貫ヲ超過セリ又、耐寒性ヲ調査スルニ島ノ內最モ強ク赤木、市平、此ニ亞ギ魯桑最モ劣レリ其他桑樹ニ關シ試驗中ニ屬スル者仕立法試驗、寒枯豫防試驗、

春蠶及夏蠶專用桑園收量比較試驗等トス

都督府農事試驗場の成績

(A) 桑樹試驗成績

種別	一株ノ平均條數	伸長量	寒害ニヨル枯損量	發芽期	葉質ノ硬軟	一反歩當收量 葉量	條量	總量
赤木	三・四〇本	四・六〇尺	三・六六寸	五月十一日	軟	四五・六〇〇貫	五〇・八二〇貫	九六・四二〇貫
鶴田	三・〇〇	四・八六	六・〇〇	五月十三日	硬	三三・四二〇	五七・九六〇	九一・三八〇
市平	二・八〇	四・〇〇	五・九〇	五月九日	硬	三二・五八〇	三八・〇四〇	七〇・六二〇
小牧	二・五〇	五・四四	五・〇〇	五月十日	硬	二七・〇〇〇	一三・〇二〇	四〇・〇二〇
鼠返	五・四〇	四・八〇	五・四〇	五月十五日	軟	三三・一八〇	四〇・〇二〇	七三・二〇〇
十文字	三・二〇	四・四二	六・二〇	五月十六日	硬	二七・四八〇	四〇・三二〇	六七・八〇〇

(條數ハ五株ノ平均ヲ示ス)

(B) 春蠶飼育概況

蠶ノ種類　一化性又昔

掃立總量　四匁五分

催青着手月日　六月十六日

掃立月日	五月二十五日
上簇月日	六月二十五日
飼育日數	三十一日一時間

給桑回數及給桑量（對蟻量一匁）

第一齡	三九	二五三匁
第二齡	二六	五九三匁
第三齡	二六	一、七三六匁
第四齡	二九	六、五七〇匁
第五齡	三四	三三、六一二匁
合計	一五四	四二、七六四匁

收蟻量一匁ニ對スル繭

上繭	三〇一合
中繭	五
同功繭	二八
下繭	一四
計	三四八

室內平均溫度濕度

	溫	濕
第一齡	七一度	六三度
第二齡	七二	六六
第三齡	七二	六六
第四齡	七二	六九

第五齢	七三	六九
平均	七二	六七

(C) 桑樹及蠶種

桑樹ハ在來種ニシテ巨大ノ成木ヲナセルモノアリト雖葉質良好ナラス日本内地種ノ多クハ風土ニ適セザルカ爲ニ枯死スルモノ多シト雖赤木、島ノ内、山中、高助等ハ耐寒性ニ富ミ且ツ風ニ對スル抵抗力強ク栽培ニ適ス

蠶種ハ在來種ハ數種ヲ存スルカ如シト雖繭質不良ニシテ日本内地種ニ比シ著シク劣等ナリ

南滿洲鐵道株式會社産業試驗場熊岳城分場ニ於ケル内地種參考飼育成績(大正五年八月發行同場要覽)左ノ如シ

春蠶

品種	化性	蟻量一匁ニ對スル換算收量
長白龍	二化性	二七三合
青熟	同	三六四

國ノ錦	同	三五六
菅原又吉	一化性	三三〇
岩丸	同	三〇八
ジアロフブルッチ	同	三〇二
國一	同	二六五
蝦夷錦	同	三三三
バグダット	同	三七五

秋蠶

冷藏越年種二化性大白龍を飼育したるに發育良好にして蛾量一匁に對する上繭量二斗五升七合八勺を收穫し繭質良好なりし。

二、柞蠶

支那に於ける柞蠶絲の起源は甚だ古くして續漢書の記す所によれば、光武帝の建武年間既に此の野蠶繭より絲を收めたりとあり、淸朝時代に及んでは一の產業として製絲織紬を唱道せられ、乾隆七年山東の槲繭を遵義に移し山東省歷城卽ち

今の濟南より蠶師四人織師二人を招き民に之れを教導したりとあるに見れば、當時既に山東省に於ては養蠶及び製絲機織盛なりしものありたるなるべし。滿洲に於ける斯業は山東の移民によりて傳へられたるものにして蓋平には百年前より柞蠶絲の取引行はれたりとあるによれば、蓋し嘉慶、道光の間に其の濫觴を有するなるべし。爾來滿洲の柞蠶は著々として發達し、今や滿洲に於ける重要物産の一として其の産額も亦山東を凌ぐに至れり。左れど滿洲は尙ほ未だ繭の産地たるに止まり、加工地として將た又取引地として頗る貧弱なる情態に在り、到底芝罘、上海に比すべくもあらざるなり、殊に近時柞蠶絲及び柞蠶織の需要益々加はり、世界的商品として取扱はるる外、一部は又、滿洲に逆送さるる情態なれば今後柞蠶加工業の滿洲に興起すべきは蓋し當然の趨勢なるべし。

柞蠶は山野に於ける柞樹上に放養するを以つて其の名あり、又、野蠶と稱せらるる所以なり、柞蠶は學名を Anthersca Perngi と稱し、英書には俗に Tussa, Tassa 又は Tussure 等と書す、柞蠶の放養事業は甚だ幼稚にして蠶兒の疾病等に就ては何等研究する所なきのみか自然に放任しつつあるを以つて、成繭の收穫も亦安全を期し難

きなり、左れど一般に農業の副業として既に重要なるものとなり、放蠶の地域も擴張されつゝあるは明かにして、其の產額亦大豆に次ぐの地位に在り。

之れを要するに柞蠶の放養は幼稚にして其の繭は僅かに粗絲を製するにすぎずして、多くは繭のまゝ輸出さるゝを以つて、各地試驗所に於ては飼育法と製絲法の改良及び其の絲に依る機械事業等に就て之れが研究をなしつゝあり、故に滿洲に於ける柞蠶事業は將來大に注目すべきものたり。

柞樹

柞樹は我が國の櫟、楢、槲等にして就中、槲、櫟を以つて最良とす、其の林業は自然林と造林との二種に分かたる、蓋平地方は多く造林を行ひ、安東、莊河、岫巖、鳳城、寬甸の諸縣は皆自然林なり、柞樹に適する土地は北風を受けざる丘陵の半腹を最良とし、夕日直射し或は陰翳あり、又は其の附近に森林ある處は飼育に甚だ不適當なりとするも土地の肥沃には大なる關係なしといふ。

蠶場

柞蠶を柞樹に放育する處を蠶場と稱し、其の蠶場の單位を一把剪子といふ其の一把剪子とは苦力一人にて一個の剪子を用ひ蠶兒を飼育する所の面積を稱するものにして、其の面積は約二十畝內外あり、柞樹三千五六百株乃至四五千株

あり、之れより四五萬乃至十萬個の收繭を得べきなり、其の賦課税金は普通二三角より五六角とす。蠶場は三四回輪伐法を行ふを例とす、卽ち三四年每に一回剪伐し樹の高さ七八尺に至るを前限度とし、十三四年をすぐれば漸く衰朽に赴きて飼育に適せざるに至るなり。一把剪子の蠶場の賣値は上等千元、中等八百元、下等五百元位にて、又其の質入値段は中等約百七十元位なるを常とす。

柞蠶繭產地

滿洲に於ける柞蠶繭の產地は奉天省遼河以東にして遼東半島を最とし地方遠く邊外に及べり、其の產地として著名なるは蓋平、岫巖、寬甸、安東等にして鳳城、海城、莊河等之れに次ぎ、遼陽、鐵嶺、昌圖、復州、金州、懷仁、通化、臨江、輯安、興京、海龍等の各縣何れも多少の產あり。其の東山、西山と稱するは黃海岸黃土坎を中心とし以東を東山とし以西を西山とし、其の產繭も亦東山繭、西山繭と名づけ品質に多少の差あり、西山ものは稍劣等なりといふ。

柞蠶の飼育

柞蠶は二化生にして春夏の二季に孵化す、其の春季發生するものは前年秋より繭のまま越年し春暖を得て化蛾し產卵す、幼蟲は蠶孵化後約四十日にして結繭し二旬にして再び化蛾し產卵す、之れ卽ち春蠶にして夏季は產卵後

幾くもなくして孵化し約五十日にして結繭す、春蠶の春繭に對し之れを秋繭と稱し、柞蠶絲の最も主要なる原料なり。春蠶は氣候、放蠶樹の發育、種繭保存等種々の關係上多量に飼養するに不利なれば、秋蠶の種繭を穫るを限度とす、從つて春蠶飼育高は大約秋蠶の五分の一にすぎざるなり。

(一)春蠶　淸明節に至り蛾は繭を破つて出で一晝夜にして、產卵を始め一兩日にして了る、卵は十二三の後、即ち穀雨の頃に至りて孵化すべしと雖。放蠶樹の發芽に伴はしむること肝要なれば、一齡中は樹茅兒と稱する嫩き樹枝の束に放ちて飼育し二齡にして始めて蠶場に放養すれば夏至に及びて繭を營み數日にして完成するを以つて收穫すべし。

(二)秋蠶　初伏の候出蛾す、蛾は交尾後直ちに蠶場に送り產卵せしむ、卵は春蠶より稍々速にして十一二日の後孵化すべし、後、四十餘日にして繭を見、寒露(十月初旬)に至り收穫するなり。

今土人の言ふ所を綜合するに蠶兒の發育情態は左の如し。

孵化後　吃葉三日(雨天アル時ハ約半日長シ)　睡眠二日(雨天アル時ハ約半日長シ)　之ヲ頭一眠ト云フ

一眠後　同　四日　同二日半　之ヲ第二眠ト云フ
二眠後　同　四日　同三日　之ヲ第三眠ト云フ
三眠後　同　五日　同五日　之ヲ第四眠ト云フ
四眠後　同　十一日　營繭四日乃至五日ニシテ完成ス

著名なる蠶場

奉天省に於ける著名なる蠶場を擧ぐれば左の如し

▲蓋平縣　花紅峪、猪紅峪、大頭溝、三脚山、潘家店、梨子園、接官廳、萬福莊、

▲鳳城縣　雪裡店、湯山城、賽馬集、靉陽城、

▲遼陽縣　大連河、吉洞峯、隆昌以南、

▲寛甸縣　二隴渡、砬子溝、石柱子、北蒲石河、長甸、大蒲石河、小蒲石河

▲安東縣　紅石砬子、梨樹溝、舖板山、後東大河岸、三截臺、銅鑛嶺、佛兒山、太平山、高麗橋子、長泡、

▲桓仁縣　太平峭、大林子

次に各縣に於ける蠶場の概數を擧ぐれば左の如し。

遼陽	一七〇	復縣	一、一四三	安東	一、五七五
海城	五六一	岫巖	七七〇	寛甸	二、五二七

蓋平　五、三五七　鳳城　六六三　桓仁　五一

收繭率　奉天省產の繭は之れを吉林省に比すれば其の品質優良なるが、就中、寬甸縣の永甸、長甸、鳳城縣の靉陽城、安東縣の大河岸地方、岫巖縣、蓋平縣の東山地方を最良とす、其の收繭率は氣候、疾病、鳥蟲害等の障害多く一定の標準を見出すこと困難なれど、土人の言を綜合すれば一把剪子の收穫は北方に於て六萬個、南方に於て七八萬個なり、卽ち左揭の標準を補捉する必らずしも不當にはあらざるなり。

(A)一把剪子に要する種繭を基礎として計算すれば

百個の種繭より得る雌雄　三十疋

一蛾の產卵數　一〇〇乃至一二〇(內輪に見積り)

孵化卵率　一〇〇に付八〇乃至九〇

收穫率　孵化せる蠶兒の五割乃至六割

之れに基き一把剪子の收穫高を算出せば

種　繭　五、〇〇〇

雌　蛾　一、五〇〇

產卵數	一五〇、〇〇〇—一八〇、〇〇〇
孵化する蠶兒	一二〇、〇〇〇—一六二、〇〇〇
繭	六〇、〇〇〇—一九七、二〇〇

(B) 一把剪子の樹數を三千六百株として計算するときは一株五六年生のものに對する放蠶數三十乃至四十なれば、其の蠶兒十萬八千乃至十四萬四千にして其の六七割營繭するとせば六萬乃至九萬個を得大約前同樣なる計算となるものとす。

(C) 今各地に於ける收穫率を示せば左の如し。

寬甸(一把剪子に付)

上作の年	八〇、〇〇〇	十個年中二個年位
中作の年	五〇、〇〇〇	同　六個年位
下作の年	二〇、〇〇〇	同　二個年位
凶作の年	—	—
十個年平均	五〇、〇〇〇	—
所有種繭數	—	四、〇〇〇

岫巖(同上)

上作の年	一〇〇、〇〇〇	十箇年中四箇年位
中作の年	六〇、〇〇〇乃至八〇、〇〇〇	同　四箇年位
下作の年	三〇、〇〇〇乃至四〇、〇〇〇	同　二箇年位
凶作の年	—	—
十箇年平均	七五、〇〇〇	—
所用種繭數	—	六〇、〇〇〇

蓋平(同上)

上作の年	一五〇、〇〇〇	十箇年中二箇年位
中作の年	一〇〇、〇〇〇	同　三箇年位
下作の年	五〇、〇〇〇乃至六〇、〇〇〇	同　三箇年位
凶作の年	二〇、〇〇〇乃至三〇、〇〇〇	同　二箇年位
十箇年平均	八一、五〇〇	—
所用種繭數	—	五、五〇〇

繭の集散市場 繭の集散市場は安東を以つて第一とし之れに次ぐを蓋平とす、即ち山岳地帯の東西なるは安東に到り、西面なるは蓋平に到るを一般とす、今其

の地方別概算數を擧ぐれば左の如し。

市場	集産年額	市場	集産年額
貔子窩	二、〇〇〇	大孤山	三、〇〇〇
莊河	三、〇〇〇	青堆子	三、〇〇〇
紅旗河	一、〇〇〇	黄土坎	七、〇〇〇
龍王廟	二〇〇	大東溝	三〇〇
安東	七〇、〇〇〇	海城	八、〇〇〇
松樹	六、〇〇〇	蓋平	四〇、〇〇〇
熊岳城	七〇〇	開原	一、〇〇〇
旅順	八〇〇	遼陽	一、二〇〇
合計	一五四、四〇〇		

以上、安東及び蓋平の中には絲として集散するものをも繭に換算して計上したり、又、一籠の容量は約三萬乃至五萬粒にして一定せざるも四萬内外のもの最も多し。

柞蠶の收支　今柞蠶飼育の單位を一把剪子として之れに對する收支計算を擧ぐれば左の如し。

支出の部

繭種	一〇、〇〇元	(數量五千個此單價二錢宛)
苦力賃	二五、〇〇	
食費	六、〇〇	
害蟲驅除藥	一、一五	
彈藥	、七〇	(一斤)
數讀料	一、〇〇	
租稅	一、〇〇	
蠶具費	一、〇〇	
計	四五、八五	

收入の部

良繭	一〇六、九五元	(七千五百個)
不良繭	一、四八	(三千五百個)
輪伐薪木伐	一、〇〇	
出殼繭	三、五〇	(五千個)
計	一一二、九三	

以上に據れば一把剪子の面積(めんせき)に於ける飼育(しいく)の純益は六十七元八毛となる譯な

り

柞蠶生產高 奉天省に於ける柞蠶繭總產額は平年に於て約二十三萬籠卽ち七十六億萬個にして此時價九百八十萬元內外なり、此內、安東附近全體の產額約七萬籠にして此代金三百萬元內外なり、柞蠶繭は其の市場に至る以前に於て皆一個所に集り、其の廣大なる空地に於て屑物を分別し個數を計算し、且つ寒氣に晒乾し完全に殺蛹をなしたる後、高四尺、徑二尺七寸內外の柳條籠に裝入して堅く蓋を蔽して後、數量及び所有主の名を記入し輸出の準備をなす、其の輸出港の重なるものは左の如し。

安東、大孤山、大東溝、莊河、靑堆子、貔子窩、龍王廟、

上記の各港より輸出さるるものは莊河、岫巖、安東、寬甸、鳳城、通化、桓仁方面の生產品にして海城、蓋平、熊岳城方面の生產品は大連、營口より輸出さるるが、輸出先は何れも芝罘を主とし總產額二十三萬籠の內、十分の五は繭の輸出とす。

柞蠶糸の種類 柞蠶絲の種類に就て說明すれば左の如し。

(一)春蠶絲　とは春蠶より製絲したるものをいふ、春蠶絲は色淡くして光澤に富み絲質亦優等なるも製絲に供すること稀れなるが故に其の産額極めて少なし。

(二)秋蠶絲　秋蠶より製出したるものをいふ、光澤春蠶絲に及ばず、且つ粗硬なれども強靭にして實用に適し産額春蠶絲に十倍せり。

(三)春控子絲　春の出殼繭より製絲したるものなり、春控子絲は色淡なるも絲條約一ならず、類節多くして、劣等なるもの多し。

(四)秋控子絲　秋の出殼繭より製絲したるものなり。

(五)大枠絲　春繭と秋繭とを問はず、繭八九粒乃至二十粒を添足したるものにして繰絲粗笨、品質不良なり、一に山東絲ともいふ、分かちて五種となす。

(六)小枠絲　五六粒乃至七八粒を添足し、周到なる注意の下に繰絲したるものにして絲條細く且つ大さ比較的齊一なり、一に洋庄小絲ともいふ、分かちて四種となす。

(七)屑絲　大挽手索緒の際生ずる外及皮び緒絲の一部、小挽手繰絲を終りたる屑絲より蛹を去りたるものなり。

(八)假絲 重量を増加せんが爲め普通、鹽、砂糖、石粉子、穀粉を附著するものなり。

絲量と絲繰力 繭の絲量及び職工の繰絲力を記せば左の如し。

地名	絲種	繭種	繭(一千箇ニ對スル絲量)	職工一人一日ノ繰絲繭數	備考
白家堡子	大枠絲	秋繭	八兩—十一兩	一千箇—一千百箇	
小孤山	同	同	九兩—十一兩	八百箇—一千箇	
海城	同	同	五六兩—十一兩	一千箇—千三百箇	
三道溝	小枠絲	同	八兩—十一兩	九百箇—千二百箇	
瓦房街	大枠絲	同	八九兩—十二三兩		粗品アリ
梁家屯	小枠絲	同	十一兩	八九百箇—千二百箇	
梁家屯	大枠絲	春繭	六兩		

備考 一兩ハ十匁ナリ衡ハ各其地方ノモノニ依ル

絲廠 とは製絲工場をいふ、安東の絲廠は之れを芝罘に比すれば猶未だ發達せず、蓋し安東は繭輸出を主とし製絲を副とせり、又其の製絲も僅かに小繭絲に限れり、今試みに同地に於ける主要なる絲廠を擧ぐれば左の如し。

絲廠	資本	使用人	一日製絲額	一年製絲額	工賃
和聖正	三五,000元	四五0人	一七0斤	六,000斤	二五角

和寰棧	一三,000	二00	八0	二,五00	同
恒昌泰	一三,000	二六0	一00	三,000	同
泰　記	一三,000	二六0	一00	三,五00	同
遠記	一五,000	二八0	一二0	四,五00	同
潤生弘	一0,000	二二0	九0	八,000	同
復盛祥	四,000	八0	三0	五00	同
復裕恒	一0,000	二二0	八0	一,000	同
謙盛恒	一五,000	二六0	一00	三,000	同
恒盛永	八,000	二二0	九0	二,000	同
計	一三五,000	二,四七0	九六0	二四,000	同

以上の外、安東の絲廠は小規模の者を合せ其の製出する所の小框絲を計算すれば、年額四百梱(毎梱の所要の繭二十萬個)にして、一年の製絲期間は約六箇月なり。

尙ほ安東に於ける製絲器械は左の如し。

二〇〇　一等品三光印金色、二等品三光印銀色、三等品赤色
一〇〇　商標不明品は三種に區別す一等品金に白神人印(雲の如きもの)
六〇〇　二等品赤黑神人印
一〇〇　金塔印

一五〇　一等品金馬印、二等品銀馬印
一〇〇　一等品桃猿印、二等品案印
一五〇　一等品金箔和尙印、二等品赤山水印
一五〇　一等品大重印、二等品福鹿印、三等品吉羊印
一、五五〇　（商標は小枠絲のみに付す）

備考　商標は優良品なる小枠絲のみに付す。

收支と相場

柞蠶絲百斤の製產に對する收支は左の如し（但し大正六年の支那官憲の調査とす）。

支出の部

柞蠶	絲（二十萬粒）	一六〇兩
製絲	費（工賃其他一切）	七〇兩
計		二三〇兩

收入の部

柞蠶絲	一〇〇斤	二〇〇兩
屑絲	八〇斤	六〇兩
蛹	四五〇斤	三五兩
計		二九五兩

包裝　小框絲は一括したる者を紙にて包み二十括に至り更らに油紙に包みて木箱に裝入す、其の包裝費は毎箱約二元、大框絲は二十五括を白布にて包み、其の外部を油紙にて包む、毎包百斤にして其の包裝費一元を要す、此等包裝せられたる者の輸出は藺と大同小異にて其の最盛期は芝罘方面は結氷前後に在り、結氷後には鐵道にて大連に送り、更らに海外に輸出す、今、安東より芝罘に輸出する大小框絲一梱の費用を示せば左の如し。

	大框絲	小框絲
汽船賃	二、七〇（元）	二、七〇（元）
藺行費	四、五〇	五、〇〇
輸出税	二、五〇	二、五〇
保險料	六〇	八五
包裝費	一、七〇	三、二五
計	一二、二〇	一四、五〇

安東の柞蠶屑絲　安東に集散する大挽手、二挽手、柞蠶屑絲集散は一箇年四千七百擔乃至六千六百擔にして其の大部分は支那各地へ移出さるるも、南洋歐米及び本邦へ輸出さるるもの亦尠なからず、本邦需要地は京都、岐阜、新潟、廣島等なる

も、柞蠶絲に比する時は極めて少量にすぎざるなり、今最近五年間の輸移出額を擧ぐれば左の如し(但し外國中には日本をも含む)

	外國へ輸出	支那へ輸出	計
大正元年	—	三、〇五二	三、〇五二
同二年	—	四、五九一	四、五九一
同三年	三四一	五、一九〇	五、五三一
同四年	五三一	六、七七八	七、三〇九
同五年	六六八	三、七七〇	四、四三八

柞蠶絲の用途 滿洲に於ける柞蠶絲の用途は極めて狹少にして、絹紬の材料たるの外は腰帶、脚帶となるにすぎず、絹紬は絹紬、練紬の二種に分かれ、絹紬は其の用絲を大豆汁に浸たして製織するものにて乾燥後は頗る品質堅硬となるなり、練紬は面域豚油の混合液を以つて絹紬を練成したるものにして光澤極めて美なり。外國に於ける柞蠶絲の用途は頗る廣汎にして、絨毯、窓掛、テーブル掛、其の他の各種裝飾、婦人の夏衣、絹綿、交織等皆可ならざるはなし。

日本に於ける需要地 柞蠶絲の日本に於ける需要地は京都五分、美濃三分、

越後一分、廣島一分にして大框絲は京都に於て剪絨織となり、小框絲は廣島の山繭織、名古屋の結城織模造品、越後見付の新節織となる。其の他、婦人用肩掛、レース、組紐、房類、厚地女帶、襦珍の二級品の緯絲、交織、御召織の模造品、ハンカチーフ。兵兒帶クレープ、ゴブラン織、靴足袋、ネクタイ類等に用ひらる。

柞蠶蛹

奉天省西南地方は柞蠶蛹の生産額多大なるも、其の生産情態は區々にして一も組織的のものなきを以つて、其の産出額を正確に知り難きも各産地に於ける製絲の量を標準として算すれば、一箇年平均生物二百四十萬斤位にして半乾燥のもの百四十萬斤なるべし。其の製絲は秋蠶を主とするを以つて陰暦十月頃より十二月下旬までの期間を製絲の最盛期とし、此期間は蛹凍結せるを以つて製絲の際特に繭を乾燥するの要なく、又、製絲後出づる蛹は腐敗の恐れなきを以つて多量の蛹を製することを得るなり。元來柞蛹は滋養に富めるを以つて支那人は之れを食料に供す、又、製絲の際生ずる油亂繭と稱する潰ぶれ繭又は病蠶の蛹等は春季に至り肥料として使用さる、又、陰暦二月頃の製絲より生ずる蛹は總て肥料用として地方農家に賣捌かる、（編者曰く柞蛹より油を搾り取り其の油を石鹼とな

し其の石鹼を絹紬の一種練紬に使用するの、或は單に其の油にて練紬に使用すれば大に益なるべしと思はる)。製絲場にて之れを販賣するには普通桝量を以つてするも、小賣は斤量を用ゆ、各地衡量を異にするを以つて概括し難きも蓋平に於ては生物一斗(二十七斤內外)の價小洋四角乃至五角にして十斤の價小洋一角五六毛なり、又、乾燥物の一斗は十七斤內外にして其の價は生物と同樣なり。

柞蠶絲と家蠶絲との比較

左の如し

(一)柞蠶絲の優る點

强靭なること、强き光澤に富み交織に適すること、收縮性を有するが故に其の性質を利用する細工場に良し、價格低廉なること、諸般の藥品に對し耐久力强し。

(二)柞蠶絲の劣る點

濕氣に逢うて收縮すること、絲條の抱含惡しきこと、色純白ならざること、染色に手數を要すること、絲質粗硬にして纖維太く偏平なること、臭氣あること、逆毛立つこと。

萬家嶺の野蠶公司

滿鐵の萬家嶺驛附近に於て多年柞蠶飼育に從事せる

滿洲野蠶公司は大正五年九月、都督府の許可を得て沙河口會內大頂山に飼育林造成の計畫を立て、大正六年には萬家嶺に於て柞蠶製絲事業を創始したり、同公司が大正五年より大正六年に亘りて內地に供給したる柞蠶繭は八千餘圓に達し、又、同年萬家嶺に二十九町步の蠶場を設け飼料及び種類交配、孵化早晩化性の變化、天蠶飼育に關する試驗を行ひ、更らに柳蠶飼育に關し各種の試驗を行ひたり。

柞蠶紡績會社　大正七年橫濱より安藤洋行の安東に來るあり柞蠶の一大紡績會社を組織して事業を經營せり。

興東公司　安東驛大和橋通りの興東公司柞蠶工場は大正七年三月製絲工場を增築することに決し、其の計畫は約五百名以上を使用する方針なりといふが、同工場に於て大正六年十二月より大正七年三月中旬に至るまでの輸出は約七萬斤にして相場は一梱に付金票六百五六十圓を上下し居り、仕向地は內地橫濱を中心とし、米國方面にも直輸入したりとなり。

取引慣習　柞蠶絲に就ては村落の製絲家は買手の來るを俟たずして蓋平又は安東に至りて隨時販賣するを常とするも、繭の取引には商人が生產地に出向き

て買出する者多く繭は一般に現地取引にして從つて一定の市價なるものあるなし其の買付方法は(一)芝罘及び南淸の製絲家或は問屋に於て人を派して買付をなす場合(二)地方の問屋又は製絲家に於て人を派し或は小商人の手を經て買付をなす場合(三)生產地方の小商人が其の附近の生產繭を買收する場合となり。其の(一)の場合には買手は從來取引關係ある問屋に至りて其の家に宿泊し、其の店員を伴ひて生產地に至り、生產地の問屋又は直接生產者と商談し、商談纒らば始めて繭の個數を點檢するなり、左れど大取引には此等の面倒なる手數を避け、普通一萬個を七十斤乃至八十斤として秤量すれど此場合に於ける數讀料金は賣主に於て負擔するを普通とす。(二)の場合にも(一)の場合と大差なく唯地方の小問屋の手を經る場合は二分の口錢を支拂ふを普通とす、問屋が繭の買附をなすには現金にて授受する場合と問屋の發行せる手形にて取引し後日現金に引替ふるものとあり。(三)の場合は平常小農民に日用雜貨を貸賣し、其の代價として秋季繭を買入るるを普通とす。

前記の方法の外に每年八月下旬頃に至れば蠶場にて二三割の內金を支拂ひ買

入の豫約をなし、繭を受授する場合に於て精算す、土人は之れを稱して開秋といふ。

繭行と絲棧　繭行とは繭の取引店にして絲棧とは絲の取引店なり、我が邦の問屋なり、卽ち賣買双方の委託によりて取引をなすものなり、絲は絲棧の手を經るにあらざれば賣買を行ふことを得ざる情態にして、各絲棧は外櫃卽ち外廻り番頭ありて常に各絲棧の間を奔走し仲介の便を圖りつつあり、問屋の手數料は取引高の二分卽ち百分の二を賣買双方より收むるを常とす、問屋は專業とするもの十中の二三にすぎずして、多くは雜貨商其の他の兼業とす。

柞蠶飼養戶數及び收繭製絲量

謂ゆる支那の統計なれば當てにならぬと見るべきも多少參考ともならんと思はるを以つて、支那實業統計に示せる東三省の柞蠶飼育戶數並びに其の收繭額、製絲量を擧ぐれば左の如し。

(一) 奉天省

縣名	飼養戸數	收繭量（擔）	製絲量（斤）
鳳城	二、七三八	九八、八二〇	一四八、二三〇
莊河	五、二九七	一三九、四七一	三一三、八一〇
遼陽	一二四	一、五〇〇	三、三七〇
復	一、三九五	三、一一四	七、〇〇〇
岫巖	三、七八五	五四、三九二	一二、二四〇
撫順	一八七	二一七	四九〇
海城	一、五五四	一四六	三七〇
蓋平	四、四七〇	二三三八、一九四	一、六五六、〇〇〇
鐵嶺	七	五八〇	一、三〇〇
本溪	三二五	三四	—
北鎮	一五	二一	五〇
綏中	二〇〇	二三七	五二〇
東豐	五〇	五〇〇	—
西豐	二、五七六	四、七九〇	一〇、七八〇
西安	四八九	一、五〇〇	—
柳河	七五	一六六	三七〇
安東	一〇、五三九	二二、〇〇〇	四、九〇〇

縣名	飼養戶數	收繭量	製絲量
寬甸	二、八一八	七〇、〇〇〇	一五七、五〇〇
計	三六、六四四	六三五、六八二	二、三一六、九四〇

（二）吉林省

縣名	飼養戶數	收繭量	製絲量
吉林	六	一〇擔	—斤
伊通	六	一五	—
磐石	一一	三六	六三
榆樹	三	八	—
計	二六	六九	六三

（三）黑龍江省

縣名	飼養戶數	收繭量	製絲量
龍江	一	二擔	七斤
綏化	一	四〇	二〇四
計	二	四二	二一一
合計	三六、六七二	六三五、七九三	二、三一七、二一四

柞蠶屑物累年價格

大正七年三月、安東及び上海の日本領事館の報告による柞蠶屑物に就て記せば左の如し。

▲安　東

家蠶 家蠶の產額は極めて僅少にして特に揭記すべきものなく其屑物に至りては殆ど皆無なりとす

柞蠶屑物の種類 柞蠶屑繭は總て絲廠(製絲工場)に於て柞蠶絲に製し取引せらるるを以て柞蠶の屑物としては屑絲を存するのみ、而して製絲の際繰絲に先ち絲緖を覓る爲に紡ぎたる屑絲は之れを大挽手と稱し、繰絲後の薄皮繭となり解舒不能に至りしものより蛹を取去りたるものを二挽手と稱す、共に普通柞蠶絲に於けるが如く大枠、小枠の兩種に分つ

柞蠶屑物の產額及產地 當地に集散する屑絲は一箇年四千七百擔(一擔は百斤なり乃至六千六百擔にして其產地は安東縣、桓仁縣、寬甸縣、鳳城縣及莊河岫巖兩縣南部なり

柞蠶屑物の價格　大挽手一擔の平均價格は大枠百兩一、小枠七十四兩八十四にして二挽手は各其半額なり、今左に最近五年間の價格を表示せん

○柞蠶屑物平均價格五年比較表（單位兩）

月次	大正元年 小枠	大正元年 大枠	大正二年 小枠	大正二年 大枠	大正三年 小枠	大正三年 大枠	大正四年 小枠	大正四年 大枠	大正五年 小枠	大正五年 大枠
一月	五四	九三・七五	六五・〇〇	一一三・五〇	七五・〇〇	一〇〇	—	—	六二・五〇	八〇・〇〇
二月	五四	八六・二五	七五・〇〇	一一三・五〇	七五・〇〇	一〇〇	—	—	六三・七五	九〇・〇〇
三月	五二	八六・二五	八〇・〇〇	一一五・〇〇	七五・〇〇	一〇〇	—	—	一〇〇・〇〇	一四二・五〇
四月	五八	八六・二五	九〇・〇〇	一二〇・〇〇	七五・〇〇	一〇〇	七二・〇〇	九〇・〇〇	八〇・五〇	一一五・〇〇
五月	五六	八六・二五	九〇・〇〇	一二〇・〇〇	七五・〇〇	一〇〇	—	—	七二・五〇	一一七・五〇
六月	五六	八六・二五	九〇・〇〇	一二〇・〇〇	七五・〇〇	一〇〇	—	—	七二・五〇	一一五・〇〇
七月	五六	八六・二五	九〇・〇〇	一二〇・〇〇	七五・〇〇	一〇〇	—	—	—	一一七・〇〇
八月	五六	八六・三五	九〇・〇〇	一二〇・〇〇	—	—	—	—	八〇・〇〇	一二七・五〇
九月	五八	八六・二五	九〇・〇〇	一二〇・〇〇	—	—	—	—	九〇・〇〇	一二七・五〇
十月	六〇	一一三・五〇	九〇・〇〇	一二〇・〇〇	四〇・〇〇	八〇	五七・五〇	八五・〇〇	九〇・〇〇	一五〇・〇〇
十一月	六二	一一三・五〇	九〇・〇〇	一二〇・〇〇	四〇・〇〇	八〇	六〇・〇〇	八五・〇〇	一一〇・〇〇	一九五・〇〇
十二月	六〇	一一三・五〇	九〇・〇〇	一二〇・〇〇	四〇・〇〇	八〇	五七・五〇	八七・五〇	一一〇・〇〇	一五七・五〇

平均	五七	九三・四四	八六・七五	一〇八・九五	七六・五〇	九四	六一・七五	八六・八八	九二・一七	一二七・二五

備考　本表は大挽手絲を示す二挽手は半額なり

柞蠶屑物取引　取引は絲棧と稱する問屋の仲介を以て行はる、普通は雜貨商の兼營にして取引價格の二分の口錢を得て賣買仲介を爲し、且つ荷造等一切の委託を受け梱包の上買主に交付す、支那人間に於ては一兩(我九匁七分)に對し銀兩を以て評價するの慣習なるも、邦人との取引は一擔(百斤)に對し兩銀を以て評價す、而して實際に於ては取引當日を兩銀比價に照し金、洋錢、正金、銀劵等當地流通の貨幣を以て決濟せらる、然れども屑物の產額は前記の如く僅少なるが故に是れのみ取引せらるるは稀にして柞蠶絲と同時に取引せらるるを普通とす。

柞蠶屑物の輸移出　產額を大部分は支那各地への移出にして南洋、歐米及本邦へ幾分の輸出を見る、本邦需要地は京都、岐阜、新潟、廣島等なるも柞蠶絲の輸出相應多量を占むるにも拘はらず、屑絲の本邦向輸出は至極少量なり、最近五年間の屑絲輸移出額を示せば左の如し

屑絲輸移出額最近五年比較表　(單位擔)

年次	外國(日本を含む)へ輸出	支那へ移出	計
大正元年	—	三,〇五二	三,〇五二
同二年	—	四,五九一	四,五九一
同三年	三四一	五,一九〇	五,五三一
同四年	五三一	六,七七八	七,三〇九
同五年	六六八	三,七七〇	四,四三八

▲上海

家蠶、柞蠶屑物產高　支那全土より產出する家蠶及柞蠶屑物年總額に付ては何等據るべき材料なく適確なる計數を知り得ざるも、支那各港輸出に係る屑物の數量を示せば左表の如し

支那蠶絲屑物輸出高國別表

仕向地	大正三年 數量(擔)	大正三年 價額(両)	大正四年 數量(擔)	大正四年 價額(両)	大正五年 數量(擔)	大正五年 價額(両)
香港	二七,六八五	一,九三八,一六九	二二,七三三	一,六四一,六六九	二九,八一九	二,三九二,三七一
澳門	二三一	一三,七一三	一四一	一〇,〇四三	—	—

新嘉坡	二	四五〇	一五	三、四二一	—	—
蘭領東印度	—	—	三	二、七五四	三五	七、九七四
英領印度	二七七	六〇、九六八	四四八	一〇〇、八六一	六三三	一四一、八八七
土耳古、埃及等	二三三	一四、一〇四	—	—	—	—
英吉利	一九、二八一	一、一七七、七三三	三三、〇六五	一、〇五六、二八五	一九、七〇六	一、三四九、一三五
獨逸	一、〇九四	一一、四三四	—	—	—	—
白耳義	二九五	一〇、九〇二	—	—	—	—
佛蘭西	二六、二四二	一、一〇二、七四八	五九、一八四	一、九五五、七九三	五六、五一六	二、六二五、九四六
瑞西	一	一三二	—	—	—	—
伊太利	七、六三九	三六七、五四〇	四四、六一五	一、五一九、二〇七	五三、八一五	一、五四一、二九〇
澳洪國	一、〇七九	六三、二七五	—	—	—	—
露西亞	—	—	—	一七	—	一〇
日本	四、九〇三	二〇九、三七九	三、七七五	二一七、六七八	六、九〇二	二〇八、六七二
北米合衆國	四、九六四	三一〇、〇九八	七、〇二六	三三七、〇二七	一五、一五二	九一五、五六八
朝鮮	—	—	六	三〇四	—	一〇
合計	九三、九二五	五、二七九、五八二	一六〇、〇一〇	六、七四五、〇四九	一八二、五七七	九、一七七、八五三

尙家蠶と柞蠶との比は家蠶八割、柞蠶二割と見るを得べし

上海附近産出高　當館管內より産出する屑物の正確なる數量は不明なるも江

蘇、浙江二省の產出推算高及其價格（一擔に付）を示せば左の如し

種類	數量	價額
玉繭	二六、二五〇擔	五五兩
毛繭	八、七五〇	六〇
屑羽	一七、五〇〇	一五
長吐	七、五〇〇	一五五
蠶斗	二一、〇〇〇	一一〇
蜂吐	一、五〇〇	一〇〇
經吐	一、〇〇〇	一五〇
內地毛羽	五、〇〇〇	四〇
合計	八八、五〇〇	

輸出及取引狀況　蠶絲屑物輸出は殆ど上海獨占の姿にあり、最近三年間に於ける上海港輸出高を示せば左表の如し

○蠶絲屑物最近三年上海輸出高表

種類	大正三年 數量	大正三年 價額	大正四年 數量	大正四年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
亂絲頭	四四、九二八擔	二、七八九、八四五兩	七七、七一五擔	三、六六四、一四三兩	八三、五四〇擔	五、〇九五、六九三兩

亂繭衣	四,〇四五	一五一,二九七	一二,五三三	二四四,四六三	一一,六六三	二七四,二三〇
蠶繭殼	三,六三七	二五四,〇二一	四一,五八五	九八七,三七六	四三,二七四	九九八,二九五
計	六一,六一〇	三,一九八,一五二	一三〇,八三三	四,八九五,九八一	一三八,四七七	六,三六八,二〇八

屑物取引狀態に付ては上海には二十餘の絲頭號(屑物賣込問屋)ありて專ら屑物賣買の仲介を爲し、外國商館に賣付け商館との約定は先物賣買にして商館は之れに對し手附金として一擔に付五兩乃至二十兩を仕拂ふものの如し、上海附近より上海に集まる座繰絲屑物は各地にある絲頭號に於て、生産者より小口物を買集めこれを上海の絲頭號に賣るものとす。

南滿三港柞蠶輸出額

南滿三港に於ける柞蠶の輸出額につき最近三箇年の累年別を擧ぐれば左の如し。但し單位數量は擔にして價格は海關兩とす

(大連)

大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額	大正四年 數量	大正四年 價額
一〇,三八九擔	二,八五三,三〇〇兩	八,一〇七擔	一,六六五,九七五兩	一二,六五八擔	二,二九九,二一六兩

野蠶絹絲	安東	五、〇〇八	一、四二九、〇七八	四、五三八	一、〇五一、二二八	八、九五七	九九四、二三七
	營口	二、五七四	五二七、四六八	三、〇四六	六九一、九三六	六、四九二	一、一六九、二六五
	計					二八、一〇七	四、四六二、七〇八
野蠶繭	大連	八二、〇六七	一、〇四七、一〇八	三〇、六一七	六三〇、一六九	七五、六八〇	七五六、八〇〇
	安東	四六、八〇二	九〇一、二一六	三九、二八五	七三九、一七七	一六八、六五七	一、五二八、五八三
	營口	二六六	二三、八三六	二、〇四九	一四九、七二九	四八四	二五、六九〇
	計					二四四、八二一	二、三一一、〇七二
絹絲屑及古絹	大連	五、八四七	一八一、二五七	八、四一五	二七三、三六〇	七、九一〇	三四七、九四八
	安東	一、九八八	一三七、二八七	四、四四二	二八〇、八七〇	七、三〇九	三六五、四五〇
	營口	一、一九三	四七、八二七	二、二八二	九一、四八五	九、〇三六	二九八、一八〇
	計					二四、二五五	一、〇一一、五八六
野蠶繭殼	大連	一、一九八	八、三八六	九四九	九、四九〇	二四六	一一、〇七〇
	安東	三	六八	一六一	二、三七〇	九九七	七、九八一
	營口	—	—	二	五五	—	—
	計					一、二四三	一九、〇五一
絹紬	大連	五五八	四三三、三〇九	七五八	四九五、九六六	四一	一五、一一〇
	安東	四三	七、二七九	五五	一三、六二五	一七〇	二一、二六一
	營口	—	—	—	二四一	四	一、三四八

計	二二五	三七、七二〇

備考

一、安東ニハ大東溝ヲ含ム

一、絹綢大連輸出金額中ニハ Products, Unclassed ヲ含メ其數量中ニハ含マズ

柞蠶絲精煉染色試驗

滿鐵中央試驗場に於て大村孫三郎氏が柞蠶絲に對し精煉染色等に關する試驗をなしたる報告書は左の如し。

(一) 柞蠶大枠絲ノ品位試驗 (不純物ノ鑑定)。

滿洲內地ニテ製出セラルル柞蠶大枠絲ハ其品位區々ニシテ一定セズ製造家ノ異ルモノハ勿論同一ノ製造家ニ依リテ製出セラレタルモノト雖尚同一梱中ニ數種類ヲ混ズルコトアリテ賣買ノ際之ガ價格ヲ鑑定スルハ極メテ困難ニシテ然モ最モ必要條件タリ

元來織物原料トシテ生絲ノ品位ヲ定ムルニハ

一、色澤ノ良否
二、纎度ノ差ノ大小
三、類節ノ多少
四、抱合ノ良否
五、强力及伸度ノ大小
六、練リ減リ量ノ多少

ニ付一定ノ標準ヲ置キ可檢絲ノ前記各性質ヲ標準ニ比シ其差違如何ヲ決スルコトナルガ大枠絲ハ概シテ前記各性質上ノ短所ヲ具備シ而モ之ヲ原料トシテ製織セル繭紬ハ粗大ノ織物ナルヲ以テ製織、精練、仕上ノ後其缺點ノ隱見一樣ナラズ生絲對絹布ノ場合トハ其情況ヲ異ニセリ然レバ生絲ニ施スガ如キ方法ヲ以テ其品位ヲ定ムルハ勞多キ割合ニ實用ニ適セザルコトトナリ寧ロ肉眼鑑定ニ依リ各性質ノ良否ヲ相殺シテ決定スルヲ以テ足レリトスルノ場合多シ獨リ大枠絲ニ在リテ其品位ヲ定ムルノ要件トシテ看過シ難キハ附著不純物ノ多少ナリトス

柞蠶大枠絲ニハ二種類アリ一ハ春蠶絲ト稱シ春蠶繭ノ出殼繭ヲ以テ製絲セル

モノ他ハ秋蠶絲ト稱シ秋蠶繭ヲ以テ製絲セルモノナリ前者ハ後者ヨリモ白灰色ニ帶ビ光澤ニ富ミ其產額少ナキガ爲價額モ亦高キヲ普通トス今左ノ各種ニ就キ洗除、乾燥法ヲ施シ水分、不純物量、纖維量ヲ測定スルニ左表ノ如シ

番號／項目	一號	二號	三號	四號	五號	六號	七號
產地	蓋平	安東縣	安東縣	安東縣	安東縣	安東縣	安東縣
種別	春糸	春糸	春糸	秋糸	秋糸	秋糸	秋糸
初メノ色	白灰褐色	灰褐色	灰褐色	帶黃淡褐色	帶黃濃褐色	褐色	帶白濃褐色
洗除後ノ色	白灰褐色	灰褐色	灰褐色	褐色	濃褐色	濃褐色	白灰褐色
水分	九・一%	七・六%	八・〇%	九・四%	一〇・一%	八・七%	八・六%
不純分量	四・五%	三二・九%	三四・〇%	五・七%	八・七%	一五・九%	三六・二%
纖維量	八六・四%	五九・五%	五八・〇%	八四・九%	八一・二%	七五・四%	五五・二%

本表ニ依テ見レバ洗除乾燥ニ依リ少ナキハ四・五%ヨリ多キハ三六・二%ノ減量ヲ示セリ今是等不純物ノ成分ヲ知ラムガ爲メ右表中比較的減量多キ第二號、第三號、第七號品ヲ取リ沸騰水ニテ洗除シ得タル液ヲ試驗セシニ液ハ帶黑茶褐色ニシテ弱酸性ヲ表ハシ其中ニハ不溶解性沈澱物混在スルヲ認メ分析ノ結果無機物質トシテハ「アルミニユム」「マグネシユム」「カルシユム」等ノ珪酸鹽類、有機物質トシテハ蛋白質、謬質物等ヲ含有スルヲ認メタリ即チ本成績ヨリシテ大柞絲ニ附著セル不

純物ノ由來ヲ左ノ如ク推定セリ

一、大枠絲製絲ノ際不潔ナル操作ニ起因スルモノ即チ繭ノ煮汁、蛹體ノ粉末、石灰等

二、増量ノ爲ニ附加セラレタルモノ主トシテ土粉子(「マグネシユム」「アルミニユム」ノ珪酸鹽類ニシテ「ソープストン」或ハ「タルク」ト稱スルモノ)豆汁(大豆中ノ蛋白質

三、秋蠶絲ヲ春蠶絲ニ擬セムカ爲附加セラレタルモノ主トシテ石灰及土粉子

今是等ノ不純物量ノ多少ハ製織經濟上ニ如何ナル影響ヲ及ボスヤヲ考フルニ繭紬製織ノ第一段タル糊付ヲ施ス前先ヅ大枠絲ヲ溫湯ニ浸シ其不純物ヲ除去スルヲ常トス此工程中不純物ノ大部分ハ除去セラレ大枠絲ハ一旦殆ド純纖維ノ形トナリテ更ニ加工增量セラルルモノナルガ故ニ購入大枠絲ニ現存スル不純物ノ多キ程其絲ハ高價ノモノナリトス

加之是等ノ不純物ハ原料トシテ何等ノ用ヲ爲サズ却テ洗除ノ手數ヲ要シ殊ニ不純物多キモノハ概シテ纖度及抱合ニ於テ不良ナルモノ多シ即チ購入ニ際シ不純物附著ノ程度ヲ鑑定シ評價スルノ必要ヲ生ズ然レドモ一見以テ幾割ノ增量ナルカヲ判別スルコトハ頗ル困難ニシテ次ノ如キ事柄ニ注意シ推定スルノ外ナシ

一、色澤ノ如何ニ依リ春蠶絲ト秋蠶絲トノ區別及製絲方法ノ良否ヲ推測ス

一、手觸リノ粗滑ニ依リ不純物質ヲ推測ス
一、綛ヲ捌キ不純物飛散ノ度合ヲ見ル
一、二十倍内外ノ蟲眼鏡ニテ絲ノ表面ヲ見レハ白粉末及茶褐色ノ粉末等ノ附著スルヲ認ムルノミナラス蛋白質物ノ附著マテモ略ホ認識シ得ヘシ

（二）山東省產繭紬ノ品位試驗

爾來支那ニ於ケル柞蠶絲ノ用途ノ大部分ハ繭紬ヲ製織シ山東「ポンジー」ノ名稱ノ下ニ諸外國ニ輸出セラレ絹布ニ比シ價額低廉ナルト一種特別ノ風味アルガ爲大ニ歡迎セラルル本所モ亦此世界的商品ナル繭紬ノ製織ニ注目シ支那式製織方法ヲ基礎トシ追次改良ヲ企ツルノ方針ヲ採レリ、卽チ山東省產繭紬ヲ解剖シ其品質ヲ試驗シタル成績左ノ如シ

先ヅ繭紬ノ品位ヲ支配スベキ項目ヲ次ノ如ク區別シタリ

一、色澤
二、手觸
三、織物ノ肉付
四、織物ノ地締
五、織物ノ表面ニ表ハルル平滑淸純ノ程度

六、增量物ノ多少

今是等ノ各項目ニ表ハレ來ルベキ諸原因ヲ調査スレバ

一、色澤ノ良否ノ起ルベキ原因

(イ)　原料絲ノ色澤

(ロ)　精練方法

二、手觸ノ良否ノ起ルベキ原因

(イ)　原料絲ノ素質

(ロ)　精練方法

(ハ)　糊其他增量物ノ多少及其性質

三、肉付ノ良否ノ起ル原因

(イ)　原料絲ノ性質及製品ニ對シ絲ノ撰擇ノ適否

(ロ)　糊ノ性質

(ハ)　精練方法

四、地締ノ良否ヲ來ス原因

(イ)　製織方法

(ロ)　糊ノ性質

五、平滑清純ニ影響スル原因

（イ） 原料絲ノ纖度ノ大小

（ロ） 原料絲ノ類節ノ多少

（ハ） 原料絲抱合ノ良否

（ニ） 製織方法ノ如何

六、增量物ノ多少

（イ） 糊ノ性質

卽チ是等ノ項目ニ從ヒ山東省産繭紬二十一種ヲ比較試驗セリ其成績左表ノ如シ表中ノ點數ハ左記採點方法ニ依リ採點セシモノナルガ一見各性質上ノ優劣ヲ鑑別シ得ルノミナラズ、之ヲ綜合セル結果ハ偶然市價ト略一致スルノ好果ヲ呈セリ

採點方法

品位完全ナルモノヲ百點トシ之ヲ各性質項目ニ其重要ノ程度ノ大小ヲ考ヘ左ノ如ク分配セリ、其分配額ヲ其項目ノ滿點トシ以下等級ヲ附セリ

色澤二十點	白灰褐色ニシテ光澤ニ富ムモノニ	二十點
	帶灰褐色ニシテ光澤アルモノニ	十五點
	褐色ニシテ稍光澤アルモノニ	十點
	濃褐色ニシテ光澤乏シキモノニ	五點

總點百點

- 手觸十五點
  - 柔軟平滑ニシテ彈性ニ富ムモノニ　十五點
  - 普通ナルモノニ　十點
  - 稍粗硬ナルモノニ　五點
- 肉付十五點
  - 纖維ノ肥ヘ且ツ膨レタルモノニ　十五點
  - 普通ナルモノニ　十點
  - 瘦セタルモノニ　五點
- 地締十點
  - 良好ナルモノニ　十點
  - 普通ナルモノニ　五點
  - 惡シキモノニ　二點
- 平滑清純度二十點
  - 糸ノ大小ナク類節ナク毛羽立タサルモノニ　二十點
  - 普通ナルモノニ　十五點
  - 稍多キモノニ　十點
  - 殆ド一面ニ類節及糸ノ大小ガ表レタルモノニ　五點
- 增量二十點
  - 五%マテニ増量アルモノニ　二十點
  - 一〇%マテノモノニ　十五點
  - 一五%マテノモノニ　十點
  - 一五、一%以上ノモノニ　五點

種別	色澤	同上點數	手觸	同上點數	肉付	同上點數	地締	同上點數	平滑清純度	同上點數	水分	增量物增量	同上點數	點數合計	百匁繭入價格
經緯本山糸薄地	帶灰褐色光澤アリ	一五	柔軟ニシテ滑	一五	肥且膨	一五	良	一〇	普通	一五	六、八%	八、八%	一五	八五	圓 五、〇二
經緯本山糸薄地	白灰褐色稍光澤アリ	一五	稍粗硬ニシテ平滑	一〇	普通	一〇	普通	五	類節多シ	一〇	六、五%	七、一%	一五	六五	四、六三
經緯南山糸薄地	褐色ニシテ光澤ニ富ム	一五	稍柔軟ニシテ平滑ナ缺ク	五	肥且膨	一五	良	一〇	清純	二〇	七、二%	一一、四%	一〇	七五	三、七六
經緯關東糸厚地	帶灰褐色光澤ニ乏シ	一〇	粗硬	五	肥且膨	一五	普通	五	清純	二〇	六、三%	一一、七%	五	六〇	三、四四
經緯春揉糸厚地	白灰色光澤ニ富ム	二〇	滑	一五	肥且膨	一五	良	一〇	清純	二〇	七、二%	一四、〇%	一〇	九〇	三、一三

經緯東郷糸厚地	褐色ニシテ光澤ニ乏シ	五	稍粗硬平滑	五	稍肥	一〇	普通	五	普通	一五	六、〇%	四、五%	五	四五	二、八三
經緯關東糸薄地	褐色ニシテ光澤ナシ	五	柔軟平滑ヲ缺ク	一〇	稍肥	一〇	惡	二	纖度ノ差甚タシク類節多シ	五	五、〇%	一三、九%	一〇	四一	二、四五
經緯南山糸薄地	白灰褐色光澤ニ富ム	二〇	柔軟ニシテ平滑	一五	肥且膨	一五	良	一〇	清純	一五	六、八%	一三、六%	一〇	八五	四、一八
經緯本山糸薄地	帶灰褐色光澤ニ富ム	二〇	柔軟ニシテ平滑	一五	肥且膨	一五	良	一〇	清純	二〇	七、三%	九、二%	一五	九五	五、八五
經緯本山糸薄地	帶灰褐色光澤アリ	一五	柔軟ナレドモ平滑ヲ缺ク	五	肥且膨	一五	普通	五	纖度ニ大小アリ	一〇	八、〇%	八、[illegible]%	一五	六五	五、八五
經緯東郷糸厚地	褐色ニシテ光澤ニ乏シ	五	稍粗硬	五	肥且膨	一五	普通	五	清純	二〇	六、五%	一八、一%	五	五五	三、三五
經本山糸緯關東糸厚地	褐色ニシテ光澤ニ乏シ	五	稍粗硬	五	粗肥	一〇	惡	二	普通	一五	六、五%	二〇、八%	五	四二	三、一五
經緯東郷糸薄地	帶灰褐色光澤ニ乏シ	五	柔軟平滑	五	瘦	五	普通	五	纖度ニ大小多シ	一〇	五、八%	一六、七%	五	四五	二、七五
經緯南山糸薄地	褐色ニシテ稍光澤アリ	一〇	柔軟ニシテ平滑	一五	肥且膨	一五	良	一〇	清純	二〇	六、九%	八、〇%	一五	八五	四、三〇
經緯本山糸薄地	褐色ニシテ光澤アリ	一五	柔軟平滑	一五	肥且膨	一五	良	一〇	清純	二〇	六、四%	一六、七%	五	八〇	三、九四
經緯本山糸薄地	褐色光澤アリ	二〇	柔軟平滑ナリ	一五	肥且膨	一五	良	一〇	清純	二〇	七、五%	一三、九%	一〇	九〇	四、五〇
經本山糸緯關東糸厚地	褐色ニシテ光澤アリ	一〇	柔軟ニシテ平滑ヲ缺ク	一五	肥且膨	一五	普通	五	清純	二〇	六、九%	一一、〇%	一〇	七〇	四、四八
經本山糸緯關東糸厚地	白灰褐色光澤ニ富ム	二〇	柔軟ニシテ平滑ヲ缺ク	一〇	肥且膨	一五	良	一〇	纖度ニ差アリ	一〇	六、八%	一〇、九%	一〇	七五	四、四六
經本山糸緯關東糸厚地	褐色光澤アリ	一五	柔軟ニシテ平滑	一五	稍肥稍膨	一〇	惡	二	普通	一五	六、九%	一一、三%	一〇	六七	二、八四

經緯東鄕糸薄地	褐色ニシテ光澤アリ	一五	柔軟ニシテ平滑	一五	稍肥稍膨	一〇	良	一〇	普通	一五	六、五%	一八、六%	五	七〇	三、七〇
經緯春蠶糸	白灰色光澤ニ乏シ	一〇	稍柔軟ニシテ平滑	一〇	普通	一〇	普通	五	普通	一五	六、〇%	一〇、二%	五	五五	二、七一

要スルニ繭紬ノ品位ハ原料絲ノ纎度比較的均一ナルモノ、類節ノ少キモノ絲條ノ抱合佳良ナルモノ、及不純物ノ含有量少ナキモノヲ用ヒテ適當ナル糊付製織精練ヲ施シ製品トシテ色澤ニ富ミ手觸リ柔軟ニシテ彈性ヲ有シ地締リ好ク、然モ表面平滑清純ナルモノヲ最優等ノモノトセザルベカラズ

然ラバ現今行フ支那式方法ハ善良ナル製品ヲ得ルガ爲適當ナルヤ將來研究ノ餘地尠カラズト思考ス

（三）**繭紬製織上ニ於ケル糊付量ト精練トノ關係試驗**

支那式繭紬ノ製織ハ凡テ大枠絲（纎度細キモノハ一五粒付卽チ六〇乃至八〇デニール」太キモノハ三〇粒付一二〇乃至一五〇デニール」ヲ使用シ撚絲ヲ施サズ、直チニ糊付工程ヲ行フモノニシテ其順序左ノ如シ

第一工程　溫湯ニテ洗除ス

第二工程　土粉子（滑石）ナ水ニ混シ得タル泥狀糊ヲ付ケテ乾燥ス

第三工程　大豆ヲ糊狀ニ爲シタルモノニ大豆油ヲ混シテ煮タル糊ヲ付ク
第四工程　乾燥シナカラ絲ヲ捌キ打ツ
第五工程　乾燥後又大豆糊ナ付ケ第四工程ト同樣ニス
第六工程　第三第四工程ヲ猶一回反復ス

斯ノ如キ工程ヲ經タル後經緯トシテ使用ス、猶經絲ハ整經後刷毛ヲ以テ大豆糊ヲ引キ絲ノ表面ニ表ハルル毛羽ヲ防グ卽チ糊付工程ト稱スルハ初メ纖維中ニ不溶解性物質ヲ吸收セシメテ絲ヲ膨脹セシメ次ニ不溶解物質ノ脫落ヲ防ガムガ爲大豆糊ヲ施シ其中ノ蛋白質ノ作用ニ依リテ抱合セシムルニ外ナラズ

今本方法ニ依リテ附加セラレタル糊付ヲ普通用大枠絲七種ニ就キ試驗セシニ其成績次ノ如シ

實驗成績ニ依レバ糊ノ吸收セラルベキ量ハ原料絲ノ性質ニ依リ又ハ氣候天候等ニ依リ常ニ同一ノ結果ヲ見ズ依テ今ハ大正二年冬季ニ於ケル試驗成績ヲ揭ゲタリ

項目 ＼ 種別	第一等	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號	第七號	平均
大枠糸ナ湯ニテ洗除シ後大氣中ニテ乾燥シタル量	四一瓦	五一瓦	三一瓦	四九瓦	六一瓦	五七瓦	三四瓦	

前記糊付工程ヲ經大氣中ニテ乾燥シタル量	六二	九一	四七	七四	七九	八四	五〇	
增量率	五一、二%	七八、四%	五一、六%	五一、〇%	二九、五%	四七、四%	二九、六%	四八、二

即チ平均四八%内外ノ糊ヲ附著セシメテ製織セラル、斯クシテ得タル繭紬ヲ支那式精練方法（精練ノ章參照）ヲ以テ精練シ其練リ減リ量ヲ試驗セシニ

項目／種別	織上量	練上量	減量率
第一號	三三八匁	二〇五匁	三九・三%
第二號	三八〇	二一二	四四・二%
第三號	三六二	一九九	四五・〇%
第四號	八六一	四六五	四六・〇%
第五號	八九〇	四八一	四六・〇%
第六號	七九八	四〇六	四九・一%
第七號	八六九	四五六	四七・五%
第八號	八七二	四三六	五〇・〇%
第九號	八四七	四三四	四八・七%
第十號	一、一四〇	六〇〇	四七・三%
第十一號	一、一〇〇	五七八	四七・四%

第十二號	一、〇六五	五五五	四七・八%
		平均	四六・五%

此平均減量四六、五%ト前表糊ノ爲增量四八、二%トヲ比較スレバ其差ハ僅ニ一七%ニ過ギザレドモ四六、五%ノ減量ハ附著サレタル糊量ノ減量ト絲自身ノ練リ減リ量ノ加ハリタルモノナレバ、絲自身ノ精練減量ヲ檢スルニ結果左ノ如シ

種別＼項目	湯ニテ洗除シタル後ノ乾燥量	支那式ニ依リテ精練シタル後ノ乾燥量	練リ減リ量率
第一號安東秋絲	三三・五〇瓦	三一・四七瓦	六・〇%
第二號蓋平秋絲	三一・二八	二八・九三	七・五%
第三號蓋平春絲	四二・六三	三八・七四	九・一%
第四號海城秋絲	三〇・八二	二八・五九	七・三%
第五號蓋平秋絲	三一・六五	二九・三二	七・二%
第六號安東春絲	一三・九〇	一二・七八	八・一%
第七號安東秋絲	一二・四二	一一・〇八	一〇・七%
平均			七・九八%

全ク增量セザル絲トシテ練リ減リハ約八%アリ依テ前表ノ四六・五%ノ減量ヨリ八%ヲ差引キ三八・五%ハ精練ノ爲ニ取リ去ラレタル糊ノ量ト見テ大差ナカル

ベク先キニ附加セラレタル糊四八％中僅一〇％内外ノモノハ仕上ゲラレタル繭紬中ニ殘存スルモノナリ以上ノ成績ハ本所製繭紬ニ就キ試驗シタルモノニシテ支那式繭紬ニ較ベ糊ノ殘存量少シ山東省繭紬ガ甚ダシキモノニ至リテハ二五％内外ノ糊ヲ含有スルコトハ前章試驗ニ述ベタルガ如シ

即チ精練ノ目的ハ光澤ヲ出シ手觸ヲ柔軟ナラシメ絲條ヲ膨脹セシメテ所謂絹ノ風味ヲ發揮セシムルニアレバ仕上品中僅糊ノ殘存スルハ嫌フベキコトナレドモ若シ現今ノ繭紬ヲ糊ノ殘存セザル程度ニ精練セバ織物ノ地締リ惡シク恰モ締ノ如キ織物トナル殊ニ漂白工程ヲ行フ場合ニ於テ甚ダシトス之ヲ要スルニ現在ノ方法ハ精練後モ糊ヲ可及的多ク存セシメテ所謂絹風ヲ保有セシメルニアルガ更ニ一歩ヲ進メテ糊ヲ改良シ精練ニ依リ全ク除去セラルルモ地締リニ影響ナカラシムルヲ得ルヤ否ヤハ重要ノ問題ナリ殊ニ現今繭紬ヲ改良シテ色白ク光澤ニ富ミ輕軟ニシテ彈性ヲ有シ且地締リ良キ羽二重式織物ト爲サムニハ到底現今ノ糊ヲ用フベカラズ透明ニシテ容積少ナク而モ粘力アリ經絲トシテ毛羽止メ充分ニテ緯絲ノ打込ヲ妨ゲザルガ如キ糊ノ研究ハ重量ナリト認ム

（四）糊ノ改良試驗

前述ノ如キ目的ニ適セシメムガ爲大枠絲ニ左記諸種ノ糊ヲ施シ其結果ニ就キ評定セリ

種別／品質項目	纖維抱合度	色澤	手觸	特徴	精練後ノ光澤	精練後ノ風味
「ゼラチン」	三等	褐色ニシテ光澤アリ	硬		灰白褐色光澤普通	柔軟平滑肥瘦ノ度普通
「デキストリン」	五等	白灰褐色ニシテ稍光澤アリ	稍柔軟		灰白褐色ニシテ光擇普通	總テ普通
「フノリ」	四等	白灰褐色ニシテ稍光澤アリ	稍柔軟		灰白褐色ニシテ光澤アリ	柔軟平滑ニシテ稍膨ル
「フノリ」ト醋酸	二等	紅褐色ニシテ光澤ニ富ム	稍柔軟ニシテ平滑	極メテ紅褐色ナルト纖維善ク密着シタルコト	灰褐色ニシテ光澤アリ	稍柔軟平滑ニシテ纖維膨レス
「アパラチン」	一等	紅褐色ニシテ光澤甚タシ	硬クシテ平滑	極メテ滑カニシテ良ク密著ス	白褐色ニシテ最モ光澤ニ富ム	柔軟極メテ平滑ニシテ膨ル
「アパラチン」ト「パラフイン」	八等	白灰褐色ニシテ稍光澤アリ	稍柔軟平滑	色最モ宜シ	灰褐白色ニシテ光澤普通	總テ普通
「トラガントゴム」	十等	褐色ニシテ光澤ナシ	柔軟	抱合最モ惡シ	灰白褐色ニシテ光澤普通	總テ普通
澱粉	九等	褐色ニシテ光澤ナシ	柔軟ニシテ粗	纖維ノ膨張最モ宜シ	帶黄褐色ニシテ光澤ニ乏シ	稍柔軟平滑ニシテ良ク膨レタリ
生大豆汁	六等	白褐色ニシテ光澤ナシ	柔軟ニシテ粗		灰色褐色ニシテ光澤普通	總テ普通

純支那式七等	黄褐色ニシテ粗ナリ	柔軟ニシテ粗	収縮甚ダシク黄褐色ナリ	帯黄褐色ニシテ光澤ナシ	柔軟ニシテ平滑ナラス繊維稍膨ル

本試驗ハ單ニ絲ノ狀態ニ於テ批評シタルモノニシテ未ダ製織工程中如何ナル變態ヲ來スカ又精練後如何ナル品位ノモノヲ得ベキカハ今後ノ實驗ヲ待テ斷定セザルベカラザレドモ糊付ケラレタル狀態ト精練後ニ表レタル風味トヲ綜合シ「アバラチン」ハ最モ良好ナル糊ト推定シタレバ更ニ實際的試驗ヲ施行ノ上報告セムトス

(五) 柞蠶絲精練漂白試驗

一、練リ減リ及漂白減リ試驗

元來柞蠶絲ハ絹絲ニ比シ「セリシン」質ノ含有量少キガ上ニ製絲ノ際「アルカリ」性鹽類ヲ以テ處理セラルルガ爲若シ不純物ノ附著量少ナケレバ練リ減、漂白減リ等モ極メテ尠ナキ理ナラザルベカラズ、依テ今各種柞蠶絲ニ就キ洗除減リ、練リ減リ、漂白減リノ如ク區分シ其工程ニ於ケル減量ヲ試驗シタルニ左ノ如キ結果ヲ得タり

種別＼項目	纖維量	水分	洗除減リ	精練減	漂白減 第一回	漂白減 第二回	漂白減 第三回	減合計
大枠絲優等品	六八・五%	九・三%	一一・三%	五・四%	二・八%	一・三%	一・四%	三三・二%
小枠絲上等品	六九・四%	九・一%	四・五%	一一・六%	二・六%	二・六%	一・三%	二一・五%
改良絲上等品	八〇・一%	一〇・九%	〇・五%	六・〇%	二・五%			九・〇%

備考

一、洗除減リハ溫湯ニス二回洗除シ後乾燥シテ測リタルモノ

一、精練減リハ炭酸曹達六瓦、石鹼四瓦五瓦ヲ「リーター」ニ溶解シ煮沸スルコト二時間ニシテ後水洗乾燥シテ測リタリ

一、漂白減リハ出來ル限リ白クナル程度迄反復シタルモノニシテ改良絲ニアリテハ一回ニテ純白トナリ支那式絲ハ三回行ヘトモ尙改良式ノ如クニ白クナラス依テ幾分帶黃色ノ儘止メタリ、方法ハ過酸化曹達ト硫酸「マグネシユム」トヲ混用スルモノチ使ヒタリ

大枠ノ絲不純物附著量ハ前述ノ如ク一定セズ依テ最優等ニ位スベキ絲ヲ取リ試驗セシニ右表ノ如キ結果ヲ得タレドモ本成績ガ凡テノ大枠絲ニ適合スルカハ尙疑問ナリ但シ大枠絲ノ上等ト小枠絲上等品ト相通ジテ種々ナル工程ヲ經ル間ノ減量合計ハ二二　內外ナルコトハ確認シ得ベシ又改良絲ニアリテハ減量合計約一〇%ニシテ支那式柞蠶絲ニ比較スレバ約二分ノ一ナルコトモ亦明瞭ナルベ

シ

二、精練方法試驗

同種類ノ絲ヲ以テ次ノ三方法ヲ試驗シタリ

第一　「マルセル」石鹼一五瓦ヲ水一「リーター」ニ溶解セシメ煮沸スルコト二時間

第二　珪酸曹達一〇瓦ヲ水一「リーター」ニ溶解セシメ煮沸スルコト二時間

第三　炭酸曹達一〇瓦ヲ水一「リーター」ニ溶解セシメ煮沸スルコト二時間

右三方法ノ成績品ヲ比較シ各々其特徵ヲ示セバ左ノ如シ

石鹼方法ハ色ヲ灰褐色ニシ糸ノ膨脹度最モ大ナレトモ硬シ

珪酸曹達法ハ色ニ青色ヲ帶ハシメ光澤最モ宜ク手觸リモ亦平滑ナリ然レトモ糸ノ膨脹最モ少シ

炭酸曹達法ハ色ノ褐色度ヲ增シ糸ノ膨脹度モ第二位ニ位シ柔軟ナル手觸リニ富ム

卽チ何レモ一得一失ニシテ未ダ以テ充分ナル精練ノ目的ヲ達シ得タリトハ認メ難ク所謂絹トシテノ趣味ニ乏シ依テ之ヲ亞硫酸瓦斯ニテ三時間燻蒸シタルニ其結果一變シ色ハ帶白色トナリ光澤ヲ增シ絲ハ膨脹シ且柔軟ニシテ彈性ヲ呈シ加フルニ絹ノ特有性タルベキ鳴リヲ生ズルニ至レリ

以上ノ實驗ノ結果ヲ綜合シ最モ良好ナル柞蠶絲ノ精練方法ニ付順序ヲ追テ記述

スベシ

第一工程 溫湯ニテ洗除ス

第二工程 珪酸曹達五%炭酸曹達三%、石鹼五%(%ハ總テ糸ノ重量ニ對スルモノナリ)ノ溶液ナ沸騰セシメ其ノ中ニテ煮沸スルコト二時間ニテ引キ上ク

第三工程 溫湯ニテ洗除ス

第四工程 亞硫酸瓦斯ニテ燻蒸スルコト三時間

第五工程 水洗乾燥ス

(十八) 支那式ニ依リテ製織セラレタル繭紬ノ精練試驗

由來支那人ノ行ヘル方法モ亦味フベキ所多ケレバ茲ニ支那式方法ヲ說明シ本所研究ノ方法ト對照セムトス

一 支那式方法

第一工程 炭酸曹達(叉ハ面域ト稱スル天然曹達)ノ約八%溶液ヲ沸騰セシメ其中ニ織リ上ケ乾燥シタル繭紬ヲ入レ煮沸スルコト約四十分內外ニシテ糊ノ膨脹シ表面ニ浮キ表ハレタルヲ見テ引キ上ク

第二工程 豚胰子ノ溫液中ニテ揉ムニト十分間內外ニシテ稍光澤ノ出ツルヲ見テ止ム豚胰子トハ豚ノ肝臟、脂肪等ノ混シタルモノニシテ之ヲ溫液ト爲スニハ豫メ豚胰子ヲ綿ニ叩キ込ミ之ヲ溫湯中ニ揉ミ出ス時ハ白濁シ泡立チ恰モ「エマルジョン」ノ如キモノトナル

第三工程　豚膵子溶液ト共ニ瓶ニ入レ密閉シテ一夜間放置ス
第四工程　翌朝水洗乾燥ス

要スルニ本方法ハ豚膵子中ニ含マレタル「ペプシン」「パンクレアチン」等ノ作用ニ依リ絲ノ表面ヲ包ミタル大豆糊ヲ可溶性ニシ同時ニ脂肪質ノ浸入ニ依リテ纖維ヲ柔軟ナラシムルモノニシテ學術的ニ又經濟的ニ甚ダ趣味アル方法ナリ

二、本所研究納豆精練法

支那式方法ニ於テモ認メ得ルガ如ク繭紬精練ノ要素ハ第一大豆糊(植物性蛋白質)ヲ可溶性ニシ洗ヒ落スコト、第二「アルカリ」ニ依リテ光澤ヲ出スコト、第三脂肪質ニ依リテ柔軟ナラシムルコト等ナレバ此趣意ノ下ニ納豆精練法ヲ考案シタル結果豚膵子ヲ使用セルモノニ較ベテ遜色ナク豚膵子ノ常ニ得ルコト困難ナルニ反シ納豆ハ極メテ簞單ニ造リ得テ寧ロ經濟的タルヲ信ズル所ナリ

本方法ノ趣意ハ納豆汁ニ曹達ヲ溶カシ液ノ溫度ヲ四十度內外ニ保チ既製繭紬ヲ浸漬スルコト一夜間ニシテ充分糊質ヲ醱酵ニ依リテ可溶性ニ變セシメ同時ニ納豆中ノ脂肪質ハ曹達ニ依リテ「エマルジヨン」ヲ起シ光澤ニ富ミ柔軟ナル繭紬ヲ

得ルニアリ今納豆製造ノ順序ヨリ説明セバ次ノ如シ

納豆製造法

一、大豆ヲ水洗シ後一夜間水ニ浸シ置ク
二、充分ノ水ヲ以テ天豆ヲ約八時間煮沸ス
三、煮ラレタル大豆ヲ約一合宛米藁ニテ作リタル苞ニ包ム
四、苞ヲ藁其他空氣流通宜キモノニ包ミ温所ニ入レ置クコト二晝夜間ニシテ終ル
五、出來タル納豆ヲ取ル出シ攝氏三〇－四〇度ニテ乾燥シ粉末トシテ貯藏ス

精練方法

第一法　炭酸曹達一〇%溶液ニテ煮沸スルコト四十分内外ニシテ引キ上ケ次ニ納豆粉五%(織物ノ目方對シ)曹達一%ニテ作リタル四十度内外ノ温液ニ浸シ放置スルコト一夜乃至一晝夜間ニシテ引キ上ケ水洗ス

第二法　初メヨリ納豆粉五%、曹達二%、ニテ作リタル四十度内外ノ温液ニ浸シ放置スルコト一晝夜乃至二晝夜ノ後同液中ニテ揉ミ糊ヲ脱落セシメテ水洗ス

右何レノ方法ニ依ルモ精練ノ目的ヲ達シ得ベシ本工程中時間ノ長短ハ製品ニ殘存セシムベキ糊ノ量ニ應ジ加減ス例ヘバ二晝夜間放置スレバ殆ド全部ノ糊ヲ脱落セシメ一晝夜間ナレバ一〇%内外一夜間ナレバ二〇%内外ノ糊ヲ殘存スベ

シ

(七)　染色試驗

一般純絹絲ニ應用スベキ各種屬染料ノ染色法ヲ作蠶絲ニ應用シ染著力及堅牢度試驗ヲ開始シタレバ今試驗濟ノモノヨリ次表ニ總括シテ報告シ各々ガ有スル特徴ヲ示シ用途ニ應ジタル染料ノ撰擇ニ便セントス

染色方法及使用染料	染著程度	堅牢度點數 醋酸	曹達	石鹸	沸騰水	日光	摩擦	特徴其他摘要
直接染料								
オキザミンブリウB								
オキザミンブラウンG								
ベンゾパプリン4B								
コットンエローG								
第一法 染料ト硫酸	佳良	一〇	一	一	四	四	九	摩擦及酸ニ強ケレドモ洗濯「アルカリ」等ニ弱ケレバ實用ニ適セズ
第二法 重「クローム」酸加里ノ後處理	色合暗クナル							後處理ヲ施シタルガ爲ニ大ナル影響ナシ少ナシ洗濯ニ強クナルノミ
第三法 硫酸銅ノ後處理								
酸性染料								
スカーレットフォアシルク								

パラチンブラックB
オレンジII
アゾフラビンSF
アシツドバイオレット6BN
インヂエリンNN

染法	成績	数値	備考
染法 染料ト硫酸	佳良	九一一六六八	「アルカリ」ニテ甚ダシク脱色スル共度々洗濯セザルモノ又ハ装飾物ノ染色ニ適當ナラム

酸性媒染染料

パラチンクコームブラウンG
パラチンクコームブリユウB

染法	成績	数値	備考
第一染法 酸性染料ノ如ク染後處理チ重「クローム」酸加里ニテ行ヘリ	色合暗クナル	九六六八七八	第二第三染法ニ比シ最モ堅牢ナリ製織後精練セズ湯通シ位ノ仕上ヲ施スモノ即チ著尺地ナドニハ最モ適當ナラム價格モ亦安シ精練ノ際白地ヲ汚ス憂アリ
第二染法 鹽化「クローム」ニテ媒染シタル後染ム	良	九五四八四四	「アルカリ」、日光ニハ返テ弱クナル

メチールバイオレット4B
メチレンブリユーB
オーラミンII
マラカイトグリーン

染法	成績	数値	備考
第一染法 染料ノミ	不良		
第二染法「タンニン」媒染シ後染色ス	佳良	九八七九四七	第一染法第二染法染著力ヲ比較スレバ第一法ニテハ殆ド染マラザル時間内ニ第二法ニテハ全ク吸收セラレタリ堅牢度亦大差アリ依テ鹽基性染料ヲ使用スル場合ハ凡テ「タンニン」酸媒染ヲ施スヲ良シトス 日光ニ弱キノミニテ他ハ比較的堅牢ナリ「アルカリ」ニモ堅牢ナレドモ白地ヲ汚ス

媒染々料

アリザリンSX
アリザリンブリユーSW
セルリンSW
アリザリンオレンジ
ガレイン

第一染法「アルミナ」媒染シテ後染色ス	佳	度一〇八八九七七	比較的凡テノ條件ニ對シ堅牢ナリ耐練染色ニ使用シ得ベシ
第二染法鹽化「クローム」媒染シテ後染色ス	佳	度一〇八八九七七	淡明色ニ乏シ「アルカリ」ニ對シテハ多少色合ヲ變ス

鹽基性染料及植物染料

「メチレンブリユー」ト矢車
「ベスピン」ト「カテキユー」

第一染法植物染料ニテ染メ後鹽基性染料ヲ上掛ケス		度八八六七六七	凡テニ相當堅牢ナリ又比較的淡明色ニ染メラレ著尺地ナドニ適當ナラム「アルカリ」ニテ處理シ白地ヲ染ム
第二染料鹽基性ヲ染メ後植物染料ヲ上掛ケス	良	八八六七三七	第一染法ニ比シ日光ニ對シ甚ダ弱ハシ

植物染料

カテキユー

第一染法染料ノミ	不	度	
第二染法重「クローム」酸後處理	佳	度一〇一〇一〇一〇八	各種屬染料中最モ堅牢ナリ唯各種藥品ニ會ヒテ色合ノ變ズルハ缺點ナリ

第三染法 硫酸銅後處理	佳	良	一〇	一〇	一〇	一〇	八	九	精練シテ白地ヲ汚サズ
第四染法 變化「クローム」ニテ媒染シ後染色ス	佳	良	一〇	一〇	一〇	一〇	七	九	淡明色ニ乏シ
インヂゴ染色									
第一染法 支那式醱酵建	良		八	六	六	九	九	六	第一第二染法ヲ比較スルニ第二法吸收度大ナリ從テ堅牢度モ亦大ナリ摩擦ニ弱ハク又「アルカリ」ニ依リ脱色スル程度モ「アリザリン」ニ劣ル
第二染法 亞鉛末建	佳	良	八	七	七	八	九	六	精練ニ際シ白地ヲ染メズ
黒染									
「ログウード」黒									
硝酸鐵「ブロンズ」「ログウード」ノ混用染色法	佳	良	一〇	一〇	一〇	一〇	九	八	凡テ堅牢ナリ又精練ニ際シ白地ヲ汚サズ唯純黒色ニ染ムルコト困難ナリ是柞蠶糸ノ光澤ノ具合ニ依リテ變化スルニ依ルモノナラム尚研究中

備考

染著程度ハ佳、良、不良ノ三段ニ區別シタリ

堅牢度採點ハ全ク退色セサルモノヲ一〇點トシ全ク退色スルモノヲ零點トシテ標準ヲ定メタリ

未ダ各種屬染料凡テニ就テ試驗ヲ經ザレバ斷定スルニ苦ムト雖大體右表ニ示セルガ如キ標準ニ依リテ染色セバ誤リナキモノト信ズル所ナリ

(八) 耐練染色試驗

縞及染無地繭細製織上精練ニ耐ユベキ染色方法ノ必要上「アリザリン」屬及「インヂゴ」等ニ就キ試驗ノ上使用シツツアリ然ルニ同「アリザリン」屬中ニモ全ク精練ニ耐ザルモノアリ又耐ユル程度異リテ精練ノ際他ノ白地又ハ色地ヲ汚シ製品ノ不上リヲ來スコトアリ依テ豫メ是等ノ性質ヲ知リ用途ニ應ジ染色セザルベカラズ今本所ニ使用セル「アリザリン」屬染料中重要ナルモノノ試驗ノ結果ヲ示セバ左ノ如シ

染料名	精練後ノ結果
アリザリンSX	白地ヲ赤味ニ汚ス
アリサリンブリユーSW	白ヲ地青味ニ汚ス
アリザリンインヂゴブリユーSW	汚サス
アリザリンブリユーSB	汚サス
アリザリンブリユーブラックGT	白地ヲ赤味ニ汚ス
セルリンSW	白地ヲ黄味ニ汚ス
アリザリングリンS	白地ヲ黄味ニ汚ス
アンスラセンブラウンSW	汚サス
アリザリンオレンジSW	白地ヲ汚スコト本屬中最モ多シ
ガレイン	比較的「アルカリ」ニ弱ク白地ヲ汚ス

モルダントエロー　「アルカリ」ニテ脱色ス白地ヲ染ム

（九）「モルダントエロー」定着試驗

「アルザリン」染料ハ殆ド凡テ耐練染料トシテ使用スレドモ獨リ「モルダントエロー」ハ普通絹絲媒染方法ニテ媒染シタルモノハ曹達又ハ石鹼ニテ精練シ脱色ス鹽化「クローム」媒染ハ比較的堅牢ナレドモ到底使用ニ堪ヘズ殊ニ「アルミナ」媒染ノモノハ全ク脱色ス依テ之ガ定着方法ヲ試驗シタル結果左ノ如キ方法ニテ媒染シ染色スレバ精練ニ際シ幾分ヲ脱色スルノミニシテ充分耐練色素トシテ柞蠶絲ヲ染色シ得ルコトヲ認メタリ卽チ

重「クローム」酸加里	三%
酒石英	一%

ノ沸騰液中ニテ一時間處理シ後一夜間放置シ水洗後染色ス

然レドモ本方法ニ依リテ染色シタル色合ハ「アルミナ」媒染ノモノニ比シテ暗黄色タルヲ免レズ

（一〇）柞蠶絲生染法ノ試驗

縞及染無地繭細製造ニ關シ染色上二ツノ困難アリ

一、製織後精練ニ耐ユルヲ要ス

二、生絲ノ狀態ニテ染色スルヲ要ス

第一ノ困難タル耐練染色ハ前述ノ如キ「アリザリン」「インヂゴ」其他「アルカリ」ニ堅牢ナル天然染料ニ依リテ目的ヲ達シ得ラルレドモ第二ノ困難タル生絲ノ狀態ニテ染色スルコトハ未ダ行ハレザル事柄ニシテ撚絲ヲ施サザル生絲ヲ染色シ煮沸スル時ハ生絲ハ恰モ眞綿狀トナリテ使用ニ堪エザル狀態トナル困難ヲ伴フガ故ナリ唯藍ハ冷液ニ於テ染着シ比較的精練ニ耐ユルカ爲在來ヨリ使用セラレタレドモ他ノ色合ハ未ダ使用セラレタルモノヲ見ズ

卽チ當所ニテハ染色工程中ニ於テ絲條ノ亂ルルコトヲ防グベキ方法ヲ研究シ良好ナル成績ヲ得テ之ヲ現今縞繭細製織ニ應用シ繰リ返シ及製織ニ際シ染色ヲ施サザル絲ヲ取扱フト異ラザルニ至レリ

今其方法ヲ報告スレバ絲ヲ密閉サレタル蒸シ箱ニ懸垂シ下部ヨリ「フオルマリン」瓦斯ヲ蒸發セシメ燻蒸スルコト五時間ニシテ終ル後普通染色法ニ從ヒ「アリザ

リン」染料ヲ以テ染色スル卽チ「フォルマリン」ノ爲生絲中ニ含マレタル膠質物ノ凝固スルニ依リテ絲條ヲ密著セシメ高溫度ニ逢ヒテモ亂ルルコトナシ然ラバ此ノ如キ處理ヲ經タル繭糸ヲ精練シ手觸リノ粗硬ヲ來スガ如キコトナキヤ否ヤ疑問トシ再三試驗セシニ精練後何等ノ變化ヲ來サズ寧ロ彈性ニ富メルモノヲ得タリ

三、養蜂

滿洲に於ける養蜂業は多く北滿洲地方に行はれ、吉林縣の以南、松花江上流地方は最も盛んに飼育されつつあり、東方烏蘇里地方及び老王廟、楊木崗、驛馬溝、三姓亦多く飼育さた、與凱湖の北方の高地を蜂蜜山子と稱するも蜜蜂多きより命名されたるものなり、又近年に至り關東州内旅順管内にも行はるるを見る、左に之れを記述せんとす。

水師營會　關東州内旅順管内なる水師營會にては大正四年より養蜂業を試みたり、何にしろ内地と異なり寒氣酷烈なれば越冬準備に充分の注意をなし、箱の隅々や板の接ぎ目には紙を張り詰めて寒氣の侵入を防ぎ、巣框を中央に集め兩側

には隔離板を立てかけて箱内の空處に悉く乾燥せる藁を詰め、其の上に新聞紙三四枚にて之れを覆うて蓋をなし、其の上を紙にて張り、巢門即ち蜂の出入口を二寸位とせり、其の當時三箇の巢箱共に蜜の貯藏量は二貫五百匁にして工蜂及び蜂兒は八百匁なり、框は七枚にして貯藏室の構造は地下七尺まで掘り下げ上部に土を盛り上げて雨水の侵入を防ぎ南側に二尺幅の入口を設けたるもの、四方土にて厚さ一尺位を塗りたる支那式家屋の南方に入口を設けたるもの、高さ二尺幅三尺長さ四尺の箱の中央に巢箱を入れ空處には籾糠を詰め巢より内一寸五分高さ三分の穴を外部に通じて蜂の出入に供したる二重箱の屋外貯藏法との三種なり、貯藏中の氣溫平均は左の如し。

華氏	十一月	十二月	一月	二月	三月
地下室	四九度	四二	四〇	四二	四一
室内	四五	三六	三四	三五	三七
屋外	三九	三四	三〇	三四	四三

屋外の溫度五十度以上の風無き時には巢箱を持ち出して室内空氣の流通を計

りたるが屋外二重箱裝置の分は四十五度位の時には蜂の出遊するを認めたり、其の貯藏は十月二十日に始まり四月十日に終りたるが、四月十日に於ける蜂群の狀況は左の如し。

	消費蜜量	殘量	工蜂配量	同殘量	産卵數
地下室	一、四〇〇	一、一〇〇	、一五〇	、六五〇	六、〇〇〇
屋内	一、五〇〇	一、〇〇〇	、二〇〇	、六〇〇	、五〇〇
屋外	一、六〇〇	、九〇〇	、三五〇	、四五〇	、五〇〇

甲是觀之、地下室貯藏の成績最も良好にして屋外貯藏は最も劣等なりし、唯注意すべきは地下室は最も能く乾燥するやうせざるべからず。

大正五年七月には旅順に三群、金州に一群を分讓したるが何れも一群より三群に繁殖したり、爾來、金州、旅順等に於て養蜂業を營むものあるに至れり。

吉林地方　吉林を中心として一帶に産する蜜蜂は自然産のものと飼育に係かるものとの二種あり。其の自然産のものは山林中の老木の空洞に蜜蜂の巣を探し置き白露の期卽ち九月初旬に至り蜜蜂を採取するものなり、此産額は極めて少なし、其の飼養に係かるものは內地の其れとは著るしく趣を異にし、每年初春の

交に至り長さ二尺餘の木苗を作り其の下部を地上に立て上部に蓋をなし、其の中間に蜂の出入すべき小口を穿ち、又蜂をして出入の際認識するに易からしむるため其の木苗の一端に赤布片を附著して之れを房屋の椽端又は山腹の樹間に立て野蜂の來り住むに任かす、蜜蜂は初春より初秋に至る間盛んに花間に至りて蜜を採り九月中旬降霜の候に至りて止む、此時に當り木苗を逆にして其の蓋を採り巣窩の三分の一乃至二分の一を割取す、其の殘部は翌年の養蜂のため保存するなり、其の一窩に藏する所の蜂蜜及び蜂蠟は十五斤乃至二十五斤にして之れより採取し得る所の蜂蜜及び蜂蠟は七斤乃至十五六斤とす、此等の飼養は何れも農家の副業に屬し、松花江上流の河南一帶に在りては一家毎に十二箇乃至二十餘箇の巣窩を有し、其の產額僅少ならざるなり。

（一）產地及び產額　吉林市場に集散する蜂蜜は吉林縣、舒蘭縣、樺甸縣、濛江縣磐石縣等の松花江上流の諸縣にして就中、吉林縣の額赫穆、大三河子、樺甸縣の横道河子、常山屯は蜜蜂の飼育地として最も著名なり。此等の諸地方より出づる蜂蜜の產額につきては確實の統計を得難きも、吉林なる帝國領事館に於て調査したる最近

三年間に於ける吉林山貨店の取扱蜂蜜總額は左の如し。

大正三年　五〇、〇〇〇斤　　大正四年　四三、〇〇〇斤
大正五年　三〇、〇〇〇斤

但し右の數字は何等人工を加へざるもの卽ち巣窩より採取したるまゝの蜂蜜なり。

(二)粗製蜂蜜と蜜蠟　粗製蜂蜜と蜜蠟の相場につき吉林領事館の調査發表したるもの左の如し。

▲蜂蜜の相場

年別	毎一斤相場	邦貨
大正三年	一・〇〇〇吊	〇・七五圓
大正四年	一・四〇〇	一・一〇
大正五年	一・五〇〇	一・二〇

▲蜜蠟の相場

年別	毎一斤相場	邦貨
大正三年	七・〇〇〇吊	五・三〇圓

大正四年	八・〇〇〇	六・〇〇
大正五年	一〇・〇〇〇	七・七〇

備考　右官吊對日本金の換算は日本金一圓に對し官吊十三吊の平均相場に依る

尚ほ前掲各產地產出の蜂蜜及び蜜蠟中其の一部分は吉林の山貨店卽ち恒升店、永升店、祐泰店を經て同地の各藥店の手に移り以つて精製せられて丸藥及び膏藥の配合劑に用ひられ、其の大部分は營口及び奉天に移出さるるなり、今、最近三年間に於ける移出額を擧ぐれば左の如し。

大正三年	三五、〇〇〇斤	大正四年	二五、〇〇〇斤
大正五年	二〇、〇〇〇斤		

吉林地方殊に松花江上流の山岳地帶は各種の樹木鬱蒼として繁殖し養蜂上には頗る好適地なれば飼育其の他につき改良を加ふるあらんか、好個の事業たるに至るべきや疑ひなし。

烏蘇里地方　烏蘇里地方に於ては天然に多數の蜜蜂繁殖しつつあるが、其等

の天然蜂蜜は頗る高價なるを以つて同地方に於ける露國移住民は之れに對し多大の注意を拂ひつゝあり。曾て舊敎徒の移住民は一群の野生蜜蜂を捕へて之れを木の空虛より作りし普通の巢箱中に入れ、其の繁殖を圖りしも、蜜蜂は其の女王蜂をさへ顧みず殆んど飛散し去れり、左れど其等の養蜂熱心家は敢て失望せず、アヌチン村に居住せる數名の舊敎徒の如きは高價なる運賃を支拂ひ露西亞本國より數箇の蜜蜂用巢箱を取寄せ之れに飼養したるに其の成績良好にして、翌年には既に多數の群蜂蕃殖し、飼養者の歡喜言語に絕えたり、斯くて飼養者は同地方到る處に增加し、目下舊敎徒中少なくも蜜蜂用巢箱十箇乃至二十箇を所有せざるものなきに至り、中には二百乃至四百箇を所有する養蜂家あり。烏蘇里河の支流たるダウリー及びウラー河の溪谷は養蜂上最も良好なる場所にして四方を圍繞せる山岳は自ら防風の用をなし、特に山顚の三分の一は菩提樹より成れる森林にて蔽はれ其の溪谷は蜜質ある花卉類に富めり、蓋し養蜂家の最も重視するは蜜蜂の要求する材料即ち蜜其のものなり、而して菩提樹は之れがために最も適當なる材料にして普通平地に生ずる花卉類の如く、一時に開花し一時に落花するものにあらず、漸次低地より高地に咲き上るものなれば永く蜜蜂の需要に應じ得るなり、斯の

如く良好なる、天與の土地なりしため養蜂業は比較的少期間に著るしく發達し、イワノフカ村に於ける農夫グバの如きは巣箱五百箇、ペトロバウロフカ村に於けるクアルギンは約千箇、ベリッツエウオ村のズムヰチカは其女婿の所有と合し約七百箇を所有するに至れり。同地方に於ける巣箱の概數は少なくとも十五萬箇を下らざるべく、又、毎年產出さるる蜂蜜は七萬プード以上に達すべしといふ。現在の販賣市場たる浦鹽斯德、ニコーリスク、ウスリースキー、ハバロフスク及びブラゴウエシチエンスクは實に烏蘇里蜜を滿たされ、其の價格は一布度に付僅かに五留乃至六留にすぎざるなり。唯、現在の市場は烏蘇里蜜充滿するも新市場は之れを求むる能はざるなり、殊に蜂蜜は熱帶地方の輸送に堪へざるため海路歐洲へ輸送することゝ不可能なり、故に大養蜂家は止むなく其の事業を縮少せざるべからざる情態なり、現今に至るまで世人の多くは烏蘇里の品質遙かに歐露產の蜜に劣れりと確信せり、然るに養蜂業視察のため烏蘇里地方へ出張を命ぜられたる露國農商務省官吏養蜂專門家エヌ、カー、クラスノレーポフ氏は烏蘇里蜜の色白きこと、ウラル蜜に優り、其の香氣に於ては露國内に之れと匹敵すべきものを見ずと說き、烏里蘇蜜に關し世人の全然誤解せるを證せり。

第五章　滿蒙の牧畜

一、歷史上に見はれたる馬市

滿蒙の牧畜を記述するに當り、歷史上に現はれたる馬市に就て聊か硏究を試むることの少なからぬ趣味を有するなり。單に馬市と云へば馬の賣買を取引する市場の如く解せらるるも其の實は漢人と北方人種との間に設けられたる互市場にして、馬匹は勿論其の他の貨物を貿易されたるものとす。

史に記す、明の洪武二十年、高家奴を高麗に遣はして馬を市はしめ、其の高麗の馬三千四十匹至るを俟ち遼東にて之れを接受せり、次いで耽羅國卽ち今の濟州島亦馬を以つて來貢す、濟州島の馬は其の昔、元の征東行省が我が邦を討たんとして牧畜したるものなり。同二十四年又、高麗に詔して馬一萬匹を求む、八月一千五百匹を遼東に致し、十一月亦二千五百匹を送來せり、明之れを受けて遼東に牧養しぬ、同年兀良哈の頭目哈兒兀歹其の部屬脫忽思等を遣はして馬を貢せしむ、帝命じて鈔幣襲衣を賜給す。以上の事實は漢人が人を派して馬匹を購買せしものにして、彼

れより來りて馬匹を賣らんとしたるにはあらざるなり。故に歷史家の稱して市馬の時代となし、馬市の先をなしたるものとなす所以なり。

馬市の始めは永樂帝の時代なり、即ち永樂三年に遼東の開原廣寧に馬市を立て一は開原城の南に於て海西女直を待ち、一は開原城の東に於てし、一は廣寧に於てし、以て朶顏三衞を待つ各城を距る四十里とある是れなり。史家之れに就て說をなして曰く、永樂帝が馬市を設けしは單に明人は製作品を出し北方人種は天產物を出し各自利益を圖らしむる互市の能事を以つて完はらしめんとにはあらず、朶顏三衞、海西女直等の北方人種を操縱するの深き意義を有せしものなり、見ずや、宣德帝の詔勅に

宣德六年十一月總兵官巫凱、廣寧の馬市に市ふところの福餘衞韃官が馬牛の數を上りぬ、上、侍臣に謂ひけるに朝廷は馬牛なくして之れと市をなすにあらず、蓋しその服用のもの、皆中國に賴るを以つて若し之を絕てば彼れ必ず怨みん、皇祖(成祖)の其の互市を許せる亦懷遠の仁なり。

とあるに見るも畢竟するに馬牛は必要ならざれど兀良哈の怨を買ふの恐ろしけ

れば彼等の需要を絶たずして互市を行ふなりとのことにて、是れ實に永樂帝の本旨たりと。永樂以後添設されしは撫順に於ける馬市とす、是れ建州女直が渾河上流に遷移したるがためなり。以の馬市の位置は朝貢道の限定されし以前と以後とは自ら異らざるべからず、卽ち正統七年以後邊牆の創設されし後は廣寧の馬市は白土厰關にして廣寧城北七十里にあり、開原の馬市は鎮北關にして開原城の東北七十里に在り、撫順の馬市は撫順關とす。

馬市は其の實一般互市の名稱なること前述せしが如くにして、市には官市と私市とあり、私市とは一般人民の購市をいひ、官市とは外夷の貨物を官買するをいふ。今、隆慶五年に於ける宣大總督王崇古の北虜互市の經過を報告せるを見るに左の如し。

大同の得勝堡は五月二十八日より六月十四日に至る、官市、須義王俺荅の部の馬千三百七十疋、價萬五百四十五兩。私市、馬贏驢牛羊六千、撫賞費九百八十一兩。新平堡は七月初三より十四日に至る、官市、黄臺吉擺腰兀愼の部の馬七百二十六匹、價四千二百五十三兩。私市、馬贏牛羊三千、撫賞費五百六十一兩。宣府の張家

口堡は六月十三日より二十六日に至る。官市、昆都力哈永邵卜大成の部の馬千九百九十三匹、價萬五千二百七十七兩。私市、馬贏牛羊九千、撫賞費八百兩。山西の水泉營は八月初四より十九日に至る、官市、俺荅多羅土蠻委兀愼部の馬二千九百四十一匹、價二萬六千四百兩。私市、馬贏牛羊四千、撫賞費千五百兩。兩市皆な擾なし。

こあるに見るも官市、私市の區別は明かなりといふべし。

永樂三年

上上馬	絹八疋、布十二疋
上馬	絹四疋、布六疋
中馬	絹三疋、布五疋
下馬	絹二疋、布四疋
駒	絹一疋、布三疋

永樂十五年

上上馬	米五石、絹布各五疋
中馬	米三石、絹布各三疋
下馬	米二石、絹布各二疋
駒	米一石、布二疋

永樂以後に於ても法價の變易されしを示さざれば以上の事實に異ならざるべし。

馬市は、馬市抽分と稱し、一般貿易品に對して互市税を徴收せり。明史の記事に、開原は月に一市、廣寧は月に二市、互市の税を以つて撫賞に充つとある、即ちこれなり。其の法定の抽分は左の如し。

兒馬一匹	銀五錢	貂皮一張	銀二分
馬駒一匹	銀三錢	豹皮一張	銀一錢
騸馬一匹	銀六錢	熊虎皮一張	銀三分
大牛一隻	銀二錢	鹿皮一張	銀二分
小牛一隻	銀一錢	麅皮一張	銀五厘
中牛一隻	銀一錢五分	狐貉皮一張	銀一分
牛犢一隻	銀五分	參一斤	銀五分
騾一頭	銀三錢	松子一斗	銀二分
綿羊一隻	銀二分	蜜十斤	銀一分
山羊一隻	銀一分	蠟一斤	銀一分
木耳十斤	銀一分	木枯十五斤	銀一分

馬尾一斤	銀一分	驢一頭	銀一錢
段一疋	銀一錢	襖子一件	銀五分
鍋一口	銀二分	鏵子一件	銀五厘
絹一疋	銀一分	水獺皮一張	銀二分

以上は全遼志の記事なるが官私貿易の一般貨物の種類を知るに足るべし。史家は斷案を下して曰く、明代に於ける馬市は北方人種に對し確かに安全瓣たる效果を收めたれど、明人によりて施されたる種々の惡劣手段は北方人種をして憤怒せしめ、他日女眞人の明國に對する忿爭が主として馬市を繞りて生起したる亦故なきにあらずと。然り、吾人をして單なる馬市を舞臺として複雜なる經緯を聯想せしむるなり。

二、滿洲の牧畜

南滿洲は古來山東直隷人の移住せしもの多く農業を以つて本業となし、家畜の飼養に至りては古くより行はれたれども副業としたるもの、故に役畜としては

牛、馬、騾、驢あり、用畜としては緬羊、山羊、豚、鷄、家鴨、鵞等あれど之れを我が邦と比較するも大なる差異はなかるべく、殊に南滿一帶は牧場として適地甚だ少なきを以つて、其の牧畜業の如き前途に望を囑すべからざるなり。

北滿洲は南滿洲に反して牧畜業は大に有望なり、今菓氏の調査したる牧場好適地を擧ぐれば左の如し。

(A)三姓より白楊茂に至る松花江沿岸二百餘里の間は小溪流縱橫に貫通して青草繁茂し、牧場として最も好適地なり。

(B)呼蘭城の北、小廟子より齊々哈爾に至る約五百里の間は實に廣大なる草野にして數百萬頭の家畜を飼養し得べし。

(C)大興安の西、海拉爾の地は古來良馬を產するを以つて有名なり。

從つて北滿洲に產する家畜は頗る多く謂ゆる滿洲產と稱するものは殆んど此等の北滿洲產とす。

滿洲人は家畜に對する飼育法極めて幼稚にして原始的狀態にあるも、其等家畜の體質は何れも强壯にして役力大なり、又能く疾病に罹るもの少なし。今家畜の

種類其の他に就て記せば左の如し。

家畜の種類 (一)牛　は耕作用として又運搬用として使役せられ、食用としては從來少數の回々教徒のみなりしが近年邦人の移住多きを加ふると共に其の風習自ら支那人に感染し、鐵道沿線附近は勿論、內地の都邑にも及び現今にては下等なる老牛の屠肉も尙ほ羊豚に比すれば高價なるを致せり、其の皮は主として烏拉靴即ち農民の防寒靴の製造に用ひられ、其の業者を熕皮舖と稱す、又、之を精製して車馬の附屬品、太鼓の張皮等に用ひらるるが其の業者を白皮舖と稱す、(二)馬　海拉爾地方產の馬は騎馬用に供せられ、耕作に堪ざる老馬は食用に供せられ、多くは耕作運搬用に供せらるるも其役力は騾より弱きを以つて其の價格も亦騾より廉なり、何れの農家にても馬は騾と共に混用す、皮革は騾、驢と同じく之れを黑皮といひ其の業者を黑皮舖と稱す、多くは支那靴用、或は諸種の小細工物に使用せらる、又驢皮は多く綠色に染められ俗に綠皮と稱し其の用途は黑皮に同じきも多くは靴底等に使用さる、(三)騾　は牧馬と牡驢との交尾によりて生じたるものにして一に之れを馬騾と稱す、交尾には強壯なる牡驢を用ひ、普通三四回に對し其の所有者に飼糧

として一元乃至一元五十仙を贈る、馬と同じく牡を兒騾、牝を騾々といひ、兒騾の去勢したるものを騸騾と名づく、兒騾、騾々は何れも三四歳に達すれば去勢す、牡馬と牝騾との交尾によりて生れたるものは騾に相違なきも骨格形狀小にして騾と驢との中間に位す、之れを驢騾といふ其の數甚だ少なし、牝騾は又交尾することあるも受胎せず、(四)豚は支那人必需の食料品にして繁殖力强く一般に猪と稱し又、豕ともいふ、牡は正、牝は豚といひ、正の去勢したるものを跑浪子、豚の去勢したるものを叫猪といふ、去勢したるものは發育良好にして食料に適す、去勢の時季は牛馬騾驢殆んど一定せるも豚は定期なし、卽ち牛は端午節、馬騾驢は舊四月十八日及び二十八日にして去勢後約十日間は人を附して連日連夜間斷なく庭内を歩行せしむ、豚毛は刷毛の原料として最も重視せられ、奉天城内に於ける豚毛產額のみにても七萬五千六百斤此價格四萬圓に產す、豚毛の價格は其の品種及び長短により各優劣等差あれども大約左の如し。

(一)淸鬃　毛の長さ四寸内外、中等品價一斤二圓五十錢

(二)札子(全身の長毛)　毛の長さ三寸、中等品價一斤三十錢

(三)細毛(全身の細短毛)　百斤二圓

尚ほ豚毛は屠殺時期によりて產毛額に甚だしき差異あり、即ち其の收量最多きは冬季十二月にして一頭に付淸鬃三十匁、札子八十匁、細毛百二十匁なれど、夏季六七月は之に反して札子四十匁、細毛六十匁に過ずといふ、(四)羊　には山羊と緬羊との二種あり、普通毛織物の原料となすは緬羊にして、山羊毛は纖維太く且つ脆弱にして彈力乏しく其の最も良好なるものにあらざれば毛織物の原料とならず、左れど山羊中、羊絨と稱するは山羊の綿毛にして纖維極めて細小且つ柔軟にして織絨並びに製帽用として最も良好なるものなり、近年南淸地方の商人が北滿洲に入りて羊絨を買收するもの漸く多きを加へり、(五)鷄　は農家に於て必らず數羽乃至十數羽を飼養す、從つて卵の產額莫大なるものあり、(六)狗　は廣く飼養せられ、其の最も多きは北滿洲にして其の毛は深くして美はしく其の形も亦大なり、生後七八箇月を經たるものは皮として用ふるに足る、左れば狗皮は羊皮と共に滿洲に於ける皮革貿易の重要品として目せられ、每年牛莊其の他より輸出さるるもの少なからず、其の主たる輸出先は北米合衆國とす、尚ほ滿洲及び蒙古に於ける狗皮は其の品

質の良好なる世界に於て冠たりといふ。

産業試驗場の緬羊試驗

滿鐵產業試驗場に於ける緬羊に關する試驗成積左の如し。

雜種試驗　本試驗は外國種を蒙古在來種に配せる場合形態毛質毛量及生體量等の上に顯るゝ變化の如何を知らんとするものなり(イ)雜種の形態　外國種牡を蒙古在來種牝に交配せる場合形態に於て特に顯著なる變化は頭部中軀及尾部に顯はる頭部に於ては普通蒙古在來種に見る鼻梁の彎曲せるもの平直となり顏は長さを減じ眼窩は蒙古在來種に比し陷入するの傾あり中軀は大さを增し又蒙古在來種に於て見る著大なる脂肪尾は變じて牛蒡の如くなり明なる變化を示せり毛叢は著しく其密度を增し殊に頭部及腹部に密生し來れるは變化の著しきものなり「シユロツプシア」雜種及「サウスダウン」雜種にありては父畜の顏面及脚部の黑色の明かに遺傳せられたるを認め得べし(ロ)雜種の毛質　毛質は(メリノー蒙古在來)種に於ては蒙古在來種に見る粗毛を著しく減じ緬毛の量を增加せり總て毛叢は密となな

り毛は其太さ捲縮度、強さ、彈力、柔軟度、均整度及鱗尾の形狀數に於て明かに「メリノー」種の特徵を遺傳せるを認め得べし一例せんに

種類	番號	性	年齡	血統關係	毛ノ太サ 細毛	毛ノ太サ 粗毛	毛ノ捲縮度(一寸中) 細毛	毛ノ捲縮度(一寸中) 粗毛	毛ノ鱗片數(一寸中) 細毛	毛ノ鱗片數(一寸中) 粗毛
メリノー種	一四〇	牡	五	四一八號父	一九・二三	—	二三	—	三、一五〇	—
蒙古在來種	九四	牝	六	四一八號母	二三・〇六	六七・三	一三	—	二、四二〇	七、〇九〇
メリノー蒙古在來種	四一八	牝	二		二一・一五	—	二〇	—	二、六八〇	—

次に毛量は(メリノー蒙古在來)種の滿一歲時に於ける剪毛量を之と同一年同時の蒙古在來種に比するに其量大約二倍にして一般蒙古在來種成年に比するに又二倍となれり之れを表示せんに

種類	性	年齡生後日	頭數	毛量 總毛量	毛量 平均毛量	毛量 比率
メリノー蒙古在來種	牝牡(騸)	四三八・三	二八	一八・八五三	〇・六七三	一・〇〇〇
蒙古在來種	同	四八三・三	四三	一六・八一六	〇・三九一	〇・五八一
同	同	三才—一一才	一三	四一・九四三	〇・三四一	〇・五〇六

（シュロツプシァ蒙古在來）種及（サウスダウン蒙古在來）種に於ても又同様の變化を認むることを得べし(ハ)雑種の生體量は左の如し

種別	頭數	平均生體量								冬期生體量ノ生產時生體量ニ對スル倍率						
		生產時	滿一箇月	滿二箇月	滿三箇月	滿四箇月	滿五箇月	滿六箇月	滿一箇年	滿一箇月	滿二箇月	滿三箇月	滿四箇月	滿五箇月	滿六箇月	滿一箇年
蒙古在來種	四五	貫〇・九	貫一・八	貫二・八	貫三・六	貫四・一	貫四・四	貫五・〇	貫七・三	二・〇	三・〇	三・九	四・五	四・七	五・七	七・八
（メリノー蒙古在來）種	二八	〇・九	二・〇	二・九	三・五	四・〇	四・七	五・四	八・〇	二・三	三・三	三・九	四・五	五・二	五・九	八・七

右表に依るときは生後滿一箇年に至る期間雑種は蒙古在來種に比し發育良好にして殊に生產直後體軀羸弱にして且飼育困難なる滿一箇月間の發育狀態は以て雑種が蒙古在來種に比し成育良好なりと稱することを得べし。

飼養管理試驗

飼養管理の變更が蒙古在來種の毛質及毛量に及ぼす影響に就て左の如し。

區別	毛量			大正三年春期蒙古ヨリ來レルモノノ毛量ニ對スル比率	備考
	最大	最小	平均		
大正三年春期蒙古ヨリ來レルモノノ春毛量	貫〇・二九〇	貫〇・〇八〇	貫〇・一七八・五	一〇〇	供試頭數五十三頭
大正三年春期ヨリ同四年春期迄舍飼セルモノノ春毛量	〇・四一〇	〇・〇七〇	〇・二二二	一二四	
大正四年春期ヨリ同五年春期迄舍飼セルモノノ春毛量	〇・三三四	〇・一〇〇	〇・一九八	一一一	

次に毛質は概言すれば毛は細度を增し且つ太さに於て整一せられたるを特徴とす長さ強さ彈力等につきて詳細は尚試驗を要するものあり。

羊毛生產試驗　本試驗は緬羊の種類別、性別年齡別等による生產毛量を知らんとするものにして左の如し。

(イ)種類別による產毛量

種類	大正三年度 平均產毛量	大正三年度 洗毛步留リ	大正四年度 平均產毛量	大正四年度 洗毛步留リ	大正五年度 平均產毛量	大正五年度 洗毛步留リ	備考
メリノー種	貫 一・四六〇	% 四四	貫 一・一八四	% —	貫 二・五八三	% —	本羊ハ大正二年春生產ナルヲ以テ三年度ハ四年度ニ比シ約三箇月期間長キニヨリ從テ別毛量多シ
シュロップシァ種	一・一七八	五〇	〇・八一八	—	〇・九六九	—	同上
サウスダウン種	〇・八二五	五〇	〇・六二三	—	〇・七三五	—	大正三年度產毛量中ニハ草實ヲ含メルヲ以テ量多シ
蒙古在來種	〇・四一九	四九	〇・三二四	—	—	—	大正五年度ハ秋毛未別ニツキ不明

(ロ)牝牡別による產毛量

種類	大正三年度 牝平均產毛量	大正三年度 牡平均產毛量	大正四年度 牝平均產毛量	大正四年度 牡平均產毛量	大正五年度 牝平均產毛量	大正五年度 牡平均產毛量	備考
メリノー種	貫 一・五二〇	貫 一・四〇〇	貫 一・〇六〇	貫 一・二二〇	貫 二・五三三	貫 二・六六七	

シュロップシァ種	一•二二〇	一•一五八	〇•八一五	〇•七九五	一•〇〇三	〇•九三六	本羊ハ大正二年春生產ナルヲ以テ三年度ハ四年度ニ比シ約三箇月間長キニヨリ從テ剪毛量多シ
サウスダウン種	〇•七九五	〇•八五五	〇•五六〇	〇•六八五	〇•六四七	〇•八八一	同上
蒙古在來種	〇•四二〇	〇•四九〇	〇•三二九	〇•三〇九	—	—	大正三年度產毛量ハ草實ヲ含メルヲ以テ量多シ

(ハ) 年齡別による產毛量

種類	一歳羊平均產毛量	二歳羊平均產毛量	三歳羊平均產毛量	四歳羊平均產毛量	五歳羊平均產毛量	六歳羊平均產毛量	七歳羊平均產毛量
蒙古在來種春毛	貫 〇•一一一	貫 〇•二〇四	貫 〇•二〇八	貫 〇•二二三	貫 〇•二一〇	貫 〇•二一三	貫 〇•一八一
蒙古在來種秋毛	—	〇•一六二	〇•一五三	〇•一三〇	〇•一一三	〇•一二〇	〇•一一九
計	〇•一一一	〇•三六六	〇•三六一	〇•三五三	〇•三二三	〇•三三三	〇•三〇〇

(ニ) 剪毛回數別による產毛量

種類	區別	毛量 平均春毛量	毛量 平均秋毛量	毛量 計	備考
蒙古在來種	一回剪毛	貫 〇•三三一	貫 —	貫 〇•三三一	試驗供用頭數共ニ三十頭宛
同	二回剪毛	〇•一九九	〇•一六五	〇•三六四	

本表に依るときは蒙古在來種は二回剪毛を以て利益とす。

疾病治療試驗　蒙古在來種の寄生蟲の種類と其豫防並に驅除法は(一)種類」を Oesophagostamium columbianum Haemonchus contortus Monodontus trigonoceghalus Frichostrongylus instabilis として(二)豫防並に驅除法　は共に頑強なる寄生をなし藥品による驅除其他の方法につき試驗中にあり從來「カマラ」綿馬「エキステレビン」油等を用ひたるも何れも效力なし今日にありては區劃放牧法による豫防法を取るより外良法なき有樣なり。

緬羊飼養管理の狀況は左の如し。

(一)飼養の一般

記事別	外國種	蒙古在來種
繋養法	週年舍飼トシ日中放牧運動ナサシム	週年放牧ナシ夜間ノミ舍飼ナス
飼料ノ種類	麩、豆粕、燕麥、根菜類、青刈、燕麥、野草、豆稈	麩、野草、豆稈
藁草ノ種類	燕麥稈	同上
飼料給與	濃厚飼料一日二回粗飼料一日三回但シ放牧ノ如何ニヨリ粗飼料ハ加減ナス	濃厚飼料一日一回粗飼料ハ放牧ノ如何ニヨリ定マル
給水	一日三回	同上

給鹽	一日二回	一日一回
放牧	自六月至九月期間終日放牧自十月至五月期間ハ時間短縮ス雨天又同シ	同上

(二) 飼料給養量 (一頭一日量)

種別	性	生體量	飼料					蓐草	備考
			青刈燕麥	燕麥	麩	豆粕	鹽		
外國種、	牡	二七.〇貫	五〇〇匁	八〇匁	三〇匁	—匁	〇.五匁	四〇匁	蓐草ハ凡テ冬期ハ少シク增與ス
外國種	牝	二〇.〇	四〇〇	四〇	三〇	—	〇.五	四〇	
雜種仔羊	牡牝	八.〇	二五〇	—	一〇	二〇	〇.四	三〇	
蒙古在來種	牝	一三.〇	三〇〇	—	一〇	—	〇.四	三〇	

備考　本表は給養量の一般を示すものにして實際の場合は生體量の如何營養狀態飼料の種類等により常に變化す尙放牧をなせる時は表中の青刈燕麥は之を給與せす又は減量を與ふることあり。

(三) 管理

記事別	記事
蓐草敷換	月二回敷換

剪蹄	外國種月一回剪蹄ス 蒙古在來種月一回、檢蹄不正發育ヲナセルモノニ限リ剪蹄ス
交尾	自九月至十二月初旬期間補助交尾ヲ行フ 配牝頭數三〇乃至五〇頭
去勢	牡生後十乃至十五日ニシテ行フ
斷尾	外國種生後七日 蒙古在來種生後二十日ニシテ行フ
剔毛	外國種自五月下旬至六月上旬 蒙古在來種春期自五月下旬至六月上旬秋期九月下旬ニ剔毛ス
藥浴	剔毛終了後一箇月以内ニ數回之ヲ行フ
刻耳	番號ヲ附スル爲メ生後一箇月ニシテ刻耳ス
人夫	一人扱頭數四〇乃至五〇頭

家畜數額

東三省に於ける家畜數額につき關東都督府が大正五年三月に調査したるものを擧ぐれば左の如し。

(一)奉天省

縣別＼種別	牛	馬	騾	驢	羊	豚	鶏
瀋陽	二、二〇〇頭	五七、三六七頭	一頭	一六、〇五一頭	四、六七三頭	一五八、三二四頭	二〇〇、〇〇〇羽

撫	順	五、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	八〇〇	一三、〇〇〇	一一、〇〇〇
遼	陽	一六、二〇六	一五、二七三	—	八、九四六	二五、五一七	一七一、一四〇	一三五、〇〇〇
海	城	一三、〇七六	三〇、二九八	—	一五、九〇三	二、一九二	七八、六八八	二九九、〇〇〇
蓋	平	一一、七三三	一三、八九一	五、九二三	一三、七七〇	一九、四二三	八二、七三〇	一三五、〇〇〇
復		二三、六八〇	三、五五四	一、七〇〇	一、四〇〇	四九、六四一	二三四、二〇〇	一六〇、〇〇〇
鐵	嶺	二、六〇四	一一、八一九	一三、一四五	一四、一二〇	一、一九六	七三、七〇六	八〇、〇〇〇
開	原	一三、三四五	九、七八七	九、七八七	七、二五七	六六一	七三、〇五七	八〇、〇〇〇
遼	中	二、四四〇	一九、五八四	—	—	三六二	六二、九七〇	一〇〇、〇〇〇
本	溪	一五、七〇一	一三、六二八	—	九、八九六	一五、〇〇四	三四、一八三	五〇、〇〇〇
法	庫	一、三七〇	三、九八二	一、五〇〇	一、一二〇	五、八九〇	三三、七六五	八〇、〇〇〇
康	平	三、二九九	一五、六三一	—	—	五、四九四	五二、九六七	七〇、〇〇〇
錦		二、〇〇〇	八、三五〇	—	—	五、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
新	民	七、四二九	一五、五〇四	一五、五〇〇	一〇、三九四	二、八九七	一〇六、一四三	五一九、九七八
興	城	四五〇	四、六七八	—	九、三九二	八〇〇	一八、五〇〇	一〇、〇〇〇
鎮	安	六、〇八〇	六、二七七	三、二一〇	五、三五〇	三、一〇三	五、一九〇	一四、六七〇
綏	中	六、三四七	三、〇七三	二、三七四	六、八八五	四、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇
彰	武	一八、三〇〇	一七、四〇〇	一、二一〇	八六〇	七、〇五〇	六五、八〇〇	四〇、〇〇〇
北	鎮	二、一七四	四、八三六	—	三、三五九	六、五三〇	三七、五三〇	六〇、〇〇〇
盤	山	二、三四九	八、七八九	—	九、二二三	一一四	三五、〇〇〇	四五、〇〇〇
義		三、五〇〇	一三、二九二	—	八〇九	八五、〇〇〇	一三三、〇〇〇	一四七、〇〇〇
錦	西	一、一〇〇	二、一六八	—	五四三	一、六〇〇	一七、五〇〇	四七〇、〇〇〇

營口	一、三八四	二、七〇八	二、〇〇〇	三〇〇	一、二六二	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
鳳城	二三、一一三	七、五六九	二、一七八	八、一九五	四、四〇〇	六六、六〇〇	一〇〇、〇〇〇
鐵嶺	二五、六七五	一一、五六一	五、七三三	九、二九五	八、七〇〇	三四、七七三	五〇、〇〇〇
莊河	五、八四八	三一、一一八	五、〇七五	二、一一五	八、五三四	五五、〇八六	一〇四、〇〇〇
安東	八、六七六	七、六八八	—	—	七一四	六三、三〇六	八、〇〇〇
寬甸	二六、三五九	一〇、八三七	—	一二、九二九	一一、二五九	三七、〇六六	八四、〇〇〇
興京	一七、二〇〇	一七、四〇〇	—	一二、三〇〇	三七、〇〇〇	五二、〇〇〇	八〇、〇〇〇
通化	六、七〇〇	一五、〇三七	—	七、九九六	三、九三〇	五七、一七〇	七〇、〇〇〇
桓仁	一六、七〇四	八、九三二	—	七、八六二	二、四五六	八九、八〇二	九〇、〇〇〇
臨江	一、六九〇	一、一〇四	—	五三九	—	一七、二三〇	一五、〇〇〇
輯安	一四、四一七	九、四三七	—	七、九〇八	五、五六四	四五、七〇〇	六〇、〇〇〇
長白	一、〇〇〇	三〇〇	—	—	三〇	一、五〇〇	五、〇〇〇
撫松	一五〇	七〇〇	五〇〇	—	—	五〇〇	一、五〇〇
[illegible]清	三八〇	三、五〇〇	—	二五〇	—	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
安圖	一、二〇〇	一〇〇	—	二〇〇	三〇	一、五〇〇	二、〇〇〇
海龍	二、二六四	六七、七九七	—	九、九二一	一、一八七	一〇九、四四九	一二〇、〇〇〇
東豐	七、〇二八	一七、二四八	六、七〇八	八、九八一	二五〇	四二、一一〇	五五、〇〇〇
西豐	二、二六四	三三、八九九	三三、八九九	九、九二一	一、一八七	一〇九、四四九	六〇、〇〇〇
西安	二、〇〇五	三、五九九	七、八九九	一六、三一五	五四六	五三、三八〇	七五、〇〇〇
柳河	二、一九四	二五、二四二	—	六、八九四	—	九六、六四七	七五、〇〇〇
洮南	九、〇六四	七、〇三三	—	一、二八五	六、九七七	四、六五一	六、〇〇〇

縣別	牛	馬	騾	驢	羊	豚	鷄
遼源	二、五一二	一七、五〇〇	一、二九二	二、一三〇	七、六一七	四三、八五〇	三六、〇〇〇
洮安	四、九〇〇	六、〇六四	六七六	一、四七七	七三〇	九、四二九	九、〇〇〇
開通	三、三七九	九、二五七	一、二七〇	二、二一八	二、七一〇	五、九一七	九、七二七
鎮東	二、〇〇〇	一二〇	一〇	二〇	二五〇	一五〇	五〇〇
安廣	二、六八五	五、〇六九	五五七	一、二六四	一、六四七	四、五三一	六、〇〇〇
突泉	三〇	五〇	一五	二〇	一、五〇〇	三〇	二〇〇
昌圖	三五一	一五、二七五	一四、二六〇	六、一四五	四四二	二六八、一〇〇	三〇〇、〇〇〇
懷德	九二〇	五一、二〇〇	三五、六〇〇	三〇、五〇〇	九五〇	一八二、〇〇〇	九〇〇、五〇〇
梨樹	七〇〇	六六、〇〇〇	二九、〇〇〇	三二、〇〇〇	一、二三四	二三〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
關東州	三〇、八四八	二、三三八	一三、三三〇	二六、七四三	一三、〇一九	五〇、八一九	二〇四、六〇六
計	五八三、三三三	七五三、九五一	二〇五、三三〇	三五二、〇〇〇	四二九、〇九五	三、五五二、一六七	四、五八〇、七四五

備考　小數なるも、騾馬中に驢馬、騾馬中に騾馬の彼是混同しある若干の地方あり。

(二) 吉林省

縣別＼種別	牛	馬	騾	驢	羊	豚	鷄
延吉	六、九六〇頭	七、八〇〇頭	—頭	—頭	一三〇頭	二〇、〇〇〇頭	二三、六二〇羽
寧安	一三、七九八	一四、八五〇	—	一、四四九	三、九二四	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇
東寧	二〇〇	三五〇	—	—	—	一、〇〇〇	一五、〇〇〇
琿春	一、五〇〇	二、〇〇〇	—	—	五〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇

敦化	一、二〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	三〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇
穆稜	五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	—	一、〇〇〇	五、〇〇〇
額穆	一〇〇	三二〇	—	一〇〇	—	二、五〇〇	五、〇〇〇
汪清	一五〇	三〇〇	—	一〇〇	—	五〇〇	一、〇〇〇
和龍	七〇〇	二〇〇	—	一五〇	二、三〇〇	一五、六〇〇	二一、〇〇〇
吉林	六、〇〇〇	二五、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	二、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
長春	五、五三八	五五、四一〇	四七、一一三	三三、八五〇	五、〇〇〇	一三一、一八〇	二五八、三三一
伊通	八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	一、〇〇〇	九一六	一五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
濛江	一、〇四〇	五七〇	二四〇	三三〇	—	一、三四〇	一四、二〇〇
農安	七、四〇〇	六五、〇〇〇	五八、〇〇〇	三、〇〇〇	六四、〇六四	九四、五〇〇	二〇一、〇〇〇
長嶺	一二〇	三、〇〇〇	二〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇
樺甸	三、一三三	五、五〇〇	七三〇	七〇〇	二〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
盤石	二五〇	三、八〇〇	六、七〇〇	二、二五〇	五〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
舒蘭	一、〇〇三	八、二一三	一、一二〇	五九五	—	三二、八六七	一〇八、五四三
德惠	五九六	四八、五二〇	四六、六〇七	四八九	—	一九四、一六六	二八五、八九五
双陽	五〇〇	八、九〇〇	一二三	一二五	—	三八、二二六	一三三、〇〇〇
依蘭	二、六八八	六、八九六	五五〇	一、三二〇	二、一二四	八、三三八	一〇、四二〇
同江	二一七	六五七	—	—	三〇	一三、二六三	八、五四八
密山	二、二一〇	一、二五〇	一一〇	一二〇	—	一、五〇〇	二、〇〇〇
虎林	七〇	八〇	—	五〇	—	一〇〇	三〇〇
綏遠	一一三	七六	—	—	一〇	四、三五〇	一、四〇〇

縣別	牛	馬	騾	驢	羊	豚	鶏
方正	二三一	五、六七〇	八一〇	一五八	—	一三、〇〇三	二一、五一三
富錦	一〇〇	一〇〇	—	五〇	一五	五〇〇	一、五〇〇
饒河	五〇	五〇	—	五〇	二〇〇	三〇〇	一、三〇〇
樺川	三〇〇	五〇〇	—	一〇〇	—	一、〇〇〇	二、〇〇〇
扶餘	三、〇〇〇	五、〇〇〇	二六〇	二、二〇〇	三、五〇〇	一一、〇〇〇	五〇、〇〇〇
双城	三、五〇〇	三九、八〇〇	三、九〇〇	四、八五〇	二、八二〇	一五三、〇〇〇	一六三、〇〇〇
賓	二、五〇一	五〇、三三三	一、三五〇	四三六	二、五二九	二八、〇三八	五七、八二三
五常	五三〇	一一、二〇〇	一九六	二一五	八〇〇	四三、二〇〇	一三五、〇〇〇
楡樹	五、一一三	五一、二四〇	三八、五〇〇	二九、九九六	一、八五六	一一三、五〇〇	二六三、四一三
濱江	一、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同賓	一〇、七〇〇	二七、二〇〇	二、五五〇	一、三二〇	七七	二一、二〇〇	三七、八〇〇
阿城	五七三	一四、八〇〇	二一五	二三八	五〇〇	四六、五〇〇	一〇五、〇〇〇
計	九〇、一四〇	五〇三、六五四	二三一、三七四	一〇三、二二〇	九四、二八五	一、二五四、七三〇	二、一六七、六一〇

備考　小数なるも、騾馬中に驢馬、驢馬中に騾馬の彼是混同しある若干の地方あり。

(三)黒龍江省

縣別	牛	馬	騾	驢	羊	豚	鶏
龍江	三五、八〇三頭	四七、七三六頭	二一四頭	一三、三一六頭	二三、八六三頭	七一、三二四頭	一八七、四一七羽
大賚	六、一一二	一三、一一四	八九七	九一三	三、〇〇〇	六、〇〇〇	一〇、二五〇

肇州	一、九一九	三、三八九	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一、一七九	一七、五〇〇	一〇三、二五〇
安達	六三四	一、二七四	一、九四〇	八九〇	三七〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
呼蘭	二一、一四〇	三五、一一〇	五、五〇〇	三、七五〇	四、五五四	二六、五六〇	二〇、〇〇〇
巴彥	一〇、八〇三	四一、一七八	四一、〇三三	四二〇	一、一九九	八〇、〇〇〇	七五、〇〇〇
蘭西	八、四九四	三六、一〇四	一、八三三	一、〇六〇	二、五八一	一九、四九〇	三四、〇〇〇
木蘭	二、五〇〇	八、〇四〇	八〇〇	三五〇	二五〇	八九、二三〇	五〇、〇〇〇
綏化	一六、二〇〇	五五、〇〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇	一、六〇八	四一、〇〇〇	四六、〇〇〇
慶城	六、九二〇	三四、八一〇	一七、六九〇	三八〇	一六七	一五、七五〇	三七、五〇〇
海倫	一七、〇〇〇	五五、〇〇〇	四、五〇〇	二五〇	二、〇〇〇	五、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
青岡	二、〇六〇	二六、六五〇	五四〇	六三三	一、一六五	一〇、〇〇〇	四七、一〇〇
拜泉	五、六二〇	七、九八〇	一、八九〇	二、七八二	一五〇	五、〇〇〇	一七、八〇〇
訥河	六、一三五	四、七六〇	四八	四四三	五〇〇	三、五九六	五、〇〇〇
武興	一、五〇〇	四、二〇〇	—	—	五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇
嫩江	三、九三一	六、四〇七	一〇〇	一八〇	一、〇〇〇	七、五〇〇	二一、四二〇
璦琿	六五〇	七、四〇〇	五〇	二、〇〇〇	二四五	三五、二〇〇	二三、〇〇〇
通河	一、七五〇	三、二六一	—	—	四一八	一、一〇〇	二、〇〇〇
湯源	八一七	二、九二六	—	—	—	一、二五〇	七、五〇〇
臚濱	—	—	—	—	—	—	—
呼倫	五〇、三三六	一二五、三三四	—	—	一七、五〇〇	六三、三五〇	一、〇五〇、〇〇〇
東興鎮	—	—	—	—	—	—	—
西布特哈	五、六〇〇	三、七〇〇	二六、三〇〇	—	五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇

計	—	二四、九一三	五二三、三六三	一二五、三一四	五三、三六六	六三、七四八	四九一、七五〇	一九三四、二四七

備考 少數なるも騾馬中に驢馬、驢馬中に騾馬の彼是混同しある若干の地方あり。

毛皮產額 東三省に於ける毛皮產額を擧ぐれば左の如し。

(一) 奉天省

縣名＼種類	牛皮	馬皮（騾驢皮共）	羊皮	狼皮	貂皮	獺皮	狐狸皮	狗猫皮	鹿皮	虎皮	豺皮其他の皮	羊毛	駝毛其他の毛尾
瀋陽	三〇、七五枚	三一、七七五枚	六、五八四枚	—枚	—枚	—枚	—枚	四〇、八五〇枚	—枚	—枚	—枚	三五、二五〇斤	一〇一、六七〇斤
撫順	八〇	—	一、四五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二、八〇〇	五五、九五〇
遼陽	二、二六九	二四七	四、三九六	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六八五	三四、二六〇
海城	四、八五〇	八三〇	二、二一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	四、一一〇	四〇、五〇五
蓋平	—	一、四九〇	六、四二〇	—	—	—	六二〇	一七、九六五	—	—	二五〇	—	六一、五〇〇
復	一、五八五	—	二、二二八	—	—	—	—	—	—	—	—	八、九八九	八、一一〇
鐵嶺	五、五〇〇	一、八五〇	五三〇	—	—	—	—	五〇〇	—	—	—	七五〇	三三、一五〇
開原	五、〇〇〇	三、四八八	一八、一三三	—	—	—	—	四、四七八	—	—	—	三、五〇〇	五、〇〇〇
法庫	一、三五〇	九〇四	三、八九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	六、二五〇	一九、五〇〇
新民	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二、五〇〇	五、五〇〇
黑山	二、五〇〇	一、八五〇	二、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	五、七〇〇	五五、〇〇〇
彰武	八〇	—	一、四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	五、〇〇〇	八、五〇〇
錦	四、五〇〇	一、六〇〇	三八、〇〇〇	七〇〇	—	—	四〇〇	一七、二〇〇	—	—	八、四[illegible]	二六、〇〇〇	三九、五〇〇

北鎮	六二〇	三〇〇	一、八〇〇	—	—	—	四九	七〇〇	—	—	—	二、六〇〇	二六、三〇〇
義	一、四七三	五一	七、九八六	二八	—	—	—	五七三	—	—	三〇六	四、一七九	一一、三五一
興城	二三七	三五〇	一三、六九〇	—	—	—	—	六一〇	—	—	—	二、七六〇	一五、八三〇
綏中	七九五	一七三	二、八六〇	—	—	—	—	八三	—	—	—	四、三五〇	二一、五六〇
盤山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七、一〇〇
錦西	五二〇	—	一八、〇〇〇	三〇	—	—	八〇	七〇	—	—	—	—	—
海龍	七三五	一、七九四	五一五	二五〇	—	—	二九〇	一、四一〇	—	—	—	—	二四、八三〇
東豐	二〇〇	六九〇	七〇	—	—	—	—	一五〇	—	—	—	—	二六、〇〇〇
西安	一五〇	二〇〇	三〇〇	—	—	—	—	一五〇	—	—	—	—	三五〇
柳河	一三〇	八〇四	—	一、〇六九	—	—	八八	三一五	—	—	—	—	四〇、六六九
昌圖	一五〇	六四一	三五九	—	—	—	—	—	—	—	—	二、五九八	六二九、九八九
遼源	三、五六〇	一、二五〇	三四、八〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	五八、六五五	三四、六二〇
懷德	—	—	三二五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇、四〇〇
鳳城	一、八七八	—	三三九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安東	三、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
寬甸	八〇〇	一、六二〇	一、二〇〇	二〇〇	—	—	一〇〇	八〇〇	—	—	—	—	五、〇〇〇
岫巖	一、五七九	一三五	一、九五四	—	—	—	—	五四〇	—	—	—	八、二一七	二、七三七
莊河	一、一七六	—	三、二五五	—	—	—	—	—	—	—	—	九九〇	七、九九五
興京	—	—	二、八〇〇	—	九一	—	五一五	七八八	—	—	八、〇三三	—	—
通化	五二五	—	一、二〇〇	—	一八	八	九六	—	—	—	一、〇四八	—	七〇〇
桓仁	—	—	三、三六〇	二〇	三五	—	一、二八九	—	二〇	—	一、五一八	—	七六五

(二) 吉林省

縣名＼種類	牛皮	馬皮(騾驢皮共)	羊皮	猳皮	貂皮	獺皮	狐狸皮	狗猫皮	鹿皮	虎皮	豺皮其他の皮	羊毛	駝毛其他の毛尾
	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	斤	斤
吉林	—	—	—	四一五	—	七九二	一、三九七	—	—	—	五、四三八	—	五、〇三六
長春	三、六二五	二、一二〇	五、四三	—	—	—	二三七	一、六三三	—	—	一五六	—	—
依蘭	—	—	一〇〇	七、〇六〇	六、五二〇	一五〇	二〇〇	五七〇	一六〇	三	二〇二、七一四	—	—
扶餘	五、五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、〇〇〇	三、五〇〇
密山	—	—	—	五	—	—	—	—	三	三	一六三	—	—
賓	七五八	六五三	五三〇	三六	二	—	八三	二、九六六	—	—	三七七	一、三五八	五九、二三四
五常	五〇〇	五二〇	一二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五、九六〇
輯安	一八〇	—	一三	—	—	—	四五	—	—	—	—	—	五、二〇〇
洮南	一五、八五〇	六、一九〇	三一、七四〇	—	—	—	八三	六、八六〇	—	—	—	五五、一七〇	三、五五〇
開通	一五三	一〇	二七九	一八	—	—	一三	—	—	—	—	一六五	一四一
洮安	三四	—	五一九	—	—	—	—	—	—	—	—	七、〇六七	—
安廣	五五〇	—	五六〇	一六五	—	—	四五〇	—	—	—	—	—	—
長白	一五〇	—	二五〇	五〇	二〇	—	六	八〇	—	豹 六三	三四八	—	—
安圖	—	—	—	—	三〇	—	—	—	一〇〇	一〇	四、〇〇〇	—	—
撫松	—	—	五〇	—	—	—	—	—	—	二	一、〇〇〇	—	—
計	九四、九〇八	六二、二四三	二二〇、八六三	一、九〇〇	一九四	八	四、九一五	九四、一二三	一三〇	豹 一六五	二四、九四八	四、八三三、八五二	二、三三九、三三二

縣名	牛皮	馬皮(騾驢皮共)	羊皮	猸皮	貂皮	獺皮	狐狸皮	狗貓皮	鹿皮	虎皮	豹皮其他の皮	羊毛	駝毛其他の毛尾
双城	六〇〇	—	八〇〇	—	—	—	—	—	—	豹 一六〇	—	六〇〇	—
綏芬	—	—	—	—	—	三〇	三〇	—	—	—	二七〇	—	—
延吉	五二〇	—	三一〇	四六〇	四三五	一六	六六五	一、四三〇	二〇〇	—	八七六	—	—
同江	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伊通	一、五〇〇	—	—	五〇	—	—	一一〇	—	—	—	—	—	—
臨江	—	—	—	四〇〇	—	二〇	七〇	—	—	—	一、二〇〇	—	—
濛江	—	—	—	五〇	三〇	一五〇	八〇	—	—	—	一、〇〇〇	—	—
農安	三二一	四、八二一	五、三二三	二八	—	—	五一三	三、九一三	—	—	二、七四八	—	二〇、〇〇〇
敦化	三、一五〇	五三七	一三	一三五	二八	三五	一八九	—	—	—	五八九	—	—
磐山	—	—	八〇〇	三三	—	—	七〇〇	一、六〇〇	—	—	一、五〇〇	—	—
楡樹	—	—	—	一、〇四〇	—	—	—	九八七	—	—	—	三、九二〇	三、六七〇
同賓	—	—	—	六〇	五〇〇	一〇〇	三五〇	—	五〇	—	二五〇、〇〇〇	—	—
長續	二〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一八〇	—	—	二〇〇	—	—	—	—	—	一、〇〇〇
樺甸	一〇〇	二〇〇	—	三七〇	—	—	—	—	—	—	一〇〇	—	—
計	一、六四七六	八、六四一	一三、四二三	一〇、〇五九	七、五一三	一、二九三	四、六二四	一三、〇九八	四六	一五 豹 一六〇	四六、七二九	九、八七八	九八、三九〇

(三)黑龍江省

縣名	牛皮	馬皮(騾驢皮共)	羊皮	猸皮	貂皮	獺皮	狐狸皮	狗貓皮	鹿皮	虎皮	豹皮其他の皮	羊毛	駝毛其他の毛尾
龍江	四、九六三枚	一、五〇〇枚	九、五三五枚	四〇枚	—枚	—枚	三、八三三枚	—枚	—枚	—枚	—枚	一一〇、〇〇〇斤	一八、〇〇〇斤

西布特哈	訥河	通河	湯源	臚濱	呼倫	璦琿	武興	安達	大賚	肇州	嫩江	拜泉	青岡	海倫	慶城	綏化	木蘭	蘭西	巴彥	呼蘭
三二〇	—	—	—	三二〇	三、五〇〇	七八	—	—	一、三三三	—	—	—	—	—	—	八、五〇〇	一二〇	七八〇	五、一四〇	—
二〇一	—	—	—	二五	一六、二六〇	—	—	—	七三六	—	二〇	—	—	—	—	—	—	五、三四二	六、三〇〇	—
—	—	—	—	四、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一三〇	—	三〇〇	二、三六八	二五〇	—	—	—	—	—	—	—	四四〇	—	—
—	三	—	—	—	一、九〇〇	—	—	—	八〇	—	三九	—	—	—	二〇	一〇〇	—	—	—	—
—	五一〇	—	八一三	—	—	—	—	—	—	—	一五	—	—	一八〇	三五〇	二〇〇	一〇〇	—	—	—
—	一三	—	一二四	—	—	—	—	—	—	—	八	—	—	—	二〇	—	—	—	—	—
—	三七	—	二八六	—	六、七〇〇	—	—	—	八〇	—	四三〇	—	—	二五〇	六〇	七〇〇	一六〇	—	—	—
六〇	—	—	—	—	八〇〇	—	—	—	六〇	—	—	—	—	—	一、一六〇	—	—	—	—	—
—	三七	—	二三	—	—	—	—	—	—	—	四	—	—	三八	五〇	—	三〇	—	—	—
—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	豹 四六〇	—	—	—	四	—	豹 六〇	—	—	—
—	一、二七三	一八〇	七九、四一三	七八、四〇〇	一七八、六〇〇	—	一三〇	一〇〇	—	—	六、七三四	一〇六	二五〇	—	三、七〇〇	二〇〇	八七二	—	—	—
—	—	—	—	—	四六〇、〇〇〇	—	—	—	七、九五〇	五〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	一三〇、〇〇〇	—	—	四六〇	—
一、〇五〇	—	—	—	一、六八〇	九五〇	—	—	—	二、一一〇	—	—	—	—	—	七、五〇〇	二九、一〇〇	—	四、三三〇	六一、八五〇	—

東興鎮	—	—	—	三八〇	二〇	—	二五〇	—	—	一	三、八六一	—	—
鐵驪	—	—	—	六	九五〇	一三	一六五	—	六三	豹 一二七	三、三一七	—	—
計	三四、〇三四	三〇、三八四	二三七、〇一二	二、九三七	三、一三八	一七七	二、九六八	二、〇八〇	二四四	豹 五三二 三七	三六六、〇六八	七五八、四一〇	二一六、七六〇
合計	一四五、四一八	一〇一、二六七	四六一、二九六	一四、八九六	一〇、八四五	一、四七八	二三、五〇七	一〇九、三〇〇	八二〇	豹 六八八	八五八、四九一	一、二五一、五七三	一、六五四、一八二

南北滿洲の羊毛輸出額

港別	山羊毛 大正五年 數量	山羊毛 大正五年 價額	山羊毛 大正四年 數量	山羊毛 大正四年 價額	綿羊毛 大正五年 數量	綿羊毛 大正五年 價額	綿羊毛 大正四年 數量	綿羊毛 大正四年 價額
大連	二四九	七、五六〇	一九三	二、七〇八	四、二八七	一二〇、〇三六	二二、六六一	四七五、八八一
安東	—	—	—	—	三、九八六	一六八、二八五	五三七	二五、二三七
牛莊	—	—	四一	八三六	一、二一三	二八、〇五六	一、一二一	二五、二二三
南滿計	二四九	七、五六〇	二三四	三、五四四	九、四八六	三一六、三七七	二四、三〇九	五二六、三四一
愛琿	—	—	—	—	一三	三三七	一五	二九四
滿洲里	—	—	—	—	八四五	二一、一二〇	八、八九四	一二七、〇八〇
ハルピン	—	—	—	—	一	一六	—	—
綏芬	—	—	—	—	七	一〇〇	九五六	九、三八六
北滿計	—	—	—	—	八六五	二一、五七三	九、八六五	一三六、七六〇
南北滿計	二四九	七、五六〇	二三四	三、五四四	一〇、三五一	三三七、九五〇	三四、一七四	六六三、一〇一

更らに參考の爲め天津及青島よりの輸出額を示せば

天津	一九、三六一	五〇九、七五二	一三、八四七	三一二、〇二八	二四六、五三四	八、〇七三、九八九	三〇一、六六一	九、〇[illegible]、九[illegible]
膠州	二八九	七、六二八	五六〇	一三、八〇九	五、七九九	一四七、四三九	五、四九七	一一〇、一一六
計	一九、六五〇	五一七、三八〇	一四、四〇七	三二五、八三七	二五二、三三三	八、二二一、四二八	三〇七、一五八	九、一二四、〇七九

大正四年以降戰亂の影響を受け需要の增加と共に輸出額も一段の增加を示したるも其の主產地たる蒙古の交通不便なると牧畜業幼稚にして改良進步の感念なき爲め格段の增加を爲す能はず牧畜業に根元の改良を計るに非ざれば例令需要益〻增加するとも是れ以上の輸出增加は期待し難しと觀測せらる右表に示めす如く滿蒙羊毛の九割迄は天津方面より輸出せられ南北滿洲よりの輸出は微々として振はず日本方面の需要著しく增加したるに對照し不思議の現象なりと雖多年天津を中心とせる英米佛商人の蒙古羊毛購入上の關係とに日本各工場に於ける毛織物の技術頗る幼稚にして品質比較的不良なる蒙古羊毛を適當に加工する能はざる爲め一旦南洋方面に輸出せられ精製作業を行はれたる後逆に日本に輸出さるるなり。

北滿產出の鷄卵 北滿洲に於ける鷄卵は重要なる農家の副產物にして加之近

年著しく其の輸出額を增せり、東淸鐵道南部線卽ち哈爾賓長春間によるものを除き千九百十一年に於ける輸出額は總計三千三百餘萬箇にして其の翌年は四千六百餘萬箇に達し、千八百十三年には更らに增加して六千八百餘萬箇となり、千九百十四年には七千餘萬箇に增加し、千九百十一年に於る輸出額の二倍餘に達せり、其の輸出先は露領、西伯利亞なるが歐洲大戰の影響は千九百十五年に於て僅かに四千二百萬箇の輸出に減退せり、今最近五箇年間の輸出額比較表を揭げんに左の如し。

年次	輸出額	前年に比し▲增△減	年次	輸出額	前年に比し▲增△減
一九一一年	三三、七六五、七七〇	—	一九一四年	七〇、一〇六、七七五	▲一、一三八、〇〇四
一九一二年	四六、七三二、九〇五	▲一二、九六七、一三五	一九一五年	四二、三二九、一七二	△二七、七七七、六〇三
一九一三年	六八、九六八、七七一	▲二二、二三五、八六六			

尙前記總輸出額を東淸鐵道に據るもの及黑龍、松花兩江の水運によるものの二つに分かてば左の如し。

東清鐵道經由鷄卵輸出額表

輸出先	一九一三年	一九一四年	一九一五年
綏芬河關	一、六〇四、〇一〇箇	六、四四五、四〇〇箇	二、八〇七、五七〇箇
滿洲里關	一七、三九六、九三三	二一、六八七、二四〇	一七、四六八、五三〇
合計	一九、〇〇〇、九四三	二八、一三二、六四〇	二〇、二七六、一〇〇

黑龍、松花兩江經由鷄卵輸出額表

輸出先	一九一三年	一九一四年	一九一五年
哈爾賓江關	四八、四四〇、五三八箇	四〇、六三七、五一五箇	二〇、九七一、四二三箇
三姓關	一、四二七、五九〇	一、一九八、六二〇	八七五、六五〇
拉哈蘇蘇分關	八三、七〇〇	一四八、〇〇〇	四六、七〇〇
愛琿關	一六、〇〇〇	—	二五九、二六〇
合計	四九、九六七、八二八	四一、九八四、一三五	二二、〇五三、〇三三

滿洲產の牛骨

滿洲產の牛骨に付關東都督府の調査したるものを記さんに左の如し。

牛骨とは字義の如く牛の骨を指すものであるが滿洲產牛骨中には、大抵馬、騾、驢豚、羊等の雜骨が混じてあるから、獸骨と云つた方が至當であらう、而して此等獸骨は肉食の副產物であるから、屠獸肉食する地方では之れを產せざるなく、又四季の中で冬季が一番屠獸數が多いから從て產額も亦澤山である、滿洲產獸骨の最大集散地は大連で奉天は一種の中繼所である、而して大連及奉天に出廻り來る主要集散地は、北滿にては哈爾賓、吉林地方、南滿にては鄭家屯、四平街、法庫門、營口、安東、新民方面であるが大連へは山東省の青島、芝罘方面より來集するものもある、現に大連の向井骨粉製膠工場の如きは山東省方面より年々六百噸內外滿洲方面から年々四千噸位を購入して、粉骨及膠製造の原料に充てて居る、本品の出廻り時季は冬季卽ち十月より翌年四月頃迄が最も盛で、夏季は一般に肉食が少ないのと臭氣が甚だしいのとにより、其の取扱を嫌厭する爲め、出廻り最盛季の一割にも及ばない有樣である、又本品は惡臭ある爲め他貨物よりも比較的高率の運賃を要し、產地に於ける賣買値段は百斤に付平均四十錢位であるが、北滿地方より大連に至る運賃諸掛りを加算すれば原價の四倍卽ち一圓六十錢內外となる、北滿地方より鐵道便輸

送に係るものは主に麻袋入りであるが、船積輸送は主に叺を使用する、時としては撒積にて輸送せらるることもある、今參考の爲め左に滿洲各海關に於ける獸骨輸出入數量及價額を示して見よう。

自大正元年至大正四年滿洲各海關牛骨輸出數量及價額(海關報告に據る)

年別 / 海關別	大正元年 數量	大正元年 價額	大正二年 數量	大正二年 價額	大正三年 數量	大正三年 價額	大正四年 數量	大正四年 價額
大連	四一、三八七擔	四一、三八七兩	六一、六三九擔	七五、六四一兩	七八、六四一擔	九八、三五九兩	五六、〇四一擔	六一、六四五兩
安東	一、五二三	一、二二八	一、七九一	一、三六六	三、一八九	三、四三二	一、七三七	一、二九四
大東溝	八三五	五六六	二〇一	一五九	一一九	九四	—	—
營口	四、五七一	五、六五三	四、六六四	五、六四二	四、三〇七	五、四三三	三、一七六	三、九〇九
綏芬河	一、六六三	九五六	八三六	四七七	二九七	三二五	—	—
計	四九、九七九	四九、七八〇	六九、一一一	八三、二八五	八七、五五三	一〇七、六四三	六〇、九五四	六六、八四八

備考 一擔は百斤で一兩は邦價の約金一圓四十錢内外である以下之に準す。

自大正元年至大正四年滿洲各海關牛骨輸入數量及價額(海關報告に據る)

年別 / 海關別	大正元年 數量	大正元年 價額	大正二年 數量	大正二年 價額	大正三年 數量	大正三年 價額	大正四年 數量	大正四年 價額
大連	一二三擔	九八兩	二八擔	二八兩	三八九擔	四二八兩	八五三擔	九三兩

哈爾賓	—	—	八五	五五	—	—	—	—
計	一三	九八	一一三	八三	三八九	四二八	八五三	九二三

大正五年中の滿洲牛骨總輸出額は八萬五千七百九十擔で之れを港別にすれば大連七萬八千二百七十二擔、營口三千九百五擔、安東三千六百十三擔となる尙同年中の輸入は殆ど皆無である。

更に南滿鐵道により南北滿洲各地より大連に輸送せられたる大正元年以降の牛骨數量を示せば次の通りである。

年次	數量	年次	數量
大正元年	四七、八四一擔	大正四年	六九、四二七擔
大正二年	七四、〇四五	大正五年	八二、六四三
大正三年	七九、六七〇		

次に支那產牛骨の概況を述べて聊か參考の資に供して見よう。

支那產牛骨の概況

第一　產地及集散地

支那產牛骨の主なる集散地は北部では天津と青島中部では漢口と上海で此等の四處は所謂支那牛骨四大集散地である而して此等四處に集散する牛骨の主なる產地は、山東、安徽、江蘇、湖北各省及滿洲等で、其の徑路は大略左記の數種に區別することが出來る。

一、天津に集散するもの

天津は北部支那產及蒙古產牛骨の集散地で、河南、直隷及張家口外等の產は總て此地に集つて來る今其の徑路を細別すれば次の通りである。

(イ) 御河流域より來るもの(先づ河南彰德府に集る)
(ロ) 西河流域より來るもの(先づ辛集正定府に集る)
(ハ) 北京附近に集るもの
(ニ) 張家口以南に集るもの
(ホ) 唐山、山海關附近に集るもの
(ヘ) 天津附近

以上の產は總べて天津を經由して日本及外國に輸出されたるものである。

二、上海に集散するもの

上海は江蘇、浙江、安徽一帶產牛骨の集散地である就中江蘇、安徽の江北(楊子江の北方)產は最初楊州仙女廟に集つてから上海に送られる。

三、漢口に集散するもの

漢口は湖北、湖南、河南及楊子江上流一帶產牛骨の集散地である。

四、青島に集散するもの

青島集散の牛骨は全部山東產である。

第二　品質及集散額

一、天　津　品

天津に於ける牛骨集散額は、數年前迄は僅かに千數百萬斤に過ぎなかつたが、天津貿易の發達と運賃の低廉なることにより集散額も年と共に增加し、今や三千萬斤內外に達する樣になつた其の品質は黃土、黃砂等の雜物が混入されて居つて脂肪、重量共に缺乏して居るから價格は甚だ低廉だが、上海、漢口品に比ぶれば極めて劣等である。

二、上海品

上海品は濵江、南京、蘇州、楊州(仙女廟)等より來るもので直接浙江、福建方面へ移出せられるのが甚だ多くて、日本向輸出は合骨及骨粉で兩者合せて僅かに年七八百萬斤位である、更に骨粉以外の牛骨に就て述ぶれば、上海市場に集るものは蘇州品二百萬擔、常州品一百五十萬擔、鎭江品百五十萬擔、上海附近品二百五十萬擔で、其の品質は豚骨を含むことが多いから容易に骨粉を製造することが出來るが、價格は頗る高い。

三、漢口品

漢口は全國交通の中心地點であるから、牛骨集散額も多く、毎年平均二千萬斤以上に上つて居る、其の中日本向輸出は一箇年約一千二百萬斤内外で、殘餘の八百萬斤内外は浙江、福建、江西等の各省へ移出せられる、長江沿岸産の獸骨は普通四種に分つことが出來る、卽ち長郎腿骨)大小郎(脚骨)郎骨(關節骨)及雜骨(肋骨等の小部分)である、其の價格は種類に因り自然高低はあるが一定の標準は無いらしい。

四、青島品

山東省産牛骨は濟南、煙臺(芝罘)より輸出せられるものもあるが大部分は青島に集散するそれだから青島、芝罘兩地の集散額を調ぶれば大約山東省一箇年の總産額を推知することが出來る卽ち煙臺及び臨淸附近の品は約百萬斤、濟南附近の品は約百五十萬斤で、青島に集まるのは約三百萬斤だから、合計四百五十萬斤となる、山東牛骨は一般に解體後煮沸して脂肪を除き去るから粉碎の骨が多く、大骨が甚だ尠ない其の日本向輸出の價格は他處産のものに比ぶれば約十分の一程廉價である。

第三　賣買習慣

一、漢口に於ける牛骨買入方法

漢口で牛骨輸出を業とする日商は三井、大倉、吉隆の三洋行で、就中買收高の最大なのは吉隆洋行である、其の買入は概ね牛骨仲買商の手を經て取扱はれ、價格は百斤を單位とし總べて現金取引である此の外直接來貨を買入れ或は人を原産地に派して收買するものもあるが牛骨仲買商より買入るるのが一番便宜である漢口の牛骨取引は四季共に行はれるが舊曆正月から三月に至る間が最も盛んである

牛骨の價格は季節に因りて異り毫も一定してないが、偶〻貨物の多少によりて略〻標準が定められる今左に明治四十一年より大正三年に至る迄七箇年間に亙りて牛骨四季の價格を示して見よう。

自明治四十一年至大正三年牛骨價格四季對照表（牛骨百斤に對し、單位は兩）

年次	春季	夏季	秋季	冬季
明治四十一年	一・二四〇―	一・二〇〇―一・二九〇	一・三三〇―	一・四三〇―
明治四十二年	一・四三〇―一・六〇〇	一・六〇〇―	一・五八〇―	一・五〇〇―
明治四十三年	一・三八〇―一・三〇〇	一・三〇〇―	一・二四〇―	一・二一〇―一・一五〇
明治四十四年	一・二八〇―	一・二三〇―	革命	革命
大正元年	一・二九〇―一・二八〇	一・二八〇―	一・二八〇―一・二五〇	一・二〇〇―
大正二年	一・二〇〇―一・二五〇	一・三〇〇―	一・二五〇―	一・二〇〇―
大正三年	一・二六〇	一・二〇〇―一・二四〇	一・二八〇―	一・二二〇―

二、天津に於ける牛骨買入方法

天津に於ける牛骨買入方法は二種に區別することが出來る一は豫約金を地方の小商人に與へ買收するものと、一は仲買人の手を經て買入るるものとであつて、

後者の場合は仲買人の手數料は普通一分乃至二分である、各仲買人には大概一定の顧客があつて其の間毫しも紊れて居らない、天津の牛骨商中では太古洋行が一番大きく、天津に集まる牛骨の殆ど全部は同洋行で買收せられて居る牛骨買入に就て特に注意せねばならぬことがある、其れは他でもないが、牛骨內に往々土砂を混入してあるから、篩ひ分けて後、其の重量を檢べねばならないことである。

三、青島に於ける牛骨買入方法

青島に於ける牛骨賣買は多く現金取引である、若し多數を要する場合には上市期節卽九、十月間に豫約金を交付し麻袋を給與せねばならぬ、其の賣買値段は兩種に分つことが出來る、一は豫約成立の時に價格を定めるのと、一は貨物受授の際市中の相場によりて價格を定めるのとである。

濟南方面或は山東鐵道沿線より青島へ運搬する牛骨の仲買手數料は、七十斤內外のもの一袋に付銀二錢位である、汽車運賃は濟南、青島間十五噸(約三百二十五袋)貨車滿載の時は、銀六十二元八十五錢を要し、尙積込料銀一元五十錢積卸料及埠頭迄の運賃銀六元を要する卽ち濟南より青島埠頭に至る迄の十五噸貨車一車の運

賃及諸掛りは合計銀七十六元八十五錢となり、平均一噸銀五元十三錢の割合となる。

從來濟南に來集する牛骨は先づ天津に搬送され天津より更に日本其他へ輸出せられたものであつたが、青島戰後より商況一變し今では濟南から青島へ輸送される樣に改められた、青島の牛骨取扱商中最大なるものは三井及濱田の兩洋行である、大正四年冬季諸城、日照、沂州附近及江蘇の海州方面から帆船で青島に輸送せられた牛骨は、毎日五十斤乃至一萬斤であつた、又青島で毎日屠殺する牛豚は平均牛十頭豚七頭であるが、牛一頭から產する所の骨は普通七十斤豚羊一頭から二十斤內外の骨が得られるから、青島の雜骨生產額は一日約千斤內外で、一年には三十六萬斤乃至四十萬斤となる、現今青島牛骨の市價は百斤に付銀一元七、八十錢位で濟南の市價は青島に比ぶれば約十分の一程低廉で、百斤に付銀一元五、六十錢內外である。

第四　牛骨の海外輸出數量及價額

支那各港より日本及外國へ輸出せられたる牛骨の數量及價格は次の通りであ

る。

年次	數量	價格
大正元年	四九五、八六四擔	四九一、八〇七兩
大正二年	五五七、一六七	五九六、一三二
大正三年	六一九、八五〇擔	七七四、〇四八兩
大正四年	四四〇、五七七	五四六、五六四

上表の內譯は左表の通りであるが、日本向輸出が殆ご全部を占めて居る。

仕向地＼年別	大正元年 數量	大正元年 價額	大正二年 數量	大正二年 價額	大正三年 數量	大正三年 價額	大正四年 數量	大正四年 價額
香港	擔 —	兩 —	擔 二六	兩 四八一	擔 一〇五	兩 三三六	擔 七四	兩 四八七
澳門	—	—	四〇	九一	九	二〇	一四	四六
英國	—	—	—	—	—	—	一〇一	二五三
獨逸	—	—	三〇	七〇	二	二	—	—
佛國	—	—	—	—	二	二八	—	—
露國及太平洋各港	一、六六三	九五六	八二六	四七七	二九七	三二五	—	—
朝鮮	四八五	四三七	六四三	四九〇	九七六	七九六	—	—
日本	四八三、六九九	四九〇、三九九	五五五、六〇二	五九四、五二三	六一六、八四七	七七〇、三〇三	四三三、六六八	五三七、八二三
米國、布哇	一七	一五	—	—	一、五九三	二、二三八	六、七二〇	七、九五七
計	四九五、八六四	四九一、八〇七	五五七、一六七	五九六、一三二	六一九、八五〇	七七四、〇四八	四四〇、五七七	五四六、五六四

三、關東都督府管內の牧畜

滿鐵農事試驗場に於ける大正五年六月現在の蒙古在來種改良種及び其の雜種の成績を見るに左の如し。

種類	年齡	頭數	生態量 總量	生態量 最大	生態量 最小	別毛量 總量	別毛量 最大	別毛量 最小	生態量一貫ニ對スル產毛 最大	生態量一貫ニ對スル產毛 最小
メリノー	三—六才	四〇	貫 五九三・五八〇	貫 一三・〇三〇	貫 九・九八〇	貫 一〇三・三二三	貫 五・〇一〇	貫 〇・七五七	貫 〇・三二九	貫 〇・〇六七
シユロツプシア	四	四	五〇・七八〇	一四・九二〇	一〇・一〇〇	三・八七六	一・一四三	〇・七九二	〇・一一三	〇・〇五三
サウスダウン	二—四	八	九一・〇〇〇	一六・三二〇	四・五〇〇	五・八八〇	一・〇九九	〇・四〇〇	〇・一〇一	〇・〇四[illegible]
蒙古在來種	一—二	一八三	一、四一〇・〇〇五	一五・一九〇	二・八〇〇	四〇・八四九	〇・六二〇	〇・〇六三	〇・〇六八	〇・〇一五
メリノー蒙古在來種雜種	一—二	八三	四五八・六三〇	一三・〇二〇	一・九八〇	二六・二七九	一・二六九	〇・〇五七	〇・一四一	〇・〇一[illegible]
シユロツプシア蒙古在來種雜種	一—二	一一	一一〇・四八〇	一〇・〇一〇	三・三六〇	五・八三五	一・〇八七	〇・一〇七	〇・一〇九	〇・〇二九
サウスダウン蒙古在來種雜種	一—二	一五	一三三・二三[illegible]	一一・五六〇	二・八九〇	四・五五九	〇・八八八	〇・〇五九	〇・〇[illegible]七	〇・〇一八

次に關東都督府管內の家畜數、屠獸數、牛乳、獸疫等を擧ぐれば左の如し。

▼州內家畜數　　（大正五年末日現在）

種別	牛		馬		騾		驢		緬羊		山羊		豚	
	牝	牡	牝	牡	牝	牡	牝	牡	牝	牡	牝	牡	牝	牡
總計	一二、四四二	二〇、〇三六	一、一二〇	一、三五五	六、二二九	五、四七〇	一二、二九〇	一四、八六二	一、三三〇	八九七	二、五五	三、六一六	二九、一四六	四〇、七七七
大正四年	一二、八五六	一八、八三三	一、〇五三	一、二六三	六、二一九	五、六七八	一一、九五九	一四、一四〇	七〇〇	三二九	四、五二七	三、一一七	二六、五九二	三九、一七二
同三年	一三、一六九	一八、六七九	一、一〇六	一、三三三	六、三五七	五、九六三	一三、四四〇	一四、三〇三	八一一	四八六	六、四四三	五、二七九	二六、五三六	三八、八〇四
同二年	一三、四一〇	一八、二〇四	一、一一三	一、一四八	五、八九四	六、一一〇	一三、四四四	一四、六四三	一、四一六	九七二	六、二五九	五、九三四	二四、七一九	三五、〇三
同元年	一三、四六九	一八、四七〇	一、一四三	一、二六〇	六、三〇四	六、四一四	一三、一一〇	一三、八九一	七八〇	八三〇	五、六五四	六、三四九	二三、四二六	三五、七四二
明治四十四年	一四、一八六	一六、〇二五	一、〇八五	一、五六一	六、一五一	六、四八一	一三、七八五	一四、二七四	一、二一九	一、〇六〇	四、七四五	四、四四〇	二四、七一三	三二、八三三

▲州外家畜數

（大正五年末日現在）

種別	牛		馬		騾		驢		緬羊		山羊		豚	
	牝	牡	牝	牡	牝	牡	牝	牡	牝	牡	牝	牡	牝	牡
總計	一四五	一八〇	二五五	四八一	三二〇	三五五	二〇一	二二四	二七一	一二七	八二	四七	三、一六二	二、九九三
大正四年	一二一	一三七	二五〇	二六七	三一四	二七九	二四〇	二一八	一一八	二六八	八三	七一	三、九四六	三、七六六
同三年	九六	一五六	三三〇	四四二	二八三	三四一	三一四	三四二	二八二	八七	三六五	六五一	二、九二一	三、四二三
同二年	一五五	一五九	二九九	四一六	二七四	二四九	二二八	二六一	四九	六六	一五二	一七六	三、二九八	二、七九六
同元年	八四	七五	一六〇	三四五	一七六	二一七	二三〇	二三九	四五	五五	五七	一三	二、四二九	二、六六二
明治四十四年	四一六	二三七	七九五	五三一	二八〇	二五八	四一三	三五五	一四五	一六七	六〇八	七一三	三、〇四六	三、一八三

▼地方別屠獸數（大正五年）

種別	牛 牝	牛 牡	犢 牝	犢 牡	馬 牝	馬 牡	騾 牝	騾 牡	驢 牝	驢 牡	緬羊 牝	緬羊 牡	山羊 牝	山羊 牡	豚 牝	豚 牡
州内	六七七	三、八三三	一、一〇二	一九九	三八	六六	八三	四七	二三六	二一四	二〇九	二四八	七七八	一、八一七	二一、九七二	一三、二三〇
州外	二、一二六	三、九四三	一四	三六	一一〇	二〇二	二七	三四	一三五	二二〇	三三一	五六四	六五	五四	一一、四六二	二二、一二七
總計	二、八〇三	七、七七六	一、一一六	二三五	一四八	二六八	一一〇	八一	三七一	四三四	五四〇	八一二	八四三	一、八七一	三三、四三四	三五、三五七
大正四年	一、七六八	五、八七八	三五五	五四〇	一二四	二五五	六五	八〇	三五九	三六二	三九五	七〇一	一、二一〇	一、三五三	二九、七一八	二四、〇九八
同三年	一、二三三	五、五〇八	六三	三七九	四一	一二一	四三	六九	三二一	三九四	二六八	七一三	一、〇二三	一、七六三	一六、〇六三	一九、一二七
同二年	一、〇九〇	四、四四三	二〇	二〇七	四二	一〇三	八九	八四	三五五	四〇八	二六五	七三九	一、一四六	二、〇七八	一六、七三〇	一八、七四八
同元年	一、二一七	四、七九六	一	七〇	一〇九	一七二	九一	七一	三六五	四三八	三一八	四七七	一、〇五四	一、四二一	一四、六〇一	一七、八三三
明治四十四年	五、六〇九				一、一七五						二、九三三				二八、一三〇	

一本表ハ食用ノ爲メ屠殺シタル數ニシテ獸疫ノ爲メ撲殺シタルモノハ之ヲ含マス

▼牛乳（大正五年）

地方	乳牛延頭數	搾取量	全乳 販賣高 數量	全乳 販賣高 金額	全乳 殘乳量
州 旅順	五、六一三	二一九石・一三三合	一七六石・八六一合	八、三六五円・九三七厘	四二石・二七二合

內	大連	三五、六〇〇	一、五四二・四三三	一、一八〇・九一三	五四、一四四・六五三	三六一・五二〇
	計	四一、二二三	一、七六一・五六六	一、三五七・七七四	六二、五一〇・五八九	四〇三・七九二
外州	營口	二、六〇一	七五・一四七	六一・八四八	三、〇九三・一五〇	一三・二九九
	遼陽	一、四〇五	四六・八五〇	三六・六四〇	二、〇四〇・四〇〇	一〇・二一〇
	奉天	三、二二〇	一六〇・〇七〇	一三五・〇九六	六、〇五五・四二一	二四・九七四
	本溪湖	二三一	六・一六八	六・〇一八	三六一・〇八〇	〇・一五〇
	撫順	二、一六四	六八・二九四	五九・七五五	三、二八〇・八〇五	八・五三九
	鐵嶺	八八五	四五・二四〇	二五・六二五	一、四六六・九六〇	一九・六一五
	開原	七八二	一五・六〇一	一五・五一一	九二六・四八五	〇・〇九〇
	長春	一、六二三	三一・三五八	二九・六六八	一、六七〇・三一五	一・六九〇
	公主嶺	一、八四七	六八・三八一	六五・〇七一	三、一〇九・四〇〇	三・三一〇
	四平街	四九六	五・九八一	五・九〇一	三五四・二一〇	〇・〇八〇
	計	一五、二五四	五二三・〇九〇	四四一・一二三	二二、三五八・一二六	八一・九五七
總計		五六、四七七	二、二八四・六五六	一、七九八・九〇七	八四、八六八・七一五	四八五・七四九
大正四年		四四、五一七	一、八六七・九一八	一、五〇五・五一六	七二、五八二・八三一	三六二・四〇二
同 三年		四三、七三六	一、四〇六・七一四	一、三一七・九三九	六三、六〇三・四二一	八八・七七七
同 二年		三二、八〇八	一、一七七・六〇八	一、一〇九・四五七	五三、七〇三・五三〇	六八・一五一
同 元年		八八	一、一一五・〇一九	一、〇二二・五〇八	五二、五〇三・八〇〇	九〇・八三一

一乳牛延頭數ハ大正元年ニアリテハ年末現在數ナリ

錦州に於ける毡子製產

製產狀況 毡子とは氈の義にして毳を踩み固めて作りたる褥席を云ふ。錦州は遼西に於ける獸毛類の一大集散市場にして一年の集散高は實に百五十萬斤に垂んたり随て毡子の製造業も亦古來頗る旺盛を極む。今茲に當地の毡子製造所を示せば左の如し。

屋號	一箇年間の製造高	職工數	屋號	一箇年間の製造高	職工數
萬豐棧	一、〇〇〇張	八人	益興號	八〇〇張	六人
天成福	四〇〇	三	福興久	四〇〇	三
永信棧	七〇〇	五	三源成	七〇〇	五
福記	四〇〇	三	益發合	三〇〇	三
三順興	三〇〇	三	福臨慶	三〇〇	二
永慶德	一、〇〇〇	七	益興隆	一、〇〇〇	五
福益合	六〇〇	四	福隆德	六〇〇	三
巨成興	八〇〇	四	榮順德	八〇〇	六

備考 一吊文は小洋錢二十錢に當り一條は長さ五尺五寸、幅二尺五寸なりと云ふ。

此の外極めて微々たる資本を以て斯業を營めるもの十有餘箇所あり。

此等製造所は數に於て二十餘箇所あれども、最近一年間の製造高は僅に一萬二千條内外にして十年前に比し三分一に過ぎざるの狀況に在り、要するに數年來東西洋各國より精巧にして價格比較的廉なる棉毯、線毯等盛に輸入せられ、一般に好んで外國品を購入せんとする傾あるを以て、土産毯子は銷路日に月に減退し來れるにあり、且つ又支那職工は總て硏究的精神に乏しき結果美術的精巧品を製作すべく改良方法を講ずるもの一名だもなく、只管十年前の製法を守り、何等改善せんとすることなきに起因すべし。

種類　當地に於ける製作品の種類は主として鋪蓋條毯即ち褥席炕毯(北支那通有のオンドル上に敷くもの)二種にして色合は專ら白色若しくは黑褐の二色に限られ居れり。

其褥席は普通長さ五尺五寸(支那裁尺)幅二尺五寸重量約六斤(一斤は我百五十匁)内外とす。

炕毯は横寬一丈、長さ五尺五寸、重量二十二、三斤なるを普通とす(土人は長さ五尺五寸、幅二尺五寸を以て一條と稱し毯子の大小を計算する標準となし居れり)。

其他買主の註文に依り、任意大小輕重の各變形品も製作せられざるに非らざれども其數極めて少し。

當地製毡子の原料は主として羊毛若しくは羊絨を用ひ、他の獸毛を使用すること極めて少なし、隨て價格も比較的高價なるを免れざるなり。

舖蓋條毡	雜羊毛製	每一斤に付	六吊(小洋錢一元內外)
	羊絨製	同	十六吊文
炕毡	雜羊毛製	同	自四吊五百文 至五吊文

品質 毡子は元來緊りて薄く且つ面のなれ調ひたるものを佳とするに依り、品質最良と稱し得ざるも、他の獸毛の混入少なきを以て比較的良品と看做すべし、されど製造方法は極めて幼稚なるを以て、製品の面不調にして而も脫毛多き嫌あるなり。

製造方法 普通刈下したる羊毛を篩に掛け土砂を除去し、清淨羊毛となし之を明礬溶液にて洗滌したる後、日光に晒し、其乾燥を待ちて弓形の棉打器の如きものにて紡ぎ、然る後恰も捲鯑を作るが如き竹簾に捲付け、其竹簾を足にて踏み堅めながら、幾回となく前後に往還せしめて製作せらるるものなり(刈り下したる羊毛原

料をば篩に掛け、洗滌し紡ぎたる場合は百八十匁の羊毛中より洋貨百匁を得らると云ふ)。

原料及工賃　原料たる羊毛の價格は每一斤に付、雜羊毛一吊六七百文(小洋錢三十錢內外)、羊絨四吊二、三百文とす、工賃は每一條を製するに當り、洗滌、紡ぎ等より職工の食費をも加へ、約二吊五百文を要す(職工は每一箇月給料四十五吊文內外とす但し食費は工場主に於て負擔す)。

斯くして製せられたる當地產毡子は奉天一、山東省二、營口二、長春二、安東一、錦州二の比例にて銷售せられつつあり。(奉天總領事館の調査)

四、東蒙古の牧畜

茫々たる千里牧草を有する蒙地一帶が放牧に適するは敢て說明を要せざる所、彼等蒙古人が古來牧畜を以つて生命とする亦故ある哉。然れども東蒙一帶の地は早く已に南方漢人種の移住するを以つて農耕地の擴大すると共に牧畜地の減少を來し、西遼河一帶の地は移住の漢人種によりて占領さるるに至れり。故に現時

の放牧地は未開放地たる錫林郭勒盟、及び昭烏達盟北部、哲里木盟の西部となれり。彼等蒙古人の牧畜たる頗ぶる幼稚にして全く原始的なり、彼等は牧畜に就て更らに改良施設せんとの考慮あるなし、唯從來の慣行に囚はれて悠々放牧するのみ。故に若し夫れ畜種、牧野、給水法、獸疫豫防其の他に就て改良施設するあらんか、蒙古の牧畜業は大に有望たるものあるべきなり。

畜産地

錫林郭爾盟 此地方は漢人の侵入を見ざるを以つて農耕行はれず全然牧畜によりて生活し、其の自己の口にする粟、黍等が如何にして種作せられ收穫さるるかを知らざるものあり、其の烏珠穆沁部の如きは地形牧畜に適し且つ水草佳美なるを以つて牧畜業最も盛なり、之れに次ぐを錫林郭勒河沿岸にして浩齊特、阿覇該地方とす、其の西方蘇尼特部地方に至りては北邊に瀚海卽ち戈壁沙漠近接するを以て泉湖は鹹苦に草木は短小にして且つ土地磽确なるが故に牧畜業亦能く盛んならざるなり。 烏珠穆沁部に産する牛は體の前部は後部より大にして頭は長く狹

く頸は長く廣くして厚く、垂肉短かく胸は長く廣くして深く肩は擴張せり、又、腰及び腹は廣く長く胴は適宜に發達し四肢は何れも比較的長く、關節は強大にして蹄廣く毛は粗にして長く密生す、要するに役牛たる體格を備ふ。次に馬は體軀矮小にして頭小に鼻孔又小なり、頸は水平短厚にして鬐甲は低圓なり、胴は比較的長く腰は短かく廣く、肩は直くして短かし、前軀は後軀より低く、四肢短くして太く、蹄は廣くして被毛は粗硬なり、其の毛色は蘆毛(白馬)栗毛(黃馬)のもの多く、赤鹿毛(野雞紅)黑鹿毛(驟里馬)之れに次ぎ、其の他は青毛(青馬)駁(殺里馬)等あり、性質は溫和にして能く其の粗食と酷寒に堪へ持久力に富めり、輓馬として好適なると共に乘用馬として優秀なるものありといふ。

哲里木盟　哲里木盟の東半部は奉化、懷德、八面城、昌圖、鄭家屯、長春、洮南等にして既に農耕地と化したれども、鄭家屯、洮南、齊々哈爾を連絡せる線より西は今猶ほ牧畜を本業とするが故に耕地の如きは甚だ稀れなり、哲里木盟中に於て最も多く牛馬を產するは達賴罕旗なり、同旗は西遼河の流域に當り土地肥沃にして牧草多く其の領地擴大なり、本旗下にして鄭家屯を距る西北十四五里にタオブトンエラと

いふあり、チユドレゴイ俗にハララマと稱する一蒙古人住めり、其の蒙古人は馬萬餘、牛五千餘、羊數千、駱駝二百餘を有し小作の如き仕組にて數十戶の配下に分飼せしめ居るといふ。哲里木盟下に於ける札賚特旗は綽爾河に沿へる一帶の地は最も牧畜に適し就中ホツテよりバルタガンに至る八十支里間は好放地たり、左れど綽爾河沿岸は農耕にも適地たるを以つて滿漢人の移住漸く多く開拓に從事するもの漸を加へ、蒙人は次第に西北の山間に轉居するに至れり。札薩克圖旗は洮兒其の他の河流あり南及び北方面は概ね丘陵、土坡相連り到る處牧草叢生す、偶〻高岳急坂あるも他の大部の地は平坦廣濶にして高地帶又能く緩漫なる傾斜を帶び、哲里木盟中第一の放牧地なり、就中、葛根廟よりボタラガンエラに至る百十支里の間、サガルホよりアゴンエラに至る十五支里間、ドムルタラガよりトブスクに至る二十五支里間、其の他、哈海木局の西方約三十支里に、マンジユアリンヂヤラガ一名オシニホと稱する地方あり、同地は洮兒、歸流兩河の間にあり、其の東北及び西南に毘連せる、オランハーバ。ヤマト兩山脈に抱擁せられ、地形地味共に絕好の放牧地にして主なる家畜所有者は概ね該地に居住せり、又、洮南の西北約三百支里なるハタム

ラ、トホモ、グイレルの三地方も有數なる放牧地なり。薩札克圖旗の牛は其の體形後軀稍〻大なれども長方形に近く其の肥腴なるものは脊腺腹腺並行し頭部は輕小短廣にして角は兜形に前立し頸部は概して短く筋骨の發達は逞しくして垂肉稍〻大なり、鬐甲は廣く平滑にして胸部は廣大且つ深く、肋骨能く張る、背部は略〻平直にして短く肩は長廣なり腰部は短廣にして芻腹のもの多きも下垂すること少なく胸深に比し比較的小なり胴は肉附多く四肢は稍〻短く前肢は肘まで後肢は飛節まで長きが如し、又、皮膚は厚く毛は柔軟にして細長く光澤なし、其の性質温和なり、要するに肉用形のものにして達爾罕、圖什業圖に於けるものも多くは此等の體格を有すといふ。圖什業圖旗は從來開墾せざるを以つて到る處に牧草叢生す、故に放牧地として好適なり。博王旗は滿洲に接近せるを以て放畜地變じて農耕地となれり。賓圖旗は南方は開墾地となり、其の他は一般に砂地にして牧畜に適せざるものの如し。郭爾羅斯部の二旗は古くより招民開墾したるを以つて一般に農耕地多く牧畜業振はず、殊に哈爾賓に接近せるを以つて牛馬共比較的高價なれば供給多くして増殖伴はず、從つて其の數少なし。杜爾伯特旗は土地瘦せ人口稀薄なるも多

く羊を産す、光緒二十六年の頃には多耐站に住せし山西人は一人にて三十萬の羊を有したりと云ふ、左れど近時漸く農耕地となり、亦往年の如き隆盛を見ず。蘇鄂公旗は山岳地帯に屬し、大部分の地域は山峰丘陵毘連重沓して平坦地に乏しく地味概ね磽确にして牧草の成長に適せず、左れどアゴンエラより公爺府に至る二十五支里間、ヘルスンエラよりハロトに至る十五支里間は好放牧地たり、從つて該地方には家畜多く産す。

昭烏達盟　シラムレン河南の各旗は滿漢人の移住するもの多きと共に放畜地化して農耕地となり漸く同河の北岸に及ばんとするに至れり、故に河南は沙漠地に河北は興安嶺山麓に向つて牧場を索むるの已なき狀態となれり、其の南岸各旗は牛多く馬少なく驢の産出次第に多きを見るが就中牧畜の盛んなるは奈曼旗にして同旗はネルテンテゴロ及びシラムレン流域に瀕するも其の大部分は沙地帶なり、故に農耕に適せず、未開拓地多きが故なり。翁牛特、敖漢旗の如きは農耕地多く牧畜振はず。シラムレン河の北方なる各旗は茫漠たる牧場相連り際崖を見ざる狀態にして札魯特、阿爾科爾沁旗は水多く草繁く氣候稍溫暖にして興安嶺の東

南中、最も牧畜盛んなり。札魯特、阿爾科爾沁旗に産する牛は既述せし哲里木盟の札薩克圖旗のものと同じく肉用形のものなり、其の馬は體軀矮小にして頭小に鼻孔小に、頸は水平短厚にして鬐甲は低圓なり、胴は比較的長く腰は短廣にして肩は直短なり、前軀は後軀より低く、四肢短くして太く、蹄は廣蹄にして被毛粗硬なり、其の毛色は蘆毛(白馬)栗毛(黃馬)のもの多く、赤鹿毛(野雞紅)黑鹿毛(騍里馬)之れに次ぎ其の他、青毛(青馬)駁(殺里馬)等の種類あり、性質何れも溫和にして粗食と酷寒に堪へ持久力に富めるを以つて輓馬に好適にして又能く乘馬用としても優秀のものあること札薩克圖其の他の哲里木盟各旗のものと同じ。

卓索圖盟　全部を擧げて殆んど耕地と化し、僅かに牧畜の荒地を留むるのみ、從つて牛馬に至りては僅かに農耕の必要を充たすに止まる、左れど山地帶は放牧に適するものあるを以つて山羊、緬羊の飼育意外に盛んなりといふ。

家畜飼養の狀態

未開放地の放牧　未開放地に於ては蒙古人によりて純然たる放地行はれ、畜群

の數は固より一定せるにあらざるも、馬牛は三四十頭より二百頭に至り羊群は五十頭乃至五百頭に及び其の管理者は百頭に付牛馬羊共一二人の割合にして、牧養者は毎日早朝家畜を圈子より出して一眸無限の廣野たる天然の牧場に放つ牧養者は畜群に伍して監視し、夕陽虞淵に沒する頃ほひ畜群を驅りて圈子に追還す、又監視のため蒙古犬を附するものあり。此等の蒙人は遊牧を以つて本業とするものなれば牧草盡くれば去つて更らに他處に移る、卽ち春季解雪の頃より天然水を得んがため低地に至りて居を卜し、牧草盡れば轉居し年々一定の地域を移轉するものにして、冬季に至れば低地に水を得られず且つや高地より吹き下す風甚だしく牧草は積雪に深く沒するを以て、其の積雪に埋れざる牧草を得んがために高地を撰んで放牧す、其れ斯の如くなるを以つて夏季は畜類大に肥滿すれども冬季は瘦せ衰ふを常とす、故に牛馬の賣買は其の肥滿せる時にして多くは初秋に行はるゝものとす。其の牧養者にして中流以下に屬するものは多くは委託飼養者とす、委託飼養者とは委託によりて飼養するものにして所有者は其等遊牧民を相手とする狡猾なる支那商人とす、其の商人等は物品を高價に賣付け其の掛賣金が嵩みたる

を見て代金として秋季家畜を受取るなり。今其等の委託飼養につき札薩克圖旗下アゴンエラに於けるものを紹介せんに、委託牛の產犢は之れを所有者に歸し、母牛を羸弱せしめざるを條件として自由に搾乳を取得するを許し、若し夫の委託牛にして斃死するものあるときは春、冬兩季には悉く之れを所有者に送るも、夏秋の兩季には單に皮のみを所有者に歸し、肉は管理者の有となる、又、牛群にして猛狼の襲擊に遭ひて喪失したる時は管理者は何等其の責に任せず、盜難に罹りて損害を蒙りたる場合は事情により或は賠償し或は賠償せず。次に雇傭管理飼養につき札薩克圖旗下ボタラガンエラ地方に於けるものを紹介せんに牛に對しては管理者一人に付月極にて給金一兩五錢を年極にて一牛及び皮、衣、靴等を給與す。又、馬の場合は月極にて、給金二兩五錢を、年極にて一馬及び衣類、靴等を支給す。羊の場合には月極にて一兩を年極にて衣類靴の外金員若干、若しくは布疋類を給與す。又、札賚特旗下ホデ地方にては悉く月極制度にして、牧牛牧馬の給金は黑龍江官帖にて每月三十吊文(小洋約三元)乃至四十吊文(小洋約四元)なりといふ、上記の雇傭管理者は月極の場合には食費は主人持にて札薩克圖旗下なる葛根廟倉の如きは每

月糜子一斗づつを給與す、其年極のものは食費は自辨とす、此等の牧養者は一人にて畜家の數牛馬約三四十頭羊約五六十頭を管理することとなり居れり。馬は通常一族のものを一團として放牧せり、是れ馬群は行動を共にして相離隔することなく牧養者は日々其の所在を認識さるるを以つてなり、左れど曠野に放牧せるを以つて自他家畜の混淆を慮り各旗共其の馬の臀部又は前脚の右側若しくは左側の一方に二寸方形の我邦の紋所に似たるものを烙印す。馬以外の家畜は日夕に至れば住居の附近に誘致す、是れ搾取の必要と野獸の被害を恐るるがためなり。又、犢及び仔羊に對しては其の母乳の不足せるものには空虛となしたる牛角を母羊の乳皮を以つて包み、乳房の如く作製したる飼乳器を使用して牛乳或は羊乳を與へ、產後日を經ること少なきものには夏季冬季共に室內に置き寒暑の感應を減殺する等の保護をなす。

開放地の飼養　開放地に於ては家畜を勞役に服せしめ且つ副業として飼養するものにして、其の勞役に服せしめざる家畜は放牧すること未開放地と同じく、柳枝を以つて木柵を作るか若しくは土壁を以つて築きたる馬圈子より每朝附近の

山野に放ち、家畜所有者は牧養者或は雇傭牧養者を附し、夜間は馬圈子內に收容す、此等の馬圈子內にては羊、駱駝、馬等の剔毛及び牛の搾取をなす。其の勞役に服する家畜は舍飼して放牧せず、今其等の舍飼の家畜に對する飼料を述べんに、黑龍省管下の地方にては重に燕麥、黑豆、豆粕、麬、粟稈、羊草を用ひ他に大豆、王蜀黍を共用することあれども、奉天、吉林兩省管下の地方に於ては高粱を主とし外に豆粕、麬、粟稈、羊草等を用ひ、豆類其の他の穀類を用ふることは甚だ少なし。

東蒙古の牧草　滿鐵にて或は社員を派し、或は橋本東北農科大學敎授に囑託し或は鳥居龍藏の採取せしものを集めて、矢部東京理科大學敎授に囑託して之れが調查を試みつつありしが、大正六年五月に至り、其の一部分にして然も牧草として價値多き禾本科及び荳科植物を發表せり、今其の報告中最も重要なる種類の分布效用を左に摘記せんとす。

▼禾本科

此科に屬する牧草及び雜草は十九種に上り比較的有用なる種類に富む。

▲さだしば(野太草) 芻草として用ふべく又根の繊維は以て刷毛と爲すに足る。

▲こぶなぐさ(馬耳草) 稈短けれども芻草となすべし。

▲えのころぐさ(狗尾草) 到處に多き雜草の一にして重要なる飼料也。

▲くさよし 多く水邊或は濕潤の地に生じ牧草としての價値少なからず。

▲かもじぐさ(鵞觀草) も又牧草として用ふるに適せり。

▲おひげしば(馬蹄子草) 飼料としての價値少しと雖其の量少からず。

▲みのごめ(水稗子) 多少濕洳の地に生じ蒙古に於ては六七月の頃成熟す、稈は收草とし穀は凶歳にありて往々食用に供せらる故に穢多米の名あり。

▲ほうてんき 亞細亞北部より南ヒマラヤ山地に分布せるものにして多少アルカリ性の砂地を好む牧草として用ひらる。

▲いぬちがや(油草) は雲南、四川「ヒマラマ」中央アジア迄分布し其の稈細く強靱なれば豆油壓搾の際之を以て大豆を包むに用ひらる。

右の外をぎ、のげえのころいぬむぎもごき、つるをにしば、てうせんがかやす、こごじやうつなぎ、ひろばごじやうつなぎ、えのころもごき、みのぼろ、いがほしば等あり

▼荳　科

此科の植物は二十二種に達し最も重要なる牧草を成せり。

▼むらさきわらぎ　一年草なると毛茸を多生せることは缺點なれども大地域に多量に生じ殆ど純粹の叢をなすこと稀ならず。

▼くらら(苦參)　根を藥用とし又園藝用驅蟲劑として良好なり。

▼はぎ(胡枝子)　最も廣く產し且最も重要なるものにして此の多少は牧畜上に影響を及ぼすこと大なり。

▼まるばやはづさう(烏不拉草)　有要なるものの一にして此の野生地は牧畜地としての價値に關係少からず。

▼おほめどはぎ　「めとはぎ」に似て粗大砂地に多し牧草として可なり。

▼めとはぎ(小枝蒿)　北支滿蒙朝鮮及び本邦に分布し牧草に用ふべし。

▼しながはは ぎ　砂地に生育し牧草としては甚だ佳良なり乾燥すれば芳香を帶ぶ蓋し「クマリン」の類を含む。

▼**なんてんはぎ** 草原或は森林に生じ興安嶺附近及熱河邊に多産する重要なる牧草の一なり。

▼**くさふぢ** 牧草として可なり。

▼**つるふぢばかま** 牧草として用ふるの價値あり。

▼**しやぢくさう**。シベリヤ全土南滿洲の北より朝鮮北日本へ分布し良好の牧草なり。

▼**のまめ** 北支那及び日本に野生し栽培大豆の原種と見做されたるものなり蒙古にありては各地に分布し此等地方が大豆栽培に有利の地なるを示せり。尚外にのかんざう、くさぼうかうまめ、むらさきもめんづる、しながはぎもどき、つるげんげ、はひげんげ、すさなゐんごう、きばなうまごやし、こばのむれすずめ、ほろばのせんだいはぎ等あり。

蕃殖率と死亡率

蕃殖率 羊は生後五箇月にして去勢すれども牡牛、牡馬は生後六七箇月乃至一

箇年に達すれば去勢す、札賚特旗下に在りては牝牛にも去勢するものあり、其の方法は頗る簡單にして豚の去勢と同じく尖刀を以つて其の陰囊を切斷し睾丸を搾取するのみにして、別に之れを洗滌するが如きことなく自然に放任す、其の豫後の經過良好なるものは週日にして癒え、其の不良なるものも亦能く三週日にして全癒し死亡するが如きものは絶えて之れなしといふ。牡牛の牝牛に對する配合數は各地とも略ぼ同率にして二割乃至三割なり、其の發情遊牝期に於ては特に補助交尾を行ふ、一般に早熟のもの多く牡牛は七八歳、牝牛は八九歳にして生殖作用を閉止するものの如し、成長せる牛群に於ける犗、牝、牡、混合の割合は百頭中、約犗三〇、牝五〇、牡二〇なり、其の出產步合は平均率牝の約六割にして一牛群に對し約三割の蕃殖率を保つものと見るべし。彼等蒙人は懷胎せる牝牛を取扱ふこと甚だ鄭重にして、過激の運動を避けしめ、腹部を冷却するを恐れて渡河せしめず、寒冷なる飲料を與へざる等其れ〳〵注意せり、其の流產の傾向あるものは老牛及び蕃殖用不適の種牛(モヘボホ)等と共に市場に賣出すを常とせり。次に馬は成長せる馬匹の一群中、騸馬、牝馬各四分、牡馬二分の混合割合にして其の配合數は一牡に付約

牝二十頭なり、其の蕃殖用年限は牝は三歳乃至九歳にして牡は四歳乃至十歳とし、交尾期は五月乃至八月にして出產期は四月乃至七月とす、而して一馬群の蕃殖率は約二割なりといふ。次に成長せる緬羊群は牡羊は約二割、牝羊は約五割、去勢羊は三割なり、其等の牝羊の約六割は一年に一回一仔乃至三仔を出產するを以つて少なくも一羊群の約三割は增殖す。山羊群は去勢山羊四割、牡山羊二割、牝山羊四割にして牝山羊の出產率も約六割なるを以つて一山羊群の約三割は增殖す、而して一羊群の緬羊、山羊の混合步合は約四と六なるを以つて蕃殖率は一羊群の二割七分以上なり、緬羊及び山羊の交尾期は五月乃至十一月にして其の蕃殖に供用さるる年齡は共に二歳より六七歳までとす。

死亡率　家畜の死因は病疫、凍死、飼料の缺乏、野獸の襲擊等なるが、今其の病疫に就て記さんに、(一)**牛**　は蒙古名メーリチンと稱する病疫あり、本病は食慾減退し毛絨粗剛となり發熱甚だしく呼吸逼迫して鼻粘膜は潮紅し血混の鼻汁を漏らし、口內は少しく腫起して舌の全面には灰白色の斑點樣のもの發生し、多量の唾液を垂る、又便秘して時々血混の硬糞を泄す、其の罹病牛は二三日乃至五六日にして必ら

ず斃死す。次に蒙古名デロと稱するあり、羅病牛は發熱高く體衰弱し食慾減損して呼吸困難となる、蒙人は之れに對して鍼術療法を行ふことあり、本病は傳染病にして羅病牛は半日乃至一二日にして斃死す。次に蒙古名エーシエクと稱あるインフルエンザの如き病疫なり、又、蒙古名ハモと稱する環癬的の病疫あり、其の疾病にて斃死するもの其の他の原因によるもの約二割五分の死亡率とす。(二)馬　には蒙古名クーユエンと稱するものあり、本病は兩眼の縁より二分乃至一寸餘の肉塊突出し腹部少しく脹大し食思廢絶して便秘し時に糞尿に血液を混ず、治療の期を失すれば半日にして斃死す、其の療法は眼の肉塊を針にて引き出し根深く之れを切り取り肩部に鍼術を行ふ。次に蒙古名ブドルと稱するものあり、鼻腔より灰白色膿様の鼻汁を漏し顎凹淋巴腺腫脹し食慾進まず、急性のものは一日乃至五六日にして斃死す、其の治療法は腫脹せる部分に鍼術を行ひ、時に藥品を刺し込むことあり。次に蒙古名ジユリブンと稱するあり、羅病馬は三日乃至十二三日にて斃死す。次に蒙古名ムルオブチンと稱し鼻疽病あり、デロと稱し鼓脹病あり、ハモと稱する環癬あり、又、ペーイリと稱しシエヒホイオブチンと稱するあり、シエロスオ

ブチンと稱する息勞あり、ヌタンオブチンと稱する月盲あり其の疾病により斃死するもの約四分其の他の原因によるもの一分卽ち全馬群の約五分の死亡率とす。

(三)羊　には蒙古名ダロと稱する赤痢あり、エーセクと稱する鼻孔加答兒あり、ハモと稱する疥癬病あり。羊群の約五分は疾病により其の他の原因にて約一分斃死するを以つて全羊群の約六分に當るといふ。

牛痘　蒙古人中には春季牛群中より牛痘に罹れる牛を發見し、其の牛痘を取り壺に入れて之れを貯藏するものあるを見るなり、壺中の痘漿は一箇年間は有效なりといふ。此等の痘漿は喇嘛僧の種痘に供するものなり。其の種痘法を見るに小刀を以つて漿液を附し鼻腔の兩側に行ふものにして男女共に種痘す、但し開放地に於ける支那醫師の種痘法は小兒には左方の上膊に大人には右方の上膊に三箇所種え其の痘漿は奉天、營口、天津等より購入せしものなりといふ。

獸醫　支那人獸醫及び蒙古人獸醫なるが純蒙古地帶には蒙古獸醫のみなり、彼等の使用する醫療器は只鍼あるのみ(重に蒙古獸醫使用す)洮南附近に於けるものは診察料として馬一頭に付小洋五角を受け、又治療を受くる際は診察料を免じ藥

價のみを請求す、其の藥品(草根木皮)及び價格は左の如し。

蟬脫散	一匁	小洋二角二分	木通散	一匁	小洋二角
消黃散	一匁	同　一角六分	知母散	同	一角六分

野獸禽ご家畜禽の種類

野獸禽　野獸としては兎、狐、狼、黃羊(カモシカ)等著明にして猪、鹿亦棲息す、兎、狐、狼は到る處に多く就中、巴林、阿爾科爾沁地方に最も多く札賚特旗下にも少なからざるなり、此等の地方は從つて狩獵盛なれば獵犬たる蓄犬亦多きも烏珠穆沁地方に至れば多からず從つて狩獵盛ならず獵犬の如き殆んご見るを得ざるなり、黃羊は到る處に之れを見、殊に洮南西北方約二百支里なる黃羊圈には多く產するを以つて其の名あり數十頭の群草野に走ることあり、野鼠も亦到る處に棲息するも烏珠穆沁、南郭爾羅斯に於て最も多し。　野禽としては雁、鵰(山七面鳥)、雉、鷹、鷲、野鳩、烏、山雀梟、木兎、鶴等あれご雁、鷹、鷲等は夏期に於て夥し、但し興安嶺地方に於ては二三の小禽の外、其の他の野獸禽を見る能はずごいふ。

家畜禽

(一)馬　は東蒙古一般に飼養さるるも其の數に至りては自ら厚薄あり、東南より西北に進むに從ひ漸次濃厚に色彩せられ、殊に烏珠穆沁部には最も多く產し其の品位亦優良なり、之れに次ぐを阿魯科爾沁にして札魯特、達爾罕等次第せり、此等の馬匹は札薩克圖、圖什業圖、札賚特等の產に比し體軀概ね大にして被毛密生して短く外貌亦美なるを以つて乘馬、隊馬用として賞用せらる、其の北するに隨ひ馬形漸次小となる傾向あり、卽ち黑龍江省に見る札賚特產と稱する馬匹は其の適例にして强力、快步なるが如し。蒙古人は馬群中の馬を捕ふるには馬圈子を有する地方に於ては之れを追入れて捕ふれども、西北部地方のものは長さ二間乃至三間位の木桿に繩を附したる馬捕木を以つて乘馬して馬群に至り所望の馬の頸に其の繩部を掛け力を極めて引き付け捕ふることをなすなり。

(二)牛　山彙地帶の良牧地に乏しく牧馬に適せざる處には主として放牛され又昭烏達盟の各旗中に於てシラムレン河の河南各旗は牛多し、外蒙古及び烏珠穆沁產に比すれば體軀稍小なれど達賴罕、阿爾科爾沁、科魯特は品位良好にして、蒙古牛

は之れを山東牛に比し一般に體軀大なり、體量大抵四五百斤我が約七八十貫あり、毛色は褐色のもの最も多く濃淡褐色及び黑褐黧色のもの之れに次ぎ、時としては純黑、純白及び白帶斑毛のものもあり。

(三)羊　蒙古人の主要食品たるのみならず皮は衣とし毛は織て氈幕を造る、又、羊の乳は西北部に於ては食用に供するも東南各部に於ては之れを見ず、羊仔の保護は甚だ親切にして幼少の時は犢と同じく野に出さずして家に留め牛乳及び草を與ふ、冬季は之れを家屋內に容れ其の凍死を免れしむ、白色のもの最も多く頭頸部黑褐等の斑紋あるもの之れに次ぎ、全黑若しくは全褐のものは極めて稀れなり、山羊は其の色白黑のもの最も多く黑白駁毛のもの亦少なからざるなり。

(四)駱駝　主として興安嶺の西北部に產し東南部にては其の數少なし、駱駝は啻に沙漠地に於ける唯一の運搬をなすのみならず主要なる運搬機關たり、駱駝は三歲以下にては馱載に堪えず十分なる馱載時期は八歲とす、一年間に期を定めて若干時間放牧し勞役を休ましむるときは優に五十年間の使役に堪ゆべし、又、夏期駱駝を使用するには晝間放牧し夜間に於て行進せしむ、是れ蒙古駱駝は暑氣を怖る

るを以つてなり、駱駝は一度飽食せしむれば三日乃至五日間は一物をも與へずして能く之れを使役するを得るなり、駱駝の使用方法は單に駄載せしむると、車輛を輓かしむると、輿舁を架するとの三種あり、輿舁を架するには二頭を縱列にし輿舁の下部に付せる長さ二本の轅を兩畜の背部に緊著せしむるものにして、此輿舁は車輛の反動を忌む王公子女のために乘用に供するものにして貨物の運搬には使用すること稀れなり、又、人及び小距離間の貨物運搬には駝車卽ち駱駝に車輛を輓かしむ、左れど其の所用材料頗る脆弱なるがため積載量約五百斤を出づべからず、駄載は駱駝の特異技能にして普通馬の二三倍を負擔し得卽ち普通三百五十斤乃至四百斤(五十貫乃至六十貫)を限度とす、駱駝は性質溫順なるを以つて駱駝十五頭內外に一名の駝夫を附す、駱駝の運搬は多く隊伍を作るものとす。

(五)驢馬　主なる產地は卓索圖盟及び昭烏達盟の南部にして哲里木盟の東南地方にも僅かに之れを產す、驢は運搬用に供し或は駕車に用ふる馬及び騾の補助として使用す、又、挽臼を挽かしむるに用ふ、驢は元來蒙古固有のものにあらずして移住漢人の隨伴せしものなれば未開放地に於て絕えて之れを見ることなし。

(六)**騾馬**　騾は未開放地に之れを見ず、赤峯以南及び其の他の開放地に之れを産す、支那人は騾子と呼ぶ、其の體軀雜多にして大小甚だ不定なれど概ね四尺五寸程度のものを普通とす、乘用としては馬に及ばざること遠しと雖、其の體質骨格馬に劣らず體力に至りては馬に勝る所あり、能く長時間の勞役に耐ふること到底馬の及ぶ所にあらず、殊に疾病に對し大なる抵抗力を有し之れに冒さるること殆んど之れなしといふも誣言にあらざるなり。

(七)**豚**　未開放地にありては之れを見ず、其の之れを飼養するは漢人の移住部落たる邊牆長城を距る遠からざる地方にして卓索圖及び昭烏達、哲里木の一部なり。

(八)**家禽**　鷄は開拓地及び其の附近各地に飼養され農家の副業として一戸に五六羽乃至十數羽あり、蒙古包に住する地方は一も之れあるなし、産卵は其の形比較的大にして一年中春季の約三箇月を産卵期とす、一羽の産卵數は五十乃至九十の間なり。其の他家禽として鵞鳥、家鴨等を稀れに飼養するものあり。

(九)**犬**　犬に二種あり獵犬及び蒸狗是なり、獵犬は輕軀細身にして一進一退敏捷にして手足に勝るの働作をなす、其の飼料としては單に獸骨のみを與ふ、蒸狗は守

犬にして尨大の軀幹と獰猛の氣象とは實に悽まじく騎乘せる馬匹も恐怖して進まざるなり、蒸狗は蒙古人が家畜の監視に任せしめ夜間の警戒をなさしむる生命財產の擁護者たり、故に各戶數頭を飼養せざるものなし。

畜產數　東蒙古各旗に於ける畜產數を各旗別にして揭載すれば左の如し。

地方別 ＼ 種類	馬	牛	羊	騾	驢	駱駝	豚	鷄
杜爾伯特旗	九、二七〇	一九、〇三五	三八、二五〇	六三	—	—	六、三〇〇	六、三〇〇
郭爾羅斯後旗	一三、五〇〇	五、三三〇	四、五〇〇	九〇〇	一、三五〇	—	一三、五〇〇	一三、五〇〇
郭爾羅斯前旗	一〇三、五〇〇	二二、二三三	一三、九五〇	三〇、〇六〇	一四、四〇〇	—	二〇三、五〇〇	二三六、七〇〇
札賚特旗	四六、八〇〇	四九、五〇〇	三七、八〇〇	八一〇	八一〇	—	六、三〇〇	七、六五〇
蘇鄂公旗	三五、一〇〇	二七、九〇〇	三一、五〇〇	七二〇	二、二五〇	—	八、五五〇	六、〇三三
札薩克圖旗	三四、二〇〇	六五、七〇〇	七二、九〇〇	五、〇八五	五、四〇〇	四九	四〇、五〇〇	四〇、〇五〇
達爾罕旗	一四〇、〇〇〇	一四六、五〇〇	一〇五、〇〇〇	一三、五〇〇	一五、八〇〇	三六〇	二二、八〇〇〇	二七〇、〇〇〇
圖什業圖旗	三二、五〇〇	四五、〇〇〇	六三、〇〇〇	—	—	三三	九〇〇	一、三五〇
博王旗	三三、三〇〇	二六、〇〇〇	三九、〇〇〇	一六、四〇〇	八、一〇〇	四五	二八〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
賓圖旗	一三、五〇〇	一六、二〇〇	三六、九〇〇	一、八〇〇	九〇〇	—	四五、〇〇〇	三六、〇〇〇
喇嘛旗	二、七〇〇	一三、五〇〇	一八、〇〇〇	一七〇	四五〇	—	—	—
翁牛特左右兩翼旗	一三、五〇〇	三六、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二七〇	四五〇	八一	四、〇五〇	七、二〇〇

阿爾科爾沁旗	七、二〇〇	一三五、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	七二〇	二、七〇〇	五六〇	九〇〇	一、八〇〇
敖漢旗	九、〇〇〇	二二、五〇〇	三一、五〇〇	—	—	四五	—	—
札魯特東西兩旗	三、五〇〇	四一、五〇〇	五四、〇〇〇	—	—	八一	一、三五〇	一、三五〇
喀爾喀左翼旗	九〇〇	一、八〇〇	四、五〇〇	—	—	—	—	—
奈曼旗	九、〇〇〇	四九、〇〇〇	四、五〇〇	—	—	七二	—	—
克什克騰旗	三一、五〇〇	四〇、五〇〇	四五、〇〇〇	—	—	一〇八	一、三五〇	九〇〇
巴林左右翼旗	三三、五〇〇	四〇、五〇〇	四〇、五〇〇	四〇五	三六〇	四五	二、七〇〇	四、五〇〇
蘇尼特左右兩翼旗	一三、五〇〇	一八、〇〇〇	六三、〇〇〇	—	—	五八五	—	—
察哈爾左右四旗	二三、五〇〇	三一、五〇〇	一一八、〇〇〇	—	—	一八〇	一、三五〇	一、八〇〇
喀喇沁左中右翼旗	二一、六〇〇	三〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	四、五〇〇	三〇、〇五〇	—	七六、五〇〇	六四、八〇〇
士默特左右翼旗	一九、八〇〇	三〇、五〇〇	二三、四〇〇	一〇八	二、七〇〇	—	四七、七〇〇	四八、六〇〇
烏珠穆沁左右翼旗	八一、〇〇〇	一一二、五〇〇	三一五、〇〇〇	—	—	九九〇	—	—
浩濟特東西兩旗	三六、〇〇〇	四五、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	—	—	四五〇	—	—
阿霸垓左右翼旗 阿巴哈納爾左右翼旗	五四、〇〇〇	七二、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	—	—	五四〇	—	—
合計	八一九、八七〇	一、一三九、〇八五	一、九一八、二〇〇	七五、一五一	五八、七三〇	四、〇〇九	九六七、四五〇	一、〇七八、五三三

獸毛及び獸皮

●獸毛● 東蒙古に於て產出する獸毛の大部分を占むるものは羊毛にして駱駝毛の如きは極めて少量を出すに過ぎず、顧みて我邦の現狀如何を問へば年々輸入す

る加工したる羊毛は其の額實に四千萬圓に達し、然も國内の養羊業は極めて微々たるものにして、現に僅かに三千三百頭を有するにすぎざるなり、之れに反して蒙古の羊は二百萬頭あり一箇年の產出數量は六百萬斤を下らざるなり、故に我邦に取りて蒙古羊毛の利用は實に喫緊事たらずんばあらざるなり。

(一)**羊毛**　には四種類あり、狐毛、套毛、山羊毛、秋毛是れなり▼**狐毛**　は狐毛鈎子と稱する一種の鋼鐵製熊手樣のものにて搔き落したるものにして其の名ある所以冬季羊體の防寒のため發生したる綿の如き細毛を春季四五月頃謂ゆる搔き落すものにして、羊毛中其の質最も美良のものなり、支人の用途は帽子及び毡鞋等の原料として廣く賞用さる▼**套毛**　恰も羊が外套を脫却したるが如しとの意に出でたる名にして、冬季の細毛が五六月頃自然に剝落したるものなり、纖維強く且つ長し、絨類の製造に適當のものにして狐毛に次ぐの善良なるものとす▼**山羊毛**　とは冬季山羊の皮膚を直接防護する所の綿の如き細美なる羊毛纖維を狐毛鈎子にて搔き取りたるものにして、一名絨名ともいふ、纖維強く且つ彈力性收縮力に富み、帽子其の他の原料として缺くべからざるものなるが、其の產出の量は極めて少な

し▼秋毛とは秋期に剪刈するを以つて其の名あり、羊毛品最も劣等なるものにして毛質粗剛、細絲を紡ぐ能はず、支那人は多く之れを毡子の製造に用ふ。

一頭の羊に對する一箇年の收量步合を記さんに春季は約百七八十匁にして秋期は約百匁を限度とす、左れど東蒙に於ける剪毛法は多く時期を失すると、秋毛は之れを剪取することなきを以つて實際は一頭平均百三十匁乃至百五六十匁にすぎざるなり。

(二)駱駝毛は通常其の毛の脫却するを俟ちて採集するものにして四五月頃を脫毛期とす、又、駱駝の咽喉部にある長さ一尺に及ぶ髮は彈力に富むを以つて强き毛繩を作り其の外、手袋を製するに用ふ、尙ほ背部及び肩胛部並びに臂部には細き美毛ありて纖維甚だ强靱なり、其の收毛量は一年五斤內外とす、駱駝毛は外蒙古及び察哈爾地方に產し、每年張家口に移入するもの約三十萬斤に達すれども、其の內にて東蒙古產は頗る僅少とす。

(三)牛毛と稱するは斃死せる牛皮より削り取るものにして之れを撰毛し染色して絲に撚り、一種の緞通に似たる毡子を製造するに用ひ又、其の原毛は木鞍の上

に置かるる蒲團及び毡靴卽ち支那人の防寒靴の內部塡裝の用に供せらるるといふ。

(四)馬毛　馬鬌鞍底子と稱し一種の鞍下として馬鞍の裏に附著せる小蒲團樣の中に入れ馬背の擦傷を防ぐの用に供せられ、又、粗製毡子の原料として用ひらる、尙ほ尾毛は蠅拂、帽子其の他諸種の細工物の原料として賞用せらる。

(五)豚毛　淸鬃(鬣)、札子(全身の長毛)、細毛等に區別さるること旣述せる如くにして淸鬃及び札子は刷毛の製造原料として現に我が國に輸出され又其の刷毛を製造して再び輸出されつつあり。

獸皮　獸皮は獸毛と同じく東蒙古に於ては羊皮を以つて第一とし牛皮之れに次ぎ其の他の獸皮之れに次第せり。

(一)羊皮　は毛付の儘にて皮襖と稱せられ支蒙人の防寒用に充當せられ、又、敷物用とせらる、羊皮に二種あり一は山羊皮にして一は緬羊皮なり、山羊皮は綿羊皮よりは劣り毛質粗にして堅く、從つて價格も緬羊皮に比すれば二割方廉なり、緬羊皮は毛質柔軟にして且つ輕く能く體溫を保つを以つて防寒用として使用さる、其の胎中にある小羊皮は殊に賞用さる、其等の小羊皮は親羊を屠りて之れを得るもの

にあらず、生後間もなく凍死せしものより之れを取るものとす。

(二)牛皮　牛皮に二種あり一は蒙古内部に産するものにして、一は長城邊牆附近の蒙古地に産するものなり、其の蒙古内部に産するものは其の牛を屠るや其の皮を剝取し肉部に泥土を塗抹し、以つて日光に曝露して乾燥せしむるが故に牛皮の多くは汚泥に浸染し不潔なれども品質良好にして肉厚く且つ重く一枚の重量約十五斤内外あり、左れど此種の牛皮は支人間には需要少なく主として外商に購買さるるなり、又、長城邊牆附近に産するものは其の牛を屠るや皮は水を以つて洗滌し皮の四隅を門扉様の戸板若しくは壁に緊張し以つて日光乾燥を行ひ其の全面に飴色の光澤を帯ぶるに至れば之れを取り外し、毛部を内にして縦に四折し重疊すること十枚乃至十五枚を一組となす。支那人は之れを以つて革靴を製し鞣して諸種の用途に供すれども外商は之れを購入するもの多からず。

(三)馬皮　馬皮は騎乗に用ひられしものの皮と放牧のものとの皮に相違あり、騎乗に用ひられしものは其の質剛靱にして比較的發達良好なり、放牧のものは彈力に富み比較的發達微弱なり、卽ち此等の長短剛柔を稽へ支那靴尖端の縁及び鞭等

其れ〳〵適宜の用途に充てらる。

(四)其他の皮　狐狸の皮の如きは高價なるものにして敷物用及び外套裏用として賞美され、驢、騾の皮は馬皮と同樣に使用され、又所在に棲息する狠其他の獸皮あり。

五、東蒙古の畜産取引

東蒙古に於ける畜産取引に關しては一般商品の取引と同じく物々交換と賣買取引との二に分つを便宜とするが故に以下之れによりて說明すべきなり、

物々交換　哲里木盟、昭烏達盟、錫林郭爾盟の一部なる各旗に於ける物々交換狀態を記すに止めたれば他は推して以つて之れを知るべきなり。

(一)達爾罕旗　本旗內には鄭家屯より來れる行商もあり洮南より來れる土著商等あり其等の語る所によれば一箇月交換高平均九百三十元にして四箇月間の總額左の如しといふ。

牛	八〇頭	四〇元として	三、二〇〇元
馬	二〇頭	二〇元として	四〇〇元

羊	五〇頭	二元四角として	一二〇元
計			三、七二〇元

尙ほ其の標準價格は中尺布にして交換相場は左の如し。

牛	一頭	二百八十斤正味肉ヲ目算シ四〇元トシテ	中尺布五〇疋トス
馬	一頭	頁馬ナシ	同　二〇乃至三〇疋トス
羊	一頭	山羊モ同ジ	同　三疋トス

(二)東札魯特旗、西札魯特旗　土人の言により交換相場を聽くに左の如しといふ。

地方	種目	單立	單價	備考
ガシンソム	牛	一頭	三〇兩(四五元)	一兩ハ十五角トス
	馬	一頭	—	—
	羊	一頭	六兩(九元)	
	山羊	一頭	五兩(七元)	

(三)阿爾科爾沁旗　支那商人は朝陽、奉天、山東、山西等のものありて何れも旗内に住居す、又、烏丹城よりの行商あり王府附近及び廟の近傍に天幕を張り蒙古人と交易に從事せり、今、王府に於ける交換相場を示せば左の如し。

種目	單位	單價	備考
陸米	一升	七角半	
粉條子	一斤	四角	
葉煙草	一斤	一元二角	

酒	一斤	三角	
砂糖(半白)	一斤	一元	
燐寸	一包	五分	一錢ハ一角半 八箇錢仙
小尺布	一疋(八尋)	一元二角	
中尺布(色物)	一疋	一元五角	
哈嗹	一枚	三角	
洋燭	一把(六本)	五角	
磚茶	一斤	十角	一塊ハ一斤二兩トス
籠子茶	一斤	六角	
牛	一頭	七十元	二百八十斤ヨリ三百斤ノ肴肉アルモノ比較的高シト云フ
馬	一頭	三十元	十八九元ヨリ四十元ト云フモノアリ
羊	一頭	三元—四元	
牛皮	一枚	四元五角	干皮ニテ十二斤內外トス
羊皮	一枚	四角	
羊毛	一斤	一角二十文	
駱駝毛	一斤	三角	

尙ほ本旗に於ては掛賣行はるるなり左れど利子を附せずといふ。

(四)大小巴林旗　本兩旗は又土著商人及び行商あり交換相場左の如し。

▼小巴林に於ける交換相場

種目	單位	價格	備考
酒	一斤	三角	
煙草	一斤	四角	
麥粉(上)	一斤	一角	
素麵	一斤	一角四十文	
洋燭	一把(六本)	八角	
茶	一斤	一元―八角	小葉ト云フ
砂糖	一斤	四角	黑
燐寸	一把	一角	
色打連布	一疋	三元	
白同上	一疋	二元七角	
中尺布	一疋	一元二角	
小尺布			
牛	一頭	四十五元 三十元	三百斤普通モノ 小ナルモノ二百斤内外
馬	一頭	三十元―五十元	
羊	一頭	四―五元	
牛皮	一斤	四角	普通干皮ニシテ十四斤内外
馬皮	一枚	四元五角	上物
羊皮	一枚	三角―六角	大小ニヨル 小洋皮ハ一角位安シ
羊毛	百斤	十五元―三十元	
馬尾	一斤	一元	上物

炒米	一斗	一元五角
生米	一斗	七角六十文
材木	九才ニシテ末口八寸モノ長七尺二才白松	五元二角五十文
石材	一厚六才幅一尺二才長一丈	一元八角

▲大巴林に於ける交換相場

品名	單位	單價	備考
煙草	一斤	四角	
籠子茶	一斤	五角	
酒	一斤	二角半	
粉條子	一斤	二角二十文	
米粉	一斤	一角	
小尺布	一疋	一元二角	
中尺布	一疋	不明	
打連布	一疋	同	
牛皮	一枚	五元	
羊皮	一枚	四角半	
牛	一頭	三十元	
馬(牝)	一頭	三十元	
馬(牡)	一頭	十六元	
仁丹	五十粒入	三角	

(五)烏珠穆沁旗 林西の商人多く入り込めり今其の交換相場を擧ぐれば左の如し。

種目	單位	單價	備考
酒	一斤	三角	
煙草	一斤	四角	
茶	一斤	四角	一籠七斤ヨリ八斤弱アリテ銀二兩トス
小尺布	一疋	十五角	
大尺布	一疋(二丈五尺)	十八角	
打連布	一疋	二十角	
粟	一斗(三十斤)	十八角	
炒米	一斗(二十七斤)	二十角	
牛	一頭	四十元	看肉二百六十斤内外
馬	一頭	三十—五十元	
羊	一頭	四—五元	
山羊	一頭	三—四元	
牛皮	一斤	四角半	一枚普通十三斤ヨリ十五斤
羊皮	一張	十角	
山羊皮	一張	七角	
羊毛	百斤	三十五元	銀二十三兩トス

賣買取引 東蒙古市場の勢力圏を記せば鄭家屯は達爾罕旗、博王旗の北部、東西

札魯特兩旗、阿爾科爾沁旗の東南部及び奈曼旗の北部にして洮南は以上の外に達爾罕旗の北部、東西札魯特旗の北部なり。又、開魯縣は札魯特部の南部、阿爾科爾沁旗の南部並びに奈曼旗の北部にして赤峰は大小巴林旗、阿爾科爾沁の西部敖漢旗の西烏珠穆沁旗とす、又、林西は大小巴林の西北部西烏珠穆沁旗を、烏丹城は大小巴林の南部阿爾科爾沁の大部敖漢の西部とす、以上は輸入貿易の狀態なるが輸出に就ては多少之れと異なるものあり、今畜產物に就て見るに達爾罕北部のものは牛は主として洮南に、馬及び牛皮は鄭家屯に出市す、又、東札魯特旗北部及び西札魯特旗北部のものは馬及び牛皮は鄭家屯方面に、羊毛及び羊皮は烏丹城を通じて赤峰に、大小巴林の南部のものは烏丹城に、北部のものは林西方面に仕向くるも亦時として多倫諾爾地方に出市するものあり、又、西烏珠穆沁旗のものは牛馬を鄭家屯方面に出すものもあり。之れに反して土著支那商等は牛馬並に馬皮は鄭家屯洮南方面に、牛皮羊皮を錦州に、羊毛は主として張家口經由天津に仕向け又赤峰を經由して天津に出すを常とす。之れを要するに洮南、伯都納、哈爾賓方面は露人の需要大なるものあるにより牛の價格高く、鄭家屯は羊毛、羊皮は赤峰烏丹城に比して低

廉なれども馬及び牛皮は高價に取引され、烏丹、赤峰は、牛馬は鄭家屯洮南に比し安價なれども羊毛牛皮は高價に賣却さるるといふ。今、各市場に於ける狀態を記さんに左の如し。

(一)鄭家屯に於ける生畜及び皮毛類の相場を擧ぐれば左の如し。

牛一頭	三〇元乃至七〇元	馬一頭	三〇元乃至八〇元
羊一頭	五元乃至六元	山羊一頭	四元乃至五元
牛皮一枚	生皮三角 干皮六角	馬皮一枚	三元乃至四元
羊皮一枚	一元	山羊皮一枚	八角
羊毛一斤	一角七分乃至三角	山羊毛一斤	一角五分乃至二角半

次に家畜及び皮毛の來集高各年の比較を擧ぐれば左の如し。

▲家畜來集各年比較

種類／年號	大正二年	大正三年	大正四年
馬	一四、〇〇〇頭	一一、〇〇〇頭	一三、〇〇〇頭
牛	二三、〇〇〇	一五、〇〇〇	一四、〇〇〇
羊	二五、〇〇〇	二六、〇〇〇	二五、〇〇〇

種類／年號	大正二年	大正三年	大正四年
豚	一五、〇〇〇頭	一八、〇〇〇頭	二〇、〇〇〇頭
騾	五〇〇	六〇〇	七〇〇
驢	二〇〇	三〇〇	四〇〇

▼來集皮毛各年比較

種類＼年號	大正二年	大正三年	大正四年
牛皮	一五、〇〇〇枚	九、五〇〇枚	一一、〇〇〇枚
馬皮	四、〇〇〇	四、二〇〇	五、〇〇〇
緬山羊皮	三〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	八、〇〇〇
狗(犬)皮	一、二〇〇	二、八〇〇	五〇〇
狐狸皮	三〇枚	二五〇枚	二〇〇枚
猿皮	五〇〇	四〇〇	三〇〇
各種羊毛	六〇、〇〇〇斤	五〇、〇〇〇斤	四〇、〇〇〇斤
清鬃(豚毛)	三〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	三五、〇〇〇

(二)洮南に於ける生畜の相場を擧ぐれば左の如し。

牛(犁牛)	一頭	小洋	四〇乃至八〇元
牛(牝牛)	一頭	同	二五乃至五〇元
馬(輓馬)	一頭	同	二〇乃至七〇元
緬羊	一頭	同	四元乃至七元
驢	一頭	同	八元乃至二〇元
牛(牡牛)	一頭	小洋	三〇乃至七〇元
馬(乘馬)	一頭	同	四〇乃至一五〇元
騾	一頭	同	三〇乃至二〇〇元
山羊	一頭	同	三元乃至五元

次に家畜の來集及び皮毛の種類、數量、價格及び用途等を擧ぐれば左の如し。

▼家禽の來集高　(大正四年中)

牛	二萬二千八百頭	馬	四千二百頭
騾	四百頭	驢	三百五十頭
豚	二萬五千頭	緬羊	三千五百頭
山羊	一萬五千頭	鷄	四萬五千羽

▼皮毛種類、數量價格其他（大正四年中）

品名	數量	單位	單價	價格概算額	用途
猨皮	五〇〇枚	一枚	小洋五元―八元	小洋三、〇〇〇元	車圍子（小車ノ前蔽）褥子（敷物）用
狐狸皮（狐）	二、〇〇〇	同	同 八元―十二元	同 二〇、〇〇〇	皮襖（衣）用
元皮	一、〇〇〇	同	同 六十錢―一元五十錢	同 一、〇〇〇	帽子、著物用
猫皮	一〇、〇〇〇	同	同 五十錢―八十錢	同 六、〇〇〇	帽子用
狗皮（犬）	五、〇〇〇	同	同 六十錢―一元五十錢	同 五、〇〇〇	褥子用
山羊皮	一〇、〇〇〇	同	同 一元―一元五十錢	同 一三、〇〇〇	褥子、著物用
緬羊皮	五、〇〇〇	同	同 一元―一元六十錢	同 六、〇〇〇	同
貂皮	一〇	同	同 二三十兩以上	同 三〇〇	帽子、著物用
山狸子皮（狸）	一〇〇	同	同 二元五十錢―三元五十錢	同 三〇〇	車圍子、皮襖用
大牛皮	一〇、〇〇〇	一枚十五斤一斤小洋八十錢乃至一元	同 十二元	同 一二〇、〇〇〇	ウラ靴（苦力用）靴底用
二牛皮	一五、〇〇〇	一枚十斤内外一斤小洋五十錢乃至八十錢	同 六元―七元	同 一〇〇、〇〇〇	大鞭套（馬車用皮具）ウラ靴用
三牛皮	一五、〇〇〇	一枚七斤餘一斤小洋三十錢乃至六十錢	同 四元―五元	同 七〇、〇〇〇	同
牛犢子皮（二才牛）	一〇、〇〇〇	一枚	同 一元内外	同 一〇、〇〇〇	鞭梢（鞭尖キ皮）套、太鼓用
牛胎皮（一才牛）	五、〇〇〇	同	同 五十錢内外	同 二、五〇	鞭梢用
大馬皮	五、〇〇〇	同	同 三元―四元	同 一七、〇〇〇	靴喉（支那靴ノ尖端ノ皮）用
二馬皮	一〇、〇〇〇	同	同 二元―三元	同 二五、〇〇〇	同

馬局子	五、〇〇〇	同		同	一元五十錢—二元	同	八、〇〇〇	同
驢皮	一、五〇〇	同		同	一元五十錢內外	同	三、三〇〇	鞭楕靴用
山羊板子（山羊ノ毛ノミアリテ絨ナキ皮）	三、〇〇〇	一枚二斤餘、一斤小洋三十錢		同	六十錢內外	同	一、八〇〇	酒甕（酒容器ノ口蔽ヒ）用
緬羊板子（緬羊ノ毛短ク不揃ノモノ刀ニテ搔キ去リシモノ等ヲ含ム）	三、〇〇〇	一	枚	同	五十錢內外	同	一、五〇〇	同
山羊毛	五〇、〇〇〇斤	一	斤	同	十錢—二十錢	同	八、〇〇〇	毡子（毛敷物）毡帽（毛帽）毡靴（毛靴）用
緬羊春毛	四〇、〇〇〇	同		同	三十五錢—四十錢	同	一八、〇〇〇	同
緬羊秋毛	三〇、〇〇〇	同		小洋	三十六錢—四十五錢	小洋	一三、〇〇〇	毡子（毛敷物）毡帽（毛帽）毡靴（毛靴）用
駱駝毛	一、〇〇〇	同		同	三十錢內外	同	三〇〇	同
豚毛	一〇、〇〇〇	同		同	十錢—二十錢	同	一、五〇〇	時々羊毛加工品ニ混用セラル
馬尾	五、〇〇〇	同		同	一元五六十錢	同	七、五〇〇	蠅拂、羅底用
猪鬃（豚鬣）	一〇、〇〇〇	同		同	二元—三元五十錢	同	三〇、〇〇〇	—
皆白勺（鳥）	二〇〇	一	羽	同	二元—四元	同	六〇〇	—
戸板勺（同）	二〇〇	同		同	二元—三元	同	五〇〇	—
大卜鍋（同）	五〇	同		同	七十錢—一元	同	四〇	—
皂勺（同）	五〇	同		同	四元—八元	同	三〇〇	—
鵓鴿	五〇、〇〇〇對	一	對	同	五十錢—一元	同	三五、〇〇〇	—
沙鵓（鵠）	五、〇〇〇	同		同	二十錢—三十錢	同	一、二五〇	—
砍角（鹿ノ切角）	八〇〇	撤物一箇十斤乃至十五斤一斤		同	一元五十錢—二元	同	一、三〇〇	—

脫角（鹿ノ脫角）	一,〇〇〇	揃物一箇七斤乃至八斤一斤	同	七十錢—一元二十錢	同	一,〇〇〇	
鹿皮	八〇〇	一枚三斤乃至五斤一斤一元乃至二元	同	四元—九元	同	五,三〇〇	坎肩兒（チョッキ）套褲（ズボン）用
駱駝皮	五〇	一枚	同	十元—十五元	同	六〇〇	靴底用
豚皮	二,〇〇〇	同	同	五十錢—八十錢	同	一,三〇〇	靴補用
狢子皮	一,〇〇〇	同	同	八元—十元	同	九,〇〇〇	帽、著物用
狟子皮	一〇〇	同	同	八十錢內外	同	八〇	—
黃羊皮	三〇〇	一枚十斤內外一斤小洋五十錢乃至六十錢	同	五元—六元	同	一,〇〇〇	襪子（靴下）襯子用

(三)赤峰　赤峰に來集する畜産の一箇年來集概數及び平均相場は左の如し。

種類	一箇年來集概數	平均相場 上	中	下
馬（乘用）	三千四百頭	八〇元	五〇元	二〇元
馬（役用）	—	三五元	三〇元	二〇元
牛	四千餘頭	四〇、	三〇、	二〇、
驢	三千餘頭	三〇、	二〇、	一〇、
騾	一千二三百頭	一〇〇、	八〇、	四〇、
豚	一萬五六千頭	二〇、	一五、	五、
羊	一萬四五千頭	六、	四、	二、

次に毛皮の來集數量價格其の他を擧ぐれば左の如し。

品名	集散數量	價格 昨年十月上旬	價格 昨年十二月中旬	備考
山羊皮	一〇〇、〇〇〇枚	二吊五	四・〇〇吊至三・〇〇吊	毎枚痩山羊アルモ略ス
山羊板（山羊皮ノ下等ナルモノ）	八〇、〇〇〇	二吊	一・六〇至一・八〇	毎斤
猾子皮	四〇、〇〇〇	四百文至三百文	〇・四五至〇・四三	毎枚
緬羊皮	二〇〇、〇〇〇	四吊至三吊	六・〇〇至三・四〇	毎枚痩棉皮ノ相場アルモ略ス
羔兒皮	七〇、〇〇〇	三吊	二・七〇至二・〇〇	毎張
牛皮	一〇〇、〇〇〇	二吊至一吊六七百	—	大、中、小ノ三種ニ分ルルモ相場ハ大牛皮ヲ示ス
馬皮	七〇、〇〇〇	一一吊至一〇吊	一三・〇〇至一〇・〇〇	同
騾皮	四〇、〇〇〇	一一吊至一〇吊	一三・〇〇	同
驢皮	五〇、〇〇〇	七吊至三吊五百	七・八〇至三・四〇	同
駝皮	二、〇〇〇	—	二・〇〇	
狗皮	二〇、〇〇〇	五吊至三吊	六・七〇至三・四〇	同
猫皮	一〇、〇〇〇	二吊至一吊	二・〇〇至一・七〇	同
家鼠皮	二〇、〇〇〇	五百文	〇・四五	白色ハ六百七十文黒色ハ九百文ニシテ灰色ノ相場ヲ掲ク
狐狸皮	一〇、〇〇〇	二二吊至二〇吊	三〇・〇〇至二六・〇〇	同
山狸子皮	八、〇〇〇	六吊至五吊	六・四〇	
春羊毛（淨貨）	九〇、〇〇〇	一二〇吊	一一〇・〇〇至一・四七	毎百斤
秋羊毛（淨貨）	四〇〇・〇〇〇	一二五吊至一一一吊	一一〇・〇〇至一・四七	毎百斤
羊絨	三〇〇、〇〇〇	一四五吊	一一〇・〇〇至一・三〇	毎百斤沙窩、絨、填後、木地絨ノ三種アルモ本地絨ヲ示ス
駝毛	四〇、〇〇〇	一五〇吊	一・三四〇至一・三〇	毎百斤

猪毛	一〇〇、〇〇〇枚	一	〇・四〇吊至〇・二〇吊	每斤
猪鬃	四〇、〇〇〇	六　吊	四・六〇至三・四〇	每斤清、混ノ二種アルモ清猪鬃ヲ示ス
馬尾鬃	五〇、〇〇〇	三吊二百至二吊八百	二・七〇至二・四〇	每斤清混ノ二種アルモ清馬尾ヲ示ス
馬鬃	二〇、〇〇〇	一	七・〇〇	

(四)張家口　張家口に來集する家畜の數は左の如し。但し支那稅局の調査に係かるものとす。

牛	一九〇、〇〇〇頭	緬羊	二二〇、〇〇〇頭	豚	一〇、〇〇〇頭

次に家畜の價格は一定せざるは勿論なるが大約左の如し。

	上	中	下
馬	五〇乃至七〇兩	三〇乃至四〇兩	一〇乃至二〇兩
牛	二五乃至三〇兩(五百斤位のもの)		
緬羊	二兩內外(五十斤內外のもの)		
駱駝	七〇兩內外		

次に皮類の數量及び價格は左の如し。

牛皮	四八、〇〇〇枚	七五、〇〇〇兩
馬皮	四〇、〇〇〇枚	六五、〇〇〇兩
山羊皮	二〇〇、〇〇〇枚	一、二〇〇、〇〇〇兩
緬羊皮	五〇、〇〇〇枚	三〇、〇〇〇兩

(五)多倫諾爾　多倫諾爾に來集する一箇年の家畜は大約牛四萬頭にして馬五萬

頭と稱せらるるが家畜の價格及び毛皮の價格左の如し。

種類	上	中	下
馬	四〇兩乃至五〇兩	二〇乃至三〇兩	一五兩內外
牛	二五兩乃至三〇兩(五歲位の牛)		

種類	價格
春毛	百斤に付十五弗乃至十六弗(一弗は約一圓七八錢)
秋毛	百斤に付十七弗乃至二十弗
狐毛	百斤に付二十一弗
牛皮	一枚に付五弗
馬皮	同　二弗乃至三弗
緬羊皮	同　一弗內外
黃麞皮	同　五十箇銅子兒(一銅子兒ハ我約八厘)

(一八)經棚に於ける一箇年の來集高大約左の如し。

種類	數量	種類	數量
馬	五、〇〇〇乃至一〇、〇〇〇頭	羊皮	三〇、〇〇〇枚
牛	二、〇〇〇乃至三、〇〇〇頭	狼皮	五〇、〇〇〇乃至七〇、〇〇〇枚
緬羊	一〇、〇〇〇乃至二〇、〇〇〇頭	タルバカン皮	七〇、〇〇〇乃至三〇、〇〇〇枚
駱駝	八〇〇乃至一、〇〇〇頭	羊毛	四〇、〇〇〇枚
馬皮	六、〇〇〇枚	駱駝毛	三〇〇乃至四〇〇斤
牛皮	二、〇〇〇乃至三、〇〇〇枚	黃油	三〇〇乃至四〇〇斤

(七)林西に於ける家畜の來集高は不明なるも皮毛の來集高は左の如し。

羊皮	約百萬枚	牛皮	約二萬五千枚
達子皮	約九萬枚	其他獸皮	約三萬枚
春毛	約三十五萬斤	秋毛	約十八萬斤
羊絨	約八萬斤		

(八)農安に於ける家畜は四歳より八歳までの馬の價格は約五十元乃至百元にして騾は一頭七十元乃至百二十元なり、驢は五元乃至十元にして牛は食用として需要せられ一斤二角一頭五百斤として八十元なり、其の他豚は一頭十五元内外とす。次に皮毛は馬皮一張三十吊內外にして牛皮乾燥皮は一支斤七吊にて十斤のものとして七十吊なり。次に馬尾は一箇年二千斤に上り一支斤價格十七吊內外にして羊毛は一支斤五吊內外なり、牛毛は一支斤二吊にして豚毛は一支斤十七八吊內外とす。

(九)伯都納に於ける畜產の來集高は左の如し。

種類	頭數	一頭平均價格	總價額	稅額
牛	三五一	二四〇・九吊	八四、五六三吊	五、〇七三吊
馬	一六五	二三八・八	三九、四〇六吊	二、三六四吊
騾	八	三四九・一	二、七九三吊	一六七吊
驢	八二	六四・四	五、二八一吊	三一六吊
豚	二〇九	六五・六吊	一三、七〇八吊	八二二吊
羊	三九七	三三・九	一三、四六六吊	八〇七吊
計	一、二二三	—	一五九、二一七吊	九、五四九吊

(十)大賚に於ける獸皮類は一箇年約三萬餘元に達し一箇年の來集高及び價格左の如し。

種類	總數	一枚價格	種類	總數	一枚價格
狐狸皮	二〇〇張	九十吊(江帖)	馬皮	一、五〇〇張	三十吊(江帖)
猨皮	三〇〇張	百吊(同)	羊皮	一、二〇〇張	十吊(同)
猫皮	二〇〇張	三十吊(同)	乳製品	一、五〇〇斤	一斤ニ付六吊
牛皮	二、〇〇〇張	五十吊(同)			

第六章　滿蒙の林業

一、滿洲の支那林政

支那政府の農林部にては民國元年十一月、東三省に吉林々務局、哈爾賓林務分局を設立して國有林拂下のことを管理せしめたり、三年十一月に至りては吉林、哈爾賓の兩局を合併して東三省林務局と名づけ之れを哈爾賓に置けり、之れより先き即ち民國三年八月には森林發放(貸下)制限法を定め其の林場を領有せんと欲するものは農林部所設の林務局の測量檢査を經て後、之れを許可すべく、其の年限は二

十年とし毎年一回檢査をなし、其の面積は二百方支里とせり。尋いで森林警察、林業講習所を設立し測量養護等の事を實行せんとしたるも經費困難のため豫定の計畫實行されざるもの多し、四年五月には東三省林務局を改めて東三省林務總局となし、又林務局を設け三省の山價、票費及び中日合辦鴨綠江採木公司の報效金の内より之れが經費を支辨することとせり、又、七月には吉林、安東、本溪、寧古塔等に林務辦事處を設立し、五年八月には安東、本溪、寧古塔の辦事處を廢して吉林一處のみとせり。故に東三省に於ける林政機關としては哈爾賓なる東三省林務總局、奉天省垣なる奉天林務局、吉林省垣の吉林垣林務辦事處にして而かして其の林務總局の組織は職員は局長、主任技術員、技術員、事務員、雇員にして職掌は東三省國有林調査に關する事項、東三省國有林管理に關する事項、東三省國有林經營に關する事項、東三省國有林發放に關する事項、其他該管區内の林業に關する事項等とす。

二、奉天省の森林

長白山脈に其の水源を發して南流しつつある鴨綠江は渾江其の他の大小支流

を併せ大東溝に至りて海に注ぐ、今此等兩江の森林面積を記さんに鴨綠江流域百二十方里、渾江流域八十方里とす、一方里を千五百五十五町歩として計算するときは其の合計面積三十一萬一千町歩となる、其の他渾江の上流に大約三萬町歩、太子河上流に九千町歩あり、今其等の森林に就て以下少しく之れを記述せん。

通化及び桓仁　通化縣及び桓仁縣に於て謂ゆる渾江の伐木著名地は葦沙河、哈螞河、哈泥河、大廟溝、小廟溝、大羅圈溝、小羅圈溝、大板石溝、東南岔、正岔、西南岔、西北岔、諸流域附近にして各流域伐木地點の江流を距る里數を記さんに左の如し。

(1) 西南岔　伐木地の江流を隔つること二十餘支里。

(2) 正岔　は西北岔、西南岔と共に渾江の發源地にして正岔は江流を隔つること十支里。

(3) 西北岔　江流を隔つること近きは二十支里にして遠きは四十餘支里なり。

(4) 東南岔　江流を隔つること三十餘支里。

(5) 大板石溝　伐木地より管流處(俗に趕流と稱す)に至る約十五支里にして江流を隔つる三十支里、其れより江に沿ひて下り八、七、六、五道江を越えて四道江に

至れば卽ち大羅圈溝南より北に注ぎて渾江に入るべし。

(6) 大羅圈溝　溝の長さ約百六十支里にして其の間溝岔甚だ多し、伐木著名地點は八道溝より十六道溝に至る迄とす伐木地點より管流處に至る其近きは十五支里遠きは二十五支里にして江流を隔つる八十支里乃至百三十支里とす。

(7) 小羅圈溝　大羅圈溝の西に在り長さ六十餘支里にして伐木著名地點を小鹿圈子となす、管流處を隔つる二十支里、江流に至る約四十五支里なり、小羅圈溝より江に沿ひて下り三道江、二道江を經て小廟溝に至るものとす。

(8) 小廟溝　長さ約四十餘支里にして伐木著名地點を高麗溝となす、江流を隔つることと三十餘支里とす。

(9) 大廟溝　長さ七十餘支里にして伐木著名地點を大東溝となす、江流を隔つることと六十支里、其の馱道溝は江流を隔つる五十餘支里にして哈塘溝は三十餘支里とす。

(10) 哈泥河　通化東門外にあり、長さ約四百六十餘支里にして其の間大半は森林區域たり、流に逆ひ上りて馬鹿溝に至る八十支里にして再び溯上すれば下關

枝溝とす、江流を隔つること百二十支里なり、馬鹿溝より東北に向ひ溯上すれば大青溝とす、江流を隔つること百三十五支里あり、更らに進めば三岔河とす、江流を隔つること百五十支里とす、次で進めば大荒溝の横虎頭とす、江流を隔つること二百支里とす、大荒溝より東北に向ひ逆上して至れば閣枝溝あり、江を隔つる百九十支里とす、更らに進めば慶領河あり江を隔つる百九十支里とす、又更らに進めば報馬橋あり江を隔つる二百五十支里乃至三百支里にして其の中に頭棚甸子、二棚甸子、三棚甸子あり江を隔つる二百七十支里乃至三百支里とす、又上れば蘇家塘子あり江を隔つる三百支里とす、次いで上れば江を隔つる三百五十支里に簸箕掌あり江を隔つる三百二十支里に小洽溝あり、江を隔つる三百三十五支里に大哈溝あり、江を隔つる三百七十支里に雙河子あり、江を隔つる四百支里に哈泥河掌あり、更らに哈泥河を溯上すれば大横道河ありて北より来り注ぐ其の伐木著名地を杉松溝となす江を隔つること九十支里乃至百十支里とす、更らに進めば于家塘子に至る江を隔つること百二十支里とす。

(11) 哈螞河　長さ約二百三十餘支里にして伐木著名地を鶡鷄溝となす、江を隔つること百五十支里更に進めば青溝田の青嶺子に至る、江を隔つること百七八十支里とす、青嶺子より更らに進めば小東岔にして江を隔つること二百支里あり次いで進めば大北岔にして江を隔つること二百五十支里あり、其伐木地より管流處に至る近きは三十支里にして遠きは百餘支里とす。

(12) 葦沙河　長さ約百餘支里にして伐木著名地點を青溝となす、江を隔つること五十支里、更らに進めば大小梨樹溝あり江を隔つること六十支里乃至八十支里とす、次いで至れば江を隔つる九十支里にして高麗溝に至り、江を隔つる百二十支里にして大東岔に至る、其の伐木地より管流處に至る三十支里乃至六十支里とす。

此等の地方に於ける木把は多く茂樹密林中に茅屋を構へ木を積みて垣となし、晝は卽ち林中に作業し夜は卽ち山坡に宿し身を茅草に藏す、渾江に於ける伐木は每年二千餘排を出すを以つて每張排六人を要すとせば合計一萬二千人にして之れに加ふるに砍木の木把七八千人を以つてすれば併せて二萬有餘人なりとは鴨

渾兩江木業事務所の執事白儘臣と渾江官把頭鴻賓の語る所なり。**把頭及び木把**の**勞銀**は春勞金及び冬勞金と稱し春冬の二季に區別され、月給と工資と毎月五元乃至六元なり通例冬勞金は春勞金に比較して多し、其の入山採木の作業につきては明年に至り木把が木材を安東に運搬し終りたるとき始めて之れを支給す、把頭の勞銀は所管人員の多寡によりて同じからず、五十人の伐木を管するものは百五十元乃至二百元の間にあり、伐木木把は四十元より六十元に至る其の錢幣は多くは奉天通用の小洋とす、次に放排の時に當りて雇用する木把勞銀は概して伙食を經理するもの百三四十元、持桅者七八十元、撲櫓者八九十元にして細務に服する者二三十元とす。**木材の原價**は軋轆費、管流費、穿排費其の他の多寡によりて一樣ならざれども、標準材積を定めて連となし一連の長さ八尺にして斷面積を二百方寸と定め之れを通化に運至して元資小洋二元內外、桓仁に運至すれば三元內外なり。**木稅徵收法及び其の稅率**は通化、桓仁稅捐局に於けるものを見るに木材の山分を收めて正稅を收めず、山分と正稅との比較は十分の三四にすぎざるなり、其の徵收法は木材出口扼要の處に分署を設立し出口雜木に對しては山分を完納せしむ、山

分とは長さ七尺五寸、廣狹各六寸を一副とし龍元二厘六分を徵するをいふ、是れ雜木徵稅にして用材に至りては材質の種類及び用途によりて各同じからず、車輛の如きは每根四分を徵し、車轅は每副一毛一分を徵せり、通化に於ける每年の雜木山分は其の徵收額約三千五百餘元に及び桓仁に於けるものは二千餘元なりといふ。

樹木の種類を記さんに不落葉針葉樹としては紅松一名果松又は五葉松と呼ぶものあり、又朝鮮松とも稱す、木理甚だ細く材質柔軟耐久にして工を施し易く造家及び器具船舶の用となすべし、杉松は材質稍軟く紋理稍粗なり房屋器具及び電竿機柱等の用に供す、魚鱗松は葉の長短及び幹皮等は杉松と異なる所なけれど其の質軟くして裂け易し其の粗大なるものは電竿機柱の用となすべし、硼松は果實味香くして木質堅實に枝節彎曲して其の最も大なるものも直徑一尺にすぎず高さ又十尺を越えず棺材中の最も貴重なるものなり、赤柏松は木質堅實にして紋理細密彈力に富む而して割裂の虞なし、箱櫃彫刻の材として多く之れを用ふ。次に落葉針葉樹類は黃花松一名落葉松にして其の質甚だ堅强耐久力に富む、房屋、船艦、橋梁枕木、電竿、帆柱等の用に供して最も適切なり。次に落葉濶葉樹類として水曲栗は

紋理細密にして其の質堅實能く彈力に富む從つて折斷し易からず、且つ潮濕を恐れず、船艦、槍柄等を作るに適す、椴木は其の皮纖微にして麻の如く草履を織り繩類を綯ふべし、材質は柔軟にして工作し易く通常鉛筆の材とせらる、又、紙料を製し火柴を造るべし、胡核楸は一名山胡桃と稱し、材質靭密にして彎曲の患なし小細工に宜しく且つ槍坐の用に供せらる、刺楸は材質堅硬にして紋理甚はだしく美くし、箱櫃、槍柄、船舶の底等を作るに用ひらる、柞木一名楢木は其の葉にて蠶を飼ふを得べし、材質堅硬にして腐朽し易からず、車輌、車輻、櫂、櫓の用に供せられ、其の皮は染料となる、黃栢一名黃蘗木は材質堅硬にして器具枕木となして最も適切なり、又、其の皮甚だ厚くして染料及び藥品に作らる、楊木は一名白楊と稱し、其の材色白くして盤箸火柴及び紙を製するに用ひらる、楡木は三種あり赤楡、黃楡、青楡是なり、其の皮及び枝幹等相異なるなし、造車の材料に供せらる、就中、赤楡は最も堅實にして車軸を作るべく黃楡、青楡は車轅に用ひらる。

木材の販路は天津、營口、旅順、大連、山東の諸港及び安東、奉天、朝鮮、上海等なり、其の製材は方材圓材の二種にして何も連を以つて單位となし長さ八尺を一連、一丈六尺を二連、二丈四尺を三連となし以つて四連、

五連、六連等に至り等からざれども三四連を以つて最も多しとす、又、時ありて連半材を製す十二尺長さ是なり。　伐木の時期は冬夏兩次にして其の夏間山に入りて材料を選を名づけて採樹と稱す、卽ち某地の木材伐採するに足ると認れば其の地に房屋を結び山道を修め、八月末に至りて始めて著手す之を名づけて冬廠と稱す、伐木は夏期よりは冬季の方多しとす、冬廠は總把頭一名あり之を家把頭と稱し專ら糧食を司る、又、山把頭あり專ら山に入りて工作を監理す、木把は每年砍伐十一月に至りて停止す、砍伐の方法は樹木の地表を距る三四尺の處を斧を以つて兩方より對伐す、甚だ不經濟的の砍伐方法なり。　枕木材として需要さるる渾江上流の木材は水曲栗、山胡桃、柞、黃柏等にして何も安奉、南滿、京奉の各鐵道に販賣さるるが每年の出產高一萬五千連上下にあり、每連安東に運至するに大洋一元を要すといふ。

新賓堡昌新公司　社團法人の組織にて林業組合と稱すべきもの其の事務所は新賓堡街にあり、總辦一人、副總辦一人、辦事員四人にて事務を分掌し、又、伐木地に檢查所一處を設く、資本は官民合辦にて二十萬元とす、其の伐木地は龍崗の松子嶺を伐採區となし、伐採地より蘇子河に引き入れ、復た渾河に入りて後、遼河に入る、其の

木材は奉天、營口、天津等に販賣す。

千金寨煤鑛の苗圃　圃中東西に四大林道を設け十大畦に大林道あり、面積約百二十三十畝、小畦七千ありて毎畦植樹五百二十八株とす、樹種はクカシセル最も多く楡之れに次ぎ青楊白楊又之れに次ぐ松と柞とに至りては甚だ少なし、移植地は老虎臺楊柏堡、千金臺とす。

森林の各種副產物及び用途　渾江上流に於ける森林の各種副產物及び用途を記さんに左の如し、但し山楂、大力子、龍膽草、木通、木賊、熊骨、砍角、陰陽活、元柏等の如きは其の數甚だ少なきが故に之れを略す。

種類	產額	單價	總價	用途
山參	二、五〇〇兩		五〇、〇〇〇元	藥用
移參	一〇、〇〇〇斤	毎斤三至四元	三〇、〇〇〇	同上
鹿耳	二〇架	毎架五〇至六〇元	一、〇〇〇	同上
黨參	二、〇〇〇斤	毎斤一毛二分	二〇〇	同上
黃芪	二、〇〇〇	毎斤一毛三分	四〇〇	同上
川貝母	二、〇〇〇	毎斤二元四毛至二元五毛	五、〇〇〇	同上
五倍子	一〇、〇〇〇	毎斤五分至六分	五、五〇〇	同上
楡蘑	一、〇〇〇斤	毎斤一元二毛至一元三毛	一、二〇〇元	食料
蜂蜜	五〇、〇〇〇	毎斤一毛至二毛	七、五〇〇	藥用
元蠟	五、〇〇〇	毎斤四毛至四毛五分	二、二〇〇	同上
元皮	一〇〇、〇〇〇張	毎張七八毛	一、三〇〇	製筆用
狐皮	三〇〇	毎張六至七元	一、二〇〇	裘用
貂皮	二〇	毎張四〇至五〇	九〇〇	同上
狍子	二〇〇箇	毎斤二元至二元五毛	四五〇	食用

細辛	一〇、〇〇〇	每斤二毛四分至二毛五分	二、四〇〇	藥用	熊掌	二〇件	一件五至六元	一二〇 同上
木耳	四、〇〇〇	每斤八毛	三、四〇〇	食料	獐臍	三〇箇	每斤四至五元	一三〇 藥用
元蘑	五〇、〇〇〇	每斤一毛一分至一毛五分	五、五〇〇	同上				

興京　森林は何れも原生林にして林相齊しからず針葉濶葉の兩樹相混淆せり、其の幼きは一年生にして老樹は三百餘年に達し樹齡一定せざれども要するに既に伐木期を過せり、其の濶葉樹類中、楓類、核桃類、椴樹、柞樹、楡樹等の如きは其の直徑尺餘にして高さ五六丈なるものあり、針葉樹類に於ては紅松の如き其の直徑三尺內外、高さ八丈餘なるもの最も多し、今其の針濶混淆の狀態を記さんに、大東河に在りては針葉樹の紅松約十分の七八にして濶葉樹約十分の二三に居り、土門子、灣甸子、石廟子に至りては針葉樹約十分の五六にして濶葉樹約十分の四五に居り、黑牛、平嶺後、小東河に於ては針葉樹約十分の三四にして濶葉樹約十分の六七に居る、松子官山以外の附近山林に於ては皆濶葉樹にして紅松は多く之を見ず、是れ人民自由に伐採したるがためなり、松子官山以東なる通化縣柳河縣界に至るの間卽ち龍崗老嶺一帶は紅松の林相殊に佳良にして斧鉞未だ之れに加らず。

面積及び樹種　龍崗山林卽ち長白山分岐の脈、四方に播布して面積極めて廣濶なり、就中、紅松繁茂せる松子官山は其の地點、西、黑牛より起り東、平嶺後、大東河、小東河、土門子、灣甸子、石廟子、滾馬嶺に至る各地面積卽ち紅林を有する山林に就て擧ぐれば左の如し、但し濶葉樹の面積は之れに比して更に廣大なりと知るべし。

地名	面積	已伐面積	未伐面積	備考
黑牛	二五（平方里）	—	二五（平方里）	
平嶺後	二〇	五	一五	採木公司砍伐ニ着手ス
大東河	二五〇	五〇	二〇〇	
小東河	一〇	一	九	
土門子	三〇	—	三〇	
灣甸子	三〇	—	三〇	
石廟子	八〇	—	八〇	
滾馬嶺	八〇	—	八〇	
計	四四五	五六	三八九	

興京縣城東北一帶の山林は叢林、密樹、鱗次櫛比す、其の樹種は落葉濶葉樹多く、唯松子官山は針葉濶葉相混淆して紅松頗る多數を占む今其等の樹種及び用途を示せば左の如し。

樹種	平均直徑	用途
紅松(椴松)	二尺七八寸最多 五尺最大	建築器具材
杉松(白松)	尺二三寸	建築材
油松(馬尾松)	二尺	建築器具材
赤柏松	六七寸	貴重官材
楸樹(核桃)	尺五六寸最多	器具材
椴樹	尺四五寸	同上
水曲栗	尺四五寸	船具材
黄柏梨(黄柏)	尺二三寸	棹、椅、器具材
樺樹	尺三四寸	机棹、器具材
色樹(楓)	尺四五寸最多	機箱槍桿材
楡樹	尺五寸	各種器具材
柞樹	八九寸最多	器具薪炭材
楊樹	七八寸	器具材
牛近子	六七寸	車軸・舵材
杏木	尺一二寸	車軸・櫛材
報馬子	五六寸	棺材
槲樹	八九寸	枕木
茭楸	尺四五寸	器具建築材・船材箱類

森林中の副産物　龍崗山林中に於ける各種の副産物多く之れを動物と植物とに分てば左の如し。

人參、元芪、党參、五味子、木通、黄柏、獨活、膽草、細辛、山茶、平貝、松灰、木耳、榛蘑、楡蘑、凍蘑(以上植物)、鹿、貂、熊、狐、麅、鼬鼠、山狸、灰鼠、蜜蜂(以上動物)

森林拂下規程　森林拂下の事務は前に放地局之れを取扱ひたるが現在にては放地局を改めて採木公司となせり、其の已に拂下げたる林地は約八百餘方にして已に地價を收めたるもの七百五十餘方なり、今其林價及び地價を示せば左の如し。

し。

▼林價

種別	面積	價格	備考
上等	一方	兩 一五	二四〇畝を以つて一方とす
中等	一方	一〇	上中下の等級は紅松の多寡
下等	一方	五	を以つて之れを定む

▼地價

種別	面積	價格	國課	備考
上地	一畝	兩 一、〇〇〇	四分	地の等級は土壤の肥瘠地勢の平否を
中地	一畝	〇、六六六	三分	以つて之れを定む
下地	一畝	〇、三三三	二分	
樵採地	一畝	〇、一〇〇	一分	

排の構造法 渾河の廣狭一ならず水の深淺も亦同じからざるを以て裝排方法に二種あり、其の一は方材俗に押箱裝置法にして一排を分つに數節の方材となす、五副六副の大さなるは四節を一排となし三副四副なるは五節を一排となす、其の裝置法は先づ方材の兩端を釘するに鐵環を以つてし、串杆を其の中間に置き線蔴縄を以つて之を結束し、排底は再び線蔴縄二筋を束ね梗子を兩材の縫間に用ひて

串杆と線蔴繩とを連結す、排の前後には各招板を裝ひて舵櫓の用となし以つて駕駛に便す。次に圓材裝排法は方材と同じなれど方材は横に排べ圓材は竪に排ぶる相違あるのみにして其の節數は材の長短によりて異なれり。排の木數及び長廣は木材の大小によりて差異あり此に其の一二を示さんに四副押箱とは一排約五節にして每節十五本共に七十五本、廣さ八尺厚さ約一尺五寸長さ約十丈とす、五副押箱とは一排四節とし每節十三共に五十二本にして廣さ八尺厚さ約一尺八寸長さ約八丈餘なり。

本溪　本溪縣に於ける主もなる森林は(一)興隆嶺にして同地は牛心臺の東方約二十五支里にあり、興隆嶺の南腹直岔子に雜木林あり林相密ならず樹齡亦大ならざれども良材あり、(二)杉松河は太子河上流城廠より二十支里乃至三十五支里の間にあり、面積廣しと雖、樹齡大ならず、(三)樺皮峪は城廠の北方十五支里に在り伐材は太子河を利用して遼陽方面に搬出す、(四)忙牛庫は沿線第一の大森林にして城廠の東南三十五支里の所より起れり、樹種は枕木、坑木に適す。

鴨綠江上流　鴨綠江上流の森林地は安東を距る百邦里の上流に位する帽兒山

より二十四道溝に及び延長九十邦里に亙る廣大を有す、沿岸一帶の地は森林を見ざるも江を距るに從ひ楡、水曲柳、山胡桃、檜、刺楸、椴木、楚楡等の濶葉樹林帶をなし、以つて針葉樹たる落葉松、朝鮮松、杉松(唐檜)樅等の林帶と謂ゆる濶針混淆林を構成し、漸次源泉に溯るに從ひ濶葉樹は全然其の跡を絶ち、終に純然たる針葉樹林となる。此等の針葉林は極めて良好なる林相を呈し、殊に長白山脈附近に至れば黄花松、紅松、杉松の美幹良材欝葱として繁茂す、就中、林木豐富なるは三道溝、八道溝、十三道溝十五道溝、十九道溝の地域にして十九道溝の如きは其の溪流十有餘里に亙り陰森の氣人を襲ひ晝尙ほ暗し、其の樹種は紅松、唐檜、落葉松、白檜、杉松、檜、山胡桃、水曲柳、椴木、刺楸、楊、及び材色薄赤色にして頗る强堅緻密彈性に富み、箱材、器具材、天井板、床柱鉛筆、彫刻材に適する一位と、材質堅くして有名なる支那車の車軸を造するに使用さるる楚楡とす。

木植公司　滿洲に流入し來れる山東の移民は早く已に寬甸縣、輯安縣等に於ける各江岸の山谷に茂生せし森林を濫伐し遂に臨江縣以南には價値ある森林の存在を殆んど絶無ならしめたり、於是乎監督廳たりし鳳凰城にては木材の濫伐を防

ぎ一方に於て木把、木商を保護すと稱し、其の實、木稅を徵收して稅源に充つる目的を以つて木植公司を組織せり、其の組織は清國の收稅吏と兵丁とを以てし一方に於て木材の賣買をなして其の利益を收め、一方に於て民間の賣買高に照し稅金を徵し、木把、木商をして各種の屆出をなさしめ認可又は許可を請はしむる等行政官府と商社との性質を共有せり然も支那官吏の通性として私腹を肥さんがために種々事情を纏綿し來り遂に人民の怨府となれり。

日清義盛公司　明治三十五年十月、邦人と清人との合同によりて北韓疆の木材事業に著手せんとし其の年十二月上旬先づ白馬山麓の伐木を開始せり後、社名を日清義盛公司と稱し義州に於て事業の計畫をなせり、抑も日清義盛公司の成立するや其の因あり、卽ち露人が清人の木材業を壓迫すること甚だしかりしを以つて清人が邦人の力により之れと對抗せんとするに出でたるものとす、明治三十六年の二三月頃に至るや日清義盛公司と露國森林會社との間に激烈なる衝突を生じ、互に死傷者を出すに至り、鴨綠江木材事業の如きは中止となれり。

鴨綠江採木公司　明治三十八年十二月北京に於て締結されたる日清協約に基

き、同四十一年九月二十五日設立せられたる鴨綠江採木公司は木植公司の後身として資本は日本及び支那の等分出資にして北洋銀三百萬元なり、本局は安東縣に置き、分局を通化、帽兒山、長白、十三道溝に、分所を渾江口、馬市臺、沙河鎭、六道溝に置き、山東、直隸、朝鮮、滿洲に向つて各種の木材を販賣することとし、爾來多少の變遷を經て以つて今に至れり。今、鴨綠江採木公司に於ける木材出入累年比較表を示せば左の如し。

（價額單位兩）

年次	繰越高		年内流下高		販賣及消費高		殘高	
	連數	價額	連數	價額	連數	價額	連數	價額
明治四十三年	三〇〇、〇〇〇	五一八、一〇〇	八六二、四六七	一、四七一、八七九	七六二、四六七	一、三一七、五七五	四〇〇、〇〇〇	六八二、四〇〇
同四十四年	四〇〇、〇〇〇	六八二、四〇〇	九八五、三一〇	九、九六六、三五六	一、一三〇、一二六	二、一四〇、九四〇	二五五、一八四	五〇七、八一六
大正元年	二五五、一八四	五〇七、八一六	八五六、二八一	一、六三九、四八七	九四一、四六九	一、八二二、九二三	一七〇、〇〇〇	三三五、三八〇
同二年	一七〇、〇〇〇	三三五、三八六	五五八、七二五	一、三四九、一〇七	六五一、八八〇	一、四九八、五一三	七六、八四五	一二五、九五七
同三年	三、〇五一	二、八八八	一、七二五、九四九	三、二二三	一、四六七、八一三	二、八〇二、二三四	二六一、一八九	四三三、九九九
同四年	五〇九、六〇五	一、〇八〇、三六二	一、〇九五、三三一	一、九九三、五五一	九七四、〇六一	二、五二三、八四七	六三〇、八七六	一、〇〇二、二七八
同五年	六三〇、八七七	一、二六一、七五三	一、六六七、二〇六	三、三七八、七五八	一、九二七、一三三	三、七一三、一三五	三七〇、九五〇	九二七、三七六

・**森林面積と蓄積**　鴨綠江本流と渾江流域とに於ける森林面積と蓄積とを記せ

ば左の如し。

(甲)鴨綠江本流(大江)右岸　(單位町步)

地名	原野及散生地	擇伐後地	原生林地	合計
頭道溝	二、〇〇九	六、六九八	六、一一三	一四、八二〇
嶺後溝	—	—	三四、六五六	三四、六五六
二道溝	三、一三五	一二、三二六	一二、五二六	二七、九八七
三道溝	四、〇六一	一〇、四六四	二四、六六八	三九、一九三
四道溝	三、一三五	六、六六九	五、九二八	一五、七三二
五道溝	五、〇〇二	一二、九八二	二六、六一九	四四、六〇三
六道溝	四、五三二	八、六六四	二、六九三	一五、八八八
七道溝	二、九九三	八、一九四	三、〇二一	一四、二〇八
八道溝	四、六三一	一一、一一五	四九、八三二	六五、五七八
九道溝	一、五九六	七五	—	一、六七一
十道溝	九八三	五四二	—	一、五二五
十一道溝	一、〇一三	一、〇四〇	—	二、〇五三
十二道溝	二、一三八	四、一七五	—	六、三一三
十三道溝	三、四二〇	八、四九三	四、二〇四	一六、一一七
十四道溝	三、四二〇	五、六四三	七、六一〇	一六、六七三
十五道溝	三、四九一	二、九五〇	三二、〇一九	三八、四六〇
十六道溝	一、二四〇	一、七三九	一、六二五	四、六〇四
十七道溝	一、七六七	一、九三八	二、九五〇	六、六五五

十八道溝	三、四四九	一、九三八	七、一三九	一二、五二六
十九道溝	一、五九六	二、一五二	三六、一九五	三九、九四三
二十、二十一道溝	—	—	一四、七〇六	一四、七〇六
二十二、二十三道溝	—	—	三五、四二六	三五、四二六
計	五三、六一〇	一〇七、七九七	三〇七、九二九	四六九、三三六

一、本表ノ數字ハ明治四十五年採木公司ノ概測セルモノナリ、渾江流域ノモノ亦同シ

一、表中原生林地ハ目下盛ニ伐木セラレ又ハ未タ斧鉞ノ入ラサル森林ナルカ其最モ廣キハ八道溝ニシテ最モ狭キナ十六道溝トス亦流域ノ最大ナルモノハ八道溝ニシテ五道溝三道溝十五道溝及十九道溝等之ニ亞ク、

一、表中「嶺後」トハ長白山脈ノ平崗上若ハ松花江流域ニ屬スルモノナルモ採木公司ノ專採區域内ニ入ルヘキモノ

(乙)渾江流域　(單位町歩)

流域名	森林面積	有望森林面積	流域名	森林面積	有望森林面積
富爾江	一五、五五〇	四、六六五	東南岔	一五、五五〇	七、七七五
渭沙河	一〇、八八五	六、二二〇	正岔	七、七七五	四、六六五
拉古河	一〇、八八五	七、七七五	西北岔	三一、一〇〇	一〇、八八五
哈泥河	一〇二、六三〇	四六、六五〇	西南岔	一五、五五〇	七、七七五
大・小羅圈溝	四五、〇九五	二三、三二五	其他ノ支流	一五五、五〇〇	四六、六五〇
紅土崖河	二三、三二五	一二、四四〇	計	四三三、八四五	一七八、八二五

一、前表ノ外濛江・湯河等所謂老龍崗上ノ高原ニアルモノ及松花江流域ノ森林ヲ伐採シ經濟的ニ經營シ得ル範圍ハ七萬七千七百五十町歩ヲ算スルヲ得ヘク之ハ最モ有望ナル森林流域ナリトス

(甲)大江右岸森林の蓄積

一町步材積

地名	散生地	擇伐跡地	原生林地
頭道溝	一五尺〆	八〇尺〆	四〇〇尺〆
二道溝	一八	一二〇	四〇〇
三道溝	一八	一三〇	六〇〇
四道溝	一八	二〇〇	五〇〇
五道溝	一八	二五〇	六〇〇
六道溝	一八	二五〇	四〇〇
七道溝	二〇	三〇〇	四〇〇
八道溝	二〇	三〇〇	六〇〇
九道溝	二〇	三〇〇	―
十道溝	二〇	三〇〇	―
十一道溝	二〇	三〇〇	―
十二道溝	二〇	三〇〇	―
十三道溝	二〇	三〇〇	五〇〇

地名	散生地	擇伐跡地	原生林地
十四道溝	二〇尺〆	三〇〇尺〆	五〇〇尺〆
十五道溝	二五	三五〇	六〇〇
十六道溝	二五	三五〇	五〇〇
十七道溝	二五	三五〇	五〇〇
十八道溝	二五	三五〇	五五〇
十九道溝	三〇	三五〇	七〇〇
二十道溝	―	―	四〇〇
二十一道溝	―	―	―
二十二道溝	―	―	―
二十三道溝	―	―	四〇〇
二十四道溝	―	―	―
嶺後	―	―	五五〇
	―	―	―

總材積

散生地	擇伐跡地	原生林地	合計
一〇八八、一三〇尺〆	二五、六五四、六三〇尺〆	一六九、一五八、六五〇尺〆	一九五、九〇二、四〇〇尺〆

(乙)渾江流域の森林蓄積

流域名	蓄材積	流域名	蓄材積
富爾江	一、三二〇、〇〇〇尺〆	大、小羅圏溝	一七、六〇〇、〇〇〇尺〆
拉古河	九〇〇、〇〇〇	紅土崖	六、五〇〇、〇〇〇
渭沙河	三、〇八〇、〇〇〇	東南岔	四、五〇〇、〇〇〇
哈泥河	三九、六〇〇、〇〇〇	正岔	二、〇〇〇、〇〇〇
西南岔	四、五〇〇、〇〇〇	其他ノ流域	二二、〇〇〇、〇〇〇
西北岔	八、八〇〇、〇〇〇	合計	一六五、二二五、〇〇〇
老龍崗	五四、四二五、〇〇〇		

一、本流右岸ノモノハ概測ニシテ渾江流域ノモノハ想定ニ係ルモノナリ

一、渾江流域ノ森林ハ本流域ニ比シ伐採、開墾、野火ノ爲メ大ニ蓄積ヲ減シ面積ノ廣大ナル割合ニ蓄積少シ

一、本流左岸（卽チ朝鮮側）ノ森林ハ所々團生的ニ有望ノモノ殘存シ其ノ立木總材積ハ營林廠ノ調査ニ依レハ二億九千八百〇七萬餘尺〆ノ外薪炭用材七百九十七萬餘棚ナリ

木材計算法と流筏數　木材計算法と流筏法とを記せば左の如し。

▼木材計算法

稱呼	一連	一符	一寸	一料
寸尺	長八尺モノ 二連ノモノトハ長十六尺、 三連ノモノトハ二十四尺モノニシテ斷面積ノ大小ヲ問フコトナシ	十一連	一寸角ニシテ長八尺ヲ有スルモノ （卽チ一寸角ノ一連モノ）	斷面積六十平方寸ノ八尺物 （卽チ一寸物六十）

備考

一、取引市場ニ於テハ一符千寸モノ一符ノ價幾何トシテ相場ヲ立ツ例之一符千五百寸モノ一符ノ價三十兩トハ一符

（節十一連）ノ斷面積總計カ千五百平方寸ヲ有スル木材ノ價三十兩ノ意ナリ
一、寸尺ハ凡テ支那木尺ニ依ル木尺一尺ハ我約一尺五分ナリ

▼流下木材數

年度	筏數	材種別數量 角材	材種別數量 丸材	材種別數量 計
明治四十三年	三、五八〇	六九二、一九四連	一六二、五〇八連 電柱 七、七六五本	八五四、七〇二連 電柱 七、七六五本
同　四十四年	三、八九五	八三五、一五五	一四九、四四九 電柱 七〇六	九八四、六〇五 電柱 七〇六
大正元年	三、一三九	七四二、〇八〇	二一四、二〇四	八五六、二八五
同　二年	一、六七四	四三四、八〇九	一二三、九一六	五五八、七二五
同　三年	六、二六六	一、五〇六、〇〇四	二一九、九四五	一、七二五、九四九
同　四年	三、四四三	枕木 八四六、六二五丁	二一六、一五三 電柱 二三、六二七	一、〇六二、七七七 枕木 八、九二八 電柱 二三、六二七
同　五年	四、七三九	一、一二七、七五八	五三〇、四三六 電柱 七、三二六	一、六五五、一九四 電柱 七、二二七

備考　本表ノ年度ハ毎年十一月ニ起リ翌年十月末日ニ終ルモノナリ

撫順炭坑の造林　撫順炭坑にては炭坑用の坑木供給地たる安奉沿線が年々伐採され四五年の間には必らずや供給難となり、勢ひ他方面より供給を仰がざるべからざるを察知し、同炭坑にては十年計畫を以つて造林をなし差當り適當の箇所を得ざるを以つて炭坑用地內及び附近土人所有地に於て植林すべく決定し、大正六

年より之れに著手し既に百萬本以上を移植したるが大正七年よりは一定の補助金を給與して土人に造林組合を組織せしめ其の所有地若しくは公有地にして耕作に使用せざる土地を選定して造林せしむることとせり。

滿鐵の造林　滿鐵會社にては沿線各地に於て植林をなさんがため豫て主要地に苗圃を設立し附屬地内に於て之れを分配移植せしめつつありしが大正五年度より更らに一歩を進めて安東縣鎭江山に約八十町歩、蓋平附屬地山嶽に約五十町歩の造林區域を設け約三箇年の繼續事業として松、落葉松其の他二三を移植して造林せり。

滿鐵の森林調査　滿鐵にては社員を派して滿洲に於ける森林調査をなしつつあるが今其の一二を記せば大正五年には東北大學教授宮井農學士に囑託し同年十二月一日より約六十五日間の豫定にて興京方面の森林調査をなし大正六年には東北大學教授林學博士小出房吉を囑託し、一班を三十名とし數班に分ちたる調査隊を以つて吉林省及び黑龍江省に於ける森林地帶を詳細に調査せしめたり。

安東製材狀態　安東に於ける機械挽製材業は全部邦人の經營に係かるものに

して尙ほ邦人及び支那人にして手挽製材に從事する向も少なからざるが何れも地方的の小需要を充たすにすぎざるなり。每年鴨綠江を流下して安東に到著する木材は百萬尺材(價格三百萬圓)內外にして其の中、製材のため消費さるるものは約三割とす。從來は建築用向きの製材多かりしも近時製箱用材の製作、頓に增加し建築用四、製箱用六の割合を保ち、箱類の種類は豆油箱、石油箱、卷烟草箱、卵箱、蠟燭箱、魚箱、高野豆腐箱等なり、今、安東に於ける製材商及び木材商其の他を擧ぐれば左の如し。

安東材木商組合、安東木業組合(支那人團體)、宮下合名會社出張所(木材商)、合名會社鴨綠江製材無限公司、株式會社山下製材所、合名會社石崎商店(木材商)、荒川洋行(木材商)、採公箋(小林多吉、木材商)、

就中、鴨綠江製材無限公司に就て以下少しく說く所あらんとす。

鴨綠江製材無限公司　安東縣六道溝に在り大倉喜八郞と採木公司との等分出資になる共同經營にして資本總額五十萬圓なり、六道溝は安東驛より約十町、鴨綠江の右岸に沿ふを以て水陸の運輸最も至便なり、其の面積は二萬一千三十坪餘に

出木材は構内の引込線に積卸場の設置ある故に迅速に多量の積出しをなし得る氣候の乾濕に拘らず伸縮又は變色腐朽の憂ひなく完全無缺のものにして、殊に輸數を有し、其の製材せられたる木材類は蒸汽及び暖爐裝置を以て乾燥せるが故に下の職工として日本人三十五人、支那人三百二十五人支那人定夫六百八十名の多萬箇の製材力を有し、晝夜連續して作業するときは之れに倍加する能力を有し、目は第一第二の工場に於て約十五萬尺締及び製函工場は石油箱標準として約百五クライン捲揚裝置にして各一日に一千尺締餘の木材の陸揚げをなし、其の製材力動日立機械十三臺を有し、貯水池より木材の陸揚げは蒸汽力を行ひ米國式のインに六呎帶鋸機械外三十二臺、製函工場は製函丸鋸機械三十一臺附屬工場は帶鋸自ワット六の汽機直結直流發電機を用ひ、各工場に使用する諸機械の數は製材工場種の函材及び小割材を挽く二工場を有し、原動力は電氣にして米國製三十三キロ坪あり。其の工場の如き第一第二工場は鋸機械工場と其の他製函工場として各場、倉庫、各種の附屬建物及び社宅を合すれば四十三棟にして建坪二千九百三十八して其の他、貯水池及び貯木所二萬六千餘坪を有し、事務所、製材工場、製函工場、乾燥

を以つて顧客は積出の費用を省き且つ貨物の損傷なく最も至便なり。其販路の如きは鴨綠江原木及び製材は滿洲方面は安奉沿線各地を始め奉天より北は長春まで南は大連、旅順、營口に至り、支那方面は天津、龍口、芝罘、靑島、上海等に及び、朝鮮方面は新義州より釜山に至る鐵道及び支線沿道の地に悉く之れが供給をなし、日本及び海外にも新販路を開拓しつつあり。殊に製函の種類は豆油函、石油函、捲煙草函、鷄卵函、蠟燭函、魚函、燐寸函、石鹼函、淸涼飮料水サイダ函類、果實函、素麵函、高野豆腐函等の需要の增加は殆んど底止する所を知らざる狀態にして、就中、豆油函は大正六年の八箇月の契約高は數萬箇以上に達したりといふ。

奉天の木材商況　城外にては東城を距る約八里の渾河右岸に木廠八家あり卸賣するものと卸小賣するものとありて城外東關木廠の名稱左の如し。

亨通湧、德泉湧、世元隆、廣吉西、廣吉慶、福昇懋、德慶源、雲昇東。

城內にては鼓樓後街及び北門外各々木商數軒乃至十數軒あり其の木材は悉く東關の木廠より購入して小賣をなし、或は器具を製して販賣するものなり、今其等の木行の名稱を擧ぐれば左の如し。

福德仁、鎭興德、廣生合、永合、豐記、廣盛、義生合、順興永、仁和、四龍、元成永、(其餘は略す)尚ほ日本人の木材商としては附屬地なる鐵路大街に三井木廠あり、附屬地驛構内に牟婁木局(中川淺吉)あり。木材は毎年渾河の上流興京縣の産する所のものを輸入し、其の一年の輸入額約二千四五百排にして多きも三千排に出でず、其の種類は紅松方材最も多く杉松之れに次ぎ楊木、楸木、椵木之れに次ぎ各種雜木に至りては其の數甚だ少なし。木材の平均市價を記さんに左の如し。

紅松	長八尺	方一寸	五分
杉松	同	同	三分五厘
楸木	同	同	七分
椵木	同	同	六分

其の餘の各種雜木は毎年輸入の多寡によりて市價一定せず。其の販賣額は奉天に於ては約一千五百排内外にして各地の販路は尙ほ廣からず北は僅かに法庫門に至り西は僅かに錦州にすぎずして販賣年額共に一千排左右なり。

附記

天津の木材商況　天津の木材市場はもと下郭庄及び西沽にありしが近來は運

河の兩岸皆内外木商屯集の地となれり、其の木材商は百餘を下らざれども小賣商多し、今その運河兩岸の大卸商たる支那商を擧ぐれば左の如し。

泰和生、源發、謙記、永發順、利成、德和、同益與、德與、天順和、利盛、文元祥恒、孚與成、天與永、德東永。

其の輸入の木材に本國材と外國材との區分あり、又、本國材を北方材と南方材と區別し、外國材を米國材と日本材とに區別せり。本國材の北方材は僅かに鴨綠江、大東溝所產の木材を海路輸送し來るのみ、其の他、興京等の地方所產は輸送不便なるがため輸入なし、其の大東溝木材の輸入さるる種類は紅松最も多く白松(杉木)之れに次ぐ其の他、樟木、楠木、柏木等は其の數甚だ少なし。米國材は Oreegan Pire の一種にして皆機械製の方材及び板材なり、其の質佳良にして長大なり故に輸入額歐洲戰前甚だ多かりしなり。日本材は北海道產の椴松、蝦夷松、楢、桂等にして多く鐵道の枕木の用に供す。其の平均市價卽ち支那本國產の南北兩材につき支那官吏の調査發表したるものを擧ぐれば左の如し。

(一)大東溝材

紅松	長八尺	方一寸	四分四五
白松	同	同	三分餘
楸木	同	同	五分
楡木	同	同	二分四五

(二)南方材

柾木	長一丈二尺	直徑五六寸	約七八角
同	長一丈六尺	同七八寸	約一八元
樟	百斤	同一七尺	三元三四四
		三元四五角	三元四五角

販路は北京に輸出（ゆしゅつ）するもの最も多く其の他、保定、正定等の各地に發賣（はつばい）せらる

鴨綠材の輸出先　鴨綠材の輸出先につき累年比較表（るゐねんひかくへう）を擧ぐれば左の如し。

輸出先	明治四十四年度 原木	明治四十四年度 製材	大正元年度 原木	大正元年度 製材	二年度 原木	二年度 製材	三年度 原木	三年度 製材	四年度 原木	四年度 製材	五年(上半期) 原木	五年(上半期) 製木
天津	四〇〇	—	二六〇	—	一五〇	—	二八一	?	二六四	—	三五	二
山東諸港	二五〇	—	一六〇	—	一四〇	—	四二六	—	二〇五 二〇三	—	三〇〇	八
營口	三〇	—	二〇	—	二三	—	二	—	三	—	三	三
錦州	三一	—	二〇	—	一〇	—	三	—	二	—	六	—
大連、旅順	四〇	—	三〇	—	一〇	—	一七	—	一〇	一三	五九	四三
奉天	五	—	三一	—	一〇	—	六	—	二	九	二四	九
上海	八	—	三	—	三	—	六	—	二	—	一五	二
安東	一〇〇	一三	四〇	一五	一八〇	三	四四一	—	四三一	二	四八六	一

其他ノ滿洲各地	二三七	二一	一三〇	三三	八四	五一	八	—	二五	三六	四〇四	三〇
朝鮮	一〇〇	三七	一二〇	五〇	一三	六三	二七	—	九	一八八	九六	七三
計	一、一〇〇	七〇	九二四	九八	七三二	一二六	一、四八	—	一、〇〇〇 内輸出九〇 不明三八	一八八	一、九〇七	一九〇

備考　製材ハ總テ安東ニ於ケル原木ヨリ製材シタルモノニシテ他ヨリ原木ヲ供給シタルモノニアラス又仕向先ニ安東トアルハ同地ニ於テ消費又ハ製材スルモノナリ

三、吉林省の森林

吉林省の森林は支那全國に於て屈指の大森林地帶にして全省の大半は森林鬱葱の地域たるなり、殊に松花江の上流なる謂ゆる八大溝の地は古來有名なる出材地にして夾皮溝の森林に連り概算面積七十萬町歩あり、圖們江上流の森林は大約十萬町歩、又、拉林河上流なる小白山脈の森林面積は遠く綏芬河上流に連り、其の概算面積は約五十萬町歩に達すべし、其の他、三姓より密山に亙れる一帶の森林面積は延長百二十里あり、此面積約百萬町歩と註せらる。其の蓄材積に關しては固より統計の據るべきものなしと雖も大約左の如く推斷さるると云ふ。

建築材　一九五、六〇〇千バ〆　　薪材　五九一、二〇〇千貫

又、吉林省の森林を大別すれば長白山森林、小白山森林、錫赫特阿嶺森林、納巴哈達

森林に大別するを得べし、又別に之れを綏芬河森林、牡丹江森林、圖們江森林、拉林河森林、松花江森林と區別するを得べし、以下之の區別により少しく說く所あらん。

松花江上流森林　吉林省吉林縣の以南なる松花江上流の森林は一部は吉林哈達に、一部は長白山本脈に連なれり、就中、二道溝の沿岸に屬する娘々庫の林產地を以つて有名なるものとす、娘々庫は樹林鬱葱として繁茂し、樹種は柞五、赤柏松三、椵椵各一の比例にして雜樹之れに混生せり、松樹の大なるものは周圍六七尺、高さ十餘丈のものあれども概して周圍三四尺、高さ八九丈とす、松花江の左岸なる那爾轟森林には松、椵、柞等にして其の大なるものは周圍四尺餘、高さ八九丈あり、頭道江流域も亦松、楸、楡、樺等の樹木多く、して松は主として木材として出で、其の大なるものは周圍四尺高さ六七丈に達するものあり、其の他は多く薪材に供用せらる、松花江右岸の穆琴河は東西南の三面相連りて密林より成る樹種は松樹最も多く椵之れに次ぎ柞、楸等次第す、其の松の最も大なるものは周圍七八尺にして高さ二十餘丈に達す、萬里河、二道溝等又林產地にして二道溝は南北谿谷間に介在し、兩岸共に半里林ならずして達すべし、其の附近一帶は比較的大木に乏しきも松椵に富み椵、柞

之れに次ぐ、周圍二尺より三尺位にして高さ五六丈とす、其の地勢は鴨綠江と松花江との分水地點にあるを以つて北よりするものは松花江に入り、南よりするものは鴨綠江に入る、又、輝發河に屬する寛街、輝發、十道河子等に林產地あり、寛街の南四里餘には松樹四分、樺、椵、柞等六分にして松の最も大なるものは周圍五尺、高さ八九丈に達し其の餘は概して周圍二三尺高さ五六丈とす、輝發は東南一里餘の地が密林にして松、樺、楡楊、柞、椵等最も多く其の大なるものは周圍四尺高さ七八丈あり、十道河子附近殊に南一里餘、色力河の沿岸なる森林は杉松最も多く柞、椵、樺、楸之れに混せり。要するに以上各地の森林は二道溝のものを除きては總て河流を利用して吉林に運至さるるなり。

圖們江森林　老爺嶺より琿春河及び嘎雅河、圖們江等の支流上流一帶に連亙せる山嶽には廣大なる森林地帶にして到底目透しを付くべくもあらざるなり、之れを鴨綠江上流の森林地帶に比すれば大なる優劣はなかるべしといふまでなり、左れど琿春より九里を隔てたる三道溝附近より二十五里を隔つる三岔口以北に至る琿春河沿岸及び其の支流に於ける森林は地の利、木材運至に便なりしため此地

方は殆んど伐採し盡され一里以上の山地に入らざれば樹木を見る能はざるなり、之れに反して琿春の西北方に當れる老爺嶺山脈には樹木鬱葱せり而して琿春河流域の山嶽は勾配緩なるより其の木材を運至するには甚だしき困難を感ぜざるものの如し、琿春河上流に於ける森林地帶より産出する樹木は鴨綠江沿岸のものと殆んど同一種類にして其の主要なる木材は紅松(五葉松)杉松(バラモミ)黄花松(カラ松)等にして琿春材として市場に提供さるるも楊樹(ドロヤナギ)、胡桃楸(クルミ)楚楡(ヲノヲレカンバ)楡樹(ニレ)柞木(ナラ)主として地方に需要に供せらるるものの如し、又、嘎雅河沿岸及び其の上流地方に於ける森林は更らに有望にして河流亦水量に富み其の搬出に就ても琿春河に比し便利なれども此方面に於ける詳細なる事情は分明ならざるなり。

綏芬河森林　穆克特亭山系中なる綏芬を中心として西方十四里、南方十餘里内外の地には森林密生せり殊に南山に於ては其の西方に延長せる林相は殆んど目透しが付かざるなり、是れ即ち二道溝森林にして更らに之れが餘系は延いて西走し老黑山密林を形作り東西四里餘南北三十餘里に連亙せり、又、綏芬を中心として

北十里餘に柞樹林あり繁茂せり、其の老黑山の森林は松、樺最も多く柞之れに次ぎ其の他、楡椵等少なからず、其の大なるものは周圍三尺餘にして高さ五六丈あり、二道溝の森林は松、柞、楊最も多くして椵之れに次ぎ椵は周圍二尺、高三四丈にして松の大なるものは周圍三四尺、高さ五六丈に達すとなり。

拉林河森林　小白山の西側四合川は林產地たり四合川は拉林河の上流に在り東に無名の樹林を控へ東北一里半にして大國盔の山林あり、西は四方頂子の官林に接し、北は二國盔及び三國盔の大森林相連亙せり、此等の森林は松樹に富み樺、椴之れに次げるが喬木概して少なく周圍三四尺、高さ二、三丈のもの多しといふ。

牡丹江森林　牡丹江流域の森林と稱するは小白山、穆克特亨山及び完達山脈を掠めて南、敦化縣より北、三姓に至る地域の森林を稱す、林地は主として甯古塔以北に在りて南方の上流地方には著しきものあるを聽かざるなり、甯古塔を隔つる東六里、南十里餘、西十五里には松林に富み其の大なるものは周圍七尺餘、高さ二十丈に達す、敦化縣、額木縣附近は柞、樺、黃栢等最も多く高さ三丈乃至五丈のものあり、鐵嶺河以北牡丹江に沿うて三姓に至る兩岸には樹木鬱葱として延長百二十餘里あ

り、其の二三里の間は全く天日を見るを得ざるなり、其の大なるものは周圍七八尺高さ二十餘丈に達すれども概して四五尺、十丈内外のものにして樹種は松、樺、柞等多し。其の搬出さるる地方は毎度江を下りて三姓より哈爾賓及び露領ハバロスク地方にして其の額頗る多し。

各縣の集散狀況

(一)吉林縣　に集散する木材は松花江上流各地の大森林より採伐されしものにして其の採伐は何れも冬期にして其の採伐すべき適當の地を定むるため概ね九月頃入山し小家を建て路を開き結氷期の至るを俟ちて作業を開始するなり、其の採伐されし木材は橇にて河岸に出し筏に組立て四月中旬解氷するに至り之れを水路にて運至し五月末、六月初旬より八月初旬に至るまで吉林に輸入さるるなり、此等吉林材の特長は木材の長きにあるなり、卽ち長さ二丈五尺あり木材の兩端は筏組立の際穴を穿てり、吉林にて陸揚げして賣却するものに對しては同地の慣習として其の一端九寸以上一尺五寸を切り取るを常とす故に其の長さ二丈四尺となるなり、又、松材は赤松、落葉松、杉松等にして長さ三丈二尺乃至四丈三尺あり直徑

一尺五寸以下のもの多く一幅は普通十八本を以つて一列とす、其の小なるものに至りては筏の上積みとす。吉林に於ける木挽は其の大部分は冬期の伐採期に山中にあり、夏期に至り流筏の際共に來りて木挽をなし、秋季となれば又、上流森林地帶に至るなり。枕木にする用材は胡桃樹、黃破木、楡樹、柞木、柚木にして枕木の挽賃は一本一吊六百文なり。吉林に陸揚げせし木材は挽材とし又は丸太のまま多くは鐵道によりて長春に輸送し更に同地より南滿地方に輸送さるるも、奉天以南は鴨綠材と敵せざるを以つて輸送されざるなり。今、松花江により吉林に流下する木材の數量を推定するに大約一箇年二十萬尺〆と見て大差なかるべく、其の木材の種類及び數量の一箇年平均は大約左の如くなるべしといふ。

材種	末口	長	數	量	積數
大過梁	一・七—二・三（尺寸）	二五尺	大正三年	一五、〇〇〇本	八四〇、〇〇〇立方尺
			同四年	四、〇〇〇	
			同五年	一七、三六〇	
二過梁	一・三—一・七	二五	同三年	一五、〇〇〇	四六二、〇〇〇
			同四年	八、〇〇〇	
			同五年	二三、二〇〇	
長條	八—一・三	二五	同三年	二五、〇〇〇	…
			同四年	五、〇〇〇	
			同五年	二〇、〇〇〇	

攷木	二•二一二•八	一五	同三年	七、〇〇〇
			同四年	三、〇〇〇
檀子	四一九	二五	同三年	二〇〇、〇〇〇
			同四年	一〇〇、〇〇〇

備考　大正五年分ハ攷木檀子ヲ合セテ二一〇、九〇〇トス

(A)過梁　とは筏に附する名稱に用ひらる之れに組立てたる材木は一定せざるも概して直徑一尺六寸以上長さ二丈五尺以上三丈五尺までとし一幅は十五本を以つて一列とす筏の長さは一定せざれども一列を一節と稱し三節のものを以つて一箇頭子といふ。

(B)二呼頭　組立てたる木材の種類は一定せざれども直徑一尺二寸以上一尺五寸のものにして長さは二丈五尺あり一幅は十八本を以つて一列とす、筏の長さ亦一定せず長きものにて三節四節に及ぶものあり。

(C)長條兒　組立方法等は他と異ならず木材又一定せず直徑九寸以上一尺二寸にして長さ二丈五尺あり、一幅は二十本を以つて一列となす。

(二)五常縣　森林所有別を記さんに國有一箇所にして私有十五個所あり、其の用材及び薪炭の產額大約左の如し。

品名	用材	薪炭類	品名	用材	薪炭類
松	六九、三〇〇元	二七、三〇〇斤	楊	二〇、〇〇〇元	五二、一〇〇斤
楡	三、八〇〇	一四、〇〇〇	柳	七、六〇〇	四、六〇〇
柞	七〇、一八〇	四三、九〇〇	其他	二七、六〇〇	四三、四〇〇

（三）阿城縣　當地は拉林河を隔つる遠く冬期採伐後採伐地たる三道河子、四道河子地方より約二百餘支里を陸路にて輸送さるるなり、其の樹種は柞、椴、松、楡、色木等にして松材を除くの外は堅木なし、其等木材の用途は柞は小なるもの薪炭用として大なるものは車輛製造其の他の木具製造に使用され、椴は薪炭用及び農具其の他、車輛材料とされ、楡、色木は車輛製造及び木器類製造材料となる。當地に輸入さるる木材は當地方の需要のみにして當地より再輸出するものなし、又、一面坡より鐵道によりて輸入さるるもの極めて少なく、挽材として入るもの殆んど之れなく丸太のまま輸入さる、大正五年八月上旬の當地相場を記さんに左の如し。

柞木丸太	末口直徑六寸	長六尺	價格一本	四吊
松木挽材	厚一寸、幅一尺二寸	同七尺五寸（重量十斤）	價格一枚	四吊半
黃色木丸太	末口直徑一尺二寸	同一丈二尺	價格一本	四十吊
色木割木	—	同五尺（重量百本にて七百斤）	價格百本	五十吊

（四）雙城縣　拉林河によりて夏季流筏にて當地又は南方五十支里の江岸に輸入さるるが其の流筏里程は何れも五常縣下二道河子、四道河子より約二百五十支里あり、當地より更らに哈爾賓に入るものあり、一部鐵道にて一面坡より輸入さるるものあるも其の數量たるや極めて少なし。

（五）扶餘縣　本縣には森林なく其の林産地に最も近きものすら松花江上流なる吉林縣城附近、松林河上流嫩江上流即ち墨爾根附近、伯都納より約四四露里の大興安嶺東部傾斜面及び東清鐵道東部線沿線等なりとす、左れど伯都納は無林地帶の中央にありとはいへ舟楫、浮流の便を有する松花江沿岸にあるを以つて自然的に木材商業の中心地點となりたるなり、從つて伯都納は自己の需要する木材の供給を受くるのみならず、水陸兩路より大賚縣、齊々哈爾、洮南縣、洮安縣、開通縣、安廣縣、鎭東縣、農安縣、長嶺縣、肇東縣、肇州縣に輸送する中繼地たり、其の伯都納に浮流し來る木材は吉林の上流十五露里なる阿什哈達よりするものにして、阿什哈達埠頭には更らに上流及び支流より木材集合し來るものとす、毎年伯都納に來る筏數は約二百五十排にして卽ち左の如し。

梁　　八千乃至一萬本　　丸　太　　三萬乃至四萬本
棒(各種の大さ)　十五萬乃至二十萬本　　小形材　　多　數

其の他、戎克船にて輸入さるるものあり、又、冬期に至れば荷馬車により吉林及び阿什哈達より供給さるるなり、伯都納に於て加工せられたる木材は全部舊慣により同一寸法に切斷せられ、同地方の需要に充てられ建築用及び指物の料に供せらる、其の鋸屑は又燃料とさるるなり。

(六)同賓縣　本縣に於て露人及び東清鐵道の經營に係かるものは其の森林面積五、四九四平方露里ありて、東清鐵道租借地總面積一六、四八二平方露里の三分の一に當れり、其の租借地左の如し。

一、スキデリスキー經營　　二、〇〇〇平方露里
　フンフーズスキー、ノーウキ、烏吉密河驛附近
二、同上(一面坡附近)　　二三〇平方露里
三、ボンダレンコ經營　　一四四平方露里
　一面坡驛附近

四、スキデリスキー經營　一、〇〇〇平方露里
　サモフワローウオ驛附近
五、ドウイノフスキー、コワリスキー經營
　ヤーブロニヤ驛附近　六〇〇平方露里
六、ブランク經營　四〇〇平方露里
　ヤーブロニヤ驛附近
七、東清鐵道經營　八二〇平方露里
　ヤーブロニヤ、高嶺子驛附近
八、フリード經營　三〇〇平方露里
　石頭河子驛附近
合　計　五、四九四平方露里

備考　此等の面積の僅少部分は雙城驛に屬す

前記の表は大正五年七月東清鐵道廳の發表する所に係かるが表中コワリスキーの經營六〇〇平方露里はコワリスキーが言ふ所によれば約二千八百平方露里

ありといふ蓋し支那官憲より租借したる面積と實測との差異と見るべきか、又以上の森租借地にして製材所を有するもの及び支線と輕便鐵道とを有するもの左の如し。

葦沙河驛　二製材所(スキデリスキー)
ヤーブロニヤ驛支線　二製材所(ドゥイーフスキー及びコワリスキー)
石頭河子驛　一製材所(フリード)
フリードの支線には尚、テルペンチン製造所あり。

フンフーズスキー驛支線　總延長　一八露里四〇〇サージェン
一面坡驛　一七露里一六サージェン
葦沙河驛　四七露里二四七サージェン
ヤーブロニヤ驛　三二露里四〇九サージェン
石頭子驛(フリード)　三〇露里一七サージェン

輕便鐵道は採伐地及工事上の關係により其の線路移動するを以つて其の延長を決定し難し。

コワリスキーの租借森林に就ては關東都督府の技師磯田信之助氏が實地踏査したるが其の調査したるものにより同賓縣の森林情態の全斑を推知さるるものあるべきを信じ、今其の調査發表したるものを左に掲げて一般に紹介することとせり。

▲コハルスキー氏の借區内の森林

第一、面積并に地況　該借地は別紙地圖(地圖略)に示せる如く小白山々脈の北方に延びたる支脈の一部にして、マエン河の支流太亮子河を中心とし、東は牡丹江流域との分水嶺を界とし、西はマエン河流域の開墾地に達し、南は東清鐵道線に至り、北は松花江沿岸の開墾地に連り、同賓縣の約半を占め、總面積約參拾貳萬町歩に達す、地質は殆と全部花崗岩なれども地勢一般に急峻ならず、土壤は概して砂質壤土なり、卽ち平坦地は花崗岩の分解せる細砂層の上に一尺前後の黑色腐朽土層を有し、山地は五六寸より七八寸位の朽土を有す、從て地味肥沃にして樹木の生長甚だ佳良なり、又、開墾地に於ける麻、煙草、包米、粟、高粱、其他蔬菜類の生長の優良なるに見

るも地力の大なるを推知するに足る。

第二、林況　何れの地も針濶各樹種の混淆林にして、河の堤防地には柳、白楊、榀、赤楊等あれども、此等は其量甚だ少きのみならず、用材に適せるものなし、又稀に唐檜、落葉松を見るも何れも細小なるもののみならず、其量甚だ少し、平坦地の多くは朝鮮五葉松、榀、鹽地、胡桃、楓類、赤楊、白樺、楡等の混淆林にして、其用材幷に薪材に適せるものは擇伐せられ今日にては立枯木及細小なるもの幷に樹形不良なるもの、或は腐朽を有せる木を餘せるに過ぎずして、今日の利用狀態にては殆ど無價値のもののみなれども、木材乾溜或は製炭の資材としては利用することを得、又各處々に白樺多きを以て、白樺油の製造資材は甚だ豐富なり。

山地の大部分は未だ伐木に著手せざるものにして、主林木は朝鮮五葉松、鹽地、榀の三種にして、胡桃、黃蘗等の有用樹種を混生す、其他楡楓類、榆等を見るも、楡の多くは細小なるものにあらざれば腐朽の多きものにして利用上の價値あるもの少く、楓類、榆は細小にして用材に供し得べきものなし、朝鮮五葉松(紅松、ケードル)は槪して材質佳良なるものにして大なるは目通直徑四尺、樹高貳拾間、枝下八九間のもの

あり、多くは目通り直徑貳尺四五寸、樹高拾五六間、枝下六七間のものあり、只數回の山火事の爲め老大なるものは立枯となるもの多きは甚遺憾とす。鹽地は樹形材質共に優良なるもの多く、目通直徑壹尺四五寸より貳尺四五寸に達し、枝下六七間のもの多し、楊は老大に失し腐朽せるもの多きも材質の佳良なるもの亦少からず。要するに蓄積の豐富なると材質の佳良なるとは東清鐵道沿線に於ける森林中他に比すべきものなかるべし。

第三、搬出の關係　山地は一般に傾斜緩なるを以て、河邊或は鐵道引込線迄、橇出しは容易なり、又、太亮子河及其支流は水量割合に多く流倒木の整理を行ふ時は、本流にありては三十二露里より上流日本里數六七里間は平水にて水深貳尺前後を保ち、且水路に難所無きを以て管流を行ふこと容易にして、三十二露里より下流は小筏に組みて流すことを得、又支流イマ河は增水期を利用して、太亮子河の落ち合ふ迄管流を行ひ、同地點にて筏に組みて、南天門に出すことを得、故に同借區内の林地は鐵道引込線及太亮子河によりて東清鐵道線、若くは松花江に出材すること甚だ容易なり。

第四、利用見込の造材積見込　は左の如し

朝鮮五葉松（支名紅松、露名ケードル）（目通直徑壹尺五寸以上四尺以下）丸太　約壹千九百八拾萬石

（壹億九千八百萬立方尺）

鹽地　（目通直徑壹尺參寸以上貳尺五寸以下）丸太約四百八拾四萬石

（四千八百四拾萬立方尺）

榀　（目通直徑壹尺參寸以上參尺以下）丸太約四百、四拾萬石

（四千四百六拾萬立方尺）

其他薪材（丸太させる松、鹽地其他の硬木類白樺等）　約百七拾九萬露坪

（約六百萬棚）

前記の如く蓄積の豐富なることは東清鐵道沿線にありては其比を見ず、是れ同借區從來交通不便なりし爲め亂伐開墾に著手することの他に後れたる爲めなりと見ることを得べし、而して前記の材積は左の如くにして算出せるものなり。

（イ）林相に依る見込面積區分

a、除地（開墾地、疎立木地當分利用不可能地等）　拾六萬參千町歩（約全面積に對する五割）

b、三級林（優等なる紅松のみて擇伐せる跡地にして薪材の豊富なる林地） 六萬五千貳百町歩（約同二割）

c、二級林（未だ斧の入らざる林にして一級林地に比し紅松の少き針濶混淆林） 四萬八千九百町歩（約同壹割五分）

d、一級林（紅松・其他濶葉樹の混淆林にして林相の最美なるもの） 四萬八千九百町歩（約同壹割五分）

（ロ）主要樹種別占領面積見込

	朝鮮松（ケードル 紅松）	鹽地（ヤーセン 水曲柳）	楊（リーバ 椴木）	其他利用上價値少き雜木及無立木地
一級林	壹萬九千五百六拾町歩（四割）	七千三百三十五町歩（一割五分）	四千八百九拾町歩（一割）	壹萬七千百拾五町歩（三割五分）
二級林	壹萬貳千貳百貳拾五町歩（二割五分）	八千八百貳町歩（一割五分）	九千七百八拾町歩（二割）	壹萬八千九拾參町歩（三割七分）

（ハ）林級別用材利用材積見込

	松丸太	鹽地丸太	楊丸太
一級林	千參百六拾九萬石（占領面積一町歩當り七百石）	貳百貳拾萬石（占領面積一町歩當り參百石）	百四拾六萬七千石（占領面積一町歩當り參百石）
二級林	六百拾壹萬石（占領面積一町歩當り五百石）	貳百六拾四萬石（同 參百石）	貳百九拾參萬四千石（同 參百石）
計	壹千九百八拾萬石	四百八拾四萬石	四百四拾萬壹千石

其他黄蘗、胡桃等の有用木あるも少量なるを以て算入せず又楓類楡、白楊類、赤楊等の混生せるものあるも何れも少量なると同質不良のものなるを以て算入せず。

(三)林級別薪材利用材積見込

二級林　四拾八萬九千露坪(一町歩に付十一露坪)(一露坪は七尺立方なり)。

三級林　百參拾萬四千露坪(一町歩に付二十露坪)

計　百七拾九萬參千露坪

一級林内にも薪材となるべきものあるも搬出比較的不便なるを以て當分利用の見込なきものと見て算入せず。

第五、伐木狀況と施設　現在の伐木狀況並に施設左の如し。

(イ)鐵道引込線

別紙圖面(圖面略)に示せる如くヤブロニア驛より三十二露里の鐵道引込線を有す此線路は東淸鐵道會社にて布設せるものにして、線路の修理はコハルスキー氏の費用にして行ふものとす、而て列車を引込線内に入れるときは距離の如何に拘はらず汽罐車壹臺一日に付使用料として四拾留を東淸鐵道會社に納むるものとす、目下は戰時輸送の爲め汽罐車並に貨車の缺乏の爲め一日二列車宛を引き入れつつあるに過ぎず、而して此二列車も東淸鐵道の薪材を

積込むものにして他方面に輸送する一般木材を積込むものは、一日五車乃至十車にして多くは六七車宛に過ぎず、されども平時に於ては汽罐車荷車共に潤澤なるを以て輸送力の小なるに苦しむことなし、又三十一露里の地點より分岐して大亮子河の左岸に沿ひて約十露里間の鐵道布設の工事中にて此分岐線は工事費用はコハルスキー氏の負擔にて是に要する軌條は東清鐵道會社より借り入れ其使用料は軌條一布度に付一箇年五哥の使用料を支拂ふものとす。

(ロ) 製材工場

三十二露里に蒸氣力製材場あり馬力數は約二十馬力にして、中形框縦鋸貳臺中形丸鋸壹臺、小形丸鋸壹臺を有し目下の作業は長さ貳拾四尺以上參拾尺直徑壹尺五六寸以上貳尺四五寸の丸太を資材として、其中心にて壹尺貳參寸の角材を取り其周邊材は薄板及小牧板を取るものにして一日に資材五六拾本を製材しつつあり又南天門の松花江岸卽ちマエン河の松花江との合流點に約貳拾馬力の蒸汽製材所(框鋸貳、丸鋸貳)あるも目下工場を閉鎖して休業中なり。

(ハ)現在の伐木區域並に伐木方法

目下は大亮子河の下流方面並に其支流イマ河流域の伐木は中止し專ら鐵道引込線を利用して該線路の左右及三十二露里の製材所を中心として、日本里數貳、參里間に於て伐木を行ひつゝあり先づ第一に朝鮮松の優等なるもののみを擇伐して長さ貳拾壹尺乃至參拾尺の丸太として製材所構內の貯木場に搬出し之を註文に應じて、壹尺貳參寸の角材、或は板類に製材す松の擇伐跡地は鹽地、楡、黃蘗、胡桃、楓類等の硬木並に白樺及伐り殘りの松を漸次薪材として伐採し鐵道線路附近に搬出す搬出には專ら冬期結氷期を利用して馬橇を用ふ、水路の利用は太亮子河の本流三十二露里に留場を設け、其上流日本里數貳里餘の間を本年より試驗的に管流を行へるに過ぎず。

伐木搬出は專ら下請負人に請負はしめ、丸太材、薪材共に凡て製材所若くは鐵道線路傍に搬出したる上にて受入れることとせり、伐木期間は九月中旬より翌年三、四月頃迄にて凡て結氷期間に搬出す、只薪材の一部は各方面に點々開墾し從事せる半農民の農閑を利用して夏期に伐木するものあり。

今回の視察中に於ては薪材伐り出しの契約成立せる組は續々伐木器具を携帶して入山する者を見たるも松丸太の方は未だ伐り出し賃金の契約成立せず、從て松丸太を伐り出す組は入山の運びに至らざりき。

搬出用の馬橇は多く大亮子河並にマエン河の下流地方卽ち中和鎭附近並に南天門附近より集るものにして、冬期參四千臺を集むることは容易なりと云ふ、伐木夫は同く中和鎭附近或は南天門附近より集るもの或は東淸鐵道沿線各地より集るもの多く時には山東省よりの出稼苦力亦少なからず製材場に使用せる苦力並に貨車の積込苦力の多數は山東省よりの出稼苦力なり。

第六、伐木搬出費 に付て以下之れを說かん。

現在の伐木契約は左の如し。

(一)松丸太　直徑壹尺五寸より貳尺五寸位のもの長さ貳拾壹にて三十二露里製材所に搬出して壹本に付三留七十哥(但し一本は平均四十立方尺)

(二)薪材　長さ七尺のものを三つに切り大割りせるもの卽ち貳尺參、四寸の長さにて徑五六寸に割りたるもの製材所附近若くは鐵道引込線路傍に搬出

して壹露坪(層積七尺立方)に付八留七十五哥。即ち層積參百四拾參立方尺に付八留七十五哥。

又製材所に於ける製材人夫賃は如何なる材を問はず資材丸太壹本に付平均參拾五哥とす。

第七、積込費及積込力は左の如し。

丸太材　壹車(拾八噸車)　五留五拾哥　同(貳拾貳人壹組にて普通一日參車を積込む)

角材　同(同　)　同

板材　同(同　)　參留五拾哥　拾人壹組にて貳車乃至參車

薪　同(拾八噸積み專用にて薪)　壹留四拾五哥　貳人にて壹日壹車の割

第八、積載量は左の如し。

板材は　壹車約壹千立方尺

角材は　同　壹千立方尺以上壹千貳、參百立方尺(二三尺角三十尺もの二十四本積さす)

薪材は　同　約參露坪半(層積壹千貳百立方尺)

第九、賣買値段は左の如し。

三井物産會社と大正六年の契約は

第一回契約のもの

角　材（普通もの）製材所渡し　　壹立方尺に付　　貳拾五哥
板　材（四分五分六分取り混ぜ）　　同　　四拾哥

第二回契約のもの

角　材　製材所渡し　　壹立方尺に付　　參拾五哥
長角材（貳拾八尺以上參拾尺）　　同　　四拾哥
板　材（壹吋貳吋貳吋半取り混ぜ）　　同　　五拾哥

なり又大正五年歐洲ハンブルグ行きとして契約せる松の無節材にて厚さ貳吋乃至參吋の優等なる板材は製材所渡し壹立方尺九拾哥にて引渡せるものにして、目下船腹なき爲め買受人の手にて製材所附近に貯藏せり、又目下の相場は山渡し卽ち製材所附近若くは引込線路附近渡しにて。

板　類　　一立方尺　　七拾哥
角　材（普通もの）　　同　　四拾五哥
薪　材　　壹露坪　　拾五留
枕　木　　壹本（九尺もの）　　九拾哥

なりと云ふ而して從來は普通の年に於ては

角　材　　壹立方尺　　貳拾五哥

桜類	壹立方尺	參拾五哥

なりと云ふ。

第十、東淸鐵道納品は左の如し。

東淸鐵道會社への納品契約は向ふ五箇年間

薪材	壹箇年	貳萬露坪
枕木	同	拾壹萬本

の年期契約あり其他隨時に松角材、鹽地丸太等の小註文あり。

第十一、從業職員は左の如し。

ハルビン本店に支配人壹名あり、賣買契約其他主要なる事項に對する事務は主人の指揮を受け支配人手元にて處理す、三十二露里に山方係兼製材所主任として月給貳百五十留の露人壹人あり、製材所には機關方壹人(月七拾留と云ふ)あり、拾四露里に酒保及人夫に供給する物資の倉庫あり、此等の事務を擔當せるもの即ち用度係主任壹名(月百五拾留と云ふ)其下に事務員數名あり、ヤブロニア驛事務所に貨車の配給其他鐵道との交涉事務及山との連絡を保つ爲に月百留の事務員壹名あり、其他三十二露里に貳參名の下級職員あり、以上は直接主人に於て

使用せる職員にて何れも皆露人なり此等の露人は支那語に不熟練なる爲め支那人店員として通譯兩三名を使用す、製材所主任兼山方主任學識なく單に多年伐木事業に從事して經驗を積みたるものたるに過ぎず、爲めに留場の設備等は徒らに安全を期して不必要なる程度の設備なく又流送等の指揮方法の拙なるを見ても其一般を知るに足る其他の係員の知識程度は測り知るべし、又多數の支那人を使役し乍ら露人店員にて支那語に通せるもの無き結果通譯支那人の勢力は頗る大なるものにして此間幾多の弊害は自然に起るべきものと思はる。

第十二、馬賊除害策　東清鐵道用の木材並に薪材を監視する爲め、ヤブロニアより三十二露里間に露の守備兵約五拾名分駐せり何れも東清鐵道にて給料を支給するものとす、又製材所の守備及び山方作業の警戒の爲め支那兵貳拾名を店主にて雇ひ入れ一人月拾五留の給料を支拂ひつつあり、斯くして馬賊の警戒を行ふと共に有力なる馬賊團に對しては時々金物を供給し居るものの如し。

第十三、東清職員との關係　鐵道引込線工事の設計及施工監督或は東清鐵道會社に、納入する用材枕木、薪材等の受渡し並に積み取り其他會社の用務を帶びてヤ

プロニアより三十二露里に至る區間には絶へず鐵道會社員の往復あり、此等の會社員の宿泊及食事は一切コハルスキー氏の事務所にて引き受くるのみならず貨車の配給及納入品の檢査等に關係する會社員には夫れ夫れ相當の心付け手當を與へ居れり、就中貨車の配給を支配せる横道河子の驛長及びヤブロニア驛長には月々貳百留前後の心付けを出し居るものの如し、馬賊の買收費並に鐵道會社員に對する接待費其他の關係支那官憲に對する機密費は少なからざるものの如し。

第十四、將來の見込　前各項に其概況を述べたる如く、コハルスキー氏の借區は其面積の廣大なると其蓄積(有用なる立木)の豐富なることは東清鐵道沿線中第一と云ふべく、且つ東清鐵道よりの引込線並に大亮子河、松花江を利用して浦鹽斯德及ハルピン或は長春に出材すること容易なるを以て、今後に於ては所謂北滿材の市場を殆ど獨專的に左右することを得べし、蓋し從來北滿材木業者として勢力を有せしスキデルスキー、フリード其他の借區は何れも鐵道本線に沿へる地區或は牡丹江の流域其他烏吉密附近等何れも交通の便利なりし爲め、東清鐵道の布設以來急速力を以て伐採し、今日にては何れの借區も其蓄積の大部分は伐り盡し今や

原木の缺乏の爲め各地の製材工場は閉鎖せるもの多き狀態なり、唯南滿市場に於ては吉林材及鴨綠江材との競爭あるも、從來の木材市場の關係を見るに北滿材は奉天以南にては鴨綠江材とは價格に於て競爭することを得ず、唯長尺物に限り大連迄南下するものにて鴨綠江材の出材方法及船積關係の一變せざる以上は、此勢は今後も依然變ることと無かるべく又吉林材は材質の粗惡なるもの多く且製材の不完全なるあり加之、吉林官帖相場の變動の甚しきあり且一箇年間の出材數量も多からざるを以て奉天以北に需要する木材は鐵道枕木及棩丸太等特殊のものを除きて東淸鐵道沿線材即ち北滿材に對し不利の地位に立つ場合多きものと見る事を得べし、若し夫れハルビンを中心とせる地方の需要に應じ且つ浦鹽斯德より遠く歐洲若くは濠洲方面へ輸出するには最有利なる地位にあるものと云ふべし。

現在の粗放なる伐木製材の方法を以てして猶且つ賣渡し値段は伐木製材費に比し五割以上物に依りては殆んど倍の價格なるを見れば、今後外國に於ける販路の擴張を計り且つ製材所其他の設備を增設改良せば現在以上の收益を擧げ得るは容易の業なりと云ふべく、其販路の擴張亦敢て困難ならざるべし。

第十五、改良意見　將來の設備及び改良意見は左の如し。

一、三十二露里の製材所を擴張すること

一、大亮子河の整理を行ふこと

一、イマ河を整理して同河の流域の材木幷に南天門の製材所の作業を再び開始すること

一、三十二露里附近に燐寸軸木工場を新設して梱丸太より製軸して長春其他の燐寸會社に其販路を求むること

一、木材乾餾工場若くは大規模の炭燒きを開始すること

同賓縣內各驛よりの木材發送數量は東清鐵道全線諸驛發送數量の卽ち二、五〇八、三九五布度の六七%に達し、薪は卽ち一、七二二、三四八布度の六三%、木炭は三〇一、五六三布度の六三%を占む。其れ斯の如く本縣の林業盛んなるを以て縣民は之れによりて副業を得るあり、又勞働に從事するを得るありて其の勞働者の數は一五、〇〇〇人、運搬用の馬匹八千頭の多きに及べり。

(七)楡樹縣　本縣は農業早く行はれしを以て森林は殆ど全部伐採し盡され僅かに河川沿岸及び低地に柳林を殘すのみ、故に本縣に於て使用する建築材は何れも五常縣より供給さるるものとす。

(八)寧安縣　本縣は山嶽地帶にして森林多く其の森林租借地の總面積は一、五一四平方露里に達し其の經營は主として東清鐵道に供給する目的を以つてせり、今其の租借權を有するものの氏名並びに面積を擧ぐれば左の如し。

(一)エフ、イ、スリンキン租借地　沙拉河子驛よりメドウエージ驛に至る一一二一より一一二六露里の間にして面積一〇〇〇平方露里あり鐵道線に沿ふこと五露里、鐵道線を隔つること十露里あり、木材輸送のため沙拉河子驛に至る三八六サージエンの鐵道支線を設け其の終點に製材所あり。

(二)エル、ぺ、キリヤンスキー租借地　メドウエージ驛より起り南に向へる鐵道線路を離れて東方に延長す、其の長さ二十一露里幅十八露里にして面積四〇〇平方露里あり、横道子驛より伐採地に至るまでは八露里の鐵道支線を設く、又各支線に接續して四露里の鐵道通路を設け更らに其れより四露里の單軌架空輸送線あり。

(三)フリードリ技師租借地　三道窩集驛附近にあり、キリヤンスキーの租借地と相隔つる遠からず、面積五十平方露里あり、三道窩集驛附近より南に向ひ採伐地まで七露里の支線あり。

(四)シェフチェンコ租借地　三道窩集驛より西方半露里にあり面積六四平方露里とす、本租借地は其の南面に於て東清鐵道森林租借地と相接せり、サンダウォージ驛より四露里の地點に起り本租借に至るまで二露里四六〇サージェンの支線あり。

以上の租借地は已伐地なれど未伐地として左の租借地あり。

(一)ペイトリン租借地　面積約八〇〇平方露里にしてシェフチェンコの租借地の南方なる海林河の上流に在り。

(二)アゲイエフ租借地　山石驛の北方に在り面積約一〇〇平方露里とす。

(三)東清鐵道租借地　面積約八二〇平方露里、其の東南の一小部分は東賓縣に屬す。

(九)穆稜縣　本縣の山林面積は二、〇〇〇平方露里以上にして其の伐採は主とし

て大石頭河、小石頭河、小橫河子、雷風氣溝の上流に於て行はれ、租借地の外に支那人の組合にして伐採をなすもの數箇所あり、其の租借地は左の如し。

(一)エム、エン、ニコラーエフ、エル、ゲ、チェルカーソフ租借地　此租借地は磨刀石材林業會社に貸與せられたるものにして其の面積二五〇平方露里あり。

(二)チャーシン兄弟森林租借地　面積三〇〇平方露里とす。

(三)エル、シャ、スキデリスキー租借地　面積六〇〇平方露里あり。

木材及び薪は多く東清鐵道に供給さるれど又、沿海州、長春、哈爾賓等に輸送さるる木材も亦少なからず。

(十)東寧縣　本縣は山嶽多きに比しては森林の面積少なく、スキデリスキーの租借地の北部地方に集中せるのみ、該租借地は其の面積六九三平方露里にして細鱗三河に接近し兩地間には二八露里二六〇サージエンの支線及び追加線二露里二一〇サージエンを敷設せり、其の支線の終點には製材所あり、縣人需要の木材及び薪を製することと少なく專ら東清鐵道によりて需要さるる木材及び薪を製出す。

(十一)賓縣　本縣にては大音山、小溝嶺、及び同賓方正兩縣の境界たる老爺嶺を除き

ては丘陵あるも森林なし、從つて縣民が農業用及び薪用として伐採し得る森林すら少なし。

(十二)方正縣　本縣の西南部及び東部は森林に富む、其の木材及び薪は南天門、依漢通及び德墨里埠頭に於て賣行盛んにして其の數量は松花江の汽船の發達と共に益〻增加の傾向あり、薪材供給の主要埠頭は德墨里にして其の他の兩埠頭に於ても常に薪の貯藏あり。

(十三)依蘭縣　森林は多く縣の南部及び東南部にあり、其の支那官憲に登記せられたる森林地區數は合計十七にして內十六は農業の必要上支那人に許可伐採せしむ、露國のロデウィチ技師の調査する所によれば三姓に輸送さるるものは薪材及び建築用材にして、牡丹江より供給さるるものは其の木質最も良好なるが故に、造船に適す、三姓には造船業に從事するもの數名あり、三姓の前面なる牡丹江岸の傾斜せる且つ廣大なる崖は天然の船渠をなし、同所に於て年々數艘の小型戎克及び無數の小船作られて松花江下流及び牡丹江下流の住民に供給さる、牡丹江より浮流し來る材木全部は三姓に於て造船及び家屋建築用に供せられ松花江に輸送さ

るるものなし、唯、汽船用薪材として僅かに數サージエンは松花江、三姓埠頭に於て販賣さる。

(十四)樺川縣　本縣には建築材料たる森林多きも黑龍江省通河縣の林業組合が安價に製材して販賣するを以つて之れと對抗するを得ず已むなく航行期間汽船に供給する薪を製出し販賣するに止まれり、從つて本縣民は自己の需要する板、角材梁、支那家屋に必要なる材料卽ち五間の家屋に對し八十二箇よりなる材木一揃を要するもの等も亦之れを通河縣より水路戎克にて供給を受くる狀態たり。

(十五)富錦縣　完全なる主義に於ける森林は存在せざるも山岳地帶に於ける森林の木質は中等なり、本縣住民は其の燃料を得んが爲めに森林を伐採するのみにして其の建築材料等の如きは岔林河より戎克にて之れが供給を仰ぎつつあり。

(十六)虎林縣　本縣西部及び河川沿岸に於ては森林少なく僅かに斷續的小林あるのみなるが其の西北部なる山岳地帶に至れば密林あり。

日本人と吉林材　吉林材に對する冬期出材は十數年前露國人の手によりて計畫されたるも成績思はしからざりしため一年限りにて中止されしが我邦人同業

者は大正五年冬より始めて之れを計畫し省城を距る約百五十支里以內の地に於て伐木せしめ之れを直ちに橇にて輸送し來るの方法を執りたるが意外の好成績にして大正六年の冬には大凡左の如き成績を得たり。

▼枕木　三井木廠五萬四千挺、和登木廠二萬二千挺、製材公司一萬七千挺、阿川木廠一萬三千挺、合計十萬六千挺。

▼燐寸用材　燐寸會社五千本、石光洋行四千本、二階堂木廠一千本、阿川木廠千本、合計一萬一千本。

右は十一月までの出材高なるも解氷までには枕木の如きは更らに二萬挺を搬出し得べく、尙ほ前記の外、三井、和登、阿川、西澤各木廠にて搬出せし普通松材も數萬本の數量に上りたりといふ。

吉林材の製材　我が邦人は遲蒔きながら大正六年より吉林材の製材に著手せり、卽ち大正六年五月より大倉組の關係最も深き安東縣鴨綠江製材公司は製材分工場を吉林に設置することとなり之を計畫して十二月竣成したり、由來吉林材は鴨綠江地方產出の製材に比し割安に提供し得らるるものなれば吉會線開通の曉

には現在の如く啻に南部沿線のみならず各方面よりの需要を喚起するに至るべきや必然なり。

吉林の胡桃材　山胡桃とは和名にして楊樹、楡樹其の他の雜樹と共に松花江上流森林地帶の溪間に生じ大なるものは直徑二尺に達するものあれども一尺二三寸のもの最も多し、製材は暗淡褐色を呈し邊林は白色にして材質は總て堅軟其の度を得頗る强靭の性に富み歪曲龜裂することなきを以て古來支那人は船舶を造り又は卓子、椅子、衣箱等の上等家具を作るに用ひたるも銃床資材として頗る適當なるは周知の事實なるが尙ほ吉長鐵道開通以來は特殊枕木即ち橋梁轉轍器用として其の需要多し、又、滿鐵枕木として製材運搬せらるるもの多きを占むれども全體の伐採入市額としては他種材に比し未だ多からず、年額二三萬尺締めにすぎざるべく、價格は紅松材の上位にあり約二割方高し、銃床製造の資材は特に良好なるものを選ぶを以つて普通原料によるときは其の三分の二若しくは二分の二を充用し得るにすぎずして大部は棄却するを以つて製銃用として普通原料を仕入るるには其の利用の割合より見て倍額の高價品を買入るる譯となるなり、且つ運賃

諸掛りに於ても冗費を要し損失尠なからざるにより製銃用材としては別に之れを伐り出すことを得策とすべし、譬へば長五尺厚三寸幅四寸を要すとせば各之に多少の延尺を付して伐採地に於て之れを伐り離し筏の浮材とし堆積流下運搬し來らば殆んど全材を利用するを得て廢棄部を購ふの要なきを以つて市價は頗る低廉なるに至るべきなり、從來當市の木材が販路を擴張されざる理由は主として支那木稅の增徵と吉長線運賃の高率とにあり、卽ち普通當地に於ける木材は前後其の從價三割一分に當る稅捐を徵收せられ、且つ吉長鐵道に於ては二級品として取扱はれ、約滿鐵の二倍に相當する運賃を支拂はざるべからざるを以つて到底他地方出材と競爭すること覺束なし、左れば今、製銃用の胡桃材を以つて特種用材の地位に置き從來の滿鐵用材と均等の待遇を受けしめ、木稅の免除並びに特定運賃を享有するに於ては大に其の成果を擧ぐるを得べく現に木材にして吉長線に於て滿鐵枕木用材の特定運賃率を適用するときは一立方呎に對し金四錢七厘を低減し得べしといふ。

吉林材の伐採狀況　吉林に於ける伐木業者は每年十月中旬より十一月上旬ま

での間に作業を開始するなり。其の作業は冬期間に其の所要の樹木を伐採し積雪を利用し橇にて附近の渓谷に搬出し解氷を待ちて之れを流下す、其の松花江本流を遠ざかるものにありては管流により一定の地點に收集し筏に組立て漸く六月頭より流下するを常とす、其の伐採に要する一組の人員即ち一把頭團は固より大小ありて一定せずと雖大略左記の如き種類の人員を以つて之れを組織す。

把頭　一人　道頭　一人　斧頭　一人　鋸頭　一人

把犁頭一人　木把　九人　老板(馬夫)一五人　雜役人夫　六人

合計三五人外に馬四十頭牛十頭とす。

尚ほ前記以外に財東と稱し金主或は其の代理人の同行することあり、又、流筏に付ては其の筏の組立てより流筏に關する一切を指揮監督するもの一筏毎に一人宛あり之れを頭棹的と稱す、又、筏の操縦に從事するものを班棹或は普通に打松的と稱す、此等は專業者なきにあらざれども概ね前記の把頭團の之れを兼ぬるもの多し、松花江上流に於ける把頭團は大把頭團約三十五組、其の他小木杷を合し大約二千人の從業者あるを普通とす。

四、黑龍江省の森林

黑龍江省の森林を大別すれば其の山系に於て小興安森林、大興安森林、伊勒呼里山森林をなすことを得、又之れを呼蘭河森林、興安附近森林、伊勒呼里山の三となすことを得、以下少しく之れを說かん。

呼蘭河森林　內興安嶺は黑龍江省の東部に連亙しつつあり其の南麓に大青山あり謂ゆる林產地にして小門韓家以南樹木漸く繁く一方は西に伸びて呼蘭河の流域に達し一方は東、巴蘭河の流域に沿うて三姓の對岸に至る、樹種は主として紅皮松と稱する紅松の一種多く楊、椴、樺の混在するを見る、松の大なるものは周圍五六尺にして高さ十餘丈あり、他は多く周圍二三尺高さ五六丈とす。

興安附近森林　東、齊々哈爾より西、海拉爾に至る鐵道沿線各地は齊孟齊河子、興安、小嶺、海拉爾等を以つて主なる林產地とす、齊孟齊河子の四面は密樹林にして樹種は松、樺、柞の三種に限れり、其の松の大なるものは周圍三四尺、高さ四五丈にして其の他は周圍二尺高さ一二丈のもの多し、次に興安は南北共に二里餘にして森林

に達すべし、但し概して小樹林にして唯其の南東八里餘なる大東山は有望なり、南北共に松、樺、柞等の樹木混淆して多くは周圍一尺餘にして高さ一二丈とす尤も松は最も多く他に比して大樹に富めり、其の木材は齊孟齊河子のものと同じく哈爾賓に輸出さる、次に小嶺は南北共に一里餘にして林產地あり樹種は松に限られ概して周圍一尺餘、高さ二丈なり、次に海拉爾は北東南三方に林產地あり樹種は黄花松約半數を占め他は柞三、樺一、椴一の割合なり、松の最も大なるものは周圍四五尺高さ十餘丈にして其の他は周圍二三尺高さ六七丈とす、木材、薪材相半ばして哈爾賓、齊々哈爾、滿洲里其の他遠く露領各地にまで輸送さる。

伊勒呼里森林 大興安嶺の西方、小興安嶺の北西に連亙せるは伊勒呼里山にして樹林鬱葱として繁茂し晝尙ほ天日を見ざる程の密樹林にして迚ても目透しが付かぬなり黑龍江省實に有望なる森林と云ふべし唯其れ交通機關の設備を缺くがため可惜此等の富源は未だ開拓の手を染むるものなきは遺憾至極と云ふ可きなり。

以上說明したる中につき黑龍江省の東部なる通河縣及び湯原縣の森林につき

特に其の狀態を詳記すれば左の如し。

(一)通河縣　通河縣岔林河及び各支流の林務情形を記さんに、岔林河は通河縣北に在て其青龍山、柳樹河、砲水營、抽水磖子、鳳凰磖子、錐子山、東北岔、大東北岔、小西南岔、大西南岔、臭松頂子、八道河子、蛤蟆塘、大靑咀子等は皆岔林河一帶の著明なる林場なり、黑松溝東北の林場は一千七百方支里にして其東西蛤蟆塘、磨磐山、白石磖子、猴石等の地は悉く露人の占有する所たり、縣の西に小橋河、關門咀子、林子河、臺子山、富拉葦河、北山咀子、二甲溝、三星磖子、頭道河、雲門山、二道河、鷄冠頂山、三道河、龍口山、四道河黃崗山、濃々河、大靑頂子、火燒頂子、沙河子、簸箕山、帽山、大鷄冠磖子、轉心湖、太平山、小鷄冠磖子、西二道河子あり、西すれば卽ち木蘭縣なり。又、縣の西北に大崴子、城牆磖子摹雲嶺、老爺嶺あり、東北には大通河、烏那渾河、三星磖子、西北河、二道河、老黑頂子、頭道河、臭松溝、樍榔溝、大古洞頂子山、大古洞河、大頂子、鑽天錐、高臺子、小古洞河あり西すれば卽ち湯原縣界なり、縣の北は卽ち分水嶺にして南は卽ち松花江に臨む、以上林場附近の地理大體を說明せるが要するに通河縣に於て著名なる林場は岔林河を第一とし次に西北河、濃々河の二流域とす。　林場の河道を隔つる最も近きものは約

七八支里にして遠きものは約二三十支里なり、又、江道を隔つる近きものは約五六十支里にして遠きものは約二三百支里とす。樹種は果松最も多く樺、楸、柞、楡、柳、槐楓、黄波羅、暴馬子等の如き濶葉樹も隨所に之れあれど松類の多きには如かざるなり。伐採情形は毎年九、十月の頃先づ其の場を擇びて此に窩棚を設け工を傭うて砍伐せしむ、毎人毎月江錢約百餘吊なり、包工、砍拌子の如きは一百塊と江錢十吊内外なり、又、打小股子と云ふ方法あり、合資營利の事業に係かり資本あるものの錢財を出し、勞働者は直ちに其の勞力を提供し、木材販賣後に至り食物人工並びに一切の雜費を除く外、餘す所の利益に對し出資を按じて均分するなり。伐木工人の員數は原より定額なし通邑の木廠通じて五六十家其の小工は五六人、大なるは工四五十人共に工人約五六百人を雇用せり。運木の狀況は毎年冬期木把が入山して砍木し雪地氷天に乘じて伐木を終り馬扒犁を用ひ牽きて河沿に至り堆積放置し、來春氷雪融解するを俟ち木排を編み放流して河口に至る或は又排せずして直に流に順ひて放下す、俗に之れを名づけて趕羊といふ河口には欄を設けて漂沒を防ぐ。大拌子柴、約十萬餘塊あり通河鋸木工場の出す所甚だ多し、通原公司の火鋸工

場の規模甚だ大にして該地の木材は板片類最も多し、毎年販賣する木材の價は約二百萬吊、梓子柴の價は約百餘萬吊なり。木材の販路は哈爾賓を以つて大宗とし黑龍江省城及び三姓、呼蘭、巴彥等之れに次ぐ。通河には大資本家甚だ少なし、唯、通原公司には資本約十萬元あり、故に每年該公司の木材賣買高は全縣の三分の一を占め木商は他の商業地より此に來りて營業に從事す。山巡は現に二十五名あり沙河子、北沿鋒子山に駐在し啻に地方を得衛するのみならず亦山林の警察を兼ぬるものなるを以つて其の實は普通警察にして山巡を兼ぬるものといふべし。木稅は二種に分かたれ、一を木植稅といひ値一元每に一角一分を徵し一を山分稅といひて値一元每に八分を徵し又、八厘を附收す、雜費捐稅は統て賣主より上納せしむ、民國三年に於て木植稅を徵する共に二十一萬八九千吊、山分稅は十七萬二三千吊なり、四年度には一月より九月に至るまでに木植十二萬七八千吊、山分三萬四五千吊を徵せり、以上は江錢を以つて計算せしものとす。通原公司は表面官辦を以つて名とすと雖實は官紳の合資にして資本十萬元を備ふ、廣信公司は該公司の金融に對して流通の便あり、故に通原公司は市面の情形によりて景氣の好惡定まり

時ありては能く數十萬元の運用をなすことあり、僅かに十萬元の資本を以つて限りとなすにあらずといふ。

(二)湯原縣　湯旺河は長さ千餘支里にして其の源を鐵包山に發し鐵驪設治局より本縣の境域に入り山谷を縈りて縣治の西南境に至り流れて松花江に入る境を過ぐる五百餘支里なり、其の沿岸及び支流小河の流域は皆樹林鬱葱として一望際涯なし、河西には烏魯謨河、穆遜河、公共河、濠々河、如意河、柳樹河、帽山、寒葱溝、大岩溝、呑吐別拉、房木溝、札喀別拉河、老銀河、西南岔河、西北岔河、糠粒川、大通大柳樹河、小柳樹河、六人班、王八脖子、小細鱗河、大細鱗河、窩勒氣河、伊秋五馬河、坤德氣河、落鳳河、拉鳳河、窪鳳河等の支流あり、河東には鷄心溝、八頭磖子、大繭廠、佛爺磖子、嘗石溝、哲喀別拉河、姜家亮子、白江河、空口窩、集岔巴氣河、小崑輪氣河、大崑輪氣河、五德庫河、鼻德庫河、德和氣河等の支流あり、又湯邑の東南には格節河あり亦松花江に通じ木を產することも亦旺んなり、之れを要するに湯旺河の兩岸各支流の小河は皆森林鬱葱の地たり。湯原著名の林場たる帽山、大岩溝、岔巴氣河、姜家亮子、空口窩集、五德庫、伊松等の如きは其の森林最も繁密にして、興安嶺一帶に近づくに至たりては河道を距たる較や

遠く山徑險難にして現在尙は人の斧鉞を加ふるなしといふ。樹種は果松最も多く樺、柞等之れに次ぎ椵、楊、柳、楡、楸、槐等之に次ぐ其の餘の樹木は繁雜にして材を成すもの少なく枚擧に遑あらず。林場の河道を距る近きは約三五支里、遠きは約二三十支里にして江道を距る近きは約四五十支里遠きは約六七百支里とす、湯邑は山に枕し江に面し東西北三面は群山環繞して勢ひ屛障の如し、山外より山に入りて百餘支里、其の間皆天然の森林槎牙參差として天日を蔭蔽す、左れど山高くして樹木を伐採するに由なし、且つ山外の河溝窪甸亦道路開き難く轉運易からず、故に木把木商の此地に在りて林業を營むもの甚だ少なし。其の伐採をなすには春冬兩期に於て山に入り五六人或は七八人乃至十數人を一組となし、縣城各市鎭の商店より食料物品を購ひ馱を用ひて山に運び窩棚を作りて住し、洋鋸、洋斧を用ひて伐採し之れを穿排して放流運下するなり。山內工人の大小木營を統計するに多きは四五百人、少なきは一二百人あり、其の工人は本縣のもの少なく、吉林、樺川の者多數なり、又、山東より來る者も多し、木帮の伐木は今冬より來春に至り氷雪に乘じ牛數頭を用ひて扒犂を拉かしめ木材を附近の河岸に運至し穀雨節の近づきて江

河の開通するを俟ち穿眼穿排し河流に順ひ運下し放流して松花江に至り價を待ちて發賣するなり。湯邑は大木を出すこと甚だ多くあれども火鋸場なきを以つて板片較や少なし毎年出す所の木材數量は約五萬餘根なりしも近年は約一萬餘根(百餘排毎排百餘根)を出すにすぎず。湯邑は近年闢けたる處なるを以つて商民居屋を新築して多く良材を使用す、故に木材は此地に於て販賣さるるもの實に多きに居る、其の餘は吉林省の富錦、樺川、悅來鎭等に運往出賣さる、梓柴に至りては民戶の自用燃料を除く以外は江岸に運堆し中外汽船の裝運を待ちて各地に出售す。湯境及び吉林樺川縣の木商は湯旺河の採木に從事するも何れも大資本なく俗に打小股と名づくる集股の一法により卽はち集股は合資の意にして十人各〻一萬吊を出し之れを合して十萬吊となし以つて入山伐採す、其の事前必らず一人の熟練者を擧げて把頭となし、凡そ事皆其の指揮を受けしめ、江河開け木排平順に放下して之れを販賣したる後、十分の一を按じて把頭に報酬し、其の餘の九を尙ほ十分して其の他に分配す、又借欵の一法あり其の法借款を以つて把頭に交付して資本となし、工人は把頭自ら招集す、斯くして木料發賣の後を俟ち利息を加へて返還す、或

は又債權者當に得べき所の元利を按じて木料を檢留す。湯邑の山巡は普通警察之れを兼ね其の警察隊は隊長一員月給百六十吊、巡警十六人每人月給四十五吊にして隊長は本縣より委任し、巡警は隊長之れを招募す、隊長は縣長の監督を受け巡警は隊長の指揮を受く。湯邑の木捐及び木稅は向には駐湯の東南路林務分局及び徵收局に於て分收したるが、林務分局廢せられてより統て稅捐局一處に於て徵收することとなりたり、凡そ木商伐木に從事せんとするときは規定に從ひ入山の前に於て豫め執照を領受することを要す、且つ先づ保證金を提交し開江を俟て木排を放下す、木把は征收局に至りて其の數量を報明し點檢を受け價格定まりて規則に照し納捐す、征收局は正稅として百分の十を收め又雜稅として百分の一を附收す、林務分局は正稅百分の八、雜費千分の八を收む、木枠捐は百分の十二、枠楊捐は百分の二、排捐欄木綆捐は均しく百分の二を按じて抽收す、又、縣署は木枠繩に付自治警察等の費江錢一吊を收む、保證金を前納するの資力なきものは先づ執照を領して山に入り木排の放流を待て木商之れを報明し征收局之れを點檢して捐稅の額を定め切實に舖保せしめ木排販賣の後を俟ち再び規則に照して稅捐を完納せ

しむ。

(三)其他の森林　羅北、巴彥、木蘭等の諸縣も亦大木を出し或は火柴を出せざるも通河、湯原の兩地に於ける森林が陰翳鬱閉日を蔽ひ天に參して蜿蜒數百支里に亙り伐採百數十年の久しきに供すべきには如かざるなり。

五、黑龍江省林業表

齊々哈爾の日本領事館にて調査したる黑龍江省の林業表を記さんに左の如し。

地別	所有者	種類	林地 總面積(畝)	林地 總價額(元)	林產 總株數(株)	林產 總價額(元)	本年採伐價額 建築用(元)	本年採伐價額 其他(元)	本年採伐價額 合計(畝)	國內消費 地名	國內消費 消費總額	國內消費 總價額
龍江縣	私有	楊木 樺木	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一三、三三三	四三、三四六	一三、二〇〇	五六、五四六	本省	五六、四四六	三、七二四
愛琿縣	公有	松木 樺木 柞木	八六七、六〇〇	九二三、七〇〇	一四、六〇三、二〇〇	八、七六一、九二〇	七一、八五〇	四、五八七	七六、四三七	縣境及黑河	七六、四三七	一三、四六一
餘慶縣	公有	樑木 杉松 楊木	三、九八五、六〇〇	一三四、四八〇	二八、八二六、七七五	五、〇八八、四八五	一、六八七、七七〇	一三八、五六一	一、八二六、三三一	縣境	一、八二六、三三一	一、四四八、八六〇
嫩江縣	公有	松木 柞木 樺木 楡木 柳木	三、三二四、六〇四	三三一、九八六	七三、二一九、八〇〇	一六九、八八五、〇〇〇	一九四、〇〇〇	五八、〇〇〇	二五二、〇〇〇	本省及縣境	二五二、〇〇〇	三五〇、〇〇〇

公有	大通縣	松木、柞木、楊木	五、一二三、四〇〇	一六三、二〇〇	三六、七〇〇、〇〇〇	五三八、九〇〇	四二四、〇〇〇	一八六、〇〇〇	六一〇、〇〇〇	縣哈爾賓及境本	六一〇、〇〇〇	四八七、六〇〇
公有	羅北設治局	黄花松、棵松、意氣松、臭木、杉松、樺木	四、七五〇、〇〇〇	二三七、五〇〇	二三、二八六、〇〇〇	三三、一八四、三一〇	四二、二七六	三一、二四八	七四、五二四	省	四二、〇〇〇	四一、六四一
公有	呼瑪設治局	松木、柞木、樺木	二、一四五、〇〇〇	二一三、五〇〇	八、一九〇、〇〇〇	二、一三四、〇〇〇	一四、三一〇	二四、八二二	三九、一三二	本省	三五、〇〇〇	一八、八七六
公有	龍門鎮設治局	松木、楊木、柞木、樺木、椴木	一八、六九〇	二三、四二四	五、〇〇〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一八、七〇〇	一三、四二四	四一、一二四	本境	四一、一二四	二三、四二九
公有	西布特哈總管	松木、楊木、柞木、樺木、楡木	七、三九四、四〇〇	三六七、四九六	五八、六二四、〇〇〇	三四、三二六、七〇〇	四〇〇、〇〇〇	三六八、四〇〇	七七八、四〇〇	省本及境本	七七八、四〇〇	六一三、二〇〇
合計			二七、六二四、一九四	二、三八九、二八六	二六八、九四九、七七五	二五五、八一一、六三八	二、八五二、二五二	八四七、一三三	二、六九九、四八四		四、六六二、八三八	三、五三一

六、滿洲に於ける樹種

滿洲に於ける森林は主として寒帶に屬する樹種多く日本の北海道北半部の森林に髣髴たるものあり今其等の樹種を記さんに左の如し。

俗名	和名	漢名	周圍	高サ	材質	用途
針葉樹						
紅松	テウセンマツ、テウセンゴヨウ	海松	十三尺	八十尺	木理甚ダ美ニシテ外觀白色ニ微光ヲ帶ヒ柔軟ニシテ工作ヲ施シ易ク樹脂ニ富ミ保存力強シ	建築材料、棺材、戸障子、天井板、器具等ニ適ス
魚鱗松	トウヒ	唐檜	十尺	百數十尺	北海道ノ蝦夷松ニ類シ其色帶黃赤色肌理細美鉋削スレハ光澤ヲ生ス割裂シ易ク反張伸縮ノ性アリ	通常家屋建築、ビール箱、茶箱、飾、電柱等
白松又ハ臭松	シラベ、シラビメ	白檜	七、八尺	八、九十尺	白色ニシテ稍々黃赤色ヲ帶ヒ材質ハ輕軟木理通直ナルモ縱ヨリハ稍重ク彈力アリテ屈撓シ易シ	飾、屋根板、戸障子、框、菓子箱、器具類、電柱等
沙松	バラモミ、パリモミ	?	七、八尺	八十尺	白色ニシテ心材ハ稍々淡赤色ヲ帶ヒ脂氣多クシテ柔ナリ	前ニ略同シ
黃花松	カラマツ、フジマツ、ラクヨウシヤウ	落葉松	十尺	百尺	心材ハ稍々褐色ヲ帶ヒ材質強硬耐久力ニ富ミ割キ易ク工作ヲ施シ易シ特ニ濕氣ニ對シ保存力強シ	家屋建築、棺、橋梁、船盤、枕木、電柱、帆柱、器具
油松	メマツ、アカマツ	赤松	十三、四尺	百餘尺	堅剛ニシテ樹脂ニ富ミ保存力強シ	家屋、橋梁、船盤、土工、器具等ニ用ヒ又薪材トセラル
赤柏松	イチヰ、アララギ、オンコ	一位	三、四尺	三十尺	材色濃赤ニシテ質頗ル強堅緻密彈性ニ富ミ割裂ノ患ナキ爲メ日本ニ於テハ昔笏ヲ製シ又一位ノ人ノ冠ヲ製シタリ	箱、器具、天井板、床柱、鉛筆、彫刻材
扇松	ネズミサシ、ネズ、ムロ	杜松	二尺	四、五十尺	材ハ黃色、水濕ニ堪ヘ小細工物ニ賞用セラル	器具又ハ一部ノ裝飾材ニ用ヒルニ過キス
水曲柳	シチヅ、ヤチダモ	?	六尺	數十尺	材ハ白色微黃肌理密ナラス堅硬ニシテ重ク粘力アリ折レ難ク又水濕ニ堪フ	船盤、器具、農具ノ柄、車軸、枕木、銃臺、下駄
楡木	ハルニレ	楡木又ハ山楡	六尺	六十尺	堅硬緻密乾燥セハ分割シ難シ	梳、獨樂、盆、斧柄、車軸、椅子、机、馬車箱

闊葉樹

檀木	オノヲレカンバ、ミネバリ	赤楡	五尺	六十尺	材質緻密非常ニ剛堅ニシテ截斷スルニ臨ミ斧ノ折ルルコトアリ	盃、硯箱、櫛、椀、支那馬車ノ車軸及車軽ニ用フ
椴木	シナノキ	椵木	五、六尺	五十尺	材ハ白色柔軟美麗ニシテ頗ル工作シ易シ	皮ノ纖維ハ織物用トナリ材ハ器具材トシ又經木、燐寸ノ軸木等ノ原料ニ用フ
胡桃	オニグルミ	山胡桃	七、八尺	五十尺	幼時ハ心材邊材共ニ白色ナレトモ生長後ハ淡褐色ニ變ス材質強靭密實ニシテ反張彎曲ノ患ナシ	銃床、箱、盃、小細工材、椅子、火鉢等ニ適ス
刺楸	セン、ハクギリ	刺楸	丈餘	五十尺	木理美ニシテ斑理アリ稍々堅硬鉋削シ易ク桐材ノ如キ光澤アリ	器具、家具、建築、枕木、河船ノ底板、槍柄、棒、下駄材ニ用フ
柞	オホナラ	楢	五、六尺	六、七十尺	堅硬容易ニ腐朽セス其性反張龜裂ノ恐アルモ一度蒸セハ可ナリ	車軸、櫂、櫓、器具、機械、船艦用材、ビール、葡萄酒等ノ樽
黄檗羅	キハダ	黄蘗	七、八尺	七十尺	材ハ淡黄色ニシテ堅強ナリ	銃床、裝飾用材、器具ニ用フ内皮ハ薬品トシ或ハ染料トシ外皮ハコルク栓ヲ製ス
楊木	ドロヤナギ、ワタノキ、ホトケキ	楊	七、八尺	六十尺	白色柔軟中腐ノモノ多ク又枝節多シ	建築、旅行用大行李、杓子、木盤、箸、其他燐寸ノ軸木、製紙、經木等
樺木	シラカバ、ガンピ	樺	—	—	樹皮ハ横理斑點アリ外面ハ雪白内皮ハ帶綠赭色ニシテ脂氣ニ富ム材ハ帶黄白色ヲ呈シ緻密堅硬ニシテ割レ難ク又工作ヲ施シ難シ	材ハ農具ノ柄其他器具材又薪材トス皮ハ染料鞣皮用材、油ヲ製シ其他煙草入、刀鞘、又松明
色木	カヘデ、ヤマモミヂ	槭	五、六尺	四、五十尺	白色ニ微赤ヲ帶ヒ其質堅靭緻密鉋削スルトキハ美シキ光澤ヲ生ス	机ニ箱、銃床、鏡板又木炭トナシ火力強シ

一暴馬	ハシドイ	？	二尺	三十尺	白色ニ微光ヲ帯ビ堅硬ナリ鉋削スレバ光澤アリ	小細工物用トシテ最適ナリ

備考　周圍及高サハ普通ノ成長限度ナリ

七、滿洲に於ける木材の情態

明治四十一年頃より漸く吉林材の南滿輸出を見るに至り同年五月鴨綠江採木公司の創立ありて同江材も漸次南滿各地に輸送せられ、安奉線の開通以來一層此傾向を增進し來り從來鴨綠江材の短所として非難ありし二連物即ち材長一丈六尺なりしを三連物材長二十四尺に改めて大建築に適する如くし、大正三年以來滿洲各地に向つて極力販路を開拓せり、之れより先き日露戰後に於ける滿洲の木材界は北海道材首位を占め南滿各地に於て建築の旺盛を極むるや北海材は漸次米國材の販路を蠶食し南滿輸入材の約七割を占むるの盛況に達したり然るに大正三年以來鴨綠材の供給と且つ東淸鐵道が北滿材の供給に努力したる結果南下する木材少なからざるに至り撫順に於ける炭坑用に供せらるる外、旅順、營口、大連其の他南滿各地に輸送さるるに至り、滿洲木材界に覇を稱したる北海材は漸次壓倒

さるるに至りたり、殊に歐洲戰亂に際し船腹の不足と運賃高のため甚大の打擊を受け今や滿洲に於ける木材界は鴨綠材と北滿材との競爭情態にあるものの如くなりたり、今其等の木材に就て以下少しく之れを說明せんとす。

滿洲材と枕木　支那鐵道に供給すべき枕木二百萬本及び滿鐵會社の需要の內十萬本乃至十五萬本は從來北海道より切り出されたるも山元に於て近來種々の事情あり旁其の切り出しは年々減少に傾き大正七年の如きは百七八十萬本以上の出材覺束なかるべく、斯くては滿鐵所要全部及び支那鐵道所要の一部二三十萬本の缺乏を來すべき虞あり、從つて滿鐵所要枕木は三井其の他二三の邦商により吉林及び安奉線に於て極力出材を試みることとなるべく大正七年の出材豫想は吉林三十五萬本、安奉沿線十三萬本、開原二萬本合計五十萬本と稱せらるるも果して豫想通り出材し得べきや否やは頗る疑はしきものあり、尤も三井に於て多年實地研究を重ねつつありし冬季氷上輸送は大正六年の冬之れを斷行し既に其出材十萬を超ゆる優良の成績を收めたれば之れに一般の夏出しを加算し三井二十五萬本、大倉組二萬本、和登六萬其の他二萬本にして合計三十五萬本位の出材は見込

充分なるべしとのことなり。

北満材と造船材 歐洲戰亂の餘波、支那及び滿洲の木材市場に及ぼせる影響は亞米利加松の輸入皆無によりて著るしく之がために北滿材及び鴨綠材に與へたる影響は滿洲に於ける木材市場の好調となり、從來其の販路を山東にのみ限られたる觀ありし鴨綠材の販路擴張の如き顯著なる一例にして滿洲材の日本輸入の如きは更らに一層奇異なる現象といふべし、今、大正六年一月より十一月に至る十一箇月間に日本內地より大連に輸入されたる日本木材は

一月	九七八	二月	五六〇	三月	一、二六三
四月	五、二八五	五月	三、三一三	六月	五、五一七
七月	一、一七七	八月	二五六	九月	一、〇四四
十月	七五九	十一月	九七一		

合計二萬九千二百二十三噸にして之れを前年に比すれば自然增加せるに拘らず反對に日本へ向け輸出されたる木材亦少なからず、卽ち一月より十一箇月の月別表を示せば

一月	一五四	二月	六一一	三月	一一一
四月	四八六	五月	二九五	六月	一二一
七月	一八一	八月	二七六	九月	四九五

十月　七六　十一月　四三九

合計三千二百四十五噸を計上せらる、是れ從來母國に於て唯一の造船材料たりし亞米利加松の輸入杜絶したる反響にして滿洲木材中、鴨綠材は久しく筏として水中に在り爲に其の強靱性に於て到底亞米利加松に及ばざるも北滿材に至りては造船材料として稍、亞米利加松に匹敵すべし於是乎母國造船業者が亞米利加松代用品として北滿材を使用しつつあるがためにして此等の傾向は今後北滿材の販路擴張の上に多大の期待をなすべく唯其れ北滿材の伐採如何にあるのみ。

木材界の豫想。　大正六年四五月頃には北海道と大連との運賃は百石三百圓見當なりしが船腹不足の現象は漸騰を續け聯合國側への船腹提供問題、太平洋上米露間の大輸送計畫の噂等一層強氣に強氣を加へ百石遂に六七百圓てふ空前の相場を唱ふるに至り、北海材の入荷は全然見込なくなり、又、吉林材、鴨綠材ともに冬期降雪少なかりしに加へて解氷亦降雨多からず各河川何れも水涸れの情態にて流筏に便ならず九月に至りて多量の降雨を見、鴨綠江材の流筏漸く順境に復せしと雖、南滿洲に於ける建築界は滿鐵の貨車增作、埠頭建物等を筆頭として非常に旺盛を

極めたるより四月解氷後、立方尺七十錢を唱へ年末に至り北滿材九十五錢卽ち四割弱騰貴てふ突飛なる相場となりて越年せるが、大正七年に於ける南滿洲の建築界又決して大正六年に讓らざるべく各方面所要木材の豫想は

都督府	三〇、〇〇〇	鞍山製鐵所	一〇、〇〇〇	滿鐵	四〇、〇〇〇
撫順炭坑	六〇、〇〇〇	大連市中	五〇、〇〇〇	沿線各地	七〇、〇〇〇

合計二十六萬石に上るべきが一面各山元の狀況を見るに北滿材は東淸鐵道の不完全、銀昂騰、露貨低落等のため露人の經營艱澁となりたるに加へ、苦力拂底、人馬食糧買込難等ありて出材計畫全く立たず、吉林は降雪深くして伐採作業思はしからざるが如きも解氷後は水量多かるべければ途中に殘留せる六年度材の流筏をも見るべく辛じて相當の出材あるべく、安東材は思惑筋の買占により解氷後天津に輸出すべきものの外、賣物薄となり、市場頗る强氣なれば流筏平年の如く順調に行はるるとするも强氣は依然たるものあるべく、北海材は人馬の缺乏による勞銀の騰貴、製紙會社の買煽り一般的好況による立木の暴騰に加へ、汽車運賃倍增等ありて產地益〻高値を唱へ來れるより船腹供給幾分順に復したりとするも不引合

は依然たるべく從つて滿洲に於ける木材相場は依然として高値を持續すべく豫想せらるとなり。

八、數字上に見はれたる滿洲の木材

數字上に見はれたる滿洲の木材を記すに當り先づ其の輸出入の數量を記さんに左の如し。

▲滿洲輸出入木材數量　（單位堅軟材平方尺、枕木丸太本）

一、輸　入

關別	堅材 大正五年	堅材 大正四年	軟材 大正五年	軟材 大正四年	枕木 大正五年	枕木 大正四年
安東	五、六二一	一六八	五、四一四、七一〇	一、五六九、六九〇	五、二〇〇	七四七
大連	一〇、八五四	六八、二六二	四、六七七、八七四	五、六二五、五三三	四三〇、〇三一	三五六、六八五
營口	四〇	九四	三六、一八五	二五八、四六八	八七、四六一	一九九、〇二五
南滿洲計	一六、五〇五	六八、五二四	一〇、一二八、八六九	七、四五三、六九一	五三三、六九三	五五六、九五七
琿春	—	—	—	六九二	—	—
滿洲里	—	一六三	二、一五九、五七三	一、七三九、三三九	一〇、七三六	四、七八三
哈爾賓	—	—	—	二、一三三	—	—

綏芬河	四、三二七	七、八四一	三七、三二七	—	—	—
龍井村	—	—	—	—	—	—
北滿洲計	四、三二七	八、〇〇五	二、一九六、九一〇	一、一六二、二三〇	一〇、七三六	四、七八三
南北滿洲計	二〇、八四一	一六、五二九	一二、三三五、七七九	九、二一五、九二一	五三二、四二九	五六一、七四〇

二、輸出

關別	堅材 大正五年	堅材 大正四年	軟材 大正五年	軟材 大正四年	丸太 大正五年	丸太 大正四年
安東	二三二、七三四	三三五、五一四	—	二八四、三三三	—	九六
大連	—	—	四一九、四三四	—	二、〇二九	八、二九一
營口	—	—	—	—	六、七五九	一〇、五一三
南滿洲計	二三二、七三四	三三五、五一四	四一九、四三四	二八四、三三三	八、七八八	一八、九〇〇
瑷琿	—	—	八、〇三四	—	—	—
三姓	—	—	一、六二九	—	六七六	八、〇五七
滿洲里	—	四、一〇〇	—	—	—	—
哈爾賓	二、九八一	一、四四四	一三、九九八、三四一	五、七七六、七七四	二四、〇八五	六、三四一
綏芬河	—	七、八〇九	—	—	—	—
北滿洲計	二、九八一	一三、三五三	一四、〇〇八、〇〇四	五、七七六、七七四	二四、七六一	一四、三九八
南北滿洲計	二三五、七一五	三四八、八六七	一四、四二七、四三八	六、〇六一、一〇七	三三、五四九	三三、二〇二

一、滿鐵各驛の木材

滿鐵各驛に於ける最近二箇年間に於ける各驛發著別噸數を擧ぐれば左の如し。

（イ）大連驛發著

發著驛別		大正五年 發送	大正五年 到著	大正四年 發送	大正四年 到著
奉天以南	關東州內	四、二六二	三三六	四、二四九	七八
	營口	一八六	四〇	三七五	九
	遼陽	一七〇	三	二三三	三
	撫順	四一	—	五	—
	奉天	三三	九〇	一四七	六三
	其他各驛	六六	二七	七九〇	六
	計	五、四三三	四九六	五、七九九	一五八
奉天以北	鐵嶺	三〇	—	七六	一
	開原	七九	—	五	—
	昌圖	一八	—	—	—
	雙廟子	—	—	—	—
	四平街	一九七	一七	—	—
	郭家店	—	—	—	—
	公主嶺	一四	—	三	—
	范家屯	—	—	—	—
	長春	六二	一四、〇二八	三七	二、八五六
	東清線	二八	三、二九〇	一	—
	其他各驛	九九	—	三五	—
	計	五三二	一七、三三八	一五七	二、八五七
安奉線	安東	一	七、五一七	一	一、三三三
	院局線	—	一一七	—	一八
	其他各驛	三一	一、三三六	一六三	三五
	計	三二	八、八七〇	一六四	一、三五五
合計		六、〇八二	二六、六九四	六、一二〇	四、三七〇

（ロ）營口驛發着

發著驛別		大正五年 發送	大正五年 到著	大正四年 發送	大正四年 到著
奉天以南	大連	四二	一八六	九	三七
	海路	—	—	—	一八
	遼陽	三	四九三	一七〇	三一九
	撫順	—	—	三	—
	奉天	八一	五四一	一三	二二四
	其他各驛	六五二	六八	八二一	二七
	計	七二八	一、二八八	一、〇二五	九五五
奉天以北	鐵嶺	—	四九	六五	—
	開原	一四	—	二九	四
	昌圖	四	—	六四	—
	雙廟子	—	—	五三	—
	四平街	二	—	七六	—
	郭家店	—	—	二	—
	公主嶺	—	—	七	—

發著驛別		大正五年 發送	大正五年 到著	大正四年 發送	大正四年 到著
奉天以北	范家屯	—	—	—	—
	長春	一五	五五〇	七一	一〇八
	東清線	—	—	—	—
	其他各驛	二	—	七八	—
	計	三七	五九九	五四五	一一三
安奉線	安東	—	六、八五六	—	二、六〇〇
	院局線	—	一六	—	—
	其他各驛	—	七五三	一	七八一
	計	—	五、六二五	一	三、三八一
合計		七六五	七、五一二	一、五六一	四、四四八

(ハ)奉天驛發著

發著驛別		大正五年 發送	大正五年 到著	大正四年 發送	大正四年 到著
奉天以南	大連	九〇	二三〇	六一	一四六
	海路	—	一	—	一
	營口	四一	八一	二二四	一三
	遼陽	一、三〇八	三一〇	八六〇	四〇三
	撫順	二	八三	二	四
	其他各驛	五五四	六六	三二一	一七
	計	二、五一四	七七一	一、四九八	五八三
	鐵嶺	四九	一八	五〇	二八
	開原	一七	五九	九	五八

發著驛別		大正五年 發送	大正五年 到著	大正四年 發送	大正四年 到著
奉天以北	昌圖	九	—	一六	一
	雙廟子	五	—	八	—
	四平街	一九	四	一四	三
	郭家店	—	…	一	…
	公主嶺	九	…	七	…
	長春	六一	三、六七三	一六	三、六〇八
	東清線	一六	一、四八八	三三	—
	其他各驛	一三四	二	三一五	四
	計	三一九	五、一六一	四五八	三、七一四
安奉線	安東	二	二、四七〇	—	二、一四二
	院局線	—	—	—	八
	其他各驛	五三〇	三、七七二	四〇	二、八二〇
	計	五三二	六、二四二	四〇	四、九七〇
合計		二、八八五	一一、二七五	一、九九六	九、二六七

(ニ)安東驛發着

發著驛別		大正五年 發送	大正五年 到著	大正四年 發送	大正四年 到著
奉天以南	大連	七、七九四	…	一、一九七	…
	營口	四、八七一	—	—	—
	遼陽	一、六〇三	—	一、六〇〇	—
	撫順	九二七	—	七〇五	—
	奉天	二、四七〇	二	二、一五〇	—

		大正五年 發送	大正五年 到著	大正四年 發送	大正四年 到著
	其他各驛	一、一四八	—	一二九	—
	計	一八、八一三	三	七、一四三	一
奉天以北	鐵嶺	九五	—	三三三	一
	開原	四三	—	二六〇	—
	昌圖	四	—	二二一	—
	雙廟子	—	—	三八	—
	四平街	一、七七五	—	三二四	—
	公主嶺	二一	—	六九	—
	長春	二三三	—	一八五	一〇〇
	其他各驛	—	—	一〇〇	—
	計	二、一七一	—	一、五三〇	一〇一
安奉線	院局線	一八、三三八	一一、八九二	九、七三七	五、四二〇
	其他各驛	三、五二六	一、六七〇	二、三三三	二七九
	計	二一、八六四	一三、五六二	一二、〇七〇	五、六九九
	合計	四二、八四八	一三、五六五	二〇、七四三	五、八〇一

(ホ)長春驛發著

	發著驛別	大正五年 發送	大正五年 到著	大正四年 發送	大正四年 到著
奉天以南	大連	一九、三七一	九一	三、四七八	三六
	海路	七六	—	—	二
	營口	五四〇	一五	一〇三	七一
	遼陽	二〇七	—	三六七	—
	撫順	五八〇	—	二八九	—
	奉天	五、一六〇	六七	三、六〇八	三八
	其他各驛	七三七	三	四七六	六
	計	二六、六七一	一七六	八、三三六	一五三
奉天以北	鐵嶺	二、七一七	四	二、九七七	一六
	開原	一、八六六	一四	一、三七二	二
	昌圖	七四一	—	九三八	二
	雙廟子	四三八	—	八一四	九
	四平街	六、〇三〇	五	四、一六九	四
	郭家店	三七六	—	五五五	—
	公主嶺	一、四四六	三	二、〇一四	—
	范家屯	四五一	二九	八三九	三
	其他各驛	八二九	二	一、三二〇	三一
	計	一四、八九四	五七	一四、九八八	六七
安奉線	安東	—	一六五	—	一八五
	院局線	—	五八	一〇〇	—
	其他各驛	一	二七五	一一七	二二
	計	一	四九八	二一七	二〇七
	合計	四一、五六六	七三一	二三、五三一	四二七

二、材積の計算法と木稅

滿洲に於ける木材の寸檢法及賣買原位は普通長さ尺止め角は五分付端指とす但し安東材は長連建中指し又は元指しの習慣あり。

賣買原位

材種	仕入原位	販賣原位
北海道材	百石に付	石又は才尺締
北滿材	立方呎	立方呎又は才
吉林材	立方尺又は石	立方尺又は才
鴨綠江材	符連寸	連寸又は才
外國材	立方呎又は平方呎	立方呎

以上の如くにして石は千立方尺卽ち巾一尺長千尺にして安東に行はるる木材の計算法は左の如し。

一、一連　長八尺、二連ものとは長十六尺ものにして斷面積の大小を問ふことなし。

一、一符　十一連を以て一符とす卽ち八十八尺なり。

一、一寸　一寸角にして長八尺を有するもの卽ち普通一寸角の一連ものと云ふ。

一、一材　斷面積六十平方寸の八尺ものなり卽ち一寸物六十と云ふ。

木材は他の商品と同じく關税を課せらるるも關東州は自由港なるを以て北海道材にして州内に輸入するものは輸入税なきも關東州外の各地に輸入するもの又は關東州より各地に輸出するものは從價の五分を課せらる北滿各地又同じ。

吉林に於ける木税は賣買に當り左記税額を買主より徴收す。

木税	從價一割	山分税	從價六分
山分税雜款	同五厘	木植税	同八分
山植税雜款	同五厘	木植貨牙税	同六分
木植貨牙税雜款	同五厘	合計	三割一分五厘

鴨綠江の材木税は安東に於て賣買取引せらるる場合に買主より支那木税局に納付するものにして普通之を山價と稱し山元立木伐採代金の意味なりとす此木税は多く從量税にして其税率は税則に依り一定すと雖も實際に於ては税則と一致せざる場合多し從來の經驗に徴し便宜上之を從價税に換算するときは大約左の如くなるも材價の高低に依り其步合を異にするは勿論なりとす。

一、紅松從價六分二、杉松同八分五厘三、黃花松同一割。

支那に於ける輸出税は之れを海關税と稱し必ずしも外國に輸出する場合のみに課するにあらず假令ば其の輸出先支那内地なるも之を汽船積となす場合は悉く海關税を課せらるものとす。

三、安東輸出木材數量細則

汽車扱

區別		大正六年	大正五年
安東驛より朝鮮各地	上半期	五、一一九噸	三、三五九噸
	下半期	九、〇七九	五、三三四
安東驛より滿洲各地	上半期	六、四五四	二、七八四
	下半期	一一、九〇四	六、七四四
沙河鎭驛より滿洲各地	上半期	五〇〇	一、二三九
	下半期	八三五	一、五一五
合計		三三、八九一	二〇、九六五

汽船扱

區別		大正六年	大正五年
安東港より支那各港	製材	五七五噸	—噸
	原木	七二、〇二三連	二三〇、六〇〇連
	挽材	一六、三三二尺締	一〇、八五二尺締

四、鴨綠江材の運賃

鴨綠江材の汽船運賃は積荷の多少、時季、往復航並に一般海運界の景氣如何に依り一定せず殆ど標準を示し難きを以て玆には單に汽車運賃のみを示すに止む。

安東新義州各地間汽車運賃

到著驛名	安東 一車扱一噸	安東 噸扱一噸	新義州 紅松、杉松、雜木一尺締	新義州 落葉松一尺締
定州	圓 二、一一〇	圓 二、五九〇	圓 〇、四七〇	圓 〇、六一〇
平壤	三、二〇四	四、〇六二	〇、六五〇	〇、八五〇
鎭南浦	三、六五二	四、六〇六	〇、七一〇	〇、九二〇
開城	四、二五八	五、四一四	〇、九三〇	一、二〇〇
京城	四、五五二	五、七八二	〇、九三〇	一、二〇〇
仁川	四、六七二	五、九〇二	〇、九三〇	一、二〇〇
太田	五、一五二	六、三八二	一、〇二〇	一、三二〇
釜山	六、一七二	七、四〇二	一、二八〇	一、六五〇
奉天	三、〇〇〇	—	—	—
撫順	三、〇〇〇	—	—	—
遼陽	三、七二〇	—	—	—
營口	五、一四〇	—	—	—

大連	六、〇〇〇	一	一	一

一、朝鮮線は一六九三斤四四、滿洲線は一五一二斤を一噸とす但し滿洲線發朝鮮行は朝鮮線所定の噸量に依る
一、南滿鐵道には噸扱の制度なきも安東より同鐵道主要驛に至る木材一車扱の最低積載量は十噸とす
一、新義州より朝鮮鐵道主要驛に至るものは一車扱噸扱に拘はらず特に一尺締に對する特定運賃の制あり
一、本表積込は安東驛又は新義州驛より直に汽車積とす

五　大連の木材輸出入狀況

(イ)大連港輸入木材噸數

		大正六年	大正五年	大正四年	大正三年
海路輸入	木材	二五、〇五五	二三、七八六	二九、七〇五	五五、四五六
	枕木	二八、二〇四	二五、九九五	一九、八二五	三三、五三九
	計	五三、二五九	四九、七八一	四九、五三〇	八八、九九五
陸路輸入木材		四一、七八二	二二、八二五	二、一四二	二、〇〇〇
合計		九五、〇四一	七二、六〇六	五一、六七二	九〇、九九五

(ロ)大連港輸出木材噸數

		大正六年	大正五年	大正四年	大正三年
海路輸出	木材	一〇、二九〇	五、九九八	六、八一七	四、〇一七
	枕木	二五	一	六八九	一、二四九
	計	一〇、三一五	五、九九八	七、五〇六	五、二六六

陸路輸出木材	五、六八三	六、三九四	五、六五八	五、三〇〇
合計	一五、九九八	一二、三九二	一三、一六四	一〇、五六六

以上の如くにして大連に於ける實際の木材消費數量は左の如く概算するを得べし。

	大正六年	大正五年	大正四年	大正三年
輸入木材	六六、八三七	四六、六一一	三一、八四七	五七、四五六
輸出木材	一五、九七三	一二、三九二	一二、四七五	九、三一七
消費高	五〇、八六四	三四、二一九	一九、三七二	四八、一三九

更らに大連港に於ける輸出入木材の國別噸數を示せば左の如し。

(ハ)大連港輸入木材仕出國別噸數

仕出國別	木材 大正六年	木材 大正五年	木材 大正四年	木材 大正三年	枕木 大正六年	枕木 大正五年	枕木 大正四年	枕木 大正三年
日本	三二、〇〇六	二一、九三三	二七、三六八	五二、七六八	二八、二〇四	二五、九九五	一九、八二四	三二、三八一
朝鮮	五七	二七九	三九	一	―	―	―	一五八
支那	一、〇九八	一、五七四	二、二八〇	二、五一三	―	―	―	―
南洋	―	五	五	二	―	―	―	―
歐洲	四	―	―	一七二	―	―	―	―
米國	一、八九〇	―	一三	―	―	―	―	―
計	三五、〇五五	二三、七八六	二九、七〇五	五五、四五六	二八、二〇四	二五、九九五	一九、八二四	三二、五三九

鐵道輸入	四一、七八二	三三、八二五	二、一四二	二、〇〇〇	—	—	—	—
合計	六六、八三七	四六、六二一	三一、八四七	五七、四五六	二八、二〇四	二五、九九五	一九、八二四	三三、五三九

(二) 大連港輸出木材仕向國別噸數

仕向國別	木材 大正六年	木材 大正五年	木材 大正四年	木材 大正三年	枕木 大正六年	枕木 大正五年	枕木 大正四年	枕木 大正三年
日本	二、九五二	一、〇六三	一、〇一二	五〇二	—	—	—	—
朝鮮	九	七七	七一七	五〇	—	—	—	—
支那	七、三三九	四、八六八	五、六八九	三、四六五	二五	—	六八九	一、二四九
計	一〇、二九〇	五、九九八	六、八一七	四、〇一七	二五	—	六八九	一、二四九
鐵道輸出	五、六八三	六、三九四	五、六五八	五、三〇〇	—	—	—	—
合計	一五、九七三	一二、三九二	一二、四七五	九、三一七	二五	—	六八九	一、二四九

而して更らに輸入木材の仕出港を見るに其主なるものは

仕出港別		木材 大正五年	木材 大正四年	木材 大正三年	枕木 大正五年	枕木 大正四年	枕木 大正三年
日本	小樽	三、七五九	三、二五一	一五、八七〇	三、七七二	八、四二九	一、九五三
	釧路	一、五五九	三、四七一	六、六八九	五、四三七	五、七三五	一四、四七一
	大阪	三、五七六	一、八二三	二、五一四	一、四二一	一、七三三	二、八〇八
	關門	六、九一〇	二、九九六	五、二八七	一、三一八	二六	—

以上の如くにして北海道仕出の逐年減少するに反し大阪及關門の著しき増加

を見たるは全く船腹の不足に因る運賃高に基因するものなり。

（ホ）大連港に於ける木材の相場（原木にして十二尺締一本に付）

材名		大正四年	大正五年	大正六年	最近相場
北海道材	松	円 三、五〇〇	円 五、五〇〇	円 六、六〇〇	円 九、六〇〇
	栓	四、八〇〇	六、五〇〇	一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇
	鹽地	六、五〇〇	六、八〇〇	九、六〇〇	一三、〇〇〇
	楢	七、五〇〇	八、〇〇〇	九、六〇〇	一三、〇〇〇
	桂	七、〇〇〇	七、五〇〇	九、六〇〇	一三、〇〇〇
鴨綠江材	紅松	円 六、〇〇〇	円 七、〇〇〇	円 七、八〇〇	円 一一、〇〇〇
	白松	三、三〇〇	四、三〇〇	六、六〇〇	七、八〇〇
吉林材	紅松	—	六、五〇〇	八、四〇〇	一一、五〇〇
	白松	—	五、三〇〇	七、〇〇〇	八、七〇〇
北滿材	紅松	五、八〇〇	六、五〇〇	八、六四〇	一三、〇〇〇

六　關東州の造林

官行造林　關東都督府にては風致林、水源涵養林の謂ゆる保安林の造林計畫を立て先づ大連、旅順、金州附近より著手し漸次之れを普及せんとの方針を立て旅順大連、金州の三箇所に苗圃を設置し、官行造林に充つべき苗木の養成をなせり、其の面積總計四十一町歩にして大正五年度の搬出苗木は總數約三百萬本ありたりといふ。

造林奬勵　關東都督府にては官行造林の外に民間に對する造林奬勵を目的と

し造林をなさんとする者には無償にて種苗を交付し又造林のため官有地を使用せんとする者には其の土地を無償にて貸付くることとせり、其の他林野の保護奬勵を嚴にすべく林野取締規則を設けたり。

地方苗圃　關東都督府が造林を奬勵したる結果、支那土民の造林觀念漸次增進し其の會村の公有に係かる小規模の苗圃を管內若干の地に見るに至れり、即ち是れ地方苗圃と稱するものにして、都督府は大正元年度より補助金を下附して之れが增設を奬勵したる結果現今にては各民政署管內に二十六箇所を算するに至れり、其等の地方苗圃に於て養成したる苗木は主として公有林の栽植に充てしめ若し餘裕を生じたる場合には之れを箇人に配付し或は道路並樹の栽植をなさしむることとせり、其の大正五年度に於ける地方苗圃總面積は百六十七町七段一畝にして撒出苗木は大正四年秋季及び大正五年春季を合して一千六十五萬本なりといふ。

金州の地方苗圃　金州管內の地方苗圃は現在十八箇所なるが大正七年度より新に直轄管內八里庄七頂山、普蘭店管內土城子粉家庄、貔子窩管內大譚家屯の五箇

所に地方苗圃を新設することとなりたり。

(甲)官行造林

年次＼種別	新植 面積(町畝)	新植 苗木數(本)	新植 種子量(石)	種苗 苗木數(本)	種苗 種子量(石)	種苗計 苗木數(本)	種苗計 種子量(石)
明治三十八年	七〇・五七	五〇四、八三〇	—	—	—	五〇四、八三〇	—
同三十九年	六二・五七	三五五、六一〇	一・六九七	三〇一・六四〇	—	六五七、二五〇	一・六九七
同四十年	一四〇・一八	七六五、七二一	六・二〇〇	八四・八五〇	〇・二〇〇	八五〇、五七一	六・四〇〇
同四十一年	二二九・六三	一、〇一〇、九五〇	二一・三七〇	—	—	一、〇一〇、九五〇	二一・三七〇
同四十二年	二六八・一三	九九一、六九五	三〇・三〇〇	一四一・五五〇	—	一、一三三、二四五	三〇・三〇〇
同四十三年	二五九・二六	九九二、五一五	二七、五九〇	三九五・六五一	—	一、三八八、一六六	二七・五九〇
同四十四年	二五九・八一	一、三七二、七〇〇	—	五八二・九〇〇	—	一、九五五、六〇〇	—
大正元年	二九五・一八	一、一四八、五八〇	—	五七三・三九〇	—	一、七二一、九七〇	—
同二年	二八一・九三	一、四三八、三三〇	—	六七二・七六〇	—	二、一一一、〇九〇	—
同三年	二〇四・七五	六二二、一〇〇	一・七〇〇	七八六・四五〇	—	一、四〇八、五五〇	一・七〇〇
同四年	三四三・七七	一、二六一、八〇〇	—	九二六・〇九〇	〇・八〇〇	二、一八七、八九〇	〇・八〇〇
同五年	四八〇・二四	一、五五六、二〇〇	一七・一二〇	一、二九八・一四〇	一七・四四〇	二、八六四、三四〇	三四・五六〇
合計	二、九八六・〇二	一三、〇三二、〇三一	一〇五・九七七	五、七六三、四三一	一八・四四〇	一七、七九四、四五一	一二四・四一七

備考

一、苗木總數ノ內「マツ」約一三、一七四、〇〇〇本、「カラマツ」七九〇、〇〇〇本、「アカシア」一、五四八、〇〇〇本、「クヌギ」八〇五、〇〇〇本、雜木一、四七八、〇〇〇本ナリ

二、種子總數ノ內「マツ」種子一六石四一〇、「クヌギ」種子、一〇三石五五〇ニシテ其他ハ雜樹種子ナリ

(乙)造林地貸下高

大連管内	金州管内	旅順管内	合計
一、三二七・四八〇五町	一、〇八二・一九一一町	二、三〇六・四〇二〇町	四、七一六・〇八〇六町

備考 本表ノ數字ハ造林奬勵規則ニ依リ明治四十二年ヨリ大正五年マデ八箇年間ニ民間ニ貸下ケタル官有地ノ面積ナリ

(丙)種苗下附數

區分	自明治四十二年 至大正四年	大正五年	計
苗木	四、〇九三、三一〇本	四七二、三一〇本	四、五五五、六二〇本
種子	四六二、九五八石	七四、七五〇石	五三七、七〇八石

備考 本表ノ數字ハ造林奬勵ノ爲メ州内人民ニ無償ニテ下附シタル種苗數ナリ

(丁)種苗讓與數

區分	自明治四十一年 至大正四年	大正五年	計
苗木	一、四一八、八五五本	二四七、四一八本	一、六六六、二三七本
種子	三九・九六八石	—	三九・九六八石

備考 本表ハ他官衙及學校等ニ讓與シタルモノニ係ル

(戊)自大正二年秋季至大正五年春季地方公有造林實行面積及地方苗圃搬出苗木數

管内別	地方公有造林 新植面積	同苗木數	補植苗木數	苗木計	個人下附及道路並樹交付數	搬出苗木總數
旅順	二六七・六四町	一、二〇四、〇一〇本	一九、三五〇本	一、二二三、三六〇本	六六九、二三〇本	一、八九二、五九〇本

大連	三三四・七九	七九四、三三五	一三、〇〇〇	八七〇、三三五	五六〇、一八五	一、三六七、四一〇
金州	二、〇九一・八四	八、三〇一、三六四	二、〇六一、〇八八	一〇、三六二、四五二	五、三四三、三四一	一五、七〇五、七九三
計	二、六〇四・二七	一〇、九九、五九九	二、〇九三、四三八	一三、三九三、〇三七	六、五七二、七五六	一八、九六五、七九三

七年度林業計畫　大連民政署管内に於ける大正七年度の林業計畫は柞松混合林を造るの目的を以つて從來の林種に柞種を栽植するの計畫にて將來は到る處柞松混合林を作成するの豫定なる由、該混合林たるや最も進步したる理想的造林方法にして其の利益を擧ぐれば

(一)松毛蟲を防止するの作用あり。

(二)火炎防止にも耐久性に富む。

(三)松は用材として柞は薪炭に用ひ互伐して半林保存の作用をなす。

等にして先づ七年度に於ては小平島、革鎭堡、臭水子、南關嶺方面の各地方苗圃に柞種四十石を播種し且つ柞苗四十萬本を栽植する計畫なるが更らに官行造林は大々的積極方針を以つて進み大規模の造林を行ふべく現に六年度に於て老虎灘方面より帽棰島にかけて混合造林の作業を行ひたり斯くて今後每年該計畫を續行するといへば十年後に於ける大連管内の山岳は其の姿容を一變するに至るべし。

七　東蒙古の森林

蒙古の地勢は既述せし如く興安嶺と陰山々脈との交叉地方は山岳地帯にして海拔五千七百尺内外あり面積約六千五百方里とす、次に高原地帶たるは卓索圖盟の東北部、昭烏達盟の西北部及び哲里木盟の西北部にして謂ゆる興安嶺の支脈地方なり其の面積は約七千五百方里許とす、次に平原地帯たるは主として哲里木盟の大部を占め面積約五千八百方里とす、此平原地帯亦平野、丘陵、沙漠の三に分かたれ、平野は遼河、嫩江、洮兒河の流域に屬する地方にして農耕地として利用せられ、丘陵地は平野の中に高さ二〇三米突の波狀を呈する起伏地にして土質は泥土なり沙漠地は遼河の一支流なる西遼河の南方に位する地方とす。

(一)　哲里木盟の森林

哲里木盟の地に於て鐵道沿線は比較的樹木多く家屋の周圍には防風林さえある程にて樹種はドロ、ニレ、ヤナギの三種重なるものにして其の西方の蒙古地方に

は樹林を見るなく唯處々に廣き高原地方の目標として數百年を經過したる大木點在し又直徑三四尺くらゐの根株處々に之れあり廟のあるところには必らず大木あり、嘗て森林地帶たるを今に追思せしむ。達爾罕地方には延長一里、幅約十八九町の楡樹の森林あり樹齡は何れも百年以上のものにして其の附近に苗圃樣のものあり、楡樹以外の樹種は白楊、柳の類多し。鄭家屯、窩家店附近には又防風林頗る多く、其の大なるは一二町歩乃至七八町歩にして年齡四五十年高さ十二三間の鬱蒼たる白楊の森林とす。今、哲里木盟中に就きて洮兒及び綽爾等の河沿地の樹林を記せば左の如し。

河沿の樹林　札薩克圖旗の葛根廟附近より起り西北索倫山に至る途上洮兒河の兩邊域及び札賚特旗下の綽爾河、雅魯河等の兩側一帶には河流に沿うて樹林逶迤して存在せり左れど是れ疎林して樹種は楡、柳、楊、紅木(河柳ともいふ)柞、樺、山頂子等あり、就中、楡、柳最も多く楊、柞之れに次ぐ、其の柞、樺、山頂子は山地又は高地に生じ其の他は皆平坦地に發生せり、樹木の外貌は概して枝幹共に甚だしく屈曲して强風、暴風に支へ來れるが如き狀あり、從つて其の高きものも二丈を超ゆるものなく

高地及び山腹のものは七八尺乃至一丈にすぎざるなり。

(二) 索倫山の森林

索倫山地方は森林地帯として古來有名なるものなり、淸朝時代には第五禁園地に當り光緒三十一年に至り其の一部開放さるるや漢人の移住多きを加へ札薩克圖、蘇鄂公の兩旗に隣接せる哈海地方の如きは概ね伐採し盡され、現今にては同地を隔つる北方約百五十支里乃至二百支里なる哈馬、楊樹溝一帶の樹林を伐採しつつあり、左れど索倫部は地域廣大にして北するに隨ひ人跡絶え索倫蠻族の狩獵を事とするものありて危險なるが故に漢人の伐木者は未だ哈馬以北に進めるものあるを聽かざるなり、森林の分布區域は哈馬地方松樹多く東西二十支里にして南北五支里の間にあり、楊樹溝地方は楊樹多く東西十支里にして南北十支里の間にあり、樹種は黃花松又は一起松と稱する落葉松多く、樺、柞、楊之れに次ぐ、大きさは末口概して三寸乃至一尺五寸のもの多く、高さは一丈二三尺より二三丈に及び四五丈のもの亦稀れならざるなり。

伐採情態　民國一年頃より哈馬地方に洮南附近のもの入り込み各自伐採して輸送し去りたるが數人若しくは十人を以つて一斑となり入山して適地に窩棚を建て冬季伐採せるものは樹皮を附せる儘にて運送し夏季伐採せるものは樹皮を剝ぎて放置し冬期に至るを俟ちて搬出す、一人一日の作業は夏季は檀子にて伐り四本又は皮剝ぎ四本にして冬季は伐り三本の割合なり、夏季は蚊、虻等の襲撃多く冬季は酷寒に苦めらるるを以つて作業容易ならず、今其の伐木賃銀を記せば左の如し。

過樑（楝樑）（長二丈四尺末口九寸乃至一尺）一起松、黄花松、楡松、（以上を紅貨といふ）末口一寸に付小洋一角半

過樑　楊、柞、柳（以上を白貨といふ）末口一寸に付小洋七錢

檀子（檀木）（長一丈三尺末口三寸乃至五寸）紅貨一箇に付小洋二角半

檀子、白貨一箇に付小洋一角半

毎年冬季に本地方より木材を買入るるものは概ね蒸牛山、瓦房、洮南等札薩克圖旗下の各地より來るものにして彼等は自ら車輛を雇入れて伐木の現場より之れ

を搬出するなり其の一車の積載量は檀子は乾燥せるものにして三十本、生物にして二十本、又過樑は一二本の外に檀子四本乃至八本を限度とせり、運賃は冬季にて哈馬洮南間檀子一本に付小洋一元内外にして木材車の往來する路程は左の如し。

洮南

クイズマイマイ	百二十支里	那金河	八十支里
喇嘛倉	八十支里	シャブルタイ	百二十支里
哈海	百支里	哈馬	百五十支里

木材稅率　本地方に於て伐採せる木材を他地方に搬出せんとするときは哈海地方に在る木局にて納稅せざるべからざるなり、木局とは哈海木局にして原名は祥裕公司と稱す傳瑞令、金生明外十八の合同により資本一萬兩にて光緒三十一年十二月開始せられたるものなり同公司の所在地は初め哈海地方に在りしが光緒三十四年に至り同地の西北三十支里なるナイリンデャラガに移轉し以つて同地に在りしが民國五年に至り再び哈海地方に移轉せり、同公司は現在に於ては傳瑞令一人の經理に屬し官憲より派遣せられたる張孛田、目下之れが總辦たり、由來同

公司設立の目的たるや從來本地方にて自由に伐木運出せしもの少なからざりしが開放と同時に此種のもの增加すべき見込を以つて域外に搬出する木材に對し官許を受けて課稅し其の徵收しだる稅額の二割二分は之れを政府に納め其の殘部卽ち七割八分を公司の收得するに在り、該公司の徵稅する率は左の如し。

紅貨			
過樑	末口一寸に付	銀兩	九分
檀子	同	同	四分五厘
椽子	一車に付	同	三兩
白貨			
檀子	末口一寸に付	同	四分五厘
檀子	同	同	二分二厘五毛
椽子	一車に付	同	一兩五錢

又、本局にては呑板と稱し同一幅の板を賣却す長さ七尺五寸、幅一尺乃至一尺五寸厚さ二三寸のもの多く、其の價は厚さ一寸に付白貨は小洋三角、紅貨は五角なり。

造林方法　造林事業は官憲により數次提唱さるるも未だ之れを實行して豫定の效果を收めたるものあらざるなり、卽ち洮南にては光緒三十三年に知府孫葆瑨

が懐德方面より楊、柳の插條を取寄て之れを六家子村及び其附近に無償交付し適地に插木することを奬勵したり、然るに插木の季節を過りたると其の方法の拙劣なりしため遂に失敗に了りたり、唯、北正鎭の天利公司にては民國三年以來、其の小作人を激勵して楡、柳、楊等の植栽を行はしめつつあるが其の成績稍、良好なり今其の造林方法を記さんに左の如し。

(一)造林區域　同公司の章程に示すが如く沙崗、土邱の地域以外に小作人の住家附近の適地を以つて之れに充て防風に便なる地點を擇ばしめつつあり。

(二)插幹及び插木法　插幹法は口徑一寸內外の梢部を四五尺の長さに切り直にこれを適地に插すものにして柳は之の方法によれるも楊は插條を以つてしつつあり、時期は清明節前後にして先づ十數年以上の母樹より切口口徑四五分長さ四尺餘の枝を切り其の下部を水に浸すこと十日餘にして適宜の長さに切斷し後本口を粘土液に浸して插穗(二本)を作り之れを雜草の繁茂せざる土地に插條するものにして此方法による楊樹は五六年後には概ね五六尺の高さに生長すべしと云ふが此種の樹木は枝條の發芽力極めて強きを以つて本地方に於ては最も適當せ

る方法なりといふ。

(三)播種法　楡に對しては播種法を用ひつつあり卽ち五月頃に至り地拵として雜草を根より拔き取り石塊を拂ひ除き地面を均らして之れに播種するものにして播種は土を覆ひ稚苗發生せる後は除草す。

尙ほ同公司は目下、本店を長嶺縣に置き同地方に於ても亦造林の奬勵をなしつつあり、其の街上路傍に移植せる柳木の如きは今や大に見るべき發育を遂げ市街は爲めに一段の美觀を添えつつありといふ。

(三)　ウイツ山の大森林

興安嶺の一部にして支那人のウイツ山と稱する地方には大森林あり、各王府より二百支里の地點に在り、其の林西よりの道順を記せば東河、官地、チヨルチン、白塔子、バインタライに至りて山に入る其里程三百支里と註せらる、又、大板上よりはホロスタイ、ヨルトを經て白塔子に至り前道に合す其の里程四百支里あり、此大森林地帶は西烏珠穆沁旗の所屬にして東西烏珠穆沁、大小巴林の兩旗に跨る興安嶺の

一部たるなり、其の烏珠穆部にありては延長三百支里と稱し、幅に付ては蒙古人之れを知らずと稱す、樹種は松、廟松等の針葉樹多くして之れが伐採を一切禁止するが故に王府より看守人を派して他旗人の伐採を防げり、左れど他族の蒙古人卽ち大小巴林の蒙古人は數十輛の牛車を牽ひ多數の人員隊をなして入山し殊に銃器を所持して妨害するものに抵抗するの用意をなし、車輛を谷間に置き森林地の內部に入りて盛んに盜伐し、直ちに之れを車輛に載せ遁走するを以つて看守人は如何ともすべからず、此等の木材は林西市場其の他大小巴林は勿論阿爾科爾沁方面にも供給せらるなり、此等の森林が今日まで保存せられたるは之れを伐採するときは、山神の罰を蒙り牛馬斃れて人は病むといふ迷信のありたるためなりといふ。

四　圍場縣の森林

圍場は其の名の如く清朝の狩獵地なるを以て錐子山の大森林が今に保存されたる次第なり、圍場は清朝時代に喀喇沁、敖漢、翁牛特三部の王公等各其の地を獻じて圍獵の用に供したるものなり、卽ち東北は翁牛特、東より東南に及びては喀喇沁

にして北は克什克騰に境す、又西北よりして西南に至るまでは東翼、察哈爾之れを包み南の一面承德縣界に接す、周圍凡そ一千三百里、之れを環らすに木柵を以つてし柳を植えて邊となす、場内を六十九圍に分ち八旗官兵一千人を置きて之れを分轄せしめ每旗に一營房を設け一營房に五卡倫を隸屬せしめ、卡倫を高處に設け人の其内に耕牧し若しくは禽獸を捕ふることを禁じたるなり。

五　多倫諾爾の森林

多倫諾爾の東北地方に亙りて一帶の大森林あり未だ多く伐採されざるなり、多倫諾爾は古北口の北方、內外蒙古の境界にあり、東は圍場、隆化の二縣に、南は豐寧縣に、西及び北は外蒙古に境す、今は多倫縣の所在地にして喇嘛廟あるを以つて有名なり。

六　蒙地に適する白楊と楡樹

蒙古一帶を通じて樹種は白楊、楡、柳等にして山岳地帶には樺、楓、アラス其の他二

三の灌木あり、開蒙地帯に於ては支那人が防風林、防砂林として白楊を植林しつつあり、哲里木盟科爾沁部なる博王旗及び達賴罕旗に於ても白楊、柳、楡等を植林しつつあり、照烏達盟奈曼部の奈曼旗に於ても此等の樹種を植林しつつあり、殊に奈曼旗の王府以東北の四十五支里ツフルーチン附近よりトロンモート、花々兒屯よりボーシニトー、チョナイティンに到る二百支里の地帯は老柳龍の臥せるが如く相連りて、砂地の間にあるものは二百年以上の樹齢を有するものなるを見るも、蒙地一帯には白楊、柳、楡樹等が最も適するを知るべきなり。

七　東蒙に於ける木材狀況

蒙古人の生活上には木材なるものが緊切なる交渉を有せざるなり、即ち家具の如きも牛皮羊皮を利用し其の住屋たる蒙古包の如きも徑一寸長さ二米突位の丸木百四本又は九十六本を以つて上部の傘を組立て唯、上部の結び合せには長さ三尺位、徑二寸位の木片を要する外、他は一尺内外の木片を伸縮自在に結び合せる外に木材を要せざるなり、左れど逐年支那式家屋を建築するもの増加し來れるによ

り漸次建築用材の必要を喚起するに至れり、即ち阿爾科爾沁以東は鄭家屯、洮南、伯都納、彰城、豊安方面より吉林材を輸入し、西部地方に於ては蒙古、巴林産又は赤峰、林西、烏丹市場より圍場縣の木材を輸入しつつあり。

小巴林、赤峰の木材　小巴林に於ける烏珠穆沁産の木材價格は一輛即ち切口九寸末口八寸、長さ七尺二寸の白楊は一兩五錢（一兩は十五角）なるも價格年々騰貴するを以つて、吉林材、鴨緑材は將來此方面に供給さるるに至るべし、現に赤峰方面近くまで鴨緑江材の侵入を見つつあるなり。

洮南の木材　洮南の木材商中店舗を構へて營業するものは只、公成木局あるのみにして其の他は木材の原産地方より臨時派遣せられたる店員の營業する者若しくは問屋の委託に依り販賣するものにして、毎年木材の搬出期たる夏季及び冬季には此種の商人約十二三戸に達すべし、大正三年度に洮南に來集せる木材は建築用として二萬八千六百元、家具及び車輛用材として一萬二千百七十五元に達すべく、其の建築用材中、原産地にて直接仕入せしもの約六分、市場にて取引せられたるもの約四分を含み、又、家具及び車輛用材中家具商等の原産地にて買入れたるも

の約九分、又市場にて仕入れたるものの約一分なるべきを以て實際本市場にて取引せられたる木材の總額は來集せる總額に對し約三割一分に當れり、次に市取引額中建築用材は本市場外に供給せらるるものの約七分、市場内に需要さるるものの約三分に當るが故に本市場の取引總額の市場内外の比は四と六との割合となるべきなり、今其の洮南に來集する木材の産地を擧ぐれば左の如し。

棵松	吉林(船廠)方面(俗ニ東山裡ト稱ス)
一起松	索倫山方面(俗ニ北山裡トイフ)
杉松	吉林
楊木	索倫山及洮南西北部王爺廟附近一帶
刺楸	奉天方面(俗ニ南山裡ト呼フ)
椴木	吉林方面
楸木	吉林方面及山城子方面
黃波羅	吉林方面
楡木	札薩克圖旗下葛根廟附近

色木	吉林方面
黃楡	同
青楡	同
車楡	遼陽方面
椽木	札薩克圖旗下王爺廟以北一帶
檸子	吉林方面

其の移入步合を記さんに吉林方面よりするもの八割五分、索倫山方面よりするもの一割、奉天方面よりするもの五分なるが索倫山、奉天方面よりするものは皆車運により吉林方面よりするものは扶餘卽ち伯都納を經由して搬出され車運八分河運二分の割合なり。次に稅率を記さんに冬季扶餘より移入さるるものは新城にて吉林省稅率により徵收され、奉天管內に入れば同省の稅率によりて徵收さる、又夏季は途上黑龍江省管下の地を經過すべきを以つて同省の稅率により徵收さる、今其の稅率を記さんに吉林省は從價三分五厘、黑龍江省は二分七厘、奉天省は三分なりとす。

疙瘩炭の製造 洮南の西南約百支里なる黄羊圏子に在る炭焼場即ち炭窰にては杏樹の根株即ち疙瘩にて木炭を燒く、同所の窰は前方の底徑三尺餘後方の底徑五尺餘にして前方にては高さ五尺後方は八尺餘なる饅頭形の土窰にして上部に二三口を設け其の底徑に沿ひ地表より下には深さ三尺内外の穴を掘り前基の縦面を火焚き口とし一方の側面の中央には約三尺四方の穴を設けて材料たる疙瘩の出入口として其の後部には窰に連りて高さ三尺底徑四尺上方の口徑二尺餘の圓錐形の土筒を作り其の内部に穿てる穴は窰内に通ずる如くならしめしものにして、此形の窰にて一回約千五百餘斤の炭を焚き得べく其の材料として約四千斤の疙瘩を要すべしといふ、其の木炭は洮南にて百支斤に付小洋一元二三角なりとす。

東蒙の林地明細表 固より正確なるものにあらざれど大に參考とするに足るものあれば最近の調査なりといふ東蒙林地の明細表を左に揭げんとす。

科爾沁	一、五〇〇畝	杜爾伯特	一、五〇〇畝
札賚特	一、〇〇〇	郭爾羅斯	二、〇〇〇

敖漢	一、〇〇〇	奈曼	一、〇〇〇
巴林	一、〇〇〇	札魯特	一、五〇〇
阿爾科爾沁	一、〇〇〇	翁牛特	一、五〇〇
喀爾喀	一、〇〇〇	喀剌沁	一、五〇〇
土默特	一、〇〇〇	伊克昭	三、〇〇〇
烏珠穆沁	一、五〇〇	浩齊特	一、〇〇〇
蘇尼特	一、〇〇〇	阿巴哈	一、五〇〇
阿覇該	一、二〇〇	四子部落	一、二〇〇
茂明安	一、〇〇〇	烏喇忒	一、〇〇〇

第七章　滿蒙の水產

一、南滿洲の鹹水漁業

黃海と渤海とにより其の南部を包擁さるる滿洲が各種の魚族に富み有望なる漁業地たることは今更ら言ふを俟たざる所なるが今、關東都督府の調査による黃

渤海の漁業を記さんに、大正五年度に於ける邦人の出漁船は二百六十二隻にして人員千三百十人あり、其の漁穫高四十六萬四千三百圓にして之れを前年度に比すれば漁船數に於て十二、人員に於て百三十八、金額に於て十六萬五千七百圓の増加を示し漸次順調の發達を來せり、是れ主として鯛漁業の豐富なりしと捕鯨業の發達に基因せり、其の漁業の主なるものは鯛延繩にして其の他、打瀬網、鯛一本釣り、鯖及び鰆流網、鱶繩等あり、支那人漁業の主なるものは黄花魚鱏、太刀魚漁業の三種にして就中、黄花魚漁業は二十萬圓内外に達し、鱏及び太刀魚も十萬圓以上に達す、此外、鯖、カスベ、ヒラメ、カレイ、スズキ、カナガシラ、鯿、ナマコ、クラゲ、カキ、イタラカイ、タコ、イカ、蝦等多少の漁穫あり年產額四十六萬圓に達す。本邦より出漁に適する漁業は鯛延繩、鯖流網、鰆流網、鯛一本釣、鱏延繩等とす。其の關東州近海のものは鮮魚のまま之れを大連旅順兩市場に搬送し委託販賣に附す、若し夫れ數日漁業に從事するときは氷藏或は鹽藏とす、龍口方面のものは一部は龍口に一部は支那人出買船に販賣し時に定期汽船便にて大連に輸送することあり。販路は鮮魚は大連、旅順を中心とし、更らに奥地なる邦人在留地を主とし、鹽乾魚は上海を中心として南

清方面の支那人を主とし其の需要無限といふも不可なき情態にあり。關東州沿海に於て漁業をなさんとするものは關東州水産組合を經て關東都督府に出願許可を受るの規定なれば、先づ大連なる水産組合本部又は支那(旅順及び貔子窩につき手續上の代辦を依頼するを便とす。關東州以外の支那領海に於て漁業するは支那官憲の拒否する處なるも數年來出漁の慣行ある地方に在りては月下の處默認の情態にして殆んど自由といふも可なり。

支那官憲の漁業統計　固より確實なるものにあらざるも參考のため、奉天省の調査に係かる漁業を記さんに左の如し。

▼**漁戸及漁船**

地方		漁戸	漁船數 男	漁船數 女	漁船數 計	漁船數
遼東灣沿岸	復州	三六一	二、六五〇	二、四一一	五、〇六一	三六一
	蓋平	四三一	一、六四六	一、三二二	二、九六八	二九四
	海城	四四九	一、五一一	一、一九八	二、七〇九	三〇八
	錦州	一〇三	三〇一	一	三〇二	二四
	綏中	九九	二〇八	一八七	三九五	九九
計		一、四四三	六、三一六	五、一一九	一一、四三五	一、〇八六

黄海沿岸(荘河) 正西路第四區	一四	一一五	—	一一五	一四
同 第五區	一八	一〇四	—	一〇四	二五
同 第一區	一五	一三一	—	一三一	一五
正南路第一區	五九	一三五	七三	二〇八	五九
計	一〇六	四八五	七三	五五八	一一三
合計	一、五四九	六、八〇一	五、一九二	一一、九九三	一、一九九

漁戸及漁業者ハ專業者ノミヲ揭ケ副業ノモノヲ含マス、又漁船ハ稍大形ノモノニシテ艀船・小舟ヲ含マス

▼漁獲高 (單位斤)

種類	復州	蓋平	海城	錦州	荘河
太刀魚	一〇、〇〇〇	—	一一、四六〇	—	一一、二〇〇
鯢子魚	三、五〇〇	—	—	—	二、七八〇
綾頭魚	四〇〇	一一、〇二〇	一四五、九九〇	—	—
胖頭魚	三〇〇	—	—	—	—
鮑魚	五〇〇	—	—	—	—
鱸魚	三五〇	—	—	—	三、四〇〇
鰕	五、〇〇〇	一六八、〇四〇	二、四七五、〇〇〇	七四、八〇〇	—
鮫魚	—	一四〇、〇〇〇	—	—	五、〇〇〇
黄花魚	—	四八五、三〇〇	七〇〇、〇〇〇	—	—
大頭魚	—	—	四〇〇、〇〇〇	—	—
鰽魚	—	二四九、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	—	—
蟹	—	—	二五三、〇〇〇	三一、五〇〇	—

淡水魚	—	—	一一、五四一	二、二五〇	—
雜魚	二三、三〇〇	三五九、六〇〇	四一三、六六〇	一七六、八〇〇	五八、六五〇
計	四三、三五〇	一、四一二、九六〇	五、四一〇、六五〇	二八五、三五〇	八一、九三〇

備考　空欄ハ數量不明ノモノトス魚穫無キノ意ニアラス

各漁場の概況　關東州以外の渤海黃海に於ける各漁場につき其の概況を記さんに左の如し。

(一)廟島列島漁場　本漁場たるや明治三十八九年頃は其の出漁船極めて少數なりしも爾來年と共に出漁者の數を增加したり、殊に本漁場は鯛漁場として殆んど唯一のものなれば州內に於ける本邦漁船は此漁場を以つて一大寶庫とし當年所得の如何は彼等をして痛切に形響せしむ、此漁場の區域は北隍城島より大竹山島に至る海面にして列島の西部は岸を距る五六浬より十浬位の間にあり、其の東方は岸を距る二十浬乃至三十浬の沖合に及ぶ擴大なるものとす。

(二)龍口漁場　本漁場は明治四十四年春、關東都督府水產試驗場の巾著網試驗船及本邦鯛延繩漁船三隻の出漁によりて發見せられたるものなり、從つて其の翌大正元年に至るや州內の本邦漁船十二隻の出漁となり、次いて大正二年には四十隻

の出漁となり、其の後引續き年々五十隻內外の出漁を見るに至り、年々約一萬圓の水揚げを見るに至れり、其の漁場の位置は龍口の東方桑島と西南方萊州との間にして岸を距る四五浬より十七八浬の海面にあり、本漁場たるや關東州の漁期に先ち開始せらるゝと漁獲物の賣捌容易なるとにより、春初の漁場として最も適當なるものと認めらるゝなり。

(三)熊岳城漁場　本漁場に州內なる本邦漁船が出漁するに至りたるは明治四十年の春、石首魚漁獲の目的を以つて出漁せる揚繰網漁船を以つて嚆矢とす、爾來少數の漁船は專ら鰆流網漁業の目的を以つて出漁し、大正三年の夏季に至りては十二隻の鯛繩漁船の出漁するありて其の成績良好なるものありしを以つて、大正四年には其の漁船五十二隻の多き出漁するに至れり、漁場は熊岳城黃花魚漁業根據地の西南方二里餘、熊岳河口の沖合十浬內外の地點なれども漁期の當初は岸を隔つる一二浬の近距離に於て漁獲さるゝなり。　熊岳城沖の公海に於る黃花魚漁業は每年五月を漁業の盛季となし、州內外の支那漁船交互入亂れて漁獲を競ふ、且支那官憲にては州內出漁の支那漁船に對し州外漁船と同樣課税せんとして一層紛

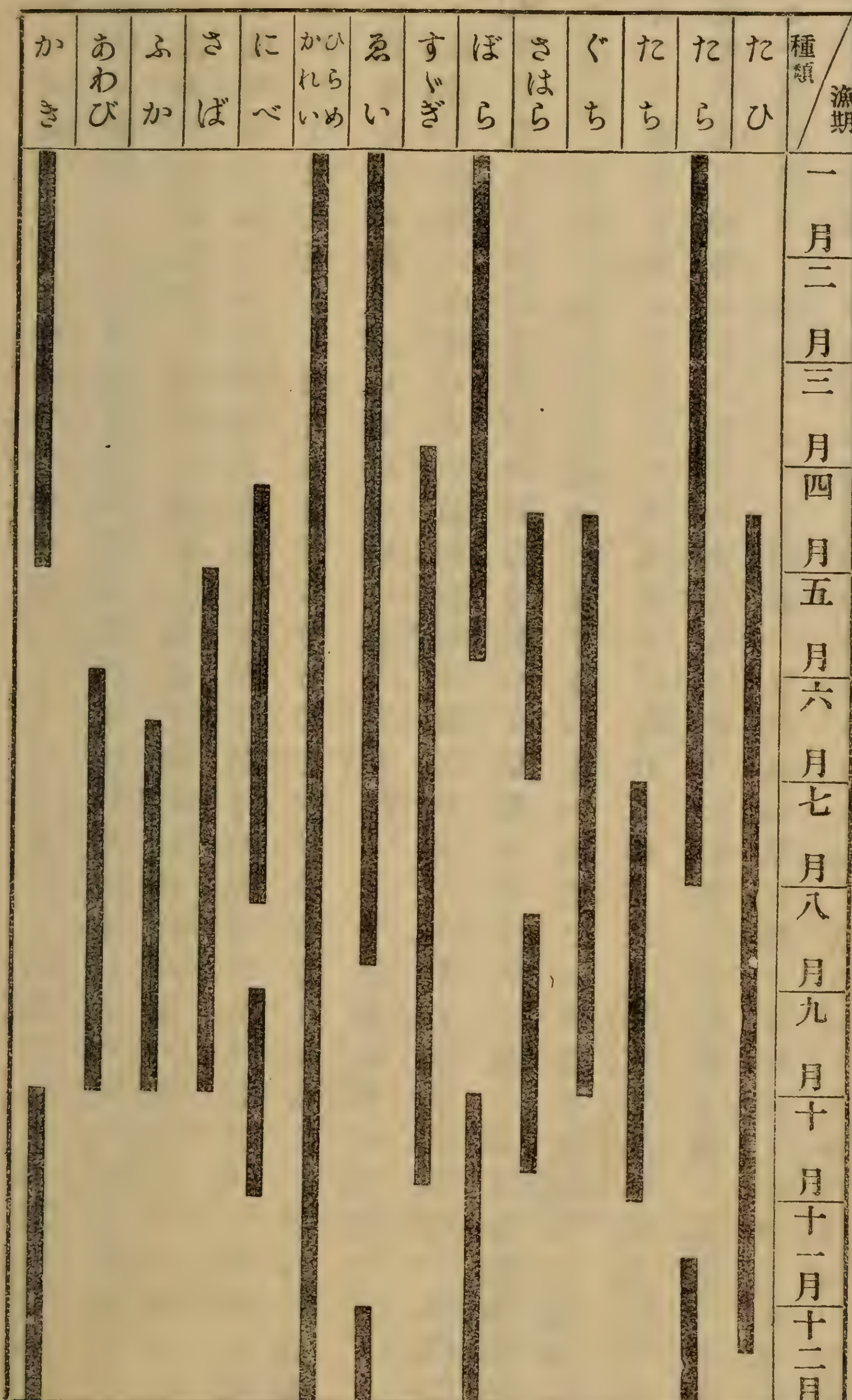
援を大ならしめたるを以て關東都督府は明治四十一年に至り熊岳城の漁業は公海漁業なることを聲明し、州內漁船の出漁は支那官憲に納稅の義務なしと主張し支那官憲亦之を承認したるが明治四十二年四月に至り奉天交涉局僉事は我總領事に對し支那政府は渤海灣全部を支那の所領內海と認むる旨聲明せり、於是乎、關東都府は國際法上より之れを反駁して承認せざりしかば支那官憲も敢て異議を唱へざるに至り、熊岳城の漁業は無事平穩の間に行はるるが、其の漁業期に際するや、都督府は州內漁船の出漁に對し之を保護すべく小汽船を派して現場を警戒しつつあり。熊岳城に於ける黃花魚漁の起源は之れを知るを得ざれど其の地勢及び海況よる察するときは黃花魚の群游生殖を營むに最も適當なるを以つて蓋し黃花魚は古くより行はれたるものの如し、近年は其の漁穫稍、減少したりと云ふも每年其漁期に入らば各地より來集する支那漁船は大小七百隻內外に及び或は刺網を使用するもの或は風網を使用するもの參差錯綜しつつあり、其の間を縫うて赤旗を揚げたる出買船が東航西馳して魚類の買取をなすものあり、其の壯觀言はん方なし、海濱には又此等の漁船を目的としたる魚商やら飲食店やら其の他各種の

商人多數入り込み野營的店舗を構へたる樣は恰も一市街の如く漁穫物運搬の馬車は日夜絡繹として絶えず、海陸殷賑の光景目覺むるばかりなり。

滿洲の漁場區別　滿洲に於ける漁場を地勢及び交通等の關係より區別すれば三區となる、其の一は安東より莊河を經て貔子窩附近に至る沿岸及び公海にして其の二は關東州より熊岳城附近に至る沿岸及び公海なり、其の三は殘餘の遼東灣に接する一帶即ち之れなれど就中最も有望なるものは關東州の漁業とす。

滿洲の漁期　冬季となれば鱈、鮃、鰈を除くの外は一般に南方に移動するなり、之水溫を追うて群游するがためなり。從つて安東より莊河を經て貔子窩附近に至るの漁場と謂ゆる殘餘の遼東灣に接する一帶の漁場とは何等の價値なく、漁場は南方の一部分に狹めらるるに至るなり。左れど春水漲り春風駘蕩の時期となれば、集團魚族は魚道を追うて漸次南方より北方に來游し各區到る處に魚族の散游するを見、漁場大に擴大さるるも、胡藤一葉遼東の秋を報ずる時期に至れば、水溫の下降と共に漁場も亦逐次南方に移動さるるなり、既に斯の如く漁場に伸縮の變動あり又其の魚族の種類を異にするにより確的に一定の漁期を示すこと不可能なれ

ご重要魚族に付之れが漁期の概略を記さんに左の如し。



満洲の魚族種類 満洲の近海に或は棲息せる海底魚族或は来游する廻遊魚族は暖流に於ける二三のものを除くの外大抵之れなきはなく就中鯛、鱈、石首魚、太刀魚、鯖、鰆鯧の類は其の数極めて豊富なり、又海獣にはアザラシ科の種族あり、支那人は之れを称して海狗となす、春風海上を吹きて氷を解くの頃氷上にて之れを捕獲するを常とす、又鯨海豚の来游も少なからざるなり、今満洲近海に於ける魚族の種類を挙ぐれば左の如し。

たひ、しらうを、あぶらめ、にし、いわし、たら、えそ、しいら、せとがひ、うなぎ、ぐち、まながつを、いか、あかがひ、あなご、ぼら、さつぱ、たこ、まて、さより、さはら、ちぬ、えび、かに、はせひらす、このしろ、かき、ふか、なまこ、えい、さば、あわび、ほうぼう、くらげ、たち、かれい、いたらがひ、かながしら、あち、すゞき、ひらめ、あさり、はも、した、にべ、めばる、はまぐり、こち、かじきまぐろ。

……漁撈方法……

(一)鯛延繩漁業　日本人が關東州內より出漁して最も有望なるものは鯛延繩漁業なり、其魚場の廣汎なると漁期の長きと更に魚穫の饒多なるは他に之れと比すべきものなく從つて之れが出漁者も亦年々大多數を占む、一年の漁業終了期には大部分內地に歸還するを常とするが其等の從業者は愛媛、香川、大分、廣島、岡山地方のもの多數にして、漁船は肩幅七尺乃至八尺五寸位のものとす、其の乘組員は四人乃至六人にして繩十鉢乃至二十鉢を携行するを常とするが、餌料は手長蛸を主用し夏季は油烏賊其の他、蝗に似たる一種の海蟲を混用せり。其の漁場たるや春季は大連灣、長山列島近海及び山東省龍口沿海にして、夏季は營城子、金州灣沖合、熊岳城方面の渤海なるが秋期は廟島列島近海とす。其の漁期たるや龍口沖は四月下旬より六月上旬に至り、長山列島は五月下旬より開始さる、故に出漁者は先づ龍口漁場に至り約一個月間漁業に從事し其れより關東州沿海及び熊岳城沖合等に順次轉業し九月下旬に至れば何れも廟島列島近海より遇岩附近に至る廣大なる漁場に集合し十二月上旬を以つて漁期の終りとし漁業を打切るものとす。其の漁業の根據地たるや長山列島附近は大連、營城子とし、金州灣方面は營城子とし、熊岳

城沿海は熊岳河口とし、龍口漁場にては龍口又は其の西方鷄塒角附近とす、又、秋季に於ける漁業は旅順及び老虎灘の二個所とす。一隻の漁船の漁穫高は少きも六七百圓より多きは二千八九百圓に上ることあるも普通千四五百圓の水揚なり、今關東都督府民政部の調査發表したる漁業の成績に就て記せば左の如し。

區分	成績最良ノモノ	成績中位ノモノ	成績不良ノモノ
所屬	漁業組所屬	單獨經營	單獨經營
乘組人員	六人	五人	四人
就業期間	自六月十五日至十二月三日 一七二日	自六月二十日至十二月二日 一六六日	自六月二日至十一月三十日 一八二日
總水揚高	二、六三一・六五〇円	一、七七一・三八〇円	七八八・四六〇円
內			
食料	二二六・七二〇	一六一・八五〇	一四二・九六〇
餌料	一八四・二八〇	一五三・四二〇	一四五・五九〇
薪炭代	二五・〇〇〇	二三・六〇〇	二二・九〇〇
氷代	一二四・〇六〇	九一・五〇〇	七八・八四〇
魚市場手數料	三四二・一一〇	二三〇・二七〇	一〇二・四九〇
水產組負擔金	六・〇〇〇	五・〇〇〇	四・〇〇〇
其他ノ費用	一七一・二六〇	九一・〇〇〇	六二・五〇〇
計	一、〇六九・四三〇	七五六・六四〇	五五八・二八〇
收支差引金	一、五六二・二二〇	一、〇一四・七四〇	二三〇・一八〇
一人前分配手取金	二二三・一七〇	一六九・一二〇	四六・〇三〇

備考

一、本表中其他ノ費用トアルハ漁船ノ修理、漁具貿、雜費等ニシテ漁業組所屬船ハ組主ヘ納付スル手數料ヲモ包含ス

二、船頭ノ所得ハ二人分トシ其割合ヲ以テ一人當分配金ヲ算出セリ

三、本表ノ支出中ニハ渡航往復ヲ包含セス（大阪商船會社ハ大連內地間乘船賃ハ三等ニ限リ往航二割五分、復航二割引トナリ居レリ）而テ漁船ハ引揚ノ場合ハ概ネ水產組合ニ保管ヲ委託ス

(二)鯛一本釣漁業　鯛の一本釣漁業は鯛延繩漁業に次ぐ最も有望なるものにして、其の從業者の多くは熊本縣天草地方より出稼きにて大部分は漁業組に屬するものとす、其の漁場は長山列島、廟島列島附近の礁根にして其の他の方面に於てすることは殆んどこれなく、根據地は大連、旅順、老虎灘の三個所にして餌料は穴しやこを使用せり、該漁撈方法たるや最も夏季適當のものなるを以つて多くは六月下旬渡來し七月より九月又は十月まで從事して歸還するを常とせり。今、關東都督府民政部の調査發表したる該漁業の成績を記さんに左の如し。

區分	成績最良ノモノ	成績中位ノモノ	成績不良ノモノ
漁船所屬	漁業組所屬	同上	同上
乘組人員	八人	七人	七人
就業期間	自六月二十一日 至十月三十日 一三二日	自七月二十日 至十月二十八日 一〇一日	自七月二十日 至十月二十五日 九八日
總水揚金額	二、〇一六・二七〇円	一、三三九・三九〇円	七七八・四〇〇円

内

食料	二〇八・三二〇	一三七・八六〇	一二九・八九〇
餌料	一二三・一三〇	一二〇・九九〇	九一・九〇〇
氷代	一二二・五五〇	八七・二〇〇	七八・〇〇〇
薪炭代	一八・五〇〇	一四・六〇〇	一三・〇〇〇
魚市場手數料	二六一・五九〇	一七二・八二〇	一〇一・一九〇
水產組合賦擔金	八・〇〇〇	七〇・〇〇〇	七・〇〇〇
其他ノ費用	二〇二・三六〇	一五八・〇五〇	一三九・七〇〇
計	九四四・四五〇	六八八・五二〇	五五〇・六八〇
差引益金	一、〇六七・八二〇	六四〇・八七〇	三二七・七二〇
一人當所得	一一八・六三〇	八〇・一〇〇	二八・四六〇

備考　たひ延繩漁業ニ同シ但シ漁船ハ乘組ト共ニ内地ニ歸航スルチ例トス

(三)鱈延繩漁業　本漁業は關東州内に於ける冬季漁業として大に注目すべきものなり、此漁撈方法たるや元來支那人漁業者の專ら從事したるものなりしが、明治四十年本邦漁船が冬季關東州内に留まりたるもの六隻あり、鱈延繩を使用して始めて冬季漁業を經營したりしに成績大に良好なりしを以つて關東都督府及び水產組合等に於て之れが出漁を奬勵したる結果年々其の從業者を見るに至り現今にては冬季州内に留まるもの多く遂に冬季漁業唯一の漁撈方法となりたり。其

の漁期は十二月中旬以後翌年三月下旬に至るまでにして、其の船數二十隻内外あり、漁場は長山列島附近より圓島沖合を主とし或は山東省石島、裡島方面へ出漁するものあり、餌料は鰈を主用し又、鰮、かすべ、けんぶか等を使用せり、鱈は支那人の好物なるを以つて其の漁穫物は生鮮のまま多くは漁場附近の支那人に販賣す、今、滿洲水産株式會社所屬船の冬季從業の成績を左に記さん。

出漁船名	第一金水丸	第二金水丸	第三金水丸	第六金水丸	第七金水丸
乘組人員	六人	同	同	同	同
期間	自十二月三日 至三月十三日	自十二月二十日 至三月二十五日	自十二月二十日 至三月二十六日	自二月二十二日 至三月二十二日	自十二月二十八日 至三月十六日
出漁日數	三二日	三六日	三〇日	二五日	二三日
出漁回數	六回	九回	六回	四回	四回
漁場	獐子島及圓島附近	同	同	同上及石島沖合	獐子島及圓島附近
漁穫數量	二、三三三・七〇〇貫	二、七九八・〇四〇貫	二、二四〇・〇八〇貫	一、一三三・三〇〇貫	一、一三六・一〇〇貫
取得金額	四七三・八九〇円	五五七・三三〇円	四二八・二一〇円	二三二・七四〇円	二六七・五三〇円
販賣地	大連及老虎灘	同上及威海衛	大連及老虎灘	老虎灘及石島	老虎灘
販賣手數料	一三・四五〇円	一三・〇七〇円	一四・〇一〇円	—円	—円
食料日需品其他雜費	一二七・八九〇	一四二・七九五	一四四・〇三〇	一三六・六二〇	一三一・八〇〇
計	一四一・三四〇	一五五・八六五	一五八・〇四〇	一三六・六二〇	一三一・八〇〇
差引益金	三三二・五五〇	四〇一・四六五	二七〇・一七〇	九六・一二〇	一四五・七三〇
一人當所得	四七・五〇七	五七・三五二	三八・五九五	一三・七三〇	二〇・八一八

備考　餌料ハ各自ノ漁穫物ヲ以テセシ故其代金ハ算入セス。一人當所得ハ船一人分トシ七除シタルモノトス

(四)潜水漁業　潜水夫あり採鮑に從事す、從業者は熊本縣天草地方のものにして其の船は數十隻內外に及ぶ、漁期は七、八、九の三個月間にして其の漁場は長山列島近海より沿海一帶の礁根とす、漁穫高は漁船一隻に付六七百圓より千六七百圓の間にあり、販賣は生鮮のままにして多く大連市場に供給さる、今關東都督府に於て調査發表したる該漁業の成績を擧ぐるに左の如し。

區分	成績最良ノモノ	同　中位ノモノ	同　不良ノモノ
漁船所屬	組付	同	同
乘組人員	八人	八人	五人
就業期間	自六月十九日至十月五日　一〇九日	自六月二十九日至十月七日　一〇一日	自六月二十七日至十月十日　一〇六日
總水揚金額	円 一、七七二・五四〇	円 一、六七五・八六〇	円 一、〇七一・〇三〇
內　食料薪炭代	円 二〇九・八〇〇	円 二一〇・一八〇	円 一三九・〇九〇
魚市場手數料	二三〇・四三〇	二一七・八六〇	一三九・二三〇
水產組合提供金	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一〇・〇〇〇
其ノ他ノ費用	一七六・三五〇	一七一・五五〇	一三〇・二六〇
計	六三二・五八〇	六〇六・五九〇	四一八・五八〇
差引金	一、一三九・九六〇	一、〇六九・二七〇	六五二・四五〇
一人當所得	一二六・六六〇	一一八・八〇〇	一〇八・七四〇

（五）打瀨網漁業　本漁業は明治四十一年關東都督府水產試驗場に於て適否試驗をなし其の翌年更らに漁場漁期の關係等を調查研究の結果、打瀨漁業の極めて有望なることを確めて之れを發表したり、之れより先き明治三十七八年戰役中數隻の漁船は大連灣以東長山列島間に於て試漁する所ありしが、海況に通せざりしため多大の損失を受けて失敗したることありたり、然も水產試驗場が打瀨漁業の有望なることを發表するや再び打瀨漁場從事者を見るに至り爾來年々其の數を增加し來り現時にては二十四五隻に及びて邦人漁業中重要なるものとなれり。漁場としては大連灣三山島以東、長山列島に至るの間と限らるるも芝罘及び金州間の沖合二十數浬に至るの間は海面の水深十尋乃至十五尋にして平坦なる泥砂質の淺海なり、殊に潮流急速ならず、鰈、かながしら、こち其の他一般の海底魚族の棲息豐富なるを以つて打瀨網の漁場としては最も適當せり。現今の漁場たる三山島以東長山列島に於ける漁獲物は、かながしら、鰈、鮃を主とし、こち、ゑび、かすべ等之れに次ぎ何れも生鮮のまま大連市場にて販賣す、漁期は七月より十一月中旬までにして漁船の根據地は全部大連港とす、今、關東都督府民政部の調查せる該漁業の成

績を記さんに左の如し。

區分	成績最良ノモノ	同 中位ノモノ	同 不良ノモノ
漁船所屬	單獨經營	同上	同上
乘組人員	四人	四人	三人
就業期間	自六月十五日至十月十七日 一二五日	自六月二十一日至十一月二十日 一五三日	自七月一日至十一月十日 一三三日
總水揚金額	七六八・三五〇円	六五七・三〇〇円	四〇六・三七〇円
內 食料薪炭代	一一一・七〇〇	一三四・五〇〇	九二・三三〇
氷代	三九・〇六〇	三八・〇〇〇	三六・二五〇
魚市場手數料	九九・八八〇	八五・四四〇	五二・八二〇
水產組合負擔金	五・〇〇〇	五・〇〇〇	四・〇〇〇
其他ノ費用	九七・〇〇〇	一三一・五〇〇	九一・三〇〇
計	三五二・六四〇	三八四・四四〇	二七六・七〇〇
差引益金	四一五・七一〇	二七二・八六〇	一二九・六七〇
一人當所得	八三・一四〇	五四・五七〇	三二・四一〇

(六)**鯑流網漁業** 水產試驗場にては明治四十、四十一の兩年度に於て鯑流網漁業の漁獲試驗及び漁場探檢を施行せり、是れ關東州近海には鯑の來游多く漁獲又少なからざるがためなり、其の結果成績頗る良好にして將來有望なる漁業たることを發表するに至れり、尋で當局者は當業者の出漁を奬勵したるがため漸次其の數

を増加し、現時十隻內外の漁船ありて漁撈するに至れり。其の漁期たるや芝罘沖は四月下旬より五月中旬までにして、金州灣、熊岳城の漁場は五月中旬より六月中旬までとす、又、大連灣、旅順沿海は八月上旬より十一月中旬に至るまでとす。漁場は金州灣、大連灣、旅順沿海なるも、春季には芝罘沖、熊岳城方面に出漁す、芝罘沖の漁場は同地を距る十浬乃至十五六浬の沖合にして、熊岳城漁場は北塔山より南バンシツタル、サツドルに至るの沖合三四浬より十二三浬までの間なり。漁獲物は總て生鮮のまゝ、旅順、大連の市場に出し又は漁場地方にて販賣す、今、關東都督府民政部の調査による秋季從業船の成績を擧ぐれば左の如し。

區分	成績最良ノモノ	成績中位ノモノ	成績不良ノモノ
漁船所屬	單獨經營	同上	同上
乘組人員	三人	三人	三人
就業期間	自八月二十七日 至十月二十日 五五日	自八月二十六日 至十月二十二日 五八日	自八月二十九日 至十月十九日 五二日
總水揚金額	六五八・四〇〇円	五六五・九五〇円	四一四・〇〇〇円
內			
食料	三二・五〇〇円	三三・七五〇円	二九・六四〇円
薪炭料	六・八〇〇	七・二〇〇	六・四〇〇
魚市場手數料	八五・五九〇	七三・五七〇	五三・八二〇

水產組合會撥金	四・○○○	四・○○○	四・○○○
其ノ他ノ費用	九六・四○○	一○一・二○○	八六・七○○
計	二三五・二九○	二一九・七二○	一八○・五六○
差引益金	四三三・一一○	三四六・二三○	二三三・四四○
一人當所得	一○八・二七○	八六・五五○	五八・三六○

(七)拼網漁業　本漁業は地先漁業として最も適當せるものにして大連灣內に古くより發達したるものなり、大連灣內にある本漁業は網代三十個所內外に及び年次隆盛に赴きたるが、漸次支那人間に於て本漁業をなすもの多きを致し、最近一二年の間に濱海到る處發達し本邦人の從業するもの却つて少數となれり。其の漁期は四月より八月までを主とし漁獲高は網代の良否によりて一定せざれども一個所百圓以上三四百圓の間にして、漁獲物は朱口ぼら、ひらめ、かれい、すずき、甲いかゐび等とす。

(八)鱶延繩漁業　本漁業は夏季鯛の漁閑を利用し、之れに從事せしむれば相當有利の事業なるを以つて將來鯛延繩漁業者にして夏季之れに從事するものあるに至るべく將來有望の漁業なり、本漁業は主として大分縣、佐賀、關地方の漁業者に依りて經營さるるなり、漁業の根據地は獐子島にして獐子島、山東高角の沖合に於て

操業し、漁期は六月上旬より九月下旬までとす、然るに二三年前より根據地を威海衞に移轉し爾來引續き渡航して從業しつつあり、鱶の種類は、やじ、つまぐろ、まぶか、わに等にして漁獲高は一隻七八百圓以上千五六百圓なり、漁獲物は根據地にて夫夫處理し製品は內地及び朝鮮に運送販賣し每年十六七隻の漁船の出漁を見るを常とす。

支那人の漁撈方法

(一)鱈延繩漁業　漁具の構造は普通幹繩長さ二百尋にして枝繩二尺八寸なり、其幹繩七尺八寸每に一條を附し一鉢の釣鈎數百三十本を附す、漁船は大孤山地方のものは戎克船に舢板二三隻を搭載し母船組織の下に漁業に從事す、獐子島地方にては二十五石內外の小形漁船を使用し、一隻延繩概ね二十二鉢を具へ漁夫六人乘組みて出漁し、漁獲物は船內に鹽藏し、其の滿載を俟ちて歸航して乾製す、其の他の地方に於ける漁船は普通舢板に漁夫二人乘組みて地先近海に從業す、餌料はさば、あぶらさめ、かれい、ぼら等を使用す。本漁業は各浦概ね營まざるはなきも就中、長山列島中の獐子島及び海洋島、大孤山島最も盛にして獐子島の如きは關東州に於

ける鱈全漁穫高の約七割を占む、漁期は一月より三月に至るの間は大孤山及び海洋島に於ける漁船の遠く山東省石島方面に出漁す、五六月の候は海洋島、圓島間の沖合を主とす、其の他の漁場に於ける漁期は十一、二月の交と四月より七月に至るの間とす、漁穫物は溫暖の期には之れを鹽乾魚とし、寒冷の候には生鮮のままにて販賣す、鹽乾魚は南支那方面より來る出買船に販賣するを常とす、本漁業は鱈以外に、かすべの釣穫多く是れ亦たらと同樣に乾製して販賣さるるなり。

(二)たちうを延縄漁業　漁具の構造は普通幹縄一本の長さ二百二十尋にして枝縄の長さ九尺あり、釣鈎元には別に細小なる眞鍮針金を撚合せたるもの長さ一尺許りのものを附し、之れを幹縄二尋毎に一條を結び付くるなり、故に一鉢百十條付となる、又、木皮七八枚を重ねて作りたる小浮標に長さ一尋位の麻絲を結び付けたるものを枝縄八條を隔てて幹縄に結び付け之れを縄籠に收む、其の使用法は舢舨に漁夫二人乘組みて裝餌せる延縄三鉢位と附屬品とを搭載し、未明に出帆して漁場に至る、漁場は地先沿海一帶なるも就中、旅順管内の鳩灣、營城子間沖合及び三小島より長山列島に至る間の沿海を最良の漁場とす、漁期は七月より十月に至る四

個月間とす、其の漁法は潮流を横斷して繩を海の中層に下すものにして各繩の接合部には周圍一尺長さ三尺許の竹製浮標に長さ五六尋の浮標繩と下端に重量七八百匁の鐵錨を付せるものとを結び付くるなり、又、繩の浮上を防ぐため二斤位の石に長さ五尋位の麻絲を付したるものを使用の際、小浮標二個隔に幹繩に手早く結び付くるなり、又、潮流急速の場所にては錨を用ゆることなく流繩として使用するなり、其の餌料は、あぶらめ、さより、さつぼ、あなご、小ぶか、ぐち、たちうを等とす、たちうをは支那人の極めて嗜好するものなれば、支那人間の重要漁業として各浦概ね之れを營み、其の漁期に入れば中部支那又は南支那方面より出買船來航し買集するや直ちに之れを船内に鹽藏して歸航するなり。

(三)其他の釣漁業　くぢ、かながしら、あぶらめ、すずき、あなご、手長だこ等の各種の延繩及びゐい空釣繩、ゐいだこ繩、ひらめ、かれい、すずき、さはら等の各種一本釣あり。

(四)流網漁業　流網漁業には、さはらを漁獲するものと、さばを漁獲するものとの二種あり、さはら流網は麻網片手絲三寸五分目乃至四寸目六十掛、編卸六十尋を肩据四十尋に仕立て之れに浮子、沈子を付して一把となしたるものなり、さば流網は

綿絲網三寸目八十掛乃至百二十掛にして編卸五十尋のものを肩、裾各三十尋に仕立て之れに浮子、沈子を付して一把となしたるものなり。さはら流網は一隻に三十把を使用し、漁船は十五石乃至五十石位のものにして漁夫六七人乘組み、さば流網と同樣浮流網として使用す。其の漁場は芝罘、廟島列島間の沖合、熊岳城、金州灣等にして漁期は四月中旬より六月下旬までとす。さば流網は一隻二十把内外を使用し、漁船は十五石乃至二十石のものを用ゐ漁夫五六人乘組む。其の漁場は海洋島の北東海及び威海衛、廟島列島間の沖合にして漁期は五月より九月とす、其の盛漁期は立夏卽ち五月六日頃より夏至卽ち六月二十二日頃に至る約五十日間とす。さはらの漁穫高は一隻二三百圓以上五六百圓にして、さばの漁穫高は一隻三四百圓を普通とす。

(五)梡子網漁業　梡子は本邦の簗と大同小異にして其の構造は高六七尺乃至一丈の杭木を(∧)形に海中に建込み、兩翼垣の先端は魚溜の內に突入し、僅かに一尺乃至一尺五寸の魚道を存して之れより魚を魚溜に誘導するなり、其の兩翼の垣には粗目の網を張り魚溜に近くに從ひ漸次細目の者を用ひ魚溜に在りては一二寸

の小魚をも脫出するを得ざらしむ、楝子を建設するには風波の被害少なく干潮時には干潟となるべき潟地若しくは川尻等魚族の來游多き場所に限る、故に關東州にては貔子窩近海を主とし其の數十數個所あり、楝子建込の時期は四月より十月までにして漁穫物は、ぼら、すずき、ひらめ、かれい、こち、ゑび、いか、にべ、かたくちいわし等を主とし其の漁穫高は四五百圓以上千五百圓內外とす。

(六)拉網漁業　拉網とは地曳網にして大小種々あれども其の構造は總て同一なり、其の特徵とする所は囊と沈子とを具へざるにあり、大連管內、小平島に於て使用するものは粗目網、細目網の二種に分かたれ、其の粗目網は打廻二百尋幅七尋くらゐあり、主として、ひらめ、さば、さはら、すずき、ぼら等を漁穫し、細目網は打廻百尋乃至幅四尋ぐらゐあり、かたくちいわし、さつぱ、さより等を漁穫す、又、金州灣、夏家河子海濱に於て使用するものは規模甚だ大にして網の打廻一千尋內外に達し左右の曳網は約一浬の長さに及ぶ、本網は五六月の候に於て主として、さはら、鯛等を漁穫す、其の他、各浦普く小罾網と稱する小地曳網を使用し、さより、さつぱ等を漁獲し、たちうを延繩の餌料に供す。

(七)掛網漁業　掛網の構造は綿絲網にて曲尺二寸目九十掛、編節六十尋を肩、裾各四十尋に仕立て一把となしたるものにして黄花魚を漁するに使用するものなり、黄花魚漁獲としては重要漁具に屬する底刺網とす、漁船は三四十石積の小型船にして四人乘込ならば十二把、六人乘込ならば十八把を使用す、漁期は五月の候にして崆峒島、熊岳城、大鹿島漁場に出漁す、又、金州管内にて多く使用さるゝものにて本網の外に掛網と稱するものあり、麻細絲を用ひ網目五寸、丈十尺長さ百尺を以つて一把となし、ひらめ、かれい等を漁獲するに用ゆ。

(八)參網漁業　參網は一種の桁網にして其の嚢口下邊に馬蹄形の鐵沈子を密付せると嚢の地摺部を牛皮を以つて編製し尙ほ其の下面に豚の毛皮を付して其の損傷を防げり、之れを使用するには船板に一二人乘込み風の工合にて帆又は櫓にて船を進め海底を曳行して、なまこ、いたらがい、かき等を採捕するなり、又、なまこを漁獲するには稍、大なる戎克船を用ひ、本網數統を仕掛け打瀨法によりて使用するものあり、漁場は海底礫礫の邊を主とし漁期は主に春冬の候とす。

(九)風網漁業　風網の構造は漁船の大小漁場等によりて多少の差異あるも普通

肩約三百尋より裾は縮結を多く肩に比して三割位短縮す、網丈は中央部十八尋乃至二十尋其れより兩端に至るに從ひ短縮し兩端十五尋許りとす、之れに浮子、沈子を附して全形をなし兩端には長五六十尋の手網を附す、本網は主として黃花魚を漁穫するに使用さるる一種の旋網にして支那人間に在りては最も重要なる漁具とす、漁場は山東省の利津、崆峒島、奉天省の熊岳城、大孤山、大鹿島等沖にして水深淺きは六、七尋より深きも十五六尋を超えざる場所に於てす、本網は旅順管內に於て最も多く使用され黃花魚漁業に從事するもの同管內のみにても每年二百隻を下らざるなり、漁船は八十石乃至百四十石位の戎克船にして之れに漁夫十二三人乃至十七八人位乘込み其の本網を使用するには舢板を卸し之れに漁夫一人乘組み一方の手網を支持せしめ、網船は帆を揚げ片手廻しに網を半圓形に投じ手網を延ばして舢板と會し、舢板の手網を曳揚ぐ但し船は揚帆の儘にし風下に流れつつ網を曳揚ぐるなり、風網漁業は熊岳城に於て最も盛んにして關東州より熊岳城漁業のため出漁する船數は大正四年にありては風網船二百十一隻ありたり、又、同じく黃花魚漁業たる掛網船四十一隻あり、合計二百五十三隻にして漁穫高約金十一萬

圓に上れり、出漁船一隻當りは普通にて凬網船金五百圓乃至六百圓、掛網船百圓乃至百四五十圓なれども凬網船一隻にて千圓乃至千四百餘圓の漁穫をなすものあり、又一網にして能く二萬斤の漁穫をなすものあり、本邦人にして曾て巾着網、揚繰網を使用し試驗的漁業をなしたることあるも天候の障害と海况の不案内等のため充分の成績を擧ぐるに至らずして終れるも將來有望なる漁業として黄花魚漁に就て大に攻究すべき價値あり、卽ち熊岳城に於ける黄花魚漁の總漁穫高は之れを調査するに至難なるを以つて正確なる數字を得難きも謂ゆる大數觀察を下せば其の水揚高たるや僅かに十四五日の短時日間に於て二十萬乃至三十萬圓ある に見るも如何に其の有望なるかを知るに難からざるなり、其の漁穫したる黄花魚は一部は鹽藏して南滿鐵道又は遼河の水運により遠く奉天、長春又は東部蒙古の各地に分送販銷せられ、一部は生鮮のまま營口、海城、蓋平、大石橋附近の各市邑に販賣せられ、其の需要は殆んど無限なりと云ふを得べし。

一　海獸漁獲業

海豹の一種にして支那人の海狗と稱する海獸の棲息場は未だ詳かならざるも、從業者の言によれば西朝鮮近海、芝罘沖合の崆峒島、龍口東方の桑島及び廟島列島の一部にして陰曆三四月頃多く之れを見受くるといふ。想ふに本獸は冬季に際せば上記の各所より遼東海灣内に移動し來り氷上に分娩し、解氷期流氷に乘じて南下するものなるべく、營口、復州方面にては結氷期直ちに氷上を渉りて之れを捕獲するといふも關東州にては氷塊南下の際其の流氷上に在るものを捕獲するなり。關東州内に於て捕獲するは毎年解氷の時期にして從業者は何れも支那人なり、彼等は各自十餘日分の糧食及び防寒具を携へ、小漁船に三人乃至五人乘込みて沖合に出て氷塊の流下を望みて之れに漕ぎ寄せ長六尺位の手槍を持ち窃に氷塊上に移乘し之れを突き又は生擒するものとす。元來支那人の捕獲するものは主として體重十五斤乃至四十斤位の幼兒なるが故に牡牝新狗の警戒に對しては毫も之れを顧みず、氷上に熟睡するを以つて容易に之れを捕獲し得るなり關東州内に於て

本業に從事する船數は約七十隻人員三百人內外にして捕獲數は年によりて甚だしき差異あるも最も多く捕獲さるる年は年七八百頭あり、本獸の用途は皮を主とし肉は自家の食料又は製油に供す、皮は生皮のまま北京又は天津に送り製革し裝飾用として販賣さるるなり。

二 鮮魚と奉天魚市場

奉天市場株式會社は資本金五萬圓にて四分の一拂込を以つて大正五年六月成立し、主として新鮮にして且つ低廉なる魚類の供給を以つて目的となし同年十一月より開業したるが大正六年七月滿洲市場株式會社とし資本金四十萬圓八千株とし滿鐵は總株式の半數卽ち四千株を引受け三千株を發起人及び舊株主に於て負擔し殘り一千株を公募し八月拂込を終りて九月一日舊會社を引繼ぎ小賣市場は工費四萬七千圓を以つて八月より起工し十二月より開店したるなり、於是乎從前大連以北に於ける鮮魚供給は大連魚市場が主として日本內地なる下ノ關よりトロール船漁獲物を大連に輸入し、其の賣殘り物を奥地方に再輸送したるものなる

を以つて價格の不廉なるは固よりなるが、加之其の間十日餘を要するを以つて品質も劣惡となるを免れざりしに、奉天市場會社創立してより朝鮮より潑溂たる鮮魚を直送し來るを以つて、其の奉天到著には僅かに一晝夜を要するのみにて更らに之れを奥地に轉送するも其の速達することと大連經由のものと同一の比にあらざるべし。

三　關東州の鹹水漁業

關東州の鹹水漁業と題するも州外又び山東省方面に關聯する州內漁業に就いては多く之れを滿洲鹹水漁業の章に記述したるを以つて此には其の重複を避けて之れを略せるが故に詳細なる關東州の鹹水漁業を知らんと欲せば前章を參照すべきなり。

邦人漁業組織　關東州に於ける邦人漁業の創始は明治二十七八年戰役當時にありたるも、平和克復後中絕せり、其の後再び開始されしは三十七八年戰役の際にして當時は主として鯛延繩のみなりしも爾來、一本釣、鱶延繩、桝網等の漁業を見る

に至り引續き打瀬網、鯑流網、鱈延繩、潛水採鮑者の漁業を經營され、大正三年に至りては捕鯨業の著手を見るに至りたり。今其の漁業組織を記さんに關東州に移住する者は極めて少數にして其の大部分は今尙ほ通漁者にして春來り秋去るを常とす、其の通漁者は自己の資本を以つて單獨渡航し漁業するものは極めて少なかりしが近年に至りては其等の單獨漁業者漸く增加するに至れり、左れど尙ほ資本主の仕込を受け渡航し來りて漁業するものも亦少なからず、此等の漁業資本主をば州內にては一般に漁業組と稱す、其の漁業組と漁業者との關係は雇傭契約に由るものにあらざるなり、漁業者は渡航前又は渡航後に於て漁業組より必要の資金卽ち漁具の調達、從業者の給金、食料等支拂のため借金し、渡航し來りて從業後其の漁穫高より借入金、手數料、利子、從業中借入れたる糧食薪炭代其等臨時の立換金等を支拂ふものにして、漁業組は保障として漁穫物を一手販賣する契約を附帶せり、漁業組に支拂ふべき手數料は曾て漁穫物の二割五分に上りたることあるも、逐年輕減せられ、近年に至りては一割內外の標準となり、最近に及んでは單に貸付金の利子を徵して手數料を徵せざるものあるに至れり。其等の漁業組付及び單獨漁

船に付四個年間に於ける比較增減表を記せば左の如し。

區分／年別	單獨 船數	單獨 人員	資本主附屬(漁業組付) 船數	資本主附屬(漁業組付) 人員	合計 船數	合計 人員
明治四十四年	三四	一六三	二〇八	一、〇八七	二四二	一、二五〇
大正元年	九四	四〇五	一九五	一、一二二	二八九	一、五二七
同　二年	一〇四	四一五	一一四	六一四	二一八	一、〇二九
同　三年	一一二	五〇一	一〇二	五四八	二一八	一、〇四九
同　四年	一二七	五三一	一二三	六四〇	二五〇	一、一七一

漁業根據地　關東州內に於ける漁業根據地は大連、旅順、老虎灘、營城子の四個所を主とし、就中。大連、旅順の二港は漁船の安全なる繫泊地なるのみならず、漁獲物の水揚販賣物資の供給等、極めて利便なるを以つて出漁船の多くは此兩港を本據となす、其の他、捕鯨根據地として海洋島あり、鱶及び鱈延繩根據地として獐子島あり、又、避難港としては廟島列島、長山列島の諸島碁布點在し漁船安全の保障をなせり。

漁獲物の處理　關東州近海のものは大連、旅順、老虎灘、營城子等の根據地に水揚げし、直ちに大連及び旅順魚市場に搬送し鮮魚の儘委託販賣す、熊岳城方面は近年の出漁に係かるを以つて販賣の方法未だ確立せざれども現時に在りては鮮魚の

まま氷藏して熊岳城驛に搬出し、南滿鐵道によりて北方各地及び大連に輸送販賣しつつあり、上記の如く本邦人の漁穫物は何れも鮮魚のまま販賣され製造加工さるるもの極めて稀れなり。

邦人移住漁業 關東州水產組合に於て漁村を建設し移住者の招致に勉め都督府も亦之れを補助しつつあると一方に於て冬季漁業の試驗調査を行ひ出漁を奬勵せるため冬季殘留の漁業者其の數を增すに至れり、今、水產組合の經營に係かる漁村の現況及び最近數年間に於ける移住漁業者の年末現在を左に揭げんとす。

▼**水產組合經營の移住漁村**

開設　明治四十年十一月

位置　大連市南方約二里老虎灘村西口

敷地　四千二百五十二坪五合

建物　住宅四戸續き七棟(二百三十坪)倉庫一棟(三十坪)共同浴場一棟
　　　神社一宇、外、關東都督府建築貸附家屋四戸練四棟

移住者　漁業者戸數二十八、人員男五十六人女五十八人(内學齡兒童二十九

人就學者十四人）

所有漁船數　延繩船九隻、打瀨船三隻、餌料運搬船一隻

植林地　十八萬七千九百三十坪四合

菜園他　一萬二千四百五十坪

▼殘留漁業者年末現在戸口

年別	戸數	本業者	家族
明治四十四年	四五	九六	一八九
大正元年	七九	一〇四	二八三
同二年	八九	一三八	二五四
大正三年	九二	一四六	二六九
同四年	九三	一五〇	二七五

捕鯨業

東洋捕鯨株式會社にては大正三年五月、關東都督府の許可を得て捕鯨事業に著手せり、其の捕獲鯨種は總て長鬚鯨にして體長四十六尺より六十五尺まであり、漁穫根據地は海洋島ソルントン港内にして現時二隻の諾威式捕鯨船を使用し、同島の周圍六七浬より三十四五浬の間に至る海面に於て從事しつつあり、捕鯨は根據

地に於て解剖處理し尾羽、皮肉等主要部は總て之れを下ノ關に運送販賣しつゝあり、今左に同社事業開始後の成績を擧ぐれば左の如し。

區分／月次	出漁日數	捕獲頭數 雌	捕獲頭數 雄	捕獲頭數 合計	從業船數	記事
大正四年五月	八	五	四	九	一	五月十七日夏季捕鯨開始
六月	八	八	一	九	一	六月二十二日終了
十月	一六	○	一	一	一	十月一日秋季捕鯨開始
十一月	一七	五	三	八	一	
十二月	二一	一三	八	二一	二	
計	七〇	三一	一七	四八	二	
大正五年一月	一七	?	?	一三	二	
二月	七	二	｜	二	二	
三月	一六	一九	一〇	二九	二	
四月	二〇	三五	一九	五四	二	
五月	一六	一二	一七	二九	二	
六月	一三	一一	三	一四	二	六月二十日終了
十一月	一三	八	二	一〇	二	十一月五日捕鯨開始
十二月	一六	二	四	六	二	
計	一一六			一五六	二	

冬期漁業の奬勵成績

關東都督府水産試驗場にては冬期漁業奬勵の目的を以つて大正五年より鱈漁船の無料貸與をなし居れるが、大正六年度は十二月十六日より九隻の貸與をなし、各船共小東角沖に出漁したるに其の成績甚だ良好にして大正七年三月二十六日までの水揚高は其の多きもの一千四百八十八圓餘に達し居れる有樣にして、九隻を合計すれば六千五百六十二圓となり、一隻平均七百三十圓の成績を擧げたりといふ。

大連の海産物貿易額

大連海關の調査による大正六年度前半期の大連港海産貿易額は輸出二萬五千八百八十圓にして輸入二十七萬二千六百四十圓合計二十九萬八千五百二十圓なるが之れを類別すれば輸出に於て鮮魚貝類二千四百八十五圓、乾鹽魚類二萬二千八百二十八圓、海藻類五百六十七圓にして、輸入に於ては鮮魚貝類十三萬三千七百五十五圓乾鹽魚類十一萬九千七百九十七圓海藻類一萬九千八十八圓なりといふ。

海産製造及び養殖業

海産物製造業　關東州内に於ける海産物の製造業は微々たるものなり、其れも其の筈なり漁業者の兼營するにすぎざればなり、卽ち、たち、たらの二種類は支那人間に於ける主要製品として産額少なからず、其の他、ぐち、さば、にべ、かながしら、かれい等の鹽乾魚及び海參、乾鮑、月桂、乾蝦、乾淺蜊、膽子、魚鰾、水母漬等の加工製品類ありと雖産額未だ多からざるなり、本邦人の加工製造品としては特記すべきものなし、僅かに鹽乾鱈の製造及び鯛の加工製品を見るに至りたれど鱶鰭の如きは之れを長崎に送り長崎より上海其の他に送り以つて支邦人により加工され其の加工品が關東州内に輸入さるる狀態なり。

養殖業　本邦人が曾て、あまのり及び、かきの養殖を企劃したることあるも實行するに至らずして已みたり、現時に於ては僅かに大連灣内の一部により大正三年九月以來支那人によりて、かきの養殖を經營されつつあり、日尙ほ淺きを以つて其の成績は未知數に屬すれども殊に深海養殖の方法により疑問に屬せざるにあら

ざれど大連灣內は淡水の汚物が多く流れ込むを以つて、かきの養殖には適當なるが故に其の成績見るべきものあるに至るべし。

關東州水產組合

明治三十八年十月、關東州水產組合設置され、本部を大連に置き支部を旅順及び貔子窩に置き、關東州の水產改良發達及び水產動植物の蕃殖保護其の他組合員共同の利益を圖るを以つて目的とし、關東州水產組合規則に依り州內に於ける同業者を以つて組織し役員は組長一名、商議員十名にして關東都督之れを任免し、事務員は合計五名、外に囑託醫三名、囑託員五名を置けり、大正五年末の現在組合數は本邦人二千百三十二人、支那人五千三百九十六人にして合計七千五百三十二人あり、現今左の業務を執行しつゝあり。

組合員及び其の家族の施療救護▼漁船漁具物品類の保管▼餌料の供給▼天氣豫報及び暴雨風警報の信號▼州外出漁者の保護取締▼善行者の表彰及び漁業の奬勵▼水產に關する出願其の他手續に關する諸般の代辨▼通信及び貯金爲

替取扱の代辨▼紛議仲裁及び調停▼移住漁村の經營

尙ほ組合員の經費負擔額は左の如し。

▼**漁業者**

定置漁業一個所金三圓、區劃漁業一個所金三圓、一定の場所を有する網漁業一個所金三圓、運用網漁業一人金二圓、釣漁業一人金一圓、潜水器漁業一臺金二十圓、海士漁業一人金二圓、叉釣漁業一人金一圓、前各項以外の漁業金一圓、漁業從業者一人金一圓

▼**製造業者**

工場を有する製造業一個所金五圓、工場を有せざる製造業一個所金三圓

▼**販賣業者**

魚市場業、鮮魚販賣價格百分の二(內地輸入品を除く)委託販賣業一人金十圓、仲買業一人金五圓、小賣業一人金一圓

大正六年度に於ける該組合の歲入歲出決算報告を記せば左の如し。

▼**歲入の部**

科目	金額
組合員負擔金	一四、〇八六・一八〇
漁業者負擔金	六、四一八・〇〇〇
販賣業者負擔金	九四五・〇〇〇
製造業者負擔金	三〇・〇〇〇
魚市場負擔金	六、六九三・一八〇
雜收入	六、五七三・一六〇
雜收入	六・五七三・一六〇
合計	二〇、六五九・三四〇

▼歳出の部

科目	金額
本部事務所費	五、六四四・九二〇
給料及手當	二、一〇三・〇〇〇
旅費	一、〇六一・四六〇
需品費	七九九・二八〇
雜給及雜費	一、六八一・一八〇
族順支部事務所費	一、八八五・一七〇
給料及手當	七三七・〇〇〇
旅費	三三五・八〇〇
需品費	二八七・八〇〇
雜給及雜費	五二四・五七〇
貔子窩支部事務所費	三〇三・八〇〇
給料及手當	一四〇・〇〇〇
雜支出	—
借入金利子	—
旅費	一三〇・一六〇
需品費	三三・六四〇
會議費	三〇一・四四〇
會議諸費	
事業費	一〇、九九七・九三〇
衛生費	二、二四八・〇二〇
救讓費	八五〇・九五〇
餌料供給費	六、八五八・六九〇
漁村經營費	六〇九・〇三〇
遠洋漁業監督費	一五六・二〇〇
奬勵費	一一一・五〇〇
雜費	一六三・五〇〇
豫備費	—
合計	一九、一三三・二六〇

滿洲水產株式會社

關東州に於ける唯一の水產事業に關する會社にして其の設立は明治四十一年一月なるが同年二月從來存在せし關東、旅順の兩市場を併合し資本金五十萬圓として魚市場事業の外に漁業資金及び漁具の貸附、漁獲物の廻送受託、鹽乾魚の製作、餌料及び日需品の供給、特殊漁業等を營業科目としたるが失敗を重ねたるため同年九月資本金を十八萬圓に減少し營業科目をば更らに追加して水產物の賣買及び冷藏庫業をなし爾來引續き營業しつゝあり、同社魚市場の手數料は鮮魚州內物一割三分、同州外もの、乾鹽魚及び水產製造物は一割にして左の如く分配す。

區別	手數料	水產組合へ提供	仲買人へ歩戻シ	會社ノ純收入
鮮魚（州內物）	三〇、三一二・六三	四、九一六・三四	七、〇六八・四三	二九、五五〇・八四
鮮魚（州外物）	一三、〇三四・五五	荷主奬勵 一、九三九・八四		
乾鹽魚、水產製造物	一二八・二七			

借方 科目	金額	貸方 科目	金額
拂込未濟資本金	八二、八〇〇・〇〇	資本金	一八〇、〇〇〇・〇〇

科目	金額
供託金	六三四・三六
營業權勘定	一四、二一五・〇三
所有建物	一三、六七三、五一
營業用什器	三、七三八・三〇
有價證券	三、七〇〇・〇〇
仲買勘定	七、五〇五・五四
所有船舶及船具漁具	一七、七〇八・一九
商品勘定	四二三・二三
掛賣買勘定	一七八・九四
貸附金	一九、八七六・八五
軍隊勘定	二、八三三・一一
銀行勘定	五五、一六九・〇九
漁業勘定	四四八・七二
假出金	一、二六六・三五
荷主立替	二四四、〇三
金銀	一二、六四三・二四
合計	二三七、〇五八・三九

科目	金額
仲買人保證金	九、三五三・一〇
荷主勘定	一〇二・六二
假受金	四、三六三・九〇
法定積立金	八、二一〇・〇〇
缺損塡補準備金	二、五〇〇・〇〇
別途積立金	七、九〇八・二〇
船舶船具漁具及家屋什器償却金	七、一〇〇・〇〇
退職手當積立金	一、一四一・〇〇
前期繰越金	二九七・七二
當期利益金	一六、〇八一・八五
合計	二三七、〇五八・三九

科　益

科目	金額
州內物手數料	二二、九九〇・八一
州外物手數料	二六、九二五・三〇

利　失

科目	金額
水產組合提供金	三、八一六・五〇
仲買步戻金	八、七六一・五五

貸附金收益	四四四・二一
漁業收益	二五〇・〇〇
雜收入	九四〇・八五
銀行利子	三八四・七九
合計	五一、九三五・九六

荷主獎勵金	四、三一七・四八
税金及公費	二八九・八九
俸給及傭給	六、二五二・三三
諸給	二、八八四・八九
旅費及日當	六一四・〇二
雜費	二、八五四・〇四
消耗費	一、一七一・七五
運搬費	一、一五〇・三二
通信費	二七三・四〇
印刷費	四一六・四五
借地及借家料	四九七・二四
家屋器具修繕費	二八二・三五
會議費	二六九・九〇
漁業部經費	九一五・四〇
軍隊上納損失	三四五・〇八
漁業損失	七四一・五二
差引純利益金	一六、〇八一・八五
合計	五一、九三五・九六

同會社の大正六年取扱魚類は六十九萬七千三百二十七圓四十六錢に達し之れを大正五年の五十一萬三千四百八十八圓七十二錢に比し十八萬三千八百三十八

圓七十四錢の激增を示せるが今其の兩年度に於ける每月取扱の比較を示せば左の如し。

	大正六年	大正五年
一月	四二、二三八、四三	三九、二九四、六七
二月	四〇、七〇二、七四	三六、九〇〇、七五
三月	四〇、五四九、四五	三四、七六二、九六
四月	四六、五三七、三七	三八、四一七、四四
五月	七四、四九四、八二	五一、一六九、四四
六月	四九、三〇三、一三	三八、八四八、二五
七月	三七、六四七、六七	三一、〇三八、七四
八月	四一、九六一、六九	三三、六〇一、一六
九月	七六、四八四、九四	三九、八五五、五三
十月	七二、四二一、三〇	四六、九一八、七五
十一月	七二、七五三、〇四	五二、四一九、二九
十二月	一〇〇、二三二、八八	七〇、二六一、七四

東洋漁業株式會社

旅順に本店を有する渤黃漁業公司は大正六年に東洋漁業株式會社と改稱し其の營業目的に漁業根據地の賃貸漁船の保護其の他を追加せり、同社は創立以來實務に當らせしものが渤海黃海に於ける漁業に何等經驗なく且つトロール船のみを以つてしたる結果常に多大の損失を生じつつありたれば其の組織改正と共に其の刷新を圖らんとしたるも思はしからざる樣なり、同社は資本金三十萬圓三分

の二拂込みと稱するも、元來天津の某支那人が嘗て農商部より沿岸漁業の特許を得、之れが資金に苦しみたるため某日本人の出資を得、次いで全く日本人に讓渡し轉輾して渤黃漁業公司の創立を見たるものなるも、最初の目的たりし漁業根據地及び漁穫物沿岸貿易の特權は支那官憲の容るる所とならずして今日に至りしものなれば權利買收費十餘萬圓なるものは其の實、何等の價値なき空名を得るために費やされたるものにして加之、漁業の不馴れなると漁業方法を誤れる等幾多の事情は同社の前途に對し多大の危虞を抱かしめつつありと云ふ。

旅順及び大連市場

大連及び旅順兩市に於ける魚市場は既記せる如く滿洲水產株式會社の經營にして其の組織は荷主より販賣の委託を受け糶賣の方法により一定の會社專屬仲買人に販賣し荷主より手數料として所定の料金を收受し代金は直ちに荷主に支拂ふものとす、今其の取引慣習、手數料、仲買人員數、糶賣方法等を記さんに左の如し。

會社專屬仲買人　大連市場は十九名にして內支那人五名あり、旅順市場は八名

にして內支那人二名とす。

魚市場販賣手數料　鮮魚は州內物一割三步にして州外物一割、鹽乾、魚水產製造物は一割とす。

糶賣方法　鮮魚は競賣なれども其の他は概ね算當賣又は入札賣とし呼方は十錢を一貫とし一錢を百文とす、卽ち一圓五十錢を十五貫、十五錢を一貫五百と稱するが如し。

取引慣習　魚市場と荷主との取引は內地同樣市場に搬入したる魚類を到著順により糶賣をなし荷主に仕切書を渡し其の仕切書に基き手數料を控除し代金を支拂ふものにして荷主と仲賣人とは取引上に於て何等の權利關係を生せざるなり、魚市場卽ち會社と仲買人との取引は魚代金の貸越高及び支拂期間等には制限を設くるも現時にありては對人的信用により圓滑に取引をなしつつあり。

關東都督府水產試驗場

關東都督府水產試驗場は明治四十一年四月の開設にして大連市の南方なる老

虎灘にあり、水産組合の經營せる邦人移住漁村と相隣接せり、其の設備としては廳舍の外、製造場、機關室、漁具製作及び收藏室、倉庫、船揚場、乾燥場、其の他附屬地等にして尙ほ漁撈試驗、漁場提檢のためケッチ型帆船總噸數四十六噸四三のもの及び日本型漁船二隻を備付け居れり、職員は技師一、技術員五、囑託一、計七名にして其の他に製造夫三、漁夫、水夫十名を常備せり、今、本場設置以來施行したる種類及び試驗の結果有望と認めたる事業の種類を揭ぐれば左の如し。

漁撈試驗ノ種類

- 鰆流網
- 鯖流網
- 鰈鮃底刺網
- 甲烏賊刺網
- 鱶延繩
- 打瀨網
- 鰕漕網
- 蟶介突
- 手長章魚手繰網
- 鯛延繩
- 冬期及夏期鱈延繩
- 石首魚及鰆巾著罟
- 鰮網　鮫　鰊　網　ビームトロール。

上記ノ内有望ト認メタル種類

鰆鯖流網漁業　鱶延縄漁業　打瀨網漁業
鰆冬期及夏期延縄漁業　鯖巾著網漁業
鰮網漁業　鯛延縄漁業　ビームトロール漁業

製造試驗ノ種類

鑵詰製造品類　四十四種　乾製品類　十一種
加工品類　三種　淹藏品類　三種
鹽藏品類　二種　調味品類　四種

上記ノ内實行有望ト認メタル種類

鯛、鰆、鯖大和煮鑵詰　鯛田麩鑵詰　鼈甘煮スープ鑵詰
蒲燒鯛鑵詰　粕漬鯛・開鰆
鹽鰆　鯖トマトソース漬鑵詰
鯛鹽辛　雲丹　鹽藏烏賊
小蝦佃煮

水産關係の法規

▼關東州漁業取締規則

第一條　左ニ揭クル漁業ヲ爲サムトスル者ハ民政長官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
一、一定ノ水面ニ漁具ヲ敷設シテ爲ス漁業
二、一定ノ水面ヲ區劃シテ爲ス漁業
三、一定ノ曳揚場及網揚ヲ有スル網漁業

四、随所ニ運用スル網漁業
五、船ヲ使用スル釣漁業
六、叉釣漁業
七、潜水漁業

第二條 前條ノ漁業ヲ許可シタルトキハ漁業鑑札ヲ下付ス

第三條 第一條ノ漁業ニシテ水產動植物ノ蕃殖保護其ノ他公益ニ害アリト認ムルトキ又ハ既ニ許可ヲ受ケタル漁業ニ支障アリト認ムルトキハ之ヲ許可セス前頁ノ場合ニ於テ既ニ許可シタル者ニ在リテハ之ヲ制限停止シ若ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第四條 漁業鑑札ハ出漁ノ際之ヲ携帶スヘシ

第五條 漁業鑑札ハ之ヲ讓渡又ハ貸付スルコトヲ得ス

第六條 漁業鑑札ヲ亡失毀損シ若ハ鑑札記載ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ再下付又ハ書換ヲ申請スヘシ

第七條 漁業ヲ廢止シタルトキ又ハ鑑札無效ニ歸シタルトキハ二十日以內ニ其

ノ鑑札ヲ返納スヘシ

漁業者死亡シタルトキハ其ノ相續者又ハ家族ハ死亡ノ日ヨリ三十日以内ニ其ノ鑑札ヲ返納スヘシ

第八條　二個年間引續キ漁業ヲ休止シタルトキハ廢業シタルモノト看做ス

第九條　漁業者ハ他人ノ漁業カ直接自己ノ漁業ヲ妨害スルニ非サレハ其ノ漁業ヲ拒ムコトヲ得ス

第十條　第一條第一號乃至第三號ノ漁業者ハ漁場標識ヲ建設スヘシ

前項ノ標識ヲ建設セル漁業區域内ニ於テ魚類ノ通路ヲ遮斷シ若ハ之ヲ散逸セシムヘキ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條　此ノ規則ニ依リ民政長官ニ提出スル書類ハ總テ關東州水產組合ヲ經由スヘシ

第十二條　第一條ニ違背シタル者ハ之ヲ五十圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ漁具及漁穫物ヲ沒收ス

第四條第五條第九條又ハ第十條第二項ニ違背シ若ハ漁場標識ヲ移轉シ若ハ破

壞シタル者ハ之ヲ拘留又ハ科料ニ處ス

附　則

第十三條　此ノ規則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條　既ニ漁業ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ規則施行ノ日ニ於テ此ノ規則ニ依リ其ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ此ノ規則施行ノ日ヨリ一個年以內ニ漁業鑑札ノ下付ヲ申請スヘシ

前項ノ但書ニ依リ鑑札ノ下付ヲ受クル迄ハ仍鑑札ヲ携帶セスシテ漁業ヲ爲スコトヲ得

第一項但書ノ申請ヲ爲サヽルトキハ廢業シタルモノト看做ス

▼水產ニ關スル會社又ハ組合監督ノ件

第一條　水產業ニ關シ會社又ハ組合ヲ設ケムトスルモノハ關東都督ノ認可ヲ受クヘシ

第二條　關東都督ハ會社又ハ組合ノ監督ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第三條　會社又ハ組合カ法令定款若ハ關東都督ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ關東都督ハ其ノ事業ノ停止若ハ取締役ノ改選ヲ命シ又ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

附　則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

▲關東州水產組合規則

第一條　水產動植物ノ採捕、養殖、製造及販賣ヲ業トスル者ハ此ノ規則ニ依リ水產組合ヲ設置スヘシ

第二條　組合ハ水產業ノ改良發達及水產動植物ノ蕃殖保護ニ任シ且其ノ營業上ノ弊害ヲ矯正シ利益ヲ增進スルヲ以テ目的ト爲スヘシ

第三條　組合ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第四條　組合ノ區域ハ關東州ノ區域ニ依ルヘシ

第五條　組合ハ關東州水產組合ト稱スヘシ此ノ規則ニ依リ設置シタル者ニ非サレハ水產組合ナル名稱ヲ附スルコトヲ得ス

第六條 組合ノ區域內ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ總テ組合ニ加入スヘシ

第七條 組合ヲ設置セムトスルトキハ組合會議ノ決議ヲ以テ定款ヲ定メ關東都督ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第八條 定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、組合ノ名稱及事務所ノ位置
二、組合員ノ加入及脫退ニ關スル事項
三、組合員ノ權利義務ニ關スル事項
四、役員ノ職務權限ニ關スル事項
五、會議ニ關スル事項
六、處務及會計ニ關スル事項
七、組合費ノ分賦收入ニ關スル事項
八、業務ニ關スル事項
九、財產ニ關スル事項

十、違約者處分ニ關スル事項
十一、定款ノ變更ニ關スル事項
第九條　組合ニハ組長一名商議員十名ヲ置クヘシ
組長及商議員ノ任期ハ二個年トス
第九條ノ二　組長及商議員ハ關東都督之ヲ任免ス但シ商議員中六名ハ組長ノ推薦シタルモノニ就キ之ヲ任命ス
組長事故アル場合ニ於ケル代理者ハ豫メ商議員中ヨリ之ヲ互選シ關東都督ニ屆出ツヘシ
第十條　組合經費ノ豫算ハ組合會議ノ決議ヲ經テ關東都督ノ認可ヲ受クヘシ
第十條ノ二　組合ハ其ノ現存基金ヲ積立金トシ各年度剩餘金ヲ之ニ編入スヘシ
第十條ノ三　組合ハ關東都督ノ認可ヲ受クルニアラサレハ起債ヲ爲シ又ハ積立金ヲ處分スルコトヲ得ス
第十一條　組合會議ニ於テ決議シタル事項ハ其ノ都度關東都督ニ報告スヘシ但シ認可ヲ受クヘキ事項ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條　組合ノ事業成績經費決算及前年度末積立金收支計算ハ每年度後三個月以內ニ關東都督ニ報告スヘシ

第十三條　關東都督ハ組合ノ爲スヘキ業務ヲ指示シ又ハ所屬官吏ヲシテ組合ノ業務ヲ指揮監督セシムルコトヲ得

第十四條　第六條ニ違背シタル者ハ之ヲ拘留又ハ科料ニ處ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

魚市場規則

第一條　此ノ規則ニ於テ魚市場ト稱スルハ一定ノ場所ニ於テ競賣ノ方法ニ依リ水產物ノ委託販賣ヲ爲スルモノヲ謂フ

第二條　魚市場ヲ設立セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ關東都督ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

一、設立者ノ事業經歷書、戶籍謄本、資產證明書

二、設立ヲ要スル事由

三、設立地區內ニ於ケル水產物集散ノ沿革及現況

四、一個年ノ取扱見込額
五、設立ノ位置及概況圖
六、設計書
七、出資額及資本金使用ノ豫算
八、組合組織ニ係ルモノハ其ノ定款
九、販賣取扱ニ關スル事項
十、手數料ノ定率
十一、營業ノ期間
十二、市場管理者ノ氏名

魚市場設立ノ許可ヲ受ケタル後前項第五號乃至第十二號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ本條ニ依リ民政長官ノ許可ヲ受クヘシ

第三條　削除

第四條　魚市場建設物ノ構造ハ官ノ指示ニ遵フヘシ

第五條　魚市場ハ毎月五日限リ其ノ前月ニ於テ取引シタル水産物ノ種類、數量及

其ノ取引金額、手數料並時價ノ變動、貨物集散ノ狀況ヲ調査シ關東都督ニ報告スヘシ

第六條 魚市場ハ毎年一月三十一日限リ其ノ前年度ノ收支計算及事業ノ顚末ヲ關東都督ニ報告スヘシ

第七條 關東都督ハ所屬官廳ヲシテ魚市場ノ業務及會計ヲ監査セシムルコトアルヘシ

第八條 魚市場ハ水產物販賣ノ委託ヲ拒ムコトヲ得ス但シ正當ノ理由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 削除

第十條 魚市場ヲ廢止シタルトキハ其ノ事由及淸算ヲ明記シ關東都督ニ屆出ツヘシ

第十一條 第二條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

此ノ規則ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

四　關東州内の漁業統計

▼水產業戶數及人員

（大正五年末日現在）

地方		戶數	漁業 專業	漁業 兼業	漁業 從業者	製造業 專業	製造業 兼業	製造業 從業者	販賣業 專業	販賣業 兼業	販賣業 從業者
旅順	日本人	二四	二八	一	六	一	—	—	一	—	一
	支那人	一、四五九	一、〇八五	八二一	二、三五五	—	五〇	六四	三二	二六	二一
大連	日本人	一〇四	二六	三	一六	二	四	一〇	三二	七	五三
	支那人	九二四	八二七	四三七	七四〇	—	七	—	二八	六〇	四七
金州	日本人	五	五二	—	—	—	—	—	—	—	—
	支那人	三、八〇〇	二、五六五	四、三三〇	二、四三五	—	八 △九〇一	△四〇	三五	一三 △一八三	一〇 ▽一〇八
總計	日本人	一三三	一三六	四	二二	三	四	一〇	三三	七	五三
	支那人	六、一八三	四、四七七	五、四六八	五、五三〇	—	六五 △九〇一	六四 △四〇	九五	九九 ▽一八三	七八 ▽一〇八
	計	六、三一六	四、六一三	五、四七二	五、五五二	三	六九 ▽九〇一	七四 △四〇	一二八	一〇六 △一八三	一三一 △一〇八
大正四年	日本人	一五〇	一二九	一	八	三	四	二	三六	九	五三
	支那人	五、六五二	四、五九二	五、八五三	五、八〇三	—	— △一、一二九	— △一〇五	九六	五九 △一八六	八八 △七九
	計	五、八〇二	四、七二一	五、八五四	五、八一一	三	四 △一、一二九	二 △一〇五	一三二	六八 △一八六	一四一 △七九
同三年	日本人	一四六	九四	一	二三	三	四	九	三六	一一	六二
	支那人	五、六七七	四、四八一	五、八九二	六、一六九	—		五	八四	六四	六二
	計	五、八二三	四、五七五	五、八九三	六、一九二	三	六	一四	一二〇	七五	一二四

大正二年	日本人	一五九	一二〇	一	一九	六	五	八	四二	一七	一五二
	支那人	五、三一五	三、八九二	三、二二九	六、八〇三	—	二	四	一〇四	四〇	一〇七
	計	五、四八四	四、〇一二	三、二三〇	六、八二三	六	七	一二	一四六	五七	一五九
大正元年	日本人	一二六	一〇九	—	二〇	一	三	七	二七	六	一三九
	支那人	五、五五九	三、六八六	三、四二三	六、三二三	—	二	二	一二五	一五	一五八
	計	五、六八五	三、七九五	三、四二三	六、三四三	一	五	九	一五二	七一	九三
明治四十四年	日本人	一一六	八九	一	一五一	三	—	三	六七	一	一五二
							—	—		五九	
	支那人	五、三八三	四、六六五	三、三六五	九、四七一	—	△一、八六三	△二、九一四	九七	△一五五	一三四
							—	三		六〇	
	計	五、四九九	四、七五四	三、三六六	九、六二二	三	△一、八六三	△二、九一四	一六四	△一五五	一八六

一本表ノ人員ハ直接職業ニ從事スル者ノミヲ掲ケ職業ニ從事セサル老幼婦女等ノ家族ハ之ヲ包含セス

一表中△印ヲ附スルモノハ上欄漁業者ヨリ稼ヌル者ニシテ卽チ全ク重複セルモノトス

一表中日本人ハ關東州在住者ノミニシテ漁期ニ渡來シテ漁業ニ從事スル一時的ノ者ヲ包含セス

▼日本人漁業者府縣別（大正五年）

府縣別	單獨 船數	單獨 人員	組付 船數	組付 人員
愛媛	一八	一〇三	四三	一八九
廣島	一九	二七	一	六
岡山	八	二四	—	一
山口	八	五一	一	八
長崎	三	二一	一〇	五七
熊本	四	一八	三三	二〇一
島根	一	三	一	八
朝鮮	—	—	—	一五
鳥取	—	九	四	三
福岡	—	一	四	一三
富山	—	一	—	—
香川	一七	二九	三五	二四〇
和歌山	—	一	—	二
大阪	九	一九	—	—

靜岡	—	—	—	一
千葉	—	—	—	三
新潟	—	二	—	一
鹿兒島	—	—	—	三
兵庫	—	一	—	一
東京	—	—	—	一
奈良	—	—	—	一
大分	二七	二三	二五	一二五
高知	—	—	—	一
佐賀	—	—	—	二
愛知	一	四	—	—
石川	一	一	—	—
神奈川	—	—	—	一
三重	一	一	—	—
總計	一〇七	四〇八	一五五	九〇三
大正四年	一三七	二三三	一二三	六四〇
同三年	一一三	五〇一	一〇六	五四八
同二年	一〇四	四一五	一一四	六一四
同元年	九四	四〇五	一九五	一、一一三
明治四十四年	三一	一六三	二〇八	一、〇八七

一本表ハ每年漁期(四五月頃ヨリ十一月頃迄)ニ際シ日本內地ヨリ渡來スル者及關東州定住者ニシテ熊岳城其ノ他ノ比較的ニ遠隔ノ海洋ニ於テ漁業ニ從事スル日本人漁業者ナリ故ニ本表ハ年末ノ現在ニアラス上記漁期間ニ漁業ニ從事シタルモノノ員數ナリ

一表中組付トハ會社又ハ組合等ノ團體ニ附屬スル者、單獨トハ團體ニ附屬セサル獨立ノ漁業者ナリ

▼漁船及漁具

(大正五年末日現在)

地方	漁船				漁具		
	戎克	舢板	日本形	西洋形	網	釣	其他
旅順	二三三	七五八	二九	四	二、三一七	四、〇五六	一八
大連	一〇八	五五四	七八	—	一、八九一	二、九〇四	三
金州	六五五	一、六三二	一〇	—	三、九三〇	一一、五四九	一、二六四
總計	九九六	二、九四四	一一七	四	八、一三八	一八、五〇九	一、二八五

大正四年	九六八	三、〇八九	一二六	四	八、七五五	一八、八七六	一、二九〇
同　三年	九七五	三、一〇九	一二七	—	八、九一七	一六、六九〇	一、一九一
同　二年	九五六	三、二二二	八八	—	八、〇七三	一四、七七二	一、二五七
同　元年	九四六	三、一五〇	八六	—	五、九八七	一八、九九一	一、〇一九
明治四十四年	一、〇〇一	二、九七七	一二九	—	五、二五七	一八、六一五	一、〇二八

一本表ハ關東州内ノ常住者ノ使用ニ拘ハルモノノミニシテ日本内地ヨリ漁期ニ出稼スルモノヲ含マス

一表中ノ戎克及ヒ舢板ハ支那形船ニシテ戎克ハ十石積以上舢板ハ十石積以下ノ小船ナリ

▲漁穫高ノ一（地方別）　　（大正五年）

地方	日本人價額	支那人價額
旅順	四六四、九九七円	九九、一二九円
大連		八二、八六二
金州		二八五、八九七
總計	四六四、九九七	四六七、八八八
大正四年	二九八、五九一	四〇三、二九〇

地方	日本人價額	支那人價額
同　三年	三二七、七四六円	三七六、四六六円
同　二年	二四六、六五三	四〇三、一二八
同　元年	二九〇、五九〇	四二三、五四二
明治四十四年	二七五、六三〇	四一六、五三九

一表中日本人欄ノ員數ハ關東州定住者カ關東州沿岸ニ於テ漁穫セシモノ及ヒ日本内地ヨリノ出稼漁業者カ熊岳城及利津等ノ近海ニ於テ漁穫セシモノヲ包含ス

▲漁穫高ノ二（種類別）　　（大正五年）

種別 日本名	種別 支那名	日本人 數量	日本人 價額	支那人 數量	支那人 價額
タヒ	海鯽魚	三四三、八六二貫	二四〇、七一八円	三一、一三五貫	二一、六〇八円

サワラ	鮁魚	一六、七〇一	九、三八三	二四、四七一	一八、八七五
ヒラメ カレヒ	扁口魚	二八、〇〇四	一一、二〇四	二五、〇一七	四、八八二
スズキ	鰭子魚	四、〇五七	四、二一六	九、〇五五	四、四九八
サバ	臺肥魚	二、四六五	二、一五二	二、八六六	二、五九〇
アワビ	鮑魚	五、九二八	八、一九四	一、七二五	一、七五五
フカ	沙魚	一五、七三三	三、七二六	二二、二四七	四、〇一四
ボラ	鯪魚	三七四	二四八	一四、四五六	八、一八四
タラ	大口魚	三、一〇八	六九六	八四八、八〇四	一六七、〇二〇
カキ	海蠣子	—	—	七〇、四七八	一四、三七〇
ナマコ	海参	—	—	三九、二九六	一三、〇四一
エイ	滑子魚	一六、五八一	二、三三一	八五、四一八	一八、四〇八
エビ	海蝦	一、〇三三	九〇五	二一、〇一七	七、六九九
ニベ	白子魚	一四、〇一五	七、八六八	六、四五五	二、〇四九
ヒラス	黄尖子魚	六、一六四	四、〇七五	一、六九八	一、〇二三
アナゴ	鱓魚	一、〇六五	一、五五〇	六九四	六二五
サヨリ	大鰟子魚	—	—	四、四八五	一、六四〇
タコ	章魚	—	—	二、一七二	二、五二〇
ウナギ	鱣魚	—	—	五七〇	七〇六
イワシ	撤丁魚	—	—	九、九七四	六九〇
タチウヲ	鱗刀魚	七二三	二二六	四七一、六七四	一〇三、三九七
イカ	烏魚	一、五〇一	五七九	四、九三一	一、二三八
グチ	黄花魚	七、六八八	二、一六〇	七七、七八三	一九、二〇〇

クラゲ	海蜇	—	—	一二二、八六五	二、六二一
コノシロ	鰶魚	—	—	一、五三一	六五〇
カナカシラ ホウボウ	紅娘子魚	一五、四九七	三、四〇八	一、五五二	一七一
イシモチ	白米子魚	—	—	三〇、四四八	七、五〇一
メバル アブラメ	黑魚	三、一九七	一、九一七	五九四	一九七
貝類		—	—	三三、六六〇	四、三七六
鯨		七八〇、〇〇〇	一五六、〇〇〇	—	—
雑魚		一〇、六〇四	三、四四一	一三八、六五七	三二、三四一
総計		一、二七八、三〇〇	四六四、九九七	二、一〇五、七二八	四六七、八八八

▲水産製造品（大正五年）

種別	塩蔵品 旅順 價額	塩蔵品 大連 價額	塩蔵品 金州 價額	乾製品 旅順 價額	乾製品 大連 價額	乾製品 金州 價額
タチウオ	八、五五〇円	一、二七八円	一四、四三〇円	—円	—円	二、五〇〇円
タラ	—	—	五〇、〇八六	—	四、九七二	八〇、〇九五
エイ	—	—	—	四、七六〇	—	五、〇四〇
フカ	—	—	一、四五九	—	—	一二七
ナマコ	—	—	—	—	三、九八〇	一三、四〇九
グチ	—	—	四三〇	—	—	—
ヒラメ	—	—	—	—	—	一、六五七
イワシ	—	—	—	—	—	六〇二

カマボコ	—	—	—	六、七五〇	二四、二〇〇	—
エビ	—	—	—	—	三八八	四四五
カラスミ	—	—	—	—	—	一三三
貝柱	—	—	—	—	—	二、〇一三
乾貝	—	—	—	—	—	二、一八八
カナカシラ	—	—	一四二	—	—	—
イシモチ	—	—	一、四三五	—	—	—
クラゲ	—	—	一、一五六	—	—	—
イカ	—	—	—	—	—	二四〇
フカヒレ	—	—	—	—	二、六五〇	—
雑魚	—	—	六一九	二、一三四	一、〇〇〇	九二三
總計	八、五五〇	一、二七八	六九、七五七	一三、六四四	三七、一九〇	一〇八、三七一
大正四年	六、七六三	—	四八、七二二	一二、八八三	三三、八三九	一一二、七八四
同三年	二〇、八七六	四、一一五	四二、六九七	二、八六〇	三〇、六〇一	九二、〇一四
同二年	一七、二五〇	三、四四〇	四八、四〇八	四、五四五	三七、四一六	一五三、四四八
同元年	一六、六八八	五六七	一五、一七三	一、四七四	一五、一九三	一二三、二八八
明治四十四年	七、〇〇〇	一、三九七	二二、九一九	三、七六一	一六、〇一四	二八、六三二

一表中「ナマコ」及「カマボコ」ハ加工品ナルモ便宜上乾製品ノ部ニ合算セリ

五　關東州漁港築設問題

漁業根據地としての大連は露西亞町の一角なるが同所は支那戎克船の入港夥

たしく漁船の(出入には不便なるのみならず風浪高きときは小形なる邦人漁船の)繋留は危險なるを以つて漁港としては適當ならざるなり、之れに反して漁業根據地なる老虎灘は固より大規模のものにあらねど自然の地勢能く灣曲をなして海水深く灣口には暗礁ありて防波の障壁をなすを以つて風波穩かなり、故に漁港としては適當なり今、老虎灘漁港改築論者の急先鋒たる緒方水產試驗場長の主張する所を聽くに、老虎灘灣內は現に夏期に於て六七十隻の漁船の繫留さるゝを見るも優に二百隻の漁船を入るゝに足るべく且つ灣口の暗礁は完全なる防波堤を築造するに最も便利なり、從つて築港費も少額にて事足り最も適當なる漁港たり得べし、其れと同時に冬期露西亞町戎克渡止場の結氷期に於て支那戎克船は何れも老虎灘に荷揚げしつゝある有樣なれば同港の改築完成せば夏期は漁港として冬期は戎克船波止場として利用さるべきなり、云々と、吾人は近年急激の發展をなせる關東州の漁業の前途よりして完全なる漁港の設備を欲するものなれど、老虎灘灣口の暗礁を陸地と連絡せしめて防波堤を築造することの灣內に滙する水勢をして弱め其結果防波堤に沿うたる一邊は洲をなし灣內は水淺くなり繫船に不便

を感ずるに至るなきやを恐るるものなり、是れ吾人は内地に於ける某所の漁港に於て斯くの如き狀態を呈し現に漁民をして出漁する能はざる悲境に沈淪せしめたるを見つつあればなり、從つて吾人は老虎灘の築設に就ては愼重に且つ綿密に調査研究して決定の後施設せられんことを望んで已まざるなり。

六　南滿洲の貝藻

沿海の地には何れも貝類及び海藻類を產せざるはなきも就中、關東州最も多し、故に今其の關東州沿岸に於ける貝類及び海藻類の概況を記さんに左の如し。

牡蠣　海岸到る處の岩礁に繁殖し形狀大にして其の味香ばしくして美なり、支那人中には之が養殖をなせること前記せし如し、牡蠣は多くは支那人によりて採取され市場に出す一產物たり。

鮑魚　長山列島附近に產するもの多く、潜水夫によりて採取され、生鮮のまゝ市に販賣さるるも支那人中には通常四五十個を通貫して一連となし之れを乾製してアンペラにて包裝し一包裝三十斤內外とす、其の色灰黑色にして概ね外面に白

黴あるを見る。

貝柱　長山列島に産する貝柱は粒形小にして大小整一し乾製して之れを安東縣方面に輸出す、其の産額年に五六十萬斤内外とす、金州に産するものは小圓形にして品質良好にして專ら之れを鐵嶺方面に輸出して販賣す、其の卸賣一斤八十錢にして小賣九十錢位なり、産額は一個年五六百斤にすぎずといふ。

海膽　到る處の海中岩石に繁殖す、其の數頗る多きも其の質良好なりといひ難し、左れど内地産の煉雲丹よりも稍〻堅き製法により蝦醬の代用品となすを得べしといふ。

馬刀貝　此貝の蕃殖する場所ありといふも斯業家は未だ之れを確かめずとなり。

天草　形狀大にして稍〻多量に蕃殖するも之れを採取するものなし、故に時期を擇びて採取の道を講ずれば其の收益少なからざるべし。

青藻　灣内の岩石に附著せるもの多く葉質頗る柔軟なり。

長藻　到る處の海中岩石にあり支那人は之れを採取して乾燥し或は肥料とし

或は屋根を葺き若しくは壁土用の寸莎となすものあり。

すげ藻　大正六年大日本植物纖維研究會に於て發表し綿絲代用品となるべきこととなりたり、すげ藻は關東州に於ては三山島に於ける東南の沿岸にて岩礁干潮線より一尋位の場所に之れあるを認めたるが、其の他の沿海にも或は之れあるべし、但し支那人には從來餘り利用されしを聞かずとなり。

七　南滿洲の淡水漁業

南滿洲に於ける遼河本支流、鴨綠江本支流、大凌河等の河川何れも魚類を產せざるなく、就中、遼河の本支流に於ては最も多く魚類を產し沿岸の住民中には副業として漁業を營むもの多し。　鴨綠江の漁區にて最も主なるものは安東縣の上流八里より下流龍巖浦に至るの間にして產魚の主なるものは鯉、鯰、鰻、白魚、蝦等なるが、就中蝦、鯉、鯰を以て著名なるものとす。　其の漁撈法は結氷期の前後には一種の捕穫法を以つてせらる、漁期は主として夏季にして夏季及び秋季に漁穫せしものを放養し置き十二月頃に至りて山なす凍結河魚を市場に搬出す。　三十七八年戰役

の際、人間大の鯰乃至小兒大の鯉により我が滿洲軍に給養したる鴨綠江の河魚は今に有名なり。左れど南滿洲に於ける河川の魚類は其の産多かれども漁撈法不備なるを以つて漁穫高少なけれど、若し夫れ完備せる漁撈法を以つてせば其の産額莫大なるものあるべきなり。

八　鴨綠江の蝦漁

日韓併合の當時に於て邦人岡十郎は鴨綠江の蝦漁に著目し總督府の補助を得て之れが漁業の經營を企畫せるも或る事情のため中止の已むなきに至り、其の後殆んど放任の姿に委せしも尚一個年の漁穫高一千五百萬圓を下らざるを以つて當局に於ても滿鮮唯一の水産業たる此種の蝦漁をして如何にしてか發展を期せんものと講究しつゝありしが、内地下、關の宮本高次郎等支那實業家と合辦にて經營することゝなり、既に其の筋より許可を受けたりとのことにて資本金は三十萬圓にて日支合辦會社宮本組と稱し、其の製造工場及び事務所を朝鮮なる新義州に設置し、大正七年四月より漁撈に著手する由なるが、其の計畫は當初漁船五百隻を

以つて漁夫は支那人三千人、鮮人二千人を使役し、又製造工場は釜二十數個を据付け一度蒸煮したるものを乾燥して鑵詰となし、先づ以つて支那全土に供給すべく漸次海外に向つて輸出する方針なりといふ。

九　奉天地方の米鰕需給

支那産の鰕にて米鰕と稱するものに三種あり、大米鰕、中米鰕、糠鰕是れなり、其の大中米鰕の皮を去りて精製するも糠鰕は皮も頭も去らず其のまゝに蒸煮して乾燥するものなり、其の品質としては乾燥せる程市場の氣受宜しきも餘りに乾燥するときは運搬の際に粉碎さるゝ恐れあるを以つて、普通賣買するに當りては多くは一定の度まで濕氣を含ませて取引するを常とするなり。支那に於ては都鄙の別なく米鰕を用ひざる所なく大米鰕は都會地方に多く消費せられ、中米鰕、糠鰕に至りては、支那人住居する所必ず之れを需要す、即ち大米鰕は上等料理用として鰕の形の儘にて用ひられ、中米鰕、糠鰕は普通味付用として使用せらる、其の産出時期は毎年舊暦四月頃にして奉天地方に運搬せらるゝは舊暦五六月頃最も多く其の

頃盛んに取引さる、奉天市場に於て取引さるる一個年の概算は大米穀約二萬斤、中米穀約二萬斤、糠穀約六七十萬斤とす。　價格は大米穀卸賣一斤小洋銀四角五分、小賣五角八分、中米穀卸賣一斤二角五分、小賣三角四五分位なり。　其の大中米穀は普通木綿袋に入れ一袋重量約百斤とす、糠穀はアンペラ包にして一包約二百五十斤とす、奉天に於ける取引は大中米穀は其の容器を賣主に返却せしめて買主に與へず糠穀は包裝と共に買主に交附する習慣にして大中米穀の包裝は袋に限らず、木箱を用ふるもあり、要するに遠路の運搬に際しては袋入は途中粉碎の度多き恐れあるを以つて多くは箱詰とす。　奉天に於て取引さるる米穀は營口より穀商人來奉し何れも穀米店卽ち問屋に入り止宿し市場の買手を招きて取引す、代金の支拂は現金取引をなすものあり、或は毎月二日、十六日を拂日として勘定するものあり、穀米店は此等の荷主より宿料食料を得る外に賣上額の百分の三の口錢を取るなり、米穀は其の需要多きだけ市場、雜貨店、食料店にて小賣さるるは勿論都鄙の別なく小賣店なきは殆んど之れなし。

十　北滿洲の淡水漁業

此滿洲の河川の大なるは松花江、嫩江、牡丹江、圖們江、黑龍江等にして此等の河川に產する河魚は南滿洲に數倍し其の種類も亦多種多樣なり。松花江流域に產する魚類は甚だ多くして上流なる朝陽鎭、海龍附近の半截河及三通河邊に於て鯉、草根魚、細鱗魚等を產し、沿岸住民が副業として漁獲に從事するもの多く、松花江本流に入るに及びて益〻多し、左れど全沿岸中に於て最も盛んなるは吉林の稍〻下流なる烏拉街附近及び三姓卽ち依蘭なり、烏拉街は專業とする漁民多く、漁業組織も亦較大にして鯉、鮭、遍花魚、鯰、鰲花魚等の魚類漁獲され、日々吉林に輸送さるゝもの甚だ多し、三姓は本區域中第一の魚產地にして又、沿江一帶の漁業根據地たり、且つ眞珠の產地として尤も有名なり、每年此地を經て哈爾賓其の他に輸送さるゝ魚類は鯉三萬元內外、鮮頭魚二萬元、大白魚一萬餘元、黃魚三千元の巨額に達すといふ。更らに之れより下流にかけて漁獲さるゝ魚類は鯉、鮒、鮭、遍花魚、懷子魚、鰉魚、大白魚等其の主なるものとす、元來松花江の魚類は不味なりとの評判なるも三姓より下流及

び牡丹江の魚類は頗る美味にして且つ低廉なり、三尺餘の鯉は僅かに十四五錢にすぎざるなり、鮒の如きは殆んど問題たらぬ程に安値なり、遍花魚は鱒の一種にして非常に多きも美味ならず、鰉魚はサョウザメの一種にして普通六七尺、大なるは長さ八九尺重さ四五百斤に達するものあり、黑龍江に頗る多くして松花江には少なし、其の卵は鹽辛として露人の最も珍重する所、肉も骨も各種の製品として食料に供せられ、殆んど棄つる所なき程有用の魚類なり、將來日本人が松花江に於て漁業を營む場合は第一に著眼さるべきものなるべしといふ。又、松花江の支流たる拉林河も亦魚類に富み、殊に細鱗魚多きも漁撈專業者少なくして漁穫高多からず、牡丹江には溝貝あり眞珠を産す。牡丹江亦魚類に富み沿岸各地何れも漁業盛んにして一組二三十人或は四五十人のもの數十組あり、皆專業的に漁撈に從事せり、其れより圖們江流域、綏芬河流域にも各種の魚類多く殊に鮭、鱒等最も多し、漁穫物は何れも大魚にして鯉の中にて大なるもの一間位のものあり、鯰は十貫目位のものを普通とす。牡丹江其の他に於て漁穫する鰲花魚は日本の魚族中之れに類するものなく、其の美味鯛にも劣らずといふ。黑龍江省に於ては嫩江最も魚類に富

み河岸には多數の漁村散在して漁撈に從事せり、漁穫物は鯉、鮒、鮫、鱒などあり、又、瑚裕爾河にも魚類多し、就中、鮒は此河の名產にして淸朝の頃には冬季氷詰として北京の皇室の獻上するを例とせり、此河には鮒の外、鮫、鱒の外に黑き黑にてヘイユキと名づくるものあり。以上、北滿の河川にて漁穫さるゝ魚類は據るべき統計なきを以つて其の總額を知るに困難なるも、哈爾賓地方の魚類需要高は概算三十萬留にして之れに沿岸諸市の消費高及び冬期氷詰として輸出さるゝものを加ふる時は更らに一層の巨額に上るべし。松花江一帶を踏査したるものの說によれば松花江支流のみにても年々の漁穫高は二百萬留を下らざるべしとのことなれば、其の有望なることだけは確實なり。其れかあらぬか支那官憲に於ても大に之れに注意し大正六年或る縣署より吉林省長に對し、松花江流域の一帶は魚類の產額豐富にして近ろ漁業著しく發達したれば該漁業者に對する稅法及び漁業權利等に關する法規の制定併に一個年の產額、漁穫網の硏究等をなし漁業獎勵の資とせざるべからず云々の意見書を提出したることあり、今後松花江一帶の漁業は益〻注目され大なる發達を見るべしといふ。

吉林省各縣の漁業

(一)扶餘縣　松花江は魚族豐富なるを以つて住民は年中漁業を營めり、一般に漁業組合なるもの組織され漁具を設備す、漁場の主なるものは嫩江及び松花江の合流點にして三家溝附近とす、魚類は鯉、鯰、ネリマ(鮭の一種)、ナリム、鯽、竹籤魚、セクスン、河鱸、シーグ(鮭の一種)、鮒等にして冬期に限り哈爾賓、奉天、長春、吉林開通縣、齊々哈爾に多數輸出さる、此地方の支那人は魚類の鹽藏をなさざるなり。

(二)寗安縣　本縣の河川には魚類豐富にして沿岸の住民其の漁獲をなす、魚類は鯉、鰤、鱸、鮒、鯰、鮭にして寗古塔に於て販賣せらる、支那統計による一個年の漁獲高七、〇〇〇布度に達すといふ。

(三)東寗縣　漁業は主に大綏芬河に於て行はるるも其の規模小なり、漁獲物は常安縣及びニコリスクに移送す、殊に鮮頭魚、鮭最も多く其の漁獲亦大なり、支那統計によるに漁獲高は三七〇布度なりといふ。　專業者數十戶あり。

(四)樺川縣　本縣に於て漁業に從事するは主としてゴリド人なり、其の產額多く

夏期に於ては來着汽船に販賣し、冬期に在りては本縣需要の殘部は三姓及び綏遠縣に移送され、綏遠縣よりは更らに黑龍江左岸なる露人哥薩克部落に輸出さるるなり。

(五)富錦縣　本縣の漁業も亦主としてゴリド人なるが其の本縣に於て需要外のものは三姓及び綏遠縣に輸出され、綏遠縣よりはアムール沿岸の露國部落に供給さるるなり。

(六)吉林縣　本縣に於て漁穫さるる魚類は鯉、遍花魚、鮮頭魚、鯰、干條魚、鰲花魚、鯽等とす。

(七)依蘭縣　本縣に於て漁穫さるる魚類は鯉、胖頭魚、眞珠、大白魚、懷子魚、鮭、黃魚等とす。

黑龍江省の魚類

黑龍江省諸流域に於ける魚類を縣別にすれば左の如し。

▼呼蘭縣及び巴彥縣　鯉魚、鰟魚、鮎、鯿魚、鮰魚、鱵魚、鱝魚、▼黑爾根　鯉、鯽、鱸、細鱗魚

魴、鰫黄魚、鮰魚、鱅魚、鰓魚、少呼爐▼布西　鯉、鯽、鮎、鱖、▼龍江縣　鯉、白魚、草杆魚、遍花魚、
鮰魚、鴨子魚、鰲花魚、▼多耐站　鯉、鯽、白魚、草杆魚、鯁魚、胖頭魚、杆魚、鰲黄魚、鮎、▼大賚縣
鯉、黄花魚、鮎、胖頭魚▼肇州縣　黄魚、草杆魚、白魚、鯉魚、▼木蘭縣　鯉魚、草杆魚、騙魚、
鱑魚▼通河縣　鯉魚、草杆魚、鮮頭魚、雜魚、▼湯源縣　鯉魚、黄魚、胖頭魚、騙魚、刀子魚、七
里鮒子、▼拜泉縣　鯉魚、鯽魚、鰱子魚、黑魚、▼瑗琿縣　草杆魚、鯉魚、鯽魚、黄魚、細鱗魚、鈎
心魚、紅尾魚、鰭々魚、鱖魚、鮎、鰱子魚、鰫白魚、海魚、鮭、鱔魚、鰉、鱘、鱧魚、▼呼倫貝爾　鯉魚、鮎、
狗牙魚、鰱子魚。

齊々哈爾の漁業公司

齊々哈爾在住の輝居連、文徵等の發起にて嫩江の漁業を營むこととなり、三十萬元の資本にて大正六年中、漁業公司の設立を見たるが該公司は先づ嫩江を漁業區域となしたるも、更らに進んで哲里木盟各旗に於ける魚族棲息の湖水を全部網羅すべく、黑龍江省長より吉林省長に託し、其の所轄の蒙旗に其の旨交渉移牒し來りたるを以つて、吉林よりは長春三道街にある南郭爾羅斯王の租欋子へ官員を派し

交涉しつつ今に懸案中なり。

黑龍江全省漁業公司定欵

黑龍江全省漁業公司の定欵を擧ぐれば左の如し（大正七年三月二十七日齊々哈爾領事報告）

第一章　公司名稱及營業目的

第一條　本公司ハ有限責任ノ株式公司ニシテ黑龍江全省富源漁業公司ト稱ス

第二條　本公司ハ黑龍江省ニ於ケル漁業ヲ振興シ一般河川流域地方ニ於ケル水產物ノ保護ヲ圖ルヲ以テ營業ノ目的トス

第二章　漁　區

第三條　黑龍江省ニ於ケル江河流域全部ヲ以テ本公司事業區域トスルトキハ地域廣大ニ失シ經營困難ナルベキニ付本公司ハ先ヅ嫩江及松花江ヨリ經營シ相當效果ヲ收メタル後漸次黑龍江及其他ノ湖、河ニ向テ擴張經營スベシ

第四條　總テ漁撈ニ適スル省內ノ溝渠及沼澤ハ本公司ニ於テ管理スベシ

第五條 本公司ハ外國人ノ漁業權獲得ヲ防止センガ爲メ公司成立後本公司漁區內ニ居住ノ公司捕魚人外ノ者ノ漁業ヲ禁ズ本公司漁區內ニ於テ從來漁業ニ從事シツツアル者ハ本章程第二十三條ニ依リ繼續漁撈ヲ爲スコトヲ得ベシ

第三章　營業機關及方法

第六條 本公司ハ漁業區域ノ中央地點ニ總公司ヲ設立シ必要ナル個所ニハ分公司ヲ設立シ以テ事務ヲ分擔處理セシム

第七條 本公司開業前ニ於テハ漁業公司事務所ヲ設置シ以テ事業ノ進行ヲ計リ且シ漁業公司事務所章程ヲ發刊シ信用ヲ明ラカニスベシ

第八條 本公司ハ漁區內居住漁夫ノ金融ヲ計ランガ爲メ左ノ事業ヲ兼營ス

(甲)漁業銀行

右銀行ハ殖邊銀行條例第二十條、第二十一條、第二十二條ノ規定ニヨリ無記名式流通債券ヲ發行ス但シ右債券ハ償還期限ニ達セザルモノト雖本公司ハ隨時持參人ノ需ニヨリ通用紙幣ニ兌換スヘシ

(乙)糧棧

(丙)布行

(丁)搾油場

(戊)製粉場

(乙)ヨリ(戊)ニ至ル四項ハ漁區内居住者ニ日用品ヲ供給スルヲ以テ目的トナシ賣買取引ノ單位ニハ總テ魚類ヲ用フルモノトス各種類ノ異ナル魚類ヲ以テ物品ト交換スル場合ニハ各漁場執事人等責任ヲ以テ之レヲ評價決定スベシ

第九條　本公司ハ追テ更ニ營業範圍ヲ擴張シ左ノ各工場ヲモ兼營スベシ

(一)罐詰工場

(二)鹽藏場

此等附帶事業ハ漁魚ヲ精選加味シ廉價ニ市場ヘ供給スルヲ以テ目的トス

(三)貝類工場

右工場ニ於テハ魚類ノ外貝類ヲモ取扱フベシ

第十條　本公司ハ漁魚ヲ一般ノ購買ニ資センガ爲メ各城埠郷鎭ニ販賣所ヲ設置

スベシ

第四章　株主及役員

第十一條　十株以上株式ノ募集ニ應ジタルモノ及漁業ノ智識ヲ有スルモノ若クハ二十株ヲ周旋募集シタルモノニシテ五株以上ヲ自ラ應募セルモノハ之レヲ發起人トス發起人ハ公司條例ニヨリ總テ本公司ノ董事ニ列ス

第十二條　本總公司ハ董事中ヨリ互選ニヨリ總司理一名、副司理一名ヲ任命シ分公司ニハ正副董事各一名ヲ置ク正副董事ハ株主及董事ノ内ヨリ總司理之レヲ任命ス

第十三條　株主ハ總テ株主總會ニ於テハ其持株數ニ對スル決議權ヲ有シ議案ノ裁否ハ賛成者ノ持株數ニヨリ之レヲ決ス十一株以上ヲ有スル者ハ一提議權ヲ有ス株主總額ノ十分一以上ヲ所有スル者ハ必要ノ場合公司ノ承認ヲ得臨時總會開會ヲ請求スルコトヲ得

第十四條　本公司ノ漁場中蒙古ニ境ヲ接スルモノハ冬季梁ヲ開放スル場合及漁期ニ入リ之レヲ閉塞スル場合委員一名ヲ派遣セシメ之レニ立會ハシムベシ

第十五條　本公司ハ廣大ナル地域ヲ以テ漁區ト爲スガ故ニ漁區內治安維持上漁業護勇ヲ設ケ以テ意外ノ損失ヲ免レシム

第五章　株式及募集方法

第十六條　本公司株式ヲ大洋五十萬元トシ分チテ五千株トス株式額面ハ一百元トシ之レヲ正株トス二十元ヲ以テ副株ト爲シ二十萬元ヲ優先株ト爲シ三十萬元ヲ以テ普通株トス

第十七條　本公司ノ株式ヲ卒先賣約セルモノニハ優先株ヲ給ス優先株賣切レタル後ハ普通株ヲ賣出スベシ

第十八條　本公司ハ黑龍江省廣信公司、中國銀行、官銀號ヲ株金拂込機關ニ指定ス株金ハ總テ營業ヲ開業スルニアラザレバ運用スルコトヲ得ズ

第十九條　株式購買者ニハ認株證書ヲ交付シ副株一枚ニ對シ大洋五角ノ暫時保證金ヲ納メシム保證金ハ株金拂込ノ際之レヲ以テ株金ノ一部ニ充當スルモノトス本公司通告ノ期日ヲ經過スルモ未だ株金ノ拂込ヲ爲サザル者ニ對シテハ新聞紙上ニ之レガ催告ヲ爲シ催告ノ期日ノ經過スルモ拂込ヲ爲サザルモノハ

株主タルノ權利ヲ失格シ且ツ其保證金ハ拂戻ヲ爲サザルベシ

第二十條　株式拂込者ニ對シテハ公司事務所ハ受領證ヲ交付シ公司成立後株券ト交換ス

第二十一條　株主株式ヲ讓渡サントスル時ハ讓渡人及讓受人双方本公司ニ出頭ノ上臺帳ノ書換ヲ求ムベシ但シ本公司株式ヲ外國人ニ讓渡シタルトキハ無效トス

第二十二條　數名共同出資シテ一株ヲ購買スル時ハ内一名ノ氏名ヲ出サシメ之レニ株主ノ權利ヲ附與スルモノトス

第二十三條　嫩江沿岸居住ノ漁家ノ現在有スル漁具其他家財一切ハ時價ニヨリ買收シ之レヲ以テ株式ヲ購買セシメテ總テ株主タラシム

第二十四條　本公司ハ株式拂込額ガ總額ノ四分一卽チ十二萬五千元ニ達シタル場合農商部ニ出頭許可ヲ經創立總會ヲ召集シ營業ヲ開始ス其餘ノ三十萬元ハ開業後募集スベシ

第六章　納　稅

第二十五條　本公司ハ漁業ヲ目的トスル商事會社ナルヲ以テ徵稅規則ニ依リ納稅シ以テ國課ヲ重ス

第二十六條。嫩江兩岸ノ漁場ニシテ所轄縣設治局ヨリ徵收スル警學等ノ損費ハ本公司規定ノ課目中ヨリ豫算ニ從ヒ納稅スベク擅ニ損額ヲ增加スルコトヲ得ズ

第七章　株ノ割當

第二十七條　本公司漁場中ニテ從來縣設治局若シクハ蒙旗ヨリ札薩克、臺壯、漢、滿人等ノ漁夫ニ對シ漁業執照ヲ發給セルモノハ公司成立後一律ニ有效トス右權利ヲ請負ヒタル漁夫ニシテ未ダ請負期間滿了セザル者ハ右執照ヲ本公司ニ送致スベシ本公司ハ原約定ノ期日ヨリ起算シ之レニ新執照ヲ發給ス前項漁場内ニ於ケル漁撈ハ總テ地域ヲ限リテ漁夫ニ之レヲ請負ハシメ期間滿了ノ際ハ執照ヲ取消シ再ビ該蒙、漢人等ノ享用ニ復歸セシメ以テ公允ヲ明ラカニス

第二十八條　杜爾伯特、札賚特及郭爾羅斯ノ三旗内ニ居住ノ札薩克、臺壯、人等ニ對シテハ地域ヲ三段ニ分チテ捕魚ノ收益ヲ給與シ以テ蒙古人ノ生計ヲ保持スベ

シ

第八章　漁撈ノ方法

第二十九條　本公司ハ冬季ニ於テハ從來ノ舊式方法ニヨリ麻製ノ大網ヲ以テ漁撈ヲ爲シ穿氷牽纜機ハ海外ニ社員ヲ出張セシメ充分調査研究ノ上之レヲ購買スベシ

第三十條　秋季ニ於ケル漁撈モ亦當分從來土民ニヨリ使用セラルル紮梁ヲ用フベシ

第三十一條　本公司ハ夏期ニ於テハ鐵線製網片網ノ鈎繩及擲網等ニヨリ漁撈ヲ爲スベシ

第三十二條　本公司ハ漁期中溜池等ノ適當地點ヲ選ミ洋灰ヲ以テ混土紮梁塲墻ヲ造リ灌通ヲ便ニシ鐵椿鐵網等ヲ以テ上ニ橫插シ改良活動機ヲ用ヒテ移轉ヲ便ニシ以テ航路ノ障碍ヲ免レシム

第九章　養殖ノ方法

第三十三條　本公司ハ蜒蜿タル大江ノ一地點ヲ擇ミ兩端ニ低キ堤ヲ築キ鐵網ヲ

編ミ之レヲ挿ミ水ノ流通ヲ計リ其中ニ放魚養殖シ不漁ノ年ニ於テハ是レヨリ捕魚シ以テ損失ヲ救濟スヘシ

第三十四條　本公司ハ日本ニ於テ行ハルル人工孵化法ニヨリ毎年九、十兩月間ニ於テ雌魚ノ生卵及雄魚ノ精液ヲ有スル際ニ於テ精卵ヲ取リ右方法ニヨリ調和交合シ孵化器ニ移シ人口交合法ヲ施シ孵化後魚ノ形體ヲ備フルヲ俟テ養殖場内ニ放ツモノトス

第十章　利益配當

第三十五條　各漁場主ニシテ公司成立ニヨリ株主ト爲リタル者ハ公司ヨリ立替タル食費並ニ各種ノ税金ヲ除キ他ノ所得利益ハ別項規定ニヨリ之レヲ處分スルコトヲ得

第三十六條　公司ハ右公司所轄ノ漁場ヨリ得タル利益並ニ各場行ヨリ得タル利益ヲ合併計算シ之レヨリ總分公司場、行等ノ其年度内ニ消費セシ經費ヲ控除シタル純益中ヨリ株主ノ配當額ヲ定メ分配ス

第三十七條　本公司ハ純利益ヨリ年六分ヲ株主ニ配當シ其餘ハ十一ニ分チ十一

分一ヲ以テ公定積立金トシテ備ヘ資本金ヲ損失シタル場合ニ塡補ニ備ヘ株主ニ對スル利益配當ノ平均ヲ維持ス他ノ十一分ノ十ノ內七分ハ臨時株主ニ配當シ二分ハ職員ニ對スル賞與金トシ他ノ一分ハ發起人ニ對スル報酬トシテ之レヲ配當ス

第三十八條　前條ニ記載ノ臨時株主配當ノ七分ハ優先株及普通株ニ析半配當シ以テ區別ヲ明ラカニス

第三十九條　本公司年度ハ陰曆四月一日ヨリ翌年三月末日迄トス總副司理ハ年度終了毎ニ前年度中ニ於ケル會計ノ決算報告ヲ作製ノ上新聞紙上ニ廣告スベシ

第十一章　附　則

第四十條　本章程中不備ノ點ハ隨時斟酌取捨スベシ

齊々哈爾に於ける漁業

大正七年齊々哈爾領事館の報告による齊々哈爾の漁業を紹介すれば左の如し。

漁業從業者數　一人にして栃木縣人なり(右の外大正五年迄は愛知縣人にして斯業に從事せる者一名ありしが大正六年廢業するに至れり)

漁獲物の種類、漁獲物、漁季、漁法

(イ)種類　鯉、鮒、鯰、狗魚(露人は之れをシチューカと稱す鮫に似たる魚なり)

(ロ)漁獲物　呼倫湖西岸の一部二露里間

(ハ)漁季　解氷及結氷の遲速に依り多少の相異あるも通例五月上旬より十月中旬迄とす。

(ニ)漁業法　本邦東海岸に於て專ら行はるる地曳網を用ふ網の長さ四百五十尋乃至五百尋、高さ五尋位なり。

漁船の種類、隻數、噸數及建造費

(イ)種類　本邦形漁船(長さ五間、幅七尺内外)

(ロ)隻數　二隻

(ハ)噸數　未詳

(ニ)建造費　一隻約露貨百七十留内外

漁獲物處理、輸送方法

（イ）漁獲物處理　生魚として夏季滿洲里市場に供給せらるるものの外乾魚として冬季諸地方に搬出せらるるものと放魚として生洲に貯へらるるものとあり、但し放魚は夏季斃死するもの少なからず。

（ロ）輸送方法　夏季は露國式荷馬車に車臺大の箱を据付け箱中に貯氷を撒交して腐敗を防ぎ夜間之れを運搬す、冬季は凍りたる魚を柳條籠（約五十貫入）に入れアンペラ等にて周圍を包み前記の露國式荷馬車にて運搬す。

漁獲高（數量及價格）

（イ）漁獲高　年々高低著るしくして其平均額を擧ぐること困難なり、今大正二年より同五年に至る過去四年間に付いて見れば大正三年は最も多くして約二萬五千布度に達し其最も少なきは大正五年にして僅に三千七百布度に過ぎず。

（ロ）價格　歐洲戰亂後著るしき騰貴を示せり、大正六年春季頃には鯉一布度の價格は三留五十哥内外なりしが昨今は十留内外を上下しつつあり、其他の魚類の價格も略〻同樣なり、大正六年冬季に於ける乾魚の及凍魚相場は未定なるも一布度約

十五留以上に達すべし。

漁獲物の販路、取引方法

（イ）販路　生魚は滿洲里住民及其附近部落農民の需要に供せられ凍魚は歐露方面に輸送せらる。

（ロ）取引方法　滿洲里方面との取引は支那仲買人の手を經、歐露方面との取引は露國仲買人の手を經て行はる、但し歐露方面には漁業家が直接輸送販賣する場合あり。

漁業者の生活狀態　漁業經營者は相當に豐なる生活を爲しつつあり、漁夫は多く支那人又は朝鮮人にして日本人少なし、彼等は毎月食費三十八留の外三十留内外の賃金を支給せらる。

漁業者に對する公課

一漁區(二露里)に付六百留(一年一回)

一生洲に付百五十留(一年一回)

漁夫一名に付一留(一年一回)

以上海拉爾、呼倫貝爾政廳に納付するものとす。

將來の見込　將來の見込に付ては確言し能はざれども呼倫貝爾湖は大湖にして産魚夥しきも濫漁の結果逐年捕獲量の減少を見つつあり、且つ露國官憲が日本人の漁撈を嫌忌するの傾あるを以て將來多數の日本漁撈者を召致し得るの見込なきものの如し。

黑龍江の河魚類説明

黑龍江及び其の支流に棲息する河魚類に就て少しく説明を試んに▼草杆魚　其の形狀其の色共に鯉に類似し唯鬚髯なきを異なる點とす、其の大なるものは四十餘斤に及ぶも普通十五六斤なり▼鯉　は其の音相通ずるより土俗之れを李子魚と稱し大麻哈魚と共に産額産だ多し、大なるものは二十斤あれども普通五斤乃至十二斤にして、土人は多く之れを煮て食用に供す、又、鹽を加へて乾燥するものもあり▼鱖魚　多く嫩江に産し淡味にして稍、腥味あり形狀は扁平濶腹にして大口細鱗なり且つ斑紋を帶ぶ、冬季結氷を利用して捕獲さる▼漁　鰐と極めて相似て

鑑別すべかず、傳說によれば該魚は古昔尉某といふもの江中に入りて魚に化せりといふに由來し、尉魚又は神魚と稱す、土俗或は鰉鱘と稱す、大なるものは長さ八九尺重さ四五百斤あり、形は三稜にして扁平、腹部は灰色にして鱗なし專ら煮て食用に供し骨も亦食することを得▼鱈魚　黑龍江產中最も佳なるものにして普通の鱈魚と異なれり、大なるものは百磅乃至百六十磅に及ぶ、肉滑かにして甘味あり通常は三十磅乃至四十磅位のもの多し▼發綠魚　一に哲綠魚と稱す、黑色にして腹部稍、白く小頭細尾圓扁にして恰も磨盤の如し、大なるものは五六斤あるも普通は二三斤にして煮て食用とす▼鰱子魚　大頭小眼圓身にして其の色は黑黃、鱗なし、力量大なるを以つて黃金牛の名あり、又、黃鰱子と稱す、大なるものは三十餘斤あれども十餘斤を普通とし、煮て食し又鹽漬となして乾燥す▼鰲花魚　圓身にして短かく大頭大口小尾なり其の色は黃灰にして五六斤を普通とす、煮熟し又は鹽漬として食用に供す▼鯰　其の種類我が國のものに等しきも大なるものは百餘斤普通は十五六斤とす、色は黑黃のもの多く肉は煮食し、其の大なるものの皮は被服製作の用に供せらる▼胖頭魚　圓身にして白色なり、形は細鱗魚に類似し其の味細

鱗魚より美なり煮て食ふ、又、一に白魚と稱し、土俗は其の形の大小により大白魚、小白魚と區別す▼細鱗魚　圓身にして白色なり十斤內外のもの多し、專ら煮て食用に供す▼鮭　土俗大麻哈魚と稱し漁產中の第一位にあり土人の常食に供せらる、北滿隨所の河流之れを產せざるなく之れが漁業をなすものも亦多し、例年漁期に至れば河流は鮭魚を以つて充溢し自ら岸邊に潑ね上りて死するものを見る每度珍らしからざるなり、三姓以北のゴリツト人は此鮭の皮を製して衣服及び鞋を作るの用に供す、之れを魚皮韃子と名づく、普通一尾の重量は十斤より十五斤にして煮て食するものなきにあらざれども、鹽漬又は乾燥法により處理するもの多し▼鯿　土俗赤眼魚と稱す、鮭に比して其の數少なく一尾四五斤のものを普通とす▼干條魚　一に金頭代王と稱す、銳頭圓身にして小鱗を有し白色又は薄黃灰色のものあり煮て食し又は鹽を加へて乾燥し或は生のまま食用とす、普通二三十斤なれども大なるものは六七十斤あり▼搗子魚　一に烏子魚と稱す我國の鯇なり、色青白にして扁身、長さ四尺幅一尺に達するもの珍しからず、普通は十餘斤位にして煮て食用とす▼懷子魚　一に黃魚と稱し黃色にして大頭小尾扁身なり、主として煮て

食ふも亦鹽漬とするもの少なからず、普通十五六斤にして大なるものは七八十斤あり▼一逼花魚　鯁子魚と稱す、鯽魚に酷似し肉身厚きも形小なり專ら熟煮して食ふ味淡くして腥味を帶ぶ▼鱅　土俗鯽瓜子と稱し鯉に似て稍〻小さく恰も我國の鮒に類す、一二斤のもの多し▼鯁子魚　我國の鰔なり、體は黑色にして圓く其の尾は稍〻紅色を帶びて鱗大なり、左れど形は小にして重さ一斤に及ぶものなし。

松花江と牡丹江の眞珠

松花江の上流及び牡丹江本流に產する謂ゆる吉林地方產の眞珠は其の產額固より正確に知るを得ざるも、曾て淸朝時代萬壽節に朝廷より大小五千個の眞珠献納方を命ぜられ、百餘隻の漁船を以つて四十日間に其の全數を調達したりと云ふに見るも其の如何に豐富なるかを推知し得べく、將來眞珠貝の養殖事業は大に有望なるものなるべし、其の眞珠貝には牛蹄貝、綫貝の二種あり、牛蹄貝は烏貝に似て外面黑褐色を帶び大なるは長徑八寸短徑五寸にして最厚部は二寸餘あり稍〻楕圓形をなす、含有眞珠は概ね小形にして通俗に小米珠と稱せらる。　此牛蹄貝は多く

松花江の上流に產す。綫貝はマテ貝に似て外皮灰白色を呈し長さ七八寸にして幅一寸內外の扁柱狀をなし含有眞珠は往々大形なる優良品を出す、其等の眞珠の大さは普通直徑一分內外にして大なるものは三四分とす、價格固より一定せざれども大小品位に依り一粒二三圓より四五十圓に至るものとす、採集は概ね初夏及び秋季に行はるなり。吉林には專業の取扱者なく時計商、質商、骨董店、又は藥舖に於て販賣せり。

十一　滿洲水產の需給狀態

滿洲水產の需給狀態に就き緒方水產試驗場長の語る所によれば安東縣は冬季となれば釜山より鐵路にて輸入さるる外絕えて之れを見ざれど、夏季に至れば黃海沿岸の各地より漁船續々入港するが故に釜山及び朝鮮東海岸の鮮魚は殆んど之れなし、又、鹽魚、乾魚特に鹽鰤は支那人、朝鮮人共に需要多く尙ほ鐵路滿洲奧地へ輸送さるるもの甚だ多量なり。次に沿線中に於て日本人の水產物商が最も活氣あるは奉天なり、此地の水產物商は何れも相當の資產あり、城內なる支那人に卸賣

をなせり、城内には一定の魚市場なく他の商品と同じく露店を張り鹽魚乾魚を販賣しつつあるも其の賣高は侮るべからざるものあり、殊に奉天は本溪湖、遼陽、鐵嶺、開原、四平街、新民屯等の諸市場を控へ居れば將來水產物の販路は甚だ有望なりといふべきなり。次に長春に至れば釜山物及び內地物の數量漸次減少し松花江魚が漸次多きを加へ來れるを見る、長春の景氣は素晴らしきものなれば從つて料理店の繁昌も亦甚だしく一般に贅澤なるを以つて驚くべき高値なる內地物の鮪が百目一圓近きものが刺身となりて料理さるる有樣なり、此地にある松花江魚は殆んど哈爾賓より移送さるるものにして鯉、鯰、鮒、白魚及び露語にてオロシと稱するもの等とす、松花江魚以外のものは運輸系統の關係上釜山物は極めて少なく大連より來るもの多し、又、鹽魚類も多數輸入されつつあり。次に哈爾賓に至れば松花江魚の多數なるは勿論にして該江魚は大なるものありと聽く所なるが、一見するに及んで鯉の三尺前後のもの、鯰の四尺以上のものを山積しあるには一驚を喫したり、白魚は支那語にて日本の魚族に類似のものなし、露語のオロシは日本のカハハギに類似せる形態を有するも果して同族のものなるや否やは明かならず、由來

松花江魚は不味の評あるも現にオロシを試食したるに頗る美味にして海產魚に劣らざるなり、要するに我儕日本人には淡水魚の味に慣れざるがためなるべし。松花江魚は遼陽まで輸出さるるが長春驛の調査によれば一個年三百噸乃至三百五十噸にして北滿及び露國行は不明なるも蓋し數千噸に上るが如しといふ。次に營口は殆んご大連經由の內地のみなれば牛肉の廉價なるため鮮魚の需要は壓倒されつつあり、遼陽の魚族は鯉、鯰多きが如く白魚の群集も亦少なからず、此地の白魚は形態漁期其の他總て內地の白魚と同じく只大なる點だけ相違せり、彼の松花江の謂ゆる白魚とは相違せり卽ち全く種族を異にせり。營口は滿洲の開港地として最も古き歷史を有する地なれど、今や市況不振なれば水產物の如きも鹽乾魚の外は需要僅少にして專業の魚商立行かざる樣なり。

十二　東蒙古の水產業

東蒙古に於ける河流池沼に於ては諸種の魚族に富み開拓地方に在りては既に漁業に從事するもの少なからざれども、何れも滿漢人にして、蒙古人は殆んど之れ

なしといふべし、是れ蒙古人中には魚肉を食するものあれども多くは之れを嗜好せざるによる、其の滿漢人によりて漁業を營まるる主なる地方は洮兒河、西遼河、灤河、老哈河の上流等にして達里泊、月亮泡等魚を產する池沼少なからざれども漁業を營むもの寔に少なし。　魚族の種類は鱒、樺鱠、鯉、鮒、鯰其の他の雜魚にして漁期は解氷後結氷まで約五個月強の間なれども其の最も多く捕獲さるるは降雨出水の時とす、其の漁獲物は大部分は鹽漬とし又乾魚とするを常とす、是れ運輸機關備はらずして交通不便なるがためなり、但し洮兒河に於ては冬季に於ても漁業を繼續して之れを滿洲に輸出販賣せり。　漁撈方法は釣をなすものあれども一般釣具を用ゆること少なくして多くは漁網を使用す、漁網に二種あり一を打網と稱し一を引網と稱す、打網は我邦の河川に用ゆるものと大差なく用法亦同じ。　引網は河の全幅又は其の一部に敷沈し、數人又は十數人にて數艘の小舟に乘じ其の內の二艘乃至三艘は網の所に在りて監視し、他の漁舟は幅三尺內外の長き網を用ひて數町を隔たりたる所より魚族を追ひ集め引網の附近に至り協力してその網を引くなり。　今其の主なる漁業地を擧ぐれば左の如し。

農安縣　本縣の境界を流るる驛馬河及び伊通河並に老邦土泡、圓泡、伯利江子泡の三湖は魚族産すれども其の漁獲甚だ少なく大賚縣より供給の多くを仰ぐ、本縣の北部を流るる松花江は水深大ならざるを以つて支那人の好める漁撈法に適せず、といふ、此地の漁民は網を曳かずして之れを一定の場所に張り置くものにして比較的に漁獲あり。

遼源縣　遼源縣内にある玻璃湖卽ち溫都魯王府管内なる玻璃山附近にある玻璃湖には多くの魚族産するを以つて鄭家屯の魚城公司は王府より之れを借入れ一個年四千元の税金を納付して漁業權を得、漁業をなしつゝあり。

臚濱縣　本縣内にある達賴諾爾一名呼倫池は巴爾虎に在り巴爾虎とは蒙古語にて異敎信者の意にして喇嘛敎を奉せざるものゝ住する地方の謂なり、滿洲里を南に去ること約十一邦里支那馬車により六時間乃至六時間半にて湖畔に達す(漁獲物を運搬する馬車は十二時間を費す)同湖は交通不便なる山間に在るを以て人口に膾炙するに至らず其大小すら知るもの甚だ稀なり、然れども身一たび湖畔に立ちて滿々たる湖面を望む時は思はず其偉大なるに一驚を喫すべし、卽ち對岸は

煙靄の中に青黛の如く屹立せる一岬角を認め得るに過ぎず、其他は總て視界の彼方に沒して只渺茫たる水平線の眼に映ずるのみなり、試みに其廣袤を聞くに東西四十露里、南北七十露里、周圍の里程は明らかならざれども之れを一周するには支那馬車にて八日間を要すと云ふ、水質は淡水にして淡褐色を呈し餘り透明ならず少量の曹達を含有す同湖は其南方車臣汗と巴爾虎との境界線上に横はれる布伊爾諾爾(普通地圖には貝爾湖と稱す)と烏爾順河に依て聯接す、此他同湖に流入する河流に克魯倫河あり、額爾吉納河は達賴諾爾の排水口にして北流して、シルカに合して黑龍江となる、滿洲里より達賴諾爾に達する通路は全く漁場往復のために設けられたるものにして支那馬車の來往するもの尠なからず、滿洲里を距る約二邦里の地點に少許の坂路ある外概して勾配極めて弛緩なる大陸的山路にして寧ろ坦道と稱するに當れりとす、途上更らに河川、溪流、森林若しくは樹木なく山野は一面に短かき雜草叢生し更らに人家を見ず萬目の光景頗る荒寥たり。

▼漁業の沿革　達賴諾爾の漁業は久しく世人の顧みる所とならず、僅に附近を漂泊する蒙古人が極めて原始的の漁撈方法(傳ふる所によれば湖岸に近く游泳す

る魚類を陸上より棍棒にて撲殺したりと云ふ、以て如何に魚族の豐富なりしを知るに足らん)にて漁穫し食料に供せしに過ぎず、然るに數年前黑龍江省將軍府は同湖が魚族に富めるを知り、同將軍府直屬の漁業公司を起し約三年間漁撈に從事したれども明治四十五年第一回支那革命亂蜂起の際巴爾虎(古倫貝爾)も亦蒙古諸王と共に獨立し、達賴諾爾漁業の許可權は同政廳に移れり、大正二年中古倫貝爾將軍勝福の許可を得て日本人安生順一及び露人バシマーキン氏の兩名二個所の漁場を開始せり、之れを同湖に於ける和人漁業の嚆矢とす然るに爾來年を閱みすること僅に數年目下漁場の數十三個所權利者六人の多きに達せりと云ふ、此他達賴諾爾と布伊諾爾とを連結する烏爾順河に沿うて三十個所の漁場ありて之れが權利者二十五人中本邦人片岡林吉(滿洲里在留民)あり、而して現に達賴諾爾及び烏爾順河の漁場に於て漁穫する高は一個年約六十萬布度(卽ノ一萬噸)に達し、一布度平均一留五十哥として採算するときは其金額概算九十萬留に達すべしと云ふ。

▼貝爾湖(布伊爾諾爾)も亦魚族豐富にして歐洲戰爭開始前漁業權を得たる獨逸人ありしが大正五年初め其期間滿了せりとなり。

▼魚族及漁撈方法　達頼諾爾にて漁穫する魚族は鯉、鯽、バイク(露名)鯰及、タイメニ等にして其他の魚族は擧げて數ふるに足らず、鯉及大竹籤魚即ちバイクは最も珍重せられ、滿洲里に於ける市價は左の如し。

冬季	鯉	一布度に付	三留三〇哥—三留四〇哥
	大竹籤魚	同	二、五〇—二、六〇
夏季	鯉	同	一、〇〇—一、五〇
	大竹籤魚	同	五〇—〇、六〇

鯉は目の下一尺七八寸のものなれば十尾、一尺計りのものなれば十七八尾にて一布度の重量を有す、而して鯉は殆んど其價値を認められず五六寸乃至七八寸の大さにて夏季漁場渡し一布度に付僅かに十五哥とす、漁具は夏季、冬季共に引網を用ひ夏季は一日に五回乃至六回冬季は二日間に一回の割合にて漁穫に從事す、夏期の漁撈方法は内地の引網と異なる所なしと雖、冬季は厚さ三四尺の堅氷湖面を覆ふが故に漁夫は投網口、引揚口及び氷上各所に小孔を穿ち此等孔穴に依て引網を投下し且つ順次に氷下に擴げ後之れを引揚ぐること夏季の引網と異なることな

しと而して夏の漁季は五月より十月に至る六ヶ月とし冬の漁季は十一月より三月に至る五ヶ月とす、結氷期並に解氷期間は漁撈の作業に從事すること能はざる由なり、漁網は歐洲戰爭開始以前、獨逸よりの輸入品を用ひたるが、現時獨逸製漁網の輸入杜絶せるを以て漸次本邦製綿絲網を使用するに至るべく、安生氏は名古屋網太(屋號)より直輸入せる綿絲網を自ら使用せるのみならず其販賣にも從事す、因に安生漁場にて使用せる網は長さ三百八十尋深さ四尋のものなりと云ふ。

▼販路　達賴諾爾にて漁穫せる魚類は悉く支那荷馬車に積みて之れを滿洲里に輸送し同地より鐵路西伯利各地は勿論莫斯科へも輸送し、同地市場に於て達賴諾爾物として特別の相場を有するに至れり、尤も西伯利系鐵道諸線には未だ冷藏貨車若くは魚類專用車を運轉せざるが故に、鐵路遠隔の地へ輸送するは冬期中魚類の凝結せる時に限り、夏季には腐敗の恐れあるが故に滿洲里にて同市附近の需要に應ずるに過ぎず、之れ夏季は供給需要に超過するため冬季との間に市價に多大の懸隔ある所以にして、漁業家も亦夙に此點に留意して漁場には必ず生簀を設備し夏季漁穫せる魚族を貯藏し冬季之れを市場に搬出す、然れども生簀は相當の

大さを要するのみならず、結氷期又は解氷期に際し流水のために破壞せらるる恐れあり、且つ生簀に放養せる魚族は再び之れを捕穫する手數を要するを以て陸上に一大冷藏庫を造り冬期湖上の氷を切取りて之れを庫內に運び入れ以て夏季漁穫物貯藏の用に供せんとの計畫もありと云ふ、或は生簀よりも進步したる方法なるべきか。

▲安生漁場　安生順一氏の漁場は達賴諾爾西岸にありて延長約一邦里に亙る區域を租借し年額六百留の借料を支拂ひ居れり、同漁區は二つに分割せられ一は安生氏自ら經營し他は支那人に轉貸し漁具漁夫一切の經費は借受主の自辨にて漁穫高の六分を與へ四分を自ら收得するの條件なりと云ふ、安生氏自營の漁場には監督者日本人二名、漁夫支那人、朝鮮人合計二十六名勞働に從事し居れり。

▲達賴諾爾漁業の將來　輓近勃興せる達賴諾爾及び烏爾順河の漁業は滿洲里の經濟界を風靡するやの觀ありて資本を要する事業家は皆漁業に手を染め邊都小都會の視聽を集注し終に『達賴諾爾の漁業』なる呼聲は莫斯科市場を撼かすに至れり、然れども如何に其聲の大にして滿洲里住民の熱狂極度に達するとも一湖水

内の事業なれば極東海河に於ける漁業と拮抗して其産額を爭ふ能はざるは議論の餘地なき所なり、特に漁場數急激に増加し何等制規の律すべきものなきが故に、漁穫の結果として魚族滅盡せざるまでも次第に小なるもののみなり、漁穫物の聲價を損すべきは想像するに難からず、此時に當つて急造の素人漁業家中には經營の方法を誤り損失を招ぎ遂には漁業より手を引くものを生ずるに至るべしと考へらる、現に露人の有權者中には一二年間思はしき利益を見る能はざりしため漁業を斷念して權利を他に讓渡したるものありと云ふ、經驗ある本邦漁業家にして斯かる時期の到來を俟たば思はざる利權を穫得することあるべきなり。

東蒙古の眞珠

東蒙古の河川には魚類以外に貝類を產す、其の種類は我が邦に於ける烏貝、蜆、田螺の類にして烏貝の中には往々にして眞珠を產す、此烏貝は西遼河の支流にして鄭家屯の西北にあるタクチモ河に多く產す、此河は全長僅かに五六里なれども比較的水量多く且つ往々にして水深の數丈に達する所あり、此河は達爾罕旗の所轄

に屬し、溫都魯王府の監視する所にして滿漢民の入るを許さざるがため珍らしき老大なる烏貝多し、中には一個の重量三百匁餘のものもありといふ。又、溫都魯王府內なる玻璃湖にも多く烏貝を產するが、是れ亦往々にして眞珠ありといふ。

滿蒙通覽中編終

大正七年十二月二日印刷
大正七年十二月五日發行

上中下編 三冊
定價金貳拾五圓

中編定價金九圓

不許複製

滿蒙通覽中編奥付

編纂者　大連市山縣通
福昌公司調査部
右代表者
大内逸朗

發行者　東京市日本橋區數寄屋町一番地
濱井松之助

印刷者　東京市麴町區有樂町二丁目一番地
吉原良三

發兌元　東京日本橋區數寄屋町一番地（振替東京一三七五番 電話本局三七三七番 電話本局四二八九番）大阪屋號書店
京城本町一（振替京城二五七三番 電話六八四番 電話二〇八六番）大阪屋號書店

發賣元　大連大山通（振替大連五五番 電話六〇八番 電話六八八番）大阪屋號書店
釜山大廳町（振替京城二八〇九番 電話四九五番）大阪屋號書店

同　旅順青葉町（振替大連八五番 電話三五一番）大阪屋號書店
鐵嶺東大街（振替大連六六五番 電話一四四番）大阪屋號書店

—東京丸之内報文社印刷—